

旧上瀬谷通信施設地区
土地区画整理事業

環境影響評価準備書

令和3年6月

横 浜 市

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図 (タイル) を加工して作成したものである。

はじめに

旧上瀬谷通信施設地区は、平成27年6月に返還された米軍施設跡地であり、東名高速道路や一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している、首都圏においても大変貴重な広大な土地です。

戦後約70年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって自由な土地利用が制限されており、市街化が抑制されてきました。そのため、横浜市郊外部の活性化や地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業は、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性、交通アクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を図るものです。

本事業は、「環境影響評価法施行令」（平成9年12月政令第346号）第1条に定める第一種事業に該当することから、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第3条の2に基づき、「土地区画整理事業に係る計画段階環境配慮書作成の技術手引き」（国土交通省都市局市街地整備課平成25年11月）を参考に、計画段階環境配慮書として取りまとめ、令和2年1月15日に公告するとともに、横浜市長宛てに送付し、令和2年2月14日まで縦覧を行いました。

その後、計画段階配慮事項等を踏まえて、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第5条に基づき、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法を記載した環境影響評価方法書（以下、「方法書」といいます。）として取りまとめ、令和2年7月21日に公告するとともに、横浜市長と神奈川県知事宛てに送付し、令和2年9月3日まで縦覧等を行いました。

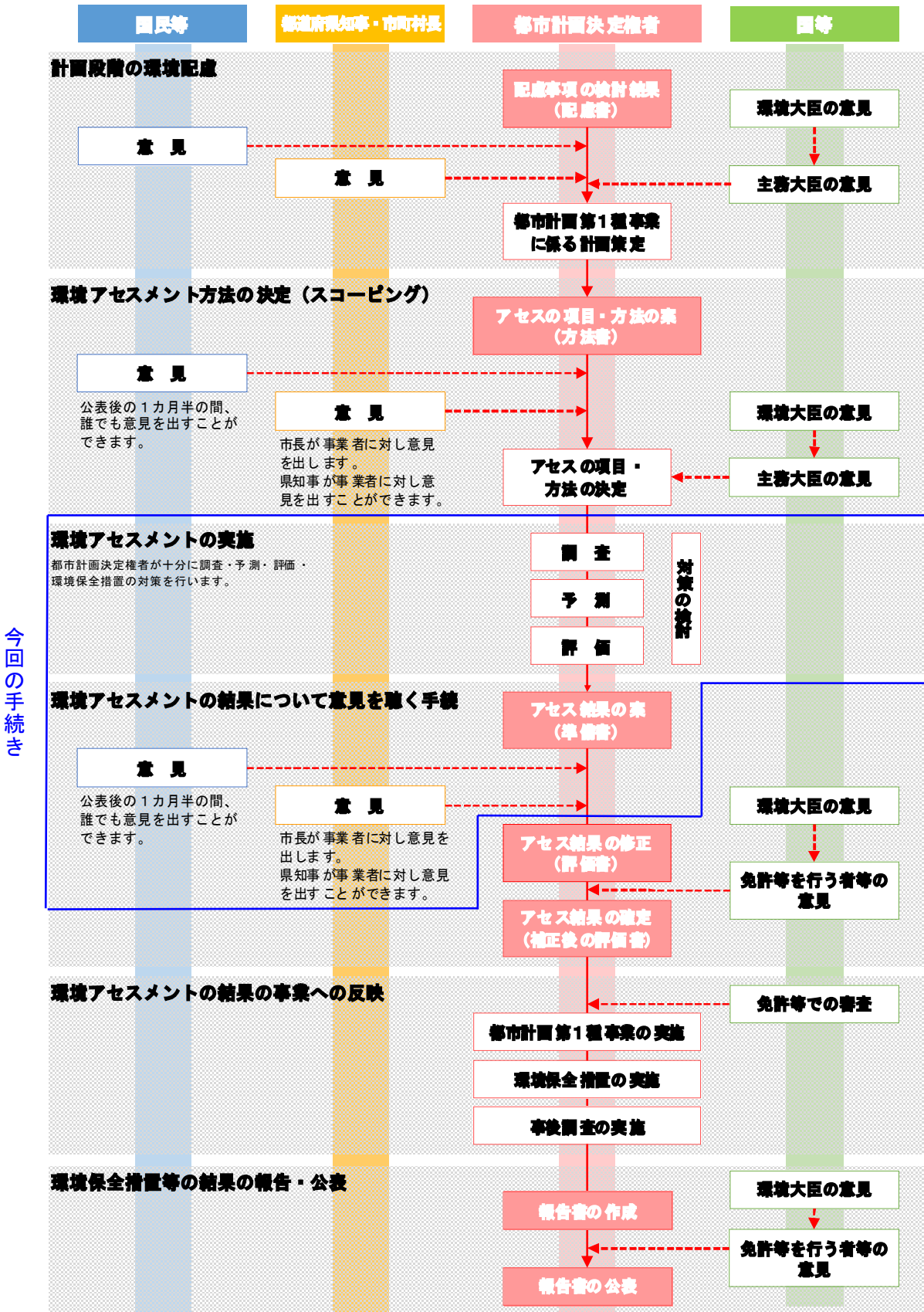
今回、方法書及び方法書に対する横浜市長、神奈川県知事及び一般からの意見等を踏まえて、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第14条に基づき、都市計画対象事業に係る調査、予測及び評価を行った結果等を記載した環境影響評価準備書として取りまとめました。

なお、「環境影響評価法」（平成9年6月法律第81号）第38条の6第1項に基づき、環境影響評価その他の手続は、当該都市計画に係る都市計画決定権者が当該第一種事業を実施しようとする者に代わり行います。

今後、環境影響評価項目の調査、予測及び評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、公告し、縦覧に供するとともに、インターネット等による公表及び説明会を開催します。いただいた意見を勘案し、検討を行ったうえで、本事業に係る環境影響評価を進めてまいります。

なお、本書の作成にあたって、環境影響評価の対象となる都市計画対象土地区画整理事業については「都市計画対象事業」と記述することとし、「都市計画対象事業」の実施する区域については、「対象事業実施区域」と記述することとします。

環境影響評価の手続の流れ



注1：「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。 ← 手続の主な流れ ← 手続への関わり

資料：「環境アセスメント制度のあらまし」（環境省ホームページ 令和3年4月閲覧）をもとに作成

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（計画段階環境配慮書 関連）

項 目	日 付	備 考
計画段階環境配慮書の送付	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の公告	令和2年1月15日	
計画段階環境配慮書の縦覧	令和2年1月15日～2月14日	縦覧期間：30日
環境の保全の見地からの意見の受付	令和2年1月15日～2月14日	意見書：4通
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年1月28日 会場：関内中央ビル	意見聴取、 配慮書の説明
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年2月10日 会場：関内中央ビル	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和2年2月28日 会場：関内中央ビル	審査会意見確認
市長の意見 受領	令和2年3月10日	
環境大臣の意見	令和2年3月13日	
市長の意見 公告	令和2年3月25日	
市長の意見 閲覧	令和2年3月25日～4月8日	閲覧期間：15日
主務大臣の意見	令和2年3月31日	主務大臣： 国土交通大臣

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（方法書 関連）

項 目	日 付	備 考
方法書の送付	令和2年7月21日	
方法書の公告	令和2年7月21日	
方法書の縦覧	令和2年7月21日～9月3日	縦覧期間：45日
環境の保全の見地からの意見の受付	令和2年7月21日～9月3日	意見書：164通
神奈川県環境影響評価審査会（1回目）	令和2年7月27日 会場：産業貿易センター	諮問、 方法書の説明
横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年7月31日 会場：横浜市庁舎	諮問、 方法書の説明
方法書説明会（1回目）	令和2年8月1日 会場：瀬谷公会堂	(仮称)都市高速鉄 道上瀬谷ライン整 備事業 と同時に 開催
方法書説明会（2回目）	令和2年8月2日 会場：旭公会堂	
方法書説明会（3回目）	令和2年8月4日 会場：旭公会堂	
方法書説明会（4回目）	令和2年8月5日 会場：瀬谷公会堂	
神奈川県環境影響評価審査会（2回目）	令和2年8月27日 会場：産業貿易センター	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年9月3日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和2年9月28日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（3回目）	令和2年9月29日 会場：産業貿易センター	事業者補足説明
神奈川県環境影響評価審査会（4回目）	令和2年10月22日 会場：産業貿易センター	答申案の検討
横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和2年10月26日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
知事の意見 受領	令和2年11月10日	
横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和2年11月24日 会場：横浜市庁舎	事業者補足説明
横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和2年12月7日 会場：横浜市庁舎	答申案
市長の意見 受領	令和2年12月16日	
市長の意見 公告	令和2年12月25日	
市長の意見 縦覧	令和2年12月25日～ 令和3年1月25日	閲覧期間：30日

目 次

第 1 章 都市計画決定権者の名称等	1-1
1. 1 都市計画決定権者の名称.....	1-1
1. 2 都市計画対象土地地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所.....	1-1
第 2 章 都市計画対象事業の目的及び内容	2-1
2. 1 都市計画対象事業の名称及び種類.....	2-1
2. 2 都市計画対象事業の目的.....	2-1
2. 3 都市計画対象事業の概要.....	2-1
2. 3. 1 対象事業実施区域の位置及び規模.....	2-1
2. 3. 2 都市計画対象事業の内容.....	2-5
2. 3. 3 都市計画対象事業の工事計画.....	2-15
2. 3. 4 関係車両の主な走行ルート.....	2-20
2. 3. 5 今後のスケジュール.....	2-22
2. 3. 6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について.....	2-23
2. 3. 7 都市計画対象事業の背景及び経緯.....	2-27
第 3 章 対象事業実施区域及びその周辺の概況	3-1
3. 1 調査対象地域等の設定.....	3-1
3. 2 自然的状況.....	3-2
3. 2. 1 大気環境の状況.....	3-2
3. 2. 2 水環境の状況.....	3-16
3. 2. 3 土壌及び地盤の状況.....	3-26
3. 2. 4 地形及び地質の状況.....	3-33
3. 2. 5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況.....	3-55
3. 2. 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況.....	3-95
3. 3 社会的状況.....	3-103
3. 3. 1 人口及び産業の状況.....	3-103
3. 3. 2 土地利用の状況.....	3-106
3. 3. 3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況.....	3-119
3. 3. 4 交通の状況.....	3-122
3. 3. 5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況.....	3-128
3. 3. 6 下水道の整備状況.....	3-144
3. 3. 7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況.....	3-145
3. 3. 8 文化財等の状況.....	3-148
3. 3. 9 その他の事項.....	3-157

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法	4-1
4.1 計画段階配慮事項の選定.....	4-1
4.2 調査、予測及び評価の手法.....	4-5
第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果	5-1
5.1 地盤.....	5-1
5.1.1 現況調査.....	5-1
5.1.2 予測.....	5-1
5.1.3 評価.....	5-3
5.2 土壌.....	5-4
5.2.1 現況調査.....	5-4
5.2.2 予測.....	5-6
5.2.3 評価.....	5-7
5.3 動物.....	5-8
5.3.1 現況調査.....	5-8
5.3.2 予測.....	5-8
5.3.3 評価.....	5-13
5.4 植物.....	5-14
5.4.1 現況調査.....	5-14
5.4.2 予測.....	5-15
5.4.3 評価.....	5-17
5.5 生態系.....	5-18
5.5.1 現況調査.....	5-18
5.5.2 予測.....	5-19
5.5.3 評価.....	5-21
5.6 景観.....	5-22
5.6.1 現況調査.....	5-22
5.6.2 予測.....	5-27
5.6.3 評価.....	5-28
5.7 人と自然との触れ合いの活動の場.....	5-29
5.7.1 現況調査.....	5-29
5.7.2 予測.....	5-29
5.7.3 評価.....	5-32
第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	6-1
6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解.....	6-1
6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解.....	6-3
6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解.....	6-5

第 7 章 方法書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解	7-1
7.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解.....	7-1
7.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解.....	7-3
7.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解....	7-5
第 8 章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法	8-1
8.1 環境影響評価項目の選定.....	8-1
8.2 調査、予測及び評価の手法.....	8-9
8.2.1 大気質.....	8-9
8.2.2 騒音及び振動.....	8-22
8.2.3 水質及び底質.....	8-33
8.2.4 地下水及びその他の水環境に係る環境要素.....	8-39
8.2.5 地盤及び土壌.....	8-46
8.2.6 動物.....	8-51
8.2.7 植物.....	8-59
8.2.8 生態系.....	8-62
8.2.9 景観.....	8-64
8.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場.....	8-68
8.2.11 廃棄物等及び温室効果ガス.....	8-73
8.2.12 地域社会.....	8-75
8.2.13 文化財等.....	8-79
8.3 専門家の助言の内容及び専門分野.....	8-80
第 9 章 環境影響評価の調査結果並びに予測及び評価の結果	9.1 (大気) -1
9.1 大気質.....	9.1 (大気) -1
9.1.1 調査結果の概要.....	9.1 (大気) -1
9.1.2 予測及び評価の結果.....	9.1 (大気) -15
9.2 騒音.....	9.2 (騒音) -1
9.2.1 調査結果の概要.....	9.2 (騒音) -1
9.2.2 予測及び評価の結果.....	9.2 (騒音) -8
9.3 振動.....	9.3 (振動) -1
9.3.1 調査結果の概要.....	9.3 (振動) -1
9.3.2 予測及び評価の結果.....	9.3 (振動) -9
9.4 水質.....	9.4 (水質) -1
9.4.1 調査結果の概要.....	9.4 (水質) -1
9.4.2 予測及び評価の結果 (水の濁り)	9.4 (水質) -15
9.4.3 予測及び評価の結果 (水の汚れ)	9.4 (水質) -25
9.5 底質.....	9.5 (底質) -1
9.5.1 調査結果の概要.....	9.5 (底質) -1
9.5.2 予測及び評価の結果.....	9.5 (底質) -5

9.6 地下水.....	9.6 (地下水) -1
9.6.1 調査結果の概要.....	9.6 (地下水) -1
9.6.2 予測及び評価の結果.....	9.6 (地下水) -5
9.7 その他の水環境に係る環境要素.....	9.7 (その他の水環境) -1
9.7.1 調査結果の概要.....	9.7 (その他の水環境) -1
9.7.2 予測及び評価の結果.....	9.7 (その他の水環境) -6
9.8 地盤.....	9.8 (地盤) -1
9.8.1 調査結果の概要.....	9.8 (地盤) -1
9.8.2 予測及び評価の結果.....	9.8 (地盤) -13
9.9 土壌汚染.....	9.9 (土壌汚染) -1
9.9.1 調査結果の概要.....	9.9 (土壌汚染) -1
9.9.2 予測及び評価の結果.....	9.9 (土壌汚染) -8
9.10 動物 (水生生物を含む)	9.10 (動物) -1
9.10.1 調査結果の概要.....	9.10 (動物) -1
9.10.2 予測及び評価の結果.....	9.10 (動物) -100
9.11 植物.....	9.11 (植物) -1
9.11.1 調査結果の概要.....	9.11 (植物) -1
9.11.2 予測及び評価の結果.....	9.11 (植物) -34
9.12 生態系.....	9.12 (生態系) -1
9.12.1 調査結果の概要.....	9.12 (生態系) -1
9.12.2 予測及び評価の結果.....	9.12 (生態系) -12
9.13 景観.....	9.13 (景観) -1
9.13.1 調査結果の概要.....	9.13 (景観) -1
9.13.2 予測及び評価の結果.....	9.13 (景観) -22
9.14 人と自然との触れ合いの活動の場.....	9.14 (人触れ) -1
9.14.1 調査結果の概要.....	9.14 (人触れ) -1
9.14.2 予測及び評価の結果.....	9.14 (人触れ) -22
9.15 廃棄物等.....	9.15 (廃棄) -1
9.15.1 調査結果の概要.....	9.15 (廃棄) -1
9.15.2 予測及び評価の結果.....	9.15 (廃棄) -2
9.16 温室効果ガス.....	9.16 (温効果ガス) -1
9.16.1 調査結果の概要.....	9.16 (温効ガス) -1
9.16.2 予測及び評価の結果.....	9.16 (温効ガス) -4
9.17 地域社会.....	9.17 (地域) -1
9.17.1 調査結果の概要.....	9.17 (地域) -1
9.17.2 予測及び評価の結果.....	9.17 (地域) -46
9.18 文化財等.....	9.18 (文化財) -1
9.18.1 調査結果の概要.....	9.18 (文化財) -1
9.18.2 予測及び評価の結果.....	9.18 (文化財) -4

第 1 0 章 環境保全措置の検討.....	10-1
第 1 1 章 事後調査.....	11-1
第 1 2 章 総合評価.....	12-1
第 1 3 章 環境影響を受ける範囲と認められる地域.....	13-1
第 1 4 章 環境影響評価の受託者の名称.....	14-1

資料編（別冊）

資料9.1 大気質.....	資料 大気-1
資料9.2 騒音.....	資料 騒音-1
資料9.3 振動.....	資料 振動-1
資料9.6 地下水.....	資料 地下水-1
資料9.9 土壌汚染.....	資料 土壌汚染-1
資料9.11 植物.....	資料 植物-1
資料9.17 地域社会.....	資料 地域-1

第1章 都市計画決定権者の名称等

1.1 都市計画決定権者の名称

横浜市

1.2 都市計画対象土地区画整理事業を実施しようとする者の氏名及び住所

(1) 名称

横浜市

(2) 代表者の氏名

横浜市長 林 文子

(3) 主たる事務所の所在地

神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

第2章 都市計画対象事業の目的及び内容

2.1 都市計画対象事業の名称及び種類

名称：旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

種類：土地区画整理事業

2.2 都市計画対象事業の目的

旧上瀬谷通信施設地区は、神奈川県横浜市旭区と瀬谷区にまたがり、東名高速道路や一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）等に近接している、首都圏でも貴重な広大な土地です。

対象事業実施区域は面積約248.5haで、全体的にほぼ平坦な地形で、豊かな自然環境や広々とした農地景観が保たれている環境特性、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かし、都市農業の振興と都市的土地利用を両立させた土地利用を進めることで、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点の形成を目指します。また、公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地区画整理の手法を用いて土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行います。

2.3 都市計画対象事業の概要

2.3.1 対象事業実施区域の位置及び規模

対象事業実施区域は、図2.3-1～図2.3-3に示すとおりであり、神奈川県横浜市旭区上川井町、並びに同瀬谷区上瀬谷町北町、瀬谷町及び中屋敷三丁目にまたがる場所に位置しています。

また、相模鉄道本線（以下、「相鉄本線」といいます。）瀬谷駅の北約1.5km、東急電鉄田園都市線（以下、「東急田園都市線」といいます。）南町田グランベリーパーク駅の南南東約1.5km、小田急電鉄江ノ島線（以下、「小田急江ノ島線」といいます。）鶴間駅の東約2.2kmに位置し、東名高速道路の横浜町田インターチェンジからは約0.7km、一般国道16号（保土ヶ谷バイパス）上川井インターチェンジから約0.3km（いずれも、対象事業実施区域の近接端までの距離）のところにあります。

規模は、図2.3-4に示す範囲であり、面積は約248.5haです。なお、環境影響評価方法書では、面積は約242haとしておりましたが、隣接する道路の一部を対象事業実施区域に加えたこと、詳細測量を実施し面積が確定したことから増加となっています。

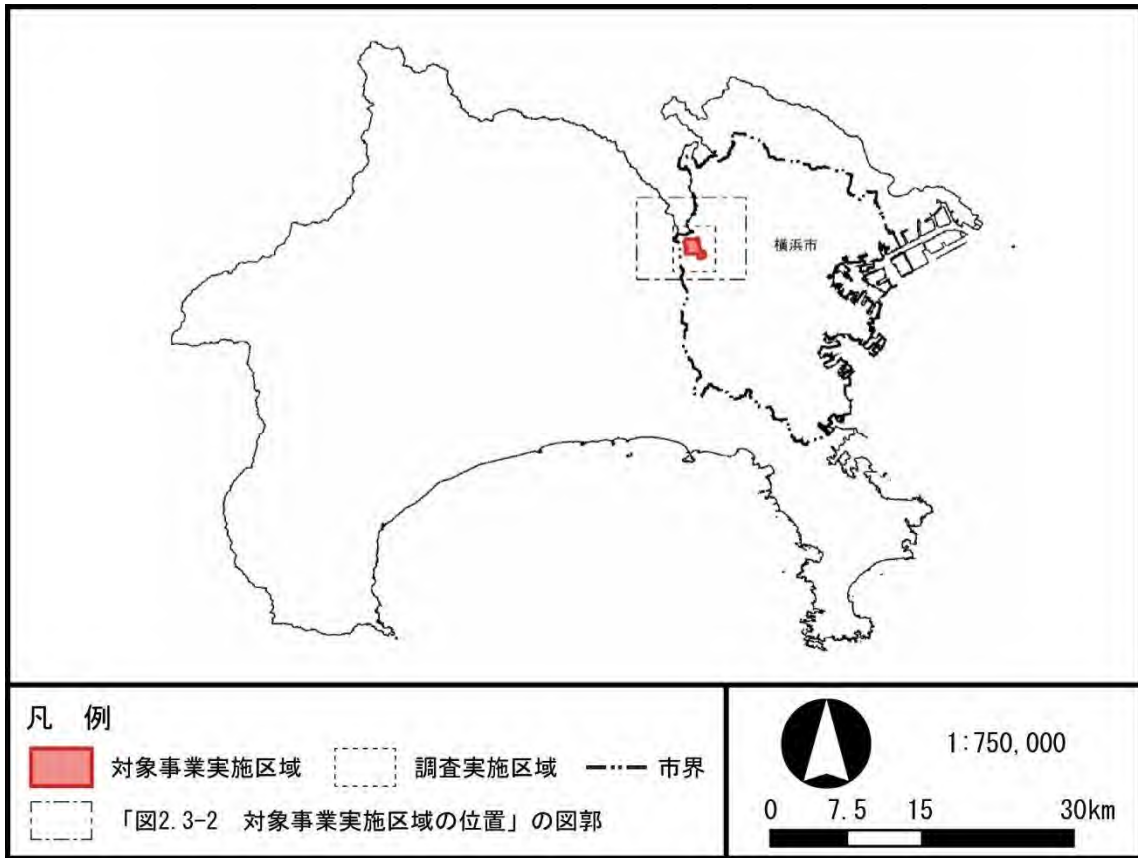


図 2. 3-1 神奈川県における対象事業実施区域の位置図



図 2. 3-2 対象事業実施区域の位置

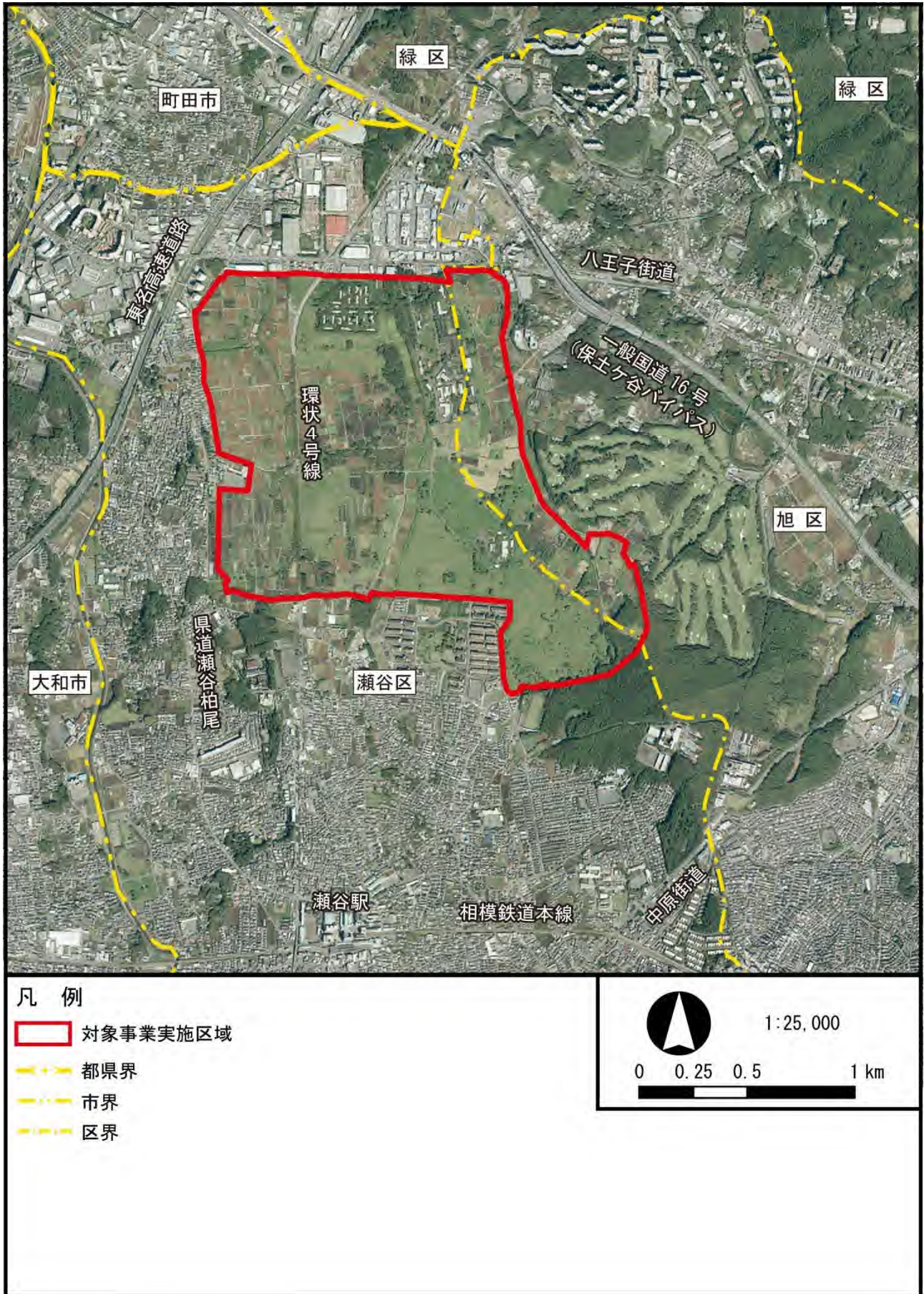


図 2.3-3 航空写真



図 2.3-4 都市計画対象事業の規模

2.3.2 都市計画対象事業の内容

(1) 土地利用計画の基本方針

土地利用計画の基本方針は、P. 2-32 に示す「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、表 2.3-1 に示すとおりです。

表 2.3-1(1) 土地利用計画の基本方針（基本方針）

基本方針	<p>郊外部の新たな活性化拠点の形成に向け、次の4つのゾーンを配置します。</p> <p>①農業振興ゾーン 営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</p> <p>②公園・防災ゾーン 国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</p> <p>③観光・賑わいゾーン 広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</p> <p>④物流ゾーン 交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</p> <p>各ゾーンが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。</p>
------	--

表 2.3-1(2) 土地利用計画の基本方針（土地利用ゾーンの配置の考え方）

土地利用ゾーンの配置の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のまとまりのある農地をいかし、旭区、瀬谷区それぞれに「農業振興ゾーン」を配置します。 ・瀬谷市民の森や和泉川源流域などの現況の環境に配慮し、「公園・防災ゾーン」を対象事業実施区域の南東側に配置します。 ・周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」は、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。 ・「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。
----------------	---

この土地利用計画の基本方針を踏まえ検討を深度化し、図 2.3-5 に示すとおり土地利用計画図としてまとめました。また、土地利用面積は表 2.3-2 に、代表的な模式断面は図 2.3-6 に示すとおりです。

土地利用計画図の地区、用地の考え方は次のとおりです。

旭区と瀬谷区それぞれに「農業振興地区」を配置することで、新たな都市農業モデルとなる拠点の形成を図ります。

「観光・賑わい地区」では、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わい拠点の形成を図ります。

「物流地区」では、広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点の形成を図ります。

「公益的施設用地」を配置し、国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点の形成を図ります。

また、対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要へ対応するため、相鉄本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）の検討を進めている「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の関連用地として「交通施設用地」を配置します。

都市計画対象事業に係る環境影響評価は、この土地利用計画図に基づいて実施していきます。

なお、この土地利用計画図は現在検討中のものであり、関係機関との協議及び詳細設計により変更する可能性があります。

表 2.3-2 土地利用面積

土地利用地区	面積	割合
農業振興地区※ ¹	約 53.4 ha	約 21.5 %
観光・賑わい地区	約 89.8 ha	約 36.1 %
物流地区	約 23.1 ha	約 9.3 %
公益的施設用地（公園・防災等用地）※ ²	約 47.2 ha	約 19.0 %
交通施設用地	約 7.7 ha	約 3.1 %
調整池	約 3.5 ha	約 1.4 %
道路等	約 23.8 ha	約 9.6 %
合計	約 248.5 ha	100.0 %

※¹：面積には、農業振興地区に整備する農道等を含みます。

※²：面積には、公園内に整備する調整池を含みます。

注：関係機関との協議及び詳細設計により数値は変更となる可能性があります。

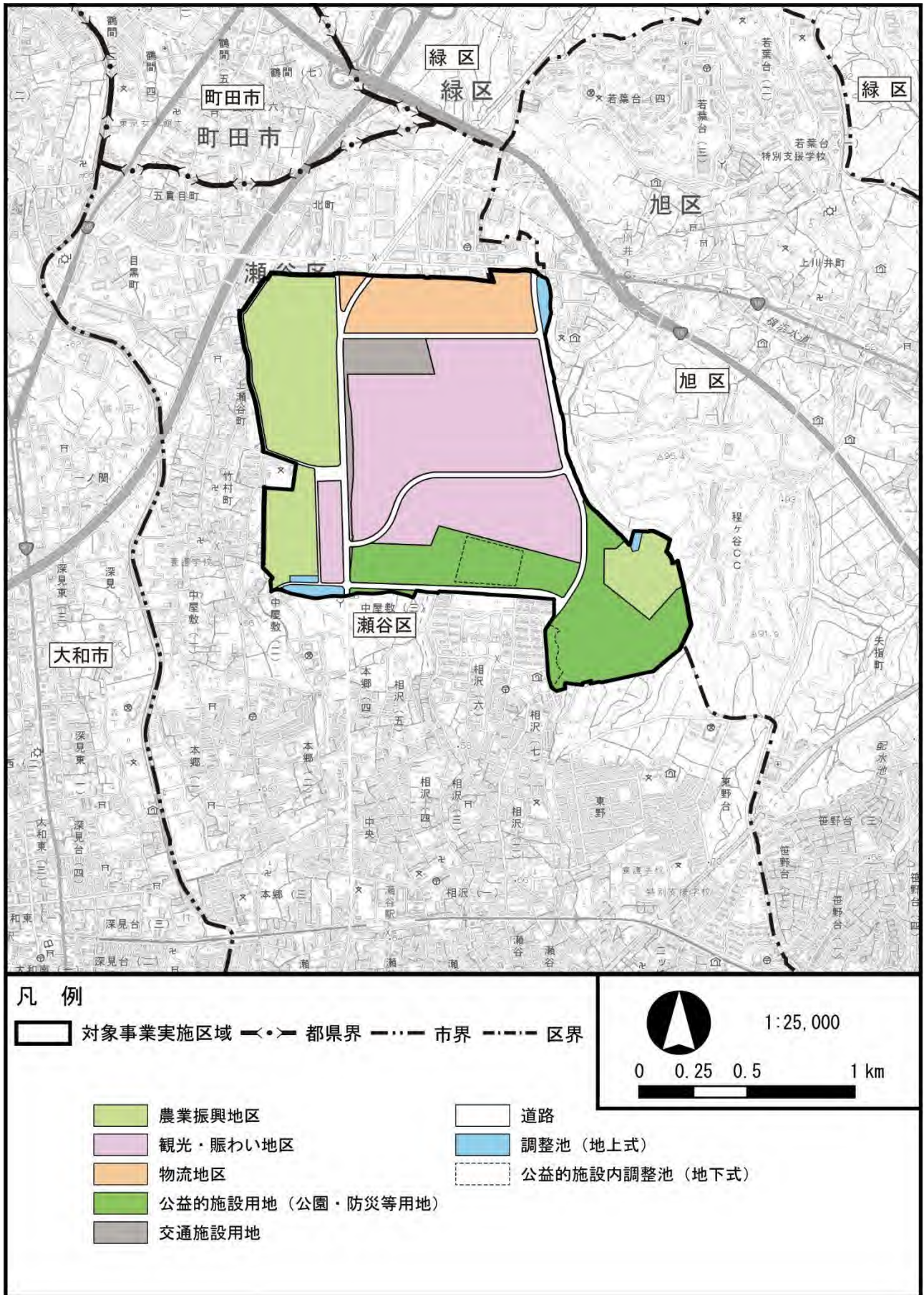


図 2.3-5 土地利用計画図

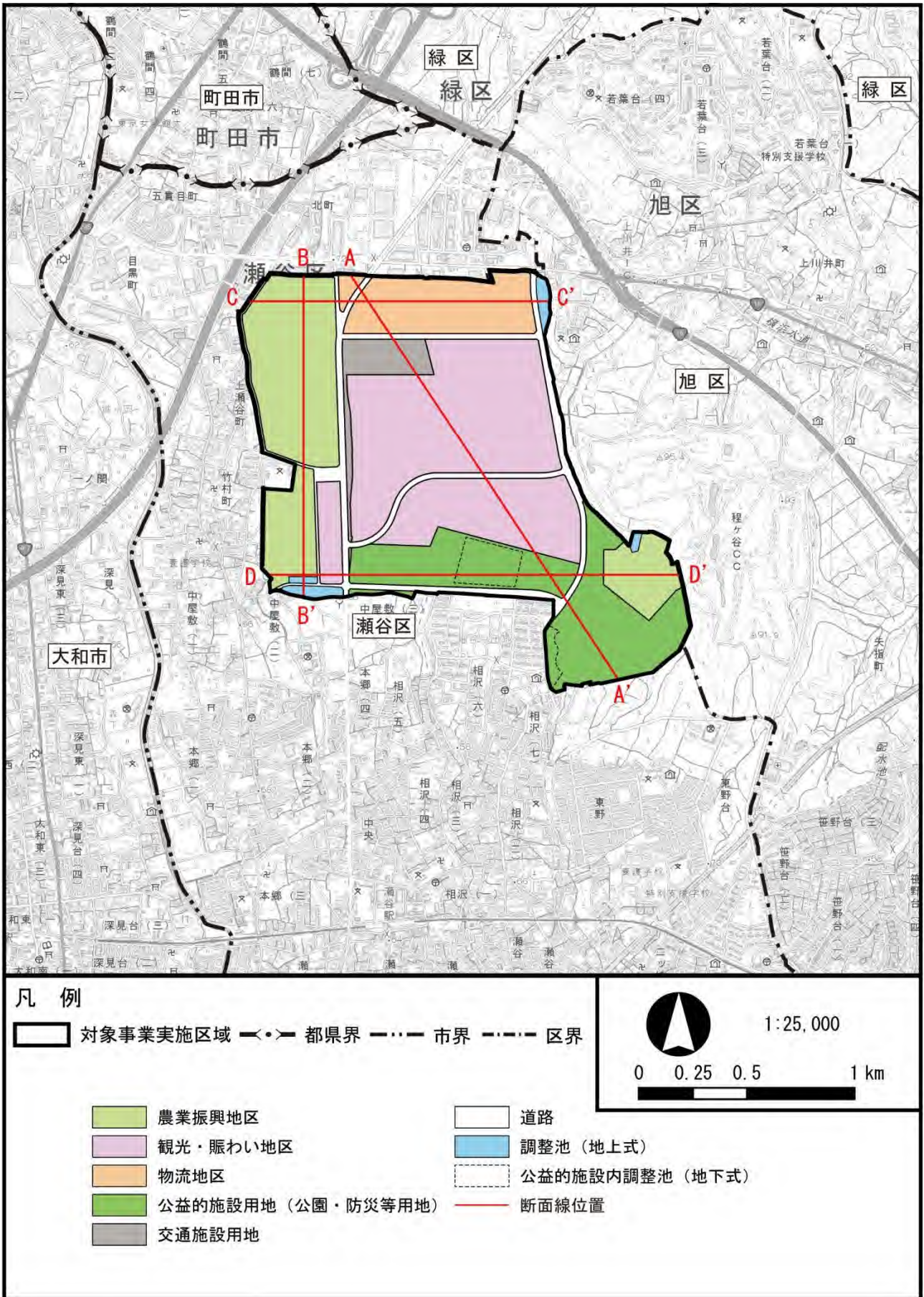


図 2.3-6(1) 断面の位置

A-A' 断面

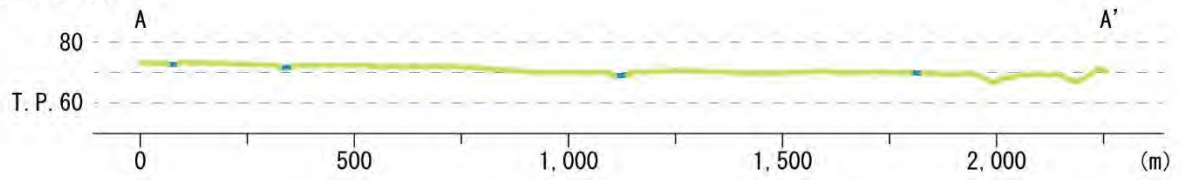


图 2.3-6 (2) 模式断面图 (A - A')

B-B' 断面

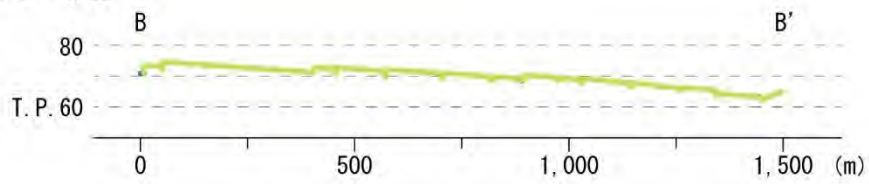


图 2.3-6 (3) 模式断面图 (B - B')

C-C' 断面

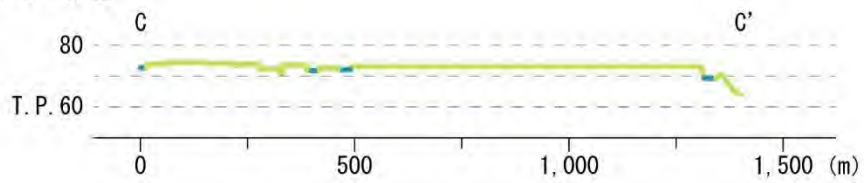


图 2.3-6 (4) 模式断面图 (C - C')

D-D' 断面

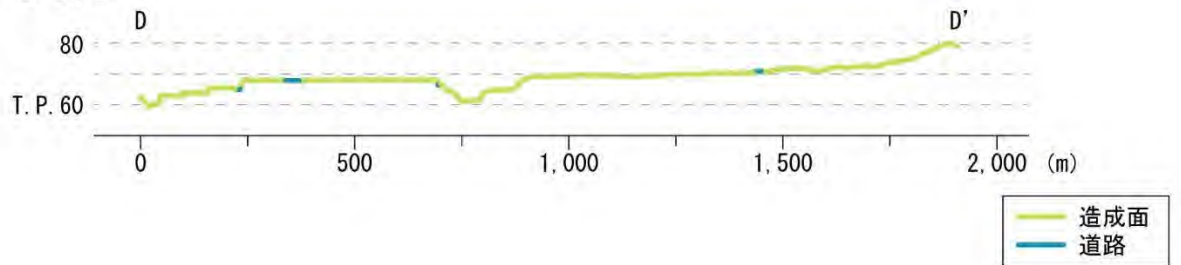


图 2.3-6 (5) 模式断面图 (D - D')

(2) 都市計画対象事業に係る公共施設の配置

① 道路計画

対象事業実施区域を南北に縦断する環状4号線の一部(環状4号線(南区間))については、現状の2車線から4車線に拡幅整備を行う計画です。

物流地区及び観光・賑わい地区の東端、公益的施設用地を南北に縦断、地区南端を東西に横断し、環状4号線に接続する区域内道路1号を整備する計画です。また、環状4号線と区域内道路1号を起終点とし、物流地区と観光・賑わい地区の境界に配置する区域内道路2号、観光・賑わい地区内を横断する区域内道路3号を整備する計画です。

対象事業実施区域内の道路の名称、幅員等は表2.3-3に、標準的な道路断面図は図2.3-7に、道路の位置は図2.3-8に示すとおりです。

表 2.3-3 対象事業実施区域内の道路の概要

No.	名 称	車線数	幅 員 (m)	全 長 (m)
1	区域内道路1号	2	26	約2,650
2	区域内道路2号	2	26	約930
3	区域内道路3号	2	26	約1,180
4	環状4号線(南区間)	4	31	約1,160
5	環状4号線(北区間)	4	25	約320

注：1. 表中のNo.は図2.3-8に示す番号と対応しています。

2. 関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

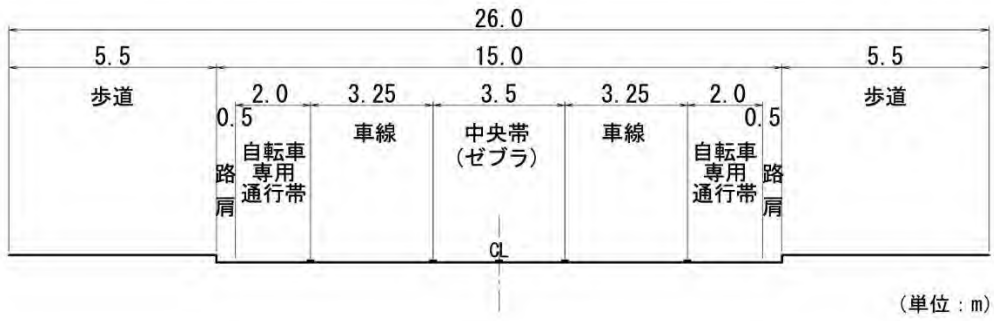


図 2.3-7(1) 区域内道路 1 号～3 号の標準断面図

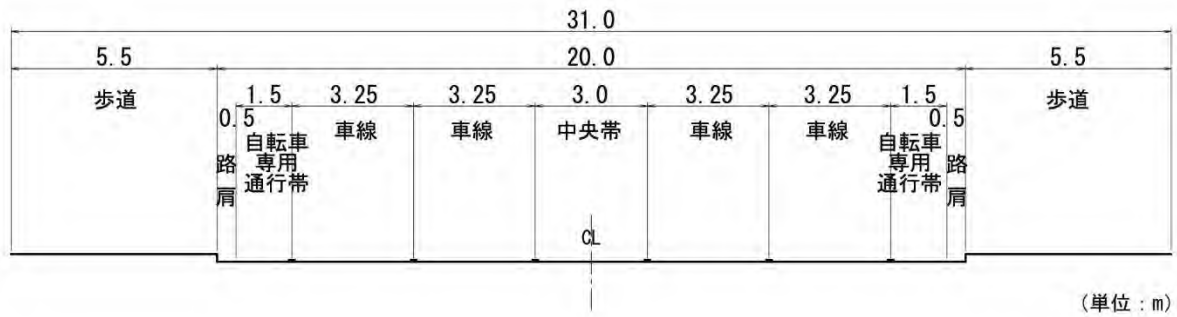


図 2.3-7(2) 環状 4 号線（南区間）の標準断面図

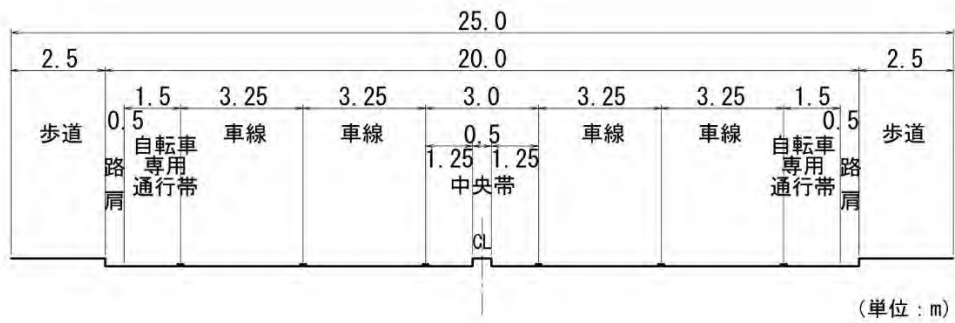


図 2.3-7(3) 環状 4 号線（北区間）の標準断面図

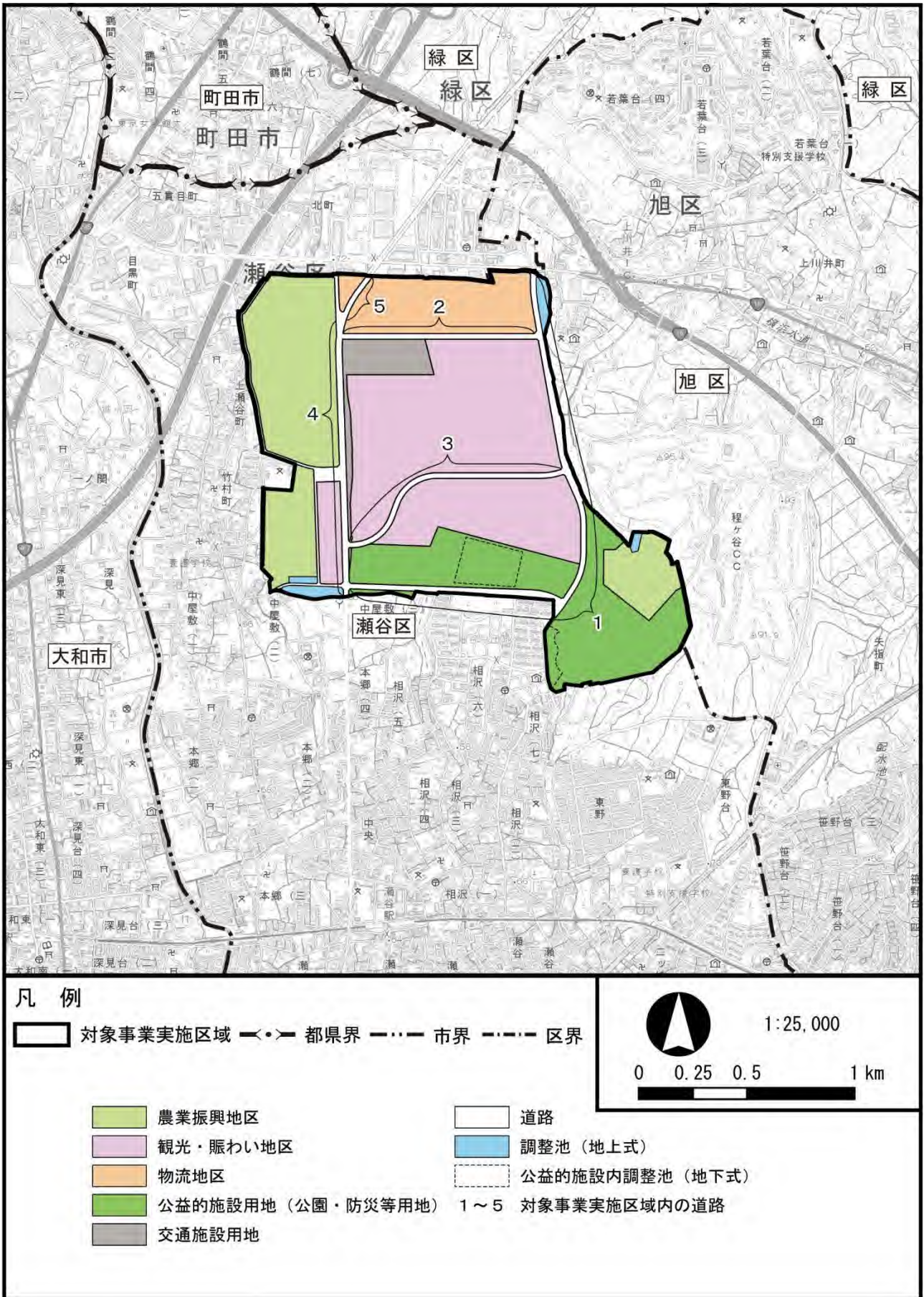


図 2.3-8 道路等の配置計画

② 排水施設計画と河川切り直し（又は河川改修）計画

対象事業実施区域は図 2.3-9 に示すとおり、大門川流域、相沢川流域、和泉川流域、堀谷戸川流域の4つの流域が主な流域であり、流域の浸水防止のために必要となる調整池を各流域に1箇所以上配置する計画です。各調整池の位置及び容量は図 2.3-10 及び表 2.3-4 に示すとおりです。なお、污水排水は公共下水道に接続する計画です。

また、対象事業実施区域の南東側に一部、矢指川流域が含まれています。（矢指川は対象事業実施区域から南東に離れた位置に流れています。）矢指川流域については、直接放流とします。

工事中においては、造成工事等の進捗に応じて順次調整池を整備するとともに、必要に応じて、仮設調整池等を設置し、工事中に発生する濁水の適切な処理に努めます。

また、対象事業実施区域を流れる相沢川と大門川については、図 2.3-10 に示すとおり、切り直しを行い改修する計画です。なお、河川の構造については、現況ではコンクリート三面張りですが、土地区画整理事業完了時には暗渠となる計画です。

表 2.3-4 調整池の容量及び集水区域面積（計画）

名称	流域	集水区域面積 (ha)	調整池容量 (m ³)
調整池 1	堀谷戸川	約 36.6	約 26,400
調整池 2	堀谷戸川	約 7.9	約 5,700
調整池 3	相沢川	約 81.8	約 58,900
調整池 4	和泉川	約 21.2	約 15,200
調整池 5	大門川	約 57.0	約 41,000
調整池 6	大門川	約 33.7	約 24,300

注：関係機関との協議により、数値は変更になる可能性があります。

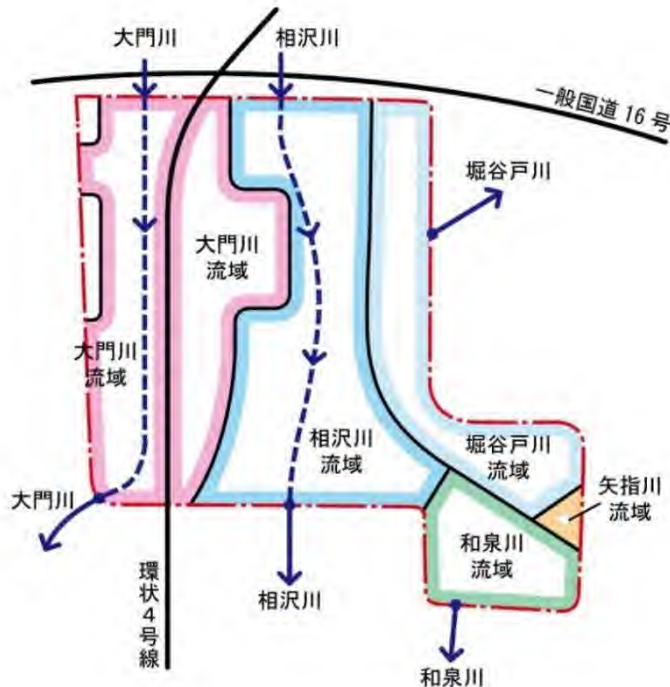


図 2.3-9 流域の状況

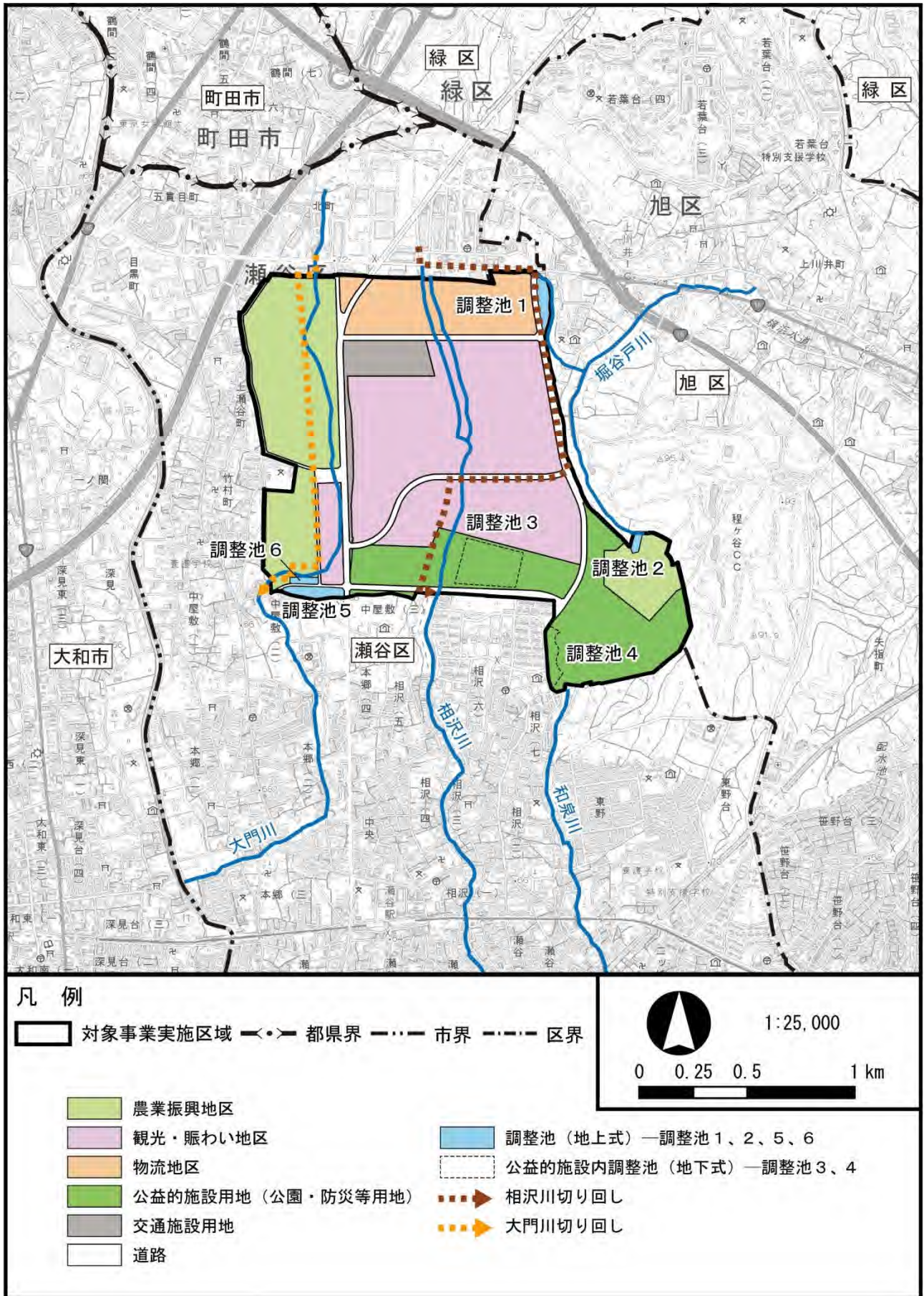


図 2.3-10 調整池の位置及び河川切り回しルート

2.3.3 都市計画対象事業の工事計画

(1) 工事概要

都市計画対象事業の工事計画の概要は、以下に示すとおりです。

① 工事期間等

対象事業実施区域において、米軍施設の既設建築物、既設工作物の撤去工事を行いながら、農業振興地区、観光・賑わい地区、物流地区、公益的施設用地等の造成、道路、調整池等を整備する計画です。

概略工事工程は表 2.3-5 に示すとおりです。工事期間は概ね 54 ヶ月を予定しています。

② 工事時間帯

工事時間は、月曜日から土曜日までの午前 8 時から午後 5 時までとし、日曜日の作業は原則として行いません。ただし、対象事業実施区域内において、夜間に建設機械を稼働させる場合には、可能な限り夜間作業が少ない施工計画となるよう努めます。

③ 工種と主な施工機械

都市計画対象事業における工種と主な施工機械は、表 2.3-6 に示すとおりです。

表 2.3-6 工種と主な施工機械

工種	主な施工機械	主な施工内容
米軍施設撤去工事	油圧ショベル、ダンプトラック	既設建築物、既設工作物の撤去
準備工事	なし	仮設事務所等の設置
土工事	油圧ショベル、ダンプトラック ブルドーザー	地盤の盛土、切土による造成
調整池工事	油圧ショベル、ダンプトラック ブルドーザー	調整池、排水路の整備
擁壁工事	油圧ショベル	擁壁の設置
下水道工事	油圧ショベル	下水設備の整備
道路工事	油圧ショベル、ダンプトラック ブルドーザー	対象事業実施区域内の道路の 整備、舗装
河川切り回し工事	油圧ショベル	切り回し河川の整備

注：土工事には、土壤汚染対策工事を含まれます。

④ 造成工事計画

対象事業実施区域全域において、造成工事を行い、切土・盛土の状況は、図 2.3-11 に示すとおりです。切土・盛土を行わない箇所についても、整地を行います。

また、切土・盛土工事においては、造成地盤高を調整することにより、可能な限り対象事業実施区域外への建設発生土の搬出量の低減に努めます。

対象事業実施区域内全体では、切土量約 2,816,000m³、盛土量 2,104,000m³を計画しています。

(2) 工所用車両の運行ルート

都市計画対象事業の工事に伴い、資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工所用車両」といいます。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工所用車両の主要運行ルートは、図 2.3-12 に示すとおり、環状 4 号線や市道五貫目第 33 号線とします。

(3) 土壤汚染対策

対象事業実施区域内において、鉛等で土壤汚染対策法に基づく指定基準を超過する汚染土壌が確認されていますが、これらについては、国による適切な対策の後、事業者が土地を造成する際に、改めて事業者により土壤汚染対策法に基づき必要な手続きを行い、適切な対応を実施します。

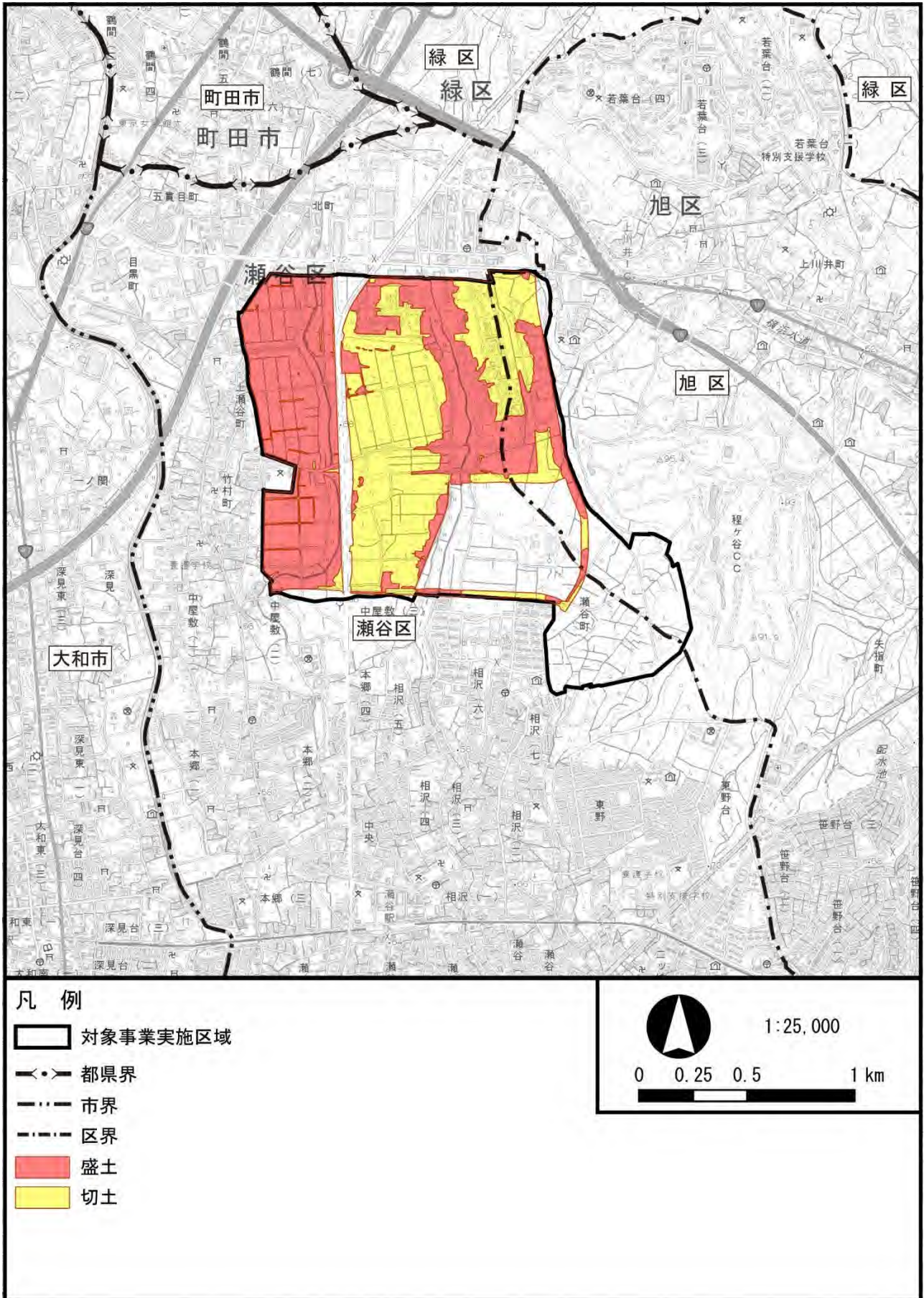


図 2.3-11 切土・盛土の状況



図 2.3-12 工事用車両の主な運行ルート

2.3.4 関係車両の主な走行ルート

対象事業実施区域には、将来、「農業振興地区」、「観光・賑わい地区」、「物流地区」、「公益的施設用地」の各地区、用地に整備された施設へ、従業員や来客者等の車両（以下、「関係車両」といいます。）が出入りすることになります。

関係車両の主な走行ルートは、図 2.3-13 に示すとおりで、「2.3.2 都市計画対象事業の内容 (2) ①道路計画 (P. 2-10～12)」に記載した環状 4 号線と区域内道路 1 号～3 号が想定されます。

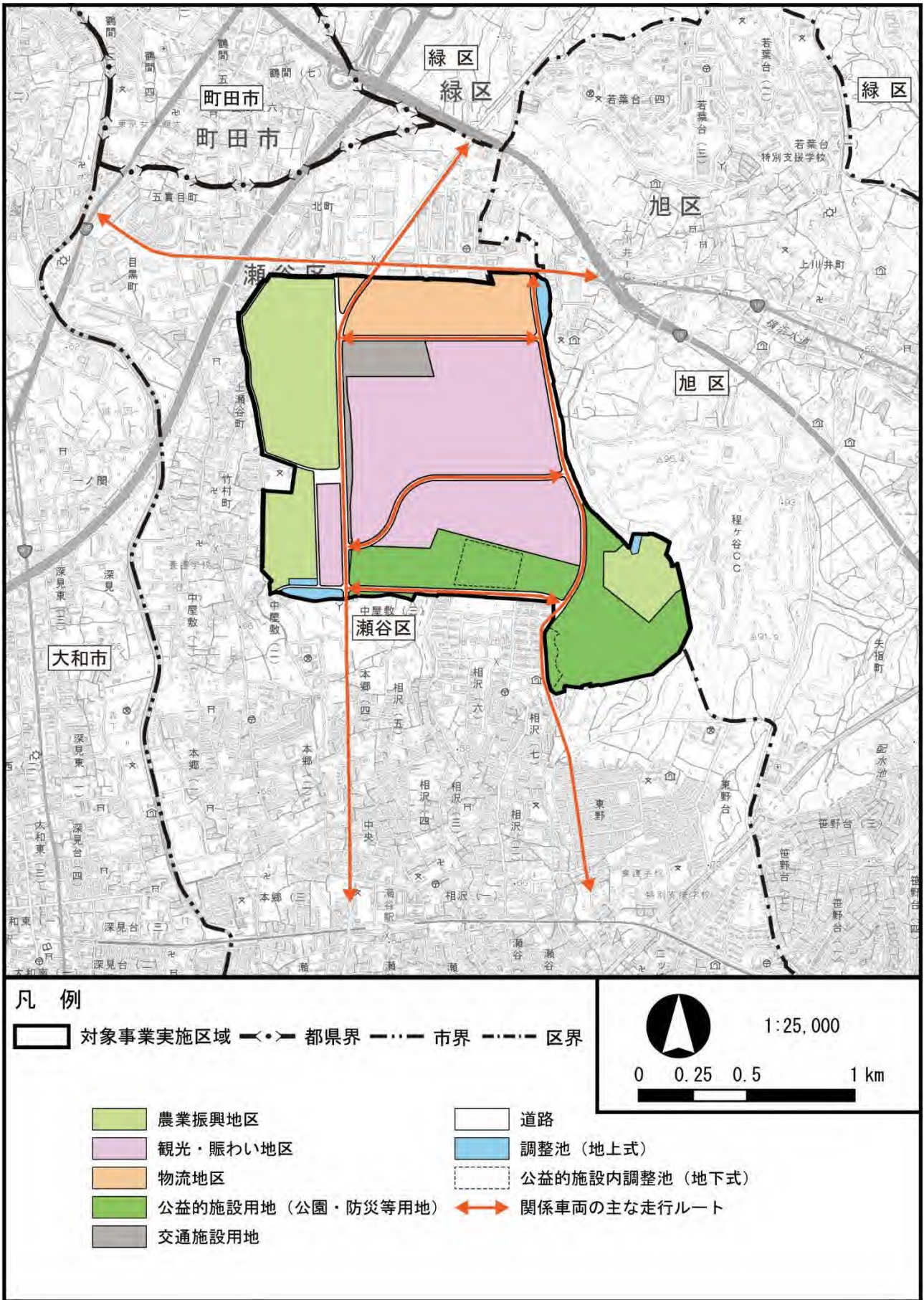


図 2.3-13 関係車両の主な走行ルート

2.3.5 今後のスケジュール

都市計画対象事業は、令和4年度まで都市計画や環境影響評価の手续等を行い、令和4年度から工事に着手する予定です。

「公益的施設用地」の一部において、広域公園を整備する公園整備事業は、着工準備時間（環境影響評価等の手続、国との協議など）ののち、令和5年度から整備を開始する予定です。

また、対象事業実施区域及び公園整備事業実施区域の一部を活用し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。開催時期は、令和9年3月から9月を想定しており、国際園芸博覧会の工事の実施にあたっては、都市計画対象事業及び関連事業による整備が先行することを踏まえ、令和6年度頃の着手を想定しています。

なお、公園整備事業については、国際園芸博覧会時には整備を一時中断し、閉会後に整備を再開します。

対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応を目的とした交通整備事業については、令和4年度から整備を開始する予定です。

都市計画対象事業及び関連事業における今後のスケジュールは、図 2.3-14 に示すとおりです。

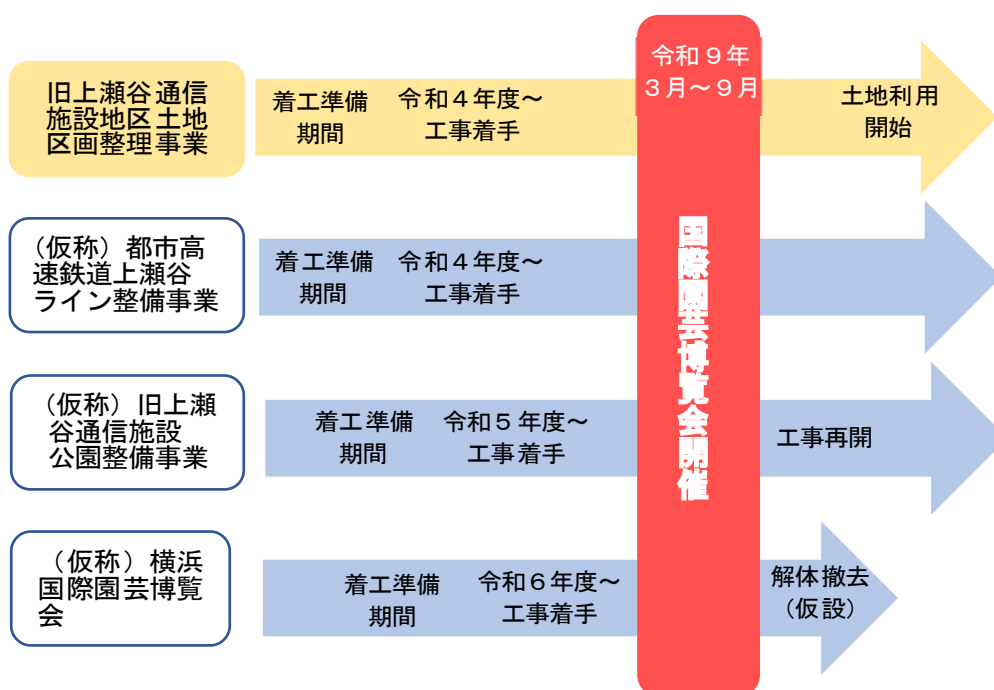


図 2.3-14 都市計画対象事業及び関連事業の今後のスケジュール

2.3.6 都市計画対象事業以外の事業により整備される公共施設等について

(1) 交通整備

対象事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や、横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相鉄本線瀬谷駅周辺を起点とした新交通システム（AGT）※を整備する「（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」について、「横浜市環境影響評価条例」（平成22年12月横浜市条例第46号）に基づく手続を進めており、令和2年1月24日から2月7日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧を、令和2年7月21日から9月3日まで方法書の公告及び縦覧を行いました。

（仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業の概要は、表 2.3-7、図 2.3-15 に示す通りです。

※：「新交通システム（AGT:Automated Guideway Transit）」

桁上等に設置された走行路（床版）の上を、車両が案内レールに従って走行するシステム

表 2.3-7 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業の概要

項 目		内 容
対象事業実施区域		起点：横浜市瀬谷区中央、本郷三丁目、瀬谷四丁目 終点：横浜市瀬谷区瀬谷町
延長		約 2.6km
輸送システム		新交通システム（AGT）
構造形式		北区間：地表式 南区間：地下式
駅施設		（仮称）瀬谷駅、（仮称）上瀬谷駅
車両基地		（仮称）上瀬谷車両基地（約 5.1ha）
単線・複線の別		複線
運行計画	編成車両数	最大 8 両編成（先頭車 8.55m/両、中間車 8.50m/両）
	運転方法	上り線 1 線、下り線 1 線
	運行本数	朝方ラッシュ時最大（上下線）：36 本/時
		終日（上下線）：414 本/日
列車速度	設計最高速度 60km/h	
事業予定期間		令和 4 年度～令和 8 年度（予定）
供用開始予定時期		令和 8 年度（予定）

(2) 公園整備

対象事業実施区域の南東部に広がる瀬谷市民の森などの既存緑地との一体性を考慮して、広域公園を整備する計画です。

「公益的施設用地」の一部において、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を目的として実施する「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」について、「横浜市環境影響評価条例」(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく手続を進めており、令和2年1月24日から2月7日まで計画段階配慮書の公告及び縦覧を行いました。なお、都市計画対象事業の環境影響評価準備書の手続と同時に、環境影響評価方法書の手続を行っています。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要は、表2.3-8、図2.3-15に示すとおりです。

表 2.3-8 (仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の概要

項目	内容
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町
事業の種類	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設
敷地面積	約45.2ha
形質変更区域面積	約45.2ha

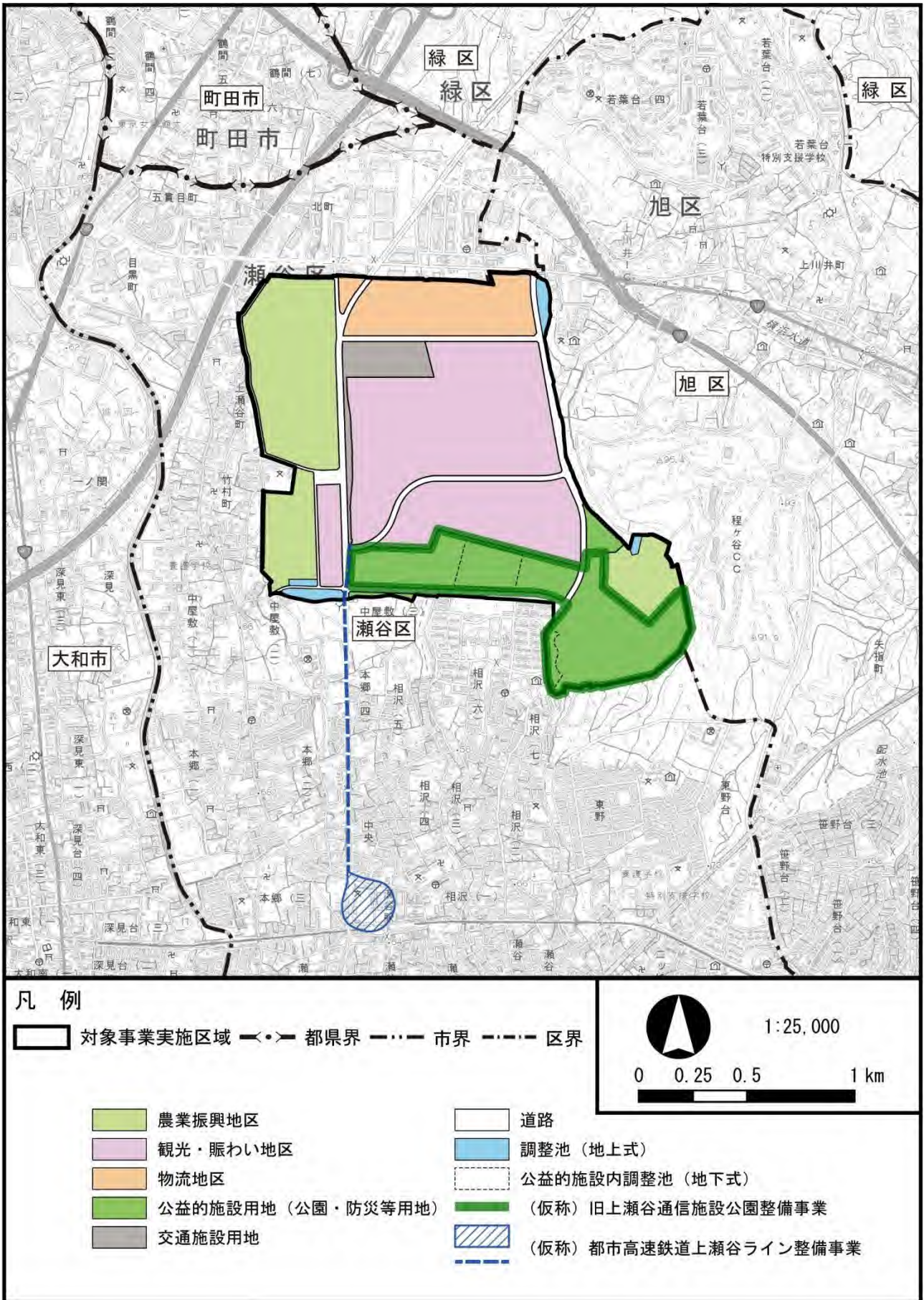


図 2.3-15 関連事業により整備される公共施設

(3) 国際園芸博覧会

国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的として、対象事業実施区域及び公園整備実施区域の一部を活用し、国際園芸博覧会の開催に向けた取組を進めています。

現在、「横浜市環境影響評価条例」(平成22年12月横浜市条例第46号)に基づく手続を行っており、令和3年4月5日から4月19日まで「(仮称)横浜国際園芸博覧会計画段階配慮書」の公告及び縦覧を行いました。

表 2.3-9 (仮称) 横浜国際園芸博覧会の概要

開催期間	令和9年3月～9月(6ヶ月間)
規模	会場区域：約80ha 駐車場区域及びバスターミナル区域：合計約20ha 合計 約100haを想定*
総参加者数	1,500万人以上*を想定
開催組織	国が認定する法人等((仮称)博覧会協会)
テーマ	幸せを創る明日の風景 Scenery of The Future for Happiness

※：第3回横浜国際園芸博覧会具体化検討会資料(令和3年3月5日時点)

2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯

(1) 横浜市や対象事業実施区域を取り巻く状況

横浜市においても、既に進行している生産年齢人口の減少や、令和元年をピークとする人口減少（平成 27 年国勢調査ベースの将来人口推計）に加え、2016 年には死亡数が出生数を上回り、戦後初めて自然減に転じました。また、令和 7 年には、65 歳以上の高齢者が 100 万人に迫ると見込まれています。さらに、65 歳以上の高齢者の割合（令和元年 9 月）は、横浜市全体の 24.4% に対し、対象事業実施区域が位置する旭区と瀬谷区では、それぞれ 29.1%、27.6% と横浜市の平均と比較して高齢化率が高まっています。活力の維持・向上とともに、将来の本格的な人口減少社会を見据えたまちづくりを進めていくことが重要です。

旧上瀬谷通信施設地区は、東名高速道路の横浜町田インターチェンジや一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）の上川井インターチェンジに近接し、地区内を南北に環状 4 号線、地区北側に市道五貫目第 33 号線が通っており、広域での自動車交通の利便性が高い地区です。また、横浜市内でも有数のまとまりのある農地と緑が広がっている広大な土地です。

戦前は農地や山林でしたが、旧日本海軍が買収し、資材集結所等として使用していました。戦後は、米軍に接収され、昭和 22 年に一旦解除されましたが、昭和 26 年に再び接収され、米軍の通信施設として使用されてきました。

平成 16 年の日米合同委員会において、横浜市内の米軍施設 6 施設を対象とした返還方針が合意されたことを受け、横浜市では、同年 10 月に「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」を設置し、跡地利用の検討を始めました。平成 17 年 6 月には学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」を設置し、同年 12 月に「返還施設の跡地利用に関する提言」をいただきました。この提言や市民意見を踏まえ、平成 18 年 6 月に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定しました。その後、指針の具体化に向けた取組方針を、平成 19 年 3 月に「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」としてとりまとめ、これらに基づき、米軍施設の早期返還と跡地利用の検討を進めてきました。その結果、旧上瀬谷通信施設地区は、平成 27 年 6 月に米国から日本へ返還されました。

旧上瀬谷通信施設地区のうち、フェンスで囲まれた約 50ha の区域（囲障区域）は米軍の住宅及び関連施設として利用していましたが、平成 20 年に閉鎖されました。一方、囲障区域の外側は、国有地でしたが、そのうちの約 22ha が道路拡幅整備用地や農道用地として横浜市へ譲渡され、約 110ha が耕作者に売り渡されました。

その結果、民有地が旧上瀬谷通信施設地区の約 45% を占めていますが、戦後約 70 年間米軍施設として使用されてきたため、長年にわたって、自由な土地利用が制限されてきました。土地利用制限の下で、大部分が市街化調整区域に指定されています。耕作

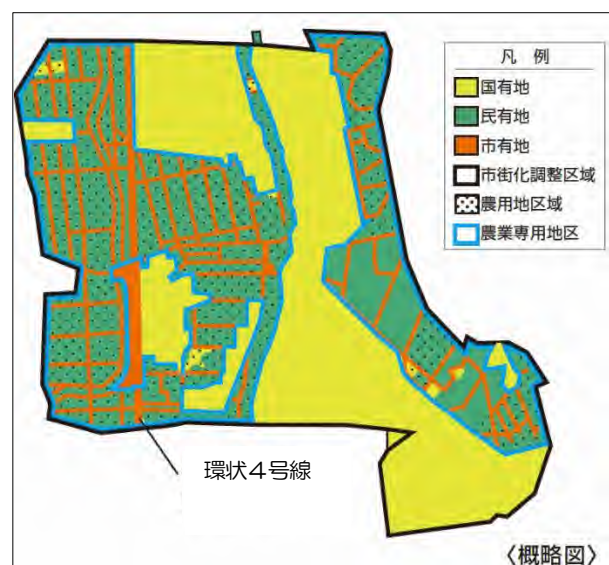


図 2.3-16 土地所有状況

が認められていた民有地の大部分は農業振興地域で、通信設備のあった一部の地区を除き、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農用区域や横浜市独自の農業振興策である農業専用地区に指定されています。しかし、農業基盤の整備も制限されていたため、農道や排水施設などの最低限の農業基盤が整備されていません。また、米軍の電波受信基地としての役割から、昭和 35 年の日米合同委員会にて、旧上瀬谷通信施設地区にも電波障害防止地域を設けることが合意されました。その結果、建物の高さや構造物の建築、栽培する作物などへ厳しい制限がかけられ、対象事業実施区域を含む周辺地域のまちづくりに大きな制約を与えてきました。

そのため、地権者の生活再建のためにも、将来の土地利用に必要な道路等の都市基盤や農業基盤等の整備を行い、迅速かつ計画的にまちづくりを進める必要があります。

なお、平成 27 年 6 月の返還後は、国からの立入りの承認を得て、国有地の一部を野球場や通路として暫定利用しています。また、同様に立入りの承認を得て行っていた国有地での耕作については、露地での耕作は平成 28 年 6 月末、ウド栽培は平成 29 年 6 月末まで使用が認められていましたが、現在は、国有地での耕作は認められていません。

土地利用の検討にあたっては、令和 2 年 3 月に策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき、郊外部の新たな活性化拠点を目指したまちづくりを考える必要があります。

また、地権者の土地利用に関する意向（営農継続、都市的土地利用）が混在していることや、旧上瀬谷通信施設地区は、民有地・国有地・市有地が混在し、ほぼ全域が市街化調整区域であることから、計画的な土地利用を実現するためには、旧上瀬谷通信施設地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

そこで、構造改革特区計画「農地と宅地を一体的に活性化する区画整理特区」を申請し、国から認定され、市街化調整区域内であっても、旧上瀬谷通信施設地区で市施行による土地区画整理事業が実施できることとなりました。現在、市街化調整区域内での横浜市施行による土地区画整理事業を行うことを前提として、次世代に向けた「都市農業の振興」と、道路ネットワークによる広域的なアクセスの優位性を生かした「都市的土地利用」を両立させた土地利用を推進することを政策的に位置付け、地権者の意向を踏まえながら検討を進めています。

また、旧上瀬谷通信施設地区において、都市基盤の促進、地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外のまちづくりに寄与するため、令和 9 年（2027 年）の国際園芸博覧会の開催に向けた検討を進めています。

令和元年 9 月の国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市として令和 9 年（2027 年）の国際園芸博覧会開催を申請し、承認を受けました。令和 2 年度には、国が設置した「横浜国際園芸博覧会具体化検討会」を通じて、横浜市が基本計画案の作成を進めるとともに、開催組織となる（仮称）博覧会協会の設立準備や全国的な機運醸成等を目的とした「2027 国際園芸博覧会推進委員会」を設立しました。

(2) 土地利用の検討状況について

昭和26年からの都市計画対象事業に係る主な経緯は、表2.3-10に示すとおりです。

土地利用については、旧上瀬谷通信施設地区の約45%を占めている地権者の理解が必要であるため、約250名の地権者と意見交換しながら検討を進めています。

平成16年の日米合同委員会における返還方針の合意後、まだ返還日が決まる前から地権者（農家）が所属する上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会と横浜市で、農業振興や土地活用に関する勉強会を開催し、返還後は地権者が設立した「旧上瀬谷通信施設まちづくり協議会」（以下、「まちづくり協議会」といいます。）と横浜市で検討を進めています。

また、横浜市は地権者全員を対象とした個別面談を数回実施し、土地利用の意向を確認しています。

① 検討の経緯

ア. 日米合同委員会における返還方針合意から返還まで（平成16年～平成27年6月）

平成16年の日米合同委員会における返還方針の合意後、横浜市は平成18年に「米軍施設返還跡地利用指針」を策定し、返還後の土地利用の具体化に向けた検討を進めてきました。

一方、地権者とは、まだ返還の見通しが立たないなか、平成20年から土地利用について意見交換を行ってきました。平成26年3月の返還時期の公表を契機に、土地利用に関する意向調査を行うとともに、将来の土地利用の検討を開始するための調整を行い、平成27年2月に上瀬谷・上川井農業専用地区協議会と横浜市で検討を開始することになりました。

イ. 跡地利用ゾーン（案）の公表（平成28年4月）

平成27年8月に、土地利用に関する意向調査を行いました。これを受け、平成28年4月に、都市農業推進のため、農業基盤整備等を積極的に進める「農業振興ゾーン」と、防災、公園、道路、その他の機能・施設を主に導入していく「土地活用ゾーン」を配置した、図2.3-17に示す、跡地利用ゾーン（案）を検討のたたき台として横浜市から地権者へ提示しました。

ゾーン設定の考え方は、私有地の農地を基本に旭区と瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置し、まとまりある土地を創出するため旧上瀬谷通信施設地区の東側に土地活用ゾーンを配置する案としています。なお、土地活用ゾーンのうち、現況でまとまりのある農地については、農業振興についても検討していくことから、農業調整ゾーンとして配置しました。



図2.3-17 跡地利用ゾーン（案）【平成28年4月】

ウ. 地権者によるまちづくり協議会の設立（平成 29 年 11 月）

平成 28 年 10 月から平成 29 年 11 月には、上瀬谷・上川井農業専用地区協議会と横浜市で農業振興勉強会及び土地活用勉強会を開催しました。平成 29 年 11 月には、旧上瀬谷通信施設地区の「良好な生産基盤と活力ある農業振興」と「安全で快適な魅力あるまちづくり」を推進するため、地権者による「まちづくり協議会」が設立されました。

エ. 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」の公表（平成 30 年 5 月）

まちづくり協議会と横浜市で、農業振興と新たな都市的土地利用についての検討を進め、今後の検討の方向性をとりまとめ、平成 30 年 5 月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」として公表しました。（以下、「素案」といいます。）

素案では、農業振興については、持続的・安定的な農業経営と時代が求める新たな都市農業を創り出していくこと、土地活用については、人口減少や少子高齢化といった対象事業実施区域や横浜市を含む広域的な課題解決のほか、新たな賑わいや産業の場を生み出すことをまちづくりの視点としました。

土地利用の内容は、安定的・効率的な農業生産のための農業基盤整備や農業振興策、市民と農が触れ合える場の創出など、活力ある都市農業の実現に向けた検討を進める「農業振興」、交通利便性をいかした業種や、地域資源である農や緑と関わりの深い業種、広がりのある空間をいかした大規模施設等の進出などを念頭に検討を進める「活力創造」、安全・安心で人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を念頭におき、地域全体でグリーンインフラの概念を取り入れた公共・公益的施設の検討を進める「公共・公益」の 3 つの要素で整理しました。

オ. まちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性をとりまとめ（平成 31 年 4 月）

その後も、まちづくり協議会で農業振興部会・土地活用部会を開催し、将来の土地利用を検討し、平成 30 年 11 月には、まちづくり協議会が旧上瀬谷通信施設地区全体を対象とした土地区画整理事業の実施が不可欠と意思決定しました。

その後、平成 31 年 1 月からは、将来の農業振興と土地利用の実現に向けて、大学や民間企業からの提案も参考にした検討を行いました。なお、大学や民間企業からは、農業振興として、市民利用型農園や大学の地域連携の可能性の提案や、土地活用として、商業系施設や観光系施設、研究施設、物流施設などの活用の可能性などが提案されました。

これらの提案も踏まえ、平成 31 年 4 月にまちづくり協議会は大区画化を目指して検討を進めることをまとめており、土地活用の方向性を「賑わい、集客力、活気、人を呼び込む」（テーマパークなどの大規模集客施設）としました。あわせて、農業振興については、市の支援を受けながら収益性の高い農業経営等を検討していくこととしました。

カ. 横浜市からまちづくり協議会へ「土地利用ゾーン案」を提示（令和元年6月）

令和元年からは、今後の土地利用の検討をより深化させるため、土地利用ゾーンの検討を開始し、素案とまちづくり協議会での検討状況等を踏まえ、郊外部の再生に資する新たな活性化拠点に向け、「農業振興ゾーン」「公園・防災ゾーン」「観光・賑わいゾーン」「物流ゾーン」の4つのゾーンを選定し、土地利用ゾーン案として、令和元年6月に横浜市からまちづくり協議会に提示しました。

土地利用ゾーン案は、図 2.3-18 に示すとおりです。

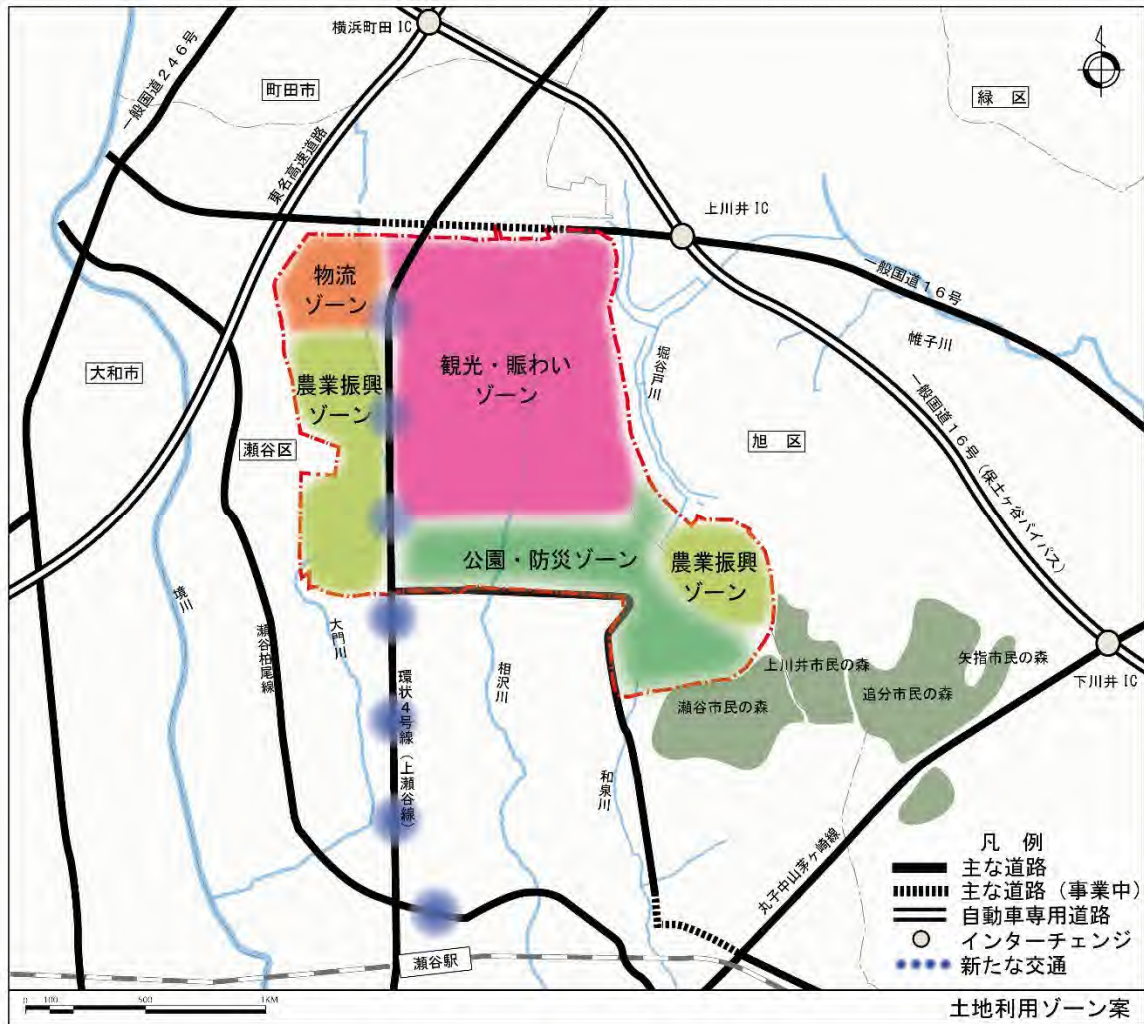


図 2.3-18 土地利用ゾーン案【令和元年6月】

キ. 「土地利用ゾーン」について合意（令和元年11月）

土地利用ゾーン案をたたき台として、まちづくり協議会と意見交換を行いながら、検討を進めました。「農業に適している位置に物流ゾーンを配置するのは適当ではない」「風や日照の影響も考慮してほしい」などの意見を踏まえ、横浜市とまちづくり協議会で土地利用ゾーンを合意しました。

土地利用ゾーンは、図 2.3-19 に示すとおりです。

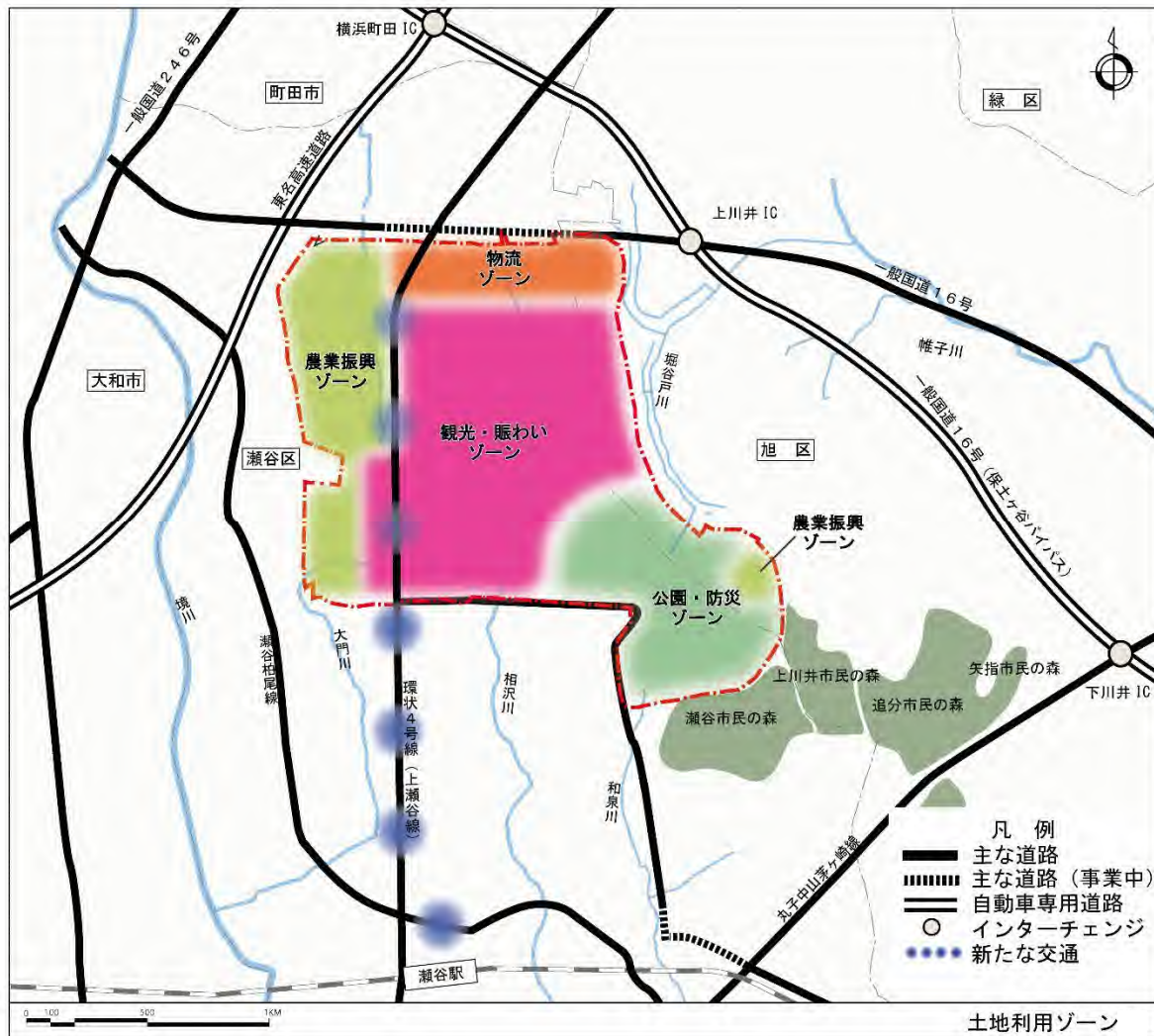


図 2.3-19 土地利用ゾーン【令和元年11月】

ク. 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」の策定（令和2年3月）

横浜市とまちづくり協議会で合意した土地利用ゾーンを基に、土地利用を具体化するため、まちづくりの方針や土地利用の考え方を「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」として、令和元年12月に公表し、令和2年1月から2月にかけて市民意見募集を実施しました。

市民意見を踏まえ、素案を一部修正し、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を策定しました。

② 土地利用ゾーンの考え方

ア. 土地利用ゾーンの選定及び規模

平成 28 年 4 月の跡地利用ゾーン案では農業振興ゾーンと土地活用ゾーンに分けており、平成 30 年 5 月の協議会・横浜市素案では、土地活用ゾーンをさらに公共・公益と活力創造の 2 つの要素に分けました。

そして、平成 31 年 4 月のまちづくり協議会としての将来の土地利用の方向性を踏まえ、図 2.3-20 に示す 4 ゾーンを選定しました。

農業振興ゾーン	民有地を中心に、営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリアです。規模は、現時点での農業継続意向や、市の農業施策を踏まえて、概ね 50ha と設定しました。
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリアです。国際園芸博覧会の跡地として、広域的に利用される公園と位置づけられることを想定し、概ね 50ha と設定しました。
観光・賑わいゾーン	民有地を中心に、広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリアです。規模は、大街区化による土地利用を前提に、集客力の高いテーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を想定し、概ね 125ha と設定しました。
物流ゾーン	民有地を中心に、交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリアです。規模は、近年の物流施設の大型化、高機能化を踏まえ、約 15ha と設定しました。

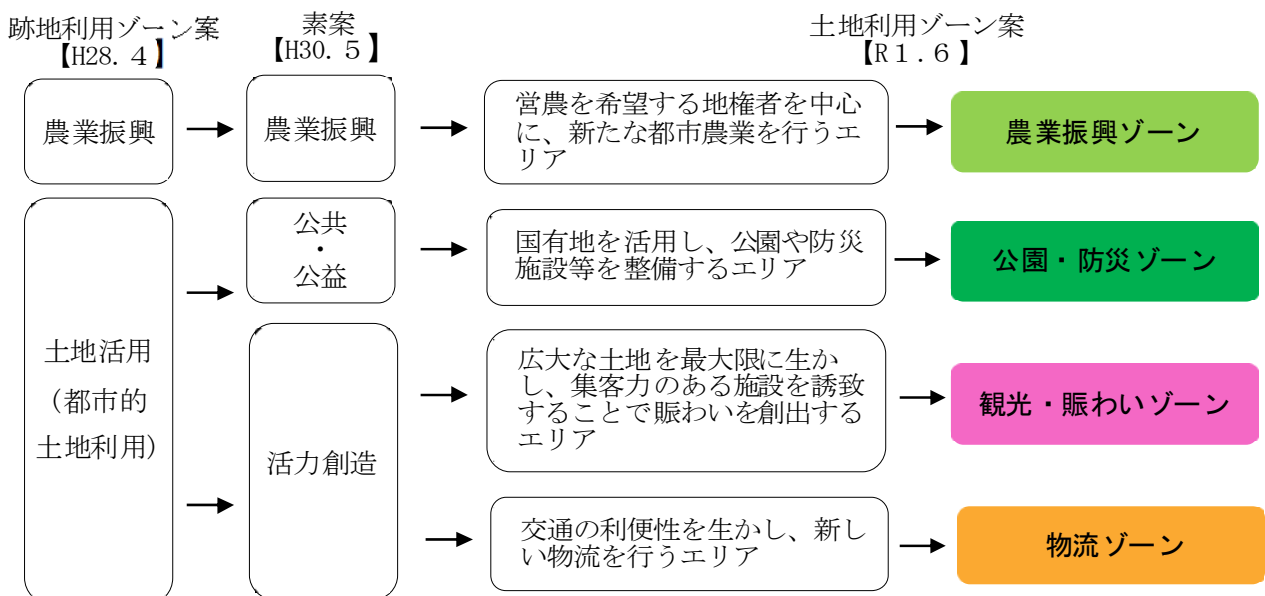


図 2.3-20 土地利用ゾーン選定の経緯

イ. 土地利用ゾーンの配置

配置については、上位計画や旧上瀬谷通信施設地区の土地利用状況を踏まえ、環境にも配慮し、前提条件として設定しました。なお、土地利用現況図は図 2.3-21 に示すとおりです。

a. 現況の環境に配慮した計画

対象事業実施区域及びその周辺は、貴重な自然環境や農地が残されています。対象事業実施区域の南東部には、瀬谷市民の森と連続した樹林環境を形成している樹林や和泉川源流域が手つかずのまま存在し、様々な生物の生息・生育地となっていることが考えられます。従って、「公園・防災ゾーン」を南東部に配置することで既存緑地である市民の森と連携させた配置とするとともに、環境の変化を最小限に抑え、現況の環境に配慮した計画とします。

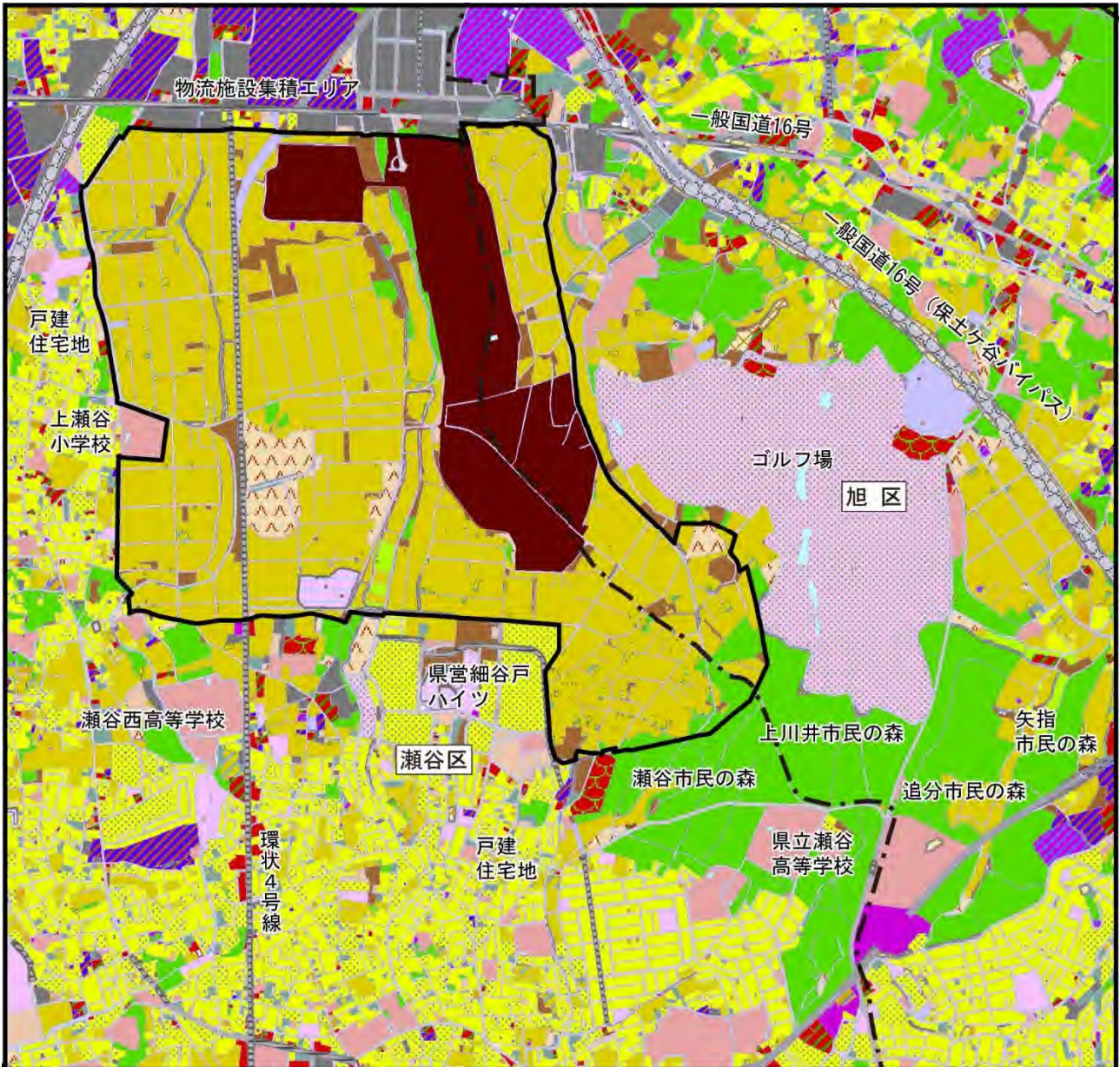
b. 営農意向を踏まえた計画

営農意向を踏まえ、現在のまとまりのある農地を基本とし、旭区・瀬谷区にそれぞれ「農業振興ゾーン」を配置します。

c. 周辺の土地利用に配慮した計画

旧上瀬谷通信施設地区の南東側は、民間ゴルフ場や瀬谷市民の森などが広がり、西側から南側には、集合住宅や戸建住宅、北側は道路交通の利便性の良さから物流施設等が集積されています。また、上瀬谷小学校が旧上瀬谷通信施設地区の西側に立地しています。

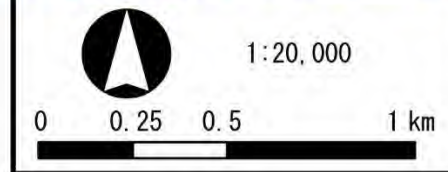
周辺環境への影響が比較的大きいことが想定される「観光・賑わいゾーン」については、住宅地と可能な限り離隔をもって配置し、「物流ゾーン」は既存の物流施設集積エリアに隣接する北側へ配置するとともに、環状 4 号線への交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状 4 号線東側へ配置します。



凡例

対象事業実施区域 区界

- | | | |
|---------|------------|-------------|
| 田 | 住宅用地 | 文教厚生用地 |
| 畑 | 集合住宅用地 | 運輸倉庫用地 |
| 農業用施設用地 | 店舗併用住宅用地 | 重化学工業用地 |
| 平坦地山林 | 店舗併用集合住宅用地 | 供給処理施設用地 |
| 河川・水路 | 作業所併用住宅 | 防衛用地 |
| 湖沼 | 業務用地 | 都市公園 |
| プール・貯水槽 | 商業用地 | ゴルフ場 |
| 荒地 | 宿泊娯楽施設用地 | その他オープンスペース |
| 海浜 | 商業用地（複合系） | 未利用地 |
| 人工法面等 | 公共用地 | 取壊・変更工事中 |



- | | |
|------------|------------|
| 駐車場 | 道路：その他 |
| その他空地 | 道路：15m～22m |
| 自動車専用道路 | 道路：12m～15m |
| 道路：幅員22m以上 | 道路：6m～12m |
| 道路：4m未満 | 道路：4m～6m |

資料：横浜市建築局平成25年基礎調査データ（地図情報レベル2500）より作成

図 2.3-21 土地利用現況図

表 2.3-10(1) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
昭和 26. 3. 15	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20. 8）し、その後一旦解除（昭和 22. 10. 16）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収
昭和 35. 3	日米合同委員会において、周辺地域 945ha に電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37. 1	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44. 2	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48. 3	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48. 11	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51. 9	広域避難場所に指定
昭和 52. 3	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107ha）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5ha、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9ha が売却
昭和 52. 4	施設内海軍道路用地（40,599㎡）が横浜市に譲与
昭和 52. 9	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53. 4	施設内農道用地（181,501㎡）が横浜市に譲与
昭和 54. 12	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55. 8	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57. 2	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57. 3	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2車線）が完成
昭和 57. 9	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59. 3	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63. 7	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26㎡）が横浜市へ譲与
平成 4. 3	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者間で締結
平成 7. 4	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止
平成 16. 10	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転
平成 16. 10. 18	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 16. 10	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト ^{*1} 」が設置
平成 17. 6	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 ^{*2} 」が設立
平成 17. 12	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 ^{*2} 」から「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{*3} 」をいただく
平成 18. 1～3	「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{*3} 」に対して、意見募集を実施
平成 18. 6	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{*4} 」が策定
平成 19. 3	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{*4} 」の具体化に向けた取組方針を「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{*5} 」としてまとめる
平成 20. 8	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21. 4	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23. 1	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23. 3	「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{*5} 」が改訂
平成 27. 6. 30	上瀬谷通信施設の全域が返還
平成 27. 7	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始。また、国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、露地での耕作は平成 28 年 6 月末、ウド栽培は平成 29 年 6 月末までの使用が認められた

表 2.3-10(2) 都市計画対象事業に係る主な経緯

年.月.日	主な経緯
平成 27. 10. 1	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球等の利用を開始
平成 28. 3. 28	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450m が開通
平成 28. 4	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン（案）」を横浜市から地権者へ提示
平成 28. 10	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望
平成 29. 3	「今後の土地利用検討の進め方」を公表
平成 29. 11. 27	地権者による「まちづくり協議会」が設立
平成 30. 5. 14	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市 素案）」を公表
令和元. 6	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示
令和元. 6～11	6 月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討を行う
令和元. 9	国際園芸家協会（AIPH）年次総会で、横浜市が 2027 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認
令和元. 11	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意
令和元. 12	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表
令和 2. 1	（仮称）旧上瀬谷通信施設土地区画整理事業 計画段階環境配慮書 送付
令和 2. 1～2	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 2. 3	計画段階環境配慮書に対する市長意見書 公告
令和 2. 3	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」公表
令和 2. 7	（仮称）旧上瀬谷通信施設土地区画整理事業 環境影響評価方法書 送付
令和 2. 11	環境影響評価方法書に対する県知事意見書 受領
令和 2. 12	環境影響評価方法書に対する市長意見書 公告
令和 3. 2	都市計画決定に向けたオンライン説明会の開催
令和 3. 2～3	都市計画決定について、市素案説明会及び縦覧の実施

※ 1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した庁内組織です。

＜検討事項＞

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方策に関すること
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認めた事項に関すること

※ 2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成 17 年 6 月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5 回の会議を開催し、検討を行いました。

※ 3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたものです。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これをうけて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定しました。

※ 4：「米軍施設返還跡地利用指針」

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針です。

※ 5 : 「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたものです。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状4号線の八王子街道交差箇所早期整備を目指し、共同使用の手続を進めることを行動計画のポイントとしています。なお、本計画は、平成23年3月に改定しており、環状4号線の八王子街道交差箇所早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標と更新しています。

(3) 上位計画

都市計画対象事業は以下に示す上位計画との整合を図りつつ計画の検討をしています。

① 横浜市中期4か年計画2018～2021

「横浜市中期4か年計画2018～2021」（横浜市政策局政策課 平成30年10月）は、これまでに築いてきた実績を礎に、将来に向け、横浜をさらに飛躍させていくために、2030（平成42）年を展望した中長期的な戦略と計画期間の4年間に重点的に推進すべき政策を取りまとめたものです。併せて、政策を進めるにあたり土台となる行財政運営を示しました。

ア. ねらい

本計画期間中に、横浜の人口は減少が見込まれ、これまで経験したことのない社会状況を迎えることから、人口減少・超高齢化社会が進展するにあたり生じる解決すべき課題や老朽化する公共施設への対応にしっかり取り組み、安全・安心な市民生活を守り、住みたいまち・住み続けたいまちを実現します。

一方、これまでの取組により、計画期間中に国際的なビッグイベントが相次いで開催されるとともに、企業の本社・研究開発拠点の立地、MICE施設や音楽ホールなどの集客施設、ホテルの開業なども予定されており、さらなる飛躍に向けたチャンスが到来しています。また、長年取り組んできた道路や鉄道などの都市インフラ整備も着実に進み、交通利便性の向上が見込まれています。

このようなチャンスをいかし、横浜の魅力を発信し、国内外からの交流人口の増加に結び付け、また、企業や魅力的な集客施設の集積をさらに促すことにより、横浜経済を活性化させ、財政基盤を確保し、都市の持続的な成長・発展を実現します。

イ. 基本姿勢

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた取組
- ・データ活用・オープンイノベーションの推進
- ・地域コミュニティの視点に立った課題解決

ウ. 計画の構成

計画の構成を図2.3-22に示します。

エ. 都市計画対象事業に係る記述

都市計画対象事業に係る旧上瀬谷通信施設地区に関する記述を抜粋して、表2.3-11に示します。

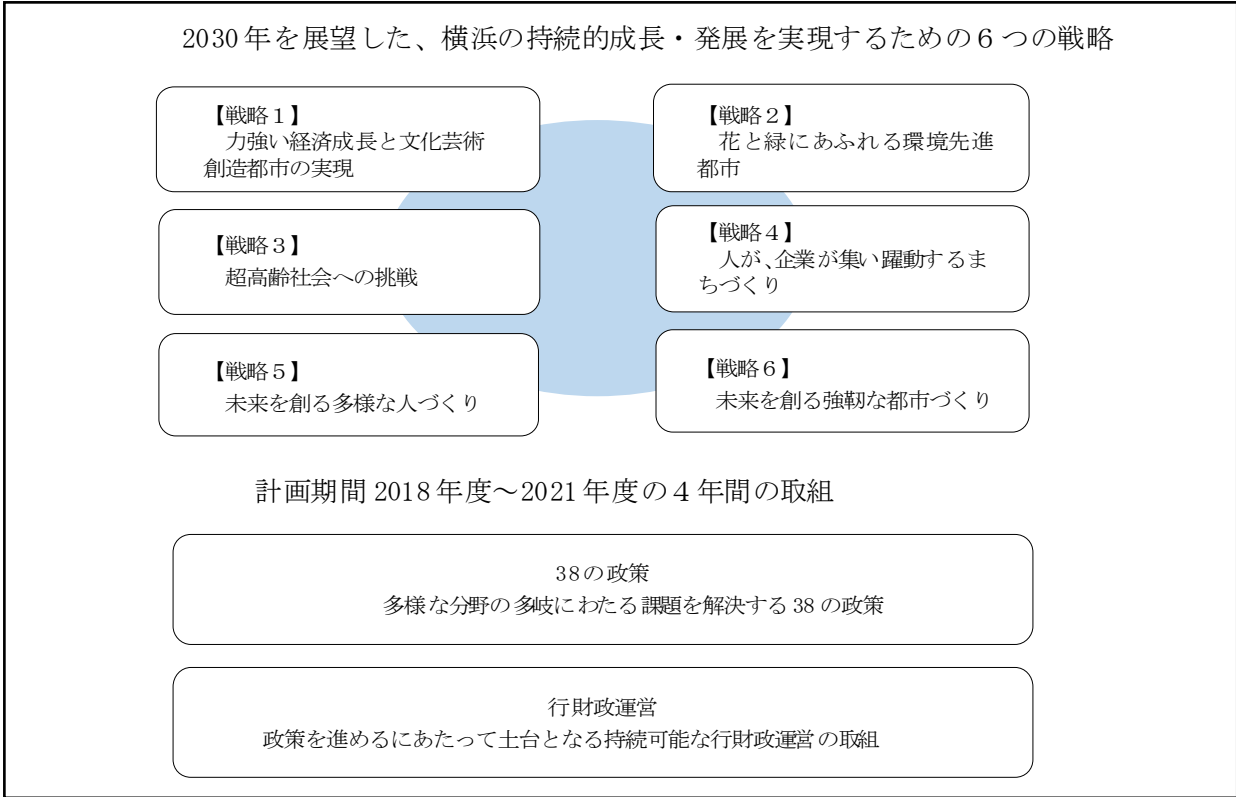


図 2.3-22 「横浜市中期4か年計画 2018～2021」の構成

表 2.3-11 「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」における旧上瀬谷通信施設地区関連記述

戦略 4 (2)	人が、企業が集い躍動するまちづくり ～誰もが「住みたい」「住み続けたい」と思える郊外部～		
<p>●戦略的な土地利用誘導・まちづくりの推進</p> <p>市内に残された貴重な資産である米軍施設跡地では、広大な土地や立地特性等をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決に向けた土地利用を進めます。</p> <p>旧上瀬谷通信施設では、国際園芸博覧会の招致と連携し、農業振興や新たな都市的土地利用を図るとともに、新たな交通の整備など、総合的なまちづくりを進めます。また、旧深谷通信所では、緑豊かな環境をいかしながら、健康・スポーツの拠点形成を目指していくとともに、根岸住宅地区等の跡地活用の検討を進めます。</p>			
政策 21	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり		
<p>【政策の目標・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 駅やインターチェンジの周辺、米軍施設跡地等の都市的土地利用が見込まれる地域では、緑や農地の保全とのバランスや周辺環境との調和を図りながら、戦略的な土地利用を推進します。また、都市環境の変化を踏まえた土地利用規制の見直しの検討を進めます。 <p>【現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 神奈川東部方面線・横浜環状道路等の整備や、米軍施設跡地の活用等の機会をいかし、地域や市域の活性化、広域的課題の解決など戦略性を持った土地利用誘導が必要です。 <p>【主な事業】</p>			
5	米軍施設の跡地利用の推進	所管	政策局、健康福祉局、環境創造局、都市整備局、道路局等
旧深谷通信所、旧上瀬谷通信施設など市内米軍施設跡地について、地権者等と連携しながら、アクセス道路など周辺の都市基盤整備等も含め跡地利用を推進します。			
想定事業量	<p>①旧深谷通信所 事業化検討（都市計画決定）</p> <p>②旧上瀬谷通信施設 土地利用（基本計画策定等）・周辺まちづくりの推進</p> <p>③根岸住宅地区 土地利用検討（跡地利用基本計画素案策定）</p> <p>【直近の現状値】29年度：①跡地利用基本計画策定</p> <p>②・③土地利用検討</p>	計画上の見込額	66億円

② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「整開保」といいます。）並びに「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」（以下、「三方針」といいます。）は、個別の都市計画の上位計画に位置する都市計画です。

地域の自主性及び自立性を高めるという平成 23 年 8 月の都市計画法の改正の趣旨を踏まえれば、横浜市が整開保及び三方針（以下、「整開保等」といいます。）並びに線引きの都市計画決定権限を有することで、以前にも増して、独自性と総合的な視点をもった都市計画の積極的な活用を図り、その潜在力を最大限に引き出していくことが強く求められています。

また、横浜市内の人口変動・高齢化、企業活動の変化、環境や防災に対する市民意識の高まりなどに加えて、鉄道や高速道路等の整備による広域的な都市構造の変化など、横浜市を取り巻く都市環境も大きく変化してきており、横浜市の持続的発展に向けては、人や企業の呼び込みによる地域の活性化（若年層や子育て世代の流入促進、雇用機会の創出）や、継続的な成長・発展につながる都市づくり（都市基盤の整備効果の最大限の活用、市経済の発展、港湾機能強化）を進める必要があります。

このため、横浜市の目指すべき都市の将来像を示す整開保等及び線引きの見直しにあたっては、今後の横浜市を取り巻く社会状況や都市環境の変化に柔軟に対応するとともに、従来の枠組みにとらわれず、次世代への布石として骨太な未来のまちづくり戦略を描くことが重要です。

ア. 目標年次、基本理念等

本方針による目標年次、基本理念等は表 2.3-12 に示すように定められています。

表 2.3-12 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（平成 30 年 3 月）による
都市計画の目標

事項	記事
目標年次	基準年次 2010 年 目標年次 2025 年
都市づくりの基本理念	～新しい横浜らしさの創造と持続を支える都市づくり～ ・超高齢社会や将来の人口減少社会の到来を見据え、環境に配慮した持続可能な都市の構築 ・港、水・緑、歴史、文化など、横浜の持つ資産や環境を生かしたまちづくり ・市民生活の利便と安全安心を支えるとともに、国際競争力の強化を図るための基盤づくり
都市構造及び地域毎の市街地像	・横浜型のコンパクトな市街地形成 ・魅力的な市街地の形成 横浜都心、新横浜都心 郊外部の鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地 産業拠点 広域的な機能連携軸 都市に潤いを与える「緑の 10 大拠点」

イ. 都市計画対象事業に係る記述

都市計画対象事業に係る旧上瀬谷通信施設地区の利用に関する記述を抜粋して、表 2.3-13 に示します。

表 2.3-13 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(平成 30 年 3 月)における
旧上瀬谷通信施設地区利用関連記述

方針		旧上瀬谷通信施設地区関連の記述
3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	(2) ウ. 線引きの見直し (7)	横浜型のコンパクトな市街地形成を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、既に市街化区域と同様の水準と認められる区域を市街化区域へ編入し、鉄道駅・高速道路インターチェンジ周辺、米軍施設跡地、既存施設の機能更新が見込まれる業務・工業系用地及び港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地において、戦略的・計画的に土地利用を進める区域及び市街化区域の緑辺部等においてまちづくりが進められる区域は、地域の合意形成、事業実施の見通しが立った際には、地区計画によるまちづくり等と併せて随時市街化区域へ編入する。
4. 主要な都市計画の決定の方針	(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ④ 市街化調整区域の土地利用の方針	エ. 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 鉄道駅や高速道路インターチェンジ周辺等の都市基盤施設の整備効果を最大限に生かすことや、米軍施設跡地等の大規模土地利用転換にも適切に対応するとともに、横浜市の魅力である良好な緑や農の保全などとのバランスを図りながら、新たな投資の喚起や民間活力を誘導した機能強化など、持続的な都市の成長・発展につながる土地利用の誘導を図る必要がある。 次の地区について、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、地域の合意形成や事業実施の見通しが立った際には、地区計画によるまちづくり等と併せて市街化区域へ編入する。 (7) 都市基盤の整備に合わせた土地利用転換を進める地区 ・鉄道駅や高速道路インターチェンジの整備が予定されている地区 ・米軍施設跡地
	(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	② 主要な施設の配置の方針 イ 都市高速鉄道等 旧上瀬谷通信施設の跡地利用などの大規模な開発等に対応するため、それらに伴う土地利用の展開と輸送需要の動向を踏まえつつ、中量軌道等の新たな交通の導入について検討を進める。
	(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	② 主要な水・緑環境の配置の方針 ア 拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てる (7) 緑の 10 大拠点の水と緑をまもり・育てる 緑の 10 大拠点(こどもの国周辺、三保・新治、川井・矢指・上瀬谷、大池・今井・名瀬、舞岡・野庭、円海山周辺、小柴・富岡、都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺、上飯田・和泉・中田周辺、下和泉・東俣野・深谷周辺)を水・緑環境を優先的に保全・活用する地区とし、次世代に確実に継承するため、土地所有者の理解と協力を得て、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、広域的なレクリエーション需要を充足する公園などの整備、地域にふさわしい緑化を進める。併せて各種制度を活用しながら農地を保全する。

③ 都市計画マスタープラン・旭区プラン

「旭区プラン」は、「横浜市都市計画マスタープラン」（横浜市 平成25年3月）を前提とし、関連する「分野別計画」との整合を図るとともに、区のおおむね20年後を見据えた将来像を示し、区民と協働してまちづくりを進めていくうえでの基本的な方針として策定しています。

「旭区プラン」は、平成30年11月に改訂されており、その中で目指す将来像は、表2.3-14のように定められています。

表 2.3-14 「旭区プラン」における目指す将来像

いつまでも住み続けたいまち～安心・健やか・ふるさと 旭～		
安心	安心して安全に暮らせるまち	→防災と防犯の方針
健やか	誰もが快適に移動できるまち	→交通の方針
	生き生きと活動し、交流できるまち	→魅力と活力の方針
ふるさと	いつまでも住み続けられるまち	→土地利用の方針
	豊かな自然と身近にふれあえるまち	→環境の方針

以下に「旭区プラン」のまちづくりの方針の中で、都市計画対象事業に関連した記述を抜粋して、表2.3-15に示します。

表 2.3-15 「旭区プラン」における旧上瀬谷通信施設地区の土地利用について

各方針	旧上瀬谷通信施設地区関連の記述
ア 土地利用の方針	<p>a. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧上瀬谷通信施設については、緑や農の保全とのバランスを図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した土地利用の具体化を図ります。 <p>b. 背景・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年 6 月に返還された旧上瀬谷通信施設は、施設面積が（瀬谷区側と合わせて）約 242ha にもなる広大な土地であり、農地や豊かな自然が広がっています。将来の土地利用に向けて、地権者や区民等の意向も踏まえ、地区の特徴を最大限生かした土地利用基本計画の策定が必要となっています。 <p>c. 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 旧上瀬谷通信施設の土地利用は、道路ネットワークによる広域的なアクセス条件の良さを生かし、持続的な都市農業を展開するとともに、全市的・広域的な課題への対応を図りながら、旭区をはじめとした周辺地域の活力に結びつくよう誘導していきます。
イ 環境の方針	<p>a. 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 多彩な緑環境を保全するとともに、市街地においては、緑化を推進しつつ、点在する緑地や河川などの環境資源を有機的に結び、水と緑のネットワークを形成することで、多くの人が緑に触れる機会を増やしていく取組を進めます。 旭区の魅力資源として優良な農地を保全するとともに、農にふれあう機会を提供する取組を進めます。 <p>b. 背景・課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 「緑の 10 大拠点」のうち 4 か所が区内にあり、緑被率が 35.0%（平成 26 年）と横浜市全体での緑被率 28.8%を上回っています。減少幅も平成 13 年以降鈍化していることから、緑の保全策による一定の効果が確認されています。しかし、住宅街や駅周辺などの市街地は緑が少なく、市街化調整区域においても開発などにより緑の減少が見られます。 <p>c. 方針</p> <p>【緑の保全と創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地の保全 区内に残るまとまりのある樹林地は、特別緑地保全地区等の緑地保全制度に指定し、旭区の重要な資源である豊かな緑地を保全します。 緑の拠点の魅力向上 緑の 10 大拠点である「川井・矢指・上瀬谷地区」「三保・新治地区」「大池・今井・名瀬地区」「上飯田・和泉・中田周辺地区」では、まとまりのある樹林地や農地など多様な自然的環境が残されており、ヒートアイランド現象を緩和する機能や生き物の生育・生息環境としても重要であることから、区民に親しまれるよう、地域の特性を生かしながら、特別緑地保全地区などの緑地保全制度の指定等により優先的に保全・活用します。 農的空間の活用 上川井農業専用地区については、旧上瀬谷通信施設の土地利用の具体化にあわせて農地の保全、営農環境の充実を図りつつ、全市的・広域的な課題への対応等を検討します。 生物多様性の保全 生物多様性を保全するため、樹林地と農地が一体となった豊かな里山環境を次世代に引き継いでいきます。 水環境の保全 平常時の河川水量の確保、貴重な湧水の保全のほか、市街地の雨水流入量の増大を抑制するため、樹林地や農地の保全、公園の整備を進め、健全な水環境の回復を図ります。また、雨水浸透ます、雨水貯留施設、透水性舗装などの設置を促進します。

④ 都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン

「瀬谷区プラン」は、「横浜市都市計画マスタープラン」（横浜市 平成 25 年 3 月）を前提とし、区のおおむね 20 年後を見据え、望ましい瀬谷区の将来像を描くとともに、それを実現するためのまちづくりの基本的な方針を定めるものです。

「瀬谷区プラン」は、平成 29 年 3 月に改訂され、その中でまちづくりの基本理念は、表 2.3-16 のようになっており、「瀬谷区プラン」の策定時（平成 17 年）から継承されています。

表 2.3-16 「瀬谷区プラン」における目指す基本理念

身近に水と緑の環境がある、安全で安心できる暮らし 健康で、生き生きとした暮らし 様々な人が互いにつながり、地域で支え合う暮らし

「瀬谷区プラン」においては、都市計画対象事業に関連する記述が多数ありますが、将来都市構造の中において「旧上瀬谷通信施設の跡地利用について」としてまとめられている部分を図 2.3-23 に抜粋します。

これまで米軍の施設として使用されていた瀬谷区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設は、平成 27 年 6 月に返還されました。

旧上瀬谷通信施設の面積は約 242ha と、みなとみらい 21 地区の約 1.3 倍にも及び、市内で過去最大の返還面積となります。まとまった農地を擁する緑豊かな空間であり、横浜町田インターチェンジにも近いことから、跡地利用について大きな可能性を有しています。

跡地利用にあたっては、地権者との話し合いや市民の意見を伺いながら検討を行い、この地区の特徴を最大限に活かしたビジョンをしっかりと描き、全市的・広域的な課題への対応、地域の活性化等が図られるよう、計画の具体化を進めていきます。

瀬谷区プランにおける旧上瀬谷通信施設の方針の記載

3. 瀬谷区の目標とする都市像

3. 将来都市構造

区北部の都市構造については、旧上瀬谷通信施設の跡地利用により、大きく変化することも考えられます。

4. 部門別まちづくりの方針

1. 土地利用の方針

③ 緑農地域

・旧上瀬谷通信施設については、その広大さから横浜市に残された貴重な財産であるため、緑や農の保全とのバランス等を図りながら、全市的・広域的な課題への対応を考慮した跡地利用の具体化を図ります。また、あわせて周辺区域においても、都市的土地利用も含めた、土地利用を誘導します。

2. 都市の活力・魅力の方針 ①－b. 瀬谷駅周辺

・旧上瀬谷通信施設の最寄駅として、旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携したまちづくりを進めます。

3. 都市環境の方針 ②－a. 北の拠点

・上瀬谷農業専用地区については、旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携し、緑地や農地の保全、新しい営農環境の創出や充実を図りつつ、全市的・広域的な課題への対応等を検討します。

4. 都市交通の方針 【基本的な考え方】

・旧上瀬谷通信施設の跡地利用の具体化と連携し、必要な道路、公共交通等の基盤整備を検討します。

図 2.3-23 「瀬谷区プラン」における旧上瀬谷通信施設地区の土地利用について

⑤ 横浜市水と緑の基本計画

水と緑を一体的にとらえた総合的な計画として策定された計画です。計画の目標は、表 2. 3-17 に示すとおりです。

表 2. 3-17 「横浜市水と緑の基本計画」(平成 28 年 6 月)の目標

基本理念	横浜らしい水・緑環境の実現 ～市民・事業者・行政の連携・協働により実現します～
目標像	多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境 《都市の姿》 ・緑が市街地に引き込まれています ・健全な水循環が回復しています ・地域の中で農のある暮らしが息づいています ・都心臨海部に水と緑が増え魅力が高まっています ・多様な生き物が生育・生息できる環境が形成されています ・風が都市に引き込まれています 《市民の姿》 ・水や緑との様々な関わりが深まっています
基本指標	水緑率 35%をさらに向上

その中で、対象事業実施区域は緑の 10 大拠点の一つ(川井・矢指・上瀬谷地区)として位置付けられており、「市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農体験などの場として活用します。」とされています。同地区の取組方針は、表 2. 3-18 に示すとおりです。

表 2. 3-18 「横浜市水と緑の基本計画」(平成 28 年 6 月)に基づく取組方針
(川井・矢指・上瀬谷地区)

取組方針	主な水と緑の拠点 (2014 年度末実績及び事業計画)
<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や、公園整備などにより、緑地を保全・活用します。 ・上川井、上瀬谷農業専用地区の活性化を図ります。 ・下川井の農用地区域を中心として都岡地区恵みの里を展開します。 ・旧上瀬谷通信施設は、首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点と位置付け、平常時には広く首都圏の人々が訪れ、農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災拠点となる空間を目指します。 ・小川アメニティを周辺環境との調和に配慮した快適な水辺空間として維持・保全し、市民が水辺にふれあう場として活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> <水路・水辺拠点等> <ul style="list-style-type: none"> ・小川アメニティ(矢指町 1.3km、瀬谷町 0.9km、東野台 0.3km) <樹林地等> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の森(矢指 5.1ha、追分 32.9ha、瀬谷 19.1ha、(仮称)上川井 10.1ha) ・特別緑地保全地区(追分 8.4ha、川井 5.3ha、上川井町中田谷 3.1ha、上川井町堀谷 1.5ha) <農地> <ul style="list-style-type: none"> ・都岡地区恵みの里 ・農業専用地区(上川井 35.3ha、上瀬谷 92.0ha) ・農用地区域(108.5ha) <公園等> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ場(64.0ha)

⑥ 横浜都市農業推進プラン

「横浜市水と緑の基本計画」や「横浜市中期4か年計画2018～2021」に基づき、おおむね10年後の横浜の都市農業を展望し、5か年計画（2019～2023年）として策定されたものであり、その概要は表2.3-19に示すとおりです。

表2.3-19 「横浜都市農業推進プラン」の概要

基本理念	活力ある都市農業を未来へ	
目標とする姿	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の各農業地域の特性を十分に生かし、新たな取組や技術も取り入れた、元気な横浜の農業が展開されています。 ●良好な農景観の形成や生物多様性の保全にも寄与する、まとまりのある優良な農地が形成されています。 ●市民が農に関わる機会が増えるとともに、地産地消が進んでいます。 	
計画の柱1	<p>持続できる都市農業を推進する。</p> <p>将来にわたり持続可能な都市農業を目指し、農業経営の安定化・効率化に向けた農業の振興や、横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援、農業生産の基盤となる農地の利用促進を図ります。</p>	<p>施策1. 農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興</p> <p>事業1. 市内産農畜産物の生産振興 事業2. 地域特性に応じた都市農業の拠点づくり支援 ※旧上瀬谷通信施設の農業振興策の策定 事業3. 生産基盤の整備と支援</p> <p>施策2. 横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援</p> <p>事業4. 農業の担い手の育成・支援 事業5. 農業経営の安定対策</p> <p>施策3. 農業生産の基盤となる農地の利用促進</p> <p>事業6. 農地の貸し借りの促進 事業7. まとまりのある農地等の保全</p>
計画の柱2	<p>市民が身近に農を感じる場をつくる。</p> <p>良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組と、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。</p>	<p>施策1. 農に親しむ取組の推進</p> <p>事業1. 良好な農景観の保全 事業2. 農とふれあう場づくり</p> <p>施策2. 地産地消の推進</p> <p>事業3. 身近に農を感じる地産地消の推進 事業4. 市民や企業と連携した地産地消の展開</p>

⑦ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画

旧上瀬谷通信施設の敷地の約45%が民有地となっていることから、地権者との意見交換や、市民からの意見、要望などから土地利用を検討し、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」を令和元年12月に公表し、市民意見募集を行いました。寄せられた意見を踏まえ、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を令和2年3月に策定しました。

「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」におけるまちづくりのコンセプト及び土地利用については図2.3-24に示すとおりです。

まちづくりのコンセプト

まちづくりのテーマ

郊外部の新たな活性化拠点の形成
～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～

【方針1】
多様な交流による、
賑わいと活気のあるまち

【方針2】
活力ある都市農業と緑を
いかした魅力あるまち

【方針3】
将来にわたり、安全安心
で、利便性の高いまち

旧上瀬谷通信施設は、米軍施設として利用されてきたため、約70年間にわたり土地利用の制限を受けながら、地権者を中心に農業が営まれてきました。

そのなかで、今ある緑や農地を保全しつつ、ここでしかできない新たなコトやモノを創出することで、世界中のヒトやモノを惹きつける魅力ある空間を実現し、豊かな自然環境をいかした、郊外部の活性化を目指していく必要があります。

土地利用

土地利用の内容

農業振興 ゾーン

賑わい施設などと連携した農産物の収穫体験や、滞在しながら農の魅力を楽しむ農体験、ICTなどを活用した質の高い農産物の安定生産と直売所等による「収益性の高い農業」の展開、大学と連携した農業技術の研究など、他の地域へも波及する新たな都市農業モデルとなる拠点を形成します。

観光・賑わい ゾーン

テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光と賑わいの拠点を形成します。

物流ゾーン

東名高速道路や保土ヶ谷バイパスなどの広域的な幹線道路との近接性をいかし、新技術を活用した効率的な国内物流を展開する新たな拠点を形成します。

公園・防災 ゾーン

国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園や災害時における広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点としての施設・機能や広域避難場所としての機能）などを形成します。

<ゾーンの連携>

各ゾーンが連携することにより、人やものが行き交い、将来的には年間1500万人が訪れ、地区全体の価値が向上するとともに、周辺地域へも波及していくことで、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。

図2.3-24 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」のまちづくりのコンセプト及び土地利用

(4) 事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

① 配慮書時点の対象事業の内容と計画段階配慮事項の検討結果

ア. 複数案等について

対象事業実施区域は、米軍施設跡地であり、その土地利用の方向性については平成18年に「米軍施設返還跡地利用指針」としてとりまとめています。事業の実施については、長年にわたって自由な土地利用が制限されてきた経緯や、地権者の早期の生活再建が必要になる等の特殊性を踏まえ、迅速かつ計画的に実現することが求められています。

また、国有地、市有地、民有地の混在を解消するとともに、農業振興と都市的土地利用を行う土地を集約し、将来必要となる農業基盤や道路等の都市基盤の整備を一体的に推進するため、旧上瀬谷通信施設地区全域において一体的な土地の整序を行う必要があります。

計画段階環境配慮書では、事業の位置および規模について複数案を設定することが基本となっていますが、このような背景から、都市計画対象事業においては、旧上瀬谷通信施設全域での事業実施が必要となるため、事業の目的が達成可能な位置又は規模に関する複数案は設定しませんでした。また、土地区画整理事業（都市計画決定を伴うもの）によらない他の事業手法を用いて、事業の目的を達成することは現実的ではないため、土地区画整理事業を都市計画に定めないとする案も設定しないこととしました。

また、対象事業実施区域は、民有地が全体の約45%を占めていますが、米軍施設として使用されてきたため、約70年間にわたって土地利用が制限されてきました。農業専用地区でありながら、農業基盤の整備も制限されており、米軍施設の電波受信基地としての役割から、電波障害防止地域が設けられており、構造物の建築や栽培する作物などに厳しい制限がかけられていました。

このような経緯を踏まえ、土地利用については、地権者の理解が必要であることから、土地利用の方向性については、地権者による「まちづくり協議会」とともに検討を進めてきました（前掲「2.3.7 都市計画対象事業の背景及び経緯」(P.2-27~38)）。

なお、土地利用のゾーンの選定及び配置等については、様々な案についてまちづくり協議会と意見交換を行ってきた結果、前掲図2.3-19(P.2-32)に示した「土地利用ゾーン」として、横浜市とまちづくり協議会で合意しました。

従って、計画段階配慮事項を検討するための事業計画は、「土地利用ゾーン」を基本としました。なお、土地利用ゾーンの配置については、現況の環境にも配慮しながら、対象事業実施区域の交通利便性の良さをいかした計画となっています（前掲「②土地利用ゾーンの考え方」(P.2-33~35)）。

イ. 事業計画の概要

事業計画の考え方は表2.3-20、事業計画の土地利用面積は表2.3-21に示すとおりです。

表 2.3-20 事業計画の考え方

<p>事業計画の基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・営農意向を踏まえ、農業振興ゾーンを配置します。 ・現況の環境に配慮した計画とします。 ・周辺の土地利用状況に配慮し、観光・賑わいゾーンや物流ゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもち、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮して配置します。 								
<p>事業計画の配置の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旭区、瀬谷区それぞれに農業振興ゾーンを配置します。 ・民間ゴルフ場や市民の森などの既存緑地との一体性を考慮し、公園・防災ゾーンを対象事業実施区域の南側に配置します。 ・観光・賑わいゾーンは、可能な限り住宅地と離隔をもって配置します。 ・物流ゾーンは既存の物流施設集積エリア周辺である北側へ配置し、交通負荷の低減や通学路の安全性を考慮し、環状4号線東側へ配置します。 								
<p>事業計画</p>	 <table border="1" data-bbox="391 1657 1380 1960"> <tr> <td>農業振興ゾーン</td> <td>営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア</td> </tr> <tr> <td>公園・防災ゾーン</td> <td>国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア</td> </tr> <tr> <td>観光・賑わいゾーン</td> <td>広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア</td> </tr> <tr> <td>物流ゾーン</td> <td>交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア</td> </tr> </table>	農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア	公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア	観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア	物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア
農業振興ゾーン	営農を希望する地権者を中心に、新たな都市農業を行うエリア								
公園・防災ゾーン	国有地を活用し、公園や防災施設等を整備するエリア								
観光・賑わいゾーン	広大な土地を最大限に生かし、集客力のある施設を誘致することで賑わいを創出するエリア								
物流ゾーン	交通の利便性を生かし、新しい物流を行うエリア								

表 2.3-21 事業計画の土地利用面積

ゾーン等の区分	面積※	割合
農業振興ゾーン	約 50ha	約 21%
土地活用ゾーン	約 192ha	約 79%
公園・防災ゾーン	約 50ha	約 21%
観光・賑わいゾーン	約 127ha	約 52%
物流ゾーン	約 15ha	約 6%
合計	約 242ha	100%

※：面積には、道路、調整池等を含みます。

ウ. 計画段階配慮事項の検討結果

計画段階配慮事項として、地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の7項目を選定し、周辺環境への影響への比較を行いました。

計画段階配慮事項についての評価の結果及び環境保全措置は、表 2.3-22のとおりです。

表 2.3-22(1) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
地盤	土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあつては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案
土壌	<p>旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあつては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく手続において、環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」(平成14年12月横浜市条例第58号)に基づく適切な対応(土壌汚染状況の把握を含みます。)
動物	<p>樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 緑の連担性を確保し、動物の生息域の分断を抑える措置 造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減 水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

表 2.3-22(2) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
植物	<p>樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性を確保し、植物の生育域の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減 ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等 ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出
生態系	<p>事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により、「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホテル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により、「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。</p> <p>なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施 ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置 ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減 ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

表 2.3-22(3) 計画段階配慮事項についての評価の結果

環境要素	評価結果	環境保全措置
景観	<p>景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内で低減されるものと評価します。</p> <p>主要な眺望点の直接的改変がないこと、全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化 ・遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。</p> <p>これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉古道北コースの可能な限りの保全 ・事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出 ・公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

② 方法書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯

ア. 配慮書における検討結果

配慮書において、環境配慮事項として選定した地盤、土壌、動物、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については、表 2.3-22 に示す環境保全措置を講じることにより、都市計画対象事業に係る影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減できるものと評価しました。

イ. 構想段階評価書の状況

都市計画運用指針の改定に伴い取りまとめて公表した「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 構想段階評価書」(横浜市 令和2年1月)において、配慮書における環境面以外に、社会経済面の観点から評価を行いました。その結果、表 2.3-23 に示すとおり、施行区域周辺の土地利用との総合性、区域外との道路ネットワークと、区域内の都市施設計画と土地利用計画との整合性、歩行者自転車の移動性・安全性、郊外部の新たな活性化拠点の形成について確保等がなされていると評価しました。

表 2.3-23 社会経済面の観点からの評価結果

項目	評価結果
<p>都市計画の 一体性・総合 性の確保に 関する評価</p>	<p>施行区域周辺の 土地利用との総 合性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業振興ゾーンについて、旭区側は民間ゴルフ場や市民の森の近くに配置し、瀬谷区側は環状4号線西側、既存の住宅地近くに配置することで、営農環境を確保することが可能と評価します。 ・公園・防災ゾーンは、対象事業区域の南東側に配置することで、既存緑地である市民の森とまとまりのある緑地が形成でき、広域的な防災拠点（消防・警察・自衛隊などの受入に必要な広域応援活動拠点）としての機能が確保されると評価します。 ・物流ゾーンは、対象事業区域の北側に配置することで、既存の物流施設集積エリアと一体となり、操業環境を形成、保全することが可能と評価します。 ・観光・賑わいゾーンは、対象事業区域の中央に配置することで、市街地の連続性が確保され公共施設を効率的に整備できると評価します。ただし、観光・賑わいゾーンの東側には、第3種風致地区が指定されていることから、緑との離隔となる、道路やゾーン外周の緑の配置等を今後検討していく必要があると考えます。
<p>区域外との道路 ネットワーク と、区域内の都 市施設計画と土 地利用計画との 整合性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外との道路ネットワークは、主要な地区内道路を、地区外の八王子街道、環状4号線、瀬谷地内線につなげ、交通需要に対応した計画とすることから整合していると評価します。 ・主要な地区内道路と土地利用の関係は、主要な地区内道路を「各土地利用ゾーンへのアクセス」や「観光・賑わいゾーン外周での円滑な交通処理」を考慮して配置していることから整合していると評価します。 ・新たな交通は、「大規模な土地利用転換に伴い、発生が想定される交通需要に対応するよう導入を図る」としており、土地利用と都市施設の計画は連携していると評価します。
<p>歩行者自転車 の移動性・安全 性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、対象事業区域周辺は自転車通行空間、歩行者空間及び車道は明確に分かれておらず、都市計画対象事業で、主要な地区内道路に自転車通行空間と歩行者空間を確保することで、移動性・安全性は確保されると評価します。
<p>施行区域の 一体的な開 発、整備の必 要性に関す る評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、対象事業区域周辺の産業は、農業や一部物流倉庫などがあるものの大きな産業はありません。このため、テーマパークを核とする集客施設を立地させることで、周辺住民の雇用の場の創出が期待できます。また、現在インバウンド（訪日外国人旅行者）による消費の取り込みが行えていない状況ではありますが、当該施設ができることで、インバウンドによる消費を取り込むことが可能となります。 ・観光・賑わいゾーンに、テーマパークを核とする集客施設が立地し、国内外から人を呼び込む観光拠点を形成することで、交流人口の増加が期待できます。また、対象事業区域での一体的な開発、整備を進め、各ゾーンの連携を促進できる事業手法や区域を検討することで、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れ、環境と共生した郊外部の新たな活性化拠点を形成することが期待できます。 ・そのため、施行区域の一体的な開発、整備の必要性があると評価します。

資料：「(仮称)旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業 ～構想段階評価書(概要版)～」(横浜市 令和2年1月)より作成

上記を踏まえ、配慮書に示した事業計画を基に、詳細な計画を検討しました。

③ 準備書までの事業内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯

ア. 対象事業実施区域内におけるグリーンインフラの検討状況

令和2年3月に策定した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、土地利用を実現する基盤整備の考え方として、豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、地区全体で多様な機能を持つグリーンインフラを活用することとしています。

令和2年度より、地区全体における「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向け、グリーンインフラの考え方や取組について検討を行いました。検討内容については表 2. 3-24 に示す通りです。

今ある緑や農地を保全しつつ、人や企業が集うこと、交流人口の増加による横浜経済の更なる活性化を目標としつつ、国際園芸博覧会で掲げている「自然からの視点」に加えて、「人からの視点」を示し「グリーンインフラ」と「グリーンコミュニティ」のあり方を提示するというグリーンインフラの考え方を継承することを基本に、「環境保全・改善」、「防災・減災」、「景観」、「グリーンコミュニティ」の4つの視点から、まずは農業振興地区、道路、公益的施設用地（公園・防災等用地）において、どのようなグリーンインフラが展開できるか、検討を行いました。

令和2年度にて行った検討内容を基に、令和3年度には、観光・賑わい地区や物流地区も含めた地区全体でのグリーンインフラの展開について、引き続き検討を行い、「緑・環境・景観に関する方針」の策定に向けて検討を行っていきます。

表 2. 3-24 グリーンインフラの検討内容

	農業振興地区	道路	公益的施設用地
環境保全・改善	<ul style="list-style-type: none"> 既存の表土（黒土、赤土）の再利用 畑地かんがい施設の整備による農業生産性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 既存木の残置や移植による利活用 公園の緑や農地との連続性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 草地の一部保全 既存木の残置、活用
防災・減災	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜改善による雨水の保水・浸透機能の向上と土砂流出の抑制 透水性・保水性舗装の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 透水性・保水性舗装の活用 雨水浸透樹等の活用 雨水貯留浸透基盤の活用 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における広域的な防災拠点
景観	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜改善による農景観の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 緑の連続性や新しい桜並木等の創出による緑景観の保全・創出 	<ul style="list-style-type: none"> 広大な草地の景観の保全・創出
グリーンコミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> 賑わい施設などと連携した農作物の収穫体験 	<ul style="list-style-type: none"> 道路付帯地の緑化によるコミュニティ空間の創出 	<ul style="list-style-type: none"> 自然や生物と触れ合えるコミュニティ空間の創出

イ. 海軍道路の桜並木の検討状況

海軍道路の桜並木は、横浜市瀬谷区を代表する桜のスポットであり、区民から親しまれている空間です。一方で、植樹から40年近く経過しており、老木化も進んでいることにより、台風被害による倒木が発生しています。(平成30年：2本、令和元年：2本) また、対象事業実施区域内における海軍道路は、2車線から4車線に拡幅される予定であることから、現状の桜並木を残すことは困難となっています。

そこで旧上瀬谷通信施設のまちづくりや、2027年に開催を予定している国際園芸博覧会を契機とし、令和2年度より、海軍道路の桜並木を今後、どのように再生していくべきか、検討を行いました。

現状の海軍道路の桜並木に対する管理については、道路管理者が健全度調査を行っています。令和2年度の健全度調査の結果は表2.3-25に示す通りです。

令和3年7月以降には、海軍道路の沿道関係者及び区民の方で構成する「(仮称)海軍道路の桜並木に関する懇談会」を立ち上げ、海軍道路の桜並木について、現存する桜の残置や移植、伐採の考え方、新たに樹木を新植する場合の樹種の選定などについて、意見交換を行っています。

表 2.3-25 令和2年度 健全度調査結果

判定	本数	割合
A判定 (健全か健全に近い)	61本	約20%
B1判定 (おおむね健全)	149本	約50%
B2判定 (不健全に近い)	72本	24%
C判定 (不健全)	18本	6%
合計	300本	100%

ウ. 工事による環境影響の低減化の検討

工事計画の策定にあたり、配慮書及び方法書の記載内容及び環境保全の見地からの意見等を踏まえ、環境影響低減化に配慮した工事計画としました。

また、方法書において、他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測するとしていた環境影響評価項目（大気質、騒音、振動、水質、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域社会）につきましては、関連事業の事業者と協議を行い、少しでも環境への影響が低減できるように、協議、調整を行っていきます。

a. 大気質（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械及び工事用車両は、できる限り最新の排出ガス対策型又は排出ガス規制適合型の物を使用します。
- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くの場所で工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。
- ・粉じんの発生を抑制するために、転圧や散水等は適切な時期に逐次行います。
- ・粉じんの発生を抑制するために、対象事業実施区域内を移動する際には必要に応じて敷鉄板の上を通ることを徹底します。
- ・粉じんの発生を抑制するために、対象事業実施区域の工事用車両出入口付近には、タイヤ洗浄機を設置するとともに、作業員による散水や清掃を逐次行います。

b. 騒音（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械は、できる限り最新の国土交通省で指定された低騒音型の物を使用します。
- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くの場所で工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。
- ・工区の周囲には、仮囲いを設置します。

c. 振動（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・使用する建設機械は、できる限り最新の国土交通省で指定された低振動型の物を使用します。

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くで工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底します。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。

d. 水質（雨水の排水による水の濁り、水の汚れ）

- ・造成箇所は速やかに転圧を行います。法面には、速やかに植栽または養生シートを設置します。
- ・土砂流失防止柵等を設置します。
- ・調整池等の濁水処理施設の設置と適切な管理を行います。

e. 底質（造成工事の実施）

- ・汚染土壌の流出等による底質の汚染を未然に防止するために、土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（汚染状況の把握を含みます。）を行います。

f. その他の水環境（造成工事の実施による湧水の流量）

- ・対象事業実施区域南東部の湧水の分布エリア及びその周辺における帯水層に及ぶ切土工は可能な限り回避します。
- ・草地環境や樹林環境又は農耕地をできる限り保全し又は創出します。
- ・新たに舗装を行う場合は、可能な限り透水性舗装を採用します。

g. 地盤

- ・対象事業実施区域北東部にある土砂災害特別警戒区域の指定解除のため、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を得た上で、法面の傾斜度を 30° 未満、傾斜地の高さを 5 m 未満とします。

h. 土壌（土壌汚染）

- ・国による適切な対応後、事業者が土地を造成する際には、改めて事業者により「土壌汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき必要な手続きを行い、適切な対応を実施します。
- ・掘削除去を行う場合、汚染土壌の運搬に当たっては、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第 4 版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成 31 年 3 月）に準じるものとします。また、処理・処分は「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関する

ガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壤環境課 平成31年3月）に準じ、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設又は管理型埋立処分場等）にて行います。

- ・造成工事において予期せぬ廃棄物等が確認された場合には、「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」により、適切な対応を行います。

i. 動物

- ・工事期間中に、保全対象種のモニタリングを実施します。
- ・保全対象種の生息環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・逃避経路の確保と工事の分散化を行います。
- ・猛禽類を始めとする、貴重な種の繁殖時期に配慮した施工計画とし、建設機械は低騒音型を採用します。
- ・工事従事者への講習・指導により、意識付けを行います。
- ・やむを得ず夜間工事を行う場合は、LED照明の採用並びに光漏れの防止を行います。

j. 植物

- ・保全対象種の生育環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・工事従事者への講習・指導により、意識付けを行います。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの在来種による緑化等により、外来種の拡大を抑制します。

k. 生態系

- ・工事期間中に、保全対象種のモニタリングを実施します。
- ・保全対象種の生息、生育環境（特に湿地環境）を創出します。
- ・逃避経路の確保と工事の分散化を行います。
- ・工事従事者への講習・指導により、意識付けを行います。
- ・やむを得ず夜間工事を行う場合は、LED照明の採用並びに光漏れの防止を行います。
- ・工事用車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの在来種による緑化等により、外来種の拡大を抑制します。

l. 人と自然との触れ合いの活動の場

- ・ある時期に工事が突出しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域内においても他の工区と連携を取り合い、対象事業実施区域の全体においても工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。

m. 廃棄物等

- ・建設発生土は、対象事業実施区域内でできる限り利用するとともに、関連事業の事業者と調整を図ることで、可能な限り場外搬出量の低減を図ります。
- ・できる限り廃棄物等が発生しないように抑制を行います。

- ・排出された廃棄物は、分別を徹底するとともに、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない廃棄物は適正に処理します。

n. 温室効果ガス（建設機械の稼働、工事用車両の運行）

- ・建設機械や工事用車両は、できる限りエネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。
- ・アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、省エネ運転に努めます。
- ・使用する建設機械及び工事用車両については、毎日の点検作業及び定められた期間ごとに整備点検を行うことを徹底します。

o. 地域社会（工事用車両の運行）

- ・ある時期に工事が集中しないように、工事工程の平準化を図ります。また、対象事業実施区域全体においても、ある時期に近くの場所で工事が集中しないように、対象事業実施区域全体で工事工程の平準化を図ります。
- ・工事用車両は、効率的な運行管理を行います。
- ・交通に伴う安全への配慮を促進します。

p. 文化財等

- ・造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。その上で文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、改めて関係機関と協議のうえ、必要な措置を行ったうえで、造成工事を行います。

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1 調査対象地域等の設定

対象事業実施区域及びその周辺における自然的社会的状況に関する情報を収集し、当該地域の地域特性の把握に努めました。

自然的社会的状況に関する情報の収集は、図 3.1-1 に示すとおり、都市計画対象事業の影響を網羅できる範囲として、対象事業実施区域を中心とした約 4km 四方を含む区域（以下、「調査区域」といいます。）を対象として行うことを基本としました。統計データの情報収集に関しては、神奈川県では、横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市、東京都では町田市の2市3区（以下、「調査対象地域」といいます。）を対象としました。

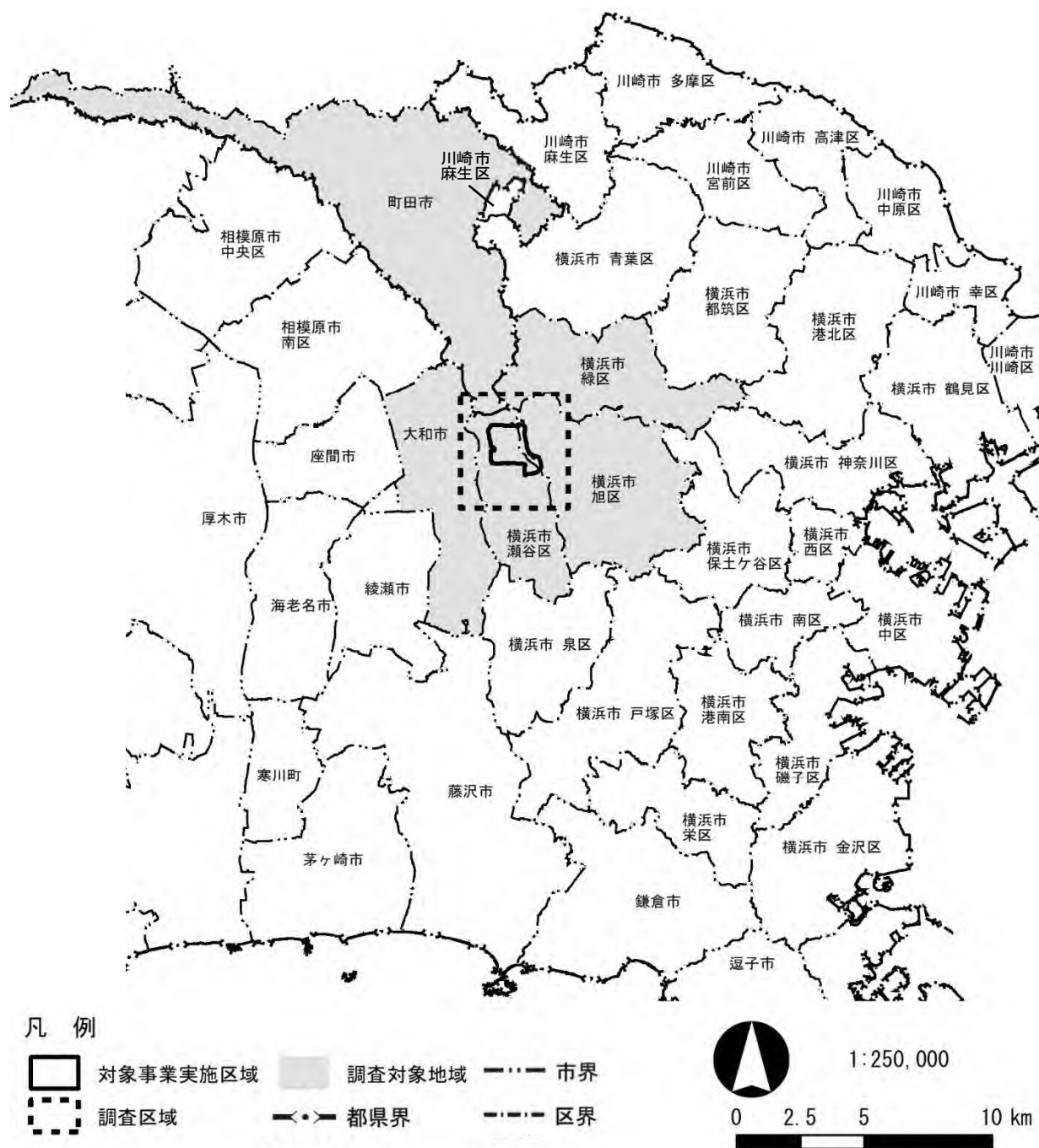


図 3.1-1 調査対象地域等の位置

3.2 自然的状況

3.2.1 大気環境の状況

(1) 気象の状況

横浜地方気象台（横浜市中区山手町 99 番地）の位置は図 3.2-1(1)に、令和 2 年の気象状況は、表 3.2-1 に示すとおりです。

令和 2 年の平均気温は 17.0℃、平均湿度 70%、平均風速 3.6m/s、最多風向は北、降水総量 1,687.5mm となっています。

表 3.2-1 気象の状況（令和 2 年）

項目	全年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	17.0	7.8	8.9	11.2	13.4	19.7	23.4	24.4	29.1	24.6	17.9	14.7	8.8
最高気温 (℃)	36.4	18.9	18.5	23.8	23.6	29.2	32.3	32.1	36.4	34.1	27.4	24.3	16.9
最低気温 (℃)	0.0	1.3	0.0	0.7	5.9	11.2	17.7	17.8	22.1	15.9	11.1	6.8	1.4
平均湿度 (%)	70	63	54	64	63	73	80	87	75	81	72	64	59
平均雲量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平均風速 (m/s)	3.6	3.4	3.7	4.1	4	3.6	3.4	3.9	3.1	3.7	3.4	3.3	3
最多風向	北	北	北	北	北	南南西	南南西	南南西	南西	北	北	北	北
日照時間 (h)	2,005.1	157.9	203.2	172	218.2	185	139.1	61.2	298.2	124.3	121.3	155.7	169.0
日照率 (%)	45	51	65	47	56	43	32	14	72	33	35	50	56
降水総量 (mm)	1,687.5	124.5	32.5	166.5	244.5	97.5	242.5	378.5	48.0	107.0	219.5	9.0	17.5

資料：「横浜地方気象台」（気象庁ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

(2) 大気質の状況

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の位置は図 3.2-1(2)に、環境基準の適合条件は表 3.2-2 に、各測定局の 5 年分（平成 27 年度～令和元年度）の測定結果は、表 3.2-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局は、対象事業実施区域の西側約 1.6km に位置する大和市役所測定局であり、次いで対象事業実施区域の南側約 3.0km に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局です。対象事業実施区域に最も近い自動車排出ガス測定局は、対象事業実施区域の南西側約 1.7km に位置する大和市深見台交差点測定局であり、次いで対象事業実施区域の東側約 2.2km に位置する旭区都岡小学校測定局です。

二酸化硫黄は一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

浮遊粒子状物質は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

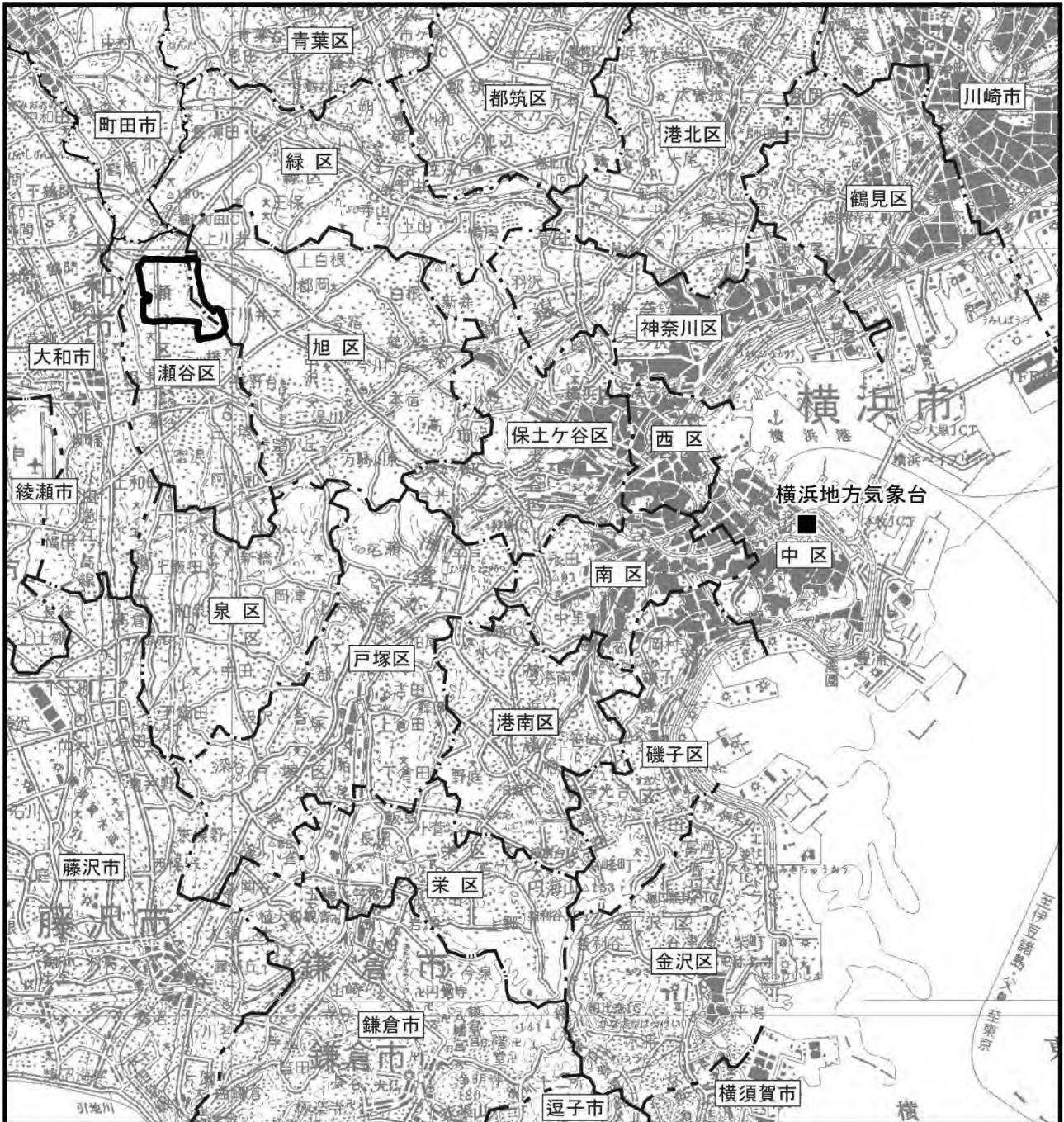
一酸化炭素は、自動車排出ガス測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

二酸化窒素は 4 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

微小粒子状物質は、旭区都岡小学校測定局を除く 3 測定局で測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。

光化学オキシダントは一般環境大気測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に不適合でした。なお、「令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）によると、平成 2 年度から 30 年連続で全局不適合が続いていますが、これは全国的にも同様の傾向です。

ダイオキシン類は、瀬谷区南瀬谷小学校測定局でのみ測定されており、全ての年度で環境基準に適合していました。



凡 例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 横浜地方気象台

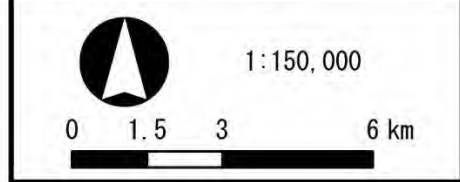
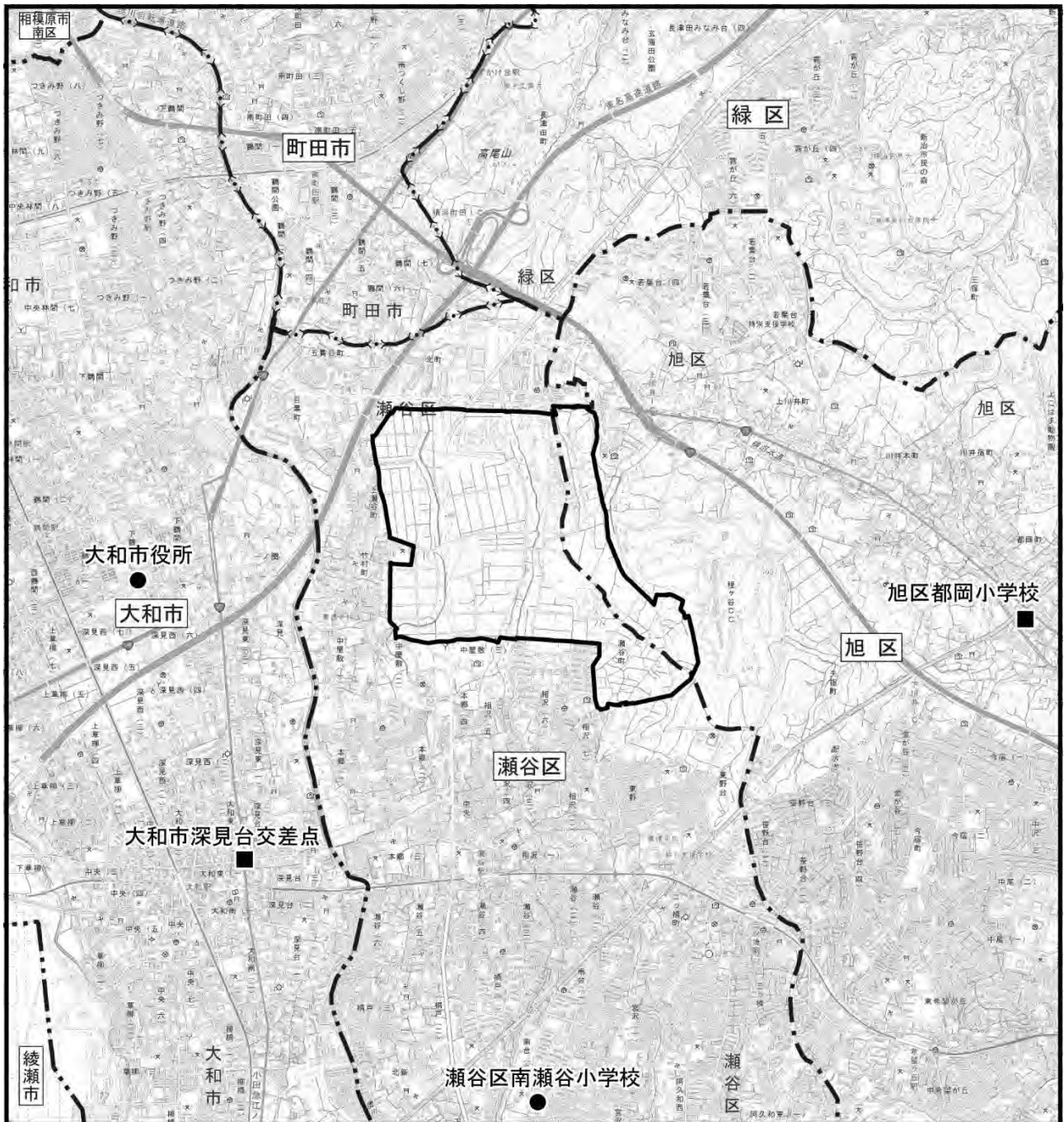
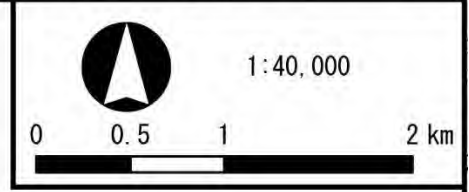


図3.2-1(1) 横浜地方気象台の位置



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局



資料：「平成 27 年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」
 (横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
 「平成 27 年度～令和元年度 神奈川の大气汚染」(神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

図 3.2-1(2) 大気汚染測定局位置

表 3.2-2 大気汚染に係る環境基準の適合条件について

大気汚染物質	評価方法	環境基準に適合するための条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価・短期的評価の併用	【長期的評価】 日平均値が0.04ppmを超えた日数が1年間で2% (7日 ^{*1}) 以内であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1時間値が0.1ppmを超えないこと。 日平均値が0.04ppmを超えないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)		【長期的評価】 日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数が1年間で2% (7日 ^{*1}) 以内であり、かつ、日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】 1時間値が0.20mg/m ³ を超えないこと。 日平均値が0.10mg/m ³ を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)		【長期的評価】 日平均値が10ppmを超えた日数が1年間で2% (7日 ^{*1}) 以内であり、かつ、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続しないこと。 【短期的評価】 8時間平均値が20ppmを超えないこと。 日平均値が10ppmを超えないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	98%値評価	【98%値評価】 日平均値が0.06ppmを超えた日数が1年間で2% (7日 ^{*2}) 以内であること。 【環境基準】 日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	年平均値評価・98%値評価の併用	年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1年間で日平均値が35μg/m ³ を超えた日数が1年間で2% (7日 ^{*2}) 以内であること。
光化学オキシダント (OX)	短期的評価	1年間で昼間 (5時～20時) のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。
ダイオキシン類	年平均値評価	複数回の測定値の年平均値で0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※1：2%除外値で評価する二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は、有効測定日数が325日以上ある場合、許容日数は7日となります。

※2：98%値で評価する二酸化窒素及び微小粒子状物質は、有効測定日数が326日以上ある場合、許容日数は7日となります。

資料：「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

表 3.2-3(1) 大気質測定結果 (二酸化硫黄)

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	1時間値が0.1ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	環境基準の適合・不適合 (長期・短期的評価)
瀬谷区南瀬谷小学校測定局	平成27	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成28	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成29	0.002	0.003	無	0	0	○
	平成30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.002	0.003	無	0	0	○
大和市役所測定局	平成27	0.003	0.005	無	0	0	○
	平成28	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成29	0.002	0.004	無	0	0	○
	平成30	0.002	0.004	無	0	0	○
	令和元	0.001	0.003	無	0	0	○

注：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧)

表 3. 2-3(2) 大気質測定結果 (浮遊粒子状物質)

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成 27	0.023	0.059	無	0	1	○
	平成 28	0.022	0.053	無	0	0	○
	平成 29	0.021	0.048	無	0	0	○
	平成 30	0.019	0.054	無	0	0	○
	令和元	0.018	0.048	無	0	0	○
大和市役所 測定局	平成 27	0.019	0.042	無	0	0	○
	平成 28	0.013	0.029	無	0	0	○
	平成 29	0.013	0.030	無	1	0	○
	平成 30	0.013	0.036	無	0	0	○
	令和元	0.011	0.033	無	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日 以上連続したことの 有無	1時間値が 0.20mg/m ³ を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m ³ を 超えた日数 (日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期 的評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成 27	0.025	0.062	無	0	0	○
	平成 28	0.022	0.044	無	0	0	○
	平成 29	0.020	0.042	無	0	0	○
	平成 30	0.017	0.045	無	0	0	○
	令和元	0.015	0.045	無	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成 27	0.017	0.039	無	0	0	○
	平成 28	0.016	0.033	無	0	0	○
	平成 29	0.015	0.032	無	0	0	○
	平成 30	0.015	0.040	無	0	0	○
	令和元	0.013	0.034	無	0	0	○

注：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」(神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧)

表 3.2-3(3) 大気質測定結果（一酸化炭素）

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	8時間平均値が 20ppmを超えた 時間数 (回)	日平均値が10ppm を超えた日が2 日以上連続した ことの有無	日平均値が 10ppmを超えた 日数(日)	環境基準の 適合・不適合 (長期・短期的 評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成27	0.6	1.2	0	無	0	○
	平成28	0.6	1.1	0	無	0	○
	平成29	0.6	1.0	0	無	0	○
	平成30	0.5	1.0	0	無	0	○
	令和元	0.5	0.9	0	無	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成27	0.2	0.6	0	無	0	○
	平成28	0.3	1.0	0	無	0	○
	平成29	0.2	0.7	0	無	0	○
	平成30	0.2	0.6	0	無	0	○
	令和元	0.2	0.5	0	無	0	○

注：環境基準適合状況

○：長期的評価、短期的評価ともに適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3. 2-3(4) 大気質測定結果（二酸化窒素）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成27	0.015	0.033	0	0	○
	平成28	0.013	0.030	0	0	○
	平成29	0.013	0.030	0	0	○
	平成30	0.013	0.035	0	0	○
	令和元	0.013	0.028	0	0	○
大和市役所 測定局	平成27	0.018	0.032	0	0	○
	平成28	0.017	0.032	0	0	○
	平成29	0.017	0.034	0	0	○
	平成30	0.015	0.033	0	0	○
	令和元	0.014	0.028	0	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	日平均値が0.06ppm を超えた日数 (日)	98%値評価による 日平均値が0.06ppm を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (98%値評価)
旭区都岡 小学校測定局	平成27	0.020	0.042	0	0	○
	平成28	0.020	0.036	0	0	○
	平成29	0.019	0.038	0	0	○
	平成30	0.017	0.036	0	0	○
	令和元	0.017	0.031	0	0	○
大和市深見台 交差点測定局	平成27	0.019	0.036	0	0	○
	平成28	0.018	0.036	0	0	○
	平成29	0.019	0.039	0	0	○
	平成30	0.018	0.041	0	0	○
	令和元	0.017	0.034	0	0	○

注：環境基準適合状況

○：98%値評価に適合

※環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3.2-3(5) 大気質測定結果（微小粒子状物質）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成27	13.8	27.7	1	○
	平成28	11.8	28.0	0	○
	平成29	12.1	26.3	1	○
	平成30	12.6	26.0	1	○
	令和元	10.9	23.3	1	○
大和市役所 測定局	平成27	13.4	30.9	1	○
	平成28	11.8	26.8	0	○
	平成29	10.7	23.1	0	○
	平成30	10.9	24.0	1	○
	令和元	8.8	21.5	0	○

【自動車排出ガス測定局】

測定局	年度	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の年間98%値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数(日)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価・98%値評価)
大和市深見台 交差点測定局	平成27	13.5	31.0	1	○
	平成28	12.0	26.5	0	○
	平成29	11.7	25.6	1	○
	平成30	11.9	26.6	0	○
	令和元	10.6	23.9	0	○

注：環境基準適合状況

○：年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ98%値評価に適合

※環境基準：年間で日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数が有効測定日数の2%以内であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3. 2-3(6) 大気質測定結果（光化学オキシダント）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	昼間の1時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日数	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	環境基準の適合・不適合 (短期的評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成27	0.031	85	381	×
	平成28	0.031	67	319	×
	平成29	0.031	62	312	×
	平成30	0.031	62	347	×
	令和元	0.031	57	273	×
大和市役所 測定局	平成27	0.026	46	172	×
	平成28	0.027	35	121	×
	平成29	0.030	56	259	×
	平成30	0.031	61	336	×
	令和元	0.031	52	282	×

注：環境基準適合状況

×：不適合

※環境基準：1年間で昼間（5時～20時）のすべての1時間値が0.06ppm以下であること。

資料：「平成27年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成27年度～令和元年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3. 2-3(7) 大気質測定結果（ダイオキシン類）

【一般環境大気測定局】

測定局	年度	年平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準の適合・不適合 (年平均値評価)
瀬谷区南瀬谷 小学校測定局	平成19	0.036	○
	平成21	0.030	○
	平成24	0.017	○
	平成27	0.017	○
	平成30	0.013	○

注：1. 平成19年度からは2年毎、平成21年度からは3年毎の測定

2. 環境基準適合状況

○：適合

※環境基準：複数回の測定値の年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であること。

資料：「横浜市大気汚染調査報告書」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大気汚染物質の環境基準の適合条件」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「平成30年度 神奈川の大気汚染」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

(3) 騒音の状況

① 道路交通騒音

調査区域における道路交通騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、県道瀬谷柏尾（地点番号：1）です。

測定結果は、表 3.2-4 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、主要地方道丸子中山茅ヶ崎（地点番号：2）、一般国道 16 号（保土ヶ谷バイパス）（地点番号：3）、一般国道 246 号（地点番号：5）、一般国道 16 号（地点番号：8）の昼間及び夜間、一般国道 246 号（地点番号：4）、一般国道 467 号（地点番号：7）の夜間が環境基準に不適合でした。

表 3.2-4 道路交通騒音測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	地域の類型	特例適用	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：dB (デシベル)				測定年度
						昼間		夜間		
						環境基準		環境基準		
1	県道瀬谷柏尾	瀬谷区相沢四丁目	第一種住居地域	B	○	66	70	61	65	H27
2	主要地方道丸子中山茅ヶ崎	瀬谷区二ツ橋町	準住居地域	B	○	73	70	71	65	R1
3	一般国道 16 号(保土ヶ谷バイパス)	旭区上川井町	市街化調整地域	B	○	79	70	79	65	R1
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間二丁目 12 付近	準工業地域	C	○	69	70	66	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整地域	B	○	77	70	77	65	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目 10 付近	準工業地域	C	○	68	70	65	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台四丁目 1-1 付近	準住居地域	B	○	68	70	67	65	R1
8	一般国道 16 号	町田市鶴間 1685-2	準工業地域	C	○	72	70	71	65	H28
9	東名高速道路	町田市鶴間 1582	第一種低層住居専用地域	A	○	57	70	55	65	H28

注：1. 特例適用とは、「幹線交通を担う道路」に近接する地域の場合は、特例として、通常の「道路に面する地域」とは別の基準が設定されていることを示します。

2. 網掛けは、環境基準に不適合

※環境基準（幹線交通を担う道路に係る基準値（特例適用））：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

3. 地域の類型は以下のとおりです。

A：第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、田園住居地域

B：第一種及び第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

4. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 6 時～午後 10 時 夜間：午後 10 時～午前 6 時

5. 等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

6. 地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「平成 27 年度～平成 28 年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「令和元年度 大気汚染・水質汚濁、交通騒音・地盤沈下の状況」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「快適な生活環境のために 一平成 29 年度～令和 2 年度版やまとの公害」(大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「2016 年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

② 一般環境騒音

調査区域における一般環境騒音測定地点は、図 3.2-2 に示すとおりです。対象事業実施区域から最も近い測定地点は、大和市深見西四丁目（地点番号：A）です。

測定結果は、表 3.2-5 に示すとおりです。

等価騒音レベルについては、全ての地点で環境基準に適合していました。

表 3.2-5 一般環境騒音測定結果

地点 番号	測定場所	用途地域	地域 の 類型	等価騒音レベル (L _{Aeq}) 単位：dB (デシベル)				測定 年度
				昼間		夜間		
				環境 基準		環境 基準		
A	大和市深見西四丁目	準工業地域	C	51	60	48	50	H28
B	大和市下鶴間 2170-1	第二種住居地域	B	53	55	42	45	H30
C	大和市深見台四丁目 4-7	第一種低層住居専用地域	A	47	55	42	45	R1

注：1. 環境基準は、以下のとおりです。

地域の類型 A・B：昼間 55 デシベル以下、夜間 45 デシベル以下

地域の類型 C：昼間 60 デシベル以下、夜間 50 デシベル以下

2. 地域の類型及び時間帯は、前掲表 3.2-4 (P.3-12) 注：3. 及び 4.。

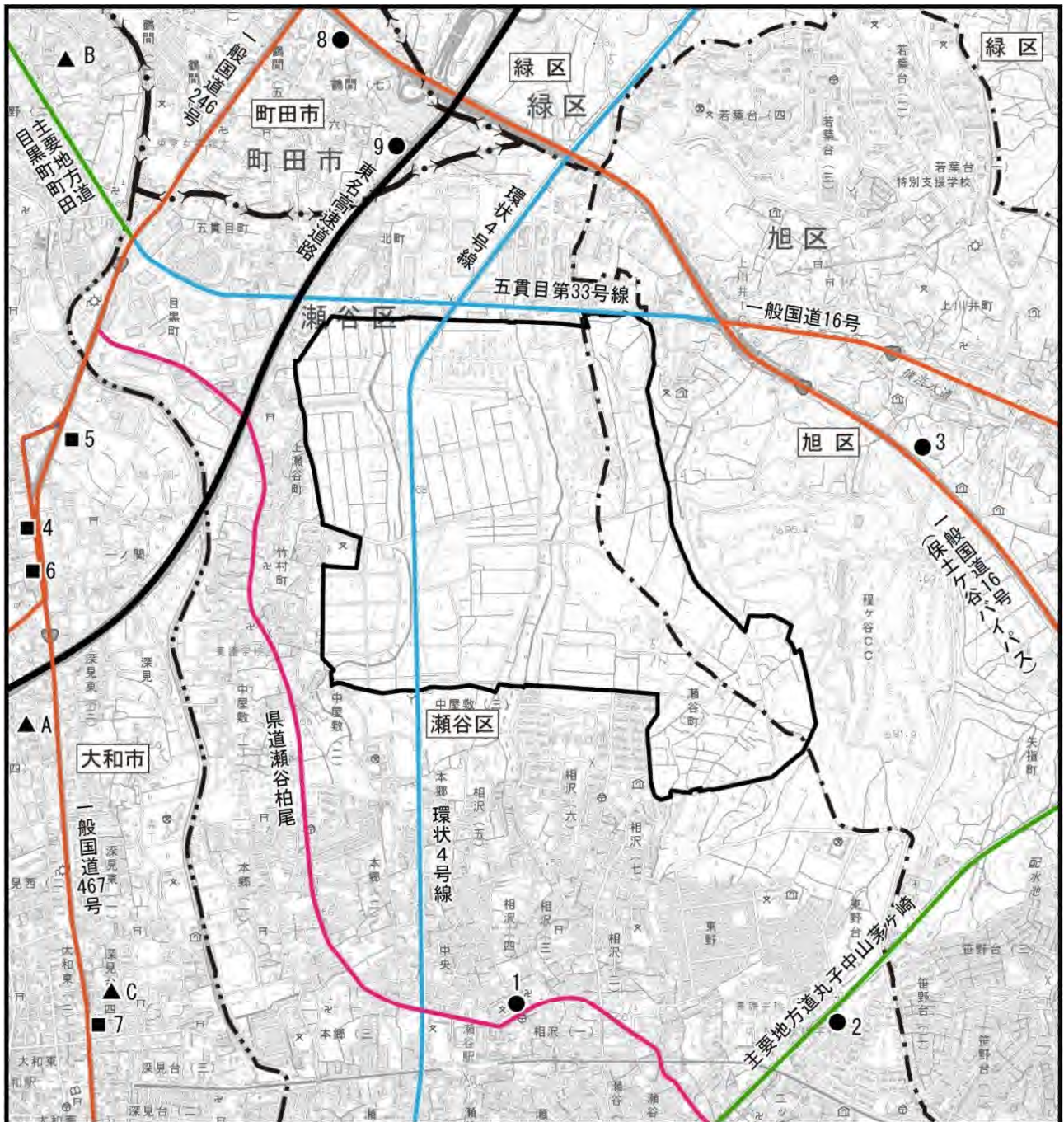
3. 等価騒音レベル(L_{Aeq})とは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したものです。

4. 地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー平成 29 年度～令和 2 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

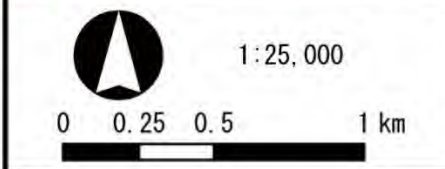
③ 鉄道騒音

調査区域において、鉄道騒音の測定地点は存在しません。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 高速自動車国道
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道（指定市の一般市道）
- 道路交通騒音測定地点
- 道路交通騒音・振動測定地点
- 一般環境騒音測定地点



注：地点番号は表3.2-4、表3.2-5及び表3.2-6に示す地点番号と対応しています。
 資料：「平成27年度～平成28年度 横浜市における騒音・振動の測定結果報告書 一道路・貨物線・新幹線・環境・航空機」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「快適な生活環境のために 一平成29年度～令和2年度版やまとの公害」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「2016年度自動車騒音常時監視・面的評価結果」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図3.2-2 騒音・振動測定地点図

(4) 振動の状況

① 道路交通振動

調査区域における道路交通振動測定地点は、一般国道 246 号の 3 地点（地点番号 4、5 及び 6）と一般国道 467 号の 1 地点（地点番号 7）であり、図 3.2-2 に示すとおりです。測定結果は、表 3.2-6 に示すとおりです。

道路交通振動レベルについては、一般国道 246 号（地点番号：5）の夜間が要請限度を上回っています。

なお、調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

表 3.2-6 道路交通振動測定結果

地点番号	道路名	測定場所	用途地域	区域の区分	道路交通振動レベル 単位：dB（デシベル）				測定年度
					昼間		夜間		
					要請限度		要請限度		
4	一般国道 246 号	大和市下鶴間二丁目 12 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
5	一般国道 246 号	大和市下鶴間 2572 付近	市街化調整区域	第 1 種区域	65	65	63	60	H30
6	一般国道 246 号	大和市深見西八丁目 10 付近	準工業地域	第 2 種区域	42	70	39	65	H29
7	一般国道 467 号	大和市深見台四丁目 1-1 付近	準住居地域	第 1 種区域	47	65	42	60	R1

注：1. 網掛けは、要請限度値を超過

2. 要請限度値は、以下のとおりです。

第 1 種区域：昼間 65 デシベル以下、夜間 60 デシベル以下

第 2 種区域：昼間 70 デシベル以下、夜間 65 デシベル以下

3. 区域の区分は、以下のとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

4. 昼間及び夜間の時間帯は以下のとおりです。

昼間：午前 8 時～午後 7 時 夜間：午後 7 時～午前 8 時

5. 地点番号は図 3.2-2 に示す番号と対応しています。

資料：「快適な生活環境のために ー平成 29 年度～令和 2 年度版やまとの公害ー」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

② 鉄道振動

調査区域において、鉄道振動の測定地点は存在しません。

(5) 悪臭の状況

調査区域において、公的機関による悪臭の測定はなされていません。

また、調査区域において、「悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準」（昭和 48 年 5 月横浜市告示第 129 号）により市街化区域が規制地域に指定されています。ただし、「悪臭防止法施行令」（昭和 47 年 5 月政令第 207 号）に指定される特定悪臭物質を排出する事業所は対象事業実施区域に存在しませんでした。

3.2.2 水環境の状況

(1) 水象の状況

調査対象地域における河川の位置は、図 3. 2-3 に示すとおりです。このうち、境川水系、帷子川水系及び鶴見川水系の河川の状況は表 3. 2-7 に示すとおりです。また、調査区域における河川の位置は図 3. 2-4 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、「河川法」(昭和 39 年 7 月法律第 167 号)に基づく河川ではありませんが、大門川、相沢川、堀谷戸川及び和泉川が流れています。対象事業実施区域の周辺では、東側には帷子川、西側には境川が流れています。

主要な河川の流量は、表 3. 2-8 に示すとおり、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、大門川が $0.021\text{m}^3/\text{s}$ 、相沢川が $0.017\text{m}^3/\text{s}$ 、堀谷戸川が $0.034\text{m}^3/\text{s}$ 、帷子川が $3.150\text{m}^3/\text{s}$ 、和泉川が $0.047\text{m}^3/\text{s}$ 、境川が $0.265\sim 2.130\text{m}^3/\text{s}$ となっています。

表 3.2-7 河川の状況

水系名	河川名	河川区分	河川延長 (m)	流域面積 (km ²)
境川	境川	二級河川 (全域)	52,140	211.0
		二級河川 (都管理区間) ※2	10,490	—
		二級河川 (県管理区間) ※2	18,300	—
	和泉川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	9,510	11.5
	大門川※1	その他 (横浜市管理) ※1	—	—
		その他 (横浜市管理)	—	—
相沢川	準用河川	2,158	4.3	
	その他 (横浜市管理) ※1	—	—	
帷子川	帷子川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	17,340	57.9
		その他 (横浜市管理) ※1	—	—
		公共下水道※1	—	—
	堀谷戸川※1	その他 (横浜市管理)	—	—
	矢指川	準用河川※2	540	—
		その他 (横浜市管理) ※1	—	—
	二俣川※1	その他 (横浜市管理)	—	—
	中堀川	二級河川 (県管理市施行・維持区間)	1,310	4.4
	新井川※2	準用河川	1,000	—
くぬぎ台川※2	準用河川	1,190	—	
鶴見川	梅田川	一級河川 (横浜市管理) ※2	2,200	—
		その他 (横浜市管理) ※1	—	—

※1：和泉川 (その他 (横浜市管理))、大門川、相沢川 (その他 (横浜市管理))、帷子川 ((その他 (横浜市管理)) 及び公共下水道)、堀谷戸川、矢指川 (その他 (横浜市管理))、二俣川及び梅田川 (その他 (横浜市管理)) の河川延長及び流域面積は、資料に記載されていません。

※2：境川 (二級河川 (都管理区間) 及び二級河川 (県管理区間))、矢指川 (準用河川)、新井川、くぬぎ台川及び梅田川 (一級河川 (横浜市管理)) の流域面積は、資料に記載されていません。

注：1. 河川区分は、以下のとおりです。

- 一級河川：国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの
- 二級河川：一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したもの
- 準用河川：「河川法」(昭和39年7月法律第167号)の規定の一部を準用し、市町村長が管理する河川
- その他：上記以外の河川 (普通河川)

2. 大門川、堀谷戸川及び二俣川は水路として公物管理されています。

資料：「横浜市を流れる河川一覧」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和3年4月閲覧)

「計画28河川」(横浜市道路局河川部河川企画課ホームページ 令和3年4月閲覧)

「横浜の川」(横浜市道路局河川部河川計画課 平成30年3月)

「帷子川水系河川整備計画」(神奈川県 平成26年12月)

「境川水系河川整備計画」(神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月)

「河川に関する用語」(国土交通省 水管理・国土保全局ホームページ 令和3年4月閲覧)

「横浜市 河川図」(横浜市 平成23年3月)

「河川の管理」(東京都建設局ホームページ 令和3年4月閲覧)

表 3.2-8 主要な河川の流量（平成 29 年度）

水系名	河川名	No.	観測地点	流量 (m ³ /s)	備考
境川	境川	1	鶴間橋 (町田市)	0.265	
	境川	2	鶴間一号橋	0.568	
	境川	3	鶴間橋 (大和市)	0.578	
	境川	4	新道大橋	2.130	
	和泉川	5	鍋屋橋**	0.047	図 3.2-3 の図郭外
	大門川	6	中川橋	0.021	
	相沢川	7	童橋	0.017	
帷子川	堀谷戸川	8	中井橋	0.034	
	矢指川	9	耕地橋	0.042	
	二俣川	10	四季美橋	0.115	
	中堀川	11	浜串橋	0.054	
	新井川	12	分水路際	0.058	
	くぬぎ台川	13	原下橋	0.028	
	帷子川	14	水道橋**	3.150	図 3.2-3 の図郭外

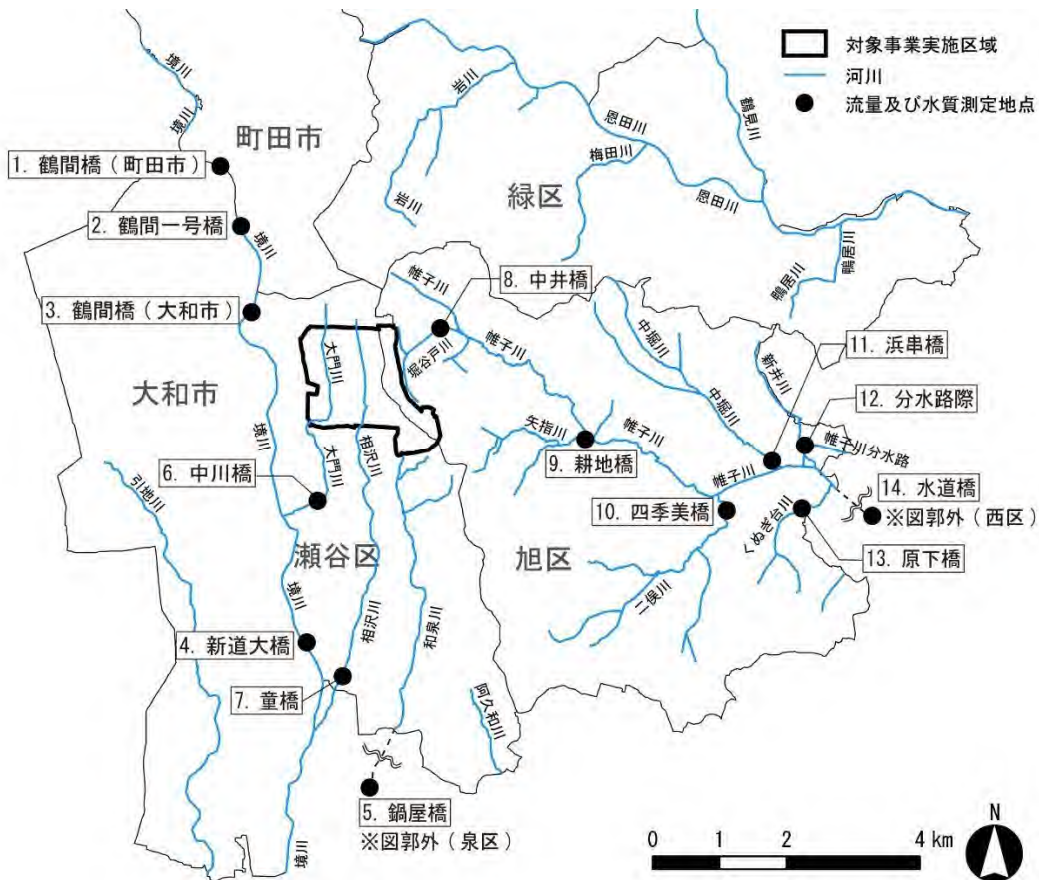
※：表中の No. は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示す番号と対応しています。なお、和泉川の No. 5 鍋屋橋及び帷子川の No. 14 水道橋は、図 3.2-3 の図郭外となります。

注：流量は年平均値です。

資料：「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「2017 年度 環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)



注：図中の番号は表 3.2-8 及び表 3.2-10 に示す No. と対応しています。

資料：「国土数値情報 (河川データ・平成 20 年度)」

(国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」

(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「2017 年度 環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「横浜市水と緑の基本計画 (平成 28 年 6 月改定)」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

図 3.2-3 河川図

また、調査区域における湧水の分布状況は、表 3.2-9 及び図 3.2-4 に示すとおりです。対象事業実施区域の北東側及び南東側の周辺に湧水がみられます。大和市及び町田市については、公表されている資料では、調査区域内に湧水はありませんでした。

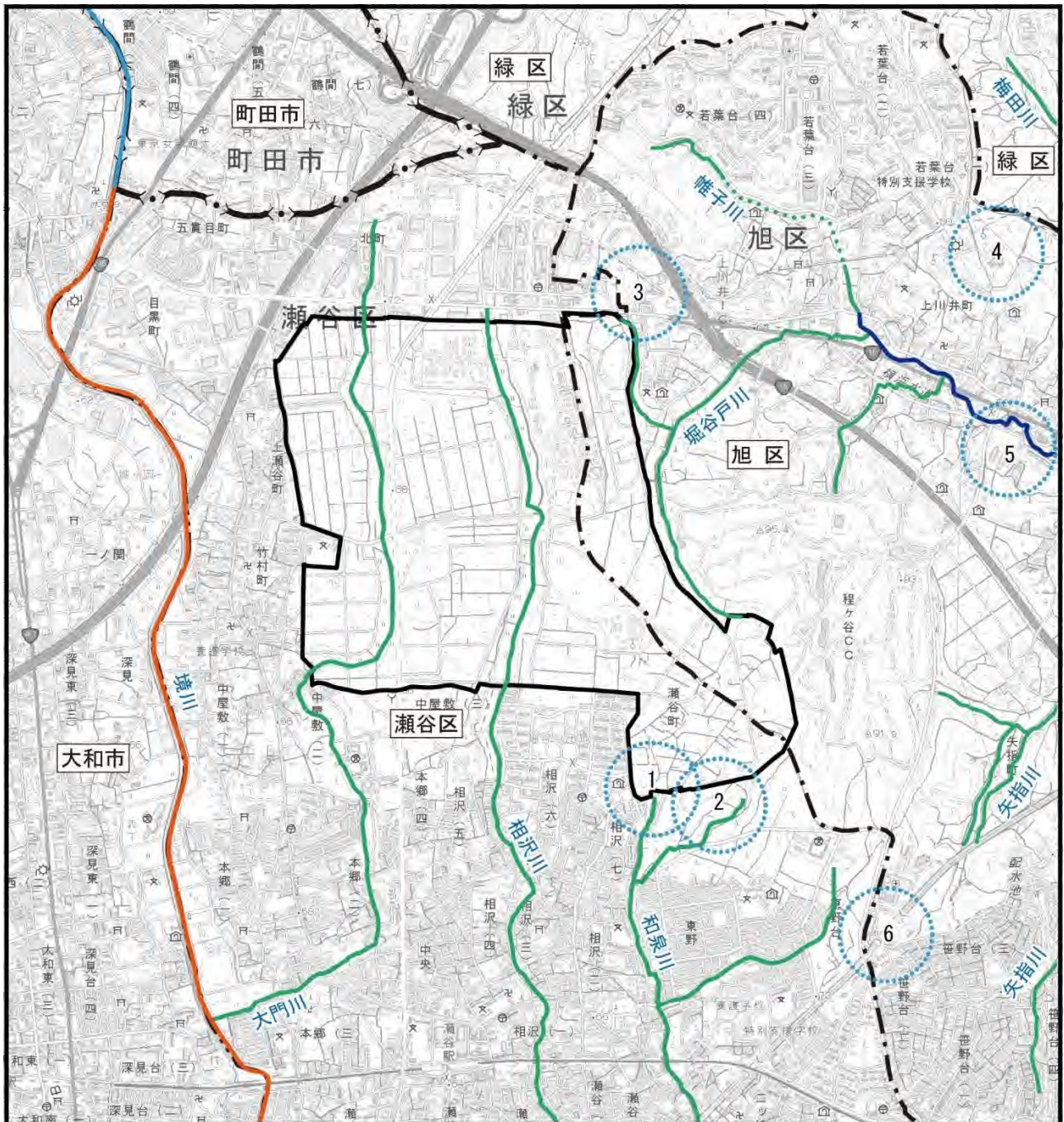
表 3.2-9 湧水の分布状況

番号	行政区分	名称	所在地
1	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森1 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
2	横浜市瀬谷区	瀬谷市民の森2 (和泉川周辺の窪地)	瀬谷区瀬谷町
3	横浜市旭区	—	旭区上川井町 2053 付近
4	横浜市旭区	—	旭区上川井町
5	横浜市旭区	—	旭区川井本町
6	横浜市旭区	—	旭区笹野台

注：番号は図 3.2-4 に示す番号と対応しています。

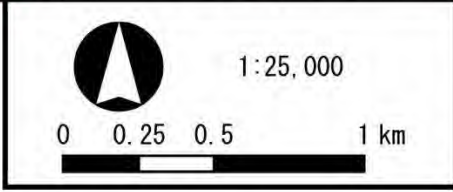
資料：「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- 公共下水道
- 湧水の位置



注：1. 湧水の位置の番号は表3.2-9の番号と対応しています。
 2. 調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。
 資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画」（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

図 3.2-4 河川及び湧水の分布状況

(2) 水質の状況

① 河川の水質

調査区域における公共用水域水質及び中小河川水質測定結果は表 3.2-10、測定地点は図 3.2-3 及び図 3.2-5 に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間橋（大和市）（境川）があり、中小河川水質測定地点は中川橋（大門川）、中井橋（堀谷戸川）があります。

鶴間橋（大和市）（境川）の pH、DO、BOD、SS は、最近 5 年間（平成 27 年度～令和元年度）において環境基準に適合しています。また、中川橋（大門川）の DO、BOD 及び中井橋（堀谷戸川）の pH、DO、BOD は、最近 5 年間（平成 27 年度～平成 29 年度）において環境基準に適合していますが、中川橋（大門川）の pH は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。

表 3.2-10(1) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準類型	測定地点名		年度	水素イオン濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
境川	境川	D	1	鶴間橋 (町田市)	H27	7.5	10.2	1.7	2	-
					H28	7.4	9.5	2.2	1	-
					H29	7.6	9.8	1.1	7	-
					H30	7.4	9.3	1.1	3	-
					R1	-	-	-	-	-
	境川	D	2	鶴間一号橋	H27	7.7	10.8	1.3	3	-
					H28	7.9	10.8	1.3	2	-
					H29	8.0	10.7	1.0	3	-
					H30	7.6	10.6	0.8	2	-
					R1	7.9	11.0	1.1	1	-
	境川	D	3	鶴間橋 (大和市)	H27	7.7	10.1	0.8	3	1.1×10 ⁴
					H28	7.7	8.6	1.1	3	1.3×10 ⁴
					H29	7.8	9.5	1.0	5	8.1×10 ³
					H30	7.8	10.0	1.3	3	7.8×10 ³
					R1	7.7	9.7	1.0	3	5.7×10 ³
	境川	D	4	新道大橋	H27	7.4	8.5	2.8	4	5.3×10 ³
					H28	7.4	7.8	2.0	5	1.5×10 ⁴
					H29	7.3	8.1	2.5	2	6.9×10 ³
					H30	7.4	8.0	3.7	3	1.4×10 ⁴
					R1	7.4	8.4	2.6	3	5.1×10 ³
和泉川	D	5	鍋屋橋	H27	8.4	12.2	1.1	-	-	
				H28	8.4	13.1	1.7	-	-	
				H29	8.1	11.3	1.1	-	-	
				H30	-	-	-	-	-	
				R1	-	-	-	-	-	
大門川	D	6	中川橋	H27	9.6	12.9	3.3	-	-	
				H28	9.0	14.5	1.1	-	-	
				H29	9.8	12.1	2.3	-	-	
				H30	-	-	-	-	-	
				R1	-	-	-	-	-	
相沢川	D	7	童橋	H27	7.7	11.5	1.2	-	-	
				H28	7.9	11.9	1.2	-	-	
				H29	7.6	12.7	1.2	-	-	
				H30	-	-	-	-	-	
				R1	-	-	-	-	-	
帷子川	堀谷戸川	B	8	中井橋	H27	7.9	10.7	0.9	-	-
					H28	7.8	10.6	0.8	-	-
					H29	7.7	10.1	1.2	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-

表 3.2-10(2) 河川の水質測定結果

水系名	河川名	環境基準 類型	測定地点名		年度	水素イオン 濃度指数 (pH)	溶存酸素量 (DO)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数
							mg/L	mg/L	mg/L	MPN/100mL
帷子川	矢指川	B	9	耕地橋	H27	7.7	9.7	2.5	-	-
					H28	7.8	9.9	2.0	-	-
					H29	7.7	9.4	2.1	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
	二俣川	B	10	四季美橋	H27	8.5	12.0	1.0	-	-
					H28	8.9	12.5	1.4	-	-
					H29	9.2	12.6	2.7	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
	中堀川	B	11	浜串橋	H27	8.3	11.6	1.5	-	-
					H28	8.5	12.1	1.4	-	-
					H29	8.4	11.3	1.4	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
	新井川	B	12	分水路際	H27	8.5	10.1	2.0	-	-
					H28	8.7	10.6	1.4	-	-
					H29	9.0	10.5	1.8	-	-
					H30	-	-	-	-	-
					R1	-	-	-	-	-
	くぬぎ台川	B	13	原下橋	H27	7.9	9.9	1.2	-	-
					H28	8.0	10.2	0.8	-	-
					H29	7.7	10.0	1.0	-	-
					H30	-	-	-	-	-
R1					-	-	-	-	-	
帷子川	B	14	水道橋	H27	8.0	9.1	1.2	4	5.0×10 ³	
				H28	8.0	9.4	1.1	3	2.6×10 ⁴	
				H29	8.1	9.4	1.4	3	7.1×10 ³	
				H30	8.0	9.0	1.2	4	2.2×10 ⁴	
				R1	8.0	9.2	1.5	4	2.1×10 ³	

注：1. 「-」は測定を行っていないことを示します。

2. 環境基準値 (B類型)

水素イオン濃度指数 : 6.5 以上 8.5 以下
 溶存酸素量 : 5mg/L 以上
 生物化学的酸素要求量 : 3mg/L 以下
 浮遊物質量 : 25mg/L 以下
 大腸菌群数 : 5,000MPN/100mL 以下

3. 環境基準値 (D類型)

水素イオン濃度指数 : 6.0 以上 8.5 以下
 溶存酸素量 : 2mg/L 以上
 生物化学的酸素要求量 : 8mg/L 以下
 浮遊物質量 : 100mg/L 以下
 大腸菌群数 : D類型の河川において、大腸菌群数の環境基準値は設定されていません。

4. 生物化学的酸素要求量のうち地点3、4、14は75%値、その他の地点は年平均値です。その他の項目は平均値です。

5. 網掛けは、環境基準値を超過

6. 中小河川である和泉川、大門川、相沢川、堀谷戸川、矢指川、二俣川、中堀川、新井川、くぬぎ台川は浮遊物質量(SS)及び大腸菌群数の調査結果は公表されていません。

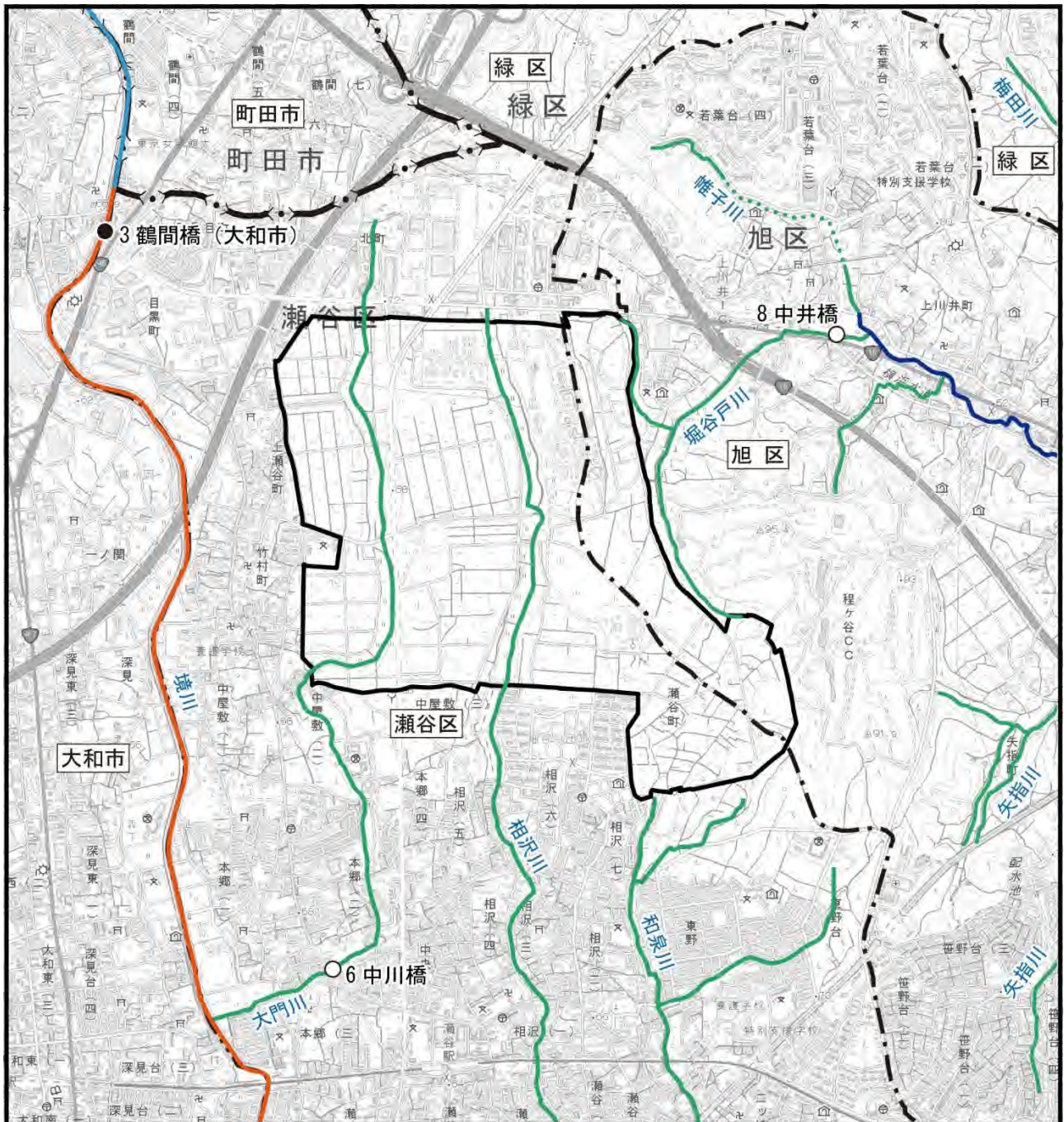
7. 境川の鶴間橋(町田市)、鶴間一号橋の調査結果について、大腸菌群数の情報は公表されていません。

8. 大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しません。(「水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び達成期間」(平成12年10月神奈川県告示第702号)より)

9. 表中の番号は、図3.2-3及び図3.2-5に対応しています。

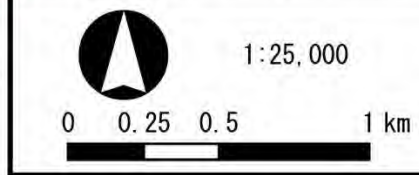
資料：「2015年度～2019年度環境調査事業概要」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「平成27年度～令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- 公共下水道
- 公共用水域水質測定地点
- 中小河川水質調査の測定地点



注：1. 調査区域には準用河川が無いため、凡例に示していません。
 2. 図中の番号は表3.2-8及び表3.2-10に対応しています。
 資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）」、「平成27年度～令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図3.2-5 公共用水域・中小河川水質測定地点

② 地下水の水質

調査区域における地下水の水質測定結果は表 3.2-11、測定地点は図 3.2-6 に示すとおりです。平成 27 年度から令和元年度までにおいて、瀬谷区本郷二丁目、瀬谷区相沢三丁目、旭区下川井町で環境基準に不適合でした。

表 3.2-11 地下水の水質測定結果（環境基準不適合地点）

行政区分	調査の種類	メッシュ番号	調査地点	環境基準超過項目	年度	測定結果 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)
瀬谷区	継続監視調査	1378	瀬谷区本郷二丁目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H27	11	10 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H27	0.036	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H28	0.018	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H29	0.017	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	H30	0.033	0.01 以下
瀬谷区	継続監視調査	1369	瀬谷区相沢三丁目	テトラクロロエチレン	R1	0.020	0.01 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H27	42	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H28	40	10 以下
旭区	継続監視調査	1480	旭区下川井町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	H30	27	10 以下

注：調査の種類及び測定項目については以下のとおりです。なお、上表及び図 3.2-6 では、各調査において基準値を超過した調査地点及び環境基準超過項目のみ記載しています。

・概況調査

【定点調査】

長期的な観点から経年変化を調べるために定点で実施されている調査（平成 25 年度からは、市内 18 区を 6 区ずつの 3 グループに分け、3 年で全区の測定を実施）

環境基準項目 27 項目（カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン）、要監視項目 1 項目（クロロホルム）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）の合計 33 項目を測定。

【メッシュ調査】

横浜市内をほぼ 2 km メッシュに区切り、4 年計画で市内全体を把握する調査。

定点調査と同じ 33 項目を測定。

・汚染井戸周辺地区調査

「概況調査」で汚染が判明した井戸の汚染範囲を確認するための調査。

「概況調査」及び「継続監視調査」で環境基準を超過した項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・継続監視調査

汚染が明らかとなった地点を継続的に監視する調査。

過去に汚染が明らかとなった地点において環境基準を超過していた項目及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

・汚染井戸監視調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、「汚染源調査を実施したが、原因を特定できなかった汚染井戸」について、「引き続き監視が必要と判断された井戸」における調査。

環境基準項目 5 項目（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）及び一般項目 5 項目（電気伝導率、水温、pH、気温、臭気、外観）を測定。

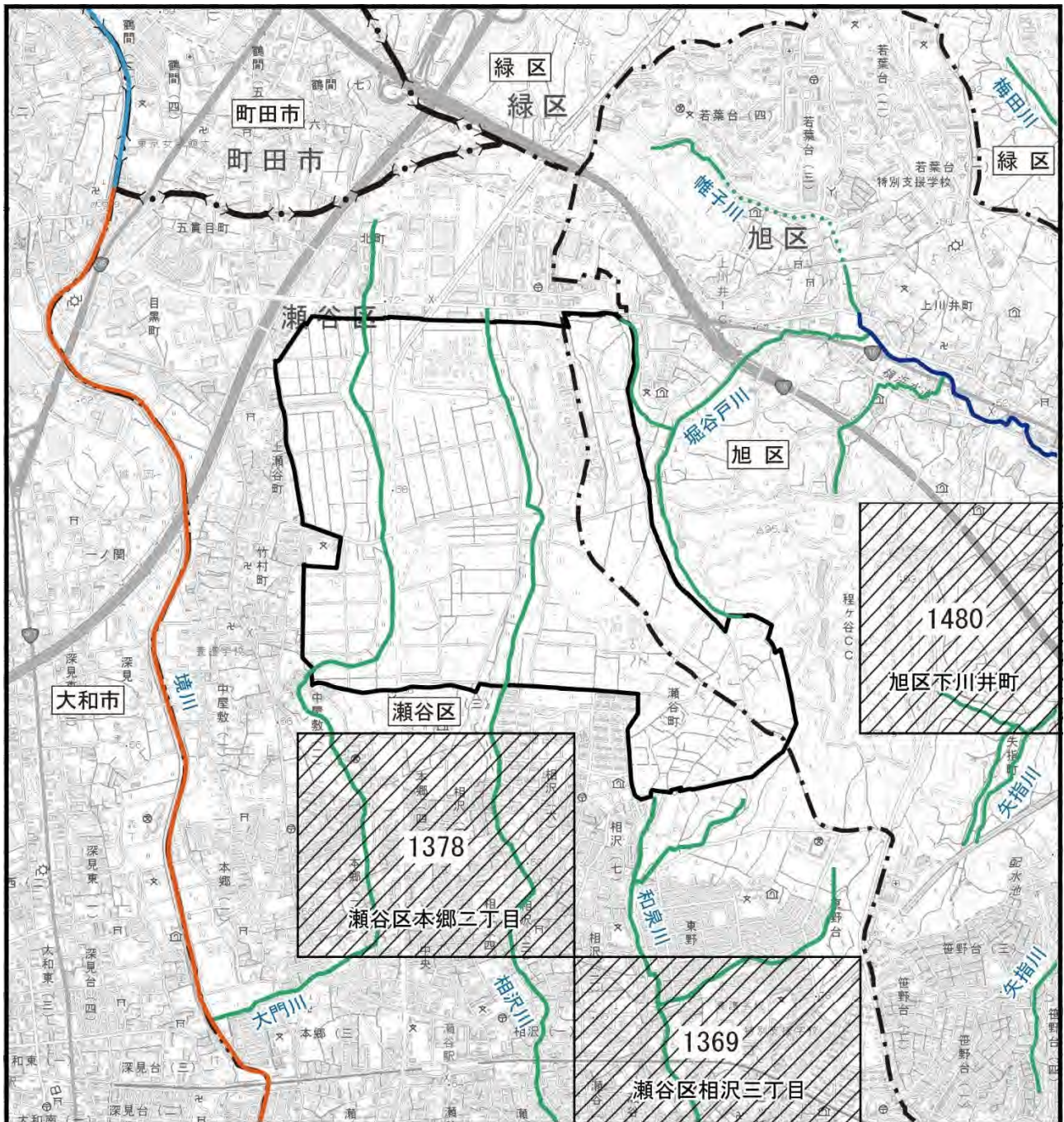
・汚染井戸追跡調査

昭和 57 年度から実施した横浜市独自のトリクロロエチレン等調査において発見された汚染井戸のうち、汚染源調査を実施中の汚染井戸、又は汚染源調査の結果、「汚染源が特定され浄化指導中の汚染井戸」の調査。

「汚染井戸監視調査」と同じ 10 項目を測定。

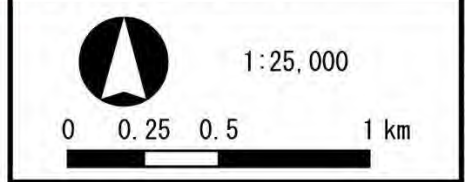
資料：「平成 27 年度～令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「平成 27 年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 二級河川（県管理区間）
- 二級河川（都管理区間）
- 二級河川（県管理市施行・維持区間）
- その他（横浜市管理）
- 公共下水道
- 地下水の水質測定地点（調査メッシュ）



注：調査区域には準用河川が無いので、凡例に示していません。
 資料：「横浜市 河川図」（横浜市 平成 23 年 3 月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成 27 年 4 月）」、「平成 27 年度～令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）、「平成 27 年度～令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.2-6 地下水の水質測定地点

3.2.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

調査区域の土壌区分の状況については、図 3.2-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域には、厚層多腐植質黒ボク土、腐植質黒ボクグライ土及び人工改変台地土が分布しています。

(2) 土壌汚染の状況

調査区域における「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく土壌汚染に係る区域の指定状況は、表 3.2-12 及び図 3.2-8 に示すとおりです。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年 10 月神奈川県条例第 35 号）及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成 12 年 12 月東京都条例第 215 号）に基づく土壌汚染に係る区域は存在しませんでした。

調査区域内には、形質変更時要届出区域が 1 箇所あり、瀬谷駅の南側に位置しています。形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域のことをいいます（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）。なお、原則として、形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の 14 日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出る必要があります。

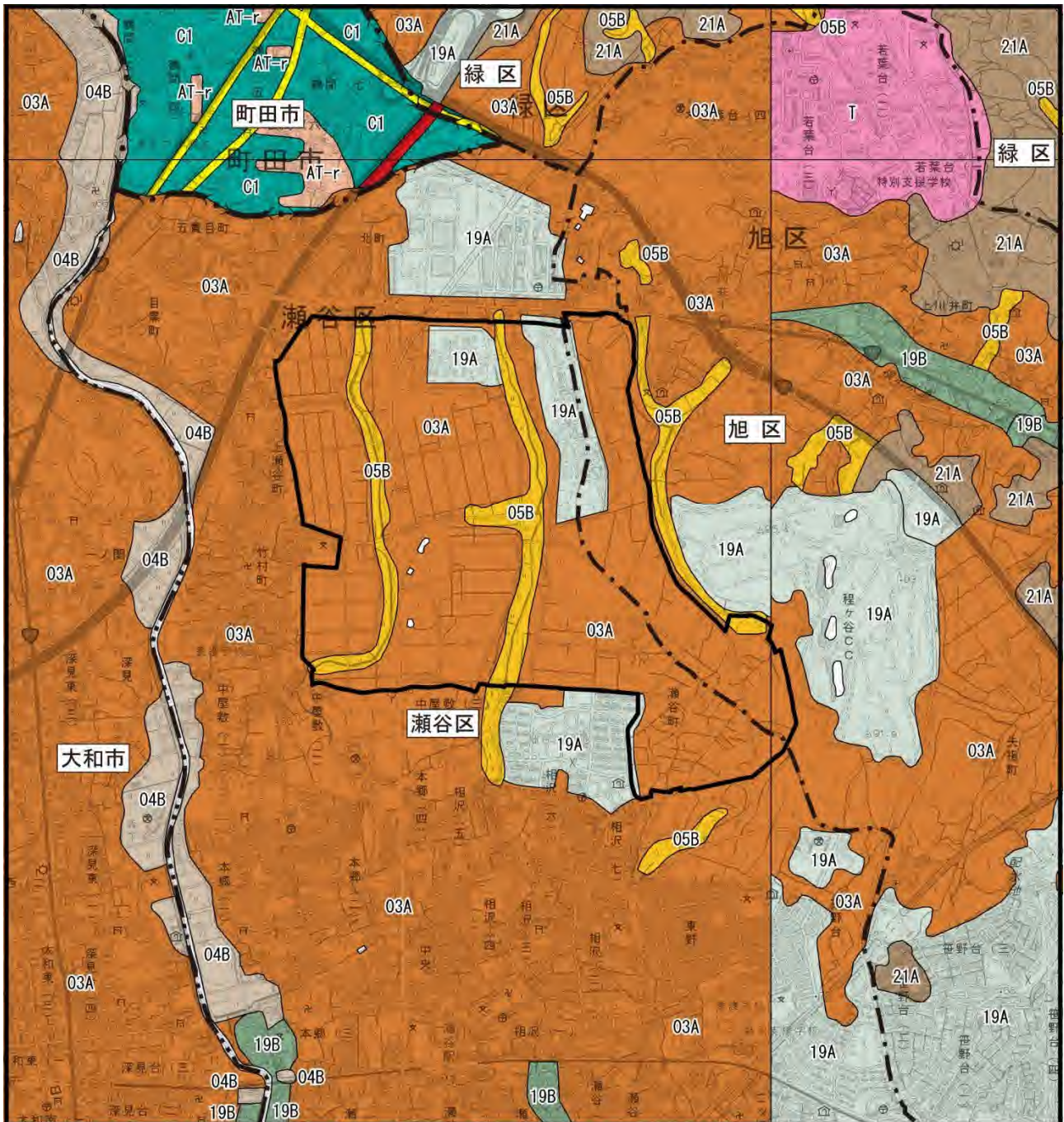
また、対象事業実施区域は、戦前は旧日本海軍の倉庫施設が存在していました。その後、米軍が昭和 20 年 8 月に接收し、一旦解除された後に、昭和 26 年 3 月に再接収され、平成 27 年 6 月に返還されるまでは通信基地として利用されていました。

なお、令和元年度に旧上瀬谷通信施設の国有地において防衛省による土壌汚染調査が行われており、一部区画において土壌の汚染が確認されています（P. 資料 土壌汚染-2～5）。

表 3.2-12 調査区域内の形質変更時要届出区域

種別	指定番号	所在地（地番）	面積（㎡）	指定基準に適合しない特定有害物質	地下水汚染の有無	指定年月日
形質変更時要届出区域	指-160	瀬谷区瀬谷四丁目 4 番 7 及び 4 番 7 に隣接する筆界未定（2,449 番 2、2,450 番 2、2,453 番 3、2,467 番 2、2,468 番 2、2,471 番 2 及び無番地）の各一部	100	テトラクロロエチレン	あり	平成 31 年 3 月 15 日

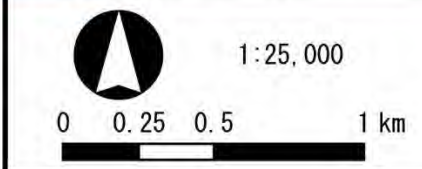
資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡例

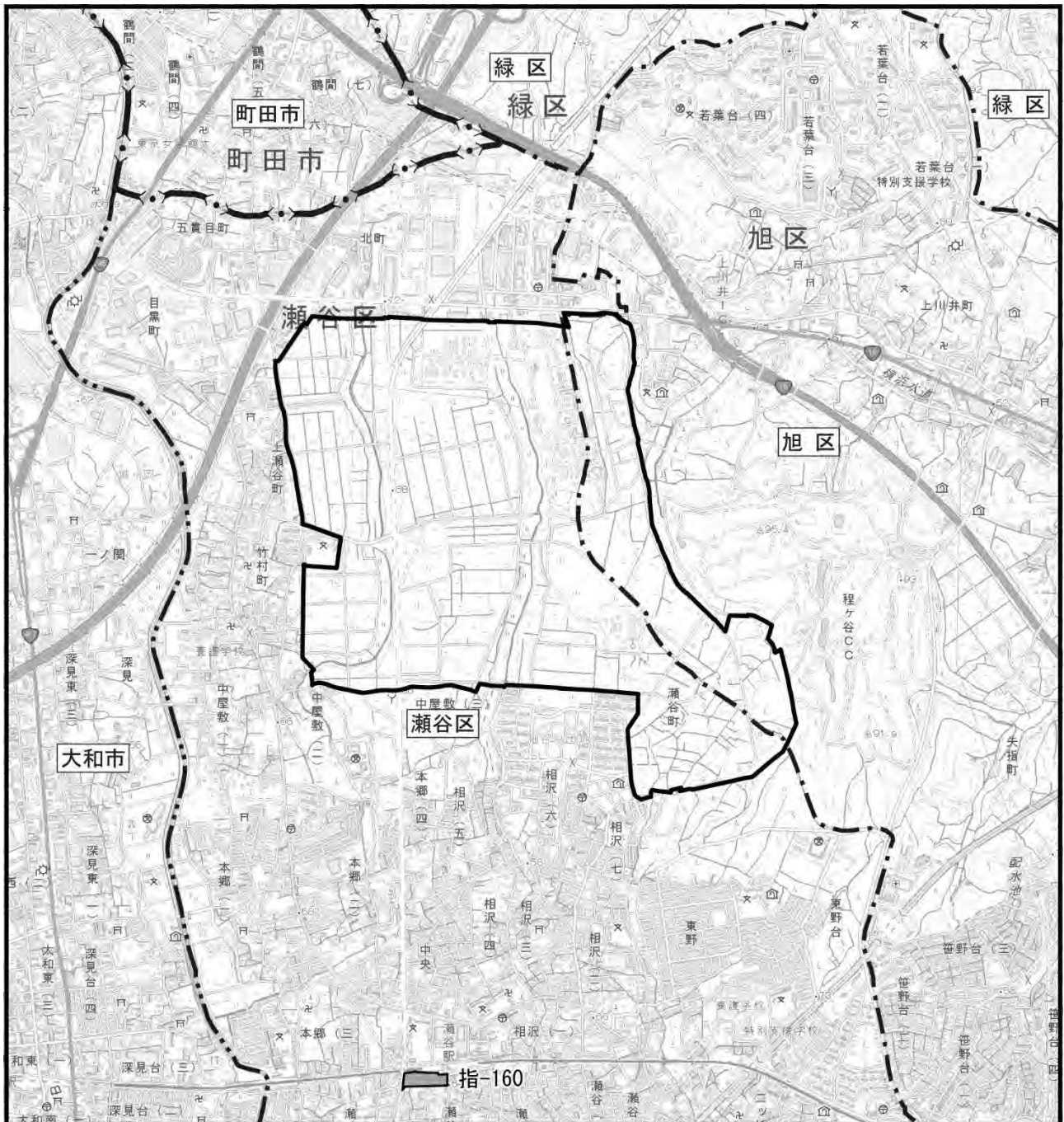
対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界

- | | | |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 21A 黒ボク土 03A 厚層多腐植質黒ボク土 AT-r 厚層黒ボク土壌多腐植質 04B 厚層腐植質多湿黒ボク土 05B 腐植質黒ボクグライ土 | <ul style="list-style-type: none"> 19B 人工改変低地土 19A 人工改変台地土 C1 人工改変地 T 大規模造成地 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 高速道路 ■ 主要道路 なし |
|---|--|---|



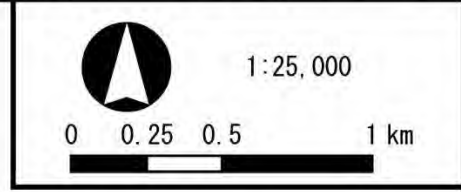
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）
 「1/50,000 土地分類基本調査（土壌図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-7 土壌図



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 形質変更時要届出区域



資料：「土壌汚染対策法に基づく汚染された土地の区域の指定」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-8 調査区域内の形質変更時要届出区域

(3) 地盤の状況

調査区域における地盤沈下の状況は表 3.2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある行政区分において、瀬谷区の観測水準点は 13 地点であり、そのうち沈下点数は 11 地点で、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。旭区の観測水準点は 13 地点であり、全点で沈下していますが、いずれも沈下量は 10mm 未満となっています。なお、大和市及び町田市については、調査区域内に公表されている観測水準点はありませんでした。

調査区域における水準測量成果は表 3.2-14 及び図 3.2-9 に、観測水準点の位置は図 3.2-10 に示すとおりです。平成 22 年を基準とした標高の変動状況をみると、全ての地点において、平成 24 年以降おおむね横ばいで推移しています。なお、平成 23 年から平成 24 年において標高の大幅な変動が確認されていますが、これは平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による影響と考えられます。

調査区域における軟弱地盤の分布状況は図 3.2-11 に示すとおりです。調査区域の大部分は丘陵地及び台地面となっており、軟弱地盤の層厚は 0～5m となっています。

表 3.2-13(1) 地盤沈下状況 (横浜市)

(観測基準日：平成 27 年 1 月 1 日)

行政区分	水準点数	沈下点数	沈下量 (mm)				
			10 未満	10 以上 20 未満	20 以上 30 未満	30 以上 40 未満	40 以上
横浜市	333	283	283	0	0	0	0
瀬谷区	13	11	11	0	0	0	0
旭区	13	13	13	0	0	0	0
緑区	11	11	11	0	0	0	0

注：網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「平成 26 年度 横浜市地盤沈下調査報告書」(横浜市環境創造局 平成 27 年 8 月)

表 3.2-13(2) 令和元年における地層別変動量 (参考：町田市)

地域	観測井名	所在地	鉄管の 深さ (m)	地表面から 鉄管底までの 間の地層の 変動量 (cm/年)	鉄管底から 下の地層の 変動量 (鉄管の 変動量、cm/年)	全変動量 (ほぼ地表面 の変動量)
町田市	町田第 1	野津田町 (薬師池公園内)	100	-0.01*	0.48	0.47
	町田第 2	町田市フォトサロン北東側)	190	0.00*	0.48	0.48
	町田南第 1	高ヶ坂三丁目	60	0.00*	0.52	0.52
	町田南第 2	(高瀬第 2 公園西側脇)	225	0.04*	0.48	0.52

※：計器が設置されていないため、近接地の水準測量結果 (全変動量欄の値) から「鉄管底から下の地層の変動量」を引算した値です。

注：調査区域内に観測井が存在しないため、町田市内の観測井の地層変動量を記載しました。

資料：「令和元年地盤沈下調査報告書」(東京都土木技術支援・人材育成センター 令和 2 年 7 月)

表 3.2-14 水準測量成果

単位：T.P.m

水準点 番号	所在地	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年
S-1	瀬谷区北町25-9	73.5110	73.5088	73.4830	73.4842	73.4862	73.4804	73.4786	73.4804	73.4785	-	-
S-3	瀬谷区上瀬谷町40-8	61.9144	61.9141	61.8865	61.8882	61.8901	61.8898	61.8888	61.8899	61.8868	61.8871	61.8897
S-4	瀬谷区瀬谷町7140	69.4675	69.4684	69.4386	69.4401	69.4416	69.4413	69.4404	69.4415	69.4398	69.4389	69.4421
S-5	瀬谷区竹村町1-14	60.9945	60.9958	60.9665	60.9675	60.9693	60.9677	60.9678	60.9690	60.9676	60.9614	60.9698
S-20	瀬谷区本郷一丁目18-9	54.0214	54.0227	53.9927	53.9930	53.9938	53.9928	53.9932	53.9937	53.9933	53.9921	53.9952
S-22	瀬谷区瀬谷六丁目6	48.5287	48.5228	48.4875	48.4896	48.4884	48.4859	48.4852	48.4839	48.4810	48.4755	48.4787
A-9	旭区上川井町320-1	55.2166	55.2107	55.1858	55.1869	55.1852	55.1813	55.1813	55.1796	55.1807	-	-
I016-013	旭区上川井町870先	63.6561	63.6530	63.6275	63.6290	63.6291	63.6212	63.6203	63.6213	63.6192	-	-

注：「-」は欠測を示します。

資料：「水準測量成果閲覧サービス」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

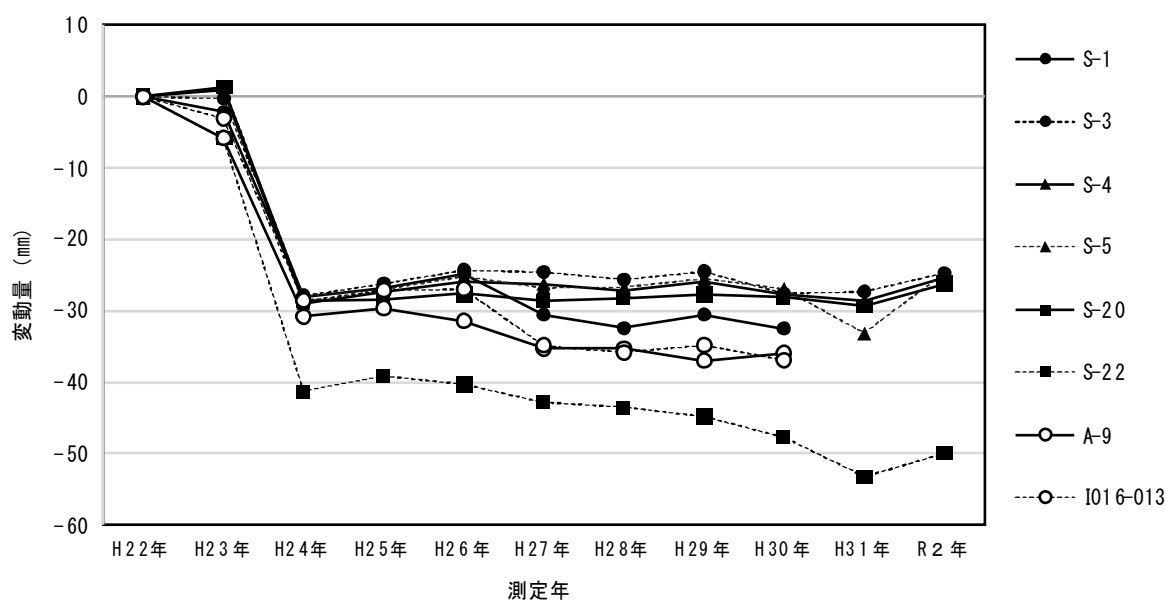
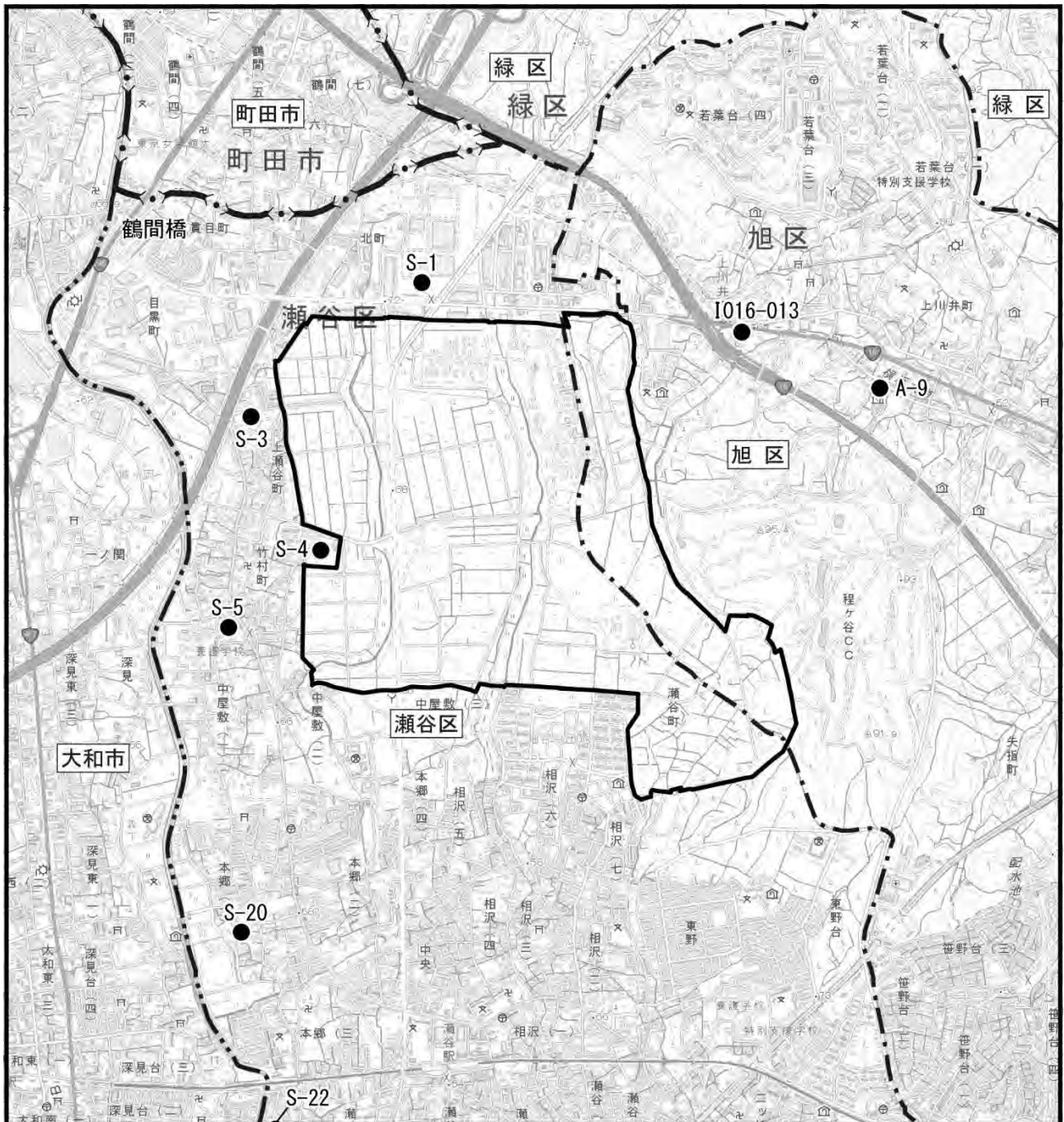
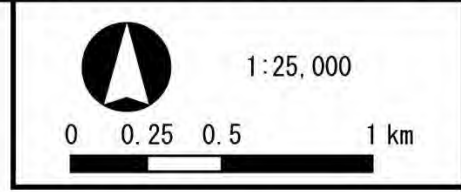


図 3.2-9 各水準点における平成 22 年を基準とした標高の変動状況



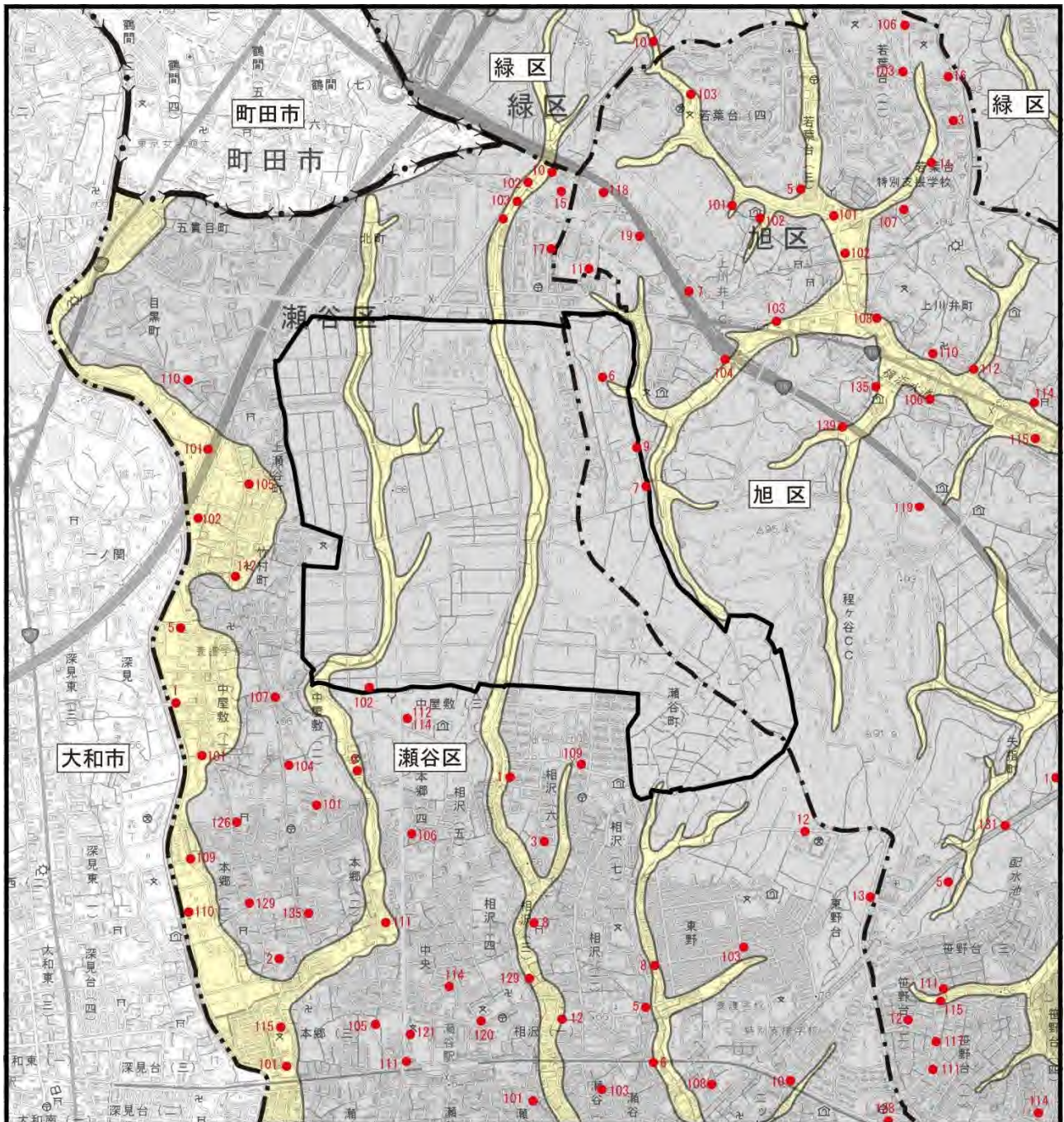
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 観測水準点



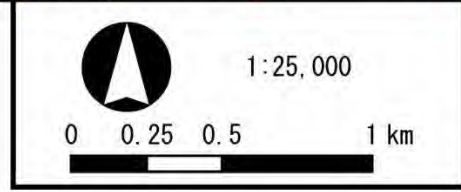
注：町田市の観測井（町田第1、町田第2、町田南第1及び町田南第2）は図郭外に位置します。
 資料：「水準測量成果閲覧サービス」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-10 観測水準点位置図



凡例

- | | | | | |
|--|-----------|--|----------|----------|
| | 対象事業実施区域 | | 0～5m | } 軟弱地盤層厚 |
| | 都県界 | | 5～10m | |
| | 市界 | | 10～20m | |
| | 区界 | | 20～30m | |
| | ボーリング調査位置 | | 30～40m | |
| | | | 丘陵地及び台地面 | |



注：大和市及び町田市について軟弱地盤図は公表されていません。
 資料：「横浜のボーリング調査位置及び軟弱地盤分布図（1/25,000）」（横浜市 平成8年3月）

図 3.2-11 軟弱地盤図

3.2.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況

調査区域の地形分類の状況は図 3. 2-12、標高区分は図 3. 2-13 に示すとおりです。

対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。対象事業実施区域の標高は、おおむね 60m 以上 80m 未満であり、東側に標高 80m 以上～100m 未満の丘陵地があります。

調査区域の保全すべき地形は、図 3. 2-14 に示すとおりです。

三保町の谷津田景観（三保市民の森）は保全すべき地形として、「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されています。

調査区域には、「日本の典型地形 都道府県一覧」（建設省国土地理院 平成 11 年 4 月）、「自然環境保全調査報告書」（環境庁 昭和 51 年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 東京都自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「第 3 回自然環境保全基礎調査 神奈川県自然環境情報図」（環境庁 平成元年）、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）、「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号）、「神奈川県文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月神奈川県条例第 13 号）及び「横浜市文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月横浜市条例 53 号）に記載されている保全すべき地形は存在しません。

(2) 地質の状況

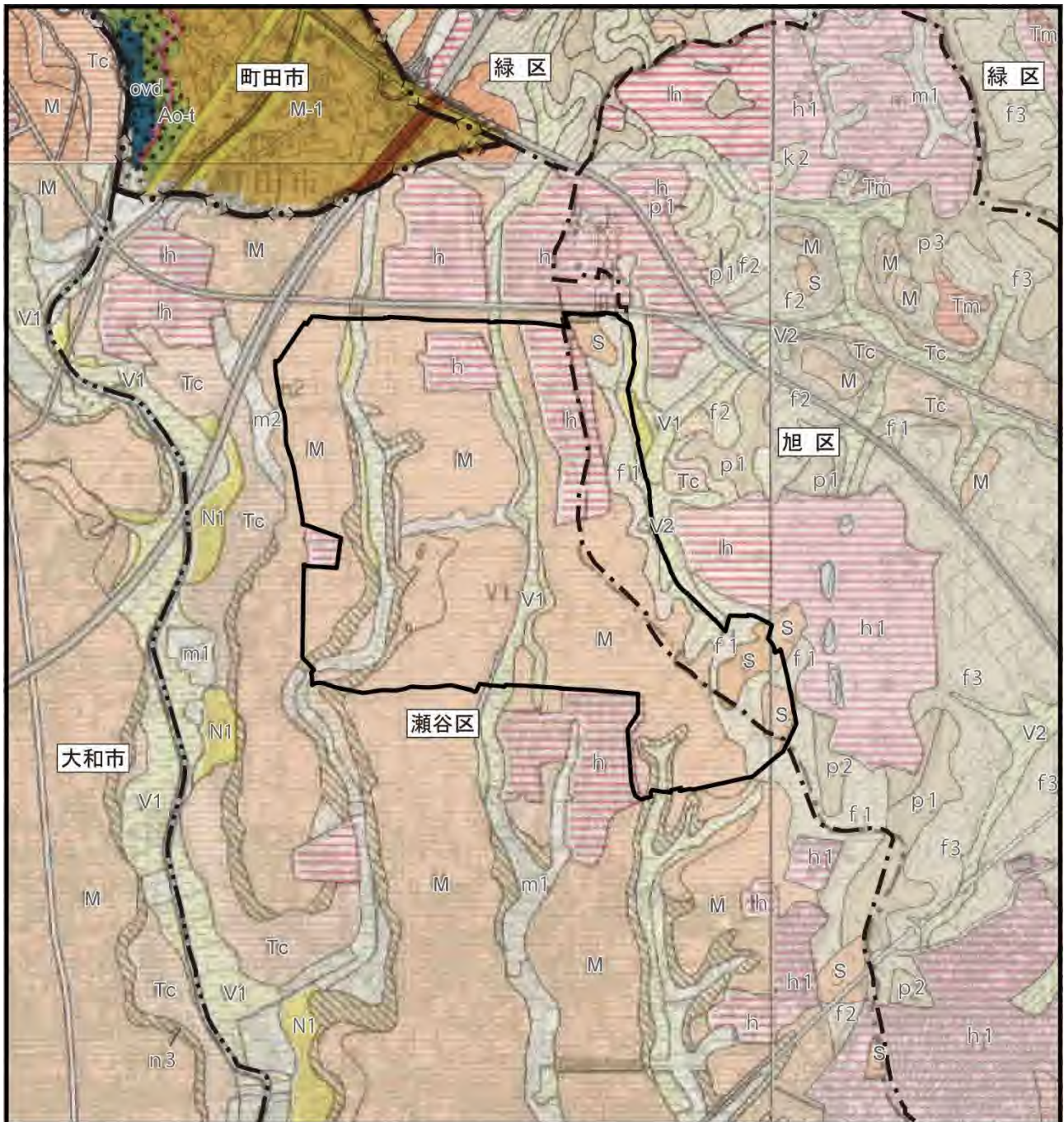
調査区域の地質については、図 3. 2-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。

地質断面の状況は、図 3. 2-16 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・砂礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。

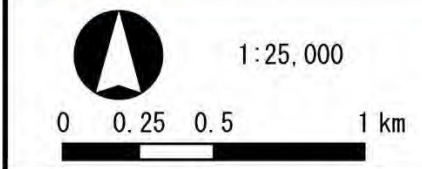
なお、「日本の地形レッドデータブック 第 1 集（新装版）—危機にある地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 12 年 12 月）及び「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成 14 年 3 月）に記載されている保全すべき地質は存在しません。



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界

一般山地	段丘地形	台地	低地の微高地
p1 p2 p3 山頂緩斜面	t1m t1m t1m 多摩段丘面群	M-1 武蔵野段丘面 I	N1 自然堤防
k1 k2 k3 山腹緩斜面	s s s 下末吉段丘面群	ao-t 青柳段丘面	低地の一般面
f1 f2 f3 山麓緩斜面	M M M 武蔵野段丘面群	段丘崖	V1 V2 V3 谷底平野
a8 a9 一般斜面	Tc Tc Tc 立川段丘面群		Ar1 旧河道
a5 a6 急斜面			低地
			ovd 旧河道

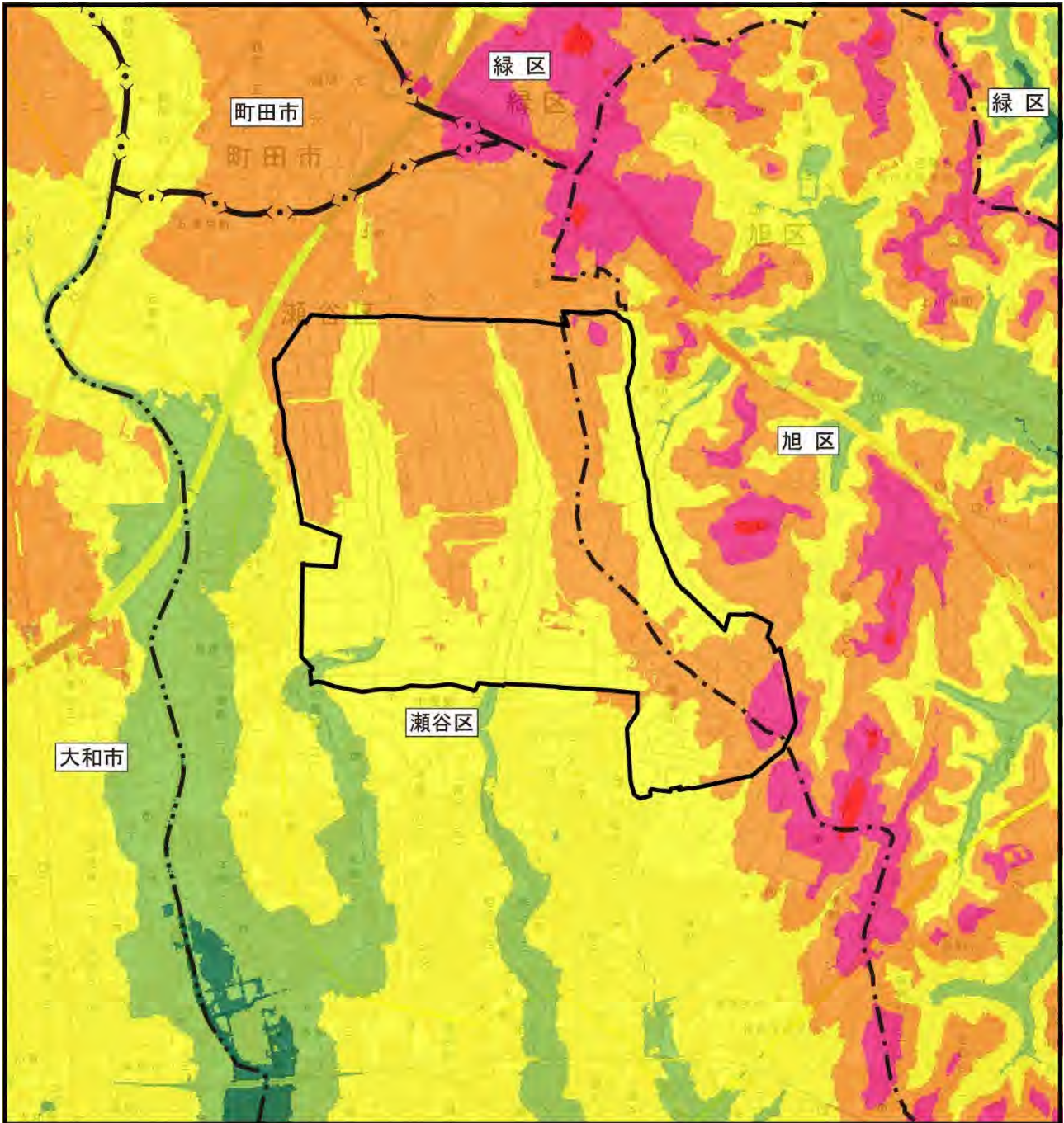


人工地形	その他
h h1 平坦化地	— 国道・主要地方道
m1 m2 盛土地	— 高速道路
	— 主要道路
	— 地形界

凡例の数字は、傾斜区分を示す。1:0 ~ 3° 2:3 ~ 8° 3:8 ~ 15° 4:15 ~ 30° 5:30 ~ 40° 6:40° ~

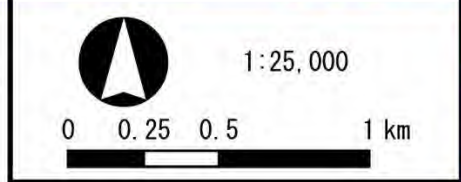
資料：「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子・藤沢・上野原」（東京都 平成7年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「藤沢・平塚」（神奈川県 昭和63年3月）

図 3.2-12 地形分類図



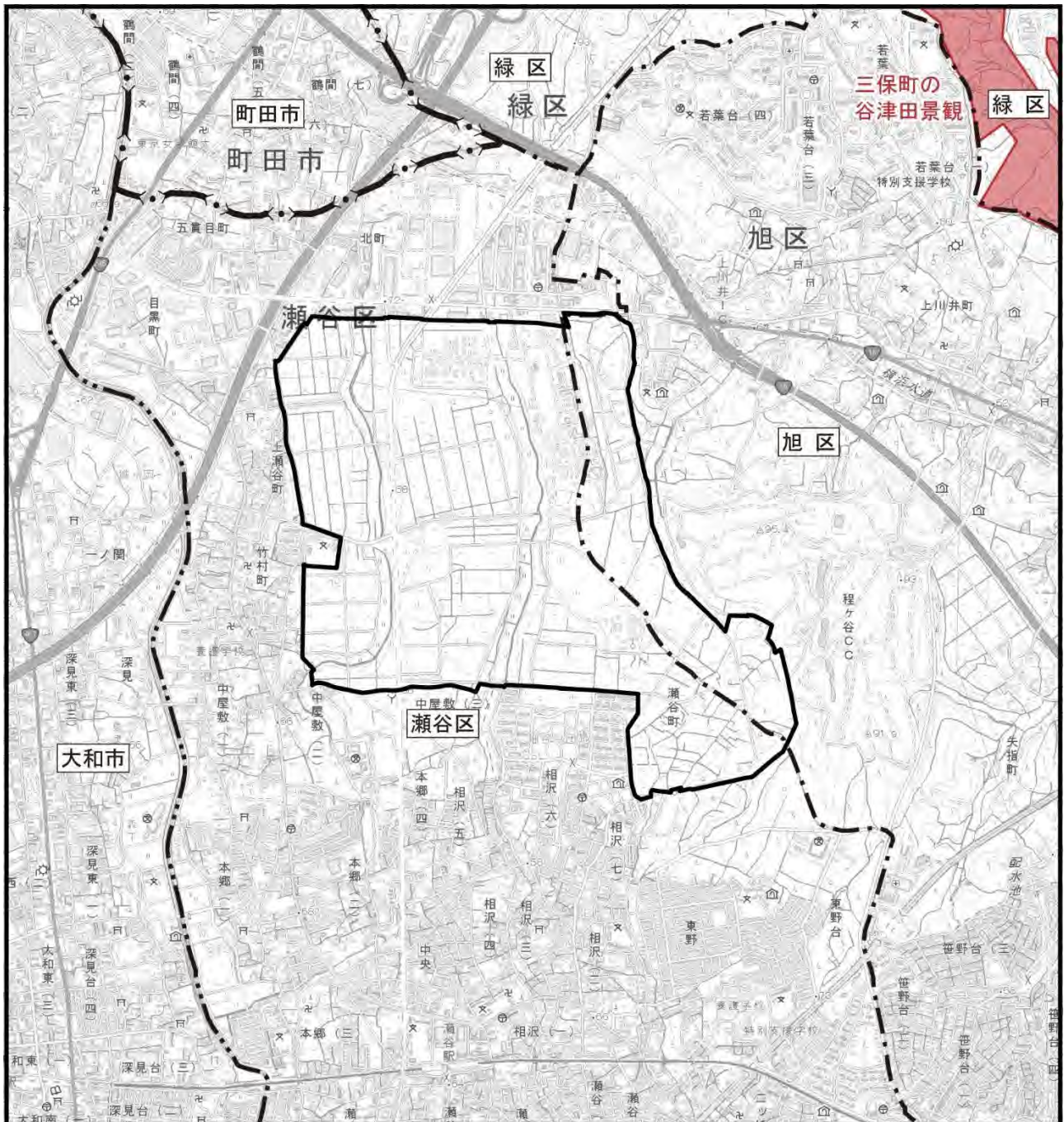
凡 例

- | | | | |
|---|--|--|--|
|  対象事業実施区域 |  都県界 |  市界 |  区界 |
|  標高 0m以上～50m未満 |  標高80m以上～90m未満 | | |
|  標高50m以上～60m未満 |  標高90m以上～100m未満 | | |
|  標高60m以上～70m未満 |  標高100m以上 | | |
|  標高70m以上～80m未満 | | | |



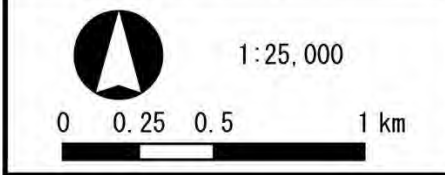
資料：「地理院地図（電子国土Web）」（国土地理院ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-13 標高区分図



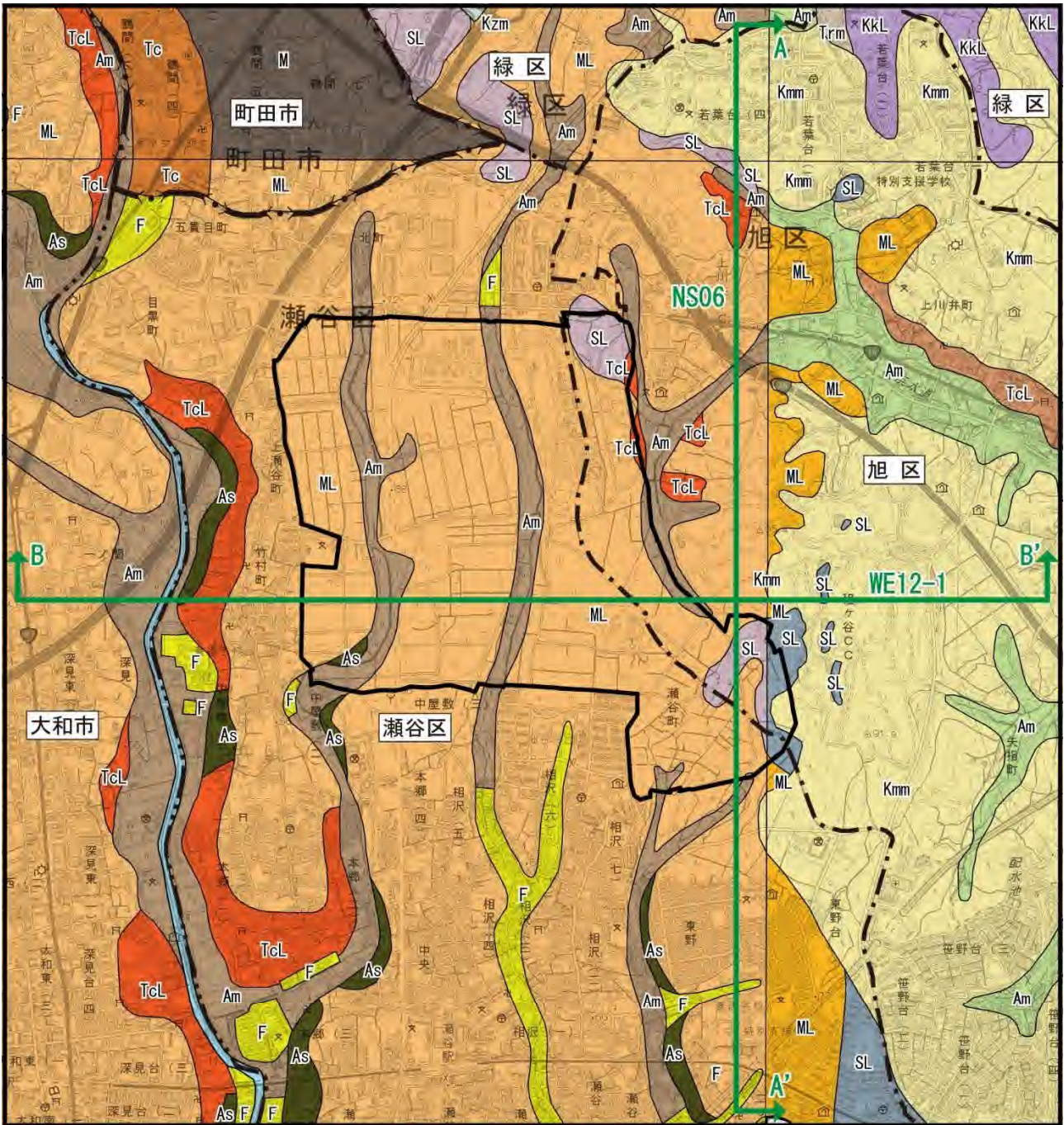
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 保全すべき地形



資料：「日本の地形レッドデータブック 第2集—保全すべき地形—」（小泉武栄・青木賢人 編 平成14年3月）

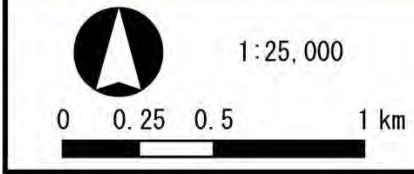
図 3.2-14 保全すべき地形



凡例

対象事業実施区域 ◀▶ 都県界 - - - 市界 - - - - 区界

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| Am 沖積層 (泥を主とし砂を含む) | ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層 |
| As 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む) | SL 相模層群・下末吉ローム層 |
| TcL 立川ローム層 | SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層 |
| Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物 | KkL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 |
| TcL 立川ローム層・立川礫層 | Kzm 上総層群 |
| ML 武蔵野ローム層 | Trm 上総層群・鶴川層 |
| M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物 | Kmm 上総層群・上星川層 |



- | | |
|-----------|------------------|
| Am 低湿地堆積物 | なし |
| F 埋土 | 断面図位置 (図 3.2-16) |
| F 盛土 | |
| 水部分 | |

資料：「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子・藤沢・上野原」 (東京都 平成7年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」 (神奈川県 平成3年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「八王子」 (神奈川県 平成元年3月)
 「1/50,000 土地分類基本調査 (表層地質図) 「藤沢・平塚」 (神奈川県 昭和63年3月)

図 3.2-15 表層地質図

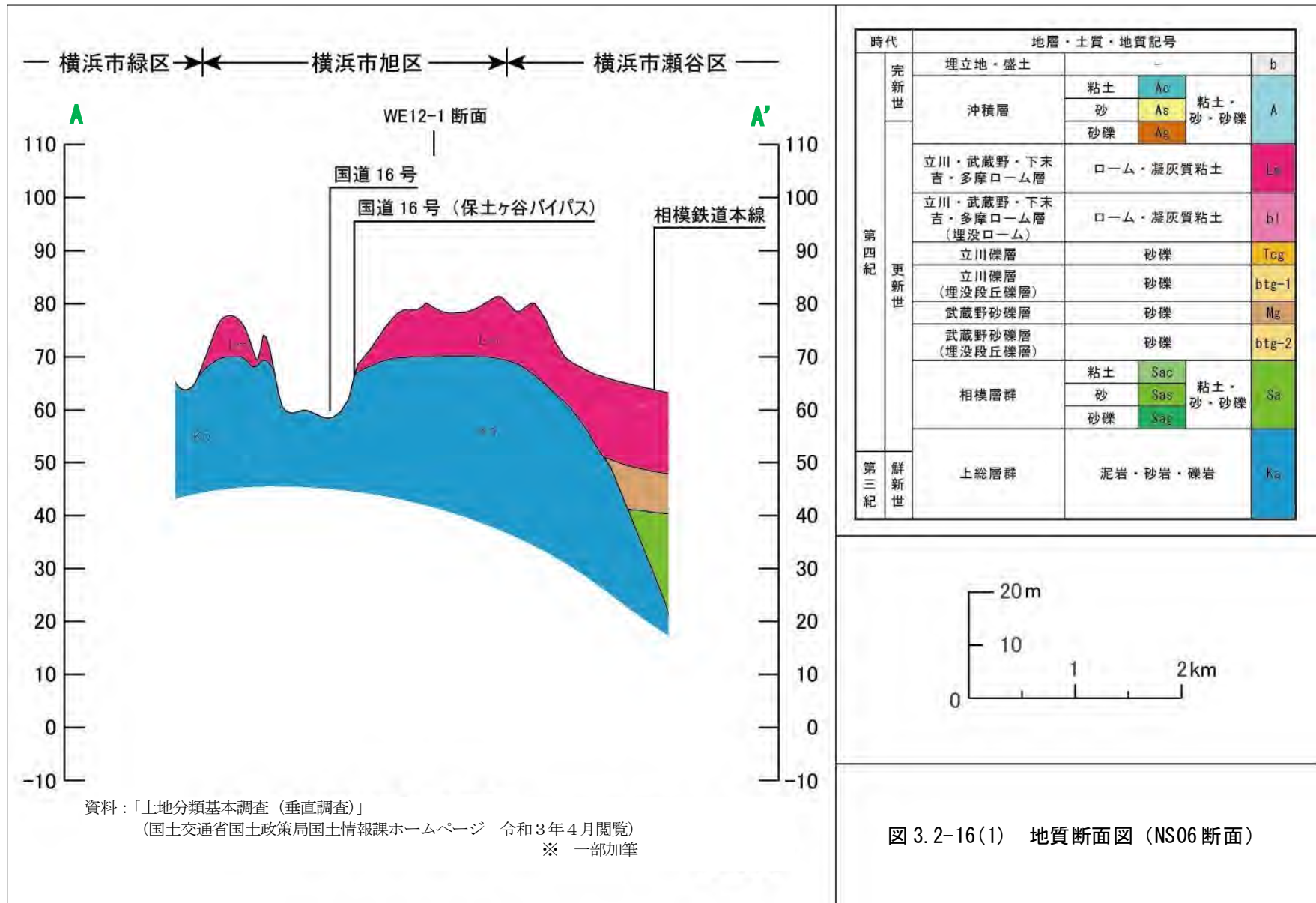


図 3.2-16(1) 地質断面図 (NS06 断面)

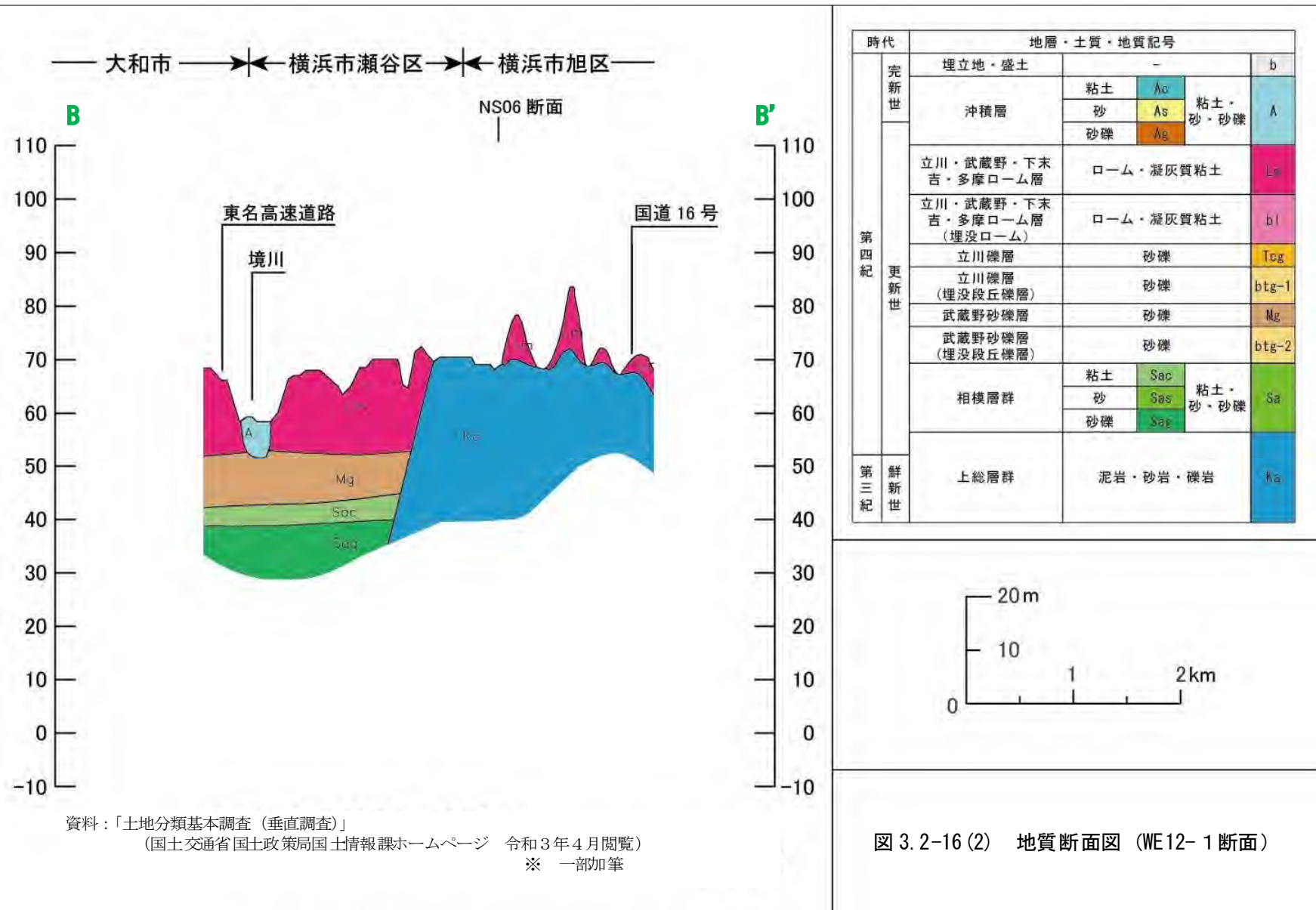


図 3.2-16 (2) 地質断面図 (WE12- 1 断面)

(3) 土砂災害関係法令による指定状況

① 砂防指定地

調査区域において、「砂防法」(明治30年3月法律第29号)に基づく砂防指定地は指定されていません。

② 地すべり防止区域

調査区域において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月法律第30号)に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

③ 急傾斜地崩壊危険区域

調査区域の急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図3.2-17に示すとおりです。

「急傾斜地崩壊危険区域」は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月法律第57号)に基づき、急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、神奈川県や東京都が指定する区域になります。「傾斜度が30度以上あるもの」、「高さが5m以上あるもの」、「がけ崩れにより、危害が生じるおそれのある家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれのあるもの」の全てに該当する急傾斜地について指定されます。

なお、対象事業実施区域内は、急傾斜地崩壊危険区域には指定されていません。

④ 土砂災害警戒区域

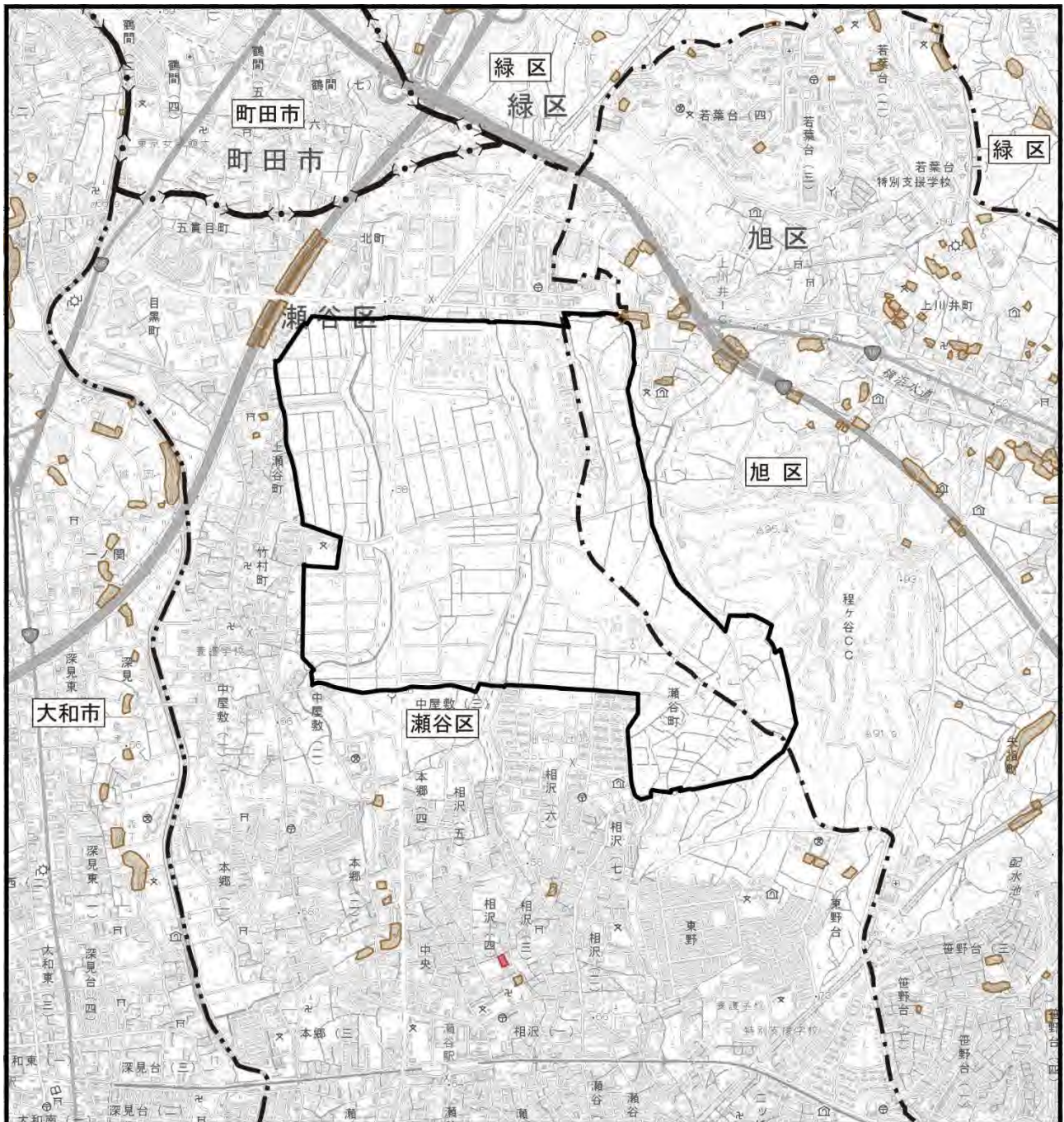
調査区域の土砂災害警戒区域の位置は、図3.2-17に示すとおりです。

「土砂災害警戒区域」は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年5月法律第57号)に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれのあると認められた土地の区域として、神奈川県や東京都が指定する区域です。

調査区域には、土砂災害警戒区域に指定されている区域が存在しています。なお、対象事業実施区域の北東側の一部が、土砂災害警戒区域に指定されています。

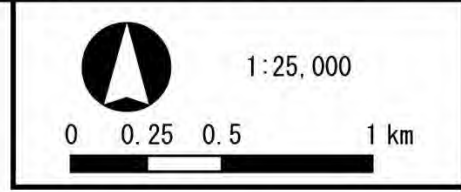
⑤ 土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林

調査区域において、「森林法」(昭和26年6月法律第249号)に基づく土砂流出防備保安林及び土砂崩壊防備保安林は指定されていません。



凡例

- 対象事業実施区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 都県界
- 土砂災害警戒区域
- 市界
- 区界



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成 26 年 12 月）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「大和市防災マップ（2019 年 2 月発行）」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.2-17 急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域

(4) 災害の状況

① 災害による被害の発生状況

調査対象地域における災害による被害の発生状況は、表3.2-15に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区における令和元年の被害総数は人的被害が0人、住家被害が66棟、非住家被害が8棟、田畑被害が0ha、その他の被害が38件（箇所）、旭区では、人的被害が0人、住家被害が223棟、非住家被害が49棟、田畑被害が0ha、その他の被害が131件（箇所）となっています。瀬谷区及び旭区における平成27年から令和元年の被害の状況を見ると、平成30年及び令和元年の被害数が多く、住家被害、非住家被害（その他）ともに一部破損が多く発生しています。

表3.2-15(1) 横浜市の災害による被害の発生状況の経年変化

被害分類		横浜市					瀬谷区					旭区					緑区					
		H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	
人的被害	死者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	行方不明者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負傷者	重傷者	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		軽傷者	5	1	5	12	13	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
住家被害	全壊	0	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	大規模半壊	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-	
	半壊	0	0	0	13	102	0	0	0	0	6	0	0	0	9	8	0	0	0	0	1	
	一部破損	14	6	11	503	2,377	1	0	0	8	60	2	0	2	62	214	0	0	0	0	37	
	床上浸水	1	6	5	2	51	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	床下浸水	0	15	20	2	33	0	0	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
非住家被害	公共建物	全壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		半壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部破損	0	0	1	10	55	0	0	0	0	1	0	0	0	0	5	0	0	0	0	5
		浸水	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他浸水	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	全壊	0	0	1	5	10	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0
		半壊	1	0	0	0	19	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
		一部破損	6	2	7	76	249	0	0	0	1	5	0	0	0	14	37	0	0	0	0	3
		浸水	0	57	10	3	504	0	0	2	1	1	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0
		その他浸水	1	7	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田畑被害	田の流出・埋没	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	田の冠水	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	畑の流出・陥没	0	-	0	0	2	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	
	畑の冠水	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
その他の被害	文教施設	0	0	1	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
	病院	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	道路	4	-	6	15	34	0	-	0	0	0	0	-	0	6	0	0	-	0	0		
	橋梁	-	-	-	0	2	0	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	河川	0	-	0	0	1	0	-	0	0	1	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	
	港湾	-	-	1	0	3	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	砂防	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	清掃施設	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	がけ崩れ	8	13	28	9	60	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1		
	鉄道不通	0	-	0	0	1	0	-	0	0	0	0	-	0	0	1	0	-	0	0	0	
	被害船舶	-	-	0	0	1	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	水道	-	-	1	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	-	-	0	0	0	
	電話	-	-	-	0	1	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0	
	ガス	0	-	1	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	
	ブロック塀塔	2	5	2	13	72	0	0	0	0	1	1	0	0	2	5	0	0	0	1		
その他	52	58	84	795	2,397	3	0	10	25	35	1	11	9	103	124	1	1	1	16	60		

注：1. 全壊

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度

のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2. 大規模半壊

居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。

3. 半壊

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

4. 一部破損

全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもものとします。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除きます。

5. 「-」は、資料中に項目として記載されていないことを示します。

資料：「平成27年～平成31年（令和元年） 横浜市の災害」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3. 2-15(2) 大和市の災害の状況（火災の発生状況）

区 分	H29	H30	R 1
件 数 (件)	51	35	46
建 物 (件)	30	24	30
林 野 (件)	-	-	-
車 両 (件)	3	2	-
そ の 他 (件)	18	9	16
棟 数 (棟)	32	30	40
全 焼 (棟)	2	3	3
半 焼 (棟)	1	-	3
部 分 焼 (棟)	6	12	7
ぼ や (棟)	23	15	27
焼 損 面 積	330	233	450
建物 (m ²)	330	233	450
林野 (a)	-	-	-
世 帯 (世帯)	22	21	37
全 損 (世帯)	2	2	7
半 損 (世帯)	1	-	3
小 損 (世帯)	19	19	27
死 傷 者 (人)	9	3	12
死 者 (人)	3	-	2
負 傷 者 (人)	6	3	10
損 害 額 (千円)	32,277	8,428	34,512
建 物	26,081	5,613	30,027
収 容 物	5,307	1,818	4,481
林 野	-	-	-
車 両	801	490	-
そ の 他	88	507	4

資料：「令和元年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

表 3. 2-15(3) 町田市の災害の状況（火災の発生状況）

年次		H27	H28	H29	H30	R1
火災件数 (件)	総数	110	116	94	108	104
	建物	67	78	57	52	65
	車両	6	13	3	7	2
	林野	0	0	0	0	0
	その他	37	25	34	49	37
建物 焼損面積 (㎡)	床面積	898	605	683	337	919
	表面積	92	233	282	113	129
その他・林野焼損面積 (㎡)		1471	465	529	289	1102
損害見積額 (千円)		120,813	156,332	69,007	136,702	303,411

資料：「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)

表 3. 2-15(4) 町田市の災害の状況（水害の発生状況）

年次		H28	
河川流域		境川	境川
区市町村		町田市	町田市
町丁名		常盤町	小山町
浸水面積 (ha)		0.01	0.01
床下	棟数 (棟)	0	1
	世帯数 (世帯)	0	1
床上	棟数 (棟)	1	0
	世帯数 (世帯)	1	0
合計	棟数 (棟)	1	1
	世帯数 (世帯)	1	1
原因		内水	内水

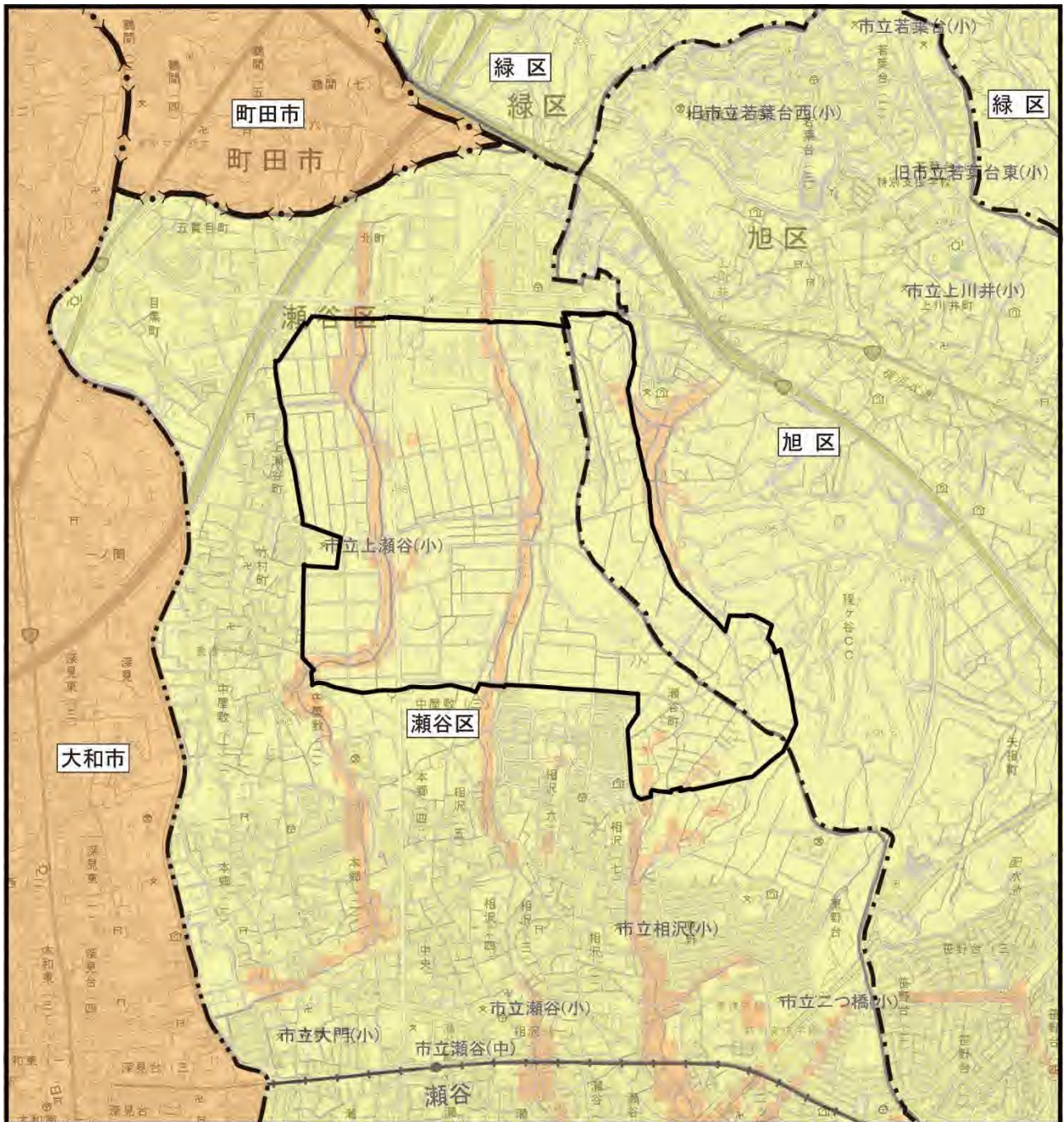
資料：「区市町村別の水害データ」(東京都建設局河川部計画課環境計画担当ホームページ 令和3年4月閲覧)

② 地震

調査区域において地震発生時に想定される震度は、図 3. 2-18 に示すとおりです。

対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」(横浜市 平成 24 年 10 月) にて被害想定対象とされた 3 地震 (元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震) としました。

調査区域では、元禄型関東地震で震度 6 弱～6 強、東京湾北部地震で震度 5 弱～6 弱、南海トラフ巨大地震で震度 5 弱～6 弱の揺れが想定されています。



凡例

対象事業実施区域

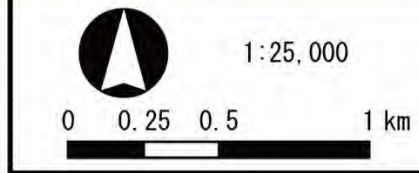
都県界

市界

区界

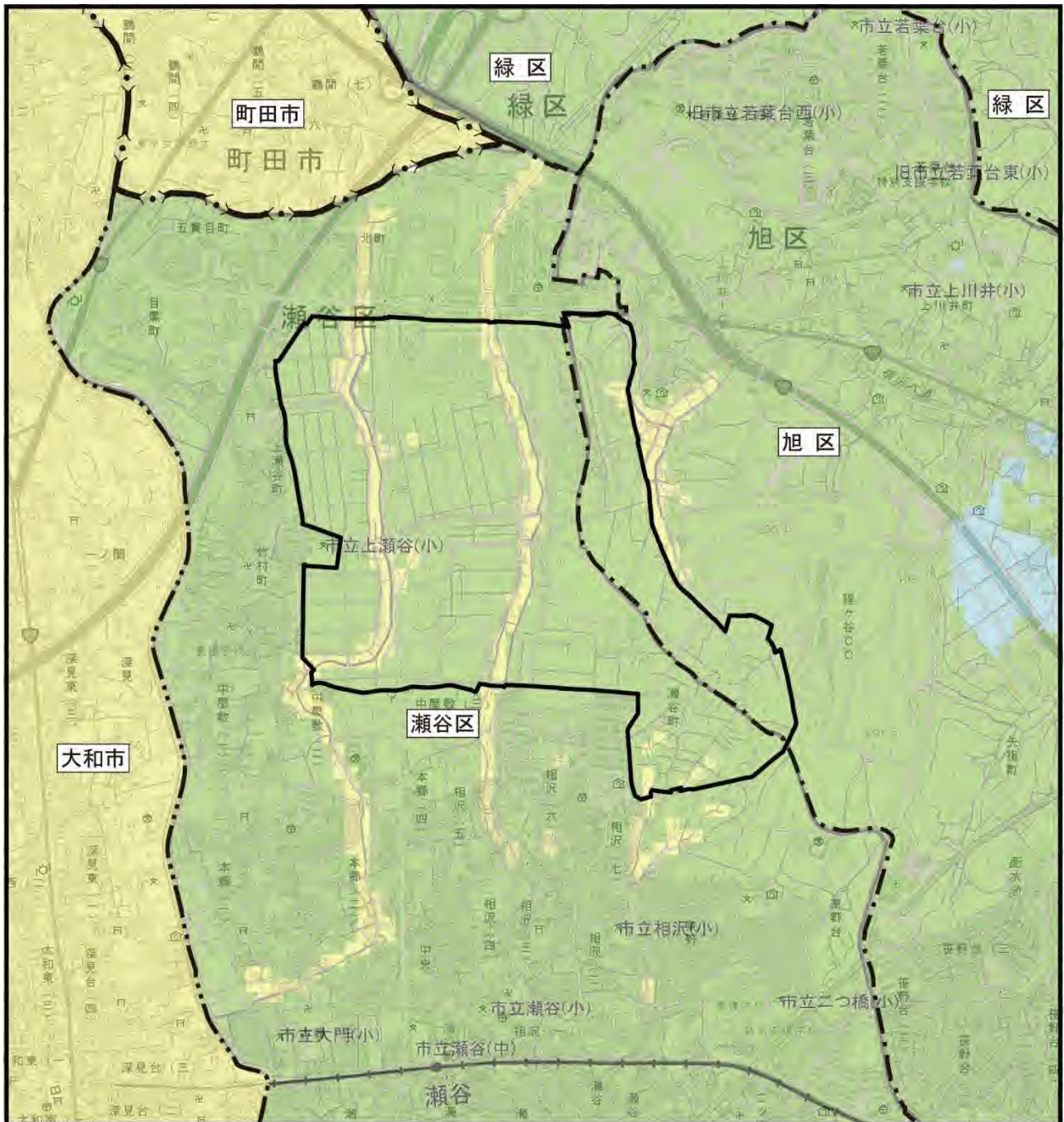
震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



資料：「元禄型関東地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成24年10月作成）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成27年3月）
 「首都直下M7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成25年12月）

図 3.2-18(1) 地震マップ（元禄型関東地震）

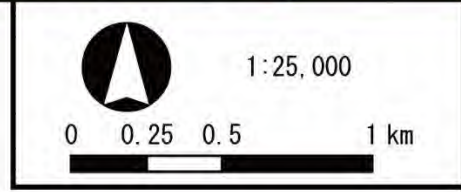


凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

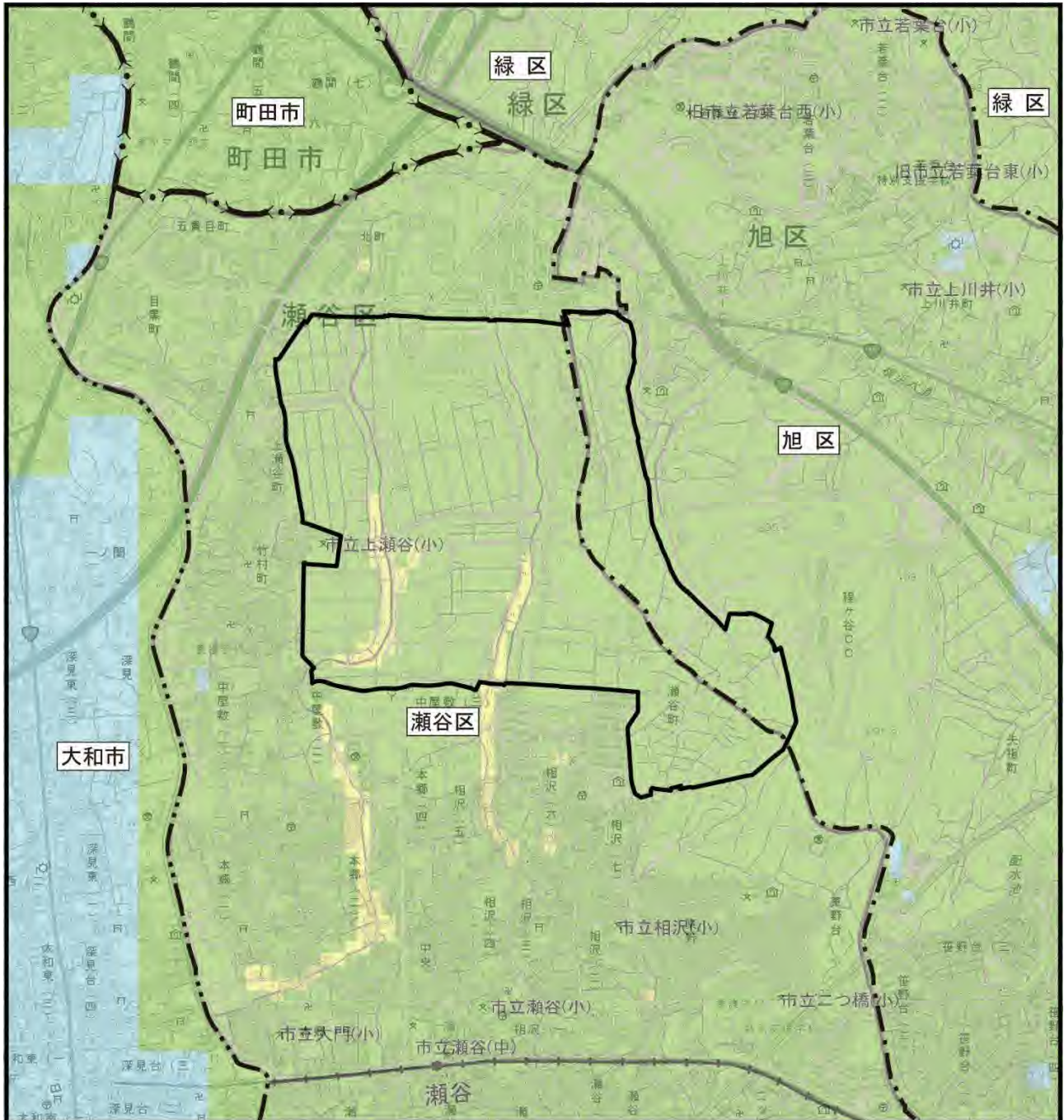
震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



資料：「東京都湾北部地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「神奈川県地震被害想定調査報告書」（神奈川県地震被害想定調査委員会 平成 27 年 3 月）
 「首都直下 M7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」（首都直下地震モデル検討会 平成 25 年 12 月）

図 3.2-18(2) 地震マップ（東京湾北部地震）



凡例

対象事業実施区域

都県界

市界

区界

震度階

- 震度 7
- 震度 6 強
- 震度 6 弱
- 震度 5 強
- 震度 5 弱
- 震度 4



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km



資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 地震マップ（瀬谷区、旭区、緑区）（平成 24 年 10 月作成）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「南海トラフの巨大地震による津波高・震度分布等」（内閣府防災担当報道発表資料 平成 24 年 8 月）

図 3.2-18(3) 地震マップ（南海トラフ巨大地震）

③ 浸水想定区域

調査区域における洪水による浸水想定区域は図 3.2-19 に、内水による浸水想定区域は図 3.2-20 に示すとおりです。内水による浸水想定区域について、大和市及び町田市では公開されている情報を確認できなかったため、横浜市のみ図示しました。

洪水ハザードマップは、24 時間に境川流域全体で約 632mm、帷子川流域で 390mm の降雨を想定しています（瀬谷区洪水ハザードマップ：横浜地方気象台では、平成 26 年 10 月 5 日に 24 時間で約 307 ミリの降雨を観測しています。旭区洪水ハザードマップ：横浜地方気象台では、平成 26 年 10 月 5 日から 6 日にかけて 352 ミリの降雨を観測しています。）。内水ハザードマップは、30 年に 1 回降ると想定される 1 時間最大 76.5mm の降雨を想定しています（平成 16 年 10 月 9 日（台風 22 号）横浜市消防局港南消防署野庭消防出張所の実績）。

対象事業実施区域において、洪水による浸水想定区域はありませんでした。

内水による浸水想定区域は、対象事業実施区域の西側において、浸水深が 0 cm～2 cm 未満、2 cm～20cm 未満の地域が散在しています。

④ 液状化

調査区域における液状化の可能性が高いと想定される地域は、図 3.2-21 に示すとおりです。

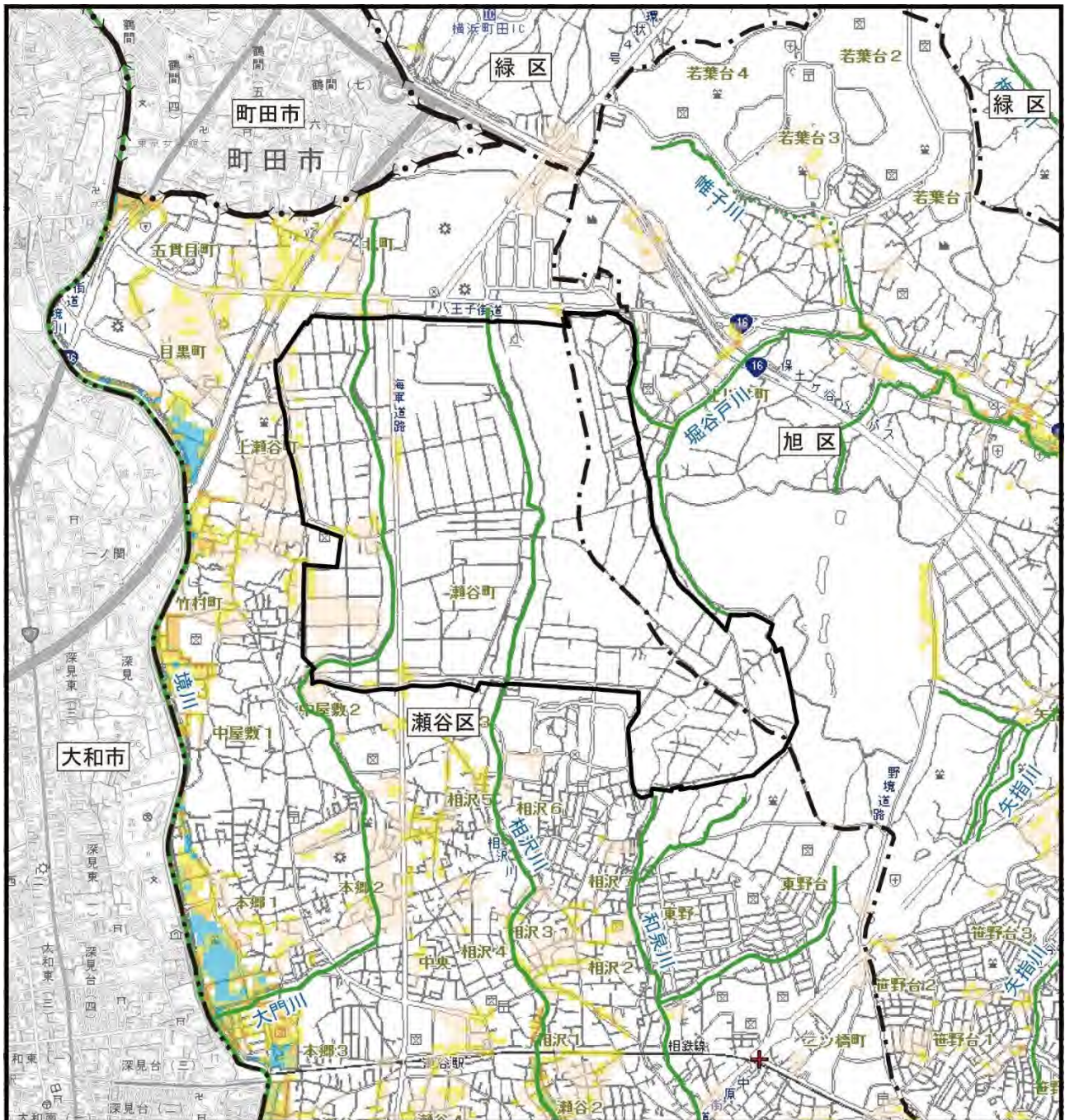
対象とした地震は、「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市 平成 24 年 10 月）にて被害想定対象とされた 3 地震（元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震）としました。

対象事業実施区域には元禄型関東地震、東京湾北部地震、南海トラフ巨大地震において「液状化危険度が高い」、「液状化する可能性がある」、「液状化危険度は低い」とされる区域が一部存在していますが、大部分が「液状化する危険性はかなり低い」となっています。

⑤ 災害用井戸の状況

横浜市では、民間の協力の元、地震等災害時に洗浄水等飲料水以外の生活用水として活用できる井戸を「災害応急用井戸」に指定しており、町田市では「災害時協力井戸」、大和市では「災害用協力井戸」として指定しています。

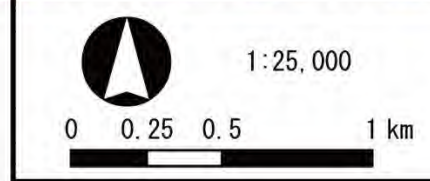
調査区域における災害用井戸の分布状況は図 3.2-22 に示すとおりで、瀬谷区に 45 箇所、旭区に 35 箇所、緑区に 2 箇所、町田市に 9 箇所存在しています。なお、大和市は災害時協力井戸が 289 件登録されていますが、場所は公表されていません。



凡例

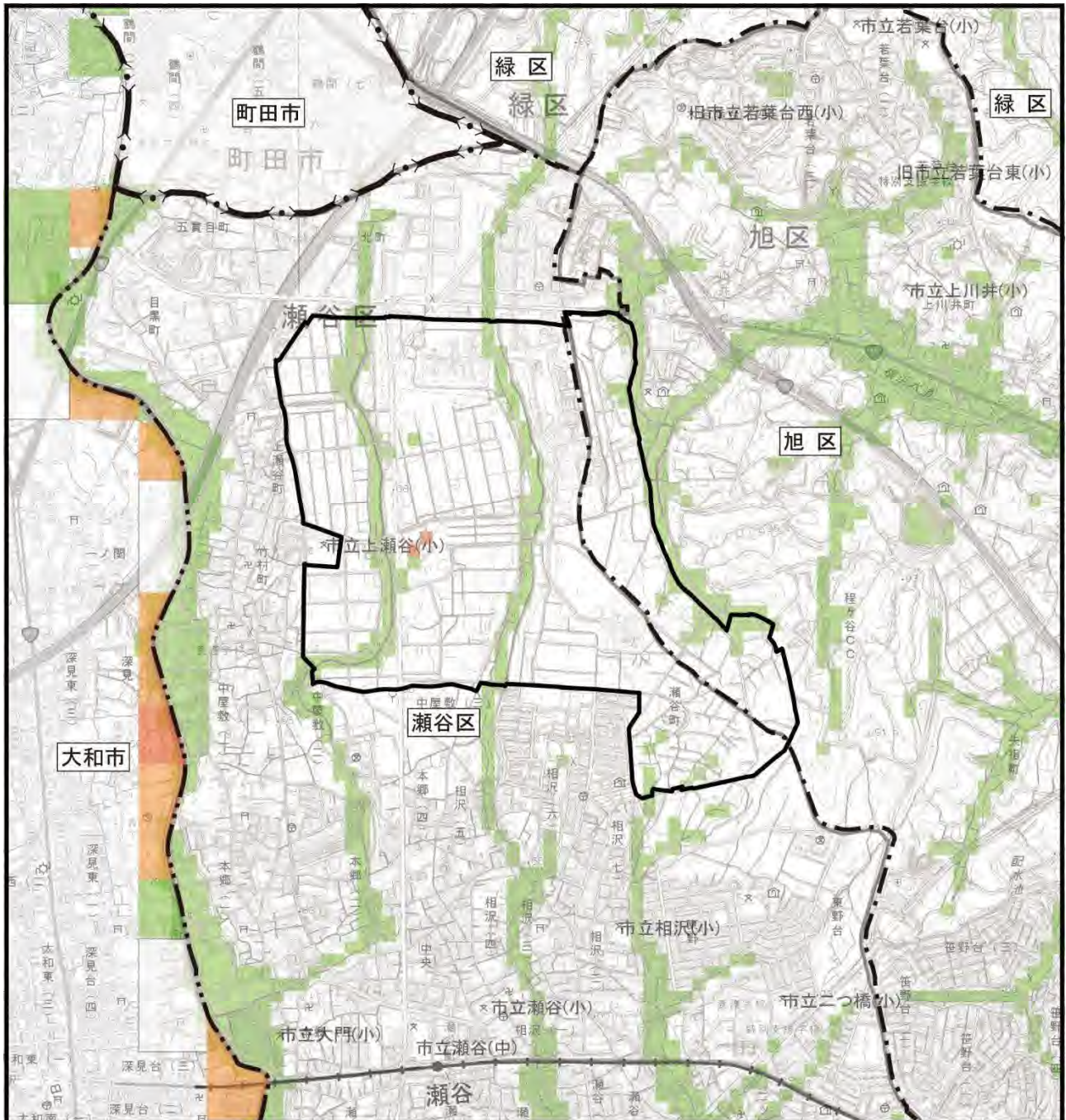
- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川

- 浸水深ランク
- 0～2cm 未満
 - 2cm～20cm 未満
 - 20cm～50cm 未満
 - 50cm～1.0m 未満
 - 1.0m～2.0m 未満
 - 2.0m 以上



注：大和市、町田市は内水を対象としたハザードマップは公開されていません。
 資料：「瀬谷区内水ハザードマップ」（横浜市 平成26年3月）、「旭区内水洪水ハザードマップ」（横浜市 平成27年3月）、
 「緑区内水ハザードマップ」（横浜市 平成27年3月）、「横浜市 河川図」（横浜市 平成23年3月）

図 3.2-20 内水による浸水想定区域



凡例

対象事業実施区域

都県界

市界

区界

液状化危険度

液状化危険度が高い: $15 < PL$

液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$

液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$

液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$



1:25,000

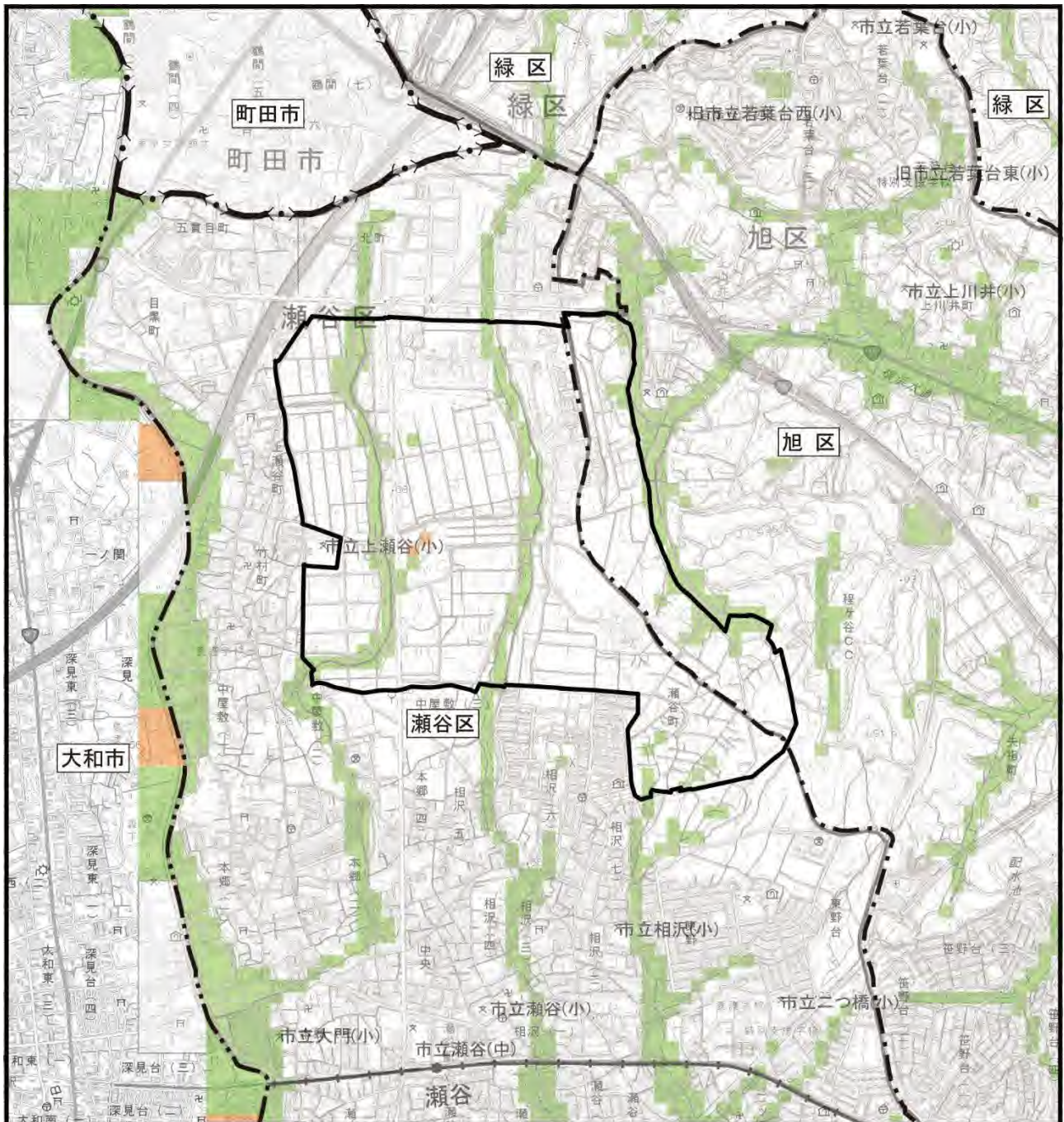
0 0.25 0.5 1 km



資料:「元禄型関東地震被害想定 液状化マップ(瀬谷区、旭区、緑区)」(平成24年10月作成)
(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

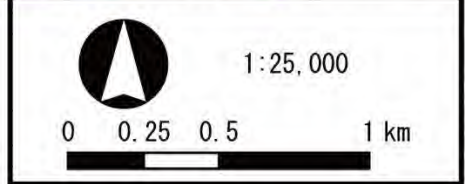
「e-かなマップ 液状化想定図 元禄型関東地震」(神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧)

図3.2-21(1) 液状化マップ(元禄型関東地震)



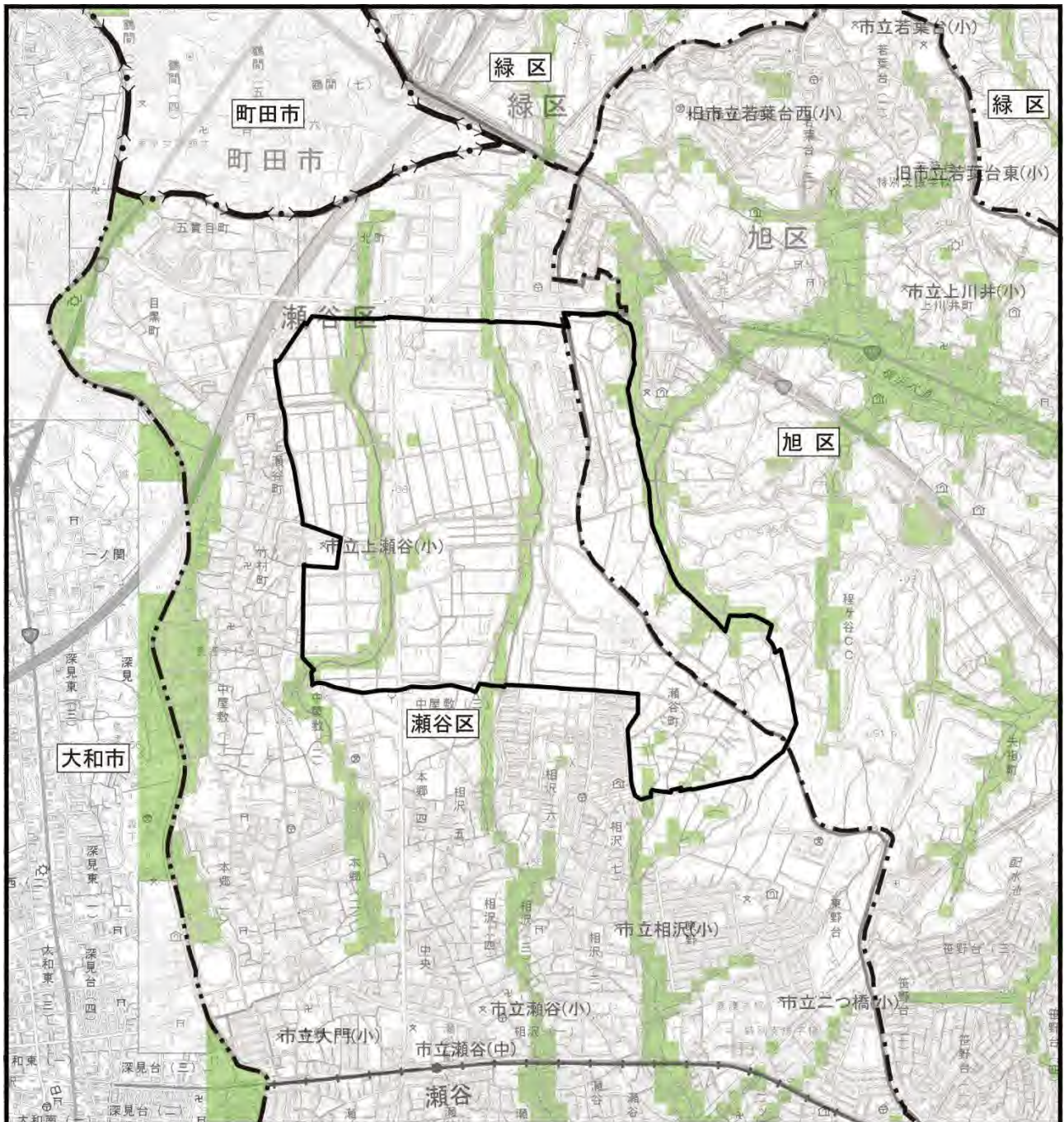
凡例

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 対象事業実施区域 | 液状化危険度 |
| 都県界 | 液状化危険度が高い: $15 < PL$ |
| 市界 | 液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$ |
| 区界 | 液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$ |
| | 液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$ |





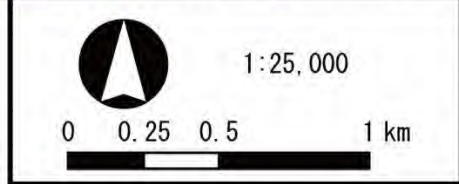
資料：「東京湾北部地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「e-かなマップ 液状化想定図 都心南部直下地震」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

図3.2-21(2) 液状化マップ（東京湾北部地震）



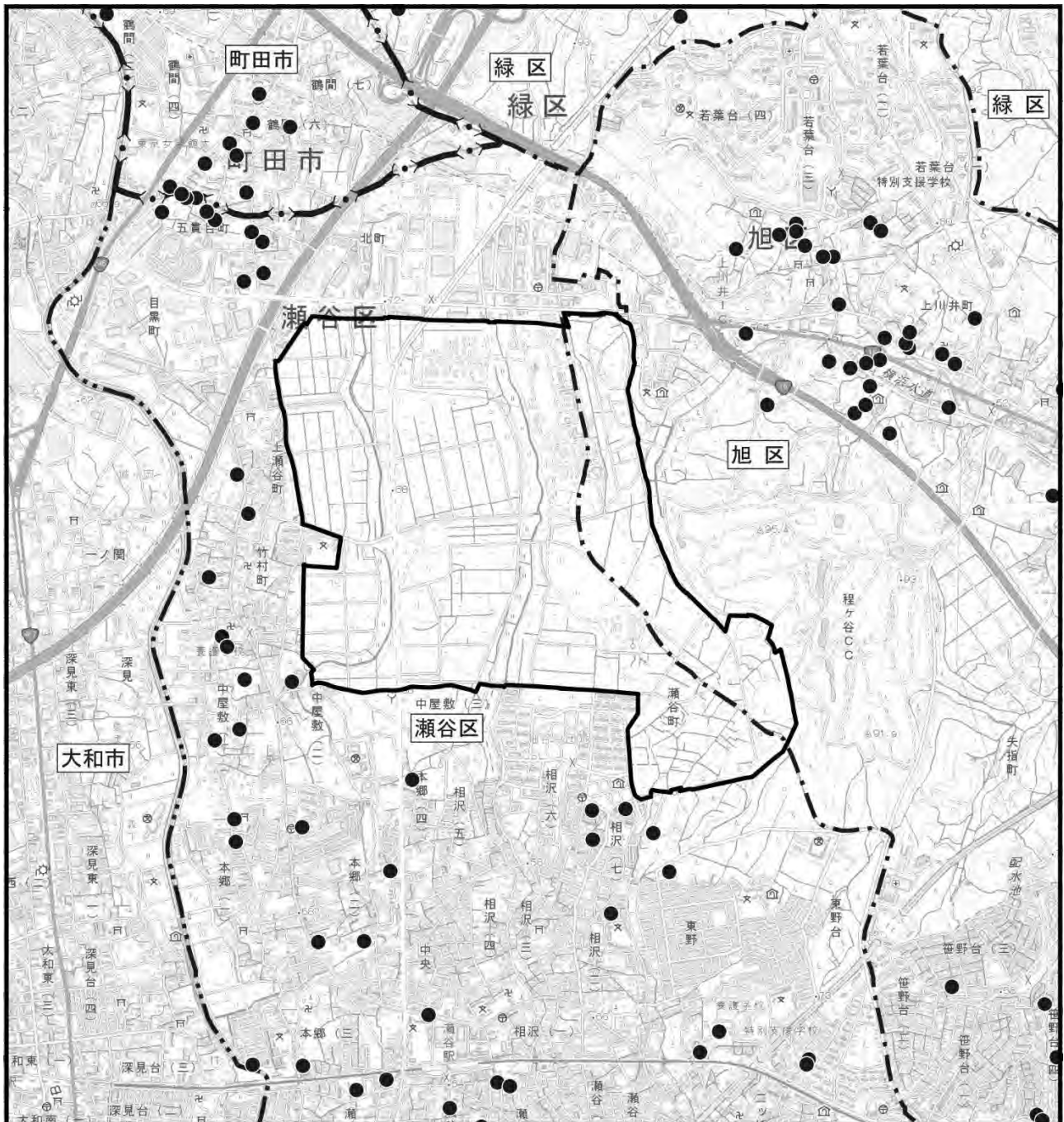
凡例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  液状化危険度 |
|  都県界 |  液状化危険度が高い: $15 < PL$ |
|  市界 |  液状化する可能性がある: $5 < PL \leq 15$ |
|  区界 |  液状化危険度は低い: $0 < PL \leq 5$ |
| |  液状化危険度はかなり低い: $PL = 0$ |



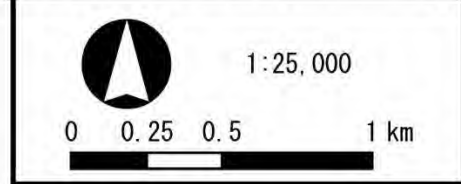
資料：「南海トラフ巨大地震被害想定 液状化マップ（瀬谷区、旭区、緑区）」（平成24年10月作成）
 （横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「e-かなマップ 液状化想定図 南海トラフ巨大地震」（神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-21 (3) 液状化マップ（南海トラフ巨大地震）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 災害用井戸



資料：「横浜市行政地図情報提供システム わいおい防災マップ（市民防災情報）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「町田市防災マップ〔南地区〕（令和2年3月）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-22 災害用井戸

3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物の生息の状況

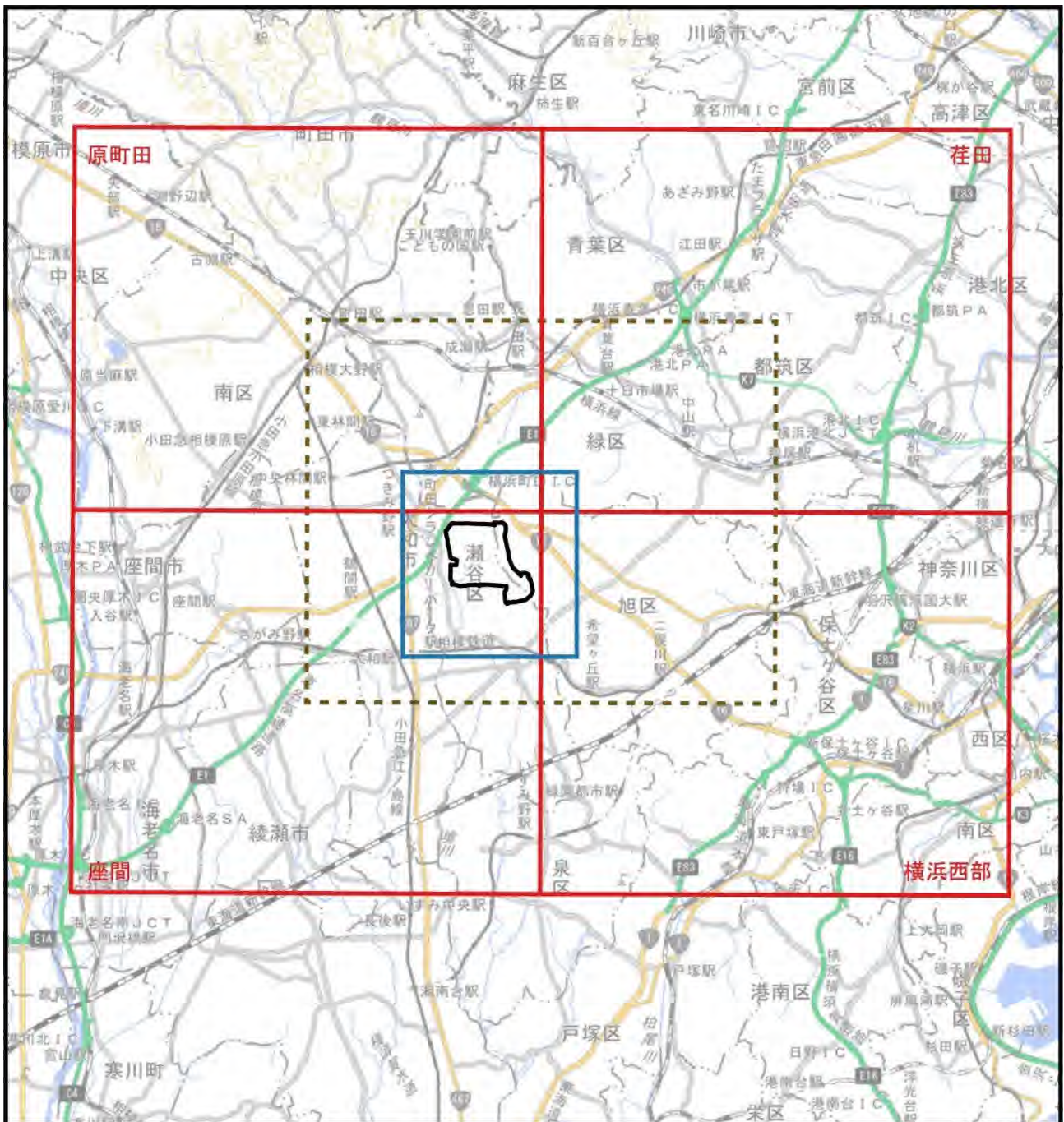
動物の生息状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。文献その他の資料による調査範囲は、表 3. 2-16 及び図 3. 2-23 のとおりです。

表 3. 2-16 文献その他の資料による調査範囲（動物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「かながわの鳥と獣」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	調査区域が含まれる 5 km メッシュで確認された種を対象としました。
「かながわの鳥図鑑」（神奈川県 平成 4 年 3 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の魚類」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」（神奈川県環境科学センター 平成 26 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の脊椎動物」（大和市教育委員会 平成 2 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市の昆虫」（大和市教育委員会 平成 3 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成 8 年 9 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1993 年（平成 5 年）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 6 年 10 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「1998 年度（平成 10 年度）町田の野鳥」（町田野鳥の会 平成 12 年 2 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「2003 年度（平成 15 年度）町田の野鳥 3」（町田野鳥の会 平成 17 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜のホタル生息地（1983 年度版）」（横浜市公害研究所 昭和 59 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー（第 2 回～第 6 回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書）」（環境省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）	調査区域が含まれる 2 次メッシュとして、「座間」、「横浜西部」、「荏田」、「原町田」の 4 メッシュで確認された種を対象としました。

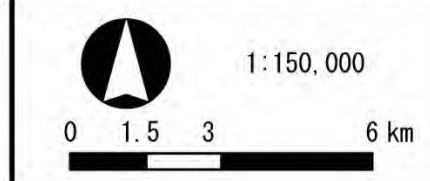
なお、上記以外に「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）により、調査区域における以下の情報を収集しました。

コウモリ洞分布、コウモリ生息情報、イヌワシ・クマタカ生息分布、オオワシ・オジロワシ生息分布、渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地、鳥類の渡りのルート、重要種（イヌワシ、チュウヒ、サンカノゴイ、オオヨシゴイ、オジロワシ、クマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリ）の分布状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査区域
- 調査対象2次メッシュ
- 調査対象5kmメッシュ



資料：「自然環境調査Web-GIS」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3. 2-23 文献その他の資料による調査範囲

① 動物相の概要

動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、調査区域及びその周辺の動物相の概要を表 3.2-17 のとおり整理しました。哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫类等 823 種、魚類 47 種、陸産貝類 32 種及び底生動物 99 種が確認されています。

表 3.2-17(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ (14種)
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	4	
	「大和市史 8(上) 別編自然」(大和市 平成8年9月)	1	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	11	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (149種)
	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	55	
	「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成4年3月)	88	
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	55	
	「大和市史 8(上) 別編自然」(大和市 平成8年9月)	23	
	「1993年(平成5年)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成6年10月)	85	
	「1998年度(平成10年度)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成12年2月)	77	
	「2003年度(平成15年度)町田の野鳥3」(町田野鳥の会 平成17年3月)	38	
	「生物多様性情報システムー基礎調査データベース検索ー(第2回～第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	127	

表 3.2-17(2) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
爬虫類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	8	クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (11種)
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	8	
両生類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル (10種)
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	9	
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウツキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等 (823種)
	「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成3年3月)	659	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	80	
	「横浜のホテル生息地(1983年度版)」(横浜市公害研究所 昭和59年3月)	2	
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	160	
魚類	「神奈川県内河川の魚類」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等 (47種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	14	
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	43	
陸産貝類	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	32	サドヤマトガイ、ケンガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等 (32種)
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物Ⅱ」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等 (99種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	73	
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	9	

② 動物の重要な種

動物の重要な種は、「① 動物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、表3.2-18に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は表3.2-19のとおり、哺乳類2種、鳥類68種、爬虫類5種、両生類8種、昆虫類等55種、魚類18種、陸産貝類5種及び底生動物7種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)によれば、図3.2-24に示すとおり、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。図3.2-25に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。図3.2-26及び図3.2-27に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハチクマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

表3.2-18(1) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料
①	<p>「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物</p> <p>国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物</p>	<p>「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和3年4月閲覧)ほか各自治体ホームページ</p>
②	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等</p> <p>国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種</p>	<p>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)</p>

表 3.2-18(2) 動物の重要な種の選定基準

選定基準		文献その他の資料	
③	<p>「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和元年 3月) の掲載種</p>	<p>EX: 絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR: 絶滅危惧 I A 類・・・ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN: 絶滅危惧 I B 類・・・I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの</p>	<p>「環境省レッドリスト 2020 の公表について」(環境省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)</p>
④	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>	<p>EX: 絶滅・・・すでに絶滅したと考えられる種 EW: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN: 絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 CR: 絶滅危惧 I A 類・・・ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種 EN: 絶滅危惧 I B 類・・・I A 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種 VU: 絶滅危惧 II 類・・・絶滅の危険が増大している種 NT: 準絶滅危惧・・・現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 減少: 減少種・・・かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種 希少: 希少種・・・生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種 要注: 要注意種・・・前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種 注目: 注目種・・・生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種 DD: 情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 不明: 不明種・・・過去に不確実な記録だけが残されている種 LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	<p>「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)</p>

表 3.2-19(1) 文献その他の資料による動物の重要な種（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	ネコ	イヌ	キツネ				NT
2		イタチ	イタチ				NT
計	1目	2科	2種	0種	0種	0種	2種

注：1. 種名及び配列は原則として、「種の多様性調査（動物分布調査）対象種一覧」（環境省 平成 14 年）に準拠しました。
2. 選定基準は前掲表 3.2-18（P.3-59、60）。

表 3.2-19(2) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類 1）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	VU ^b	
2			ヤマドリ				VU ^{a,b}	
3	カモ	カモ	アカツクシガモ			DD		
4			オンドリ			DD	希少 ^a 、減少 ^b	
5			トモエガモ			VU	希少 ^b	
6	ハト	ハト	アオバト				注目 ^{a,b}	
7	ペリカン	サギ	ヨシゴイ			NT	VU ^a	
8			ミゾゴイ			VU	CR+EN ^a	
9			ササゴイ				VU ^a	
10			チュウサギ			NT		
11	ツル	クイナ	ヒクイナ			NT	CR+EN ^a	
12	カッコウ	カッコウ	カッコウ				VU ^a	
13	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	VU ^a	
14	アマツバメ	アマツバメ	ヒメアマツバメ				減少 ^a	
15	チドリ	チドリ	タゲリ				VU ^b	
16			ダイゼン				減少 ^b	
17			イカルチドリ				NT ^a 、注目 ^b	
18			コチドリ				注目 ^a	
19		シギ		ヤマシギ				希少 ^b
20				タシギ				注目 ^b
21				クサシギ				NT ^b
22				キアシシギ				VU ^b
23				イソシギ				希少 ^a 、注目 ^b
24				ハマシギ			NT	VU ^b
25				タマシギ	タマシギ			VU
26		カモメ	コアジサシ			VU	CR+EN ^a	
27		タカ	タカ	ツミ				VU ^a 、希少 ^b
28	ハイタカ					NT	DD ^a 、希少 ^b	
29	オオタカ					NT	VU ^a 、希少 ^b	
30	サシバ					VU	CR+EN ^a	
31	ノスリ						VU ^a 、希少 ^b	
32	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT ^a	
33			アオバズク				VU ^a	
34	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				VU ^a	
35		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	CR+EN ^a	
36	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN ^b 、希少 ^b	
37	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	VU ^a	
38		カササギヒタキ	サンコウチョウ				VU ^a	
39		モズ	チゴモズ			CR	CR+EN ^a	
40			モズ				減少 ^a	

表 3.2-19(3) 文献その他の資料による動物の重要な種（鳥類2）

No.	目和名	科和名	種和名	選定基準			
				①	②	③	④
41	スズメ	キクイタダキ	キクイタダキ				希少 ^a
42		シジュウカラ	コガラ				VU ^a 、NT ^b
43		ヒバリ	ヒバリ				減少 ^a
44		ツバメ	ツバメ				減少 ^a
45			コシアカツバメ				減少 ^a
46		ウグイス	ヤブサメ				NT ^a
47		ムシクイ	メボソムシクイ				VU ^a
48			エゾムシクイ				NT ^a
49			センダイムシクイ				NT ^a
50		センニュウ	オオセッカ		国内	EN	
51		ヨシキリ	オオヨシキリ				VU ^a
52		セッカ	セッカ				減少 ^{a,b}
53		カワガラス	カワガラス				減少 ^{a,b}
54		ヒタキ	トラツグミ				減少 ^a
55			クロツグミ				VU ^a
56			アカハラ				減少 ^a
57			ルリビタキ				VU ^a
58			コサメビタキ				CR+EN ^a
59			キビタキ				減少 ^a
60			オオルリ				NT ^a
61			セキレイ	キセキレイ			
62		セグロセキレイ					減少 ^a
63		ビンズイ					VU ^a
64		アトリ	カワラヒワ				減少 ^a
65		ホオジロ	ホオアカ				CR+EN ^a
66			アオジ				VU ^a
67			クロジ				CR+EN ^a 、減少 ^b
68			オオジュリン				VU ^b
計	14目	34科	68種	0種	2種	20種	65種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本鳥類目録改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。
 2. 選定基準は前掲表3.2-18（P.3-59、60）。
 3. ④「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）において、鳥類は、繁殖期または非繁殖期ごとにカテゴリーが設定されています。繁殖期及び非繁殖期の区分は以下のとおりです。
 a：繁殖期、b：非繁殖期

表 3.2-19(4) 文献その他の資料による動物の重要な種（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ				要注
2		ナミヘビ	アオダイショウ				要注
3			シマヘビ				要注
4			ヤマカガシ				要注
5		クサリヘビ	ニホンマムシ				要注
計	1目	3科	5種	0種	0種	0種	5種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和2年11月）に準拠しました。
 2. 選定基準は前掲表3.2-18（P.3-59、60）。

表 3.2-19(5) 文献その他の資料による動物の重要な種（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
1	有尾	イモリ	アカハライモリ			NT	CR+EN	
2	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル				要注	
3			アカガエル	ナガレタゴガエル				希少
4				ニホンアカガエル				VU
5				ツチガエル				要注
6				トウキョウダルマガエル			NT	VU
7		アオガエル	シュレーゲルアオガエル				要注	
8			モリアオガエル				要注	
計		2目	4科	8種	0種	0種	2種	8種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産爬虫両生類標準和名リスト」（日本爬虫両棲類学会 令和2年11月）に準拠しました。
 2. 選定基準は前掲表3.2-18（P.3-59、60）。

表 3.2-19(6) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等1）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	トンボ	イトトンボ	クロイトトンボ				要注
2			セスジイトトンボ				要注
3			キイトトンボ				EN
4			ベニイトトンボ			NT	CR
5			モートンイトトンボ			NT	EN
6		モノサシトンボ	モノサシトンボ				NT
7		アオイトトンボ	オツネントンボ				VU
8		カワトンボ	ハグロトンボ				要注
9		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
10			キイロサナエ			NT	CR
11			コサナエ				EN
12		ヤンマ	カトリヤンマ				NT
13			サラサヤンマ				EN
14		エゾトンボ	コヤマトンボ				NT
15			タカネトンボ				要注
16	トンボ	トンボ	コフキトンボ				要注
17			シオヤトンボ				要注
18			チョウトンボ				EN
19			ナツアカネ				要注
20			マユタテアカネ				要注
21			マイコアカネ				DD
22			ヒメアカネ				要注
23			ミヤマアカネ				NT
24			リスアカネ				要注
25	バッタ	クツワムシ	クツワムシ				要注
26		キリギリス	ヒガシキリギリス				要注
27	カメムシ	セミ	ハルゼミ				要注
28		アメンボ	オオアメンボ				NT
29		コオイムシ	コオイムシ			NT	EN
30			タガメ		国内	VU	EX
31	コウチュウ	ハンミョウ	ホソハンミョウ			VU	CR+EN
32		ゲンゴロウ	ゲンゴロウ			VU	EX
33		ガムシ	コガムシ			DD	NT
34			ガムシ			NT	CR

表 3.2-19(7) 文献その他の資料による動物の重要な種（昆虫類等2）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
35	コウチュウ	クワガタムシ	ミヤマクワガタ				要注
36		タムムシ	ウバタムムシ				NT
37		コメツキムシ	ウバタマコメツキ				NT
38		ホタル	ヘイケボタル				NT
39		カミキリムシ	ムネアカクロハナカミキリ				NT
40			マルクビケマダラカミキリ				NT
41			トラフカミキリ				要注
42			シロスジカミキリ				要注
43			ネジロカミキリ				NT
44		チョウ	ミノガ	オオミノガ			
45	セセリチョウ		ホソバセセリ				VU
46			ギンイチモンジセセリ			NT	NT
47			ミヤマチャバネセセリ				要注
48			オオチャバネセセリ				VU
49			シロチョウ	ヒメシロチョウ			EN
50	シジミチョウ		ミドリシジミ				NT
51			クロシジミ			EN	EX
52			シルビアシジミ			EN	CR
53	タテハチョウ		スミナガン本土亜種				要注
54		オオムラサキ			NT	NT	
55	ヤガ	コシロシタバ			NT		
計	5目	27科	55種	0種	1種	15種	54種

注：1. 種名及び配列は原則として、「日本産野生生物目録 無脊椎動物編Ⅱ」（環境庁 平成7年4月）に準拠しましたが、その後、和名や学名等が変更された種については、最新の文献や図鑑等に基づいて修正しました。

2. 選定基準は前掲表3.2-18 (P.3-59、60)。

表 3.2-19(8) 文献その他の資料による動物の重要な種（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④		
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU	EN		
2	コイ	コイ	コイ				DD		
-			ゲンゴロウブナ			(EN)* ¹			
3			キンブナ			VU	EN		
4			ハス			VU			
5			アブラハヤ					NT	
6			ウグイ					NT	
7			ゼゼラ			VU			
8			カマツカ					NT	
9			ニゴイ					VU	
-			スゴモロコ				(U)* ²		
10			ドジョウ	ドジョウ	ドジョウ			NT	
11					シマドジョウ				NT
12	フクドジョウ	ホトケドジョウ			EN	EN			
13	ナマズ	ナマズ	ナマズ				注目		
14	サケ	サケ	サクラマス（ヤマメ）			NT	CR		
15	ダツ	メダカ	ミナミメダカ			VU	CR		
16	カサゴ	カジカ	カジカ			NT	VU		
17	スズキ	ハゼ	ボウズハゼ				NT		
18			オオヨシノボリ				NT		
計	7目	8科	18種	0種	0種	9種	15種		

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和2年11月）に準拠しました。

2. 選定基準は前掲表3.2-18（P.3-59、60）。

※1：ゲンゴロウブナは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

※2：スゴモロコは琵琶湖水系固有種であり、移入種である可能性が高いことから、括弧を付けた表記とし、重要な種には計上しないこととしました。

表 3.2-19(9) 文献その他の資料による動物の重要な種（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	ヤマタニシ	サドヤマトガイ			NT	
2		エゾマメタニシ	イナバマメタニシ			VU	
3	汎有肺	ヒラマキガイ	ヒラマキミズマイマイ			DD	
4			ヒラマキガイモドキ			NT	
5			オカモノアラガイ	コウフオカモノアラガイ			VU
計	2目	4科	5種	0種	0種	5種	0種

注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和2年11月）に準拠しました。

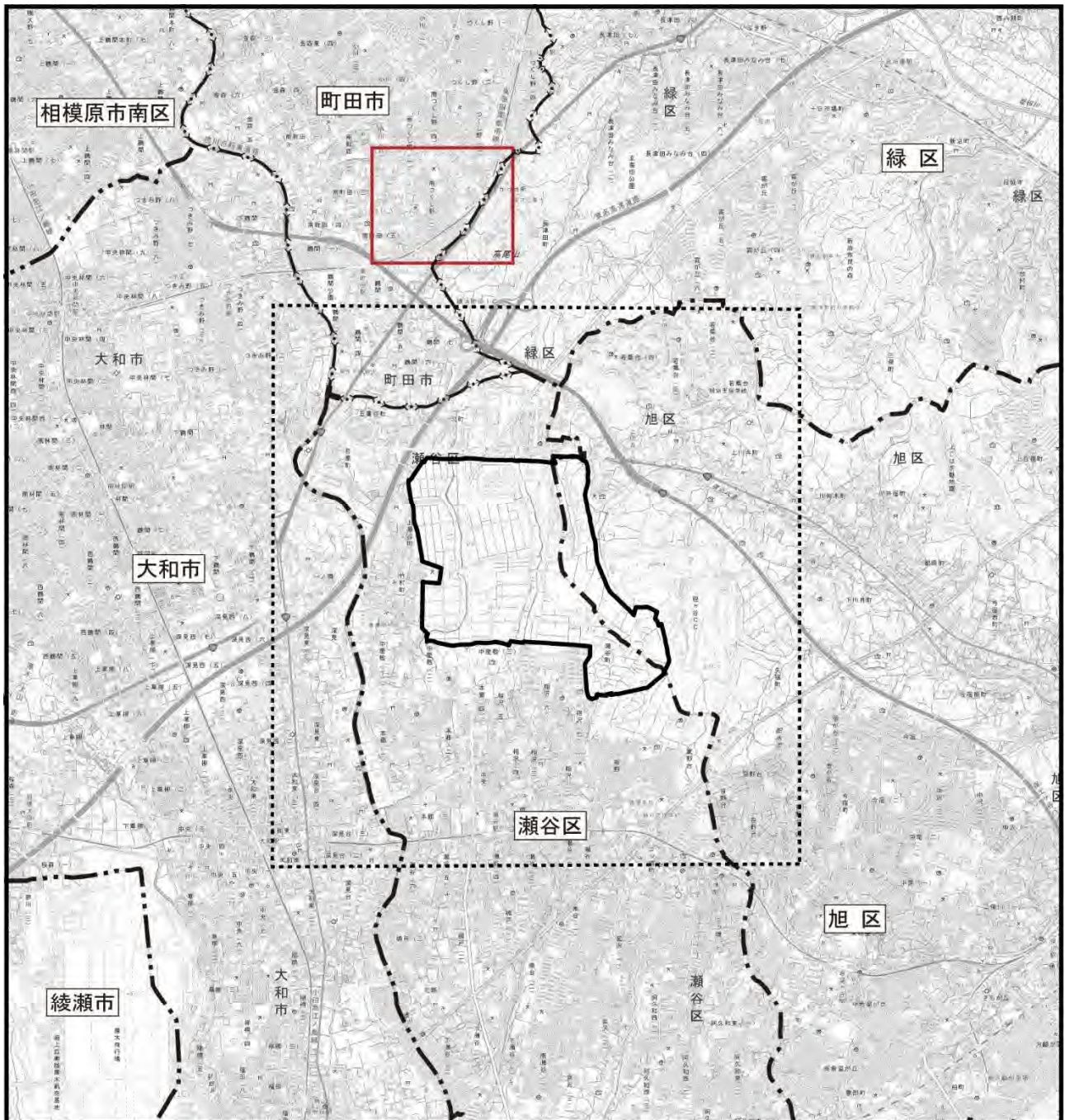
2. 選定基準は前掲表3.2-18（P.3-59、60）。

表 3.2-19(10) 文献その他の資料による動物の重要な種（底生動物）

No.	目名	科名	種名	選定基準			
				①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ			VU	
2			オオタニシ			NT	
3	汎有肺	モノアラガイ	コシダカヒメモノアラガイ			DD	
4	マルスダレガイ	シジミ	マシジミ			VU	
5	トンボ	カワトンボ	ハグロトンボ				要注
6		サナエトンボ	ヤマサナエ				要注
7	コウチュウ	ゲンゴロウ	ツブゲンゴロウ				EX
計	4目	6科	7種	0種	0種	4種	3種

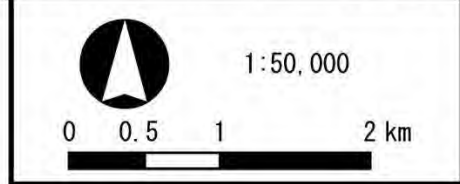
注：1. 種名及び配列は原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」（国土交通省 河川環境データベース 令和2年11月）に準拠しました。

2. 選定基準は前掲表 3.2-18 (P.3-59、60)。



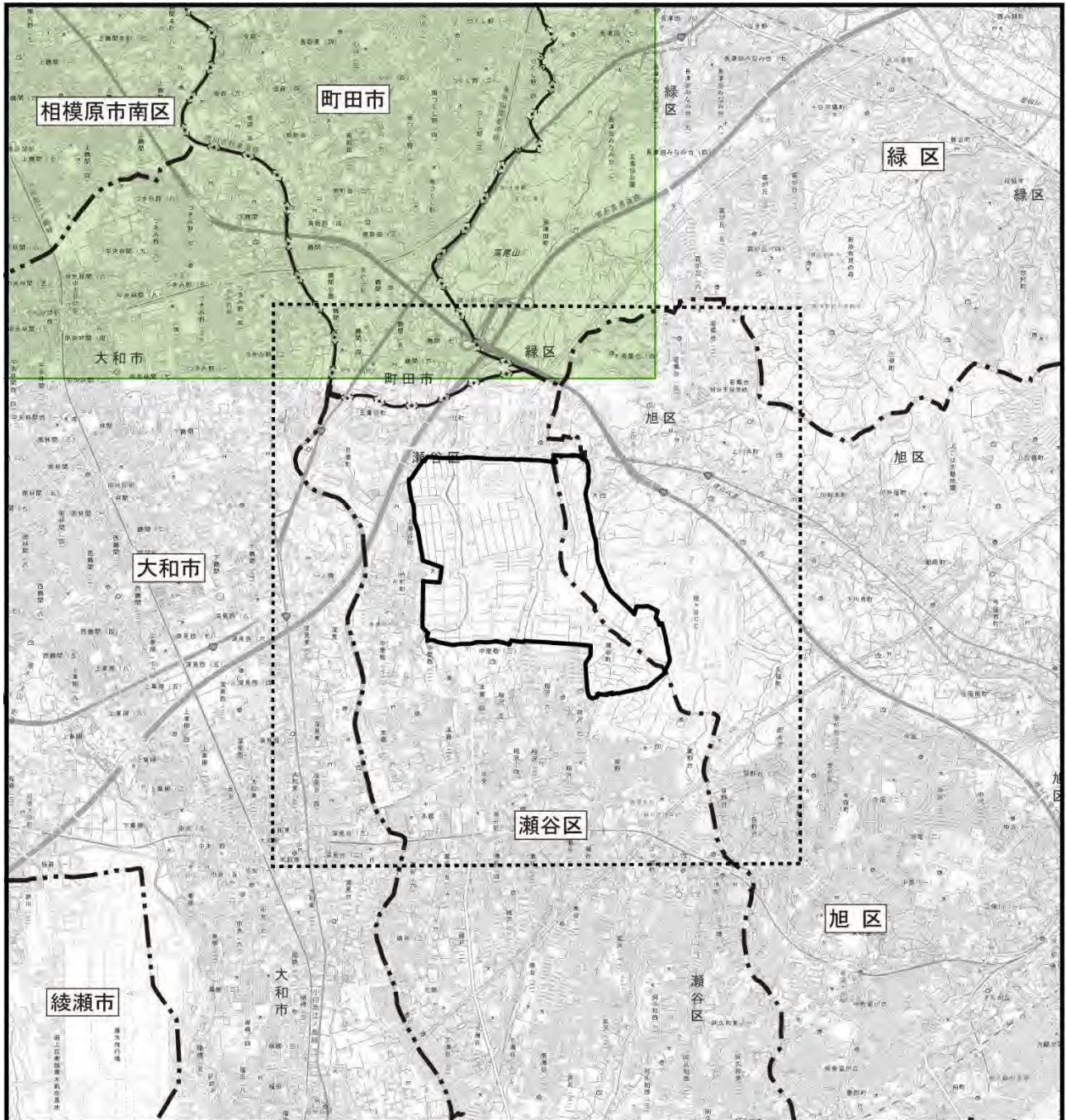
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界 市界 区界
- 調査区域
- コウモリ生息情報



資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-24 コウモリ洞の分布やコウモリ生息情報



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界 市界 区界
- 調査区域

イヌワシ生息分布

- (一時滞在)

注：クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地は、図に示す範囲では確認されませんでした。

資料：「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)

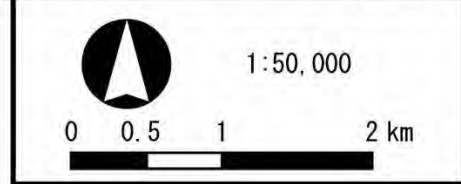
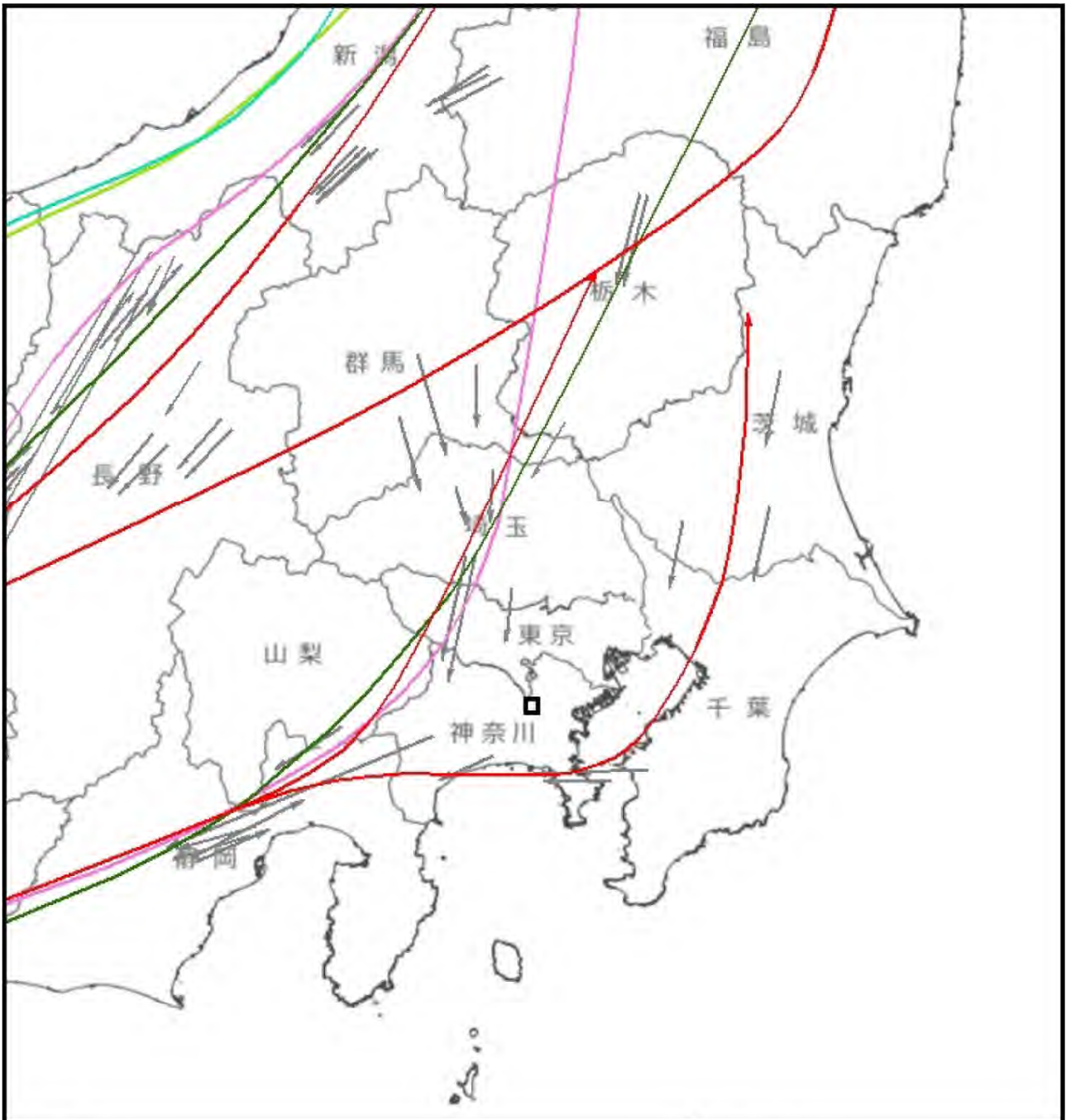


図 3. 2-25 イヌワシ生息分布

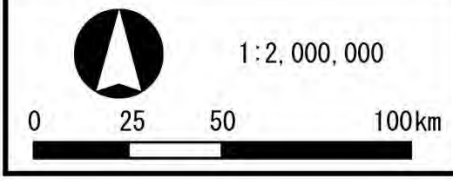


凡 例

調査区域

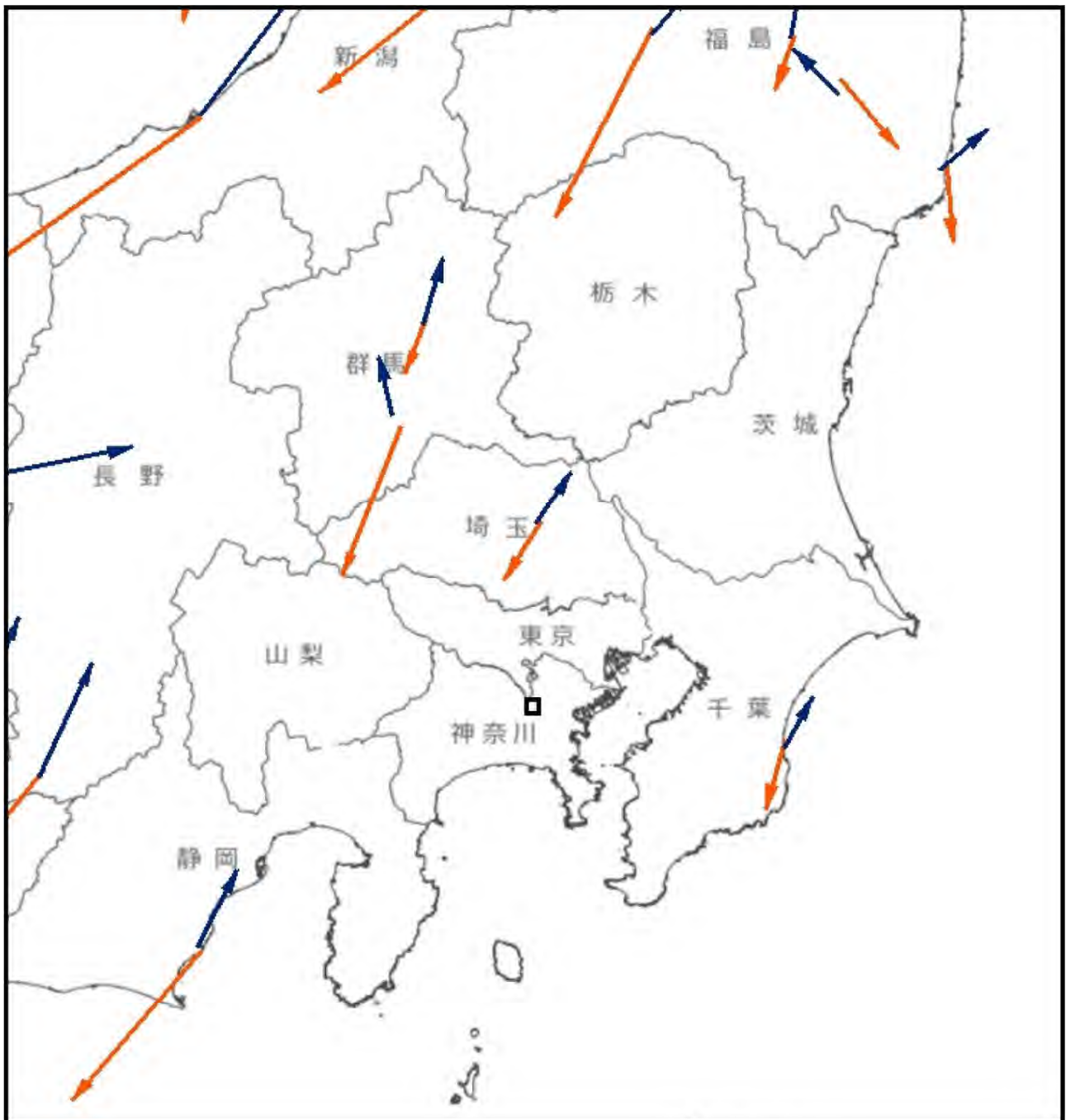
日中の渡りルート

- ハクチョウ類
- ガン類
- サシバ
- ノスリ
- ハチクマ
- その他猛禽類



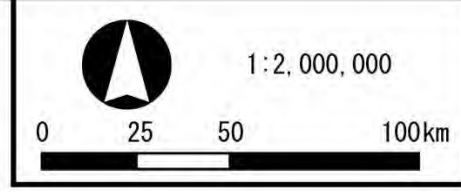
注：オオハクチョウ、コハクチョウ、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカの日中の渡りのルートは、図に示す範囲では確認されませんでした。
 資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和3年4月閲覧）

図3.2-26 センシティブリティマップにおける日中の渡りルート



凡 例

- 調査区域
- ➔ 夜間の渡りルート（春季）
- ➔ 夜間の渡りルート（秋季）



資料：「環境アセスメントデータベース（EADAS）」（環境省ホームページ 令和3年4月閲覧）

図3.2-27 センシティブティマップにおける夜間の渡りルート

③ 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、表 3.2-20 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。調査区域における動物の注目すべき生息地を表 3.2-21 及び図 3.2-28 に示します。調査区域には、「ホテル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）」が存在しており、対象事業実施区域には「ホテル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、対象事業実施区域全域が含まれています。これについては、「(3)生態系の状況 ③重要な自然環境のまとまりの場」(P.3-93、94)にて記述します。

表 3.2-20 (1) 注目すべき生息地の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	
①	「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ 令和3年4月閲覧)ほか各自治体ホームページ
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)及び「絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)に基づく生息地等保護区	生息：生息地等保護区	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)
③	「自然環境保全法」(昭和47年6月法律第85号)	原生：原生自然環境保全地域 自然：自然環境保全地域	「自然環境保全地域」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)
④	「神奈川県自然環境等保全条例」(昭和47年10月神奈川県条例第52号)	県自然：神奈川県自然環境保全地域	「神奈川県自然環境保全地域の指定状況」(神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧)
⑤	「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12年12月東京都条例216号)	都自然：東京都自然環境保全地域	「保全地域の指定状況一覧」(東京都環境局ホームページ 令和3年4月閲覧)
⑥	「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月条約第7号)	自遺：自然遺産	「日本の世界自然遺産」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)

表 3. 2-20 (2) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑦	「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(ラムサール条約)(昭和55年9月条約第28号)	<p>基準1: 特定の生物地理区を代表するタイプの湿地、又は希少なタイプの湿地</p> <p>基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地</p> <p>基準3: 生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地</p> <p>基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地</p> <p>基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地</p> <p>基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群で、個体数の1%以上を定期的に支えている湿地</p> <p>基準7: 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割合を支えている湿地。また湿地というものの価値を代表するような、魚類の生活史の諸段階や、種間相互作用、個体群を支え、それによって世界の生物多様性に貢献するような湿地</p> <p>基準8: 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場として重要な湿地。あるいは湿地内外における漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地</p> <p>基準9: 湿地に依存する鳥類に分類されない動物の種及び亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている湿地</p>
⑧	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)	<p>都道府県指定鳥獣保護区</p> <p>国指定鳥獣保護区</p> <p>特: 特別保護地区</p> <p>特指: 特別保護指定区域</p>
⑨	「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 平成28年4月)	<p>「令和2年度神奈川県鳥獣保護区等位置図」(神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧)及び「令和2年度東京都鳥獣保護区等位置図」(東京都ホームページ 令和3年4月閲覧)</p> <p>基準1: 湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地として典型的または相当の規模の面積を有している場合</p> <p>基準2: 希少種、固有種等が生育・生息している場合</p> <p>基準3: 多様な生物相を有している場合</p> <p>基準4: 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合</p> <p>基準5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合</p>

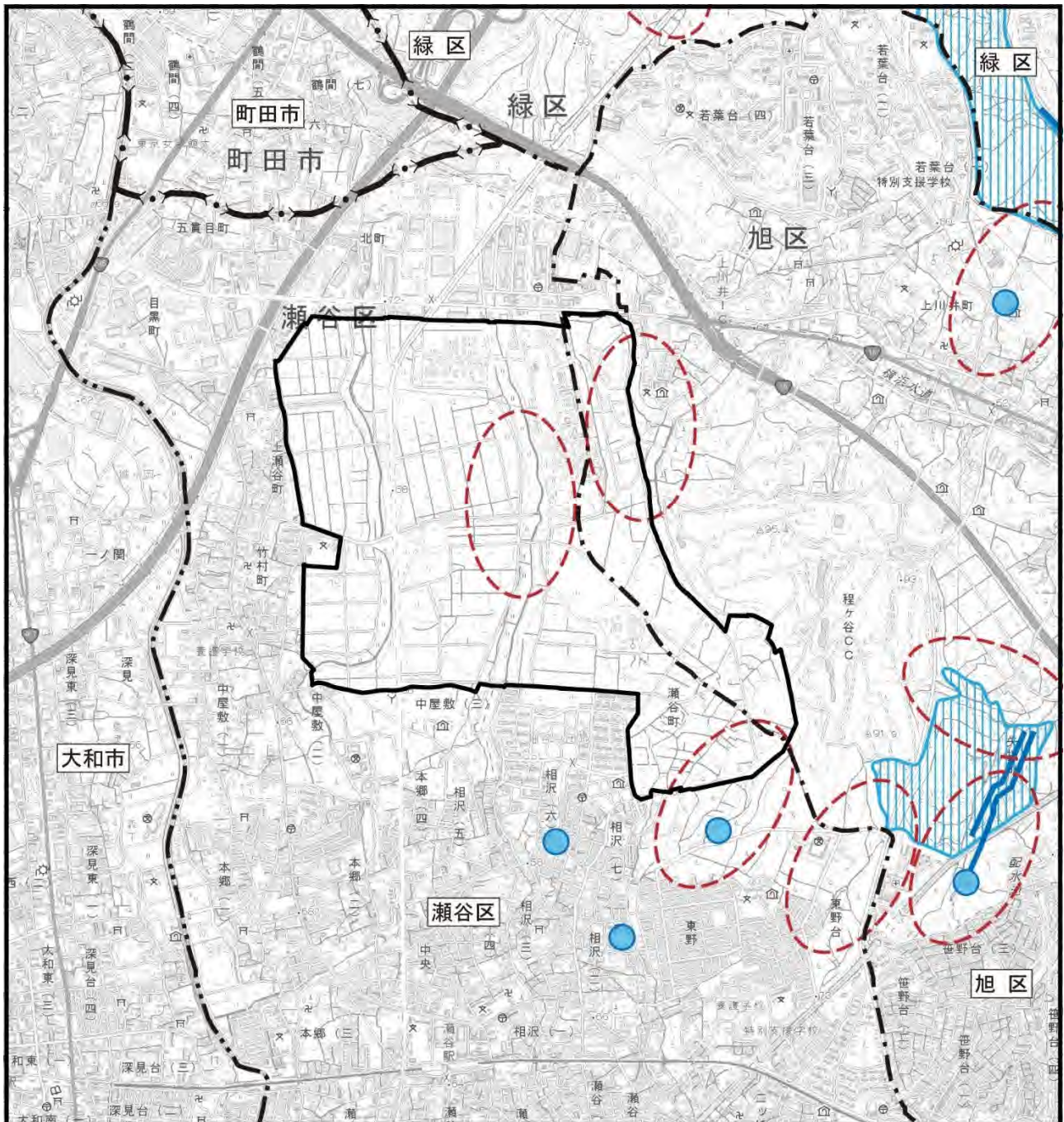
表 3. 2-20 (3) 注目すべき生息地の選定基準

選定基準		文献その他の資料
⑩	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会ホームページ 令和3年4月閲覧)	<p>A1 : 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地</p> <p>A2 : 生息地域限定種 (Restricted-range species) が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地</p> <p>A3 : ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム*に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地</p> <p>※バイオーム : それぞれの環境に生きている生物全体</p> <p>A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iii : 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</p> <p>A4 iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</p>
⑪	「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (RBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和3年4月閲覧)	<p>危機性 : IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する</p> <p>非代替性 : a) 限られた範囲にのみ分布している種 (RR) b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種、c) 世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d) 世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e) バイオリージョンに限定される種群</p>
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)	<p>「Key Biodiversity Area 生物多様性の保全の鍵になる重要な地域」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンホームページ 令和3年4月閲覧)</p> <p>「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)</p>

表 3. 2-21 動物の注目すべき生息地

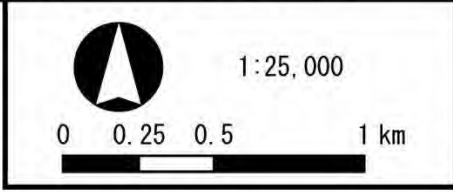
選定基準		区分
⑫	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」	ホタル生息確認地域
		トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)

資料: 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- ホタル生息確認地域
- トンボ池等主なエコアップスポット
(点のビオトープ)



資料：「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）

図3.2-28 動物の注目すべき生息地

(2) 植物の生育及び植生の状況

植物相及び植生状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。

文献その他の資料による調査範囲は、表 3. 2-22 のとおりです。

表 3. 2-22 文献その他の資料による調査範囲（植物）

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史 8（上）別編自然」（大和市 平成 8 年 9 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物（第 14 報・河川編）」（横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月）	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」（大和市教育委員会 平成 3 年 3 月）	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。

① 植物相の概要

調査区域及びその周辺の植物相の概要を、表 3. 2-23 のとおり整理しました。維管束植物（シダ植物及び種子植物）953 種が確認されています。

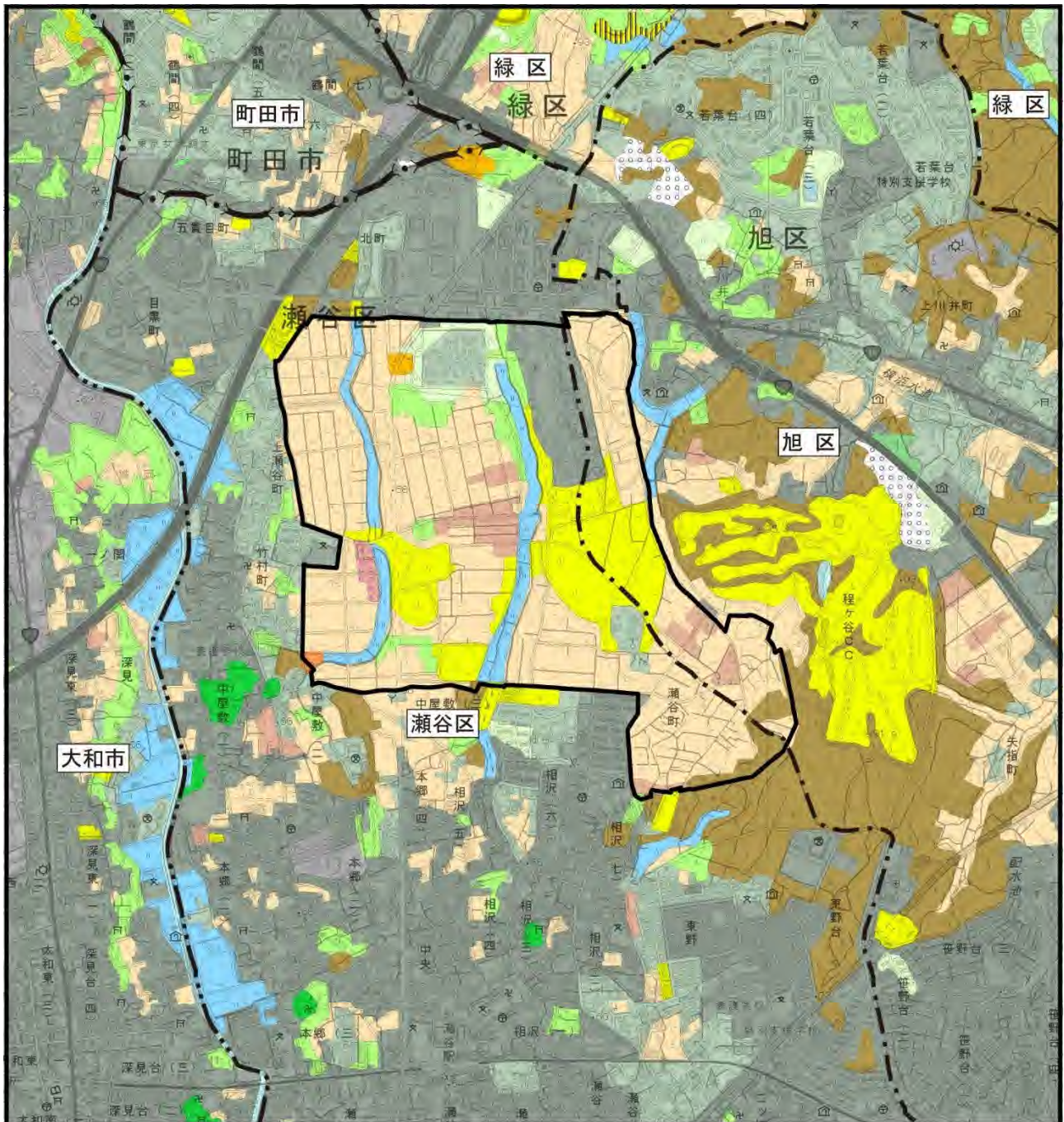
表 3. 2-23 文献により確認された植物

分類	主な確認種
シダ植物	クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等 (80 種)
種子植物	裸子植物 イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ (10 種)
	被子植物 双子葉植物 離弁花類 オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカン、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギンギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエデ、ムクロジ、アワブキ、ホウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマツヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等 (410 種)
	合弁花類 ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオバコ、スイカズラ、レンプクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタビラコ等 (225 種)
	単子葉植物 ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスゲ、ビロードスゲ、ヒメクグ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミョウガ、エビネ、ギンラン等 (228 種)
合計	953 種

② 植生の概要

調査区域における現存植生図は図3. 2-29に、潜在自然植生図は図3. 2-30に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、他にクヌギ・コナラ群落、低木群落、水田雑草群落、果樹園等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群落・ケヤキ亜群落、シラカシ群落・典型亜群落及びハンノキ群落が成立するとされています。



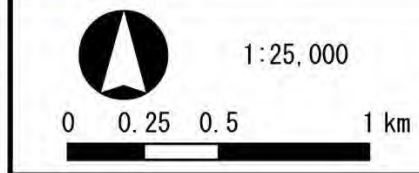
凡例

対象事業実施区域 ◀・▶ 都県界 - - - 市界 - - - - 区界

- シラカシ群集
- シラカシ屋敷林
- コナラ群落 (VII)
- クヌギ・コナラ群集
- 低木群落
- チガヤーススキ群落
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林

- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 常緑果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 市街地

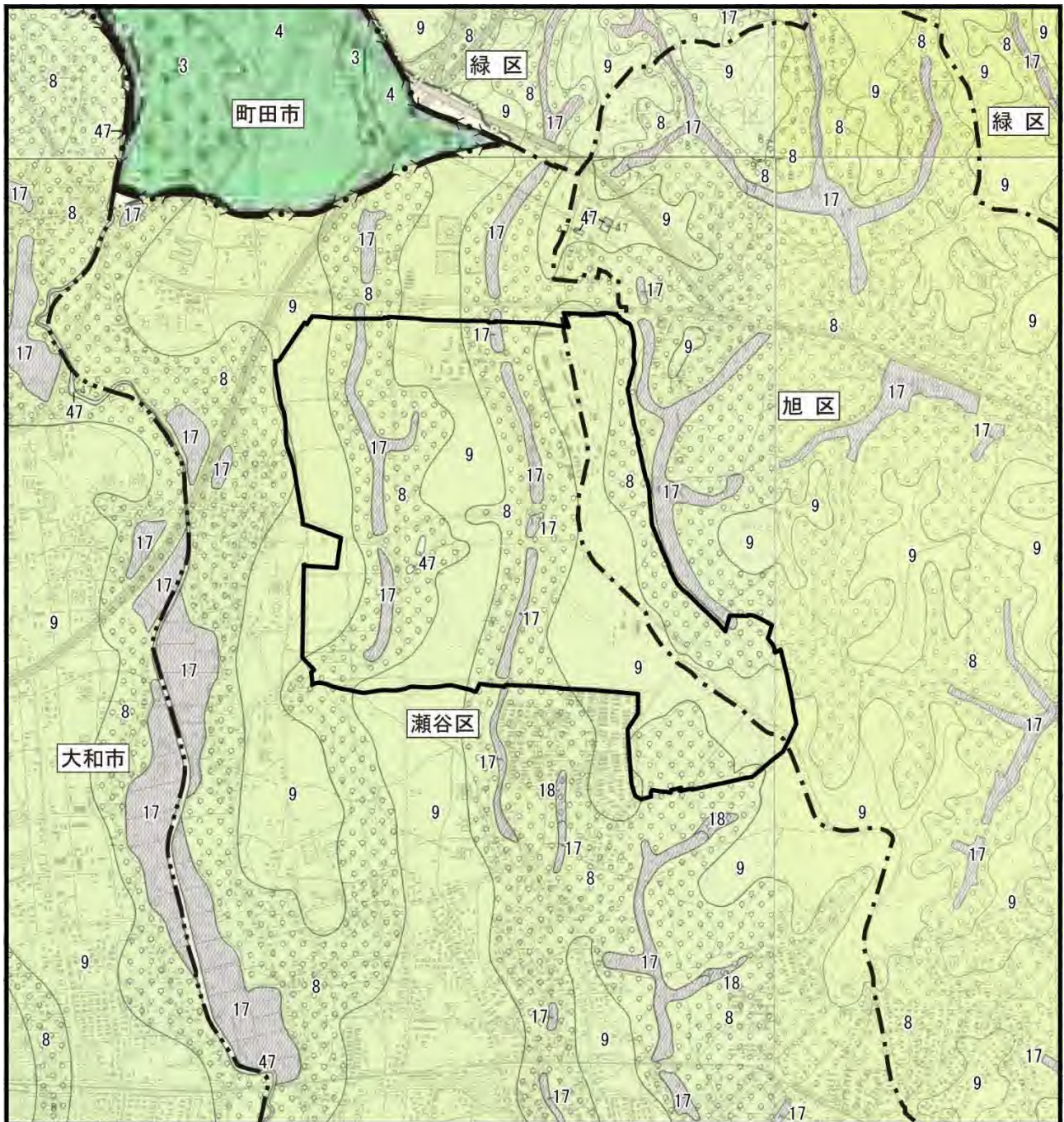
- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域



資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」

(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧)

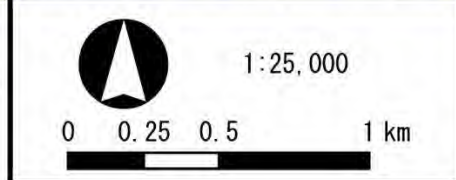
図 3.2-29 現存植生図



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界

- | | |
|--|--|
| <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #d9ead3; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> シラカシ群集・ケヤキ亜群集 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #cfe2f3; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> シラカシ群集・典型亜群集 </div> </div> | <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #f4cccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> ハンノキ群落 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #f4cccc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> クヌギ-ハンノキ群落 </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: #fff2cc; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> 開放水域 </div> </div> |
|--|--|



資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県教育委員会 昭和 50 年 3 月）
 「東京都潜在自然植生図」（東京都環境局ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.2-30 潜在自然植生図

③ 植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な群落の選定基準は、表 3.2-24 のとおりです。

表 3.2-24 (1) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
①	「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「神奈川県文化財保護条例」(昭和30年4月神奈川県条例第13号)、「東京都文化財保護条例」(昭和51年3月東京都条例第25号)、「横浜市文化財保護条例」(昭和62年12月横浜市条例53号)、「大和市文化財保護条例」(昭和38年10月大和市条例第25号)及び「町田市文化財保護条例」(昭和52年4月町田市条例第30号)に基づく天然記念物	国特：特別天然記念物 天然：天然記念物 県天：神奈川県天然記念物 都天：東京都天然記念物 横浜天：横浜市天然記念物 大和天：大和市天然記念物 町田天：町田市天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁ホームページ令和3年4月閲覧)ほか各自治体ホームページ	○	○
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月法律第75号)に基づく国内希少野生動植物等	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年2月政令第17号)	○	
③	「環境省レッドリスト2020」(環境省令和2年3月)の掲載種	EX：絶滅…我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW：野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN：現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの CR：絶滅危惧IA類…ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの EN：絶滅危惧IB類…IA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの VU：絶滅危惧II類…絶滅の危険が増大している種 NT：準絶滅危惧…現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種 DD：情報不足…評価するだけの情報が不足している種 LP：絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省レッドリスト2020の公表について」(環境省ホームページ令和3年4月閲覧)	○	

表 3.2-24 (2) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

	選定基準	文献その他の資料	重要な種	重要な群落
④ 「神奈川県レッドリスト(植物編) 2020」(神奈川県ホームページ 令和2年10月)	<p>EX: 絶滅…すでに絶滅したと考えられる種</p> <p>EW: 野生絶滅…飼育・栽培下でのみ存続している種</p> <p>CR+EN: 絶滅危惧 I 類…絶滅の危機に瀕している種</p> <p>CR: 絶滅危惧 IA 類…ごく近い将来における絶滅の危険性が極めて高い種</p> <p>EN: 絶滅危惧 IB 類…IA 類ほどではないが、近い将来における絶滅の危険性が高い種</p> <p>VU: 絶滅危惧 II 類…絶滅の危険が増大している種</p> <p>NT: 準絶滅危惧…現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種</p> <p>減少: 減少種…かつては県内に広く分布していたと考えられる種のうち、生息地あるいは生息個体数が著しく減少している種</p> <p>希少: 希少種…生息地が狭域であるなど生息環境が脆弱な種のうち、現在は個体数をとくに減少させていないが、生息地での環境悪化によっては絶滅が危惧される種</p> <p>要注: 要注意種…前回、減少種または希少種と判定され、かつては広く分布していたのに、生息地または生息個体数が明らかに減少傾向にある種</p> <p>注目: 注目種…生息環境が特殊なものうち、県内における衰退はめだたないが、環境悪化が生じた際には絶滅が危惧される種</p> <p>DD: 情報不足…評価するだけの情報が不足している種</p> <p>不明: 不明種…過去に不確実な記録だけが残されている種</p> <p>LP: 絶滅のおそれのある地域個体群…地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高い個体群</p>	「神奈川県レッドリスト(植物編) 2020」(神奈川県ホームページ 令和2年10月)	○	
⑤ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)に記載された植物群落(群落複合)	群落複合: モザイク状に成立していたり、成帯構造をもつなど、隣接した植物群落をまとめてとらえることが相応しいと考えられる群落	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	○	○
⑥ 「横浜の植物」(横浜植物会 平成15年7月)	<p>Ex-A: 絶滅種 (Ex) のうち、分布域・分布量が限られた種</p> <p>Ex-B: 絶滅種 (Ex) のうち、横浜市全域にみられた種</p> <p>En-A: 絶滅寸前 (En) のうち、分布域・分布量が限られた種</p> <p>En-B: 絶滅寸前 (En) のうち、横浜市全域にみられた種</p> <p>V-A: 危急種 (V) のうち、分布域・分布量が限られた種</p> <p>V-B: 危急種 (V) のうち、横浜市全域にみられた種</p> <p>R: 準絶滅危惧種</p>	「横浜の植物」(横浜植物会 平成15年7月)	○	

表 3.2-24(3) 植物の重要な種及び重要な群落の選定基準

選定基準		文献その他の資料	重要な種	重要な群落	
⑦	「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)に掲載された特定植物群落	A: 原生林もしくはそれに近い自然林 B: 国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C: 比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D: 砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E: 郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F: 過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であつても、長期にわたって伐採等の手が入っていないもの G: 乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H: その他、学術上重要な植物群落または個体群	「第2回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和56年度)、第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和63年度)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成12年3月)		○
⑧	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)に掲載の植物群落	4: 緊急に対策必要 3: 対策必要 2: 破壊の危惧 1: 要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成8年4月)		○
⑨	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年)の1/50,000植生図に示される自然度10及び9の群落	植生自然度10: 自然草原(高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区) 植生自然度9: 自然林(エゾマツトドマツ群集、ブナ群落等、自然植生のうち低木林、高木林の植物社会を形成する地区)	「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 平成28年3月)		○

ア. 重要な種

植物の重要な種は、「① 植物相の概要」の文献その他の資料で確認された種について、選定基準に基づき学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は表 3. 2-25 のとおり 56 科 131 種が確認されています。

表 3. 2-25 (1) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑥
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	VU	V-B
2		ハナヤスリ	ナツノハナワラビ					V-B
3			コヒロハハナヤスリ				NT	V-B
4		キジノオシダ	オオキジノオ				NT	En-A
5			キジノオシダ				NT	En-A
6		ミズワラビ	ミズワラビ					En-A
7		オシダ	メヤブソテツ					En-A
8			ナチクジャク				CR	Ex-A
9			サクライカグマ					En-A
10			エンシュウベニシダ					V-A
11			イヌイワイタチシダ					NT
12		メシダ	ムクゲシケシダ				VU	En-A
13		ウラボシ	マメヅタ					V-B
14		サンショウモ	サンショウモ			VU	CR	En-B
15	裸子植物	マツ	モミ					V-A
16	被子植物	ヤナギ	ヤマナラシ					V-B
17	双子葉植物	イラクサ	ナガバヤブマオ					En-A
18			ムカゴイラクサ					V-B
19			カテンソウ					V-B
20			イラクサ					V-B
21	ヤドリギ	マツグミ				NT		
22	タデ	サクラタデ					V-B	
23	ナデシコ	ワダソウ				EN	En-A	
24	ヒユ	ヤナギイノコヅチ				NT	Ex-A	
25	フサザクラ	フサザクラ					R	
26	キンポウゲ	イチリンソウ						En-B
27		アズマイチゲ				NT	En-A	
28		オキナグサ			VU	EN	Ex-A	
29		ウマノアシガタ					V-B	
30	メギ	イカリソウ					En-B	
31	ツツラフジ	ツツラフジ					R	
32	ドクダミ	ハンゲショウ					V-B	
33	ケシ	ヤマエンゴサク				NT	En-A	
34		ヤマブキソウ				VU		
35	アブラナ	マルバコンロンソウ					En-A	
36	ユキノシタ	ノリウツギ					Ex-A	
37		タコノアシ			NT		V-B	
38	バラ	ヒロハノカワラサイコ			VU	VU	En-A	
39		マメザクラ					En-A	
40		ヤブザクラ			EN	EN	En-A	
41	マメ	ホドイモ					V-B	
42		レンリソウ				EN	Ex-A	
43		イヌハギ			VU	VU	Ex-A	
44		マキエハギ					V-B	

表 3. 2-25 (2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	⑤
45	被子植物	フウロソウ	タチフウロ				EN	En-A
46	双子葉植物	アワブキ	アワブキ					V-B
47	離弁花植物	ツリフネソウ	キツリフネ					V-B
48		クロウメモドキ	クロツバラ				CR	En-A
49		ブドウ	サンカクヅル					En-B
50		スマレ	ヒカゲスマレ				NT	En-A
51		ミソハギ	ミズマツバ			VU	NT	En-B
52		アカバナ	ウスゲチヨウジタデ			NT		
53		アリノトウグサ	アリノトウグサ					En-A
54		セリ	アシタバ					En-A
55			ホタルサイコ				CR	Ex-A
56			セントウソウ					V-B
57			セリモドキ				CR	En-A
58	被子植物	イチヤクソウ	シヤクジョウソウ				NT	En-A
59	双子葉植物		ギンリョウソウ					V-B
60	合弁花植物		イチヤクソウ					V-B
61		ツツジ	ヤマツツジ					V-B
62			ナツハゼ				NT	En-A
63		サクラソウ	ノジトラノオ			VU	CR	En-A
64		リンドウ	リンドウ					V-B
65		ガガイモ	スズサイコ			NT	VU	En-A
66		アカネ	キヌタソウ					V-A
67			ヤブムグラ			VU	VU	V-B
68			ホソバノヨツバムグラ				VU	Ex-A
69		ムラサキ	ヤマルリソウ					En-B
70			ルリソウ				CR	En-B
71		シソ	カイジンドウ			VU	EX	Ex-A
72			ジュウニヒトエ					V-B
73			ツルカコソウ			VU	CR	Ex-A
74			キセワタ			VU	CR	Ex-A
75			ミゾコウジュ			NT		V-B
76			ヒメナミキ				VU	Ex-A
77		ナス	イガホオズキ					En-A
78		ゴマノハグサ	シソクサ				VU	En-A
79			ヒメトラノオ				CR	Ex-A
80			ゴマノハグサ			VU	EN	Ex-A
81		レンプクソウ	レンプクソウ					Ex-A
82		オミナエシ	オミナエシ					En-B
83		キキョウ	ソバナ					En-A
84			キキョウ			VU	EN	Ex-A
85		キク	ノブキ					Ex-A
86			カワラハハコ				VU	
87			ヒメシオン				EN	Ex-A
88			サワシロギク				EN	Ex-A
89			タウコギ					En-B
90			モミジガサ					V-B
91			コヤブタバコ					V-B
92			タカアザミ				EN	En-A
93			サワヒヨドリ				EN	V-B

表 3. 2-25 (3) 文献その他の資料による植物の重要な種

No.	分類	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	
94		キク	アキノハハコグサ			EN	CR	En-A	
95			カセンソウ				VU	En-A	
96			ノニガナ				NT	En-A	
97			センボンヤリ					V-B	
98	被子植物	オモダカ	トウゴクヘラオモダカ			VU	CR	En-B	
99	単子葉植物	ヒルムシロ	ササバモ				NT	En-A	
100			アイノコイトモ					En-B	
101			ヤナギモ					En-B	
102			リュウノヒゲモ			NT	VU	En-A	
103			カワツルモ			NT	EX	Ex-A	
104			ユリ	コバギボウシ					En-B
105				ヤマアマドコロ				NT	
106		ユキザサ					NT	Ex-A	
107		アヤメ	アマナ				NT	En-B	
108			ヒオウギ				VU		
109			ノハナショウブ				EN	Ex-A	
110			アヤメ				EX		
111			イネ	ハネガヤ				EN	En-A
112				ミズタカモジグサ					En-B
113				ヤマアワ					V-B
114		ミノボロ					CR	En-A	
115		キダチノネズミガヤ					VU	En-A	
116		ヤマミズイチゴツナギ						V-A	
117		イヌアワ						V-B	
118		カヤツリグサ	エナシヒゴクサ					En-A	
119			マツバスゲ				VU	En-B	
120			ビロードスゲ					En-A	
121			ヌカスゲ					V-A	
122			センダイスゲ				VU	En-A	
123			タガネソウ					V-B	
124			ハリイ				VU		
125			クログワイ					V-B	
126	クロテンツキ						V-B		
127	コマツカサススキ					EN	En-A		
128	ラン	エビネ			NT	NT	V-B		
129		キンラン			VU	NT			
130		サガミラン				NT			
131		クマガイソウ			VU	VU	En-B		
計		—	56 科	131 種	0 種	0 種	25 種	69 種	120 種

注：1. 種名及び配列は原則として、「植物目録」（環境庁 昭和63年1月）に準拠しました。

2. 選定基準は前掲表3.2-24 (P.3-79~81)。

イ. 重要な群落等

植物の重要な群落等としては、前掲表 3.2-24 (P. 3-79~81) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から、天然記念物に指定されている樹木並びに重要な植物群落を選定し、それぞれ、表 3.2-26、表 3.2-27 及び図 3.2-31 に示しました。

なお、前掲表 3.2-24 (P. 3-79~81) に示す「⑤「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月)に掲載された特定植物群落」及び「⑧「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月)に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

調査区域には、表 3.2-26 のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ(なんじゃもんじゃの木)があります。

重要な群落として、植生自然度 10 及び 9 に該当する植生についても抽出しました。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.2-27 のとおりです。

調査区域には、植生自然度 10 に該当する植生はなく、植生自然度 9 に該当する植生として、シラカシ群集が確認されています。

対象事業実施区域内には、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

表 3.2-26 天然記念物

選定基準	名称	区分
①天然記念物	日枝社のケヤキ	横浜天
	ハルニレ(なんじゃもんじゃの木)	大和天

注：選定基準は前掲表 3.2-24 (P. 3-79~81)。

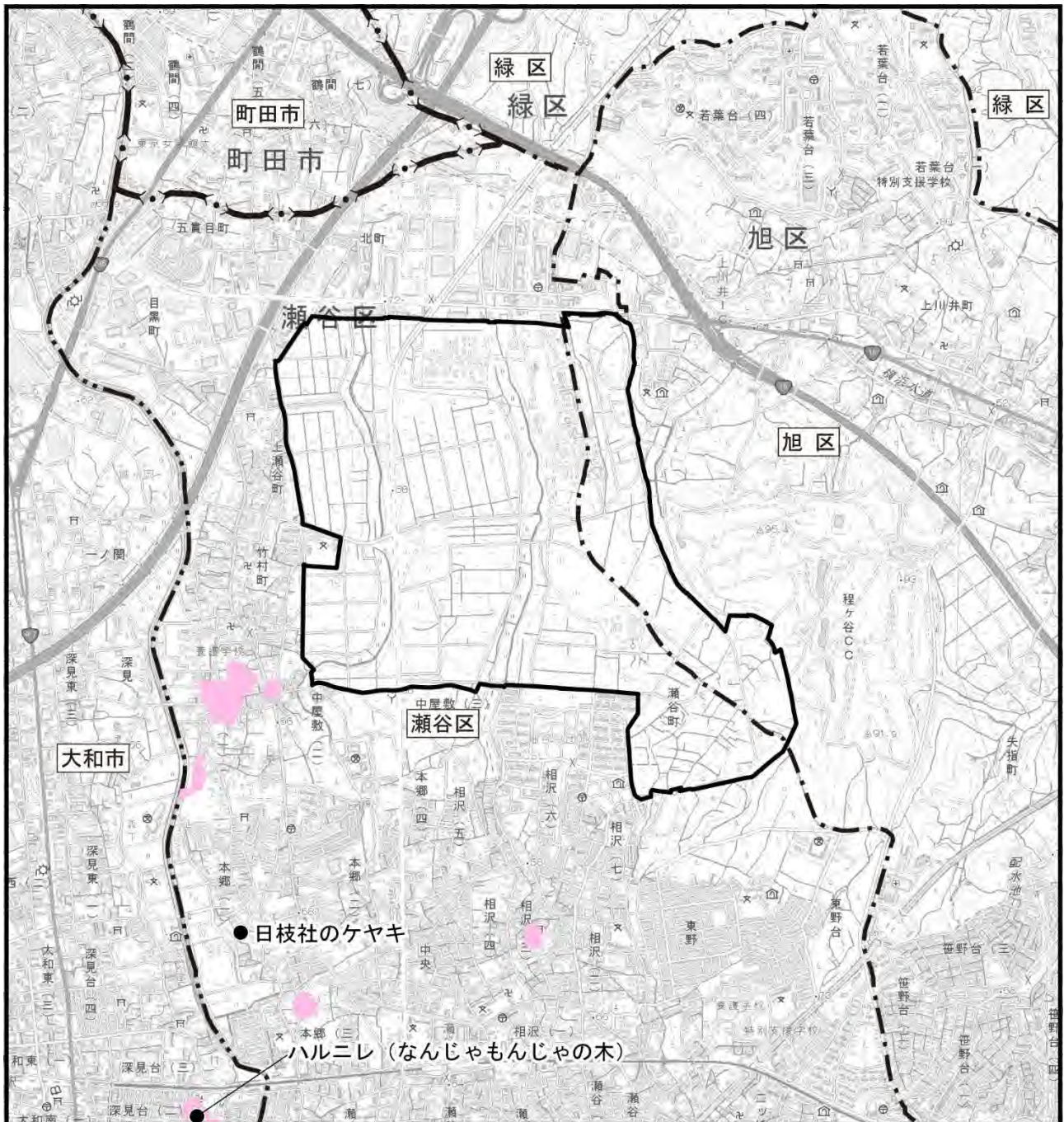
資料：「横浜市行政地図情報提供システム(文化財ハマ Site)」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
「大和市の指定文化財一覧」(大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

表 3.2-27 重要な植物群落

選定基準	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例
⑨植生自然度 9 の自然林	ヤブツバキクラス域自然植生	シラカシ群集

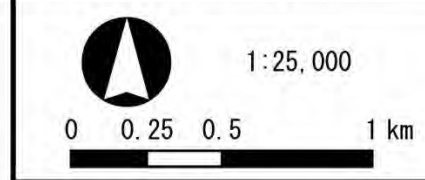
注：選定基準は前掲表 3.2-24 (P. 3-79~81)。

資料：「第 6 回~第 7 回自然環境保全基礎調査」(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 天然記念物
- 自然植生
植生自然度9



資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.2-31 重要な植物群落の分布位置図

ウ. 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木の状況は表 3.2-28 に、分布図は図 3.2-32 に示すとおりです。

調査区域には、「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧)により選定された「巨樹・巨木林」が1本、一般社団法人日本樹木医会 神奈川県支部により選定された「名木」が2本、横浜市の名木古木保存事業における「名木古木」(情報公開されている樹木に限る。)が13本指定されています。

表 3.2-28 巨樹・巨木林及び名木古木等

【巨樹・巨木 (環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査)】

行政区分	No.	樹種	推定年齢 (年)	樹幹 (cm)	樹高 (m)	枝張 (m)	株立 (本)
瀬谷区	1	ケヤキ	—	540	35	—	—

【名木 (かながわの名木100選)】

行政区分	No.	名称	推定年齢 (年)	幹周 (cm)	樹高 (m)	枝下高 (m)
瀬谷区	2	日枝神社のケヤキ	320	628	37.7	11.5
大和市	3	深見神社のハルニレ	420	431	33.0	13.5

【名木古木 (横浜市指定)】

行政区分	No.	所在地	樹種	樹齢 (年)	樹高 (m)	目通周 (m)
瀬谷区	4	本郷三丁目 36-6	カヤ	460	19.5	3.5
	5	本郷三丁目 36-6	タラヨウ	360	15	1.6
	6	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	290	20	3.1
	7	相沢三丁目 24-1	ケヤキ	290	20	4.2
	8	中屋敷一丁目 6-2	ケヤキ	224	17	3.7
	9	中屋敷一丁目 3-2	ケヤキ	220	18	3.9
	10	竹村町 1-14	イチョウ	140	12	3.4
	11	竹村町 1-14	タブノキ	300	20	4.3
旭区	12	竹村町 1-14	シダレザクラ	70	10	1.66
	13	上川井町 112	イヌシデ	290	18	1.9
	14	上川井町 112	イヌシデ	340	18	1.5, 1.7
	15	上川井町 112	ヤブツバキ	240	8~9	1.0~1.2
	16	上川井 147-1	カヤ	300	13	3.47

注：1. 表中のNo. は図3.2-32に対応しています。

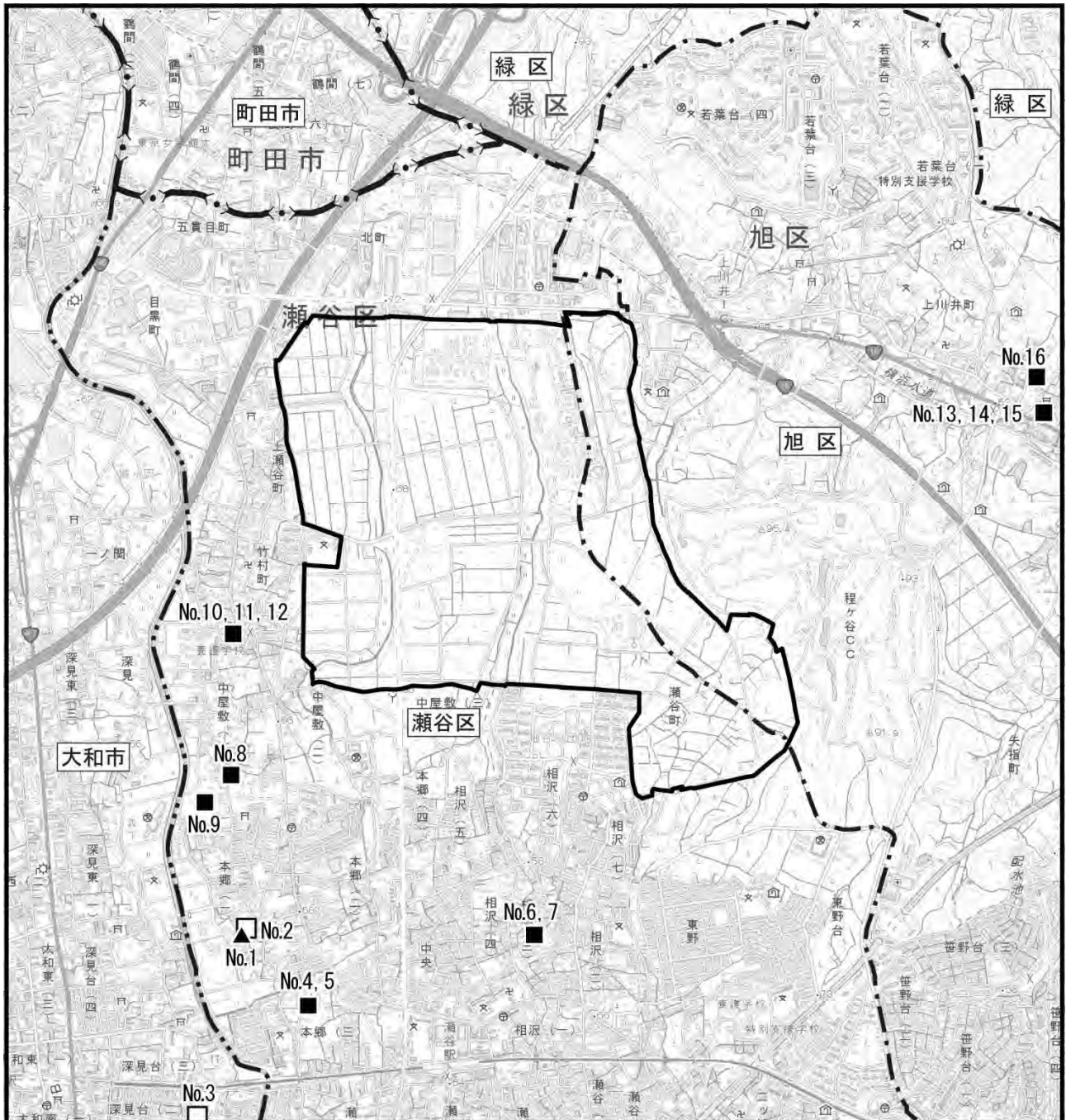
2. 巨樹・巨木林については、「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧)に記録のあるものとししました。

3. 町田市では、「町田市保護樹木」が指定されていますが、調査区域内には存在していません。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査」(環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧)
「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」(一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和3年4月閲覧)

「名木古木指定樹木一覧」(横浜市環境創造局 平成31年3月13日)

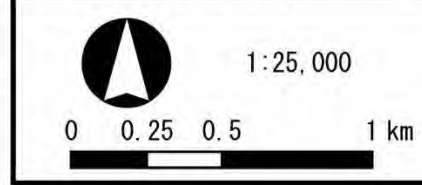
町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング (令和3年4月実施)



凡例

- 対象事業実施区域

 都県界
 市界
 区界
- 巨樹・巨木林（環境省実施 第6回巨樹・巨木林調査）
- 名木（かながわの名木100選）
- 名木古木（横浜市指定）



注：図中の番号は表 3.2-28 に示す No. と対応しています。

資料：「第6回自然環境保全基礎調査」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧）
 「かながわの名木100選 樹木所在地一覧表」

（一般社団法人 日本樹木医会 神奈川県支部ホームページ 令和3年4月閲覧）

「名木古木指定樹木一覧」（横浜市環境創造局 平成31年3月13日）

町田市都市づくり部公園緑地課へのヒアリング（令和3年4月実施）

図 3.2-32 巨樹・巨木林及び名木古木等分布図

(3) 生態系の状況

① 環境類型区分

調査区域における環境類型区分の概要は表 3.2-29、その分布状況は図 3.2-33 に示すとおりです。

調査区域の植生は、樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、草地（代償植生）、植林地・耕作地植生、市街地等、水域の6つの環境類型区分に分類されます。

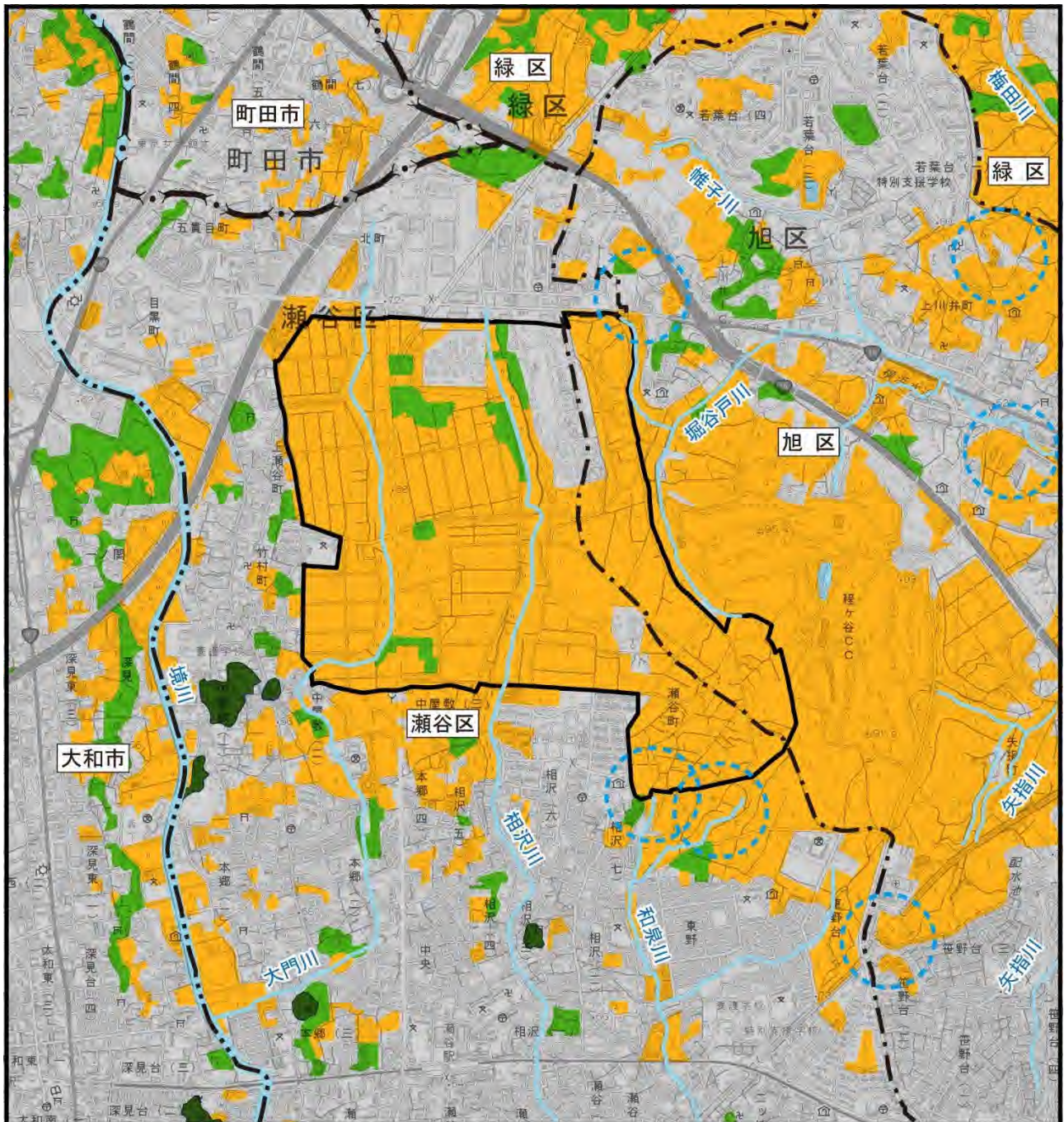
対象事業実施区域の環境類型区分は主に植林地・耕作地植生となっています。

また、調査区域及び対象事業実施区域には、水域として河川及び湧水が存在します。

表 3.2-29 環境類型区分の概要

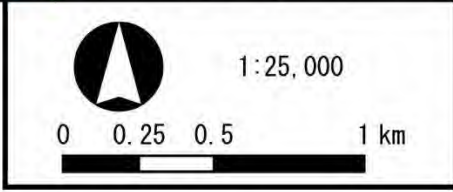
類型区分	主な地形	植生区分等
樹林（自然植生）	段丘	シラカシ群集
樹林（代償植生）	山地、段丘、低地	クヌギ・コナラ群集、低木群落、コナラ群落（VII）、シラカシ屋敷林
草地（代償植生）	山地	チガヤーススキ群落
植林地・耕作地植生	山地、段丘、低地	スギ・ヒノキ・サワラ植林、路傍・空地雑草群落、畑雑草群落、果樹園、牧草地、ゴルフ場・芝地、竹林、常緑果樹園、水田雑草群落
市街地等	段丘、低地	市街地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、緑の多い住宅地、工場地帯、造成地
水域	水系	開放水域、河川、湧水

注：植生区分は現存植生図凡例（前掲図 3.2-29（P.3-77））によります。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 樹林（自然植生）
- 植林地・耕作地植生
- 樹林（代償植生）
- 市街地等
- 草地（代償植生）
- 水域
- 湧水



資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧）、「横浜市 河川区」（横浜市 平成23年3月）、「境川水系河川整備計画（神奈川県・東京都・横浜市 平成27年4月）、「横浜の河川紹介（和泉川）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「横浜市内の湧水特性」（加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月）

図 3.2-33 環境類型区分

② 生態系の概要

地域の生態系（動植物群）を総合的に把握するため、文献その他の資料により確認された対象事業実施区域及びその周辺の環境類型、植生及び生物種から、生物とその生息環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な植生及び生物種を選定し、食物連鎖図として図 3. 2-34 に概要を整理しました。

対象事業実施区域及びその周辺において、対象事業実施区域の東側にある山地には主に樹林が分布し、スギ・ヒノキ・サワラ植林、クヌギ-コナラ群集、コナラ群落（Ⅶ）が広がっています。対象事業実施区域及びその周辺の段丘・低地の地形では、主に市街地等や畑雑草群落、ゴルフ場・芝地等が広がり、シラカシ群集、シラカシ屋敷林、低木群落等の樹林が点在しており、河川等の開放水域もあります。

これらのことから、調査区域の生態系は、樹林環境（樹林（自然植生）、樹林（代償植生）、植林地・耕作地植生）と草地環境（草地（代償植生）、植林地・耕作地植生）を基盤に成立しているものと考えられます（前掲図 3. 2-33（P. 3-90））。

陸生の生態系では、スギ・ヒノキ・サワラ植林、コナラ群落（Ⅶ）、シラカシ群集、畑雑草群落、牧草地等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはカミキリムシ類やチョウ類、コオロギ類の草食性の昆虫類や、タイワンリス、ネズミ類、ノウサギ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはトンボ類、クモ類等の肉食性昆虫類等が生息します。また、第三次消費者としてはカラ類、ヒバリ、キジ等の鳥類、カエル類等の両生類、トカゲ類等の爬虫類が、第四次消費者としてはヘビ類等の爬虫類、第五次消費者としてはタヌキ、テン、イタチ等の雑食性又は肉食性の哺乳類が生息すると考えられます。さらに、これらを餌とする最上位の消費者として、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハヤブサ、フクロウ等の猛禽類が生息すると考えられます。

水域の生態系では、開放水域（河川）の植生を基盤とするオオカナダモ、ヒメガマ等の植物を生産者として、第一次消費者としてはタニシ等の草食性の貝類等が、第二次消費者としてはハグロトンボやテナガエビ等の肉食性昆虫類等やフナ、メダカ、ヨシノボリ類等の魚類が、第三次消費者としてはウグイ、ナマズ等の魚食性の魚類やシギ類、チドリ類等の鳥類が生息します。さらに、これらを餌とするアオサギ等の大型鳥類が飛来すると考えられます。

また、水域の中でも特に湧水では、一年を通して水温がほぼ一定である特殊な環境であり、特殊な生態系が形成されています。湧水内の藻類を生産者として、第一次消費者としてはカワニナやユスリカ類等の草食性の底生動物等が、第二次消費者としてはヘイケボタル等の底生動物が、第三次消費者としては雑食性のホトケドジョウ等の魚類が、第四次消費者としてはオニヤンマ等の肉食性の底生動物が生息します。さらに、これらを餌とするカワセミ等の鳥類が飛来すると考えられます。

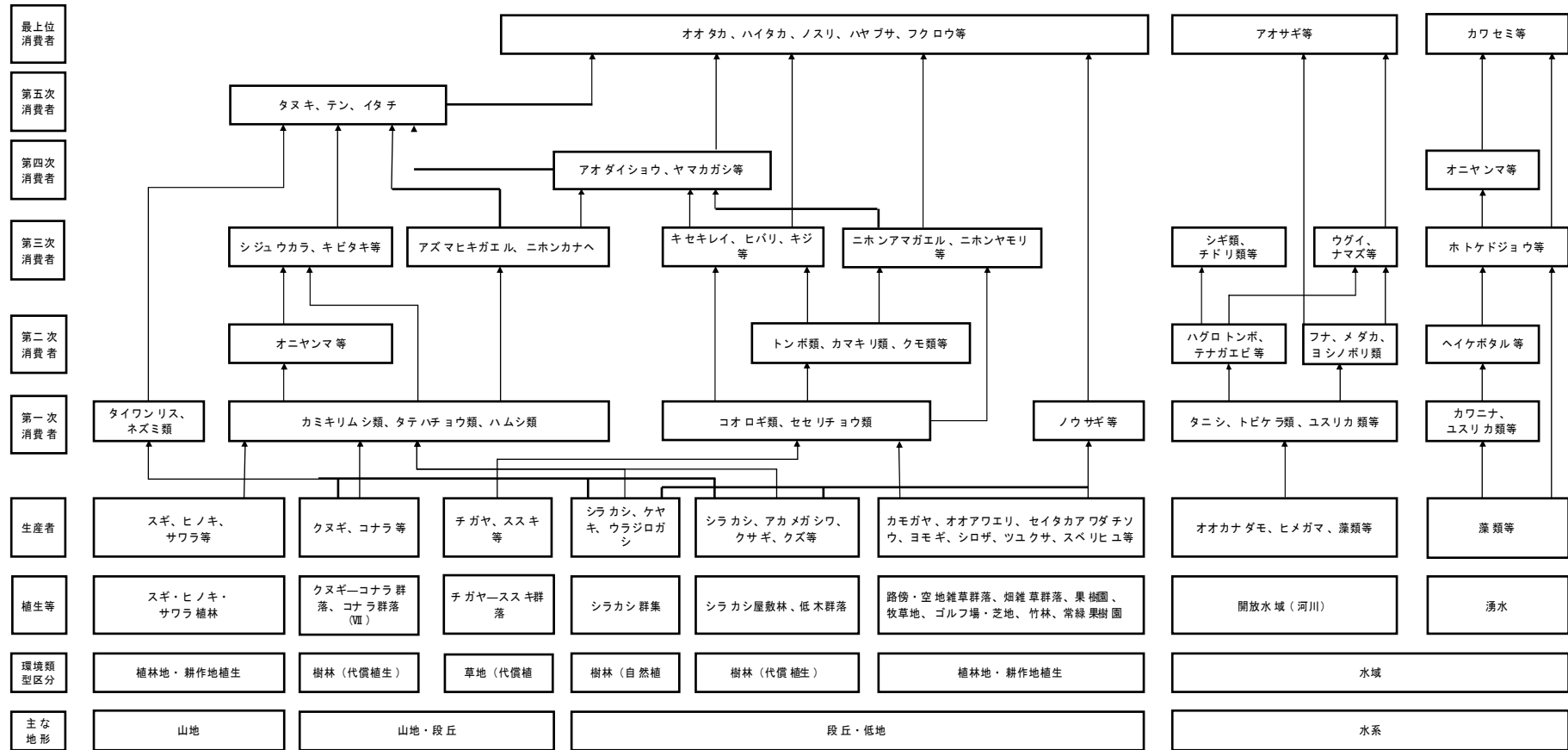


図 3.2-34 食物連鎖模式図

③ 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周辺の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場を抽出しました。抽出された重要な自然環境のまとまりの場は表 3.2-30 及び図 3.2-35 のとおりです。

表 3.2-30 重要な自然環境のまとまりの場

No.	重要な自然環境のまとまりの場	抽出理由
1	自然植生 植生自然度9 (シラカシ群集)	環境省植生図におけるシラカシ群集に該当する植生です。
2	追分特別緑地保全地区	「都市緑地法」(昭和48年9月法律第72号)第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域です。
3	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
4	上川井町堀谷特別緑地保全地区	
5	特別緑地 上川井町中田谷特別緑地保全地区	
6	保全地区 上川井町堂谷特別緑地保全地区	
7	上川井町露木谷特別緑地保全地区	
8	川井本町特別緑地保全地区	
9	三保特別緑地保全地区	
10	本郷三丁目特別緑地保全地区	
11	生物多様性 保全上重要な里地里山 三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	
12	ホテル生息確認地域	1983年に横浜市公害研究所(現環境科学研究所)で行ったホテル分布調査に基づき、その後生息が確認された地域です。
13	トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)	「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)において示されている横浜市で把握している主なエコアップスポット(トンボ池や生き物サンクチュアリなど、生物の生息に配慮して整備したり改修した池・遊水地・せせらぎなどの小規模なビオトープ)です。
14	瀬谷市民の森1(和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)及び「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)において示されている調査区域内の湧水の分布状況です。
15	湧水 瀬谷市民の森2(和泉川周辺の窪地)(瀬谷区瀬谷町)	
16	—(旭区上川井町2053付近)	
17	—(旭区上川井町)	
18	—(旭区川井本町)	
19	—(旭区笹野台)	
20	緑の 川井・矢指・上瀬谷地区	「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)において「緑の10大拠点」として位置づけられている、横浜市内を流れる河川の源・上流域、中流域の、まとまりのある樹林地や農地、湧水や水辺など多様な自然や里山景観が残されている、生き物の生育・生息環境としても重要である地域です。
21	10大拠点 三保・新治地区	

注:表中のNo.は図3.2-35に対応しています。

資料:「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧)

「特別緑地保全地区」指定一覧(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「第6回~第7回自然環境保全基礎調査」

(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧)

「生物多様性保全上重要な里地里山」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)

「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」

(横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定)

「横浜の河川紹介(和泉川)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「横浜市内の湧水特性」(加藤良明、下村光一郎、飯塚貞男 平成20年3月)

「横浜市水と緑の基本計画(平成28年6月改定)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

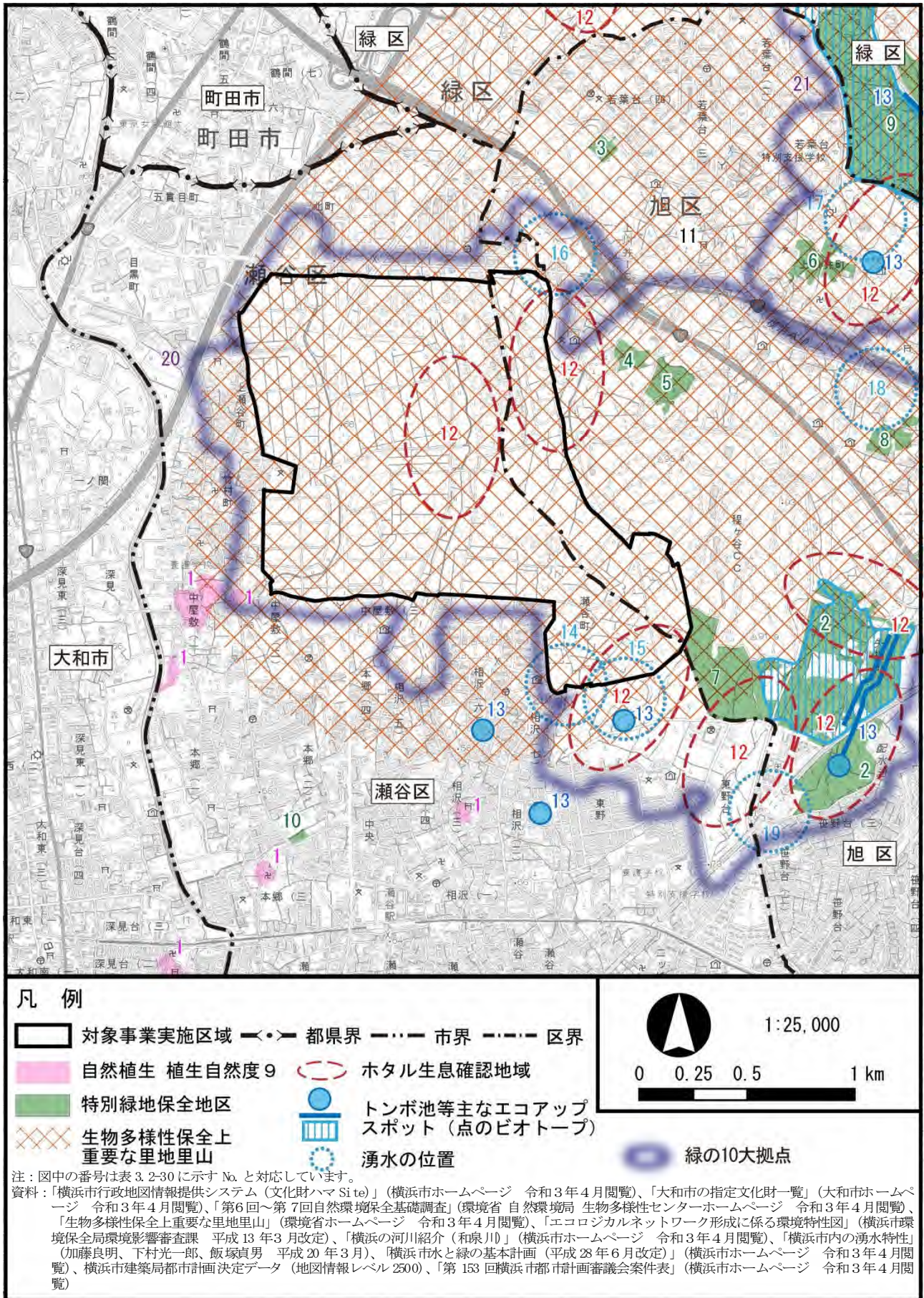


図 3.2-35 重要な自然環境のまとまりの場

3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

① 対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況

対象事業実施区域及びその周辺の景観の概況は図 3. 2-36 に示すとおりです。

対象事業実施区域の標高は、おおむね約 60m～80m の範囲にあり（前掲図 3. 2-13 (P. 3-35)）、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観となっています。また、後掲図 3. 2-38 (P. 3-101) に示すとおり、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

対象事業実施区域の南東部に近接する地区には、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などの横浜市としては貴重な緑豊かな森林地域が広がっています。また、後掲図 3. 2-37 (P. 3-99) に示すとおり、東側に近接する地区には、川井・矢指風致地区に指定された地域が広がっています。同風致地区は、ゴルフ場、樹林地及び田畑が大半であり、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。

一方、対象事業実施区域の北側に近接する地区は、後掲図 3. 3-5 (P. 3-113) に示すとおり、準工業地域、工業地域、近隣商業地域などに指定されており、工場や幹線道路などによる人工的な景観となっています。また、西側や南側に隣接する地区は、住居系の用途地域や市街化調整区域となっています。

② 主要な眺望点の分布及び概況

対象事業実施区域からおおむね 3km の範囲には、展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、図 3. 2-36 及び表 3. 2-31 に示すような不特定多数の人が集まる要素を持った市民の森や公園などがあります。

③ 景観資源の分布及び概況

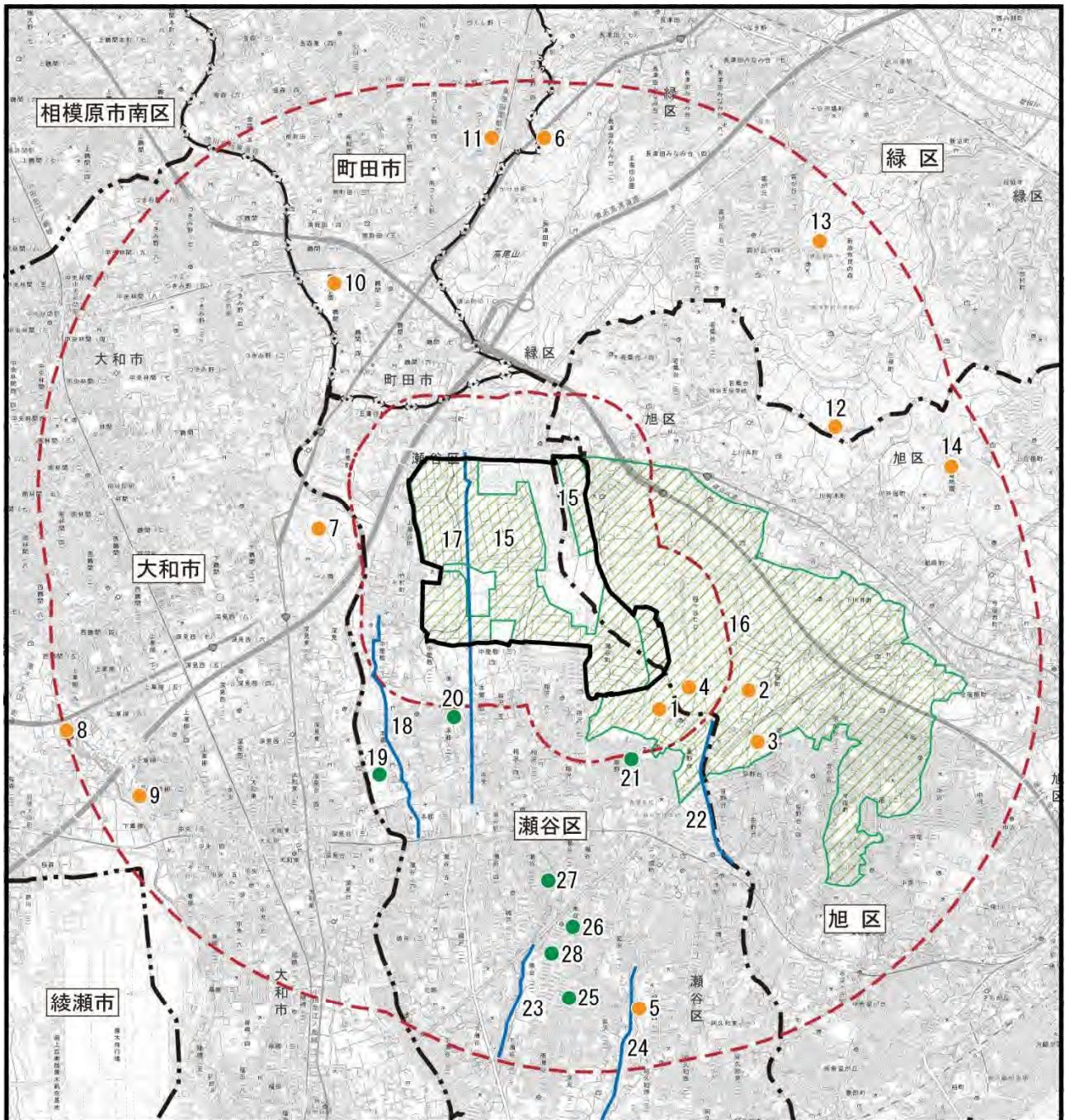
対象事業実施区域における景観資源は、海軍道路沿いの桜並木や、都市部としては貴重な農地景観があります。また、周辺（調査区域内）では、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあり、図 3. 2-36 及び表 3. 2-31 に示すとおりです。

一方、対象事業実施区域からは遠景となりますが、富士山や丹沢の山並みについても、重要な景観資源といえます。

④ 主要な眺望景観の概況

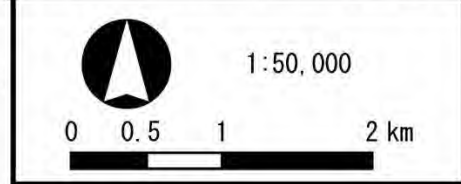
前述のように、対象事業実施区域及びその周辺は、なだらかな傾斜をもつ緑豊かな丘陵地、農用地を中心としたのどかな景観が中心となっており、住宅地や工場、高速道路などの人工的な景観も見られます。また、春には、海軍道路沿いの桜並木などが良好な景観を形成しています。

丹沢の山並みは対象事業実施区域においては西方向から西南西方向に眺望でき、富士山についてはその奥に、山頂部のごく一部が眺望できる状況です。



凡例

- 対象事業実施区域
都県界
市界
区界
- 調査範囲（対象事業実施区域から概ね3km圏）
- 近景域（対象事業実施区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望点
- 主要な景観資源



注：1. 図中の番号は表3.2-31に示すNoと対応しています。
 2. 図に示す情報の出典は表3.2-31と同様です。

図3.2-36 主要な眺望点及び景観資源の状況

表 3.2-31 主要な眺望点及び景観資源（対象事業実施区域からおおむね3 km 圏）

区分	No.	名称	資料*
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	①、②
	2	追分市民の森	②
	3	矢指市民の森	②
	4	上川井市民の森	②
	5	東山ふれあい樹林	①
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	③
	7	深見歴史の森（城山史跡公園）	④
	8	泉の森	⑤
	9	ふれあいの森	⑤
	10	鶴間公園	⑥
	11	つくし野セントラルパーク	⑥
	12	三保市民の森	⑦
	13	新治市民の森	⑦
	14	よこはま動物園ズーラシア	⑧
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	⑨
	16	川井・矢指風致地区の緑地	⑩
	17	海軍道路沿いの桜並木	①
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	①
	19	瀬谷本郷公園	①
	20	瀬谷中央公園	①
	21	東野第一公園	①
	22	野境道路	①
	23	相沢川ウォーク	①
	24	東山・関ヶ原の水辺	①
	25	瀬谷第一公園	①
	26	瀬谷第二公園	①
	27	瀬谷第三公園	①
	28	南台公園	①
—	丹沢の山並み（遠景）	—	
—	富士山（遠景）	—	

※：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

注：表中のNo. は図3.2-36 に示す番号と対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」（フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和3年4月閲覧）
 ④「大和市内の保全緑地」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑤「大和市 観光・まつり」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑥「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑦「緑区 観光」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑧「旭区 区の紹介」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑨「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑩「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

⑤ 法令等による指定状況

「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく「横浜市景観計画」(横浜市 令和元年7月)、「大和市景観計画」(大和市 平成20年3月)及び「町田市景観計画」(町田市 平成21年12月)によれば、横浜市、大和市及び町田市の全域を景観計画区域と定めており、調査区域は、景観計画区域となっています。

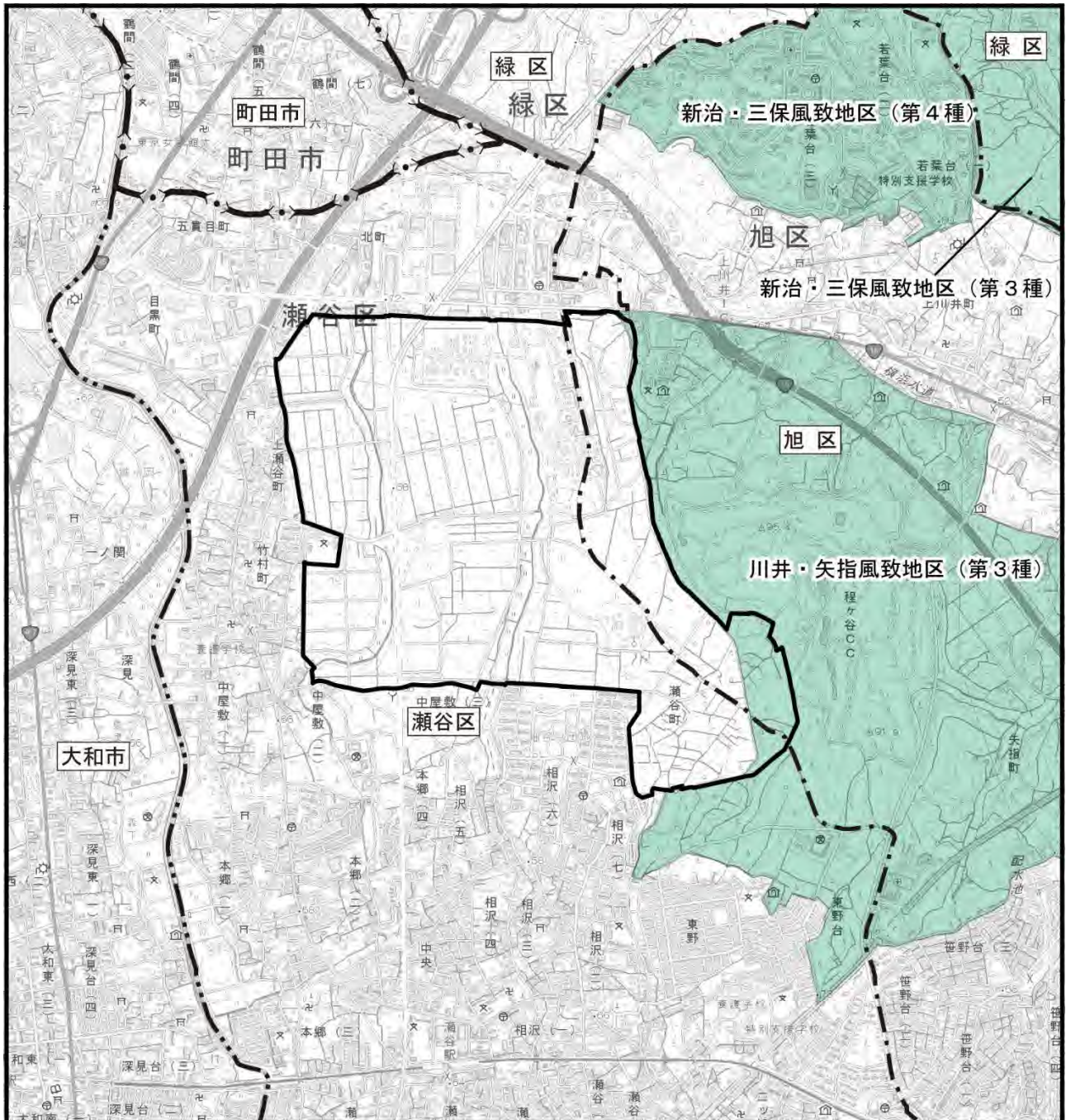
なお、対象事業実施区域から3kmの範囲には、「景観法」(平成16年6月法律第110号)に基づく景観計画(景観推進地区)と、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」(平成18年2月横浜市条例第2号)に基づく都市景観協議地区の指定はありません。

また、調査区域には、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区があり、その指定の状況は、表3.2-32及び図3.2-37のとおりです。対象事業実施区域の南東の一部が、川井・矢指風致地区に指定されています。

表 3.2-32 風致地区指定状況

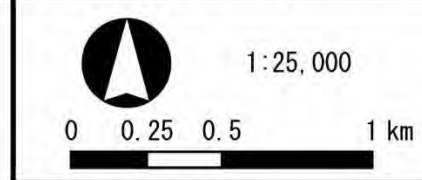
名称	面積 (ha)	地区の概要
川井・矢指風致地区 (第3種)	503	ゴルフ場を中心とし、樹林地及び田畑が大半を有し、屋敷林をもった良好な住宅地を含むすぐれた風致景観が残る区域で、南端部は良好な住宅地を形成しています。
新治・三保風致地区 (第3種)	590	市民の森を中心に市内有数の良好な自然環境が残されており、外周には若葉台、霧が丘等の良好な住宅地が形成される区域です。
新治・三保風致地区 (第4種)		

資料：「横浜市風致地区一覧」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 風致地区



資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）より作成

図 3. 2-37 風致地区指定状況

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

① 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域の人と自然との触れ合いの活動の場は、表 3. 2-33 及び図 3. 2-38 に示すとおりです。

ハイキングコースとしては、対象事業実施区域南西方向の鎌倉古道・上道（かみつみち）の瀬谷駅北側ルート沿いに「鎌倉古道 北コース」、対象事業実施区域南東方向の瀬谷駅から瀬谷市民の森をとおる、三ツ境駅までのルート沿いに「武相国境・緑の森コース」が存在します。また、森林浴や昆虫、植物、野鳥観察などができ、子どもも大人も楽しめる瀬谷市民の森（19. 1ha）が対象事業実施区域の南東側に存在します。

対象事業実施区域の中央を通る海軍道路をはじめ、瀬谷中央公園、瀬谷本郷公園、東野第一公園は、桜の見どころスポットとなっています。

なお、市民の森については、「横浜みどりアップ計画（2019～2023）」（横浜市環境創造局政策調整部政策課 平成 30 年 11 月）に基づき、横浜市の緑化政策の一環として整備されているものです。

表 3. 2-33 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称		法令等による指定状況	資料※
瀬谷区	瀬谷市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森	①、②
	海軍道路の桜並木	—	③
	東野第一公園	都市公園（街区公園）	①
	瀬谷中央公園	都市公園（近隣公園）	①
	瀬谷本郷公園	都市公園（地区公園）	①
	鎌倉古道 北コース	—	①
	鎌倉古道 南コース	—	①
	野境道路	—	①
	武相国境・緑の森コース	—	①
旭区	追分市民の森	横浜市緑の環境をつくり育てる条例に基づく市民の森／一部が都市緑地法に基づく特別緑地保全地区	②
	矢指市民の森		②
	上川井市民の森		②
大和市	深見歴史の森（城山史跡公園）	大和市緑化の推進、緑の保全等に関する条例に基づく保全緑地	④
町田市	鶴間公園	都市公園（運動公園）	⑤

※：資料の番号は、下記の番号に対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」（瀬谷区ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 ⑤「町田市 観光」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

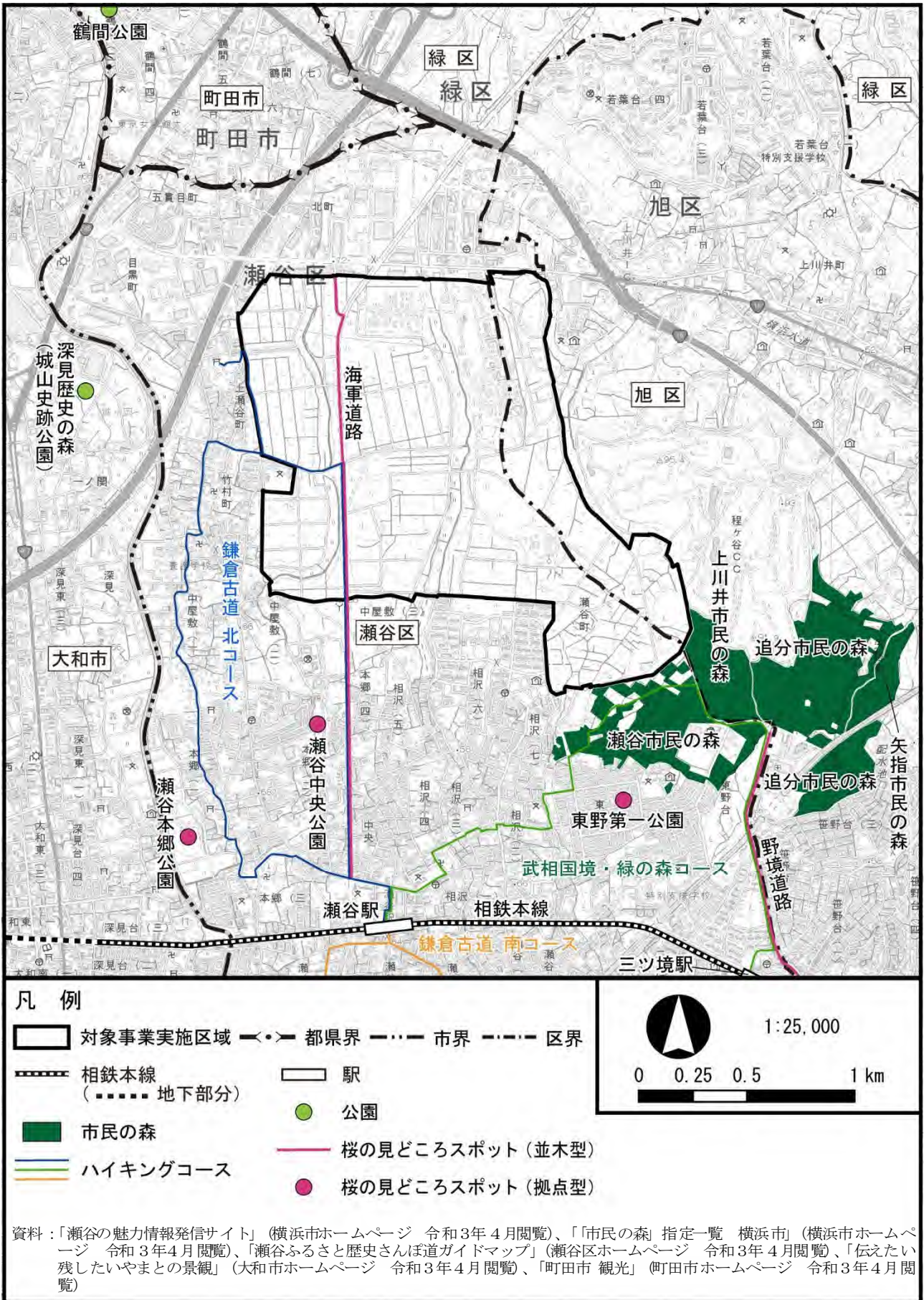


図 3.2-38 人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況

② 法令等による指定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」（昭和 32 年 6 月法律第 161 号）に基づく自然公園の指定区域や、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年 9 月条約第 7 号）に基づく世界遺産、文化庁により日本遺産に認定された地区はありませんが、特別緑地保全地区（前掲図 3.2-35（P. 3-94））や桜の名所とされる都市公園、各市条例に基づく市民の森や保全緑地などがあります（前掲図 3.2-38（P. 3-101））。

③ 野外レクリエーション等に係る計画等

「神奈川県観光振興計画」（神奈川県 平成 31 年 3 月）には、対象事業実施区域及びその周辺に係る計画は明記されていません。

なお、横浜市では、観光振興計画を策定していませんが、都市計画対象事業に関連する計画としては、旧上瀬谷通信施設地区を会場とし、令和 9 年（2027 年）3 月～9 月に国際園芸博覧会の開催を目指しています。

3.3 社会的状況

3.3.1 人口及び産業の状況

(1) 人口の状況

調査対象地域における人口の状況は、表 3.3-1 及び表 3.3-2 に示すとおりです。

令和元年 10 月 1 日現在の横浜市の人口は 3,748,781 人、1 世帯あたりの人員は 2.19 人、人口密度は 8,609 人/km²となっています。

対象事業実施区域は瀬谷区及び旭区にあり、瀬谷区の人口は 122,166 人、1 世帯あたりの人員は 2.38 人、人口密度は 7,140 人/km²、旭区の人口は 245,169 人、1 世帯あたりの人員は 2.31 人、人口密度は 7,479 人/km²となっています。

平成 27 年から令和元年の人口等の推移を見ると、横浜市では、人口、世帯数ともに増加傾向がみられます。対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、人口は減少傾向がみられ、世帯数は増加傾向がみられます。

表 3.3-1 人口等の現況（令和元年）

行政区分	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1 世帯あたり 人員 (人)	人口密度 (人/km ²)
横浜市全域	435.43	1,710,900	3,748,781	2.19	8,609
瀬谷区	17.11	51,396	122,166	2.38	7,140
旭 区	32.78	106,092	245,169	2.31	7,479
緑 区	25.42	77,858	182,115	2.34	7,164
大和市	27.09	108,465	237,445	2.19	8,765
町田市	71.55	195,643	428,685	2.19	5,991

注：1. 横浜市及び大和市は令和元年 10 月 1 日現在、町田市は平成 31 年 1 月 1 日現在の値

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-2 人口等の推移

行政区分		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
横浜市全域	人口 (人)	3,724,844	3,731,293	3,733,234	3,740,172	3,748,781
	世帯数 (世帯)	1,645,618	1,660,256	1,673,662	1,690,932	1,710,900
瀬谷区	人口 (人)	124,560	124,196	123,479	122,828	122,166
	世帯数 (世帯)	50,435	50,713	50,894	51,126	51,396
旭 区	人口 (人)	247,144	246,868	245,765	245,747	245,169
	世帯数 (世帯)	102,728	103,580	104,139	105,219	106,092
緑 区	人口 (人)	180,366	181,141	181,142	181,523	182,115
	世帯数 (世帯)	74,498	75,505	76,010	76,855	77,858
大和市	人口 (人)	232,922	233,942	235,190	235,846	237,445
	世帯数 (世帯)	102,020	103,288	104,794	106,294	108,465
町田市	人口 (人)	426,648	426,937	428,572	428,742	428,685
	世帯数 (世帯)	188,406	190,100	192,320	194,121	195,643

注：1. 横浜市及び大和市は各年 10 月 1 日現在、町田市は各年 1 月 1 日現在の値

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

(2) 産 業

調査対象地域の産業大分類別事業所数及び従業者数は、表 3.3-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では、平成 28 年 6 月 1 日現在の事業所数が最も多いのは卸売業、小売業となっています。また、従業者数が最も多いのは、瀬谷区では卸売業、小売業、旭区では医療、福祉となっています。

また、農業、工業、商業の状況は、表 3.3-4～表 3.3-6 に示すとおりです。

表 3.3-3 産業大分類別事業所数及び従業者数

分類		横浜市	瀬谷区	旭区	緑区	大和市	町田市
全産業	事業所数(事業所)	114,930	3,305	5,341	3,729	7,479	12,106
	従業者数(人)	1,475,974	32,219	57,788	45,064	76,799	134,323
農業、林業	事業所数(事業所)	163	5	9	9	7	28
	従業者数(人)	1,403	27	38	381	40	198
漁業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	事業所数(事業所)	—	—	—	—	—	—
	従業者数(人)	—	—	—	—	—	—
建設業	事業所数(事業所)	10,713	485	750	383	731	1,114
	従業者数(人)	89,498	2,955	5,189	2,857	5,286	6,429
製造業	事業所数(事業所)	6,271	145	233	180	456	452
	従業者数(人)	131,338	2,366	3,037	4,237	11,324	7,866
電気・ガス・熱供給・ 水道業	事業所数(事業所)	49	0	3	1	2	3
	従業者数(人)	3,234	0	48	98	123	214
情報通信業	事業所数(事業所)	1,979	23	47	45	74	205
	従業者数(人)	65,952	124	145	414	818	2,204
運輸業、郵便業	事業所数(事業所)	3,212	99	127	76	125	155
	従業者数(人)	90,846	3,100	3,264	2,526	3,561	5,296
卸売業、小売業	事業所数(事業所)	26,784	767	1,162	874	1,699	2,990
	従業者数(人)	294,029	7,622	11,561	9,447	17,550	29,826
金融業、保険業	事業所数(事業所)	1,694	30	52	54	94	204
	従業者数(人)	33,663	362	919	866	1,433	3,626
不動産業、 物品賃貸業	事業所数(事業所)	10,285	287	381	266	849	928
	従業者数(人)	51,368	1,151	1,800	1,210	2,601	5,303
学術研究、専門・技術 サービス業	事業所数(事業所)	6,116	109	227	157	290	692
	従業者数(人)	67,125	601	963	1,568	1,376	3,561
宿泊業、飲食サービ ス業	事業所数(事業所)	14,426	348	580	458	1,098	1,546
	従業者数(人)	147,486	3,033	5,554	4,706	9,815	17,936
生活関連サービス業、 娯楽業	事業所数(事業所)	9,481	291	508	321	695	1,167
	従業者数(人)	62,414	1,515	3,105	1,694	3,833	7,665
教育、学習支援業	事業所数(事業所)	4,549	130	254	185	298	646
	従業者数(人)	61,771	922	2,517	2,729	2,304	9,970
医療、福祉	事業所数(事業所)	12,151	409	714	532	708	1,333
	従業者数(人)	220,968	6,518	16,065	10,806	11,068	25,022
複合サービス事業	事業所数(事業所)	379	14	24	10	18	43
	従業者数(人)	5,097	135	618	98	176	858
サービス業(他に 分類されないもの。)	事業所数(事業所)	6,678	163	270	178	335	600
	従業者数(人)	149,782	1,788	2,965	1,427	5,491	8,349

注：1. 平成 28 年 6 月 1 日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

表 3.3-4 農業の状況（平成 27 年）

行政区分	農家数（戸）			経営耕地面積（a）
	総数	販売農家	自給的農家	総面積
横浜市	3,451	2,029	1,422	187,754
瀬谷区	202	155	47	16,983
旭区	312	146	166	14,029
緑区	365	229	136	21,191
大和市	349	178	171	13,600
町田市	849	374	475	25,200

注：1. 平成 27 年 2 月 1 日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-5 工業の状況（平成 30 年・令和元年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	製造品出荷額等 （万円）	付加価値額 （万円）
横浜市	2,268	89,286	405,481,317	100,933,605
瀬谷区	66	1,900	4,417,354	1,809,007
旭区	64	1,649	5,655,072	2,351,795
緑区	79	3,070	6,499,739	3,181,634
大和市	199	8,901	30,815,900	8,248,400
町田市	131	4,616	9,713,594	3,965,030

注：1. 横浜市、町田市：令和元年 6 月 1 日現在、大和市：平成 30 年 6 月 1 日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-6 商業の状況（平成 26 年）

行政区分	事業所数	従事者数 （人）	年間商品販売額 （万円）	売場面積 （m ² ）
横浜市	18,925	203,816	857,963,002	2,585,562
瀬谷区	596	5,756	17,395,467	71,431
旭区	863	8,709	22,240,165	118,029
緑区	630	7,171	18,576,690	108,383
大和市	1,245	13,261	36,482,900	241,734
町田市	2,124	21,194	57,389,300	377,643

注：1. 平成 26 年 7 月 1 日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

3.3.2 土地利用の状況

(1) 土地利用の状況

調査対象地域における地目別土地利用の現況は表 3.3-7 に、調査区域の土地利用現況図は図 3.3-1 に示すとおりです。

対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区では宅地が最も多く、面積は瀬谷区で 7.38km²、旭区で 13.68km²となっています。

対象事業実施区域内はそのほとんどがその他の農用地です。対象事業実施区域周辺の南側から西側にかけて主に低層建物、北側は工場となっており、物流施設が集積しています。対象事業実施区域の南東側は森林及びゴルフ場となっています。

表 3.3-7 地目別土地利用の現況

単位：km²

地目	横浜市				大和市	町田市
	瀬谷区	旭区	緑区			
総面積	273.24	11.10	22.00	15.59	27.09	64.14
宅地	203.86	7.38	13.68	9.21	14.25	30.69
田	2.08	0.09	0.02	0.52	0.09	0.73
畑	26.64	2.16	2.70	2.57	1.91	5.68
山林	18.15	0.70	2.06	2.14	1.14	8.37
原野	0.06	—	0.00	0.01	—	—
池沼	0.02	0.00	0.00	0.01	—	—
雑種地	22.42	0.77	3.53	1.12	2.32	3.81
その他	—	—	—	—	7.38	14.96

注：1. 横浜市・町田市：令和2年1月1日現在、大和市：平成31年1月1日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「令和元年版 統計概要」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

(2) 土地利用規制の状況

① 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和49年6月法律第92号）に基づき定められた、土地利用基本計画の各地域は次のとおりです。

ア. 都市地域

調査区域の都市地域は、図 3.3-2 に示すとおりであり、調査区域全体が都市地域となっています。

イ. 農業地域

調査区域の農業地域は、図 3.3-3 に示すとおりであり、対象事業実施区域及びその周辺に農業地域が指定されています。

ウ. 森林地域

調査区域の森林地域は図 3.3-4 に示すとおりであり、対象事業実施区域内の一部が森林地域に指定されています。

エ. 自然公園地域

調査区域には自然公園地域はありません。

オ. 自然保全地域

調査区域には自然保全地域はありません。

② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域等

調査区域における「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月法律第58号)に基づき定められた農業振興地域整備計画における農業振興地域及び農用地区域は、図 3.3-3 のとおりであり、対象事業実施区域内の一部が農業振興地域又は農用地区域に指定されています。

また、横浜市は、表 3.3-8 に示すとおり、農用地区域を中心としたまとまりのある農地がある地区(おおむね10ha)を対象に、農業専用地区として指定しています。横浜市ホームページによると、調査区域には、上川井農業専用地区(35.3ha)、上瀬谷農業専用地区(92.0ha)及び長津田農業専用地区(25.7ha)が存在しています(令和3年4月閲覧)。対象事業実施区域の一部が、上川井農業専用地区及び上瀬谷農業専用地区に指定されています。

表 3.3-8 農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区

項目	内容
農業振興地域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月法律第58号)に基づき、県知事が農業振興を図るべき地域として指定。
農用地区域	「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年7月法律第58号)に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画のなかで、土地利用区分として、農用地として用いる区域として指定(横浜市では、約1,000haが農用地区域として指定)。
農業専用地区	農業振興地域における農用地区域(農用地利用計画により農地としての利用が定められた区域)を中心とした、まとまりのある農地がある地区(おおむね10ha)を対象として横浜市が指定。

資料:「横浜市都市農業推進プラン 2019-2023」(横浜市環境創造局農政推進課 平成30年11月)

③ 森林法に基づく地域森林計画対象民有林

調査区域における「森林法」(昭和26年6月法律第249号)に基づき定められた地域森林計画対象民有林は、図 3.3-4 のとおりであり、対象事業実施区域内の一部が地域森林計画対象民有林に指定されています。

④ 都市計画に基づく用途地域

調査対象地域における「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)に基づく都市計画区域及び用途地域の指定状況は表3.3-9、調査区域における用途地域は図3.3-5に示すとおりであり、対象事業実施区域の大部分が市街化調整区域、一部が第1種中高層住居専用地域に指定されています。また、対象事業実施区域の周辺は、第1種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、準工業地域、近隣商業地域に指定されています。

表 3.3-9 都市計画区域及び用途地域の状況

単位：km²

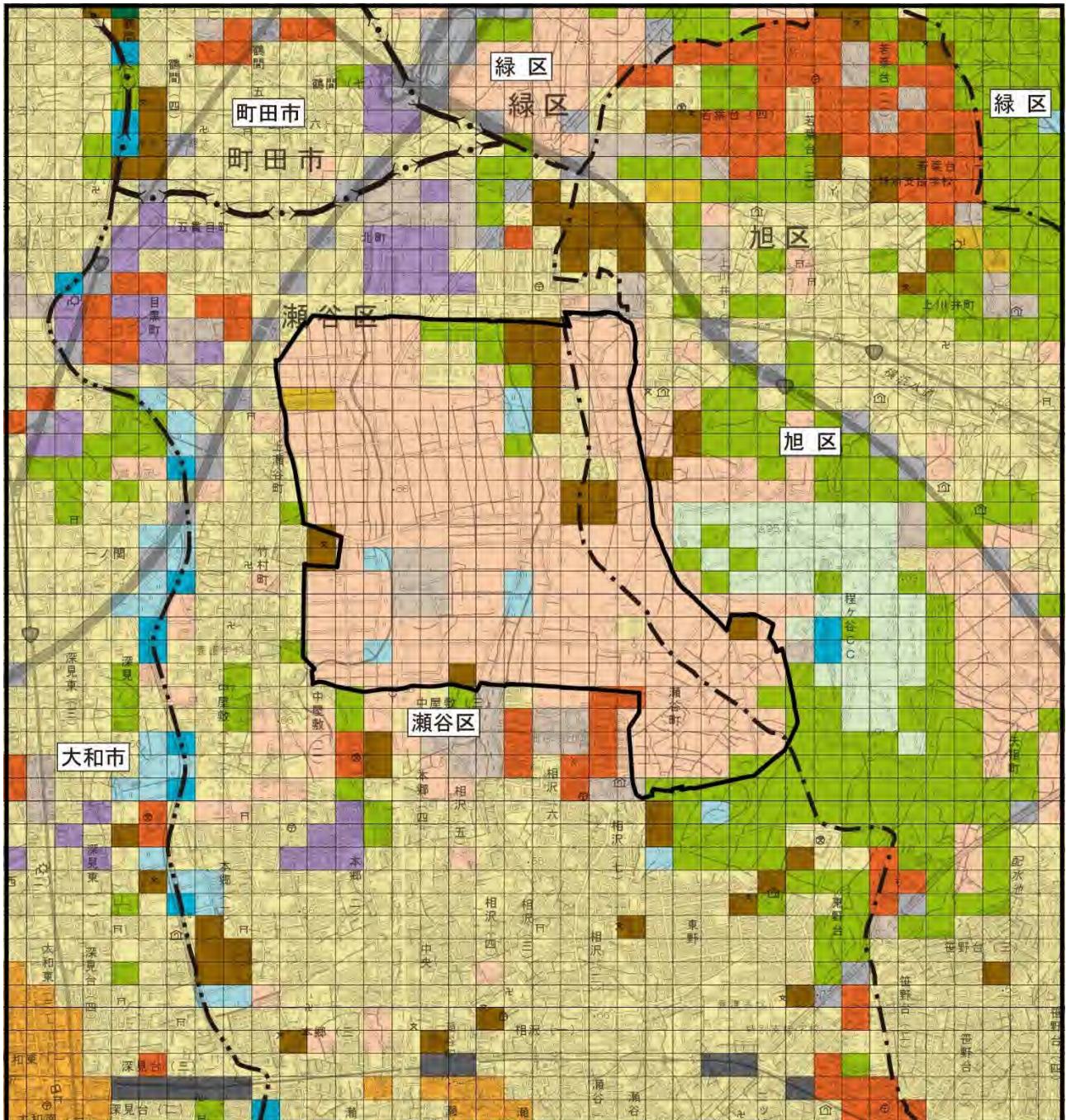
行政区分	横浜市全域				大和市	町田市		
		瀬谷区	旭区	緑区				
総面積	436.5	17.1	32.8	25.4	27.1	71.7		
市街化区域	337.4	11.9	20.6	15.2	20.1	54.8		
用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	137.0	6.7	11.1	7.5	7.1	36.1
		第2種低層住居専用地域	1.7	0.1	0.1	0.1	—	0.1
		第1種中高層住居専用地域	26.8	1.1	2.6	2.3	1.6	5.9
		第2種中高層住居専用地域	17.7	0.1	0.4	0.6	—	5.1
		第1種住居地域	46.2	1.2	3.5	2.0	5.4	0.3
		第1種住居地域	5.3	0.2	0.5	0.1	0.3	1.2
		準住居地域	14.9	0.8	0.8	1.4	0.4	2.0
	小計	249.6	10.2	19.0	14.0	14.8	50.7	
	商業系	近隣商業地域	14.3	0.5	0.4	0.4	1.0	1.3
		商業地域	19.3	0.1	0.1	0.2	0.5	0.7
小計	33.6	0.6	0.5	0.6	1.5	2.0		
工業系	準工業地域	18.4	0.2	1.2	0.3	3.2	3.7	
	工業地域	17.0	1.1	—	0.5	0.6	0.2	
	工業専用地域	18.5	—	—	—	—	—	
小計	53.9	1.3	1.2	0.8	3.8	3.9		
市街化調整区域	99.1	5.3	12.2	10.2	7.0	16.8		

注：横浜市・町田市：令和元年度末現在、大和市：平成31年4月1日現在。

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)

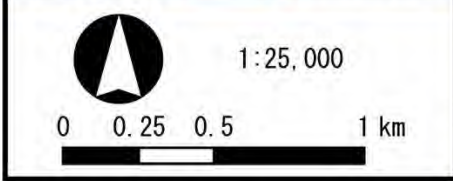
「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)



凡例

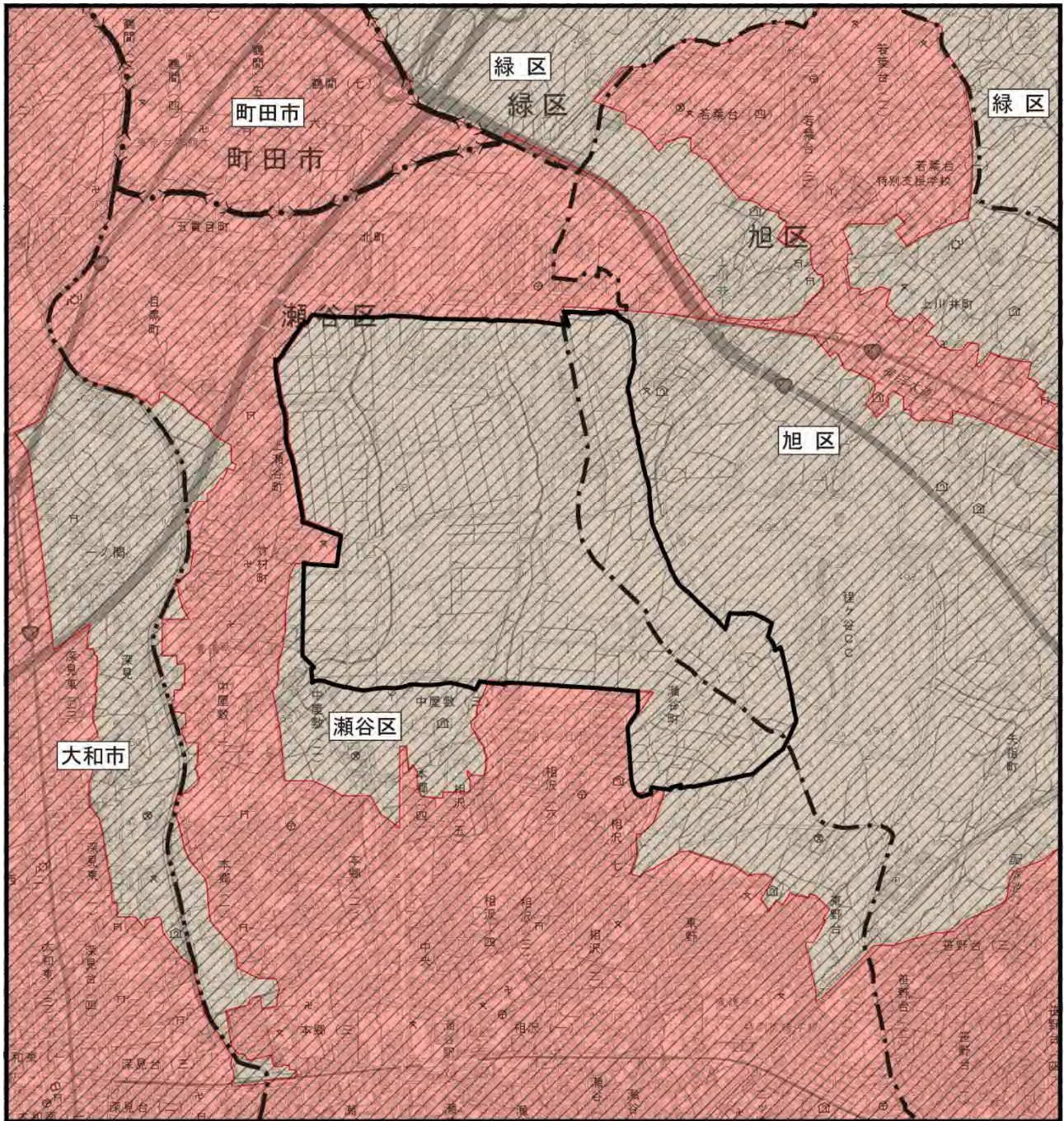
- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界

- | | |
|---|---|
| 田 | 道路 |
| その他の農用地 | 鉄道 |
| 森林 | 公共施設等用地 |
| 荒地 | 空地 |
| 高層建物 | 公園・緑地 |
| 工場 | 河川地及び湖沼 |
| 低層建物 | ゴルフ場 |
| 低層建物
(密集地) | |



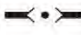

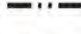




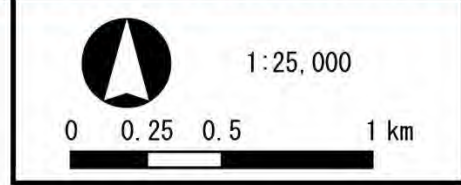
資料：「国土数値情報（都市地域土地利用細分メッシュ・平成28年度）」
 （国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.3-1 土地利用現況図



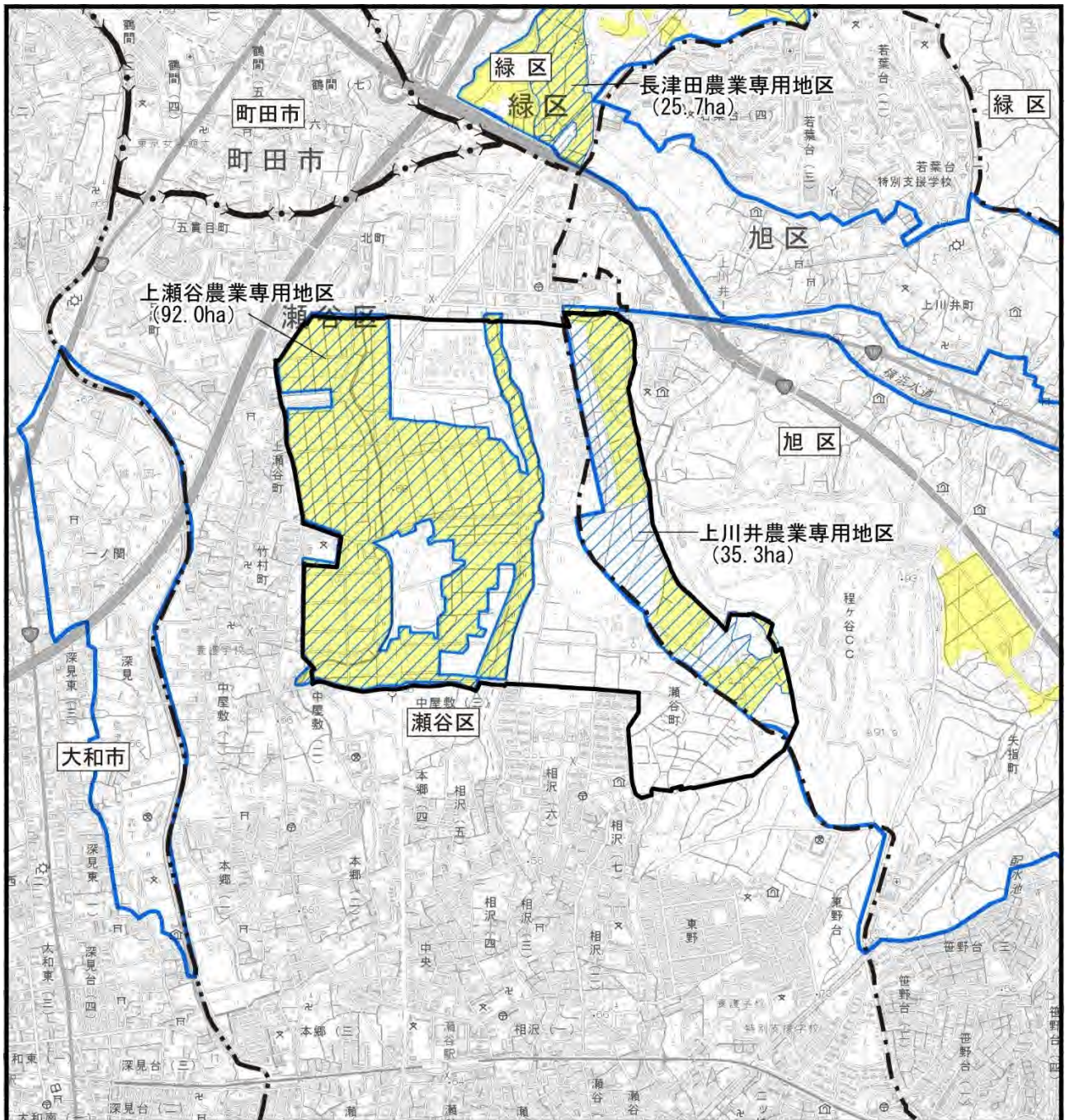
凡 例

- | | |
|--|---|
|  対象事業実施区域 |  都市地域 |
|  都県界 |  市街化区域 |
|  市界 |  市街化調整区域 |
|  区界 | |



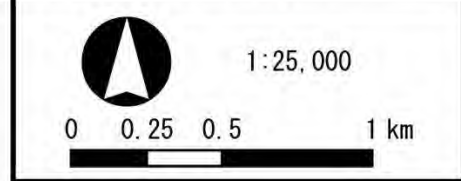
資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル 2500）より作成
「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3. 3-2 土地利用基本計画図（都市地域）



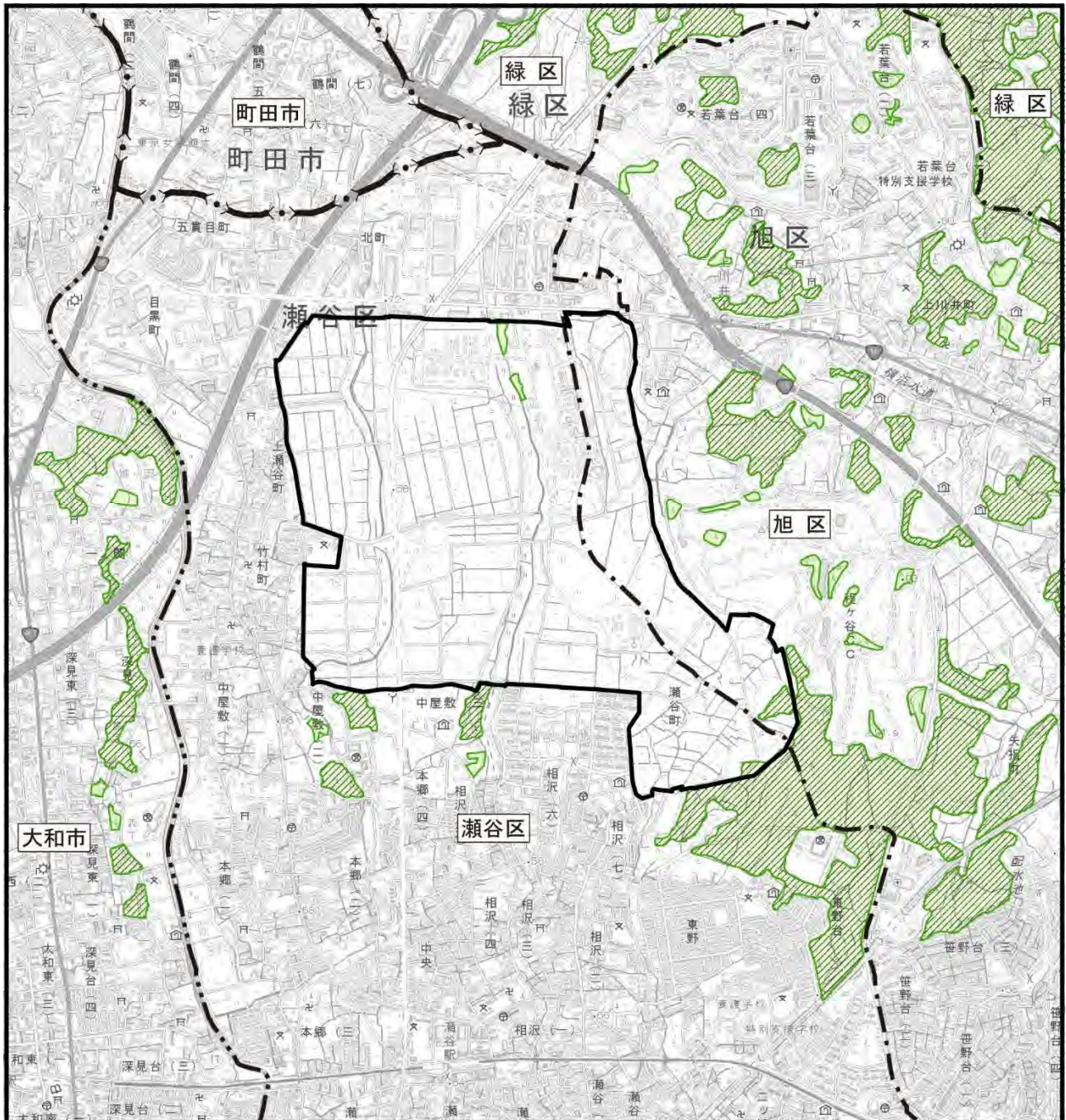
凡例

- 対象事業実施区域
- 農業地域及び農業振興地域
- 農用地区域
- 都県界
- 農用地区域
- 農用地区域
- 市界
- 農業専用地区
- 区界



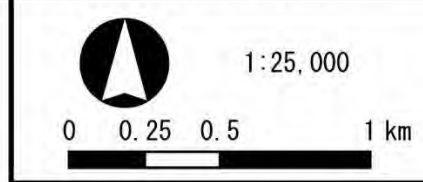
資料：「国土数値情報（農業地域データ・平成27年度）」
 （国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「農業専用地区 横浜市」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「大和市都市農業振興基本計画」（大和市 平成31年3月）

図 3.3-3 土地利用基本計画図（農業地域、農業振興地域、農用地区域及び農業専用地区）



凡例

- 対象事業実施区域
- 森林地域
- 都県界
- 地域森林計画対象民有林
- 市界
- 区界



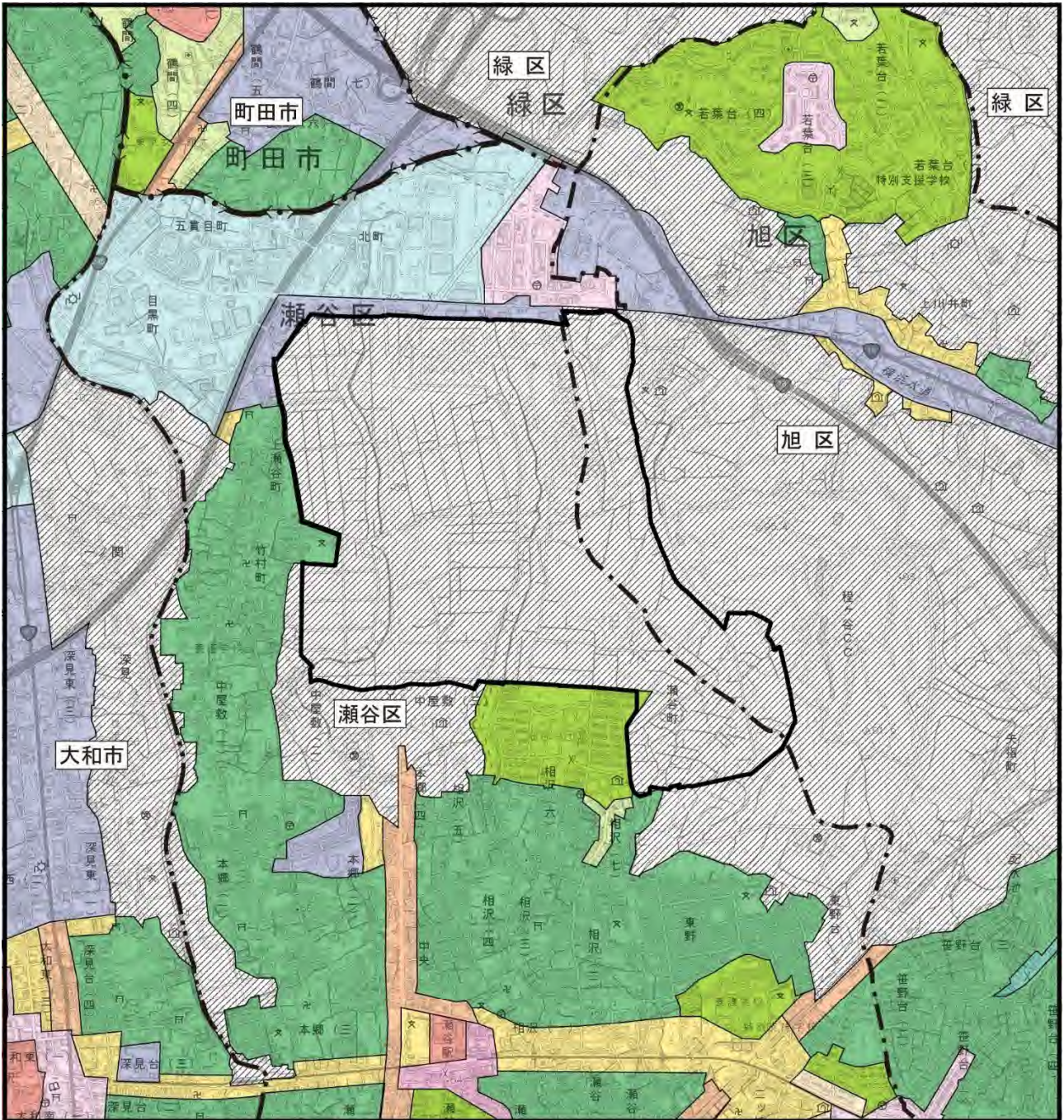
注：森林地域は平成 27 年度時点、地域森林計画対象民有林は令和 3 年 4 月閲覧のデータのため、森林地域に指定されていない場所が地域森林計画対象民有林となっている場合があります。

資料：「国土数値情報（森林地域データ・平成 27 年度）」

（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

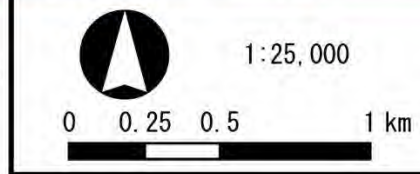
「e-かなマップ」（神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.3-4 土地利用基本計画図（森林地域及び地域森林計画対象民有林）



凡例

- | | | | | | | | |
|--|--------------|--|-------|--|--------|--|---------|
| | 対象事業実施区域 | | 都県界 | | 市界 | | 区界 |
| | 第1種低層住居専用地域 | | 準住居地域 | | 近隣商業地域 | | 商業地域 |
| | 第2種低層住居専用地域 | | 準工業地域 | | 工業地域 | | 市街化調整区域 |
| | 第1種中高層住居専用地域 | | | | | | |
| | 第2種中高層住居専用地域 | | | | | | |
| | 第1種住居地域 | | | | | | |
| | 第2種住居地域 | | | | | | |



資料：「大和市公開型地図情報サービス（都市計画）」
 （大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）、
 「地図情報まちだ（用途地域）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）、横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）より作成

図3.3-5 土地利用基本計画図（用途地域）

⑤ 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域

調査区域には、「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域があり、令和3年4月現在の指定の状況は、表3.3-10及び図3.3-6のとおりです。なお、調査区域には、同法第5条の規定により指定された緑地保全地域はありません。

また、対象事業実施区域内には、特別緑地保全地区に指定された地域はありません。

表 3.3-10 特別緑地保全地区指定状況

名称	面積 (ha)	指定年月日
追分特別緑地保全地区	33.3	平成20年3月14日 (変更:平成26年2月5日、平成31年2月5日、令和2年2月5日)
上川井町大貫谷特別緑地保全地区	1.0	平成25年2月5日
上川井町堀谷特別緑地保全地区	1.5	平成25年2月5日
上川井町中田谷特別緑地保全地区	3.1	平成25年12月5日
上川井町堂谷特別緑地保全地区	3.5	平成26年7月15日
上川井町露木谷特別緑地保全地区	10.3	平成27年9月4日
川井本町特別緑地保全地区	2.3	平成27年12月4日 (変更:平成28年12月5日)
三保特別緑地保全地区	56.5	平成16年1月5日(変更:平成20年3月14日、平成23年3月25日、平成28年2月5日、平成29年12月5日)
本郷三丁目特別緑地保全地区	0.3	平成27年9月4日

資料:「都市緑化データベース」(国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧)
「特別緑地保全地区」指定一覧(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

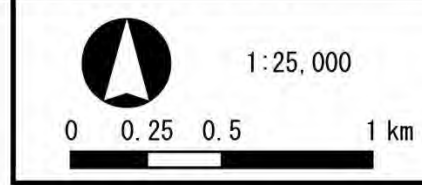
⑥ 宅地造成等規制法に基づき指定された宅地造成工事規制区域

調査区域には、「宅地造成等規制法」（昭和36年11月法律第191号）第3条の規定により指定された宅地造成工事規制区域があり、令和3年4月現在の指定の状況は、図3.3-7のとおりです。対象事業実施区域内の一部が宅地造成工事規制区域に指定されています。



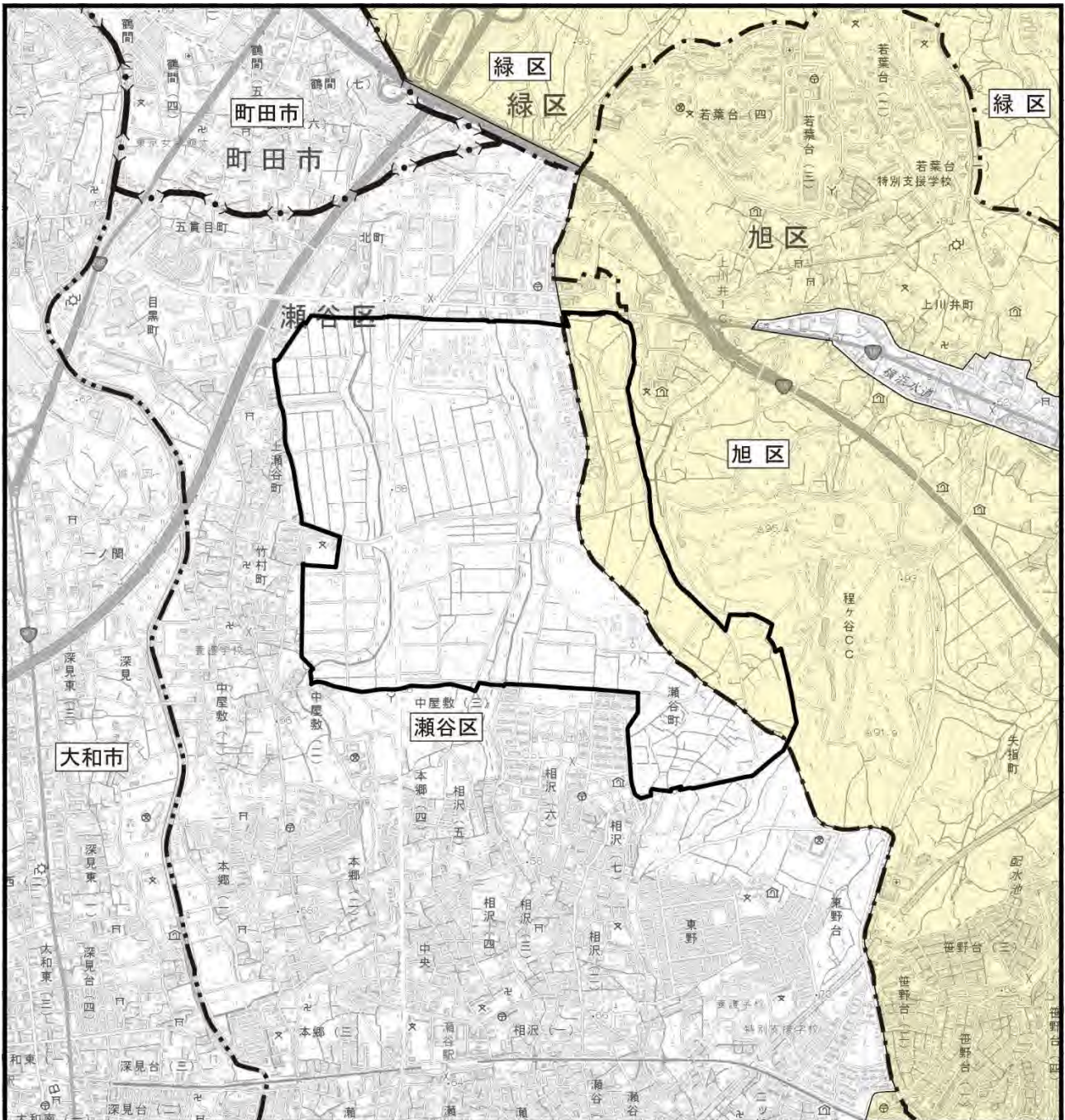
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 特別緑地保全地区



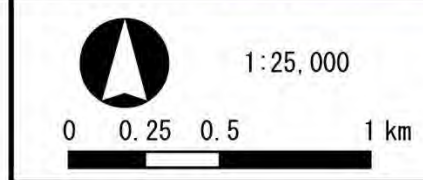
資料：横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル 2500）より作成
 「第 153 回横浜市都市計画審議会案件表」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.3-6 特別緑地保全地区指定状況



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 宅地造成工事規制区域



資料：「横浜市行政地図情報提供システム (i マップ)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「宅地造成工事規制区域について」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「宅地造成工事規制区域図」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.3-7 宅地造成工事規制区域指定状況

(3) 自然的土地利用の状況

調査対象地域における自然的土地利用状況は、表 3.3-11 及び図 3.3-8 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区ではそれぞれ 278ha、269ha の農地が存在し、対象事業実施区域内には、比較的大規模な農地が分布しています。大和市の農地は 209.6ha、町田市の農地は 493.7ha 存在しています。

表 3.3-11(1) 自然的土地利用状況（横浜市）

項目	面積 (ha)			
	横浜市 全域	瀬谷区	旭区	緑区
農地	3,065	278	269	329
山林	3,386	100	312	365
河川・水路・水面	543	11	28	27
荒地・海浜・法面等	927	49	83	80

資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成 26・27 年度」
(横浜市建築局企画部都市計画課 平成 30 年 4 月)

表 3.3-11(2) 自然的土地利用状況（大和市）

項目	面積 (ha)
田	9.5
畑	197.5
耕作放棄地	2.6
農地小計	209.6
平坦地山林	55.6
傾斜地山林	41.8
河川、水面、水路	16.1
荒地、海浜、河川敷	27.2

資料：「神奈川県都市整備統計年報 2020（令和 2 年度）」
(神奈川県県土整備局都市部都市計画課 令和 3 年 3 月)

表 3.3-11(3) 自然的土地利用状況（町田市）

項目	面積 (ha)
農用地	493.7
水面・河川・水路	73.4
森林	1,277.5
原野	208.4

資料：「東京の土地利用（平成 29 年多摩・島しょ地）」（東京都都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課 平成 31 年 5 月）




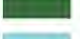



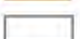


(4) その他

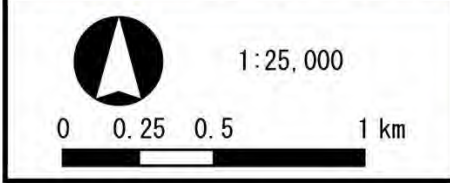
対象事業実施区域における地下埋設管等の状況は、環状 4 号線の地下に水道管、下水道管、通信ケーブルが埋設されています。

大門第二雨水幹線及び相沢雨水幹線はともに対象事業実施区域外にあります。



凡 例

- | | | | |
|---|----------|---|-------------|
|  | 対象事業実施区域 |  | : 農地 |
|  | 都県界 |  | : 山林 |
|  | 市界 |  | : 河川・水路・水面 |
|  | 区界 |  | : 荒地・海浜・法面等 |
| | |  | : 道路用地 |
| | |  | : その他 |



注：大和市、町田市において、自然的土地利用状況の図面は公表されていません。
 資料：「横浜市土地利用のあらまし 平成 26・27 年度」（横浜市建築局企画部都市計画課 平成 30 年 4 月 発行）

图 3.3-8 自然的土地利用状况

3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 水利用の状況

① 水道用水としての利用

調査対象地域における水道使用件数及び使用量は、表 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域周辺に水道水源として取水されている河川水はなく、対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区は、主に道志川系統の水の給水区域となっています。また、大和市は酒匂川系統の水の給水区域であり、町田市は三郷・朝霞・三園・東村山系の水の給水区域となっています。

表 3.3-12 水道使用件数及び使用量

行政区域	給水戸数 (戸)	使用水量 (千 m ³)
横浜市	1,893,132	377,671
瀬谷区	56,704	11,511
旭区	116,276	23,531
緑区	85,241	16,643
大和市	119,231	22,973
町田市	206,564	—

注：1. 横浜市・町田市：令和元年度末現在、大和市：平成 31 年 4 月 1 日現在。

2. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「令和元年度版 統計概要」(大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「町田市統計書」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

② 農業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和 2 年 5 月に行った結果、横浜川崎治水事務所で把握されている農業用水の取水状況として、和泉川の鍋屋堰（横浜市泉区和泉町 67）での取水が確認されました。

③ 工業用水としての利用

対象事業実施区域及びその周辺には、帷子川、堀谷戸川、大門川、相沢川、和泉川、境川が流れています。横浜川崎治水事務所及び厚木土木事務所東部センターへのヒアリングを令和 2 年 5 月に行った結果、工業用水としての取水状況は確認できませんでした。

④ 漁業による利用

対象事業実施区域及びその周辺における「漁業法」(昭和 24 年 12 月法律第 267 号)に基づく内水面漁業の漁業権は設定されていません。

(2) 地下水等の利用の状況

対象事業実施区域が位置する瀬谷区及び旭区の地下水利用施設数は表 3.3-13 に、位置は図 3.3-9 に示すとおりです。

「許可対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成 31 年 4 月)及び「届出対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成 31 年 4 月)によると、対象事業実施区域内の地下水利用施設として、「横浜市環境創造局農政推進課(上瀬谷跡地利用推進事業)」及び「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会*1)」の 2 施設があります。

「横浜市環境創造局農政推進課(上瀬谷跡地利用推進事業)」は、旧上瀬谷通信施設の土地利用基本計画に基づく本格的な基盤整備までの間、営農を継続するために必要となる井戸施設を暫定的に整備したもので、令和元年 7 月から供用を開始しています。

また、対象事業実施区域内において、同様の目的で、令和元年度に 2 箇所目の井戸施設の設置工事を行い、令和 2 年 4 月から供用を開始しています。

「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」では、作物の水やりなどに使う水の確保のためにさく井したものです。

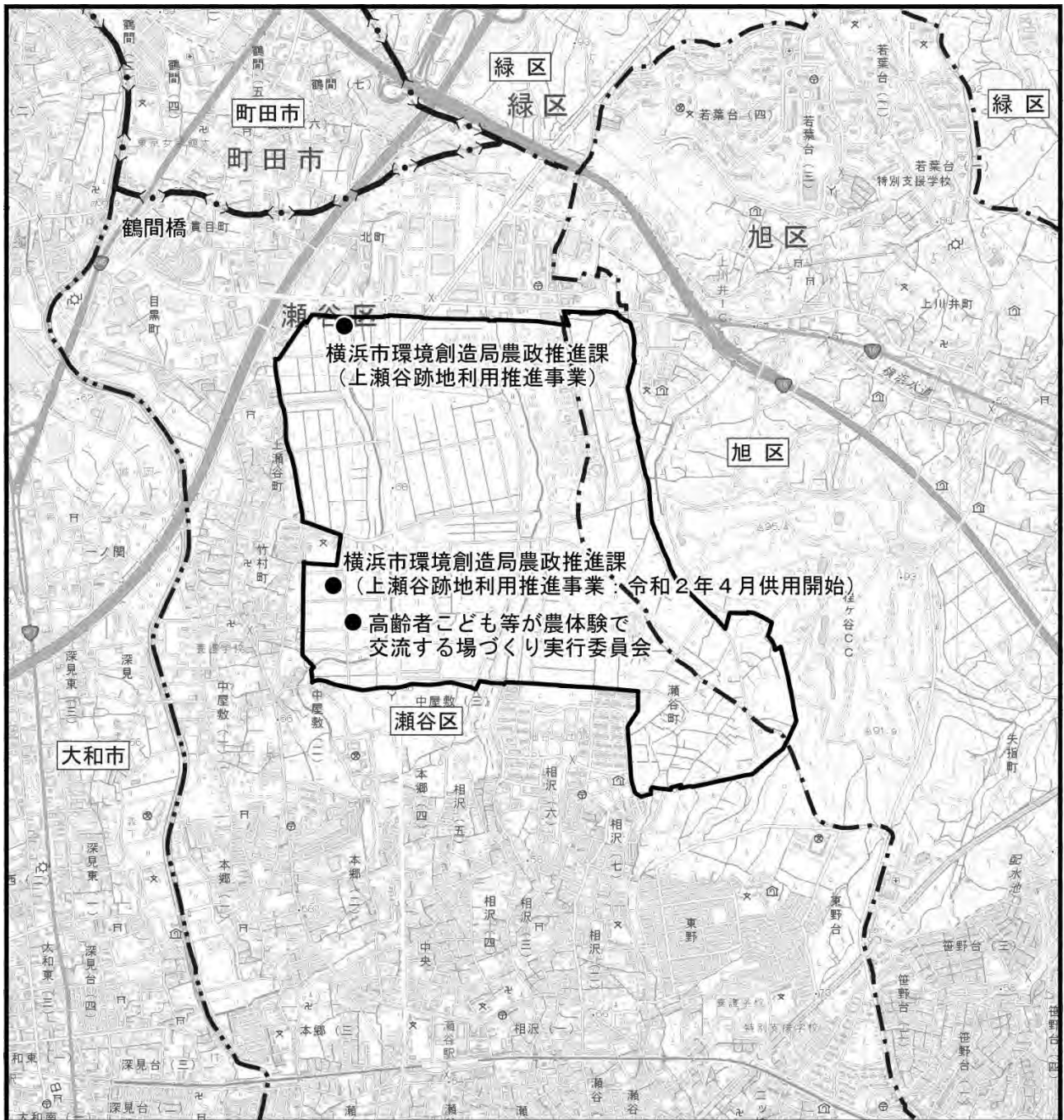
なお、調査区域における湧水の利用の実態については把握されていません。

表 3.3-13 地下水利用施設数

行政区域	地下水利用施設数(施設)		
	許可対象揚水施設	届出対象揚水施設	合計
瀬谷区	13	10	23
旭区	10	21	31

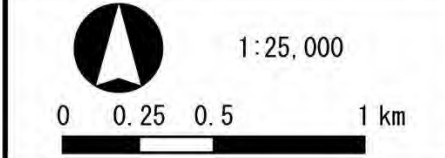
資料：「許可対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」
(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成 31 年 4 月)
「届出対象揚水施設一覧 平成 31 年 4 月 1 日現在」
(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成 31 年 4 月)

*1) 「高齢者子ども等が農体験で交流する場づくり実行委員会」：市民が主体となっていく、地域の課題解決や魅力向上のための施設整備を伴うまちづくりに対して、市が支援、助成を行う「ヨコハマ市民まち普請事業」において、平成 20 年度に上瀬谷農業専用地区内に整備された農業体験を通して、高齢者と地域社会が交流する場づくりを提案した団体名



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 地下水利用施設



資料：「許可対象揚水施設一覧 平成31年4月1日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成31年4月)、「届出対象揚水施設一覧 平成31年4月1日現在」(横浜市環境創造局環境保全部水・土壌環境課 平成31年4月)、「ヨコハマ市民まち普請事業 整備事例集 vol. 4 [平成20年度先行整備提案 整備事例集]」(横浜市都市整備局都市づくり部地域まちづくり課 平成22年10月)、横浜市環境創造局農政推進課へのヒアリング (令和2年6月実施)

図 3.3-9 地下水利用施設位置図

3.3.4 交通の状況

(1) 道路交通の状況

調査区域の主要道路における交通量の状況は表 3.3-14 に、位置及び交通量調査地点は図 3.3-10 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には環状 4 号線が南北に通っており、対象事業実施区域の周辺では、北側に市道五貫目第 33 号線、南側に県道瀬谷柏尾が通っています。

「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）において、環状 4 号線の昼間 12 時間の交通量は、瀬谷区本郷三丁目 16 の観測地点（観測地点番号：13）で 10,160 台、瀬谷中学校前の観測地点（観測地点番号：14）で 14,121 台となっています。また、市道五貫目第 33 号線の昼間 12 時間の交通量は 16,875 台（旭区上川井町 1966、観測地点番号：22）、県道瀬谷柏尾の昼間 12 時間の交通量は 7,061 台（二ツ上橋、観測地点番号：21）となっています。

調査区域におけるバス路線は図 3.3-11 に示すとおりです。

調査区域には、横浜市営バス、神奈川中央交通バス、相鉄バス、大和市コミュニティバスが運行していますが、対象事業実施区域内への乗り入れはありません。

対象事業実施区域の周辺では、北側に神奈川中央交通バスの停留所「北町入口」、「笹原」、「卸センター前」等が、対象事業実施区域の西側に神奈川中央交通バスの停留所「上瀬谷住宅前」、「上瀬谷小学校入口」、「中屋敷」等が、南側に神奈川中央交通バスの停留所「細谷戸第 4」、「細谷戸第 3」等があります。

表 3.3-14 交通量の状況（平日 12 時間）

路線名	観測地点番号	観測地点名*	平成 17 年度		平成 22 年度		平成 27 年度	
			交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)	交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
東名高速道路	1	横浜町田～海老名 JCT	—	—	84,110	29.7	—	—
	2	横浜町田 IC～海老名 JCT	—	—	—	—	87,610	28.8
一般国道 16 号	3	旭区上川井町 2455	41,790	27.2	—	—	—	—
	4	旭区上川井町 917	30,588	30.5	—	—	—	—
	5	旭区今宿西町 161-1 (今宿)	—	—	—	—	10,502	10.3
	6	旭区上川井町 2454	—	—	38,423	24.9	36,421	24.3
	7	緑区鶴間 1581	—	—	36,729	27.6	—	—
	8	旭区上川井町 1039 (上川井 IC)	—	—	—	—	38,431	25.7
一般国道 16 号 (保土ヶ谷バイパス)	9	旭区今宿一丁目 67 (下川井 IC)	86,526	28.2	—	—	74,693	26.9
一般国道 246 号	10	瀬谷区目黒町 11	—	—	38,080	30.0	39,401	29.1
一般国道 467 号	11	大和市大和東一丁目 10-2	14,923	14.3	14,635	16.9	—	—
	12	大和市大和東一丁目 10-18	—	—	—	—	14,903	12.5
環状 4 号線	13	瀬谷区本郷三丁目 16	10,214	11.0	—	—	10,160	9.7
	14	瀬谷中学校前	—	—	—	—	14,121	8.3
	15	瀬谷区北町 25-1	6,766	19.5	—	—	—	—
主要地方道 丸子中山茅ヶ崎	16	瀬谷区二ツ橋町 545	29,663	17.6	—	—	—	—
	17	旭区笹野台二丁目 3	—	—	25,846	17.1	—	—
	18	二ツ上橋	—	—	—	—	23,555	11.7
主要地方道 目黒町町田	19	大和市下鶴間 100	—	—	13,864	8.6	—	—
県道瀬谷柏尾	20	瀬谷区中央七丁目 3	10,853	7.5	—	—	—	—
	21	二ツ上橋	—	—	9,308	6.5	7,061	6.6
市道五貫目 第 33 号線	22	旭区上川井町 1966	—	—	13,136	39.0	16,875	39.0
	23	瀬谷区北町 40	21,299	30.9	—	—	—	—

注：1. 表中の観測地点番号は図 3.3-10 に示す番号と対応しています。

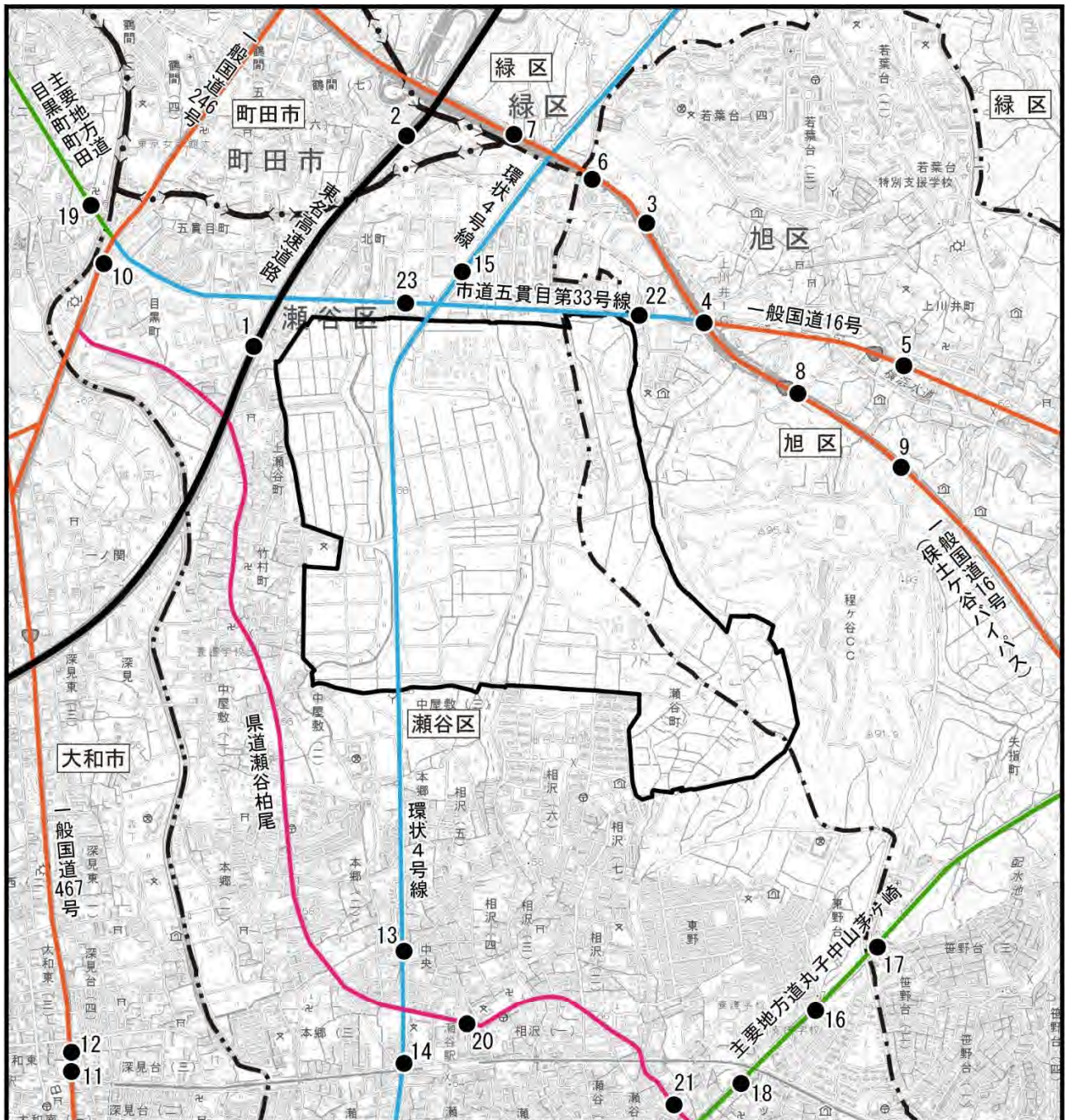
2. 交通量は、昼間（午前 7 時～午後 7 時）の 12 時間交通量を示しています。

※：「観測地点名」は実際の住所表記とは異なる場合があります。

資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）

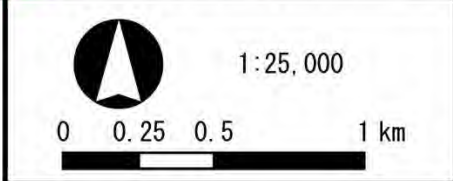
「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 23 年 9 月）

「平成 17 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 18 年 6 月）



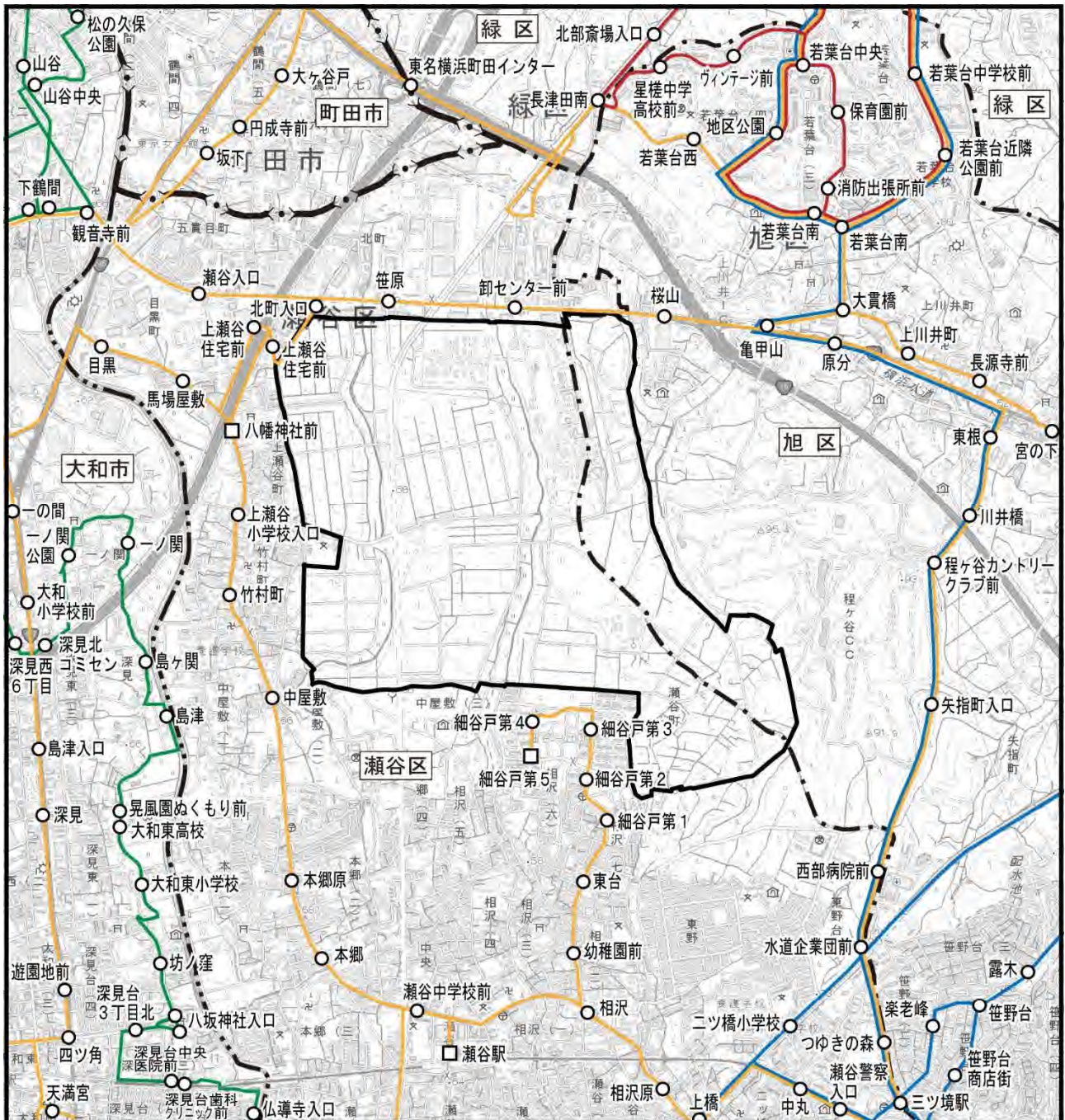
凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 高速自動車国道
- 交通量調査地点
- 一般国道
- 県道（主要地方道）
- 県道（一般県道）
- 市道（指定市の一般市道）



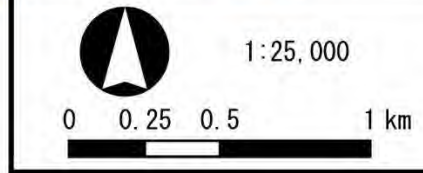
注：図中の番号は表 3.3-14 に示す観測地点番号に対応しています。
 資料：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 29 年 6 月）
 「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 23 年 9 月）
 「平成 17 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（国土交通省 平成 18 年 6 月）

図 3.3-10 主要道路及び交通量調査地点図



凡例

- | | | | |
|---|----------|--|-------------|
|  | 対象事業実施区域 |  | 横浜市営バス |
|  | 都県界 |  | 神奈川中央交通バス |
|  | 市界 |  | 相鉄バス |
|  | 区界 |  | 大和市コミュニティバス |
| | |  | バス停 (起点・終点) |
| | |  | バス停 |



資料：「横浜市営バス路線マップ (2021年4月版)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「相鉄バス路線図 (2020年12月)」(相鉄グループホームページ 令和3年4月閲覧)
「神奈川中央交通(株)大和営業所路線図 (2021年1月)」(神奈川中央交通(株)ホームページ 令和3年4月閲覧)
「神奈川中央交通(株)戸塚営業所路線図 (2020年11月)」(神奈川中央交通(株)ホームページ 令和3年4月閲覧)
「神奈川中央交通(株)中山営業所路線図 (2020年5月)」(神奈川中央交通(株)ホームページ 令和3年4月閲覧)
「大和市コミュニティバス路線図深見地域 (平成29年10月)」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「大和市コミュニティバス路線図北部ルート (令和2年4月)」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)

図 3.3-11 バス路線図

(2) 鉄道の状況

調査区域の鉄道駅の乗車人員は表 3.3-15 に、鉄道路線図は図 3.3-12 に示すとおりです。

対象事業実施区域の最寄りの駅は、相鉄本線の瀬谷駅です。瀬谷駅の乗車人員は、平成 27 年度以降おおむね横ばいで推移しています。

表 3.3-15 鉄道駅の乗車人員（1日平均）

単位：人

路線	駅名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
相鉄本線	希望ヶ丘駅	17,679	17,806	17,781	17,732	17,446
	三ツ境駅	29,093	29,169	29,285	29,043	28,823
	瀬谷駅	22,429	22,348	22,406	22,474	22,215
	大和駅	55,644	55,911	56,468	56,810	—
小田急江ノ島線	大和駅	57,782	57,969	58,684	58,964	—
	鶴間駅	14,766	14,998	15,211	15,298	—
東急田園都市線	つきみ野駅	5,327	5,330	5,400	5,376	5,800
	南町田 グランベリー パーク駅*	17,030	17,110	14,721	15,121	20,074
	すずかけ台駅	5,770	5,756	5,841	5,863	5,858

注：1. 相鉄本線の大和駅、小田急江ノ島線の大和駅、鶴間駅、東急田園都市線のつきみ野駅以外の乗車人員 1日平均は、年間の乗車人員を平成 27 年度及び令和元年度は 366 日、それ以外の年度は 365 日で除した人数を示しています。

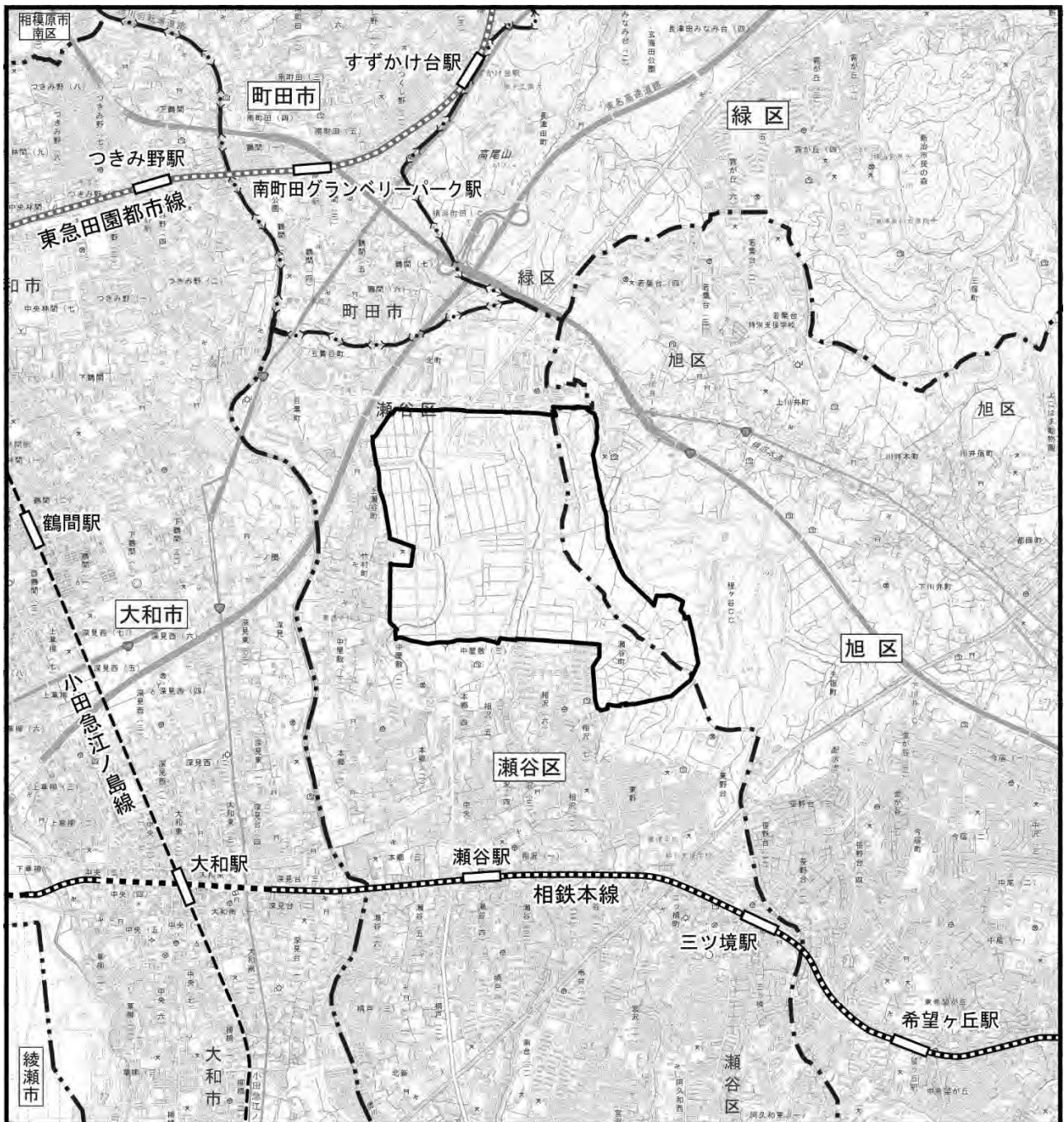
2. 大和駅は乗換人員を含みます。

※：南町田駅は、令和元年 10 月 1 日より、南町田グランベリーパーク駅に改称されました。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「平成 27 年度～令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡 例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 相鉄本線 (..... 地下部分)
- 小田急江ノ島線
- 東急田園都市線
- 駅

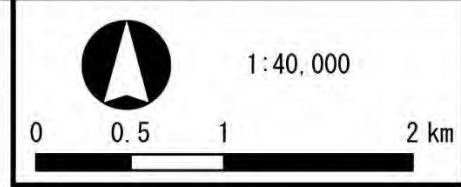


図 3.3-12 鉄道路線図

3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「配慮が特に必要な施設」といいます。）として、教育機関等、医療機関等、官公庁等、福祉施設等、その他の市民利用施設等及び公園・緑地等があげられます。調査区域における配慮が特に必要な施設は、表 3.3-16 及び図 3.3-13 に示すとおりです。

住宅地については、主に対象事業実施区域の南側に隣接する地域に細谷戸団地が、西から南西側に隣接する地域には上瀬谷町、竹村町、中屋敷の集落が立地しています（土地利用現況図は前掲図 3.3-1（P.3-109）、用途地域は前掲図 3.3-5（P.3-113））。

(1) 主な教育機関等

調査区域内においては、保育所・幼稚園が 38 施設、小学校が 10 校、中学校が 3 校、高等学校が 4 校、特別支援学校が 6 校、専修学校が 2 校存在しています。対象事業実施区域周辺の主な教育機関等は、南側に「わらべ細谷戸保育園」(S02)、西側に「横浜市中屋敷保育園」(S01)、「横浜市立上瀬谷小学校」(S19)、南東側に「神奈川県立瀬谷高等学校」(S25) があります。

(2) 主な医療機関等

調査区域内においては、主な医療機関が 7 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な医療機関等は、南東側に「聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院」(A02) があります。

(3) 主な官公庁等

調査区域内においては、市役所の連絡所が 1 施設、消防署が 2 施設、郵便局が 7 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な官公庁等は、北側に「横浜卸本町簡易郵便局」(S02)、南側に「中瀬谷消防出張所」(S01) があります。

(4) 主な福祉施設等

調査区域内においては福祉施設が 59 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な福祉施設等は、北東側に「シャローム横浜」(A02)、「シャローム桜山」(A07)、南側に「ファミリーイン瀬谷」(S02)、「愛成苑」(S03)、南西側に「横浜市中屋敷地域ケアプラザ」(S26) があります。

(5) その他の市民利用施設等

調査区域内においては、各地区センターやコミュニティハウス、図書館等の市民利用施設が 18 施設存在しています。対象事業実施区域周辺のその他の主な市民利用施設等は、南西側に「中屋敷地区センター」(S02) があります。

(6) 主な公園・緑地等

調査区域内においては、主な公園・緑地等が 96 施設存在しています。対象事業実施区域周辺の主な公園・緑地等は、西側に「竹村町公園」(S21)、南側に「瀬谷みはらし公園」(S04)、「細谷戸公園」(S25)があります。

また、調査区域内には「緑の環境をつくり育てる条例」に基づく「瀬谷市民の森 (S34)」、「追分市民の森 (A22)」、「上川井市民の森 (A23)」が存在しています。

表 3.3-16(1) 配慮が特に必要な施設（教育機関等）

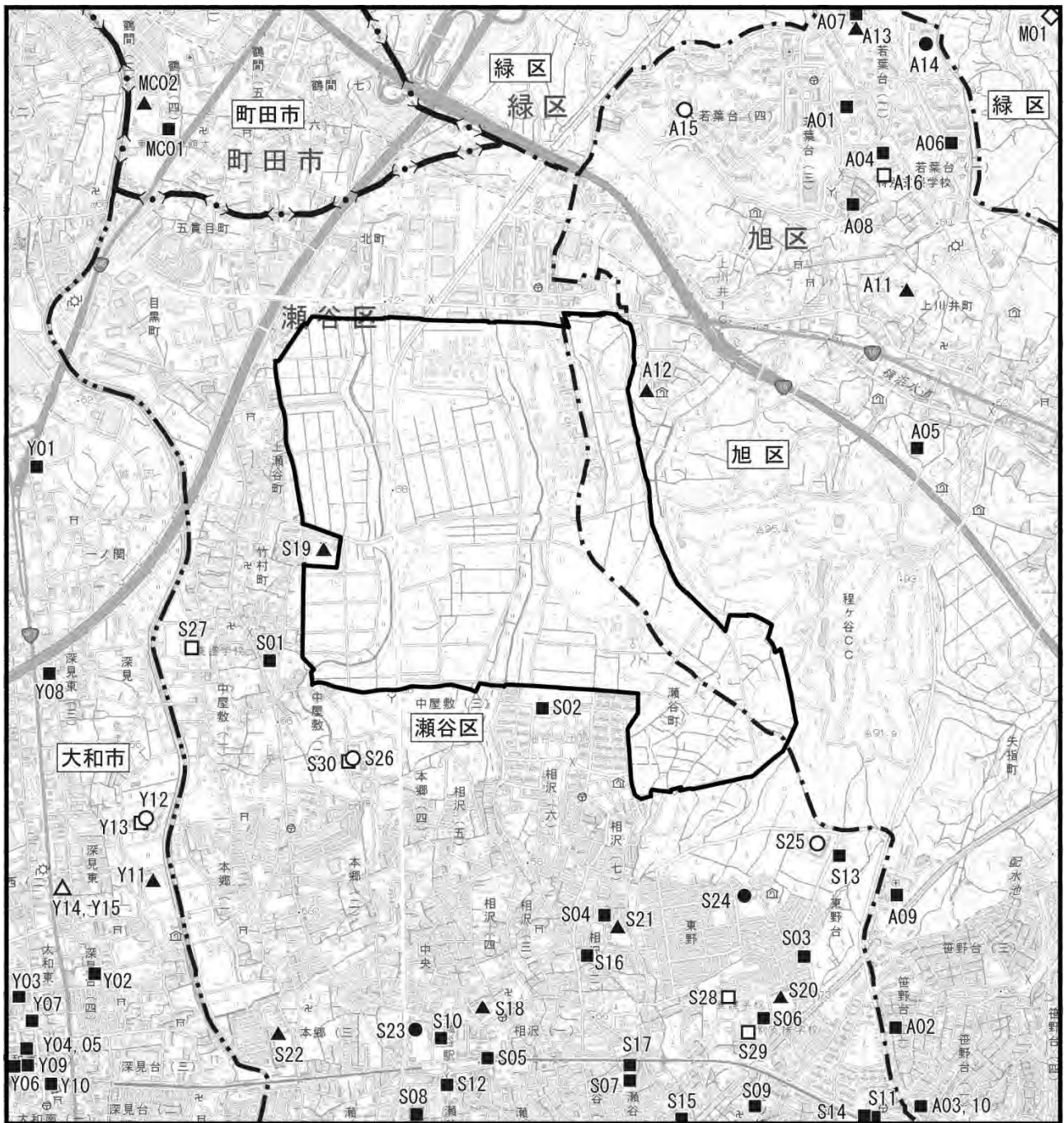
行政区分	種類	No.	名称	住所
瀬谷区	保育所・幼稚園	S01	横浜市中屋敷保育園	中屋敷二丁目 29-2
		S02	わらべ細谷戸保育園	瀬谷町 5945
		S03	横浜市二ツ橋保育園	二ツ橋町 527-2
		S04	瀬谷愛児園	相沢七丁目 23-1
		S05	GENKIDS 瀬谷保育園	中央一丁目 4 スマイルストリート 瀬谷 3 階
		S06	シャローム三育保育園	二ツ橋町 469
		S07	ゆたか保育園	瀬谷一丁目 1-3
		S08	ティンクル瀬谷保育園	瀬谷四丁目 25-2
		S09	ココファン・ナーサリー二ツ橋	二ツ橋町 351-3
		S10	ネスト瀬谷	中央六丁目 15
		S11	はぐ@ねすと	三ツ境五丁目 14 ラフィネエスパース 303
		S12	ていんく 2@ねすと	瀬谷四丁目 5-32
		S13	認定こども園 あづまの幼稚園・あづまのナーサリー	東野台 38
		S14	保育室「ネスト」	三ツ境五丁目 5 グレートヒル三ツ境
		S15	フルまる～む	瀬谷一丁目 13-9
		S16	相沢幼稚園	相沢二丁目 42-2
		S17	ゆたか幼稚園	瀬谷一丁目 1-1
	小学校	S18	横浜市立瀬谷小学校	相沢四丁目 1-1
		S19	横浜市立上瀬谷小学校	瀬谷町 7140
		S20	横浜市立二ツ橋小学校	二ツ橋町 507
		S21	横浜市立相沢小学校	相沢二丁目 56-1
		S22	横浜市立大門小学校	本郷三丁目 47-5
	中学校	S23	横浜市立瀬谷中学校	中央五丁目 41
		S24	横浜市立東野中学校	東野 130
	高等学校	S25	神奈川県立瀬谷高等学校	東野台 29-1
		S26	神奈川県立瀬谷西高等学校	中屋敷二丁目 2-5
	特別支援学校	S27	神奈川県立瀬谷養護学校	竹村町 28-1
		S28	神奈川県立三ツ境養護学校	二ツ橋町 468
		S29	横浜市立二ツ橋高等特別支援学校	二ツ橋町 470
		S30	三ツ境養護学校瀬谷西分教室	中屋敷二丁目 2-5
旭区	保育所・幼稚園	A01	若葉台保育園	若葉台二丁目 20-1
		A02	三ツ境たんぽぽ保育園	笹野台二丁目 9-28
		A03	とこちゃん☆みつつ保育園	笹野台一丁目 1-43 第二廣島ビル 601
		A04	プレスクール若葉幼稚園	若葉台二丁目 9-2
		A05	上川井幼稚園	上川井町 1212-6
		A06	認定こども園 オーセルわかば幼稚園	若葉台一丁目 7-1
		A07	わかばの森保育園 (森の台保育園の分園)	若葉台二丁目 14-1
		A08	医療法人赤枝会 オレンジ託児所	上川井町 2694-20
		A09	聖マリアンナはなみずき保育園	矢指町 1197-1
		A10	ゆずの木保育園	旭区笹野台 1-1-43 第二廣島ビル 3 階

表 3.3-16 (2) 配慮が特に必要な施設 (教育機関等)

行政区分	種類	No.	名称	住所
旭区	小学校	A11	横浜市立上川井小学校	上川井町 2913
		A12	横浜三育小学校	上川井町 1985
		A13	横浜市立若葉台小学校	若葉台二丁目 14-1
	中学校	A14	横浜市立若葉台中学校	若葉台一丁目 13-1
		A15	星槎高等学校	若葉台四丁目 35-1
	特別支援学校	A16	横浜市立若葉台特別支援学校	若葉台二丁目 1-1
緑区	大学	M01	東洋英和女学院大学	三保町 32
大和市	保育所・幼稚園	Y01	保育園おひさまのほっぺ	下鶴間 2748-2
		Y02	深見台保育園	深見台四丁目 10-23
		Y03	さなぎっこ保育園	大和東三丁目 7-2
		Y04	大和オハナ保育園	大和東一丁目 6-7 木曾ビル 2階
		Y05	BABY MAHALO	大和東一丁目 6-7 木曾ビル 1階
		Y06	パレット保育園・大和	大和東一丁目 7-22 1F~3F
		Y07	大和 YMCA 保育園	大和東三丁目 3-16
		Y08	ふかみ幼稚園	深見東三丁目 5-16
		Y09	大和幼稚園	大和東一丁目 7-16
		Y10	大和市屋内こども広場 保育室	大和南一丁目 8-1
	小学校	Y11	大和市立大和東小学校	深見 1805
	高等学校	Y12	神奈川県立大和東高等学校	深見 1760
	特別支援学校	Y13	頼谷養護学校大和東分教室	深見 1760
	専修学校	Y14	大和商業高等専修学校	深見東一丁目 1-9
		Y15	柏木実業専門学校	深見東一丁目 1-9
町田市	保育所・幼稚園	MC01	ハッピードリーム鶴間	鶴間四丁目 22-7
	小学校	MC02	鶴間小学校	鶴間四丁目 17-1

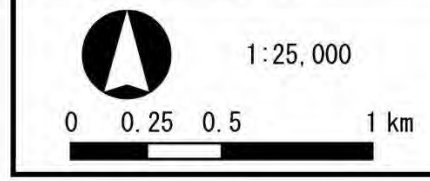
注：表中の No. は図 3.3-13(1) と対応しています。

資料：「保育所・保育施設検索」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「病児病後児保育(令和3年4月版)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「乳幼児一時預かり事業」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「幼稚園・認定こども園一覧」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「令和3年度 瀬谷区 保育施設一覧」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「横浜市立学校名簿(令和2年4月1日現在)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「大和市内の私設保育施設(認可外保育施設)」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「大和市保育所等一覧(受入可能児童数)」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「大和市内の幼稚園・認定こども園一覧」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「神奈川県公立学校名簿」(神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧)
「神奈川県私立学校名簿」(神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧)
「県内大学一覧」(神奈川県ホームページ 令和3年4月閲覧)
「町田市2021年度入園のしおり」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「町田市立幼稚園等一覧表(2020年度)」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)
「認可外保育施設名簿」(令和3年1月1日現在届出済施設)
(東京都福祉保健局ホームページ 令和3年4月閲覧)
「東京都公立学校一覧(令和2年5月1日現在)」(東京都教育委員会ホームページ 令和3年4月閲覧)
「東京都私立学校一覧」(東京都ホームページ 令和3年4月閲覧)



凡例

- | | | | |
|--|----------|--|---------|
| | 対象事業実施区域 | | 保育所・幼稚園 |
| | 都県界 | | 小学校 |
| | 市界 | | 中学校 |
| | 区界 | | 高等学校 |
| | | | 大学 |
| | | | 特別支援学校 |
| | | | 専修学校 |



注：1. 図中の番号は表 3.3-16(1)～(2)に示す No. と対応しています。
 2. 図に示す情報の出典は表 3.3-16(1)～(2)と同様です。

図 3.3-13(1) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な教育機関等）

表 3.3-16(3) 配慮が特に必要な施設（主な医療機関等）

行政区分	No.	施設名	所在地
瀬谷区	S01	医療法人産育会堀病院	二ツ橋町 292
旭区	A01	赤枝病院	上川井町 578-2
	A02	聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	矢指町 1197-1
	A03	医療法人社団明芳会横浜旭中央総合病院	若葉台四丁目 20-1
	A04	あさひの丘病院	川井本町 128-1
	A05	神奈川病院	川井本町 122-1
町田市	MC01	南町田病院	鶴間四丁目 4-1

注：表中の No. は図 3.3-13(2) と対応しています。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

（神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 令和 2 年 4 月）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」

（横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課 令和 3 年 2 月 1 日）

「市内の病院一覧」（町田市医師会ホームページ 令和 3 年 4 月 1 日）

「市内の有床診療所一覧」（町田市医師会ホームページ 令和 3 年 4 月 15 日）

表 3.3-16(4) 配慮が特に必要な施設（主な官公庁等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	消防署	S01	中瀬谷消防出張所	中屋敷二丁目 16-15
	郵便局	S02	横浜卸本町簡易郵便局	卸本町 9308-19
		S03	三ツ境駅北口郵便局	三ツ境 5-35
		S04	横浜瀬谷北郵便局	相沢一丁目 5-6
		S05	横浜細谷戸郵便局	相沢六丁目 18-10
		S06	横浜本郷原郵便局	本郷二丁目 41-5
旭区	消防署	A01	若葉台消防出張所	若葉台三丁目 1-1
	郵便局	A02	横浜若葉台郵便局	若葉台三丁目 5-1
大和市	市役所	Y01	大和市役所大和連絡所	大和南一丁目 8-1
	郵便局	Y02	南大和郵便局	大和南一丁目 8-1

注：表中の No. は図 3.3-13(3) と対応しています。

資料：「2021 年度版 暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「大和市市民便利帳 2020・2021 年度版」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

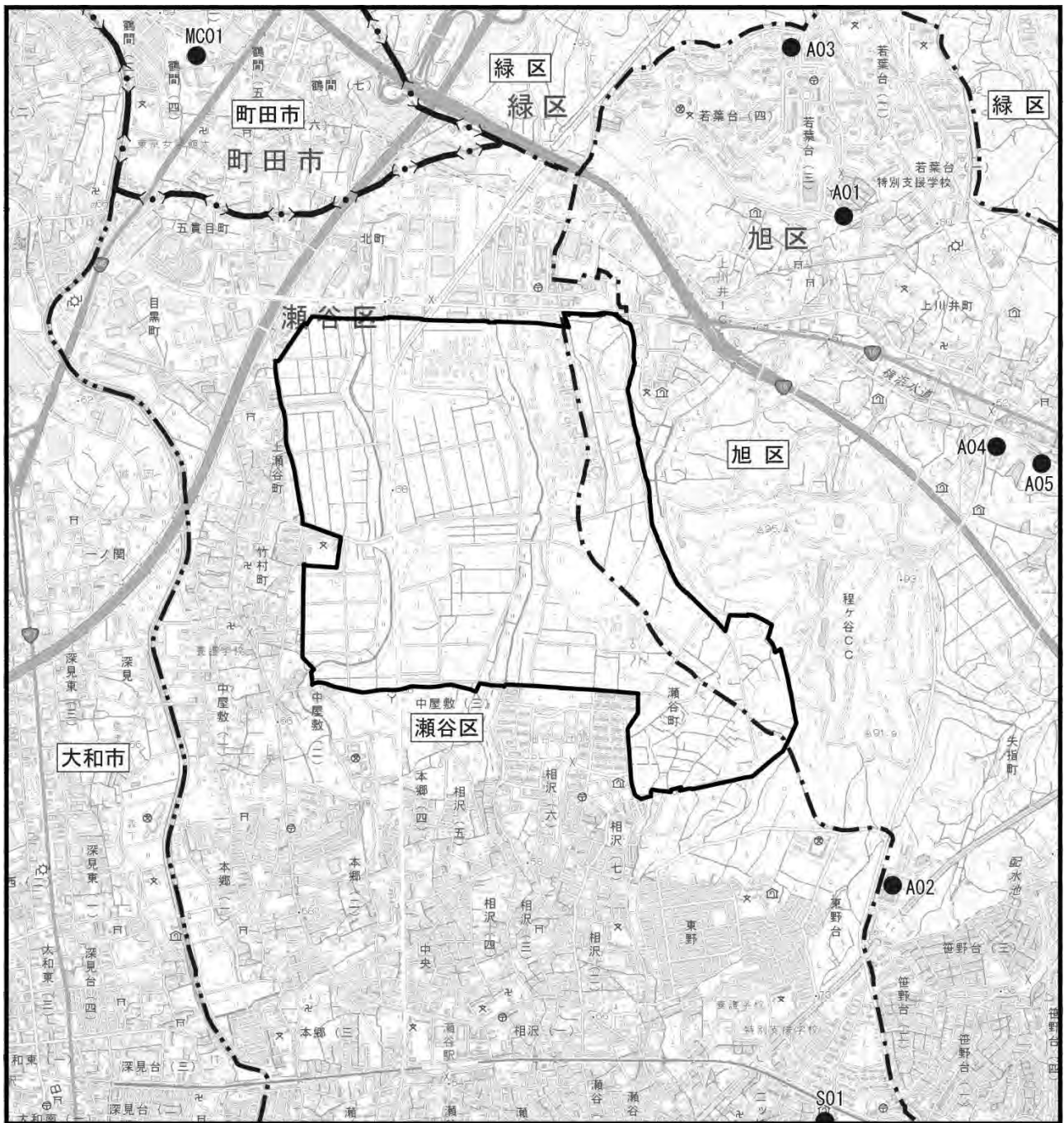
「まちだガイド 2021 MAP&インフォメーション」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「郵便局・ATM をさがす」（日本郵政グループホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「横浜市内の消防署」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

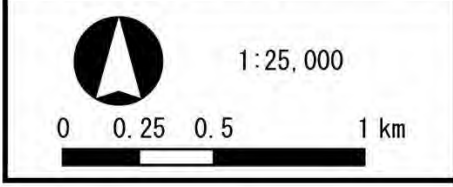
「大和市消防本部」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「各消防署・方面本部一覧」（東京消防庁ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 主な医療機関
- 都県界
- 市界
- 区界



注：図中の番号は、表 3.3-16(3)に対応しています。

資料：「医療機関名簿（病院・救急診療所・休日急患診療所・療養病床を有する診療所）」

（神奈川県健康医療局 保健医療部医療課 令和2年4月）

「横浜市内の病院・一般診療所・歯科診療所名簿」（横浜市健康福祉局健康安全部医療安全課 令和3年2月1日）

「市内の病院一覧」（町田市医師会ホームページ 令和3年4月1日）

「市内の有床診療所一覧」（町田市医師会ホームページ 令和3年4月15日）

図 3.3-13(2) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な医療機関等）

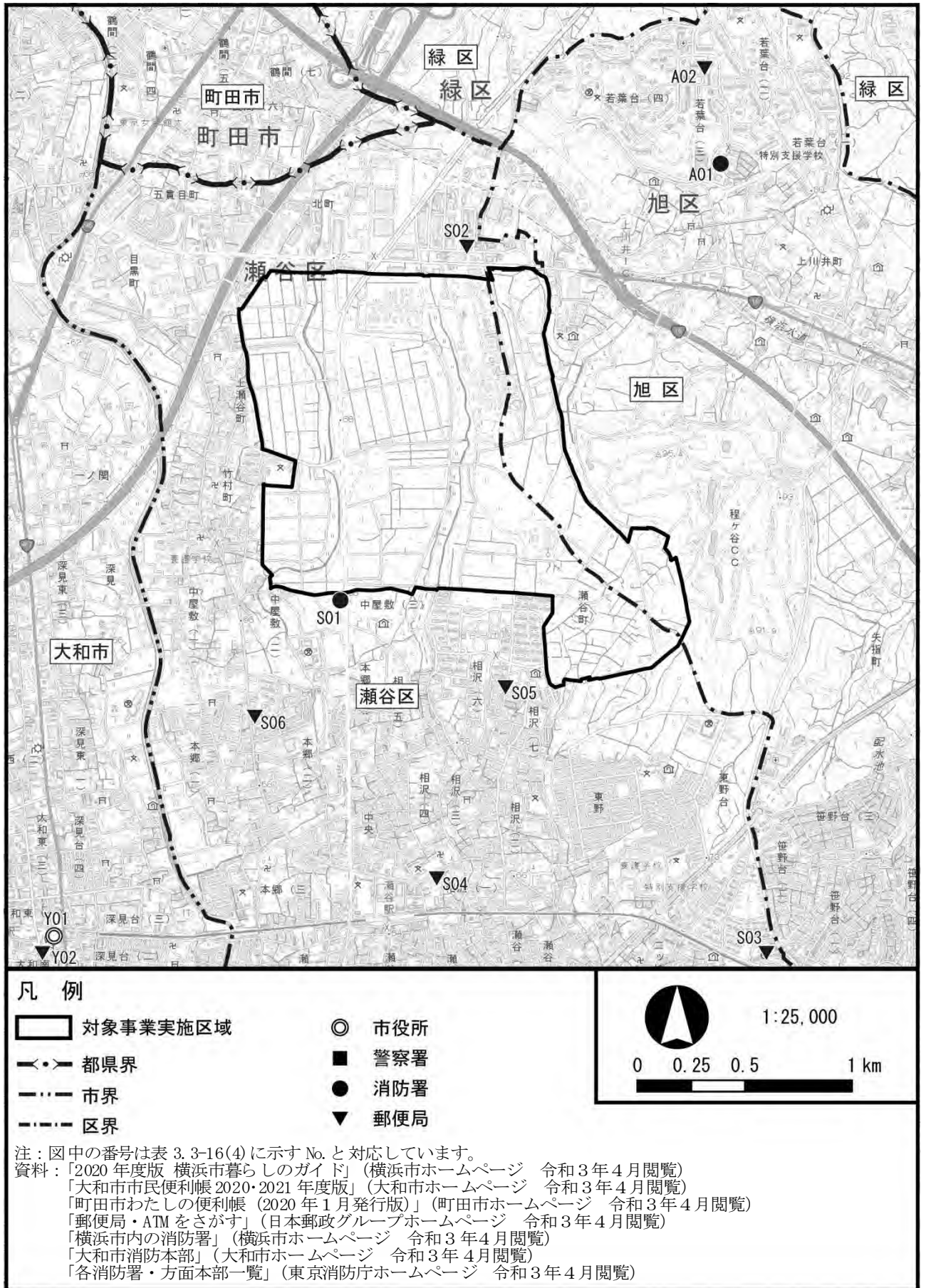


図 3.3-13(3) 配慮が特に必要な施設の分布状況 (主な官公庁等)

表 3.3-16(5) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
瀬谷区	特別養護老人ホーム	S01	ひだまり館	二ツ橋町 283-1
		S02	ファミリーイン瀬谷	中屋敷三丁目 11-1
		S03	愛成苑	瀬谷町 4131-16
		S04	ラペ瀬谷	目黒町 21-10
	軽費老人ホーム	S05	東野園	東野台 26
	介護老人保健施設	S06	ハートフル瀬谷	中屋敷二丁目 2-1
	認知症高齢者 グループホーム	S07	グループホーム 泉の郷本郷	本郷一丁目 55-1
		S08	サロン・ド・せや	中屋敷一丁目 37-8
		S09	グループホーム こころ	本郷三丁目 25-1
		S10	グループホーム ソラスト 瀬谷	本郷三丁目 49-1
		S11	特定非営利活動法人 ふるさとホーム瀬谷	相沢四丁目 10-36
		S12	サンライズ・ホーム瀬谷市民の森	瀬谷町 5631-1
		S13	グループホーム みんなの家 横浜瀬谷	中屋敷二丁目 6-15
		S14	グループホーム みんなの家 横浜上瀬谷	上瀬谷町 56-4
		S15	グループホーム きずな	東野台 40
		S16	ニチイケアセンター横浜瀬谷	本郷三丁目 63-5
		介護付有料老人ホーム等	S17	サンライズ・ヴィラ瀬谷
	S18		ホームステーションらいふ瀬谷	瀬谷区相沢 6-4-7
	住宅型有料老人ホーム	S19	アシステッド・ナーシング輝の杜	五貫目町 10-38
		S20	住宅型有料老人ホーム フォンテーン横浜町 田老番館	五貫目町 18-19
		S21	住宅型有料老人ホーム フォンテーン横浜町 田式番館	五貫目町 18-1
		S22	ベストライフ横浜瀬谷	瀬谷区本郷 2-7-7
	小規模多機能型居宅介護	S23	小規模多機能ホーム あんのん	本郷三丁目 1-17
		S24	小規模多機能型居宅介護事業所 アカシア	本郷一丁目 14-13
		S25	咲くや愛成	相沢七丁目 13
	地域ケアプラザ	S26	横浜市中屋敷地域ケアプラザ	中屋敷二丁目 18-6
		S27	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	社会福祉協議会	S28	横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ	二ツ橋町 469
	地域子育て支援拠点	S29	にこてらす	二ツ橋町 469

表 3.3-16(6) 配慮が特に必要な施設（主な福祉施設等）

行政区分	種類	No.	名称	所在地
旭区	特別養護老人ホーム	A01	あだちホーム	上川井町 2287
		A02	シャローム横浜	上川井町 1988
		A03	サニーヒル横浜	上川井町 426
		A04	水の郷	上川井町 3059
		A05	弥生苑	上川井町 1241-1
		A06	旭ホーム	川井本町 154-6
	ケアハウス	A07	シャローム桜山	上川井町 1988
	介護老人保健施設	A08	グリーンリープズ赤枝	上川井町 2694-7
		A09	希望の森	上川井町 2968-2
	認知症高齢者グループホーム	A10	花物語 あさひ	上川井町 2269
		A11	青い空と緑の大地	上川井町 2911-5
		A12	グループホーム つどい	下川井町 2218-25
	介護付有料老人ホーム等	A13	トレクォール横浜 若葉台	若葉台四丁目 36-1
		A14	ヴィンテージ・ヴィラ横浜	若葉台四丁目 26
	住宅型有料老人ホーム	A15	ミニハウス オレンジヒルズ	上川井町 2694-15
		A16	アモーレ 水の郷	上川井町 169
	地域ケアプラザ	A17	横浜市若葉台地域ケアプラザ	若葉台四丁目 16-1
		A18	横浜市笹野台地域ケアプラザ	笹野台二丁目 32-1
大和市	特別養護老人ホーム (介護付有料老人ホーム)	Y01	ベルビルガーデンやまと	深見 713-2
		Y02	ホームステーションらいふ大和	深見東一丁目 4-10
	介護老人福祉施設	Y03	ル・リアンふかみ	深見 2106-1
	小規模多機能型居宅介護	Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	Y05	特別養護老人ホーム 晃風園ぬくもり	深見 1736-2
		Y06	グループホーム 晃風園	深見東三丁目 2-5
		Y07	大和 YMCA グループホーム	大和東三丁目 3-16
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	Y04	ヴィラ愛成	大和東一丁目 13-17
地域包括支援センター	Y08	深見大和地域包括支援センター(大和YMCA)	大和東三丁目 3-16	
町田市	介護老人保健施設	MC01	オネスティ南町田	鶴間七丁目 3-3
	認知症高齢者グループホーム	MC02	花物語まちだ南	鶴間六丁目 18-40
	有料老人ホーム	MC03	ひだまりガーデン南町田	鶴間四丁目 14-1
	看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	MC04	ペンギンスティ南町田	鶴間四丁目 5-8

注：表中の No. は図 3.3-13(4) と対応しています。

資料：「高齢者福祉保健施設一覧（令和3年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

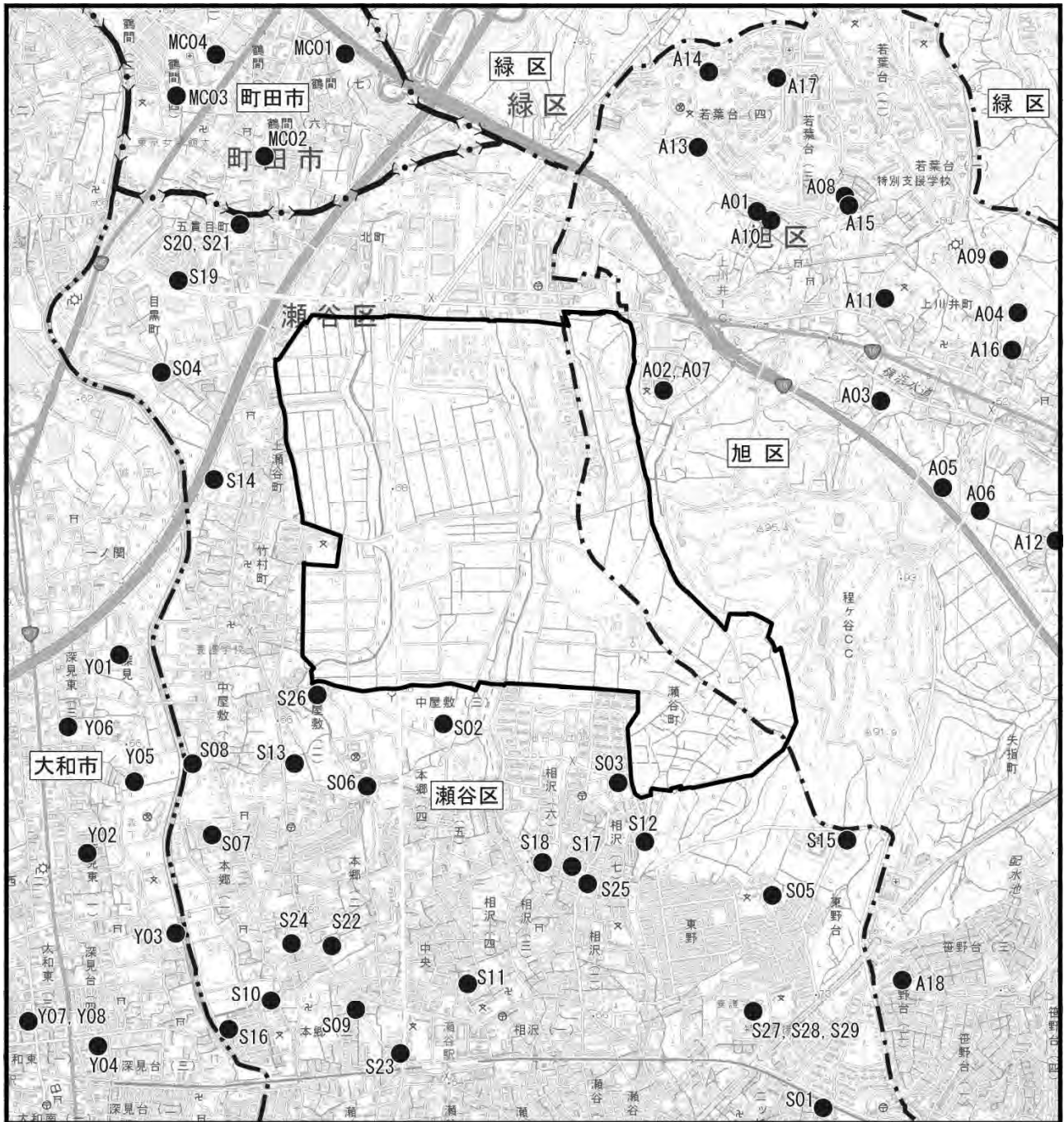
「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大和市_介護サービス事業所一覧、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所一覧

（令和2年6月23日現在）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

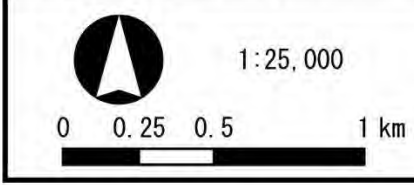
「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和3年4月閲覧）

「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 福祉施設
- ・— 都県界
- · · — 市界
- · · · — 区界



注：図中の番号は表 3-3-16 (5)、(6) に示す No. と対応しています。
 資料：「高齢者福祉保健施設（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「地域ケアプラザ紹介」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「大和市介護サービス事業所一覧、介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所一覧（令和2年6月23日現在）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「社会福祉施設等一覧」（東京都福祉局ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「地域子育て支援拠点」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.3-13 (4) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な福祉施設等）

表 3.3-16(7) 配慮が特に必要な施設（その他の主な市民利用施設等）

行政区分	施設	No.	名称	所在地
瀬谷区	図書館	S01	瀬谷図書館	本郷三丁目 22- 1
	地区センター	S02	中屋敷地区センター	中屋敷二丁目 18- 6
	コミュニティハウス	S03	東野コミュニティハウス	東野 130
	市民活動支援センター	S04	瀬谷区民活動センター	二ツ橋町 469
	その他	S05	まるたのしろ瀬谷（中央公園内）	本郷二丁目 28- 4
旭区	地区センター	A01	若葉台地区センター	若葉台三丁目 4- 2
	スポーツ施設	A02	大貫谷公園プール	若葉台四丁目 35
	コミュニティハウス	A03	横浜わかば学園コミュニティハウス	若葉台二丁目 1- 1
大和市	図書館	Y01	大和市立図書館	大和南一丁目 8- 1
	コミュニティセンター	Y02	コミュニティセンター深見北会館	深見 498- 5
		Y03	コミュニティセンター深見中会館	深見台四丁目 10- 29
	スポーツ施設	Y04	深見歴史の森スポーツ広場	下鶴間 2747- 1
	学習センター	Y05	大和市生涯学習センター （シリウス内）	大和南一丁目 8- 1
	その他	Y06	大和市下鶴間ふるさと館	下鶴間 2359- 5
		Y07	文化創造拠点シリウス	大和南一丁目 8- 1
		Y08	やまと芸術文化ホール（シリウス内）	大和南一丁目 8- 1
		Y09	ぷらっと大和	大和南一丁目 8- 1
町田市	その他	MC01	南町田会館	鶴間三丁目 16- 1

注：表中の No. は図 3.3-13(5) に示す番号と対応しています。

資料：「2020 年度版 横浜市暮らしのガイド」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

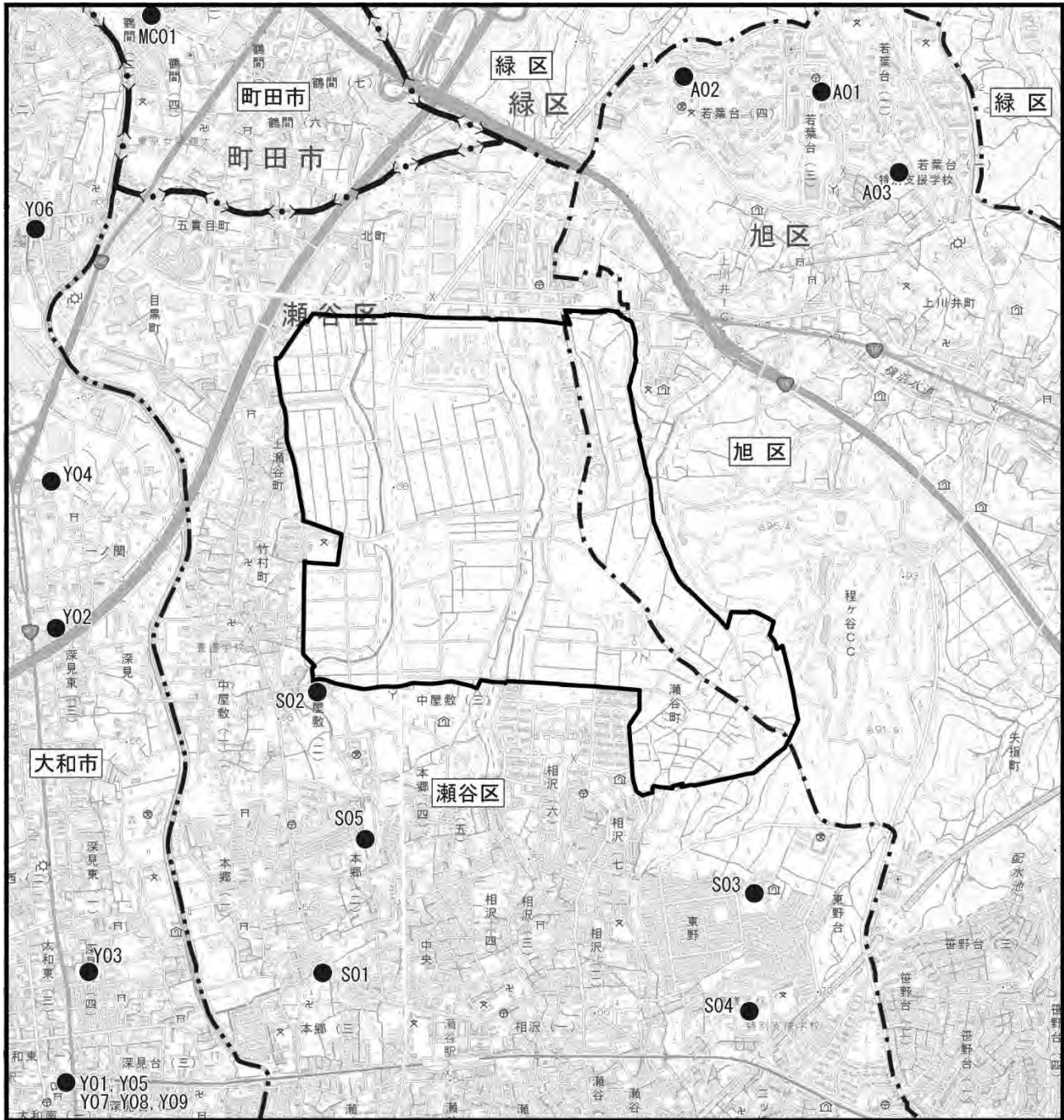
「大和市コミュニティセンター一覧」（大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「フロア案内」（大和市文化創造拠点シリウス ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「大和市スポーツ関連施設一覧」（大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

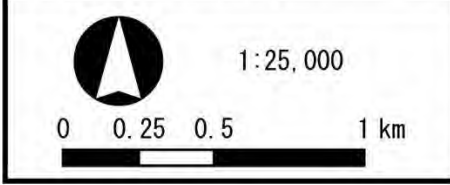
「生涯学習・文化」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市わたしの便利帳（2020 年 1 月発行版）」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- その他の市民利用施設
- 都県界
- 市界
- 区界



注：図中の番号は表 3.3-16(7) に示す Na と対応しています。
 資料：「2020 年度版 横浜市暮らしのガイド」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
 「大和市コミュニティセンター一覧」(大和市役所生活あんしん課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
 「フロア案内」(大和市文化創造拠点シリウス ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
 「大和市スポーツ関連施設一覧」(大和市文化スポーツ部 スポーツ課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
 「生涯学習・文化」(大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)
 「町田市わたしの便利帳 (2020 年 1 月発行版)」(町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

図 3.3-13 (5) 配慮が特に必要な施設の分布状況 (その他の主な市民利用施設等)

表 3. 3-16 (8) 配慮が特に必要な施設 (主な公園・緑地等)

行政区分	種類	No.	名称	面積 (㎡)
瀬谷区	地区	S01	瀬谷本郷公園	36,000
	近隣	S02	上瀬谷公園	10,245
		S03	瀬谷中央公園	12,630
		S04	瀬谷みはらし公園	13,584
		S05	相沢公園	2,917
	街区	S06	相沢六丁目公園	1,156
		S07	相沢六丁目第二公園	979
		S08	相沢南公園	150
		S09	相沢四丁目公園	2,739
		S10	東野第一公園	3,553
		S11	東野第二公園	1,277
		S12	東野第三公園	1,016
		S13	東野第四公園	150
		S14	東野第五公園	1,774
		S15	上瀬谷町東公園	683
		S16	五貫目町公園	1,749
		S17	瀬谷四丁目公園	1,723
		S18	瀬谷駅北口公園	3,000
		S19	瀬谷土橋公園	4,472
		S20	大門第一公園	930
		S21	竹村町公園	1,756
		S22	中屋敷三丁目公園	1,463
		S23	中屋敷中央公園	4,136
		S24	橋戸北第二公園	1,498
		S25	細谷戸公園	7,787
		S26	本郷三丁目公園	5,305
		S27	本郷四丁目公園	533
		S28	本郷四丁目第二公園	4,120
		S29	本郷二丁目公園	783
		S30	目黒町公園	676
		S31	楽老北公園	1,557
		S32	楽老中公園	1,199
		S33	楽老南公園	3,770
	市民の森	S34	瀬谷市民の森	191,000
	特別緑地保全地区	S35	本郷三丁目特別緑地保全地区	3,000
旭区	地区	A01	若葉台公園	46,441
	近隣	A02	大貫谷公園	32,323
		A03	桧山公園	26,394
		A04	日向根公園	16,215
		A05	笹野台北公園	9,879
		A06	えびね公園	5,445
	街区	A07	上川井市坂公園	589
		A08	上川井堂谷公園	6,910
		A09	笹野台大野公園	931
		A10	笹野台二丁目公園	1,065
		A11	つくし公園	2,574
		A12	なのはな公園	3,695

表 3. 3-16 (9) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積 (㎡)
旭区	街区	A13	やまゆり公園	5,187
		A14	たんぼぼ公園	2,224
		A15	金が谷第五公園	621
		A16	笹野台第二公園	1,166
		A17	笹野台第四公園	435
	緑地	A18	若葉台四丁目緑地	—
		A19	若葉台一丁目緑地	—
		A20	笹野台三丁目緑地	—
	市民の森	A21	矢指市民の森	51,000
		A22	追分市民の森	332,000
		A23	上川井市民の森	101,000
	特別緑地保全地区	A24	追分特別緑地保全地区	333,000
		A25	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	10,000
		A26	上川井町堀谷特別緑地保全地区	15,000
A27		上川井町中田谷特別緑地保全地区	31,000	
A28		上川井町堂谷特別緑地保全地区	35,000	
A29		上川井町露木谷特別緑地保全地区	103,000	
旭区	特別緑地保全地区	A30	川井本町特別緑地保全地区	23,000
緑区	市民の森	M01	三保市民の森	397,000
	特別緑地保全地区	M02	三保特別緑地保全地区	565,000
大和市	街区	Y01	目黒公園	1,141
		Y02	深見台1号公園	2,257
		Y03	宿公園	1,562
		Y04	一ノ関公園	1,755
		Y05	大上公園（おおがさ公園）	852
		Y06	目黒台公園	2,055
		Y07	きらめき公園	484
		Y08	名和公園	1,336
		Y09	山王原東公園	1,241
		Y10	松の久保公園	2,077
		Y11	深見台第5児童遊園	848
		Y12	大和東児童遊園	788
		Y13	こもれび公園	430
		Y14	菊園児童遊園	607
		Y15	山谷南公園	1,227.22
	緑地	Y16	深見台緑地	914
		Y17	緑の広場33号	1,357
	大規模緑地	Y18	深見歴史の森	65,958
		Y19	城山史跡公園（深見歴史の森内）	—
町田市	街区	MC01	鶴間前谷戸児童公園	215
		MC02	鶴間ひだまり公園	264
		MC03	鶴間つくしんぼ公園	278
		MC04	鶴間三角公園	779
		MC05	鶴間風の子公園	472
		MC06	鶴間ポケット公園	63
	市立公園	MC07	鶴間大ヶ谷戸広場	495
		MC08	横浜水道緑道	7,254

表 3.3-16(10) 配慮が特に必要な施設（主な公園・緑地等）

行政区分	種類	No.	名称	面積 (㎡)
町田市	運動公園	MC09	鶴間公園	52,189
	ふるさとの森	MC10	鶴間前谷戸ふるさとの森	3,778

注：表中の No. は図 3.3-13(6) に示す番号と対応しています。

資料：「公園一覧表（令和2年3月31日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「市民の森指定一覧（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区（令和2年12月4日現在）」

（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

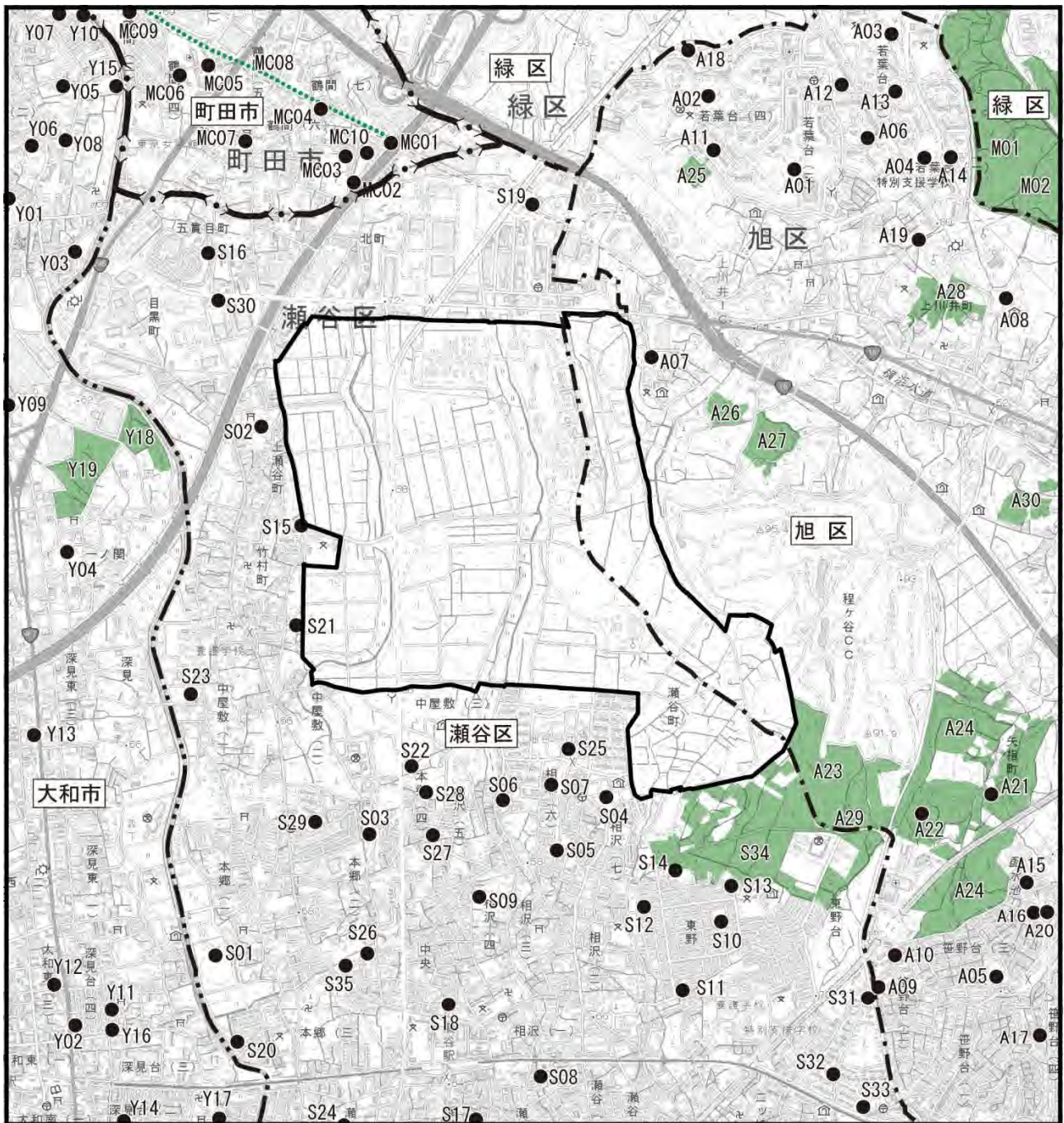
「横浜市建築局都市計画基礎調査データ（地図情報レベル2500）」

「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報 公園）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「公園・緑地一覧」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）



凡例

対象事業実施区域

都県界

市界

区界

● 主な公園・緑地等



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

注：図中のNoは、表3.3-16(8)～(10)に対応しています。

資料：「公園一覧表（令和2年3月31日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「市民の森指定一覧（令和2年4月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「横浜市公園緑地配置図（平成29年7月1日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「特別緑地保全地区、近郊緑地特別保全地区（令和3年2月17日現在）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「大和市の公園データ」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「大和市公開型地図情報サービス（くらしの情報 公園）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「公園・緑地一覧」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「地図情報まちだ（公園の位置）」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「横浜市建築局都市計画決定データ（地図情報レベル2500）」により作成

図 3.3-13(6) 配慮が特に必要な施設の分布状況（主な公園・緑地等）

3.3.6 下水道の整備状況

調査区域における令和元年度末（大和市は平成 30 年度末）の下水道の整備の状況は、表 3.3-17 に示すとおりです。

対象事業実施区域が位置する瀬谷区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 66.1%、旭区では、下水道処理人口普及率が 99%、下水道処理面積普及率が 69.2%となっています。

また、対象事業実施区域においては、下水道は整備されていません。

表 3.3-17 下水道の整備の状況

項目 処理区	下水道区域		処理区域		普及率	
	面積 A (ha)	人口 B (人)	面積 C (ha)	人口 D (人)	面積 C/A (%)	人口 D/B (%)
横浜市	43,550	3,753,771	31,429	3,752,070	72.2	100
瀬谷区	1,711	121,783	1,131	121,634	66.1	99
旭区	3,278	245,007	2,267	244,796	69.2	99
緑区	2,542	182,646	1,503	182,588	59.1	99
大和市※	2,709	237,374	1,941	226,659	71.6	95.1
町田市	7,155	428,851	5,012	423,750	70.1	98.8

※：令和元年度末現在（大和市のみ平成 30 年度末現在）

注：網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

3.3.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

本事業及び対象事業実施区域に係る主な環境関係法令等は、表 3.3-18 に示すとおりです。

表 3.3-18(1) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目	関係法令	本事業との関係	
公害防止	環境一般	環境基本法	○
		神奈川県環境基本条例	○
		横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例	○
		神奈川県生活環境の保全等に関する条例	○
		横浜市生活環境の保全等に関する条例	○
		環境影響評価法	○
		神奈川県環境影響評価条例	○
		横浜市環境影響評価条例	○
		横浜市開発事業の調整等に関する条例	○
		環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき指針）	○
	大気汚染	大気汚染防止法	○
		自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	○
	水質汚濁	水質汚濁防止法	○
		下水道法	○
		横浜市下水道条例	○
	土壌汚染	土壌汚染対策法	○
		農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	—
	騒音	騒音規制法	○
	振動	振動規制法	○
	地盤沈下	工業用水法	—
		建築物用地下水の採取の規制に関する法律	—
	悪臭	悪臭防止法	—
	日照阻害	建築基準法	—
		横浜市建築基準条例	—
		横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例	—
		横浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	—
	廃棄物	循環型社会形成推進基本法	○
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	○
		資源の有効な利用の促進に関する法律	○
	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律	○	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	
	横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	○	
	神奈川県土砂の適正処理に関する条例	○	
	横浜市空き缶等及び吸殻等の散乱の防止に関する条例	○	
	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例	○	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	—	
有害化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—	
グリーン調達	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	○	

表 3.3-18(2) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
自然環境保全	自然環境一般	生物多様性基本法	○
		遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）	—
		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律	—
		神奈川県自然環境保全条例	○
		神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例	—
		横浜自然観察の森条例	—
		緑の環境をつくり育てる条例	○
	国立公園等	自然公園法	—
		都市公園法	○
		神奈川県立自然公園条例	—
		神奈川県都市公園条例	○
		横浜市公園条例	○
	自然環境保全地域	自然環境保全法	—
		神奈川県自然環境保全条例	—
	世界遺産（自然遺産）	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	—
	風致地区	都市計画法	○
		神奈川県風致地区条例	○
		横浜市風致地区条例	○
	特別緑地保全地区	都市緑地法	○
	近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法	—
	敷地内緑化等	緑の環境をつくり育てる条例（横浜市）	○
		横浜市緑化地域に関する条例	○
	生産緑地地区	生産緑地法	—
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	○
	鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	—
	野生生物	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	○
		特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	—
ラムサール条約湿地	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	—	
自然再生	自然再生推進法	—	
災害防止	保安林	森林法	—
	砂防指定地	砂防法	—
		神奈川県砂防指定地の管理に関する条例	—
	海岸保全地域	海岸法	—
	港湾区域	港湾法	—
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	○
	地すべり防止地区	地すべり等防止法	—
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	—
	土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	○
	河川保全区域	河川法	—
	航空障害	航空法	—
	防火・危険物等の取り扱い	消防法	—
		横浜市火災予防条例	—
		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	—
		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	—
	毒物及び劇物取締法	—	

表 3.3-18(3) 本事業及び対象事業実施区域に係る環境関連法令等

項目		関係法令	本事業との関係
地球環境保全	温暖化対策	地球温暖化対策の推進に関する法律	○
		エネルギー政策基本法	—
		エネルギーの使用の合理化等に関する法律	—
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	—
		非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律	—
		バイオマス活用推進基本法	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	○
		新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	—
		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	○
		神奈川県地球温暖化対策推進条例	○
		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	—
その他	景観	景観法	○
		神奈川県景観条例	○
		横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例	○
		都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	—
		古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	—
		屋外広告物法	○
		神奈川県屋外広告物条例	—
		横浜市屋外広告物条例	○
		まちづくり方針	土地区画整理法
	駐車場法		—
	横浜市駐車場条例		—
	横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例		—
	文化財	文化財保護法	○
		神奈川県文化財保護条例	—
		横浜市文化財保護条例	○
	その他	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	—

3.3.8 文化財等の状況

(1) 指定・登録文化財

調査区域の指定・登録文化財の分布状況は、表 3.3-19 及び図 3.3-14 に示すとおりです。

調査区域の史跡、名勝、天然記念物としては、日枝社のケヤキ (S03:横浜市指定天然記念物)、ハルニレ (なんじゃもんじゃの木) (Y13:大和市指定天然記念物)、旧小倉家住宅宅地 (Y14:大和市指定史跡) があります。なお、調査区域には名勝として指定された文化財はありません。

調査区域には、「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月法律第 214 号) 第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観、同法第 144 条第 1 項の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区はありません。

表 3.3-19(1) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S01	県	工芸品	銅鐘	上瀬谷町 8-3	昭和 44 年 12 月 2 日	妙光寺
	S02	市	史跡	義民建功の碑	本郷三丁目 36-6	平成 14 年 11 月 1 日	徳善寺
	S03	市	天然 記念物	日枝社のケヤキ	本郷一丁目 18-9	平成 4 年 11 月 1 日	日枝社
	S04	市	石造物	道祖神塔	本郷一丁目 18-2	—	—
	S05	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S06	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S07	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S08	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S09	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S10	市	石造物	庚申塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S11	市	石造物	地神塔	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S12	市	石造物	護蚕祠	本郷一丁目 18-9 日枝神社	—	—
	S13	市	石造物	地藏像	本郷一丁目 47-2	—	—
	S14	市	石造物	万霊塔	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S15	市	石造物	忠魂碑	本郷三丁目 36-6 徳善寺	—	—
	S16	市	石造物	山野神塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S17	市	石造物	石祠	本郷三丁目 38-3	—	—
	S18	市	石造物	庚申塔	本郷三丁目 38-3	—	—
	S19	市	石造物	地神塔	中屋敷一丁目 36-6 付近	—	—
	S20	市	石造物	道祖神塔	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S21	市	石造物	地藏像	中屋敷一丁目 36-3 付近	—	—
	S22	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S23	市	石造物	庚申塔	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S24	市	石造物	馬頭観音像	中屋敷二丁目 25-11	—	—
	S25	市	石造物	馬頭観音像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S26	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S27	市	石造物	筆小塚	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S28	市	石造物	供養塔	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S29	市	石造物	地藏像	竹村町 1-14 善昌寺	—	—
	S30	市	石造物	地神塔	上瀬谷町 3-9	—	—
	S31	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S32	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S33	市	石造物	庚申塔	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S34	市	石造物	鳥居	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S35	市	石造物	手水鉢	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—

表 3. 3-19(2) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等
瀬谷区	S36	市	石造物	燈籠	上瀬谷町 40-8 若宮八幡	—	—
	S37	市	石造物	筆小塚	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S38	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S39	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S40	市	石造物	瀬谷村領主之墓	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S41	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S42	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S43	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S44	市	石造物	記念碑	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S45	市	石造物	題目塔	上瀬谷町 8-3 妙光寺	—	—
	S46	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S47	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S48	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S49	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S50	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S51	市	石造物	板碑	上瀬谷町 15-8	—	—
	S52	市	石造物	地神塔	五貫目町 3-12	—	—
	S53	市	石造物	馬頭観音塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S54	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S55	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S56	市	石造物	地神塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S57	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S58	市	石造物	庚申塔	相沢三丁目 16-1	—	—
	S59	市	石造物	手洗鉢	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S60	市	石造物	燈籠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S61	市	石造物	石祠	相沢三丁目 24-3 諏訪神社	—	—
	S62	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S63	市	石造物	庚申塔	相沢四丁目 35-1	—	—
	S64	市	石造物	忠魂碑	相沢四丁目 4-1 長天寺	—	—
	S65	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S66	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S67	市	石造物	庚申塔	相沢六丁目 6-1	—	—
	S68	市	石造物	石祠	相沢六丁目 6-1	—	—
	S69	市	石造物	観音塔	相沢六丁目 12-5	—	—
S70	市	石造物	道祖神塔	相沢六丁目 36-3	—	—	
S71	市	石造物	中丸先生碑	相沢四丁目 1-1 瀬谷小学校	—	—	
S72	市	石造物	庚申塔	相沢五丁目 35-1	—	—	
S73	市	石造物	庚申塔	瀬谷五丁目 2-6	—	—	
S74	市	石造物	義民建功碑	中央七丁目 3	—	—	
旭区	A01	市	彫刻	木造大日如来坐像	上川井町 214	平成 7 年 11 月 1 日	長源寺
大和市	Y01	県	考古資料	大和市 上野遺跡出土品	大和南一丁目 8-1 文化創造拠点シリウス つきみ野七丁目 3-2 つる舞の里歴史資料館	昭和 62 年 2 月 20 日	大和市
	Y02	市	建造物	観音寺厨子	下鶴間 2240 観音寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人 観音寺代表役員
	Y03	市	建造物	深見神社社号標	深見 3367 深見神社	昭和 47 年 2 月 25 日	深見神社奉賛会会長
	Y04	市	建造物	慶長年間の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	個人

表 3. 3-19(3) 調査区域の指定・登録文化財の概要

行政区分	地点	指定	種類	名称	所在地	指定年月日	所有者等	
大和市	Y05	市	建造物	徳本念仏塔	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人 仏導寺代表役員	
	Y06	市	建造物	坂本家の墓	深見 3361 仏導寺	昭和 47 年 2 月 25 日	宗教法人 仏導寺代表役員	
	Y07	市	建造物	旧小倉可光家住宅	下鶴間 2359-5 下鶴間ふるさと館	平成 7 年 4 月 27 日	大和市	
	Y08	市	建造物	旧小倉可光家住宅 土蔵	下鶴間 2359-5 下鶴間ふるさと館	平成 9 年 4 月 24 日	大和市	
	Y09	市	彫刻	坂本小左エ門重安の 位牌	深見※	昭和 47 年 2 月 25 日	個人	
	Y10	市	彫刻	木造地藏菩薩半跏像	下鶴間 2240 観音寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人 観音寺代表役員	
	Y11	市	工芸品	旧子ノ社鱧口	深見※	昭和 56 年 8 月 1 日	個人	
	Y12	市	工芸品	仏導寺梵鐘	深見 3361 仏導寺	昭和 56 年 8 月 1 日	宗教法人 仏導寺代表役員	
	Y13	市	天然 記念物	ハルニレ(なんじゃ もんじゃの木)	深見 3367 深見神社	昭和 47 年 2 月 25 日	深見神社奉賛会会長	
	Y14	市	史跡	旧小倉家住宅宅地	下鶴間 2359-5 ほか	平成 15 年 6 月 25 日	大和市	
	町田市	MC1	市	—	聖徳太子立像	鶴間五丁目 17-1 円成寺	昭和 62 年 11 月 13 日	—
		MC2	市	建造物	日枝神社本殿	鶴間六丁目 21-24 日枝神社	平成 30 年 1 月 24 日	—

注：1. 「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

2. 表中の地点は図 3. 3-14 に示す番号と対応しています。

※：Y09、Y11 の所在地の詳細情報が公表されていなかったため、図 3. 3-14 に表記しておりません。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和元年 5 月）

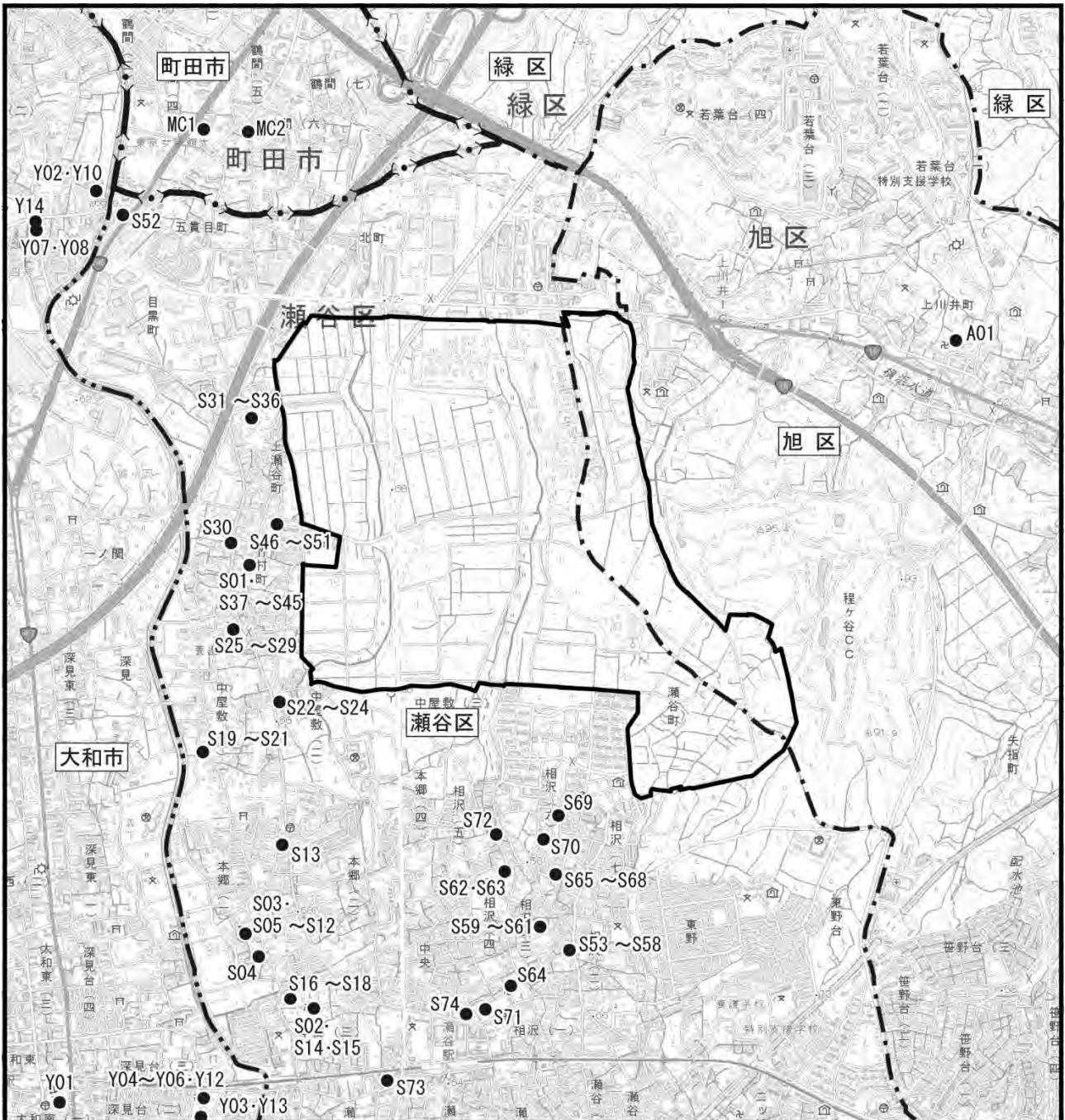
「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年 11 月）

「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成 9 年 3 月）

「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

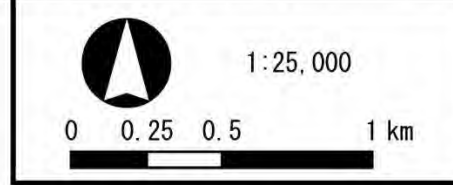
「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成 29 年 9 月）

「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 指定・登録文化財



注：図中の番号は表 3.3-19 に示す地点と対応しています。

資料：「神奈川県文化財目録（市町村別）」（神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 令和元年5月）、「国・神奈川県および横浜市指定・登録文化財目録」（横浜市教育委員会生涯学習文化財課 令和元年11月）、「横浜市文化財調査報告書 第二十九輯 瀬谷区石造物調査報告書」（横浜市教育委員会 平成9年3月）、「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「大和市の指定文化財一覧」（大和市文化スポーツ部文化振興課市史・文化財係 平成29年9月）、「町田市の文化財一覧」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.3-14 指定・登録文化財の分布状況

(2) 埋蔵文化財の状況

調査区域の周知の埋蔵文化財包蔵地の分布状況は、表 3.3-20 及び図 3.3-15 に示すとおりです。

対象事業実施区域内には、S03、S04、S05、S06、S07、S08、A12、A17、A18 の埋蔵文化財包蔵地があります。

表 3.3-20(1) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S01	五貫目町 1・16 付近	古墳・包含地・城跡	畑地・墓地・宅地・雑木林	台地上	縄文(中期)・古墳(前期)・奈良・平安	削平面に住居跡断面、一部破壊
	S02	上瀬谷町 45 付近	古墳	畑地	台地縁辺部	古墳	八幡上古墳(円墳)、直刀・玉類出土、整地化のため破壊
	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳(円墳)、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文(前・後期)・弥生(後期)・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	—
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	—
	S09	中屋敷二丁目 20 付近	散布地	畑地	低位段丘上	縄文(前期)・古墳以降	中屋敷遺跡、昭和 53 年調査、一部破壊
	S10	中屋敷二丁目 7 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S11	本郷一丁目 33・65 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・奈良・平安	—
	S12	本郷二丁目 15・26 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	古墳・歴史	—
	S13	本郷二丁目 15・本郷四丁目 8・中央 35 付近	散布地・包含地	畑地・宅地・駐車場・雑木林	台地上・縁辺部	先土器・縄文(前・後期)・古墳	本郷遺跡、尖頭器・石核他
	S14	東野 139 付近	集落跡	宅地	低台地上	縄文(中・後期)	乳の出神遺跡、破壊
	S15	二ツ橋町 462 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(前・中期)	県立三ツ境養護学校他により大部分破壊
	S16	相沢二丁目 24 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文(中期)・古墳	宅地化により大部分破壊
	S17	中央 13 付近	散布地	畑地・宅地	台地上	縄文(前・中期)・古墳	市立瀬谷中学校付近
	S18	瀬谷四丁目 24 付近	塚	宅地	台地上	(不明)	鷹見塚
	S19	瀬谷五丁目 26 付近	散布地	宅地・畑地	台地上	縄文・弥生・古墳・歴史	—
旭区	A01	若葉台四丁目 35 付近	散布地	宅地・学校	台地上・斜面	弥生(後期)	破壊
	A02	若葉台二丁目 8 付近	散布地	公園	台地上	縄文(早・前・中・後期)・弥生	宅地化により破壊、やまゆり公園付近
	A03	上川井町 2508 付近	散布地	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文(中期)	大部分破壊

表 3.3-20(2) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A04	上川井町2195付近	散布地	畑地・宅地・雑木林	台地上・斜面	縄文（中期）	宅地化進行
	A05	若葉台三丁目3付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文（前・中期）・古墳	—
	A06	若葉台二丁目29付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文（早・中・後期）	西野谷戸遺跡、宅地化により破壊
	A07	上川井町2908付近	散布地	畑地・宅地・学校	台地上・斜面	時代時期：縄文（早・前期）	北側は宅地化、南側は上川井小学校で破壊
	A08	上川井町729付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（早・前・中期）・弥生	—
	A09	上川井町2164付近	散布地	宅地	斜面	古墳	掘谷遺跡、平成3年調査、住居跡（縄文早期）、大部分破壊
	A10	上川井町2106-3付近	散布地	台地上	縄文（早・前・中期）	縄文（早・前・中期）	—
	A11	上川井町919・991・1039・1735・1779付近	散布地・猟場	果樹園・畑地・宅地・道路	台地上・斜面	縄文（前・中期）	板下谷遺跡A・B地点、平成5年調査、炉穴・落とし穴（縄文）
	A12	上川井町1895付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—
	A13	上川井町1216付近	散布地	畑地・幼稚園	台地上	弥生（後期）	東根谷遺跡
	A14	上川井町1322・1378・1403付近	散布地	ゴミ処理場・雑木林・ゴルフ場	台地上・斜面	縄文（早・前・中期）・弥生（後期）	上川井産業廃棄物埋立処理場により破壊、程ヶ谷カントリークラブゴルフ場内は大部分破壊
	A15	上川井町1110付近	散布地	畑地	台地斜面	縄文（早期）	頂部は削平、破壊
	A16	上川井町1623付近	散布地	ゴルフ場	台地上・斜面	縄文（早期）	程ヶ谷カントリークラブ・ゴルフ場敷地内
	A17	上川井町136付近	散布地	畑地	台地上	（不明）	—
	A18	上川井町1614付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—
	A19	矢指町1197付近	集落跡	地目：病院	台地上・斜面	時代時期：先土器・縄文（早・前・中期）	備考1：矢指谷遺跡、昭和59・60年調査、住居跡（縄文早期）他、大部分破壊
	A20	若葉台二丁目17付近	散布地	宅地	台地上	縄文（中期）・弥生・古墳	宅地化により破壊
	A21	若葉台二丁目18付近	散布地	宅地	台地上	縄文（前・中期）	宅地化により破壊
	A22	若葉台一丁目13付近	散布地	学校	台地上	縄文（前？・中期）	学校建設により破壊（若葉台東中学校敷地内）
	A23	若葉台一丁目6付近	散布地	宅地	台地上	（不明）	宅地化により破壊
	A24	上川井町2872付近	包含地	変電所	台地斜面	縄文（早・前・後期）	西横浜（変）遺跡、昭和57年調査
	A25	上川井町2988付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文（後期）・弥生・古墳	—
	A26	上川井町3066付近	散布地	雑木林・畑地	台地上	縄文（早・前・中期）・弥生	—

表 3.3-20(3) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
旭区	A27	上川井町 32・3122・3154・3162 付近	散布地・集落跡	雑木林・畑地・荒地・宅地	台地上・斜面	縄文（早・前・中期）・古墳	笹峰遺跡、昭和 59 年調査、住居跡（縄文中期）他
	A28	上川本町 143・上川井町 1304・下川井町 1531 付近	散布地	荒地・畑地・宅地	台地上	縄文（早・前・中期）・弥生（中期）	宅地化により一部破壊
	A29	下川井町 1576 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文（中期）・古墳	—
	A30	下川井町 2256・2260 付近	散布地	雑木林	台地上・斜面	縄文（早・前・中・後期）	—
	A31	矢指町 1697・1716・1729 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文（早・前・中期）・古墳	—
	A32	矢指町 1825・1840 付近	散布地	雑木林・畑地	台地上・斜面	縄文（前・中期）・古墳	矢指遺跡
	A33	金が谷 657 付近	集落跡	宅地・畑地	台地上・斜面	縄文（早期）	金が谷台遺跡、昭和 57 年調査、炉穴群（縄文早期）、一部破壊
	A34	笹野台三丁目 51 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文（前・後期）	宅地化により破壊
	A35	笹野台四丁目 52 付近	散布地	畑地・荒地	台地斜面	縄文（早・前・中期）	宅地化により一部破壊
	A36	笹野台四丁目 55 付近	散布地	宅地	台地斜面	縄文（中期）・古墳	三ツ境遺跡、宅地化により破壊
	A37	笹野台一丁目 24 付近	散布地	畑地・宅地	台地斜面	縄文（早・前・中期）	宅地化により一部破壊
緑区	M01	長津田町 5460 付近	散布地	畑地	低位段丘上	古墳	—
	M02	長津田町 5361 付近	散布地	畑地	台地上	縄文・古墳・歴史	—
	M03	長津田町 5687 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）・古墳・歴史	長津田辻西ノ原遺跡、昭和 60・61 年調査、土壌群（縄文）
	M04	長津田町 5225 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上・斜面	縄文（早期）	—
	M05	長津田町 5025 付近	散布地	畑地・雑木林	台地上	縄文（早・前・中期）	—
	M06	長津田町 4870・4911・4966 付近	散布地	畑地・果樹園・雑木林	台地上・斜面	縄文（早・中期）・古墳	—
	M07	三保町 115 付近	集落跡	学校	台地上・斜面	縄文（中・後期）	西之谷大谷遺跡、昭和 57・62 年調査、集落跡（縄文中・後期）
大和市	Y01	下鶴間 2172 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y02	下鶴間 2180 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y03	下鶴間 2152 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y04	つきみ野二・四丁目 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安・近世	—
	Y05	下鶴間 2083 付近	集落跡・散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—

表 3.3-20(4) 調査区域の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
大和市	Y06	下鶴間 798 付近	散布地	—	—	平安	—
	Y07	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y08	下鶴間 2570 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y09	深見 37 付近	集落跡・塚	—	—	旧石器・縄文・平安・中世	—
	Y10	深見 450 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文・奈良・平安	—
	Y11	深見 717 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y12	深見東三丁目 2 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
	Y13	深見 1035 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y14	深見 2025 付近	散布地	—	—	旧石器・縄文	—
	Y15	深見東一丁目 2 付近	散布地	—	—	旧石器・奈良・平安	—
	Y16	深見 2275 付近	散布地	—	—	縄文・奈良・平安	—
	Y17	深見台三丁目 3 付近	集落跡	—	—	奈良・平安	—
	Y18	深見台二丁目 15 付近	散布地	—	—	奈良・平安	—
町田市	MC1	鶴間十二号*	包蔵地	—	低地	縄文中期/縄文後期/奈良時代/平安時代	—
	MC2	鶴間十三号・十四号*	包蔵地	—	丘陵	中世	—
	MC3	鶴間三丁目 (鶴間公園内)	包蔵地	—	台地	古墳/奈良時代/平安時代	—

注：1. 「—」は、資料中に項目として記載されていなかったことを示します。

2. 表中の地点は図3.3-15 に示す番号と対応しています。

※：「鶴間十二号」、「鶴間十三号・十四号」は住所として存在していません。現在の住所表記は以下となります。

「鶴間十二号」：町田市鶴間六丁目 「鶴間十三号・十四号」：町田市鶴間四丁目

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）

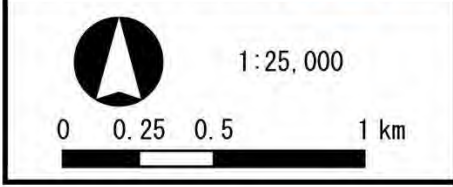
「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）

「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和3年4月閲覧）



凡例

- 対象事業実施区域
- 埋蔵文化財包蔵地
- 都県界
- 市界
- 区界



注：図中の番号は表 3.3-20 に示す地点と対応しています。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「横浜市文化財地図」（横浜市教育委員会事務局生涯学習文化財課ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「大和市公開型地図情報サービス（埋蔵文化財マップ）」（大和市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「地図情報まちだ」（町田市ホームページ 令和3年4月閲覧）
 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」（東京都ホームページ 令和3年4月閲覧）

図 3.3-15 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

3.3.9 その他の事項

(1) 公害苦情処理件数

調査対象地域における公害苦情の発生件数は、表 3.3-21 に示すとおりです。

令和元年度（大和市は平成 30 年度）の横浜市における公害苦情総数は 1,165 件であり、公害苦情の多い項目としては騒音の 387 件、悪臭の 307 件、大気汚染の 291 件となっています。対象事業実施区域がある瀬谷区及び旭区において、公害苦情総数はそれぞれ 57 件及び 50 件です。公害苦情の多い項目を行政区分ごとにみると、瀬谷区では大気汚染及び騒音が各 17 件、旭区では騒音が 18 件、緑区では悪臭 36 件、大和市では騒音 42 件、町田市では騒音 60 件となっています。

表 3.3-21 公害苦情の発生件数（令和元年度・平成 30 年度）

単位：件

項目	総数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	音振動	地盤沈下	悪臭	その他
横浜市	1,165	291	63	1	387	108	0	307	8
瀬谷区	57	17	6	0	17	2	0	15	0
旭区	50	12	5	0	18	6	0	8	1
緑区	87	34	0	0	14	3	0	36	0
大和市 ^{※2}	88	22	0	—	42	12	—	11	1
町田市	156	59 ^{※1}	1	0	60	15	—	20	1

注：1. 網掛けは、対象事業実施区域のある行政区分

2. 「—」は調査項目がないことを示しています。

※1：原典では、「ばい煙・粉じん」と表記しています。

※2：大和市のみ平成 30 年度の統計です。

資料：「横浜市統計書」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「令和元年度版 統計概要」（大和市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

「町田市統計書」（町田市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

(2) 廃棄物処理施設の状況

① 一般廃棄物の状況

調査対象地域における一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.3-22～表 3.3-24 に示すとおりです。対象事業実施区域のある横浜市では、令和元年度のごみと資源の総量は約 122.1 万トンで、前年度に比べ、約 2.6 万トン増加（約 2.2%）しています。

このうち、家庭系に区分されるごみと資源の総量^{*1)}は約 84.4 万トン（資源集団回収含む）で前年度に比べ約 0.9 万トン増加（約 1.1%）、事業系に区分されるごみと資源の総量^{*2)}は約 37.6 万トンで前年度に比べ約 1.7 万トン増加（約 4.7%）となっています。

* 1) 家庭系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「家庭系ごみ量」、「家庭系資源化量」及び「資源集団回収」の総量。

* 2) 事業系に区分されるごみと資源の総量：表 3.3-22 に示す「事業系ごみ量」及び「事業系資源化量」の総量。

表 3.3-22 横浜市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
ごみと資源の総量		1,235,203	1,220,905	1,207,537	1,194,725	1,220,597	
処理内訳	ごみ	家庭系	584,356	580,945	577,071	569,112	581,269
		埋立	2,364	2,113	1,867	182	312
		小計	586,719	583,058	578,938	569,295	581,581
		事業系	302,268	301,192	300,635	298,140	305,374
		埋立	3,212	3,248	3,188	2,914	3,692
		小計	305,481	304,440	303,822	301,053	309,066
	計	892,200	887,498	882,761	870,348	890,647	
	資源化量	缶	8,973	8,762	8,648	8,547	8,671
		びん	22,208	21,811	21,323	20,376	19,534
		ペットボトル	11,410	11,541	11,772	12,858	13,094
		ガラス残さ	5,098	4,727	4,317	4,213	4,354
		小さな金属類	4,960	4,632	4,497	4,446	4,648
		プラスチック製容器包装	48,217	47,736	47,800	47,979	48,817
		スプレー缶	642	630	619	593	611
		古紙	1,463	1,314	1,266	1,190	1,209
古布		607	542	533	519	508	
蛍光灯、電球		157	138	109	97	82	
乾電池		424	403	343	339	321	
粗大金属		5,798	5,599	5,578	5,592	6,704	
羽毛布団		4	21	8	12	10	
小型家電		10	26	35	56	61	
燃えないごみ	—	—	—	1,489	1,333		
その他※ ¹	—	—	57	185	60		
小計	109,971	107,881	106,904	108,693	110,018		
資源集団回収	180,721	171,363	165,225	157,458	152,637		
事業系	せん定枝	43,251	44,605	43,260	46,381	50,197	
生ごみ	9,059	9,559	9,387	11,846	17,099		
小計※ ²	52,310	54,164	52,647	58,227	67,296		
計	343,003	333,408	324,776	324,377	329,950		
処理内訳	ごみ	886,624	882,136	877,706	867,252	886,643	
	直接埋立	5,576	5,361	5,055	3,096	4,004	
	計	892,200	887,498	882,761	870,348	890,647	
資源化量	343,003	333,408	324,776	324,377	329,950		
焼却残さ	埋立	114,912	117,005	124,986	124,344	123,686	
	資源化	15,063	13,649	968	1,009	1,032	

※ 1：せん定枝リサイクル実証実験における資源化量および水銀含有製品の回収事業における資源化量です。

※ 2：事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食及び許可を受けた事業者が資源化した量です。

注：1. 表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

2. 次の災害等から発生したごみ量は計上していません。

・令和元年の台風第 15 号による災害廃棄物 (2,139 トン)

・令和元年台風第 19 号による他都市からの搬入ごみ (神奈川県川崎市：187 トン、宮城県丸森町：163 トン)

・新型コロナウイルス対策によるダイヤモンド・プリンセス号からの受入廃棄物 (306 トン)

資料：「令和 2 年度 事業概要」(横浜市資源循環局政策調整部政策調整課 令和 2 年 9 月)

表 3.3-23 大和市におけるごみと資源の総量

単位：トン

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
総排出量	70,252	69,224	67,787	67,035	68,480
ごみ総量	55,609	55,238	54,233	53,901	55,180
燃やせるごみ	52,990	52,804	51,906	51,642	52,961
燃やせないごみ	2,619	2,434	2,327	2,259	2,219
資源回収量	14,643	13,986	13,554	13,134	13,301
総資源化量	16,465	18,495	18,817	18,602	19,292
資源回収量のうちのリサイクル量	11,967	11,793	11,577	11,461	12,320
不燃物資源化	983	965	976	983	1,021
不燃物リサイクル	912	897	907	913	949
処理困難物資源化	71	68	69	69	72
焼却灰資源化（溶融化等）	3,516	5,737	6,264	6,158	5,950
資源分別回収実績 （自治会回収・資源選別 所持込み・拠点回収の合 計）					
新聞	2,291	1,947	1,736	1,435	1,345
雑誌	2,653	2,366	2,237	2,163	2,333
段ボール	1,915	1,897	1,884	1,890	1,889
紙パック	131	132	130	131	130
古布	855	861	881	887	936
びん	1,427	1,381	1,363	1,320	1,300
アルミ	364	366	364	356	389
鉄類	338	323	322	318	318
ペットボトル	535	542	552	585	592
白色トレイ	43	46	47	44	43
紙製容器包装	940	931	902	886	870
容器包装プラ	3,143	3,186	3,127	3,110	3,144
廃食用油・たい肥	4	5	5	6	5
合計	14,640	13,983	13,551	13,130	13,293

注：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「令和 2 年度版 清掃事業の概要」（大和市環境農政部 令和 3 年 2 月）

表 3.3-24 町田市におけるごみと資源の総量

単位：トン

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
収集・持込量	ごみ	可燃	収集分	64,236	63,553	63,282	62,692	63,665
			持込分	555	489	429	469	705
			事業系持込分	21,937	20,995	19,645	18,831	19,315
		計	86,728	85,037	83,356	81,992	83,685	
		不燃	収集分	6,220	6,009	6,478	6,771	7,209
			持込分	57	41	50	46	49
			計	6,277	6,050	6,528	6,817	7,258
		粗大	収集分	1,277	1,337	1,374	1,475	1,586
			持込分	3,110	2,315	1,492	1,356	1,647
			計	4,387	3,652	2,866	2,831	3,233
	有害	161	141	144	149	133		
	土砂・瓦礫	0	0	0	0	0		
	ごみ量小計	97,553	94,880	92,894	91,789	94,309		
	資源	収集分	ビン	3,043	2,959	2,900	2,764	2,721
			カン	1,013	1,008	951	921	933
			古紙	8,754	8,449	8,149	7,800	7,681
			古着・古布	1,049	1,021	1,031	1,034	1,099
			発泡トレー	9	8	9	8	8
			紙パック	14	15	13	15	15
			ペットボトル	960	982	1,012	1,058	1,048
小型家電			4	5	5	7	6	
剪定枝			676	635	601	594	574	
容器包装プラスチック		51	433	415	438	408		
計	15,573	15,515	15,086	14,639	14,493			
持込分	リサイクル広場まちだ	112	115	100	99	107		
	剪定枝	1,078	1,039	1,076	1,073	993		
	計	1,190	1,154	1,176	1,172	1,100		
資源量小計	17,324	16,763	16,669	16,262	15,593			
合計（総ごみ量）	114,316	111,549	109,156	107,600	109,902			
集団回収量 （町内会・子ども会 等の回収）	ビン	236	231	227	214	208		
	カン	251	255	258	257	253		
	古紙	10,578	10,463	10,263	9,817	9,539		
	古着・古布	607	623	636	654	692		
	合計	11,672	11,572	11,384	10,942	10,692		
総合計（総ごみ量+集団回収量）	125,988	123,121	120,540	118,542	120,594			

注：表中の数値は整数表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがあります。

資料：「ごみ・資源の量」（町田市環境資源部 環境政策課 令和3年4月閲覧）

② 産業廃棄物

調査対象地域における産業廃棄物の状況は、表 3.3-25 に示すとおりです。

平成 30 年度の横浜市内における産業廃棄物発生量は、約 10,595 千トン（前年度比約 6.4% 増加）であり、減量化量は約 7,697 千トン、再生利用量は約 2,449 千トン、最終処分量は約 450 千トンとなっています。また、平成 30 年度の神奈川県内における産業廃棄物発生量は約 18,690 千トン（前年度比約 1.7% 増加）であり、減量化量は約 11,450 千トン、再生利用量は約 6,900 千トン、最終処分量は約 340 千トンとなっています。

なお、大和市、町田市は市ごとの産業廃棄物の発生量と処理状況が公表されていません。

また、調査区域における産業廃棄物処理施設の状況は表 3.3-26 に、分布状況は図 3.3-16 に示すとおりです。調査区域には中間処理施設が 14 箇所、最終処分場が 1 箇所存在しています。

表 3.3-25(1) 産業廃棄物の状況（横浜市）

単位：千トン

項目	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発生量	10,330	10,012	10,000	10,635	10,595
減量化量	6,813	6,218	6,495	6,580	7,697
再生利用量	2,910	3,350	2,942	3,835	2,449
最終処分量	610	456	563	219	450

資料：「横浜市環境管理計画年次報告書 資料編」
（横浜市環境創造局政策課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-25(2) 産業廃棄物の状況（神奈川県）

単位：千トン

項目	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
発生量	18,170	17,160	17,440	18,370	18,690
減量化量	9,890	8,910	10,000	10,460	11,450
再生利用量	6,820	7,110	6,310	7,170	6,900
最終処分量	1,460	1,140	1,130	740	340

資料：「神奈川県産業廃棄物実態調査」
（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

表 3.3-26 産業廃棄物処理施設の状況

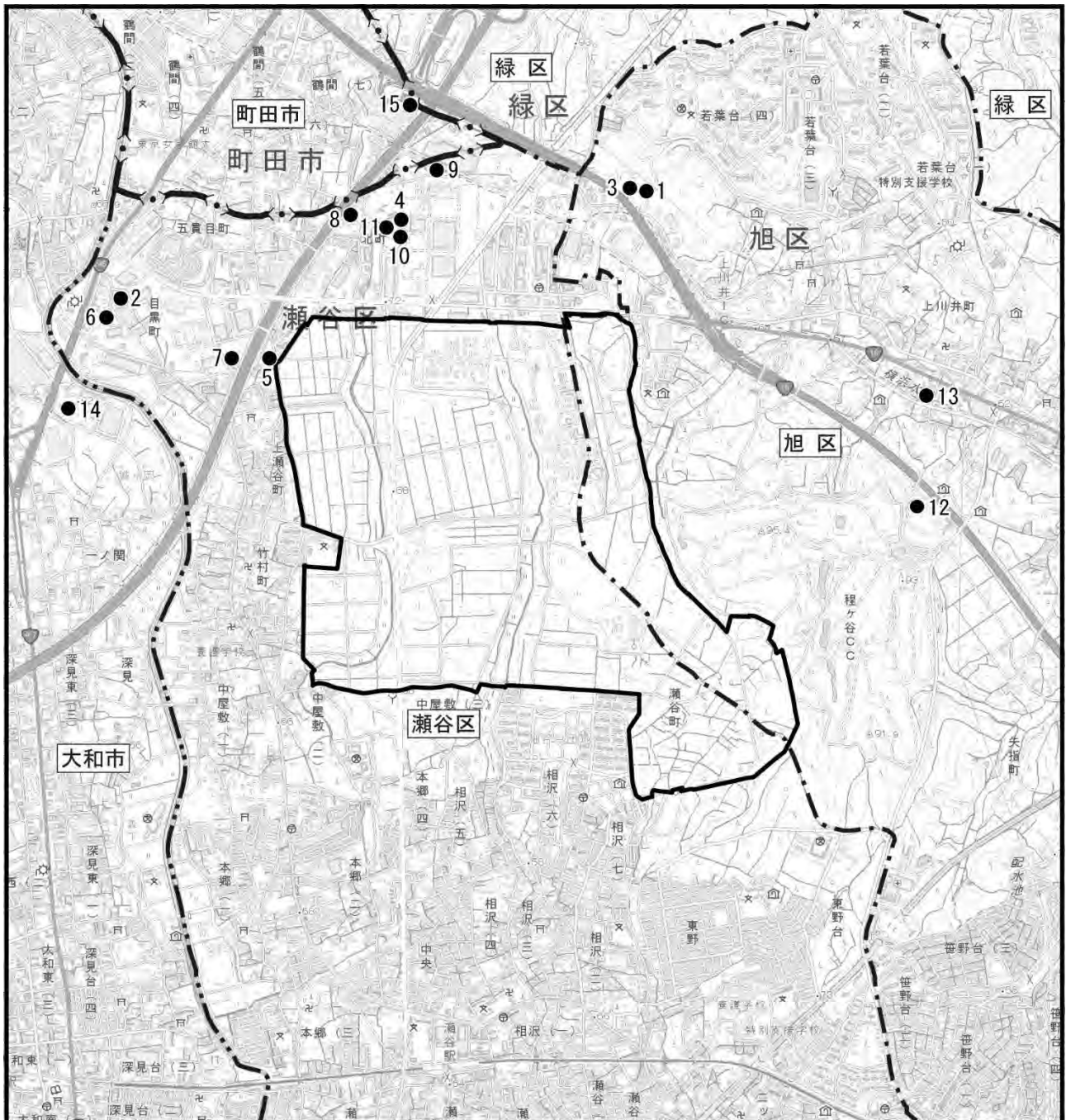
No.	事業者	所在地	処理形態
1	(株) 池田商店	横浜市旭区上川井町 2446 外 6 筆及び移動式	中間処理 (破碎)
2	(株) ヴィンテージ	横浜市瀬谷区目黒町 16 番 12	中間処理 (破碎)
3	(株) カンキョーワークス	横浜市旭区上川井町字大貫谷 2444 番 7 外 7 筆	中間処理 (破碎、圧縮)
4	木村管工 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-20	中間処理 (破碎、圧縮、選別)
5		横浜市瀬谷区上瀬谷町 46- 1	中間処理 (圧縮)
6		横浜市瀬谷区目黒町 9- 7 外 1 筆	中間処理 (分級、造粒固化、破碎)
7	(株) 佐藤渡辺	横浜市瀬谷区目黒町 36 番 2	中間処理 (破碎)
8	ダイシン産業 (株)	横浜市瀬谷区北町 28 番 1 外 6 筆	中間処理 (破碎、圧縮)
9		横浜市瀬谷区北町 12 番 1 外 19 筆	中間処理 (破碎、焼却)
10	(株) 早船	横浜市瀬谷区北町 20- 3	中間処理 (破碎、切断)
11	前田道路 (株)	横浜市瀬谷区北町 20-13	中間処理 (破碎)
12	和英堂興産 (株)	横浜市旭区上川井町 1245	最終処分 (埋立、埋立管理型)
13	(株) トキワ薬品化工	横浜市旭区上川井町 393	中間処理 (中和)
14	大和アスコン (株)	大和市下鶴間 2594	中間処理 (破碎)
15	(有) 町田環境リサイクル	町田市鶴間 7 丁目 22 番 30 号	中間処理 (破碎)

注：表中の No. は図 3.3-16 に示す番号と対応しています。

資料：「産業廃棄物処理業者名簿」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

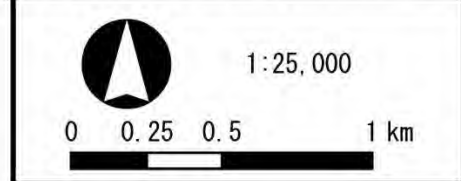
「産業廃棄物処理業者名簿」(神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

「東京都産業廃棄物処理業者検索」(東京都ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 産業廃棄物処理施設



注：図中の番号は表 3.3-26 に示す No. と対応しています。
 資料：「産業廃棄物処理業者名簿」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「産業廃棄物処理業者名簿」（神奈川県ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）
 「東京都産業廃棄物処理業者検索」（東京都ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 3.3-16 産業廃棄物処理施設の状況

(3) その他の環境の保全を目的とした計画等

本事業や対象事業実施区域に係る主な計画等は、表 3.3-27 に示すとおりです。

表 3.3-27 本事業及び対象事業実施区域に係る計画等

項目	関係法令	本事業との関係	
公害防止	環境一般	生活環境保全推進ガイドライン	○
	大気汚染	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画	○
	廃棄物	神奈川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	—
		アスベスト除去工事に関する指導指針	○
		横浜市一般廃棄物処理基本計画～ヨコハマ 3R 夢プラン～	○
		第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画	○
		神奈川県循環型社会づくり計画	○
	環境計画等	神奈川地域公害防止計画	○
		横浜市環境管理計画	○
		横浜市水と緑の基本計画	○
横浜市自動車公害防止計画		○	
自然環境保全	自然環境一般	かながわ生物多様性計画	○
		横浜市水と緑の基本計画	○
		横浜みどりアップ計画 [2019-2023]	○
		緑化地域制度	○
		横浜つながりの森構想	—
		横浜市森づくりガイドライン	—
		これからの緑の取り組み [2019-2023]	—
		生物多様性保全上重要な里地里山	○
	農業専用地区	横浜市農業専用地区設定要綱	○
		横浜市都市農業推進プラン (2019-2023)	○
自然再生	かながわ水源環境保全・再生施策大綱	—	
災害防止	防災	神奈川県地域防災計画～地震災害対策計画～	○
		横浜市防災計画 震災対策編	○
	防火・危険物等の取り扱い	化学物質の適正な管理に関する指針 (神奈川県)	—
	化学物質の適正な管理に関する指針 (横浜市)	—	
	神奈川県内消防広域応援実施計画	—	
地球環境保全	温暖化対策	横浜市地球温暖化対策実行計画	○
		フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針	○
		横浜市ヒートアイランド対策取組方針	○
		神奈川県事務事業温室効果ガス排出抑制計画	—
	景観	神奈川県循環型社会づくり計画	○
		横浜市景観計画	○
		神奈川県景観づくり基本方針	○
		横浜市景観ビジョン	○
		横浜市公共事業景観ガイドライン	○
		まちづくり方針	横浜市基本構想 (長期ビジョン)
	横浜市中期4か年計画 2018～2021	○	
	横浜市都市計画マスタープラン・区プラン	○	
	地区計画・建築協定	—	
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	○	
	首都圏郊外の新しい環境空間の創造方策と管理に関する調査	○	
	街づくり協議地区制度	—	
	横浜都市交通計画	—	
	横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画	○	
	旧上瀬谷通信施設における 国際園芸博覧会 基本構想案	○	
	旧上瀬谷通信施設 土地利用基本計画	○	
	横浜市 SDGs 未来都市計画	○	
その他		横浜市環境教育基本方針	—
		光害対策ガイドライン	○
		横浜市環境と地域経済の融合推進方針	—

第4章 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の方法

4.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項については、「都市計画主務省令*¹⁾ 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令*²⁾ 第5条第1項」に基づき、都市計画第一種事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」といいます。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下、「環境要素」といいます。）に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。なお、「都市計画主務省令*¹⁾ 第2条の規定により読み替えて適用される改正主務省令*²⁾ 第5条第2項」に基づき、対象とする影響要因は、工事が完了した後の土地または工作物の存在及び供用としました。

計画段階配慮事項の選定結果は表 4.1-1 に示すとおりであり、改正主務省令第5条第3項に掲げられている環境要素の中から「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」を選定しました。

計画段階配慮事項として選定した理由は表 4.1-2 に、選定しなかった理由は表 4.1-3 に示すとおりです。

-
- *1) 都市計画主務省令；土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第22号、令和元年6月28日改正）
 - *2) 改正主務省令；土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年6月建設省令第13号、平成25年4月1日改正）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定結果

環境要素の区分			影響要因の区分	土地または工作物の存在及び供用	
				敷地の存在 (土地の改変)	建造物の存在
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	×	—
			地盤	地盤の安定性	○
		地盤沈下	×	—	
	土 壌	土壌汚染	○	—	
		重要な土壌	×	—	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動 物	重要な種及び注目すべき生息地	○	—	
	植 物	重要な種及び群落	○	—	
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	—	
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景 観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	○	

注1：○：参考項目の中から選定した事項

×：参考項目であるが影響が想定されないため選定しなかった事項

—：参考項目になく、かつ、影響が想定されないため選定しなかった事項

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のもので、下線部については内容を修正しています。

表 4.1-2 計画段階配慮事項として選定した理由

環境要素	影響要因	選定した理由	
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地盤（地盤の安定性）	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域に土砂災害警戒区域が存在します。土地の改変により、地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあることから選定しました。
	土壌（土壌汚染）	敷地の存在（土地の改変）	土地利用履歴から事業実施想定区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があります。土地の改変により、汚染された土壌の拡散が懸念されることから選定しました。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種の生息環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	植物	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、植物の重要な種が生育している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種の生育環境に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	生態系	敷地の存在（土地の改変）	事業実施想定区域では、地域を特徴づける生態系の場が確認されています。土地の改変により、地域を特徴づける生態系の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在	事業実施想定区域では、主要な眺望点及び景観資源が存在しています。土地の改変、構造物の存在により、主要な眺望点からの眺望景観及び景観資源に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。
	人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在	事業実施想定区域では、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しています。土地の改変、構造物の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす可能性があることから選定しました。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 4.1-3 計画段階配慮事項として選定しなかった理由

環境要素	影響要因	選定しなかった理由
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地形及び地質	敷地の存在（土地の改変） 事業実施想定区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブック等に記載されているような重要な地形及び地質は存在せず、土地の改変、構造物の存在による重要な地形及び地質への影響は想定されないことから選定していません。
	地盤（地盤沈下）	敷地の存在（土地の改変） 事業実施想定区域及びその周辺には、事業の実施による地下水の汲上等の影響要因が想定されないことから選定していません。
	土壌（重要な土壌）	敷地の存在（土地の改変） 事業実施想定区域及びその周辺には、重要な土壌は存在せず、土地の改変、構造物の存在による重要な土壌への影響は想定されないことから選定していません。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

4.2 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法は、計画熟度の低い段階において、適切かつ簡易的に把握できる手法とし、表 4. 2-1 に示すとおりとしました。

表 4. 2-1(1) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法

環境要素		影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
環境の自然的構成要素の良好な状態の維持	地盤 (地盤の安定性)	施設の存在 (土地の改変)	【調査項目】 ・地盤の安定性 【調査方法】 ・既存資料の整理	土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることで、立地を回避できているかどうかを定性的に把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	土壌 (土壌汚染)		【調査項目】 ・土壌汚染の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理 ・ヒアリング	土壌汚染の可能性がある土地利用履歴を有する地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることで、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できているかどうかを把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	敷地の存在 (土地の改変)	【調査項目】 ・重要な種及び注目すべき生息地の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理	事業実施想定区域と動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生息環境への影響を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	植物		【調査項目】 ・重要な種及び植物群落の状況 ・植生の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理	事業実施想定区域と重要な種の生育環境、重要な植物群落及び巨樹・巨木林の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生育環境への影響について把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、植物の重要な種への影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	生態系		【調査項目】 ・重要な自然環境のまとまりの場の分布状況 【調査方法】 ・既存資料の整理	事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的改変の有無及び程度を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う重要な自然環境のまとまりの場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 4. 2-1(2) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法

環境要素		影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	敷地の存在 (土地の改変)、構造物の存在	【調査項目】 ・景観資源の状況 ・主要な眺望点及び眺望景観の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理 ・現地踏査	直接的改変については、主要な眺望点及び景観資源の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、改変による消失の有無及び分布が縮小する面積等を把握します。 眺望景観への支障の可能性については、眺望点及び眺望対象となる景観資源との位置関係から予測します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う眺望点及び景観資源の消失、主要な眺望景観の阻害などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。
	人と自然との触れ合いの活動の場		【調査項目】 ・人と自然との触れ合いの活動の場の状況 【調査方法】 ・既存資料の整理 ・現地踏査	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせるにより、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握します。	予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

第5章 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の結果

5.1 地盤

5.1.1 現況調査

(1) 調査項目

地盤の安定性への影響を予測・評価する際に必要な情報として、急傾斜地、地すべり地形などの土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布情報、法令等による規制の状況、傾斜度、起伏量等の地形条件について調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

事業実施想定区域は、概して平坦地または起伏のなだらかな土地が大部分を占めています(前掲図3.2-13 (P.3-35))が、事業実施想定区域の北東部分の五貫目第33号線斜面(旭区上川井町)の一部において、土砂災害警戒区域に指定されている箇所があります(前掲図3.2-17 (P.3-41))。なお、事業実施想定区域においては、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の指定はありません。

5.1.2 予測

(1) 予測事項

地盤の安定性について、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できているかどうかを予測します。

(2) 予測対象地域

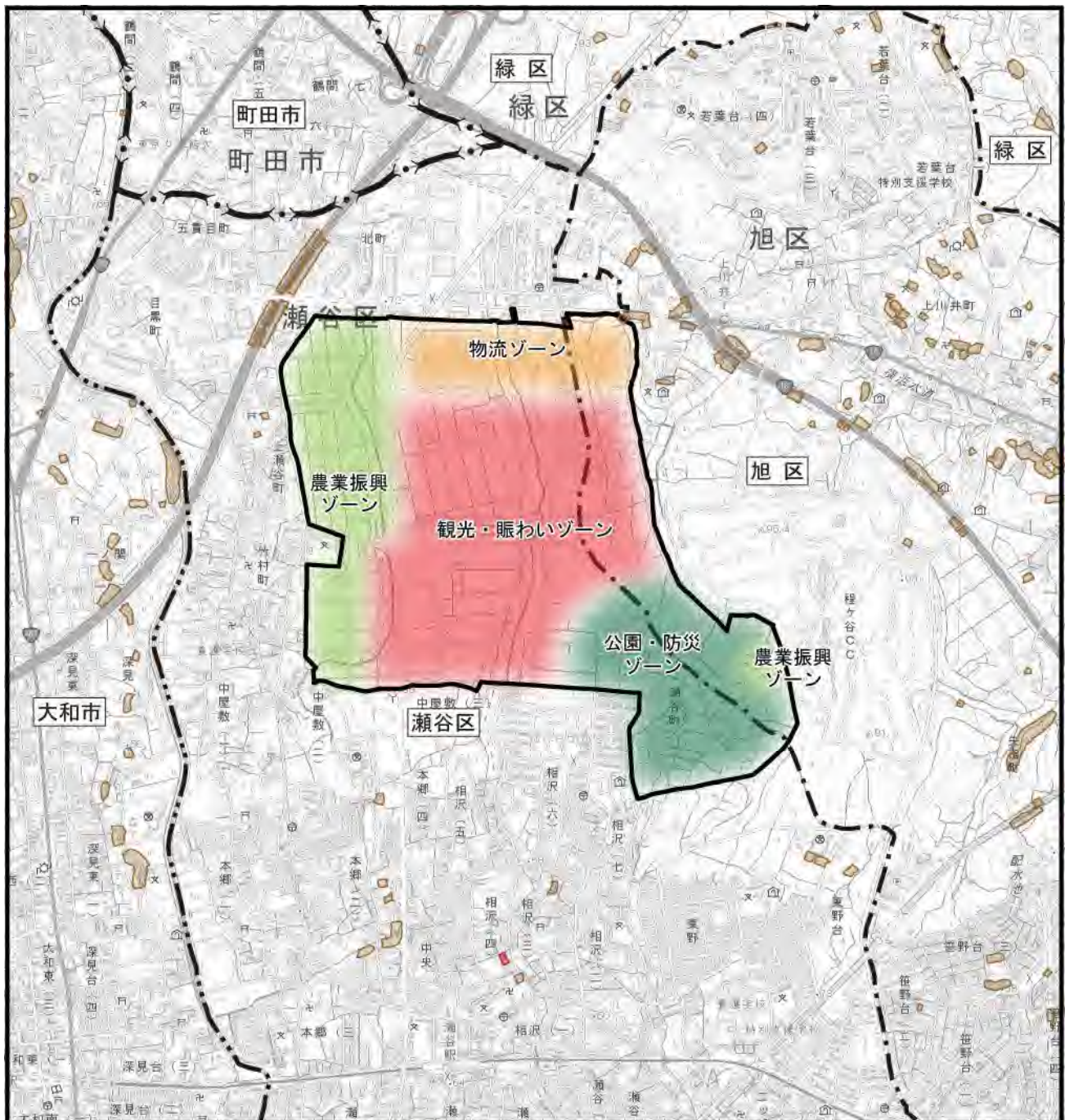
前掲図3.2-17 (P.3-41)に示した地域(調査区域)とします。

(3) 予測手法

土砂災害防止の観点から留意すべき地域の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、立地を回避できているかどうかを定性的に把握します。

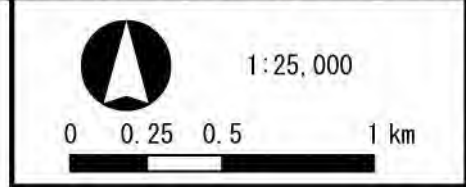
(4) 予測結果

前掲図3.2-17 (P.3-41)によれば、事業実施想定区域の北東部分に土砂災害警戒区域があり、また、図5.1-1によれば、当該箇所は物流ゾーンに接する地域に該当します。したがって、土砂災害警戒区域が事業実施想定区域と重複しているため、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地が回避できていません。



凡例

- 事業実施想定区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害警戒区域
- 農業振興ゾーン
- 公園・防災ゾーン
- 観光・賑わいゾーン
- 物流ゾーン



資料：「瀬谷区・旭区・緑区土砂災害ハザードマップ（平成26年12月）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「大和市防災マップ（2019年2月発行）」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「東京都土砂災害警戒区域等マップ」（東京都建設局ホームページ 令和元年9月閲覧）

図 5. 1-1 事業計画及び土砂災害警戒区域の配置図

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.1.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に土砂災害警戒区域があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・土砂災害警戒区域及びその周辺における土地利用の制限または地盤の安定性に配慮した適切な造成計画立案

(3) 評価結果

土砂災害警戒区域に指定されている箇所及びその周辺において造成等を行う場合にあっては、土砂災害防止の観点から留意すべき地域への立地を回避できませんが、その改変範囲はわずかであるため、地盤の安定性への影響は軽微だと想定されます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、地盤の安定性に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

5.2 土壌

5.2.1 現況調査

(1) 調査項目

土壌汚染に係る自然的要因として、重金属等の鉱物に関する鉱区の設定状況を調査するとともに、人工的要因として、過去の土地利用の状況及び汚染の有無を調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料(戦時中・戦後の空中写真を含む。)の収集・整理及び関係機関へのヒアリングを行う手法によりました。

(3) 調査結果

調査区域においては、特に自然由来の土壌汚染に関する情報はなく、重金属等の鉱物に関する鉱業権の設定もありません。^{*1)}

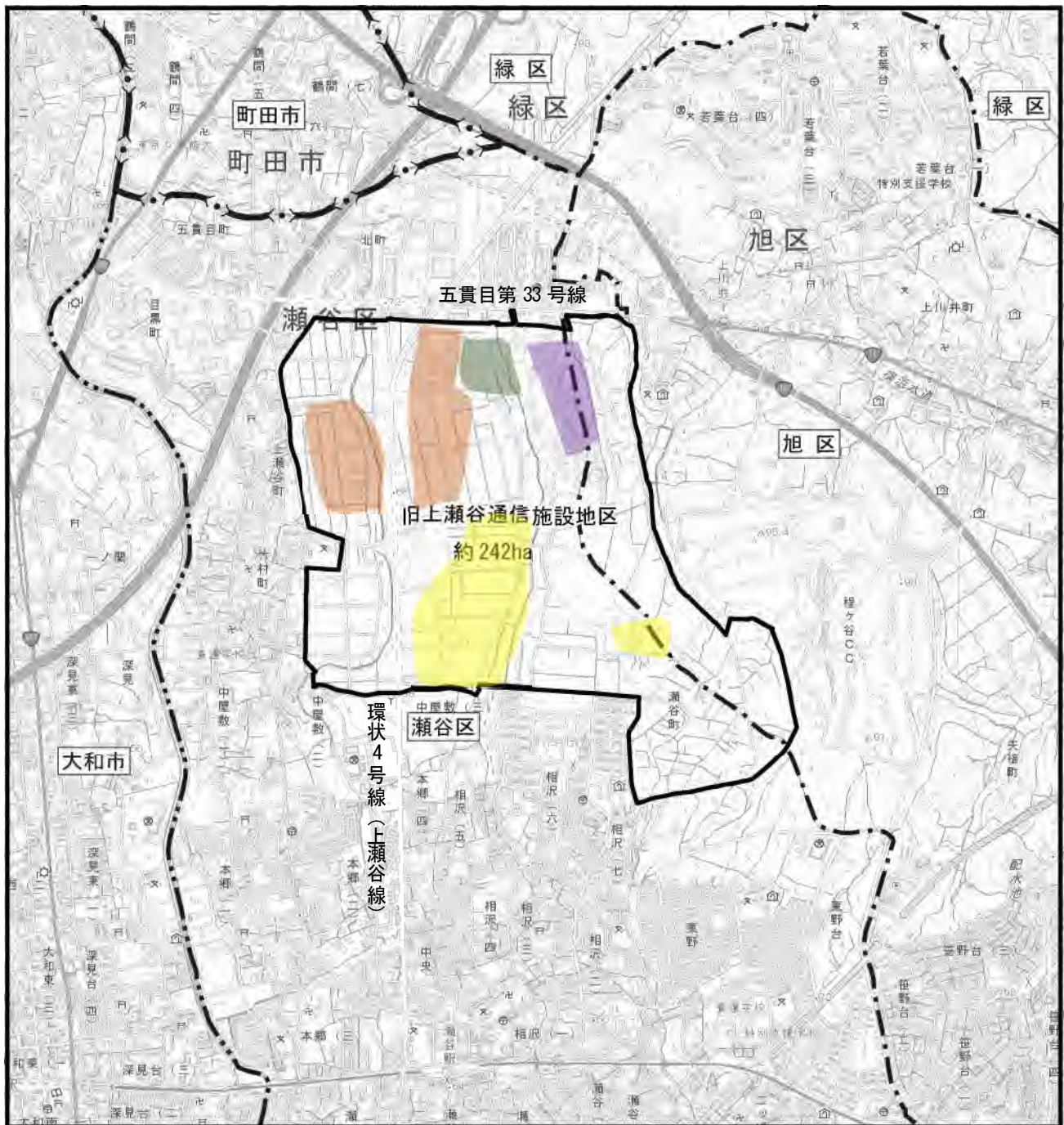
一方、第二次世界大戦戦時中及びそれ以前においては、旧日本海軍の資材集結所等の施設として利用されていた時期があり、戦後米軍に接収された後には通信施設として利用されていた土地利用履歴があります。したがって、当時特定有害物質が扱われていた可能性は否定できないため、過去の土地利用の状況を調査しました。

事業実施想定区域内において戦時中及び戦後において建造物が配置されていた箇所について、過去の空中写真により調査した結果を図 5.2-1 に示します。これによると、旧日本海軍の建造物があった場所(図中の黄色と橙色の部分)は環状4号線(上瀬谷線)沿道付近にあり、米軍通信施設関連の建造物があった場所(図中の紫色と緑色の部分)は五貫目第33号線沿道付近にあります。

なお、「都市計画マスタープラン・瀬谷区プラン」(横浜市瀬谷区・横浜市都市整備局 平成29年3月改訂版)によれば、事業実施想定区域の土地利用について、以下のように記述されています。

区の北部に位置する旧上瀬谷通信施設については、もとは農地や山林でしたが、戦前に旧日本海軍が買収し、資材集結所等に使用していました。戦後は、進駐軍に接収され、1947(昭和22)年に一度は接収解除されましたが、1951(昭和26)年に再び接収され通信施設として利用されてきました。

*1) 鉱業権の設定有無については、経済産業省関東経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課への聞き取りにより確認しました。



凡例

事業実施想定区域

都県界 市界 区界



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

- 1941年7月24日時点で建造物があった範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1941年7月24日～1946年2月15日の間に新たに建造物が建設された範囲（旧日本海軍関係施設）
- 1949年2月21日～1956年3月10日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）
- 1956年3月10日～1961年10月17日の間に新たに建造物が建設された範囲（米軍関係施設）

資料：「地図・空中写真閲覧サービス」（国土地理院ホームページ 令和元年9月閲覧）より事業実施想定区域に係る空中写真（撮影年月日1941年7月24日、1946年2月15日、1949年2月21日、1956年3月10日、1961年10月17日）を閲覧し作成

図 5. 2-1 旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていたおおむねの範囲

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.2.2 予測

(1) 予測事項

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴があることから、土地の改変により汚染された土壤の拡散が懸念される地域への立地を回避できるかについて予測します。

(2) 予測対象地域

図5.2-1に示した事業実施想定区域（調査区域）とします。

(3) 予測手法

土壤汚染の可能性がある土地利用履歴を有する地域の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせる等により、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できているかどうかを把握します。

(4) 予測結果

「土壤汚染対策法」（平成14年5月法律第53号）に基づく形質変更時要届出区域は事業実施想定区域にはありません。（前掲図3.2-8（P.3-28））

一方、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲は、図5.2-1に示すとおりです。

したがって、旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲が事業実施想定区域と重複しているため、土壤汚染の拡散が懸念される地域への立地を回避できない可能性があります。

5.2.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、土壌汚染の拡散が懸念される地域への重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、事業実施想定区域に旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲があるため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・土地の造成等により形質変更を行う範囲における、「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく適切な対応（土壌汚染状況の把握を含みます。）

(3) 評価結果

旧日本海軍または米軍通信施設として利用されていた範囲を改変する場合にあっては、土壌汚染の拡散が懸念される地域への立地が回避できない可能性があり、一定の影響が想定されま

す。
これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価並びに「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）や「横浜市生活環境の保全等に係る条例」（平成 14 年 12 月横浜市条例第 58 号）に基づく手続において、前述の環境保全措置を具体化することで、土壌汚染に係る影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

5.3 動物

5.3.1 現況調査

(1) 調査項目

動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された動物の重要な種及び注目すべき生息地について調査しました。

(2) 調査手法

国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

① 動物の重要な種

動物の重要な種は、文献その他の資料により確認された種について、前掲表 3.2-18 (P. 3-59、60) の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は、前掲表 3.2-19 (P. 3-61～66) のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、爬虫類 5 種、両生類 8 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、陸産貝類 5 種及び底生動物 7 種が確認されています。

② 動物の注目すべき生息地

動物の注目すべき生息地については、前掲表 3.2-20 (P. 3-71～73) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、前掲表 3.2-21 (P. 3-73) 及び前掲図 3.2-28 (P. 3-74) に示すとおり、調査区域には、「ホテル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)」が存在しており、事業実施想定区域には「ホテル生息確認地域」が含まれています。

なお、調査区域には、環境省により「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定されている地域が存在しており、事業実施想定区域全域が含まれていますが、これについては、「5.5 生態系」(P. 5-18～21 参照) にて記述します。

5.3.2 予測

(1) 予測事項

動物の重要な種が確認されていることから、動物の重要な種の生息環境や注目すべき生息地の直接的改変の有無・程度を把握し、動物の重要な種の生息環境への影響を予測します。

(2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

(3) 予測手法

事業実施想定区域と動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生息環境への影響を把握します。具体的には、動物の重要な種の生息環境を大まかな植生区分に整理して、どの程度当該生息環境が改変されるかを把握し、改変により動物の重要な種がどのような反応をするかを考察しました。

(4) 予測結果

重要な種の主な生息環境と関係の深い現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は、前掲図 3. 2-29 (P.3-77) のとおりです。主な植生は畑雑草群落や市街地であり、一部はスギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。事業実施想定区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、事業実施想定区域南東側の一部がスギ・ヒノキ・サワラ植林になっています。

現存植生図をもとに、主な生息環境の分布図を区分した結果を、図 5. 3-1 に示します。事業実施想定区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。

① 動物の重要な種

土地の改変による生息環境の変化に伴う動物の重要な種に対する影響を予測した結果は、表 5. 3-1 及び図 5. 3-1 のとおりです。

なお、主な生息環境については「神奈川県レッドデータブック 2006 WEB 版」(神奈川県ホームページ 令和元年 9 月閲覧)等を参照しました。

② 動物の注目すべき生息地

土地の改変による動物の注目すべき生息地に対する影響を予測しました。

調査区域及び事業実施想定区域には、ホタル生息確認地域が存在します。土地の改変に伴う直接的改変により、ホタル生息確認地域の一部が改変される可能性があり、面積の減少により、影響が生じる可能性があるかと予測します(前掲図 3. 2-28 (P. 3-74) 参照)。

なお、トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)は、事業実施想定区域内に存在しないことから、土地の改変に伴う直接的改変は生じないと予測します(前掲図 3. 2-28 (P. 3-74))。

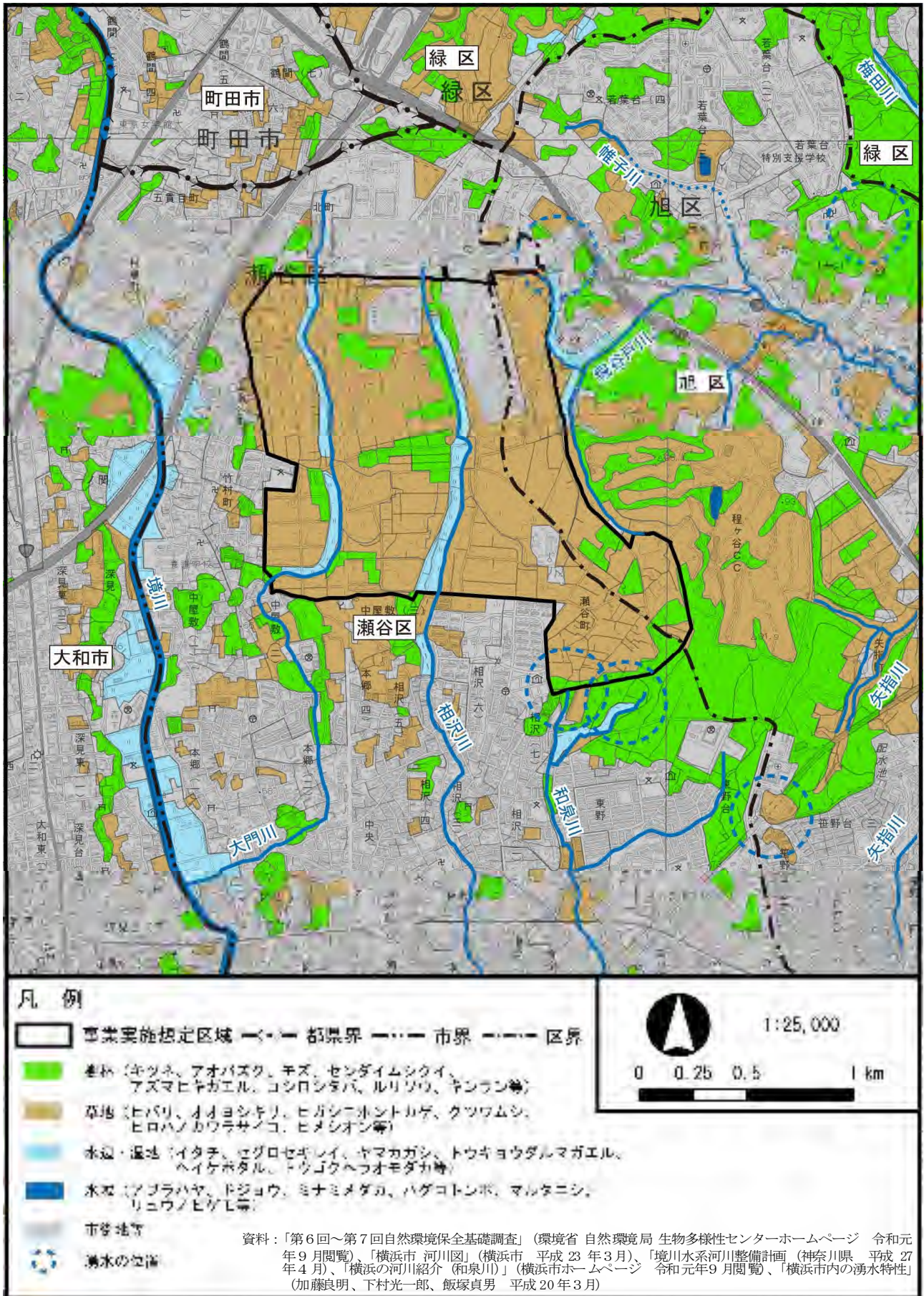


図 5.3-1 主な生息・生育環境の分布図

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

表 5. 3-1(1) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
樹林	哺乳類	キツネ (1種)	直接変化により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、重要な種は周辺の樹林に移動し、直接的変化による重要な種の生息環境の改変の程度は小さいと予測します。
	鳥類	ヤマドリ、アオバト、ミゾゴイ、カッコウ、アオバズク、フクロウ、アカシヨウビン、ブッポウソウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、チゴモズ、キクイタダキ、コガラ、ヤブサメ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、トラツグミ、クロツグミ、アカハラ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、オオルリ、クロジ (25種)	
	両生類 昆虫類等	アズマヒキガエル (1種) ハルゼミ、ミヤマクワガタ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキ、ムネアカクロハナカミキリ、マルクビケマダラカミキリ、トラフカミキリ、シロスジカミキリ、ネジロカミキリ、ホソバセセリ、ミドリシジミ、スミナガシ本土亜種、オオムラサキ、コシロシタバ (14種)	
	陸産貝類	サドヤマトガイ (1種)	
樹林・草地	鳥類	ヨタカ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、モズ、ビンズイ、カワラヒワ、アオジ (10種)	直接的変化により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	クツワムシ、オオミノガ、クロシジミ (3種)	
樹林・水域(溪流・池)	両生類	ナガレタゴガエル、モリアオガエル (2種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境である水域(溪流・池)がみられないことから、直接的変化による生息環境の消失はないと予測します。
樹林・水辺・湿地(水田等)	両生類	ニホンアカガエル、シュレーゲルアオガエル (2種)	直接的変化により、調査区域内の樹林は1割未満、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生息環境の改変の程度は小さいと予測します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(P.5-13)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ニホンマムシ (1種)	
草地	鳥類	ウズラ、ヒメアマツバメ、ヒバリ、ツバメ、オオヨシキリ、ホオアカ (6種)	直接的変化により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、重要な種はこのように草地に移動し、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ (3種)	
	昆虫類等	ヒガシキリギリス、ホソハンミョウ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマチャバネセセリ、オオチャバネセセリ、ヒメシロチョウ (6種)	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

表 5. 3-1(2) 動物の重要な種への影響の予測結果

主な生息環境	分類	種名	影響の予測結果
水辺・湿地(水田、河川敷)	哺乳類	イタチ (1種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(P.5-13)、水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	昆虫類等	シルビアシジミ (1種)	
水辺・湿地(水田、湿地等)・水域(河川等)	鳥類	アカツクシガモ、チュウサギ、ヒクイナ、タゲリ、ヤマシギ、タシギ、クサシギ、キアシシギ、ハマシギ、タマシギ、セッカ、キセキレイ、セグロセキレイ、オオジュリン (14種)	直接的改変により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。水域については、用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において(P.5-13)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	爬虫類	ヤマカガシ (1種)	
	両生類	アカハライモリ、トウキョウダルマガエル、ツチガエル (3種)	
	昆虫類等	キイトトンボ、モートンイトトンボ、ハグロトンボ、キイロサナエ、コサナエ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、タカネトンボ、シオヤトンボ、チョウトンボ、ナツアカネ、マユタテアカネ、ヒメアカネ、ミヤマアカネ、オオアメンボ、コオイムシ、タガメ、ゲンゴロウ、コガムシ、ガムシ、ヘイケボタル (21種)	
水域(水田、用水路等)	魚類	ドジョウ、カマツカ、ナマズ、ミナミメダカ (4種)	
	底生動物	マルタニシ、オオタニシ、コシダカヒメモノアラガイ、マシジミ (4種)	
水辺・湿地(水田等)・止水域	陸産貝類	イナバママメタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ (3種)	事業実施想定区域内において、主な生息環境がみられないことから、直接的改変による生息環境の消失はないと予測します。
水辺・湿地(河川敷、海岸等)・水域(池沼、干潟等)	鳥類	オシドリ、トモエガモ、ヨシゴイ、ササゴイ、ダイゼン、イカルチドリ、コチドリ、イソシギ、コアジサシ、ハヤブサ、コシアカツバメ、オオセッカ、カワガラス (13種)	
	陸産貝類	コウフオカモノアラガイ (1種)	
河川敷	昆虫類等	クロイトトンボ、セスジイトトンボ、ベニイトトンボ、モノサシトンボ、オツネイトトンボ、ヤマサナエ、コヤマトンボ、コフキトンボ、マイコアカネ、リスアカネ (10種)	
	魚類	サクラマス(ヤマメ)、カジカ、オオヨシノボリ (3種)	
上流域等	底生動物	ヤマサナエ (1種)	
	魚類	ハス (1種)	
河川・湖沼池沼	底生動物	ツブゲンゴロウ (1種)	
	魚類	コイ、キンブナ、アブラハヤ、ウグイ、ゼゼラ、ニゴイ、シマドジョウ、ボウズハゼ (8種)	
中下流域等	底生動物	ハグロトンボ (1種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川(約1.7km)及び相沢川(約1.5km)に直接的改変による影響が想定されます。後述する環境保全措置において(P.5-13)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。
	魚類	スナヤツメ類、ホトケドジョウ (2種)	
谷戸、湧水等	魚類	スナヤツメ類、ホトケドジョウ (2種)	瀬谷市民の森に湧水が分布していることから、本種が生息している可能性は否定できません。しかし、周辺にも湧水が分布しており、後述する環境保全措置において(P.5-13)、汚濁水の流出対策や水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくりを講じることから、土地の改変後においても、生息環境がある程度維持されるものと予測します。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.3.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、動物の重要な種の生息環境及び注目すべき生息地の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、動物の生息域分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生息環境への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動物が生息可能な環境づくり

(3) 評価結果

樹林、水田等の水辺及び河川などの水域の一部並びにホタル生息確認地域の一部が消失するため、これらの環境に生息する動物の重要な種及びホタル生息確認地域には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生息する動物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が実行可能な範囲内でのできる限り低減できるものと評価します。

5.4 植物

5.4.1 現況調査

(1) 調査項目

植物の重要な種及び群落への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された植物の重要な種、重要な群落及び巨樹・巨木林等について調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

① 植物の重要な種

植物の重要な種は、文献その他の資料で確認された種について、前掲表 3.2-24 (P. 3-79～81) の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、重要な種は前掲表 3.2-25 (P. 3-82～84) のとおり 56 科 127 種が確認されています。

② 重要な群落

植物の重要な群落は、前掲表 3.2-24 (P. 3-79～81) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。その結果、調査区域における植物の重要な群落は、前掲表 3.2-26 (P. 3-85)、前掲表 3.2-27 (P. 3-85) 及び前掲図 3.2-31 (P. 3-86) のとおり、横浜市指定の天然記念物である日枝社のケヤキ、大和市指定の天然記念物であるハルニレ（なんじゃもんじゃの木）及び植生自然度 9 の群落（シラカシ群集）が存在します。

事業実施想定区域内には、植物に係る重要な群落は存在しません。

③ 巨樹・巨木林等

調査区域における巨樹・巨木林及び名木古木等は、前掲表 3.2-28 (P. 3-87) 及び前掲図 3.2-32 (P. 3-88) のとおり、16 件指定されていますが、事業実施想定区域内にはありません。

5.4.2 予測

(1) 予測事項

植物の重要な種が確認されていることから、事業実施想定区域と重要な種の生育環境の直接的改変の有無・程度を予測します。

なお、事業実施想定区域内に植物の重要な群落及び巨樹・巨木林等が確認されていないことから、植物の重要な群落及び巨樹・巨木林等については予測しません。

(2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

(3) 予測手法

事業実施想定区域と植物の重要な種の生育環境の重ね合わせにより、直接的改変の有無による生育環境への影響について把握します。

具体的には、植物の重要な種の生育環境を大まかな植生区分に整理して、どの程度生育環境が改変されるかを把握し、改変により植物の重要な種の存続が危ぶまれるかを考察しました。

(4) 予測結果

現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は、前掲図 3.2-29 (P.3-77) のとおりです。主な植生は畑雑草群落や市街地であり、一部はスギ・ヒノキ・サワラ植林、ゴルフ場・芝地が広がっています。事業実施想定区域の現存植生は、主に畑地雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、事業実施想定区域南東側の一部がスギ・ヒノキ・サワラ植林になっています。

現存植生図をもとに、主な生育環境の分布図を区分した結果を、前掲図 5.3-1 (P.5-10) に示します。事業実施区域内は主に草地が広がっており、他に樹林、水辺・湿地、市街地等が広がっています。

① 植物の重要な種

重要な種に対する予測結果は、表 5.4-1 のとおりです。

なお、主な生育環境については「神奈川県レッドデータブック 2006 WEB 版」(神奈川県ホームページ 令和元年 9 月閲覧)等を参照しました。

表 5.4-1 植物の重要な種への影響の予測結果

主な生育環境	種名	影響の予測結果
樹林	ナツノハナワラビ、オオキシノオ、キジノオシダ、ナチクジャク、サクライカグマ、エンシュウベニシダ、イヌイワイタチシダ、ムクゲシケシダ、マメヅタ、モミ、ヤマナラシ、ナガバヤブマオ、カテンソウ、イラクサ、マツグミ、ヤナギイノコズチ、フサザクラ、イチリンソウ、アズマイチゲ、ツツラフジ、ヤマエンゴサク、ヤマブキシソウ、マルバコンロンソウ、ノリウツギ、マメザクラ、ヤブザクラ、アワブキ、キツリフネ、クロツバラ、サンカクヅル、ヒカゲスミレ、セントウソウ、セリモドキ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウ、イチヤクソウ、ナツハゼ、キヌタソウ、ヤブムグラ、ヤマルリソウ、ルリソウ、カイジンドウ、ジュウニヒトエ、イガホオズキ、レンブクソウ、ソバナ、キキョウ、ノブキ、モミジガサ、コヤブタバコ、ユキザサ、キダチノネズミガヤ、イヌアワ、エビネ、キンラン、サガミラン、クマガイソウ (57 種)	直接的な変化により消失する樹林は、調査区域全体の1割未満であり、事業実施想定区域周辺に同様の環境が広く分布しています。これらを勘案すると、直接的な変化による重要な種の生育環境の改変の程度は小さいと予測します。
樹林・草地	ワダソウ、ウマノアシガタ、イカリソウ、ホドイモ、アリノトウグサ、ホタルサイコ、ヤマツツジ、リンドウ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、ヤマミヅイチゴツナギ、タガネソウ (12 種)	直接的な変化により、調査区域内の樹林は1割未満、草地は約4割が消失します。樹林については、周辺にも同様の環境が広く分布していること、改変の程度が小さいことから、生育環境の改変の程度は小さいと予測します。草地については、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
草地	コヒロハハナヤスリ、オキナグサ、ヒロハノカワラサイコ、イヌハギ、マキエハギ、タチフウロ、ノジトラノオ、スズサイコ、ツルカコソウ、キセワタ、オミナエシ、ヒメシオン、タカアザミ、アキノハハコグサ、ノニガナ、センボンヤリ、コバギボウシ、アマナ、ノハナショウブ、アヤメ、ハネガヤ、ミノボロ、エナシヒゴクサ、マツバスゲ、ピロードスゲ、ヌカスゲ、センダイスゲ (27 種)	直接的な変化により、調査区域内の草地の約4割が消失しますが、農業振興ゾーンでは既存農地を生かした整備が行われます。公園・防災ゾーン等では、周辺緑地との緑の連坦性を確保できるよう、緑地の創出を行います。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (水田等)	ミズワラビ、サンショウモ、サクラタデ、ハンゲショウ、タコノアシ、レンリソウ、ミズマツバ、ウスゲチョウジタデ、ホソバノヨツバムグラ、ミゾコウジュ、ヒメナミキ、シソクサ、サワシロギク、タウコギ、サワヒヨドリ、カセンソウ、トウゴクヘラオモダカ、ミズタカモジグサ、ヤマアワ、クログワイ、クロテンツキ、コマツカサススキ (22 種)	直接的な変化により、水田等の水辺・湿地は約2割が消失します。大門川沿いの水辺・湿地の多くは農業振興ゾーンに位置し、既存農地を生かした整備が行われる計画です。また、後述する環境保全措置において (P.5-17)、水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水域 (河川・水田・水路等)	ミズニラ、ササハモ、アイノコイトモ、ヤナギモ、リュウノヒゲモ (5 種)	用水路等の改修により、事業実施想定区域内の大門川 (約 1.7km) 及び相沢川 (約 1.5km) に直接的な変化による影響が想定されます。後述する環境保全措置において (P.5-17)、汚濁水の流出対策を講じます。これらを勘案すると、土地の改変後においても、生育環境がある程度維持されるものと予測します。
水辺・湿地 (渓流域等)	メヤブソテツ、ムカゴイラクサ (2 種)	事業実施想定区域内において、主な生育環境である渓流域がみられないことから、直接的な変化による生育環境の消失はないと予測します。
海岸	アシタバ (1 種)	
汽水域	カワツルモ (1 種)	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.4.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、植物の重要な種への影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、植物の重要な種の生息環境が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性を確保し、植物の生育域分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による重要な種等の生育環境への影響低減
- ・地域の潜在自然植生に配慮した植栽の選定等
- ・水辺の湿性草地や乾性草地環境の回復、復元又は創出

(3) 評価結果

樹林、草地、水田等の水辺及び河川等の水域の一部が消失するため、これらの環境に生育する植物の重要な種には一定の影響があると考えます。また、草地が大幅に減少するため、草地に生育する植物の重要な種には重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることとします。また、移植可能なものについては、移植による代償措置を図るなど植物の生育環境に配慮します。これらの取り組みにより、植物の重要な種に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

なお、重要な植物群落及び巨樹・巨木林等については、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

5.5 生態系

5.5.1 現況調査

(1) 調査項目

生態系保全上重要な自然環境のまとまりの場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、事業実施想定区域及びその周辺において確認された重要な自然環境のまとまりの場の分布状況について調査しました。

(2) 調査手法

国または関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集・整理する手法によりました。

(3) 調査結果

重要な自然環境のまとまりの場の分布状況は、前掲表 3.2-30 (P. 3-93) に示しました。

① 環境影響を受けやすい種又は場等

調査区域には、自然植生として植生自然度 9 (シラカシ群集) が存在していますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

② 環境保全の観点から法令等により指定された種又は場等

調査区域には、「都市緑地法」(昭和 48 年 9 月法律第 72 号) に基づく特別緑地保全地区に指定された区域がありますが、事業実施想定区域内には該当するものではありません。

③ 法令による指定はないが地域により重要な種又は場

調査区域には、生物多様性保全上重要な里地里山、ホタル生息確認地域及びトンボ池等主なエコアップスポット (点のビオトープ)、湧水及び緑の 10 大拠点が存在します。

環境省が生物多様性保全上重要な里地里山として選定した三保・新治、川井・矢指・上瀬谷地区及び横浜市が緑の 10 大拠点として位置付けている川井・矢指・上瀬谷地区は、事業実施想定区域全域が該当します。また、事業実施想定区域内には、ホタル生息確認地域及び湧水が存在します。

5.5.2 予測

(1) 予測事項

重要な自然環境のまとまりの場が確認されていることから、重要な自然環境のまとまりの場の直接的改変の有無及び消失する面積について予測します。

(2) 予測対象地域

土地の改変による影響が生じる範囲として、事業実施想定区域及びその周辺とします。

(3) 予測手法

事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的改変の有無及び程度を把握します。

(4) 予測結果

重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の位置関係は前掲図3.2-35(P.3-94)に、影響の予測結果は表5.5-1に示します。

生物多様性保全上重要な里地里山の位置・範囲はおおよそを示したものですが、事業実施想定区域全域が生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

ホタル生息確認地域については、調査区域内に8か所存在し、そのうち3か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

湧水については、調査区域内に6か所存在し、そのうち3か所が直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

緑の10大拠点のうち川井・矢指・上瀬谷地区については、事業実施想定区域全域が緑の10大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により面積の減少が生じると予測します。

表 5.5-1 重要な自然環境のまとまりの場への影響の予測結果

重要な自然環境のまとまりの場		影響の予測結果
自然植生	植生自然度9（シラカシ群集）	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
特別緑地保全地区	追分特別緑地保全地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	上川井町大貫谷特別緑地保全地区	
	上川井町堀谷特別緑地保全地区	
	上川井町中田谷特別緑地保全地区	
	上川井町堂谷特別緑地保全地区	
	上川井町露木谷特別緑地保全地区	
	川井本町特別緑地保全地区	
	三保特別緑地保全地区	
本郷三丁目特別緑地保全地区		
生物多様性保全上重要な里地里山	三保・新治、川井・矢指・上瀬谷	事業実施想定区域全域（約242ha）は生物多様性保全上重要な里地里山に指定されていることから、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
ホタル生息確認地域		調査区域内にある8か所のホタル生息確認地域のうち、事業実施想定区域内には3か所分布しています。直接的改変により1か所は消失、2か所はそれぞれ面積が約4～5割減少、調査区域全体でみると約2割減少する可能性があります。そのため、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）		事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
湧水	瀬谷市民の森1（瀬谷区瀬谷町）	事業実施想定区域内に存在することから、直接的改変により消失する可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	瀬谷市民の森2（瀬谷区瀬谷町）	
	－（旭区上川井町2053付近）	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。
	－（旭区上川井町）	
	－（旭区川井本町）	
－（旭区笹野台）		
緑の10大拠点	川井・矢指・上瀬谷地区	事業実施想定区域全域（約242ha）は緑の10大拠点に位置付けられていることから、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が改変される可能性があり、重要な自然環境のまとまりの場が減少すると予測します。
	三保・新治地区	事業実施想定区域外であることから、直接的改変により消失しないと予測します。

資料：「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマSite）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「大和市の指定文化財一覧」（大和市ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「都市緑化データベース」（国土交通省ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」（環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和元年9月閲覧）
 「生物多様性保全上重要な里地里山」（環境省ホームページ 令和元年9月閲覧）
 「エコロジカルネットワーク形成に係る環境特性図」（横浜市環境保全局環境影響審査課 平成13年3月改定）
 「横浜市水と緑の基本計画（平成28年6月改定）」（横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

5.5.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う重要な自然環境のまとまりの場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、重要な自然環境のまとまりの場が消失又は減少するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・実施段階の環境影響評価を踏まえた適切な環境保全措置の立案及び実施
- ・緑の連担性及び重要な自然環境のまとまりの場を確保し、生態系の分断を抑える措置
- ・造成や供用に伴う汚濁水等の流出対策による生態系への影響低減
- ・水辺を利用する多くの動植物が生息、生育可能な環境づくり

(3) 評価結果

事業実施想定区域の全域が生物多様性保全上重要な里地里山に選定されており、直接的改変により「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」全体の面積の約1割が減少します。ホタル生息確認地域は、直接的改変により1か所が消失、2か所は面積が約4～5割減少します。湧水は、調査区域内にある6か所のうち3か所が直接的改変により消失する可能性があります。事業実施想定区域の全域が緑の10大拠点に位置付けられており、直接的改変により「川井・矢指・上瀬谷地区」全体の面積の約3割強が減少します。これらを勘案すると、重要な自然環境のまとまりの場に重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、農業振興ゾーンや公園等を適切に配置し、隣接する市民の森との連担性を高めることで、生態系に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減できるものと評価します。

なお、植生自然度9、特別緑地保全地区、トンボ池等主なエコアップスポット（点のビオトープ）は、事業実施想定区域内に存在しないことから、重大な影響は生じないと評価します。

5.6 景観

5.6.1 現況調査

(1) 調査項目

主要な眺望点及び眺望景観の状況並びに景観資源の状況とします。

(2) 調査手法

景観への影響を予測・評価するために必要な情報については、以下の手法により調査しました。

① 主要な眺望点及び眺望景観の状況

事業実施想定区域からおおむね3km圏内にある不特定多数の人が集まる要素をもった場所を、既存資料やホームページの情報で整理するとともに、一部現地踏査を行うことによりました。

② 景観資源の状況

景観資源の状況については、調査対象地域の市区が発行している既存資料やホームページの情報を整理することによりました。

(3) 調査結果

① 主要な眺望点及び眺望景観の状況

主要な眺望点及び眺望景観の状況については、表5.6-1にまとめました。各眺望点の位置は、図5.6-1に示すとおりです。

表5.6-1(1) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね3km圏）

区分	No.	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	1	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にある瀬谷区内で一番広い面積(19.1ha)を有する森林公園で、緑の景観に囲まれた市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	① ②	×	南東、約0.2km
	2	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができるため、市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.7km
	3	矢指市民の森	中原街道に面し追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景観になっています。追分市民の森や瀬谷市民の森と一体的に市民の憩いの場となっていますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約0.9km

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

表 5.6-1 (2) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね 3km 圏）

区分	No.	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	4	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられますが、展望施設などは特にありません。	②	×	南東、約 0.2km
	5	東山ふれあい樹林	和泉川中流の住宅地の中に残された樹林で、やすらぎのみち・こもれび街道などの散策路が整備されていますが、瀬谷駅よりも南に位置し、事業実施想定区域は眺望できません。	①	×	南、約 1.5km
	6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	一般国道 246 号沿いにあり、利用者も多いが、事業実施想定区域とは丘陵地で隔てられており、眺望できません。	③	×	北、約 2.5km
	7	深見歴史の森 (城山史跡公園)	人が立ち入ることがないよう、遊歩道以外は柵で囲われています。なお、事業実施想定区域に近い境川沿いから事業実施想定区域方向は、東名高速道路や建物に遮られて眺望できません。	④	×	西、約 0.8km
	8	泉の森	引地川の源流付近にあり、水辺の自然と触れ合うことができるような遊歩道やキャンプ場、バーベキュー場が整備されており、多くの人が訪れ、川沿いの低地が中心的に利用されています。ひなた山展望広場という施設は存在しますが、周囲は樹林に囲まれており、事業実施想定区域は眺望できません。また、亀甲山とされている場所も斜面の丘程度で、一帯は樹林となっており、同様に事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約 3.0km
	9	ふれあいの森	引地川沿いにあり、公園としての規模は泉の森に比較して小さくなっています。標高は事業実施想定区域よりも低く、かつ、市街地で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。	⑤	×	南西、約 2.7km
	10	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く 5.2ha の広さを有する運動公園です。公園内は起伏に富み、市民の憩いの場となっており、運動目的や花見客で賑わいます。事業実施想定区域とは、市街地や高速道路で隔てられているため事業実施想定区域は眺望できません。 なお、2016 年より実施の町田都市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業に伴い、2018 年 4 月から全面閉鎖されていましたが、2019 年 11 月 13 日に開園されました。	⑥ ⑨	×	北西、約 1.6km
11	つくし野セントラルパーク	閑静な公園ですが、周囲が丘陵の樹林で囲まれているため、事業実施想定区域は眺望できません。	⑥	×	北、約 2.6km	

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

表 5.6-1(3) 主要な眺望点及び眺望景観の状況（事業実施想定区域からおおむね 3m 圏）

区分	No.	名称	状況	資料 ^{注2}	視認性 ^{注3}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な眺望点 (人が集まる要素をもった地区)	12	三保市民の森	緑区と旭区の境にある森林公園で、地形に合わせた散策路が設定されています。展望施設はなく、事業実施想定区域は眺望できません。	⑦	×	北東、約 2.0km
	13	新治市民の森	梅田川の流れて沿った豊かな樹林地と田園風景が広がる新治地区にあり、初心者向きから中・上級者向きの散策コースが設けられています。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑦	×	北東、約 2.6km
	14	よこはま動物園ズーラシア	世界中の野生動物を展示、飼育、繁殖させている国内最大級の動物園です。なお、事業実施想定区域方向には、樹林や建物に遮られて眺望できません。	⑧	×	北東、約 2.7km

注 1：表中の No. は図 5.6-1 (P.5-25) に対応しています。

注 2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

注 3：○：事業実施想定区域を視認できる。

×

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

②「市民の森」指定一覧 横浜市」(横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和元年 9 月閲覧)

④「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

⑤「大和市 観光・まつり」(大和市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

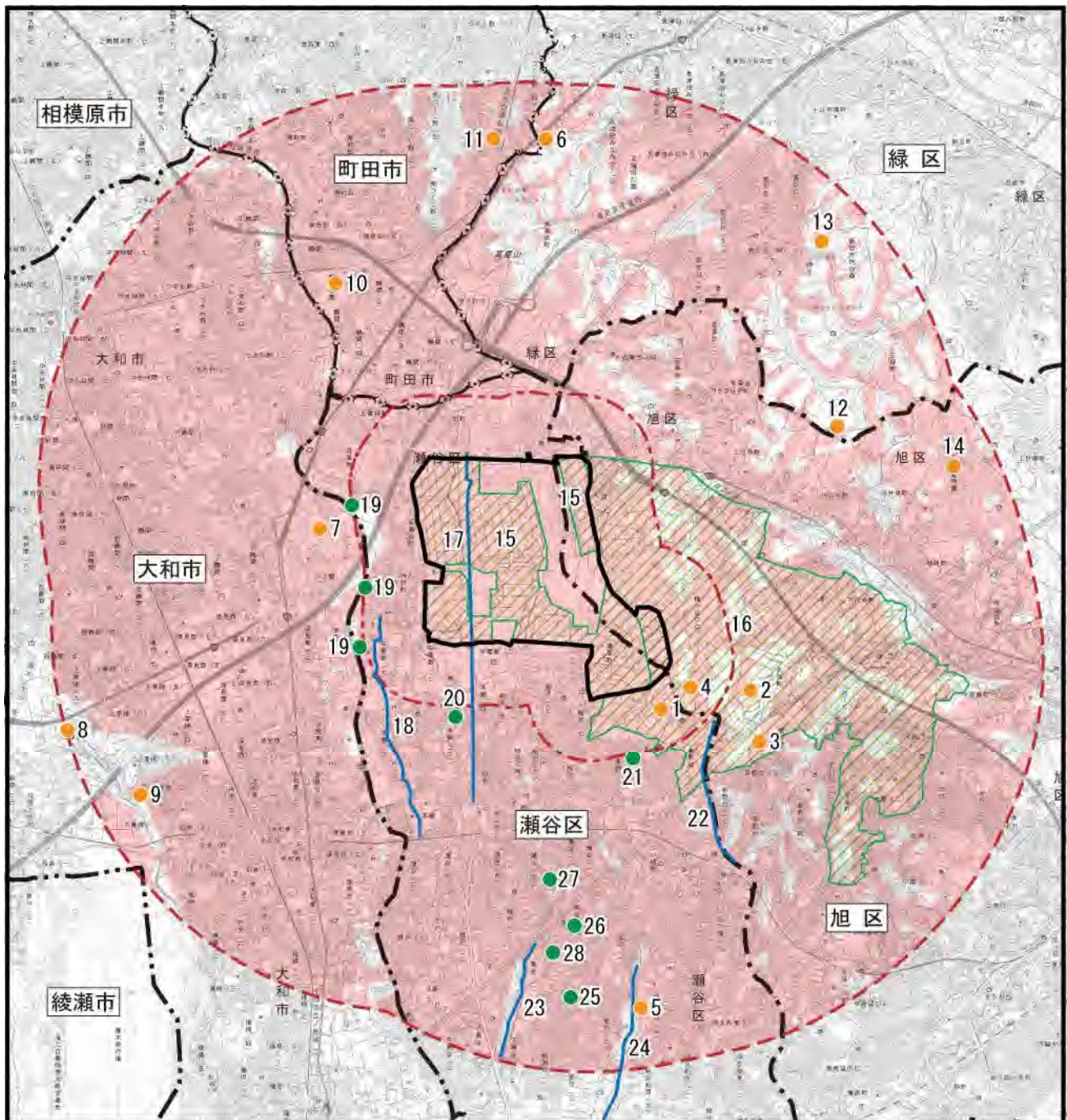
⑥「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

⑦「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

⑧「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧)

⑨「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年 11 月閲覧)

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

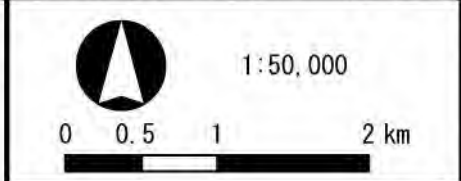


凡例

- 事業実施想定区域

 都県界
 市界
 区界
- 調査範囲（事業実施想定区域から概ね3km圏）
- 近景域（事業実施想定区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望点

 富士山を眺望できる範囲
- 主要な景観資源



注1：富士山が眺望できる範囲は、メッシュ標高データを用いた数値地形モデルによるコンピュータ解析を行い、建造物や樹木などが無い状態において、地上1.5mから山頂部または外輪部が一部でも眺望できるエリアを算出しました。

注2：No. 15のエリアについては、事業実施想定区域内の植生図を参考に設定しました。

注3：図中の番号は表5.6-1及び表5.6-2と対応しています。

注4：図に示す情報の出典は、表5.6-1及び表5.6-2と同様です。

図5.6-1 主要な眺望点、景観資源並びに富士山を眺望できる範囲

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。

② 景観資源の状況

景観資源の状況については、表 5.6-2 にまとめました。また、前掲図 5.6-1 (P.5-25) には、表 5.6-2 に示す主要な景観資源の位置とともに、事業実施想定区域からおおむね 3km 圏内において、地上 1.5m から富士山を眺望できる範囲（山頂付近の一部のみ可視な場合を含む。）を示しました。

表 5.6-2 主要な景観資源の状況（事業実施想定区域からおおむね 3km 圏）

区分	No.	名称	状況	資料 ^{注2}	事業実施想定区域からの方向及び距離
主要な景観資源	15	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	緑の 10 大拠点の一部であり、横浜市に残された貴重な財産となっています。	①	事業実施想定区域内
	16	川井・矢指風致地区の緑地	瀬谷・追分・矢指・上川井の各市民の森などの緑が、当地区の重要な景観資源になっています。一部は、特別緑地保全地区にも指定されています。	②	事業実施想定区域内
	17	海軍道路沿いの桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約 3 km で、両側には約 400 本の吉野桜があり、当地区の景観資源になっています。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③	事業実施想定区域内
	18	鎌倉古道沿いの桜並木	桜の名所として、近隣住民の憩いの場となっています。	③	西、約 0.4km
	19	境川沿いの桜並木		③	西、約 0.5km
	20	瀬谷中央公園		③	南、約 0.6km
	21	東野第一公園		③	南東、約 0.5km
	22	野境道路		③	南東、約 0.6km
	23	相沢川ウォーク		③	南、約 2.4km
	24	東山・関ヶ原の水辺		③	南、約 2.2km
	25	瀬谷第一公園		③	南、約 2.4km
	26	瀬谷第二公園		③	南、約 1.8km
	27	瀬谷第三公園		③	南、約 1.5km
	28	南台公園		③	南、約 2.1km
	—	丹沢の山並み（遠景）		事業実施想定区域から西方向の眺望として、当地区の重要な景観資源になっています。なお、事業実施想定区域付近においては、富士山は山頂付近の一部が丹沢山地の奥に眺望できる状況です。	—
—	富士山（遠景）	事業実施想定区域から西方向の眺望として、当地区の重要な景観資源になっています。なお、事業実施想定区域付近においては、富士山は山頂付近の一部が丹沢山地の奥に眺望できる状況です。		—	—

注 1：表中の No. は前掲図 5.6-1 (P.5-25) に対応しています。

注 2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

資料：①「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改定）」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

②「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

③「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和元年 9 月閲覧）

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

5.6.2 予測

(1) 予測事項

景観資源、主要な眺望点の直接的改変の有無・程度、眺望景観への支障の可能性について予測します。

(2) 予測対象地域

前掲図 5.6-1 (P.5-25) に示した事業実施想定区域からおおむね3 km 圏内とします。

(3) 予測手法

直接的改変については、主要な眺望点及び景観資源の分布図と事業実施想定区域とを重ね合わせることにより、改変による消失の有無及び分布が縮小する面積等を把握します。

眺望景観への支障の可能性については、主要な眺望点及び眺望対象となる景観資源との位置関係から予測します。なお、計画段階環境配慮書の時点では、建造物の配置やイメージなどが未確定であることから、予測は概略的、かつ、定性的に行うものとします。

(4) 予測結果

① 景観資源、主要な眺望点の直接的改変

景観資源の直接的改変があり、「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失します。

旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域については、事業実施想定区域に農業振興ゾーンを配置することで、事業実施想定区域全体の2割程度を存置します。また、改変されるエリアについても、その一部が公園等として利用されるため、事業実施想定区域全体の約4割が緑農地域の景観として残ります。

海軍道路沿いの桜並木については、現存する桜並木の約5割が事業実施想定区域内にあるため消失します。

なお、主要な眺望点の直接的改変はありません。

② 眺望景観への影響

前掲表 5.6-1 (P.5-22~24) によれば、各主要な眺望点とも展望施設などはなく、比較的標高の低い位置に視点があり、主要な眺望点から事業実施想定区域を視認できないこと、また、瀬谷市民の森等近傍の地点については、樹林に囲まれた立地であることから、眺望景観への影響は小さいと考えます。

また、前掲図 5.6-1 (P.5-25) によれば、事業実施想定区域及びその周辺からは、建造物や樹林等の支障がなければ、丹沢山地や富士山が眺望できるエリアが広がっています。事業実施想定区域より東側にある主要な眺望点 (No. 1~No. 4) については、事業実施想定区域が眺望方向に介在する可能性があります。主要な眺望点 (No. 1~No. 4) は、樹林に囲まれた立地であることから、眺望への支障は小さいと考えます。

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものであります。

5.6.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う主要な眺望点及び景観資源の消失、眺望景観の阻害などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、景観資源の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとしてします。

【環境保全措置】

- ・ 農業振興ゾーン、公園等の適切な配置による緑農地域の景観保全
- ・ 事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出
- ・ 景観資源の改変部分における周辺構成種による緑化
- ・ 遠景である丹沢山地や富士山の眺望に配慮した将来の土地利用計画

(3) 評価結果

景観資源である「旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域」の一部と「海軍道路沿いの桜並木」の約5割が消失するため、重大な影響があると考えます。これらの影響に対しては、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、景観資源に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。

主要な眺望点の直接的改変がないこと、前掲表 5.6-1 (P.5-22~24) に示した全ての主要な眺望点から事業実施想定区域が視認できないことなどから、眺望景観への影響は軽微であると考えます。また、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、眺望景観に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減されるものと評価します。

5.7 人と自然との触れ合いの活動の場

5.7.1 現況調査

(1) 調査項目

人と自然との触れ合いの活動の場の状況とします。

(2) 調査手法

人と自然との触れ合いの活動の場への影響を予測・評価する際に必要な情報として、調査区域における人と自然との触れ合いの活動の場として、「都市計画法」（昭和43年6月法律第100号）に基づく風致地区や、「都市緑地法」（昭和48年9月法律第72号）に基づく特別緑地保全地区、「緑の環境をつくり育てる条例」（昭和48年6月横浜市条例第47号）に基づく市民の森等の他、地域にとって重要な対象として、都市に残存する樹林地及び緑地、桜の名所などの観点から抽出し、既存資料の収集整理による方法及び一部現地踏査を行う手法によりました。

(3) 調査結果

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況を表5.7-1及び図5.7-1に整理しました。

5.7.2 予測

(1) 予測事項

人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変の有無・程度について予測します。

(2) 予測対象地域

図5.7-1に示した範囲（調査区域）とします。

(3) 予測手法

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布図と、事業実施想定区域とを重ね合わせることで、改変による消失の有無、分布が縮小する面積等を把握します。

(4) 予測結果

図5.7-1によると、人と自然との触れ合いの活動の場の直接的改変があり、「海軍道路の桜並木」の大部分及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失します。

「海軍道路の桜並木」については、現存する桜並木の約5割が事業実施想定区域内にあるため消失します。また、「鎌倉古道 北コース」上の桜並木については、その延長の3割弱が消失します。

表 5.7-1 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況

施設等名称	状況	資料 ^{注2}	
瀬谷区	瀬谷市民の森	瀬谷区と旭区の境にあり、瀬谷区内で一番広い面積(19.1ha)を有する森林公園です。森林浴や昆虫、植物、野帳観察などができ、子供も大人も楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	① ②
	海軍道路の桜並木	真っ直ぐ伸びた直線道路の長さは約3kmで、両側には約400本の吉野桜があり、桜並木として有名なことから、桜の満開時期を中心に、付近の解放された広場などに多くの人が集まります。なお、事業実施想定区域北側の桜並木は一部伐採されています。	③
	東野第一公園	比較的小規模な都市公園ですが、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、近隣住民の憩いの場となっています。	①
	瀬谷中央公園		①
	境川沿い	大和市との境界部を流れる境川沿いの桜スポットで、「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として瀬谷区のホームページで紹介されており、桜の時期は近隣住民を中心に利用されています。 なお、境川の対岸(大和市側)には、藤沢大和自転車道(通称、境川サイクリングロード)が整備されており、藤沢市鶴沼海岸から江ノ島方面まで行くことができます。	①
	鎌倉古道 北コース	鎌倉古道・上道(かみつみち)の瀬谷駅北側ルート沿いには神社仏閣と路傍の地蔵尊、庚申塔、道祖神や屋敷林と古民家があり、上瀬谷農業専用地区、環状4号線(上瀬谷線)の桜並木など、貴重な歴史遺産や緑豊かな自然を感じることができます。	①
	野境道路	相模と武蔵の国境を通ることから野境道(のざかいみち)といわれ、宝永3年(1701年)頃から、江戸と鎌倉を結ぶ間道として利用されていました。四季を通じて美しい景観のプロムナードで、春には瀬谷高校入口まで続く桜並木が市民に親しまれています。	①
	武相国境・緑の森コース	四季を通じて美しい景観のプロムナードである武相国境(野境道路)と、瀬谷で一番広い樹林や和泉川の源流がある瀬谷市民の森があります。静かな自然の中で森林浴を楽しみ、瀬谷の原で中世の古戦場跡など深い歴史に触れることができます。	①
旭区	追分市民の森	帷子川の源流域のある自然豊かな森林です。谷戸の田園風景と樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができます。花畑では年間を通じ、菜の花、ひまわり、コスモスをはじめ、レンゲ、ショウブ、マリーゴールドなどが楽しめることから、市民の憩いの場として利用されています。	②
	矢指市民の森	中原街道に面し、追分市民の森の隣にあるこの森は、懐かしいふるさとの景色を感じさせてくれます。「太陽の広場」を中心に広がる森と小川のせせらぎが楽しめ、春には雑木林の下でドングリの芽吹きにも出会えます。また、「せせらぎの小道」をたどって行けば瀬谷市民の森も近くであり、これらは一体的に利用されています。	②
	上川井市民の森	西は瀬谷市民の森、東は追分市民の森に接し、スギ・ヒノキ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などと一体的に利用されています。	②
大和市	深見歴史の森(城山史跡公園)	一帯が大和市保全緑地要綱(平成21年3月大和市告示第125号)で保全緑地に指定されている樹林地です。自然や歴史を感じることができますが、遊歩道以外は柵で囲われており、利用者はあまり多くない状況です。境川沿いは、境川サイクリングロードに面しています。	④
町田市	鶴間公園	南町田グランベリーパーク駅から近く、5.2haの広さを有する運動公園で、公園内は起伏に富んでおり、芝生広場、多目的運動広場、人工芝テニスコート等が整備されています。桜の木も多数植えられており、春は花見客で賑わうほか、雑木林もあり、自然との触れ合いもできます。なお、町田市計画事業南町田駅周辺土地区画整理事業により再整備され、2019年11月13日に再開園されました。	⑤ ⑥

注1：法令等による指定状況は、前掲表 3.2-33 (P.3-100) 参照。

注2：資料の番号は、下記の番号と対応しています。

- 資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ②「市民の森」指定一覧 横浜市(横浜市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ③「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」(瀬谷区ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ④「伝えたい残したいやまとの景観」(大和市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ⑤「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和元年9月閲覧)
 ⑥「鶴間公園【公式】」(町田市ホームページ 令和元年11月閲覧)

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のもので、下線部については内容を修正しています。

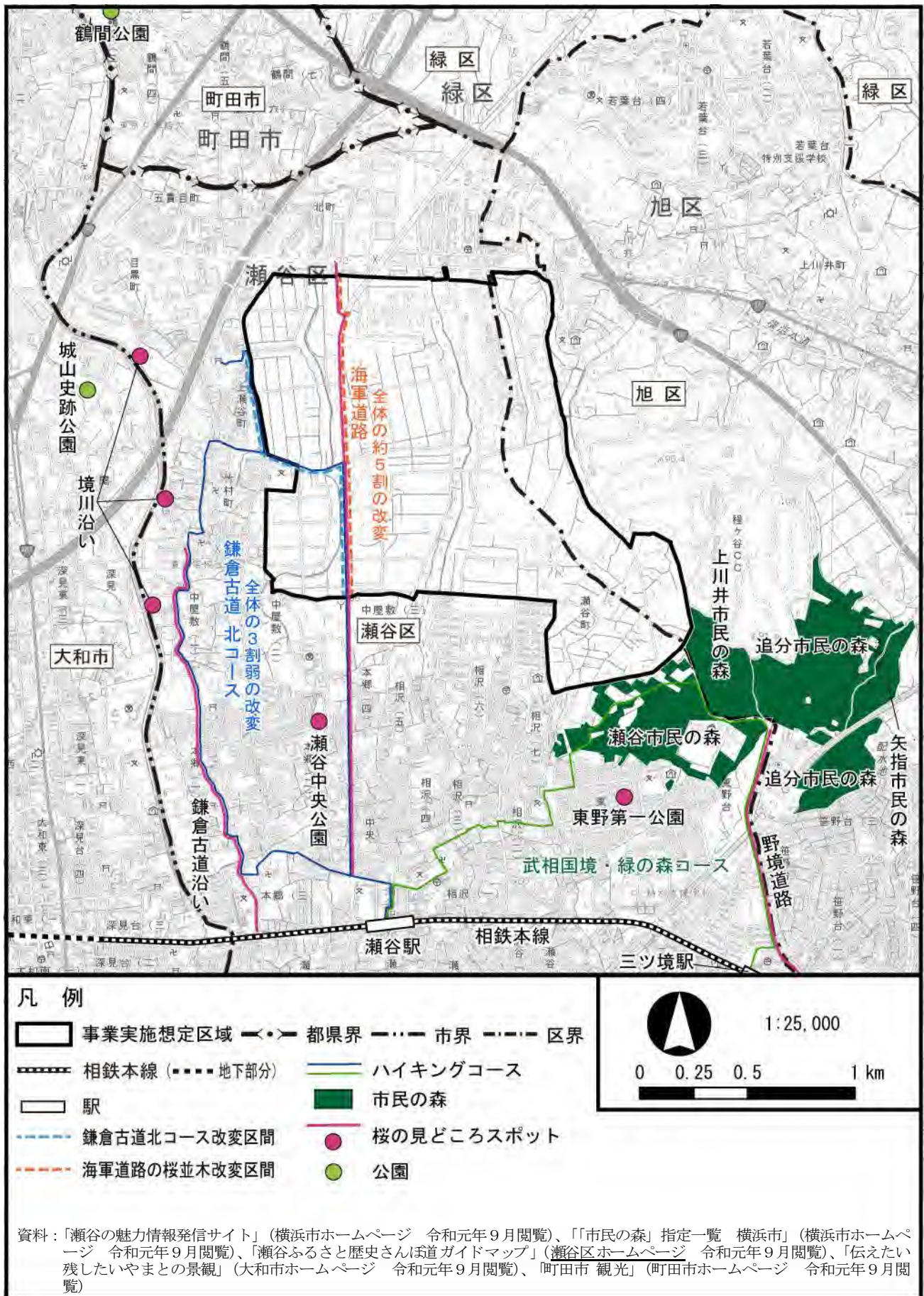


図 5.7-1 人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度

このページに記載した内容は、計画段階環境配慮書のものです。下線部については内容を修正しています。

5.7.3 評価

(1) 評価手法

予測結果から重大な影響の有無を判定し、直接的改変に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の消失などの重大な影響が回避、又は低減されているかを評価しました。

(2) 影響の回避・低減に向けた検討

予測結果によれば、人と自然との触れ合いの活動の場の一部が消失するため、以下に示す環境保全措置を講じるものとします。

【環境保全措置】

- ・ 鎌倉古道 北コースの可能な限りの保全
- ・ 事業実施想定区域における新たな桜並木等の創出
- ・ 公園、緑地、調整池における新たな人と自然との触れ合いの活動の場の創出

(3) 評価結果

人と自然との触れ合いの活動の場である「海軍道路の桜並木」の約5割及び「鎌倉古道 北コース」上の桜並木の一部が消失するため、重大な影響があると考えます。

これらの影響に対して、実施段階の環境影響評価において、前述の環境保全措置を具体化することで、人と自然との触れ合いの活動の場に係る影響が実行可能な範囲内でできる限り低減されるものと評価します。

第6章 配慮書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

6.1 主務大臣の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する国土交通大臣の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6.1-1 に示すとおりです。

表 6.1-1(1) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 総論</p> <p>(1) 土地利用等の検討経緯について</p> <p>今後の詳細な各ゾーンの位置及び規模の検討に当たっては、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方に加え、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書以降の図書に記載すること。</p> <p>また、今後の本事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容についても、方法書以降の図書に記載すること。</p>	<p>各ゾーンの詳細な位置及び規模の検討に当たって、その決定の経緯、各ゾーンの配置に関する考え方、その規模に関する考え方について、想定区域周辺の土地利用に配慮した事項も含めて、方法書に記載しました。</p> <p>また、今後の都市計画対象事業の具体化の過程において、環境の保全の配慮に係る検討を行った上で、その検討の経緯及び内容について、準備書以降に記載します。</p>
<p>(2) 工事計画の検討について</p> <p>想定区域周辺には、多数の住居及び学校その他の環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在することから、本事業の工事実施により、これら住居等に対して騒音等の影響を及ぼす可能性がある。このため、今後予定している、工事計画の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象事業の工事実施により、住居等に対して騒音等の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、これらの環境要素を環境影響評価項目として選定しました。今後、これらの環境影響評価項目について、調査、予測及び評価を行い、住居等への影響を考慮し、適切に調査、予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置を講じるものとします。</p>
<p>(3) 他事業の影響について</p> <p>想定区域及びその周辺においては、本事業と同様に横浜市において「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」（以下「周辺事業」という。）が計画されており、本事業及び周辺事業による複合的な影響が懸念される。このため、方法書以降の環境影響評価の項目の選定に当たっては、周辺事業の影響を考慮し、環境影響評価の項目を適切に選定した上で、適切な調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>都市計画対象事業と同時に施工が計画されている周辺事業による複合的な影響が懸念されることから、都市計画対象事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨を記載しました。</p>

表 6.1-1(2) 国土交通大臣の意見と都市計画決定権者の見解

主務大臣の意見	都市計画決定権者の見解
<p>2. 各論</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場について 想定区域及びその周辺には、「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている「三保・新治、川井・矢指・上瀬谷」及び「瀬谷市民の森」等が存在することから、本事業の実施により、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見及び専門家等の助言を踏まえた、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、本事業による影響を回避又は極力低減すること。</p>	<p>里地里山の自然環境への影響について、地域住民の意見を参考にするとともに、専門家等の助言を踏まえたうえで、調査、予測及び評価を行います。その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講ずることにより、都市計画対象事業による影響を回避又は極力低減することに努めます。なお、環境保全措置を講じる場合は、その内容についても、専門家等の助言を得て判断するものとします。</p>
<p>(2) 廃棄物等について 本事業の実施に伴い、想定区域内に存在する建物や道路等の構造物の解体・撤去による廃棄物及び大規模な土地の改変による建設発生土が多く発生するおそれがある。 このため、詳細な整備計画の検討においては、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制に可能な限り努めること。</p>	<p>廃棄物等について環境影響評価を行う項目に選定し、廃棄物及び建設発生土の発生量の抑制のための環境保全措置を検討するとともに、詳細な整備計画に反映させます。</p>
<p>(3) 温室効果ガスについて 工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>温室効果ガスについて環境影響評価を行う項目に選定し、効率的な施工及び建設機械等の省エネルギー化等の環境保全措置の検討を行うとともに、これを施工計画に反映させること等により、工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう努めます。</p>

6.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

配慮書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 6.2-1 に示すとおりです。

表 6.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>1. 全般的事項</p> <p>本事業の事業計画を具体化するには、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めてください。</p> <p>今後の事業の進展においては、環境に関する本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討してください。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書の作成に当たっては、次の事項を十分に踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行ってください。</p>	<p>都市計画対象事業の事業計画の具体化に当たっては、最新のデータや知見をもとに、環境への影響を実行可能な範囲内でできる限り回避、又は低減するよう配慮しつつ進めます。</p> <p>今後の事業の熟度を高める過程においては、環境に関する国や横浜市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう検討します。また、方法書以降の図書の作成に当たっては、以下の(1)～(5)の事項を踏まえ、必要に応じて関係機関と事前協議を行います。</p>
<p>(1) 「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性は踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。</p>	<p>(1) 「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」と連携し、都市計画対象事業の特性を踏まえ、第3章の記述や第8章の調査位置を示す図面の統一を図りました。</p>
<p>(2) 農業振興ゾーン、公園・防災ゾーン、観光・賑わいゾーン及び物流ゾーンの選定、面積、配置に関する考え方及びその決定の経緯について、内容が十分理解されるよう分かりやすく方法書に記載してください。</p>	<p>(2) 方法書の作成に当たっては、土地利用に係る各ゾーンの選定や、その規模や配置などの考え方及びその決定の経緯について、分かりやすい記述に努めました。</p>
<p>(3) 関連する「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。</p>	<p>(3) 関連する他事業の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討しました。その結果、都市計画対象事業の予測時期において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測する旨を記載しました。</p>

表 6.2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解
<p>(4)環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行ってください。</p>	<p>(4) 環境影響評価項目の選定に当たっては、参考項目及び横浜市環境影響評価技術指針を勘案しつつ、事業特性、地域特性及び事業計画の具体化を踏まえ適切に行いました。また、神奈川県環境影響評価技術指針についても勘案しました。(その考え方は、第8章 8.1 (P. 8-1～8) に示しました。)</p> <p>なお、表 8.1-2 (P. 8-3、4) の脚注に、参考項目、参考項目にはないが基本的事項の別表に掲載されている項目、市条例に基づく項目のいずれに該当するかがわかるように記述しています。</p>
<p>(5)今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めてください。</p>	<p>(5)今後事業計画を進めていく過程においては、広く意見を聴取するとともに、聴取した意見の事業計画への反映に努めます。</p>
<p>2. 個別の環境要素に関する事項</p> <p>(1) 土壌汚染</p> <p>事業実施想定区域に軍事施設があったことを考慮し、土壌汚染に係る調査を行うとともに、土壌汚染が周辺地下水に及ぼす影響の把握に努めてください。</p>	<p>(1) 土壌汚染</p> <p>土壌汚染対策法に基づき国が実施した調査結果の情報収集に努めるとともに、事業者としても土地利用履歴を踏まえ、土壌汚染が懸念される場所を中心とした調査を行う予定であり、その手法を方法書に記載しました。</p>
<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 事業実施想定区域に存在するまとまった草地が減少するなど、本事業の実施により生態系への影響が想定されることから、生態系に対するより具体的な配慮について方法書以降の図書に記載してください。</p> <p>イ 事業実施想定区域にホタルが生息する場合は、ホタルが地域の在来種であるか否かの把握に努めてください。</p>	<p>(2) 動物、植物、生態系</p> <p>ア 都市計画対象事業の実施による生態系の影響について適切に予測することにより、影響の程度を明らかにした上で、その影響を回避・低減又は代償するための具体的な配慮について準備書に記載します。</p> <p>イ 対象事業実施区域にホタルが生息する場合は、DNA 解析等の手法により、地域の在来種であるか否かの把握に努めます。</p>

6.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

配慮書を令和2年1月15日～令和2年2月14日まで縦覧に供し、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果4通の意見書、延べ4件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表6.3-1に示すとおりです。

表 6.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>1. 事業計画について (1) 横浜市内の緑を保全する立場で、開発はできるだけ避けてください。</p>	<p>(1) 「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」では、旧上瀬谷通信施設のまちづくりのコンセプトにおいて都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくことを位置付けています。この土地利用基本計画に沿って、都市計画対象事業を進めていきます。</p>
<p>(2) 横浜市の「米軍施設返還跡地利用指針」(平成18年6月)は市民(区民)の要望に沿うものであり、同指針の立場に戻るべきです。</p>	<p>(2) 「米軍施設返還跡地利用指針」では、「水や緑」、「魅力ある景観」、「経済活動」、「レクリエーションやスポーツ」などの環境を、返還施設跡地を活用して幅広く再生していくという主旨となっています。</p> <p>「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」は、指針策定後の社会経済情勢の変化に対応するとともに、まちづくりのテーマを「豊かな自然環境をいかした郊外部の新たな活性化拠点の形成」としており、指針の考え方を継承するものであり、この土地利用基本計画に沿って、都市計画対象事業を進めていきます。</p>
<p>(3) 公有地は市民のために使うべきであり、テーマパークとして利用するのは、地権者の持ち分の範囲に限定してください。</p>	<p>(3) 土地区画整理事業を実施することで、旧上瀬谷通信施設の国有地や民有地等の混在を解消することを検討しています。</p> <p>国有地の配置(換地)については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンや将来の道路等の公共施設を中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>

表 6.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>2. 生態系の評価、環境影響の代償等について</p> <p>(1) 生態系の評価については、当地の生態系を代表する種を評価対象種とした生物多様性定量評価手法を用い、誰でも理解できるよう、影響の程度を数値で示して頂きたい。</p>	<p>(1) 生態系の予測・評価については、対象事業実施区域及びその周辺を代表する種として、上位性、典型性、特殊性の視点から対象種を選定することによるとともに、生物多様性の視点も含めた知見を踏まえ、できる限り分かりやすくとりまとめるよう努めます。</p>
<p>(2) 評価により明らかになった環境影響については、開発区域外の緑地の保全活動を行うことで代償して頂きたい。域内の緑地を一部保存し、維持管理することにも積極的に取り組んでほしい。</p>	<p>(2) 今後の環境影響評価の手続きにおいては、対象事業実施区域内において緑地を一部保存し、維持管理すること等による環境影響の回避・低減の考え方を重視するとともに、必要に応じて、環境影響の代償措置についても検討し、生態系に対する影響を、できる限り低減できるようにします。</p>

第7章 方法書についての意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

7.1 知事の意見と都市計画決定権者の見解

方法書に対する神奈川県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 7.1-1 に示すとおりです。

表 7.1-1 (1) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1 総括事項</p> <p>本事業は、「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」※1及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」※2が関連事業として計画されている。本事業の環境影響評価手続きを行うに当たっては、関連事業の実施による環境影響を適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定、調査等の手法及び環境保全措置（事後調査を含む。）の検討を行うとともに、その結果を地域住民等に対して分かりやすく説明すること。</p> <p>また、審査の過程において事業実施区域内に土壌汚染が判明し、本事業の実施による汚染の拡散が懸念されるとともに、事業実施区域の大規模な改変により、都市部に残された広大な草地環境の消失が見込まれる。</p> <p>以上のことから、環境影響評価準備書の作成に当たっては、次の個別事項に示すとおり適切な対応を図ること。</p> <p>※1：事業実施区域の大規模な土地利用転換に伴う交通需要への対応や横浜市郊外部の新たな活性化拠点の形成に資する新たな交通として、相模鉄道本線瀬谷駅周辺を起点とする新交通システムを整備する事業（横浜市環境影響評価条例の対象事業）</p> <p>※2：「公園・防災ゾーン」の一部で国際園芸博覧会（令和9年開催予定）のレガシーを継承する公園及び「観光・賑わいゾーン」の一部で公民連携による観光と賑わいの拠点となる場を整備する事業（横浜市環境影響評価条例の対象事業）</p>	<p>関連事業である「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」及び「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業」の実施による環境影響についても適切に把握した上で、環境影響評価項目の選定、調査等の手法及び環境保全措置（事後調査を含む。）の検討を行い、その結果についてできるだけ分かりやすく「周知用パンフレット配布」、「説明会」や「インターネット動画配信」などの手段で説明を行います。なお、本事業による準備書提出時点で、当該関連事業計画の詳細が明らかにならなかったため、関連事業の環境影響評価手続の中で、関連事業の環境影響に本事業の環境影響も含めて、複合的影響を明らかにしていく旨について、関連事業の事業者と調整しています。</p> <p>土壌汚染の拡散並びに草地環境の消失による影響の回避、低減又は代償に係る措置については、次の個別事項に示す見解に沿って、適切に対応を図りました。</p>	<p>—</p>

表 7.1-1(2) 神奈川県知事の意見と都市計画決定権者の見解

神奈川県知事の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>2 個別事項</p> <p>(1)土壌</p> <p>ア 土壌汚染対策について</p> <p>防衛省の調査結果により、事業実施区域内で土壌汚染について環境基準値の超過が確認されているにもかかわらず、対策の実施主体や対策の具体的な取組が明らかにされていない。これに対し、地域住民等から不安や懸念が寄せられていることから、対策の実施主体によらず、土壌汚染対策の内容について明らかにすること。</p> <p>イ 調査、予測及び評価の手法について</p> <p>調査に当たっては、土壌汚染の状況について、その調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示し、不安の解消に努めること。</p> <p>また、予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の内容も踏まえて、周辺環境への影響を明らかにすること。</p> <p>特に、事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠、搬出ルートを明らかにした上で、予測及び評価を行うこと。</p> <p>ウ 環境保全措置について</p> <p>事業者が土壌汚染対策を実施する場合は、濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、環境保全措置を示すこと。</p> <p>(2)動物・植物・生態系</p> <p>ア 環境保全措置について</p> <p>本事業により、樹林が点在する広い草地環境の多くが失われることから、整備される公園以外も含めて、まとまった草地環境をできる限り保全、創出するなど事業実施区域の生物多様性に配慮した環境保全措置を明らかにすること。</p>	<p>準備書提出時点において、対策の実施主体によらず明らかとなる土壌汚染対策の内容を準備書に記載することにより、地域住民等の不安解消に努めます。</p> <p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>土地区画整理事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>土地区画整理事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p> <p>整備される公園以外のエリアにおいても、実行可能な範囲でできるだけ草地環境の保全、創出に努め、その内容（生物多様性の確保に関する効果を含む。）を準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-8～15</p> <p>P.9.9-2～7</p> <p>P.9.9-8～16</p> <p>P.9.9-13、14</p> <p>P.9.9-8～15</p> <p>P.9.10-142 ～ 147</p> <p>P.9.11-48～51</p> <p>P.9.12-21～25</p>

7.2 市長の意見と都市計画決定権者の見解

方法書に対する横浜市長の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表 7.2-1 に示すとおりです。

表 7.2-1(1) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1. 事業計画</p> <p>(1) 予測の前提条件となる土地や河川の改変位置・程度及び道路、雨水調整池、公園、緑地等の位置・規模を準備書により詳細に記載してください。</p> <p>(2) 総合的な土地利用の観点から、グリーンインフラの保全・活用の考え方を準備書に記載してください。</p>	<p>都市計画対象事業の事業計画の具体的な内容について準備書に記載するよう努めました。特に、土地や河川の改変位置・程度及び道路、雨水調整池（工事中の濁水処理施設を含む。）、公園、緑地等の位置・規模等については予測の条件として設定した内容について明らかにしました。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方について、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～14</p> <p>P.2-58</p>
<p>2. 環境影響評価項目</p> <p>(1) 工事の実施</p> <p>ア 土壌</p> <p>(7) 土壌汚染対策法の基準値を超過する土壌汚染が事業実施区域内で確認されていることから、土壌汚染対策の実施主体に関わらず、必要な対策について明らかにしてください。併せて、市民に対し、わかりやすく情報提供を行ってください。</p> <p>(4) 土壌汚染については、汚染の程度や対策内容を明らかにして準備書に記載するとともに、これらを踏まえて予測、評価を行ってください。</p>	<p>土壌汚染対策法の基準値を超過する土壌汚染に関する措置については、その考え方を準備書に記載するとともに、今後の説明会等の場において市民にできるだけわかりやすく説明するよう努めます。</p> <p>土壌汚染については、汚染の程度（分布範囲、濃度）や対策内容（対策方法や掘削除去時の運搬の考え方など）をできるだけ明らかにして準備書に記載し、これらを踏まえて予測、評価を行いました。</p>	<p>P.9.9-8～14</p> <p>P.9.9-5～7 P.9.9-8～15</p>
<p>(2) 土地又は工作物の存在及び供用</p> <p>ア 動物</p> <p>(7) 鳥類調査については、調査地域全域で定量的に均一なデータが得られるよう、適正に行ってください。</p> <p>(4) ねぐらが人の生活に影響を及ぼすおそれのある鳥類（例 ムクドリ）について、ねぐら調査を行ってください。なお、調査に当たっては地域住民へのヒアリングを行い、得られた情報も参考にしてください。</p>	<p>鳥類調査については、調査対象とした範囲内で均一なデータが得られるよう、定点観察の位置やラインセンサスルートの配置に配慮しました。</p> <p>ねぐらが人の生活に影響を及ぼすおそれのある鳥類（例 ムクドリ）について、ねぐら調査を行いその結果を準備書に記載しました。なお、調査に当たっては地元で活動されている市民、団体へのヒアリングを行い、得られた情報を参考にしました。</p>	<p>P.9.10-7、8</p> <p>P.9.10-2、12、16、25、26</p>

表 7.2-1 (2) 横浜市長の意見と都市計画決定権者の見解

横浜市長の意見	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>イ 生態系</p> <p>(フ) 河川の水位変動や河床、河畔の変化は動植物の生息・生育に影響を及ぼすことから、水収支の変化に伴う生態系への影響についても予測、評価を行ってください。</p> <p>(イ) 環境保全措置として代償措置を検討する場合は、それぞれの水系における水質、底質等の違いを考慮してください。</p> <p>ウ 景観</p> <p>事業実施区域内外には農地の広がりや崖線の連なりのような景観資源が存在することから、事業実施区域内からの圍繞景観についても調査、予測、評価を行ってください。</p> <p>なお、評価に当たっては、事業実施区域周辺の景観的特性を踏まえ、見通しの変化についても整理してください。</p> <p>エ 地域社会</p> <p>住居系地域である事業実施区域の南東側について、関係車両の走行に伴う交通混雑等が懸念されることから、走行ルート沿道においても予測、評価を行ってください。</p>	<p>対象事業実施区域内を流れる河川が暗渠化されることによる影響を踏まえ、実行可能な範囲でできる限りの環境保全措置を講じることを前提に予測、評価を行いました。また、周辺河川への影響の予測、評価にあたっては、水収支の変化に伴う生態系への影響についても予測、評価を行いました。</p> <p>環境保全措置として代償措置を検討する場合は、それぞれの水系における動植物の生息・生育環境（水質、底質等の違いを含む。）を考慮しました。</p> <p>対象事業実施区域内からの圍繞景観についても調査、予測、評価を行いました。</p> <p>なお、評価に当たっては、対象事業実施区域周辺の景観的特性を十分把握した上で、見通しの変化についても整理し、準備書に記載しました。</p> <p>対象事業実施区域の南東側は、現況では道路網が整備途上で、一部分断されているため交通量は少ない状況ですが、将来は瀬谷地内線等の延伸が予定されており、かつ、住宅、学校等の保全対象も多く存在することから、道路網の整備を前提とした将来推計交通量を踏まえて、予測、評価を行いました。</p>	<p>P.9. 10-103 ～148 P.9. 12-18、 19、21～26</p> <p>P.9. 12-21、 22</p> <p>P.9. 13-1 ～21、37～ 49</p> <p>P.9. 17-55～ 66</p>

7.3 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

方法書を令和2年7月21日～令和2年9月3日まで縦覧に供し、方法書に対する環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を募集しました。その結果164通の意見書、延べ226件の意見があり、その概要と都市計画決定権者の見解は表7.3-1に示すとおりです。

なお、横浜市環境影響評価条例に基づき「(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書のうち、「(仮称)旧上瀬谷通信施設土地区画整理事業」に係る意見については、参考として表7.3-2に事業者の見解を示しています。

表 7.3-1(1) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1. 事業計画について</p> <p>今、求められている福祉、医療に力を注ぐといった見地から上瀬谷の跡地問題もすすめてほしい。</p> <p>「テーマパーク構想」はコロナ禍のもと必ず、破綻するため、只ちに撤回しろ。</p> <p>新型コロナウイルスの出現により人が集まる事業においては、新しい概念を構築する必要がある。</p> <p>コロナ禍が今後も続くと思われるので、テーマパークがよい土地活用ではないと思う。医療・福祉施設の設置こそ計画に入れるべきだと思う。</p> <p>客を呼び込むより、市民一人ひとりが実感として「住んでいて良かった横浜」と思えるように、保育所の増設、学童の充実、中学校給食の実施、安心して老後が迎えられる福祉の充実をしてほしい。</p> <p>コロナ禍の中でテーマパーク構想は成り立つのか。もう一度立ちどまって計画の見直しを求められている。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>年間1500万人を集める計画ありきでは、自然を守ることはできないと考える。計画はコロナ前に立てられたものなので、過大な集客計画そのものを見直し、ゼロベースで環境影響評価を行ってほしい。</p> <p>自然と人間とが共存できる社会を目指すことが、これからのポストコロナの時代の方向であると思う。豊かな自然環境を壊すようなテーマパークの構想は絶対にやめてほしい。</p> <p>コロナ禍の現在、テーマパークを核とした基本構想には魅力を感じない。自然環境保全を優先していただくようお願いしたい。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～9、58 P.9.10-100 ～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(2) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
(前ページからの続き)	(見解は前述のとおり)	
<p>今のコロナ危機の最中に人を大量に呼び込むテーマパークづくりを計画する等ピントがズレている。</p> <p>貴重な緑を生かした市民優先の計画に練り直してほしい。</p>		
<p>大テーマパーク構想は長年市民が望み要望して来た公園や防災、文化スポーツ、福祉施設などの設置とはかけ離れている。コロナ禍のもとで、もっともふさわしくない構想であり、自然環境を生かした計画に改めてほしい。</p>		
<p>テーマパーク構想は周辺の自然環境を壊してしまう。収束の目途もつかないコロナ禍の中、基本構想はあらためるべきだ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>コロナの影響等を踏まえると、テーマパークなど作って経営的にやっつけられるのか、はなはだ疑問だ。せっかく緑豊かな地が広くあるのだから、もっと別な自然を活かした方法を考えてもらいたい。</p>		
<p>1500万人をこの横浜のはずれの瀬谷に呼びこむなど不可能だと思う。また、コロナで大変な時代にテーマパークなど絶対に必要ない。それより自然を残して木も植えて、自然の中で子ども達が遊べる様にしてほしい。</p>		
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を最優先してほしい。人災と言われる「コロナ」から学び、これ以上自然を壊さないでほしい。</p>		
<p>豊かな自然を破壊してテーマパークを作るのは止めてほしい。現在地球上でコロナウイルス感染拡大が進んでおり、今後も別の感染症が発生する可能性は大いにある。そんな中、1500万人もの人を集めてこそペイする事業というのは時代錯誤ではないか。自然環境を守り、市民がゆったりくつろげる場にしてほしい。</p>		
<p>今後感染症との共存が人類の課題となる。横浜に残された最後の広大な自然環境を守り、突如のテーマパーク構想は再検討すべきだ。</p>		
<p>テーマパークや施設、駐車場などのコンクリートの建物にしてしまうのではなく、緑を残し自然を生かした計画に修正すべきだ。子ども達にあの自然と緑を私達の責任で守り残すことが横浜市としてすべきことだと考える。</p>		
(次ページへ続く)		

表 7.3-1(3) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>今の社会の状況から考えて、このようなテーマパークを市が率先して取り組むべき事業なのか。</p> <p>市内の緑地が開発によってどんどん減っている中で、この場所は非常に貴重な所だと思う。人を集めることより自然環境を重視した事業にしてほしい。</p> <p>大型「テーマパーク」大反対です。動植物を守り、自然を守ってほしい。市民の自然を守ってほしい。</p> <p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。また、公有地であり、市民全体の財産である。テーマパークを核とした基本構想は改め、市民の願う自然環境の保全を優先した土地利用してほしい。</p> <p>今すぐ見えるような「テーマパーク構想」ではなく、50年100年先を見て市民が願う自然環境の保全を優先した土地活用してほしい。</p> <p>開発はやめ、静かな自然そのものをこのままぜひ残してほしい。</p> <p>反対だ。テーマパークを中心とした計画では、環境汚染にしかない。</p> <p>テーマパーク構想は、地元の期待しているものとは違う。自然環境を生かした計画してほしい。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>年間 1500 万人が押し寄せると言うことは、大量の自動車で渋滞や排ガス問題など環境悪化は必死だと思う。テーマパークはやめてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状 4 号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66</p>

表 7.3-1(4) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパーク構想はそもそも無理がある。現在の最大のテーマは新型コロナ対策だ。年間1500万人を呼びこむなど夢物語だ。鉛やヒ素などの有害物質を除去する又はフタをするにしろその前に現実の大問題であるコロナ対策が先決問題だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5、29～32、61、62 P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1(5) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>旧上瀬谷通信施設の半分は公有地で、市民の財産だ。民間に売却したりせず、市民のために使われるべきと考える。土壤汚染状況を調査し、汚染があれば取り除き、安心して市民が使えるように整備することを望む。</p> <p>緑豊かな環境を生かした緑地公園や防災拠点など、市民にとって有効・有益な使われ方を望む。テーマパーク構想の取り下げを求める。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p> <p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、土壤汚染については、防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価にあたっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5、29～32、61、62 P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1(6) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>コロナ禍の中で、その後も、自然を大事にすることが大事だと思う。地球環境を大切にしなければならない。</p> <p>この時期にテーマパークは必要ではない。市民の意見を大事にしてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>このコロナ渦中、命を第一に考える時代なので、テーマパーク構想などんでもない。自然や緑地を活かした公園や文化、スポーツ、災害や今回の緊急医療対策にもつながる様な活用を希望する。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区では、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(7) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>2006年の指針に立ち返り、自然環境を守る都市づくりを横浜から発信する立場が全く見られず、小手先の環境保全の方向しか見られない。上瀬谷基地への交通アクセスは今でも渋滞しており、年間1500万人の移動手段と立地条件からは非現実的としか思われない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、 23、25、29～ 32、58 P.9.1-57～68 P.9.10-100～ 148 P.9.11-34～ 52 P.9.12-12～ 26 P.9.17-55～ 66</p>

表 7.3-1(8) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>世界的なコロナパンデミックが考えられる中で、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は自然をこわすので改めるべきと思う。</p> <p>確認されている、鉛やヒ素の有害物質の除去がまず必要であり、人々が集まるテーマパークは考えられない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.9-1～16 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(9) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>自然豊かなこの土地は市民の財産だ。交通量が増え、大渋滞と大気汚染を招くことは必然だ。市民が望む自然環境の保全を優先してほしい。今のようなコロナ感染と同じようなことが、将来、また起こるといわれている。そんな状況でテーマパークは市民の借金を増やすだけのものだ。</p> <p>もっと市民の声に耳を片むけてほしい。市民あつての横浜市だ。テーマパークなど必要ない。観光・賑わいゾーンはいらない。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32、58 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66</p>
<p>コロナ禍がおさまらないこの時期、環境をこわす計画には反対だ。2月の市民意見を参考にされたのか。テーマパークや物流ゾーン計画は自動車の排ガスが増え、自然への大きなダメージをおこす。市民は手つかずの自然保護を願っている。テーマパーク中心ではない計画を立案してほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」については、その素案に対する市民意見募集に対して702件のご意見をいただきました。これらのご意見を、素案から修正した意見91件、賛同の意見170件、参考428件、その他13件と分類しています。参考とさせていただいた意見も含め、頂いたご意見を踏まえて今後も検討していくこととしています。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(10) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>貴重な自然環境を破壊することになる大規模テーマパークの建設は、SDGs に反するものと考ええる。</p> <p>大量の自動車の流入による大気汚染や交通渋滞を招くことになる基本構想は断じて認めることは出来ない。</p> <p>環境保全を優先した土地活用を行ってほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32、58 P.9.1-57～68 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52</p>
<p>利潤中心のテーマパーク構想では、環境の悪化はまちがいない。更に自動車の集中による渋滞の多発は、生活に深刻な影響を与える。</p> <p>多くの市民が願う、自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.12-12～26 P.9.17-55～66</p>
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーン計画は大量の自動車交通量で大渋滞や排ガスなど環境悪化になる。</p> <p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産なので、テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第 33 号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	
<p>市内でも自然が残され動植物の多様性が保たれていると聞いている。多くの人々を呼び込む計画は、交通量も増え、排ガスなど環境悪化を招くことだろう。SDGs の社会がさげばれている今、横浜市だけでなく近隣の自治体も含め、市民が願う自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>テーマパークや物流ゾーン計画は大量の自動車が行き交うし環境悪化、自然をこわす原因になると思う。</p> <p>市民の環境保全を願うことを優先してほしい。</p>		

表 7.3-1(11) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>この事業には反対だ。あの広大な土地の緑に手を入れて地球温暖化や生物の保護への配慮。また一番の理由として生活している住民にとっては道路渋滞、騒音、振動。現在でも問題を抱えているのに何もわざわざこれ以上問題を多くして欲しくない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32、58 P.9.1-57～68 P.9.2-29～37 P.9.3-27～35 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>国有地は、テーマパークではなく自然を守ってほしい。 一度破壊された自然は、もどらない。自然環境を大切にしたい計画にしてほしい。有害物質をすべて、とりのぞくのは当たり前だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.9-1～16 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>市民にとって生活環境が守られる土地として活用されるべきだ。土壌汚染も放置されるものではなく、安全な土地に戻って当たり前だ。自然、緑地を生かした多くの市民が暮らす豊かな場所として意見を聞いてほしい。公園、農業、文化、スポーツ施設などに活用されるべきだ。テーマパークは東京他すでにあるもので充分だ。</p>	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	
<p>何故、環境破壊をするのか。1500万人を呼び込むことに何の意義があるのか。ゴミのみならず、大気汚染も引き起こすことは間違いない。 1500万人呼びこみの目玉はなにか。そのような能力、調査力、企画力があるのか。どうして当初計画を変更するのか。環境保全なんて本当にどこまで考えているのか。この土地の有害物質の除去の具体策はあるのか。市民目線に沿った説明責任を果たしてほしい。</p>	<p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	

表 7.3-1(12) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
	<p>(前ページからの続き)</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	
<p>上瀬谷通信施設の広大な土地の跡地も、横浜市に一つでも多くの緑地を残す拠点としての位置づけが何より大切だ。失われて人工的なテーマパークが広大な土地を占めるようになれば、また一つ生きもののオアシスが失われてしまう。上瀬谷通信施設の広大な土地の跡地の生物相の調査をしっかりと行うべきだ。その上で保存すべき緑地ゾーンの大幅な確保が何よりも大切だと考える。</p>	<p>本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、動物、植物、生態系など、自然環境に係る調査については、専門家の意見なども踏まえながら適切に行うとともに、都市計画対象事業の実施による影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-58 P.9.10-100 ～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>現在広い土地の利用が考えられている、テーマパーク構想は自然環境を著しく破壊すると思われこの構想には反対だ。</p> <p>様々なエリアに分け、今私たちの周りに足りない施設を拡充して欲しい。例えば、スポーツ振興につながる施設、医療に関する研究施設、福祉に関する施設、伝統文化の振興につながる施設など沢山ある。</p> <p>観光・賑わいゾーンの様な騒々しい構想ではなく、市民が健康で穏やかな生活が出来る土地の利用方法を考えてほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>なお、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、自然環境を広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5～7, 24 ～25, 29～32, 58 P.9.10-100 ～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-1(13) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパークは、これからの横浜市にとって不要だ。自然環境を活かし文化的な生活環境を育む施設を望む。</p> <p>敷地の半分程度の緑地の中に美術館&屋外美術庭園の設置はどうか。消費だけを主な目的とするアミューズメント施設ではなく、敷地内の132haの公有地を森林浴や自然環境を満喫しながら、文化的な創造を育める“森の中の素晴らしい美術館・庭園”施設とすることを望む。芸術・文化都市横浜のイメージがさらに高まり、世界から多くの人を訪れると思う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、観光・賑わいゾーンにおける具体的な施設については、今後、まちづくり協議会とともに、特定のテーマも含め、幅広く検討を行っていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p> <p>豊かな自然環境を子供や孫たちに残す事をお願いします。</p>	<p>本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。</p> <p>市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>		
<p>この地域は、数多くの動植物が息づいている、自然豊かな地域だ。自然環境の保全を優先した土地活用を是非推進してほしい。</p>		
<p>多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>		
<p>世界的に自然に壊されているため、跡地の利用は自然の状態にもどすことを一番に考えることが大切ではないか。</p>		
<p>米軍基地跡地という性格上、自然が豊かに残っていると聞く。その環境をこわすことなく、その地域に住む人たちのための施設となるよう希望する。</p>		

表 7.3-1(14) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用をしてほしい。	本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。	P.2-58 P.9.10-100 ~148 P.9.11-34~ 52 P.9.12-12~ 26
自然環境を活かした、土地活用をしてほしい。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民が願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然環境の保全を優先した土地にしてほしい。		
瀬谷の豊かな自然を壊すことは、今するべきではないと思う。		
自然環境を生かした計画に変更するべきだ。		
多くの動植物が確認された自然が豊かな所だ。市民の皆さんが願う自然環境の保全を優先した土地利用にしてほしい。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。市民の願う自然豊かな安全・安心できる、土地活用をするべきだ。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。		
市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。		
多くの動植物が生息する、自然豊かな緑地だ。多くの市民や地域住民が願う環境保全優先の土地活用にしてほしい。		
多くの動植物が確認された自然豊かなところだ。瀬谷市民の森も近く市民の願う自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。		
通信隊跡地は広大な自然が残されていて、カルガモ キジ 狸 ウズラ ウグイスなどの自然動物も多数生息している。せめて公園などの形で自然を残すべきだと思う。残された自然を破壊しないで欲しい。それが住民の願いだ。		
この計画は地元の方の意見をしっかりと聞いているのか。自然豊かな土地を活かした計画に変更をしてほしい。緑をたくさん残し、市民が、ゆったりとすごせる大切な空間が欲しい。テーマパークはいらない。	本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。	P.2-5、29~ 32、58 P.9.10-100 ~148 P.9.11-34~ 52 P.9.12-12~ 26
市民の声に沿った土地利用を願う。市民の森は、今、数が少なくなり市の中でも数カ所が残るのみと聞いている。自然の豊かさを生かし、子ども達、大人もホッと一息つけるような場に私共の税金を使ってほしい。 住民の意向を大切にしたい。市民政をやってほしい。		

表 7.3-1(15) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>市民の意見も聞かず環境を破壊し、誰のためにテーマパークなどを作るのか。</p> <p>住民の声を基本に行政をしていくのが民主主義だ。地図の会の方達が、海軍道路は軍の引き込み線になっていた事やどの様に使われていたかを調べている。その方達の意見も聞いてほしい。</p> <p>住民はテーマパークを要望していない。テーマパーク構想最優先の市の計画が環境破壊を含め、区民無視のやり方を生みだしている。跡地計画について市が一方的に決めるのではなく、テーマパーク構想に固執することなく市民の合意を最優先することを求める。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>コロナ禍の中で、世間の人々の認識がかわってきていると思う。</p> <p>また、自然破壊にもつながっていると思うので、もう少し、皆が納得することに使用するよう再検討してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-2～5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>テーマパークは、この地に必要ない。自然環境を利用した、住民本位の場として活用してほしい。</p> <p>住民の意見を丁寧に聞いて、具体化してもらいたい。市民がゆったり憩える公園を中心に、考えましょう。</p> <p>テーマパーク構想には反対だ。当初市の計画では、多くが要望していた跡地利用である、自然緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化スポーツ、医療・福祉施設の設置をかかげている。それが突然土地全体の50%以上を観光・賑わいゾーンにするような構想は、どこで誰が決めたのか。年間1500万人を呼び込むような計画は環境悪化、自然破壊そのものだ。</p> <p>市民の声を広く聞き、市民の要望に応える構想に改めるよう強く要求する。</p> <p>テーマパークは市民のためにならないと思う。もっと市民の意見をきくべきであり、スポーツなどにつかうべきだ。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>土地利用基本計画では、地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5～7、29～32</p>

表 7.3-1(16) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>土地全体半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間 1500 万人の利用を見込むテーマパーク構想は、市財政を第一優先とした実現性が無い計画ではないか。</p> <p>他県からの人の呼び込みではなく、県、市民の要望に添った計画にすべきだ。</p> <p>確認された鉛やヒ素の有害物は無視できない。</p> <p>むしろ、自然・緑地を活かした公園や農業、防災や文化スポーツ、医療や福祉、教育施設を中心とした計画を望む。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様へ情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5～7、29～32、58</p> <p>P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1(17) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパーク計画は、環境破壊（自動車排ガスや人混みによる諸々の害など）が生じてしまう。もっと市民に密接な計画をたててほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>年間 1500 万人の来場者を見込むテーマパーク構想は、環境破壊と周辺地域の交通混雑を招くことになる。</p> <p>コロナ後の社会、経済の在り方を考えた場合、時代逆行の計画といえるので、市民、地元住民の声を活かした跡地利用計画となるよう希望する。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.17-55～66、71～74</p>

表 7.3-1(18) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>上瀬谷花博はオン・ラインでやるべきだ。テーマパーク構想はただちにやめるべきだ。区民の声を素直に聞くべきだ。</p> <p>住民の声を生かすことが第一だ。</p> <p>市の構想に反対だ。もっと市民の声を聞いて、市民の生活が安全・安心・豊かになるよう考えてほしい。</p> <p>市民の声を良く聞いてほしい。</p> <p>市民無視の上瀬谷跡地計画強行は納得できない。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>今後も、事業の進捗に応じて説明会を行うなど、市民の皆様に情報提供するとともに、ご意見を伺いながらまちづくりを進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>「テーマパーク構想」は見直すべきだ。</p> <p>少子高齢化に向かうこれからにおいて、テーマパークに納得することは難しいことだ。近隣の住民が健康的で文化的な生活ができるような工夫をされることを望む。</p> <p>人が集まればそれで良いというものではない。それに伴うマイナスの点の方が大きくなることだろう。これからは人間として豊かな生活が望ましい。</p> <p>1500万人の来訪者を見込むテーマパークの基本構想は、最小投資での最大効果が期待できる構想にすべきである。</p> <p>1500万人の来訪者を見込むテーマパークの基本構想は、最小投資での最大効果が期待できる構想にすべきである。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>交通障害や混雑が発生するため、テーマパーク計画はやめるべきだ。</p> <p>いろいろな年齢層の人がいろいろな要求をもって、ささやかに暮らしていて、それを、応援するような計画が良い。金もうけになるテーマパークに集う人だけを応援する市政は、再考してもらいたい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.17-55～66、71～74</p>

表 7.3-1(19) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>どれだけの市民の税金を使って、テーマパークを作ろうとしているのか。</p> <p>特に心配なのは、土壌の汚染の問題だ。全ての土壌が安全でなければ、その上に人々が住むことも、その上で過ごすことも絶対に許すことはできない。</p> <p>テーマパークなどという時代に逆行するような構想はただちに止め、市民の為に本当に必要な案を模索してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5、29～32 P.9.9-1～16</p>
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32 P.9.10-100～148</p>
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にするべきだ。</p>	<p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>土地全体の半分以上を、年間 1500 万人を呼びこむテーマパーク構想は豊かな自然環境をこわすものなので、基本構想を改めるべきだ。</p>		
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境をこわすものだ。基本構想自体から改めるべきだ。</p>		
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すもの。基本構想を改めるべきだ。</p>		
<p>年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すもの。基本構想を改めるべきだ。</p>		

表 7.3-1(20) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>平成 18 年 6 月に策定された「米軍施設返還跡地利用指針」に沿った土地利用にすべきだ。「国際園芸博覧会」の開催を取り入れたことはあまりにも唐突過ぎて是認できない。</p> <p>利用指針に示されている「広く首都圏に住む人々の豊かな生活創造に寄与する自然リクリエーション空間を確保することを目指します。」との宣言を守ってほしい。年間 1500 万人もの人々を呼び込むテーマパーク構想は自然環境、生活環境を破壊する。じっくりと時間を掛けて利用計画を練り直してほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.10-100～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>
<p>瀬谷市民の森、静かな住宅が広がる地域、学校や福祉施設のある地域に連結した「静かな環境の街」を継続した街づくり（ゾーン）こそ未来に向かって必要であり、“集客力のある、賑わいを創出するゾーン”を唱っている「観光・賑わいゾーン」は基本方針から除外してほしい。</p>		
<p>防災重点の利用など、返還時の基本構想に立ち戻るべきではないか。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>環境アセスの方法についての意見を聞くということは、基本構想ありきの意見を聞くということではないか。まず基本構想の是非について意見を聞くべきではないか。</p>	<p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	
<p>上瀬谷のテーマパークは年間 1500 万人を呼びこむというが、Y150 の二の舞になるのではないか。365 日で 1500 万人が絶え間なく入場する。当時よりも子供の数はさらに減っている。テーマパークは、横浜市の財政の負担を増やすことは目に見えている。</p> <p>また、物流ゾーンも、どこか、成果を出しているところがあるのか。</p> <p>市民のいこいの場の緑地と、貸農園と、有害物質のない所に、泉区の緑園都市のような緑の多い住宅にしたらどうか。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p>	<p>P.2-5～7、24～25、29～32</p>

表 7.3-1 (21) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>年間 1500 万人をよぶテーマパークや物流ゾーン計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になります。市民生活をおびやかす、現構想は改めてほしい。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32</p>
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーンの計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。この様な構想は改めてほしい。</p>	<p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	<p>P.9.1-57 ～68</p>
<p>年間 1500 万人を呼び込むテーマパークや物流ゾーン計画は、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。市民生活を脅かす現構想は改めてほしい。</p>	<p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提</p>	<p>P.9.17-55 ～66</p>
<p>年間 1500 万人をよびこむテーマパークや物流ゾーン計画は自動車交通量で大渋滞や排気ガスなど環境悪化になる。 市民生活を脅かす現構想は改めてほしい。</p>	<p>となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	
<p>年間 1500 万人の来訪者をよびこむテーマパークや物流ゾーンの計画では、大量の自動車交通量で大渋滞や排気ガスなどにより、環境悪化は避けられない。市民の生活を脅かす構想の中止を求め、市民のための市政を求める。</p>		
<p>環状4号線も付近で慢性的な渋滞が発生している。更に渋滞が発生すると環境にも生活にも悪影響を与える。基本構想を改めるべきだ。</p>	<p>本地区のまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。</p> <p>そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32</p> <p>P.9.1-57 ～68</p> <p>P.9.17-55 ～66</p>
<p>市民からの血税を「遊興のため、集客のための施設」よりも、教育・福祉の予算に振向けてもらいたい。</p> <p>例えば、「市立中学校の完全給食」「小・中・高のオンライン学習の整備」「市立小・中学校の教員数の拡充とカウンセラーの配置」「保育園の待機児童の完全0化」「多目的研修センターの設置」「高齢者への無料の感染症予防接種」「特別養護老人ホーム増設援助（待機者0化）」「総合病院の誘致」「アレルギー疾患の病院の再設置」（以前二ツ橋の今の二ツ橋地域ケアプラザの地にあった）などがある。</p>	<p>土地区画整理事業は道路、上下水道等の公共施設や宅地等の基盤を整備する事業であり、事業実施にあたっては、地権者の減歩による保留地処分金のほか、国費導入等も検討します。一方、テーマパークや物流などの施設は土地区画整理事業による基盤整備後に民間事業者により整備されるものです。</p>	<p>—</p>

表 7.3-1(22) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>市民の要望を広く聞き民主的な活用を見いだしてほしい。</p>	<p>本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>	<p>P.2-5～9、58</p>
<p>自然豊かな広い土地だ。多くの市民は自然保全の立場で土地の有効利用を願う。また、この土地は市民の財産だ。市民生活が豊かになるような方向で計画を進めてほしい。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>	
<p>半分以上が公有地であり、私たち市民の財産だ。自然・緑地を生かした公園・農業を中心に自然環境の保全を優先した土地活用にしてほしい。</p>	<p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p>	
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、</p>	<p>P.2-5、29～32、58</p>
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p>	
<p>半分以上は公有地です。医療、介護施設などに活用してほしい。 市民に赤字を押しつけるテーマパーク構想に反対する。</p>	<p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p>	
<p>半分以上は公有地で、市民みんなの財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画を望む。</p>	<p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p>	
<p>半分以上は公有地で、市民みんなの財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画を望む。</p>		
<p>テーマパーク構想は環境をこわすもので作ってはいけない。 半分以上は、公有地であり市民全体の財産だ。多くの市民が願う公園病院老人ホームなど計画してほしい。 また、花のある公園 スポーツ広場など市民の為になる事を計画してほしい。</p>		
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>(次ページへ続く)</p>		

表 7.3-1(23) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>緑を残して低年金でも入居できる介護老人ホームを希望する。</p> <p>旭、瀬谷には総合病院が少ないので、医療施設をつくってほしい。</p> <p>集会場をつくって欲しい。150～200 人位で少々酒を飲み憩う場所が特に旭区には無い。</p> <p>テーマパークは不要だ。観光よりは市民の財産の土地は市国の為に使ってほしい。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>半分以上は公有地で市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>半分以上は公有地であり市民全体の財産だ。テーマパークを核とした基本構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>半分以上は公有地であり、市民全体の財産だ。テーマパークを核とした構想は改め、多くの市民が願う豊かな自然環境を生かした計画にしてほしい。</p>		
<p>土地全体の半分以上を観光・賑わいゾーンとして、年間 1500 万人を呼び込むテーマパーク構想は豊かな自然環境を壊すものだ。多くの動植物が生息するところを生かした活用こそもとめられるものだ。半分以上が公有地なので、市民の要望に沿った使い方にすべきだ。</p>		

表 7.3-1(24) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>人体に有害な鉛やヒ素が確認されているとの事なので、有害物質を取除く事が大前提だ。公有地の大半は市民の財産だ。民間業者の考える様なテーマパーク構想は論外だ。市民がゆっくり楽しめる大自然公園にしてほしい。</p>	<p>本地区の観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりについては、地権者の皆様との意見交換や市民の皆様の要望、市民意見募集等を踏まえ策定した、「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づき進めていくこととしています。そのため、土地区画整理事業についてもこの計画に基づき進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32、58 P.9.9-1～16</p>
<p>テーマパーク構想は、市民のメリットはほぼ無い。半分以上は公有地なのだから、市民の意見・要望にちゃんと耳を傾けてほしい。緑豊かな自然と利便性がうまく共存できている現在の環境をこわすことなく、防災や医療・福祉の為に有効活用されることを希望する。土壌調査で有害物質が確認されたとのことなので、情報を広く公開し、市民が納得する形で除去した上で再考を願う。</p>	<p>また、本地区は国有地や民有地等の混在を解消するため、土地区画整理事業を実施することを前提に検討を進めています。</p> <p>国有地の配置（換地）については、今後、土地区画整理事業の検討を進める中で国との協議等も踏まえ決めていくこととなりますが、公共性の高い公園・防災ゾーンを中心に配置することを前提に検討を進めていきます。</p> <p>なお、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	

表 7.3-1(25) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパーク構想は絶対反対。</p> <p>自然を生した公園、文化、スポーツ、防災、医療、福祉等の施設の設置を希望する。市民生活を脅かす環境悪化は絶対に許さない。税金は市民のために、特に子供、老人のために使ってほしい。</p> <p>テーマパークは、環境保全の視点から納得ができない。海軍道路沿いに広がる大きな公園、そのままあまり手を加えず、若干整備すれば、自然公園ができそうだ。自然環境は緑の空間、広場の整備、水路水場を作れば憩の広場になる。防災上の視点からも、日常的に使えるスポーツ施設を備えた建物を設置すると、緊急時に対応できる。</p> <p>テーマパークでは、その設備を作るまでの過程での環境破壊、出来たあとの利用行程で、何ができるのか。仮に多くの客が来た場合、環境を守れるのかどうか非常に疑問だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5～7、24～25、29～32、58</p>
<p>今必要なものはテーマパークのようなものではなく、子供達が自然とふれあい、その中で環境の保存の大切さや生命の尊さを感じることのできるような場所にすべきと思う。自然を人工でも復活させなければならぬと思う。</p>		
<p>テーマパーク等の誘致には反対ということと、市の方針「首都圏全体を見据えた防災と環境再生の一大拠点として位置付け、平常時には多く首都圏の人々が訪れ農と緑を楽しみ、災害時には首都圏の広域防災活動拠点となる空間の形成を目指す」これを推進するという意見を出した。</p> <p>広大で自然が残る形を活かし、「里山ガーデン」のような四季折々の植物が楽しめる公園にしてもらいたい。また、災害時には広域防災拠点としての避難場所または施設を含む公園が望ましく、市民が家族づれで楽しめる公園を希望するという意見も加えた。</p> <p>広大な土地、自然豊かなところをわざわざ人工的なものを作る必要はないと思う。もっと地元の人が活用できて活性化するもの考えるべきであり、広い土地＝テーマパークは、安易すぎる。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5～9、58</p>

表 7.3-1(26) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>ゾーンごとのテーマをつくり、みんなが利用できる場所にして欲しい。大型のテーマパークは不要だ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. みんなが憩える公園ゾーン 2. 医療・介護関係のゾーン 3. 文化関係施設ゾーン 4. ショッピング関係ゾーン 	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>テーマパークをつくる計画に反対する。</p> <p>現在残っている自然を生かし、防災・文化スポーツ、医療・福祉施設を作ることのほうが、よっぽど市民のためになる。SDGsの方向に合っているのがこのやり方だ。</p> <p>IR カジノ、テーマパーク、共に発想が古すぎる。コロナ後を考えたらどちらもありえない。</p>		
<p>企業の利益を追求する為にしようしてほしくない。林や森の緑が失われていく中、市民、区民のために活用してほしい場所だ。</p>		
<p>テーマパークではなく、多くの市民が利用できる大きな公園などを作ってほしい。</p>		
<p>テーマパークは、世界的に利用が減っているため、この事業は失敗する可能性がある。公園事業や、教育施設に使ってほしい。</p>		
<p>自然、緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化スポーツ、医療、福祉施設の設置をするべきだ。特に今回の広い感染症問題では、隔離施設をつくる広場を確保するべきだ。</p> <p>テーマパークは、子供の減少傾向を考えてほしい。</p>		
<p>年間 1500 万人の来訪者ありきのテーマパーク計画が先行しているため、広大な面積に対して自然を生かした市民の憩いの施設、文化やスポーツ施設など、市民が気軽に参加できる施設の設置を要望する。</p>		
<p>年間 1500 万人の来訪者ありきのテーマパーク計画が先行しているため、広大な面積に対して自然を生かした市民の憩いの施設、文化やスポーツ施設など、市民が気軽に参加できる施設の設置を要望する。</p>		

表 7.3-1(27) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパークを作るのであれば住民税を下げてほしい。学校や公園などの市民のための施設を充実させてほしい。代々木公園や等々力渓谷のような、市民が無料でくつろげる所にしてもらえると良い。横浜市に失われつつある自然環境の保全に役立つと思う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>	<p>P.2-5～7、24～25、29～32、58</p>
<p>テーマパークとか物流ゾーン等の事業主体ではなく、隣接の農地や森林公園などと合体した広域な里山緑地公園や近年多発している災害対応の拠点（退避スペースや施設）などにすべきだ。あくまでも市民が後世まで気軽に有益に利用できる跡地利用であるべきだ。</p>	<p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	
<p>自然環境を生かした公園や、広域災害の避難場所、大きな病院、福祉施設、文化施設をつかってほしい。</p>		
<p>テーマパーク構想は、自然環境を壊す事になり、反対です。自然環境を活かした公園や大規模災害に対応できる様な広域避難場所として整備してほしい。</p>		
<p>上瀬谷通信施設の土地利用計画では、これまでは災害時避難場所や自然を残すことを考えていたのではないかと。今回急に「テーマパーク構想」が出てきたのは驚きだ。</p>		
<p>テーマパークでなく横浜ならではの緑の公園が望ましい。断固反対。</p>		
<p>多くの市民が期待していた跡地利用でしたが「テーマパーク事業」が全体面積の半分以上を占めている。私たち市民は、自然・緑地を生かした公園や農業を中心に、防災や文化スポーツ、医療・福祉施設の設置を求めている。</p>		
<p>テーマパークが横浜の財政を潤すとは考えられない。採算が取れなければ新たな市民の負担になるのではないかと思います。災害時の避難場所などにしてほしい。</p>		
<p>上瀬谷にテーマパークは必要としない。区民や周辺住民が安心して暮らせる土地活用を望む。広い土地はそのまま公園にしてもよいと思う。</p>		
<p>当初、市民との話し合いで計画されていた自然・緑地・公園・農業・防災・スポーツ・医療・福祉等に戻して市民の願う土地利用にしてほしい。</p>		
<p>テーマパーク・物流ゾーン計画に反対する。年間 1500 万人、1 日 3 万人を呼び込む計画は自然環境を壊すものだ。市民が願っているのは、いまの環境を生かした防災や文化・スポーツ施設、区民や市民が憩える公園や瀬谷区で遅れている医療・福祉施設の充実だ。 コロナウイルス感染症拡大の中いつ収束するか見通しが不明なかで、その対策のために税金を使うべきだ。 (次ページへ続く)</p>		

表 7.3-1(28) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>テーマパークで年間 1500 万人も呼び込んで騒々しい町になるのはごめんだ。横浜は観光の町(市)ではなく、横浜市民の住む町だ。市民でパブリックパークをつくってほしい。アスレチックもよし老人がゆったりと憩えるカフェもよし車椅子で移動出来る道など、いろいろ考えたと楽しくなる。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>大型テーマパークには反対だ。 今の広場のままで年に何回か草取り費用を予算の中に入れた方がよほどいいのでは。今回のコロナでも区民は3密がさげられるのでよく散歩していた。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っていきます。</p>	<p>P.2-5~7、24~25、29~32、58</p>
<p>テーマパーク構想には反対だ。 せっかく 返還された豊かな自然環境を生かし市民のための公園や福祉施設をつくってほしい。</p>		
<p>跡地利用の基本計画はテーマパーク事業が全体面積の半分以上を占め、多くの市民が期待している自然緑地を生かした公園や農業を中心に防災や文化・スポーツ、医療、福祉施設の設置等は無視されている。市民意見募集でも702通も要望が寄せられているため、市民の意見に沿った基本計画にするべきだ。 コロナ禍の中でテーマパークは、これまでと同じような収益は見込めないのではないかと。 テーマパーク事業には事業責任の所在や横浜市の財政負担など不明な部分が多くあり、1,500万人という集客にも疑問が残る。もともと市民要望はないため、テーマパーク事業は見直してほしい。</p>		
<p>自然豊かな跡地を「テーマパーク事業」を計画するという住民無視、税金のむだ使いになるような事は中止すべきだ。 本来は、公園、農業を中心にし、将来の環境に役にたつ事業を考えるべきだ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p>	<p>P.2-5~9、29~32</p>

表 7.3-1(29) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>テーマパーク構想が提案されていますが、年間1,500万人の集客はとても無理だ。集客はプラスだけではないことも明らかだ。</p> <p>地域にとっては大気汚染や夜間の騒音、交通事故が心配だ。ぜひ「物流ゾーン」でなくスポーツ広場などを整備してほしい。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>なお、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5、24～25、29～32、58</p> <p>P.9.1-57～68</p> <p>P.9.2-29～37</p> <p>P.9.17-55～66</p>

表 7.3-1(30) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>もっと市民国民のための利用方法はないのか。 土壌汚染対策が、先だ。 まず経済の、立直しには①減税②公共事業の推進③貿易の拡大だ。これをやらないと復活はありえない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>	<p>P.2-5、24～25、29～32、58 P.9.9-1～16</p>
<p>環境保全の見地からの視点が全く欠如していると言うより真逆のものを計画していることに先ず憤りを感じた。公園モデルとしては、市民に解放されて自由に利用できるものこそ必要だ。もし、箱物を作るとしたら横浜の歴史や平和や戦争について考える事のできるテーマ施設が必要だ。 提案の商業施設としてのテーマパークはコロナと共に生きる社会には無用の長物である。自然を作るのは難しいが残された自然を活かしたテーマ公園なら歓迎する。これに関してはボランティア参加ができるものにすれば一石二鳥である。専門家と素人と市民が意見を出し合って維持管理できるものが今特に必要だからだ。教育水田ももっと発展させれば他の学校でも参加できるはずだ。農業技術の継承にもなるし世代間交流も可能だし現にやっている小学校もある。儲け第一のテーマパークはこの跡地には似合わない。 有害物質について、最初から検討もされていないということは、有害物質が残ったままである可能性が払拭できない。 真面目に市民の豊かな生活を作るのが自治体の役割なので、それに徹して欲しい。</p>	<p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。 土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。 予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。 事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。 事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	
<p>テーマパークなど経済優先の活用でなく、市民の為の環境保全優先の土地活用を強く願うものだ。一部の土地に有害物質が有るようですが、その除去をきちんと行い、農業振興を基にした食料開発ゾーン、また市民が憩える公園ゾーン、文化・体育・運動施設など心身共に豊かに生活してゆける土地開発を切に望んでいる。</p>		
<p>汚染土壌を除去の上、自然公園とすべきだ。自然環境の保全を主な目的として東京の昭島にある昭和記念公園のようにして災害時の避難所となるようにすべきだ。また直ぐに用途変更が可能だ。</p>		

表 7.3-1(31) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1,500万人の観光客を集める交通システムによって、海軍道路や八王子街道は現在でも交通量は多く、更に厳しい大渋滞と排ガスによる環境破壊は、周辺地域全体に広がるものだ。</p> <p>私達は緑地を生かした自然公園やスポーツ施設と農業振興策を最重点にして欲しいと思う。テーマパーク構想の見直しを求める。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66</p>
<p>立川の昭和記念公園を参考にして大規模公園を造成していただきたいと思う。感染症対策に中心をすえた医療施設も大切。農業体験できるスペースもここに十分な広さを確保するのも大切だ。農業体験も環境保護を大切にすることを醸成すると思う。テーマパークは、仮に年間1500万人の来場が達成できた場合には、深刻な交通渋滞を発生させる事が心配だ。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用を行う公園・防災ゾーンや、農業を行う農業振興ゾーンも設けています。</p> <p>また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66、71～74</p>

表 7.3-1(32) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>広大な土地の自然をいかし、子供から高齢者まで幅広い世代が利用し、楽しめる場所にしてほしい。(サイクリンコース、ウォーキング道路、アスレチック、ジャンボスベリ台、季節の花々を楽しむ)</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5~9、24~25、58</p>
<p>上瀬谷通信施設跡地利用計画横浜市素案に見直しが必要だ。 大きな公園等に造り変え、市民から思いでの木や記念日の木等の寄付を募り、横浜市民に愛され、親しまれる公園にしてはどうか。</p>		
<p>市内に残っている広い自然環境の地域なので、昭和記念公園のような、自然環境を生かした公園にしてほしい。</p>		
<p>「市民がつどい」、「自然を生かした」公園などにすべきだ。自然環境が失われて行く時代少しでも自然を子ども達の為にも残す方向で実現してほしい。</p>		
<p>旧上瀬谷通信施設の跡地は、ぜひ舞岡公園のような自然を生かし市民が憩える場として活用されるよう切望している。</p>		
<p>出来たら横浜令和記念公園を作ってほしい。</p>		
<p>植物を見せるような場所にしてほしい。 子供もお年寄りもみんなが楽しめる施設にしてほしい。</p>		
<p>防災・文化・公園を柱に、散歩、サイクリンコース、公園、農園等の整備のように横浜独自の政策をしてほしい。 「交通渋滞・環境悪化」現在でも環状4号線などの周辺道路が恒常的に混雑している。「交通渋滞・環境悪化」につながる。 市民を蔑ろにした行政ではないか。当初大手ゼネコンが大もうけし、その後は国民に負担させる構造を市民に示してほしい。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。 また、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線(八王子街道)や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5~9、24~25、58 P.9.1-57 ~ 68 P.9.17-55 ~ 66</p>

表 7.3-1(33) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>有害物質の比素、鉛は確実に調査し除去した上で植樹や水利施設をして自然環境を創造する。</p> <p>ピクニックやハイキングをやる公園を作ってほしい。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.2-5～9、24～25、58 P.9.9-1～16</p>
<p>2027年に開催される「花博」を閉会後の有意義な活用を目指す点で、「花と緑の園」のゾーンこそ考えるべきだ。例えば、「桜公園」「フラワーガーデン」「花と園芸体験館」「全国の各県代表の花園」「四季の花園」など。</p>	<p>本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p> <p>また、計画地において、基盤整備の促進、国内外への地域の知名度やイメージの向上、さらには国内外の先導的なまちづくりに寄与するため、国際園芸博覧会の開催に向けた検討を進めています。開催後の土地利用にあたっては、計画地全体でそのレガシーを継承・発展していきます。</p>	<p>P.2-5～9、24～26、58</p>
<p>テーマパーク構想は市民が決めたことではない。市民の要望が702通出ているので尊重してほしい。</p>	<p>「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」については、その素案に対する市民意見募集に対して702件のご意見をいただきました。これらのご意見を、素案から修正した意見91件、賛同の意見170件、参考428件、その他13件と分類しています。参考とさせていただいた意見も含め、頂いたご意見を踏まえて今後も検討していくこととしています。</p>	<p>—</p>

表 7.3-1(34) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>大型「特別養護老人ホーム」用地としての活用を基本に、森もしくは芝生に池や清流を通すなど、全国的にも模範となるような「特養団地」として全国的に入居者募集をしてはどうかと思う。</p> <p>静かで緑豊かな瀬谷の町に相応しい開発を未来の若者、子ども達のために創造してほしい。</p> <p>①若者から高齢者まで練習したり、展示発表したり、発表（演技）したりできる文化・芸術・音楽等の多目的施設</p> <p>②世界中で評価の高い日本の漫画やアニメやイラスト画を展示したり、体験できる施設</p> <p>③江戸・明治以来の文明発祥地の神奈川の歴史を学び体験できる歴史館</p>	<p>令和2年3月に策定した土地利用基本計画は、まちづくりの方針や土地利用の考え方を示したものであり、具体的な施設については、今後、詳細を検討していきます。</p>	<p>—</p>
<p>「テーマパークを中心とした観光・賑わいゾーン」の開発に関して、具体的な提案が二つある。</p> <p>1 相沢川沿いの水田を残し、活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相沢川が異常水位になった時の「遊水地」の役割を果たす。水路をコンクリートで覆うのではなく低地である水田を自然なシステムとして活用する。（グリーンインフラ） ・「冬水田んぼ」で安全で安心な稲作を行う。小学校との連携や市民による会員制で取り組む。一年中水をたたえることで多くの生物が生息可能になる。特に瀬谷市民の森には猛禽類等多くの貴重な生物が生息している。この森に繋がるグリーンベルトを形成する。管理については市民の力や横浜市の「みどり税」を活用する。 ・相沢川両岸を多自然型の工法により整備し、河岸林を形成し市民の憩いの場とする。同じ瀬谷区のと泉川が良い見本になっている。また瀬谷にある「日本の原風景」・瀬谷区最後の「水田のある谷戸」・自然の遺産として、人工的に造成されていくであろう隣接する区域との対比を見せることができる。そのことによって自然を大切にしながら開発されていることを来場者には印象付けることができるであろう。 <p>2 すべてのゾーンで地下水が涵養できるよう用地の表面を雨水透水し易いように造成すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開発対象地域は、瀬谷区で最も標高の高い場所になっている。2002年の瀬谷区防災マップに表された「災害用井戸」の分布からも、この地域から瀬谷区南部のと泉川中流に向かって地下水の水道が形成されていることが読み取れる。宮沢地区のと泉川には毎分100リットルを超える湧水が出ているところが数か所ある。開発によって地表が覆われることによって地下水が減少する恐れが大きい。下水道が完備されている現在、支流からの水の供給がないと泉川の水の殆どが瀬谷市民の森からの湧水であり、降雨に頼る不安定な流量となっている。川の安定した水量を確保するためにも雨水浸透を考慮した開発が必要であるとする。 	<p>ご提案いただいた内容の趣旨を参考にしつつ、地区全体でグリーンインフラの考え方を取り入れた計画とするとともに、実行可能な範囲でできるだけ豊かな自然を保全又は創造できる環境づくりや農体験などを含めた人と自然との触れ合いに貢献できる計画づくりに努めてまいります。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-58</p>

表 7.3-1(35) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>国際園芸博覧会（花博）を横浜へ招致する際「グリーンインフラ」を世界にアピールしていますが、博覧会の為の「新交通システム」建設→レガシーの一部として「新交通システム」が残るため「土地利用計画」を立てる。実際の目的は花博ではなく「開発」「集客」が主な目的の「土地利用計画」であるように思う。その後の環境負荷が大きすぎる。</p> <p>また、「1,500万人のテーマパーク」「物流ゾーン」が重なると瀬谷付近はトラック・車だらけになる。</p> <p>これが世界へアピールする「グリーンインフラ」なのか。</p> <p>「花博」を行う結果、海軍道路のサクラ伐採も世界へアピールしているのか。</p>	<p>ご提案いただいた内容の趣旨を参考にしつつ、地区全体でグリーンインフラの考え方を取り入れた計画とするとともに、実行可能な範囲でできるだけ豊かな自然を保全又は創造できる環境づくりや農体験などを含めた人と自然との触れ合いに貢献できる計画づくりに努めてまいります。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-58</p>
<p>今後計画されている開発行為によって近隣地域に対する気温変動の評価方法が織り込まれていないようなので追加で評価をしてほしい。</p> <p>相沢近辺は他区に比べて気温が低い傾向にある。自動車では他区から瀬谷方面へ戻ってくる時観察していると、どの季節でも海軍道路と野境道路を通り抜ける時点で車載の外気温計が1℃から4℃下がっている。</p> <p>今後開発で道路新設、鉄道及び駅開通、賑わいゾーンの開発によって、最終的に現在緑で覆われている地表の半分程が舗装される計画となっているようだが、地表の蓄熱性が高くなり、地域の住環境の悪化を懸念している。</p>	<p>気温変動については、主務省令^{*1}の参考項目や横浜市の技術指針^{*2}の別表2に規定される環境影響評価項目になっていないため選定していませんが、地区全体でグリーンインフラの導入や、緑の確保などによるヒートアイランド効果の低減に向けたまちづくりを進めていきます。</p> <p>グリーンインフラの保全・活用の考え方については、「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業」をはじめとする関連事業とも調整を図りつつ、準備書に記載しました。</p> <p>※1：「土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年6月建設省令第13号）</p> <p>※2：横浜市環境影響評価技術指針（横浜市、平成23年6月）</p>	<p>P.2-58</p>
<p>年間1,500万人を呼び込むテーマパークとなると、電車の新設だけでは事はすまないと考える。自動車（マイカー、観光バスなど）量は大量になり大渋滞・排ガスでの環境悪化は目に見える。</p> <p>現在でも「動物園」への道路は土・日、祝日は大渋滞、空気が悪い。</p> <p>瀬谷区内の道路は狭いイメージあり、大渋滞や排ガスなどの環境悪化が予想される。</p> <p>環境破壊、交通の大渋滞などを考えた事があるのか。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.1-57～68 P.9.17-55～66</p>

表 7.3-1(36) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>道路拡張・道路整備・排水設備などの工事が開始となった場合、駐車場が不足する。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等の低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p> <p>工事中においては、対象事業実施区域周辺における工事関係車両の路上駐車や不法駐車などがないよう、指導を徹底してまいります。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.1-57～68 P.9.17-46～66</p>
<p>1,500万人の来訪者による交通量の増大は、車両の大渋滞による騒音や排ガスなど環境悪化につながり、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすこととなる</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等、交通の集中による騒音等の回避、低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.1-57～68 P.9.2-29～37</p>
<p>1,500万人の来訪者による交通量の増大は、車両の大渋滞による騒音や排ガスなど環境悪化につながり、近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすこととなる</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、渋滞並びに渋滞によって生じる大気汚染等、交通の集中による騒音等の回避、低減策を検討の上、その影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.3-27～35 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>1,500万人来訪の場合の交通機関の影響度をアセスメントしてほしい。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.1-57～68 P.9.2-29～37 P.9.3-27～35 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>年間1,500万人の来客を見込むテーマパークを構想しているが、毎日平均で4万人、土・日曜日は10万人が来ることが前提となっているうえ、半永久的な来客数と考えている。街の道路環境、騒音、生活環境などが悪化することは、間違いない。まず、そのことを考えてみてほしい。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.1-57～68 P.9.2-29～37 P.9.3-27～35 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>瀬谷地区の都市化開発に基本的に賛成だが、対象の地域の交通アクセスについては環境調査として実態の調査をするべきだと思う。</p> <p>生活環境として道路の混雑状況は調査・評価・改善するべきだ。</p> <p>実際のところ、周辺道路は交通量が多いわりに、道路の設計が貧弱であるため慢性的な渋滞状態が起きており、都市化開発したとしても成果の妨げになるかもしれないし、大型車を伴う慢性的な渋滞は自然環境にも影響が甚大と思われるため、せつかく大型開発のタイミングで道路設計を改善することを検討する上でも、生活環境、主に交通の流動性の観点での調査もすべきと思う。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>年間1,500万人の人が来る事は1日4万人もの人が来場し、交通など大変になる。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.17-55～66、71～74</p>

表 7.3-1(37) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>人体に有害な鉛やヒ素が確認されたというので、有害物質は除去が必要不可欠だ。</p> <p>米軍基地返還に際しては、米軍がつくった建造物は米軍の責任で撤去することはもちろんのこと、土壌が汚染されている状態ではなく、鉛やヒ素の有害物を完全に除去し、問題ない土壌に責任を持って戻してもらいたい。</p> <p>8月1日の瀬谷の説明会で、土壌汚染についての説明がなかった。</p> <p>土壌汚染は、この辺りだけの問題ではなく、相沢川の上流域であることから下流域の汚染及び生態系への影響を考えた時、除染が必要になる。</p> <p>防衛省の調査では人体に有害な鉛やヒ素が確認されたそうなので、有害物質は早く完全に除去してほしい。</p> <p>人体に有害な鉛やヒ素はまず撤去するのが当然。</p> <p>確認された鉛やヒ素の有害物質は封印でなく、完全に除去するのが前提だ。</p>	<p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-1～16</p>
<p>有害物質は完全に除去してほしい。</p> <p>地下の汚染土壌は徹底的に除去してほしい。</p> <p>汚染土壌を除去すべきだ。</p> <p>確認された鉛やヒ素の有害物は封印では問題だ。完全に除去すべきだ。</p> <p>汚染土壌については、徹底的に除去する必要がある。</p> <p>防衛省の調査では有害な鉛やヒ素などが検出されたと聞いている。有害物質は必ず除去してほしい。</p> <p>この土地には有害物質が確認されているとの事なので、開発する前に完全に除去してほしい。</p> <p>防衛省の調査で確認された有害物質の鉛やヒ素は、必ず除去すべきだ。いつか事故につながる事にもなる。</p> <p>基地跡地利用は、大テーマパークの構想の由。基地の跡地は汚染されているのは常識でも考えられる事だ。防衛省の調査でも、鉛、ヒ素が確認されている由。土壌は、汚染を除去し、返還してほしい。</p> <p>1,500万人の人を呼び込む事も道義上許せない事だ。</p> <p>汚染除去は必ず実施が前提だ。</p> <p>防衛省の調査では人体に有害な鉛やヒ素が確認された。いつかは有害物質による事故につながるものであり、完全に除去すべきだ。</p> <p>まずは、有害物質を取り除くことが先決だ。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<p>防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1(38) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>(前ページからの続き)</p> <p>防衛省の土壤汚染が発表されているのに、この処理について横浜市の方針が示されていない。国の責任で処理することは当然ですが、土地区画整理事業推進の最初に取り組むことだと思ふ。</p>	<p>(見解は前述のとおり)</p>	
<p>防衛省が実施した土壤調査結果は①鉛及びその化合物②ひ素及びその化合物③フッ素及びその化合物ともに、基準値より検出値は高い含有量を示している。まずこのことを解決する必要がある。「表土土壤をはぎ取って処理することを国に実施させること」が跡地計画を進める前提として必要だ。</p>		
<p>米軍が地下で何をし、何を作り、何をうめていたか分からない。</p> <p>上瀬谷跡地は土壤汚染されている事は認めているのに防衛省や国と相談で決めるは無責任ではないか。</p> <p>汚染されている土地を 100%安全と言えるまで除去処理をしてほしい。</p>		
<p>土壤汚染の問題が今回の環境アセスの項目に無く、防衛施設庁が土壤汚染除去をすべきではあるが、横浜市の状態として無責任すぎる。土壤汚染の防衛施設庁が対策を講じた後の結果の再調査を横浜市は責任を持ってすべき。</p>		
<p>汚染土壤問題は、市民に明らかにして、調査すべきである。有害物質は完全に除去することが市長の役目である。</p>		
<p>防衛省が旧上瀬谷通信基地跡地の国有地の土壤汚染結果を発表しましたが環境影響評価説明会では、市民からの質問に横浜市担当者は汚染されている結果は認めながらも防衛省や国と相談して対応を決めるという無責任な回答だ。汚染された土壤を取り除いて将来にわたって安心して利用できるような処理対応を国にさせるべきだ。</p>	<p>防衛省により実施されている「土壤汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壤汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壤の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壤の掘削除去等の措置を講じる場合にあっては、改めて「土壤汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壤汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-1～16</p>

表 7.3-1 (39) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>PCB、油、その他の化学物質の有無を確認してほしい。(もちろんその後の処置を含む)</p>	<p>PCB等の有害物質が解体建造物等において確認された場合については、国による原状回復措置が行われることを前提に、検討を進めています。その上で、横浜市が建物撤去等をするときには、各種法律に基づき適切な手続を行い、工事に入っていきます。</p> <p>また、土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p>	<p>P.9.9-1～16 P.9.15-2～5</p>

表 7.3-1 (40) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>防衛庁の調査では、ヒ素と鉛が出ていますが、PCB とかカドミウムとか調査されているのか。未調査なら再調査すべきだ。</p>	<p>土壌汚染については、防衛省により実施されている「土壌汚染対策法」に準じた調査結果を活用することとし、準備書においてその調査地点の選定根拠や調査結果を地域住民等に分かりやすく示しました。</p> <p>予測及び評価に当たっては、土壌汚染対策の実施主体ごとに講じる措置の内容を踏まえて、周辺環境への影響を明らかにしました。</p> <p>事業者が汚染土壌の掘削除去を実施する場合は、その搬出量と算定根拠を明らかにするとともに、搬出において講じる環境保全措置の内容も明らかにした上で予測及び評価を行いました。</p> <p>事業者により、汚染土壌の掘削除去等の措置を講じる場合にあつては、改めて「土壌汚染対策法」や「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に準じて適切な調査等を行った上で、当該調査により得られた濃度レベルや汚染範囲など土壌汚染の状況を的確に把握した上で、適切な環境保全措置を講じることを準備書にて明らかにしました。</p> <p>PCB等の有害物質が解体建造物等において確認された場合については、国による原状回復措置が行われることを前提に、検討を進めています。その上で、横浜市が建物撤去等をするときには、各種法律に基づき適切な手続を行い、工事に入っていきます。</p>	<p>P. 9. 9-1～16 P. 9. 15-2～5</p>
<p>年間1,500万人が訪れる計画ですが、1日平均4万人が来ることによる経済効果と自然に与える影響など、事前にしっかり調査していただきたいと思う。自然環境に対する影響があるなら見直すべきだ。</p>	<p>動物、植物、生態系など、自然環境に係る調査については、専門家の意見なども踏まえながら適切に行うとともに、都市計画対象事業の実施による影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P. 9. 10-1 ～ 148 P. 9. 11-1～52 P. 9. 12-1～26</p>

表 7.3-1 (41) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>2. オリジナル（環境影響評価項目） 計画実行した場合の回りへの騒音、大気汚染等をアセスメントしてほしい。</p>	<p>工事中においては、建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の走行、供用時においては、関係車両の走行による大気質、騒音、振動への影響について、それぞれ調査、予測及び評価を行い、その結果を準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.1-1～68 P.9.2-1～38 P.9.3-1～35</p>
<p>カラスや野良猫、ヘビ、トカゲ、毒ヘビが多くいるため、調査・対策をしてほしい。</p>	<p>環境影響評価項目として動物を選定し、カラス、ムクドリ、ヘビ類、トカゲ類などを含む対象事業実施区域及びその周辺の動物相の実態を調査し、準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.10-1～142</p>
<p>環状4号線は慢性的な渋滞で、沿線に生活している住民は車での移動に苦勞している。工事が始まれば渋滞が増々ひどくなる。</p>	<p>土地の造成工事においては、切土量と盛土量のバランスを図り、区域外への土砂運搬関連の車両の走行台数の最小化を図ること、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行ルートとして対象事業実施区域の南側には車両を進入させないこと、走行量の平準化を図り、朝夕の通勤時間帯と走行量のピークが重ならないようにすること、安全運転の指導徹底等により工事中の渋滞を防ぐ取り組みを検討し、その結果を準備書に記載しました。</p>	<p>P.9.17-46～54</p>
<p>旧上瀬谷通信施設は、返還前は生物調査が出来ておらず、瀬谷環境ネットが2008年から毎月施設内の田んぼの生物調査を続けてきた。動物や植物の選定基準となった文献や資料は古く、瀬谷環境ネットの調査にない生き物も確認されているため、更に調査が必要である。</p>	<p>方法書には「計画段階環境配慮書」の手続きにて実施した既存文献による調査に基づく簡易的な予測評価結果を示していますが、次の環境影響評価手続きのステップとなる準備書において、事業者が現地調査を行った結果に基づく、より詳細な調査並びに予測及び評価の結果を記載しました。</p>	<p>P.9.10-1～148 P.9.11-1～52 P.9.12-1～26</p>

表 7.3-1 (42) 環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>3. その他 上瀬谷ラインは、学校をつぶして、わずか2 km あまりの距離を多額の税金投入をして、整備するもので、前提計画が将来性が見い出せなくなった今、一度立ち止まり、リスクや見直しなど再検討が必要と考える。</p>	<p>頂いたご意見については、「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の環境影響評価手続の中で、都市計画決定権者の見解を参考で示しています。</p>	<p>—</p>
<p>新交通システムも地元の人には何の利点もない計画です。地盤沈下の心配もあり、無意味な計画ではないか。</p>		
<p>赤字必死の新交通システムは、只ちに撤退すること。</p>		
<p>鉄道は失敗する。2 km のために数 100 億円使うのは反対。</p>		
<p>地下鉄に税金を使うなんて、とんでもない。</p>		
<p>新交通システムの地下鉄計画だが、出発駅のため、瀬谷中の移転は反対。また、中間には駅がない計画では周辺住民にとって何も還元なしであって、バスでも良いから住民が使える交通システムの方が良いのではないかと思う。</p>		
<p>新交通システムは瀬谷駅から上瀬谷駅まで(途中駅はなく)というのは説明にあるよう跡地計画=テーマパーク構想のためにつくられるものである。地元には何の恩恵もない。しかし、工事による交通渋滞や環境破壊などの不安が大きく、区民に丁寧な説明とともに、区民に役立つ新交通システムが求められている。</p>		
<p>新交通についても地元では、工事のための深刻な道路渋滞、大気汚染騒音などの心配の声が多く上がっている。環境への影響は多大なものがある。</p>		
<p>海軍道路に公共交通機関が通るのを楽しみにしていた。それがモノレールは通るが途中には止まらないというのは市民をバカにしている。</p>		
<p>新交通には中間駅がなく花博とテーマパークのためのものになっている。環境影響評価説明会では会場から騒音や交通渋滞、大気汚染などの心配の声が出ていた。基地周辺住民が新交通の弊害をうけるのは本末転倒である。基地周辺の住民は交通に不便を感じているので、その暮らしがよくなるような新交通にするべきだ。</p>		

表 7.3-2(1) 「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書の中で、
本事業についての意見の概要と都市計画決定権者の見解（参考）

環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>1. 事業計画 観光施設を建設するよりも広大な公園等自然に溢れる場所の方がこの地区には合う。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では地区全体で豊かな自然環境をいかした土地利用の検討を進めるとともに、広く市民の皆様が利用する公園や、災害時の防災拠点としての土地利用等も行っています。</p>	<p>P.2-5～9、58</p>
<p>国際園芸博覧会で「世界の瀬谷」として内外に知ってもらい、次のテーマパークで長く利用してもらい、横浜市の財源に有利になるように。横浜市政が問われるところである。</p>	<p>旧上瀬谷通信施設の土地利用については、令和2年3月に公表した「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」に基づいて、検討を進めています。</p> <p>この土地利用基本計画では、まちづくりのテーマを「郊外部の新たな活性化拠点の形成～みらいまで広げるヒト・モノ・コトの行き交うまち～」とし、都市と緑や農のバランスのとれた新しいまちづくりを進めるため、農業振興ゾーン、観光・賑わいゾーン、物流ゾーン、公園・防災ゾーンの4つのゾーンを配置することとしています。</p> <p>そして、これらのゾーンが連携することで、人やものが行き交い、将来的には年間1,500万人が訪れるまちを実現することとしています。</p>	<p>P.2-5～9</p>
<p>テーマパークですが、計画の1,500万人は全く無謀では無いでしょうか。テーマパークは海などの近くで他にも魅力がある場所だから成り立つものである。あの場所には何も無い。自然が一番である。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>また、本地区では都市と緑や農とのバランスのとれた新しいまちづくりを進めていくこととしており、都市的土地利用も含めた地区全体において、自然環境をいかしていくこととしています。その内容や都市計画対象事業の実施に伴う動物、植物、生態系等への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～9、58 P.9.10-94～148 P.9.11-34～52 P.9.12-12～26</p>

表 7.3-2(2) 「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」に対し提出された意見書の中で、
本事業についての意見の概要と都市計画決定権者の見解（参考）

環境の保全の見地からの意見を 有する者の意見の概要	都市計画決定権者の見解	本文参照頁
<p>ニューノーマル社会において、年間1,500万人入場の巨大テーマパーク構想自体すでに成り立たない。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p>	<p>P.2-5、29～32</p>
<p>国際園芸博覧会もその後に誘致しようとするテーマパークも地域にとっては大気汚染、交通渋滞、安心の住環境を壊すものでやめるべきである。</p>	<p>観光・賑わいゾーンにおいて、テーマパークを核とした複合的な集客施設が立地することを想定したまちづくりを進めていくことは、地権者で構成するまちづくり協議会の中で意思決定がされています。横浜市も郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指しており、現時点では考えが一致していることから、この計画で進めていきます。</p> <p>なお、都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる大気質、騒音、振動、地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-5～12、23、25、29～32、58 P.9.1-57～68 P.9.2-29～37 P.9.3-27～35 P.9.17-55～66、71～74</p>
<p>2. 環境影響評価 この基地が返還され、瀬谷、横浜市のために又日本国のためにいろいろ計画されること、開発することによって収益につながることは大賛成。 しかし、生活道路としている環状4号線は、毎日道路が渋滞し、大型車両がスピードを上げながら沢山走る。その両側の歩道は狭く劣悪なもの。歩行者がすれ違えない、車イスの人がデコボコの道や急な傾斜の歩道面で転倒しそうになることも常時。狭い脇道から車道に出る時は樹木が影になって交通事故もよく起きる。救急車・消防車・パトカー等は日常茶飯事。この状態を十分に調査して改善策を作ってほしい。</p>	<p>都市計画対象事業の供用までには、上瀬谷ライン整備などにより公共交通機関によるアクセス性を向上させるほか、市道五貫目第33号線（八王子街道）や環状4号線の一部区間の拡幅、東側の瀬谷地内線の延伸及び地区内道路の整備等の道路網が整備されることが前提となっており、交通の集中によって生じる地域社会（交通混雑、歩行者の安全）等の生活環境への影響の程度については、準備書に記載しました。</p>	<p>P.2-10～12、23、25 P.9.17-55～66、71～74</p>

第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法

8.1 環境影響評価項目の選定

対象事業実施区域に係る環境影響評価項目の選定に当たり、「第2章 対象事業の目的及び内容」を踏まえて環境影響要因を抽出した結果は、表8.1-1のとおりです。

都市計画対象事業に係る環境影響評価は、土地区画整理事業として実施される範囲内を扱うものでありますが、表2.3-1に示した「土地利用計画の基本方針」(P.2-5)より、将来的には年間1,500万人が訪れることを見込んでいることから、将来の対象事業実施区域への来客者等による「関係車両の走行」についても抽出しました。

環境影響評価項目については、配慮書での検討結果を踏まえ、「都市計画主務省令^{※1}第8条の規定により読み替えて適用される改正主務省令^{※2}第21条第1項」に基づき、都市計画対象事業に伴う影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性を踏まえて選定しました。

また、選定に当たっては、「横浜市環境影響評価技術指針」(横浜市 平成23年6月)(以下、「市条例指針」といいます。)に示された評価項目も踏まえることとしました。なお、「神奈川県環境影響評価技術指針」(平成10年2月6日環審第73号)についても、参考としました。

環境影響評価項目の選定結果は表8.1-2に示すとおりであり、「大気質」、「騒音」、「振動」、「水質」、「底質」、「地下水」、「その他の水環境に係る環境要素(湧水の流量及び河川の形態、流量)」、「地盤」、「土壌」、「動物」、「植物」、「生態系」、「景観」、「人と自然との触れ合いの活動の場」、「廃棄物等」、「温室効果ガス」、「地域社会」及び「文化財等」を選定しました。

環境影響評価項目として選定した理由は表8.1-3に、選定しなかった理由は表8.1-4に、それぞれ示すとおりです。

※1) 都市計画主務省令：土地区画整理事業が都市計画に定められる場合における当該土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月建設省令第22号、令和元年6月28日改正)

※2) 改正主務省令：土地区画整理事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年6月建設省令第13号、平成25年4月1日改正)

表 8.1-1 環境影響要因の抽出

影響要因の区分		抽出の理由
工事の実施	雨水の排水	・工事の実施に伴い、対象事業実施区域及びその周辺の河川へ雨水の排水を行います。
	造成工事の実施	・造成工事の実施に伴い、地表（河道を含む。）を改変します。
	建設機械の稼働	・工事の実施に伴い、建設機械が対象事業実施区域で稼働します。
	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事の実施に伴い、資材及び機械の運搬に用いる車両が、周辺道路を運行します。
土地又は 工作物の存在 及び供用※	敷地の存在 （土地の改変）	・対象事業実施区域の造成や舗装等による地表面の被覆により、土地が改変されます。
	構造物の存在	・都市計画対象事業に係る公共施設による構造物を整備します。
	関係車両の走行	・対象事業実施区域内の従業員や来客者などの車両が、周辺道路を走行します。

※：観光・賑わい地区や物流地区に建設される上物については、その施設の規模が市条例の規模要件を満たす場合は、市条例に基づく環境影響評価が実施される予定です。

表 8.1-2(1) 環境影響評価項目の選定結果

環境要素の区分			影響要因の区分	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
				雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質	二酸化窒素 ^{※2}			◎	◎			◎
			浮遊粒子状物質 ^{※2}			◎	◎			◎
		騒音	粉じん等			○	○			
			騒音			○	○			◎
	振動	振動			○	○			◎	
	水環境	水質(地下水の水質を除く。)	水の濁り	○						
			水の汚れ ^{※2}	◎						
		底質 ^{※1}	公共用水域の底質		◎					
		地下水 ^{※1}	地下水の水質					◎		
		その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量 ^{※2}		◎				◎	
	河川の形態、流量 ^{※2}							◎		
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					×		
地盤 ^{※1}		地盤の安定性(土地の安定性)					◎			
土壌 ^{※1}		土壌汚染		◎						
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物(水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地		◎			○			
	植物	重要な種及び群落		◎			○			
	生態系	地域を特徴づける生態系		◎			○			

注：1. ○：改正主務省令別表第一で参考項目とされている環境要素（以下、「参考項目」といいます。）の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目（市条例指針に基づく項目を含む。）

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目

2. 網掛けは、参考項目

※1：参考項目にはないが、「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」（以下、「基本的事項」といいます。）の別表に掲載されている項目

※2：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

表 8.1-2(2) 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分			工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用		
			雨水の排水	造成工事の実施	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	敷地の存在(土地の改変)	構造物の存在	関係車両の走行
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場				◎	○	○	◎
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物		○					
	温室効果ガス※ ¹	温室効果ガス			◎	◎			◎
その他の項目	地域社会※ ²	交通混雑				◎			◎
		歩行者の安全				◎			◎
	文化財等※ ²	文化財等		◎					

注：1. ○：参考項目の中から選定した項目

◎：参考項目ではないが選定した項目（市条例指針に基づく項目を含む。）

×：参考項目であるが、影響が想定されないため、選定しなかった項目（表 8.1-2(2)には該当なし。）

2. 網掛けは、参考項目

※1：参考項目にはないが、基本的事項の別表に掲載されている項目

※2：参考項目や基本的事項にない項目で、市条例指針に基づく項目

表 8.1-3(1) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
	粉じん等	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、本事業の工事中における建設機械の稼働に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する粉じん等による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
騒音	騒音	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺には住居等が存在し、建設機械の稼働に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両の走行に伴い発生する騒音による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
振動	振動	建設機械の稼働	対象事業実施区域周辺に住居等が存在し、建設機械の稼働に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工事用車両の主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。

表 8.1-3(2) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
振動	振動	関係車両の走行	供用時に立地する施設の関係車両の主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在し、関係車両等の走行に伴い発生する振動による影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
水質 (地下水の水質を除く。)	水の濁り	雨水の排水	本事業の工事中において、公共用水域に雨水排水等を排出することから、評価項目として選定します。
	水の汚れ	雨水の排水	本事業の工事中において、過去の土地利用によって汚染されているおそれのある土壌と接触した雨水排水等を排出する可能性があることから、評価項目として選定します。
底質	公共用水域の底質	造成工事の実施	本事業の造成工事の実施に伴う河川改修等により、水底の底質に影響を及ぼす工事が行われる可能性があることから、評価項目として選定します。
地下水	地下水の水質	敷地の存在 (土地の改変)	本事業では、過去の土地利用から対象事業実施区域内において有害物質が取り扱われていた可能性があり、土地の改変により地下水の水質に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量	造成工事の実施	造成工事の実施に伴う掘削等により、湧水の流量の変化が懸念されることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域及びその周辺には湧水が存在し、土地の改変並びに舗装等による地表面の被覆化により、湧水の流量に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
	河川の形態、流量	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には河川や水路が存在し、本事業によりこれらの改修等が行われる場合、河川等の形態、流量に影響を及ぼす可能性があるため、評価項目として選定します。
地盤	地盤の安定性 (土地の安定性)	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域内に土砂災害警戒区域が存在することから、土地の改変により地盤の安定性に影響が及ぶおそれがあり、評価項目として選定します。
土壌	土壌汚染	造成工事の実施	対象事業実施区域内では、防衛省による調査により汚染土壌の存在が確認されており、造成工事等により、周辺的生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
動物 (水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。造成工事の実施により動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 8.1-3(3) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
動物 (水生生物を含む。)	重要な種及び注目すべき生息地	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。本事業では、対象事業実施区域内における土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、動物の重要な種が生息している可能性があります。土地の改変により、動物の重要な種及び注目すべき生息地に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
植物	重要な種及び群落	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。本事業の造成工事の実施により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、植物の重要な種及び群落が立地している可能性があります。土地の改変により、植物の重要な種及び群落に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
生態系	地域を特徴づける生態系	造成工事の実施	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の造成工事の実施により地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域には、自然環境が残された地域が存在し、本事業の土地の改変により、地域を特徴づける生態系に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	敷地の存在 (土地の改変)	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点や景観資源並びに圍繞景観が存在しています。土地の改変により、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		建造物の存在	建造物の整備により、周辺地域の景観に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	敷地の存在 (土地の改変)、 建造物の存在	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、敷地の存在による縮小・消滅、建造物の存在によるその機能及び利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、関係車両の走行	対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在しており、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両の走行により、その利用への影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 8.1-3(4) 環境影響評価項目として選定した理由

環境要素		影響要因	選定した理由
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成工事の実施	現存施設の解体工事及び造成工事の実施に伴い産業廃棄物等及び建設発生土が発生することから、評価項目として選定します。
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の建設機械の稼働及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	関係車両の走行に伴い、温室効果ガスが発生することから、評価項目として選定します。
地域社会	交通混雑	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の工事用車両の運行に伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な運行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時に立地する施設に交通が集中するのに伴い、交通混雑が懸念されること及び主要な走行ルートとして想定される道路沿道に住居等が存在することから、評価項目として選定します。
	歩行者の安全	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業の資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
		関係車両の走行	本事業の供用時における関係車両の走行に伴い、歩行者の安全性の低下が懸念されることから、評価項目として選定します。
文化財等	文化財等	造成工事の実施	対象事業実施区域に埋蔵文化財が存在しており、造成工事の実施に伴い、文化財等に影響を及ぼす可能性があることから、評価項目として選定します。

表 8.1-4 環境影響評価項目として選定しなかった理由

環境要素		影響要因	選定しなかった理由
地形及び地質	重要な地形及び地質	敷地の存在(土地の改変)	対象事業実施区域には、特筆すべき重要な地形及び地質は存在しないことから、評価項目として選定しません。 なお、湧水については、「湧水の流量」にて検討します。

注：本表の環境要素は、参考項目の中で選定しなかった項目について示します。

8.2 調査、予測及び評価の手法

選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法は、各参考項目ごとに改正主務省令別表第2に掲げる参考となる調査及び予測の手法（以下、「参考手法」といいます。）を参考に、事業特性、地域特性、必要に応じて専門家による意見を勘案しました。調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-1～表 8.2-13 に示すとおりとしました。

8.2.1 大気質

大気質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-1 に示すとおりとしました。

表 8.2-1(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①気象の状況 ②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質濃度の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新 1 年間の観測データ（1 時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、横浜地方気象台における観測結果を用いて、現地調査を行った年が過去の 10 年間と比較し、異常でないかを統計手法を用いて確認（異常年検定）します。 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②二酸化窒素の状況及び浮遊粒子状物質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。 【現地調査】 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定められた方法により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。
	(3) 調査地域	建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。

表 8.2-1(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分 建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質※ ¹ とします。
	(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月）に基づく大気拡散式（プルーム・パフ式）を用いた数値計算結果により、年平均値を予測します。
	(8) 予測地域 建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲とします。
	(9) 予測地点 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍とし、等濃度分布図の作成を行います。予測位置の高さは1.5mを基本とします。
	(10) 予測対象時期等 建設機械の稼働に伴う窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期※ ² とします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）並びに「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。

※1：浮遊粒子状物質は、建設機械や資材及び機械の運搬に用いる車両の排気管から排出される粉じん（一次生成物質）のみを対象とし、光化学反応に伴う二次生成物質やタイヤの摩耗による粉じん、砂ぼこり等の巻き上げによる粉じんは対象としません。

※2：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-1(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①気象の状況</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>③交通量の状況</p> <p>④道路構造の状況</p>	
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域近傍の常時監視測定局の最新 1 年間の観測データ（1 時間値）により、風向・風速、日射量及び放射収支量を調査するとともに、当該年が過去の 10 年間と比較し、異常でないかを統計手法を用いて確認（異常年検定）します。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域近傍の常時監視測定局における測定データを収集整理し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度を把握します。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に定められた方法（公定法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。また、二酸化窒素については、簡易測定法（PTIO 法）により濃度を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点における断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。</p>	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	

表 8.2-1(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	<p>環境要素の区分 大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質</p> <p>影響要因の区分 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行</p>
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。(常時監視局及び気象官署の場所は図 8.2-1(1) 参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 ・ 日射量 ：中区本牧一般環境大気測定局 ・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局 <p>【現地調査】 図 8.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 大気汚染常時監視局における測定結果の資料収集によります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大和市役所一般環境大気測定局 ・ 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 <p>【現地調査】 二酸化窒素は、図 8.2-1(2) に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 3 地点（沿道大気 1～沿道大気 3）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 6 地点（沿道大気 1～沿道大気 6）とします。なお、調査は簡易法によりますが、沿道大気 3 においては、公定法でも調査を行います。 浮遊粒子状物質は、図 8.2-1(2) に示す工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 1 地点（沿道大気 3）とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】 「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」と同じ地点とします。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】 「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」と同じ地点とします。</p>

表 8.2-1(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季</p> <p>②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。</p> <p>【現地調査】 「①気象の状況」と同じ期間とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日の24時間とします。 ・平日及び休日×各1回×24時間</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>「①気象の状況」並びに「②二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況」の現地調査期間中に1回行います。</p>	

表 8.2-1(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－大気質－二酸化窒素、浮遊粒子状物質
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月）に基づく大気拡散式（プルーム式・パフ式）を用いた数値計算結果に基づき、年平均値を予測します。
	(8) 予測地域	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて、環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図8.2-1(2)に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の3地点（沿道大気1～沿道大気3）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の6地点（沿道大気1～沿道大気6）付近の断面とします。また、環状4号線と市道五貫目第33号線が交差する場所の南側にある住宅地付近（図8.2-2（P.8-32）に示す道路騒音4付近）の断面についても予測を行います。予測位置の高さは、地上1.5mを基本とします。
評価の方法	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大となる時期*とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
	(11) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）並びに「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市2019年3月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを明らかにすることにより評価します。

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-1(8) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 大気環境－大気質－粉じん等
	影響要因の区分 建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①気象の状況 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況
	(2) 調査の基本的な手法 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 「衛生試験法・注解 2015」（日本薬学会 平成 27 年 3 月）に定められた方法により、粉じん等（降下ばいじん）を測定し、調査結果の整理を行います。
	(3) 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。（常時監視局及び気象官署の場所は図 8.2-1(1) 参照） ・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 ・ 日射量 ：中区本牧一般環境大気測定局 ・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局 【現地調査】 図 8.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 図 8.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。

表 8.2-1(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 大気環境－大気質－粉じん等
	影響要因の区分 建設機械の稼働
調査の方法	(5) 調査期間等 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1ヶ月の調査を行います。
	(6) 予測項目 降下ばいじん量とします。
予測の方法	(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、建設機械の稼働による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。
	(8) 予測地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地境界線の地上1.5mとします。
	(10) 予測対象時期等 建設機械の稼働に伴う粉じん等の排出量が最大となる時期 [*] とします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km ² ・月)との整合性が図られているかどうかを評価します。

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-1 (10) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 大気環境－大気質－粉じん等
	影響要因の区分 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①気象の状況 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況
	(2) 調査の基本的な手法 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「地上気象観測指針」（気象庁 平成 14 年 3 月）に定める方法に準拠して、地上気象（風向・風速、日射量及び放射収支量）を観測し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 「衛生試験法・注解 2015」（日本薬学会 平成 27 年 3 月）に定められた方法により、粉じん等（降下ばいじん）を測定し、調査結果の整理を行います。
	(3) 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点 ①気象の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域近傍における大気汚染常時監視局とします。なお、横浜地域を代表する気象官署である横浜地方気象台における観測結果についても収集整理します。（常時監視局及び気象官署の場所は図 8.2-1(1) 参照） ・ 風向・風速：大和市役所一般環境大気測定局 瀬谷区南瀬谷小学校一般環境大気測定局 ・ 日射量 ：中区本牧一般環境大気測定局 ・ 放射収支量：金沢区長浜一般環境大気測定局 【現地調査】 図 8.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。 ②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 図 8.2-1(2) に示す対象事業実施区域及びその周辺の気象状況を代表する 1 地点（一般大気・地上気象 1）とします。

表 8.2-1 (11) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 大気環境－大気質－粉じん等
	影響要因の区分 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①気象の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の10年間程度とします。 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1週間の連続調査を行います。 ・7日間×24時間×4季</p> <p>②粉じん等（降下ばいじん）の状況 【現地調査】 春季、夏季、秋季、冬季の4季について1ヶ月の調査を行います。</p>
予測の方法	<p>(6) 予測項目 降下ばいじん量とします。</p>
	<p>(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による降下ばいじん量(季節別ばいじん量)を定量的に予測します。</p>
	<p>(8) 予測地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>
	<p>(9) 予測地点 図8.2-1(2)に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の3地点(沿道大気1～沿道大気3)付近の断面とします。また、環状4号線と市道五貫目第33号線が交差する場所の南側にある住宅地付近(図8.2-2(P.8-32)に示す道路騒振4付近)の断面についても予測を行います。予測位置の高さは、地上1.5mを基本とします。</p>
	<p>(10) 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の排出量が最大となる時期*とします。</p>
評価の方法	<p>(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)において、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値(10t/km²・月)との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

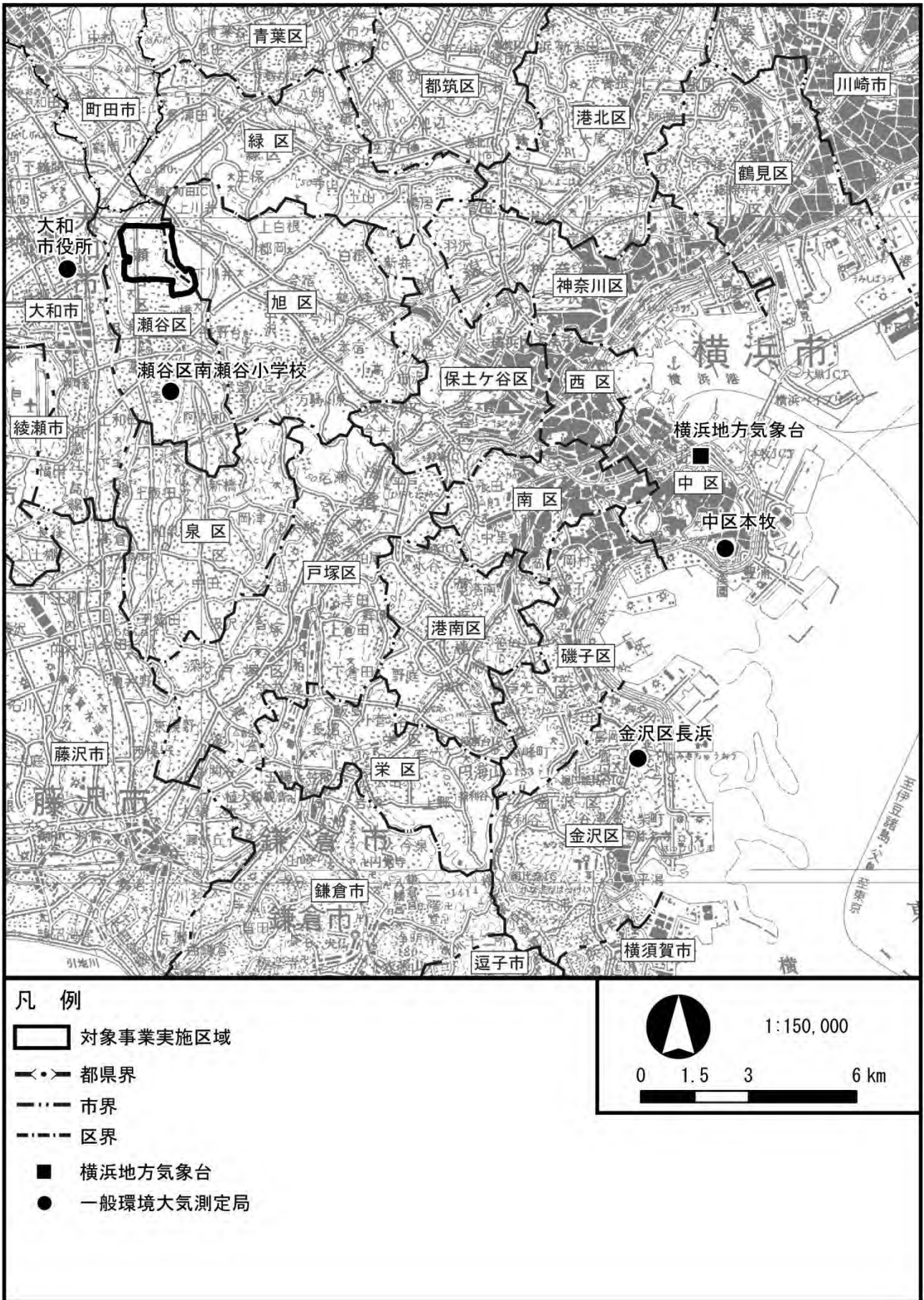
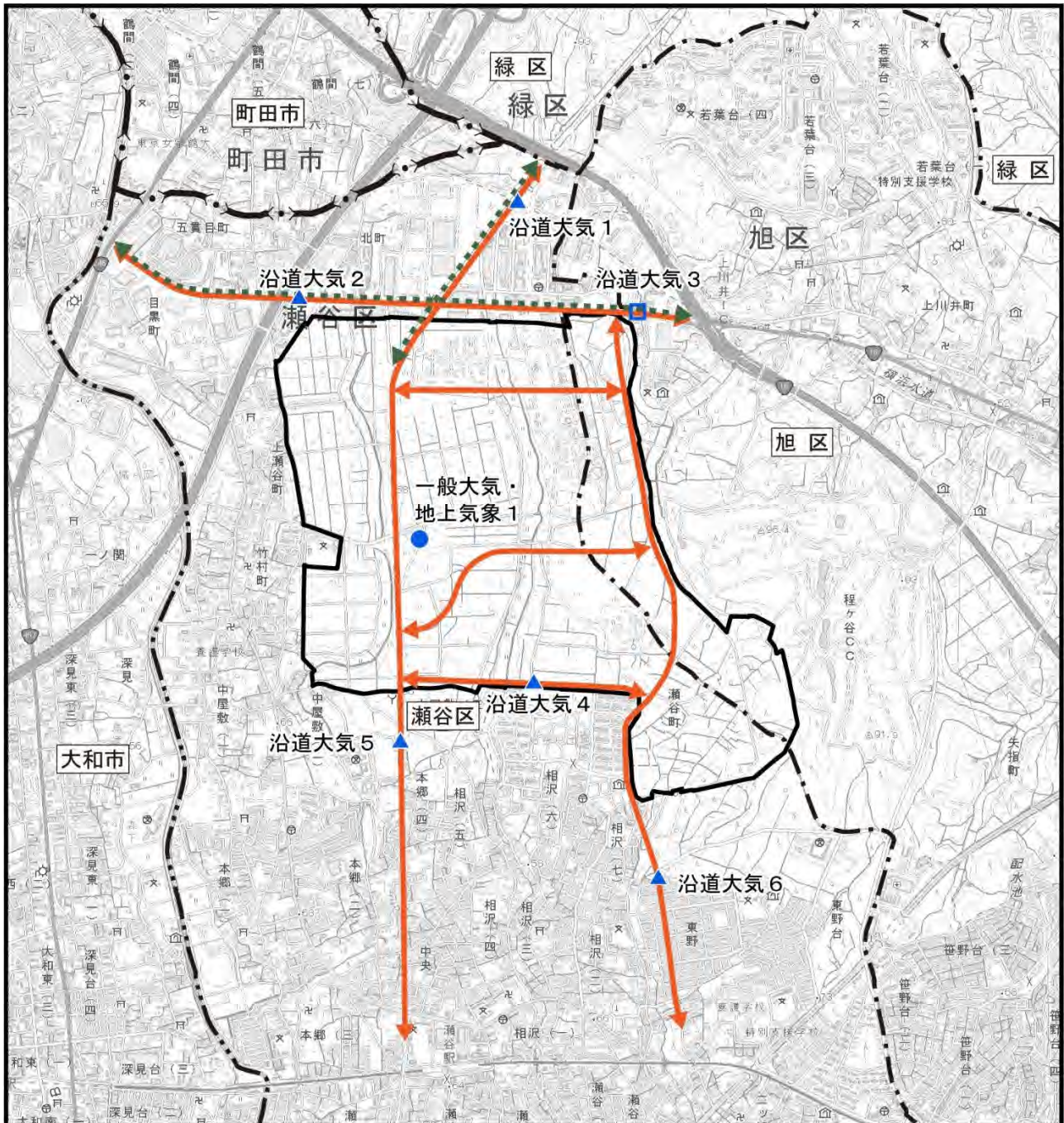
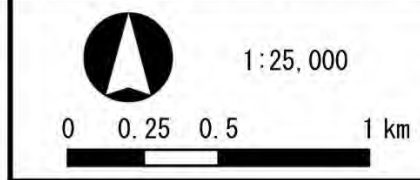


図 8. 2-1(1) 大気環境の調査位置 (大気質—文献その他の資料調査地点)



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 公定法（一般大気）、地上気象
- 公定法（沿道大気）、簡易法（沿道大気）
- ▲ 簡易法（沿道大気）
- ▶▶▶ 工事用車両の主な運行ルート
- ↔ 関係車両の主な走行ルート



注：公定法：「二酸化窒素に係る環境基準について」及び「大気の汚染に係る環境基準について」に定められた方法
 簡易法：窒素酸化物の簡易測定法であるPTIO法

図 8.2-1(2) 大気環境の調査位置（大気質一現地調査地点）

8.2.2 騒音及び振動

騒音に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-2(1)～(5)に、振動にかかる調査及び評価の手法は、表 8.2-2(6)～(10)に示すとおりとしました。

表 8.2-2(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 影響要因の区分	大気環境－騒音－騒音 建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①騒音の状況（一般環境騒音） ②地表面の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①騒音の状況 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 一般地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。 ②地表面の状況 【現地調査】 地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。
	(3) 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①騒音の状況 【現地調査】 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域内の敷地境界付近及びその周辺の 3 地点（環境騒音 1～環境騒音 3）とします。測定高さは地上 1.2m とします。 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」と同じ地点とします。
	(5) 調査期間等	①騒音の状況 【現地調査】 現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間 ②地表面の状況 【現地調査】 「①騒音の状況」の現地調査と同時期に実施します。

表 8.2-2(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目	建設機械の稼働に伴う騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月）に示されている予測手法に準じ、「ASJ CN-Model」により予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等音線図（騒音レベルのコンター図）を作成します。予測位置の高さは地上1.2mを基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う騒音が最大となる時期※とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示1号）に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市2019年3月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-2(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「道路環境影響評価の技術手法（平成 26 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 27 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	
	①騒音の状況	
	②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況 ③交通量の状況 ④道路構造の状況	
(2) 調査の基本的な手法	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）及び「騒音に係る環境基準の評価マニュアル 道路に面する地域編」（環境省 平成 27 年 10 月）に基づいて等価騒音レベル及び時間率騒音レベルを測定し、調査結果の整理及び解析を行うことによります。</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】</p> <p>現地を踏査し、周辺の建物等の状況を調査します。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。</p>	
(3) 調査地域	音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	

表 8.2-2(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(4) 調査地点	
	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>図 8.2-2 に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。測定高さは地上 1.2m とします。</p> <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p> <p>④道路構造の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」と同じ地点とします。</p>	
	(5) 調査期間等	
	<p>①騒音の状況</p> <p>【現地調査】</p> <p>道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日及び休日×各 1 回×24 時間 <p>②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行又は関係車両が走行する沿道の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p> <p>③交通量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①騒音の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の 24 時間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平日及び休日×各 1 回×24 時間 <p>④道路構造の状況</p> <p>「①騒音の状況」の調査時に併せて実施します。</p>	

表 8.2-2(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－騒音－騒音
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通騒音とします。
	(7) 予測の基本的な手法	一般社団法人日本音響学会が発表している「道路交通騒音の予測計算モデル(ASJ RTN-Model 2018)」により、等価騒音レベル(L _{Aeq})を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-2 に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）付近の断面とし、予測位置の高さは地上 1.2m を基本とします。
	(10) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量（大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量）が最大となる時期*とします。 関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年環境庁告示第 64 号) 及び「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 2019 年 3 月) に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-2(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	建設機械の稼働
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①振動の状況 ②地盤の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）による測定を行い、調査結果の整理及び解析を行います。 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 「20 万分の 1 土地分類基本調査」（国土交通省国土政策局 国土情報課ホームページ）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 後述の地盤の安定性にて調査を行うボーリング調査結果によります。
	(3) 調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①振動の状況 【現地調査】 図 8.2-2 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 3 地点（環境騒振 1 ～環境騒振 3）とします。 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-5 「土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）」（P.8-50）に示す 7 地点（地質 1 ～地質 7）とします。
	(5) 調査期間等	①振動の状況 【現地調査】 現状の環境騒音を代表する平日及び休日の各 1 日の 24 時間とします。 ・平日及び休日×各 1 回×24 時間 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 必要に応じて設定します。 【現地調査】 ボーリングによる地質調査は 1 回とします。

表 8.2-2(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 大気環境－振動－振動
	影響要因の区分 建設機械の稼働
予測の方法	(6) 予測項目 建設機械の稼働に伴う振動とします。
	(7) 予測の基本的な手法 「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、振動レベルを予測します。
	(8) 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点 建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等振動線図(振動レベルのコンター図)を作成します。
	(10) 予測対象時期等 工事計画に基づき、建設機械の稼働に伴う振動が最大となる時期 [※] とします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年総理府令第58号)に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 2019年3月)に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。

※：都市計画対象事業の予測時期(工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時)において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-2(8) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に記載されている一般的な手法としました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①振動の状況 ②地盤の状況 ③交通量の状況 ④道路構造の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①振動の状況 【現地調査】 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に定められた振動レベル測定方法（JIS Z 8735）に基づいて時間率振動レベル（ L_{10} ）を測定し、調査結果の整理及び解析を行います。 ②地盤の状況 【現地調査】 「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づき、地盤卓越振動数を測定します。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）による情報の収集並びに整理及び解析を行います。 【現地調査】 調査地点の断面交通量（方向別及び車種別交通量）を調査します。 ④道路構造の状況 【現地調査】 調査地点の道路構造、車線数及び幅員について、現地踏査により確認します。
	(3) 調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	①振動の状況 【現地調査】 図 8.2-2 に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の 4 地点（道路騒振 1～道路騒振 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の 7 地点（道路騒振 1～道路騒振 7）とします。 ②地盤の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ③交通量の状況 【文献その他の資料調査】 工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道とします。 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。 ④道路構造の状況 【現地調査】 「①振動の状況」と同じ地点とします。

表 8.2-2(9) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	大気環境－振動－振動
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(5) 調査期間等	
	①振動の状況	<p>【現地調査】</p> <p>道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日及び休日×各1回×24時間
	②地盤の状況	<p>【現地調査】</p> <p>大型車の単独走行10台について地盤卓越振動数の調査を行います。</p>
	③交通量の状況	<p>【文献その他の資料調査】</p> <p>入手可能な最新の資料とします。</p> <p>【現地調査】</p> <p>「①振動の状況」と同じく、道路交通量の状況を代表する平日及び休日の24時間とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日及び休日×各1回×24時間
予測の方法	④道路構造の状況	「①振動の状況」の調査中に実施します。
	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に伴う道路交通振動とします。
	(7) 予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月)に基づき、時間率振動レベル(L ₁₀)を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図8.2-2に示す工事用車両の運行ルートである道路沿道の4地点(道路騒振1～道路騒振4)及び関係車両の走行ルートとして想定される道路沿道の7地点(道路騒振1～道路騒振7)付近の断面とします。
(10) 予測対象時期等	<p>工事の実施時については、工事計画に基づき、資材及び機械の運搬に用いる車両の等価交通量(大型車台数を小型車台数に換算し、小型車の台数として合計した交通量)が最大となる時期[*]とします。</p> <p>関係車両の走行については、対象事業実施区域内の施設がすべて利用されている時期とします。</p>	

※：都市計画対象事業の予測時期(工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時)において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-2 (10) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項 目	環境要素の区分 大気環境－振動－振動
	影響要因の区分 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
評 価 の 方 法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）」に基づく「道路交通振動の要請限度（昭和 51 年総理府令第 10 号）」及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>

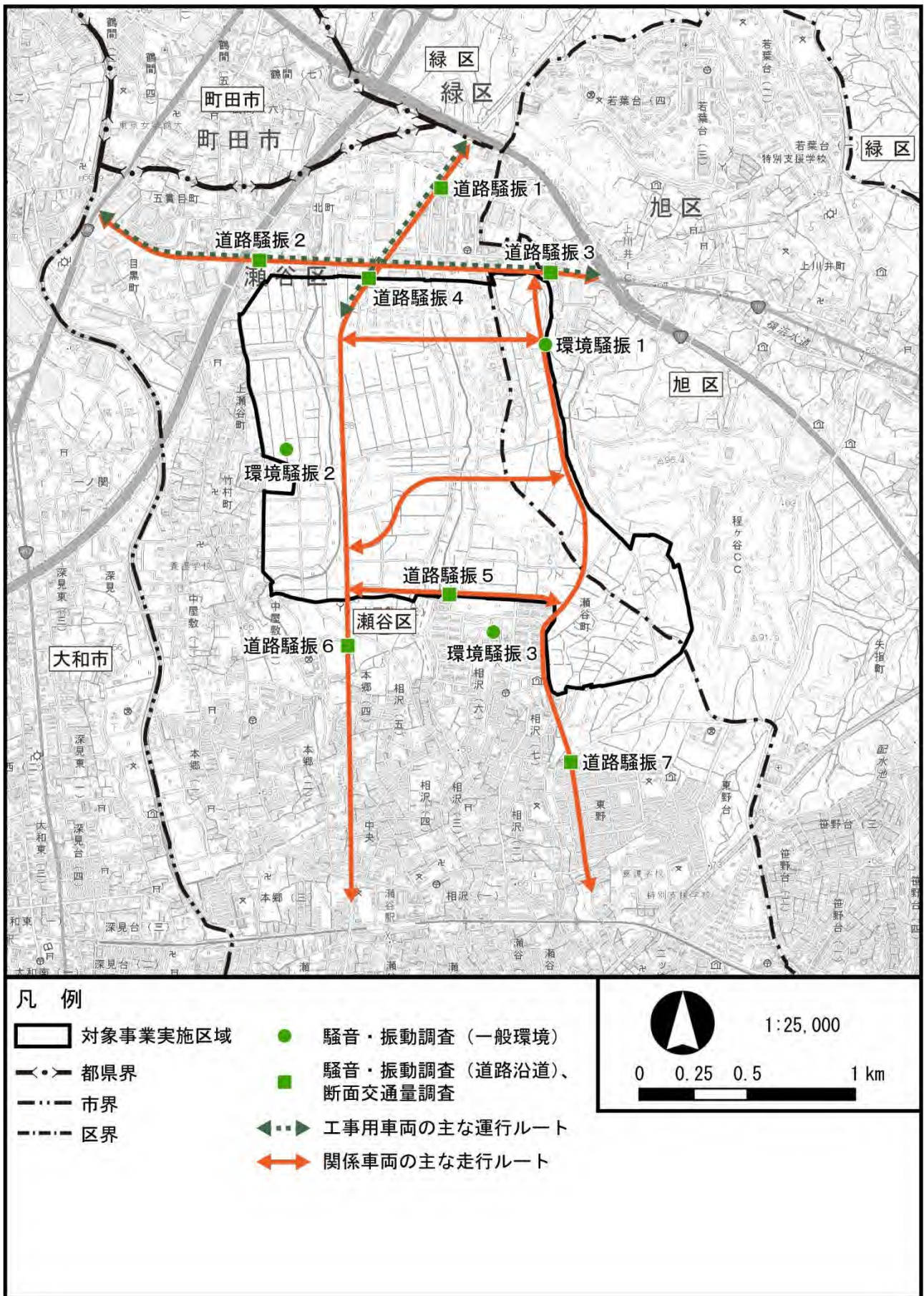


図 8.2-2 大気環境の調査位置（騒音及び振動）

8.2.3 水質及び底質

水質及び底質に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-3 に示すとおりとしました。

表 8.2-3 (1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ①水質の状況 ②地形、地質（土質）の状況 ③降水量の状況 ④利水の状況 ⑤流れの状況
	(2) 調査の基本的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ①水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定められた方法に基づいて、生活環境項目（BOD（生物化学的酸素要求量）、大腸菌群数、SS（浮遊物質）及び DO（溶存酸素量））、並びに「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）別表 1 に掲げる 27 項目（以下、「健康項目」という。）を測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、水質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。 ②地形・地質（土質）の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土壌の沈降試験（試料の調整は JIS A 1201 に準拠し、沈降試験は JIS M 0201 に準拠する。）を行い、調査結果の整理及び解析を行います。 ③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ④利水の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ⑤流れの状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行うとともに、地下への浸透の程度を把握するため、地表面（裸地・草地・舗装面等）の状況を目視等により調査します。
	(3) 調査地域	雨水を排水する可能性がある公共用水域及びその集水域とします。

表 8.2-3(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ 影響要因の区分 雨水の排水
調査の方法	(4) 調査地点 ①水質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。 【現地調査】 図 8.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 6 地点(水質 1～水質 6)とします。 ②地形・地質（土質）の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点(土質 1～土質 5)とします。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。 ④利水の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ⑤流れの状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 「①水質の状況」と同じ地点とします。地表面の状況の調査はその周辺とします。
	(5) 調査期間等 ①水質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 【現地調査】 生活環境項目については、渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各 1 回実施します。 ・平常時 2 回（渇水期、豊水期） SS については、上記生活環境項目の調査とは別に、降雨時の調査を 2 回実施します。 ・降雨時 2 回 健康項目及びダイオキシン類については、平常時の調査を 1 回実施します。 ・平常時 1 回 ②地形・地質（土質）の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 【現地調査】 土壌の採取は 1 回行います。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 ④利水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 ⑤流れの状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によるものとします。 【現地調査】 「①水質の状況」の現地調査と同じ時期とします。

表 8.2-3(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－水質（地下水の水質を除く。）－水の濁り、水の汚れ
	影響要因の区分	雨水の排水
予測の方法	(6) 予測項目	水の濁り（浮遊物質）及び水の汚れ（生活環境項目、健康項目及びダイオキシン類）とします。
	(7) 予測の基本的な手法	浮遊物質については完全混合式によります。 他の生活環境項目については、想定される工事排水量と環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。 健康項目及びダイオキシン類については、土壌汚染並びに地下水の水質の現地調査結果並びに本事業で計画する環境保全措置の内容を踏まえ、影響の程度を定性的に予測します。
	(8) 予測地域	工事中の雨水を排水する公共用水域とします。
	(9) 予測地点	仮設調整池の出口及び図 8.2-3 に示す水質調査地点のうち、仮設調整池の下流側に位置する、水質 2、水質 4、水質 5 及び水質 6) の 4 地点とします。
	(10) 予測対象時期等	工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期*とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、雨水の排水による水の濁り及び水の汚れに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定された基準並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られているかどうかを評価します。</p>

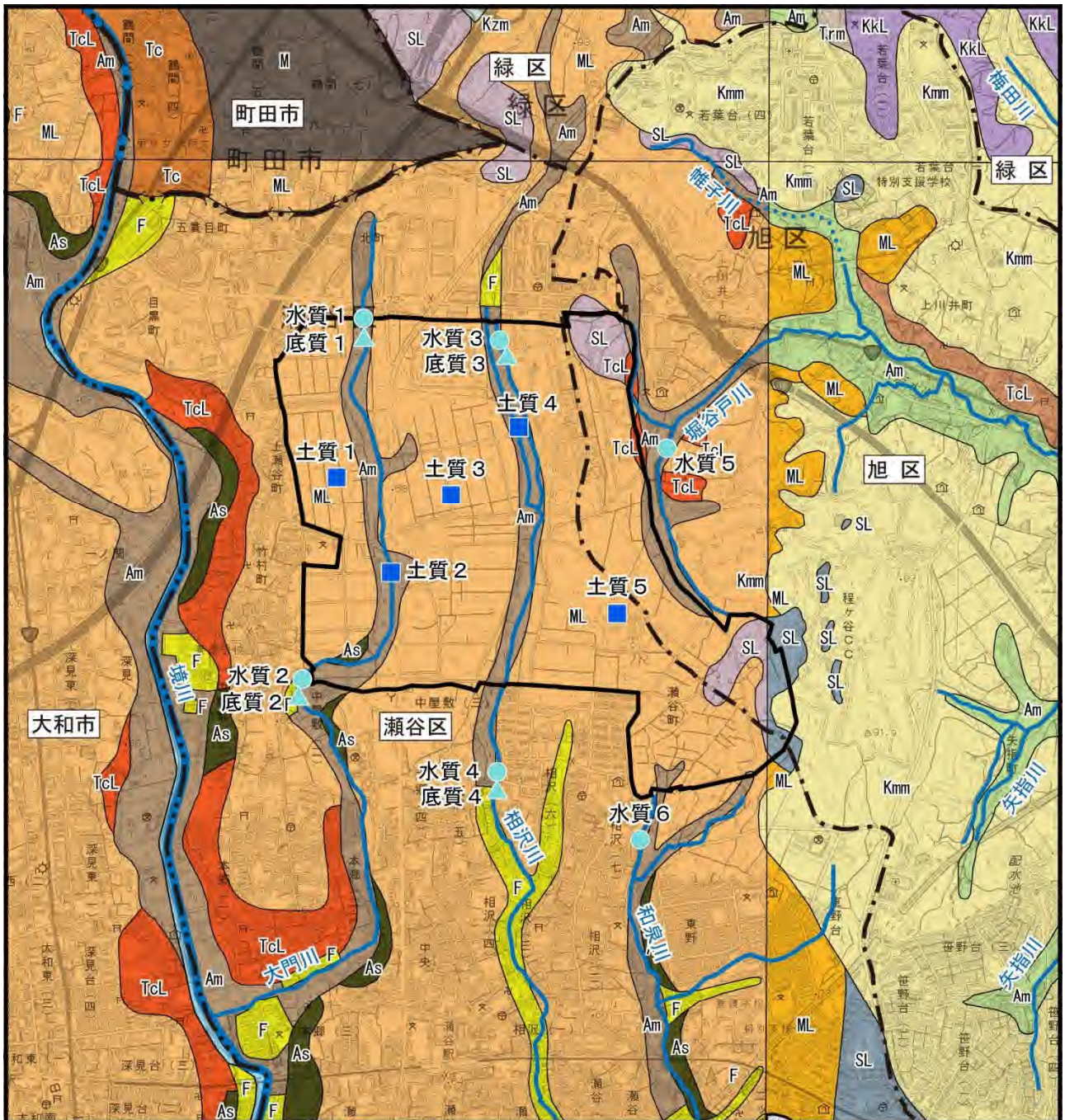
※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-3(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境－底質－公共用水域の底質
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①水底の底質の状況 ②地形・地質の状況 ③流れの状況
	(2) 調査の基本的な手法	①水底の底質の状況 【現地調査】 「底質調査方法」（環境省 水・大気環境局 平成 24 年 8 月）に定められた方法に基づいて、「土壌環境基準」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）別表に掲げる項目のうち、農用地に係る項目を除く 28 項目測定し、調査結果の整理を行います。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に定められた方法に基づいて、底質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行います。 ②地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ③流れの状況 【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行います。
	(3) 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。
	(4) 調査地点	①水底の底質の状況 【現地調査】 図 8.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点（底質 1～底質 4）とします。 ②地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ③流れの状況 【現地調査】 「①水底の底質の状況」と同じ地点とします。
	(5) 調査期間等	①水底の底質の状況 【現地調査】 底質の状況を的確に把握できる期間に 1 回実施します。 ②地形・地質の状況 【文献その他の資料調査】 必要に応じて設定します。 ③流れの状況 【現地調査】 「①水底の底質の状況」と同時期とします。

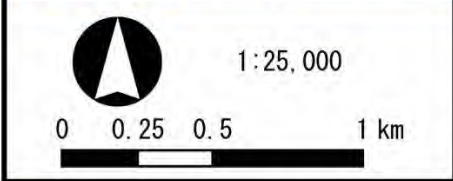
表 8.2-3(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 水環境－底質－公共用水域の底質
	影響要因の区分 造成工事の実施
予測の方法	(6) 予測項目 土壌汚染の環境基準項目（ダイオキシン類を含む。）とします。
	(7) 予測の基本的な手法 造成工事の実施の内容（河川改修が行われる場合は、その内容も含まれます。）並びに現況の水底の底質の状況及び土質・地質の状況から定性的な検討を行うことによります。
	(8) 予測地域 対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域とします。
	(9) 予測地点 図 8.2-3 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 4 地点(底質 1～底質 4)とします。
	(10) 予測対象時期等 工事計画に基づき、造成工事の実施による影響が最大となる時期とします。
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による水底の底質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管 119 号）及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に規定された基準との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川
- 水質調査 (河川)
- ▲ 底質調査 (河川)
- 土質調査



- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> Am 沖積層 (泥を主とし砂を含む) As 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む) TcL 立川ローム層 Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物 TcL 立川ローム層・立川礫層 ML 武蔵野ローム層 M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物 | <ul style="list-style-type: none"> ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層 SL 相模層群・下末吉ローム層 SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層 KkL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 Kzm 上総層群 Trm 上総層群・鶴川層 Kmm 上総層群・上星川層 | <ul style="list-style-type: none"> Am 低湿地堆積物 F 埋土 F 盛土 水部分 なし |
|---|--|--|

図 8.2-3 水環境の調査位置 (水質及び底質)

8.2.4 地下水及びその他の水環境に係る環境要素

地下水の水質、その他の水環境に係る環境要素に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-4 に示すとおりとしました。

表 8.2-4(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境—地下水—地下水の水質
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水の水質の状況 ②地形、地質及び帯水層の状況 ③降水量の状況
	(2) 調査の基本的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水の水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 防衛省における土壤汚染調査結果等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②地形、地質及び帯水層の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。 ③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の既存資料による情報の収集・整理により把握します。
	(3) 調査地域	地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点	<ul style="list-style-type: none"> ①地下水の水質の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地形、地質及び帯水層の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～地質 7）とします。 ③降水量の状況 <ul style="list-style-type: none"> 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。

表 8.2-4(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 水環境—地下水—地下水の水質 影響要因の区分 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①地下水の水質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。 【現地調査】 地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施するとともに、帯水層の状況については、1年間の観測を行うことによります。</p> <p>③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の1年間とします。</p>
予測の方法	<p>(6) 予測項目 敷地の存在（土地の改変）による予測項目として、造成工事も含めた土地の改変及び施設の存在・土地利用の変化に伴う地下水の水質とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法 土地の改変による影響については、調査で把握した地下水の水質の状況と工事計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。 土地又は工作物の存在及び供用時については、調査で把握した地下水の水質の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。</p> <p>(8) 予測地域 調査地域のうち、土壤汚染の状況及び地下水帯水層の状況等の特性を踏まえて、地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測地点 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の7地点(地質1～地質7)とします。</p> <p>(10) 予測対象時期等 土地の改変による影響の予測については、変化量が最大となる時期として敷地の存在時としました。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。</p>
評価の方法	<p>(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在（土地の改変）による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成9年環境庁告示第10号）並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市2019年3月）に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>

表 8.2-4(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境—その他の水環境に係る環境要素—湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①湧水の状況 ②地形、地質及び帯水層の状況 ③降水量の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①湧水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により湧水の分布を把握します。 【現地調査】 分布実態の把握の踏査並びに湧水量を測定するとともに、同時に現場にて、水温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）を測定します。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 ボーリング調査等により、地質等を確認します。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。	
	(3) 調査地域 湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。	
	(4) 調査地点 ①湧水の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 5 地点（湧水 1～湧水 5）とします。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-4 に示す地質調査地点 7 地点（地質 1～地質 7）とします。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。	

表 8.2-4(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	水環境—その他の水環境に係る環境要素—湧水の流量
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(5) 調査期間等	
	①湧水の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。 【現地調査】 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各1回実施します。 ②地形、地質及び帯水層の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質及び帯水層の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。 ③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の1年間及び平年値とします。	
予測の方法	(6) 予測項目	工事の実施時については、造成工事の実施に伴い変化する湧水の流況とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、敷地の存在（土地の性状の変化）に伴い変化する湧水の流況とします。
	(7) 予測の基本的な手法	造成工事の実施時については、調査で把握した湧水の状況と施工計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。 敷地の存在時については、調査で把握した湧水の状況と事業計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、湧水に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図8.2-4に示す対象事業実施区域及びその周辺の5地点(湧水1～湧水5)とします。
	(10) 予測対象時期等	造成工事の実施時については、施工計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。 敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。
評価の方法	(11) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。

表 8.2-4(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 水環境—その他の水環境に係る環境要素—河川の形態、流量
	影響要因の区分 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>③降水量の状況</p>
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 「水質調査方法」（昭和 46 年環水管第 30 号）に定められた方法に基づいて河川の流量を測定し、調査結果の整理を行います。 必要に応じて現地踏査を行います。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 地形図等の入手可能な最新の資料の収集・整理により調査します。</p> <p>【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な資料の収集・整理により把握します。</p>
	<p>(3) 調査地域</p> <p>河川の形態並びに流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①河川の形態及び流量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 8.2-4 に示す対象事業実施区域及びその周辺の雨水排水を排出する可能性のある公共用水域（河川）の 6 地点（水質 1～水質 6）とします。</p> <p>②地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③降水量の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所とします。</p>

表 8.2-4(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 水環境—その他の水環境に係る環境要素—河川の形態、流量 影響要因の区分 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①河川の形態及び流量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。 【現地調査】 渇水期及び豊水期に、平常時の調査を各1回実施します。また、降雨時の調査を2回実施します。 ・平常時2回（渇水期、豊水期） ・降雨時2回</p> <p>②地形、地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 必要に応じて設定します。</p> <p>③降水量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な直近の1年間、平年値等とします。</p>
予測の方法	<p>(6) 予測項目 敷地の存在時については、施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する河川の形態及び流量とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法 敷地の存在時については、調査で把握した河川の形態、流量の状況と事業計画を重ね合わせ、河川の形態、流量の状況への影響の程度を予測します。</p> <p>(8) 予測地域 調査地域のうち、河川の形態や流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測地点 図8.2-4に示す対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域（河川）の6地点（水質1～水質6）とします。</p> <p>(10) 予測対象時期等 敷地の存在時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期とします。</p>
評価の方法	<p>(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び敷地の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

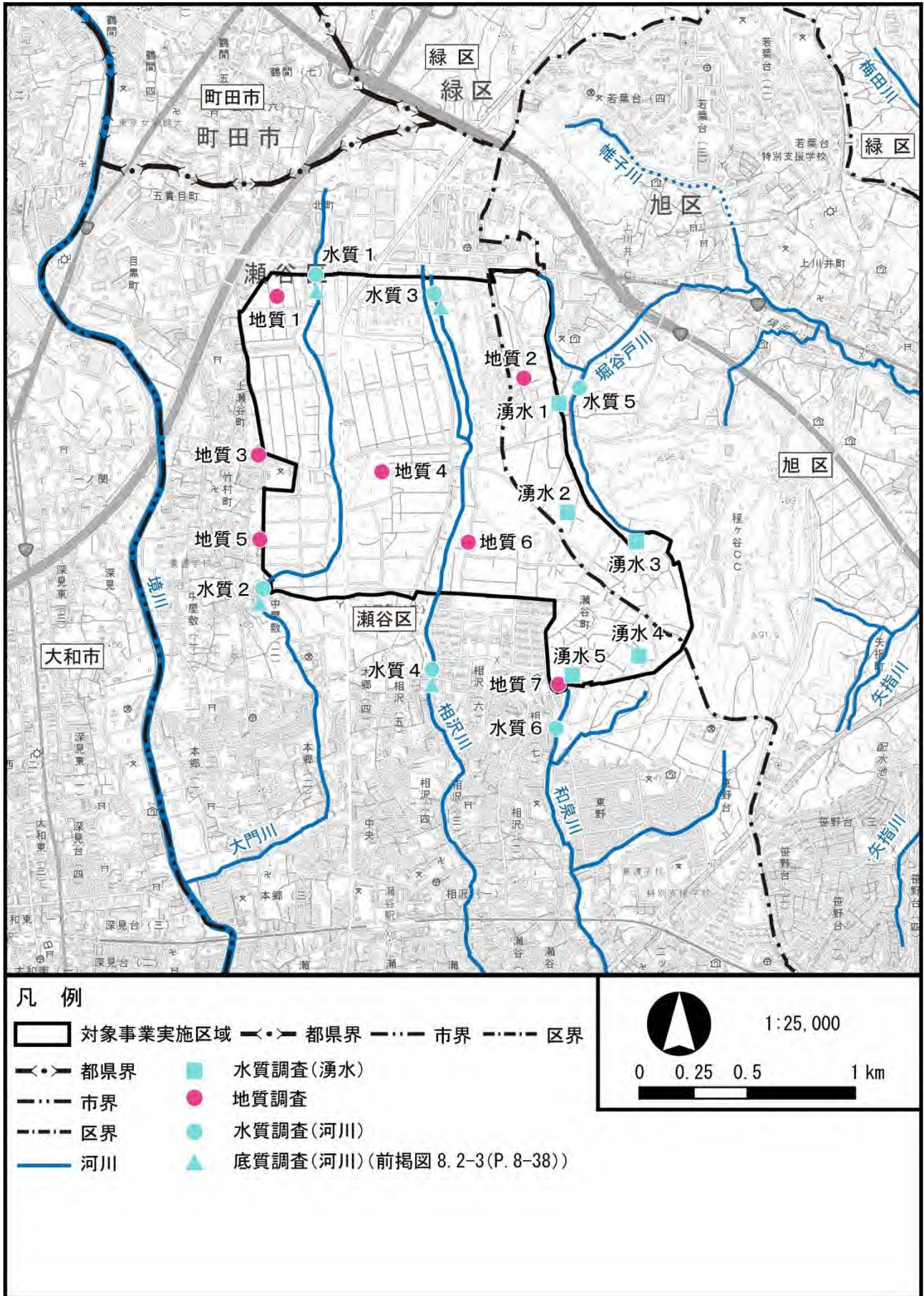


図 8.2-4 水環境の調査位置 (地下水及びその他の水環境に係る環境要素)

8.2.5 地盤及び土壌

地盤及び土壌に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-5 に示すとおりとしました。

表 8.2-5(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 土壌に係る環境その他の環境－地盤－地盤の安定性（土地の安定性） 影響要因の区分 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①過去の災害等の状況 ②地盤の安定性の状況 ③規制等の状況
	(2) 調査の基本的な手法 ①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 土砂災害警戒区域付近を踏査し、地形、地質、斜度等を確認します。 ③規制等の状況 【文献その他の資料調査】 「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月 法律第 191 号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年 5 月 法律第 57 号）について整理します。
	(3) 調査地域 地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(4) 調査地点 ①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-5 に示す土砂災害警戒区域（区域名：上川井町 6-6）付近とします。 ③規制等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。

表 8.2-5(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 土壌に係る環境その他の環境－地盤－地盤の安定性（土地の安定性）
	影響要因の区分 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①過去の災害等の状況 【文献その他の資料調査】 有史以来の状況について調査します。</p> <p>②地盤の安定性の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地盤の安定性の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。</p> <p>③規制等の状況 入手可能な最新の資料とします。</p>
	<p>(6) 予測項目 土地の改変に伴う地盤の安定性とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法 地盤の安定性の状況と事業計画を踏まえ、地盤の安定性への影響の程度を予測します。</p> <p>(8) 予測地域 調査地域のうち、地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測対象時期等 対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。</p>
評価の方法	<p>(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

表 8.2-5(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 土壤に係る環境その他の環境－土壤－土壤汚染
	影響要因の区分 造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①地歴の状況</p> <p>②土壤汚染の状況</p> <p>③地形、地質の状況</p>
	<p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①地歴の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>②土壤汚染の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 防衛省における土壤汚染調査結果等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>③地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。</p> <p>【現地調査】 ボーリング調査により、地質等を確認します。</p>
	<p>(3) 調査地域</p> <p>過去の土地利用履歴を踏まえ、土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>
	<p>(4) 調査地点</p> <p>①地歴の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②土壤汚染の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 「①地歴の状況」と同じ地点とします。</p> <p>③地形、地質の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>【現地調査】 図 8.2-5 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～地質 7）とします。</p>

表 8.2-5(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 土壤に係る環境その他の環境－地盤－土壤汚染 影響要因の区分 造成工事の実施
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①地歴の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②土壤汚染の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>③地形、地質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施します。</p>
予測の方法	<p>(6) 予測項目 造成工事の実施に伴う土壤汚染とします。</p> <p>(7) 予測の基本的な手法 土壤汚染の状況及び工事計画を踏まえ、土壤汚染への影響の程度を予測します。</p> <p>(8) 予測地域 調査地域のうち、土壤汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p> <p>(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。</p>
評価の方法	<p>(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性の検討】 「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)並びに「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年環境庁告示第68号)に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 2019年3月)に基づく環境目標との整合性が図られているかどうかを評価します。</p>

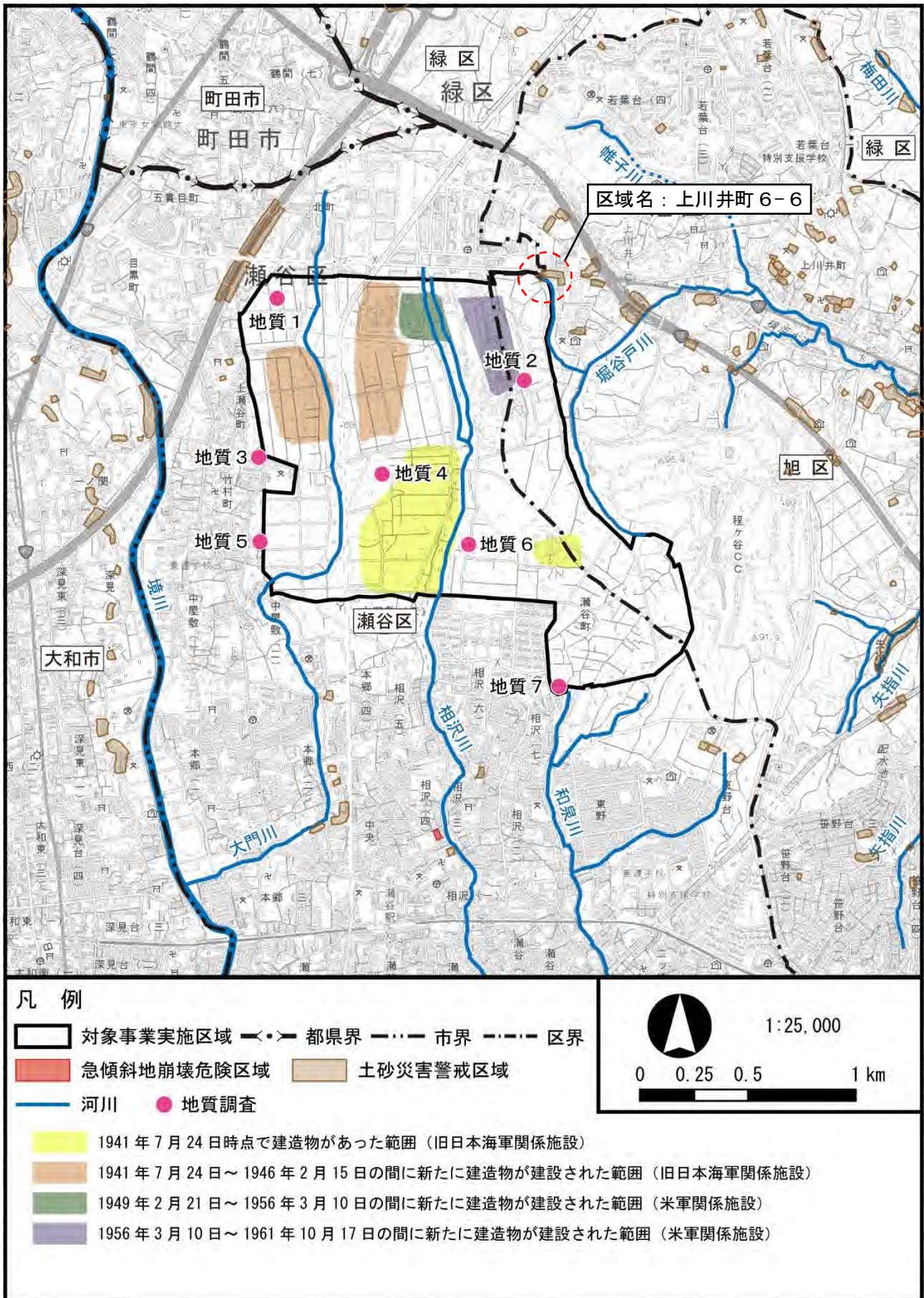


図 8.2-5 土壌に係る環境の調査位置（地盤及び土壌）

8.2.6 動物

動物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-6 に示すとおりとしました。

表 8.2-6(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

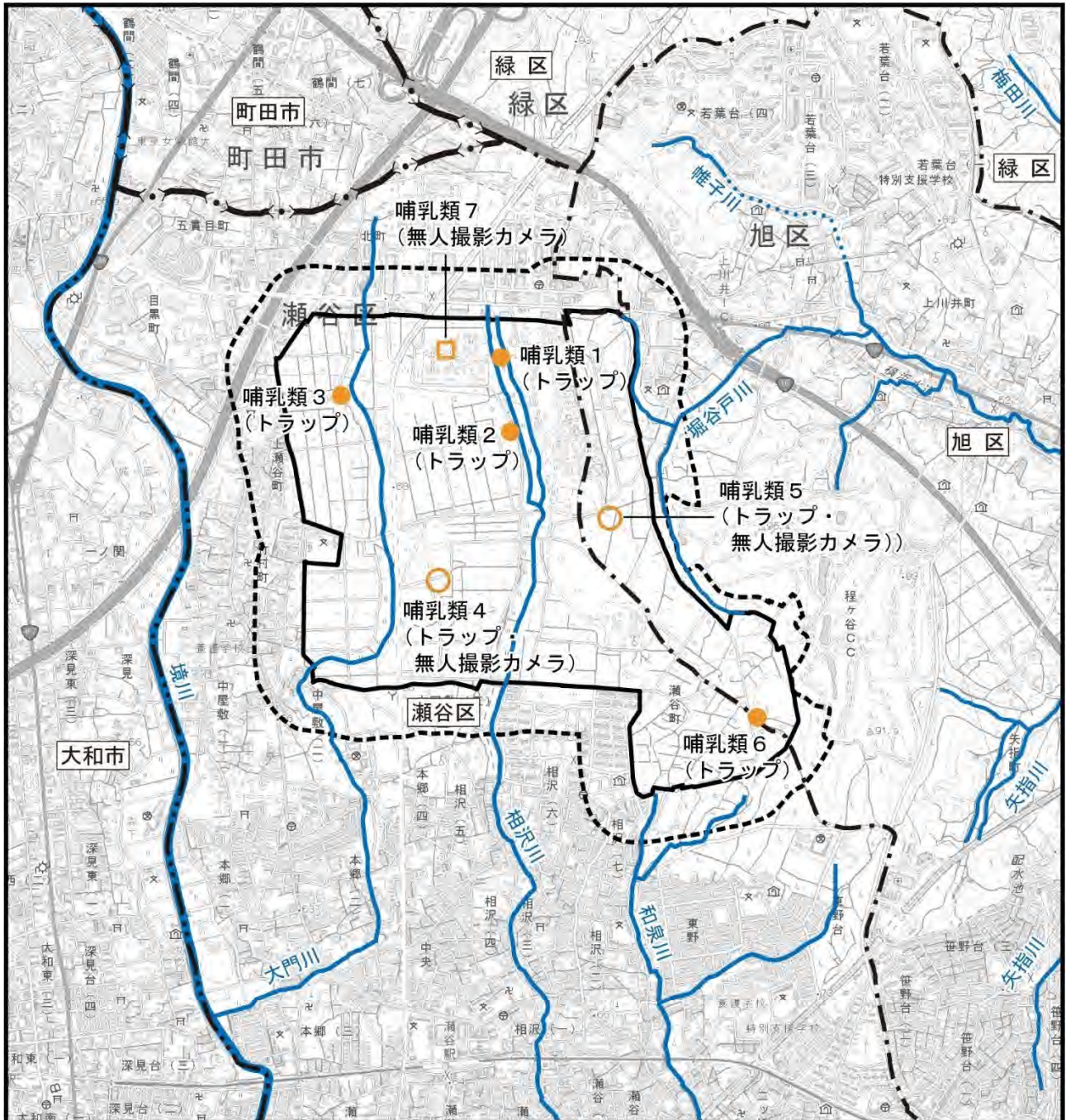
項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 ②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 以下の方法による現地調査を行うとともに、調査結果の整理並びに解析を行います。 a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法（ネズミ類）、無人撮影法（中型哺乳類）及び夜間調査（コウモリ類） b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類、猛禽類）及び夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類、ねぐら調査） c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法及び夜間調査 d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法（スウィーピング法、ビーティング法）、ライトトラップ法（走光性昆虫）、ベイトトラップ法（地上徘徊性昆虫）、夜間調査（ホタル類）及び鳴声調査（クツワムシ） e. クモ類 任意観察法、任意採取法 f. 魚類 任意観察法、任意採取法 g. 陸産貝類 任意観察法、任意採取法 h. 底生動物 任意観察法、任意採取法及び定量調査 ②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。 ③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況」と同様の手法とします。	

表 8.2-6(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分 造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。
	(4) 調査地点 ①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8.2-6 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く。）とします。 また、猛禽類調査で営巣個体が確認された際には、利用状況把握のため適宜調査地点を設定します。 ②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。 【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。 ③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。 【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点とします。
	(5) 調査期間等 ①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。 【現地調査】 a. 哺乳類 任意観察法、フィールドサイン法、トラップ法、無人撮影法：4季（夏季、秋季、冬季、春季） 夜間調査：2季（夏季、春季） b. 鳥類 任意観察法、ラインセンサス法、定点観察法（一般鳥類）：5季（夏季、秋季、冬季、春季、初夏季） 定点観察法（猛禽類）：2繁殖期（冬季～早春季（1月～3月）、春季～夏季（4月～7月）） 夜間調査（フクロウ類、夜行性鳥類）：2繁殖期（冬季（1月～2月）、夏季（6月、8月）） ねぐら調査：2季 c. 両生類及び爬虫類 任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、早春季、春季） 夜間調査：3季（夏季、春季、初夏季） d. 昆虫類 任意観察法、任意採取法：3季（夏季、秋季、春季） ライトトラップ法、ベイトトラップ法：3季（夏季、秋季、春季） 夜間調査：1季（初夏季） 鳴声調査：1季（夏季）

表 8.2-6(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	動物（水生生物を含む。）－重要な種及び注目すべき生息地
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	e. クモ類	任意観察法、任意採取法：3季（夏季、秋季、春季）
	f. 魚類	任意観察法、任意採取法：4季（夏季、秋季、冬季、春季）
	g. 陸産貝類	任意観察法、任意採取法：2季（冬季、初夏）
	h. 底生動物	任意観察法、任意採取法及び定量調査：4季（夏季、秋季、冬季、春季）
	②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況	【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。
	③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況	【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。
		【現地調査】 「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ期間とします。
予測の方法	(6) 予測項目	動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、クモ類、魚類、陸産貝類、底生動物）の重要な種への影響の程度とします。
	(7) 予測の基本的な手法	動物の重要な種及び注目すべき生息地の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を予測します。なお、猛禽類に係る予測にあたっては、行動圏解析を行い、行動圏と事業計画の重ね合わせを行います。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事による動物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。



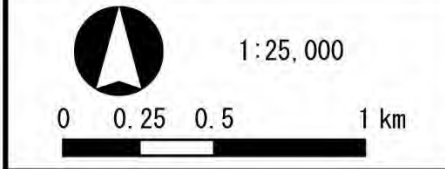
凡例

- 対象事業実施区域

 都県界

 市界

 区界
- 動植物調査範囲（舗装地等人工変地は調査範囲から除く）
- 河川
- 哺乳類（トラップ）
- 哺乳類（トラップ・無人撮影カメラ）
- 哺乳類（無人撮影カメラ）



注：無人カメラの設置については、調査地域の環境条件及びフィールドサイン調査結果に応じて、現地
の判断にて設置地点を調整しながら、「哺乳類の利用が想定される場所」についても設置します。

図 8.2-6(1) 動物の調査位置（哺乳類）

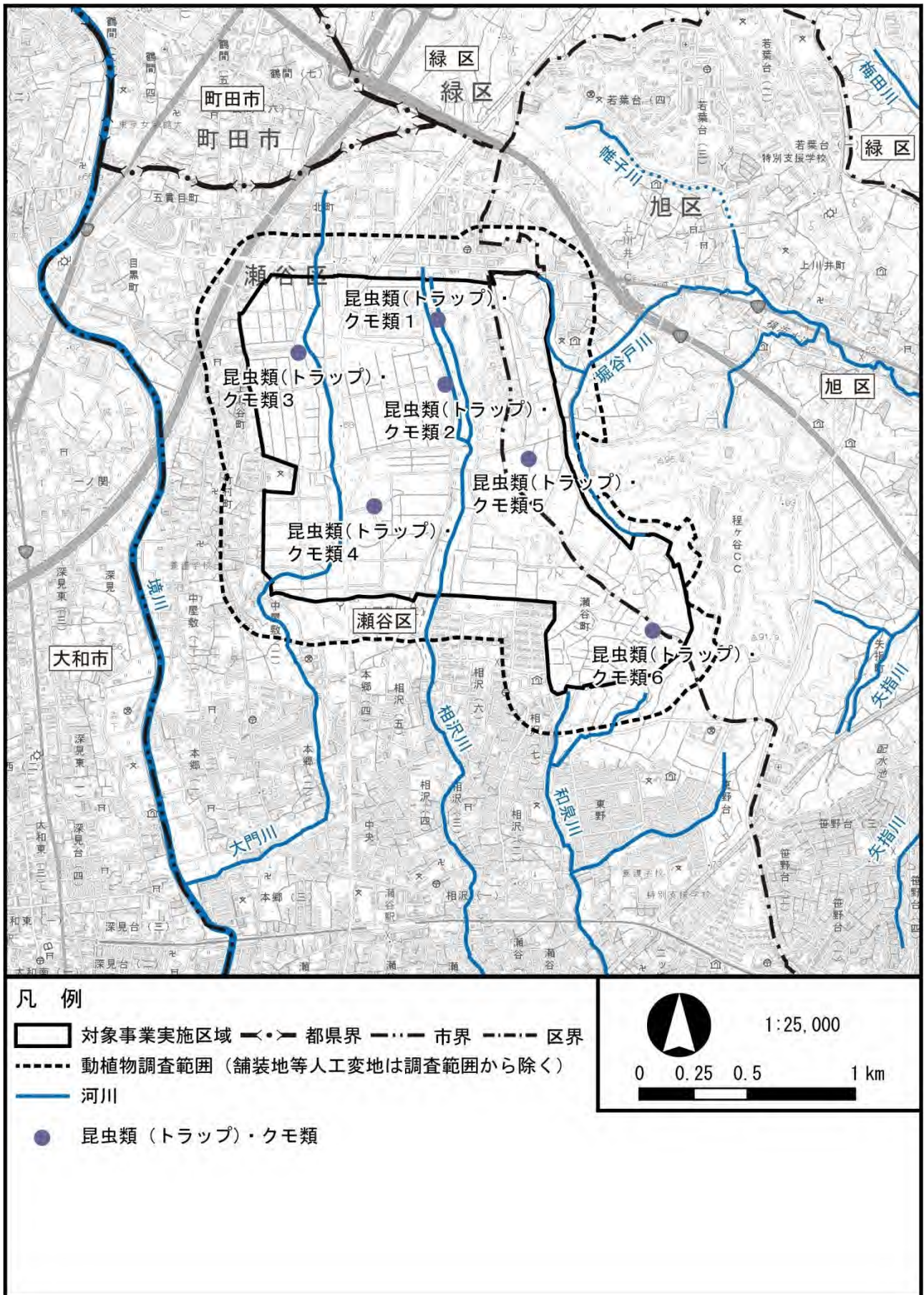


図 8.2-6(4) 動物の調査位置 (昆虫類・クモ類)

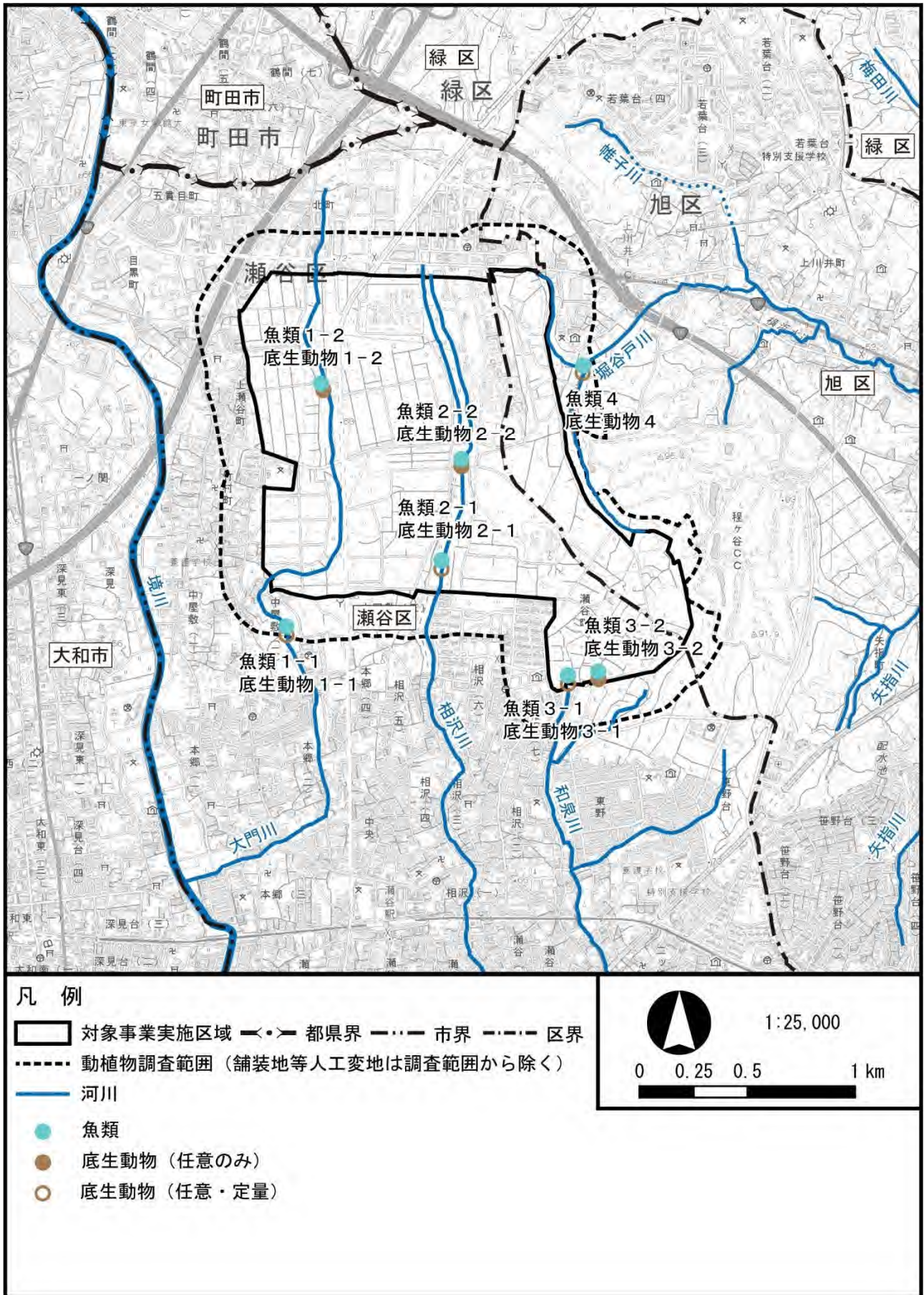


図 8.2-6(5) 動物の調査位置（魚類・底生動物）

8.2.7 植物

植物に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8. 2-7 に示すとおりとしました。

表 8. 2-7(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	植物－重要な種及び群落
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 以下の方法による現地調査を行い、調査結果の整理を行います。 a. 植物相 任意観察法、任意採集法（維管束植物、蘚苔類） b. 植物群落 コドラート法 c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行います。	
	(3) 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。	
	(4) 調査地点 ①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。 【現地調査】 図 8. 2-7 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く）とします。 また、付着藻類は、図 8. 2-7 に示す調査地点及び調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取を行います。 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 調査区域及びその周辺とします。 【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ地点とします。	

表 8.2-7(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 植物—重要な種及び群落
	影響要因の区分 造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	<p>(5) 調査期間等</p> <p>①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。</p> <p>【現地調査】</p> <p>a. 植物相 任意観察法、任意採集法：4季（夏季、秋季、早春季、春季） 任意観察法、任意採集法（蘚苔類）：2季（秋季、初夏季）</p> <p>b. 植物群落 コドラート法：2季（夏季、春季）</p> <p>c. 付着藻類調査 任意観察法及び定量採取法：4季（夏季、秋季、冬季、春季）</p> <p>②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料によります。</p> <p>【現地調査】 「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ期間とします。</p>
	予測の方法
<p>(7) 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、植物の重要な種及び群落への影響の程度を予測します。</p>	
<p>(8) 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。</p>	
<p>(9) 予測対象時期等 工事の実施時については、工事による植物への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(10) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

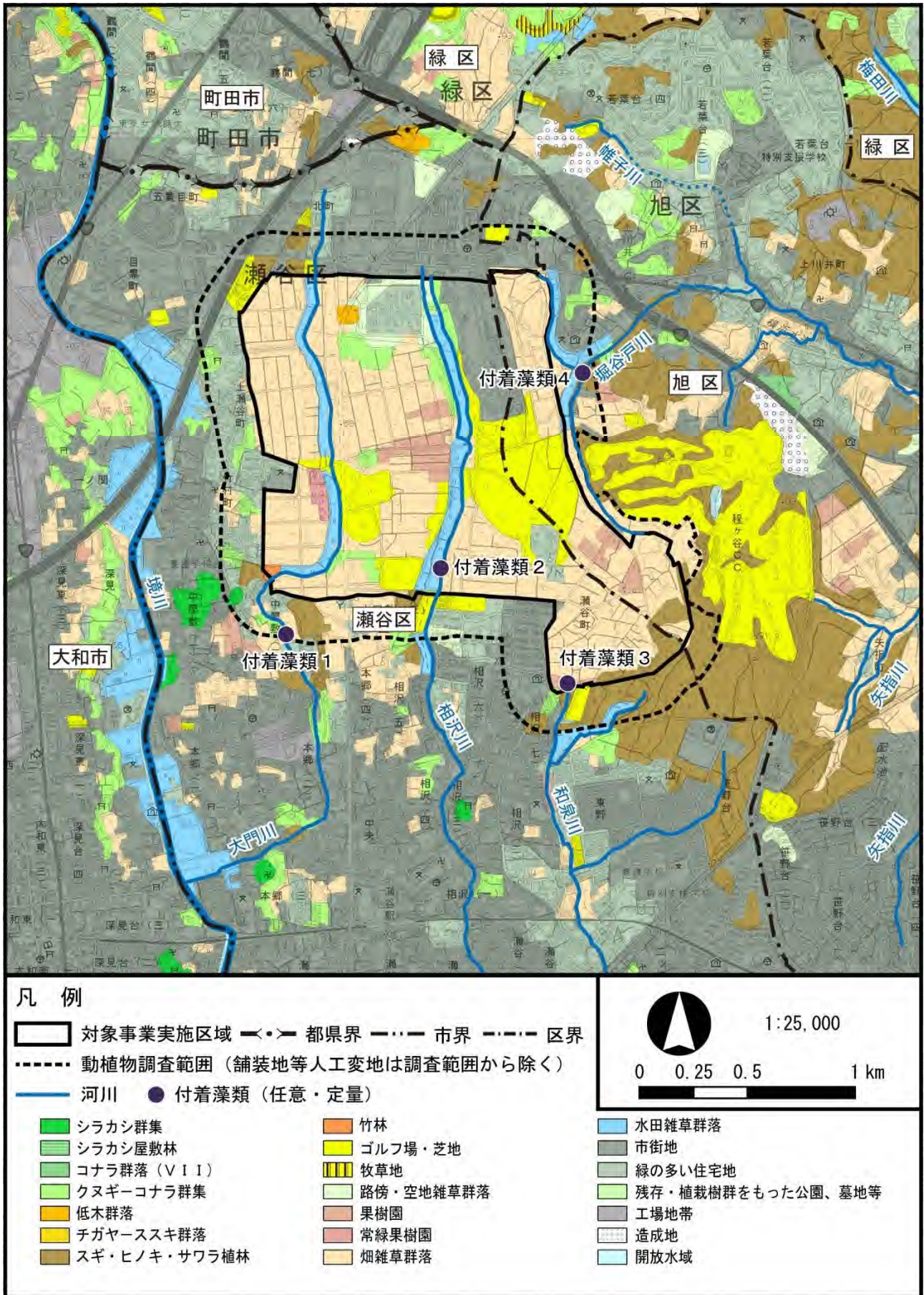


図 8.2-7 植物の調査位置

8.2.8 生態系

生態系に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-8 に示すとおりとしました。

表 8.2-8(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系—地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報 ①動植物その他の自然環境に係る概況 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況	
	(2) 調査の基本的な手法 ①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 動物、植物の現地調査結果を用い、注目種（上位性種、典型性種及び特殊性種）を抽出し、必要に応じ追加の現地調査を行います。（選定の観点は下表参照）	
	区分	選定の観点
	上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とする。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となる。また、小規模な湿地やため池等、対象地域における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定する。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏が広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合がある。
	典型性	対象地域の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等との相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド（同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ）に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となる。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定する。
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定する。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される動植物種等が挙げられる。	
(3) 調査地域		対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。

表 8.2-8(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	生態系—地域を特徴づける生態系
	影響要因の区分	造成工事の実施 敷地の存在（土地の改変）
調査の方法	(4) 調査地点	①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。
	(5) 調査期間等	①動植物その他の自然環境に係る概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとします。 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 動物、植物の現地調査と同じとし、必要に応じ追加の現地調査を行います。
予測の方法	(6) 予測項目	造成工事の実施及び土地の改変による地域を特徴づける生態系への影響の程度とします。
	(7) 予測の基本的な手法	注目種等の分布、生息環境及び生育環境の状況と工事計画又は事業計画を重ね合わせ、地域を特徴づける生態系への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	工事の実施時については、工事計画に基づき、工事による生態系への影響が最大となる時期とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とします。
評価の方法	(10) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施及び土地の改変による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

8.2.9 景観

景観に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-9 に示すとおりとしました。

表 8.2-9(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観－主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成23年6月）等を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①主要な眺望点の状況 ②景観資源の状況 ③主要な眺望景観、圍繞景観の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 【現地調査】 現地を踏査し、景観資源の状況を調査します。 ③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 【文献その他の資料調査】 「①主要な眺望点の状況」及び「②景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観、圍繞景観を抽出し、当該情報の整理及び解析を行います。 【現地調査】 写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行います。
	(3) 調査地域	地域景観の特性、景観資源の状況、主要な眺望点の状況及び主要な眺望景観の状況を適切に把握できる地域とし、対象事業実施区域及びその周辺約3kmの範囲内*とします。 圍繞景観については、対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲内とします。

※：「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）において、“景観に係る「影響を受けるおそれがあると認められる地域」は、標準的には対象全体の形態が捉えやすく、対象が景観の主体となる領域として、事業実施区域及びその周囲約3km程度の範囲が目安となる。”とあることから、調査地域を対象事業実施区域及びその周辺約3kmの範囲内としました。

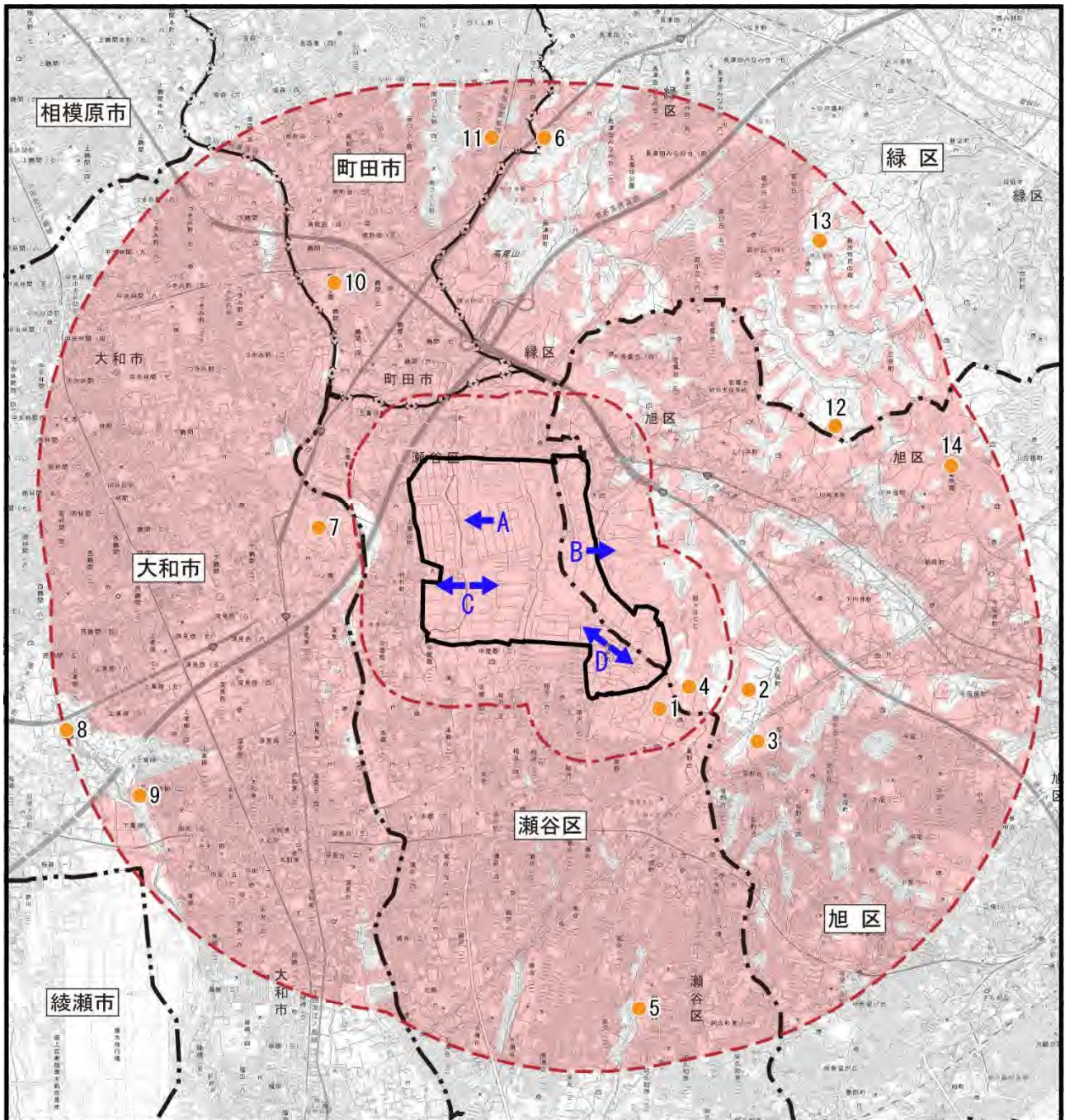
表 8.2-9(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観—主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観																																
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在																																
調査の方法	<p>(4) 調査地点</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査及び現地調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。</p> <p>③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 主要な眺望景観は、図 8.2-8 に示す主要な眺望点 14 地点とします（主要な眺望点の名称は下表参照）。圍繞景観は、図 8.2-8 に示す 4 地点（A～D）とします。</p> <table border="1" data-bbox="336 869 1385 1240"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名称</th> <th>No.</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>瀬谷市民の森</td> <td>8</td> <td>泉の森</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>追分市民の森</td> <td>9</td> <td>ふれあいの森</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>矢指市民の森</td> <td>10</td> <td>鶴間公園</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>上川井市民の森</td> <td>11</td> <td>つくし野セントラルパーク</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>東山ふれあい樹林</td> <td>12</td> <td>三保市民の森</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>フィールドアスレチック 横浜 つくし野コース</td> <td>13</td> <td>新治市民の森</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>深見歴史の森</td> <td>14</td> <td>よこはま動物園ズーラシア</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：表中の No. は図 8.2-8 に対応しています。</p>		No.	名称	No.	名称	1	瀬谷市民の森	8	泉の森	2	追分市民の森	9	ふれあいの森	3	矢指市民の森	10	鶴間公園	4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク	5	東山ふれあい樹林	12	三保市民の森	6	フィールドアスレチック 横浜 つくし野コース	13	新治市民の森	7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア
	No.	名称	No.	名称																														
1	瀬谷市民の森	8	泉の森																															
2	追分市民の森	9	ふれあいの森																															
3	矢指市民の森	10	鶴間公園																															
4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク																															
5	東山ふれあい樹林	12	三保市民の森																															
6	フィールドアスレチック 横浜 つくし野コース	13	新治市民の森																															
7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア																															
<p>(5) 調査期間等</p> <p>①主要な眺望点の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②景観資源の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各主要な眺望点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p> <p>③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 各現地調査地点の特性を踏まえて景観の状況が把握できる適切な時期とします。</p>																																		

表 8.2-9(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	景観—主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	敷地の存在及び建造物の存在が主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観、圍繞景観に及ぼす影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	①主要な眺望点の状況 主要な眺望点と事業計画を重ね合わせ、主要な眺望点への影響の程度を予測します。 ②景観資源の状況 景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を予測します。 ③主要な眺望景観、圍繞景観の状況 主要な眺望景観は、主要な眺望地点から撮影した現況写真に、施工計画を基に本事業の敷地及び建造物等を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化の程度を定性的に予測します。 圍繞景観は、現況と事業計画を重ね合わせ、場の状況や眺めの状態の変化を把握し、圍繞景観の変化の程度を定性的に予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観、圍繞景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測地点	図 8.2-8 に示す主要な眺望点（14 地点）と圍繞景観の現地調査地点（4 地点）、あるいはその他の適切な地点から、現地調査結果並びに今後計画が明らかとなる建造物の規模、配置等の諸条件を踏まえて選定します。
	(10) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の建造物がすべて存在している時期*の 2 ケースとします。
評価の方法	(11) 評価の手法 【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、敷地の存在及び建造物の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。



凡例

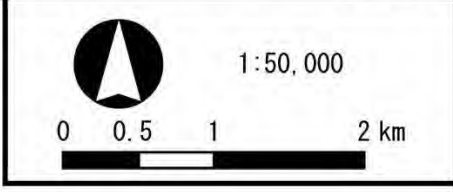
- 対象事業実施区域

 都県界

 市界

 区界
- 調査範囲（対象事業実施区域から概ね3km圏）
- 近景域（対象事業実施区域から概ね500m圏）
- 主要な眺望景観の状況

 富士山を眺望できる範囲
- ←
 困繞景観の現地調査地点（矢印の方向にパノラマ撮影）



注：図中の番号は、表 8.2-9(2) 内の表に対応しています。

図 8.2-8 景観の調査位置

8.2.10 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-10 に示すとおりとしました。

表 8.2-10(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。 【現地調査】 現地踏査、又は聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。
	(3) 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。
	(4) 調査地点	①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺とします。 【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 8.2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 12 地点（瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森）とします。
	(5) 調査期間等	①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多い時期の状況について、調査を行います。

表 8.2-10(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
予測の方法	(6) 予測項目	土地の改変及び建造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	人と自然との触れ合いの活動の場と事業計画を重ね合わせ、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響の程度を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	敷地の存在時及び対象事業実施区域内の建造物がすべて存在している時期※とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、土地の改変及び建造物の存在による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

表 8.2-10(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 注：地域交通の状況については、後掲表 8.2-12(1) (P.8-75)。
	(2) 調査の基本的な手法	①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行います。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行います。 【現地調査】 現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況を把握し、結果の整理及び解析を行います。
	(3) 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。
	(4) 調査地点	①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 「(3) 調査地域」と同じ、対象事業実施区域及びその周辺の区域とします。 【現地調査】 文献その他の資料調査を踏まえ選定した図 8.2-9 に示す主要な人と自然との触れ合いの活動の場 12 地点（瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道 北コース、鎌倉古道 南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森）とします。
	(5) 調査期間等	①人と自然との触れ合いの活動の場の概況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 ②主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、利用者が多い時期の状況について調査を行います。

表 8.2-10(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	人と自然との触れ合いの活動の場—主要な人と自然との触れ合いの活動の場
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	(6) 予測項目	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響とします。
	(7) 予測の基本的な手法	工事用車両の運行ルート及び関係車両の走行ルートとして想定される道路における交通量等の変化を予測し、利用特性への影響を予測します。
	(8) 予測地域	調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。
	(9) 予測対象時期等	工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期*とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。
評価の方法	(10) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

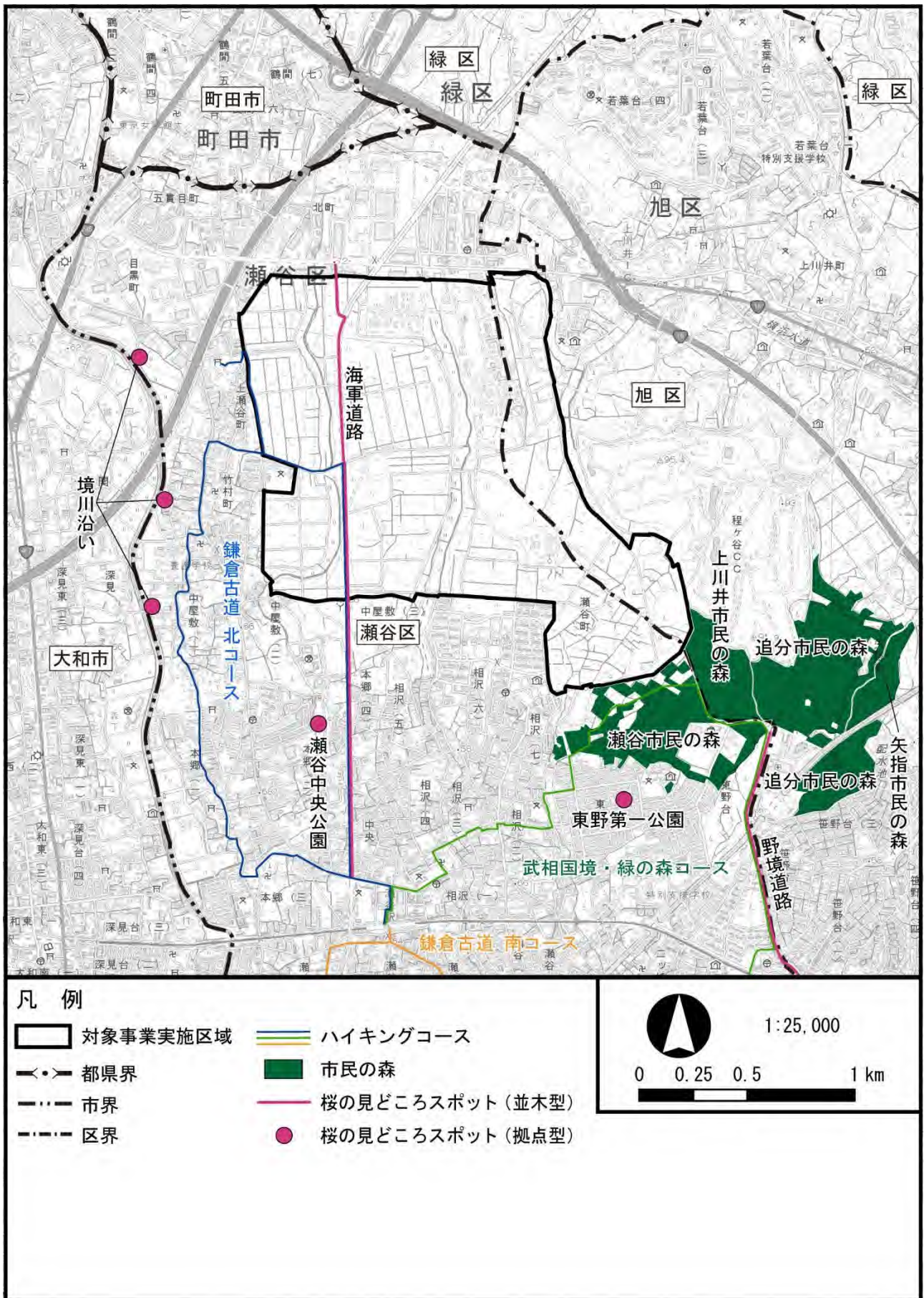


図 8.2-9 人と自然との触れ合いの活動の場の調査位置

8.2.11 廃棄物等及び温室効果ガス

廃棄物等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-11(1)に、温室効果ガスに係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-11(2)に示すとおりとしました。

表 8.2-11(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分 影響要因の区分	廃棄物等－建設工事に伴う副産物 造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）及び「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市 平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 ②土地利用の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況 【文献その他の資料調査】 横浜市における廃棄物及び建設発生土の処理・処分の状況等を、入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 ②土地利用の状況 【文献その他の資料、現地調査】 土地利用現況図等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。 【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。
	(3) 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とします。
予測の手法	(4) 予測項目	工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び建設発生土とします。
	(5) 予測の基本的な手法	施工計画を基に建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生量を推定するとともに、本事業で実行可能な再利用等の方法や、処理方法等を整理し、最終処分量を予測する方法とします。
	(6) 予測地域	対象事業実施区域とします。
評価の方法	(7) 予測対象時期等	工事期間中とします。
	(8) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。

表 8.2-11(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	温室効果ガスー温室効果ガス
	影響要因の区分	建設機械の稼働 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①温室効果ガスに係る原単位の把握 ②排出抑制対策の実施状況
	(2) 調査の基本的な手法	①温室効果ガスに係る原単位の把握 【文献その他の資料調査】 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年 7 月）等により、予測式及び原単位を整理します。 ②排出抑制対策の実施状況 【文献その他の資料調査】 国及び関連地方自治体で取り組まれている地球温暖化対策等を整理します。
予測の手法	(3) 予測項目	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、関係車両の走行に係る温室効果ガスの排出量、削減の程度等とします。
	(4) 予測の基本的な手法	建設機械の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和元年 7 月）等に基づき、温室効果ガスの排出量を算定します。
	(5) 予測地域	対象事業実施区域とします。
	(6) 予測対象時期等	①建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工事期間中とします。 ②関係車両の走行 供用後、関係車両の走行が定常状態にある時期を対象とします。
評価の方法	(7) 評価の手法	【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。

8.2.12 地域社会

地域社会に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-12 に示すとおりとしました。

表 8.2-12(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会－交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
手法の選定理由		事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。
調査の方法	(1) 調査すべき情報	①日常生活圏等の状況 ②地域交通の状況 ③歩行者の状況
	(2) 調査の基本的な手法	①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 公共施設の位置、学区の状況、通学路の状況及び避難場所等の状況を、区民生活マップ等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 ②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 地域交通の状況を、「平成 27 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査」（国土交通省 平成 29 年 6 月）等の入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により把握します。 【現地調査】 主要交差点部における車種別・方向別・時間帯別の自動車交通量、渋滞の状況及び信号現示を現地調査により把握します。また、交差点における交差点形状、車線構成、道路幅員（車線別）、交通規制（交通標識、路面標識）及び横断歩道の長さ等を現地踏査により把握します。 ③歩行者の状況 【現地調査】 横断歩道において、歩行者自動車別・方向別・時間帯別の歩行者・自転車交通量を現地調査により把握します。また、歩行空間の幅員等を現地踏査により把握します。
	(3) 調査地域	対象事業実施区域及びその周辺並びに工事用車両及び関係車両の走行の主要な運行ルートである道路及び工事施工ヤード周辺とします。
	(4) 調査地点	①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域及びその周辺とします。 ②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 工事用車両及び関係車両の運行ルートである対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。 【現地調査】 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の 4 地点（地域社会 1～地域社会 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）及び 1 断面（地域社会 7）とします。 ③歩行者の状況 【現地調査】 図 8.2-10 に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の 4 地点（地域社会 1～地域社会 4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点（地域社会 1～地域社会 6）及び 1 断面（地域社会 7）とします。

表 8.2-12(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会－交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
調査の方法	(5) 調査期間等	
		<p>①日常生活圏等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。</p> <p>②地域交通の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とします。 【現地調査】 道路交通量の状況を代表する平日及び休日の各1日とします。また、対象事業実施区域及びその周辺のイベント開催時期や季節を考慮した混雑期にも1回実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日（24時間）×1回 ・休日（24時間）×1回 ・混雑時（24時間）×1回 <p>注：信号現示は朝（7時、8時）、昼（12時、13時）、夕（17時、18時）、夜（22時、23時）に各2回測定します。</p> <p>③歩行者の状況 【現地調査】 「②地域交通の状況」と同時期において各日12時間実施とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日（12時間）×1回 ・休日（12時間）×1回 ・混雑時（12時間）×1回
予測の方法	(6) 予測項目	
		<p>①交通混雑 工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う交通混雑（自動車）とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）とします。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 工事の実施時については、工事中の歩行者・自転車の安全とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全とします。</p>
	(7) 予測の基本的な手法	
		<p>①交通混雑 交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測します。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 歩行者・自転車の状況等と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、現状の交通安全施設の整理と、本事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測します。</p>
	(8) 予測地域	
		<p>工事の実施時については、工事用車両の運行ルートである対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに資材及び機械の運搬に用いる車両と歩行者・自転車との交錯頻度が高い工事施工ヤード周辺とします。 土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路とします。</p>
	(9) 予測地点	
		<p>①交通混雑 図8.2-10に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の4地点（地域社会1～地域社会4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の6地点（地域社会1～地域社会6）及び1断面（地域社会7）並びにこれらのルート沿道とします。</p> <p>②歩行者・自転車の安全 図8.2-10に示す工事用車両の運行ルートである主要交差点の4地点（地域社会1～地域社会4）及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の6地点（地域社会1～地域社会6）及び1断面（地域社会7）並びにこれらのルート沿道とします。</p>

表 8.2-12(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	地域社会－交通混雑、歩行者の安全
	影響要因の区分	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 関係車両の走行
予測の方法	<p>(10) 予測対象時期等</p> <p>工事の実施時については、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数が最大となる時期※とします。</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常状態になる時期とします。</p>	
評価の方法	<p>(11) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行及び関係車両の走行による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

※：都市計画対象事業の予測時期（工事中：ピーク時期、供用後：都市計画対象事業の供用時）において、その時期の他事業の影響も必要に応じて考慮し、影響を予測します。

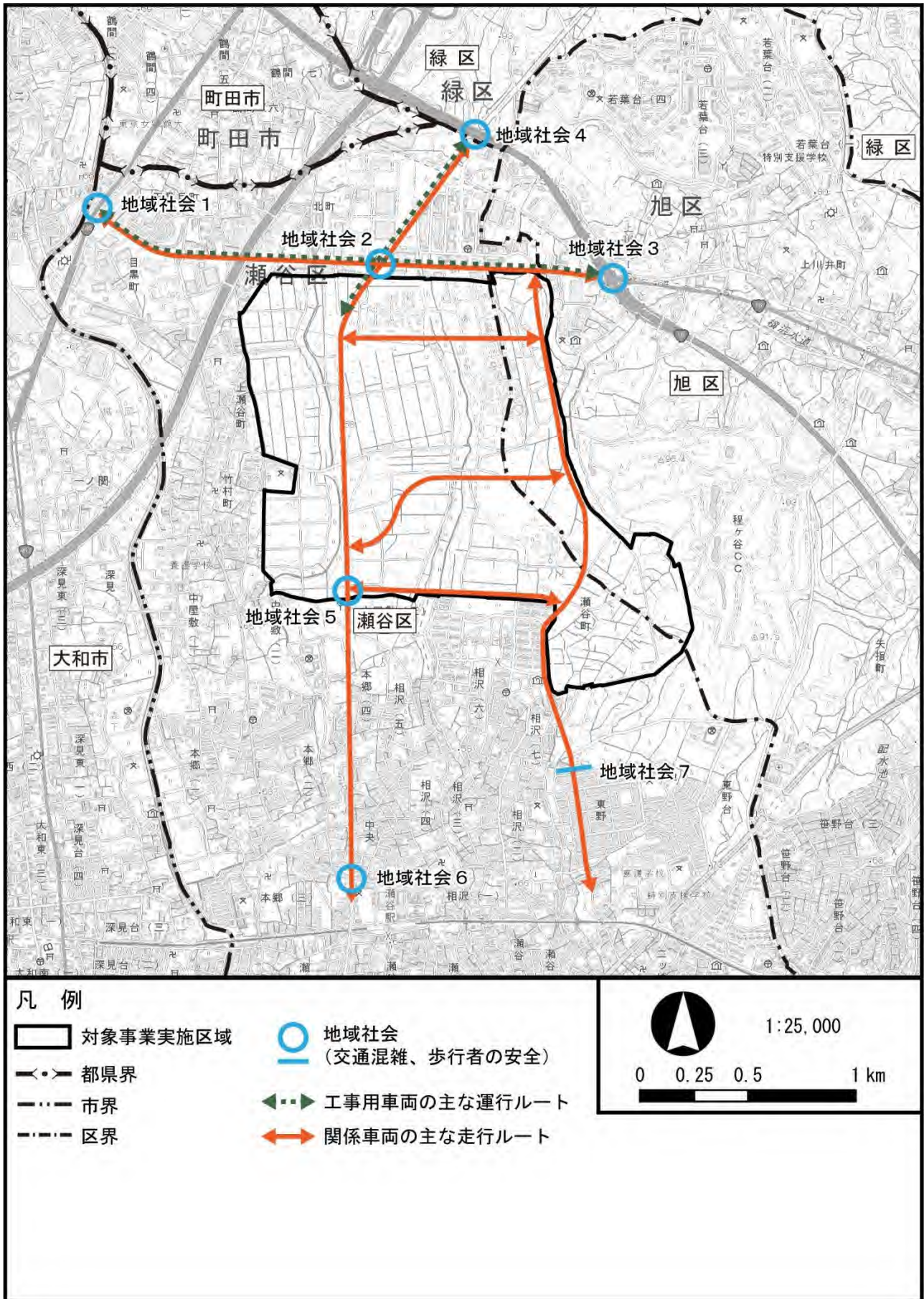


図 8.2-10 地域社会（交通混雑、歩行者の安全）の調査位置

8.2.13 文化財等

文化財等に係る調査、予測及び評価の手法は、表 8.2-13 に示すとおりとしました。

表 8.2-13 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の方法

項目	環境要素の区分	文化財等－文化財等
	影響要因の区分	造成工事の実施
手法の選定理由	事業特性及び地域特性を踏まえて「横浜市環境影響評価技術指針」（横浜市平成 23 年 6 月）を参考に選定しました。	
調査の方法	<p>(1) 調査すべき情報</p> <p>①埋蔵文化財包蔵地の状況</p> <p>②関係法令、計画等</p> <p>(2) 調査の基本的な手法</p> <p>①埋蔵文化財包蔵地の状況</p> <p>【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料による情報の収集・整理により調査します。</p> <p>【現地調査】 必要に応じて現地踏査により調査します。</p> <p>②関係法令、計画等</p> <p>【文献その他の資料調査】 下記法令等の内容を整理します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「文化財保護法」（昭和 25 年 5 月法律第 214 号） ・「神奈川県文化財保護条例」（昭和 62 年 12 月条例第 53 号） ・「横浜市文化財保護条例」（昭和 30 年 4 月条例第 13 号） 	
	<p>(3) 調査地域</p> <p>文化財の特性を踏まえ、調査地域における文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として対象事業実施区域及びその周辺とします。</p>	
予測の方法	<p>(4) 予測項目</p> <p>工事に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とします。</p>	
	<p>(5) 予測の基本的な手法</p> <p>埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画を比較し、改変の程度を定性的に予測します。</p>	
	<p>(6) 予測地域</p> <p>調査地域のうち、埋蔵文化財包蔵地への影響が想定される地域とします。</p>	
評価の方法	<p>(7) 予測対象時期等</p> <p>工事期間中とします。</p>	
	<p>(8) 評価の手法</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、造成工事の実施による影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価します。</p>	

8.3 専門家の助言の内容及び専門分野

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、参考とした各専門家の助言は、表 8. 3-1 に示すとおりです。

表 8. 3-1 (1) 専門家の助言（鳥類）

専門分野		所属機関 の種別	助言内容
動物	鳥類	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北側の谷戸部においてツミが数例確認されており、相沢川河畔の樹林において、ツミの繁殖の可能性もある。そのため、北側の谷戸部を見通せる北東側を猛禽類定点の調査地点のひとつとした方が良いと考えられる。 ・ 調査に当たって、車の走行できる区域については、自動車センサス（自動車での移動による鳥類確認調査）を行うと効率的である。 ・ フクロウ類の繁殖期については、コールバック法は繁殖障害・かく乱の可能性があるため、ボイスレコーダー法の活用が望ましい。 ・ その他繁殖の可能性のある猛禽類としては、オオタカ、チョウゲンボウのほかに、ノスリが挙げられる。 草地環境では、タマシギ、ヒクイナ、ウズラの生息に十分留意する必要がある。

表 8.3-1 (2) 専門家の助言（魚類・底生生物、昆虫類）

専門分野	所属機関 の種別	助言内容
動物	魚類・ 底生動物 博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帷子川水系のホトケドジョウの確認地点は三面張り水路であるが、この付近に寺院があり、その寺院の下に広大な湿地があり、そこが産地となっている。 ・ この辺りの谷戸の湧水は、「湧く」というより「浸み出す」といった湧水である。 ・ ホトケドジョウは在来種であると考えられる。 ・ ヤマサナエについては、最近の水質の改善により、生息域・個体数が回復しているが、神奈川県内ではごく限られている種である。本種は保全すべき種である。 ・ 底生動物の重要種（マルタニシ）については、外来種である可能性が高いことから、遺伝子レベルでの分析が必要であると考えられる。 ・ ミナミメダカについては、手に入りやすいミナミメダカ（ヒメダカ）やその交雑個体であるものが多く、個体群に導入されたか、生息していない箇所にミナミメダカ（ヒメダカ）の集団が導入されたかのいずれかであると考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。 ・ ドジョウについては、中国由来の外来系統と在来系統のいずれかと考えられ、遺伝子レベルの検討が必要である。
	昆虫類 博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季調査は、盛夏に行うと昆虫類の活動が鈍ることから適切ではなく、8月調査では遅いといえる。春季・初夏・夏季は概ね以下の時期とすべき。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 春季：4月後半から5月上旬まで ・ 初夏：5月下旬から6月中旬まで ・ 夏季：6月下旬から7月下旬まで ・ 良好な草地環境があることから、クツワムシの生息が考えられる。クツワムシは出現時期が限定される一方、鳴き声が特徴的であることから、夜間の踏査により確認を行うことが適切である。調査時期は8月下旬から9月が望ましい。 ・ 重要種の確認状況や環境条件から、ネアカヨシヤンマが生息している可能性がある。ネアカヨシヤンマは日没前（18:00～19:00）に飛翔するため、ライトトラップの設置と併せてヤナギ群落や休耕田周辺を確認するなど、この時間帯に合わせた調査が必要である。 ・ コマルケシゲンゴロウは県内数か所しか確認されていない希少性の高い（ランク：CR相当）種であり、周辺に生息することが考えられる。

表 8.3-1(3) 専門家の助言（植物、その他の環境）

専門分野	所属機関の種別	助言内容
植物	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ エビネについては、植栽個体である可能性がある。比較的よくみられ、国、県レベルでは希少性はそれほど高くないが、減少率は高く、地域としては、配慮が必要である。 ・ 春先には、ムクノキの周辺にイチリンソウが確認されるなど、この時期にしか確認できない種の生育も考えられる。 ・ 各植生区分に対して1地点は植生調査地点を設置する必要がある。特に、植生区分でヤナギ群落が確認されていることから、植生調査地点に追加した方がよい。 ・ 面積の広いところは植生調査地点を複数設置した方がよい。植物相の反映の観点から、夏季だけでなく春季も調査を行い、手法的には調整が必要であるが、群落組成に反映した方がよい。
その他環境	博物館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地域は、草地在長い間維持され、かつ農薬を使っていない環境となっている。人為的利用のない場所は絶滅危惧種の逃げ場（生息・生育環境）となる。 ・ 相沢川沿いの湿性環境は、部分的に水田が残され、その他の箇所も休耕田の湿地や畑地沿いの草地環境が残されていることから、重要な環境であると考えられる。湧水・湿性環境は留意して調査を行うべきである。 ・ 航空写真によって地歴を追うと、人為的改変の有無・状況が把握できる。米軍・自衛隊敷地は、人の立ち入りがなく、かつ管理された土地であるため、良好な環境が残されていることが多い。

第9章 環境影響評価の調査結果並びに予測及び評価の結果

9.1 大気質

9.1.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、大気質の状況（二酸化硫黄、一酸化炭素、微小粒子状物質、光化学オキシダント、ダイオキシン類（以上は文献その他の資料調査のみ）、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び粉じん（粉じんは現地調査のみ）、気象の状況（風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量）、交通量の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 大気質の状況

ア. 文献その他の資料調査

大気質関連の文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

現地調査で使用した測定機器は表 9.1-1 に、現地調査方法は表 9.1-2 に示すとおりとしました。二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月環境庁告示第 25 号）に定められている方法に準拠して実施しました。また、粉じんについては、「衛生試験法・注解（2015）」（日本薬学会編 平成 27 年）に基づくダストジャー法に準拠して実施しました。

道路の沿道における窒素酸化物の簡易測定については、PTIO 法に基づいて測定を行いました。

表 9.1-1 使用測定機器

項目	機器名	メーカー	形式	測定範囲
窒素酸化物	窒素酸化物自動計測機	東亜 DKK	GLN-314D	0～0.1/0.2/0.5/1.0/2.0ppm
			GLN-214J	
浮遊粒子状物質	浮遊粒子状物質自動測定器	東亜 DKK	DUB-317C	0～1/5mg/m ³
			DUB-222	

表 9.1-2 現地調査方法

項目	方法	測定高	
窒素酸化物 (NO、NO ₂ 、NO _x)	公定法	オゾンを用いる化学発光法：JIS B 7953 (NO _x =NO+NO ₂)	1.5m
	簡易測定法	短期暴露用拡散型サンプラーを用いた PTIO 法 (横浜市環境科学研究所による開発のもの)	2.5m
浮遊粒子状物質 (SPM)	β線吸収法：JIS B 7954	3.0m	
粉じん	ダストジャー法	2.0m	

② 気象の状況

ア. 文献その他の資料調査

気象関連の文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

現地調査で使用した測定機器は表 9.1-3 に、現地調査方法は表 9.1-4 に示すとおりとしました。

風向・風速については、「地上気象観測指針」（気象庁）に定められている方法に準拠して実施しました。

表 9.1-3 使用測定機器

項目	機器名	メーカー	形式	測定範囲
風向	風車型微風向風速計	ノースワン(株)	KDC-S04	0～360°
風速				0～60m/s
気温	温湿度センサー	ヴァイサラ(株)	HMP155	-40～60℃
湿度				0～100%RH
日射量	全天日射計	(株)ブリード	CMP-3E	0～2000W/m ²
放射収支量	放射収支計	(株)ブリード	NR-Lite2	-25～+25mV

表 9.1-4 現地調査方法

項目		方法	測定高
気象	風向・風速 (WD・WS)	地上気象観測指針に準拠	10m
	気温		1.5m
	湿度		1.5m
	日射量		1.5m
	放射収支量		1.5m

③ 交通量の状況

ア. 文献その他の資料調査

交通量関連の文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

現地調査の方法は、表 9.1-5 に示すとおりとしました。

表 9.1-5 現地調査方法（交通量の状況）

調査項目		調査方法
交通量の状況	交通量	ハンドカウンターを使用して、方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測

注：車頭番号8、自衛隊車両及び外交官車両等は、形状により各車種に分類しました。

(3) 調査地域・調査地点

① 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 調査地点

ア. 文献その他の資料調査

大気質の状況については、対象事業実施区域最寄りの一般環境測定局及び自動車排出ガス測定局とし、気象の状況については、対象事業実施区域最寄りの気象台である横浜地方気象台としました（前掲図 3.2-1(1)、(2) (P.3-4、5) 参照）。また、交通量の状況については、対象事業実施区域周辺の交通量調査地点としました。

イ. 現地調査

大気質の現地調査地点は、表 9.1-6 及び図 9.1-1 に示すとおりとしました。

また、交通量の現地調査地点は、表 9.1-7 及び図 9.1-2 に示すとおり、交通の集中に伴う資材及び機械の運搬に用いる車両（以下、「工事用車両」といいます。）の運行、関係車両の主な運行ルート、走行ルートの沿道やその周辺の7地点（No. 1～7）としました。

表 9.1-6 現地調査地点（大気質、気象）

地点名	調査項目	調査方法
沿道大気1	沿道大気 (NO _x)	簡易法
沿道大気2	沿道大気 (NO _x)	簡易法
沿道大気3	沿道大気 (NO _x 、SPM)	公定法、簡易法
沿道大気4	沿道大気 (NO _x)	簡易法
沿道大気5	沿道大気 (NO _x)	簡易法
沿道大気6	沿道大気 (NO _x)	簡易法
一般大気・地上気象1	一般大気 (NO _x 、SPM、粉じん、気象)	公定法

表 9.1-7 現地調査地点（交通量）

調査項目	調査地点	道路名	用途地域	
交通量	No. 1	瀬谷区北町5地先	環状4号線	近隣商業地域
	No. 2	瀬谷区上瀬谷町47地先	八王子街道	準工業地域
	No. 3	旭区上川井町1953地先	八王子街道	準工業地域
	No. 4	瀬谷区北町40地先	環状4号線	市街化調整区域
	No. 5	瀬谷区中屋敷3地先	深見第228号線	第一種中高層住居専用地域
	No. 6	瀬谷区中屋敷2地先	環状4号線	市街化調整区域
	No. 7	瀬谷区東野82地先	上瀬谷第172号線	第一種低層住居専用地域

注：道路名は、以下、通称名または略称名で示します。

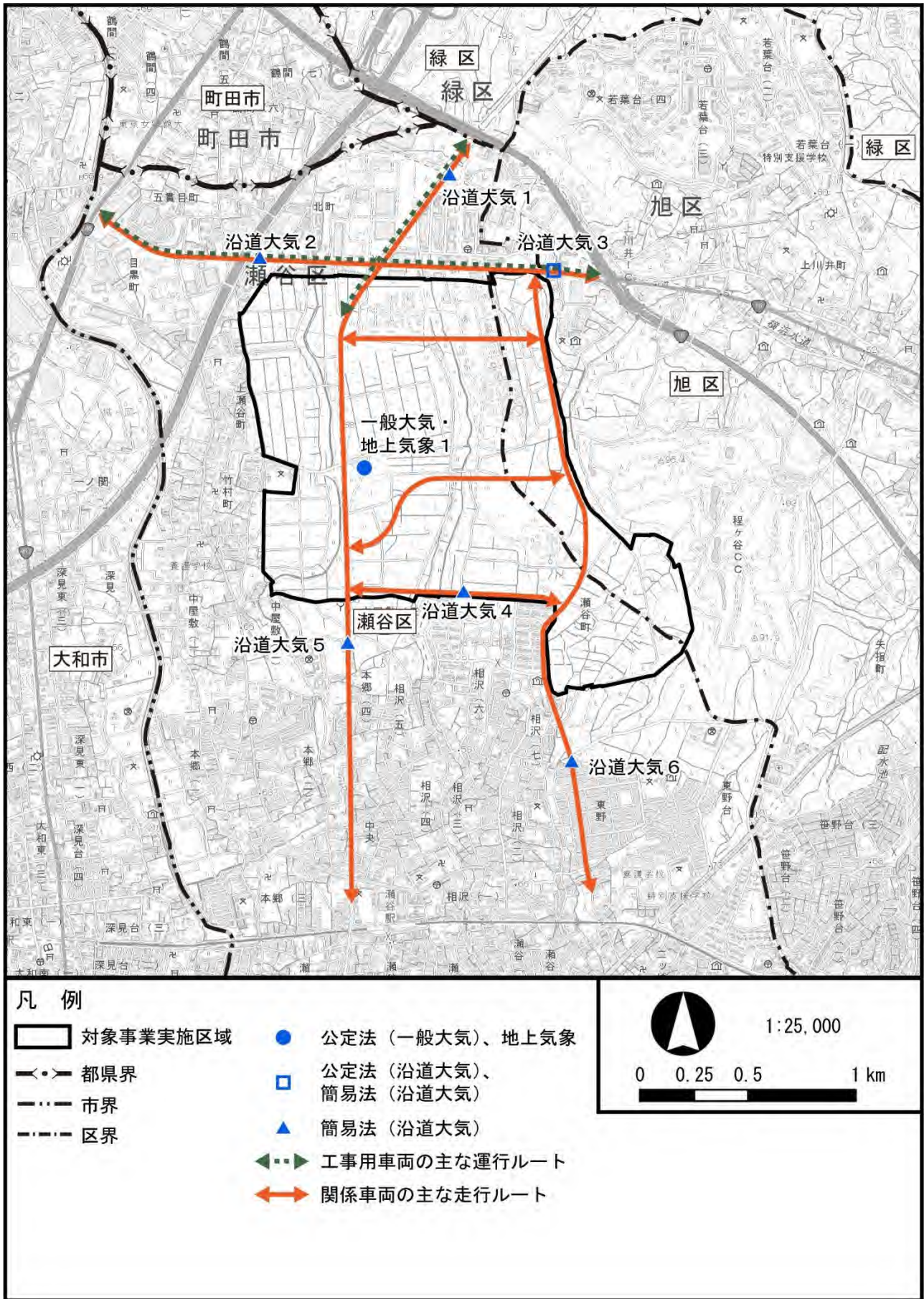


図 9.1-1 大気質調査地点（現地調査）

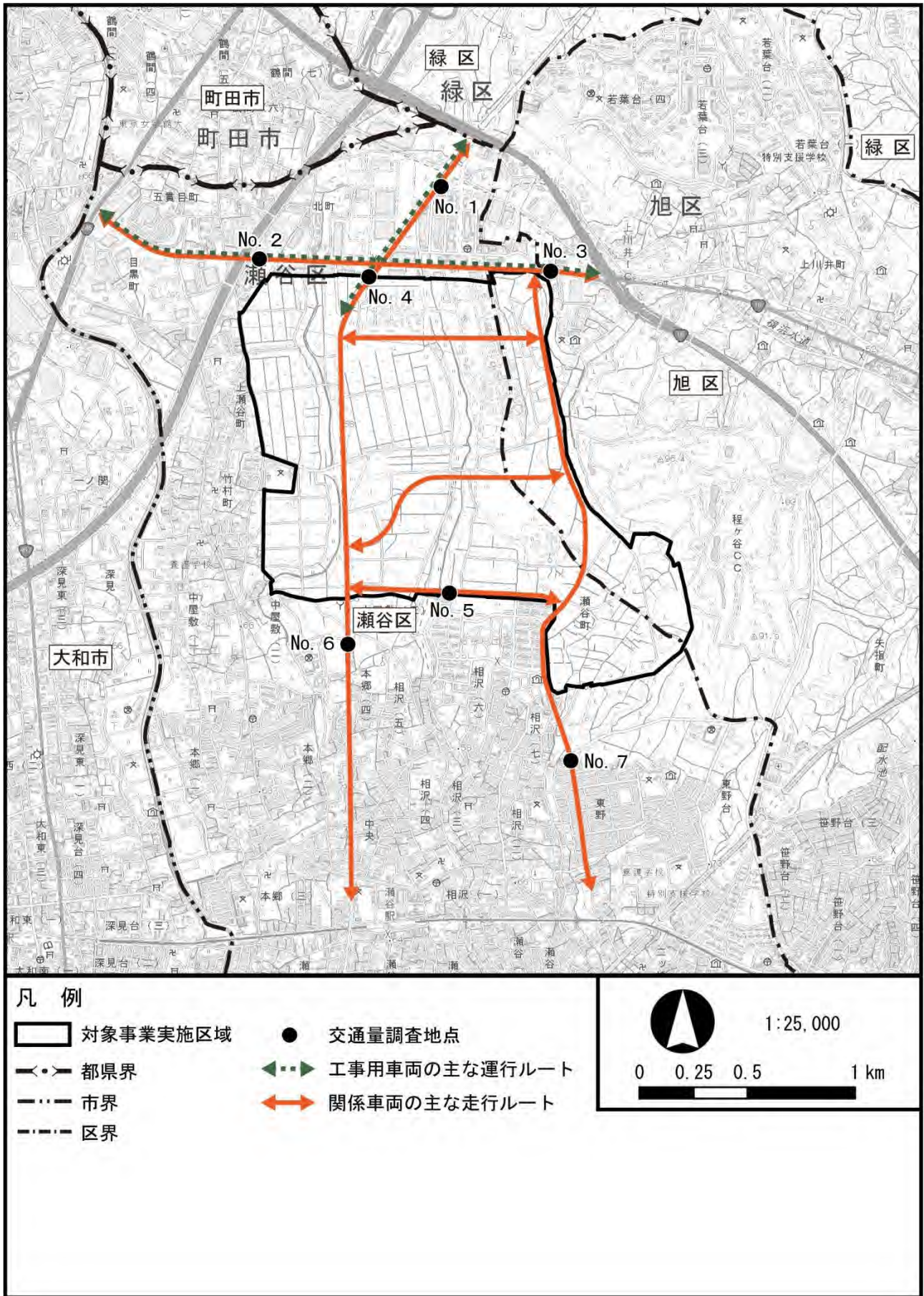


図 9.1-2 交通量調査地点（現地調査）

(4) 調査期間

① 文献その他の資料調査

調査期間は、以下に示すとおりとしました。

【大気質】

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、二酸化窒素、微小粒子状物質及び光化学オキシダントについては、文献資料が入手可能な最新年度を含む5年間（平成27年度～令和元年度）としました。

ダイオキシン類については、文献資料が入手可能な最新年度を含む5年（平成19、21、24、27、30年度）としました。

【気象】

文献資料が入手可能な最新年（令和2年）としました。なお、風向及び風速の異常年検定を行うために、現地調査実施時期の令和元年度及びそれ以前の10年間の資料についても調査しました。

【交通量】

入手可能な最新年度を含む期間（平成17、22、27年度）としました。

② 現地調査

現地調査の調査日時は、表9.1-8に示すとおりとしました。

表 9.1-8 調査日時

調査項目	調査日時
窒素酸化物（公定法） 浮遊粒子状物質 気象	春季：令和元年5月17日（金）0時～5月23日（木）24時 夏季：令和元年7月26日（金）0時～8月1日（木）24時 秋季：令和元年11月6日（水）0時～11月12日（火）24時 冬季：令和2年1月15日（水）0時～1月21日（火）24時
窒素酸化物（簡易法）	春季：令和元年5月17日（金）午前～5月24日（金）午前 夏季：令和元年7月26日（金）午前～8月2日（金）午前 秋季：令和元年11月6日（水）午前～11月13日（水）午前 冬季：令和2年1月15日（水）午前～1月22日（水）午前
粉じん	春季：平成31年4月24日（水）午前～5月24日（金）午前 夏季：令和元年7月25日（木）午前～8月24日（土）午前 秋季：令和元年11月1日（金）午前～12月1日（日）午前 冬季：令和2年1月8日（水）午前～2月7日（金）午前
交通量（24時間）	平日：令和2年10月27日（火）10時～10月28日（水）10時 休日：令和2年10月24日（土）20時～10月25日（日）20時

(5) 調査結果

① 大気質の状況

ア. 文献その他の資料調査

大気質の状況は、前掲表 3.2-3 及び図 3.2-1 (P.3-4~11) に示しました。

イ. 現地調査

一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO₂)、窒素酸化物 (NO_x)、浮遊粒子状物質 (SPM)、粉じんの測定結果は、表 9.1-9~14 に示すとおりです。

a. 公定法による大気質濃度 (窒素酸化物、浮遊粒子状物質)

・一酸化窒素

一酸化窒素について、四季を通しての平均値は、沿道大気 3 は 0.032ppm、一般大気 1 は 0.006ppm となりました。

各季節の期間平均値は、沿道大気 3 は春季が 0.023ppm、夏季が 0.031ppm、秋季が 0.038ppm、冬季が 0.034ppm で、秋季が最も高く、一般大気 1 は春季が 0.003ppm、夏季が 0.001ppm、秋季が 0.009ppm、冬季が 0.010ppm で、冬季が最も高くなりました。

日平均値の最高値は、沿道大気 3 は冬季に 0.091ppm、一般大気 1 は冬季に 0.022ppm となりました。

1 時間値の最高値は、沿道大気 3 は秋季に 0.334ppm、一般大気 1 は冬季に 0.082ppm となりました。

・二酸化窒素

二酸化窒素について、四季を通しての平均値は、沿道大気 3 は 0.024ppm、一般大気 1 は 0.010ppm となりました。

各季節の期間平均値は、沿道大気 3 は春季が 0.022ppm、夏季が 0.016ppm、秋季が 0.029ppm、冬季が 0.029ppm で、秋季及び冬季が最も高く、一般大気 1 は春季が 0.008ppm、夏季が 0.006ppm、秋季が 0.011ppm、冬季が 0.016ppm で、冬季が最も高くなりました。

日平均値の最高値は、沿道大気 3 は冬季に 0.045ppm、一般大気 1 は冬季に 0.021ppm となりました。

1 時間値の最高値は、沿道大気 3 は冬季に 0.067ppm、一般大気 1 は冬季に 0.039ppm となりました。

・窒素酸化物

窒素酸化物について、四季を通しての平均値は、沿道大気 3 は 0.055ppm、一般大気 1 は 0.016ppm でとなりました。

各季節の期間平均値は、沿道大気 3 は春季が 0.044ppm、夏季が 0.047ppm、秋季が 0.067ppm、冬季が 0.063ppm で、秋季が最も高く、一般大気 1 は春季が 0.011ppm、夏季が 0.007ppm、秋季が 0.020ppm、冬季が 0.026ppm で、冬季が最も高くなりました。

日平均値の最高値は、沿道大気 3 は冬季に 0.136ppm、一般大気 1 は冬季に 0.042ppm とな

りました。

1時間値の最高値は、沿道大気3は秋季に0.393ppm、一般大気1は冬季に0.113ppmとなりました。

・浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質について、四季を通しての平均値は、沿道大気3は0.019mg/m³、一般大気1は0.020 mg/m³となりました。

各季節の期間平均値は、沿道大気3は春季が0.017 mg/m³、夏季が0.029 mg/m³、秋季が0.015 mg/m³、冬季が0.014 mg/m³で、夏季が最も高く、一般大気1は春季が0.017 mg/m³、夏季が0.029 mg/m³、秋季が0.019 mg/m³、冬季が0.015 mg/m³で、夏季が最も高くなりました。

日平均値の最高値は、沿道大気3は夏季に0.037 mg/m³、一般大気1は夏季に0.044 mg/m³となりました。

1時間値の最高値は、沿道大気3は夏季に0.073 mg/m³、一般大気1は夏季に0.120 mg/m³となりました。

表 9.1-9 一酸化窒素測定結果総括表

季節	地点	有効測定 日数	測定時間	期間平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値
		日	時間	ppm	ppm	ppm
春季	沿道大気3	7	168	0.023	0.153	0.036
	一般大気1	7	168	0.003	0.027	0.006
夏季	沿道大気3	7	168	0.031	0.109	0.048
	一般大気1	7	168	0.001	0.008	0.002
秋季	沿道大気3	7	168	0.038	0.334	0.072
	一般大気1	7	168	0.009	0.065	0.015
冬季	沿道大気3	7	168	0.034	0.286	0.091
	一般大気1	7	168	0.010	0.082	0.022
年間	沿道大気3	28	672	0.032	0.334	0.091
	一般大気1	28	672	0.006	0.082	0.022

表 9.1-10 二酸化窒素測定結果総括表

季節	地点	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値が 0.06ppmを超えた 日数とその割合	
		日	時間	ppm	ppm	ppm	日	%	日	%
春季	沿道大気3	7	168	0.022	0.052	0.031	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.008	0.026	0.012	0	0.0	0	0.0
夏季	沿道大気3	7	168	0.016	0.044	0.023	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.006	0.015	0.009	0	0.0	0	0.0
秋季	沿道大気3	7	168	0.029	0.066	0.038	0	0.0	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.011	0.023	0.014	0	0.0	0	0.0
冬季	沿道大気3	7	168	0.029	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0
	一般大気1	7	168	0.016	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0
年間	沿道大気3	28	672	0.024	0.067	0.045	1	14.3	0	0.0
	一般大気1	28	672	0.010	0.039	0.021	0	0.0	0	0.0

注：環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。

表 9.1-11 窒素酸化物測定結果総括表

季節	地点	有効測定日数	測定時間	期間 平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 最高値	$\frac{NO_2}{NO+NO_2}$
		日	時間	ppm	ppm	ppm	%
春季	沿道大気3	7	168	0.044	0.205	0.061	48.9
	一般大気1	7	168	0.011	0.047	0.016	72.7
夏季	沿道大気3	7	168	0.047	0.140	0.068	34.0
	一般大気1	7	168	0.007	0.020	0.010	85.7
秋季	沿道大気3	7	168	0.067	0.393	0.110	43.3
	一般大気1	7	168	0.020	0.083	0.026	55.0
冬季	沿道大気3	7	168	0.063	0.342	0.136	46.0
	一般大気1	7	168	0.026	0.113	0.042	61.5
年間	沿道大気3	28	672	0.055	0.393	0.136	43.2
	一般大気1	28	672	0.016	0.113	0.042	64.1

表 9.1-12 浮遊粒子状物質測定結果総括表

季節	地点	有効測定日数		測定時間	期間 平均値 mg/m ³	1時間値の 最高値 mg/m ³	日平均値の 最高値 mg/m ³	1時間値が 0.20mg/m ³ を超えた 時間数とその割合		日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた 時間数とその割合	
		日	時間					時間	%	日	%
春季	沿道大気3	7	168	0.017	0.044	0.021	0	0.0	0	0.0	
	一般大気1	7	168	0.017	0.054	0.022	0	0.0	0	0.0	
夏季	沿道大気3	7	168	0.029	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0	
	一般大気1	7	168	0.029	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0	
秋季	沿道大気3	7	168	0.015	0.049	0.024	0	0.0	0	0.0	
	一般大気1	7	168	0.019	0.063	0.030	0	0.0	0	0.0	
冬季	沿道大気3	7	168	0.014	0.059	0.030	0	0.0	0	0.0	
	一般大気1	7	168	0.015	0.065	0.031	0	0.0	0	0.0	
年間	沿道大気3	28	672	0.019	0.073	0.037	0	0.0	0	0.0	
	一般大気1	28	672	0.020	0.120	0.044	0	0.0	0	0.0	

注：環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

b. 簡易法による大気質濃度（二酸化窒素）

沿道大気1～6における簡易法による二酸化窒素の調査結果は、表 9.1-13 に示すとおりです。二酸化窒素（NO₂）の期間平均値は、公定法と同様に、夏季より冬季の調査結果が高い傾向を示しました。

対象事業実施区域周辺の道路沿道における二酸化窒素（NO₂）濃度は、春季については、期間平均値が0.009～0.029ppm、日平均値の最高値が沿道大気3の0.045ppm、夏季については、期間平均値が0.005～0.020ppm、日平均値の最高値が沿道大気3の0.028ppm、秋季については、期間平均値が0.015～0.036ppm、日平均値の最高値が沿道大気2の0.046ppm、冬季については、期間平均値は0.012～0.036ppm、日平均値の最高値は沿道大気2の0.047ppmでした。

c. 粉じん

一般大気1における粉じんの調査結果は、表 9.1-14 に示すとおりです。春季は6.1t/km²/30日、夏季は1.2t/km²/30日、秋季は2.1t/km²/30日、冬季は6.5t/km²/30日でした。

② 気象の状況

ア. 文献その他の資料調査

気象の状況の状況は、前掲表 3.2-1（P.3-2）に示しました。なお、異常年検定のために収集した結果は、資料編（P.資料 大気-35、36）に示しました。

表 9.1-13 二酸化窒素簡易測定結果総括表

季節	地点	有効測定 日数	期間 平均値	日平均値の 最高値
		日	ppm	ppm
春季	沿道大気 1	7	0.022	0.036
	沿道大気 2	7	0.029	0.039
	沿道大気 3	7	0.029	0.045
	沿道大気 4	7	0.009	0.015
	沿道大気 5	7	0.017	0.028
	沿道大気 6	7	0.010	0.015
夏季	沿道大気 1	7	0.012	0.017
	沿道大気 2	7	0.017	0.025
	沿道大気 3	7	0.020	0.028
	沿道大気 4	7	0.005	0.008
	沿道大気 5	7	0.009	0.013
	沿道大気 6	7	0.005	0.008
秋季	沿道大気 1	7	0.027	0.040
	沿道大気 2	7	0.036	0.046
	沿道大気 3	7	0.028	0.044
	沿道大気 4	7	0.015	0.019
	沿道大気 5	7	0.021	0.031
	沿道大気 6	7	0.015	0.021
冬季	沿道大気 1	7	0.027	0.038
	沿道大気 2	7	0.036	0.047
	沿道大気 3	7	0.027	0.043
	沿道大気 4	7	0.012	0.020
	沿道大気 5	7	0.020	0.031
	沿道大気 6	7	0.014	0.022

表 9.1-14 粉じん測定結果

一般大気 1	粉じん (t/km ² /30 日)		
	水不溶性	水溶性	全体
春季	2.1	4.0	6.1
夏季	0.6	0.6	1.2
秋季	1.7	0.4	2.1
冬季	3.0	3.5	6.5

イ. 現地調査

気象に関する現地調査の結果は、表 9.1-15、表 9.1-16 及び図 9.1-3 に示すとおりです。

対象事業実施区域の風向については、春季は南南東の風、夏季は南の風、秋季及び冬季は北の風の出現頻度が高い傾向を示しました。

対象事業実施区域の風速については、春季の期間平均値が 2.6m/s、日平均値の最高値が 5.4m/s、1 時間値の最高値が 11.8m/s、夏季の期間平均値が 2.8m/s、日平均値の最高値が 5.6m/s、1 時間値の最高値が 7.5m/s、秋季の期間平均値が 1.8m/s、日平均値の最高値が 2.4m/s、1 時間値の最高値が 5.9m/s、冬季の期間平均値が 2.2m/s、日平均値の最高値が 4.1m/s、1 時間値の最高値が 7.0m/s でした。

調査結果の詳細は、資料編 (P.資料 大気-1~9) に示すとおりです。

表 9.1-15 風向・風速測定結果総括表

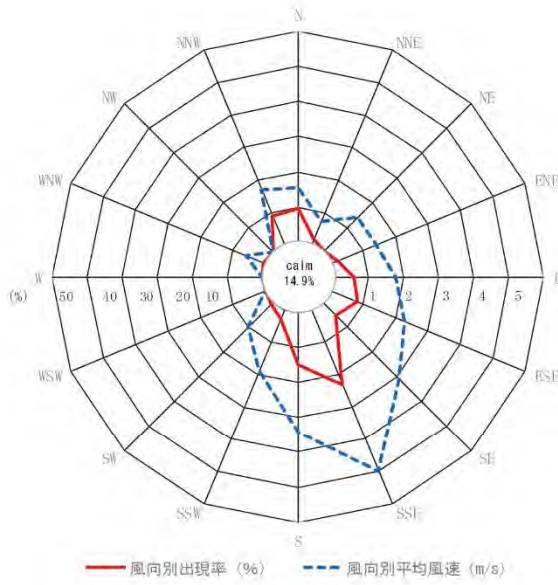
季節	有効測定日数	測定時間	期間平均値	1時間値		日平均値		最大風速とその時の風向		最多風向と出現率		静穏率※
				最高	最低	最高	最低					
	日	時間	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	m/s	-	-	%
春季	7	168	2.6	11.8	0.0	5.4	1.4	11.8	SSE	SSE	23.2	14.9
夏季	7	168	2.8	7.5	0.0	5.6	1.7	7.5	S	S	48.8	11.9
秋季	7	168	1.8	5.9	0.0	2.4	0.9	5.9	N	N	34.5	10.1
冬季	7	168	2.2	7.0	0.1	4.1	1.1	7.0	N	N	36.3	6.0

※：風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏 (calm) としました。

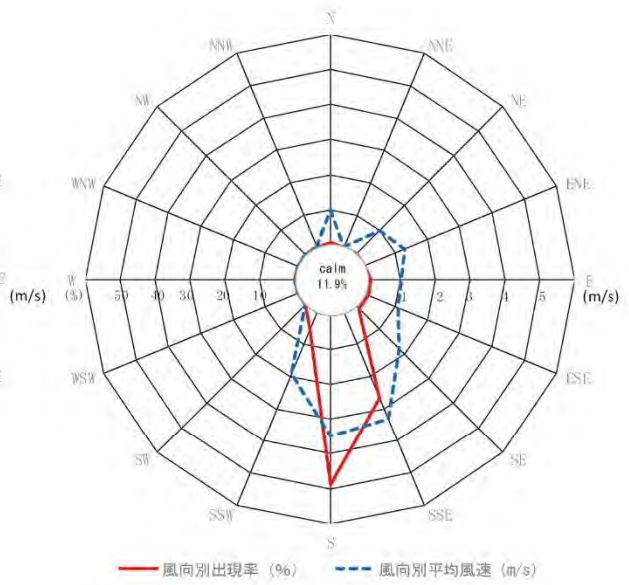
表 9.1-16 風向別出現頻度・平均風速

季節	項目	NNE	NE	ENE	E	ESE	SE	SSE	S	SSW	SW	WSW	W	WNW	NW	NNW	N	静穏※
春季	出現率 (%)	1.8	0.6	2.4	6.0	8.3	5.4	23.2	14.9	3.0	0.6	0.0	0.0	0.6	0.0	8.9	9.5	14.9
	平均風速 (m/s)	0.7	1.4	1.4	1.8	2.3	3.1	5.0	3.4	1.9	1.0	-	-	0.6	-	1.7	1.6	0.1
夏季	出現率 (%)	0.0	0.6	0.6	1.8	1.8	1.8	26.8	48.8	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	11.9
	平均風速 (m/s)	-	1.0	1.3	1.0	1.1	1.8	3.3	3.5	1.9	-	-	-	-	-	-	1.0	0.2
秋季	出現率 (%)	7.7	6.0	4.2	3.0	6.0	0.6	1.2	5.4	1.8	0.6	0.0	0.6	1.8	1.8	14.9	34.5	10.1
	平均風速 (m/s)	1.8	1.4	1.2	1.6	1.4	2.0	1.8	3.3	2.5	1.5	-	1.4	0.9	1.9	1.7	2.3	0.2
冬季	出現率 (%)	11.9	3.0	4.2	1.8	6.0	4.2	0.0	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	1.2	4.8	19.6	36.6	6.0
	平均風速 (m/s)	1.8	1.3	1.4	2.3	1.4	1.8	-	0.5	0.9	-	-	-	0.6	1.7	2.4	3.2	0.2

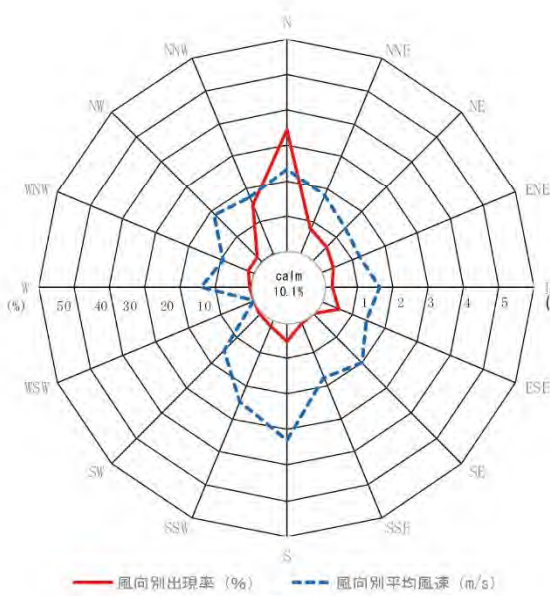
※：風速が 0.4m/s 以下の風向を静穏 (calm) としました。



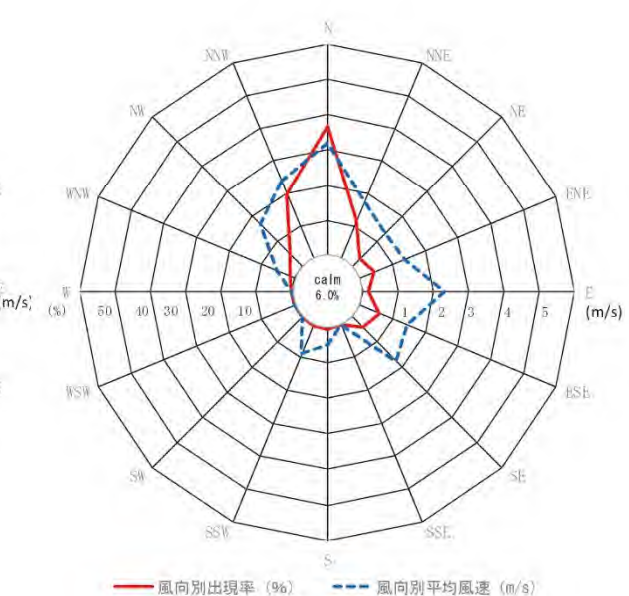
春季調査



夏季調査



秋季調査



冬季調査

図 9.1-3 現地調査の風配図

③ 交通量の状況

ア. 文献その他の資料調査

交通量の状況は、前掲表 3.3-14 (P.3-122) に示しました。

イ. 現地調査

交通量の現地調査結果は、表 9.1-17 に示すとおりです (P.資料 大気-10~23)。

各調査地点の 24 時間交通量は、環状 4 号線 (No. 1、No. 4、No. 6) が平日 14,527~19,120 台/日、休日 12,695~16,004 台/日、八王子街道 (No. 2、No. 3) が平日 23,568~29,723 台/日、休日 20,509~25,802 台/日、深見第 228 号線 (No. 5) が平日 5,961 台/日、休日 5,266 台/日、上瀬谷第 172 号線 (No. 7) 平日 3,545 台、休日 2,524 台でした。

平日と休日の交通量を比較すると、平日の交通量が多い傾向がみられました。

また、各地点の大型車混入率は、平日が 4.1~31.8%、休日が 1.3~13.2%であり、平日の大型車混入率が概ね高い傾向がみられました。

表 9.1-17 交通量の調査結果 (現地調査)

調査地点	道路名	区分	自動車交通量 (台/24 時間)			大型車混入率 (%)
			大型車	小型車	合計	
No. 1	環状 4 号線	平日	3,248	15,872	19,120	17.0
		休日	1,083	14,921	16,004	6.8
No. 2	八王子街道	平日	9,014	20,709	29,723	30.3
		休日	3,129	22,673	25,802	12.1
No. 3	八王子街道	平日	7,496	16,072	23,568	31.8
		休日	2,717	17,792	20,509	13.2
No. 4	環状 4 号線	平日	2,305	12,222	14,527	15.9
		休日	620	12,075	12,695	4.9
No. 5	深見第 228 号線	平日	282	5,679	5,961	4.7
		休日	100	5,166	5,266	1.9
No. 6	環状 4 号線	平日	2,136	13,024	15,160	14.1
		休日	654	13,380	14,034	4.7
No. 7	上瀬谷第 172 号線	平日	144	3,401	3,545	4.1
		休日	33	2,491	2,524	1.3

注：調査地点の位置は、図 9.1-2 を参照してください。

9.1.2 予測及び評価の結果

9.1.2-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

(1) 予測

① 予測項目

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、建設機械の稼働に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とし、最大着地濃度の出現する地点を含む範囲としました。

イ. 予測地点

予測地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、予測地域内の住宅地や学校等の保全対象の近傍の等濃度分布図の作成を行いました。予測高さは、地上1.5mとしました。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、建設機械の稼働による影響が最大となる時期とし、建設機械からの汚染物質排出量が最大となる工事着工後1～12ヶ月目の1年間としました（P.資料 大気-25～27）。

④ 予測手法

ア. 予測手順

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測手順は、図 9.1-4 に示すとおりとなります。

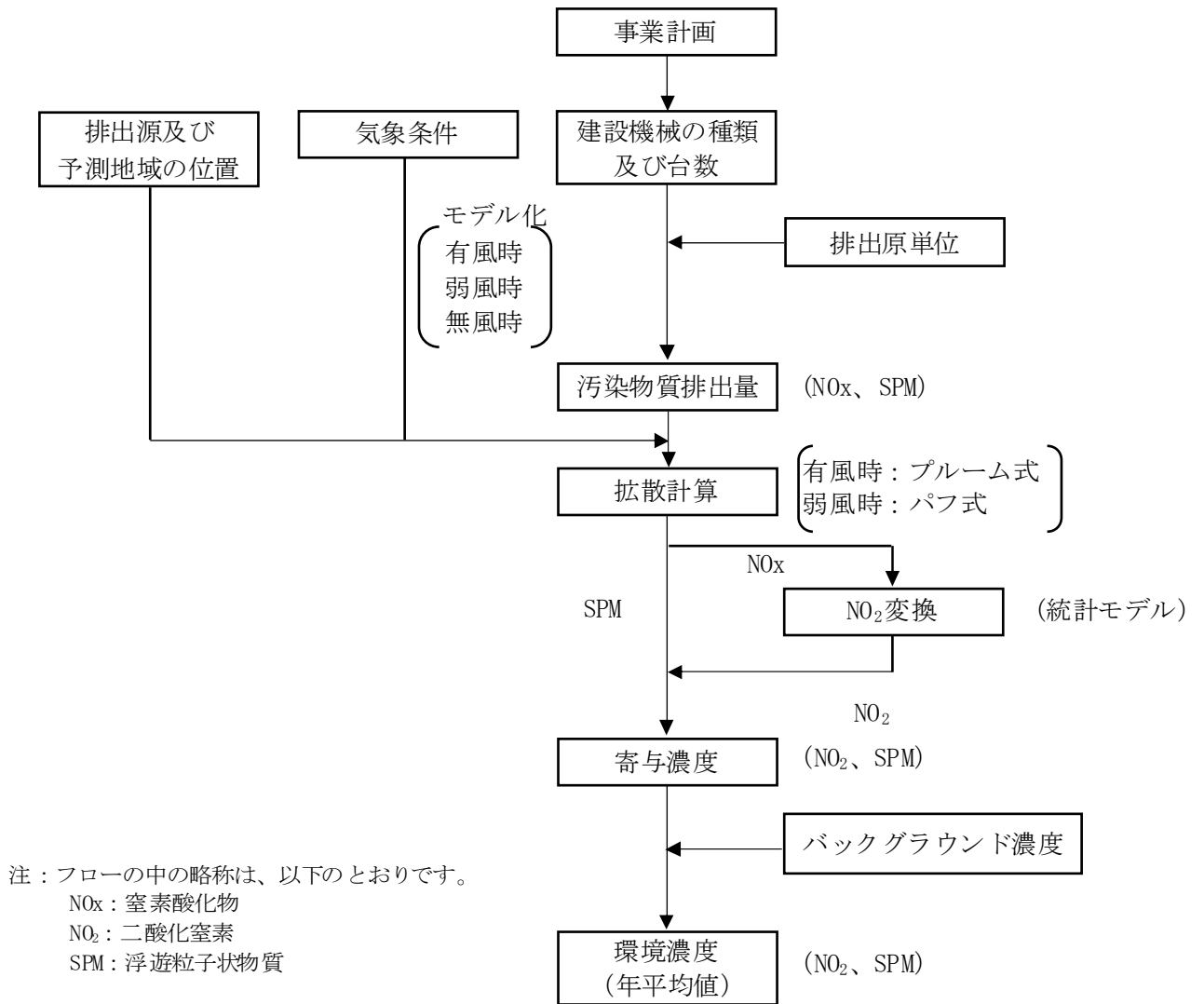


図 9.1-4 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「窒素酸化物総量規制マニュアル〔新版〕」（公害研究対策センター 平成 12 年 12 月）に準拠し、プルーム式（有風時：風速 1.0m/s 以上）及びパフ式（弱風時：風速 0.5～0.9m/s、無風時：風速 0.4m/s 以下）を用いました。拡散パラメータは、Pasquill-Gifford 図を用いました（P. 資料 大気-31、32）。

⑤ 予測条件

ア. 建設機械の種類及び台数

予測対象時期における建設機械の種類及び稼働台数は、表 9.1-18 に示すとおりです（P. 資料 大気-25）。

表 9.1-18 建設機械の種類及び年間稼働台数（工事着工後1～12ヶ月目）

建設機械の種類	規格	年間稼働台数 (台/年)
バックホウ	平積 1.0m ³	13,825
ブルドーザ	32t	4,525
ダンプ	10t	22,575
合計		40,925

イ. 排出源の位置及び高さ

予測対象時期における建設機械は作業中に適宜移動を繰り返すことから、排出源の位置は図 9.1-5 に示すとおり、施工範囲内に点煙源をほぼ均等に設定しました。

排出源の高さは、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示される代表排気管高さを参考に、地上+3.0m としました。

ウ. 建設機械の稼働時間帯及び平均月間工事日数

建設機械の稼働時間帯は、8～12時及び13～17時としました。稼働率は施工計画を作成する際に、工事工程から設定した70%を用いました。平均月間工事日数は、25日としました。

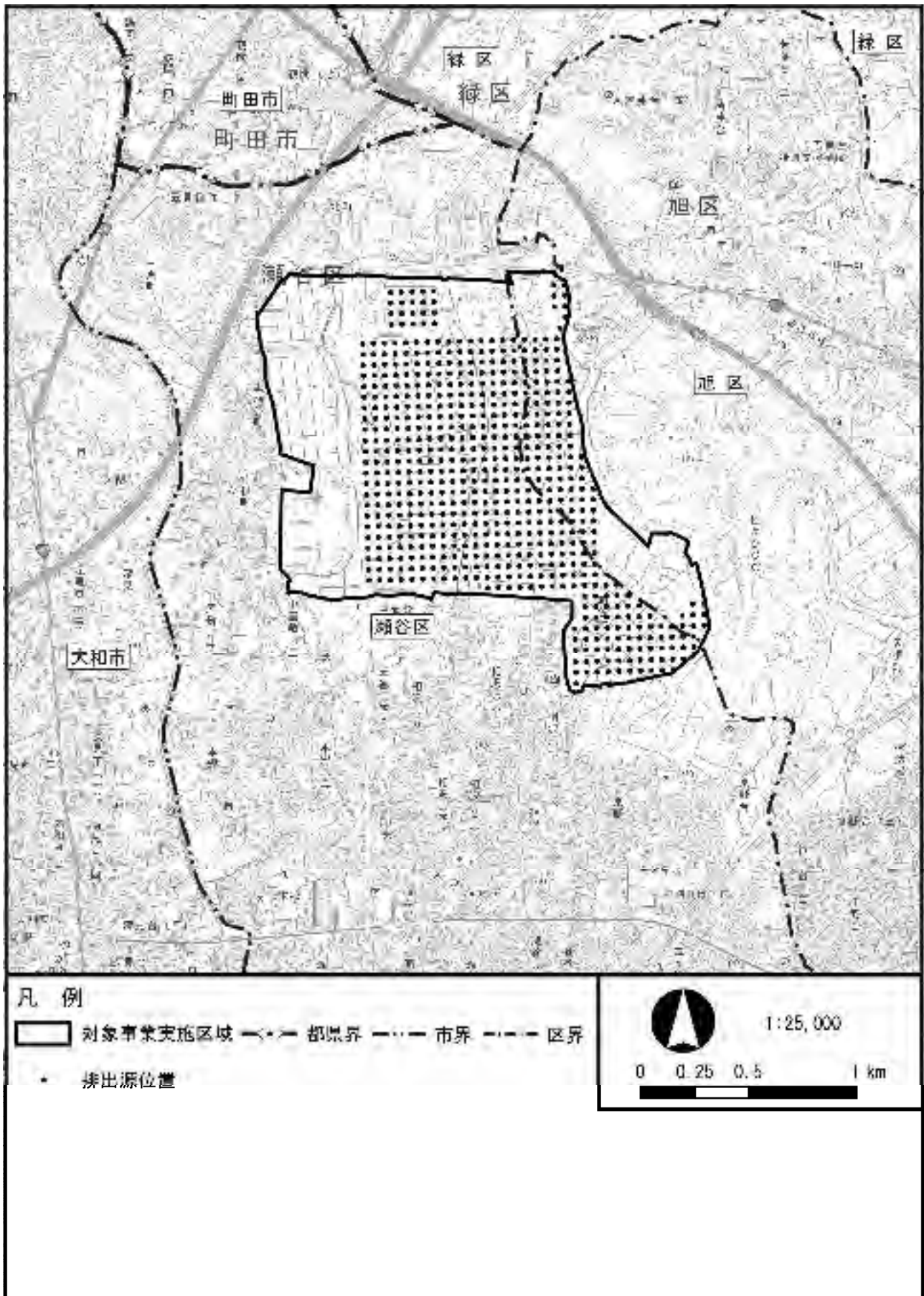


図 9.1-5 建設機械の排出源の位置

エ. 汚染物質排出量

予測対象時期の建設機械からの汚染物質排出量は、表 9.1-19 に示すとおりとなります(P. 資料 大気-34)。

汚染物質排出量は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示されている手法に基づき、建設機械の種類、排出係数（NO_x、SPM）、稼働状況及び稼働台数を考慮して算出しました。排出ガス対策型建設機械に指定されている機種については、第二次基準値を設定しました。

表 9.1-19 建設機械からの汚染物質排出量（工事着工後 1～12 ヶ月目）

建設機械の種類	規格	NO _x 排出量 (Nm ³ /年)	SPM 排出量 (kg/年)
バックホウ	平積 1.0m ³	19,596	1,060
ブルドーザ	32t	8,135	440
ダンプ	10t	34,429	1,928
合計		62,160	3,428

オ. 気象条件

予測に用いる気象条件のうち、風向・風速は、対象事業実施区域最寄りの気象観測所であり、地形的にも対象事業実施区域周辺と同様の状況に位置する瀬谷区南瀬谷小学校測定局（対象事業実施区域の南側約 2.6km、観測高さ地上 18m）のデータを用いました。また、日射量は中区本牧測定局、放射収支量は金沢区長浜測定局のデータを用いました。

気象データは、瀬谷区南瀬谷小学校測定局における過去 10 年間の風向・風速データを用いて異常年検定を行い、異常年ではないと判定された平成 30 年度（平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月）のデータを用いました（P. 資料 大気-59、60）。

気象条件の整理にあたっては、排出源高さ（地上+3.0m）における風速に換算した上で、建設機械の稼働時間帯（8～12 時、13～17 時）における風向別・風速範囲別・大気安定度別出現頻度を整理しました（P. 資料 大気-37、38）。

カ. 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度を二酸化窒素濃度に変換する式は、統計モデルを使用しました。

統計モデルは、横浜市に設置された大気汚染常時監視測定局における 5 年間（平成 27～令和元年度）の測定結果から、自排局と最寄りの一般局の年平均値の差を回帰分析して算出しました（P. 資料 大気-39、40）。

キ. バックグラウンド濃度

対象事業実施区域最寄りの一般局である瀬谷区南瀬谷小学校測定局における5年間（平成27～令和元年度）は、二酸化窒素は概ね横ばい、浮遊粒子状物質は減少傾向であったことから、バックグラウンド濃度は年平均値の5年間平均値を用いることとし、二酸化窒素は0.013ppm、浮遊粒子状物質は0.021mg/m³としました（P.資料 大気-41）。

⑥ 予測結果

ア. 二酸化窒素

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果（年平均値）は、表 9.1-20 及び図 9.1-6 に示すとおりです。

建設機械からの最大寄与濃度は0.010ppmであり、バックグラウンド濃度を含めた将来予測濃度（0.023ppm）に対する寄与率は、43.5%です。

表 9.1-20 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果（年平均値）

予測地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来予測濃度	寄与率
	A	B	C (=A+B)	B/C×100
	ppm	ppm	ppm	%
最大寄与濃度出現地点	0.013	0.010	0.023	43.5

イ. 浮遊粒子状物質

建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果（年平均値）は、表 9.1-21 及び図 9.1-7 に示すとおりです。

建設機械からの最大寄与濃度は0.002mg/m³であり、バックグラウンド濃度を含めた将来予測濃度（0.023mg/m³）に対する寄与率は、8.7%です。

表 9.1-21 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果（年平均値）

予測地点	バックグラウンド濃度	建設機械寄与濃度	将来予測濃度	寄与率
	A	B	C (=A+B)	B/C×100
	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	%
最大寄与濃度出現地点	0.021	0.002	0.023	8.7

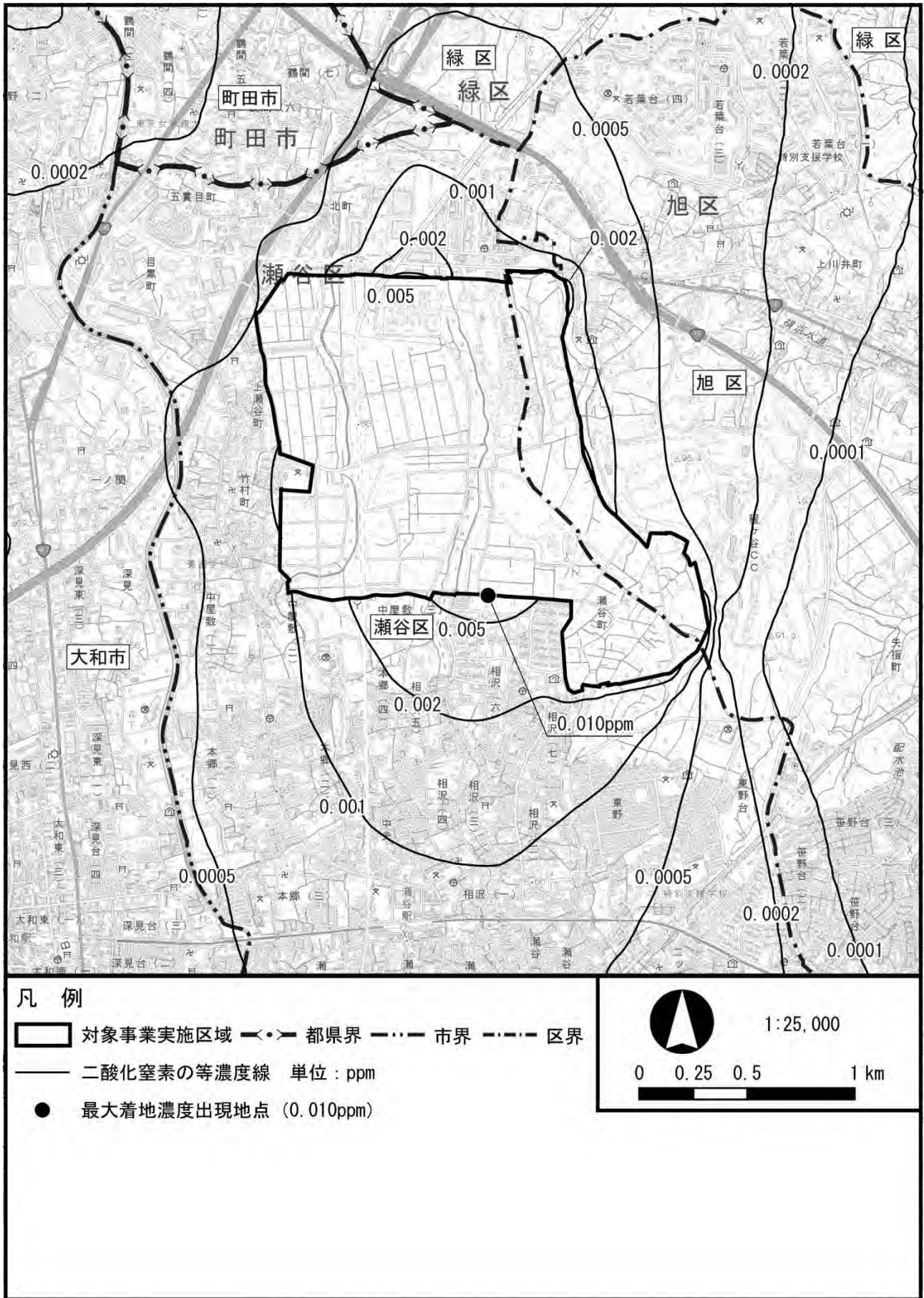


図 9.1-6 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果

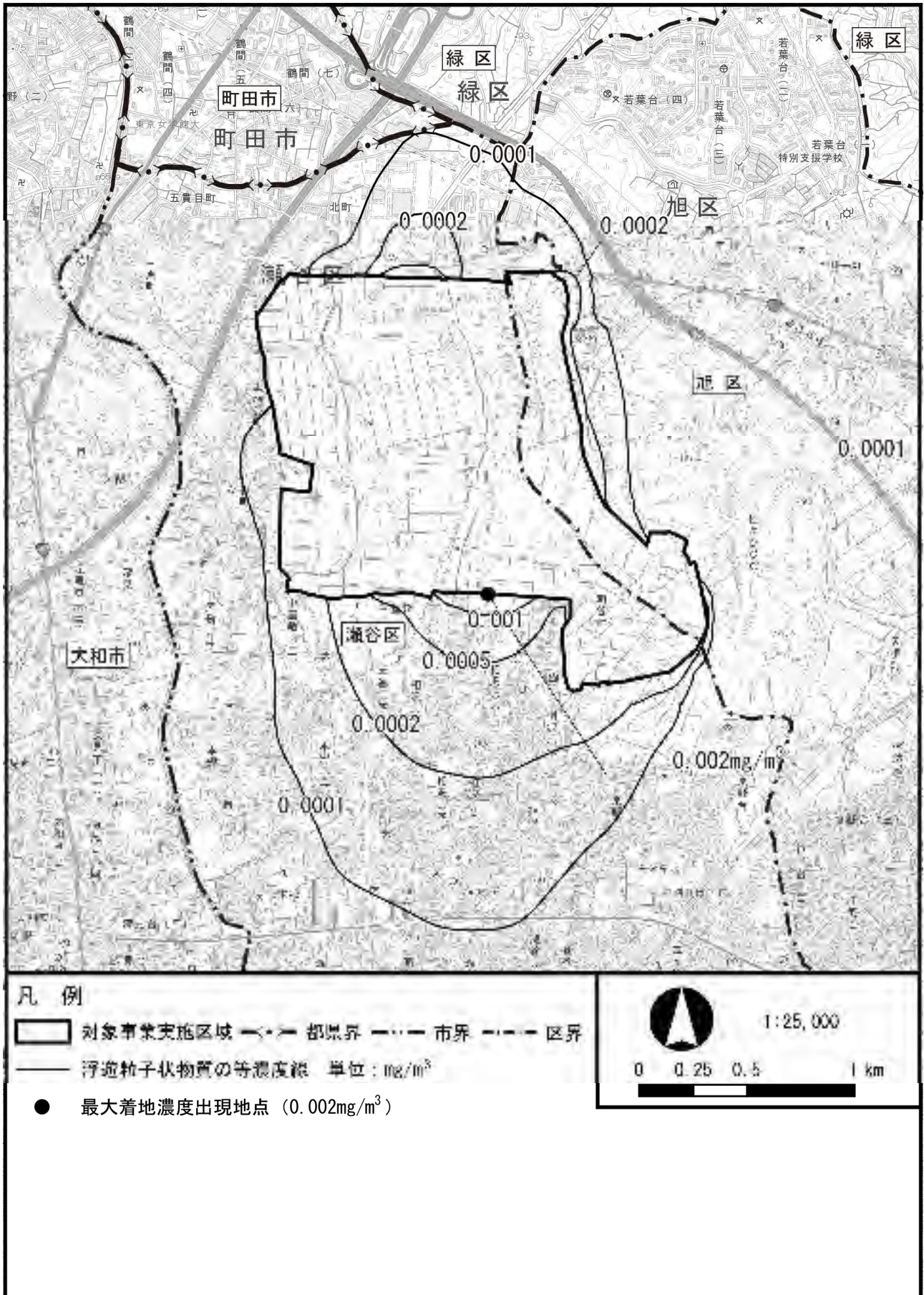


図 9.1-7 建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.1-22 に示します。

表 9.1-22 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
新しい排出ガス対策型の建設機械の使用	適	建設機械は、極力新しい排出ガス対策型の建設機械を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
工事工程の平準化	適	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	適	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
建設機械の点検、整備を徹底	適	建設機械の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質への影響を低減させるため、表 9.1-23 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-23 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
工事の実施 建設機械の稼働	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	新しい排出ガス対策型の建設機械の使用	建設機械は、極力新しい排出ガス対策型の建設機械を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.1-23 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、大気質に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果について、表 9.1-24 に示す環境基準との整合が図られるか検討を行いました。

具体的な評価にあたっては、環境基準を基に、下記のとおり比較を行いました。

- 二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）：0.04～0.06ppm 内、又はそれ以下
- 浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）：0.10mg/m³ 以下

また、横浜市の「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）では、二酸化窒素は環境基準のゾーン下限値（0.04ppm）を環境目標値としていますので、その目標値との整合が図られるかの検討も行いました。

表 9.1-24 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準

昭和48年環境庁告示第25号
昭和53年環境庁告示第38号

物質	環境上の条件	評価方法（長期的評価）
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%（日平均値の年間98%値）を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にあたる測定値を除外した後の最高値（日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成と評価する。

なお、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は年平均値であるため、日平均値（二酸化窒素：日平均値の年間98%値、浮遊粒子状物質：日平均値の年間2%除外値）に換算して評価を行いました。

年平均値から日平均値への換算式は、対象事業実施区域近傍に設置された大気汚染常時監視測定局における5年間（平成27～令和元年度）の測定結果を用いて、表 9.1-25 に示すとおり設定しました（P.資料 大気-41、42）。

表 9.1-25 年平均値から日平均値への換算式

物質	日平均値への換算式	備考
二酸化窒素	$Y = 1.6905 \times X + 0.0088$	X: 年平均値 (ppm) y: 日平均値の年間98%値 (ppm)
浮遊粒子状物質	$Y = 1.4146 \times X + 0.0199$	X: 年平均値 (mg/m ³) y: 日平均値の年間2%除外値 (mg/m ³)

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-26 に示すとおりです。二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間 98%値）は、0.048ppm であり、環境基準との整合が図られると評価しますが、横浜市環境目標値については整合が図られていません。人の健康の保護や生活環境の保全において、著しい問題を生じさせることはないと考えますが、一方で、対象事業実施区域周辺は現状で二酸化窒素が 0.04ppm を下回っている地域であるため、二酸化窒素の低減を図る必要があると考えます。よって、建設機械の稼働においては、表 9.1-23 に記しました環境保全措置を確実に実施し、建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の低減を図ります。

建設機械の稼働に伴う浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-27 に示すとおりです。浮遊粒子状物質の予測結果（日平均値の年間 2%除外値）は、0.052mg/m³ であり、環境基準との整合が図られると評価します。

表 9.1-26 二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較

単位：ppm

予測地点	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準
最大寄与濃度出現地点	0.023	0.048	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から0.06ppm まで のゾーン内又はそれ以下で あること。

注：予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度（0.013ppm）を含みます。

表 9.1-27 浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較

単位：mg/m³

予測地点	年平均値	日平均値の年間 2%除外値	環境基準 (長期的評価)
最大寄与濃度出現地点	0.023	0.052	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であるこ と。

注：予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度（0.021mg/m³）を含みます。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.1.2-2 建設機械の稼働（粉じん等）

(1) 予測

① 予測項目

建設機械の稼働に伴う粉じん等（降下ばいじん）としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

建設機械の稼働に伴い、降下ばいじんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、降下ばいじんに係る環境影響を的確に把握できる地点とし、建設機械が稼働する区域の工事施工ヤードの敷地境界線としました。

予測高さは、地上 1.5m としました。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、建設機械の稼働による影響が最大となる時期とし、建設機械の年間稼働台数が最大となる工事着工後 1～12 ヶ月目の 1 年間としました（P.資料 大気-24、25）。

④ 予測手法

ア. 予測手順

建設機械の稼働に伴う降下ばいじんの予測手順は、図 9.1-8 に示すとおりです。

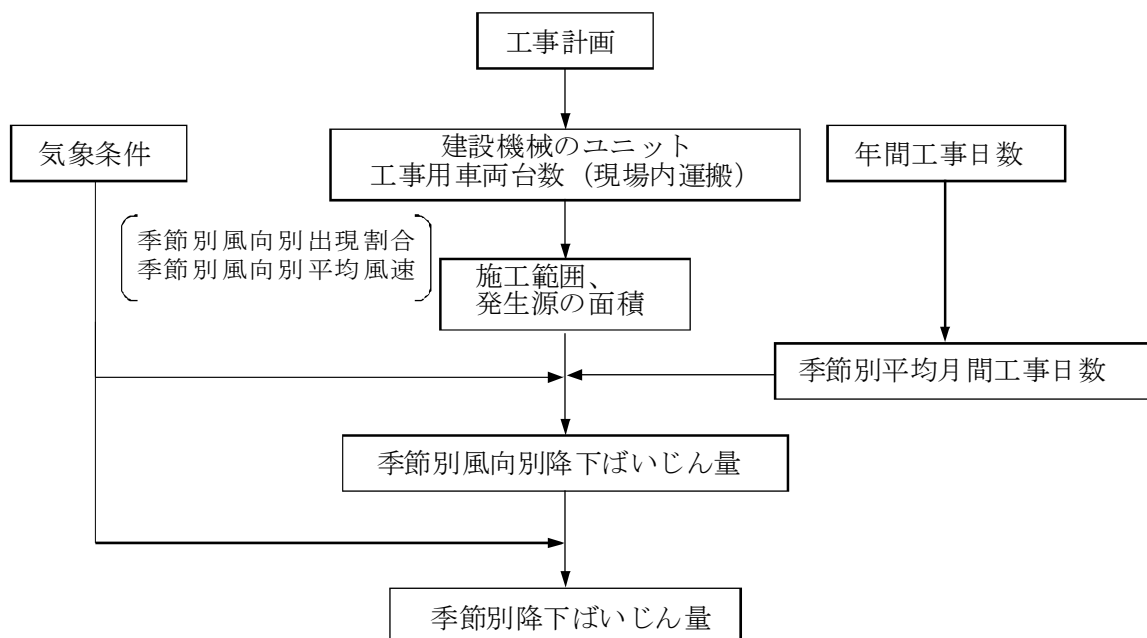


図 9.1-8 建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成25年3月）に基づき、季節別降下ばいじん量の算出式を用いました（P.資料 大気-43）。

⑤ 予測条件

ア. 対象事業実施区域内を移動する大型車

対象事業実施区域内を移動する大型車は、予測対象時期に対象事業実施区域内を移動する大型車が最大となる時期（工事着工後5ヶ月目）における台数とし、3,825台/月としました（P.資料 大気-25）。

イ. 基準降下ばいじん量 a 、降下ばいじんの拡散を表す係数 c

基準降下ばいじん量 a 、降下ばいじんの拡散を表す係数 c は、表 9.1-28 に示すとおり設定しました。

表 9.1-28 基準降下ばいじん量 a 、降下ばいじんの拡散を表す係数 c

工事中道路の状況	基準降下 ばいじん量 a	降下ばいじんの 拡散を表す係数 c
現場内運搬（未舗装、未舗装敷砂利）	0.2300	2.0

出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」

（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成25年3月）

ウ. 建設機械のユニット及び係数等

建設機械のユニット及び係数等は、表 9.1-29 に示すとおりとしました。

建設機械のユニットは、施工範囲における工事内容及び地盤の状況を勘案し、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成25年3月）に記載されている種別から、土工及び盛土工については掘削工（土砂掘削）、構造物撤去工については構造物取壊し工（コンクリート構造物取壊し（散水））に係るユニットを準用しました。

表 9.1-29 建設機械のユニット及び係数等

種別	ユニット	基準降下 ばいじん量 a	降下ばいじんの 拡散を表す係数 c	ユニット近傍での 降下ばいじん量 (t/km ² /8h)
掘削工	土砂掘削	17,000	2.0	—
構造物取壊し工	コンクリート構造物 取壊し（散水）	1,700	2.0	—

出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」

（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成25年3月）

エ. ユニット数、施工範囲及び発生源の面積

予測対象とする工種は施工範囲ごとに設定し、月別に算出した基準降下ばいじん量×ユニット数の値が最大となる月の工種を予測対象としました。予測対象とする建設機械のユニット数はバックホウの稼働台数とし、降下ばいじん発生源の面積は表 9.1-30 に示すとおりです。

表 9.1-30 建設機械のユニット数及び降下ばいじんの発生源の面積

種別	ユニット	ユニット数	降下ばいじんの 発生源の面積 (m ²) A
掘削工	土砂掘削	12	101,000
掘削工	土砂掘削	12	493,000
掘削工	土砂掘削	12	237,000
掘削工	土砂掘削	2	17,000
構造物取壊し工	コンクリート構造物 取壊し (散水)	15	31,000
構造物取壊し工	コンクリート構造物 取壊し (散水)	25	62,000

オ. 対象事業実施区域内を移動する大型車の走行位置、建設機械の稼働位置、稼働時間帯及び平均月間工事日数

対象事業実施区域内を移動する大型車の運行位置及び建設機械の稼働位置は工事工程を考慮に入れ、図 9.1-9 に示す位置に設定しました。稼働時間帯は、8～12時及び13～17時としました。稼働率は施工計画を作成する際に、工事工程から設定した70%を用いました。平均月間工事日数は、25日としました。

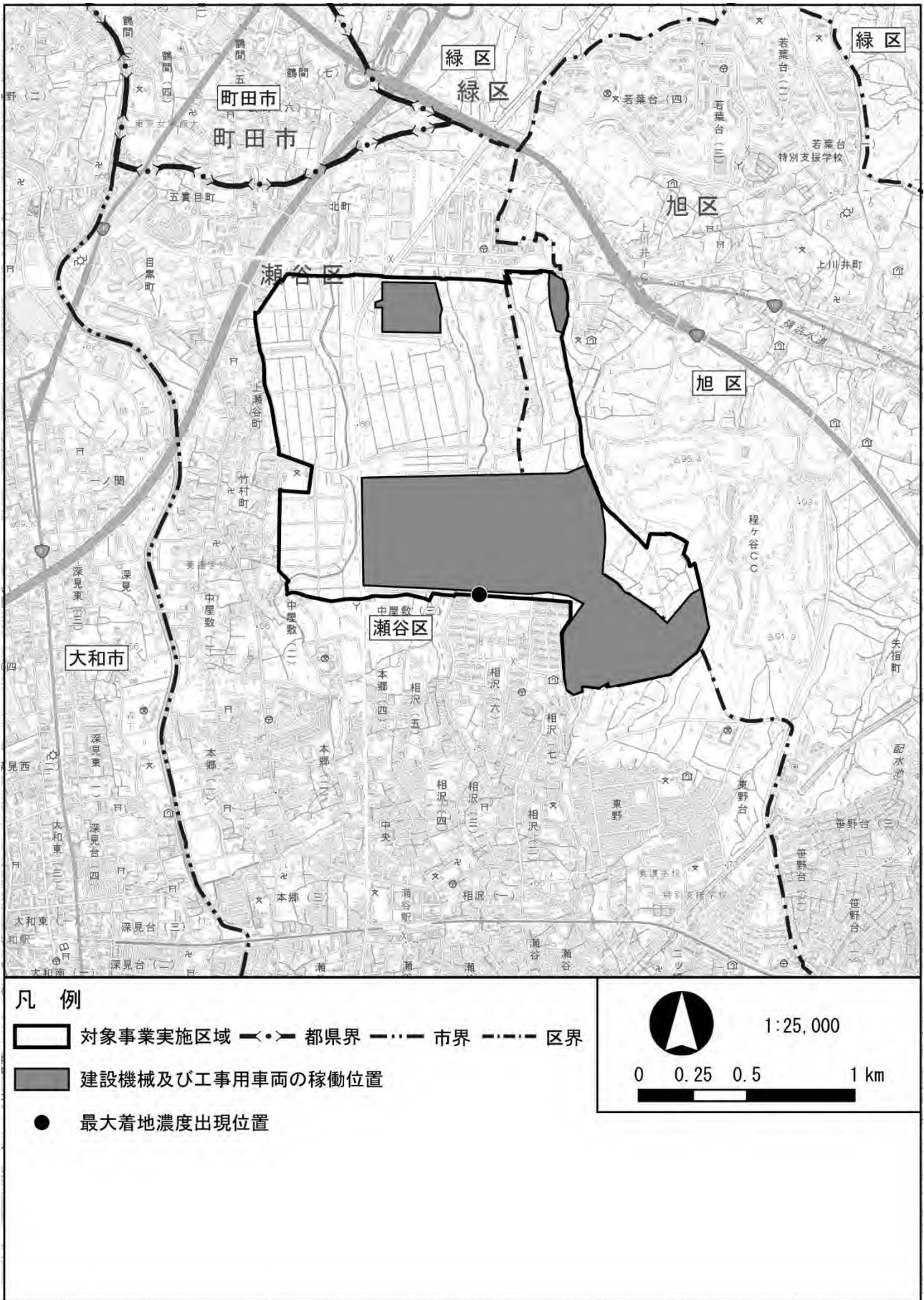


図 9.1-9 対象事業実施区域内を移動する大型車の走行及び建設機械の稼働位置図

カ. 気象条件

予測に用いる気象条件は、「9.1.2-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」（P.9.1-19）と同様に、瀬谷区南瀬谷小学校測定局（対象事業実施区域の南側約2.6km、観測高さ地上18m）の平成30年度のデータを用いました。

気象条件の整理にあたっては、地上10mにおける風速に換算した上で、建設機械の稼働時間帯（8～12時、13～17時）における季節別風向出現割合及び季節別風向別平均風速を整理しました（P.資料 大気-45）。

⑥ 予測結果

建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の予測結果は、表9.1-31に示すとおりです。

対象事業実施区域近傍における降下ばいじん量の最大着地濃度は、5.7～9.6 t/km²/月です。なお、最大着地濃度の出現位置は図9.1-9に示すとおりです。

表 9.1-31 建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の予測結果

単位：t/km²/月

予測地点	降下ばいじん量の予測結果			
	春季	夏季	秋季	冬季
最大着地濃度地点	5.7	6.3	9.6	8.9

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.1-32 に示します。

表 9.1-32 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
土木工事における転圧、散水等	適	切土や盛土等の土工事により裸地となる部分の速やかな転圧、必要に応じて散水等を行うことにより、粉じんの発生を抑制することで、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
工事用道路における転圧、鉄板敷設等	適	対象事業実施区域内の工事用道路については、造成後速やかに転圧し、必要に応じて鉄板敷等とすることにより、粉じんの発生を抑制することで、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
工事工程の平準化	適	工事工程の平準化を図り、車両の集中を回避することにより、粉じんの発生を抑制することで、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

建設機械の稼働に伴う粉じん等への影響を低減させるため、表 9.1-33 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-33 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	土木工事における転圧、散水等	切土や盛土等の土工事により裸地となる部分の速やかな転圧、必要に応じて散水等を行うことにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事用道路における転圧、鉄板敷設等	造成後速やかに転圧し、必要に応じて鉄板敷等とすることにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、車両の集中を回避することにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.1-33 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、大気質に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

粉じん等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

粉じん等（降下ばいじん）については、基準や目標等は定められていません。

ここでは参考として、表 9.1-34 に示す「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示される降下ばいじんの参考値との比較を行いました。

表 9.1-34 降下ばいじんに係る参考値

項目	参考値	設定根拠
降下ばいじん	10t/km ² /月	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示される参考値

注：参考値の設定について、当該文献資料では下記のとおり記載されています。

「環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした 20t/km²/月が目安と考えられる。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の値は、10t/km²/月である。評価においては、建設機械の稼働による寄与を対象とするところから、これらの差である 10t/km²/月を参考とした。なお、降下ばいじん量の比較的高い地域の値とした 10t/km²/月は、平成 5 年度から 9 年度に全国の一般局で測定された降下ばいじん量のデータから上位 2%を除外して得られた値である。」

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

建設機械の稼働に伴う降下ばいじん量の予測結果と参考値との比較は、表 9.1-35 に示すとおりです。

降下ばいじん量の予測結果は、5.7～9.6t/km²/月であり、いずれも参考値との整合が図られると評価します。

表 9.1-35 降下ばいじん量の予測結果と参考値との比較

単位：t/km²/月

予測地点	降下ばいじん量の予測結果				参考値
	春季	夏季	秋季	冬季	
最大着地点	5.7	6.3	9.6	8.9	10

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.1.2-3 工事用車両の運行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

(1) 予測

① 予測項目

工事用車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、工事用車両の運行に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、表 9.1-36 及び図 9.1-10 に示す工事用車両の主な運行ルートに沿道 4 地点としました。

予測高さは、地上 1.5m としました。

表 9.1-36 工事用車両の運行に伴う二酸化窒素及び
浮遊粒子状物質の予測地点

予測地点	道路名
No. 1	環状 4 号線
No. 2	八王子街道
No. 3	八王子街道
No. 4	環状 4 号線

③ 予測対象時期

予測対象時期は、工事用車両の運行による影響が最大となる時期とし、工事用車両の年間の走行台数（大型車）が最大となる工事着工後 8～19 ヶ月目の 1 年間としました（P.資料 大気-24、28～30）。

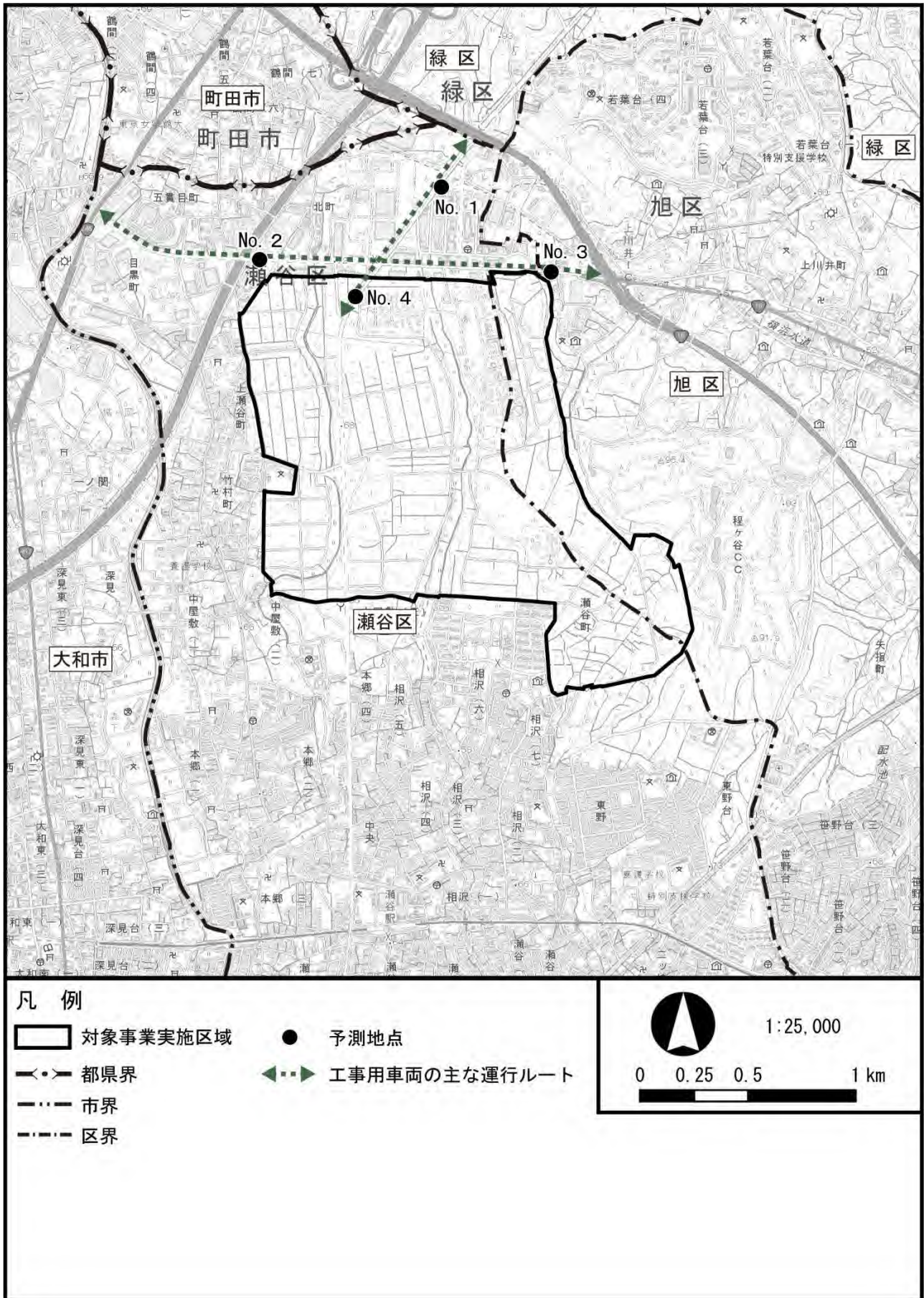


図 9.1-10 工事用車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測地点

④ 予測手法

ア. 予測手順

工事用車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測手順は、図 9.1-11 に示すとおりです。

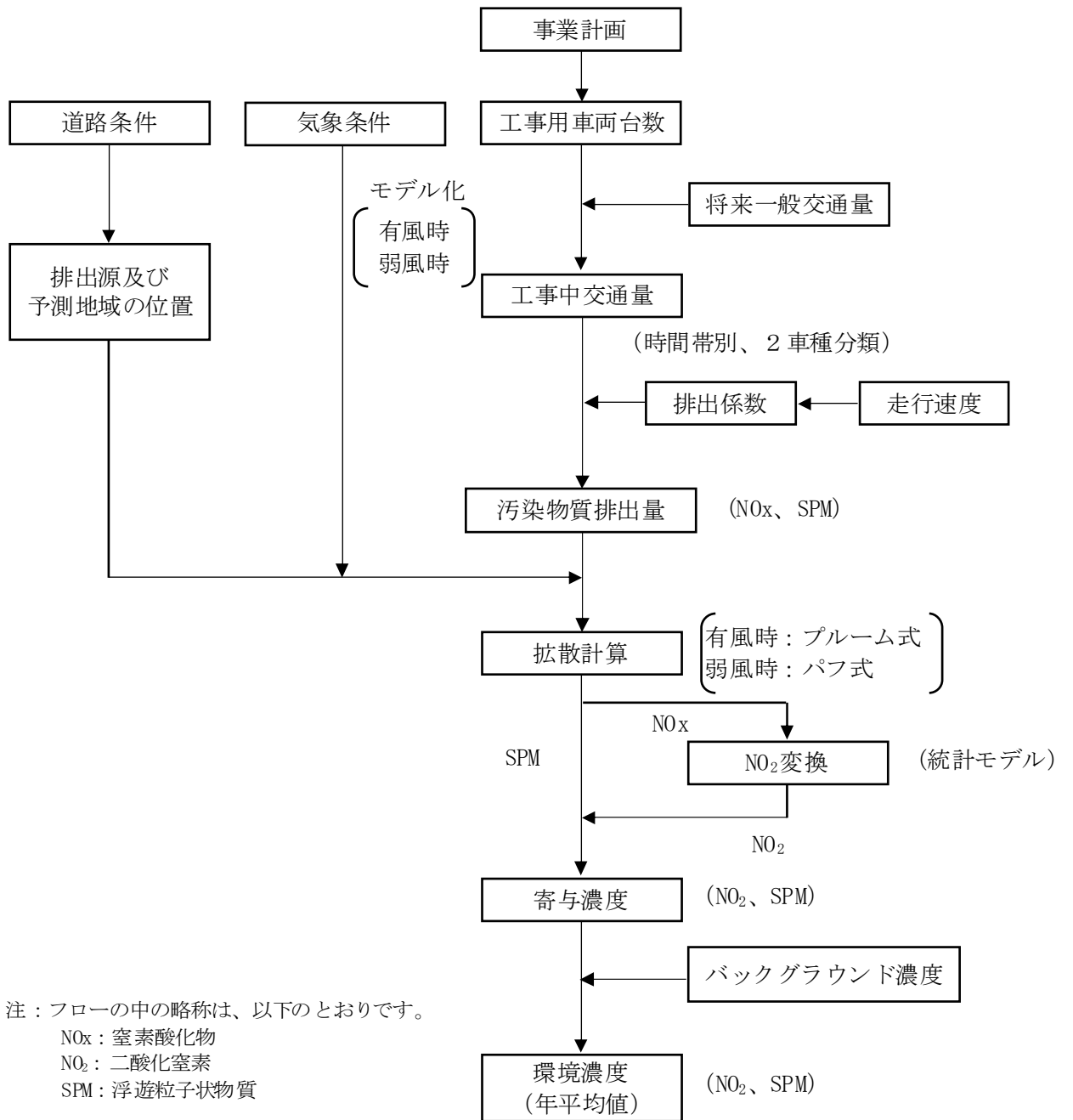


図 9.1-11 工事用車両の運行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成25年3月）に基づき、プルーム式（有風時：風速1.0m/sを超える場合）及びパフ式（弱風時：風速1.0m/s以下）を用いました。拡散幅、係数等の設定は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」に準拠しました（P.資料 大気-46、47）。

⑤ 予測条件

ア. 工事中交通量

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量に工事用車両台数を加えて算出しました。

将来一般交通量については、対象事業実施区域周辺における道路交通センサスの自動車交通量が、近年概ね横ばいまたは減少傾向にあります。安全側の観点で将来の低減は見込まず、平日の現地調査結果を設定しました。

工事用車両台数は、工事用車両台数が最大となる月（工事着工後12ヶ月目）の台数を用い、予測にあたっては、この交通量が1年間続くものとしました。予測対象時期における工事中交通量は、表9.1-37に示すとおりです。また、工事用車両台数の設定の考え方、地点別、時間別の工事用車両の台数は、資料編に記載しました（P.資料 大気-48～56）。

表 9.1-37 工事中交通量（工事着工後12ヶ月目）

単位：台

予測地点	道路名	方向	車種分類	24時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
No. 1	環状4号線	目黒交番前	大型車	1,839	93	1,932
			小型車	7,509	129	7,638
			合計	9,348	222	9,570
		十日市場	大型車	1,409	93	1,502
			小型車	8,363	129	8,492
			合計	9,772	222	9,994
No. 2	八王子街道	目黒交番前	大型車	4,430	93	4,523
			小型車	9,769	129	9,898
			合計	14,199	222	14,421
		国道246号	大型車	4,584	93	4,677
			小型車	10,940	129	11,069
			合計	15,524	222	15,746
No. 3	八王子街道	目黒交番前	大型車	3,944	934	4,878
			小型車	8,106	129	8,235
			合計	12,050	1,063	13,113
		上川井	大型車	3,552	934	4,486
			小型車	7,966	129	8,095
			合計	11,518	1,063	12,581
No. 4	環状4号線	目黒交番前	大型車	1,136	1,120	2,256
			小型車	5,957	387	6,344
			合計	7,093	1,507	8,600
		瀬谷駅	大型車	1,169	1,120	2,289
			小型車	6,265	387	6,652
			合計	7,434	1,507	8,941

イ. 道路条件及び排出源の位置

予測地点の道路条件は、表 9.1-38 に示すとおりです。

排出源は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づき、上下車線ごとに車道部の中央、地上+1.0mに設定しました（P.資料 大気-56、57）。

表 9.1-38 予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員 (m)
No. 1	環状4号線	4車線	24.0
No. 2	八王子街道	3車線	19.9
No. 3	八王子街道	2車線	11.2
No. 4	環状4号線	4車線	25.0

ウ. 走行速度

予測地点における走行速度は規制速度とし、表 9.1-39 に示すとおりとしました。

表 9.1-39 予測地点における走行速度

予測地点	道路名	規制速度 (km/h)	走行速度 (km/h)
No. 1	環状4号線	50	50
No. 2	八王子街道	40	40
No. 3	八王子街道	40	40
No. 4	環状4号線	40	40

エ. 排出係数

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数は、表 9.1-40 に示すとおりとしました。

排出係数は、「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠（平成22年度版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所 平成 24 年 2 月）を基に設定しました。なお、予測対象時期は工事中とし、同報告書の令和2年度と令和7年度の排出係数から令和5年度の排出係数を算出しました（P.資料 大気-58）。

表 9.1-40 自動車の排出係数

予測地点	道路名	走行速度 (km/h)	項目	大型車	小型車
				排出係数 (g/台・km)	排出係数 (g/台・km)
No. 1	環状4号線	50	NO _x	0.460	0.043
			SPM	0.008253	0.000448
No. 2	八王子街道	40	NO _x	0.549	0.051
			SPM	0.009879	0.000632
No. 3	八王子街道	40	NO _x	0.549	0.051
			SPM	0.009879	0.000632
No. 4	環状4号線	40	NO _x	0.549	0.051
			SPM	0.009879	0.000632

オ. 汚染物質排出量

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の1日あたりの汚染物質排出量(時間別平均排出量の日合計値)は、表 9.1-41 に示すとおりであり、時間別交通量及び排出係数を用いて算出しました(P.資料 大気-59)。

表 9.1-41 自動車からの汚染物質排出量(時間別平均排出量の日合計値)

予測地点	道路名	NO _x (ml/m・s)		SPM (mg/m・s)	
		将来一般交通量	工事中交通量	将来一般交通量	工事中交通量
No. 1	環状4号線	0.01315	0.01374	0.00039	0.00041
No. 2	八王子街道	0.03634	0.03703	0.00118	0.00121
No. 3	八王子街道	0.02986	0.03615	0.00097	0.00119
No. 4	環状4号線	0.01142	0.01911	0.00035	0.00061

カ. 気象条件

気象条件は、「9.1.2-1 建設機械の稼働(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)」(P.9.1-19)と同様としました。

気象条件の整理にあたっては、排出源高さ(地上+1.0m)における風速に換算した上で、時間別風向別年間出現頻度、時間別風向別年間平均風速を整理しました(P.資料 大気-59、60)。

キ. 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度を二酸化窒素濃度に変換する式は、「9.1.2-1 建設機械の稼働(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)」(P.9.1-19)と同様としました(P.資料 大気-39、40)。

ク. バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、「9.1.2-1 建設機械の稼働(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)」(P.9.1-20)と同様とし、二酸化窒素は0.013ppm、浮遊粒子状物質は0.021mg/m³としました(P.資料 大気-41)。

⑥ 予測結果

ア. 二酸化窒素

工事用車両の運行に伴う二酸化窒素の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.1-42 に示すとおりです。

工事用車両による寄与濃度は0.000027~0.000381ppmであり、将来予測濃度(0.013881~0.015968ppm)に対する寄与率は0.2~2.7%です。

表 9.1-42 工事用車両の運行に伴う二酸化窒素の予測結果 (年平均値)

予測地点	道路名	方向	バックグラウンド濃度 A	将来一般交通量による寄与濃度 B	工事用車両による寄与濃度 C	将来予測濃度 A+B+C	寄与率 C/(A+B+C) × 100
			ppm	ppm	ppm	ppm	%
No. 1	環状4号線	東側	0.013	0.000853	0.000028	0.013881	0.2
		西側		0.000913	0.000028	0.013941	0.2
No. 2	八王子街道	北側		0.002121	0.000027	0.015148	0.2
		南側		0.002246	0.000028	0.015274	0.2
No. 3	八王子街道	南側		0.002643	0.000325	0.015968	2.0
		北側		0.002581	0.000335	0.015916	2.1
No. 4	環状4号線	西側		0.000839	0.000381	0.014220	2.7
		東側		0.000777	0.000346	0.014123	2.5

イ. 浮遊粒子状物質

工事用車両の運行に伴う浮遊粒子状物質の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.1-43 に示すとおりです。

工事用車両による寄与濃度は0.000002~0.000041mg/m³であり、将来予測濃度(0.021054~0.021279mg/m³)に対する寄与率は0.01~0.19%です。

表 9.1-43 工事用車両の運行に伴う浮遊粒子状物質の予測結果 (年平均値)

予測地点	道路名	方向	バックグラウンド濃度 A	将来一般交通量による寄与濃度 B	工事用車両による寄与濃度 C	将来予測濃度 A+B+C	寄与率 C/(A+B+C) × 100
			mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³	%
No. 1	環状4号線	東側	0.021	0.000052	0.000002	0.021054	0.01
		西側		0.000057	0.000002	0.021059	0.01
No. 2	八王子街道	北側		0.000180	0.000003	0.021183	0.01
		南側		0.000194	0.000003	0.021197	0.01
No. 3	八王子街道	南側		0.000239	0.000040	0.021279	0.19
		北側		0.000232	0.000041	0.021273	0.19
No. 4	環状4号線	西側		0.000053	0.000035	0.021088	0.17
		東側		0.000048	0.000031	0.021079	0.15

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.1-44 に示します。

表 9.1-44 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
新しい排出ガス規制適合型の車両を使用	適	工事用車両は、極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
工事工程の平準化	適	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	適	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
工事用車両の点検、整備を徹底	適	工事用車両の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

工事用車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質への影響を低減させるため、表 9.1-45 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-45 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
工事の実施 工事用車両の運行	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	新しい排出ガス規制適合型の車両を使用	工事用車両は、極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			工事用車両の点検、整備を徹底	工事用車両の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.1-45 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、大気質に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果について、環境基準（表 9.1-24 参照）との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。

具体的な評価にあたっては、環境基準を基に、下記のとおり比較を行います。

- 二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）：0.04～0.06ppm 内、又はそれ以下
- 浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2 % 除外値）：0.10mg/m³ 以下

また、横浜市の「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）では、二酸化窒素は環境基準のゾーン下限値（0.04ppm）を環境目標値としていますので、その目標値との整合が図られるかの検討も行いました。

なお、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は年平均値であるため、「9.1.2-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」（P.9.1-25）と同様に、日平均値（二酸化窒素：日平均値の年間 98% 値、浮遊粒子状物質：日平均値の年間 2 % 除外値）に換算して評価を行いました（P.資料 大気-41、42）。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

工事用車両の運行に伴う二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-46 に示すとおりです。二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間 98%値）は、0.032266～0.035794ppm であり、環境基準との整合が図られると評価します。横浜市環境目標値についても、全ての地点で 0.04ppm 以下であるため、整合が図られると評価します。

工事用車両の運行に伴う浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-47 に示すとおりです。浮遊粒子状物質の予測結果（日平均値の年間 2%除外値）は、0.049683～0.050001mg/m³ であり、環境基準との整合が図られると評価します。

表 9.1-46 二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較

単位：ppm

予測地点	道路名	方向	予測結果		環境基準
			年平均値	日平均値の年間 98%値	
No. 1	環状 4 号線	東側	0.013881	0.032266	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそ れ以下であるこ と。
		西側	0.013941	0.032367	
No. 2	八王子街道	北側	0.015148	0.034408	
		南側	0.015274	0.034621	
No. 3	八王子街道	南側	0.015968	0.035794	
		北側	0.015916	0.035706	
No. 4	環状 4 号線	西側	0.014220	0.032839	
		東側	0.014123	0.032675	

注：1. 日平均値の換算値とは、表 9.1-25 に示す「年平均値から日平均値への換算式」を用いて算出した日平均値の年間 98%値です。

2. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度 0.013ppm を含みます。

表 9.1-47 浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較

単位：mg/m³

予測地点	道路名	方向	予測結果		環境基準 (長期的評価)
			年平均値	日平均値の年間 2%除外値	
No. 1	環状4号線	東側	0.021054	0.049683	1時間値の 1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下 であること。
		西側	0.021059	0.049690	
No. 2	八王子街道	北側	0.021183	0.049866	
		南側	0.021197	0.049885	
No. 3	八王子街道	南側	0.021279	0.050001	
		北側	0.021273	0.049993	
No. 4	環状4号線	西側	0.021088	0.049731	
		東側	0.021079	0.049718	

注：1. 日平均値の換算値とは、表 9.1-25 に示す「年平均値から日平均値への換算式」を用いて算出した日平均値の年間2%除外値です。

2. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度 0.021mg/m³を含みます。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.1.2-4 工事用車両の運行（粉じん等）

(1) 予測

① 予測項目

工事用車両の運行に伴う粉じん等（降下ばいじん）としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、工事用車両の運行に伴い、降下ばいじんに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、降下ばいじんに係る環境影響を的確に把握できる地点とし、表 9.1-48 及び図 9.1-12 に示すとおり、工事用車両の主要な走行経路沿道 4 地点としました。

予測高さは、地上 1.5m としました。

なお、予測地点が道路断面であるため、道路の両端を対象として予測計算を実施し、より高かった値をその地点における予測結果としました。

表 9.1-48 工事用車両の運行に伴う降下ばいじんの予測地点

予測地点	道路名
No. 1	環状 4 号線
No. 2	八王子街道
No. 3	八王子街道
No. 4	環状 4 号線

③ 予測対象時期

予測対象時期は、工事用車両の運行による影響が最大となる時期とし、工事用車両の年間の走行台数（大型車）が最大となる工事着工後 8～19 ヶ月目の 1 年間としました（P.資料 大気-24、28～30）。

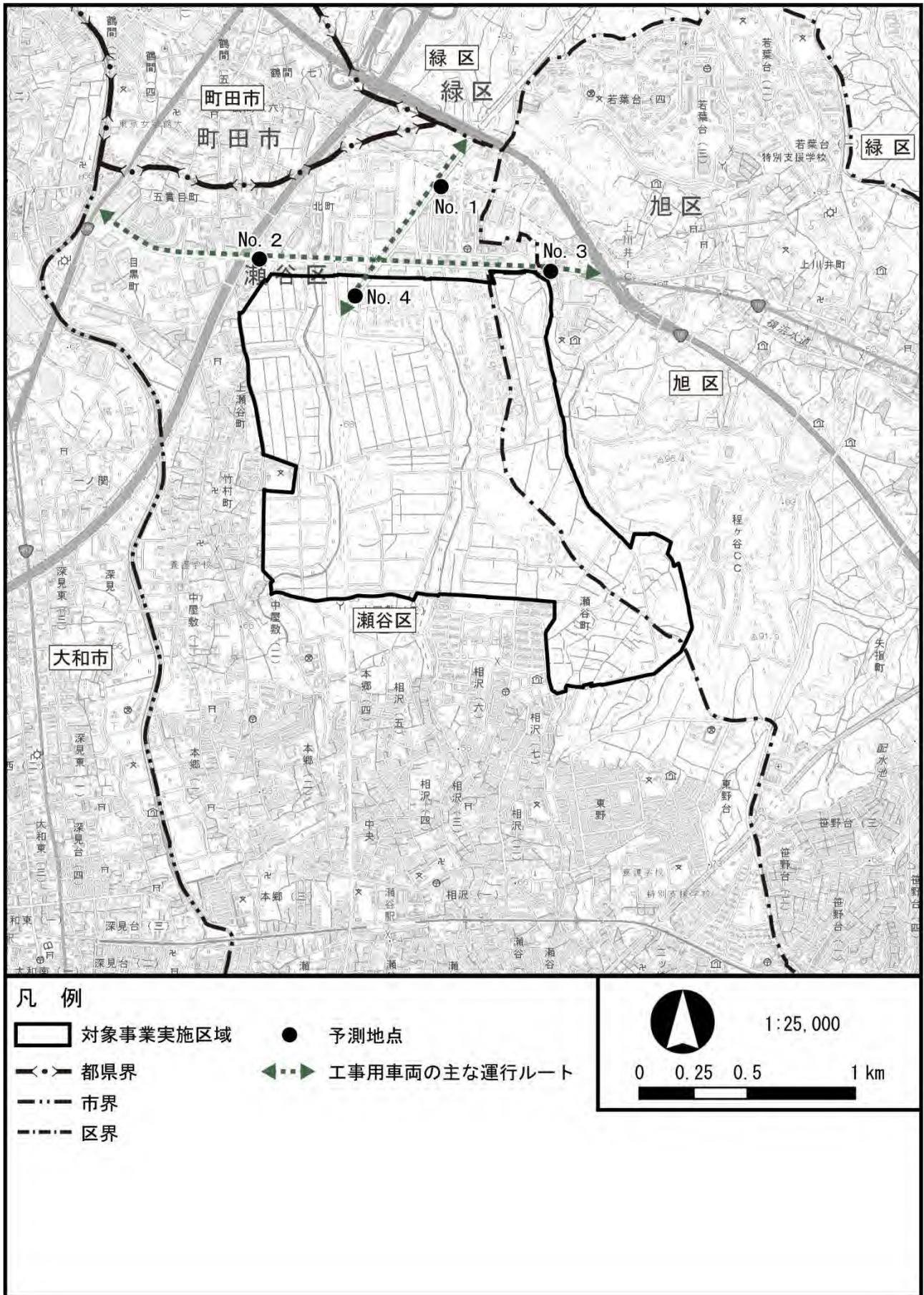


図 9.1-12 工事用車両の運行に伴う降下ばいじんの予測地点

④ 予測手法

ア. 予測手順

工事用車両の運行に伴う降下ばいじんの予測手順は、図 9.1-13 に示すとおりとなります。

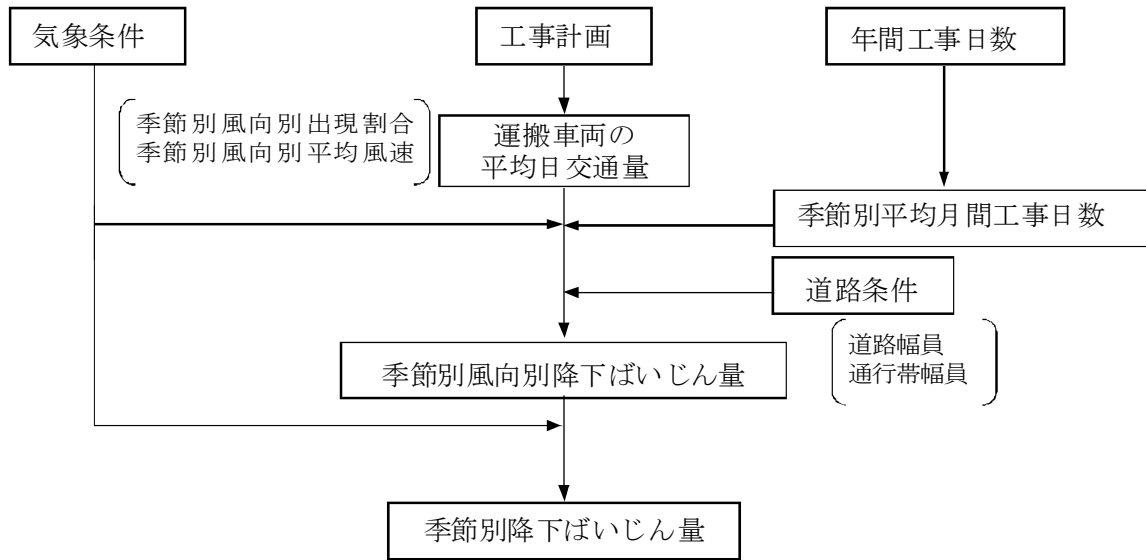


図 9.1-13 工事用車両の運行に伴う降下ばいじん量の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づき、季節別降下ばいじん量の算出式を用いました（P. 資料 大気-44）。

⑤ 予測条件

ア. 工事用車両台数

工事用車両台数は、工事用車両台数が最大となる月（工事着工後 12 ヶ月目）の台数を用い、予測にあたっては、この交通量が 1 年間続くものとししました。予測対象時期における工事中交通量は、前掲表 9.1-37 (P.9.1 (大気)-40) に示すとおりです。また、工事用車両台数の設定の考え方、地点別、時間別の工事用車両の台数は、資料編に記載しました (P.資料大気-48~56)。

イ. 基準降下ばいじん量 a 、降下ばいじんの拡散を表す係数 c

基準降下ばいじん量 a 、降下ばいじんの拡散を表す係数 c は、表 9.1-49 に示すとおり、工事内容及び地盤の状況を勘案し、現場内運搬（舗装路+タイヤ洗浄装置）の値を設定しました。

表 9.1-49 基準降下ばいじん量 a 、降下ばいじんの拡散を表す係数 c

工事用道路の状況	基準降下ばいじん量 a	降下ばいじんの 拡散を表す係数 c
現場内運搬 (舗装路+タイヤ洗浄装置)	0.0007	2.0

出典：「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」

(国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月)

ウ. 気象条件

気象条件は、「9.1.2-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」(P.9.1-19) と同様としました。

気象条件の整理にあたっては、地上 10m における風速に換算した上で、工事用車両の走行時間帯（8~12 時、13~17 時）における季節別風向出現割合及び季節別風向別平均風速を整理しました (P.資料 大気-45)。

⑥ 予測結果

工事用車両の運行に伴う降下ばいじんの季節別予測結果は、表 9.1-50 に示すとおりであり、0.1～3.4t/km²/月です。地点別に見ると No. 4 の地点が比較的高く冬季は 3.4t/km²/月と予測されます。

表 9.1-50 工事用車両の運行に伴う降下ばいじん量の予測結果

単位：t/km²/月

予測地点		降下ばいじん量の予測結果			
		春季	夏季	秋季	冬季
No. 1	環状4号線	0.1	0.1	0.1	0.1
No. 2	八王子街道	0.1	0.1	0.2	0.2
No. 3	八王子街道	1.8	1.9	2.8	2.7
No. 4	環状4号線	2.2	2.0	3.2	3.4

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.1-51 に示します。

表 9.1-51 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
車両のタイヤ洗浄	適	工事用車両は、必要に応じてタイヤ洗浄を行い、粉じんの発生を抑制することで、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
出入口付近における散水、清掃等	適	工事ヤード出入口付近において、必要に応じて散水、清掃等を行い、粉じんの発生を抑制することで、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

工事用車両の運行に伴う粉じん等への影響を低減させるため、表 9.1-52 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-52 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	車両のタイヤ洗浄	工事用車両は、必要に応じてタイヤ洗浄を行い、粉じんの発生を抑制します。	低減	事業者	なし	なし
				出入口付近における散水、清掃等	工事ヤード出入口付近において、必要に応じて散水、清掃等を行い、粉じんの発生を抑制します。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.1-52 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、大気質に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

粉じん等に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

粉じん等（降下ばいじん）については、基準や目標等は定められていません。

ここでは参考として、表 9.1-53 に示す「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に示される降下ばいじんの参考値との比較を行いました。

表 9.1-53 降下ばいじんに係る参考値

項目	参考値	設定根拠
降下ばいじん	10t/km ² /月	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」に示される参考値

注：参考値の設定について、当該文献資料では下記のとおり記載されています。

「環境を保全する上での降下ばいじん量は、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考とした 20t/km²/月が目安と考えられる。一方、降下ばいじん量の比較的高い地域の値は、10t/km²/月である。評価においては、建設機械の稼働による寄与を対象とするところから、これらの差である 10t/km²/月を参考とした。なお、降下ばいじん量の比較的高い地域の値とした 10t/km²/月は、平成 5 年度から 9 年度に全国の一般局で測定された降下ばいじん量のデータから上位 2% を除外して得られた値である。」

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

工事用車両の運行に伴う降下ばいじん量の予測結果と参考値との比較は、表 9.1-54 に示すとおりです。

降下ばいじん量の予測結果は、0.1～3.4t/km²/月であり、いずれも参考値との整合が図られると評価します。

表 9.1-54 降下ばいじん量の予測結果と参考値との比較

単位：t/km²/月

予測地点		降下ばいじん量の予測結果				参考値
		春季	夏季	秋季	冬季	
No. 1	環状4号線	0.1	0.1	0.1	0.1	10
No. 2	八王子街道	0.1	0.1	0.2	0.2	
No. 3	八王子街道	1.8	1.9	2.8	2.7	
No. 4	環状4号線	2.2	2.0	3.2	3.4	

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.1.2-5 関係車両の走行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

(1) 予測

① 予測項目

交通の集中に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、交通の集中に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、表 9.1-55 及び図 9.1-14 に示す供用時の関係車両の主要な走行経路沿道 7 地点としました。

予測高さは、地上 1.5m としました。

表 9.1-55 交通の集中に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測地点

予測地点	道路名
No. 1	環状 4 号線
No. 2	八王子街道
No. 3	八王子街道
No. 4	環状 4 号線
No. 5	深見第 228 号線
No. 6	環状 4 号線
No. 7	上瀬谷第 172 号線

③ 予測対象時期

予測対象時期は、関係車両の走行が定常となる時期（2046 年）としました。

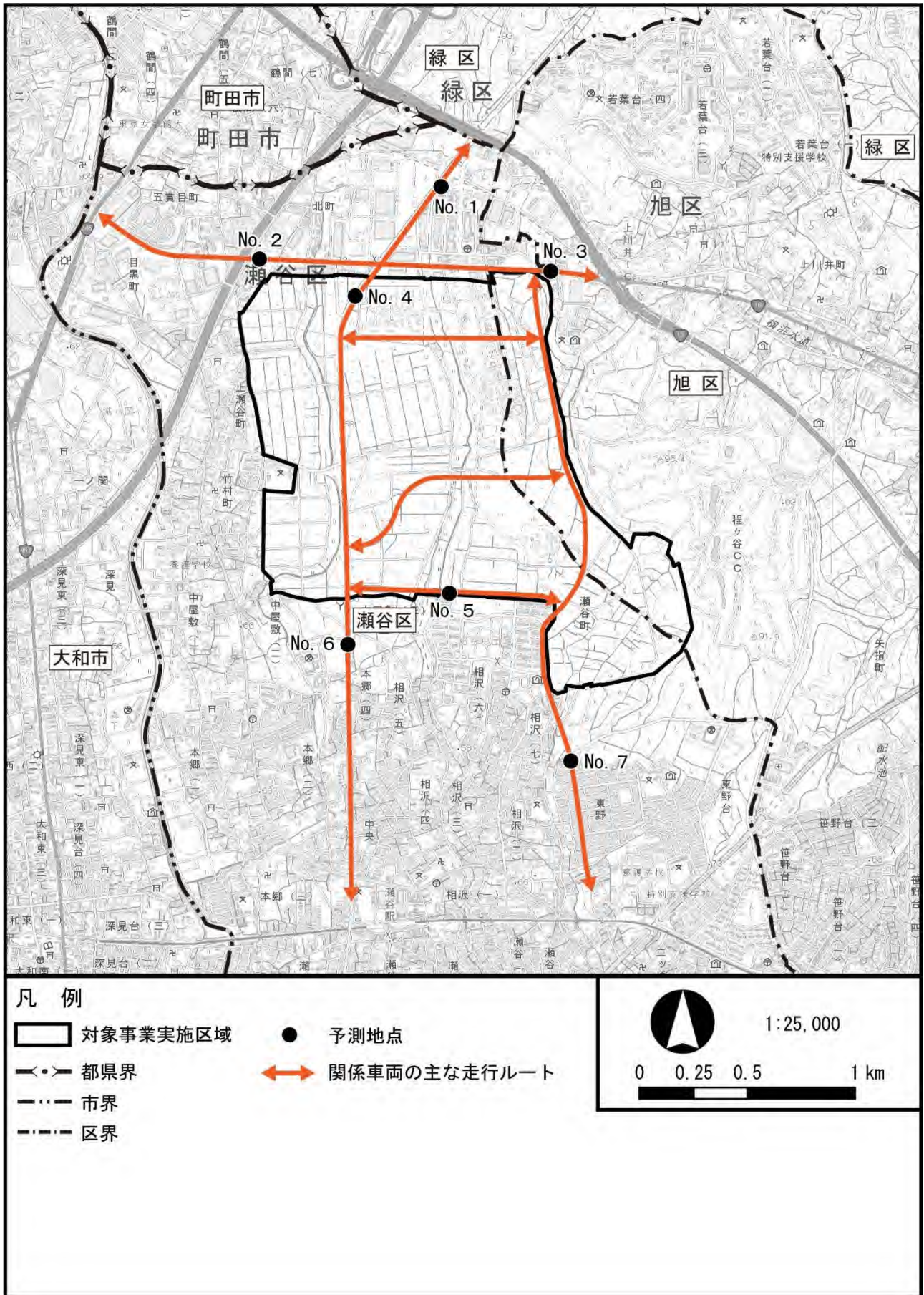


図 9.1-14 交通の集中に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測地点

④ 予測手法

ア. 予測手順

交通の集中に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測手順は、図 9.1-15 に示すとおりとなります。

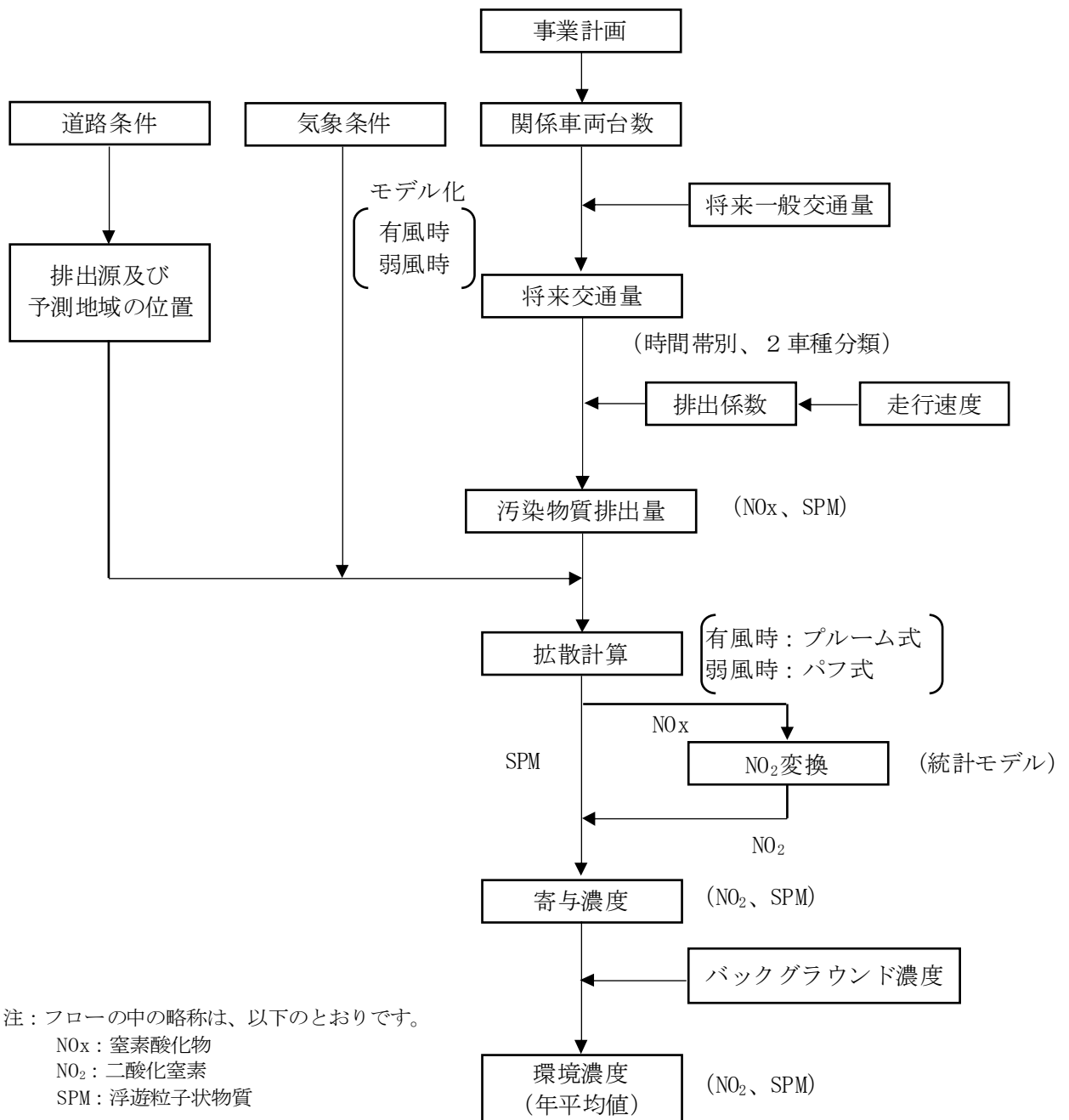


図 9.1-15 交通の集中に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成25年3月）に準拠し、プルーム式（有風時：風速1.0m/sを超える場合）及びパフ式（弱風時：風速1.0m/s以下）を用いました（P.資料 大気-61）。

⑤ 予測条件

ア. 将来交通量

予測対象時期における将来交通量は、表 9.1-56 に示すとおりです（P.資料 大気-61～64）。

将来交通量の台数は、関係車両の走行が定常となる時期（2046年）の台数のうち、安全側の観点で交通量の多い平日の台数を用いました。

表 9.1-56(1) 将来交通量

単位：台

予測地点	道路名	方向	車種分類	将来交通量 (24時間交通量)
No. 1	環状4号線	目黒交番前	大型車	3,097
			小型車	7,219
			合計	10,316
		十日市場	大型車	2,783
			小型車	9,453
			合計	12,236
No. 2	八王子街道	目黒交番前	大型車	4,343
			小型車	7,831
			合計	12,174
		国道246号	大型車	4,189
			小型車	7,888
			合計	12,077
No. 3	八王子街道	目黒交番前	大型車	3,458
			小型車	11,681
			合計	15,139
		上川井	大型車	3,204
			小型車	9,181
			合計	12,385
No. 4	環状4号線	目黒交番前	大型車	1,463
			小型車	7,792
			合計	9,255
		瀬谷駅	大型車	1,986
			小型車	7,148
			合計	9,134

表 9.1-56(2) 将来交通量

単位：台

予測地点	道路名	方向	車種分類	将来交通量 (24時間交通量)
No. 5	深見第 228 号線	環状 4 号線	大型車	714
			小型車	3,622
			合計	4,336
		細谷戸公園	大型車	601
			小型車	3,340
			合計	3,941
No. 6	環状 4 号線	目黒交番前	大型車	1,170
			小型車	4,132
			合計	5,302
		瀬谷駅	大型車	961
			小型車	4,603
			合計	5,564
No. 7	上瀬谷第 172 号線	細谷戸公園	大型車	750
			小型車	4,329
			合計	5,079
		瀬谷駅	大型車	544
			小型車	3,496
			合計	4,040

イ. 道路条件及び排出源の位置

予測地点の道路条件は、表 9.1-57 に示すとおりとしました。

排出源は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に基づき、上下車線ごとに車道部の中央、地上+1.0m に設定しました（P. 資料 大気-65、66）。

表 9.1-57 予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員 (m)
No. 1	環状 4 号線	4 車線	24.0
No. 2	八王子街道	4 車線	22.0
No. 3	八王子街道	4 車線	28.0
No. 4	環状 4 号線	4 車線	25.0
No. 5	深見第 228 号線	2 車線	26.0
No. 6	環状 4 号線	2 車線	18.1
No. 7	上瀬谷第 172 号線	2 車線	15.4

ウ. 走行速度

予測地点における走行速度は規制速度とし、表 9.1-58 に示すとおりとしました。

表 9.1-58 予測地点における走行速度

予測地点	道路名	規制速度 (km/h)	走行速度 (km/h)
No. 1	環状4号線	50	50
No. 2	八王子街道	40	40
No. 3	八王子街道	40	40
No. 4	環状4号線	40	40
No. 5	深見第228号線	40	40
No. 6	環状4号線	40	40
No. 7	上瀬谷第172号線	40	40

エ. 排出係数

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出係数は、表 9.1-59 に示すとおりとしました。

排出係数は、「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成22年度版)」(国土交通省 国土技術政策総合研究所 平成24年2月)を基に設定しました。予測対象時期は、関係車両の走行が定常となる時期(2046年)としました。なお、同報告書には2030年度以降の排出係数は記載されていないことから、2030年度の排出係数を用いました(P.資料 大気-67)。

表 9.1-59 自動車の排出係数

予測地点	道路名	走行速度 (km/h)	項目	大型車	小型車
				排出係数 (g/台・km)	排出係数 (g/台・km)
No. 1	環状4号線	50	NO _x	0.295	0.041
			SPM	0.005557	0.000369
No. 2	八王子街道	40	NO _x	0.353	0.048
			SPM	0.006663	0.000540
No. 3	八王子街道	40	NO _x	0.353	0.048
			SPM	0.006663	0.000540
No. 4	環状4号線	40	NO _x	0.353	0.048
			SPM	0.006663	0.000540
No. 5	深見第228号線	40	NO _x	0.353	0.048
			SPM	0.006663	0.000540
No. 6	環状4号線	40	NO _x	0.353	0.048
			SPM	0.006663	0.000540
No. 7	上瀬谷第172号線	40	NO _x	0.353	0.048
			SPM	0.006663	0.000540

出典：「道路環境影響評価等に用いる自動車排出係数の算定根拠(平成22年度版)」(国土交通省 国土技術政策総合研究所 平成24年2月)

「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」(国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成25年3月)

オ. 汚染物質排出量

窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の1日あたりの汚染物質排出量(時間別平均排出量の日合計値)は、表 9.1-60 に示すとおりであり、時間別交通量及び排出係数を用いて算出した(P.資料 大気-67)。

表 9.1-60 自動車からの汚染物質排出量(時間別平均排出量の日合計値)

予測地点	道路名	NO _x (ml/m・s)	SPM (mg/m・s)
No. 1	環状4号線	0.01464	0.00045
No. 2	八王子街道	0.02280	0.00076
No. 3	八王子街道	0.02030	0.00064
No. 4	環状4号線	0.01171	0.00036
No. 5	深見第228号線	0.00483	0.00014
No. 6	環状4号線	0.00709	0.00022
No. 7	上瀬谷第172号線	0.00504	0.00015

カ. 気象条件

気象条件は、「9.1.2-1 建設機械の稼働(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)」(P.9.1-19)と同様としました。

気象条件の整理にあたっては、排出源高さ(地上+1.0m)における風速に換算した上で、時間別風向別年間出現頻度、時間別風向別年間平均風速を整理しました(P.資料 大気-59、60)。

キ. 窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換

窒素酸化物濃度を二酸化窒素濃度に変換する式は、「9.1.2-1 建設機械の稼働(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)」(P.9.1-19)と同様としました(P.資料 大気-39、40)。

ク. バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、「9.1.2-1 建設機械の稼働(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)」(P.9.1-20)と同様とし、二酸化窒素は0.013ppm、浮遊粒子状物質は0.021mg/m³としました(P.資料 大気-41)。

⑥ 予測結果

ア. 二酸化窒素

交通の集中に伴う二酸化窒素の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.1-61 に示すとおりです。

関係車両の走行が定常となる時期（2046年）の将来予測濃度は0.013434～0.014444ppmです。

表 9.1-61 交通の集中に伴う二酸化窒素の予測結果（年平均値）

予測地点	道路名	方向	バックグラウンド濃度	将来予測濃度
			ppm	ppm
No. 1	環状4号線	東側	0.013	0.014041
		西側		0.014082
No. 2	八王子街道	北側		0.014376
		南側		0.014444
No. 3	八王子街道	南側		0.014112
		北側		0.014068
No. 4	環状4号線	西側		0.013837
		東側		0.013797
No. 5	深見第228号線	南側		0.013446
		北側		0.013434
No. 6	環状4号線	西側		0.013797
		東側		0.013620
No. 7	上瀬谷第172号線	西側		0.013564
		東側		0.013520

イ. 浮遊粒子状物質

交通の集中に伴う浮遊粒子状物質の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.1-62 に示すとおりです。

関係車両の走行が定常となる時期（2046年）の将来予測濃度は0.021022～0.021113mg/m³です。

表 9.1-62 交通の集中に伴う浮遊粒子状物質の予測結果（年平均値）

予測地点	道路名	方向	バックグラウンド濃度	将来予測濃度
			mg/m ³	mg/m ³
No. 1	環状4号線	東側	0.021	0.021069
		西側		0.021073
No. 2	八王子街道	北側		0.021107
		南側		0.021113
No. 3	八王子街道	南側		0.021078
		北側		0.021074
No. 4	環状4号線	西側		0.021052
		東側		0.021049
No. 5	深見第228号線	南側		0.021023
		北側		0.021022
No. 6	環状4号線	西側		0.021050
		東側		0.021036
No. 7	上瀬谷第172号線	西側		0.021030
		東側		0.021027

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.1-63 に示します。

表 9.1-63 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
公共交通機関の利用促進	適	将来の土地利用者に、来場の際、公共交通機関の利用を促進する活動を促すことにより、関係車両の台数が減少し、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
車両の効率的な利用促進	適	将来の土地利用者に、車での来場の際の相乗りや、物流など関係車両の効率的な運行管理等による車両の効率的な利用を促進する活動を促すことにより、走行台数の削減や、走行時間帯の集中抑制を図ることができ、大気質への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

関係車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質への影響を低減させるため、表 9.1-64 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.1-64 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	大気汚染物質発生への影響	発生量の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.1-64 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、大気質に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果について、環境基準（表 9.1-24 参照）との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。

具体的な評価にあたっては、環境基準を基に、下記のとおり比較を行います。

- 二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）：0.04～0.06ppm 内、又はそれ以下
- 浮遊粒子状物質（日平均値の年間 2% 除外値）：0.10mg/m³ 以下

また、横浜市の「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）では、二酸化窒素は環境基準のゾーン下限値（0.04ppm）を環境目標値としていますので、その目標値との整合が図られるかの検討も行いました。

なお、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は年平均値であるため、「9.1.2-1 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」（P.9.1-25）と同様に、日平均値（二酸化窒素：日平均値の年間 98% 値、浮遊粒子状物質：日平均値の年間 2% 除外値）に換算して評価を行いました（P.資料 大気-41、42）。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-65 に示すとおりです。二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間 98% 値）は、0.031510～0.033218ppm であり、環境基準との整合が図られると評価します。横浜市環境目標値についても、全ての地点で 0.04ppm 以下であるため、整合が図られると評価します。

浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較は、表 9.1-66 に示すとおりです。浮遊粒子状物質の予測結果（日平均値の年間 2% 除外値）は、0.049638～0.049766mg/m³ であり、環境基準との整合が図られると評価します。

表 9.1-65 二酸化窒素の予測結果と環境基準との比較

単位：ppm

予測地点	道路名	方向	予測結果		環境基準
			年平均値	日平均値の年間 98% 値	
No. 1	環状 4 号線	東側	0.014041	0.032536	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそ れ以下であるこ と。
		西側	0.014082	0.032606	
No. 2	八王子街道	北側	0.014376	0.033103	
		南側	0.014444	0.033218	
No. 3	八王子街道	南側	0.014112	0.032656	
		北側	0.014068	0.032582	
No. 4	環状 4 号線	西側	0.013837	0.032191	
		東側	0.013797	0.032124	
No. 5	深見 第 228 号線	南側	0.013446	0.031531	
		北側	0.013434	0.031510	
No. 6	環状 4 号線	西側	0.013797	0.032124	
		東側	0.013620	0.031825	
No. 7	上瀬谷 第 172 号線	西側	0.013564	0.031730	
		東側	0.013520	0.031656	

注：1. 日平均値の換算値とは、表 9.1-32 に示す「年平均値から日平均値への換算式」を用いて算出した日平均値の年間 98% 値です。

2. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度 0.013ppm を含みます。

表 9.1-66 浮遊粒子状物質の予測結果と環境基準との比較

単位：mg/m³

予測地点	道路名	方向	予測結果		環境基準 (長期的評価)
			年平均値	日平均値の年間 2%除外値	
No. 1	環状4号線	東側	0.021069	0.049704	1時間値の 1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下 であること。
		西側	0.021073	0.049710	
No. 2	八王子街道	北側	0.021107	0.049758	
		南側	0.021113	0.049766	
No. 3	八王子街道	南側	0.021078	0.049717	
		北側	0.021074	0.049711	
No. 4	環状4号線	西側	0.021052	0.049680	
		東側	0.021049	0.049676	
No. 5	深見 第228号線	南側	0.021023	0.049639	
		北側	0.021022	0.049638	
No. 6	環状4号線	西側	0.021050	0.049677	
		東側	0.021036	0.049658	
No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	0.021030	0.049649	
		東側	0.021027	0.049645	

注：1. 日平均値の換算値とは、表9.1-32に示す「年平均値から日平均値への換算式」を用いて算出した日平均値の年間2%除外値です。

2. 予測結果（年平均値）は、バックグラウンド濃度0.021mg/m³を含みます。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.2 騒音

9.2.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、騒音の状況（環境騒音及び道路交通騒音）、地表面の状況、道路構造の状況、交通量の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 騒音の状況

ア. 文献その他の資料調査

道路交通騒音関連の文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

現地調査の方法は、表 9.2-1 に示すとおりとしました。

表 9.2-1 現地調査方法（騒音の状況）

調査項目		調査方法	測定高さ
騒音の状況	環境騒音	「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環境庁告示第64号）に定める「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731（1999）」	地上 1.2m
	道路交通騒音		

② 地表面の状況

現地踏査により把握しました。

③ 道路構造の状況

道路台帳及び現地踏査により把握しました。

④ 交通量の状況

ア. 文献その他の資料調査

交通量関連の文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

現地調査の方法は、表 9.2-2 に示すとおりとしました。

表 9.2-2 現地調査方法（交通量の状況）

調査項目		調査方法
交通量の状況	交通量	ハンドカウンターを使用して、方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測

注：車頭番号8、自衛隊車両及び外交官車両等は、形状により各車種に分類しました。

(3) 調査地域・調査地点

① 調査地域

調査地域は、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬、交通の集中に伴い、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

② 調査地点

ア. 文献その他の資料調査

騒音の状況については、前掲図 3.2-2 (P. 3-13) に示しました。

イ. 現地調査

環境騒音の調査地点は、表 9.2-3 及び図 9.2-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺の3地点としました。また、同地点周辺の地表面の状況を把握しました。

道路交通騒音、交通量の調査地点は、表 9.2-3 及び図 9.2-1 に示すとおり、工事用車両及び関係車両の主な運行ルート、走行ルートの沿道の7地点としました。また、同地点において地盤の状況（表層地質）及び道路の状況を把握しました。

表 9.2-3 現地調査地点

項目	調査地点	用途地域
環境騒音	環境騒振 1	市街化調整区域
	環境騒振 2	市街化調整区域
	環境騒振 3	第一種中高層住居専用地域
道路交通騒音、交通量	道路騒振 1	近隣商業地域
	道路騒振 2	準工業地域
	道路騒振 3	準工業地域
	道路騒振 4	市街化調整地域
	道路騒振 5	第一種中高層住居専用地域
	道路騒振 6	市街化調整区域
	道路騒振 7	第一種低層住居専用地域

注：環境騒音の調査地点で地表面の状況を、道路交通騒音等の調査地点で道路の状況を把握しました。

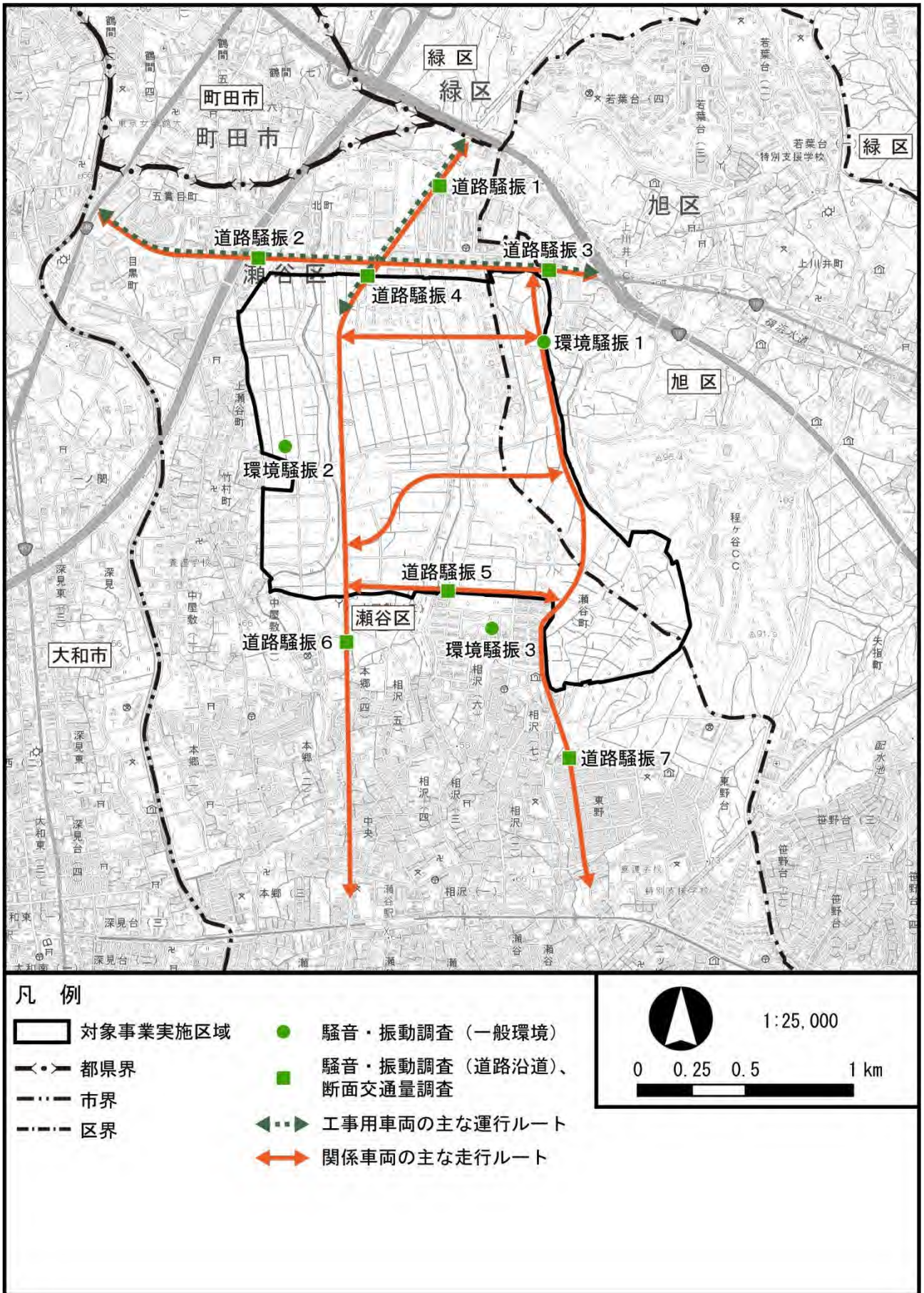


図 9.2-1 環境騒音、道路交通騒音及び交通量調査地点（現地調査）

(4) 調査期間

① 文献その他の資料調査

調査期間は、以下に示すとおりとしました。

【道路交通騒音】

文献資料が入手可能な最新年度としました。

【交通量】

入手可能な最新年度を含む期間（平成 17、22、27 年度）としました。

② 現地調査

環境騒音、道路交通騒音及び交通量の調査日時は、表 9.2-4 に示すとおり、平日 1 回（24 時間）、休日 1 回（24 時間）としました。

表 9.2-4 調査日時

調査項目	調査日時	
環境騒音	平日	令和 2 年 10 月 27 日（火）10 時～28 日（水）10 時
	休日	令和 2 年 10 月 24 日（土）20 時～25 日（日）20 時
道路交通騒音、交通量	平日	令和 2 年 10 月 27 日（火）10 時～28 日（水）10 時
	休日	令和 2 年 10 月 24 日（土）20 時～25 日（日）20 時

(5) 調査結果

① 騒音の状況

ア. 文献その他の資料調査

騒音の状況については、「第3章 3.2.1(3)騒音の状況」(P.3-11~13)に示しました。

イ. 現地調査

対象事業実施区域及びその周辺における騒音の現地調査結果は、表 9.2-5 に示すとおりです (P.資料 騒音-1~20)。

環境騒音レベル (L_{Aeq}) については、平日の昼間は 44~48dB、夜間は 42~48dB、休日の昼間は 45~48dB、夜間は 42~46dB でした。環境基準と比較すると、環境騒振 1 と環境騒振 2 の夜間において環境基準を上回りましたが、それ以外の地点では昼間、夜間ともに環境基準を下回りました。

道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) については、平日の昼間は 60~73dB、夜間は 50~72dB、休日の昼間は 58~72dB、夜間は 52~70dB でした。環境基準と比較すると、道路騒振 1、道路騒振 4、道路騒振 7 の平日、休日では昼間、夜間ともに環境基準を下回り、道路騒振 2、道路騒振 3、道路騒振 5、道路騒振 6 の平日、休日では昼間、夜間ともに環境基準を上回りました。

表 9.2-5 環境騒音及び道路交通騒音の現地調査結果

単位：dB

区分	調査地点	区分	地域 類型	調査結果		環境基準	
				等価騒音レベル (L _{Aeq})		昼間	夜間
				昼間	夜間		
環境騒音	環境騒振 1	平日	B (一般)	47 (○)	48 (×)	55	45
		休日		45 (○)	46 (×)		
	環境騒振 2	平日	B (一般)	48 (○)	47 (×)	55	45
		休日		48 (○)	46 (×)		
	環境騒振 3	平日	A (一般)	44 (○)	42 (○)	55	45
		休日		45 (○)	42 (○)		
道路交通騒音	道路騒振 1	平日	幹線	66 (○)	62 (○)	70	65
		休日		63 (○)	60 (○)		
	道路騒振 2	平日	C (道路)	71 (×)	70 (×)	65	60
		休日		69 (×)	68 (×)		
	道路騒振 3	平日	C (道路)	73 (×)	72 (×)	65	60
		休日		72 (×)	70 (×)		
	道路騒振 4	平日	幹線	64 (○)	60 (○)	70	65
		休日		62 (○)	59 (○)		
	道路騒振 5	平日	A (道路)	67 (×)	60 (×)	60	55
		休日		66 (×)	59 (×)		
	道路騒振 6	平日	B (道路)	67 (×)	65 (×)	65	60
		休日		67 (×)	64 (×)		
	道路騒振 7	平日	A (道路)	60 (○)	50 (○)	60	55
		休日		58 (○)	52 (○)		

注：1. 調査地点の位置は、前掲図9.2-1 (P.9.2-3)。

2. 地域類型は、以下に示すとおりです。なお、横浜市は、「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月告示第82号)として、平成24年4月から下表に示すように定められています。

A：専ら住居の用に供される地域、B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(一般)：一般地域

(道路)：2車線以上の車線を有する道路(Cについては車線を有する道路)に面する地域

幹線：幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域

3. 昼間は6：00～22：00、夜間は22：00～翌6：00を示します。

4. ()内の印は環境基準との比較した結果を示しています。

○：環境基準を下回る、×：環境基準を上回る

② 地表面の状況

地表面の状況の調査結果は、表 9.2-6 に示すとおりです。

表 9.2-6 地表面の状況

調査地点	地表面の種類
環境騒振 1	草地
環境騒振 2	裸地
環境騒振 3	草地（公園）

③ 道路構造の状況

道路の状況、歩道の状況の調査結果は、表 9.2-7 に示すとおりです。

表 9.2-7(1) 道路の状況

調査地点	道路の種類	車線数	道路幅員 (m)	規制速度 (km)
道路騒振 1	アスファルト舗装	4 車線	24.0	50
道路騒振 2	アスファルト舗装	3 車線	19.9	40
道路騒振 3	アスファルト舗装	2 車線	11.2	40
道路騒振 4	アスファルト舗装	4 車線	25.0	40
道路騒振 5	アスファルト舗装	2 車線	7.4	40
道路騒振 6	アスファルト舗装	2 車線	18.1	40
道路騒振 7	アスファルト舗装	2 車線	15.4	40

表 9.2-7(2) 歩道の状況

調査地点	歩道の状況
道路騒振 1	東側、西側：2.75m の歩道と 1.25m の植栽
道路騒振 2	北側：3.5m の歩道、南側 3.0m の歩道
道路騒振 3	北側、南側：1.5m の歩道と 0.6m の植栽
道路騒振 4	東側：2.4m の歩道、西側：2.25m の歩道
道路騒振 5	北側、南側：路側帯又は側溝のみで歩道はなし
道路騒振 6	東側：5.5m の歩道、西側：2.5m の歩道
道路騒振 7	東側：2.5m の歩道、西側：2.25m の歩道

④ 交通量の状況

ア. 文献その他の資料調査

交通量の状況は、「第 3 章 3.3.4(1) 道路交通の状況」(P.3-122~124) に示しました。

イ. 現地調査

交通量の現地調査結果は、「9.1 大気質 9.1.1 調査結果の概要」(P.9.1-14) に示しました。

9.2.2 予測及び評価の結果

9.2.2-1 建設機械の稼働

(1) 予測

① 予測項目

建設機械の稼働に伴う騒音としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

建設機械の稼働に伴い、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等音線図を作成しました。予測高さは、地上1.2mとしました。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、建設機械の日稼働台数が最大となる時期（工事着工後5ヶ月目）としました（P.資料 騒音-21～23）。

④ 予測手法

ア. 予測手順

建設機械の稼働に伴う騒音の予測手順は、図 9.2-2 に示すとおりとしました。

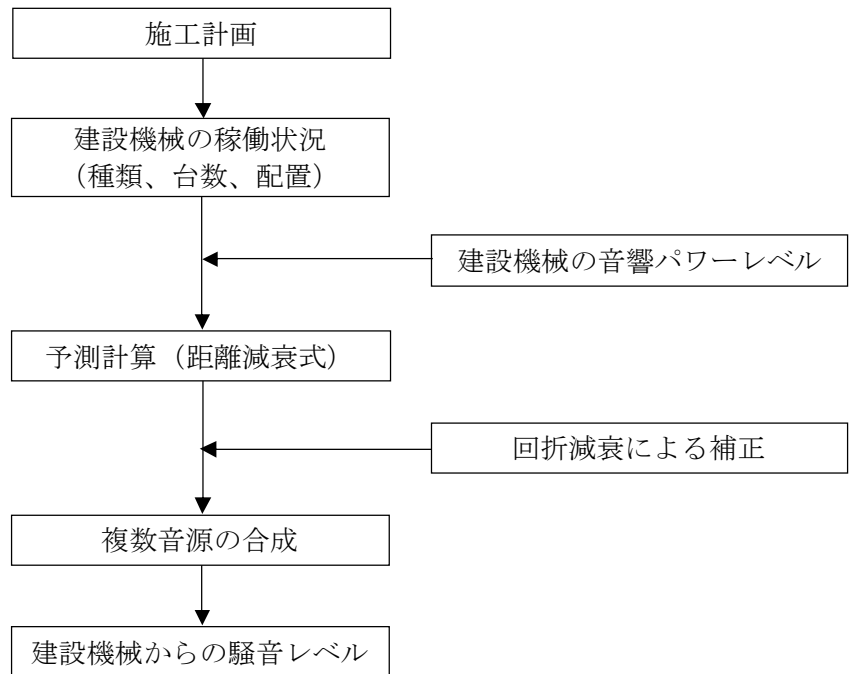


図 9.2-2 建設機械の稼働に伴う騒音の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007”（日本音響学会誌 64 巻 4 号）」（社団法人日本音響学会 平成 20 年 4 月）に準拠し、点音源の距離減衰式を用いました（P.資料 騒音-25、26）。

⑤ 予測条件

ア. 建設機械の種類、音響パワーレベル及び稼働台数

予測対象時期における建設機械の種類、音響パワーレベル及び稼働台数は、表 9.2-8、表 9.2-9 に示すとおりです。平均月間工事日数は、25 日としました。

なお、実際の工事においては、全ての建設機械が同時に稼働するものではありませんが、予測においてはすべての建設機械が同時に稼働するものとして設定しました。

表 9.2-8 建設機械の種類、音響パワーレベル及び音源高さ

建設機械の種類	規格	音響パワーレベル (dB)	音源高さ (地上+m)	出典
バックホウ	平積 1.0m ³	106	1.5	1)
ダンプ	10t	102	1.0	2)
ブルドーザ	32t	105	1.5	1)

注：音響パワーレベルは、下記出典を参考に設定しました。

出典：1. 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 13 年 4 月 9 日国土交通省告示第 487 号)

2. 「建設工事騒音モデル“ASJ CN-Model 2007”」(日本音響学会誌 64 巻 4 号 平成 20 年 4 月)

表 9.2-9 建設機械の稼働台数 (工事着工後 5 ヶ月目)

単位：台/月

建設機械の種類	規格	稼働台数
バックホウ	平積 1.0m ³	1,950
ブルドーザ	32t	650
ダンプ	10t	3,825
合計		6,425

イ. 建設機械の位置及び高さ

予測対象時期における建設機械は、作業中に移動を繰り返すことから建設機械の位置を 1 台ずつ設定するのではなく、予測対象時期にまとまって工事を行う範囲の中心付近に集約して、音源を設定しました。なお、保全対象施設が近くにある場合は、そちらに近寄った側へ音源位置を寄せ、図 9.2-3 に示すとおりとしました。なお、各建設機械の音源高さは、表 9.2-8 に示したとおり設定しました。

計画地は地形に応じた高低差がありますが、造成工事に伴い建設機械の位置する標高が変化することから、予測地点への直達距離が最短となるように、建設機械と予測地点が同一平面にあるものとして設定しました。

ウ. 回折減衰による補正

工事の施工中は、計画地敷地境界付近に鋼製仮囲い (高さ 3m) を設定する計画であるため、予測においては、鋼製仮囲いを回折条件として考慮しました。仮囲いの位置は、図 9.2-3 に示すとおりです。

なお、回折減衰による補正においては、鋼製仮囲いの透過損失 (=20dB^{*}) を考慮して、補正量を算出しました。

^{*}：鋼製仮囲い (高さ 3m) の透過損失は、「建設工事騒音の予測モデル“ASJ CN-Model 2007” (日本音響学会誌 64 巻 4 号)」(社団法人日本音響学会 平成 20 年 4 月) に示されている遮音壁の音響透過損失の目安 (一般の遮音壁や防音パネルを仮設物として設置した場合) を設定しました。

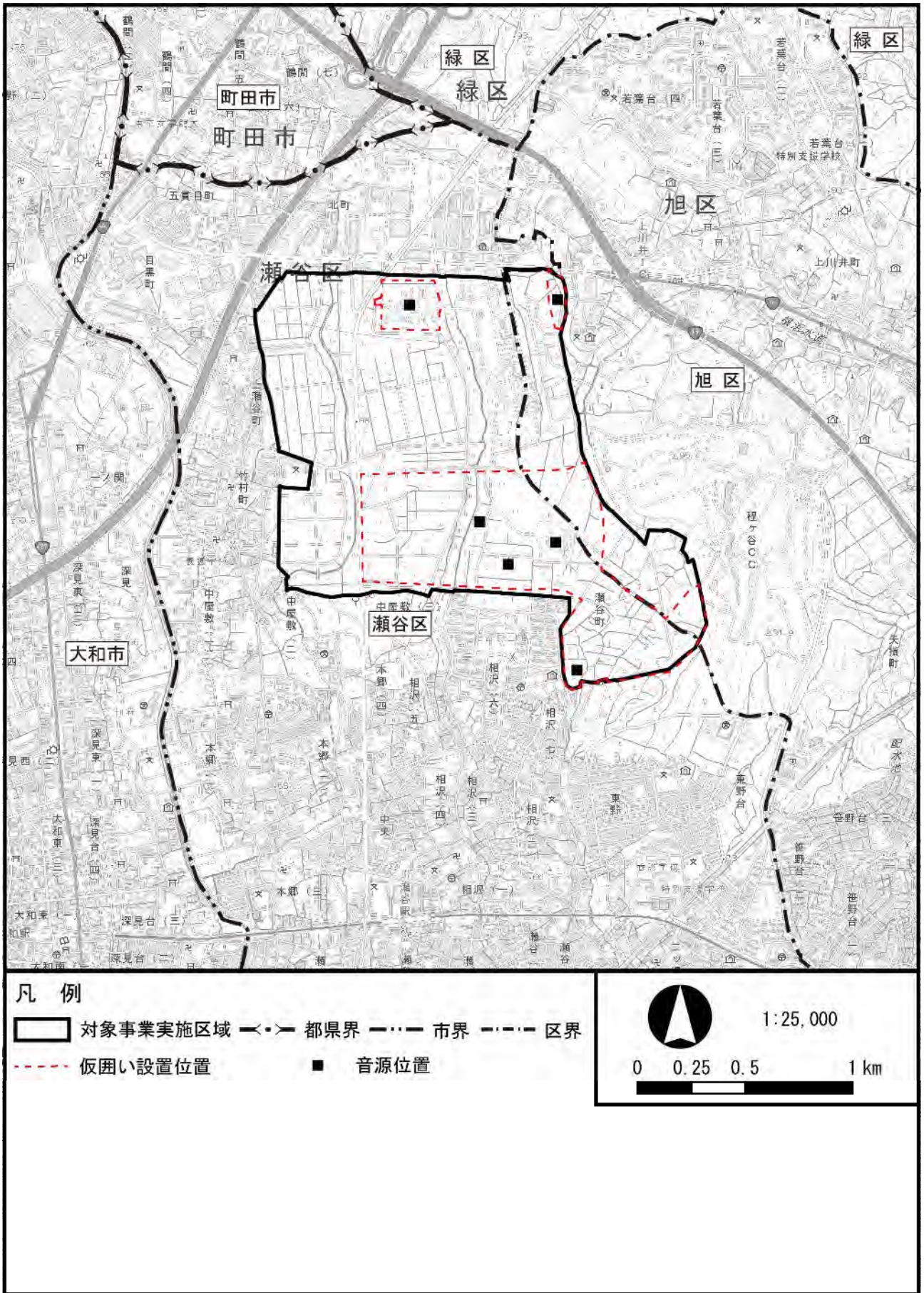


図 9.2-3 建設機械の位置図

⑥ 予測結果

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果は、表 9.2-10 及び図 9.2-4 に示すとおりです。
最大値出現地点における騒音レベル (L_{A5}) は 69dB です。

表 9.2-10 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果

単位：dB

地点名称	建設機械からの 騒音レベル (L_{A5})
最大値出現地点	69

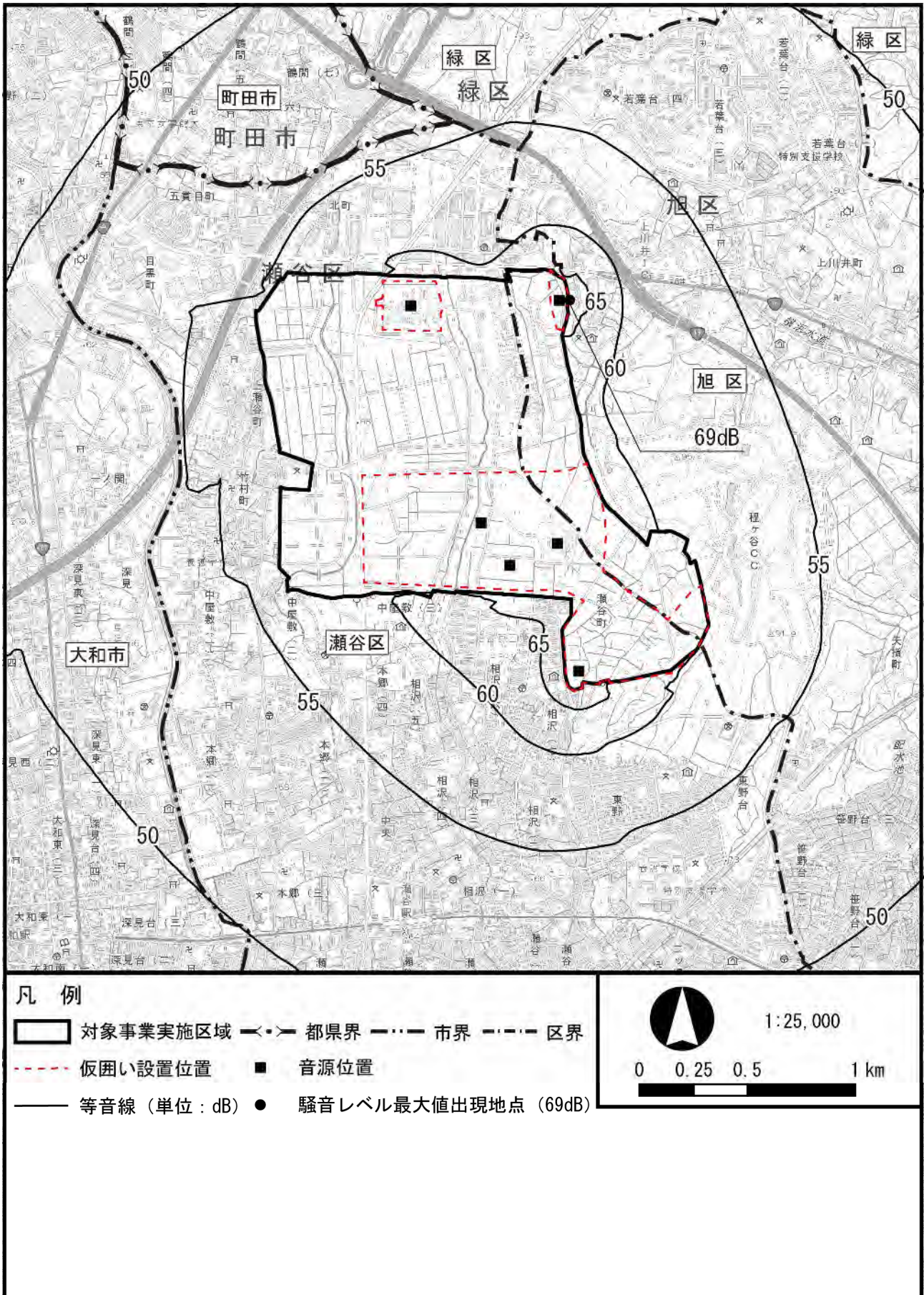


図 9.2-4 建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響を回避または低減することを目的として、表 9.2-11 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。

表 9.2-11 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
低騒音型建設機械の採用	適	低騒音型建設機械の採用により、騒音の低減が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
工事工程の平準化	適	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、騒音を抑制することにより、騒音への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	適	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、騒音を抑制することにより、騒音への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
建設機械の点検、整備を徹底	適	建設機械の点検、整備を徹底して性能を維持し、騒音を抑制することにより、騒音への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

建設機械の稼働に伴う騒音への影響を低減させるため、表 9.2-12 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.2-12 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響		
			内容	効果	区分					
工事の実施	建設機械の稼働	騒音の発生への影響	騒音発生源措置	発生源の低減	低騒音型建設機械の採用	低騒音型建設機械の採用により、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、騒音を抑制することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持することで、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.2-12 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、騒音に伴う環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

騒音の予測結果について、表 9.2-13 に示す「騒音規制法」(昭和 43 年 法律第 98 号)に基づく特定建設作業に係る騒音の基準との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。

表 9.2-13 「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の基準

(騒音規制法第2条、同法施行令第2条 別表第2)

特定建設作業の種類	種類に対応する規制に関する基準						
	敷地境界線 における 音量 (dB)	作業時間		1日の作業時間の 制限		作業 時間	日曜日、そ の他の休日 に おける作業
		1号 区域	2号 区域	1号 区域	2号 区域		
1	85	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10時間 以内	14時間 以内	連続 6日 間 以内	禁止
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

注：1. 区域の区分は、「騒音規制法」に基づき、横浜市では1号区域と2号区域は次のように決めています。

- 1号区域：・住居系地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域の全域
 ・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から80メートルまでの区域
 (ア) 学校 (イ) 保育所 (ウ) 病院及び診療所当 (エ) 図書館
 (オ) 特別養護老人ホーム (カ) 幼保連携型認定こども園

2号区域：・工業地域のうち1号区域以外の区域
 (昭和61年3月25日横浜市告示第59号)

2. 作業騒音が規制基準値を超え、周囲の生活環境が著しく損なわれていると認められる場合、1日における作業時間を1号区域にあつては10時間未満4時間以上、2号区域にあつては14時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られているものと評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

建設機械の稼働に伴う騒音の予測結果と規制基準との比較は、表 9.2-14 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う騒音については、最大値出現地点における騒音レベル (L_{A5}) は 69dB であり、「騒音規制法」に基づく特定建設作業に係る騒音の基準を下回ります。

したがって、建設機械の稼働に伴う騒音は、基準又は目標との整合が図られると評価します。

表 9.2-14 騒音の予測結果と基準との比較 (建設機械)

単位: dB

予測地点	予測結果	基準
	建設機械からの騒音レベル (L_{A5})	特定建設作業 (L_{A5})
最大寄与濃度出現地点	69	85

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.2.2-2 工事用車両の運行

(1) 予測

① 予測項目

工事用車両の運行に伴う騒音としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、工事用車両の運行に伴い、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、表 9.2-15 及び図 9.2-5 に示す工事用車両の主な運行ルートに沿道の4地点としました。

予測高さは、地上 1.2m としました。

表 9.2-15 工事用車両の運行に伴う騒音の予測地点

予測地点	道路名
No. 1	環状4号線
No. 2	八王子街道
No. 3	八王子街道
No. 4	環状4号線

③ 予測対象時期

予測対象時期は、工事用車両の運行による影響が最大となる時期とし、工事用車両台数（大型車）が最大となる月（工事着工後 12 ヶ月目）としました（P.資料 騒音-21、24）。

予測時間帯は、工事用車両の走行時間帯を考慮し、環境基準における昼間の時間帯（6～22時）としました。

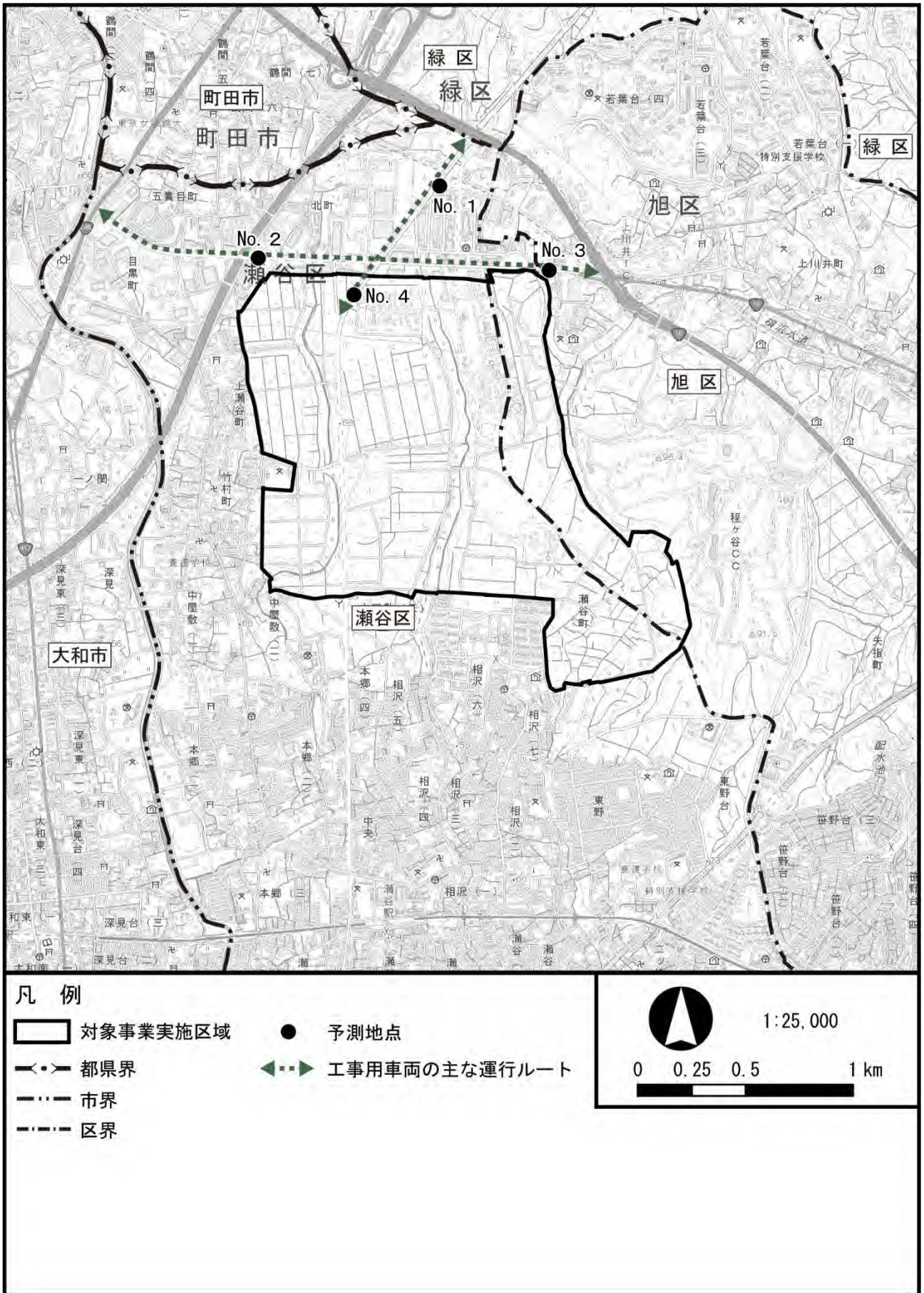


図 9.2-5 工事用車両の運行に伴う騒音の予測地点

④ 予測手法

ア. 予測手順

工事用車両の運行に伴う騒音の予測手順は、図 9.2-6 工事用車両の運行に伴う騒音の予測手順に示すとおりとしました。なお、No. 4 の予測においては、車線構造が現況と工事中で変わることから、将来一般交通量、工事中交通量による等価騒音レベルの計算値を表記することとしました。

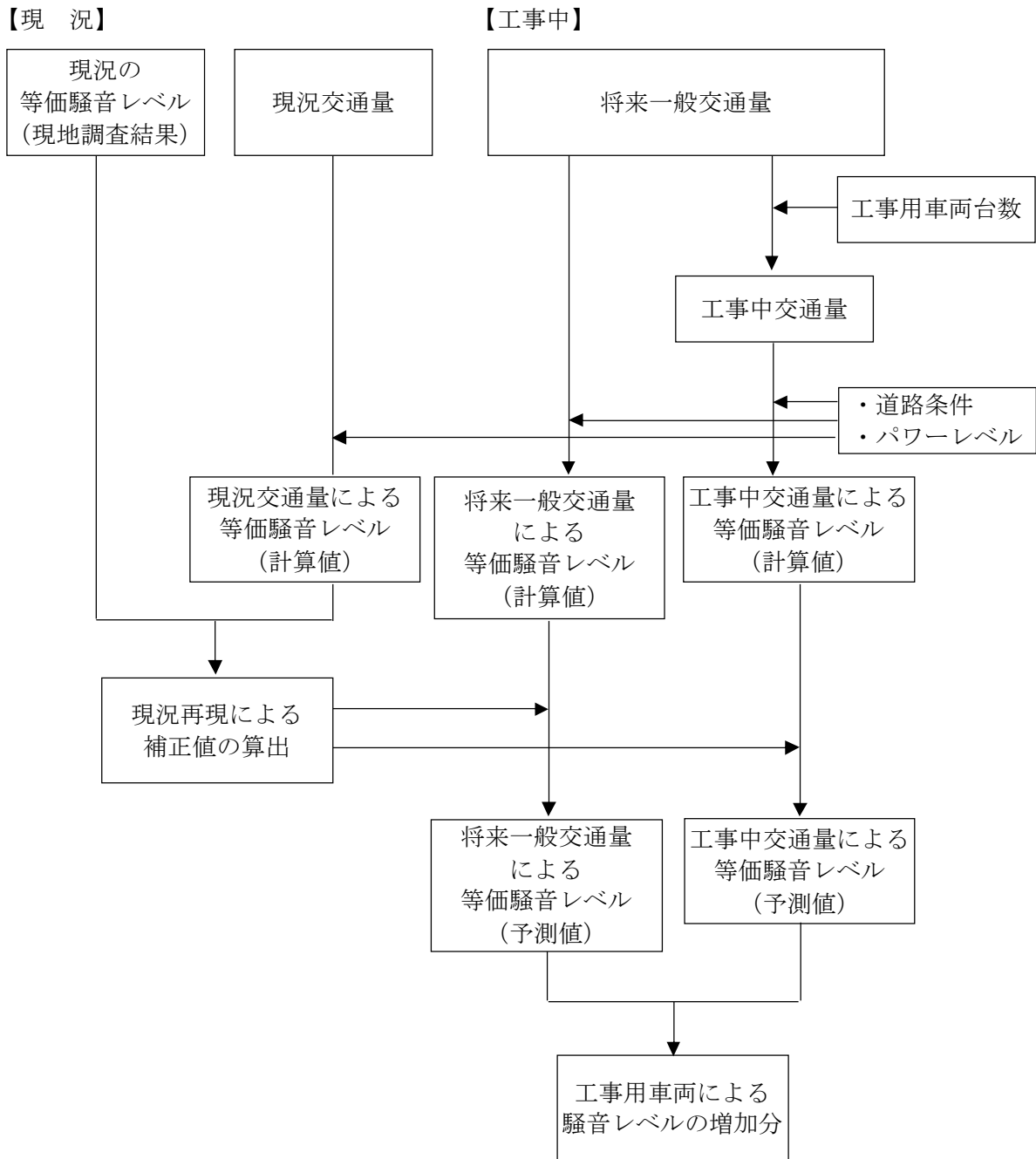


図 9.2-6 工事用車両の運行に伴う騒音の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”（日本音響学会誌 75 巻 4 号）」（一般社団法人日本音響学会 平成 31 年 4 月）に準拠しました（P. 資料 騒音-26、27）。

⑤ 予測条件

ア. 工事中交通量

予測対象時期における工事中交通量は、表 9.2-16 に示すとおりです（P. 資料 騒音 27～35）。

工事中交通量の算出にあたっては、予測対象時期の将来一般交通量に都市計画対象事業の工事用車両台数を加えて算出しました。

対象事業実施区域周辺における道路交通センサスの自動車交通量は、近年概ね横ばいまたは減少傾向にありますが、安全側の観点で将来一般交通量は平日の現地調査結果を設定しました。

工事用車両台数は、工事用車両台数が最大となる月（工事着工後 12 ヶ月目）の台数を用いました。予測対象時期における工事中交通量は、資料編（P. 資料 大気 48）に示すとおりです。また、工事用車両台数の設定の考え方、地点別、時間別の工事用車両の台数は、資料編に記載しました（P. 資料 大気-48～56）。

表 9.2-16 工事中交通量（工事着工後 12 ヶ月目）

単位：台

予測地点	道路名	方向	車種分類	16時間交通量		
				将来一般交通量	工事用車両台数	工事中交通量
				A	B	A+B
No. 1	環状4号線	目黒交番前	大型車	1,617	93	1,710
			小型車	6,978	129	7,107
			合計	8,595	222	8,817
		十日市場	大型車	1,218	93	1,311
			小型車	7,809	129	7,938
			合計	9,027	222	9,249
No. 2	八王子街道	目黒交番前	大型車	3,416	93	3,509
			小型車	8,477	129	8,606
			合計	11,893	222	12,115
		国道246号	大型車	3,604	93	3,697
			小型車	9,931	129	10,060
			合計	13,535	222	13,757
No. 3	八王子街道	目黒交番前	大型車	3,170	934	4,104
			小型車	7,206	129	7,335
			合計	10,376	1,063	11,439
		上川井	大型車	2,784	934	3,718
			小型車	6,918	129	7,047
			合計	9,702	1,063	10,765
No. 4	環状4号線	目黒交番前	大型車	965	1,120	2,085
			小型車	5,336	387	5,723
			合計	6,301	1,507	7,808
		瀬谷駅	大型車	1,034	1,120	2,154
			小型車	5,690	387	6,077
			合計	6,724	1,507	8,231

イ. 道路条件及び音源の位置

予測地点の道路条件は、表 9.2-17 に示すとおりです。

音源の位置は、方向別の車道の中央部にあるものとして設定しました (P. 資料 騒音-35、36)。

表 9.2-17 予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員 (m)	用途地域
No. 1	環状4号線	4車線	24.0	近隣商業地域
No. 2	八王子街道	3車線	19.9	準工業地域
No. 3	八王子街道	2車線	11.2	準工業地域
No. 4	環状4号線	4車線	25.0	市街化調整区域

ウ. 走行速度

予測地点における走行速度は、表 9.2-18 に示すとおり、規制速度を参考に設定しました。

表 9.2-18 予測地点における走行速度

予測地点	道路名	規制速度 (km/h)	走行速度 (km/h)
No. 1	環状4号線	50	50
No. 2	八王子街道	40	40
No. 3	八王子街道	40	40
No. 4	環状4号線	40	40

エ. 自動車のパワーレベル

自動車のパワーレベルは、実際の道路状況を考慮し、非定常走行区間*に適用されるパワーレベル式を用いて設定しました (P. 資料 騒音-37)。

※：非定常走行区間とは、信号交差点を含む一般道路で、自動車が頻繁に加速・減速を繰り返しながら走行する区間をいい、走行速度は10km/h以上、60km/h以下を対象とします。

⑥ 予測結果

工事用車両の運行に伴う騒音の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.2-19 に示すとおりです。

工事中交通量による道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) は、65.9~73.5dB であり、工事用車両による増加レベルは、0.1~1.9dB です。

表 9.2-19 工事用車両の運行に伴う騒音の予測結果

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) (予測値)		工事用車両 による 増加分 B-A
				将来一般交通量 A	工事中交通量 B	
昼間	No. 1	環状4号線	東側	65.7	65.9	0.2
			西側	66.7	66.9	0.2
	No. 2	八王子街道	北側	71.9	72.0	0.1
			南側	71.0	71.1	0.1
	No. 3	八王子街道	南側	72.7	73.5	0.8
			北側	72.6	73.4	0.8
	No. 4	環状4号線	西側	69.7	71.6	1.9
			東側	69.8	71.7	1.9

注：予測時間帯は、環境基準に準拠し、昼間6~22時としました。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響を回避または低減することを目的として、表 9.2-20 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。

表 9.2-20 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事工程の平準化	適	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、騒音の発生を抑制することにより、影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	適	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、騒音を抑制することにより、騒音への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

工事用車両の運行に伴う騒音への影響を低減させるため、表 9.2-21 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.2-21 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	騒音の発生への影響	道路騒音の低減	工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.2-21 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、騒音に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

騒音の予測結果について、表 9.2-22 に示す環境基準との整合が図られるか検討し、評価を行いました。

表 9.2-22 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

単位：dB

地域類型	当てはめ地域	時間の区分	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50 以下	40 以下
A	専ら住居の用に供される地域	55 以下	45 以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60 以下	50 以下

<道路に面する地域>

当てはめ地域	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

注：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分を指します。

<幹線交通を担う道路*に近接する空間に関する特例>

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりである。

昼間		夜間	
70dB 以下		65dB 以下	
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。		

※：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路：15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路：20m

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られていると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

工事用車両の運行に伴う騒音の予測結果と環境基準との比較は、表 9.2-23 に示すとおりです。

道路端における騒音レベル (L_{Aeq}) の予測結果は、65.9~73.5dB であり、No. 2、3、4 の地点で環境基準を超過します。なお、No. 2、3 については将来一般交通量による騒音レベルで環境基準を超過していますが、工事用車両による騒音レベルの増加分は 1 dB 未満となっています。No. 4 については、将来一般交通量では環境基準値を下回っていますが、工事中交通量では環境基準を超過します。

以上のことから、工事用車両の運行に伴う騒音は、No. 1 については環境基準との整合が図られます。No. 2、3、4 については、工事用車両による増加分は 0.1~1.9dB であり環境基準を上回ることから、工事の実施にあたっては、安全走行、規制速度の厳守、運行ルート及び運行時間の限定、不必要な空ぶかしの禁止等を工事業者へ指導・徹底し、可能な限り騒音の低減に努めます。

表 9.2-23 工事用車両の運行に伴う騒音の予測結果と環境基準との比較

単位：dB

予測時間帯	予測地点	道路名	方向	予測結果			環境基準	
				将来一般交通量 A	工事中交通量 B	工事用車両による増加分 B-A	環境基準	地域類型
昼間	No. 1	環状4号線	東側	65.7 (○)	65.9 (○)	0.2	70以下	幹線
			西側	66.7 (○)	66.9 (○)	0.2	70以下	幹線
	No. 2	八王子街道	北側	71.9 (×)	72.0 (×)	0.1	65以下	C (道路)
			南側	71.0 (×)	71.1 (×)	0.1	65以下	C (道路)
	No. 3	八王子街道	南側	72.7 (×)	73.5 (×)	0.8	65以下	C (道路)
			北側	72.6 (×)	73.4 (×)	0.8	65以下	C (道路)
	No. 4	環状4号線	西側	69.7 (○)	71.6 (×)	1.9	70以下	幹線
			東側	69.8 (○)	71.7 (×)	1.9	70以下	幹線

注：1. 予測時間帯は、環境基準に準拠し、昼間6~22時としました。

2. 環境基準の地域類型は、以下に示すとおりです。

幹線：幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

B (道路)：主として住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

C (道路)：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のうち車線を有する道路に面する地域

3. () 内の印は環境基準との比較した結果を示しています。

○：環境基準を下回る、×：環境基準を上回る

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.2.2-3 関係車両の走行

(1) 予測

① 予測項目

交通の集中に伴う騒音としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、交通の集中に伴い、騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、表 9.2-24 及び図 9.2-7 に示す供用時の関係車両の主な走行ルートに沿道の7地点としました。

予測高さは、地上 1.2m としました。

表 9.2-24 交通の集中に伴う騒音の予測地点

予測地点	道路名
No. 1	環状4号線
No. 2	八王子街道
No. 3	八王子街道
No. 4	環状4号線
No. 5	深見第228号線
No. 6	環状4号線
No. 7	上瀬谷第172号線

③ 予測対象時期

予測対象時期は、関係車両の走行が定常となる時期（2046年）としました。

予測時間帯は、関係車両の走行時間帯を考慮し、環境基準における昼間の時間帯（6～22時）及び夜間（22～6時）としました。

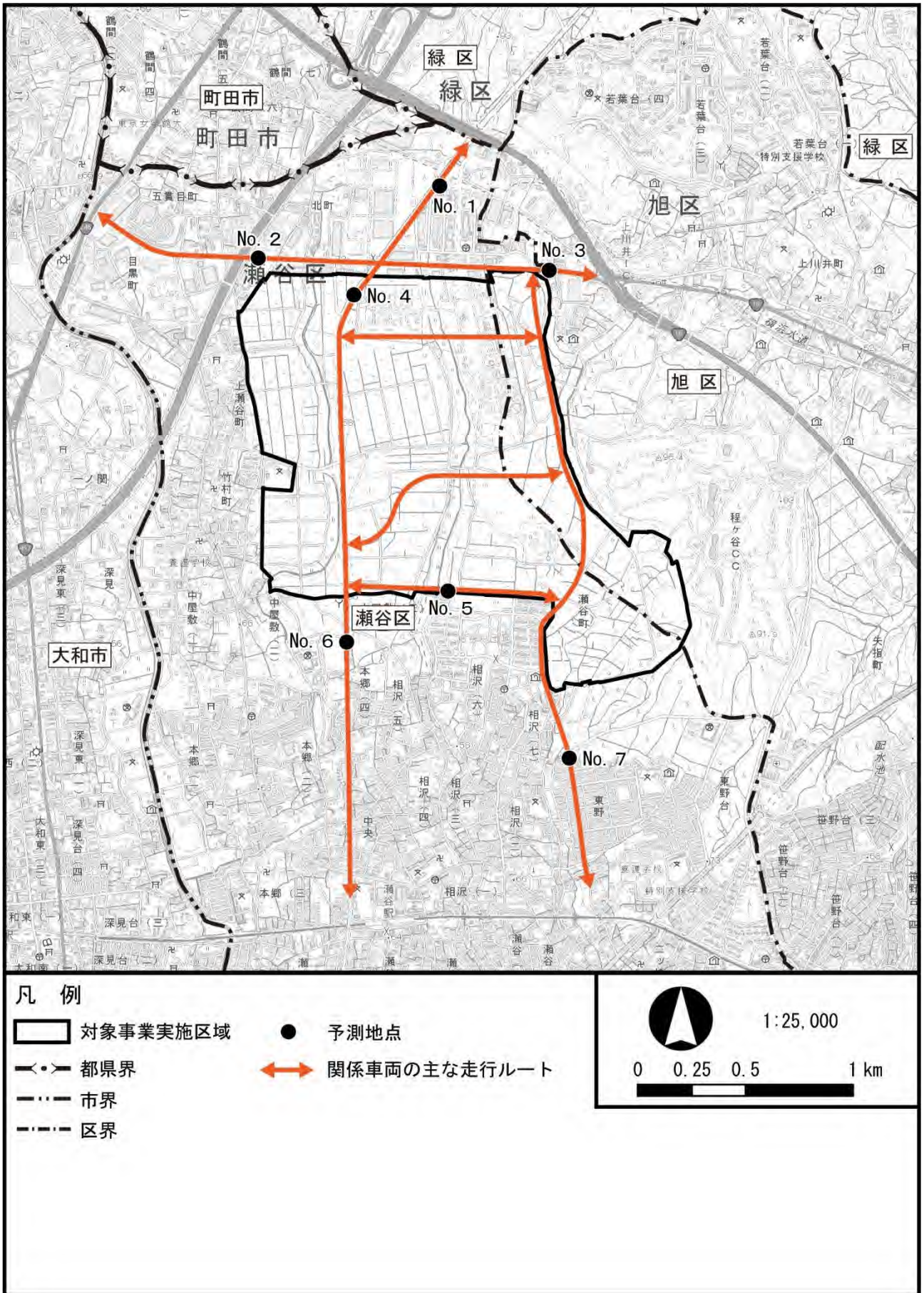


図 9.2-7 交通の集中に伴う騒音の予測地点

④ 予測手法

ア. 予測手順

交通の集中に伴う騒音の予測手順は、図 9.2-8 に示すとおりとしました。なお、No. 2、No. 3、No. 4 及び No. 5 の予測においては、現況と供用後で道路構造が変わることから現地調査結果を用いた補正は行わず、将来交通量による等価騒音レベルの計算値を表記することとしました。

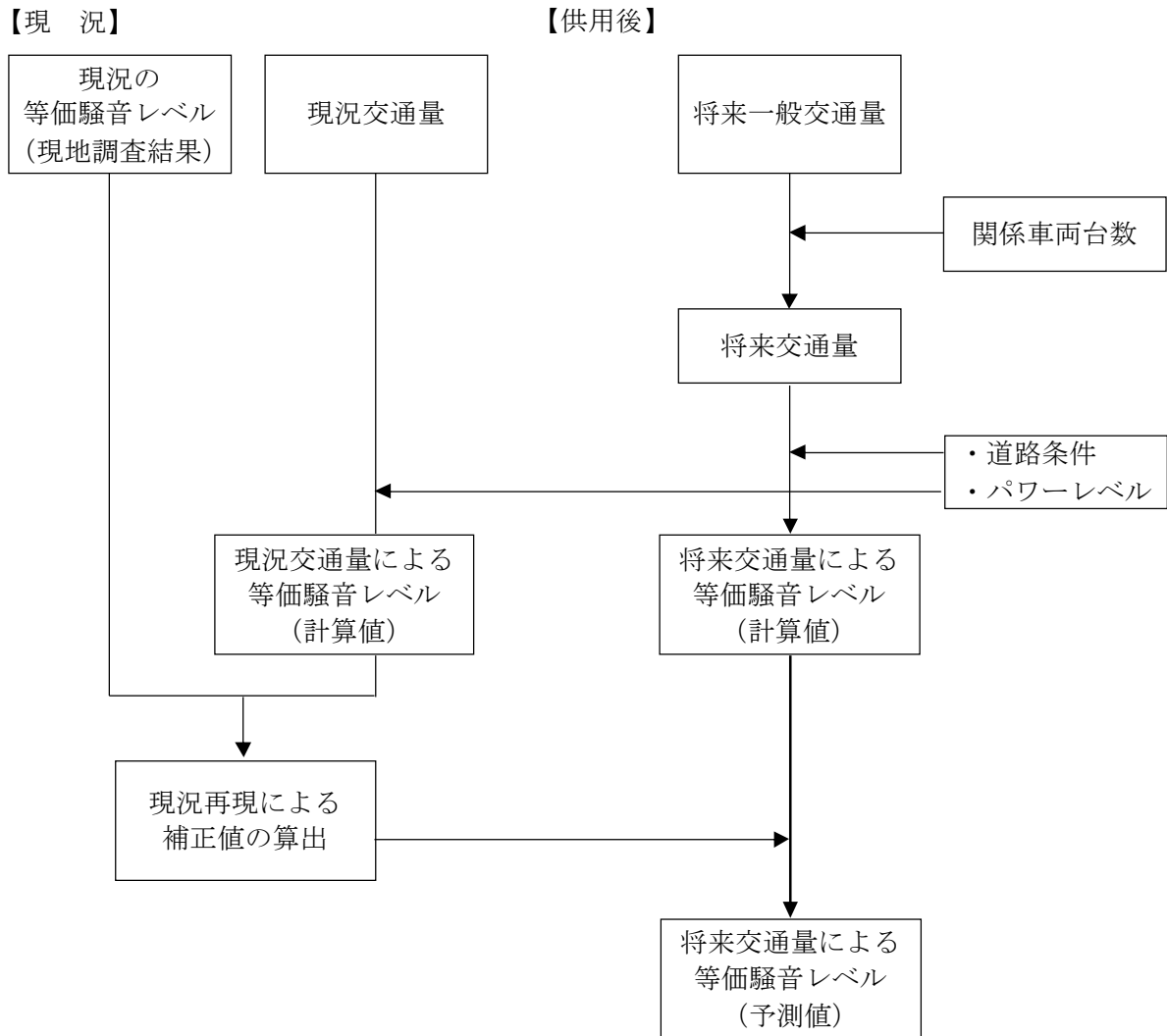


図 9.2-8 交通の集中に伴う騒音の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「道路交通騒音の予測モデル“ASJ RTN-Model 2018”（日本音響学会誌 75 巻 4 号）」（一般社団法人日本音響学会 平成 31 年 4 月）に準拠しました（P. 資料 騒音-38）。

⑤ 予測条件

ア. 将来交通量

予測対象時期における将来交通量は、「9.1 大気 9.1.2-5 関係車両の走行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」(P.9.1-60)と同様としました。

イ. 道路条件及び音源の位置

予測地点の道路条件は、表 9.2-25 に示すとおりです。音源の位置は、各車線の中央部にあるものとして設定しました (P.資料 騒音-38~40)。

表 9.2-25 予測地点の道路条件

予測地点	道路名	車線数	道路幅員 (m)	用途地域
No. 1	環状4号線	4車線	24.0	近隣商業地域
No. 2	八王子街道	4車線	22.0	準工業地域
No. 3	八王子街道	4車線	28.0	準工業地域
No. 4	環状4号線	4車線	25.0	市街化調整区域
No. 5	深見第228号線	2車線	26.0	第一種中高層住居専用地域
No. 6	環状4号線	2車線	18.1	市街化調整区域
No. 7	上瀬谷第172号線	2車線	15.4	第一種低層住居専用地域

ウ. 走行速度

予測地点における走行速度は、表 9.2-26 に示すとおり、規制速度を参考に設定しました。

表 9.2-26 予測地点における走行速度

予測地点	道路名	規制速度 (km/h)	走行速度 (km/h)
No. 1	環状4号線	50	50
No. 2	八王子街道	40	40
No. 3	八王子街道	40	40
No. 4	環状4号線	40	40
No. 5	深見第228号線	40	40
No. 6	環状4号線	40	40
No. 7	上瀬谷第172号線	40	40

エ. 自動車のパワーレベル

自動車のパワーレベルは、実際の道路状況を考慮し、非定常走行区間※に適用されるパワーレベル式を用いて設定しました (P.資料 騒音-40)。

※：非定常走行区間とは、信号交差点を含む一般道路で、自動車が頻繁に加速・減速を繰り返しながら走行する区間をいい、走行速度は10km/h以上、60km/h以下を対象とします。

⑥ 予測結果

交通の集中に伴う騒音の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.2-27 に示すとおりです。

将来交通量による道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間 64.6~72.9dB、夜間 57.9~72.9dB です。

表 9.2-27 交通の集中に伴う騒音の予測結果

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	道路交通騒音レベル (L_{Aeq})
				将来交通量
昼間	No. 1	環状4号線	東側	65.9
			西側	67.3
	No. 2	八王子街道	北側	72.7
			南側	72.6
	No. 3	八王子街道	南側	71.9
			北側	72.9
	No. 4	環状4号線	西側	70.9
			東側	71.2
	No. 5	深見第228号線	南側	67.2
			北側	66.8
	No. 6	環状4号線	西側	66.3
			東側	64.6
	No. 7	上瀬谷第172号線	西側	65.4
			東側	64.7
夜間	No. 1	環状4号線	東側	68.7
			西側	69.7
	No. 2	八王子街道	北側	72.8
			南側	72.9
	No. 3	八王子街道	南側	68.1
			北側	69.5
	No. 4	環状4号線	西側	65.2
			東側	65.1
	No. 5	深見第228号線	南側	57.9
			北側	58.1
	No. 6	環状4号線	西側	64.1
			東側	62.1
	No. 7	上瀬谷第172号線	西側	58.1
			東側	58.0

注：予測時間帯は、環境基準に準拠し、昼間6~22時、夜間22~6時としました。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響を回避または低減することを目的として、表 9.2-28 に示すとおり、環境保全措置の検討を行いました。

表 9.2-28 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
公共交通機関の利用促進	適	将来の土地利用者に、来場の際、公共交通機関の利用を促進する活動を促すことにより、関係車両の台数が減少し、騒音の発生が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
車両の効率的な利用促進	適	将来の土地利用者に、車での来場の際の相乗りや、物流など関係車両の効率的な運行管理等による車両の効率的な利用を促進する活動を促すことにより、走行台数の削減や、走行時間帯の集中抑制を図ることができ、騒音の発生が低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

関係車両の走行に伴う騒音への影響を低減させるため、表 9.2-29 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.2-29 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	騒音の発生への影響	道路騒音の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.2-29 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、騒音に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

騒音に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

騒音の予測結果について、表 9.2-30 に示す環境基準との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。

表 9.2-30 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)

単位：dB

地域類型	当てはめ地域	時間の区分	
		昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50以下	40以下
A	専ら住居の用に供される地域	55以下	45以下
B	主として住居の用に供される地域		
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60以下	50以下

<道路に面する地域>

当てはめ地域	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

注：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線部分を指します。

<幹線交通を担う道路*に近接する空間に関する特例>

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表のとおりである。

昼間		夜間	
70dB 以下		65dB 以下	
備考	個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。		

※：「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道を言い、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定します。

- ・ 2 車線以下の車線を有する道路：15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する道路：20m

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

交通の集中に伴う騒音の予測結果と環境基準との比較は、表 9.2-31 に示すとおりです。道路端における騒音レベル (L_{Aeq}) の予測結果は、昼間 64.6～72.9dB、夜間 57.9～72.9dB であり、No. 2、3、5、6、7は、昼間と夜間、No. 1は夜間、No. 4は昼間において評価の指標である環境基準を上回ります。

予測結果が環境基準を上回った地点の中で、No. 2、3、5、6は、現地調査の段階で既に環境基準を上回っており、都市計画対象事業による影響はそれほど大きくないと考えます。一方、No. 1、4、7は、現地調査の段階では環境基準を下回っていましたが、予測結果では環境基準を上回りました。特に No. 7は、現地調査結果から、昼間は約 7 dB、夜間は約 8 dB 大きくなると予測されます。

評価の指標を上回った全地点において、関係車両について公共交通機関の利用を促す等により騒音の発生を抑制するほか、関係行政と協議して交通の集中に伴う負荷の低減に努めます。

表 9.2-31 現地調査結果と交通の集中に伴う騒音の予測結果及び環境基準との比較

単位：dB

予測時間帯	予測地点	道路名	方向	現地調査結果		予測結果	環境基準	
				平日	休日	将来交通量	環境基準	地域類型
昼間	No. 1	環状4号線	東側	66 (○)	63 (○)	65.9 (○)	70 以下	幹線
			西側	—	—	67.3 (○)	70 以下	幹線
	No. 2	八王子街道	北側	—	—	72.7 (×)	70 以下	幹線
			南側	71 (×)	69 (×)	72.6 (×)	70 以下	幹線
	No. 3	八王子街道	南側	—	—	71.9 (×)	70 以下	幹線
			北側	73 (×)	72 (×)	72.9 (×)	70 以下	幹線
	No. 4	環状4号線	西側	64 (○)	62 (○)	70.9 (×)	70 以下	幹線
			東側	—	—	71.2 (×)	70 以下	幹線
	No. 5	深見第228号線	南側	67 (×)	66 (×)	67.2 (×)	60 以下	A (道路)
			北側	—	—	66.8 (×)	60 以下	A (道路)
	No. 6	環状4号線	西側	67 (×)	67 (×)	66.3 (×)	65 以下	B (道路)
			東側	—	—	64.6 (○)	65 以下	B (道路)
	No. 7	上瀬谷第172号線	西側	—	—	65.4 (×)	60 以下	A (道路)
			東側	60 (○)	58 (○)	64.7 (×)	60 以下	A (道路)
夜間	No. 1	環状4号線	東側	62 (○)	60 (○)	68.7 (×)	65 以下	幹線
			西側	—	—	69.7 (×)	65 以下	幹線
	No. 2	八王子街道	北側	—	—	72.8 (×)	65 以下	幹線
			南側	70 (×)	68 (×)	72.9 (×)	65 以下	幹線
	No. 3	八王子街道	南側	—	—	68.1 (×)	65 以下	幹線
			北側	72 (×)	70 (×)	69.5 (×)	65 以下	幹線
	No. 4	環状4号線	西側	60 (○)	59 (○)	65.2 (○)	65 以下	幹線
			東側	—	—	65.1 (○)	65 以下	幹線
	No. 5	深見第228号線	南側	60 (×)	59 (×)	57.9 (×)	55 以下	A (道路)
			北側	—	—	58.1 (×)	55 以下	A (道路)
	No. 6	環状4号線	西側	65 (×)	64 (×)	64.1 (×)	60 以下	B (道路)
			東側	—	—	62.1 (×)	60 以下	B (道路)
	No. 7	上瀬谷第172号線	西側	50 (○)	52 (○)	58.1 (×)	55 以下	A (道路)
			東側	—	—	58.0 (×)	55 以下	A (道路)

注：1. 予測時間帯は、環境基準に準拠し、昼間6～22時、夜間22～6時としました。

2. 環境基準の地域類型は、以下に示すとおりです。

幹線：幹線交通を担う道路に近接する空間に関する特例

A (道路)：専ら住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

B (道路)：主として住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域

C (道路)：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域のうち車線を有する道路に面する地域

3. No. 2、No. 3は、4車線の道路になりますので、環境基準の当てはめは“幹線”としました。

4. () 内の印は環境基準との比較した結果を示しています。

○：環境基準を下回る、×：環境基準を上回る

なお、No. 2とNo. 3の現地調査結果の欄は、現地調査結果の時の環境基準との比較としています。

5. 現地調査結果の“—”は、騒音測定用のマイクを置いていないので調査結果がないことを示します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.3 振動

9.3.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、振動の状況（環境振動及び道路交通振動）、地盤の状況（表層地質及び地盤卓越振動数）、道路構造の状況、交通量の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 振動の状況

ア. 文献その他の資料調査

道路交通振動関連の文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

現地調査の方法は、表 9.3-1 に示すとおりとしました。

表 9.3-1 現地調査方法（振動の状況）

調査項目		調査方法	測定高さ
振動の状況	環境振動	「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）に定める 「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」	地表面
	道路交通振動		

② 地盤の状況

ア. 文献その他の資料調査

表層地質について、関連文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

地盤卓越振動数の測定及び後述の土壌汚染にて調査を行うボーリング調査結果によりました。地盤卓越振動数の調査方法は、表 9.3-2 に示すとおりです。表層地質については、現地踏査により把握しました。

表 9.3-2 現地調査方法（地盤の状況）

調査項目		調査方法	測定高さ
地盤の状況	地盤卓越振動数	「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省 国土技術政策総合研究所、独立行政法人 土木研究所 平成 25 年 3 月）に示された方法（大型車単独走行時 10 回）	地表面

③ 道路構造の状況

現地踏査により把握しました。

④ 交通量の状況

ア. 文献その他の資料調査

交通量関連の文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

現地調査の方法は、表 9.3-3 に示すとおりとしました。

表 9.3-3 現地調査方法（交通量の状況）

調査項目		調査方法
交通量の状況	交通量	ハンドカウンターを使用して、方向別、時間別、車種別（大型車、小型車、自動二輪車）に計測

注：車頭番号8、自衛隊車両及び外交官車両等は、形状により各車種に分類しました。

(3) 調査地域・調査地点

① 調査地域

調査地域は、建設機械の稼働、資材及び機械の運搬、交通の集中に伴い、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

② 調査地点

ア. 文献その他の資料調査

振動の状況については、前掲図 3.2-2 (P.3-14) に示しました。

イ. 現地調査

環境振動の調査地点は、表 9.3-4 及び図 9.3-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺の3地点としました。また、同地点において地盤の状況(表層地質)を把握しました。

道路交通振動、地盤卓越振動数及び交通量の調査地点は、表 9.3-4 及び図 9.3-1 に示すとおり、工事用車両及び関係車両の主な運行ルート、走行ルートの沿道の7地点としました。

また、同地点において地盤の状況(表層地質)及び道路の状況を把握しました。

ボーリング調査の地点は、後掲図 9.6-1 (P.9.6-2) に示す、対象事業実施区域及びその周辺の7地点としました。

表 9.3-4 現地調査地点

項目	調査地点	用途地域
環境振動	環境騒振 1	市街化調整区域
	環境騒振 2	市街化調整区域
	環境騒振 3	第一種中高層住居専用地域
道路交通振動、 地盤卓越振動数 及び交通量	道路騒振 1	近隣商業地域
	道路騒振 2	準工業地域
	道路騒振 3	準工業地域
	道路騒振 4	市街化調整地域
	道路騒振 5	第一種中高層住居専用地域
	道路騒振 6	市街化調整地域
	道路騒振 7	第一種低層住居専用地域

注：全調査地点で地盤の状況(表層地質)を、道路交通振動等の調査地点で道路の状況を把握しました。

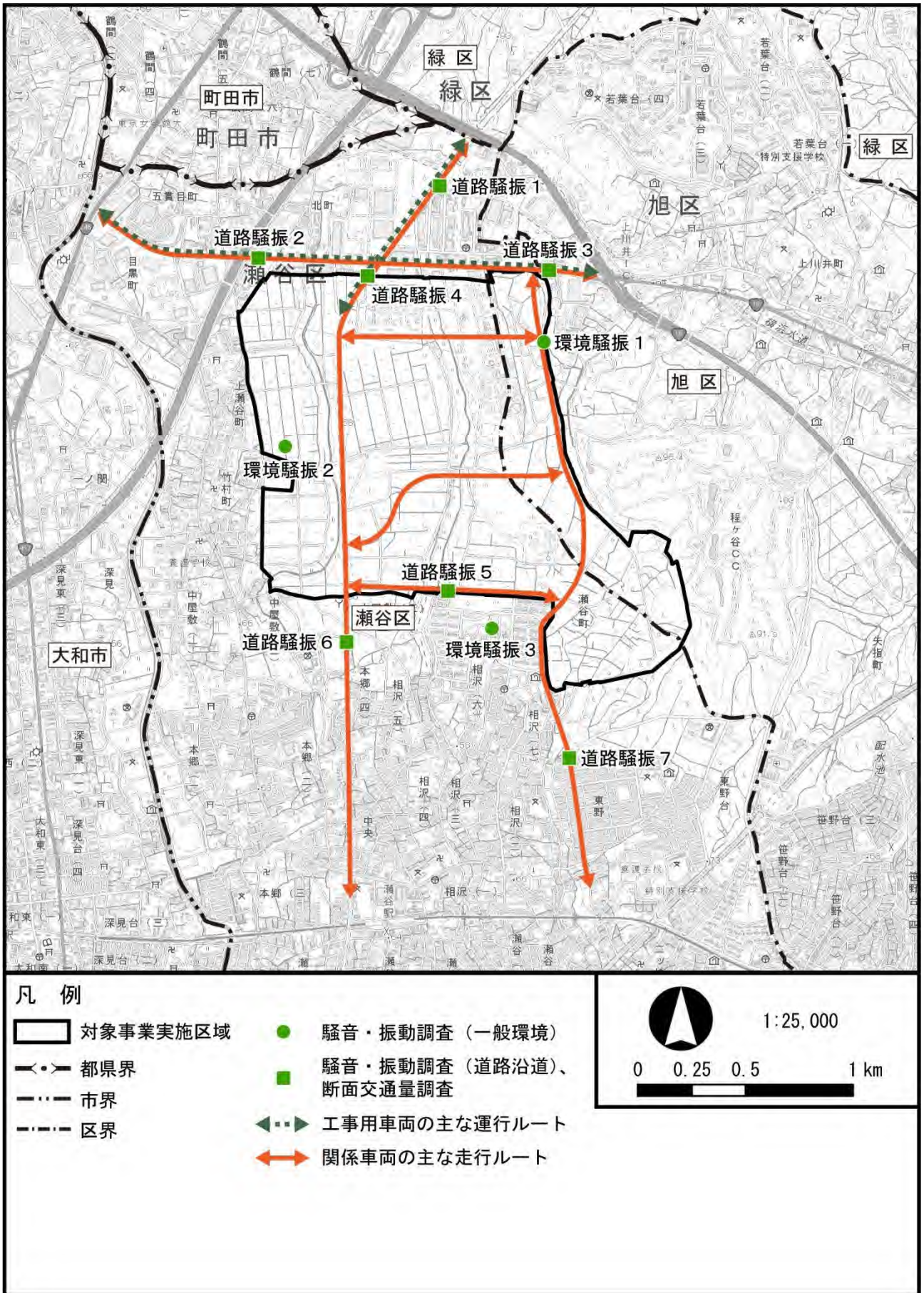


図 9.3-1 環境振動、道路交通振動及び交通量調査地点（現地調査）

(4) 調査期間

① 文献その他の資料調査

調査期間は、以下に示すとおりとしました。

【道路交通振動】

文献資料が入手可能な最新年度としました。

【地盤の状況（表層地質）】

文献資料が入手可能な最新年度としました。

【交通量】

入手可能な最新年度を含む期間（平成 17、22、27 年度）としました。

② 現地調査

環境振動、道路交通振動、交通量及、地盤卓越振動数及びボーリング調査の調査日時は、表 9.3-5 に示すとおりです。環境振動、道路交通振動、交通量は、平日 1 回（24 時間）、休日 1 回（24 時間）としました。

表 9.3-5 調査日時

調査項目	調査日時	
環境振動	平日	令和 2 年 10 月 27 日（火）10 時～28 日（水）10 時
	休日	令和 2 年 10 月 24 日（土）20 時～25 日（日）20 時
道路交通振動、交通量	平日	令和 2 年 10 月 27 日（火）10 時～28 日（水）10 時
	休日	令和 2 年 10 月 24 日（土）20 時～25 日（日）20 時
地盤卓越振動数		令和元年 11 月 7 日（木）6 時～22 時（道路騒振 4 以外）
		令和 2 年 10 月 25 日（日）6 時～22 時（道路騒振 4）
ボーリング調査		平成 31 年 4 月 23 日（火）～令和元年 5 月 22 日（木）

(5) 調査結果

① 振動の状況

ア. 文献その他の資料調査

振動の状況については、「第3章 3.2.1(4)振動の状況」(P.3-15)に示しました。

イ. 現地調査

対象事業実施区域及びその周辺における振動の現地調査結果は、表 9.3-6 に示すとおりです(P.資料 振動-1~20)。

一般環境振動レベル(L₁₀)については、全地点、全時間帯で35dB未満であり、環境基準はありませんが、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」における事業所において発生する許容限度を下回りました。

道路交通振動レベル(L₁₀)については、平日の昼間最大値は37~58dB、夜間最大値は37~59dB、休日の昼間最大値は36~51dB、夜間最大値は32~52dBでした。振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度と比較すると、昼間、夜間ともに全地点において要請限度を下回りました。

表 9.3-6 環境振動及び道路交通振動の現地調査結果

単位：dB

区分	調査地点	区分	区域 区分	調査結果 (時間帯最大値)		限度値	
				振動レベル (L ₁₀)		昼間	夜間
				昼間	夜間		
環境振動	環境騒振 1	平日	第 1 種	32 (○)	31 (○)	60	55
		休日		<25 (○)	<25 (○)		
	環境騒振 2	平日	第 1 種	34 (○)	32 (○)	60	55
		休日		29 (○)	28 (○)		
	環境騒振 3	平日	第 1 種	29 (○)	29 (○)	60	55
		休日		33 (○)	28 (○)		
道路振動	道路騒振 1	平日	第 2 種	48 (○)	45 (○)	70	65
		休日		39 (○)	39 (○)		
	道路騒振 2	平日	第 2 種	48 (○)	49 (○)	70	65
		休日		40 (○)	42 (○)		
	道路騒振 3	平日	第 2 種	58 (○)	59 (○)	70	65
		休日		49 (○)	52 (○)		
	道路騒振 4	平日	第 1 種	45 (○)	44 (○)	65	60
		休日		39 (○)	38 (○)		
	道路騒振 5	平日	第 1 種	53 (○)	53 (○)	65	60
		休日		51 (○)	51 (○)		
	道路騒振 6	平日	第 1 種	50 (○)	48 (○)	65	60
		休日		43 (○)	43 (○)		
	道路騒振 7	平日	第 1 種	37 (○)	37 (○)	65	60
		休日		36 (○)	32 (○)		

注：1. 調査地点の位置は、前掲図 9.3-1 (P.9.3-4)。

2. 区域区分は、以下に示すとおりです。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域として定められた区域以外の区域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

3. 昼間は 8：00～19：00、夜間は 19：00～翌 8：00 を示します。

4. 一般環境振動の限度値は「横浜市生活環境の保全に関する条例」における事業所において発生する許容限度、道路交通振動の限度値は振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度を示します。

5. () 内の印は限度値との比較結果を示します。○：限度値を下回る、×：限度値を上回る

6. <25 は、25dB 未満を示します。

② 地盤の状況

表層地質の調査結果は表 9.3-7 に示すとおりです。地盤卓越振動数の調査結果は表 9.3-8 に示すとおりであり、平均地盤卓越振動数は 14.4～25.0Hz でした (P.資料 振動-21～27)。また、ボーリング調査の結果は、資料編 (P.資料 地下水-1～6) に示しました。

表 9.3-7 表層地質の調査結果

区分	調査地点	表層地質
一般環境	環境騒振 1	立川ローム層・立川礫層
	環境騒振 2	立川ローム層・立川礫層
	環境騒振 3	埋土

資料：「土地分類基本調査（5万分の1表層地質図）横浜・東京西南部・東京島南部・木更津、藤沢・平塚、八王子」（神奈川県 平成3年3月）

表 9.3-8 地盤卓越振動数の調査結果

調査地点	平均地盤卓越振動数 (Hz)
道路騒振 1	19.9
道路騒振 2	25.0
道路騒振 3	14.4
道路騒振 4	17.2
道路騒振 5	17.3
道路騒振 6	16.5
道路騒振 7	22.4

③ 道路構造の状況

道路の状況の調査結果は、表 9.3-9 に示すとおりです。

表 9.3-9 道路の状況

調査地点	道路の種類	車線数	道路幅員 (m)	規制速度 (km)
道路騒振 1	アスファルト舗装	4車線	24.0	50
道路騒振 2	アスファルト舗装	3車線	19.9	40
道路騒振 3	アスファルト舗装	2車線	11.2	40
道路騒振 4	アスファルト舗装	4車線	25.0	40
道路騒振 5	アスファルト舗装	2車線	7.4	40
道路騒振 6	アスファルト舗装	2車線	18.1	40
道路騒振 7	アスファルト舗装	2車線	15.4	40

④ 交通量の状況

ア. 文献その他の資料調査

交通量の状況は、「第3章 3.3.4(1)道路交通の状況」(P.3-122~124) に示しました。

イ. 現地調査

交通量の現地調査結果は、「9.1 大気質 9.1.1 調査結果の概要」(P.9.1-14) に示しました。

9.3.2 予測及び評価の結果

9.3.2-1 建設機械の稼働

(1) 予測

① 予測項目

建設機械の稼働に伴う振動としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

建設機械の稼働に伴い、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、建設機械が稼働する区域の予測断面における敷地の境界線とするほか、等振動線図を作成しました。予測高さは、地上としました。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、建設機械の日稼働台数が最大となる時期（工事着工後5ヶ月目）としました（P.資料 振動-28～30）。

④ 予測手法

ア. 予測手順

建設機械の稼働に伴う振動の予測手順は、図 9.3-2 に示すとおりとしました。

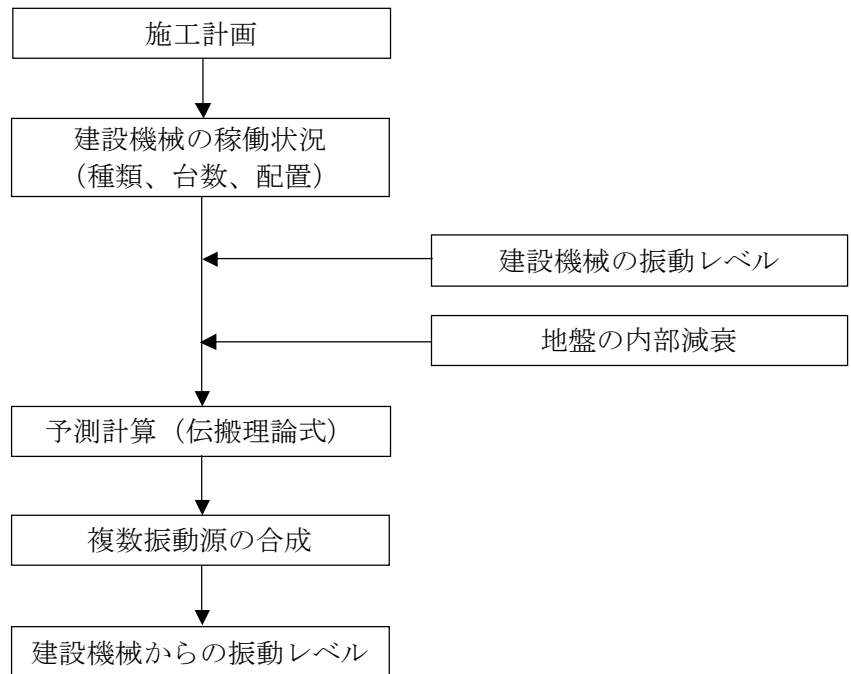


図 9.3-2 建設機械の稼働に伴う振動の予測手順

イ. 予測式

振動の予測は、振動の伝搬理論に基づく予測式を用いて、予測地点における振動源ごとの振動レベルを算出する方法としました。さらに、これらの複数の振動源からの振動レベルを合成することにより、予測地点における振動レベルを算出しました (P. 資料 振動-32)。

⑤ 予測条件

ア. 建設機械の種類、振動レベル及び稼働台数

予測対象時期における建設機械の種類及び振動レベルは表 9.3-10 に、稼働台数は表 9.3-11 に示すとおりです。平均月間工事日数は、25 日としました。

なお、実際の工事においては、全ての建設機械が同時に稼働するものではありませんが、予測においてはすべての建設機械が同時に稼働するものとして設定しました。

表 9.3-10 建設機械の種類及び振動レベル

建設機械の種類	規格	振動レベル (dB)	機側距離 (m)	出典
バックホウ	平積 1.0m ³	55	15	1)
ブルドーザ	32t	75	5	2)
ダンプ	10t	62	5	2)

注：振動レベルは、下記出典を参考に設定しました。

- 出典：1. 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成 13 年 4 月 9 日国土交通省告示第 487 号)
 2. 「建設工事に伴う騒音振動対策ハンドブック第 3 版」(社団法人日本建設機械化協会 平成 13 年 2 月)

表 9.3-11 建設機械の稼働台数（工事着工後 5 ヶ月目）

単位：台/月

建設機械の種類	規格	稼働台数
バックホウ	平積 1.0m ³	1,950
ブルドーザ	32t	650
ダンプ	10t	3,825
合計		6,425

イ. 建設機械の位置

予測対象時期における建設機械は、作業中に移動を繰り返すことから建設機械の位置を 1 台ずつ設定するのではなく、予測対象時期にまとまって工事を行う範囲の中心付近に集約して、振動源を設定しました。なお、保全対象施設が近くにある場合は、そちらに近寄った側へ振動源位置を寄せ、図 9.3-3 に示すとおりとしました。なお、各建設機械の振動源高さは、全て G.L. ±0m として設定しました。

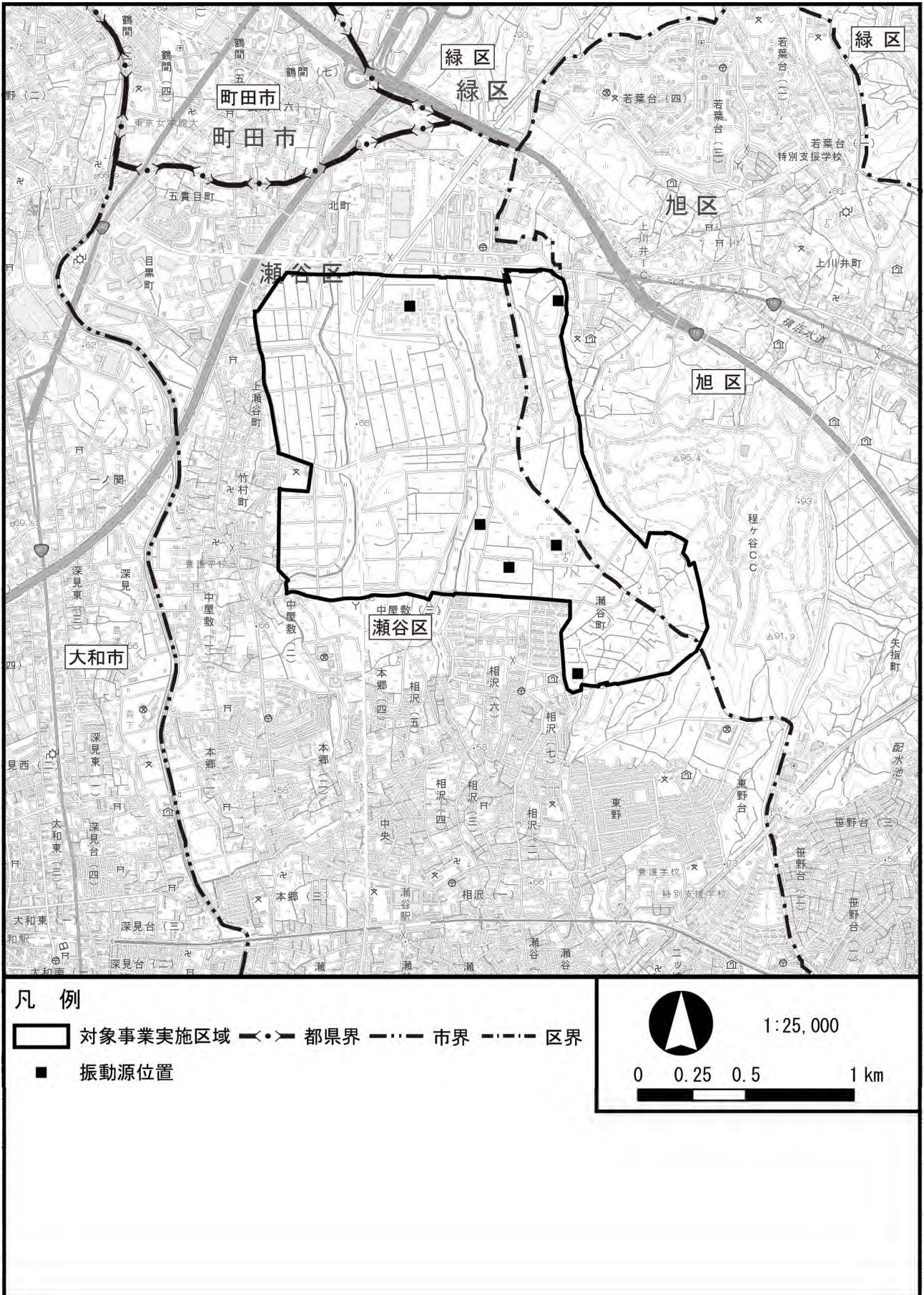


図 9.3-3 建設機械の位置図

⑥ 予測結果

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果は、表 9.3-12 及び図 9.3-4 に示すとおりです。
最大値出現地点における振動レベル (L_{10}) は 61dB です。

表 9.3-12 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果

単位：dB

地点名称	建設機械からの 振動レベル (L_{10})
最大値出現地点	61

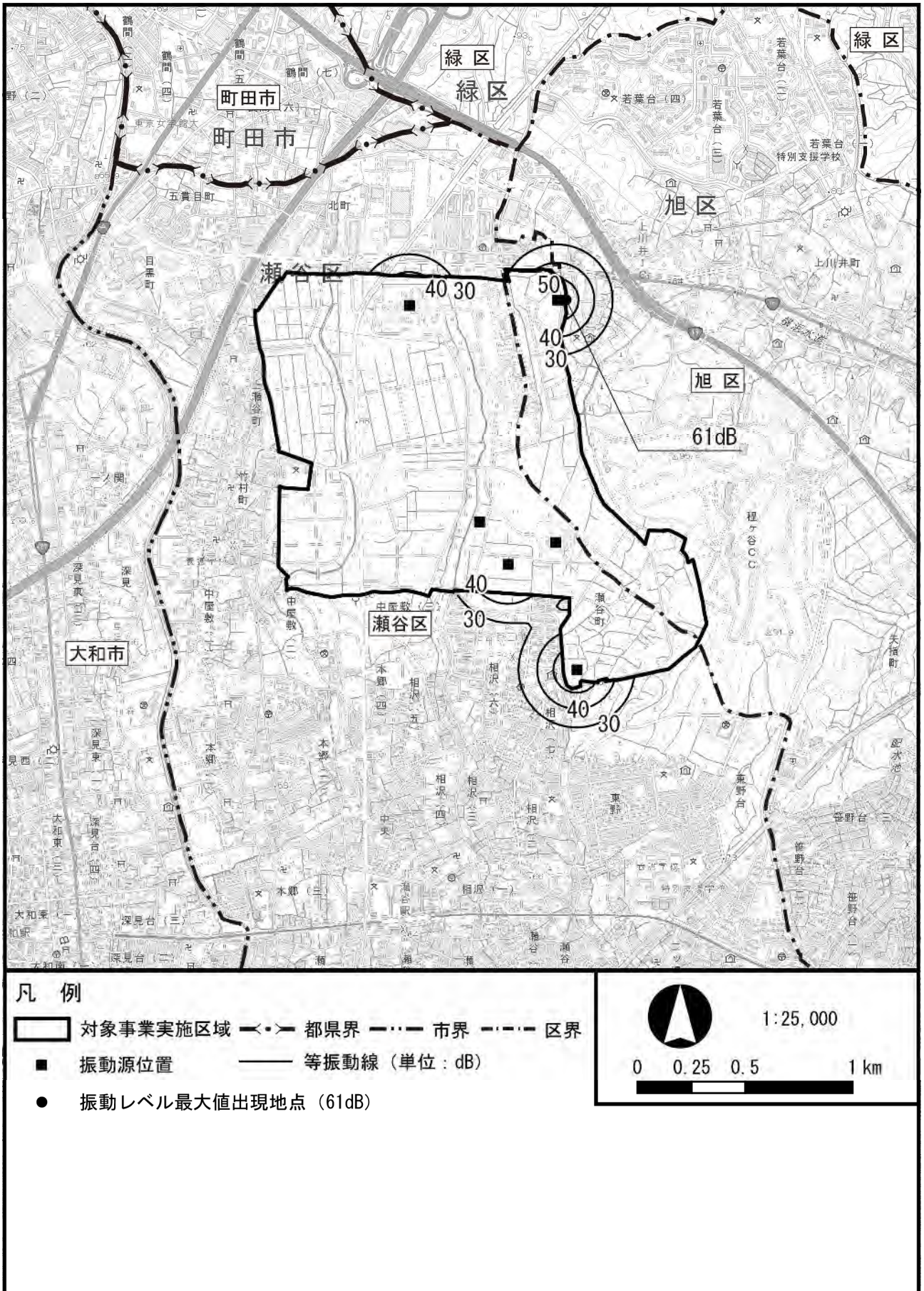


図 9.3-4 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.3-13 に示します。

表 9.3-13 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
低振動型建設機械の採用	適	低振動型建設機械の採用により、振動の低減が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
工事工程の平準化	適	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、振動を抑制することにより、振動への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	適	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、振動を抑制することにより、振動への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
建設機械の点検、整備を徹底	適	建設機械の適切な整備・点検を実施することで建設機械の性能を維持し、振動の低減が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

建設機械の稼働に伴う振動への影響を低減させるため、表 9.3-14 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.3-14 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響		
			内容	効果	区分					
工事の実施	建設機械の稼働	振動の発生への影響	振動発生源措置	発生源の低減	低振動型建設機械の採用	低振動型建設機械の採用により、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、振動を抑制することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持することで、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.3-14 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、振動に伴う環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

振動の予測結果について、表 9.3-15 に示す「振動規制法」(昭和 51 年 6 月 法律第 64 号)に基づく特定建設作業に係る振動の基準との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。

表 9.3-15 「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の基準

(振動規制法第 2 条、令第 2 条 別表第 2)

特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ (dB)	作業時間		1 日における延作業時間		同一場所における連続時間時間		日曜・休日における作業
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
1 くい打機 (もんけん及び圧入式くい打くい抜機を除く。)、くい抜機 (油圧式くい抜機を除く。) 又はくい抜機 (圧入式くい打くい抜機を除く)	75	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	10 時間 以内	14 時間 以内	6 日 以内	6 日 以内	禁止
2 ブレーカーを使用する作業 (手持式ものを除く) *								
3 鋼球を使用して建物、その他の工作物を破壊する作業								
4 舗装版破砕機を使用する作業*								

注：区域の区分は、「振動規制法」に基づき、横浜市では 1 号区域と 2 号区域は次のように決めています。

- 1 号区域：・住居系地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域の全域
・工業地域のうち次に掲げる施設の敷地の境界線から 80 メートルまでの区域
(ア) 学校 (イ) 保育所 (ウ) 病院及び診療所当 (エ) 図書館
(オ) 特別養護老人ホーム (カ) 幼保連携型認定こども園

2 号区域：・工業地域のうち 1 号区域以外の区域

(昭和 61 年 3 月 25 日横浜市告示第 62 号)

※：作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限ります。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内ではできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

建設機械の稼働に伴う振動の予測結果と基準との比較は、表 9.3-16 に示すとおりです。

建設機械の稼働に伴う振動については、最大値出現地点における振動レベルは 61dB であり、「振動規制法」に基づく特定建設作業に係る振動の基準を下回ります。

したがって、建設機械の稼働に伴う振動は、基準又は目標との整合が図られると評価します。

表 9.3-16 建設機械の稼働に伴う振動の予測結果と基準との比較（建設機械）

単位：dB

予測地点	予測結果	基準
	建設機械からの振動レベル (L ₁₀)	特定建設作業 (L ₁₀)
最大値出現地点	61	75

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.3.2-2 工事用車両の運行

(1) 予測

① 予測項目

工事用車両の運行に伴う振動としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、工事用車両の運行に伴い、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、表 9.3-17 及び図 9.3-5 に示す工事用車両の主な運行ルートに沿道の4地点としました。

予測高さは、地上としました。

表 9.3-17 工事用車両の運行に伴う振動の予測地点

予測地点	道路名
No. 1	環状4号線
No. 2	八王子街道
No. 3	八王子街道
No. 4	環状4号線

③ 予測対象時期

予測対象時期は、工事用車両の運行による影響が最大となる時期とし、工事用車両台数（大型車）が最大となる月（工事着工後12ヶ月目）としました（P.資料 振動-28、31）。

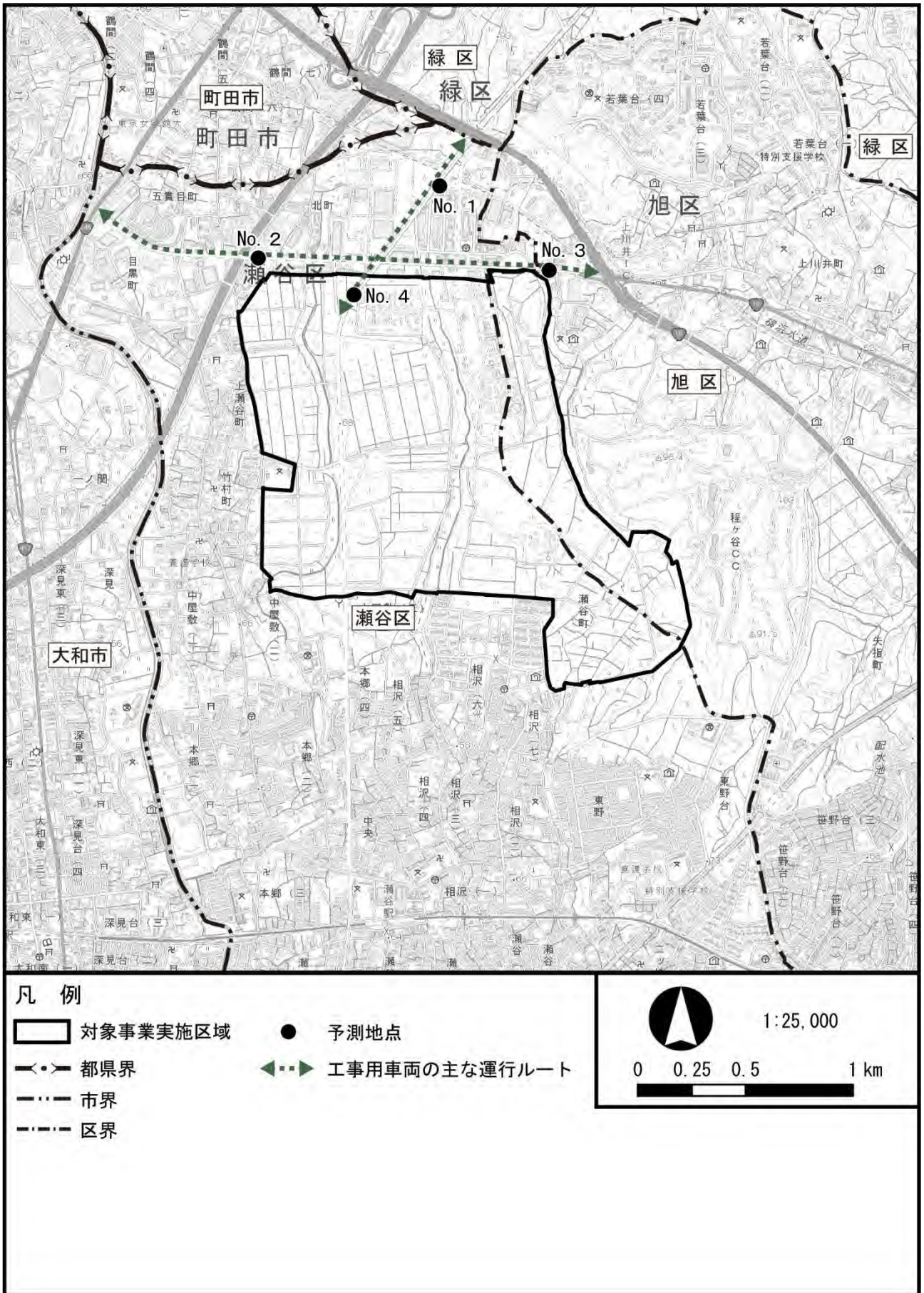


図 9.3-5 工事用車両の運行に伴う振動の予測地点

④ 予測手法

ア. 予測手順

工事用車両の運行に伴う振動の予測手順は、図 9.3-6 に示すとおりとしました。なお、No. 4 の予測においては、車線構造が現況と工事中で変わることから、将来一般交通量、工事中交通量による振動レベルの計算値を表記することとしました。

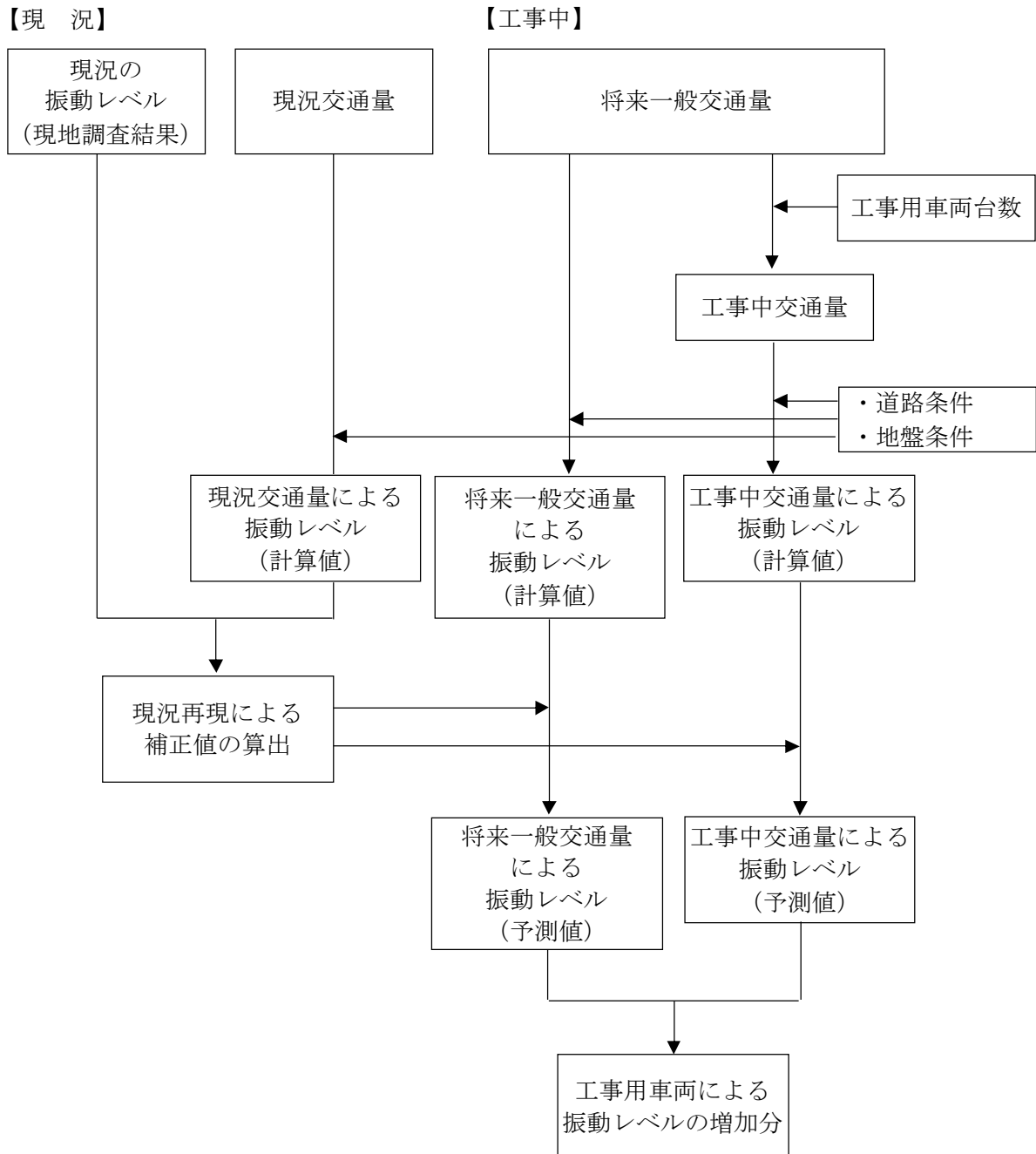


図 9.3-6 工事用車両の運行に伴う振動の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に準拠しました（P. 資料 振動-33）。

⑤ 予測条件

ア. 工事中交通量

工事用車両台数は、工事用車両台数が最大となる月（工事着工後 12 ヶ月目）の台数を用いました。予測対象時期における工事中交通量は、前掲表 9.1-37（P.9.1-40）に示すとおりです。また、工事用車両台数の設定の考え方、地点別、時間別の工事用車両の台数は、資料編に記載しました（P. 資料 大気-48～56）。

イ. 道路条件及び基準点※の位置

道路条件は、「9.2 騒音 9.2.2 予測及び評価の結果」（P.9.2-23）と同様としました。

予測の基準点※の位置は、最も外側の車線の中心から 5 m の位置に設定しました（P. 資料 振動-34、35）。

※：基準点とは、道路交通振動の距離減衰を算出する際に基準となる地点を示します。

ウ. 走行速度

予測地点における走行速度は、「9.2 騒音 9.2.2 予測及び評価の結果」（P.9.2-23）と同様に、規制速度を参考に設定しました。

⑥ 予測結果

工事用車両の運行に伴う振動の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.3-18 に示すとおりです。

工事中交通量による道路交通振動レベル (L_{10}) の最大値は、昼間 47.6~58.9dB、夜間 46.2~56.4dB であり、工事用車両による増加レベルは、昼間 0.1 未満~2.3dB、夜間 0.6~3.2dB です。

表 9.3-18 工事用車両の運行に伴う振動の予測結果

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	道路交通振動レベル (予測値) (L_{10}) (予測時間帯の最大値)		工事用車両 による 増加分 B-A
				将来一般交通量 A	工事中交通量 B	
昼間	No. 1	環状4号線	東側	47.6	47.6	0.1 未満
			西側	47.7	47.7	0.1 未満
	No. 2	八王子街道	北側	48.1	48.1	0.1 未満
			南側	48.1	48.1	0.1 未満
	No. 3	八王子街道	南側	57.9	58.9	1.0
			北側	57.9	58.9	1.0
	No. 4	環状4号線	西側	49.1	51.4	2.3
			東側	49.1	51.4	2.3
夜間	No. 1	環状4号線	東側	45.1	46.2	1.1
			西側	45.2	46.3	1.1
	No. 2	八王子街道	北側	46.6	47.2	0.6
			南側	46.6	47.2	0.6
	No. 3	八王子街道	南側	55.8	56.4	0.6
			北側	55.8	56.4	0.6
	No. 4	環状4号線	西側	48.3	51.5	3.2
			東側	48.3	51.5	3.2

注：1. 予測時間帯は、昼間 8~19 時、夜間 19~8 時としました。

2. 道路交通振動レベルの値は、予測時間帯における最大値を示します。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.3-19 に示します。

表 9.3-19 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事工程の平準化	適	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、振動の発生を抑制することにより、振動への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	適	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、振動を抑制することにより、振動への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

工事用車両の運行に伴う振動への影響を低減させるため、表 9.3-20 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.3-20 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	振動の発生への影響	道路振動の低減	工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、振動の発生を抑制することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.3-20 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、振動に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

振動の予測結果について、表 9.3-21 に示す道路交通振動に係る要請限度との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。なお、要請限度は予測地点の区域の区分によって設定しました。

表 9.3-21 道路交通振動に係る要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域として定められた区域以外の区域	65	60
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

工事用車両の運行に伴う振動の予測結果と「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度との比較は、表 9.3-22 に示すとおりです。

道路端における振動レベル (L₁₀) の予測結果 (最大値) は、昼間 47.6~58.9dB、夜間 46.2~56.4dB であり、いずれも要請限度を下回ります。

したがって、工事用車両の運行に伴う振動は、目標との整合が図られると評価します。

表 9.3-22 工事用車両の運行に伴う振動の予測結果と要請限度との比較

単位：dB

予測時間帯	予測地点	道路名	方向	予測結果			要請限度	
				将来一般交通量	工事中交通量	工事用車両による増加分	要請限度	区域区分
				A	B	B-A		
昼間	No. 1	環状4号線	東側	47.6 (○)	47.6 (○)	0.1 未満	70	第2種
			西側	47.7 (○)	47.7 (○)	0.1 未満		
	No. 2	八王子街道	北側	48.1 (○)	48.1 (○)	0.1 未満	70	第2種
			南側	48.1 (○)	48.1 (○)	0.1 未満		
	No. 3	八王子街道	南側	57.9 (○)	58.9 (○)	1.0	70	第2種
			北側	57.9 (○)	58.9 (○)	1.0		
	No. 4	環状4号線	西側	49.1 (○)	51.4 (○)	2.3	65	第1種
			東側	49.1 (○)	51.4 (○)	2.3		
夜間	No. 1	環状4号線	東側	45.1 (○)	46.2 (○)	1.1	65	第2種
			西側	45.2 (○)	46.3 (○)	1.1		
	No. 2	八王子街道	北側	46.6 (○)	47.2 (○)	0.6	65	第2種
			南側	46.6 (○)	47.2 (○)	0.6		
	No. 3	八王子街道	南側	55.8 (○)	56.4 (○)	0.6	65	第2種
			北側	55.8 (○)	56.4 (○)	0.6		
	No. 4	環状4号線	西側	48.3 (○)	51.5 (○)	3.2	60	第1種
			東側	48.3 (○)	51.5 (○)	3.2		

- 注：1. 予測時間帯は、昼間8~19時、夜間19~8時としました。
 2. 道路交通振動レベルの値は、予測時間帯における最大値を示します。
 3. (○)内の印は要請限度との比較した結果を示しています。
 ○：要請限度を下回る、×：要請限度を上回る

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.3.2-3 関係車両の走行

(1) 予測

① 予測項目

交通の集中に伴う振動としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、交通の集中に伴い、振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、振動に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、表 9.3-23 及び図 9.3-7 に示す供用時の関係車両の主な走行ルートに沿道 7 地点としました。

予測高さは、地上としました。

表 9.3-23 交通の集中に伴う振動の予測地点

予測地点	道路名
No. 1	環状 4 号線
No. 2	八王子街道
No. 3	八王子街道
No. 4	環状 4 号線
No. 5	深見第 228 号線
No. 6	環状 4 号線
No. 7	上瀬谷第 172 号線

③ 予測対象時期

予測対象時期は、関係車両の走行が定常となる時期（2046 年）としました。

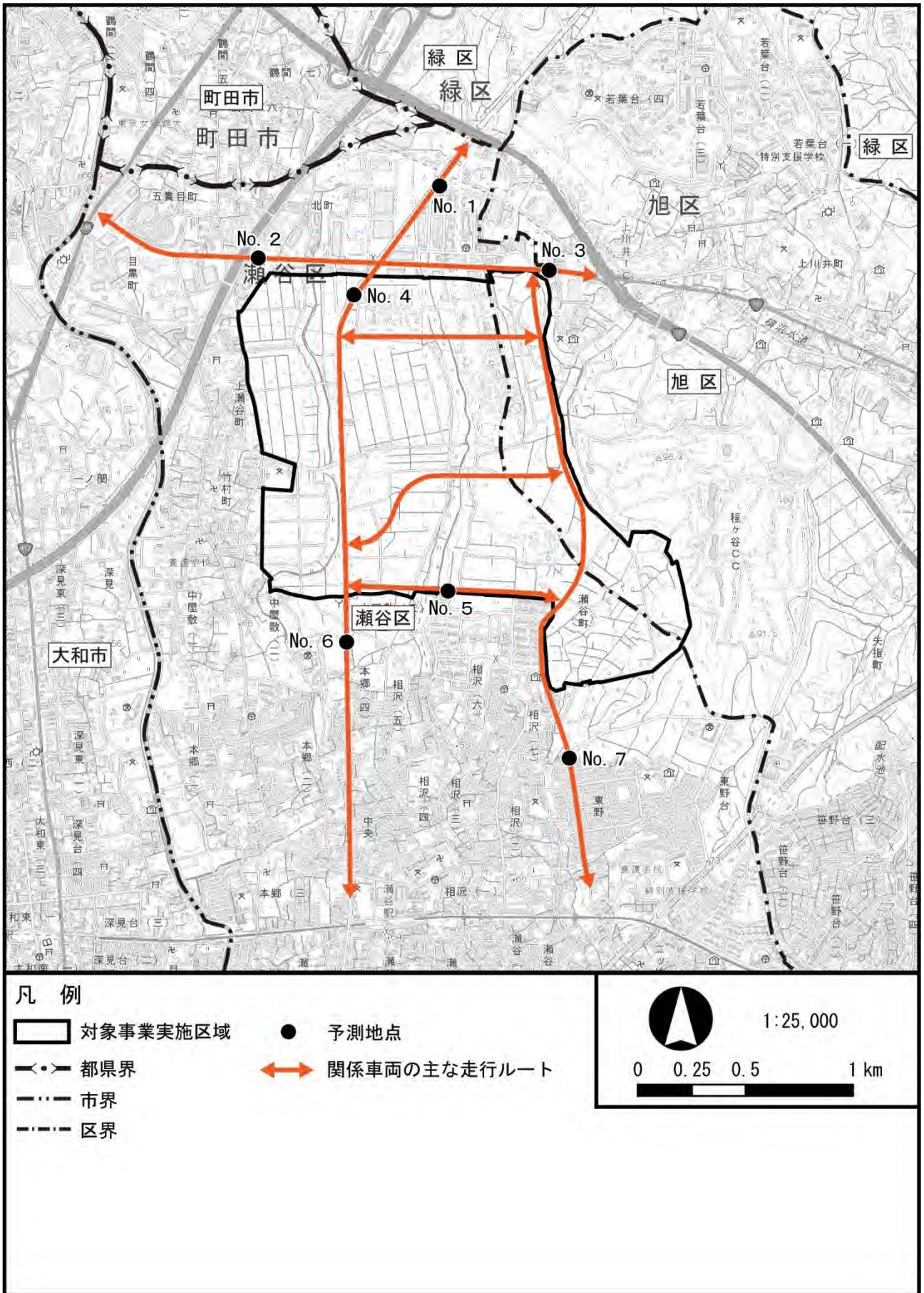


図 9.3-7 交通の集中に伴う振動の予測地点

④ 予測手法

ア. 予測手順

交通の集中に伴う振動の予測手順は、図 9.3-8 に示すとおりとしました。なお、No. 2、No. 3、No. 4 及び No. 5 の予測においては現況と供用後で道路構造が変わることから現地調査結果を用いた補正は行わず、将来交通量による振動レベルの計算値を表記することとしました。

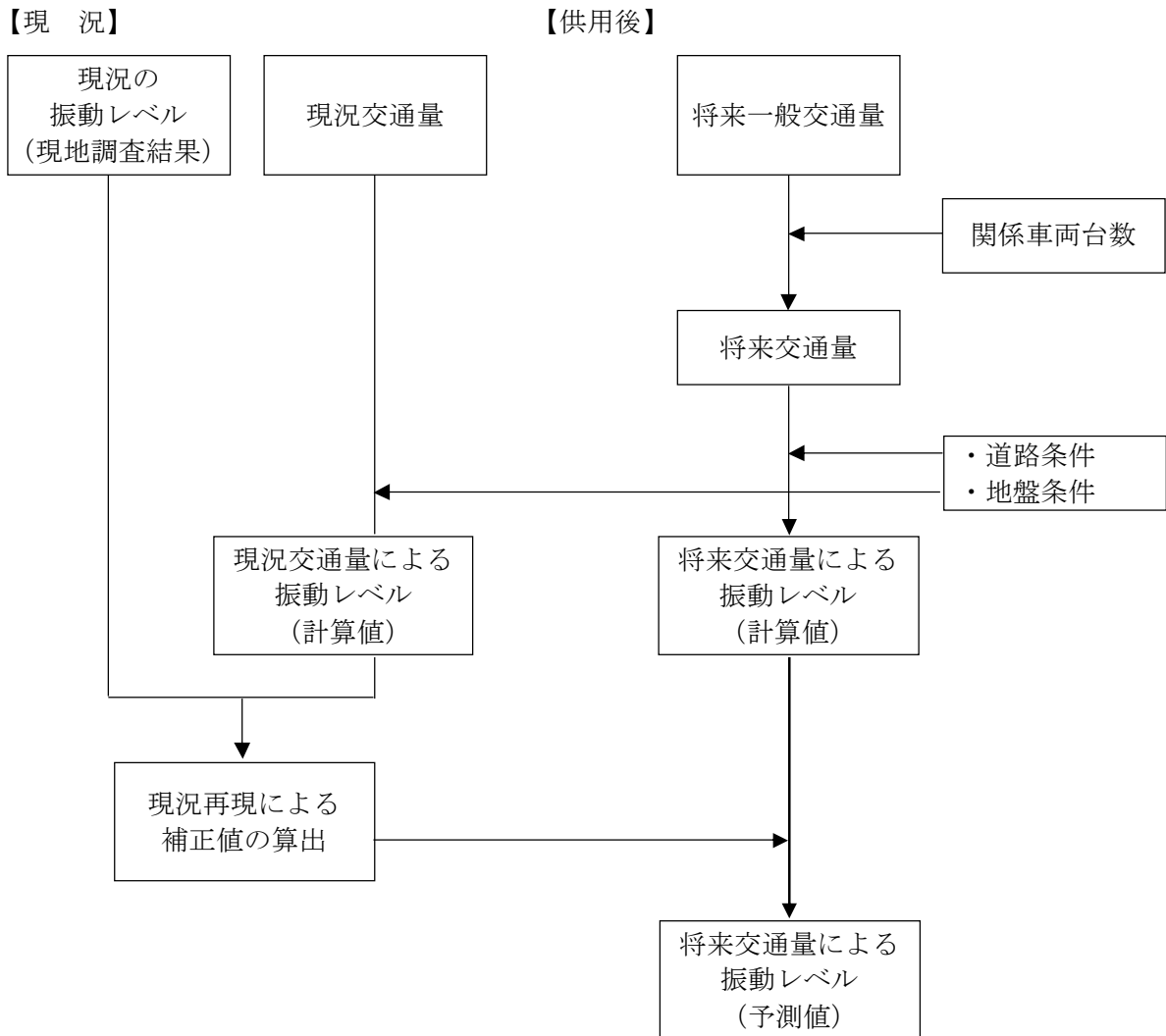


図 9.3-8 交通の集中に伴う振動の予測手順

イ. 予測式

予測式は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所 平成 25 年 3 月）に準拠しました（P. 資料 振動-36）。

⑤ 予測条件

ア. 将来交通量

予測対象時期における将来交通量は、「9.1 大気質 9.1.2-5 関係車両の走行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）」（P.9.1-60）と同様としました。

イ. 道路条件及び基準点※の位置

道路条件は、「9.2 騒音 9.2.2-3 関係車両の走行」（P.9.2-32）と同様としました。

予測の基準点※の位置は、最も外側の車線の中心から5mの位置に設定しました（P.資料 振動-36～38）。

※：基準点とは、道路交通振動の距離減衰を算出する際に基準となる地点を示します。

ウ. 走行速度

予測地点における走行速度は、「9.2 騒音 9.2.2-3 関係車両の走行」（P.9.2-32）と同様に、規制速度等を参考に設定しました。

⑥ 予測結果

交通の集中に伴う振動の各予測断面道路端における予測結果は、表 9.3-24 に示すとおりです。

将来交通量による道路交通振動レベル(L₁₀)の最大値は、昼間 46.0～53.3dB、夜間 44.8～52.7dB です。

表 9.3-24 交通の集中に伴う振動の予測結果

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	道路交通振動レベル (L ₁₀) (予測時間帯の最大値)
				将来交通量
昼間	No. 1	環状4号線	東側	50.1
			西側	50.2
	No. 2	八王子街道	北側	51.2
			南側	51.2
	No. 3	八王子街道	南側	52.3
			北側	53.3
	No. 4	環状4号線	西側	49.1
			東側	50.1
	No. 5	深見 第228号線	南側	47.9
			北側	47.9
	No. 6	環状4号線	西側	49.9
			東側	49.0
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	46.1
			東側	46.0
夜間	No. 1	環状4号線	東側	52.3
			西側	52.4
	No. 2	八王子街道	北側	51.2
			南側	51.2
	No. 3	八王子街道	南側	51.7
			北側	52.7
	No. 4	環状4号線	西側	49.0
			東側	49.9
	No. 5	深見 第228号線	南側	44.8
			北側	44.8
	No. 6	環状4号線	西側	48.0
			東側	47.2
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	46.8
			東側	46.7

注：1. 予測時間帯は、昼間8～19時、夜間19～8時としました。

2. 道路交通振動レベルの値は、予測時間帯における最大値を示します。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.3-25 に示します。

表 9.3-25 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
公共交通機関の利用促進	適	将来の土地利用者に、来場の際、公共交通機関の利用を促進する活動を促すことにより、関係車両の台数が減少し、振動の発生が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
車両の効率的な利用促進	適	将来の土地利用者に、車での来場の際の相乗りや、物流など関係車両の効率的な運行管理等による車両の効率的な利用を促進する活動を促すことにより、走行台数の削減や、走行時間帯の集中抑制を図ることができ、振動の発生が低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

関係車両の走行に伴う振動への影響を低減させるため、表 9.3-26 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.3-26 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	振動の発生への影響	道路振動の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、振動が低減されます。	低減	事業者	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.3-26 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、振動に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

振動に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

振動の予測結果について、表 9.3-27 に示す「振動規制法」に基づく要請限度との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。なお、要請限度は予測地点の区域の区分によって設定しました。

表 9.3-27 「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度

単位：dB

区域の区分		時間の区分	
		昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種 区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途市域として定められた区域以外の区域	65	60
第2種 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

「(2) 環境保全措置の検討」で示した環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内ではできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

交通の集中に伴う振動の予測結果と「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度との比較は、表 9.3-28 に示すとおりです。

道路端における振動レベル (L_{10}) の予測結果 (最大値) は、昼間 46.0~53.3dB、夜間 44.8~52.7dB であり、いずれも要請限度を超過しません。

以上より、交通の集中に伴う振動は、基準又は目標との整合が図られると評価します。

現況と比較すると、振動レベルが高くなる地点がありますが、走行時間帯の集中回避や公共交通機関の利用を促すことで、振動の発生を抑制することにより、振動への影響が低減されます。

表 9.3-28 現地調査結果と交通の集中に伴う振動の予測結果及び要請限度との比較

単位：dB

予測 時間帯	予測 地点	道路名	方向	現地調査結果		予測結果	要請限度	
				平日	休日	将来交通量	要請 限度	区域 区分
昼間	No. 1	環状4号線	東側	48 (○)	39 (○)	50.1 (○)	70	第2種
			西側	—	—	50.2 (○)		
	No. 2	八王子街道	北側	—	—	51.2 (○)	70	第2種
			南側	48 (○)	40 (○)	51.2 (○)		
	No. 3	八王子街道	南側	—	—	52.3 (○)	70	第2種
			北側	58 (○)	49 (○)	53.3 (○)		
	No. 4	環状4号線	西側	45 (○)	39 (○)	49.1 (○)	65	第1種
			東側	—	—	50.1 (○)		
	No. 5	深見 第228号線	南側	53 (○)	51 (○)	47.9 (○)	65	第1種
			北側	—	—	47.9 (○)		
	No. 6	環状4号線	西側	50 (○)	43 (○)	49.9 (○)	65	第1種
			東側	—	—	49.0 (○)		
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	—	—	46.1 (○)	65	第1種
			東側	37 (○)	36 (○)	46.0 (○)		
夜間	No. 1	環状4号線	東側	45 (○)	39 (○)	52.3 (○)	65	第2種
			西側	—	—	52.4 (○)		
	No. 2	八王子街道	北側	—	—	51.2 (○)	65	第2種
			南側	49 (○)	42 (○)	51.2 (○)		
	No. 3	八王子街道	南側	—	—	51.7 (○)	65	第2種
			北側	59 (○)	52 (○)	52.7 (○)		
	No. 4	環状4号線	西側	44 (○)	38 (○)	49.0 (○)	60	第1種
			東側	—	—	49.9 (○)		
	No. 5	深見 第228号線	南側	53 (○)	59 (○)	44.8 (○)	60	第1種
			北側	—	—	44.8 (○)		
	No. 6	環状4号線	西側	48 (○)	43 (○)	48.0 (○)	60	第1種
			東側	—	—	47.2 (○)		
	No. 7	上瀬谷 第172号線	西側	37 (○)	32 (○)	46.8 (○)	60	第1種
			東側	—	—	46.7 (○)		

- 注：1. 予測時間帯は、昼間8～19時、夜間19～8時としました。
 2. 道路交通振動レベルの値は、予測時間帯における最大値を示します。
 3. (○)内の印は要請限度との比較した結果を示しています。
 ○：要請限度を下回る、×：要請限度を上回る
 4. 現地調査結果の“—”は、振動測定用の測定機を置いていないので調査結果がないことを示します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており、予測の不確実性は小さいものと考えます。また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.4 水質

9.4.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

水質の状況、地形、地質（土質）の状況、降水量の状況、利水の状況及び流れの状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 水質の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

イ. 現地調査

「水質調査方法」（昭和46年環水管30号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定められた方法に基づいて、生活環境項目（BOD（生物化学的酸素要求量）、大腸菌群数、SS（浮遊物質）及びDO（溶存酸素量））並びに「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）別表1に掲げる27項目（以下、「健康項目」という。）を測定し、調査結果の整理を行いました。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）に定められた方法に基づいて、水質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行いました。

② 地形、地質（土質）の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

イ. 現地調査

対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて、表9.4-1に示すとおり、土壌の沈降試験を行いました。

表 9.4-1 調査方法（土壌の沈降特性）

調査項目	調査方法
土壌の沈降特性	<p>【調査の概要】 試料の調整：JIS A 1201 に準拠 沈降試験：JIS M 0201-12 沈降時間：0, 1, 2, 4, 6, 12, 18, 24, 48, 72 時間 採泥した土壌の初期濁水：2000mg/l</p>
	<p>【具体的な試料採取及び試験方法】 <試料採取> 採取にあたっては表土を取り除き、約 GL-5cm から -20cm の土壌を採取しました。 <前処理> i 採取した土壌を分析室へ持ち帰り、土を粗くほぐし、早根や木根等の固形物を取り除き風乾した後、2mm のふるいにかけて、通過した土を沈降試験試料に用いました。 ii 土壌の初期濁水を SS 濃度 2,000mg/L となるようにビーカーに土を採りました。 iii ビーカーに蒸留水 20~50mL を加え、土塊を完全に解きほぐし、上澄み濁水を 1L メスシリンダーに移しました。 iv iii の作業を土塊が完全に解きほぐされ、上澄み濁水がなくなるまで繰り返しました。 v ii~iv の作業を 10 検体分セットしました。 <沈降試験> i 濁水の入った 1L メスシリンダーを転倒攪拌後、所定の時間まで静置しました。 ii 静置後、水面より 2/3 の検水位置からサイフォンで約 100mL の濁水を分取しました。 iii 採取した試料を孔径約 1 μm の直径 24mm のガラス繊維ろ紙でろ過、105~110°C で 2 時間乾燥しました。 iv ろ過乾燥後のろ過材及びサンプルの質量 (mg) を計量し、SS (mg/L) を算定しました。 v i~iv を検体分 (静置時間：0, 1, 2, 4, 6, 12, 18, 24, 48, 72 時間の計 10 検体) 繰り返しました。</p>

なお、表 9.4-2 に示すとおり、一般に造成区域から発生する濁水は浮遊物質量 (SS) が 200~2,000mg/L との報告があることから、安全をみて最大値である 2,000mg/L を沈降試験に当たっての初期濃度としました。

表 9.4-2 浮遊物質流出負荷量の設定に関する調査事例

発生地域	工 種	具体的工事	濁水の発生量	浮遊物質量 (SS)
市街地、近郊	広域整備工事	宅地造成工事 飛行場造成工事 ゴルフ場造成工事	工事規模、降水量によって大きく変動する。	200~ 2,000mg/L

出典：「面整備事業環境影響評価技術マニュアルⅡ」（面整備事業環境影響評価研究会 平成 11 年 11 月）

③ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

横浜地方気象台及び海老名地域気象観測所(以下、「アメダス海老名観測所」といいます。)で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の既存資料による情報の収集・整理によりました。

④ 利水の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

⑤ 流れの状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

イ. 現地調査

「水質調査方法」(昭和46年環水管第30号)に定められた方法に基づいて流量を測定し、調査結果の整理を行うとともに、地下への浸透の程度を把握するため、地表面(裸地・草地・舗装面等)の状況を目視等により調査しました。

(3) 調査地域

雨水を排水する可能性がある公共用水域及びその集水域としました。

(4) 調査地点

① 水質の状況

ア. 文献その他の資料調査

河川の水質の資料調査地点は、図9.4-1に示す境川(鶴間橋)、大門川(中川橋)、堀谷戸川(中井橋)の3地点としました。(SSと大腸菌群数は境川(鶴間橋)の1地点です。)

イ. 現地調査

河川の水質の現地調査地点は、図9.4-1に示すとおり、大門川の上流側、下流側の2地点(水質1、水質2)、相沢川の上流側、下流側の2地点(水質3、水質4)、堀谷戸川の1地点(水質5)及び和泉川の1地点(水質6)の計6地点としました。

② 地形、地質(土質)の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

土壌の沈降試験の調査地点(試料採取地点)は、造成工事中に雨水によって仮設調整池へ流入する代表的な土壌を想定し、図9.4-2に示すとおり、対象事業実施区域内の5地点(土質1~5)としました。

③ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所としました。

④ 利水の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

⑤ 流れの状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

「①水質の状況」と同じとしました。地表面の状況の調査は対象事業実施区域及びその周辺としました。

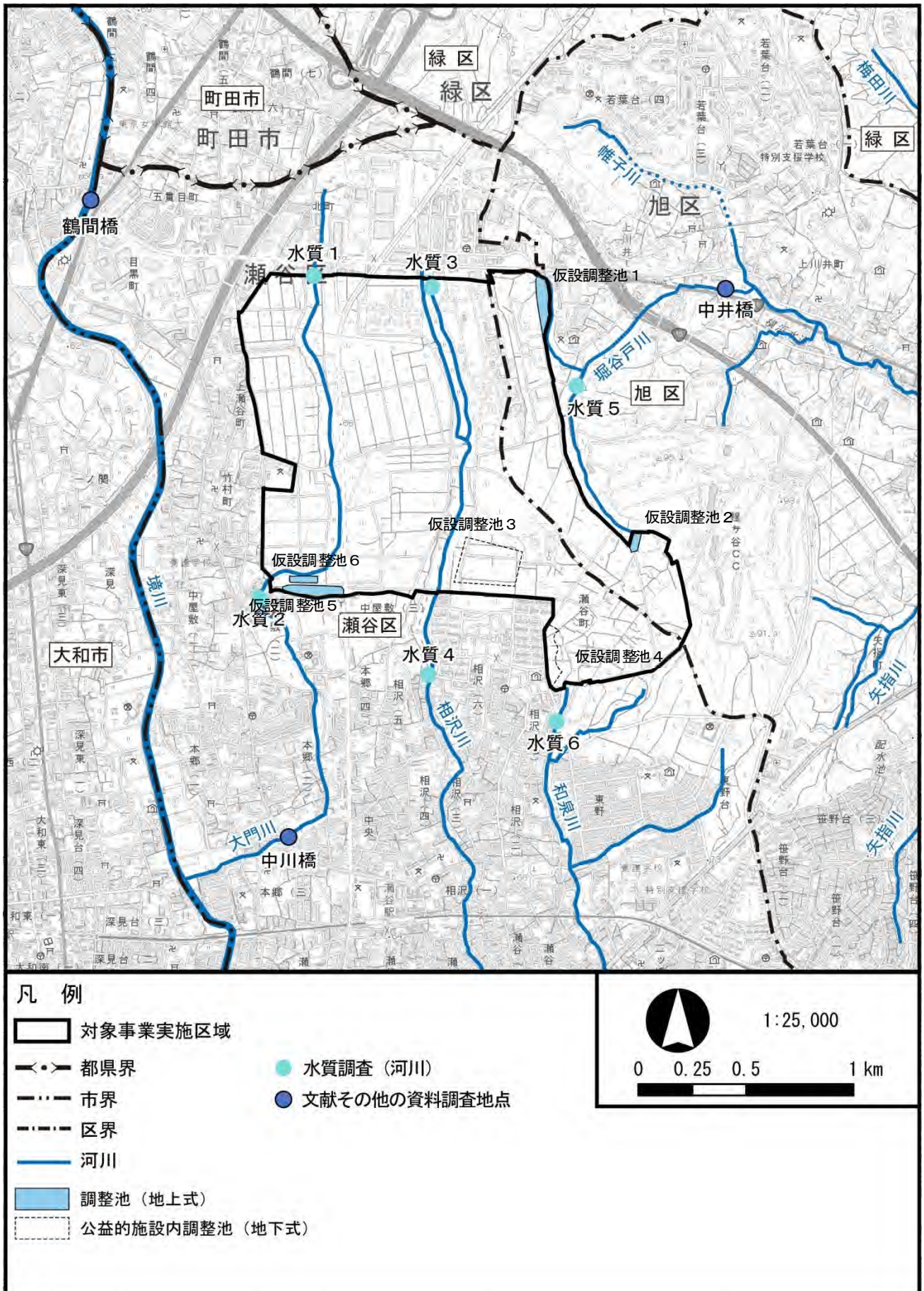
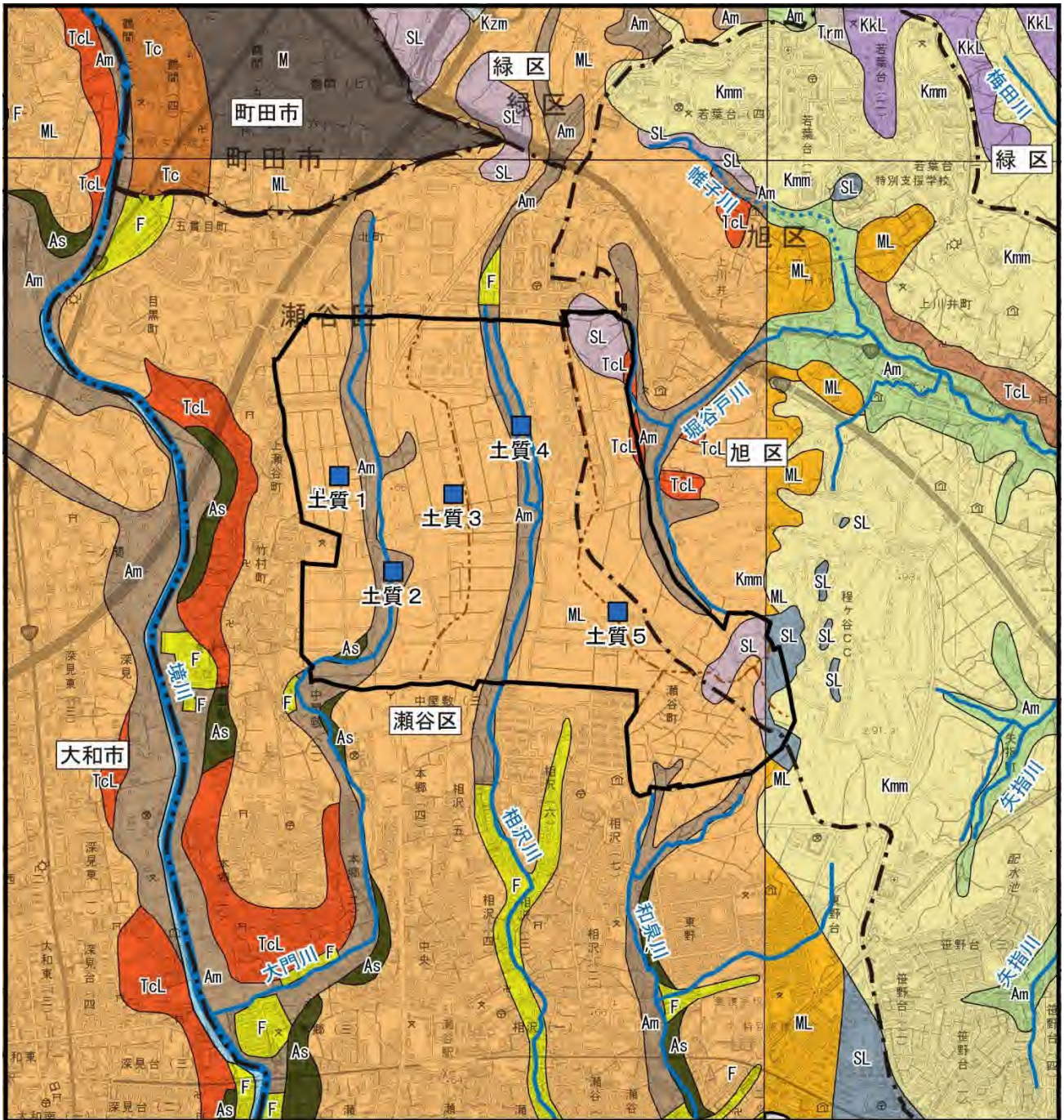


図 9.4-1 水質調査地点



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界
 河川
 流域界
 土質 (土壌沈降特性 5地点)



1:25,000

0 0.25 0.5 1 km

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> Am 沖積層 (泥を主とし砂を含む) As 沖積層 (砂・礫を主とし泥を含む) TcL 立川ローム層 Tc 立川ローム層・立川段丘堆積物 TcL 立川ローム層・立川礫層 ML 武蔵野ローム層 M 武蔵野ローム層・武蔵野段丘堆積物 | <ul style="list-style-type: none"> ML 武蔵野ローム層・武蔵野礫層 SL 相模層群・下末吉ローム層 SL 相模層群・下末吉ローム層・下末吉層 KkL 相模層群・山王台ローム層・上倉田層 Kzm 上総層群 Trm 上総層群・鶴川層 Kmm 上総層群・上星川層 | <ul style="list-style-type: none"> Am 低湿地堆積物 F 埋土 F 盛土 水部分 なし |
|---|--|--|

図 9.4-2 土質調査地点

(5) 調査期間

① 水質の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新年を含む5年間としました。

イ. 現地調査

生活環境項目等については、渇水期及び豊水期において、平常時の調査を各1回実施しました。また、降雨時にSSの調査を2回実施しました。また、健康項目等の調査については、平常時の調査を1回実施しました。現地調査期間は、表9.4-3に示すとおりです。

表 9.4-3 現地調査期間（水質）

区分	時期	調査日（各地点同日）	天候
生活環境項目等調査	平常時	豊水期 令和元年7月29日（月）	調査時 晴、前日 晴
		渇水期 令和2年1月10日（金）	調査時 晴、前日 晴
降雨時SS調査	1回目	令和元年6月7日（金）	調査時 雨、前日 晴
	2回目	令和元年10月25日（金）	調査時 雨、前日 曇
健康項目等調査	平常時	令和2年9月30日（水）	調査時 晴、前日 曇

② 地形、地質（土質）の状況

ウ. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料によりました。

エ. 現地調査

土質の試料採取は、以下のとおり行いました。

試料採取日：令和2年9月1日（火）

② 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の1年としました。

③ 利水の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の情報を整理しました。

④ 流れの状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の情報を整理しました。

イ. 現地調査

「①水質の状況 イ.現地調査」と同時期としました。

(6) 調査結果

① 水質の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査区域における公共用水域水質及び中小河川水質測定結果は表 9.4-4、測定地点は前掲図 9.4-1 (P.9.4-5) に示すとおりです。調査区域の公共用水域水質測定地点は鶴間橋(境川)があり、中小河川水質測定地点は中川橋(大門川)、中井橋(堀谷戸川)があります。

鶴間橋(境川)の pH、D₀、BOD、SS は、最近 5 年間(平成 27 年度～令和元年度)において環境基準値に適合しています。また、中川橋(大門川)の D₀、BOD 及び中井橋(堀谷戸川)の pH、D₀、BOD は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に適合していますが、中川橋(大門川)の pH は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。なお、大腸菌群数については、境川(鶴間橋)の地点でのみ測定されていますが、同地点の環境基準類型は D であり、大腸菌群数の環境基準は設定されていません。なお、流量については、「9.7 その他の水環境に係る環境要素」(P.9.7-5)において記述します。

表 9.4-4 河川の水質測定結果(文献その他の資料調査)

水系名	河川名	環境基準類型	測定地点名	年度	水素イオン濃度 (pH)	溶存酸素量 (D ₀)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	流量 (m ³ /s)
						mg/L	mg/L	mg/L		
境川	境川	D	鶴間橋	H27	7.7	10.1	0.8	3	1.1×10 ⁴	0.91
				H28	7.7	8.6	1.1	3	1.3×10 ⁴	0.87
				H29	7.8	9.5	1.0	5	8.1×10 ³	0.58
				H30	7.8	10.0	1.3	3	7.8×10 ³	0.68
				R 元	7.7	9.7	1.0	3	5.7×10 ³	0.84
	大門川	D	中川橋	H27	9.6	12.9	3.3	—	—	0.035
				H28	9.0	14.5	1.1	—	—	0.030
				H29	9.8	12.1	2.3	—	—	0.021
				H30	—	—	—	—	—	—
				R 元	—	—	—	—	—	—
帷子川	堀谷戸川	B	中井橋	H27	7.9	10.7	0.9	—	—	0.068
				H28	7.8	10.6	0.8	—	—	0.055
				H29	7.7	10.1	1.2	—	—	0.034
				H30	—	—	—	—	—	—
				R 元	—	—	—	—	—	—

- 注：1. 環境基準値 (B 類型) (D 類型)
 水素イオン濃度指数 : 6.5 以上 8.5 以下 6.0 以上 8.5 以下
 溶存酸素量 : 5mg/L 以上 2mg/L 以上
 生物化学的酸素要求量 : 3mg/L 以下 8mg/L 以下
 浮遊物質量 : 25mg/L 以下 100mg/L 以下
 大腸菌群数 : 5,000MPN/100mL 以下 基準なし
2. 生物化学的酸素要求量は、境川については 75% 値、大門川、堀谷戸川については年平均値です。
 3. 網掛けは、環境基準に不適合を示します。
 4. 中小河川である大門川及び堀谷戸川は浮遊物質量 (SS) 及び大腸菌群数の調査結果は公表されていません。また、平成 30 年度及び令和元年度においては、中小河川の調査結果は出典資料には公表されていません。
 5. 大腸菌群数に係る基準値については、当分の間適用しません。(「水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び達成期間」(平成 12 年 10 月 神奈川県告示第 702 号)より)

資料：「平成 27～令和元年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

イ. 現地調査

a. 生活環境項目等調査（平常時）

河川の平常時の生活環境項目等に係る調査結果は、表 9.4-5 に示すとおりです。

「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」の水域類型指定状況は、大門川、相沢川、和泉川は D 及び生物 B、堀谷戸川は B 及び生物 B となっています。これらの環境基準値と比較すると、豊水期は、全地点で水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）及び溶存酸素量（DO）の環境基準値を満足していました。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）及び全亜鉛は水質 1（大門川上流）で、大腸菌群数（MPN）は水質 5（堀谷戸川）でそれぞれ環境基準値を超過していました。渇水期は、全地点で水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数（MPN）の環境基準値を満足していました。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）及び全亜鉛は水質 1（大門川上流）で、それぞれ環境基準値を超過していました。

表 9.4-5 (1) 河川の水質（豊水期—生活環境項目等）

調査項目	単位	水質 1 大門川 上流	水質 2 大門川 下流	水質 3 相沢川 上流	水質 4 相沢川 下流	水質 5 堀谷戸川	水質 6 和泉川	環境基準
		D	D	D	D	B	D	
類型区分		（全亜鉛：生物 B）						
気温	℃	30.0	32.0	25.0	32.0	32.0	32.0	—
水温	℃	27.0	27.0	20.5	27.0	22.2	25.1	—
外観	—	淡白色 透明	淡黄色 透明	淡黄色 透明	淡黄色 透明	無色透明	淡黄色 透明	—
透視度	度	31	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	—
濁度	度	8.07	2.46	0.87	2.26	6.1	0.71	—
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
電気伝導率(EC)	mS/m	47.5	42.9	33.0	24.6	15	24.9	—
水素イオン濃度 (pH)	—	8.3	8.2	7.6	7.5	7.9	7.4	B:6.5以上、8.5以下 D:6.0以上、8.5以下
生物化学的酸素 要求量(BOD)	mg/L	9.1	3.4	1.1	0.5 未満	0.8	0.5 未満	B:3mg/L 以下 D:8mg/L 以下
浮遊物質(SS)	mg/L	11	3	2	1 未満	6	2	B:25mg/L 以下 D:100mg/L 以下
溶存酸素量(DO)	mg/L	7.5	8.7	8.1	8.2	8.4	8.1	B:5mg/L 以上 D:2mg/L 以上
大腸菌群数	MPN/100mL	49,000	46,000	1,700	79,000	33,000	13,000	B:5,000MPN/100mL 以下 D:基準なし
全亜鉛	mg/L	0.053	0.020	0.006	0.003	0.002	0.006	生物 B:0.03mg/L 以下
流量	m³/s	0.0163	0.0214	0.0071	0.0434	0.0144	0.0027	—

注：網掛けは、環境基準を満足しない値を示します。

表 9.4-5(2) 河川の水質（渇水期—生活環境項目等）

調査項目	単位	水質1 大門川 上流	水質2 大門川 下流	水質3 相沢川 上流	水質4 相沢川 下流	水質5 堀谷戸川	水質6 和泉川	環境基準
		D	D	D	D	B	D	
類型区分		(全亜鉛：生物B)						
気温	℃	12.8	11.9	8.4	9.5	13.8	12.5	—
水温	℃	13.7	10.0	13.1	10.4	12.3	12.1	—
外観	—	淡黄色濁	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	無色透明	—
透視度	度	16	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	—
濁度	度	25.5	2.83	2.25	1.05	4.05	0.84	—
臭気	—	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
電気伝導率 (EC)	mS/m	37.0	31.7	28.7	23.0	24.2	21.9	—
水素イオン濃度 (pH)	—	7.8	8.4	7.9	7.7	8.1	7.4	B:6.5以上、8.5以下 D:6.0以上、8.5以下
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	11	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5未満	B:3mg/L以下 D:8mg/L以下
浮遊物質 (SS)	mg/L	25	2	2	1未満	1	1	B:25mg/L以下 D:100mg/L以下
溶存酸素量 (DO)	mg/L	7.9	11	9.6	11	11	10	B:5mg/L以上 D:2mg/L以上
大腸菌群数	MPN/100mL	130000	3300	4900	2400	1700	1100	B:5,000MPN/100mL以下 D:基準なし
全亜鉛	mg/L	0.052	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	生物B:0.03mg/L以下
流量	m³/s	0.0078	0.0166	0.0076	0.0262	0.0080	0.0023	—

注：網掛けは、環境基準を満足しない値を示します。

b. 降雨時 SS 調査

河川の降雨時の結果は、表 9.4-6 に示すとおりです。横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所では、1 回目の降雨時の調査日は、20mm/日 超の降水量を観測しており、2 回目の降雨時の調査日は、80mm/日 超の降水量を観測しました。いずれも、測定は降雨のピーク時間帯で行いました。1 回目及び 2 回目を比較すると、降水量の多い 2 回目の方が浮遊物質量 (SS) 及び流量の値が高い結果となりました。

表 9.4-6 (1) 河川の水質 (降雨時 1 回目)

調査項目	単位	水質 1 大門川上流	水質 2 大門川下流	水質 3 相沢川上流	水質 4 相沢川下流	水質 5 堀谷戸川	水質 6 和泉川
気温	℃	19.8	19.8	19.8	19.4	19.9	19.5
水温	℃	19.0	21.0	18.5	19.9	18.5	19.8
外観	—	淡褐色強濁	褐色濁	淡褐色中濁	灰褐色濁	茶色濁	淡灰色微濁
透視度	度	10.5	9.5	13.5	13.0	8.0	24.0
濁度	度	42	60	21	38	92	21
浮遊物質量 (SS)	mg/L	28	77	9	50	130	10
流量	m ³ /s	0.2233	0.3329	0.04989	0.1813	0.0304	0.0110

表 9.4-6 (2) 河川の水質 (降雨時 2 回目)

調査項目	単位	水質 1 大門川上流	水質 2 大門川下流	水質 3 相沢川上流	水質 4 相沢川下流	水質 5 堀谷戸川	水質 6 和泉川
気温	℃	14.8	15.2	15.0	15.5	15.2	15.0
水温	℃	15.3	14.8	15.5	15.4	15.8	16.0
外観	—	褐色強濁	褐色強濁	淡褐色中濁	淡褐色濁	褐色強濁	淡褐色濁
透視度	度	4.5	4.5	11.0	10.5	3.0	25.0
濁度	度	264	218	61	49	487	30
浮遊物質量 (SS)	mg/L	120	190	61	56	480	36
流量	m ³ /s	3.0371	2.4686	0.44593	0.0851	0.4153	0.0608

c. 健康項目等調査（平常時）

河川の健康項目等に係る調査結果は、表 9.4-7 に示すとおりであり、全ての項目で環境基準値を下回っていました。

表 9.4-7 河川の水質（健康項目等）

調査項目	単位	水質 1	水質 2	水質 3	水質 4	水質 5	水質 6	定量下限値	環境基準
		大門川 上流	大門川 下流	相沢川 上流	相沢川 下流	堀谷戸川	和泉川		
カドミウム	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
六価クロム	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005	0.05以下
砒素	mg/L	0.001	0.002	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005	0.005以下
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006未満	0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.02以下
ベンゼン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
セレン	mg/L	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	2.9	4.1	1.8	2.1	1.4	0.66	0.05	10以下
ふっ素	mg/L	0.09	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08未満	0.08	0.8以下
ぼう素	mg/L	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1	1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005	0.05以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	0.055	0.023	0.023	0.031	0.023	0.033	-	1以下

② 地形、地質（土質）の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域の地形は、前掲図 3.2-12 (P. 3-34) に示したとおり、主に段丘地形となっています。また、一部に人工的な平坦化地がみられるほか、和泉川、相沢川、大門川等の河川周辺は、谷底平野及び盛土地となっています。対象事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は自然堤防等もみられます。

地質は、前掲図 3.2-15 (P. 3-37) に示したとおり、武蔵野ローム層及び武蔵野礫層となっており、河川の流域は主に沖積層となっています。対象事業実施区域の南東部の一部は、下末吉ローム層や上星川層となっています。

イ. 現地調査

対象事業実施区域内で採取した土壌を用いて土質沈降試験を実施した結果は表 9.4-8 に示すとおりです。各地点の浮遊物質量 (SS) とその残留率の経過をみると、初期濃度に対し残留率 1%未満となるのは、土質 1 では 72 時間、土質 2、土質 3 及び土質 4 では 12 時間、

土質 5 では 2 時間となり、地点によるばらつきがみられました。

表 9.4-8 土質沈降試験結果

No	経過時間(時)	0	1	2	4	6	12	18	24	48	72
土質 1	SS(mg/l)	2000	140	74	57	44	40	34	29	24	9
	濁度(度)	—	120	91	74	63	84	78	69	69	33
	SS 残留率(%)	100	7	3.7	2.8	2.2	2	1.7	1.4	1.2	0.4
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}
土質 2	SS(mg/l)	2000	61	28	27	23	12	10	9	9	2
	濁度(度)	—	46	31	30	29	31	28	28	13	12
	SS 残留率(%)	100	3	1.4	1.35	1.15	0.6	0.5	0.4	0.4	0.1
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}
土質 3	SS(mg/l)	2000	66	35	35	34	15	15	15	7	5
	濁度(度)	—	53	42	40	39	40	44	37	15	17
	SS 残留率(%)	100	3.3	1.75	1.75	1.7	0.75	0.75	0.75	0.35	0.2
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}
土質 4	SS(mg/l)	2000	49	32	28	22	11	10	9	9	2
	濁度(度)	—	36	28	26	24	21	21	21	14	13
	SS 残留率(%)	100	2.4	1.6	1.4	1.1	0.55	0.5	0.4	0.4	0.1
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}
土質 5	SS(mg/l)	2000	20	16	17	14	5	5	6	5	3
	濁度(度)	—	17	14	15	14	13	13	13	9.8	10
	SS 残留率(%)	100	1	0.8	0.8	0.7	0.2	0.2	0.3	0.2	0.15
	沈降速度(m/s)	—	5.5×10^{-5}	2.8×10^{-5}	1.4×10^{-5}	9.3×10^{-6}	4.6×10^{-6}	3.1×10^{-6}	2.3×10^{-6}	1.2×10^{-6}	7.7×10^{-7}

注：1. 各地点の目視による性状は以下のとおりです。

土質 1：武蔵野ローム層。地表は草地。砂質及び粘土質の土壌

土質 2：沖積層。基地内の草地。砂利が多いものの、粘土質の土壌も一部含まれます。

土質 3：武蔵野ローム層。地表は草地。砂質及び粘土質の土壌

土質 4：沖積層。地表は農道と農用地の間の草地。砂利が多いものの、粘土質の土壌も一部含まれます。

土質 5：武蔵野ローム層。地表は草地。砂質主体の粘り気のない土壌

2. SS の初期濃度は、2000mg/l としました。

③ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所における 2019 年（水質に係る現地調査を主に実施した年）の月別降水量は、図 9.4-3 に示すとおりであり、年間降水量は横浜地方気象台が 1,937mm、アメダス海老名観測所が 1,864mm でした。月別に見ると 10 月の降水量が最大で横浜地方気象台は 464.5mm、アメダス海老名観測所は 539.0mm、最少は 1 月で横浜地方気象台は 14.5mm、アメダス海老名観測所は 11.0mm でした。

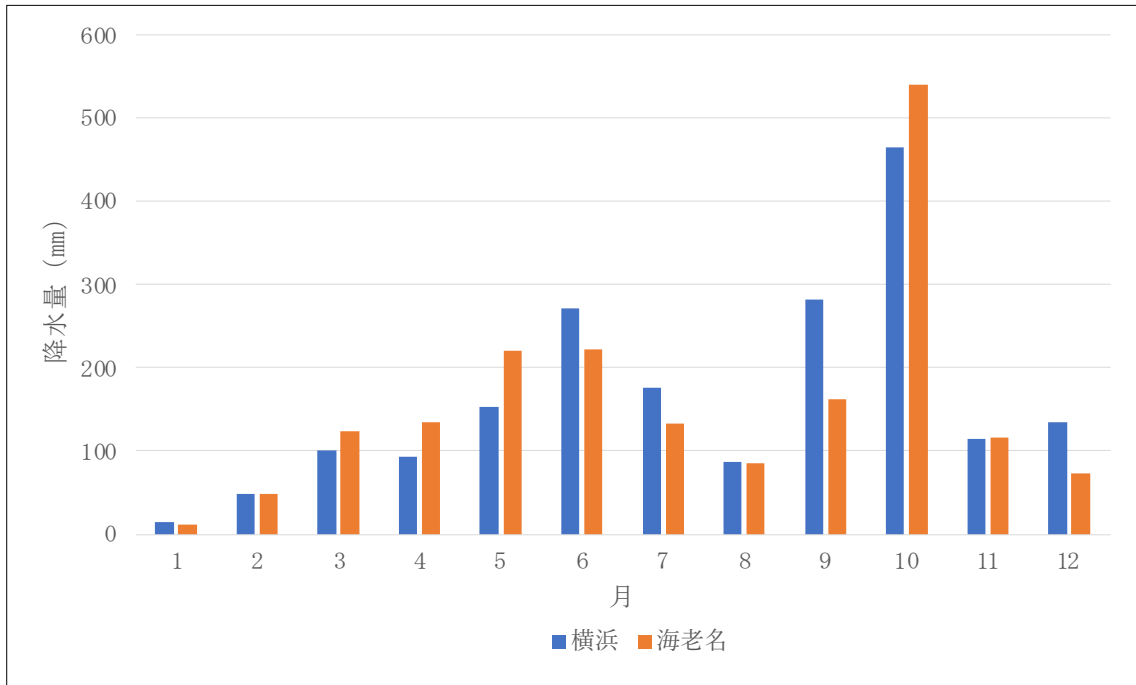


図 9.4-3 横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所における月別降水量

④ 利水の状況

ア. 文献その他の資料調査

「第3章 3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況」(P.3-119~121)に示したとおりです。

⑤ 流れの状況

ア. 文献その他の資料調査

主要な河川の流量は、表 9.4-9 に示すとおり、平成 29 年度の河川流量の年平均値は、境川が 0.580 m³/s、大門川が 0.021m³/s、堀谷戸川が 0.034 m³/s となっています。

表 9.4-9 主要な河川の流量 (平成 29 年度)

水系名	河川名	観測地点	流量 (m ³ /s)
境川	境川	鶴間橋	0.580
	大門川	中川橋	0.021
帷子川	堀谷戸川	中井橋	0.034

注：1. 観測地点の位置は、前掲図 9.4-1 (P.9.4 (水質) -5)。

2. 流量は年平均値です。境川については出典資料には、0.58m³/s とされていますが、他の河川と小数点以下の桁数を合わせました。

資料：「平成 29 年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」(横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧)

イ. 現地調査

河川流量の現地調査結果は、前掲表 9.4-5 及び表 9.4-6 に示すとおりです。

9.4.2 予測及び評価の結果（水の濁り）

(1) 予測

① 予測項目

水の濁り（浮遊物質量）としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

工事中の雨水を排水する大門川、相沢川、堀谷戸川及び和泉川としました。

イ. 予測地点

図 9.4-5 に示す、仮設調整池の出口及び周辺河川の下流側の地点としました。なお、堀谷戸川については、予測地点としては支川合流後の地点としました。

③ 予測対象時期

造成工事の影響が最大となる時期としました。

なお、予測時点は、日常的な降雨時と豪雨時の2時点としました。

④ 予測手法

ア. 予測手順

集水区域から流出する雨水排水（濁水）は、仮設調整池へ集水し、一定時間滞留させて土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を対象事業実施区域外に放流する計画であることから、濁水発生量や仮設調整池の諸元、土壌の沈降試験結果を基に、仮設調整池における土粒子の沈降効果を計算して、仮設調整池の出口での浮遊物質量（SS）を予測しました。また、その浮遊物質量（SS）の予測結果を、浮遊物質量（SS）の現地調査結果と比較することで、下流河川の水質（浮遊物質量）への影響を予測しました。

仮設調整池の出口での浮遊物質量（SS）の予測手順は、図 9.4-4 に示すとおりです。

放流先河川における浮遊物質量（SS）の濃度については、仮設調整池出口での濃度と降雨時の現地調査結果による濃度から、完全混合式により予測しました。

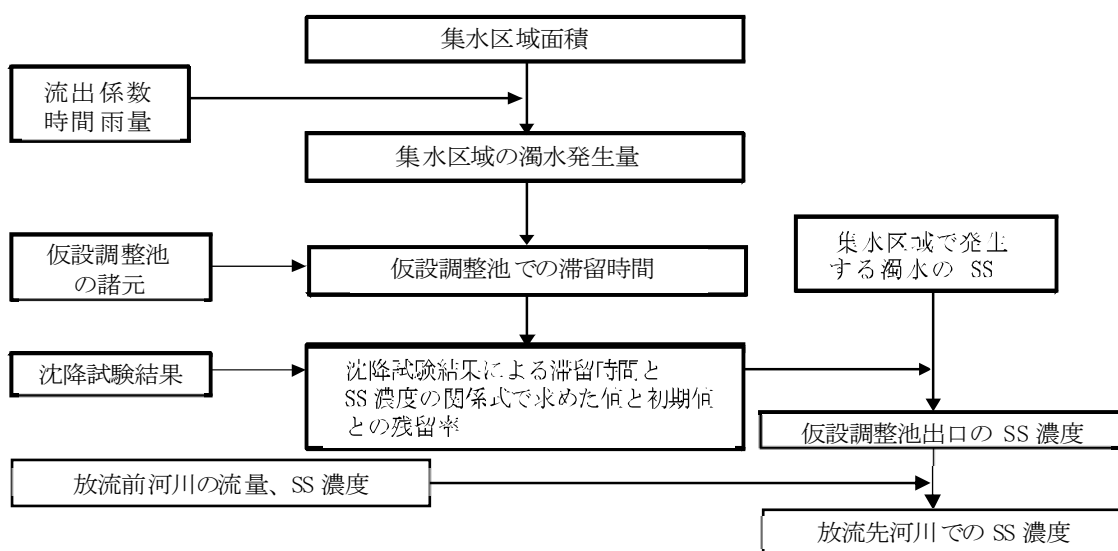


図 9.4-4 浮遊物質量（SS）の予測手順

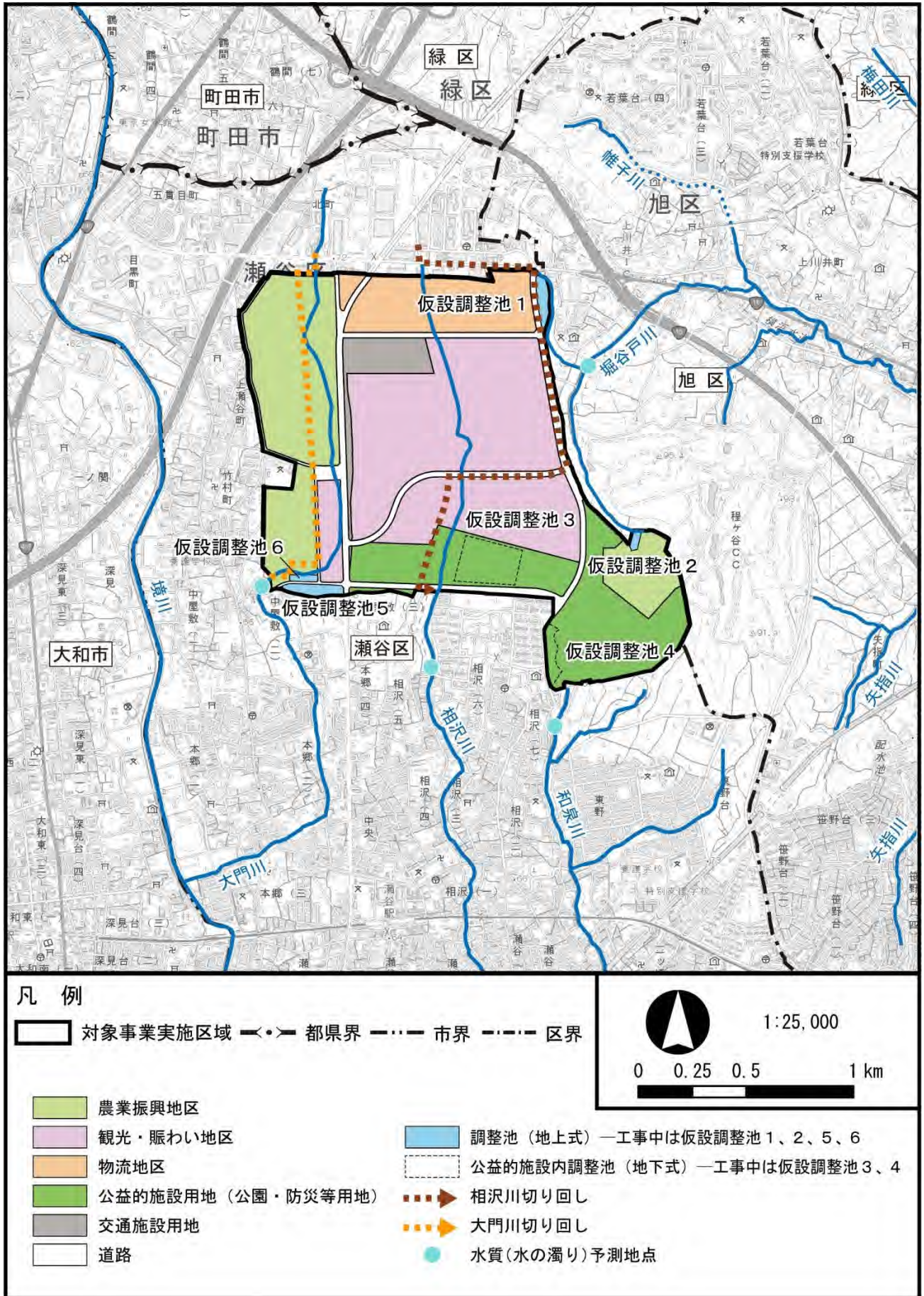


図 9. 4-5 予測地点及び仮設調整池等の位置

イ. 予測式

a. 集水区域の濁水発生量

集水区域の濁水発生量は、次式により算出しました。

$$Q = A \times f \times I / (1,000 \times 60)$$

ここで、 Q : 集水区域の濁水発生量 (m³/min)

A : 集水区域の面積 (m²)

f : 集水区域の雨水流出係数

I : 時間雨量 (mm/h)

b. 仮設調整池での滞留時間

仮設調整池での滞留時間は、次式により算出しました。

$$T = V / Q$$

ここで、 T : 仮設調整池での滞留時間 (min)

V : 仮設調整池の貯留容量 (m³)

Q : 仮設調整池への濁水流入量 = 集水区域の濁水発生量 (m³/min)

c. 仮設調整池の出口での浮遊物質 (SS)

仮設調整池の出口での浮遊物質 (SS) は、次式により算出しました。

$$C = C_0 \times P / 100$$

ここで、 C : 仮設調整池出口での浮遊物質 (mg/L)

C₀ : 集水区域で発生する浮遊物質 (mg/L)

P : 仮設調整池の出口での土砂の残留率 (%)

d. 放流先河川 (予測地点) での浮遊物質 (SS)

日常的な降雨時における放流先河川 (予測地点) での浮遊物質 (SS) は、次式により算出しました。

$$C_R = (Q_S \cdot C_S + Q \cdot C) / (Q_S + Q)$$

ここで、 C_R : 放流先河川 (予測地点) での浮遊物質 (mg/L)

Q_S : 放流先の現況河川流量 (m³/min)

C_S : 放流先の現況浮遊物質 (mg/L)

Q : 仮設調整池出口での排出量 (m³/min)

C : 仮設調整池出口での浮遊物質 (mg/L)

注 : 1. 現況河川流量及び現況浮遊物質については、大門川は水質 1、相沢川は水質 3、堀谷戸川は水質 5、和泉川は水質 6 の調査結果を用いました。

2. 堀谷戸川と大門川については、2つの調整池を設置するため、

$$C_R = (Q_S \cdot C_S + Q_1 \cdot C_1 + Q_2 \cdot C_2) / (Q_S + Q_1 + Q_2) \text{ となります。}$$

(Q₁ : 一つ目の仮設調整池出口での排出量、C₁ : 一つ目の仮設調整池出口での浮遊物質、

Q₂ : 二つ目の仮設調整池出口での排出量、C₂ : 二つ目の仮設調整池出口での浮遊物質)

⑤ 予測条件

ア. 集水区域の対象範囲

流域ごとに設置する仮設調整池に流入する雨水の集水区域の面積については、表 9.4-10 に示すとおりです。また、矢指川流域の土地利用については、自然的な利用を計画しているため、仮設調整池の対象とはしないこととしました。

集水区域の流域の状況は、前掲図 2.3-9 (P. 2-13) に示すとおりです。

造成工事により発生する雨水排水（濁水）は、仮設排水路を設置して仮設調整池へ集水し一定時間滞留させ、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を計画地外に放流する計画です。

仮設調整池は、図 9.4-5 に示す位置に設置する計画です。

イ. 仮設調整池の諸元

造成工事により発生する雨水排水（濁水）は、仮設調整池へ集水し一定時間滞留させ、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を計画地外に放流する計画です。

仮設調整池の位置は図 9.4-5 に、仮設調整池の諸元は表 9.4-10 に示すとおりです。

表 9.4-10 仮設調整池の諸元

仮設調整池の 名称	流域	集水区域の面積 (ha)	仮設調整池の貯留容量 (m ³)
仮設調整池 1	堀谷戸川	36.61	26,400
仮設調整池 2	堀谷戸川	7.91	5,700
仮設調整池 3	相沢川	81.81	58,900
仮設調整池 4	和泉川	21.18	15,200
仮設調整池 5	大門川	57.00	41,000
仮設調整池 6	大門川	33.73	24,300

ウ. 集水区域の雨水流出係数

国土交通省告示による雨水流出係数は、表 9.4-11 に示すとおりです。造成工事は対象事業実施区域をいくつかの工区に分けて段階的に行われ、造成終了後には部分的に緑地の回復等が見込まれますが、工事中の予測においては、安全を見て、集水区域のすべてが「造成裸地」であるとし、雨水流出係数は 0.5 としました。

表 9.4-11 集水区域の雨水流出係数

土地利用の区分	雨水流出係数	備考
造成裸地	0.5	出典における「ローラその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地」の流出係数を設定
道路	0.9	出典における「道路（法面を有しない）」の流出係数を設定
緑地	0.3	出典における「山地」の流出係数を設定

出典：「流出雨水量の最大値を算出する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」（平成 16 年国土交通省告示第 521 号）

エ. 時間雨量

時間雨量は表 9.4-12 に示すとおり、対象事業実施区域の最寄り気象官署であるアメダス海老名観測所の過去 30 年間時間雨量の最大値を基に、豪雨時の 1 時間降水量（102mm）を設定しました。

日常的な降雨時については、既存資料（「降雨の時間特性に関する研究」（水工学論文集第 47 巻 土屋ら 2003 年 2 月））により関東地方平野部における一降雨時当たり最大 1 時間降水量の平均値（7.1mm）を設定しました。

表 9.4-12 時間雨量

降雨の区分	時間雨量	備考	資料
豪雨時	102 mm/時	アメダス海老名観測所における 1991 年～2020 年までの 1 時間降水量の最大値	1
日常的な降雨時	7.1mm/時	関東地方平野部における一降雨時当たり最大 1 時間降水量の平均値	2

資料：1. 「各種データ・資料、過去の気象データ検索」（気象庁ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

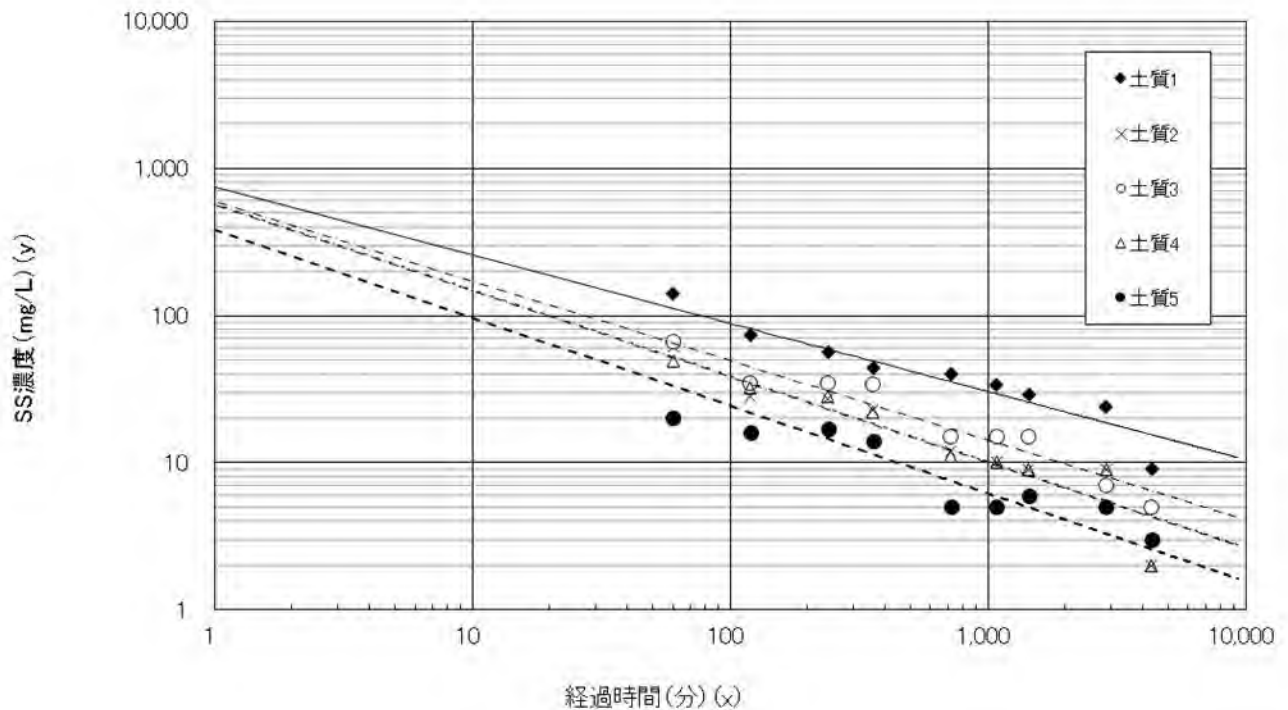
2. 水工学論文集「降雨の時間特性に関する研究」（水工学論文集第 47 巻 土屋ら 2003 年 2 月）

オ. 造成区域で発生する浮遊物質量

日常的な降雨時、豪雨時ともに、前掲表 9.4-2（P. 9.4-2）を参考に、安全を見て最大値である 2,000mg/L を設定しました。

カ. 仮設調整池の出口での土砂の残留率

仮設調整池の出口での土砂の残留率は、各仮設調整池での滞留時間と土壌の沈降試験結果（前掲表 9.4-8 及び図 9.4-6）から、設定しました。



近似式	土質 1 : $y = 748.27x^{-0.463}$	$R^2 = 0.9740$	—————
	土質 2 : $y = 575.76x^{-0.584}$	$R^2 = 0.9664$	- - - - -
	土質 3 : $y = 599.40x^{-0.542}$	$R^2 = 0.9860$	- · - · -
	土質 4 : $y = 561.66x^{-0.583}$	$R^2 = 0.9681$
	土質 5 : $y = 384.13x^{-0.598}$	$R^2 = 0.9701$	- - - - -

注：土質 2 の近似式と土質 4 の近似式はほぼ重複しています。R は相関係数です。
 仮設調整池出口での残留率 P は、各調整池における滞留時間経過後 SS 濃度 / 初期 SS 濃度 (=2000mg/L) で求めました。

図 9.4-6 滞留時間（経過時間）と SS 濃度との関係

⑥ 予測結果

仮設調整池の出口での浮遊物質量 (SS) は、表 9.4-13 に示すとおりです。
 豪雨時における仮設調整池出口での SS 濃度は、27~96mg/L と予測されます。

表 9.4-13(1) 仮設調整池の出口での浮遊物質量 (SS) の予測結果 (豪雨時)

処理施設	流域	集水区 域面積 (ha)	仮設調整池 への濁水の 流入量 (m ³ /min)	仮設調整 池の滞留 時間 (min)	仮設調整池の出口 での土砂の残留率 ^{※1} (%)	仮設調整 池の出口 での SS (mg/L)
仮設調整池 1	堀谷戸川	36.61	311	84.9	1.35 (土質 5)	27
仮設調整池 2	堀谷戸川	7.91	67	84.7	1.35 (土質 5)	27
仮設調整池 3	相沢川	81.81	695	84.7	1.78 (土質 4)	36
仮設調整池 4	和泉川	21.18	180	84.4	4.79 (土質 1) ^{※2}	96
仮設調整池 5	大門川	57.00	485	84.5	2.16 (土質 2)	43
仮設調整池 6	大門川	33.73	287	84.7	4.79 (土質 1)	96

※1：仮設調整池の出口での土砂の残留率の欄の () 内は、残留率の設定に用いた土質調査地点を示しています。
 ※2：土質調査結果が得られていない和泉川流域は、影響の大きい土質 1 (武蔵野ローム層で粘土質主体) の沈降試験結果を用いました。

日常的な降雨時における仮設調整池出口での SS 濃度は、6~28mg/L と予測されます。

仮設調整池出口での濃度は、市条例の基準値（70mg/L 以下）以下となるほか、放流先河川の環境基準（大門川、相沢川及び和泉川は 100mg/L、堀谷戸川は 25mg/L）以下となることから、日常的な降雨においては、都市計画対象事業の造成工事時の雨水の排水に起因する環境基準値の超過はないものと予測します。

表 9.4-13(2) 仮設調整池の出口での浮遊物質質量(SS)の予測結果(日常的な降雨時)

処理施設	流域	集水区域面積 (ha)	仮設調整池への濁水の流入量 (m ³ /min)	仮設調整池の滞留時間 (min)	仮設調整池の出口での土砂の残留率※ ¹ (%)	仮設調整池の出口での SS (mg/L)
仮設調整池 1	堀谷戸川	36.61	22	1,200	0.28 (土質 5)	6
仮設調整池 2	堀谷戸川	7.91	5	1,140	0.27 (土質 5)	6
仮設調整池 3	相沢川	81.81	48	1,230	0.44 (土質 4)	9
仮設調整池 4	和泉川	21.18	13	1,170	1.40 (土質 1) ※ ²	28
仮設調整池 5	大門川	57.00	34	1,210	0.46 (土質 2)	9
仮設調整池 6	大門川	33.73	20	1,220	1.40 (土質 1)	28

- ※1：仮設調整池の出口での土砂の残留率の欄の（ ）内は、残留率の設定に用いた土質調査地点を示しています。
 ※2：土質調査結果が得られていない和泉川流域は、影響の大きい土質 1（武蔵野ローム層で粘土質）の沈降試験結果を用いました。

日常的な降雨時における放流先河川の SS 濃度について、完全混合式により予測した結果を表 9.4-14 に示します。現況の SS 濃度が高い堀谷戸川以外は、環境基準値を満足する値となっています。また、和泉川を除き、現況の濃度を下回る結果となりました。しかしながら、放流先河川への SS の負荷量としては影響があるため、環境保全措置を検討するものとします。

表 9.4-14 放流先河川での浮遊物質質量(SS)の予測結果(日常的な降雨時)

処理施設	流域	現況の日常的な降雨時河川流量※ ¹ (m ³ /min) Q _s	現況の SS 濃度※ ¹ (mg/L) C _s	仮設調整池からの放流量※ ² (m ³ /min) Q	仮設調整池の出口での SS 濃度 (mg/L) C	放流先河川下流での SS 濃度 (mg/L) C _R
仮設調整池 1 ※ ³	堀谷戸川	13.4	305	22	6	105
仮設調整池 2	堀谷戸川			5	6	
仮設調整池 3	相沢川	14.9	35	48	9	15
仮設調整池 4	和泉川	2.15	23	13	28	27
仮設調整池 5	大門川	97.8	74	34	9	53
仮設調整池 6	大門川			20	28	

- ※1：現況の日常的な降雨時河川流量及び SS 濃度は、現地調査における 2 回の降雨時調査における観測値の平均としました。
 ※2：仮設調整池への流入量と同じとしました。
 ※3：仮設調整池 1 の排水は堀谷戸川の支流に排水されますが、当該支流の流量は少なく、仮設調整池 1 からの排水により流量や SS 濃度が支配されるものとみなし、合流後（図 9.4-5 の堀谷戸川の地点）の濃度を予測しました。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、環境影響を回避または低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.4-15 に示します。

表 9.4-15 環境保全措置の検討の状況（水の濁り）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
土砂流出防止柵の設置	適	土砂流出防止柵を適切に設置して土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）の低減が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
造成箇所の速やかな転圧	適	造成箇所を速やかに転圧し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）の低減が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
造成法面の速やかな植栽または養生シートの設置	適	造成法面は速やかに植栽または養生シートを設置し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）の低減が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
凝集剤の使用	適	必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで、放流水中の浮遊物質量（SS）の低減が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
モニタリングによる水質監視	適	水の濁りの状況を把握することにより、必要に応じて速やかな対策を実施できる効果があるため、採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

雨水の排水に伴う水の濁りへの影響を低減させるため、表 9.4-16 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.4-16 環境保全措置の実施の内容（水の濁り）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	雨水の排水	濁水の発生への影響	濁水発生量の低減	土砂流出防止柵の設置	土砂流出防止柵を設置して土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				造成箇所の速やかな転圧	造成箇所を速やかに転圧し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				造成法面の速やかな植栽または養生シートの設置	造成法面は速やかに植栽または養生シートを設置し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				凝集剤の使用	必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで、放流水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる水質監視	水の濁りの状況を把握することにより、必要に応じて速やかな対策を実施できる効果があります。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.4-16 に示すとおり、環境保全措置を実施することで、水質に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

水の濁りに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

「水質汚濁に係る環境基準」（B類型 25mg/L 以下、D類型 100mg/L 以下）、及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく「公共用水域に排出される排水の規制基準(70mg/L 以下)」との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

仮設調整池の出口での浮遊物質（SS）は、仮設調整池において、豪雨時で約 85 分、日常的な降雨時で約 1,200 分滞留させることにより、仮設調整池からの放流水の浮遊物質を低減させる計画です。また、仮設調整池の設置のほか、濁水の発生防止のため、造成箇所の速やかな転圧、造成法面の速やかな植栽などの環境保全措置を講ずる計画です。

したがって、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

仮設調整池の出口での浮遊物質（SS）は、仮設調整池において、豪雨時で約 85 分、日常的な降雨時で約 1,200 分滞留させることにより、仮設調整池からの放流水の浮遊物質は、表 9.4-13 に示すように、豪雨時 27～96mg/L、日常的な降雨時に 6～28mg/L になると予測されます。

豪雨時には市条例の規制基準（70mg/L 以下）を上回る地点があるため、予測条件とした仮設調整池の設置のほか、濁水発生防止のため、造成箇所の速やかな転圧、造成法面の速やかな植栽などの環境保全措置を講ずる計画です。

日常的な降雨時では、仮設調整池出口での SS 濃度は市条例の基準値を十分に下回っています。

また、日常的な降雨時における放流先河川の予測結果と環境基準を比較した結果は、表 9.4-17 に示すように、現況で環境基準を上回っている堀谷戸川を除き、環境基準値を下回っています。なお、堀谷戸川についても、現況濃度を高めるものではありません。

さらに、予測条件とした仮設調整池の設置のほか、濁水発生防止のため、造成箇所の速やかな転圧、造成法面の速やかな植栽などの環境保全措置を講ずる計画のため、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合は図られると評価します。

表 9.4-17 放流先河川での SS の予測結果（日常的な降雨時）と環境基準の比較

処理施設	流域	現況の SS 濃度※ (mg/L)	放流先河川下 流での SS 濃 度 (mg/L)	環境基準 (mg/L)
仮設調整池 1	堀谷戸川	305	105	25 以下
仮設調整池 3	相沢川	35	15	100 以下
仮設調整池 4	和泉川	23	27	100 以下
仮設調整池 5	大門川	74	53	100 以下

※：現況の SS 濃度は、現地調査における 2 回の降雨時調査における観測値の平均としました。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性はないと考えられます。

一方、追加で講じられる環境保全措置の内容を踏まえた評価を行っていることから、その効果について定量的に把握する趣旨で、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.4-18 に示すように実施します。

表 9.4-18 事後調査の項目等（水の濁り）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
水 環 境	水質 — 水の濁り	雨水の排水	工事中における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果を定量的に把握するため。	浮遊物質（SS）	現地調査による確認。

9.4.3 予測及び評価の結果（水の汚れ）

(1) 予測

① 予測項目

水の汚れ（生活環境項目、健康項目及びダイオキシン類）としました。

② 予測地域

「9.4.2 予測及び評価の結果（水の濁り）」と同じとしました。

③ 予測対象時期

「9.4.2 予測及び評価の結果（水の濁り）」と同じとしました。

④ 予測方法

生活環境項目については、想定される工事排水量と予測の前提とする環境保全措置の内容を踏まえ影響の程度を定性的に行います。

健康項目及びダイオキシン類については、土壤汚染並びに地下水の水質の状況と予測の前提とする環境保全措置の内容を踏まえ影響の程度を定性的に予測します。

⑤ 予測結果

ア. 予測の前提条件

コンクリート打設時には、アルカリ排水による水の汚れが生じないように、適正な規模の仮設調整池を設置し、アルカリ排水の適正処理をした後、公共用水域に放流するものとします。

対象事業実施区域内において確認されている汚染土壤については、後述する土壤汚染に示す予測の前提条件（P.9.9-8 ⑤ア）に従い、造成工事に先立って汚染拡散防止のための措置が講じられます。

イ. 予測結果

予測の前提条件によれば、コンクリート打設によるアルカリ排水対策を実施するほか、造成工事に先立ち、汚染土壤については土壤汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じるとともに、前述の水の濁りの対策として適正な規模の仮設調整池を設置することから、雨水の排水に伴う水の汚れへの影響は小さいものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.4-18 に示します。

表 9.4-18 環境保全措置の検討の状況（水の汚れ）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
造成工事の内容を踏まえた適切な汚染土壌に係る措置	適	事業者が法や条例に基づき講じる対策について、造成工事の内容を踏まえて汚染土壌の封じ込め、除去等の適切な措置を講じることにより、対象事業実施区域からの水の汚れの拡散に係るリスクが軽減されるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	適	セメント及びセメント系固化材を地盤改良に利用する場合に問題となる六価クロムの拡散防止等に配慮することにより、有害物質による汚染防止に効果があるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
モニタリングによる水質の監視	適	水の汚れの状況を把握することにより、必要に応じて速やかな対策を実施できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

雨水の排水に伴う水の汚れへの影響を低減させるため、表 9.4-19 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.4-19 環境保全措置の実施の内容（水の汚れ）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
工事の実施	雨水の排水	汚水の発生への影響	汚染拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	水の汚れの原因物質による汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし
				モニタリングによる水質の監視	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

水の汚れに係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにすることにより評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）及び「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標並びに横浜市生活環境の保全等に関する条例の規制基準では、表 9.4-20 に示す工事排水の水質に係る規制基準との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

コンクリート打設時には適切に中和処理等の措置を講じること、事業者による適切な環境保全措置を講じるとともに、予測の不確実性を踏まえて必要な事後調査を実施することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

ア. に記載した環境保全措置の実施により、法令等の基準を遵守し、水質汚染物質拡散防止の対策が講じられることから、環境基準を超える水質汚染が生じるおそれはありません。

また、「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）における水質の環境目標は、「水環境が良好に保全され、魚や様々な生き物がすめる川や海で、釣りや水遊び、水辺の散策など市民がふれて楽しんでいます。」とされており、目安としては、環境基準や横浜市水環境目標の達成率の向上及び継続的な達成とされています。また、横浜市生活環境の保全等に関する条例の規制基準では、工事排水の水質に係る規制基準（pH 5.8 以上 8.6 以下等）が定められています。予測結果を踏まえると、汚染物質による水の汚れへの影響は小さいことから、これについても整合が図られます。

以上より、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。

表 9.4-20 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく工事排水の水質に係る規制基準

(単位 mg/L、ダイオキシン類については pg-TEQ/L)

区分	項目	基準
生活環境項目等	水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	25
	化学的酸素要求量 (COD)	25
	浮遊物質 (SS)	70
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	5
	外観	受け入れる水を著しく変化させるような色又は濁度を増加させるような色又は濁りがないこと。
	臭気	受け入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。
有害物質	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.03
	シアン化合物	シアンとして 1
	有機 燐 化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)	0.2
	鉛及びその化合物	鉛として 0.1
	六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5
	砒素及びその化合物	砒素として 0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	ポリ塩化ビフェニル	0.003
	トリクロロエチレン	0.1
	テトラクロロエチレン	0.1
	ジクロロメタン	0.2
	四塩化炭素	0.02
	1, 2-ジクロロエタン	0.04
	1, 1-ジクロロエチレン	1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
	1, 1, 1-トリクロロエタン	3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06
	1, 3-ジクロロプロペン	0.02
	チウラム	0.06
	シマジン	0.03
	チオベンカルブ	0.2
	ベンゼン	0.1
	セレン及びその化合物	セレンとして 0.1
	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあつては、ほう素として 10 海域に排出される場合にあつては、ほう素として 230
	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出される場合にあつては、ふっ素として 8 海域に排出される場合にあつては、ふっ素として 15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量として 100
	ダイオキシン類	10
	フェノール類	フェノールとして 0.5
	銅及びその化合物	銅として 1(3)
	亜鉛及びその化合物	亜鉛として 1(2)
	鉄及びその化合物 (溶解性のものに限る。)	鉄として 3(10)
	マンガン及びその化合物 (溶解性のものに限る。)	マンガンとして 1
	ニッケル及びその化合物	ニッケルとして 1
	クロム及びその化合物	クロムとして 2
	1, 4-ジオキサン	0.5

- 備考：1. 銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物及び鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。）の項における（ ）内は、新設以外の場合の許容限度とする。
2. 備考1の「新設」とは、昭和46年9月11日（別表第12の1（4）に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）以後に設置された事業所（昭和46年9月11日（別表第12の1（4）に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日）前から建設工事中的ものを除く。）をいう。
3. 「検出されないこと」とは、備考8に定める方法により排出の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
4. この規制基準は、畜舎に係る排水については、適用しない。
5. 事業所の排水の採水の地点は、当該事業所の排水口とする。
6. 砒素及びその化合物、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物並びにクロム及びその化合物に係る許容限度は、昭和49年12月1日において現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。）を利用する事業所から排出する排水については、適用しない。
7. ダイオキシン類対策特別措置法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所の排水及び同法に規定する大気基準適用施設が設置される事業所から排出される下水を処理する終末処理場の排水に限りダイオキシン類の規制基準を適用する。
8. 排水の測定の方法は、ダイオキシン類にあつては規格K0312に定める方法、ニッケル及びその化合物にあつては規格K0102の59に定める方法、これら以外の排水指定物質にあつては排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「環境庁告示第64号」という。）に定める方法による。この場合において、次に掲げる排水指定物質に係る排水の測定の方法は、排水指定物質の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める項目に係る方法による。
- (1) フェノール類 フェノール類含有量
 - (2) 銅及びその化合物 銅含有量
 - (3) 亜鉛及びその化合物 亜鉛含有量
 - (4) 鉄及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性鉄含有量
 - (5) マンガン及びその化合物（溶解性のものに限る。） 溶解性マンガン含有量
 - (6) クロム及びその化合物 クロム含有量

出典：「工事排水届出の手引き」（横浜市環境創造局 令和3年3月）

「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成15年3月7日規則第17号）別表第11

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、アルカリ排水の処理や造成工事に先立って汚染土壌の拡散防止のための措置が講じられることを前提としたものですが、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性はあると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.4-21 に示すように実施します。

表 9.4-21 事後調査の項目等（水の汚れ）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
水 環 境	水 質 ― 水 の 汚 れ	雨水の排水	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。	「水質汚濁に係る環境基準について」別表 1 に掲げる 27 項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	現地調査による確認。

9.5 底質

9.5.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

水底の底質の状況、地形・地質の状況及び流れの状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 水底の底質の状況

ア. 現地調査

「底質調査方法」(環境省 水・大気環境局 平成24年8月)に定められた方法に基づいて、「土壌環境基準」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)別表に掲げる29項目を測定し、調査結果の整理を行いました。また、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)に定められた方法に基づいて、底質のダイオキシン類を測定し、調査結果の整理を行いました。

② 地形・地質の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

③ 流れの状況

ア. 現地調査

「水質調査方法」(昭和46年9月30日環水管第30号)に定める方法に準拠し、直読式電磁流向流速計を用いて測定しました。

(3) 調査地域・調査地点

① 水底の底質の状況

ア. 現地調査

図9.5-1に示す、対象事業実施区域及びその周辺の4地点(底質1~4)としました。

② 地形・地質の状況

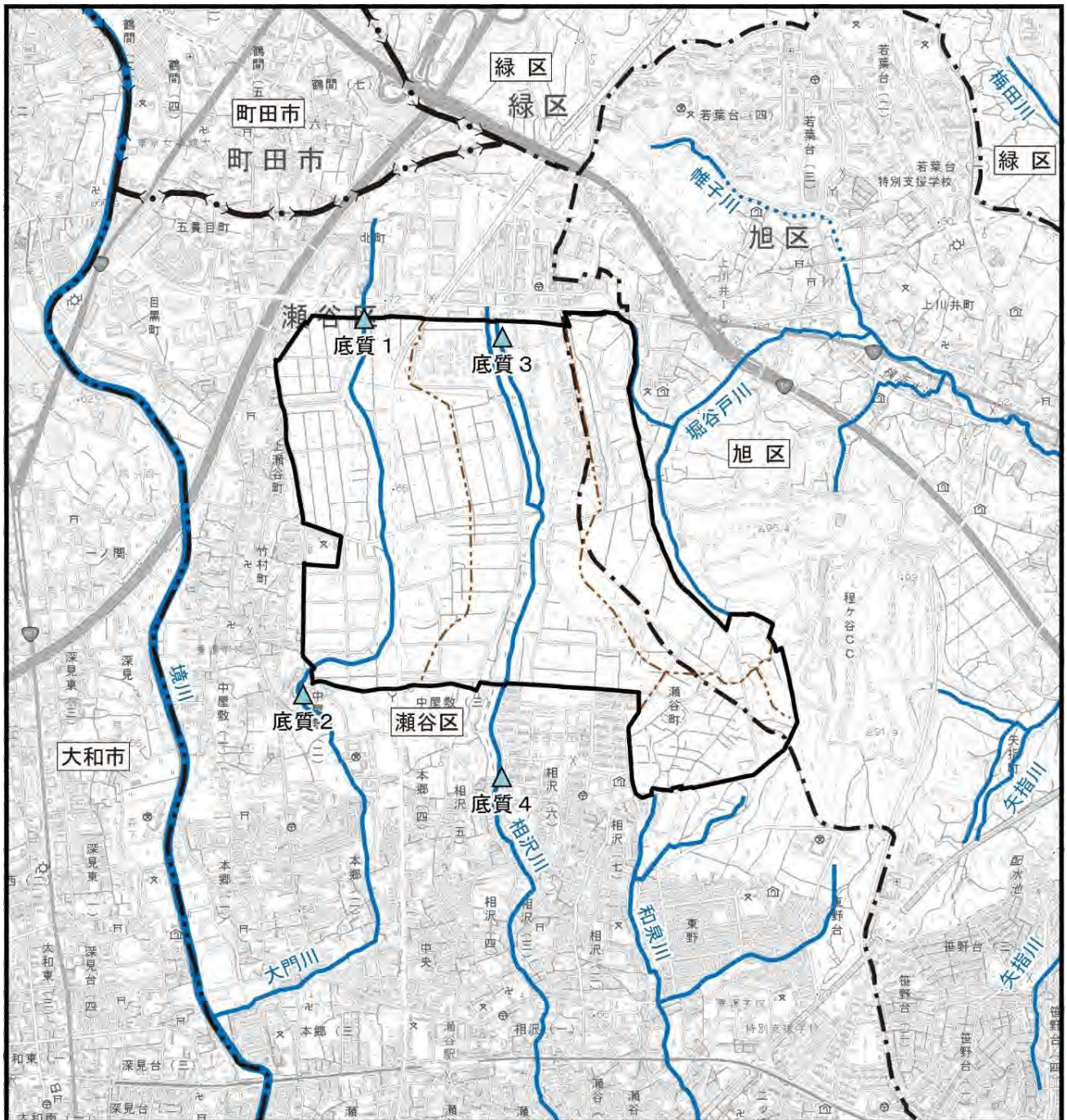
ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 流れの状況

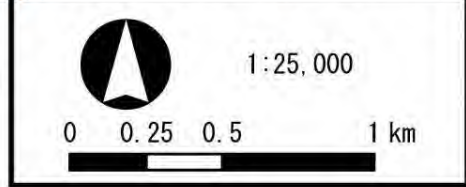
ア. 現地調査

水底の底質の状況」と同じ地点としました。



凡例

- 対象事業実施区域
- 都県界
- 市界
- 区界
- 流域界
- ▲ 底質（4地点）



調査項目	調査地点	調査場所
水底の底質	底質1	大門川上流
	底質2	大門川下流
	底質3	相沢川上流
	底質4	相沢川下流

図9.5-1 底質調査地点

(4) 調査期間

① 水底の底質の状況

ア. 現地調査

底質の試料採取は、以下のとおり行いました。

試料採取日：令和2年9月1日（火）

② 地形・地質の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

③ 流れの状況

ア. 現地調査

水底の底質の状況と同時期としました。

(5) 調査結果

① 水底の底質の状況

ア. 現地調査

水底の底質に係る調査結果を表9.5-1に示しました。

底質1の調査地点（大門川上流）については、河道がコンクリート三面張り構造であり、底泥の堆積がなく、試料の採取ができなかったため、底質2～4の3地点の結果を示しました。

これによると大門川下流、相沢川上流及び下流の3地点について、いずれの地点においても参考とした土壌の環境基準値以下であり、底質の汚染は見られませんでした。

② 地形・地質の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域の地形は、前掲図3.2-12 地形分類図（P.3-34）に示したとおり、主に段丘地形となっています。また、一部に人工的な平坦化地がみられるほか、和泉川、相沢川、大門川等の河川周辺は、谷底平野及び盛土地となっています。事業実施区域周辺も同様に段丘地形や平坦化地が広がっているほか、東側には緩斜面、西側は自然堤防等もみられます。

地質は、前掲図3.2-15 表層地質図（P.3-37）に示したとおり、武蔵野ローム層及び武蔵野礫層となっており、河川の流域は主に沖積層となっています。対象事業実施区域の南東部の一部は、下末吉ローム層や上星川層となっています。

③ 流れの状況

ア. 現地調査

調査結果は、前掲表9.4-4（豊水期はP.9.4-9、渇水期はP.9.4-10）に示しました。（水質調査地点の水質1～水質4はそれぞれ底質調査地点の底質1～底質4に該当します。）

表 9.5-1 水底の底質調査結果

項目	単位	底質2	底質3	底質4	環境基準*
カドミウム	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
全シアン	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
有機燐	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
六価クロム	mg/L	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.05
砒素	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.01
総水銀	mg/L	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005
アルキル水銀	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
PCB	mg/L	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02
四塩化炭素	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
クロロエチレン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.0004 未満	0.0004 未満	0.0004 未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
トリクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.002
チウラム	mg/L	0.0006 未満	0.0006 未満	0.0006 未満	0.006
シマジン	mg/L	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.02
ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01
セレン	mg/L	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.01
ふっ素	mg/L	0.09	0.11	0.1	0.8
ほう素	mg/L	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.05
ダイオキシン類 (底質)	pg-TEQ/g	2.5	2.6	0.88	150

※：環境基準（ダイオキシン類は除く。）は参考として土壌の基準（溶出量）を記載しています。ダイオキシン類は水底の底質に係る環境基準を記載しています。

9.5.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

土壤汚染の環境基準項目（ダイオキシン類を含む。）としました。

② 予測地域

対象事業実施区域及びその周辺の公共用水域としました。

③ 予測地点

図9.5-1に示す対象事業実施区域及びその周辺の4地点（底質1～4）としました。

④ 予測対象時期

工事計画に基づき、造成工事の実施による影響が最大となる時期としました。

⑤ 予測方法

造成工事の実施の内容（河川改修の内容も含みます。）並びに現況の水底の底質の状況及び土質・地質の状況から定性的な検討を行うことによりました。

⑥ 予測結果

ア. 予測の前提条件

対象事業実施区域内において確認されている汚染土壌については、後述する土壤汚染に示す予測の前提条件（p9.9-8⑤ア）に従い、造成工事に先立って掘削除去等の汚染拡散防止のための措置が講じられます。

造成工事中における雨水の排水にあたっては、適正な規模の仮設調整池を設置し、アルカリ排水の適正処理や、水の濁りを除去した後、公共用水域に放流するものとします。

イ. 予測結果

予測の前提条件によれば、コンクリート打設によるアルカリ排水対策を実施するほか、造成工事に先立ち、汚染土壌については土壤汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じるとともに、適正な規模の仮設調整池を設置することから、造成工事の実施による底質1～4の地点等への影響は小さいものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.5-2 に示します。

表 9.5-2 環境保全措置の検討の状況（底質）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
造成工事の内容を踏まえた適切な汚染土壌に係る措置	適	事業者が法や条例に基づき講じる対策について、造成工事の内容を踏まえて汚染土壌の封じ込め、除去等の適切な措置を講じることにより、対象事業実施区域からの汚染物質拡散に係るリスクが軽減されるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	適	セメント及びセメント系固化材を地盤改良に利用する場合に問題となる六価クロムの拡散防止等に配慮することにより、有害物質による底質汚染防止に効果があるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

造成工事の実施に伴う公共用水域の底質への影響を低減させるため、表 9.5-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.5-3 環境保全措置の実施の内容（底質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	流出による影響	汚染土砂及び汚染水の汚染拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	工事中における底質汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.5-3 に示したとおり、環境保全措置を実施することにより、底質に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

底質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

「底質の暫定除去基準について」（昭和50年10月28日環水管第119号）及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）に規定された基準との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

予測の前提条件によれば、造成工事に先立ち、汚染土壌については事業者による適切な環境保全措置が講じられ、かつ、工事中の雨水の排水にあたっては、適正な規模の仮設調整池を設置し、アルカリ排水の適正処理や、水の濁りを除去した後に公共用水域に放流することから、事業者の実行可能な範囲でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

ア. に記載した環境保全措置の実施により、水質汚濁防止の対策が講じられることから、有害物質の流出による公共用水域の底質汚染が生じるおそれはありません。

なお、「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）においては、底質の環境目標は特に示されていませんが、関連する項目として、「土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。」とされており、予測結果を踏まえるとこれについても整合が図られます。

以上より、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、汚染土壌の適切な措置、アルカリ排水の適正処理、水の濁りの除去等の環境保全措置を前提としたものですが、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性はあると考えられます。

この不確実性による影響について効果的に把握[※]するため、水質の事後調査にて監視するものとし、したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

※：都市計画対象事業の工事中においては、仮設調整池により土砂を沈降させた後、公共用水域に放流することから、底質汚染は主に水の汚れを介して生じると考えられます。そのため、底質汚染の監視は、水質（水の汚れ）を定期的に監視することにより効果的に把握できるものと考えます。

9.6 地下水

9.6.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

地下水の水質の状況、地形、地質及び帯水層の状況及び降水量の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 地下水の水質の状況

ア. 文献その他の資料調査

防衛省における土壤汚染調査結果等の入手可能な最新の資料の収集並びに当該情報の整理によりました。

② 地形、地質及び帯水層の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集・整理によりました。

イ. 現地調査

ボーリング調査により、地質等を確認しました。

③ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集・整理によりました。

(3) 調査地域

地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

(4) 調査地点

① 地下水の水質の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 地形、地質及び帯水層の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

図 9.6-1 に示す対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～7）としました。

③ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所としました。

(5) 調査期間

① 地下水の水質の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域内の状況については、防衛省による調査結果、その周辺の状況については、「横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」等の入手可能な最新の資料としました。

② 地形、地質及び帯水層の状況

ア. 文献その他の資料調査

「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津」（神奈川県 平成3年3月）、「1/50,000 土地分類基本調査（地形分類図）「八王子」（神奈川県 平成元年3月）、「地理院地図（電子国土web）」（国土地理院ホームページ 令和3年4月閲覧）等の入手可能な最新の資料としました。

イ. 現地調査

地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施するとともに、帯水層の状況については、地下水位を令和元年7月から令和2年6月までの1年間観測することによりました。

③ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所における2019年（水質調査を主に実施した年）の観測値等、入手可能な最新の1年間としました。

(6) 調査結果

① 地下水の水質の状況

ア. 文献その他の資料調査

防衛省における土壤汚染調査結果によれば、国有地については、対象事業実施区域の表層土壤について、「土壤汚染対策法」に基づく指定基準を超過した箇所について、地下水の水質調査が行われています。その結果、全ての調査地点において、鉛等の有害物質は検出されていません。

一方、調査区域（対象事業実施区域外）においては、「平成26～平成29年度 横浜市公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）、「平成27～令和元年度 大気汚染・水質汚濁・交通騒音・地盤沈下の状況」（横浜市環境創造局環境保全部環境管理課監視センターホームページ 令和3年4月閲覧）によると硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにテトラクロロエチレンについて環境基準不適合地点が報告されており、その結果は前掲表3.2-11（P.3-23）に示すとおりです。

② 地形、地質及び帯水層の状況

ア. 文献その他の資料調査

地形及び地質の調査結果は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況」(P. 3-33~39)に示しました。

イ. 現地調査

帯水層の調査結果として、地下水位は表 9.6-1 に示すとおりです。なお、調査地点は図 9.6-1 に示すとおり(地質調査地点と同じ)です。

表 9.6-1 地下水位の調査結果

調査地点	項目	令和元年						令和2年						年間	地盤高 (T. P. m)	地表深 (m) [※]
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月			
地質1	最高	58.0	58.0	58.5	62.1	61.1	58.8	57.8	57.3	57.0	59.4	59.4	58.2	62.1	72.2	-10.2
	最低	57.5	57.4	57.3	58.0	58.8	57.8	57.1	57.0	56.7	56.9	58.2	57.3	56.7		-15.5
	平均	57.9	57.6	58.0	60.1	59.7	58.2	57.4	57.1	56.9	57.7	58.7	57.7	58.1		-14.1
地質2	最高	59.5	59.5	59.4	60.5	60.5	59.9	59.6	59.5	59.3	60.1	60.1	59.5	60.5	70.1	-9.6
	最低	59.4	59.1	59.0	59.2	59.8	59.6	59.3	59.3	59.2	59.3	59.5	59.2	59.0		-11.1
	平均	59.4	59.1	59.0	59.2	59.8	59.6	59.3	59.3	59.2	59.3	59.5	59.2	59.3		-10.8
地質3	最高	61.0	61.0	61.0	63.4	63.2	61.3	60.7	60.4	60.1	61.4	61.4	60.3	63.4	69.6	-6.3
	最低	60.5	60.3	60.2	60.6	61.3	60.7	60.1	60.1	59.7	59.9	60.3	59.9	59.7		-9.9
	平均	60.8	60.6	60.7	61.9	62.0	61.0	60.4	60.3	59.9	60.5	60.9	60.0	60.8		-8.9
地質4	最高	58.3	58.2	58.5	59.9	59.6	58.9	58.4	58.3	58.0	58.7	58.6	58.2	59.9	69.4	-9.4
	最低	58.1	58.0	57.9	58.2	58.7	58.4	58.1	58.0	57.9	58.0	58.2	58.0	57.9		-11.5
	平均	58.2	58.0	58.2	58.9	59.1	58.6	58.2	58.1	58.0	58.3	58.4	58.1	58.3		-11.0
地質5	最高	53.4	53.5	53.8	57.3	57.2	55.0	54.2	53.6	53.4	55.1	55.1	54.1	57.3	68.1	-10.8
	最低	52.5	53.0	53.0	53.4	55.0	54.2	53.6	53.4	53.2	53.3	54.1	53.6	52.5		-15.6
	平均	53.0	53.3	53.5	55.2	55.9	54.6	53.8	53.5	53.3	53.8	54.6	53.8	54.0		-14.1
地質6	最高	58.1	58.0	58.2	59.4	59.3	58.6	58.2	58.0	57.8	58.5	58.4	58.0	59.4	69.8	-10.4
	最低	57.9	57.7	57.7	57.9	58.4	58.1	57.8	57.7	57.7	57.8	58.0	57.8	57.7		-12.0
	平均	58.0	57.8	58.0	58.6	58.8	58.3	58.0	57.9	57.8	58.1	58.2	57.9	58.1		-11.6
地質7	最高	62.9	62.6	63.5	64.1	63.4	62.9	62.6	62.6	62.1	62.9	62.2	61.9	64.1	67.7	-3.6
	最低	62.6	62.2	62.2	62.3	62.4	62.3	62.0	61.8	61.7	62.0	61.6	61.5	61.5		-6.2
	平均	62.7	62.3	62.7	63.2	62.8	62.5	62.1	62.1	61.9	62.3	61.9	61.6	62.4		-5.3

凡例 観測期間における最高水位 観測期間における最低水位

※：地表深は、各地点の年間最高水位、最低水位、平均水位の地表からの深度を示します。
また、地下水位、地盤高のいずれも小数点2位以下の数値を四捨五入で小数点1位までの表記にしているため、年間水位と地盤高の差で求めている地表深の数値は、表上で計算した数値と0.1異なる場合があります。

ボーリング調査による地質の状況については、資料編(P.資料 地下水-1~6)に示しました。

③ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

降水量の状況は、「9.4-1(6)③降水量の状況」(P.9.4-13、14)に示しました。

9.6.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

敷地の存在（土地の改変）による予測項目として、造成工事も含めた土地の改変及び施設の存在・土地利用の変化に伴う地下水の水質としました。

② 予測地域

調査地域のうち、土壤汚染の状況及び地下水帯水層の状況等の特性を踏まえて、地下水の水質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

③ 予測対象時期

土地の改変による影響の予測については、改変量が最大となる時期として敷地の存在時[※]としました。

土地又は工作物の存在及び供用時については、都市計画対象事業に係る施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

※：地下水の水質の影響要因は土地の改変の程度が最大となる時期として、「敷地の存在（土地の改変）」としていますが、工事中からの累積的な影響も含めて検討しているため、影響の内容や環境保全措置については工事中の事項も含まれます。

④ 予測方法

土地の改変による影響については、調査で把握した地下水の水質の状況と工事計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。

土地又は工作物の存在及び供用時については、調査で把握した地下水の水質の状況と事業計画を比較することで、影響の程度を定性的に予測します。

⑤ 予測結果

ア. 予測の前提条件

対象事業実施区域内において確認されている汚染土壌については、後述する土壤汚染に示す予測の前提条件（P.9.9-8 ⑤ア）に従い、造成工事に先立って汚染拡散防止のための措置が講じられます。

土地又は工作物の存在及び供用時においては、水の汚れの原因となる汚染物質を扱う事業活動は行わないものとします。

イ. 予測結果

予測の前提条件によれば、造成工事に先立ち、汚染土壌については土壤汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じることから、地下水の水質への影響はないものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。

なお、前掲図 2.3-10 (P.2-14) に示すように、相沢川流域の調整池 3 を地下式とするため、

この部分では、帯水層に及ぶ可能性がある掘削工事を実施しますが、この位置では汚染土壌は確認されていないこと*から、同調整池の工事に伴う地下水の水質への影響は小さいものと予測します。また、和泉川流域の調整池4も地下式としますが、この部分では帯水層に及ぶ掘削工事は想定されず、かつ、この位置では汚染土壌は確認されていないこと*から、同調整池の工事に伴う地下水の水質への影響はないものと予測します。

※：国有地については、後述する土壌汚染（後掲図9.9-7（P.9.9-12））参照。また、地下式調整池（調整池3及び4）の位置は、すべて国有地です。

土地又は工作物の存在及び供用時においては、基本的に汚染物質を扱う事業活動は行わないことから、地下水の水質への影響はないものと考えられます。ただし、予期せぬ廃棄物等が地中に埋まっている場合など、土地の存在及び供用時にも影響が生じる可能性を完全に否定できないなどの不確実性があります。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表9.6-2に示します。

表 9.6-2 環境保全措置の検討の状況（地下水の水質）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
造成工事の内容を踏まえた適切な汚染土壌に係る措置	適	事業者が法や条例に基づき講じる対策について、造成工事の内容を踏まえて汚染土壌の封じ込め、除去等の適切な措置を講じることにより、対象事業実施区域からの地下水汚染の拡散に係るリスクが軽減されるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	適	セメント及びセメント系固化材を地盤改良に利用する場合に問題となる六価クロムの拡散防止等に配慮することにより、有害物質による汚染防止に効果があるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
モニタリングによる地下水の水質の監視	適	造成工事において、予期せぬ廃棄物等の影響の有無を早期に把握する目的で、地下水の水質モニタリングを行うことにより、有害物質の汚染拡散防止に効果があるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

敷地の存在（土地の改変）に伴う地下水の水質への影響を低減させるため、表 9.6-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.6-3 環境保全措置の実施の内容（地下水の水質）

影響要因*	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	地下水汚染への影響	汚染水の拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	地下水の水質汚染の原因物質による汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
			有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし	
			モニタリングによる地下水の水質の監視	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし	

※：地下水の水質の影響要因は土地の改変の程度が最大となる時期として、「敷地の存在（土地の改変）」としていますが、工事中からの累積的な影響も含めて検討しているため、影響の内容や環境保全措置については工事中の事項も含まれます。

③ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.6-3 に示したとおり、環境保全措置を実施することにより、地下水に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

地下水の水質に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019 年 3 月）に基づく環境目標との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより、評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

国及び事業者による汚染土壌掘削除去等の適切な環境保全措置を講じるとともに、造成工事にあたっては、六価クロム等の有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法を採用すること、

及び事後調査により汚染状況の監視を実施し、万一汚染が生じた場合の早期把握に努めることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

ア. に記載した環境保全措置の実施により、地下水汚染物質拡散防止の対策が講じられることから、環境基準を超える地下水汚染が生じるおそれはありません。

また、「生活環境保全推進ガイドライン」（横浜市 2019年3月）における地下水質の環境目標は、「土壌・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。」とされており、予測結果を踏まえるとこれについても整合が図られます。

以上より、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、地下水汚染物質の拡散防止の環境保全措置を前提としたものですが、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性はあると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.6-4 に示すように実施します。

表 9.6-4 事後調査の項目等（地下水の水質）

環境影響評価項目		事後調査の影響要因	事後調査の時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素						
水環境	地下水 — 地下水の水質	敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。	地下水の水質の状況（「地下水の水質に係る環境基準について」に定める28項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	現地調査（観測井を設置し、定期的に地下水を採取し、関係告示に準じて測定分析する手法）により確認。

9.7 その他の水環境に係る環境要素

9.7.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

湧水の状況、河川の形態及び流量の状況、地形、地質の状況及び降水量の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 湧水の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

イ. 現地調査

分布実態の把握の踏査並びに湧水量を測定するとともに、同時に現場にて、水温、水素イオン濃度（pH）、電気伝導度（EC）を測定しました。

② 河川の形態及び流量の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

イ. 現地調査

「水質調査方法」（昭和46年9月30日環水管第30号）に定められた方法に基づいて河川の流量を測定し、調査結果の整理を行いました。

③ 地形、地質及び帯水層の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

イ. 現地調査

ボーリング調査等により、地質等を確認しました。

④ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

横浜地方気象台及びアメダス海老名観測所で観測されている月ごとの降水量等の入手可能な最新の既存資料による情報の収集・整理によりました。

(3) 調査地域

河川の形態並びに流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

(4) 調査地点

① 湧水の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

図9.7-1に示す、対象事業実施区域及びその周辺の5地点（湧水1～5）としました。

② 河川の形態及び流量の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

図 9.7-1 に示す対象事業実施区域及びその周辺の雨水排水を排出する可能性のある公共用水域（河川）の 6 地点（水質 1～6）としました。

③ 地形、地質及び帯水層の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

図 9.7-1 に示す、対象事業実施区域及びその周辺の 7 地点（地質 1～7）としました。

④ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

(5) 調査期間等

① 湧水の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料によりました。

イ. 現地調査

湧水期及び豊水期において、表 9.7-1 に示す平常時の調査を各 1 回実施しました。

表 9.7-1 現地調査期間（湧水の状況）

時期	調査日（各地点同日）	天候
豊水期	令和元年 7 月 29 日（月）	調査時 晴、前日 晴
湧水期	令和 2 年 1 月 10 日（金）	調査時 晴、前日 晴

② 河川の形態及び流量の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料によりました。

イ. 現地調査

湧水期及び豊水期において、表 9.7-2 に示す平常時の調査を各 1 回実施しました。また、降雨時の調査を 2 回実施しました。

表 9.7-2 現地調査期間（河川の流量）

時期	調査日（各地点同日）	天候
豊水期	令和元年 7 月 29 日（月）	調査時 晴、前日 晴
湧水期	令和 2 年 1 月 10 日（金）	調査時 晴、前日 晴
降雨時 1 回目	令和元年 6 月 7 日（金）	調査時 雨、前日 晴
降雨時 2 回目	令和元年 10 月 25 日（金）	調査時 雨、前日 曇

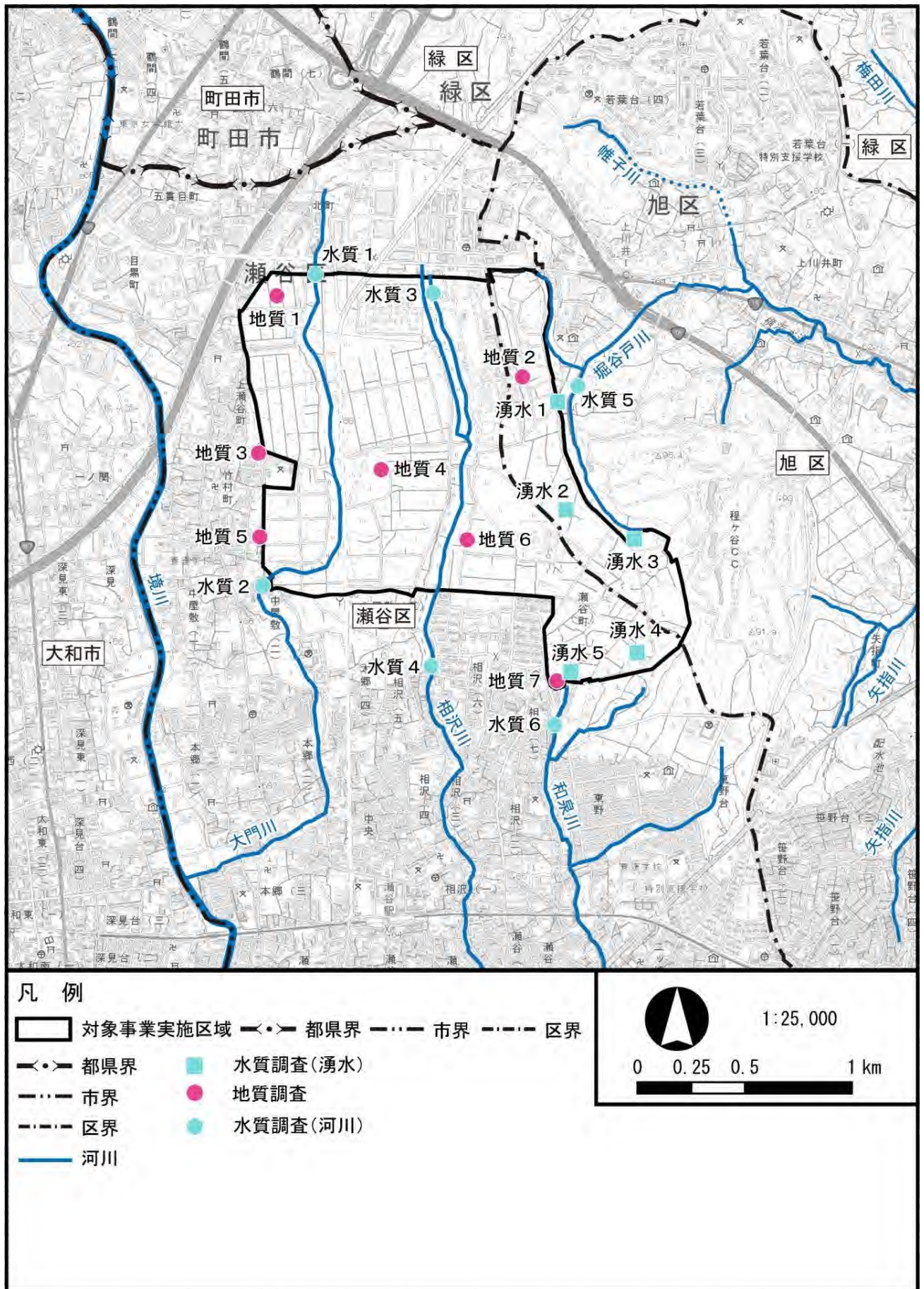


図 9.7-1 湧水、河川流量等調査地点

③ 地形、地質及び帯水層の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

イ. 現地調査

地形、地質の状況を的確に把握できる期間に1回実施するとともに、帯水層の状況については、地下水位を令和元年7月から令和2年6月までの1年間観測することによりました。

④ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な直近の1年間としました。

(6) 調査結果

① 湧水の状況

ア. 文献その他の資料調査

湧水の状況は「第3章 3.2.2(1)水象の状況 (P.3-19、20)」に示しました。

イ. 現地調査

湧水の現地調査結果を表9.7-3に示しました。湧水の流量は、豊水期では0.0000～0.0013m³/s、渇水期では0.0002～0.0018m³/sでした。なお、湧水2、湧水4の地点においては、掘り込み池の状態となっており、河川への流出が認められなかったため、湧水の流れは観測できませんでした。

表 9.7-3 湧水の現地調査結果

時期	調査項目	単位	湧水1	湧水3	湧水5
豊水期	気温	℃	32.0	32.0	31.0
	水温	℃	20.5	20.5	20.0
	外観	—	淡黄色透明	淡黄色透明	淡黄色透明
	透視度	度	50以上	50以上	50以上
	濁度	度	3.36	1.40	3.18
	臭気	—	無臭	無臭	無臭
	電気伝導率(EC)	mS/m	32.9	15.0	25.2
	流量	m ³ /s	0.0000*	0.0013	0.0003
渇水期	気温	℃	13.4	13.6	12.8
	水温	℃	14.0	13.7	13.2
	外観	—	無色透明	無色透明	無色透明
	透視度	度	50以上	50以上	50以上
	濁度	度	10.2	8.40	5.69
	臭気	—	無臭	無臭	無臭
	電気伝導率(EC)	mS/m	28.2	24.1	21.2
	流量	m ³ /s	0.0002	0.0008	0.0018

※：湧水1の豊水期においては、湧水の流れがみられませんでした。

② 河川の形態及び流量の状況

ア. 文献その他の資料調査

河川の形態及び流量の状況は「第3章 3.2.2(1)水象の状況」(P.3-16~18)並びに「9.4-1(6)①水質の状況」(P.9.4-8)に示しました。平成27~令和元年度の各年度の平均流量は、境川(鶴間橋)においては0.58~0.91m³/s、大門川(中川橋)においては0.021~0.035m³/s、堀谷戸川(中井橋)においては0.034~0.068m³/sとなっています。

イ. 現地調査

河川流量の現地調査結果は、前掲表9.4-5及び表9.4-6(P.9.4-9~11)に示しましたが、流量のみ抜粋して表9.7-4に示します。調査対象とした4河川(6地点)においては、豊水期、渇水期については相沢川下流が、降雨時1については大門川下流が、降雨時2については大門川上流が、それぞれ最も大きな流量となっており、和泉川の流量はいずれの時期も少なくなっています。

表 9.7-4 河川流量の現地調査結果

単位：m³/s

地点 時期	水質1 大門川 上流	水質2 大門川 下流	水質3 相沢川 上流	水質4 相沢川 下流	水質5 堀谷戸川	水質6 和泉川
豊水期	0.0163	0.0214	0.0071	0.0434	0.0144	0.0027
渇水期	0.0078	0.0166	0.0076	0.0262	0.0080	0.0023
降雨時1	0.2233	0.3329	0.0499	0.1813	0.0304	0.0110
降雨時2	3.0371	2.4686	0.4459	0.0851	0.4153	0.0608

③ 地形、地質及び帯水層の状況

ア. 文献その他の資料調査

地形及び地質の調査結果は、「第3章 3.2.4 地形及び地質の状況」(P.3-33~39)に示しました。

イ. 現地調査

地形及び地質の調査結果は、資料編(P.資料 地下水-1~6)に示しました。帯水層の調査結果として、地下水位を前掲表9.6-1(P.9.6-9)に示しました。

④ 降水量の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査結果は、「9.4.1(6)③降水量の状況」(P.9.4-13、14)に示しました。

9.7.2 予測及び評価の結果

9.7.2-1 湧水の流量

(1) 予測

① 予測項目

工事の実施時については、造成工事の実施に伴い変化する湧水の流況としました。

土地又は工作物の存在及び供用時については、敷地の存在（土地の性状の変化）に伴い変化する湧水の流況としました。

② 予測地域

調査地域のうち、湧水の状況並びに地形、地質及び帯水層の状況の特性を踏まえて、湧水の流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

③ 予測対象時期

造成工事の実施時については、施工計画に基づき、工事による影響が最大となる時期としました。

敷地の存在時については、都市計画対象事業に係る施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

④ 予測方法

造成工事の実施時については、調査で把握した湧水の状況と施工計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測しました。

敷地の存在時については、図 9.7-2 に示すとおり、調査で把握した湧水の状況と切土、盛土の計画を重ね合わせ、湧水の流量への影響の程度を予測しました。

⑤ 予測結果

ア. 予測の前提条件

造成工事においては、相沢川流域の調整池 3 において部分的に帯水層に及ぶ可能性のある地下の掘削を行います。それ以外（相沢川や大門川の切り回し時や和泉川流域の調整池 4 等の工事時等）には、帯水層に及ぶ切土等による土地の改変は行わないことを原則としました。

土地又は工作物の存在及び供用時には、造成による土地の性状の変化はありますが、湧水が確認されている対象事業実施区域南東部においては、土地利用計画の基本方針（前掲表 2.3-1(2) (P. 2-5)）に基づき、現況の環境に配慮した土地利用がなされ、かつ、地下水の汲み上げに係る事業活動は行わないこととしました。

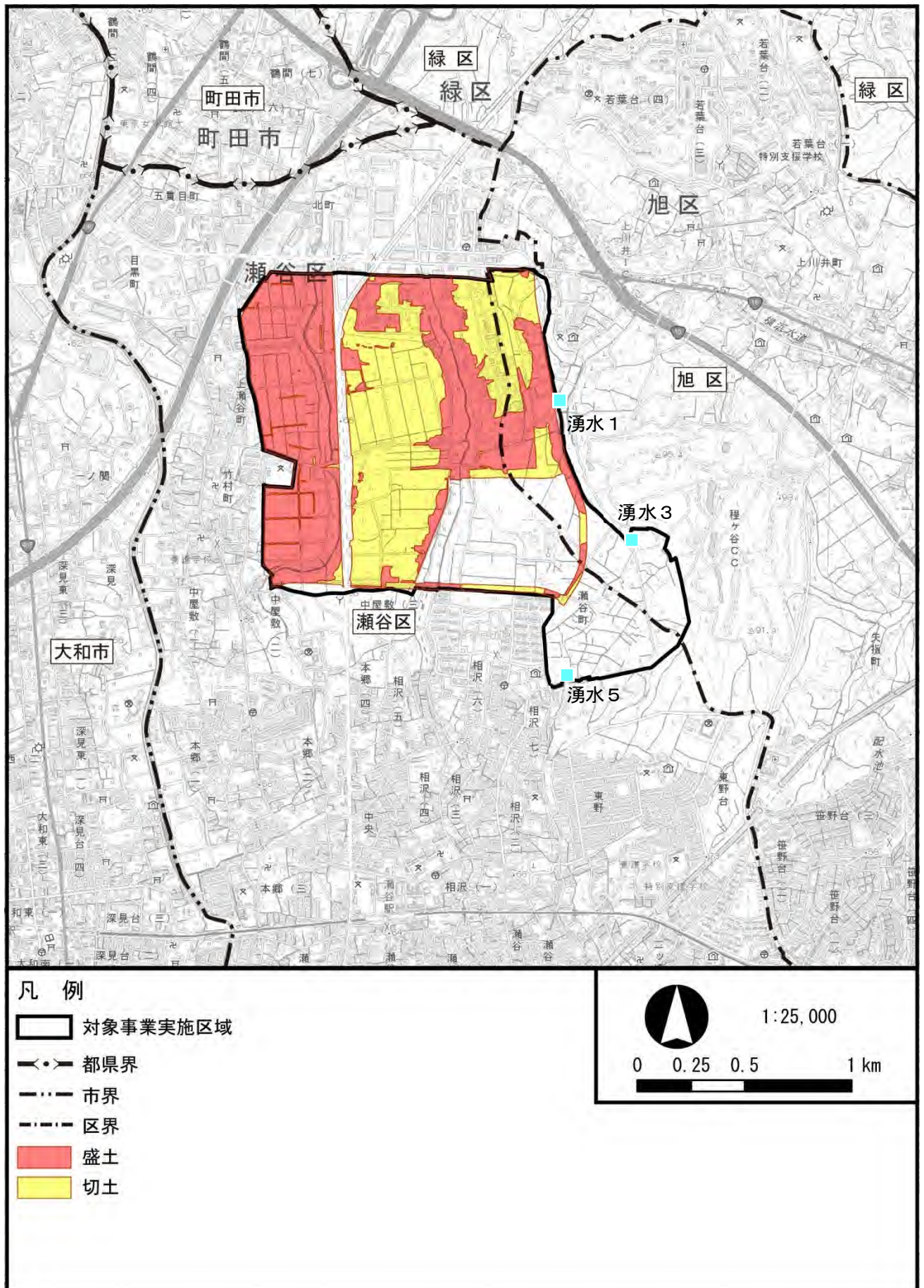


図 9.7-2 湧水の確認位置と切土、盛土の関係

イ. 予測結果

予測の前提条件によれば、湧水3及び湧水5が確認されている対象事業実施区域内南東部の区域においては、帯水層を遮断するような連続的な切土等による土地の改変は行わないことから、湧水の起源となっている帯水層への影響は小さいものと考えられます。一方、湧水5の地点付近には調整池2が設置されること等を踏まえると、造成により、湧水の環境には影響があると予測されます。湧水1の地点は、対象事業実施区域に接する小水路の脇の地点であり、区域内道路1（前掲図2.3-8（P.2-12））の盛土部に近接しているため、湧水源の直接改変の回避を図るなど、施工に十分配慮することにより影響の低減を図ることができると考えられます。ただし、掘削工事等により予期せぬ廃棄物等に遭遇し、その除去に係る対策を講じる場合など、帯水層に及ぶ工事の実施を完全に否定することはできないなどの不確実性があります。

土地又は工作物の存在及び供用時においては、観光・賑わい地区や物流地区を中心に土地の性状の変化がありますが、湧水3及び湧水5が位置する対象事業実施区域南東部においては、土地利用計画の基本方針によれば、現況の環境に配慮した土地利用がなされ、かつ、都市計画対象事業による地下水の汲み上げは行わないことから、湧水の流量への影響は小さいものと考えられます。一方、湧水1については区域内道路や観光・賑わい地区に隣接しているため、涵養源への影響が考えられます。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避、低減又は代償することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表9.7-5に示します。

表 9.7-5 環境保全措置の検討の状況（湧水）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
造成後裸地の早期緑化による地中浸透量の確保	適	裸地を早期緑化することにより、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	適	雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
湧水環境の創出	適	改変が想定される湧水環境を創出することにより、失われる湧水環境の代償が図られるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
モニタリングによる湧水の流量の監視	適	必要に応じて速やかな対策を実施できる効果があるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

造成工事の実施並びに敷地の存在（土地の改変）に伴う湧水の流量への影響を低減させるため、表 9.7-6 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.7-6 環境保全措置の実施の内容（湧水の流量）

影響要因		影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	実施 造成工事の	湧水流量への影響	湧水の涵養	造成後裸地の早期緑化による地中浸透量の確保	工事中において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし
				透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	土地又は工作物の存在及び供用時において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）		創出 湧水環境の	湧水環境の創出	改変が想定される湧水環境を創出することにより、失われる湧水環境の代償が図られます。	代償	事業者	なし	なし
			の湧水の未然防止 流量減少	モニタリングによる湧水の流量の監視※	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし

※：モニタリングによる湧水の流量の監視は、工事中も実施します。

③ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.7-6 に示したとおり、環境保全措置を実施することにより、湧水に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

湧水の流量に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

対象事業実施区域内の範囲（相沢川や大門川の切り回し時や和泉川流域の調整池 4 等の工事時等を含む。）においては、帯水層を遮断するような土地の改変は行わないことを原則と

しています。また、土地又は工作物の存在及び供用時においては、地下水の汲み上げに係る事業活動は行われず、造成工事による裸地の早期緑化や透水性舗装の採用等の適切な環境保全措置を講じるとともに、湧水環境の創出が図られます。また、予測の不確実性を踏まえて必要な事後調査を実施します。以上のことから、事業者の実行可能な範囲でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測の前提条件とした措置を講じるとともに、評価は、雨水の地中への浸透に係る環境保全措置を踏まえたものですが、予期せぬ地下埋設物（廃棄物等を含む）の存在による工法の見直し等について完全には否定できないことから、予測の不確実性はあると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.7-7 に示すように実施します。

表 9.7-7 事後調査の項目等（湧水）

環境影響評価項目		事後調査の影響要因	事後調査の時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素						
水環境	その他の水環境 ― 湧水	造成工事 敷地の存在 (土地の改変)	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。	湧水の流量（水温、気温、電気伝導率等も併せて調査）	現地調査による確認。

9.7.2-2 河川の形態、流量

(1) 予測

① 予測項目

敷地の存在（土地の改変）による予測項目として、施設の存在・土地利用の変化に伴い変化する河川の形態及び流量としました。

② 予測地域

調査地域のうち、河川の形態や流量に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

③ 予測対象時期

対象事業実施区域内の施設がすべて存在し、かつ事業活動が平常の状態になり、新たな環境が安定する時期としました。

④ 予測方法

河川の形態の状況と事業計画を重ね合わせることで、河川の形態の状況への影響の程度を予測するとともに、事業計画に基づき河川流量への影響を検討しました。

⑤ 予測結果

ア. 予測の前提条件

対象事業実施区域内を流れる相沢川及び大門川については、前掲図 2.3-10 (P. 2-14) に示すように切り回しを行い、暗渠化する計画です。また、各流域には適正な規模の調整池を設置し、大雨時における河川下流への流量の著しい増大を防止する計画です。

イ. 予測結果

予測の前提条件によれば、対象事業実施区域内を流れる相沢川と大門川について造成工事に伴い河道の切り回しを行い、暗渠化する計画です。一方、対象事業実施区域の外側については両河川とも河川改修の予定はなく、堀谷戸川及び和泉川についても都市計画対象事業による河川改修はありません。

このように、対象事業実施区域内においては、河川の形態が大幅に変更されますが、対象事業実施区域の外側については河川の形態は保全されます。また、それぞれの流域には適正な規模の調整池を設置し、大雨時における河川流量の著しい増大防止が図られることから、周辺河川の形態への影響は小さいと予測されます。

河川の流量については、造成に伴う地表面の性状変化により流出係数（ f ）が高くなり、 $f = 0.85^*$ になるとして検討しました。その結果、敷地の存在（土地の改変）による最大流出量等については表 9.7-8 に示すとおりです。

これによると調整池からの放流により、河川流量への影響はありますが、計画諸元によれば、調整池の放流量は各放流先河川の許容放流量以下となっています。

※：「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引き」（横浜市 令和 2 年 6 月改訂版）により、「開発後流出係数については $f = 0.85$ とする。」と規定されています。

表 9.7-8 調整池の計画諸元と流出量の予測結果

調整池名	流域	集水面積	貯留容量	最大流出量	許容放流量	流出量判定 (○最大流出量が 許容放流量以下)
		(ha)	(m³)	(m³/s)	(m³/s)	
調整池 1	堀谷戸川	36.61	26,400	2.526	2.526	○
調整池 2	堀谷戸川	7.91	5,700	0.544	0.546	○
調整池 3	相沢川	81.81	58,900	2.766	2.769	○
調整池 4	和泉川	21.18	15,200	0.422	0.424	○
調整池 5	大門川	57.00	41,000	1.140	1.140	○
調整池 6	大門川	33.73	24,300	0.673	0.675	○

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り。環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.7-9 に示します。

表 9.7-9 環境保全措置の検討の状況（河川の形態、流量）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	適	雨水の地中浸透量を確保が見込まれ、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
モニタリングによる河川流量の監視	適	流量の変化の程度を早期に把握する目的で河川流量のモニタリングを行うことにより、環境保全措置の効果を定量的に把握でき、水害の防止に備えることができるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

敷地の存在（土地の改変）に伴う河川の形態、流量への影響を低減させるため、表 9.7-10 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.7-10 環境保全措置の実施の内容（河川の形態、流量）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	河川の形態、流量への影響	影響低減 河川流量への	透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	雨水の地中浸透量を確保できます。	低減	事業者	なし	なし
			河川流量の監視	モニタリングによる河川流量の監視	環境保全措置の効果を定量的に把握でき、水害の防止に備えることができます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表9.7-10に示したとおり、環境保全措置を実施することにより、河川の形態、流量に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

河川の形態、流量に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業の実施による河川の形態、流量への影響を低減するために、必要な環境保全措置を実施することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目では、対象事業実施区域の周辺においては河川の形態に影響が及ばないことを踏まえて予測しており不確実性はありますが、河川流量については、環境保全措置の実施を前提に評価していることから、その効果の程度を定量的に把握する必要があると考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表9.7-11に示すように実施します。

表 9.7-11 事後調査の項目等（河川の形態、流量）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
水環境	その他 土地 水環境 ー 河川の 形態・ 流量	敷地の 存在 の 変改	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果の程度を定量的に把握するため。	河川の流量	水質の事後調査に合わせて現地調査により確認。

9.8 地盤

9.8.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、過去の災害等の状況、地盤の安定性の状況、規制等の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 過去の災害等の状況

ア. 文献その他の資料調査

過去の災害等の状況について、文献、資料を収集・整理しました。

② 地盤の安定性の状況

ア. 文献その他の資料調査

土砂災害警戒区域に関する情報について、文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

土砂災害警戒区域付近を踏査し、地形、地質、斜度等を確認しました。

③ 規制等の状況

ア. 文献その他の資料調査

「宅地造成等規制法」（昭和36年11月法律第191号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年5月法律第57号）（以下、「土砂災害防止法」といいます。）について整理しました。

(3) 調査地域

地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

(4) 調査地点

① 過去の災害等の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 地盤の安定性の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

表9.8-1及び図9.8-1に示す土砂災害警戒区域付近としました。

③ 規制等の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

表 9.8-1 現地調査地点

調査地点	区域名
No. 1	上川井町 6-6
No. 2	上川井町 6-5

(5) 調査期間

① 過去の災害等の状況

ア. 文献その他の資料調査

有史以来の状況について調査しました。

② 地盤の安定性の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

イ. 現地調査

調査期間は、以下に示すとおりとしました。

令和 2 年 10 月 28 日 (水)

③ 規制等の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

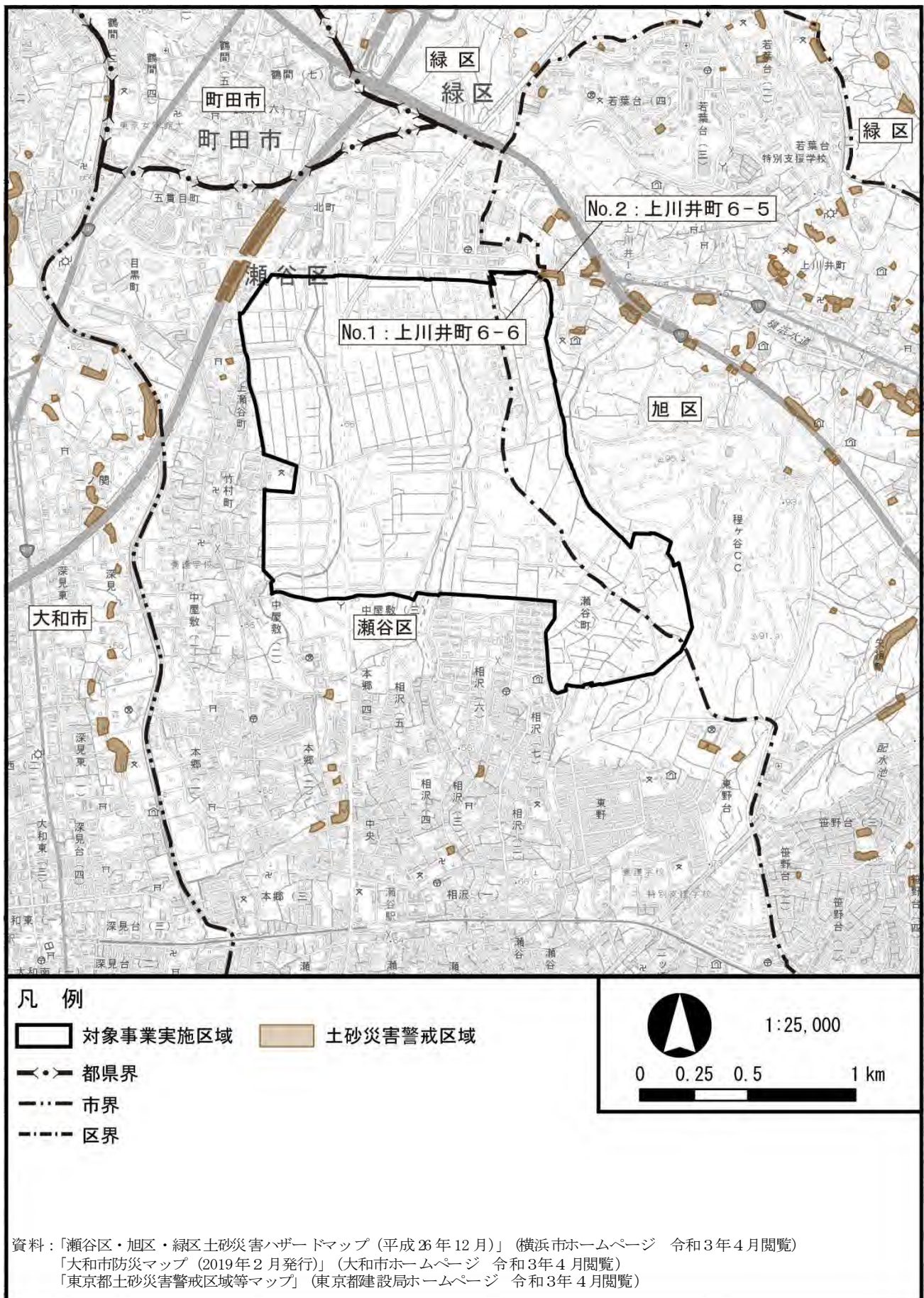


図 9. 8-1 土砂災害防止法に基づく指定状況

(6) 調査結果

① 過去の災害等の状況

ア. 文献その他の資料調査

横浜市及びその周辺においては、1293年の永仁鎌倉地震、1498年の明応地震、1605年の慶長地震、1703年の元禄関東地震、1880年の横浜地震、1923年の関東大震災をはじめとする地震災害が発生しています。（「災害カレンダー」（YAHOO JAPAN、令和3年4月閲覧））

対象事業実施区域及びその周辺の平成21年以降における風水害等の状況は、表9.8-2～表9.8-4に示すとおりです。

対象事業実施区域が存在する横浜市瀬谷区北町、瀬谷町及び同旭区上川井町において、10件の風水害等が発生しています。

表9.8-2 (1) 過去の風水害等の状況（横浜市）

区名	町丁目名	災害種別	年	被害分類	被害種別	災害名称	
瀬谷区	相沢六丁目	大雨	H30年	非住家	全壊	平成30年9月30日 台風第24号	
	相沢七丁目	大雨	H23年	その他	その他	平成23年9月21日 台風第15号	
	東野	大雪	H26年	その他	その他	平成26年2月14日 大雪警報	
	東野台	大雪	H26年	その他	その他	平成26年2月14日 大雪警報	
	御本町	大雨	H23年	人的	軽傷	平成23年9月21日 台風第15号	
	上瀬谷町	大雪	H26年	その他	その他	平成26年2月14日 大雪警報	
	北町		大雨	H26年	その他	道路	平成26年10月5日 台風18号
			暴風	H27年	その他	その他	平成27年5月12日 暴風・波浪警報
	五貫目町	大雨	H29年	その他	その他	平成29年8月19日 大雨（土砂災害・浸水害）洪水警報	
			H30年	住家	一部破損	平成30年9月30日 台風第24号	
		その他		その他			
	瀬谷一丁目	大雨	H26年	非住家	浸水	平成26年10月5日 台風18号	
			H29年	その他	その他	平成29年9月18日 大雨（土砂災害・浸水害）洪水警報	
			H30年	その他	その他	平成30年9月30日 台風第24号	
		大雪	H26年	その他	その他	平成26年2月14日 大雪警報	
	瀬谷二丁目	大雨	H29年	住家	床下浸水	平成29年8月1日 大雨（土砂災害・浸水害）警報	
H30年			住家	一部破損	平成30年9月30日 台風第24号		
瀬谷四丁目	大雨	H26年	住家	床下浸水	平成26年6月24日 大雨・洪水警報		
			その他	その他			
		H29年	住家	床上浸水	平成29年8月1日 大雨（土砂災害・浸水害）警報		
	住家		床下浸水	平成29年8月19日 大雨（土砂災害・浸水害）洪水警報			
大雪	H26年	その他	道路	平成26年2月14日 大雪警報			

表 9.8-2 (2) 過去の風水害等の状況 (横浜市)

区名	町丁目名	災害種別	年	被害分類	被害種別	災害名称
瀬谷区	瀬谷六丁目	大雨	H26年	住家	床下浸水	平成26年10月5日 台風18号
				非住家	浸水	
			H27年	住家	一部破損	平成27年9月18日 大雨警報
			H29年	非住家	浸水	平成29年8月1日 大雨(土砂災害・浸水害) 警報
			H30年	住家	床上浸水	平成30年3月9日 大雨(土砂災害・浸水害)・洪水警報
					床下浸水	
				非住家	床上浸水	
			その他	その他		
			H30年	住家	一部破損	平成30年9月30日 台風第24号
				その他	その他	
	大雪	H26年	その他	その他	平成26年2月14日 大雪警報	
	瀬谷町	大雨	H30年	その他	その他	平成30年9月30日 台風第24号
	竹村町	大雨	H30年	その他	その他	平成30年9月30日 台風第24号
	中央	大雨	H26年	その他	道路	平成26年10月5日 台風18号
	中屋敷二丁目	大雨	H30年	その他	その他	平成30年9月30日 台風第24号
	二ツ橋町	大雨	H29年	その他	その他	平成29年8月1日 大雨(土砂災害・浸水害) 警報
				住家	床下浸水	平成29年8月19日 大雨(土砂災害・浸水害) 洪水警報
H30年			住家	一部破損	平成30年9月30日 台風第24号	
	その他	その他				
本郷一丁目	大雪	H26年	その他	その他	平成26年2月14日 大雪警報	
本郷二丁目	大雨	H30年	その他	その他	平成30年9月30日 台風第24号	
本郷四丁目	大雨	H30年	その他	その他	平成30年9月30日 台風第24号	
三ツ境	大雨	H26年	住家	床上浸水	平成26年10月5日 台風18号	
				床下浸水		
		H29年	住家	床下浸水	平成29年8月1日 大雨(土砂災害・浸水害) 警報	
			住家	床上浸水	平成29年8月19日 大雨(土砂災害・浸水害) 洪水警報	
		H30年	その他	その他	平成30年9月5日 大雨(浸水害) 警報	
その他	その他		平成30年9月30日 台風第24号			

表 9.8-2 (3) 過去の風水害等の状況 (横浜市)

区名	町丁目名	災害種別	年	被害分類	被害種別	災害名称	
旭 区	金が谷	大雨	H28年	その他	その他	平成 28 年 8 月 22 日 大雨 (土砂災害・浸水害) 洪水・暴風警報	
			H29年	その他	その他	平成 29 年 8 月 1 日 大雨 (土砂災害・浸水害) 警報 平成 29 年 8 月 19 日 大雨 (土砂災害・浸水害) 洪水警報	
			H30年	その他	崖くずれ	平成 30 年 9 月 30 日 台風第 24 号	
	上川井町	大雨	H26年	住家	床上浸水	平成 26 年 10 月 5 日 台風 18 号	
					床下浸水		
			非住家	浸水			
				その他	その他		
			H28年	その他	その他		平成 28 年 8 月 22 日 大雨 (土砂災害・浸水害) 洪水・暴風警報
			H29年	その他	その他		平成 29 年 8 月 1 日 大雨 (土砂災害・浸水害) 警報
	H30年	その他	その他	平成 30 年 9 月 30 日 台風第 24 号			
	川井本町	大雨	H26年	住家	床上浸水	平成 26 年 10 月 5 日 台風 18 号	
					床下浸水		
				非住家	浸水		
					その他		その他
			H28年	その他	その他		平成 28 年 8 月 22 日 大雨 (土砂災害・浸水害) 洪水・暴風警報
			H29年	その他	その他		平成 29 年 8 月 1 日 大雨 (土砂災害・浸水害) 警報
				非住家	浸水		平成 29 年 8 月 19 日 大雨 (土砂災害・浸水害) 洪水警報
			H30年	非住家	一部破損		平成 30 年 9 月 30 日 台風第 24 号
	その他	その他					
	笹野台一丁目	大雨	H30年	住家	一部破損	平成 30 年 9 月 30 日 台風第 24 号	
	笹野台二丁目	大雨	H30年	その他	その他	平成 30 年 9 月 30 日 台風第 24 号	
笹野台三丁目	大雨	H30年	住家	一部破損	平成 30 年 9 月 30 日 台風第 24 号		
		H30年	その他	その他			
笹野台四丁目	大雨	H30年	住家	一部破損	平成 30 年 9 月 30 日 台風第 24 号		
下川井町	大雨	H26年	住家	床上浸水	平成 26 年 10 月 5 日 台風 18 号		
				床下浸水			
		H28年	その他	その他		平成 28 年 8 月 22 日 大雨 (土砂災害・浸水害) 洪水・暴風警報	
		H30年	非住家	一部破損		平成 30 年 9 月 30 日 台風第 24 号	
その他	その他						

表 9.8-2 (4) 過去の風水害等の状況 (横浜市)

区名	町丁目名	災害種別	年	被害分類	被害種別	災害名称	
旭区	東希望が丘	大雨	H26年	人的	軽傷	平成26年9月6日 大雨・洪水警報	
				その他	その他		
			H30年	その他	その他	平成30年9月5日 大雨(浸水害) 警報	
				住家	一部破損		
				その他	道路		平成30年9月30日 台風第24号
					ブロック塀等		
	その他	その他					
	矢指町	大雨	H26年	その他	その他	平成26年10月5日 台風18号	
			H28年	その他	その他	平成28年7月15日 大雨(土砂災害・浸水害) 洪水警報	
			H30年	その他	道路	平成30年9月30日 台風第24号	
				その他	その他		
		大雪	H28年	その他	その他	平成28年1月17日 大雪・風雪・波浪・着雪注意報	
若葉台二丁目		大雨	H30年	その他	その他	平成30年9月30日 台風第24号	
若葉台三丁目	大雨	H21年	その他	その他	平成21年10月7日 大雨洪水警報		
		H30年	その他	その他	平成30年9月30日 台風第24号		
緑区	長津田町	大雨	H26年	その他	崖くずれ	平成26年6月6日 大雨・洪水警報	
					道路	平成26年10月5日 台風18号	
					その他		
			H29年	その他	その他	平成29年8月19日 大雨(土砂災害・浸水害) 洪水警報	
			H30年	その他	その他	平成30年3月9日 大雨(土砂災害・浸水害) 洪水警報	
				その他	その他	平成30年9月30日 台風第24号	
	大雪	H26年	その他	その他	平成26年2月14日 大雪警報		
	三保町	大雨	H26年	その他	その他	平成26年9月6日 大雨・洪水警報	
					崖くずれ	平成26年10月5日 台風18号	
			H28年	その他	その他	平成28年8月2日 大雨(土砂災害・浸水害) 洪水警報	

注：1. 瀬谷区、旭区、緑区のうち、事業実施区域及びその周辺における風水害等の状況を示しています。

2. 表中の網掛けは、対象事業実施区域が含まれる町丁目を示します。

資料：「横浜市の災害(過去の災害履歴)」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

表 9.8-3 過去の風水害等の状況（大和市）

発生年月日	災害名称	床上浸水	床下浸水	道路被害(件)	河川被害(件)	その他被害
H26. 2. 8	大雪					人的被害 12 件 (打撲、骨折)、停電 1,100 世帯
H26.10. 5	台風 18 号	18 棟	14 棟	冠水 7		
H28. 8.22	台風 9 号		1 棟			

注：大和市内における風水害等の状況を示しています。

資料：「大和市地域防災計画 資料編」（大和市防災会議 平成 31 年 1 月）

表 9.8-4 過去の風水害等の状況（町田市）

発生年月日	災害種	災害名	人的被害 住家被害	非住家		罹災世帯 世帯	罹災者数 人	道路冠水 箇所	道路破損 箇所	がけ崩れ 箇所	その他 箇所
				公共建物 棟	その他						
H26. 2.14~15	雪害	大雪			1						1
H27. 5.12~13	風水害	台風 6 号						1			1
H28. 1.17~18	雪害	大雪						2			8

注：雨量の観測点が金森もしくは記載なしの風水害等の状況を示しています。

資料：「町田市地域防災計画 資料編（2016 年度修正）」（町田市防災会議 平成 29 年 4 月）

② 地盤の安定性の状況

ア. 文献その他の資料調査

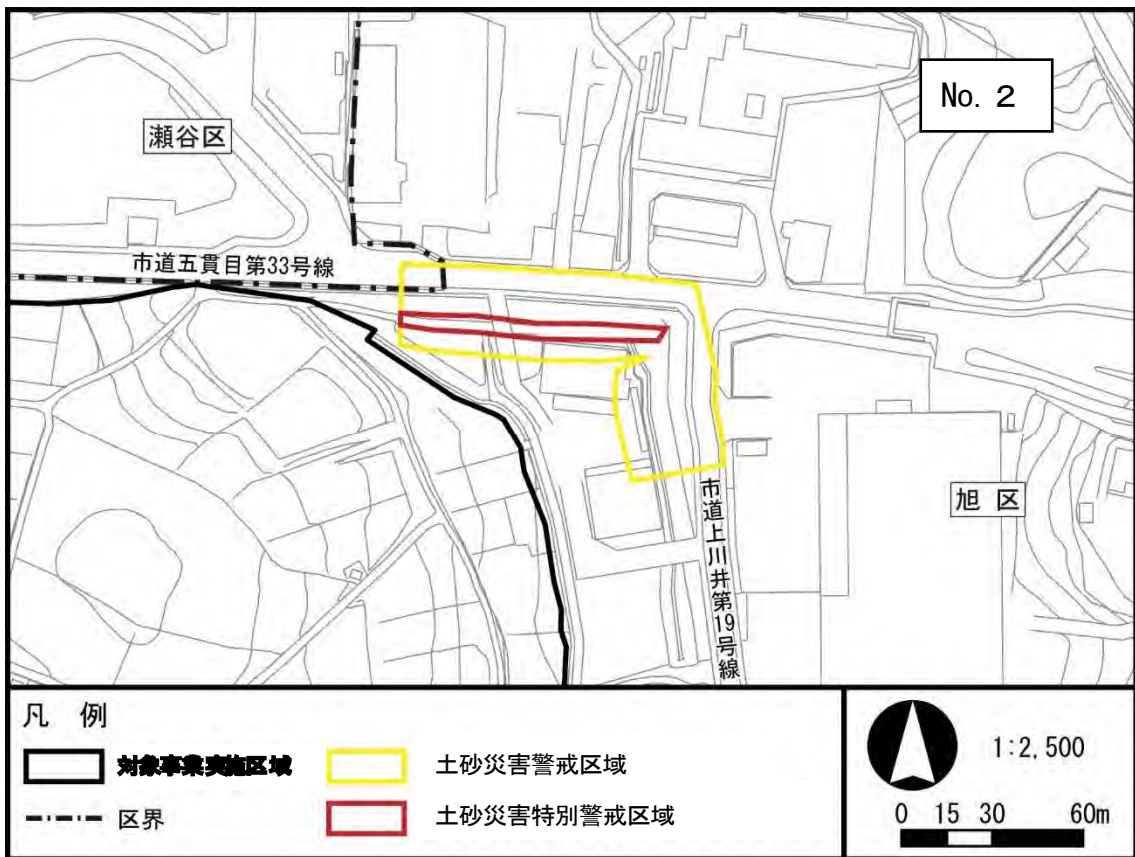
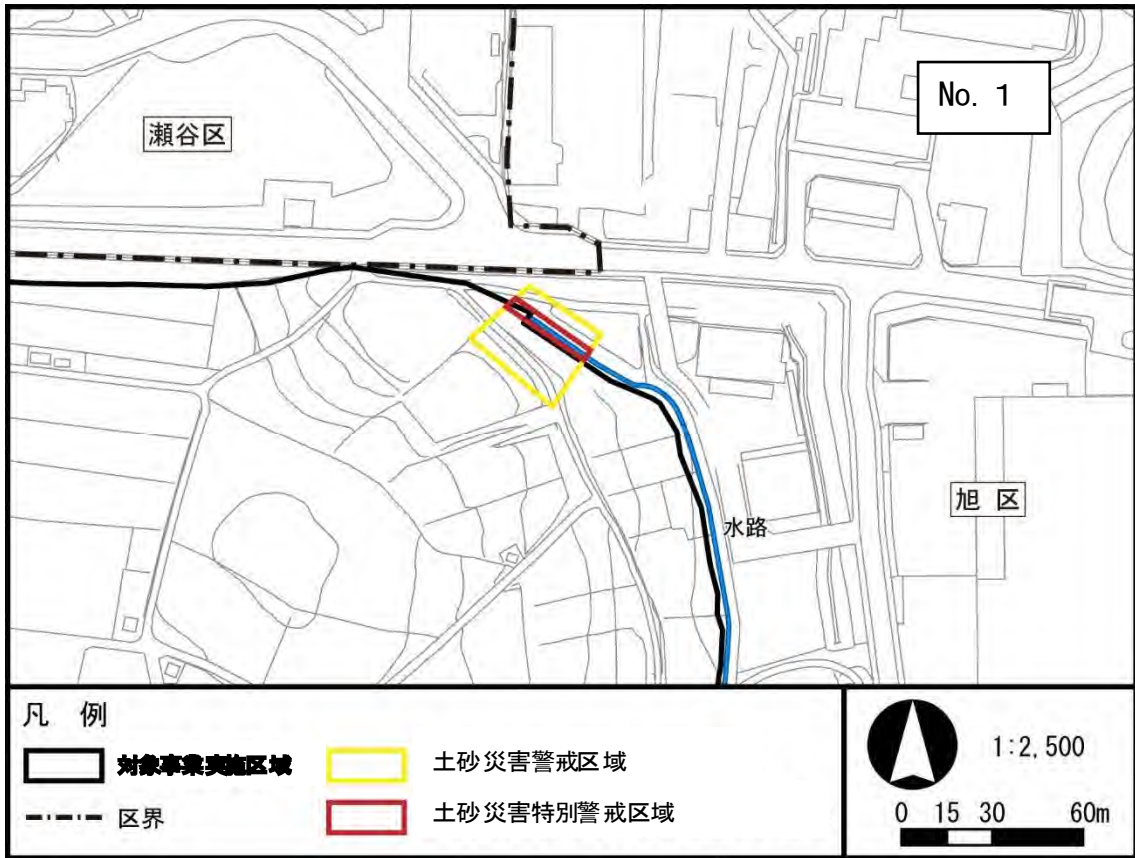
対象事業実施区域及びその周辺における土砂災害警戒区域の指定状況は、図 9.8-1(P.9.8-3) に示したとおりです。

対象事業実施区域北東側において、区域内に 1 箇所（上川井町 6-6）、その直近に 1 箇所（上川井町 6-5）、土砂災害警戒区域が指定されています。

これら 2 箇所における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況は、図 9.8-2 に示すとおりです。

2 箇所はともに急傾斜地の崩壊として指定された区域であり、上川井町 6-6 については、対象事業実施区域界にある水路沿いにおいて土砂災害特別警戒区域が、その前後に土砂災害警戒区域が指定されています。

また、上川井町 6-5 については、市道五貫目第 33 号線の法面下沿いにおいて土砂災害特別警戒区域が、その前後及び市道上川井第 19 号線沿いに土砂災害警戒区域が指定されています。



資料：「土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）」（神奈川県資料）

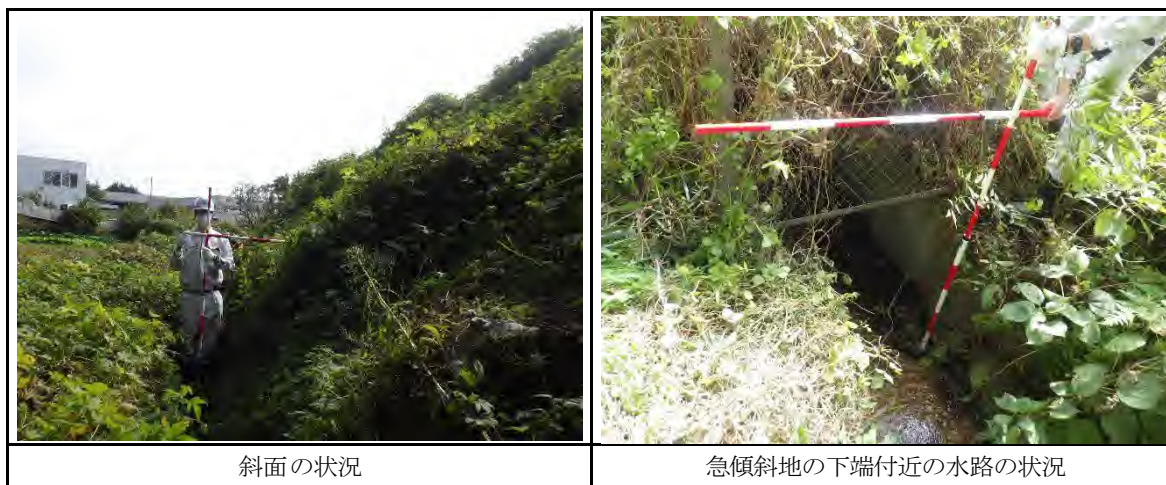
図 9.8-2 対象事業実施区域及びその直近における土砂災害警戒区域等の指定状況

イ. 現地調査

現地調査の結果、No. 1（上川井町6-6）については、斜面は概ね北東向きの傾斜度 30～40° 程度の直線斜面であり、急傾斜地の下端付近は、水路や空き地、畑でした。また、急傾斜地の天端付近や法尻付近には現地調査実施時点では、人が容易に近づける状態となっていました。斜面は草本類主体の植生であり、表土は砂質土でした。（写真 9.8-1）

No. 2（上川井町6-5）については、斜面は概ね南西向きの傾斜度 35～45° 程度の凹斜面であり、急傾斜地の下端付近は、工場や空き地、畑でした。また、急傾斜地の天端付近や法尻付近には現時点で人が容易に近づける状態となっていました。斜面は草本類や広葉樹主体の植生であり、表土は砂質土でした。さらに、市道上川井第 19 号線沿いの法面には、3～5m 程度のブロック積擁壁工が設置されており、同擁壁には亀裂等はなく、健全な状態でした。（写真 9.8-1）

【No. 1】



【No. 2】



写真 9.8-1 土砂災害警戒区域の状況

③ 規制等の状況

ア. 宅地造成等規制法

「宅地造成等規制法」(昭和36年11月法律第191号)により、対象事業実施区域の一部は宅地造成工事規制区域に指定されており、宅地造成工事を行う場合には、工事着手前に市長の許可が必要な地域です。「宅地造成等規制法施行令」(昭和37年1月政令第16号)において、技術的基準(地盤、擁壁、崖面、排水施設に関する規定)が定められており、必要な措置の実施が求められています。

国土交通省では同法に基づく「宅地防災マニュアル」(国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧)を制定し、これを「開発事業に伴う崖崩れ、土砂の流出等による災害及び地盤の沈下、溢水等の障害を防止するために、切土・盛土、のり面の保護、擁壁、軟弱地盤の対策、排水の処理、滑動崩落防止対策等についての基本的な考え方及び設計・施工上留意すべき点を整理したもの」として位置付けています。

対象事業実施区域及びその周辺における宅地造成工事規制区域の指定状況は、図9.8-3に示すとおりです。

イ. 土砂災害防止法

「土砂災害防止法」(平成12年5月法律第57号)により、対象事業実施区域の一部は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています。土砂災害警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備を図るよう定められています。土砂災害特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が定められています。

対象事業実施区域及びその周辺における土砂災害警戒区域の指定状況は、図9.8-1(P.9.8(地盤)-3)に示したとおりです。

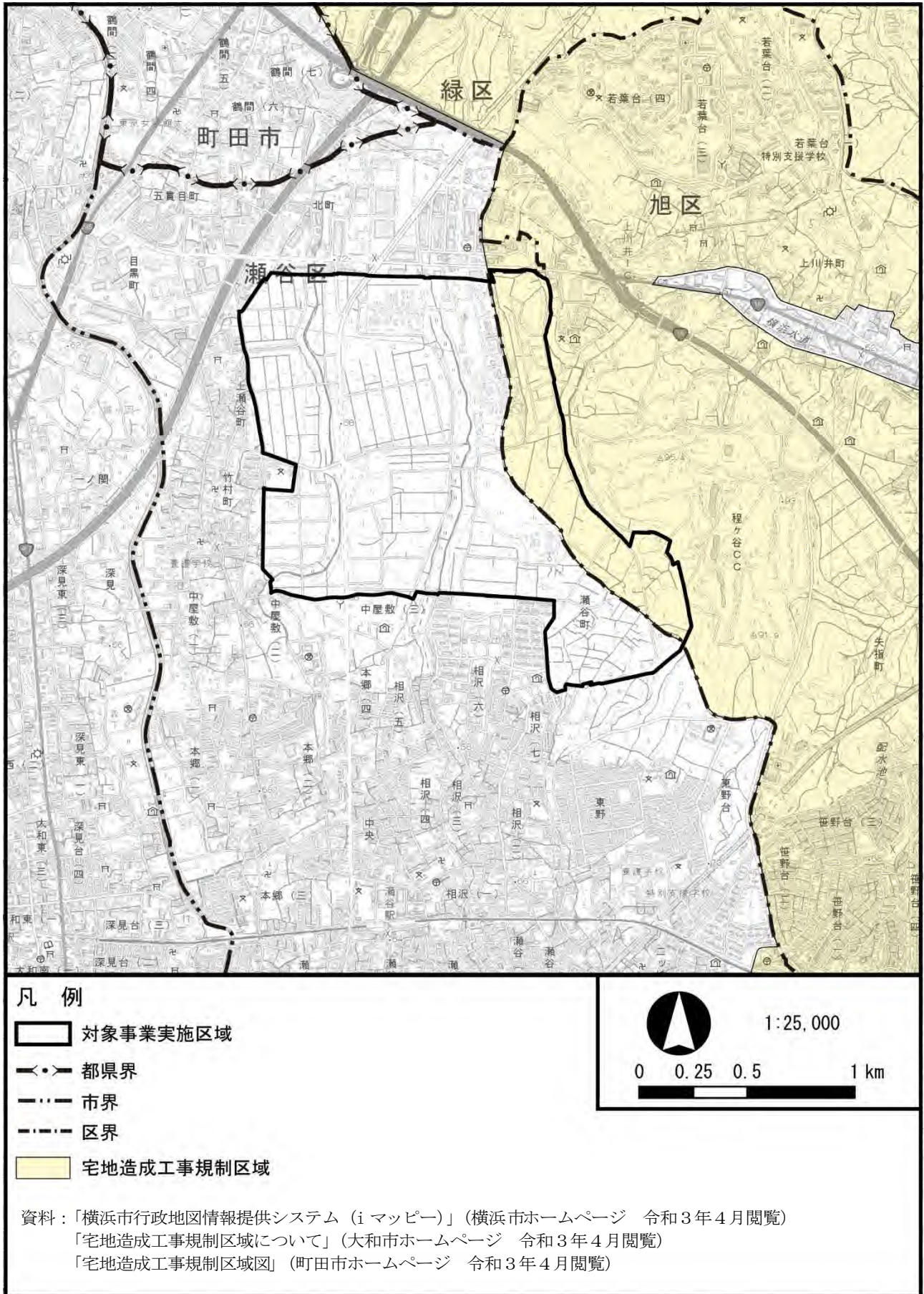


図 9. 8-3 宅地造成工事規制区域の指定状況

9.8.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

土地の改変に伴う地盤の安定性とししました。

② 予測地域

調査地域のうち、地盤の安定性（土砂災害特別警戒区域）に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とししました。

③ 予測地点

予測地点は、表 9.8-5 に示すとおり、対象事業実施区域及びこれに隣接する土砂災害特別警戒区域（前掲図 9.8-1（P.9.8-3）及び前掲図 9.8-2（P.9.8-9））とししました。

表 9.8-5 土地の改変に伴う地盤の安定性
（土砂災害特別警戒区域）の予測地点

予測地域	予測地点
土砂災害特別警戒区域	No. 1（上川井町 6-6）
	No. 2（上川井町 6-5）

④ 予測対象時期

対象事業実施区域内の施設がすべて存在している時期とししました。

⑤ 予測手法

事業計画や環境保全措置等を考慮し、定性的に予測する方法とししました。

⑥ 予測結果

ア. 予測の前提条件

土砂災害特別警戒区域の分布状況、造成区域は、図 9.8-4 に示すとおりです。

また、土砂災害特別警戒区域における対策の内容は表 9.8-6 に示すとおりです。

表 9.8-6 土砂災害特別警戒区域における対策の内容

予測地域	予測地点	対策の内容
土砂災害特別警戒区域	No. 1（上川井町 6-6）	造成工事（地盤改良工、切盛土工等）の中で対策を実施し、土砂災害の発生を防止します。
	No. 2（上川井町 6-5）	改変する計画はありません。

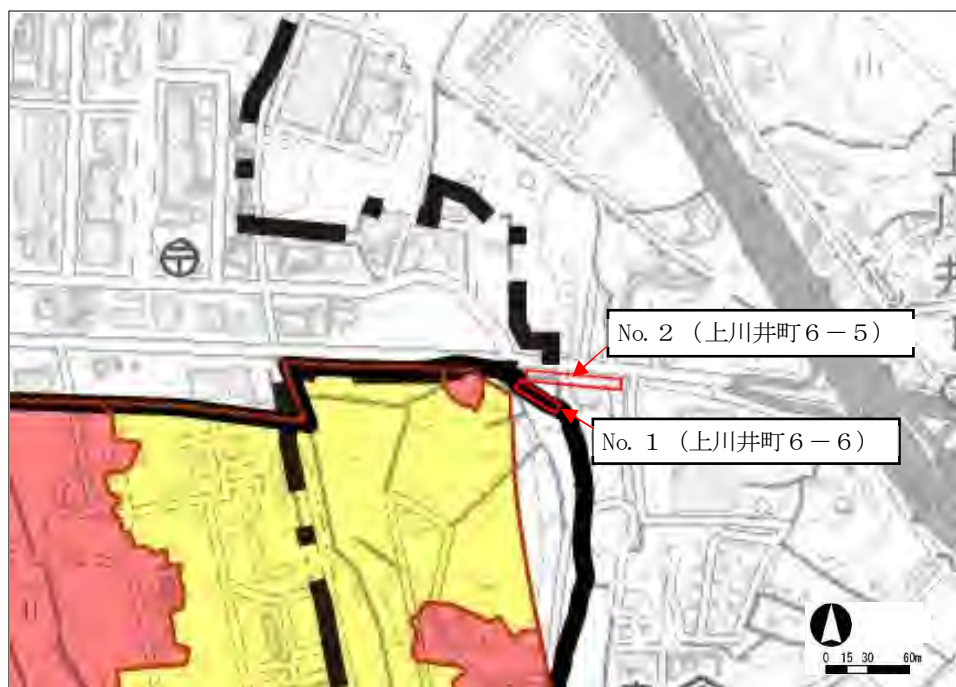


図 9.8-4 土砂災害特別警戒区域の分布状況、造成区域

イ. 予測結果

土砂災害特別警戒区域における対策の内容は、表 9.8-6 に示すとおりです。

都市計画対象事業では、「宅地造成等規制法」、「宅地防災マニュアル」（国土交通省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）及び「土砂災害防止法」に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度 30 度未満、傾斜地の高さ 5m 未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。

造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、土地の安定性が確保される適切な施工計画を採用し工事を実施するため、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を取得したうえで、実施します。

したがって、対象事業実施区域における土砂災害特別警戒区域は、適切な方法で対策工事等を実施することにより、この土砂災害特別警戒区域の指定が全て解除されるような対策を講じるため、現状と比べて地盤の安定性に係る環境影響は低減されると予測します。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避または低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.8-7 に示します。

表 9.8-7 環境保全措置の検討の状況（地盤）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な斜面・擁壁の角度の維持	適	「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月法律第 191 号）、「宅地防災マニュアル」（国土交通省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）及び「土砂災害防止法」に基づき、適切な斜面・擁壁の角度を維持することにより、法面崩壊の防止が見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
土砂災害特別警戒区域への適切な対応	適	土砂災害特別警戒区域について、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議を行い、許可を取得したうえで、より安全な施工計画を採用することにより、法面の危険性が低減されることが見込まれるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の検討の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

敷地の存在（土地の改変）に伴う地盤の安定性（土地の安定性）への影響を低減させるため、表 9.8-8 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.8-8 環境保全措置の実施の内容（地盤）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の効果			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	地盤の安定性への影響	地盤の安定性への影響の低減	適切な斜面・擁壁の角度の維持	「宅地造成等規制法」（昭和 36 年 11 月法律第 191 号）、「宅地防災マニュアル」（国土交通省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）及び「土砂災害防止法」に基づき、適切な斜面・擁壁の角度を維持することにより、法面崩壊の防止が見込まれます。	低減	事業者	小さい	なし
				土砂災害特別警戒区域への適切な対応	より安全な施工計画を採用することにより、法面の危険性が低減されます。	低減	事業者	小さい	なし

③ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.8-8 に示したとおり、環境保全措置を実施することにより、地盤の安定性に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

土地の改変による地盤の安定性に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、「宅地造成等規制法」、「宅地防災マニュアル」及び「土砂災害防止法」に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度 30 度未満、傾斜地の高さ 5m 未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。

造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、工事实施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を取得したうえで、土地の安定性が確保される適切な施工計画を採用し工事を実施することから、現状と比べて地盤の安定性は低減されると予測します。

適切な斜面・擁壁の角度の維持、土砂災害特別警戒区域への適切な対応といった環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性が小さいと考えられます。また、本予測項目で採用した環境保全措置は、効果に係る知見が蓄積されており、効果の不確実性が小さいと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、「環境影響評価法」（平成 9 年 6 月法律第 81 号）に基づく事後調査は実施しません。

9.9 土壌汚染

9.9.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、地歴の状況、土壌汚染の状況及び地形、地質の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 地歴の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該状況の整理を行いました。

② 土壌汚染の状況

ア. 文献その他の資料調査

防衛省における土壌汚染調査結果等の入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該状況の整理を行いました。

③ 地形、地質の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該状況の整理によりました。

イ. 現地調査

ボーリング調査により、地質等を確認しました。

(3) 調査地域

過去の土地利用履歴を踏まえ、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

(4) 調査地点

① 地歴の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域としました。

② 土壌汚染の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

③ 地形、地質の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

地質の現地調査地点（ボーリング調査地点）は、前掲図 9.6-1（P.9.6-2）に示す、対象事業実施区域及びその周辺の7地点としました。

(5) 調査期間等

① 地歴の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

② 土壌汚染の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

③ 地形、地質の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

イ. 現地調査

調査期間は、以下に示すとおりとしました。

【ボーリング調査】

平成 31 年 4 月 23 日（火）～令和元年 5 月 22 日（水）

(6) 調査結果

① 地歴の状況

ア. 文献その他の資料調査

防衛省における調査結果によれば、対象事業実施区域の地歴は以下のとおりです。

対象事業実施区域は、従前は農用地や樹林であったが、昭和 16 年に旧日本海軍の航空本部の倉庫施設として使用された。その後、昭和 20 年に米軍に占領され、昭和 22 年に返還されるが、昭和 26 年に再接収された。

昭和 10 年代の空中写真等では、北西側に倉庫跡や、中央北側に爆弾庫及び土塁が複数確認され、南東側には特薬庫、東側の対象事業実施区域境界沿いには火薬庫跡が多く確認された。また、南西側には酸素発生工場跡が確認された。また、当時の配置図から各施設への引き込み線が確認される。

その後、対象事業実施区域の中央北側、北東側、南東側には施設が立地し、米海軍上瀬谷通信施設として利用された。同施設はオペレーション地区（北東側、南東側）と住宅地区（北側）からなり、施設周囲には囲障が設けられた。旧日本海軍の施設はほとんどが撤去され、囲障外の地区は主に農用地として利用されていた。しかし、中央南側には旧日本海軍の施設（建物、土塁）が一部残存しており、周囲にはアンテナ施設が確認された。また、撤去された土塁の土壌は周辺へ埋め戻されている。

昭和 50 年代になると、囲障区域内の建物は増加し、中央南側にあったアンテナは撤去され、南東側に新たにアンテナ施設が建設された。その後も囲障区域内の建物の増築、建て替え等が行われ、平成 11 年頃には現在の状況となった。

平成 15 年に米軍は撤退し、以後、現在に至るまで、囲障区域内には建物が残存するものの、未利用である。囲障区域外は主に農用地として利用されている。

対象事業実施区域において、特定有害物質等の取り扱いが懸念される施設として、旧日本海軍施設及び米軍上瀬谷通信施設が挙げられており、地歴調査結果を踏まえて、対象事業実

施区域を表 9.9-1 に示す「土壤汚染の存在するおそれが比較的多い地域」、「土壤汚染の存在するおそれが少ない地域」及び「土壤汚染の存在するおそれがない地域」の3区分に分類しています。

3区分に分類した図面のうち、第一種特定有害物質としてベンゼン、第二種特定有害物質として鉛の区分の例を、それぞれ図 9.9-1～図 9.9-2 に示します。(その他の物質については、資料編 (P. 資料 土壤汚染-2～5) 参照)

表 9.9-1 土壤汚染のおそれの区分方法

おそれの区分	区分の根拠
㉞土壤汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地	<ul style="list-style-type: none"> ・特定有害物質の埋設等が行われた土地 ・特定有害物質の使用等又は貯蔵等を行っていた施設の敷地 ・上記施設を設置している土地、当該施設と繋がっている配管、当該施設の排水管及び排水処理施設 等
㉟土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地	直接に特定有害物質の使用や貯蔵等を行っていた施設の敷地ではないが、当該施設からその用途が全く独立しているとは言えない土地 (事務所、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地等)
㊱土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地	㉞からその用途が全く独立している状態が継続している土地 (山林、緩衝緑地、従業員用居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地)



図 9.9-1 土壤汚染のおそれのエリア区分の例 (ベンゼン 現地盤)



図 9.9-2 土壌汚染のおそれのエリア区分の例（鉛 現地盤）

② 土壌汚染の状況

ア. 文献その他の資料調査

防衛省による土壌汚染の調査概要、調査方法及び調査結果は以下のとおりです。なお、調査区域のうち、対象事業実施区域周辺の土壌汚染の状況については、「第3章 3.2.3 (2) 土壌汚染の状況 (P.3-26)」に示すとおりです。

a. 調査概要

防衛省による土壌汚染の調査は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に基づき、前掲表 9.9-1 (P.9.9-3) に示す土壌汚染のおそれの区分に応じて調査がなされています (P.資料 土壌汚染-6~7)。

b. 調査方法

(a) 特定有害物質

㊦に区分された土地においては、10mの単位区画で試料採取及び分析がされています。

㊧に区分された土地においては、以下のように試料採取及び分析が実施されています。

第一種特定有害物質（土壌ガス12物質）については、900m²区画（30m格子）毎に1地点を設定し試料採取、分析。（平成15年3月6日環境省告示第16号に準拠）

第二種・第三種特定有害物質（重金属等9物質、農薬等5物質）については、900m²区画（30m格子）毎に対し、当該区画内に6つ以上の単位区画ができる場合は5つの単位区画が

ら、単位区画が5つ以下となる場合は、その全ての単位区画から試料採取を行い、これを混合した試料を分析。「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年3月6日環境省告示第18号)、「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」(同第19号)に準拠

混合試料の分析の結果、基準を上回る汚染が確認された場合は、追加調査として当該格子において単位区画で試料採取を実施し、個別に分析。

㊦に区分された土地においては、試料採取等は実施されていません。

【詳細調査】

㊦、㊧に区分された土地から土壤ガスが検出された地点及び表層土壤調査で基準不適合が確認された場合は、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に準じて、詳細調査として、深度方向の土壤汚染調査が下記のとおり実施されています。併せて機械ボーリング掘削完了後に孔内に観測井戸を設置することにより地下水調査が実施されています。

第一種特定有害物質(土壤ガス)を対象とした土壤試料採取は、調査地点において0~0.05m、0.5m、1.0m、2.0m、3.0m、4.0m、5.0m、6.0m、7.0m、8.0m、9.0m、10mの位置を基本として土壤を採取し、個別に分析されています。

第二種特定有害物質(重金属等)を対象とした土壤試料採取は、調査地点において1.0m、2.0m、3.0m、4.0m、5.0m、6.0m、7.0m、8.0m、9.0m、10mの位置を基本として土壤を採取し、個別に分析されています。

第三種特定有害物質に係る土壤汚染は確認されておらず、詳細調査は実施されていません。なお、参考として、調査の対象とされた特定有害物質とその指定基準値について、資料編(P.資料 土壤汚染-8)に示しました。

(b) ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアルに基づく方法により、土壤含有量試験を実施しています。

c. 調査結果(国有地)

(a) 特定有害物質

返還国有地約110haのうち、土壤汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計56調査区画で詳細調査が行われており、その結果の概要は表9.9-2及び図9.9-3に示すとおりです。

(b) ダイオキシン類

全区画において、基準に適合していました。

d. 調査結果(民有地・公有地)

民有地・公有地における調査においては、3,532地点の土壤採取を行い、ふっ素及びその化合物(土壤溶出量)20区画、鉛及びその化合物(土壤含有量)2区画で指定基準値超過がみられました。

基準値超過区画に関しては、深度方向の土壤汚染調査を実施し、ふっ素及びその化合物(土壤溶出量)1区画、鉛及びその化合物(土壤含有量)1区画において、深さ方向で指定基準超過がみられました。なお、鉛及びその化合物(土壤含有量)の指定基準値超過が確認された2区画については、令和2年度末で除去が実施されています。また、深度方向の調査の際、

地下水が確認された区画では、地下水調査を実施しており、地下水の分析をした結果、いずれも基準に適合しています。これらの結果について、有識者へのヒアリングを行った上で、農地として使用することは問題ないとしています。

表 9.9-2 防衛省における土壌汚染調査結果の概要（国有地）

物質	項目 指定基準 超過区画数	最大 検出値	指定 基準値	深度方向の指定基準超過状況
鉛及びその化合物 (土壌溶出量、mg/L)	21	0.069	0.01	㊦深度方向 0～0.5m のみ 20 調査区画 ㊧深度方向 0～0.5m 及び 8m、9m にて 1 調査区画 (㊦㊧の合計 21 調査区画)
鉛及びその化合物 (土壌含有量、mg/kg)	36	1,600	150	㊨深度方向 0～0.5m のみ 30 調査区画 ㊩深度方向 0～0.5m 及び旧地盤にて 1 調査区画 ㊪深度方向 0～0.5m 及び 1m にて 1 調査区画 ㊫旧地盤のみ 2 調査区画 ㊬旧地盤及び深度方向 2m にて 1 調査区画 ㊭旧地盤及び深度方向 1m、2m にて 1 調査区画 (㊨から㊭の合計 36 調査区画)
ひ素及びその化合物 (土壌溶出量、mg/L)	1	0.017	0.01	深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画
ふっ素及びその化合物 (土壌溶出量、mg/L)	1	0.94	0.8	深度方向 0～0.5m にて 1 調査区画

注：1. 鉛については、土壌溶出量、土壌含有量のいずれも基準不適合になった区画が3箇所あったため、指定基準調査区画数の合計が 56 調査区画になりません。
2. 第二溶出量基準値（いずれも土壌溶出量として、鉛及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ひ素及びその化合物（0.3mg/L 以下）、ふっ素及びその化合物（24mg/L 以下））を超える値は検出されていません。
3. 上記、土壌溶出量基準不適合区画のうち、地下水が確認された調査区画について、以下に示す要領にて採取し、平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 17 号に準拠して、地下水の分析を実施した結果、いずれも基準に適合していました。（全ての調査地点において定量下限値未満で検出されていません。）

【地下水採取方法】
機械ボーリング（φ86mm）完了後に、孔内に簡易観測井戸を設置
簡易観測井戸の構造は、各観測地点のボーリング時の土質及び孔内水位等により決定
地下水採取は、掘削底面と地下水水位の中間水位にて採取

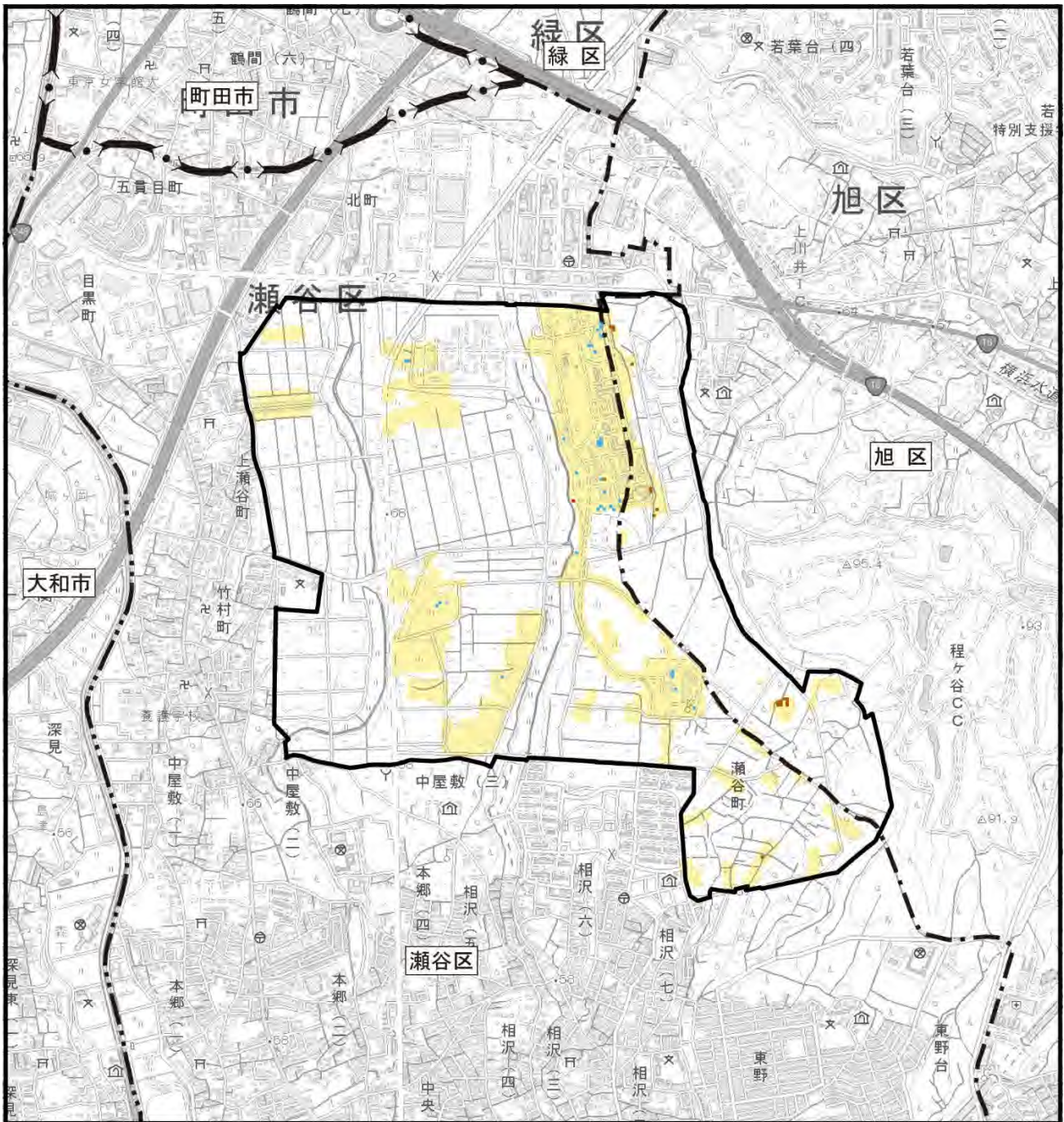
③ 地形、地質の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該状況の整理によりました。その結果は、第 3 章「3.2.4 地形及び地質の状況」（P. 3-33～39）に示しました。

イ. 現地調査

ボーリング調査による地質の状況については、資料編（P. 資料 地下水-1～6）に示しました。



凡 例

- 対象事業実施区域
—•— 都県界
- - - 市界
- · - · 区界
- 調査区画
- 鉛（溶出量）基準点超過地点
- 鉛（含有量）基準点超過地点
- 鉛（溶出量及び含有量）基準点超過地点
- ひ素（溶出量）基準点超過地点
- ふっ素（溶出量）基準点超過地点

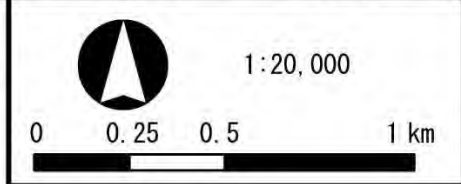


図 9.9-3 国有地における土壤汚染調査区画及び基準超過区画の位置

9.9.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

造成工事の実施に伴う土壌汚染とします。

② 予測地域

調査地域のうち、土壌汚染に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とします。

③ 予測対象時期

工事計画に基づき、工事による影響が最大となる時期とします。

④ 予測方法

土壌汚染の状況及び工事計画を踏まえ、土壌汚染への影響の程度を予測します。

⑤ 予測結果

ア. 予測の前提条件

対象事業実施区域内において、鉛等で土壌汚染対策法に基づく指定基準を超過する汚染土壌が確認されていますが、これらについては、まず、国が土壌汚染対策法に基づく適切な対応を行います。

その後、事業者が土地を造成する際には、改めて事業者により土壌汚染対策法に基づき必要な手続きを行い、適切な対応を実施します。想定される対策手法の概要を表 9.9-3 に示します。なお、本地区は土地区画整理事業の実施を想定していることから、将来の土地利用に影響を及ぼさないよう、適切に対応していくこととしており、具体的な対策手法については、今後確定しますが、環境影響評価の手続きにおいては、発生土量の増加により、周辺への環境影響が懸念される掘削除去を前提条件とします。

土壌汚染対策法に則り掘削除去を行う場合、汚染土壌の運搬は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）に準じるものとし、運搬時の汚染土壌の飛散防止対策を十分に講じるものとします。汚染土壌の処理・処分は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）に準じ、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設又は管理型埋立処分場等）にて行うものとします。

表 9.9-3 土壤汚染対策手法の概要

対策手法	対策の効果	対策の内容
掘削除去	区域外への運搬がなされ適正に処理・処分されることにより汚染を除去できます。	特定有害物質の飛散等及び地下への浸透を防止するために、耐久性を有する浸透防止シート等で覆うことや、密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶やフレキシブルコンテナ等の容器に入れて運搬する等の措置を講じる必要があります。都市計画対象事業においても、実施設計の中で適切な手法を検討したうえで、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン（改訂第4版）」（環境省 水・大気環境局 土壤環境課 平成 31 年 3 月）に準じ、運搬時の汚染土壤の飛散防止対策を十分に講じます。
舗装	土壤含有量基準不適合土壤の表面を舗装することで、人への暴露経路を物理的に遮断することができます。	舗装は、堅牢かつ基準不適合土壤の飛散等の防止及び雨水侵入による土砂流出の抑制の効力を有する材料で、少なくともコンクリートの舗装では 10cm、アスファルト舗装では 3 cm の層厚が必要となります。
盛土	土壤含有量基準不適合土壤の表面を盛土することで、人への暴露経路を物理的に遮断することができます。	基準不適合土壤のある範囲を、砂利その他の土壤以外の仕切り材で覆います。厚さが 50cm 以上の、基準不適合土壤以外の土壤により覆います。
区域内土壤入れ替え	土壤含有量基準不適合土壤を深部の基準に適合した土壤で入れ換えることで人への暴露を物理的に遮断することができます。	基準不適合土壤範囲及びその下の基準不適合土壤以外の土壤を 50cm 以上掘削し、深部に基準不適合土壤を埋め戻した後、砂利等で仕切りを設け、上部を基準不適合以外の土壤により 50cm 以上覆います。

注：原位置封じ込めによる対策では、対策後も区域が解除されないため、上物として建造物の設置が想定される場所での対策には不向きとなり、区画道路や公益的施設用地のうち深度方向の土地利用が行われない部分等を想定しています。

- 備考：1. 対策の内容のうち、舗装、盛土、区域内土壤入れ替えについては、「区域内措置優良化ガイドブック－オンサイト措置及び原位置措置を適切に実施するために－」（環境省 水・大気環境局 令和 2 年 4 月）を参考に記述しました。
2. 原位置浄化や不溶化等の措置は対策に時間を要することから、行わない予定です。

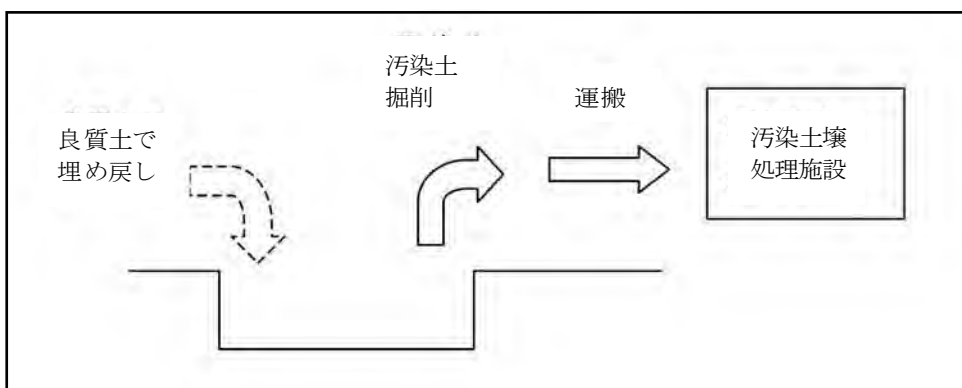


図 9.9-4 土壤汚染対策（掘削除去）のイメージ

対策手法	手法のイメージ
舗装	
盛土	
区域内土壌入替	

資料：「区域内措置優良化ガイドブックーオンサイト措置及び原位置措置を適切に実施するためにー」
 (環境省 水・大気環境局 令和2年4月)

図 9.9-5 土壌汚染対策（舗装、盛土、区域内土壌入替）のイメージ

イ. 予測結果

予測の前提条件によれば、図 9.9-6 に示すように、国による適切な対応が行われた後、都市計画対象事業の造成工事において、事業者が「土壤汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成 14 年 12 月 25 日横浜市条例第 58 号）に基づき、適切な対応を行います。

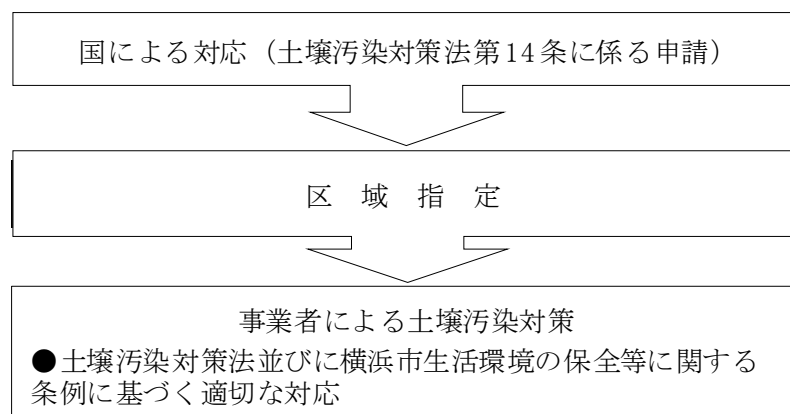


図 9.9-6 土壤汚染対策の流れ

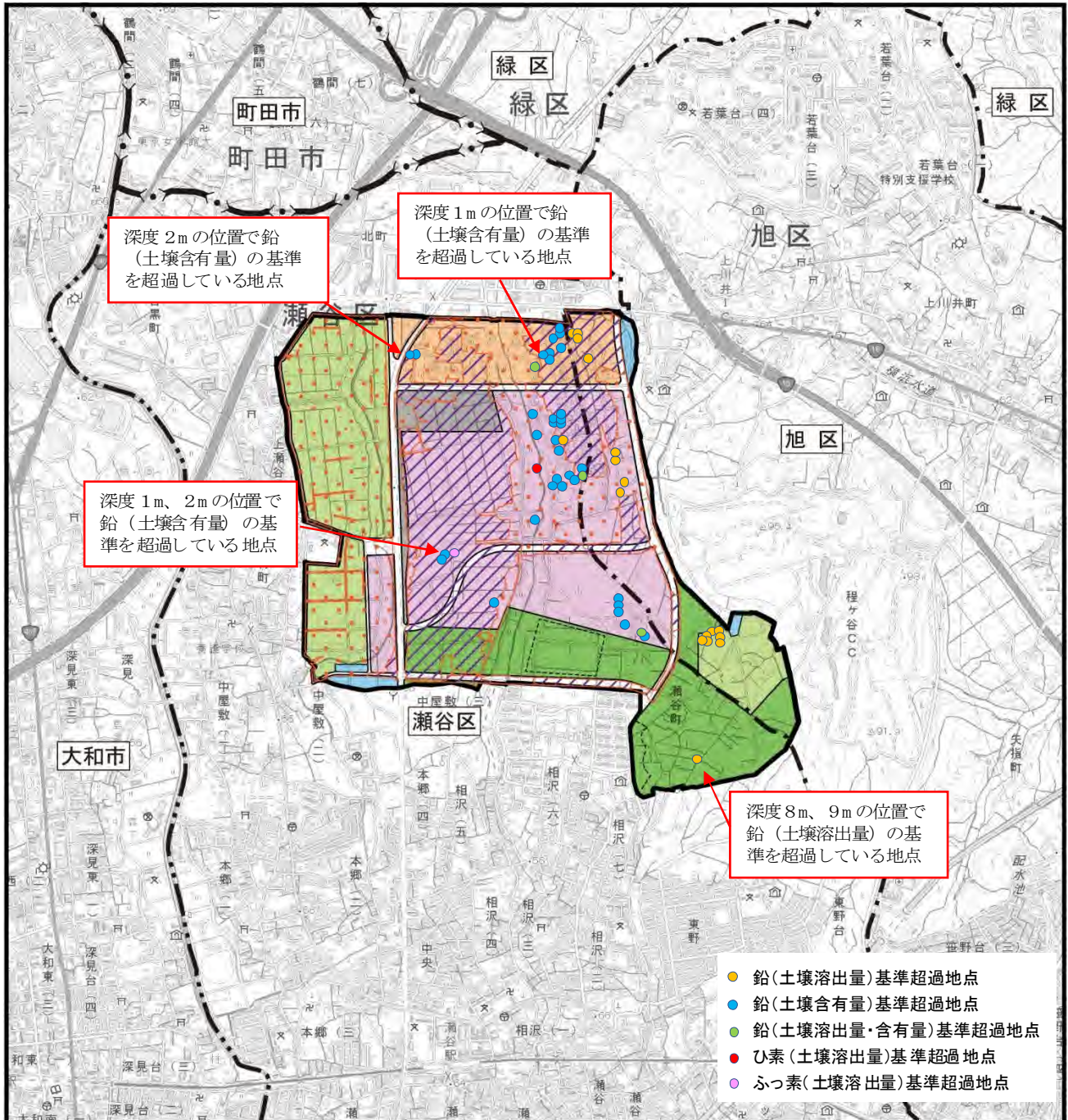
都市計画対象事業の土地利用計画及び造成計画に基づく切土、盛土の範囲及び国有地における汚染土壌の確認位置を重ね合わせた図を図 9.9-7 に示します。これによると、防衛省の調査により汚染土壌が確認された位置は、多くが観光・賑わい地区又は物流地区にあります。また、観光・賑わい地区又は物流地区においては、汚染の深さは全て地表下 2 m までの範囲となっており、切土部や相沢川付近の盛土部での確認が多くなっています。

南東側の農業振興地区や公益的施設用地においても、一部で基準を超過する鉛及びその化合物（土壤溶出量）が確認されており、1 区画では地表深度 8 m 及び 9 m の位置で汚染土壌が確認されていますが、現状では地下水汚染は確認されていません。

私有地・公有地においては、ふっ素及びその化合物（土壤溶出量）20 区画、鉛及びその化合物（土壤含有量）2 区画で指定基準値超過がみられました。深度方向については、対象事業実施区域南東部の 1 区画にて地表深度 1 m 及び 2 m の位置でふっ素及びその化合物（土壤溶出量）が指定基準を超過している他は基準に適合しており、地下水については基準を超過する地点はありません。

都市計画対象事業は、土地区画整理事業として将来の土地利用の基盤整備を行うものであり、将来の土地利用に支障が生じないように、土壤汚染対策法や横浜市生活環境の保全等に関する条例に則り、事業者により、適切な対応を実施します。

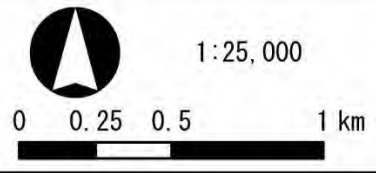
また、今後事業者が「土壤汚染対策法」及び「横浜市生活環境の保全に関する条例」に基づく手続きを行う中で、図 9.9-7 に示す防衛省の調査による地点以外に指定基準を超える汚染土壌の存在が確認された場合においても、図 9.9-6 の土壤汚染対策の流れに沿って、事業者により適切な措置を講じます。



凡例

対象事業実施区域 ◀・▶ 都県界 - - - 市界 - - - 区界

- | | |
|----------|----------------|
| 農業振興地区 | 道路 |
| 観光・賑わい地区 | 調整池(地上式) |
| 物流地区 | 公益的施設内調整池(地下式) |
| 公益的施設用地 | 盛土 |
| 交通施設用地 | 切土 |



注：○は、汚染土壌が確認された区画の概略位置を見やすさの観点から、強調して示すものです。また、図中にコメントを付した4区画以外は、地表から0.5mまでの深さのみでの確認です。

図9.9-7 国有地における汚染土壌の確認位置と土地利用計画及び切土・盛土の関係

掘削除去を行う場合に場外搬出される土量については、仮に現時点で防衛省の調査により確認されている表層及び深度方向2mまでの範囲における汚染土壌を全量場外搬出するものと想定(既に国により除去されている民有地の鉛による汚染確認区画(2区画)は除きます。)して、以下のように算出しました。なお、算出にあたっては、対象事業実施区域の南東部において深さ8m、9mの位置で鉛(土壌溶出量)の基準を超過している地点については、公益的施設用地で、土地の改変が最小限に抑えられるため、この深度付近に至る土地の改変が想定されず、かつ、現状で地下水汚染もみられないことから、掘削除去による措置は行わない計画としました。

【掘削除去の対象となる区画数】

- ・表層0.5mまで(国有地)の汚染…1mまで掘削
国有地49区画(鉛47区画(前掲表9.9-2(P.9.9-6)㉞㉟の合計-3)、ひ素1区画、ふっ素1区画、土壌溶出量、土壌含有量のいずれも指定基準値を超過する3区画は、各区画とも表層0.5mまでにおける超過であるため、3を減じています。)
- ・表層0.5~1m(民有地)での汚染…2mまで掘削
民有地19区画(ふっ素19区画)
- ・表層1mまで又は旧地盤での汚染…2mまで掘削
国有地4区画(鉛4区画)(前掲表9.9-2(P.9.9-6)㉠㉡㉢の合計)
民有地では該当区画はありません。
- ・表層2mまでの汚染…3mまで掘削
国有地2区画(鉛2区画(前掲表9.9-2(P.9.9-6)㉣㉤の合計))、
民有地1区画(ふっ素1区画)

※1mでは汚染が見られず2mのみで汚染が確認された区画を含みます。

【掘削除去により生じる汚染土壌の量】

$$\begin{aligned} \text{汚染土壌場外搬出量} &= 10\text{m} \times 10\text{m} \times (49 \times 1\text{m} + 19 \times 2\text{m} + (4+0) \times 2\text{m} + (2+1) \times 3\text{m}) \\ &= 10400\text{m}^3 \end{aligned}$$

ほぐした土量に換算するための変化率Lは、「施工パッケージ型積算基準(令和2年度4月適用分)」(国土交通省)により、対象事業実施区域の表層地質は武蔵野ローム層が主体であることから1.25とすると、ほぐした状態での土量は以下のようになります。

$$\text{汚染土壌のほぐした状態の土量} = 10400 \times 1.25 = 13000\text{m}^3$$

これを、前掲表2.3-5(P.2-16)に示す土工の期間に施工エリアごとに段階的に場外搬出することになりますが、着工後の1年間(実稼働日数300日)で集中的に搬出するものとして、1日当たりの汚染土壌掘削土砂搬出に係る台数は以下のようになり、1日当たり7台の発生(発生集中交通量としては、14台・TE/日程度)となります。

$$\text{1日当たり場外搬出車両台数} = \frac{\text{汚染土壌の量}}{\text{1台当たりの積載量}} \div \text{実稼働日数}$$

$$= 13000(\text{m}^3) \div 6(\text{m}^3/\text{台}) \div 300(\text{日}) = 7.2(\text{台}/\text{日})$$

備考: 1台当たりの積載量は容積約1.5m³のフレキシブルコンテナ*を4袋積載と想定しました。



※: フレキシブルコンテナの例

掘削除去を行う場合、汚染土壌の運搬、処理・処分に当たっては、「ア. 予測の前提条件」に記載した関係ガイドラインに準じ、運搬経路や処分先における土壌汚染の拡散防止対策を適切に行います。

以上のような汚染土壌拡散防止のための措置を、事業者により適切に講じることから、土壌汚染の影響は小さいものと予測します。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.9-4 に示します。

表 9.9-4 環境保全措置の検討の状況（土壌汚染）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
造成工事の内容を踏まえた適切な措置	適	事業者が法や条例に基づき講じる対策について、造成工事の内容を踏まえて汚染土壌の封じ込め、除去等の適切な措置を講じることにより、対象事業実施区域からの拡散や運搬経路での拡散などを総合的な視点で、汚染土壌拡散に係るリスクが軽減されるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
予期せぬ廃棄物等が確認された場合における「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」による適切な対応	適	造成工事中に予期せぬ廃棄物（廃棄物混じり土砂を含む。）が確認された場合の周辺への汚染物質拡散の影響が回避又は低減されるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
モニタリングによる、河川水及び地下水の水質の監視	適	河川水や地下水の水の汚れの状況を把握することにより、必要に応じて速やかな土壌汚染の対策が実施できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

造成工事の実施に伴う土壌汚染への影響を低減させるため、表 9.9-5 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.9-5 環境保全措置の実施の内容（土壌汚染）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	汚染土壌による影響	汚染土壌拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた適切な措置	工事中や土地の存在又は供用時における土壌汚染のリスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				予期せぬ廃棄物等が確認された場合における「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」による適切な対応	工事中や土地の存在又は供用時における土壌汚染のリスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる、河川水及び地下水の水質の監視	必要に応じて速やかな土壌汚染の対策が実施できます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.9-5 に示したとおり、環境保全措置を実施することにより、土壤汚染に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

土壤汚染に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

「土壤の汚染に係る環境基準について」(平成3年環境庁告示第46号)及び「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)に規定された基準及び「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 2019年3月)に基づく環境目標との整合が図られるかどうかを明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

国による措置に加え、事業者による造成時においては、造成工事の内容を踏まえた適切な環境保全措置を講じること、汚染土壌の運搬、処理・処分に当たっては、「(1)⑤ア. 予測の前提条件」に記載した関係ガイドラインに準じ、運搬経路や処分先における土壤汚染の拡散防止対策を適切に講じることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

イ. 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価

ア. に記載した環境保全措置の実施により、土壤汚染対策法に基づく指定基準を超えた汚染土壌についての拡散防止対策が講じられることから、同法の指定基準を超える土壤汚染やそれに伴う地下水の汚染等が生じるおそれはありません。したがって、土壤や地下水の環境基準との整合も図られると評価します。

「生活環境保全推進ガイドライン」(横浜市 2019年3月)における土壤汚染の環境目標は、「土壤・地下水汚染や地盤沈下による被害がなく、良好な地盤環境が保たれています。」とされており、予測結果を踏まえるとこれについても整合が図られます。

以上より、国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、汚染土壌拡散防止の環境保全措置を前提としたものですが、対象事業実施区域の地歴を踏まえると、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測の不確実性があると考えられます。

この不確実性による影響を効果的に把握[※]するため、水質（水の汚れ）、地下水（地下水の水質）の事後調査により監視するものとします。

※：都市計画対象事業の工事中においては、土壌汚染物質の拡散は、仮設調整池にて土砂を沈降させた後の河川水を介して、又は、汚染土壌と地下水との接触にて生じると考えられます。そのため、土壌汚染の事後調査は、河川の水質（水の汚れ）並びに地下水の水質を定期的に監視することにより効果的に把握できるものと考えます。

9.10 動物（水生生物を含む）

9.10.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、クモ類、魚類、底生動物、陸産貝類）の状況、②動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況、③注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行いました。

イ. 現地調査

現地調査の方法は、表 9.10-1 に示すとおりです。

表 9.10-1(1) 現地調査方法（動物相の状況）

	調査項目	調査方法
哺乳類	任意観察及びフィールドサイン法	調査範囲内を網羅的に踏査し、足跡、糞、食痕、巣、爪痕、抜毛、掘り返し（モグラ坑道、モグラ塚等）等のフィールドサイン（動物の生活痕）を確認しました。
	トラップ法	目撃、フィールドサインによる確認が困難なネズミ類やヒミズ類を対象に、シャーマントラップを設置し、捕獲による調査を行いました。 誘引餌は、ピーナッツやオートミール等を使用しました。 調査地点は、環境特性(植生、土地利用)を踏まえ6地点設定しました。 トラップは、1地点あたり10個を1晩設置しました。
	無人撮影法	哺乳類が頻繁に往来しているような「けもの道」あるいは小径に自動撮影機能付のカメラを設置し、カメラの視野内に出現する中型哺乳類を撮影しました。 誘引餌は、さつまあげや魚肉ソーセージ等の餌を使用しました。 調査地点は、乾性草地及び旧米軍宿舎跡の3地点としました。 カメラは1地点あたり2台程度を2晩設置しました。
	夜間調査	夕暮れから夜間において、バットディテクターを用いて、飛翔するコウモリ類を確認しました。

表 9.10-1(2) 現地調査方法（動物相の状況）

調査項目		調査方法	
鳥類	任意観察法	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。	
	ラインセンサス法	あらかじめ設定しておいた調査ルート上を歩いて、一定速度でゆっくり（1～2km/h）と歩き、一定の範囲内に出現する鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。調査ルートは、環境特性(植生、土地利用)を踏まえ3ルートを設定しました。	
	定点観察法	配置した定点より半径200m程度の範囲に出現した鳥類を目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。調査定点は、環境特性(植生、土地利用)を踏まえ3定点を設定しました。	
	ねぐら調査	日の入り前後の時間帯（日の入り時刻の約1～1.5時間前から日の入り後30分程度）について、計画地の中で見通しのいい地点に調査定点を配置し、調査定点よりねぐら入りする鳥類の集団の有無を観察しました。 集団を観察した場合には、種名、確認時刻、概ねの羽数及びねぐら入りの方向について記録しました。なお、遠方で種の識別が不能な場合は、可能な限り確認できる情報を記録しました。 また、補足調査として、地元住民の方に鳥類のねぐら入りについて聞き取り調査を行いました。	
夜行性鳥類	夜間調査	夕暮れから夜間において、調査範囲内を踏査し、目視及び鳴き声等の確認により、種の判別を行い、記録しました。 また、録音した鳴声を流し、帰ってくる鳴声により、種の判別を行い、記録しました。（コールバック法）	
両生類 及び爬虫類	猛禽類	定点観察法	調査範囲の中で、営巣地や餌場となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所に観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録しました。 調査定点は、設定した6定点から、猛禽類の出現状況等を踏まえ3～4定点を選定し、調査を実施しました。
	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認するほか、爬虫類では脱皮殻、カエル類では鳴き声等により、種の判別を行い、記録しました。	
	夜間調査	夕暮れから夜間において、調査範囲内を踏査し、カエル類を鳴声により確認するとともに、道路上に出現するへび類を確認し、記録しました。	

表 9.10-1(3) 現地調査方法（動物相の状況）

調査項目		調査方法
昆虫類	任意観察法 及び任意採取法 (スウィーピング法、 ビーティング法)	調査範囲内を網羅的に踏査し、スウィーピング法（草を捕虫網でなぎ払い、止まっている昆虫類を採取）やビーティング法（木の枝・草などを叩き、下に受けた捕虫網に落ちた昆虫類を採取）で採取する他、種の判別の可能なものは目視、鳴き声等で種の判別を行い、記録しました。
	ライトトラップ (走光性昆虫)	夜間に光源（BOX 法）を置き、光に集まってくる昆虫類を採取しました。 調査地点は、環境特性(植生、土地利用)を踏まえ 6 地点を設定しました。 ライトトラップは、1 地点あたり 1 個を 1 晩設置しました。 誘引餌を入れたコップの口が地面と同じレベルとなるように埋め、コップに落下した昆虫類を採取しました。
	ベイトトラップ (地上徘徊性昆虫)	誘引餌はドッグフード及びカルピスや焼酎の混合液を使用しました。 調査地点は、環境特性(植生、土地利用)を踏まえ 6 地点を設定しました。 ベイトトラップは、1 地点あたり 10 個程度を 1 晩設置しました。
	夜間調査 (ホタル類)	成虫の発生時期である 5 月下旬～6 月中旬（ゲンジボタル）、6 月下旬～7 月上旬（ヘイケボタル）の夜間に、調査範囲内の河岸及び水田沿いを踏査し、発光するホタル類を確認し、記録しました。
	鳴声調査 (クツワムシ)	クツワムシ成虫の発生時期である夏季の夜間に、調査範囲内の草地環境を踏査し、クツワムシの鳴き声を確認し、記録しました。
クモ類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録しました。
魚類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網を用いて魚類を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録した。また、水域の状況に応じて、投網、定置網、かご網、サデ網、セル瓶も使用しました。 また、水面から種の判別の可能なものは目視で確認し、記録しました。 調査地点は、調査範囲内の水系に 7 地点を設定しました。
底生動物	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内の水域において、タモ網、サーバーネットを用いて底生動物を採取し、種名、個体数、確認位置等を記録しました。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。 調査地点は、調査範囲内の水系に 7 地点を設定しました。
	定量調査	方形枠にて水底を囲い、方形枠内に生息する底生動物をすべて採取し、種名、個体数を記録しました。 採取した底生動物は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。 調査地点は、調査範囲内の水系に 4 地点を設定しました。
陸産貝類	任意観察法 及び任意採取法	調査範囲内を網羅的に踏査し、個体を確認し、種の判別を行い、記録しました。

② 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

生息が確認された種のうち、表 9.10-2 に示す基準に該当するものを重要な種として選定しました。

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行いました。

イ. 現地調査

脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況の現地調査において確認した種から、重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の整理を行いました。

表 9.10-2 重要な種の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	特天：国指定特別天然記念物
		国天：国指定天然記念物
		県天：神奈川県指定天然記念物
		市天：横浜市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号)	希少：国内希少野生動植物種
③	「環境省レッドリスト2020」 (環境省 令和2年3月)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
		CR：絶滅危惧ⅠA類
		EN：絶滅危惧ⅠB類
		VU：絶滅危惧Ⅱ類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
④	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	LP：絶滅のおそれのある地域個体群
		EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
		CR：絶滅危惧ⅠA類
		EN：絶滅危惧ⅠB類
		VU：絶滅危惧Ⅱ類
		NT：準絶滅危惧
		減少：減少種
		希少：希少種
		要注：要注意種
		注目：注目種
		DD：情報不足
不明：不明種		
LP：絶滅のおそれのある地域個体群		

③ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行いました。

イ. 現地調査

脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況の現地調査において確認した種から、注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況の整理を行いました。

(3) 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺としました。

(4) 調査地点

① 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

現地調査の調査地域は、図 9.10-1 に示す対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く。）としました（以下、「調査範囲」といいます。）。

調査地点は図 9.10-1 に、踏査ルートは図 9.10-2 に示すとおりです。

② 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点としました。

③ 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

「①脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相の状況」と同じ地点としました。

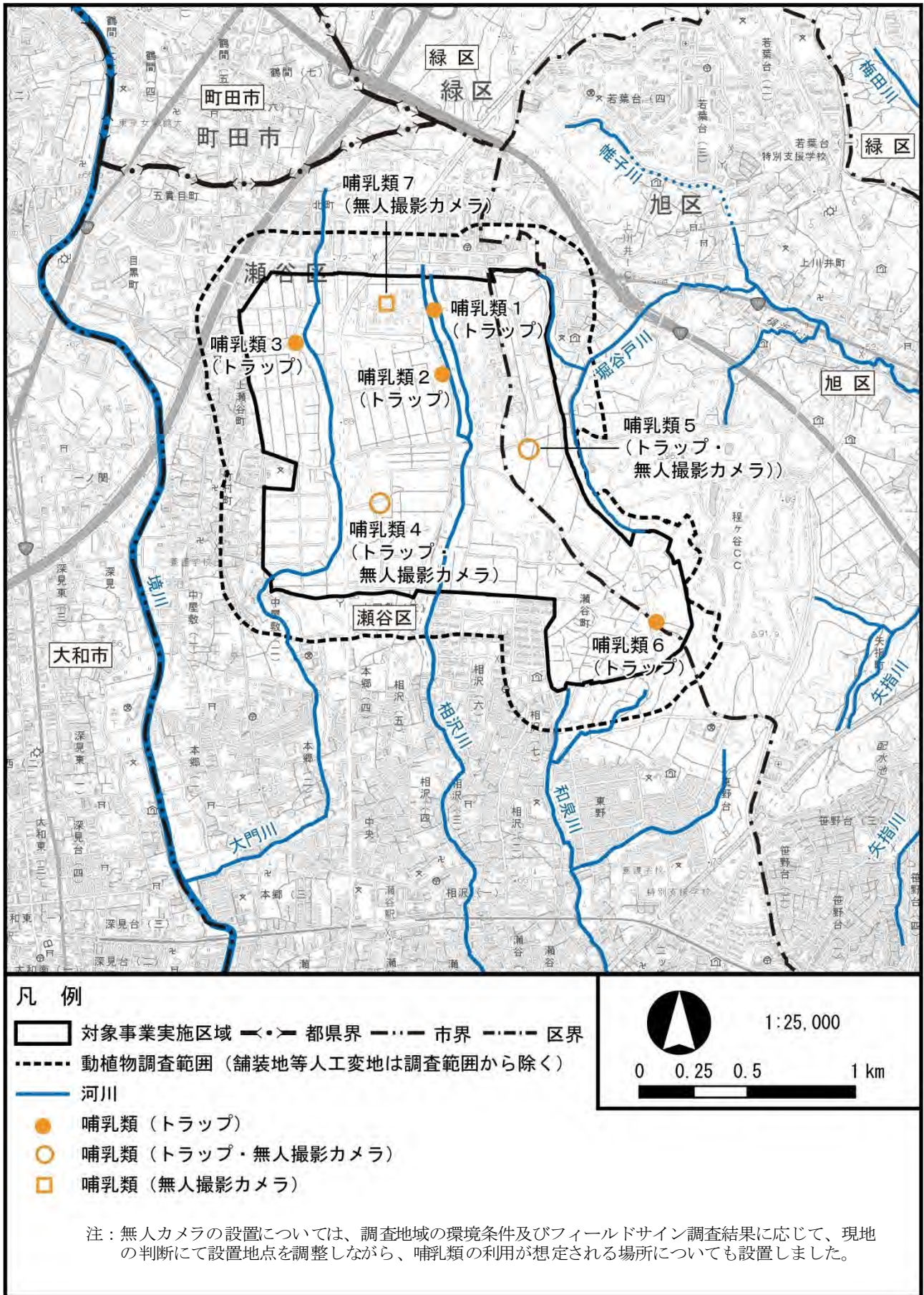
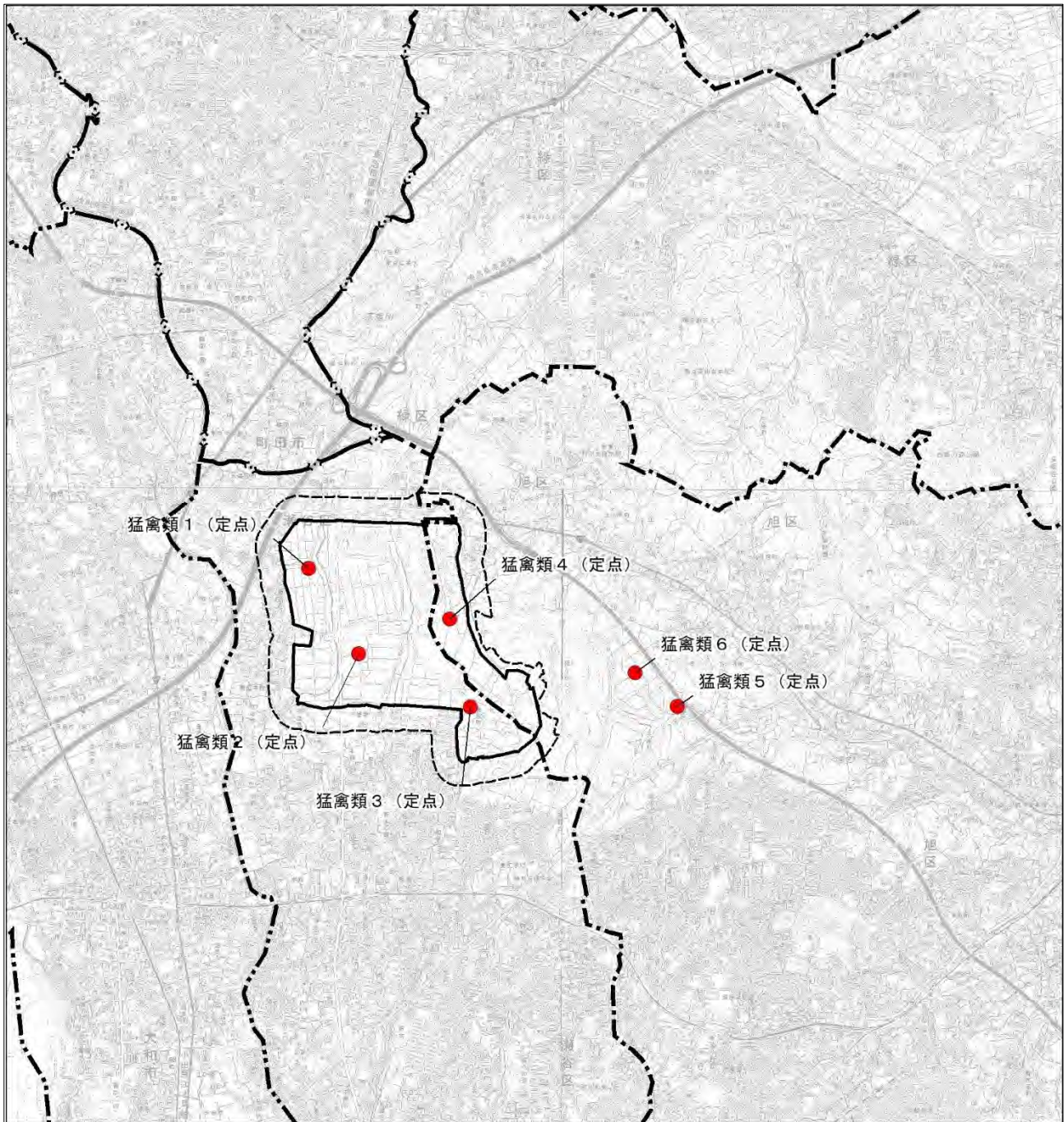
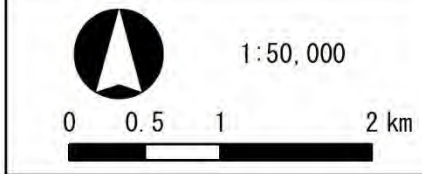


図 9.10-1 (1) 調査地域・調査地点図（哺乳類）



凡 例

-
- 対象事業実施区域
- 動植物調査範囲
- 都県界
- 市界
- 区界
- 猛禽類 (調査定点地点)



注：猛禽類の出現状況等に応じて、各調査日ごとに6定点のうち3～4定点を選定して、調査を実施しました。

図 9.10-1 (3) 調査地域・調査地点図 (猛禽類)

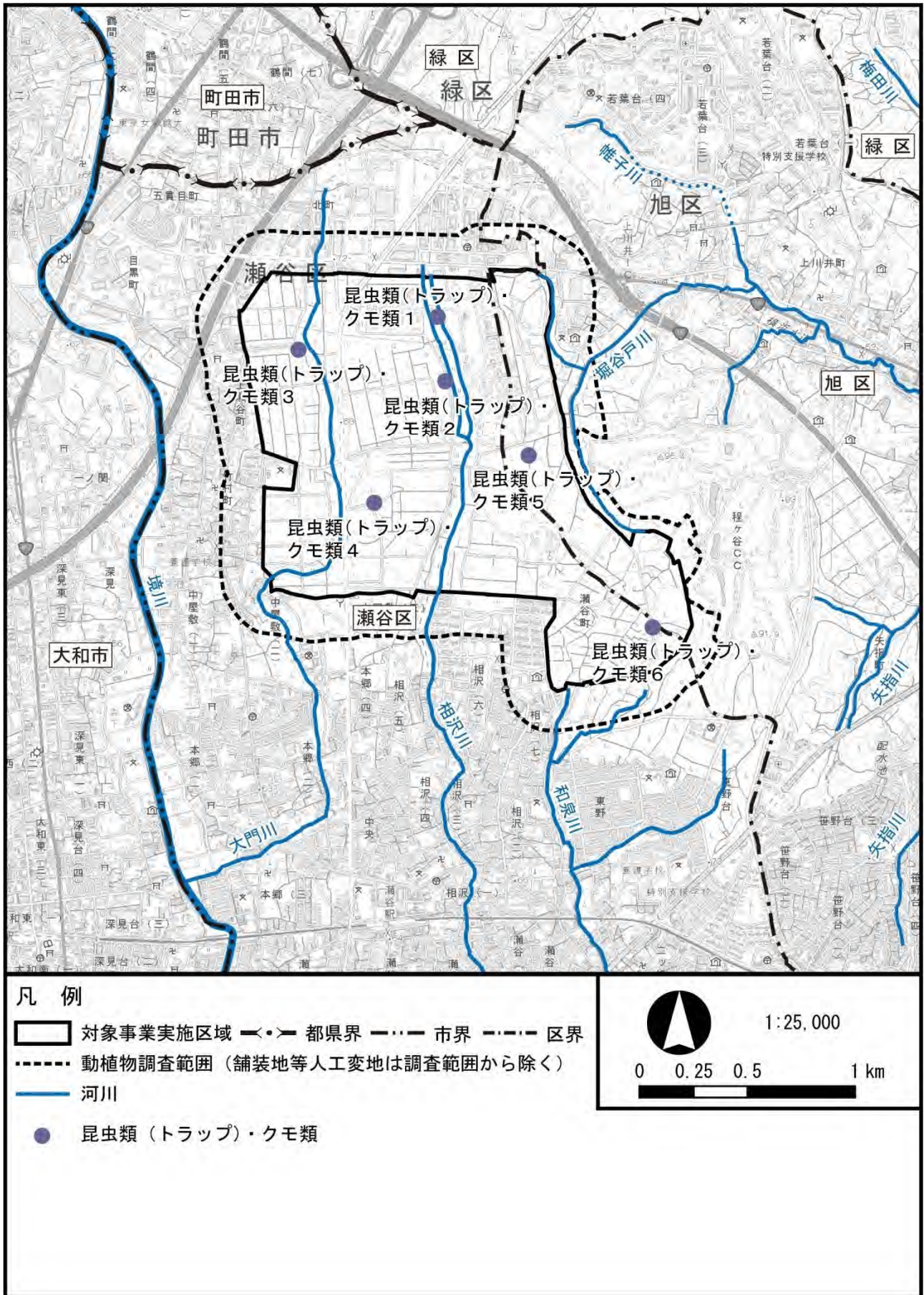


図 9.10-1(4) 調査地域・調査地点図（昆虫類・クモ類）

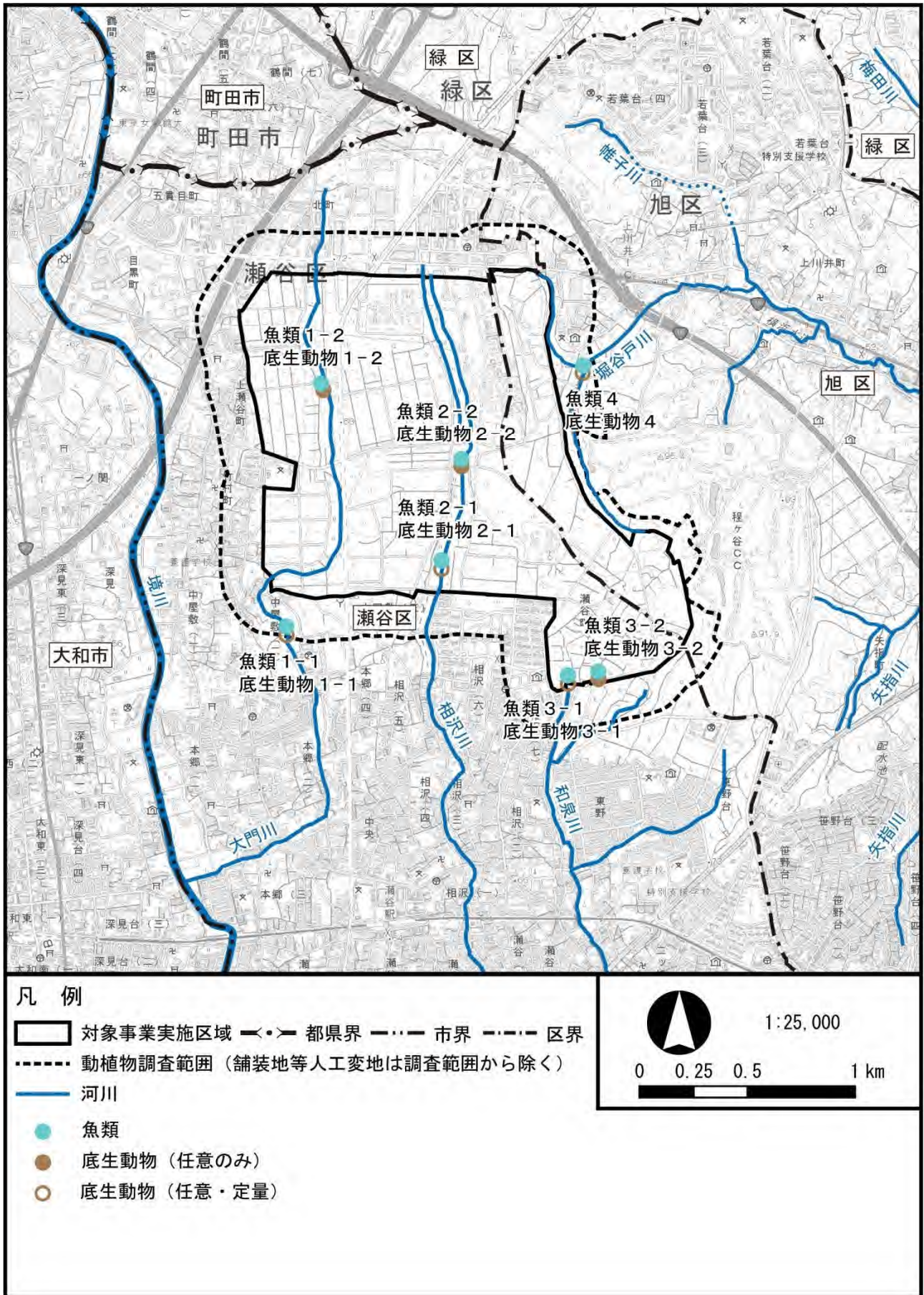


図 9.10-1(5) 調査地域・調査地点図 (魚類・底生動物)

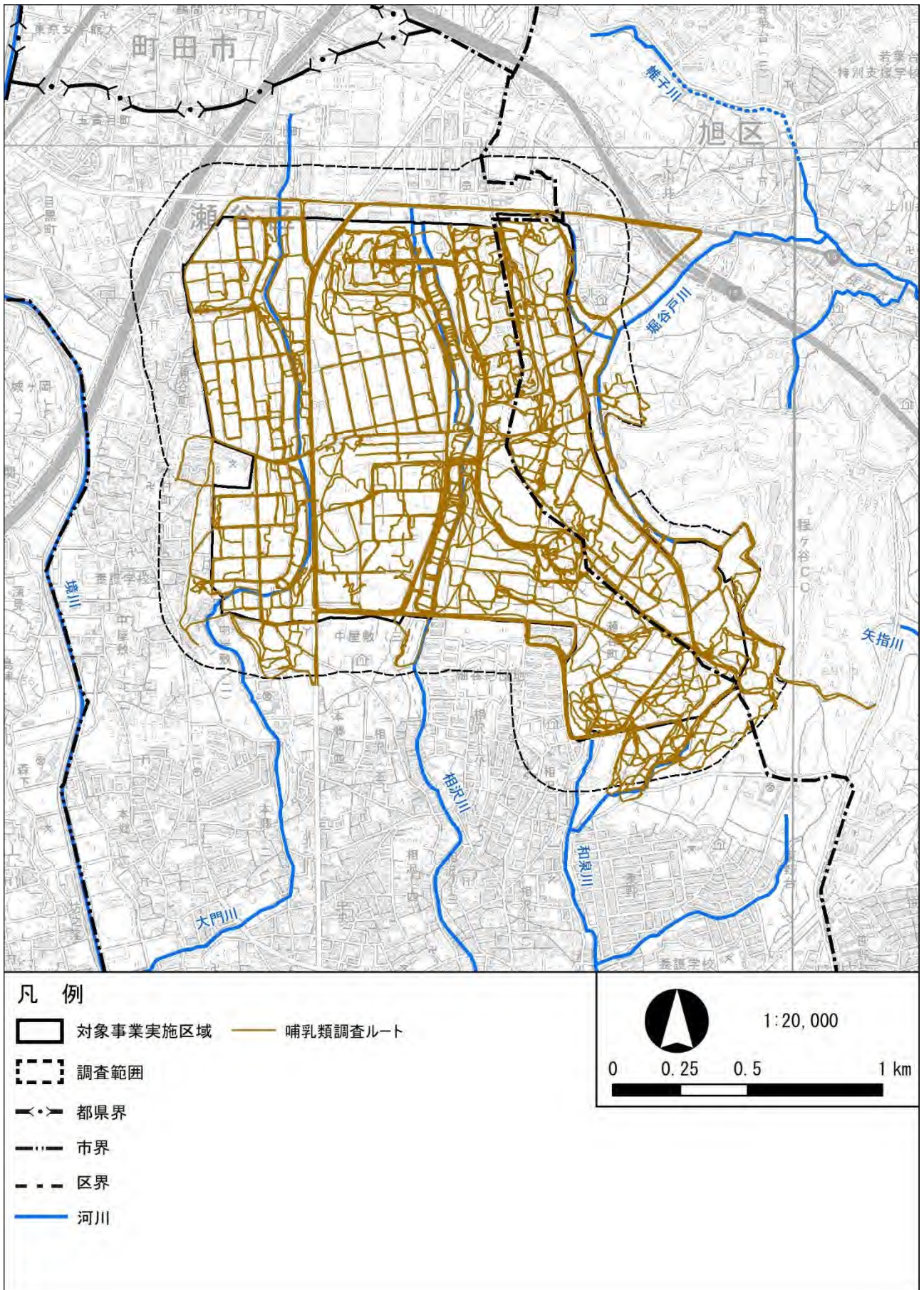


図 9.10-2(1) 動物踏査ルート図 (哺乳類)

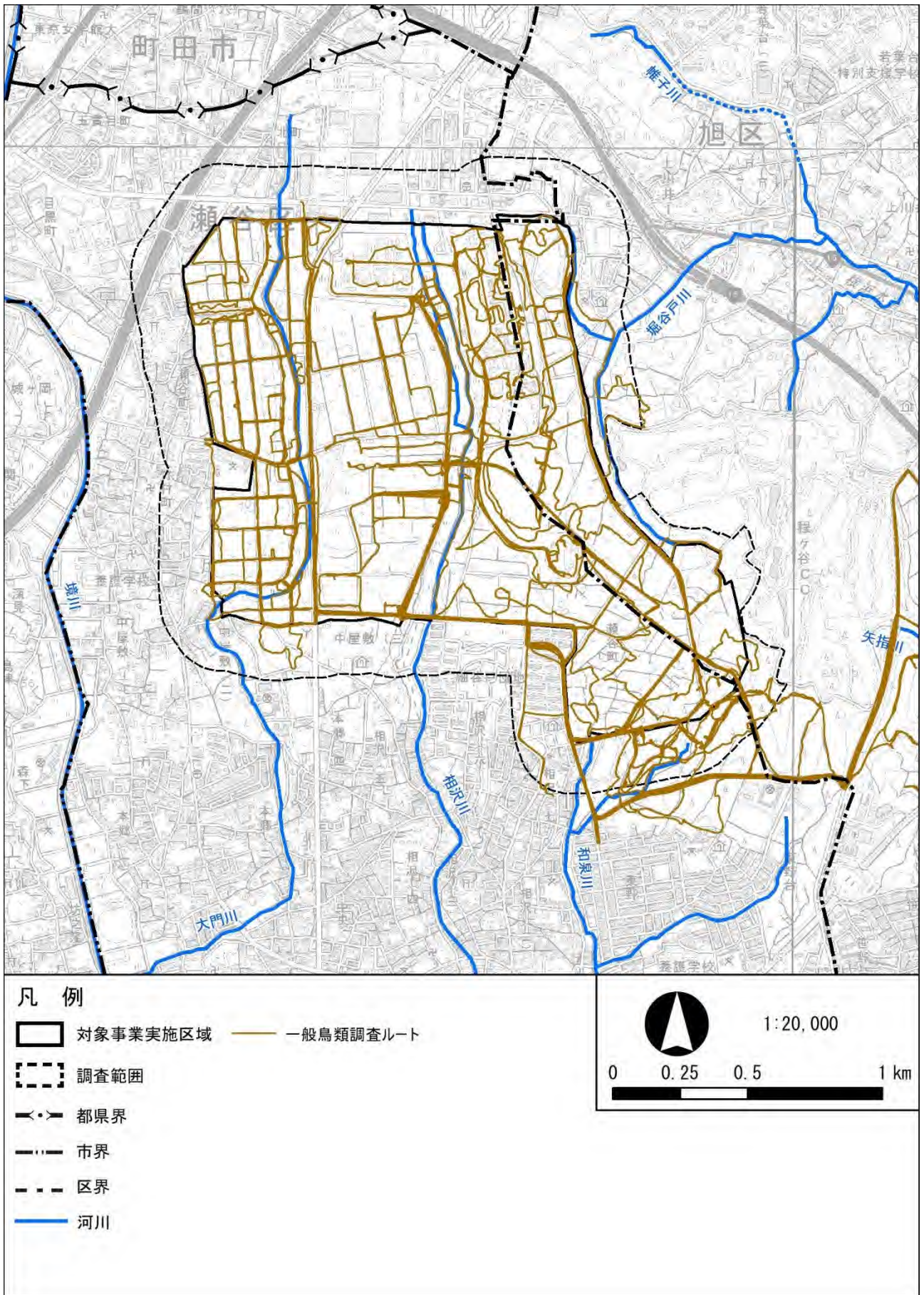


図 9.10-2(2) 動物踏査ルート図（一般鳥類）

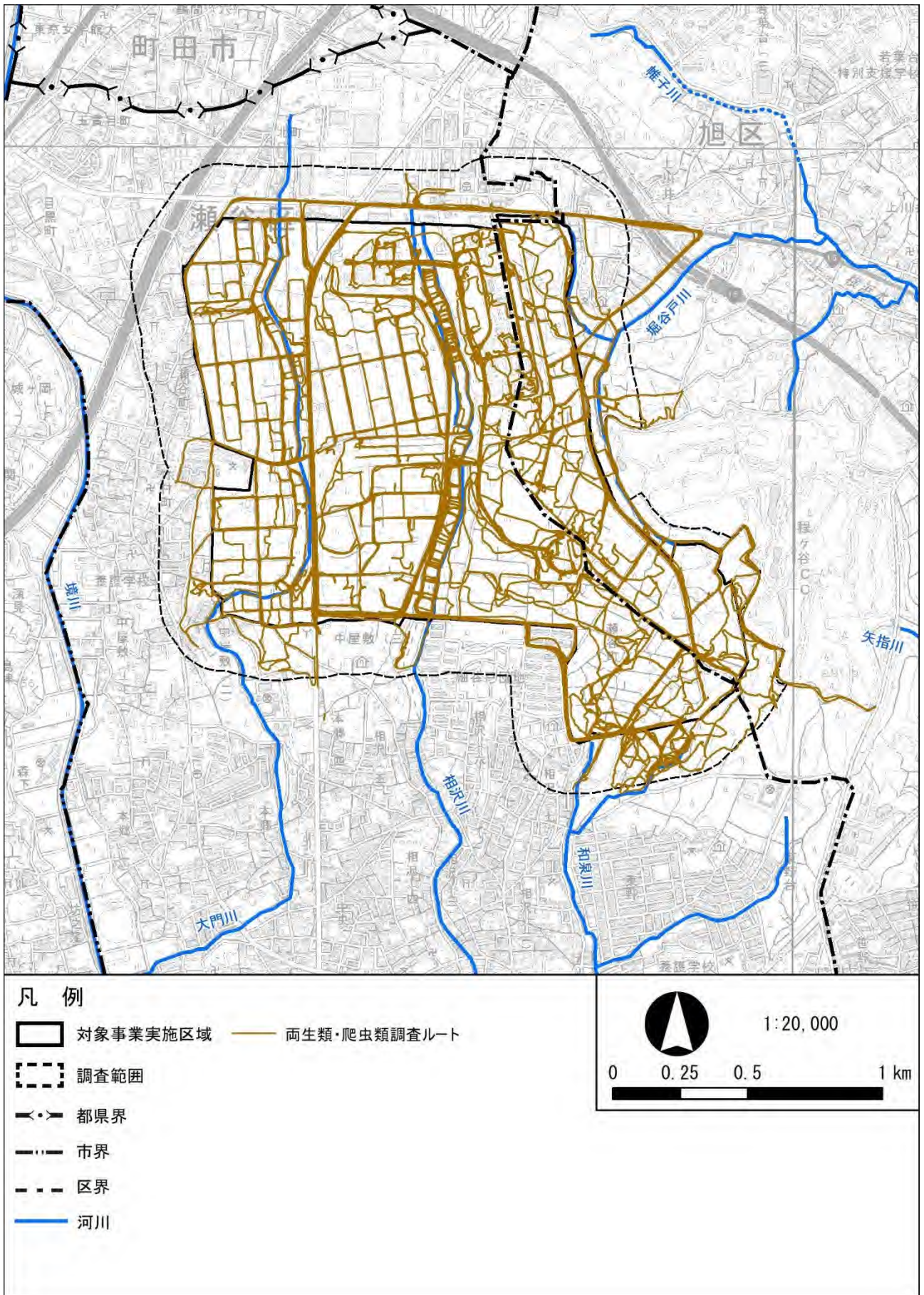


図 9.10-2 (3) 動物踏査ルート図 (両生類・爬虫類)

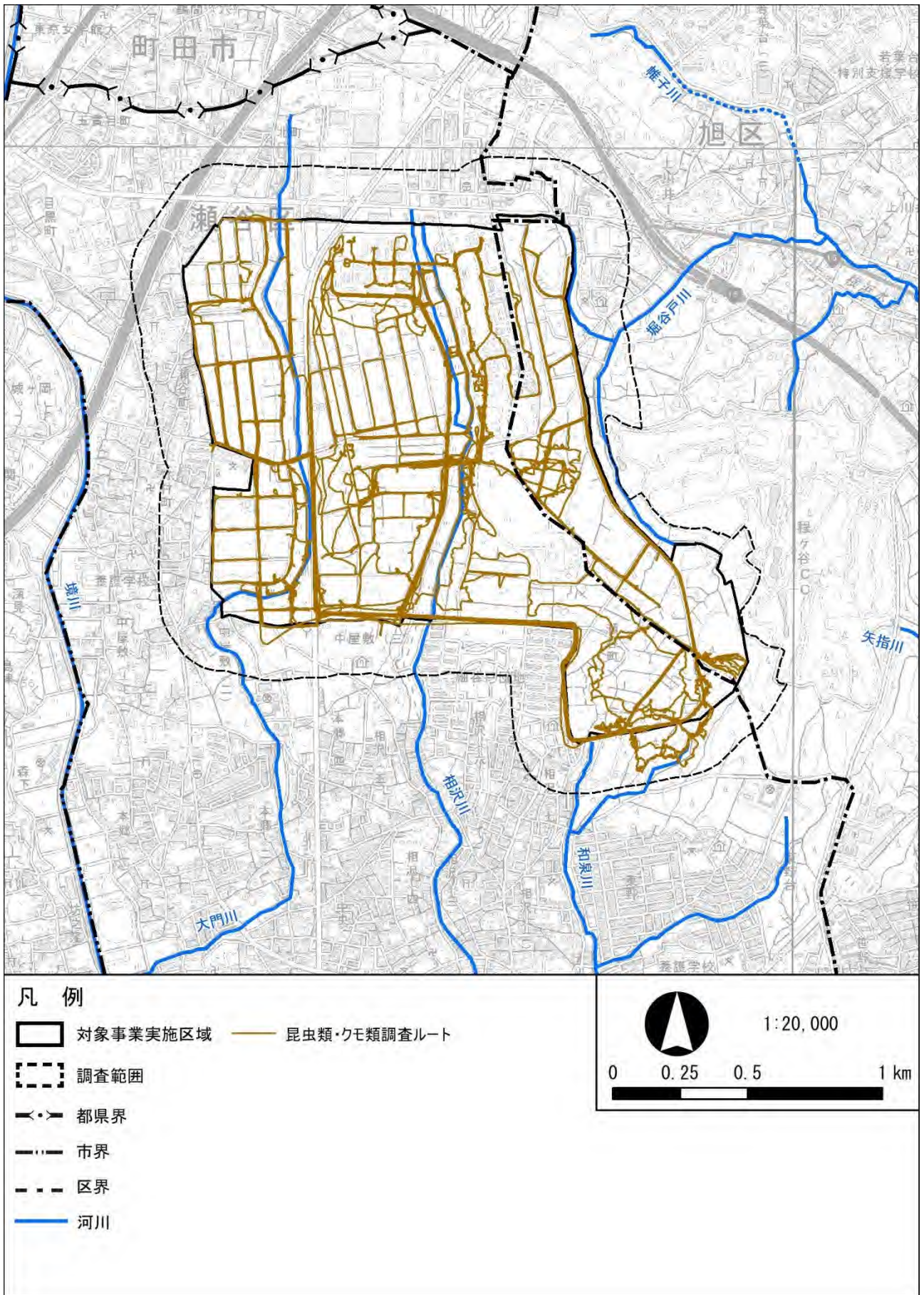


図 9.10-2 (4) 動物踏査ルート図 (昆虫類・クモ類)

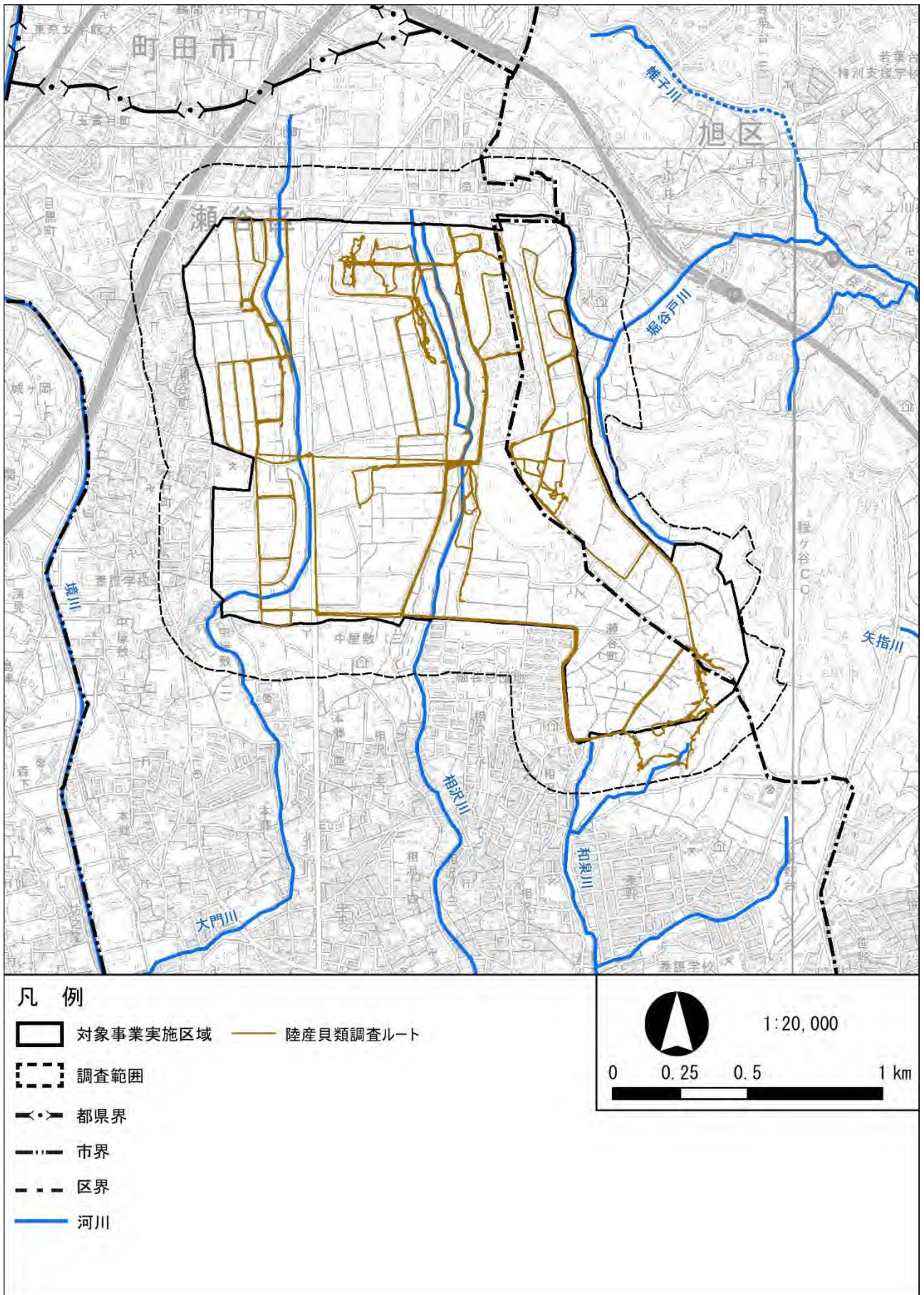


図 9.10-2(5) 動物踏査ルート図 (陸産貝類)

(5) 調査期間

① 文献その他の資料調査

文献資料が入手可能な最新の資料としました。

② 現地調査

調査期間は、表 9.10-3 に示すとおりとしました。

表 9.10-3(1) 調査時期等

調査項目	調査方法	季節	調査時期
哺乳類	任意観察及び フィールドサイン法 トラップ法 無人撮影法	夏季	平成30年8月6日～8月8日 令和元年7月4日～7月5日
		秋季	平成30年10月10日～10月12日
		冬季	平成31年1月21日～1月23日
		春季	令和元年5月7日～5月9日
	夜間調査	夏季	平成30年8月6日～8月7日 令和元年7月4日～7月5日
		春季	令和元年5月7日～5月8日
鳥類 (一般鳥類)	任意観察法 ラインセンサス法 定点観察法	夏季	平成30年8月13日～8月15日 令和元年7月18日～7月19日
		秋季	平成30年10月10日～10月12日
		冬季	平成31年2月20日～2月22日
		春季	令和元年5月3日
		初夏	令和元年6月14日～6月16日
	ねぐら調査	秋季	令和2年11月2日
		冬季	令和3年2月20日
鳥類 (フクロウ類・ 夜行性鳥類)	夜間調査	平成31年 繁殖期	平成31年1月15日～1月16日 平成31年2月20日～2月21日 令和元年6月14日～6月15日 令和元年8月1日～8月2日
		令和2年 繁殖期	令和2年1月15日～1月16日 令和2年2月5日～2月6日 令和2年6月15日～6月16日 令和2年8月3日～8月4日

表 9.10-3(2) 調査時期等

調査項目	調査方法	季節	調査時期
鳥類 (猛禽類)	定点観察法	平成31年 繁殖期	平成31年1月16日～1月18日 平成31年2月6日～2月8日 平成31年3月14日～3月16日 平成31年4月15日～4月17日 令和元年5月26日～5月28日 令和元年6月17日～6月19日 令和元年7月9日～7月11日
		令和2年 繁殖期	令和2年1月15日～1月17日 令和2年2月5日～2月7日 令和2年3月9日～3月11日 令和2年4月22日～4月24日 令和2年5月28日～5月30日 令和2年6月15日～6月17日 令和2年7月16日～7月18日
両生類 及び爬虫類	任意観察法及び任意採取法	夏季	平成30年8月16日～8月17日 令和元年7月4日～7月5日
		秋季	平成30年10月10日～10月11日
		早春季	平成31年3月8日
		春季	令和元年5月7日～5月9日
		初夏	令和元年6月4日～6月5日
	夜間調査	夏季	平成30年8月16日～8月17日
		春季	令和元年5月7日～5月8日
昆虫類	任意観察法 及び任意採取法 ライトトラップ ベイトトラップ	夏季	平成30年8月10日～8月11日 令和元年7月16日～7月17日
		秋季	平成30年10月9日～10月10日
		春季	令和元年5月9日～5月10日
	夜間調査(ホタル類)	初夏	令和元年6月4日～6月5日 令和元年6月13日～6月14日 令和元年7月4日 令和元年7月16日
	鳴声調査(クツワムシ)	夏季	令和元年8月27日 令和元年9月3日
クモ類	任意観察法及び任意採取法	夏季	平成30年8月10日～8月11日
		秋季	平成30年10月9日～10月10日
		春季	令和元年5月9日～5月10日

表 9.10-3(3) 調査時期等

調査項目	調査方法	季節	調査時期
魚類	任意観察法 及び任意採取法	夏季	平成30年7月31日～8月1日
		秋季	平成30年10月1日～10月2日
		冬季	平成31年1月21日～1月22日
		春季	令和元年5月7日～5月8日
底生動物	任意観察法及び任意採取法 定量調査	夏季	平成30年7月31日～8月1日
		秋季	平成30年10月1日～10月2日
		冬季	平成31年1月21日～1月22日
		春季	令和元年5月7日～5月8日
陸産貝類	任意観察法及び任意採取法	冬季	平成31年1月16日～1月17日
		初夏	令和元年6月13日～6月14日

(6) 調査結果

① 文献その他の資料調査

ア. 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相

脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物の生息状況は、当該地域の自然特性を勘案し、調査区域及びその周辺の動物相の概要を表 9.10-4 のとおり整理しました。

哺乳類 14 種、鳥類 149 種、爬虫類 11 種、両生類 10 種、昆虫类等 823 種、魚類 47 種、底生動物 99 種及び陸産貝類 32 種が確認されています。

表 9.10-4(1) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺乳類	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	2	アズマモグラ、アブラコウモリ、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ、アナグマ、ハクビシン、タイワンリス、アカネズミ、ドブネズミ、ノウサギ (14種)
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	4	
	「大和市史 8(上) 別編自然」(大和市 平成8年9月)	1	
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	11	
鳥類	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	2	キジ、カルガモ、キジバト、コサギ、コチドリ、キアシシギ、トビ、アオバズク、カワセミ、コゲラ、モズ、オナガ、ハシボソガラス、シジュウカラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ等 (149種)
	「かながわの鳥と獣」(神奈川県 平成4年3月)	55	
	「かながわの鳥図鑑」(神奈川県 平成4年3月)	88	
	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	55	
	「大和市史 8(上) 別編自然」(大和市 平成8年9月)	23	
	「1993年(平成5年)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成6年10月)	85	
	「1998年(平成10年)町田の野鳥」(町田野鳥の会 平成12年2月)	77	
	「2003年(平成15年)町田の野鳥3」(町田野鳥の会 平成17年3月)	38	
「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	127		

表 9.10-4(2) 動物相の状況

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
両生類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	7	アカハライモリ、アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、アカガエル属、トウキョウダルマガエル、ウシガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、モリアオガエル (10種)
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	9	
爬虫類	「大和市の脊椎動物」(大和市教育委員会 平成2年3月)	8	クサガメ、ミシシッピアカミミガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシ、ニホンマムシ (11種)
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	8	
昆虫類等	「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月)	7	ジグモ、オナガグモ、ジョロウグモ、アシナガグモ、クロケシグモ、コクサグモ、ウツキコモリグモ、ハナグモ、アリグモ、アキアカネ、オオカマキリ、エンマコオロギ、オンブバッタ、アブラゼミ、マルカメムシ、マイマイカブリ、コクワガタ、カナブン、ウバタマムシ、ナミテントウ、シロスジカミキリ、ヒメクロオトシブミ、オオスズメバチ、アカイラガ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ヤマトシジミ、ヒメアカタテハ、コシロシタバ等 (823種)
	「大和市の昆虫」(大和市教育委員会 平成3年3月)	659	
	「大和市史8(上)別編自然」(大和市 平成8年9月)	80	
	「横浜のホタル生息地(1983年版)」(横浜市公害研究所 昭和59年3月)	2	
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	160	
魚類	「神奈川県内河川の魚類」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	13	コイ、ギンブナ、オイカワ、アブラハヤ、モツゴ、タモロコ、ドジョウ、ホトケドジョウ、ナマズ、ミナミメダカ、オオヨシノボリ、クロダハゼ、旧トウヨシノボリ類等 (47種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	14	
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	43	
底生動物	「神奈川県内河川の底生動物II」(神奈川県環境科学センター 平成26年3月)	65	アメリカツノウズムシ、マルタニシ、イトミミズ属、シマイシビル、ミズムシ、ヒラテテナガエビ、アメリカザリガニ、サホコカゲロウ、ハグロトンボ、コオニヤンマ、アメンボ、コガタシマトビケラ、セスジユスリカ等 (99種)
	「横浜の川と海の生物(第14報・河川編)」(横浜市環境科学研究所 平成28年3月)	73	
	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	9	
陸産貝類	「生物多様性情報システム-基礎調査データベース検索-(第2回~第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査書)」(環境省ホームページ 令和3年4月閲覧)	32	サドヤマトガイ、ケシガイ、ヒラマキミズマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、ナメクジ、チャコウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オナジマイマイ等 (32種)

イ. 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

動物の重要な種は、「ア. 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相動物相」の文献その他の資料で確認された種について、前掲表 3. 2-18 (P. 3-59、60) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は前掲表 3. 2-19 (P. 3-61～66) のとおり、哺乳類 2 種、鳥類 68 種、両生類 8 種、爬虫類 5 種、昆虫類等 55 種、魚類 18 種、底生動物 7 種及び陸産貝類 5 種が確認されています。

「環境アセスメントデータベース (EADAS)」(環境省ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧) によれば、調査区域にはコウモリ洞の分布やコウモリ生息情報はありませんでした。

前掲図 3. 2-25 (P. 3-68) に示すとおり、調査区域の北端(対象事業実施区域外)を含むメッシュにて、イヌワシの一時滞在の記録がありますが、生息確認や生息推定はなされていません。

クマタカ、オオワシ、オジロワシの生息分布や渡りをするタカ類の集結地、ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地はありませんでした。

前掲図 3. 2-26 (P. 3-69) 及び前掲図 3. 2-27 (P. 3-70) に示すとおり、調査区域は、オオハクチョウ、コハクチョウ、ハクチョウ類、ガン類、マガン、亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ、ツル類、海ワシ類、アカハラダカ、サシバ、ノスリ、ハチクマ、その他猛禽類の渡りのルートになっていません。

ウ. 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

動物の注目すべき生息地については、前掲表 3. 2-20 (P. 3-71～73) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

調査区域における動物の注目すべき生息地は、前掲表 3. 2-21 (P. 3-73) 及び前掲図 3. 2-28 (P. 3-74) に示すとおり、調査区域には、「ホタル生息確認地域」及び「トンボ池等主なエコアップスポット(点のビオトープ)」が存在しており、対象事業実施区域には「ホタル生息確認地域」が含まれています。

② 現地調査

ア. 脊椎動物、昆虫類その他主な動物に係る動物相

a. 哺乳類

現地調査の結果、4目7科9種の哺乳類が確認されました。

確認種目録は、表 9.10-5 に示すとおりです。

表 9.10-5 確認種目録（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度	
					夏季	秋季	冬季	春季	夏季
1	モグラ(食虫)	モグラ	アズマモグラ	<i>Mogera imaizumii</i>	●	●	●	●	●
2	コウモリ(翼手)	ヒナコウモリ	ヒナコウモリ科の一種	<i>Vespertilionidae</i> sp.	●			●	●
3	ネズミ(齧歯)	ネズミ	アカネズミ	<i>Apodemus speciosus</i>		●	●	●	●
4			ハツカネズミ	<i>Mus musculus</i>			●	●	●
5			ドブネズミ	<i>Rattus norvegicus</i>					●
-			ネズミ科の一種	<i>Muridae</i> sp.	●	●			
6	ネコ(食肉)	アライグマ	アライグマ	<i>Procyon lotor</i>	●	●	●	●	●
7		イヌ	タヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides</i>	●	●	●	●	●
8		イタチ	イタチ科の一種	<i>Mustelidae</i> sp.	●			●	
9		ジャコウネコ	ハクビシン	<i>Paguma larvata</i>	●	●	●	●	●
合計	4目	7科	9種		7種	5種	6種	8種	8種

注：分類及び配列は、原則として「平成30年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年度版）に準拠しました。

b. 鳥類（一般鳥類）

現地調査の結果、14目34科66種の一般鳥類が確認されました。

確認種目録は、表 9.10-6 に示すとおりです。

表 9.10-6 確認種目録 (一般鳥類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度		
					夏季	秋季	冬季	春季	初夏	夏季
1	キジ	キジ	キジ	<i>Phasianus colchicus robustipes</i>	●		●	●	●	●
2	カモ	カモ	カルガモ	<i>Anas zonorhyncha</i>				●	●	●
3			コガモ	<i>Anas crecca crecca</i>			●			
4	ハト	ハト	キジバト	<i>Streptopelia orientalis orientalis</i>	●	●	●	●	●	●
5			アオバト	<i>Treeron sieboldii sieboldii</i>						●
6	カツオドリ	ウ	カワウ	<i>Phalacrocorax carbo hanae</i>				●	●	●
7	バリカン	サギ	アオサギ	<i>Ardea cinerea juyi</i>		●		●	●	●
8			ダイサギ	<i>Ardea alba alba</i>				●		
9	カッコウ	カッコウ	ホトトギス	<i>Cuculus poliocephalus</i>		●			●	●
10			ツツドリ	<i>Cuculus optatus</i>		●				
11	アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ	<i>Apus pacificus kurodae</i>					●	
12	チドリ	チドリ	ムナグロ	<i>Pluvialis dominica fulva</i>	●					
13			コチドリ	<i>Charadrius dubius curonius</i>				●	●	●
14	タカ	ミサゴ	ミサゴ	<i>Pandion haliaetus haliaetus</i>		●				
15		タカ	トビ	<i>Milvus migrans lineatus</i>			●		●	●
16			ツミ	<i>Accipiter gularis gularis</i>		●				
17			ハイタカ	<i>Accipiter nisus nisosimilis</i>			●			
18			オオタカ	<i>Accipiter gentilis fujiyamae</i>	●	●		●	●	●
19			ノスリ	<i>Buteo buteo japonicus</i>		●	●			
20	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	<i>Alcedo atthis bengalensis</i>				●		
21	キツツキ	キツツキ	コゲラ	<i>Dendrocopos kizuki nippon</i>	●	●	●	●	●	●
22			アオゲラ	<i>Picus awokera awokera</i>	●	●		●	●	●
23	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	<i>Falco tinnunculus interstinctus</i>	●	●				●
24	スズメ	モズ	モズ	<i>Lanius bucephalus bucephalus</i>		●	●	●	●	●
25		カラス	オナガ	<i>Cyanopica cyanus japonica</i>	●	●		●	●	●
26			ハシボソガラス	<i>Corvus corone orientalis</i>	●	●	●	●	●	●
27			ハシブトガラス	<i>Corvus macrorhynchos japonensis</i>	●	●	●	●	●	●
28		シジュウカラ	ヤマガラ	<i>Poecile varius varius</i>		●	●	●	●	●
29			シジュウカラ	<i>Parus minor minor</i>	●	●	●	●	●	●
30		ヒバリ	ヒバリ	<i>Alauda arvensis japonica</i>	●	●	●	●	●	●
31		ツバメ	ツバメ	<i>Hirundo rustica gutturalis</i>	●			●	●	●
32		ヒヨドリ	ヒヨドリ	<i>Hypsipetes amaurotis amaurotis</i>	●	●	●	●	●	●
33		ウグイス	ウグイス	<i>Cettia diphone cantans</i>	●	●	●	●	●	●
34		エナガ	エナガ	<i>Aegithalos caudatus trivirgatus</i>	●	●		●	●	●
35		ムシクイ	センダイムシクイ	<i>Phylloscopus coronatus</i>				●		
36		メジロ	メジロ	<i>Zosterops japonicus japonicus</i>	●	●	●	●	●	●
37		ヨシキリ	オオヨシキリ	<i>Acrocephalus orientalis</i>				●	●	●
38		セッカ	セッカ	<i>Cisticola juncidis bruniceps</i>	●	●		●	●	●
39		ミソサザイ	ミソサザイ	<i>Troglodytes troglodytes fumigatus</i>			●			
40		ムクドリ	ムクドリ	<i>Spodiopsar cinereus</i>	●	●	●	●	●	●
41		ヒタキ	トラツグミ	<i>Zoothera dauma aurea</i>			●			
42			シロハラ	<i>Turdus pallidus</i>			●			
43			アカハラ	<i>Turdus chrysolus chrysolus</i>				●		
44			ツグミ	<i>Turdus naumanni eunomus</i>			●	●		
45			ジョウビタキ	<i>Phoenicurus aureus aureus</i>			●			
46			ノビタキ	<i>Saxicola torquatus stejnegeri</i>		●				
47			エゾビタキ	<i>Muscicapa griseisticta</i>		●				
48			キビタキ	<i>Ficedula narcissina narcissina</i>		●		●	●	
49		スズメ	スズメ	<i>Passer montanus saturatus</i>	●	●	●	●	●	●
50		セキレイ	キセキレイ	<i>Motacilla cinerea cinerea</i>		●	●	●	●	
51			ハクセキレイ	<i>Motacilla alba lugens</i>	●	●	●	●	●	●
52			セグロセキレイ	<i>Motacilla grandis</i>		●				
53			ピンズイ	<i>Anthus hodgsoni hodgsoni</i>				●		
54			タヒバリ	<i>Anthus rubescens</i>			●			
55		アトリ	カララヒワ	<i>Chloris sinica minor</i>	●	●	●	●	●	●
56			シメ	<i>Coccothraustes coccothraustes japonicus</i>			●	●		
57			イカル	<i>Eophona personata personata</i>				●	●	
58		ホオジロ	ホオジロ	<i>Emberiza cioides ciopsis</i>	●	●	●	●	●	●
59			ホオアカ	<i>Emberiza fucata fucata</i>				●		
60			カシラダカ	<i>Emberiza rustica latifascia</i>			●			
61			アオジ	<i>Emberiza spodocephala personata</i>			●	●		
62			クロジ	<i>Emberiza variabilis</i>			●	●		
63	(キジ)	(キジ)	コジュケイ	<i>Bambusicola thoracicus thoracicus</i>	●	●	●	●	●	●
64	(インコ)	(インコ)	ワカケホンセイインコ	<i>Psittacula krameri manillensis</i>		●			●	●
65	(スズメ)	(チメドリ)	ガビチョウ	<i>Garrulax canorus</i>	●	●	●	●	●	●
66	(ハト)	(ハト)	ドバト	<i>Columba livia</i>	●	●		●	●	●
合計	14目	34科		66種	26種	37種	34種	43種	38種	36種

注：分類及び配列は、「日本鳥類目録改訂第7版」(日本鳥学会 平成24年9月)に準拠しました。

c. 鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）

現地調査の結果、1目1科1種のフクロウ類・夜行性鳥類が確認されました。
確認概要は表 9.10-7 に示すとおりです。

表 9.10-7 確認概要（フクロウ類・夜行性鳥類）

No.	目名	科名	種名	調査時期								
				平成31年繁殖期				令和2年繁殖期				
				平成31年		令和元年		令和2年				
				1月	2月	6月	8月	1月	2月	6月	8月	
1	フクロウ	フクロウ	フクロウ			●		●				
合計	1目	1科	1種	—	—	1種	—	1種	—	—	—	—

注：分類及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

d. 鳥類（猛禽類）

現地調査の結果、2目3科8種の猛禽類が確認されました。
確認概要は表 9.10-8 に示すとおりです。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

その他の猛禽類は、対象事業実施区域及びその周辺で繁殖は確認されませんでした。

表 9.10-8 確認概要（猛禽類）

No.	目名	科名	種名	調査時期													
				平成31年繁殖期							令和2年繁殖期						
				平成31年				令和元年			令和2年						
				1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
1	タカ	ミサゴ	ミサゴ									1					
2		タカ	ツミ	1			4				1			3		1	
3			ハイタカ	1	4	1	14				8	7	2				
4			オオタカ	14	9	2	9	6	21	25	32	23	37	16	7	11	22
5			サシバ				1							3			
6			ノスリ	2	3						12	10	2	1			
7	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ	1	2					4	3	5	1	2	2	1	
8			ハヤブサ	1		2	3		1	1	5	2	2				
合計	2目	3科	8種	6種	4種	3種	5種	1種	2種	2種	6種	6種	5種	5種	2種	2種	3種

注：1. 分類及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。
2. 表内の数字は、確認例数を示します。

e. 鳥類(ねぐら調査)

現地調査の結果、ムクドリのねぐらを確認しました。

調査結果の概要は表 9.10-9 に、聞き取り調査結果を表 9.10-10 に、確認位置は図 9.10-3 に示すとおりです。

表 9.10-9 ムクドリのねぐらの確認概要

調査時期	確認日時	個体数	確認状況
秋季	11/2 (月) 15:18～ 15:20	100 個体程度	<p>現地調査の結果、ムクドリの群れを 1 群確認した。</p> <p>確認位置は、上瀬谷旧通信施設北西側の畑の上空であり、100 個体程度の群れが上空を数回旋回し、その後、大門川沿いの樹林と草本の茂み方向に飛翔し、見失った。</p> <p>その後、再度飛翔する群れは見られなかったことから、大門川沿いの樹林をねぐらとして利用しているものと考えられる。</p> <p>なお、旧通信施設中央部及び東側では、ねぐら入りする鳥類の集団は確認できなかった。</p>
冬季	2/20 (土) 17:00～ 17:34	80 個体程度	<p>現地調査の結果、ムクドリの群れ 1 群を確認した。</p> <p>ムクドリの群れの確認位置は、海軍道路沿いの桜並木であり、樹上に泊まっている 80 個体程度のムクドリの群れを確認した。その後、日の入り時刻まで桜並木に滞留した後、東方向に飛翔し、見失った。</p> <p>なお、旧通信施設中央部及び東側では、ねぐら入りする鳥類の集団は確認できなかった。</p>

表 9.10-10 聞き取り調査結果

<ul style="list-style-type: none"> ・杖の柄となるような木を探しに来た。夕暮れに鳥の群れがいるかは気にしたことはない。(60 代男性) ・鳥類の群れのねぐら入りは特に確認していない。(50～60 代男性) ・カラス以外の鳥の群れは夕方には見ていない。以前、この辺りはカラスが多かったが、昨年くらいから鳥よけの音(爆発音)を鳴らすようになってから、カラスの群れはこの辺りで見なくなった。(60 代女性) ・子供が少年野球に入ってから、夕方迎えに来ている。通い始めてあまりたっていないが、夕方に鳥の群れを見かけていない。(30 代女性)

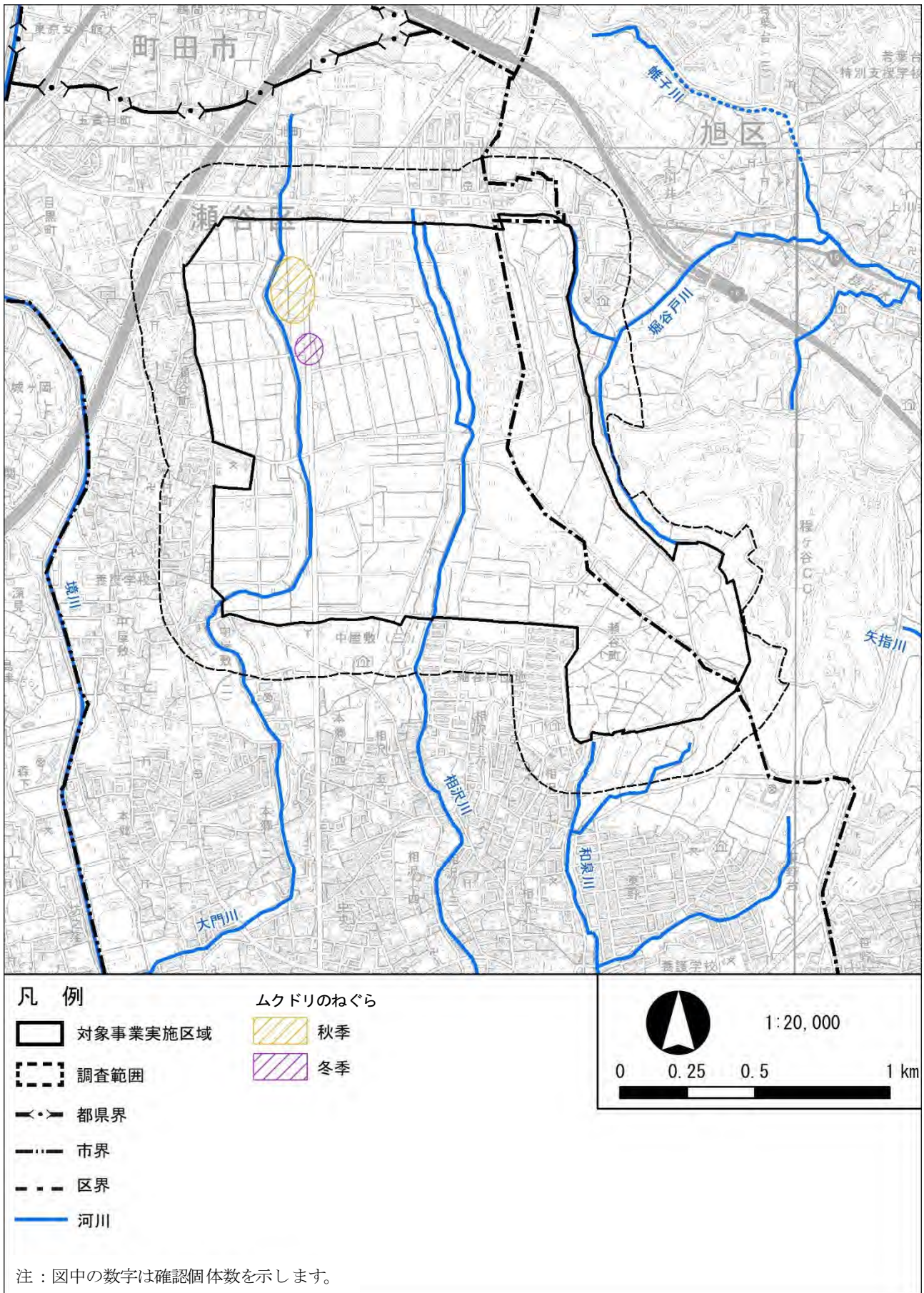


図 9.10-3 ねぐらの確認位置図

f. 両生類

現地調査の結果、1目3科3種の両生類が確認されました。

確認種目録は、表 9.10-11 に示すとおりです。

表 9.10-11 確認種目録（両生類）

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度		
					夏季	秋季	早春季	春季	初夏季	夏季
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	<i>Bufo japonicus formosus</i>		●	●	●		●
2		アマガエル	ニホンアマガエル	<i>Hyla japonica</i>	●	●	●	●	●	●
3		アオガエル	シュレーゲルアオガエル	<i>Rhacophorus schlegelii</i>	●	●		●	●	
合計	1目	3科	3種		2種	3種	2種	3種	2種	2種

注：分類及びその配列は、原則として「平成30年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年度版）に準拠しました。

g. 爬虫類

現地調査の結果、1目4科7種の爬虫類が確認されました。

確認種目録は、表 9.10-12 に示すとおりです。

表 9.10-12 確認種目録（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度		
					夏季	秋季	早春季	春季	初夏季	夏季
1	有鱗	ヤモリ	ニホンヤモリ	<i>Gekko japonicus</i>	●	●		●		●
2		トカゲ	ヒガシニホントカゲ	<i>Plestiodon finitimus</i>	●	●		●		●
3		カナヘビ	ニホンカナヘビ	<i>Takydromus tachydromoides</i>	●	●		●		●
4		ナミヘビ	シマヘビ	<i>Elaphe quadrivirgata</i>	●	●				●
5			アオダイショウ	<i>Elaphe climacophora</i>		●		●		
6			ヒバカリ	<i>Hebius vibakari vibakari</i>		●				
7			ヤマカガシ	<i>Rhabdophis tigrinus</i>		●				
合計	1目	4科	7種		4種	7種	—	4種	—	4種

注：分類及び配列は、原則として「平成30年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年度版）に準拠しました。

h. 昆虫類

現地調査の結果、17目222科1,178種の昆虫類が確認されました。

確認種目録は、表 9.10-13に示すとおりです。

表 9.10-13(1) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
1	トンボ	アオイトトンボ	オオアオイトトンボ	<i>Lestes temporalis</i>		●		
2		カワトンボ	ニホンカワトンボ	<i>Mnais costalis</i>			●	●
3		イトトンボ	ホソミイトトンボ	<i>Aciagrion migratum</i>	●	●		
4			アジアイトトンボ	<i>Ischnura asiatica</i>	●		●	
5			アオモンイトトンボ	<i>Ischnura senegalensis</i>	●			
6		ヤンマ	クロスジギンヤンマ	<i>Anax nigrofasciatus nigrofasciatus</i>			●	
7			ギンヤンマ	<i>Anax parthenope julius</i>	●	●		●
8		オニヤンマ	オニヤンマ	<i>Anotogaster sieboldii</i>	●			
9		トンボ	シオカラトンボ	<i>Orthetrum albistylum speciosum</i>	●	●	●	●
10			オオシオカラトンボ	<i>Orthetrum melania melania</i>		●		
11			ショウジョウトンボ	<i>Crocothemis servilia mariannae</i>	●			
12			ナツアカネ	<i>Symptetrum darwinianum</i>				●
13			アキアカネ	<i>Symptetrum frequens</i>		●		
14			ノシメトンボ	<i>Symptetrum infuscatum</i>		●		
15			ウスバキトンボ	<i>Pantala flavescens</i>	●	●		●
16	カワゲラ	オナシカワゲラ	<i>Nemoura</i> 属の一種			●		
17	ゴキブリ	ゴキブリ	クロゴキブリ		●			
18		チャバネゴキブリ	モリチャバネゴキブリ	<i>Blattella nipponica</i>	●	●	●	
19	カマキリ	カマキリ	ハラヒロカマキリ	<i>Hierodula patellifera</i>		●		
20			コカマキリ	<i>Stalida maculata</i>		●		
21			オオカマキリ	<i>Tenodera sinensis</i>	●	●		
22	シロアリ	ミンガシラシロアリ	ヤマトシロアリ	<i>Reticulitermes speratus speratus</i>			●	
23	バッタ	コオロギ	エンマコオロギ	<i>Teleogryllus emma</i>	●	●		
24			ハラオカメコオロギ	<i>Loxoblemmus campestris</i>		●		
25			<i>Loxoblemmus</i> 属の一種	<i>Loxoblemmus</i> sp.		●		
26			ツツレサセコオロギ	<i>Velarifictorus micado</i>	●			
27			クマスマシ	<i>Sclerogryllus punctatus</i>	●			
28			アオマツムシ	<i>Truxalis hibionis</i>		●		
29			カンタン	<i>Oecanthus longicauda</i>		●		
30		ヒバリモドキ	ウスグモスズ	<i>Amusurgus genji</i>	●	●		
31			マダラスズ	<i>Dianemobius nigrofasciatus</i>		●		
32			シバズ	<i>Polionemobius mikado</i>		●		
33		ヤチズ	<i>Pteronemobius ohmachi</i>		●			
34	カナタタキ	カナタタキ	<i>Ornebius kanetataki</i>	●	●			
35	アリツカコオロギ	<i>Myrmecophilus</i> 属の一種	<i>Myrmecophilus</i> sp.	●		●		
36	ケラ	ケラ	<i>Grylotalpa orientalis</i>			●		
37	キリギリス	ヤブキリ	<i>Tettigonia orientalis</i>	●		●		
38		ヒメギス	<i>Eobiana engelhardti subtropica</i>			●		
39		クビキリギス	<i>Euconocephalus varius</i>		●	●		
40		クサキリ	<i>Ruspolia lineosa</i>	●				
41		ウスイロササキリ	<i>Conocephalus chinensis</i>		●			
42		ホシササキリ	<i>Conocephalus maculatus</i>		●			
43		ササキリ	<i>Conocephalus melaenus</i>		●	●		
44		<i>Hexacentrus</i> 属の一種	<i>Hexacentrus</i> sp.		●			
45	クツムシ	クツムシ	<i>Mecopoda nipponensis</i>				●	
46	ツユムシ	サトクダマキモドキ	<i>Holochlora (Holochlora) japonica</i>	●	●			
47		ツユムシ	<i>Phaneroptera falcata</i>		●		●	
48	ヒシバッタ	トゲヒシバッタ	<i>Criotettix japonicus</i>		●			
49		コバネヒシバッタ	<i>Formosa tettix larvatus</i>			●		
50		ハラヒシバッタ	<i>Tetrix japonica</i>	●	●	●	●	
51		ヤセヒシバッタ	<i>Tetrix macilenta</i>	●				
52	オンブバッタ	オンブバッタ	<i>Atractomorpha lata</i>	●	●		●	
53	バッタ	メスアカフキバッタ	<i>Parapodisma tenryuensis</i>	●	●			
54		ツチイサゴ	<i>Patanga japonica</i>	●	●	●		
55		コバネイサゴ	<i>Oxva yezoensis</i>	●	●		●	
56		ショウリョウバッタ	<i>Acrida cinerea</i>	●	●		●	
57		ショウリョウバッタモドキ	<i>Gonista bicolor</i>	●	●			
58		ヒサバッタ	<i>Glyptobothrus maritimus maritimus</i>	●	●	●	●	
59		マダラバッタ	<i>Aiolopus thalassinus tamulus</i>		●			
60		トノサマバッタ	<i>Locusta migratoria</i>	●	●		●	

表 9.10-13 (2) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
61			クルマバッタモドキ	<i>Oedaleus infernalis</i>	●	●		●
62			イボバッタ	<i>Trilophidia japonica</i>	●	●		
63	ナナフシ	ナナフシモドキ	ナナフシモドキ	<i>Ramulus mikado</i>				●
64	ハサミムシ	ハサミムシ	ヒゲジロハサミムシ	<i>Anisobellia marginalis</i>	●	●	●	●
65			ハマベハサミムシ	<i>Anisobellia maritima</i>	●	●	●	
66			コバネハサミムシ	<i>Euborellia annulata</i>	●	●		
67		オオハサミムシ	オオハサミムシ	<i>Labidura riparia</i>		●		
68	アザミウマ	クダアザミウマ	クダアザミウマ科の一種	Phlaeothripidae Gen. et sp.	●		●	
69	カメムシ	アブラムシ	クリオオアブラムシ	<i>Lachnus tropicalis</i>			●	
70			アブラムシ科の一種	Aphididae Gen. et sp.		●	●	
71		ワタフキカイガラムシ	オオワラジカイガラムシ	<i>Drosicha copulenta</i>			●	
72		ヒメキジラミ	センダンコクロキジラミ	<i>Metapsylla uei</i>		●		
73		キジラミ	クワキジラミ	<i>Anomoneura mori</i>			●	●
74			ベニキジラミ	<i>Cacopsylla coccinea</i>			●	
75			ハコネキジラミ	<i>Cacopsylla hakonensis</i>			●	
76			<i>Cacopsylla</i> 属の一種	<i>Cacopsylla</i> sp.			●	
77		セミ	ニイニイゼミ	<i>Platypleura kaempferi</i>	●			●
78			クマゼミ	<i>Cryptotympana facialis</i>	●			
79			アブラゼミ	<i>Graptopsaltria nigrofuscata</i>	●	●		
80			ツクツクホウシ	<i>Meimuna opalifera</i>	●	●		
81			ヒグラシ	<i>Tanna japonensis</i>	●			
82			ミンミンゼミ	<i>Hyalessa maculaticollis</i>	●			
83		コガシラアワフキムシ	コガシラアワフキ	<i>Eoscarta assimilis</i>				●
84		アワフキムシ	シロオビアワフキ	<i>Aphrophora intermedia</i>	●	●		●
85			ホシアワフキ	<i>Aphrophora stictica</i>	●			
86			クロシアワフキ	<i>Aphrophora vittata</i>				●
87		トゲアワフキムシ	ムネアカアワフキ	<i>Hindoloides bipunctata</i>			●	
88		ヨコバイ	コミミスク	<i>Ledropsis discolor</i>			●	
89			ツマグロオオヨコバイ	<i>Bothrogonia ferruginea</i>		●		
90			オオヨコバイ	<i>Cicadella viridis</i>	●	●	●	●
91			マエジロオオヨコバイ	<i>Kolla atramentaria</i>	●		●	
92			<i>Pagaronia</i> 属の一種	<i>Pagaronia</i> sp.			●	
93			クロスジホソサシヨコバイ	<i>Sophonia orientalis</i>		●	●	
94			アオスキヨコバイ亜科の一種	Iassinae Gen. et sp.		●		
95			クロサシヨコバイ	<i>Planaphrodes nigricans</i>			●	●
96			クロミヤクイチモンジヨコバイ	<i>Exifianus indicus</i>	●	●	●	
97			トハヨコバイ	<i>Alobaldia tobae</i>	●	●	●	
98			ミドリカスリヨコバイ	<i>Balclutha incisa</i>		●		
99			ヒメフタデウスバヨコバイ	<i>Macrosteles striifrons</i>	●			
100			<i>Macrosteles</i> 属の一種	<i>Macrosteles</i> sp.	●			
101			<i>Hishimonus</i> 属の一種	<i>Hishimonus</i> sp.	●			
102			クロヒラタヨコバイ	<i>Penthimia nitida</i>			●	
103			ヒトツメヨコバイ	<i>Phlogotettix cyclops</i>	●			
104			フタスジトガリヨコバイ	<i>Futasujinus candidus</i>	●	●		
105			ヨコバイ亜科の一種	Deltocephalinae Gen. et sp.		●		
106			ホシヨコバイ	<i>Xestocephalus japonicus</i>		●		
107			ホシヒメヨコバイ	<i>Limasolla multipunctata</i>		●		
108			ヒメヨコバイ亜科の一種	Typhlocybinae Gen. et spp.	●			●
109	ウンカ		タケウンカ	<i>Epeurysa nawaii</i>				●
110			コブウンカ	<i>Tropidocephala brunneipennis</i>			●	
111			クロモンヒラアシウンカ	<i>Cemus sauteri</i>		●		
112			ヒメトビウンカ	<i>Laodelphax stratellus</i>	●	●		
113			ウンカ科の一種	Delphacidae Gen. et sp.	●	●		●
114		グンバイウンカ	ミドリグンバイウンカ	<i>Kallitaxila sinica</i>	●	●		
115			ヒラタグンバイウンカ	<i>Ossoides lineatus</i>		●		
116		マルウンカ	クサビウンカ	<i>Sarima amagisana</i>	●			●
117		アオバハゴロモ	アオバハゴロモ	<i>Geisha distinctissima</i>	●	●		●
118		ハゴロモ	スケバハゴロモ	<i>Euricania fascialis</i>	●	●		
119			ベッコウハゴロモ	<i>Orosania japonicus</i>	●	●		●
120			アミカサハゴロモ	<i>Pochazia albomaculata</i>	●			
121		ミズムシ	エサキコムズムシ	<i>Sigara (Psudovermicorixa) septemlineata</i>	●	●		
122		カタビロアメンボ	ホルバートケシカタビロアメンボ	<i>Microvelia horvathi</i>	●			
123		アメンボ	シマアメンボ	<i>Metrocoris histrio</i>		●		
124			アメンボ	<i>Aquarius paludum paludum</i>	●	●		
125			ヒメアメンボ	<i>Gerris (Gerris) latiauratus</i>				●
126			ヤスマツアメンボ	<i>Gerris (Magrogerris) insularis</i>				●
127		カスミカメムシ	コモンキノカスミカメ	<i>Peritropis advena</i>				●
128			ツヤキノカスミカメ	<i>Yamatofulvius miyamotoi</i>				●
129			オオクロトビカスミカメ	<i>Ecotometopterus micantulus</i>	●			
130			<i>Campylomma</i> 属の一種	<i>Campylomma</i> sp.		●		
131			ギアシクロホソカスミカメ	<i>Phylus miyamotoi</i>			●	
132			<i>Psallus</i> 属の一種	<i>Psallus</i> sp.			●	
133			ヒメヨモギカスミカメ	<i>Plagiognathus vomogi</i>	●			
134			ヒョウタンカスミカメ	<i>Pilophorus setulosus</i>				●
135			クロヒョウタンカスミカメ	<i>Pilophorus typicus</i>		●		
136			スアカシタカスミカメ	<i>Wonalocoris filicis</i>				●
137			ナカグロカスミカメ	<i>Adelphocoris suturalis</i>	●	●	●	
138			ヒメセタカカスミカメ	<i>Charagochilus angusticollis</i>				●
139			アカホシカスミカメ	<i>Creontiades coloripes</i>	●			
140			ハギメンガタカスミカメ	<i>Eurystylus sauteri</i>	●			●
141			<i>Lygocoris</i> 属の一種	<i>Lygocoris</i> sp.		●	●	
142			オオクロセタカカスミカメ	<i>Probosciodocoris varicornis</i>		●	●	
143			アカシジカスミカメ	<i>Stenotus rubrovittatus</i>	●	●	●	
144			イネホソミドリカスミカメ	<i>Trigonotylus caelestialium</i>	●	●	●	
145			カスミカメムシ科の一種	Miridae Gen. et sp.			●	

表 9.10-13 (3) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
146		ハナカメムシ	コヒメハナカメムシ	<i>Orius (Heterorius) minutus</i>		●	●	
147			ナミヒメハナカメムシ	<i>Orius (Heterorius) sauteri</i>			●	
148			モリモトヤサハナカメムシ	<i>Amphiareus morimotoi</i>				●
149			ヤサハナカメムシ	<i>Amphiareus obscuriceps</i>			●	●
150			ゲシハナカメムシ	<i>Cardiastethus exiguus</i>		●		
151		グンバイムシ	ウチワグンバイ	<i>Cantacader lethierryi</i>	●			
152			ブラダナスグンバイ	<i>Corythucha ciliata</i>	●	●		
153			アワダチソウグンバイ	<i>Corythucha marmorata</i>	●		●	●
154			ヤブガラシグンバイ	<i>Cystecchila consueta</i>	●	●	●	
155			ヘクソカズラグンバイ	<i>Dulinius conchatus</i>		●		
156			ナシグンバイ	<i>Stephanitis (Stephanitis) nashi</i>				●
157			ツツシグンバイ	<i>Stephanitis (Stephanitis) pyrioides</i>	●			●
158			トサカグンバイ	<i>Stephanitis (Stephanitis) takeyai</i>			●	
159		マキバサシガメ	ミナミマキバサシガメ	<i>Nabis (Tropiconabis) kinbergii</i>	●	●		
160		サシガメ	アカシマサシガメ	<i>Haemaloecha nigrorufa</i>			●	
161			ヨコツナサシガメ	<i>Agriosphodrus dohrni</i>		●	●	
162			アカサシガメ	<i>Cydnocoris russatus</i>		●	●	
163			オオトビサシガメ	<i>Isyndus obscurus</i>		●		
164			ヒゲナガサシガメ	<i>Serendiba staliana</i>				●
165			シマサシガメ	<i>Sphedanolestes impressicollis</i>		●	●	
166			ヤニサシガメ	<i>Velinus nodipes</i>	●		●	
167			Polytoxus 属の一種	<i>Polytoxus</i> sp.				●
168			モモブトトビイロサシガメ	<i>Oncoccephalus femoratus</i>		●		
169		ヒゲナガカメムシ	ヒゲナガカメムシ	<i>Pachygrontha antennata</i>	●		●	
170		ヒョウタンナガカメムシ	ヒナナガカメムシ	<i>Todinus ferrugineus</i>			●	
171			オオチャイロナガカメムシ	<i>Neolethaeus assamensis</i>	●			●
172			チャイロナガカメムシ	<i>Neolethaeus dallasi</i>		●		●
173			ヨツボシヒョウタンナガカメムシ	<i>Gyndes pallicornis</i>				●
174			サビヒョウタンナガカメムシ	<i>Horridipamera inconspicua</i>	●	●		●
175			キベリヒョウタンナガカメムシ	<i>Horridipamera lateralis</i>	●	●		
176			チビナガカメムシ	<i>Stigmatonotum rufipes</i>				●
177			コバネヒョウタンナガカメムシ	<i>Togo heminterus</i>	●	●	●	
178			オオモンシロナガカメムシ	<i>Metochus abbreviatus</i>	●			●
179			モンシロナガカメムシ	<i>Panaorius albomaculatus</i>	●			●
180			シロヘリナガカメムシ	<i>Panaorius japonicus</i>		●		
181		オオメナガカメムシ	ヒメオオメナガカメムシ	<i>Geocoris (Geocoris) proteus</i>	●			●
182			オオメナガカメムシ	<i>Geocoris (Geocoris) varius</i>	●	●	●	
183		コバネナガカメムシ	コバネナガカメムシ	<i>Dimorphopterus pallipes</i>	●	●		
184			ホソコバネナガカメムシ	<i>Macropes obnubilus</i>	●		●	●
185		マダラナガカメムシ	ヤスマツナガカメムシ	<i>Pylorgus yasumatsui</i>	●	●		
186			セスジナガカメムシ	<i>Arocatus melanostoma</i>	●			
187			ヒメジュウジナガカメムシ	<i>Tropidothorax sinensis</i>	●	●	●	
188			ヒメナガカメムシ	<i>Nysius plebeius</i>	●	●	●	●
189		ヒメヒラタナガカメムシ	ホソヒメヒラタナガカメムシ	<i>Cymus koreanus</i>	●	●		
190		メダカナガカメムシ	メダカナガカメムシ	<i>Chauliops fallax</i>	●	●	●	●
191		イトカメムシ	ヒメイトカメムシ	<i>Metacanthus pulchellus</i>	●			
192			イトカメムシ	<i>Yemma exilis</i>	●		●	
193		オオホシカメムシ	オオホシカメムシ	<i>Physopelta gutta</i>		●		
194		ホシカメムシ	クロホシカメムシ	<i>Pyrrhocoris sinuaticollis</i>		●	●	
195		ホソヘリカメムシ	クモヘリカメムシ	<i>Leptocoris chinensis</i>	●	●		
196			三セヒメクモヘリカメムシ	<i>Paraplesius vulgaris</i>	●			
197			ホソヘリカメムシ	<i>Riptortus (Riptortus) pedestris</i>	●	●	●	●
198		ヒメヘリカメムシ	スガシヒメヘリカメムシ	<i>Liorhysus hyalinus</i>	●	●		●
199			アカヒメヘリカメムシ	<i>Rhopalus (Aeschyntelus) maculatus</i>			●	●
200			コブチヒメヘリカメムシ	<i>Stictopleurus minutus</i>			●	●
201			フチヒメヘリカメムシ	<i>Stictopleurus punctatonevrosus</i>	●		●	
202		ヘリカメムシ	ヒメトゲヘリカメムシ	<i>Coriomeris scabricornis</i>	●			
203			ホオスキカメムシ	<i>Acanthocoris sordidus</i>	●	●	●	●
204			ツマキヘリカメムシ	<i>Hygia (Hygia) opaca</i>	●	●	●	●
205			ミチミトゲヘリカメムシ	<i>Paradasynus spinosus</i>	●			
206			ホソハリカメムシ	<i>Cletus punctiger</i>	●	●		●
207			ハリカメムシ	<i>Cletus schmidtii</i>			●	
208			キバラヘリカメムシ	<i>Plinactus bicoloripes</i>	●	●	●	
209			オオクモヘリカメムシ	<i>Homoeocerus (Anacanthocoris) stricornis</i>	●		●	
210			ホシハラヒロヘリカメムシ	<i>Homoeocerus (Thiponius) unipunctatus</i>	●	●	●	●
211		マルカメムシ	マルカメムシ	<i>Megacopta punctatissima</i>	●	●	●	●
212		ツチカメムシ	ヒメツチカメムシ	<i>Fromundus pygmaeus</i>			●	
213			ツチカメムシ	<i>Macroscytus japonensis</i>	●	●		
214			フタバシツチカメムシ	<i>Adomerus rotundus</i>				●
215			ミツボシツチカメムシ	<i>Adomerus triguttulus</i>	●			
216		キンカメムシ	アカスジキンカメムシ	<i>Poecilocoris lewisi</i>	●	●	●	
217		ノコギリカメムシ	ノコギリカメムシ	<i>Megmentum gracilicorne</i>				●
218		カメムシ	シロヘリクチフトカメムシ	<i>Andralus spinidens</i>		●		
219			ウスラカメムシ	<i>Aelia fieberi</i>		●	●	●
220			チャバネアオカメムシ	<i>Plautia stali</i>	●	●	●	●
221			クサキカメムシ	<i>Halymorpha halys</i>	●	●	●	●
222			ヨツボシカメムシ	<i>Homalonia obtusa</i>	●	●		
223			フチヒゲカメムシ	<i>Dolycoris baccarum</i>	●	●		
224			トゲシラホシカメムシ	<i>Eysarcoris aeneus</i>				●
225			ムラサキシシラホシカメムシ	<i>Eysarcoris annamita</i>	●	●	●	●
226			ウシカメムシ	<i>Alcimocoris japonensis</i>	●			
227			チカホシカメムシ	<i>Menida musiva</i>	●	●		
228			ツギアオカメムシ	<i>Glaucias subpunctatus</i>	●		●	●
229			アオクサカメムシ	<i>Nezara antennata</i>		●		
230			イチモンジカメムシ	<i>Piezodorus hybneri</i>		●		

表 9.10-13 (4) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
231			シロヘリカメムシ	<i>Aenaria lewisi</i>			●	●
232			ナガメ	<i>Eurymedema rugosa</i>	●	●	●	●
233			エビイロカメムシ	<i>Gonopsis affinis</i>			●	●
234			ハナダカカメムシ	<i>Dybowskyia reticulata</i>				●
235			オオクロカメムシ	<i>Scotinophara horvathi</i>			●	●
236			イネクロカメムシ	<i>Scotinophara lurida</i>			●	●
237		ツノカメムシ	セアカツノカメムシ	<i>Acanthosoma denticaudum</i>	●		●	●
238			ベニモンツノカメムシ	<i>Elasmotethus humeralis</i>			●	●
239			エサキモンキツノカメムシ	<i>Sastragala esakii</i>	●	●	●	●
240	アミメカゲロウ	ヒロバカゲロウ	ヤマトヒロバカゲロウ	<i>Spilosmylus tuberculatus</i>				●
241		ヒメカゲロウ	キバネヒメカゲロウ	<i>Hemerobius harmandinus</i>			●	●
242			<i>Hemerobius</i> 属の数種	<i>Hemerobius</i> spp.			●	●
243			チャバネヒメカゲロウ	<i>Micromus numerosus</i>			●	●
244		クサカゲロウ	アミメクサカゲロウ	<i>Apochrysa matsumurae</i>	●	●		●
245			ヨツボシクサカゲロウ	<i>Chrysopa pallens</i>	●		●	●
246			ヤマトクサカゲロウ	<i>Chrysoperla nipponensis</i>				●
247			ヨツボシアカマダラクサカゲロウ	<i>Pseudomallada parabolus</i>			●	●
248		ウスバカゲロウ	コカスリウスバカゲロウ	<i>Distoleon contubernalis</i>				●
249			ホシウスバカゲロウ	<i>Paraglenurus japonicus</i>	●			●
250		ツノトンボ	ツノトンボ	<i>Ascaloehybris subjacens</i>	●			●
251	コウチュウ	ナガヒラタムシ	ナガヒラタムシ	<i>Tenomergera mucida</i>				●
252		ハンミョウ	トウキョウハンミョウ	<i>Cicindela kaleea yedoensis</i>	●			●
253		オサムシ	エゾカタビロオサムシ	<i>Campilota chinense</i>	●			●
254			マイマイカブリ	<i>Carabus (Damaster) blaptoides oxuroides</i>				●
255			アオオサムシ	<i>Carabus (Ochmopterus) insulicola insulicola</i>	●	●	●	●
256			クロヒメヒョウタンゴミムシ	<i>Clivina lewisi</i>	●			●
257			メダカチビカワゴミムシ	<i>Asaphidion semilucidum</i>				●
258			アトモンミスギワゴミムシ	<i>Bembidion niloticum batesi</i>	●			●
259			クロオビコムシ	<i>Paratychys fasciatus uenoi</i>	●			●
260			ウスオビコムシ	<i>Paratychys sericans</i>	●			●
261			ウスモンコムシ	<i>Tachyura fuscicauda</i>	●			●
262			アトモンコムシ	<i>Tachyura klugii egypta</i>			●	●
263			ヨツモンコムシ	<i>Tachyura laetifica</i>	●			●
264			ギアジヌレナゴミムシ	<i>Patrobis flavipes</i>			●	●
265			オオゴミムシ	<i>Lesticus magnus</i>			●	●
266			トックリナカゴミムシ	<i>Pterostichus haptoderoides japonensis</i>			●	●
267			コガシラナカゴミムシ	<i>Pterostichus microcephalus</i>	●		●	●
268			アオグロヒラタゴミムシ	<i>Agonum chalconum</i>				●
269			ハラアカモリヒラタゴミムシ	<i>Colpodes japonicus</i>				●
270			セアカヒラタゴミムシ	<i>Dolichus halensis</i>			●	●
271			マルガタツヤヒラタゴミムシ	<i>Synuchus arcuaticollis</i>			●	●
272			クロツヤヒラタゴミムシ	<i>Synuchus cycloderus</i>			●	●
273			ヒメツヤヒラタゴミムシ	<i>Synuchus dulcigradus</i>			●	●
274			オオクロツヤヒラタゴミムシ	<i>Synuchus nitidus</i>			●	●
275			マルガタゴミムシ	<i>Amara chalcites</i>				●
276			ニセマルガタゴミムシ	<i>Amara congrua</i>			●	●
277			ナガマルガタゴミムシ	<i>Amara macronota ovalipennis</i>			●	●
278			コマルガタゴミムシ	<i>Amara simplicidens</i>	●	●	●	●
279			<i>Amara</i> 属の一種	<i>Amara</i> sp.			●	●
280			ホシボシゴミムシ	<i>Anisodactylus punctatipennis</i>	●			●
281			ゴミムシ	<i>Anisodactylus signatus</i>			●	●
282			マルガタゴモクムシ	<i>Harpalus bungii</i>			●	●
283			トゲアシゴモクムシ	<i>Harpalus calceatus</i>	●			●
284			ヒロゴモクムシ	<i>Harpalus corporosus</i>			●	●
285			ハコダテゴモクムシ	<i>Harpalus discrepans</i>			●	●
286			ケウスゴモクムシ	<i>Harpalus griseus</i>			●	●
287			ヒメケゴモクムシ	<i>Harpalus jureceki</i>			●	●
288			クロゴモクムシ	<i>Harpalus nigatanus</i>			●	●
289			ニセクロゴモクムシ	<i>Harpalus simplicidens</i>			●	●
290			ウスアカクロゴモクムシ	<i>Harpalus sinicus</i>	●	●		●
291			コゴモクムシ	<i>Harpalus tridens</i>			●	●
292			ケゴモクムシ	<i>Harpalus vicarius</i>			●	●
293			キイロチビゴモクムシ	<i>Acupalpus inornatus</i>				●
294			イツボシマメゴモクムシ	<i>Stenolophus quinquepustulatus</i>	●		●	●
295			オオスナハラゴミムシ	<i>Diplocheila zeelandica</i>	●			●
296			クワケフカゴミムシ	<i>Peronomerus nigrinus</i>			●	●
297			ヨキベリアオゴミムシ	<i>Chlaenius circumdatus</i>			●	●
298			ヒメキベリアオゴミムシ	<i>Chlaenius inops</i>	●			●
299			ニセコガシラアオゴミムシ	<i>Chlaenius kurosawai</i>	●			●
300			オオアトボシアオゴミムシ	<i>Chlaenius micans</i>			●	●
301			アオゴミムシ	<i>Chlaenius pallipes</i>	●			●
302			キボシアオゴミムシ	<i>Chlaenius posticalis</i>			●	●
303			ムナビロアトボシアオゴミムシ	<i>Chlaenius tetragonoderus</i>	●			●
304			アトワアオゴミムシ	<i>Chlaenius virgulifer</i>	●	●		●
305			スジアオゴミムシ	<i>Haplochlaenius costiger</i>				●
306			ヤマトトックリゴミムシ	<i>Lachnocrepis japonica</i>				●
307			トックリゴミムシ	<i>Lachnocrepis proluxa</i>				●
308			クワツフゴミムシ	<i>Pentagonica subcordicollis</i>				●
309			トゲアトクリゴミムシ	<i>Aephidius adelioides</i>			●	●
310			キボシアトクリゴミムシ	<i>Anoprotarus stigma</i>	●			●
311			アオアトクリゴミムシ	<i>Calleida onoha</i>			●	●
312			ハギキノコゴミムシ	<i>Coptodera subapicalis</i>				●
313			ヒコサンジュウジアトクリゴミムシ	<i>Lebia hikosana</i>			●	●
314			アトグロジュウジアトクリゴミムシ	<i>Lebia idae</i>	●			●
315			シュウジアトクリゴミムシ	<i>Lebia retrofasciata</i>			●	●

表 9.10-13(5) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
316			ヤボシヨミムシ	<i>Lebidia octoguttata</i>		●		
317			ヒラダアトキリゴミムシ	<i>Parena caviennis</i>				●
318			クロヘリアトキリゴミムシ	<i>Parena nigrolineata nipponensis</i>	●			
319			フダホシスジバネゴミムシ	<i>Planetes puncticeps</i>				●
320		ゲンゴロウ	コマルケンゲンゴロウ	<i>Hydrovatus acuminatus</i>	●			
321			チビゲンゴロウ	<i>Hydroglyphus japonicus japonicus</i>	●			
322			ヒメゲンゴロウ	<i>Rhantus suturalis</i>	●			
323			ハイイロゲンゴロウ	<i>Eretes sticticus</i>		●		●
324		カムシ	アカケンカムシ	<i>Cercyon olivrus</i>	●			
325			Cercyon属の一種	<i>Cercyon</i> sp.		●		
326			キイロヒラダカムシ	<i>Enochrus simulans</i>	●			
327			コガムシ	<i>Hydrochara affinis</i>	●			
328			ヒメガムシ	<i>Stenolophus rufipes</i>	●			
329			トケバゴマフガムシ	<i>Berosus (Enoplurus) lewisius</i>	●			●
330		エンマムシ	チュウジョウチビエンマムシ	<i>Binhiater chujo</i>				●
331			キノアカマルエンマムシ	<i>Notodoma fungorum</i>				●
332			ツヤマルエンマムシ	<i>Atholus pirithous</i>		●		
333			コエンマムシ	<i>Margarinotus (Grammostethus) nipponicus</i>	●		●	
334			ヒメナガエンマムシ	<i>Platysoma (Platysoma) celatum</i>				●
335			ニセヒメナガエンマムシ	<i>Platysoma (Platysoma) rasile</i>			●	
336		タマキノコムシ	ウスイロヒメタマキノコムシ	<i>Pseudoclenis (Pseudoclenis) hilleri</i>			●	
337		シテムシ	ヨソボンモンシテムシ	<i>Nicrophorus quadripunctatus</i>			●	
338			オオヒラダシテムシ	<i>Eusilpha japonica</i>	●	●	●	●
339		ハネカクシ	Trisinus属の一種	<i>Trisinus</i> sp.			●	
340			ムネトゲアリツカムシ上族の一種	<i>Batrisitae</i> Gen. et sp.	●			
341			Bryaxis属の一種	<i>Bryaxis</i> sp.			●	
342			アリツカムシ亜科の一種	<i>Pselaphinae</i> Gen. et sp.		●		
343			Lordithon属の一種	<i>Lordithon</i> sp.	●			
344			クロゲヒメキノコハネカクシ	<i>Sepedophilus armatus</i>			●	●
345			Sepedophilus属の一種	<i>Sepedophilus</i> sp.	●			
346			クロスシリホソハネカクシ	<i>Tachyporus celatus</i>		●	●	●
347			Tachyporus属の一種	<i>Tachyporus</i> sp.		●	●	
348			Aleochara属の一種	<i>Aleochara</i> sp.	●		●	
349			Atheta属の一種	<i>Atheta</i> spp.	●		●	●
350			ジョウジョウハネカクシ	<i>Thamiaraea (Thamiaraea) diffinis</i>		●		
351			ヒメハネカクシ族の一種	<i>Athetini</i> Gen. et sp.	●			
352			アメイロセミソハネカクシ	<i>Myrmecocephalus concinnus</i>			●	
353			キバネセミソハネカクシ	<i>Myrmecocephalus sapidus</i>	●			
354			カレギハネカクシ族の一種	<i>Homalotini</i> Gen. et sp.		●		
355			クロツヤクサアリハネカクシ	<i>Pella comes</i>			●	
356			ヒゲブトハネカクシ亜科の一種	<i>Aleocharinae</i> Gen. et sp.			●	
357			ヤマトデオキノコムシ	<i>Scaphidium japonum</i>				●
358			クリイロケシデオキノコムシ	<i>Scaphisoma castaneipenne</i>			●	
359			ツマキケシデオキノコムシ	<i>Scaphisoma haemorrhoidale</i>			●	●
360			アカミケシデオキノコムシ	<i>Scaphisoma rubrum</i>			●	●
361			Scaphisoma属の一種	<i>Scaphisoma</i> sp.			●	●
362			ナガモリツツハネカクシ	<i>Nacaeus longulus</i>			●	
363			Bledius属の一種	<i>Bledius</i> sp.	●			
364			コバネアンベセスジハネカクシ	<i>Anotylus amicus</i>	●		●	●
365			ルイスツヤセスジハネカクシ	<i>Anotylus lewisius</i>				●
366			Anotylus属の一種	<i>Anotylus</i> sp.			●	
367			Carpehimus属の一種	<i>Carpehimus</i> spp.	●		●	
368			Oxytelus属の一種	<i>Oxytelus</i> sp.	●		●	
369			アカアシユミセミソハネカクシ	<i>Thinodromus (Thinodromus) deceptor</i>			●	
370			コクロメダカハネカクシ	<i>Stenus melanarius</i>	●			
371			ギアシホソメダカハネカクシ	<i>Stenus rugipennis</i>				●
372			Stenus属の一種	<i>Stenus</i> sp.				●
373			ルイスヒメコケムシ	<i>Euconus (Napochus) lewisii</i>				●
374			フダホシシリクロハネカクシ	<i>Astenus (Astenognathus) maculipennis</i>			●	
375			ヒメシリクロハネカクシ	<i>Astenus brevipes</i>			●	
376			カワベナガエハネカクシ	<i>Ochtheophilum cuneatum</i>			●	
377			クロストガリハネカクシ	<i>Lithocharis nigriceps</i>	●		●	
378			アオバアリガタハネカクシ	<i>Paederus (Heteropaederus) fuscipes</i>			●	
379			クビボソハネカクシ	<i>Rugilus (Eurystilicus) rufescens</i>	●		●	
380			ホソチビツヤムネハネカクシ	<i>Heterothops cognatus</i>			●	●
381			オオメチビツヤムネハネカクシ	<i>Heterothops rotundiceps</i>			●	
382			オオドウガネコガシラハネカクシ	<i>Philonthus (Philonthus) lewisius</i>	●			
383			オオアカバコガシラハネカクシ	<i>Philonthus (Philonthus) spinipes</i>	●			
384			ハリアカバコガシラハネカクシ	<i>Philonthus (Philonthus) tardus</i>				●
385			ニセヒゲナガコガシラハネカクシ	<i>Philonthus (Philonthus) wueshoffi</i>				●
386			Philonthus属の一種	<i>Philonthus</i> sp.			●	
387			クロサビイロマルズオオハネカクシ	<i>Ocytus (Pseudocybus) lewisius</i>			●	
388			アカバトガリオオズハネカクシ	<i>Platydracus (Platydracus) brevicornis</i>	●			
389			クロガネトガリオオズハネカクシ	<i>Platydracus (Platydracus) inornatus</i>	●			
390			ムネビロハネカクシ	<i>Algon grandicollis</i>			●	
391			Staphylinini族の一種	<i>Staphylinini</i> Gen. et sp.	●			
392			クロバネツツガタナガハネカクシ	<i>Hypnogyra tenebrosa</i>			●	
393		マルハナノミダマシ	ツマアカマルハナノミダマシ	<i>Eucinetus haemorrhoidalis</i>				●
394		マルハナノミ	ウスチャヤビマルハナノミ	<i>Herthania sasagawai</i>			●	
395			コキムネマルハナノミ	<i>Sacodes nakanei</i>			●	
396		クワガタムシ	ノコギリクワガタ	<i>Prosopocoilus inclinatus inclinatus</i>	●			
397		センナコガネ	センナコガネ	<i>Phelotrupes (Eogeotrupes) laevistriatus</i>	●		●	●
398		コガネムシ	コブマルエンマコガネ	<i>Onthophagus (Gibbonthophagus) atripennis</i>	●			
399			カナブン	<i>Pseudotrachyna japonica</i>	●			●
400			コエオハナムクリ	<i>Gametis jucunda</i>	●	●	●	●

表 9.10-13(6) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
401			シロテンハナムグリ	<i>Prutaetia (Calopototia) orientalis submurrea</i>	●		●	●
402			ヒラタハナムグリ	<i>Nipponovalgus angusticollis angusticollis</i>	●		●	●
403			コイチャコガネ	<i>Adoretus tenuimaculatus</i>	●		●	●
404			マメコガネ	<i>Popillia japonica</i>	●	●		●
405			アオドウガネ	<i>Anomala albopilosa albopilosa</i>	●	●		●
406			ドウガネブイブイ	<i>Anomala cuprea</i>	●			●
407			サクラコガネ	<i>Anomala daimiana</i>	●			●
408			ヒラタアオコガネ	<i>Anomala octiescostata</i>			●	
409			ヒメコガネ	<i>Anomala rufocuprea</i>	●			●
410			セマダラコガネ	<i>Exomala orientalis</i>				●
411			ウスチャコガネ	<i>Phyllopertha diversa</i>			●	
412			カブトムシ	<i>Trypoxylus dichotomus septentrionalis</i>	●			●
413			アシナガコガネ	<i>Hoplia (Euchromoplia) communis</i>			●	
414			クロコガネ	<i>Holotrichia kiotoensis</i>			●	
415			オオクロコガネ	<i>Holotrichia parallela</i>				●
416			コクロコガネ	<i>Holotrichia picea</i>			●	
417			コフキコガネ	<i>Melolontha japonica</i>	●			
418			マルガタビロウドコガネ	<i>Maladera (Aserica) secreta</i>	●			
419			アカビロウドコガネ	<i>Maladera (Cephaloserica) castanea</i>	●			●
420			ビロウドコガネ	<i>Maladera (Omalaria) japonica</i>		●		
421			カミヤビロウドコガネ	<i>Maladera (Omalaria) kamiyai</i>	●			
422			ヒメビロウドコガネ	<i>Maladera (Omalaria) orientalis</i>			●	
423		ヒラタドロムシ	ヒラタドロムシ	<i>Mataeopsephus japonicus japonicus</i>	●			
424		チビドロムシ	リュウキュウダエンチビドロムシ	<i>Pelochares ryukyuensis</i>	●			
425		タマムシ	ムツボンタマムシ	<i>Chrysobothris succedanea</i>			●	
426			ムネアカチビナカボソタマムシ	<i>Nalanda rutilicollis rutilicollis</i>	●			●
427			シラホシナガタマムシ	<i>Agrilus decoloratus</i>				●
428			ヒシモンナガタマムシ	<i>Agrilus discalis</i>		●	●	●
429			マサキナガタマムシ	<i>Agrilus euonmi</i>				●
430			ムネアカナガタマムシ	<i>Agrilus imitans</i>			●	
431			クワナガタマムシ	<i>Agrilus komareki komareki</i>			●	
432			ツヤケシナガタマムシ	<i>Agrilus nipponigena</i>			●	
433			ウグイスナガタマムシ	<i>Agrilus tempestivus</i>			●	●
434			アオグロナガタマムシ	<i>Agrilus viridiobscurus</i>			●	
435			クスノチビタマムシ	<i>Trachys auricollis</i>	●	●	●	●
436			コウゾチビタマムシ	<i>Trachys broussonetiae</i>	●	●	●	●
437			ウメチビタマムシ	<i>Trachys inconspicuis</i>			●	
438			サシゲチビタマムシ	<i>Trachys robustus</i>	●			
439			キノナミガタチビタマムシ	<i>Trachys vanoii</i>	●			
440		コメツキムシ	ヒゲコメツキ	<i>Pectocera hige hige</i>			●	
441			サビキコリ	<i>Agrypnus (Agrypnus) binodulus binodulus</i>	●	●	●	●
442			ムナビロサビキコリ	<i>Agrypnus (Agrypnus) cordicollis</i>		●		●
443			コガタヒメサビキコリ	<i>Agrypnus (Colaulon) hypnicola</i>	●			
444			ホソサビキコリ	<i>Agrypnus (Sabikokorius) fuliginosus</i>				●
445			マダラチビコメツキ	<i>Prodrasterius agnatus</i>	●	●	●	
446			オオツヤハダコメツキ	<i>Stenagostus umbratilis</i>	●			
447			シモフリコメツキ	<i>Actenicerus pruinosus</i>			●	
448			アカヒゲヒラタコメツキ	<i>Neopristiphonus serrifer serrifer</i>			●	
449			チャイロコメツキ	<i>Hatermelater bicarinatus bicarinatus</i>				●
450			ヒゲナガコメツキ	<i>Mulsanteus junior junior</i>			●	
451			ヒメオオナガコメツキ	<i>Nipponoelater kome tsuki</i>	●			
452			オオナガコメツキ	<i>Nipponoelater sieboldi sieboldi</i>	●			
453			キバネクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx bicolor bicolor</i>	●			
454			クロスジクチボソコメツキ	<i>Glyphonyx dalpoides</i>				●
455			ニセクチブトコメツキ	<i>Lanecarus palustris</i>			●	
456			マルクビクシコメツキ	<i>Melanotus fortunei fortunei</i>			●	
457			クシコメツキ	<i>Melanotus legatus legatus</i>			●	●
458			ルイスクシコメツキ	<i>Melanotus lewisi lewisi</i>	●			
459			オオクロクシコメツキ	<i>Spheniscosomus cribricollis</i>			●	
460			ヒラタクシコメツキ	<i>Spheniscosomus koikei</i>			●	
461			アカアシハナコメツキ	<i>Dicronychus (Displatynychus) adjutor adjutor</i>				●
462			オオハナコメツキ	<i>Dicronychus (Platynychus) nothus</i>				●
463			コハナコメツキ	<i>Paracardiophorus pullatus pullatus</i>	●	●	●	●
464		ヒゲフトコメツキ	ミカドヒゲフトコメツキ	<i>Trixagus micado micado</i>		●		
465		コメツキタマシ	コヒメミツコメツキタマシ	<i>Dronaeolus brevipes</i>	●			
466		ベニボタル	クロハナボタル	<i>Plateros coracinus</i>				●
467		ホタル	ゲンジボタル	<i>Luciola cruciata</i>				●
468			ノハラボタル	<i>Pteronoga sp.</i>	●	●		
469		ジョウカイボン	ウスイロクビボソジョウカイ	<i>Asiopodabrus (Asiopodabrus) temporalis</i>			●	
470			オカベセボソジョウカイ	<i>Lycocerus okabei okabei</i>			●	
471			ジョウカイボン	<i>Lycocerus suturellus suturellus</i>			●	
472			セボンジョウカイ	<i>Lycocerus vittellus</i>			●	
473		カッオブシムシ	カマキリタマゴカッオブシムシ	<i>Thaumaglossa rufocapillata</i>				●
474			ヒメマルカッオブシムシ	<i>Anthrenus verbasci</i>			●	●
475		ナガシクイムシ	ニホンタケナガシクイ	<i>Dinoderus japonicus</i>			●	
476			ツツガタシバンムシ	<i>Gastrallus affinis</i>				●
477			ダイワシバンムシ	<i>Byrrhodes tomokunii</i>	●			
478			ヒメホコリタケシバンムシ	<i>Caenocara rufitarse</i>			●	
479		コクヌスト	ハロルドヒメコクヌスト	<i>Ancyrona haroldi</i>	●		●	
480		カッコウムシ	ツマグロツツカッコウムシ	<i>Tenerus hilleri</i>				●
481			アカアシホシカムシ	<i>Necrobia rufipes</i>			●	
482		ジョウカイモドキ	ヒロオビジョウカイモドキ	<i>Laius historio</i>				●
483			キアシオビジョウカイモドキ	<i>Laius pellegrini</i>	●			
484			ツマキアジョウカイモドキ	<i>Malachius prolongatus</i>			●	

表 9.10-13 (7) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
485		ゲシキスイ	ホソキヒラダゲシキスイ	<i>Epuraea (Epuraea) oblonga</i>			●	
486			マメヒラダゲシキスイ	<i>Epuraea (Haptoncurina) paulula</i>	●	●		
487			モンチビヒラダゲシキスイ	<i>Epuraea (Haptoncus) ocularis</i>		●		
488			クロハナゲシキスイ	<i>Carpophilus (Carpophilus) chalybeus</i>	●		●	●
489			クリヤゲシキスイ	<i>Carpophilus (Carpophilus) hemipterus</i>		●		
490			クリイロテオキスイ	<i>Carpophilus (Carpophilus) marginellus</i>		●		
491			カタベニテオキスイ	<i>Urophorus (Anophorus) humeralis</i>		●		
492			ヨツボシゲシキスイ	<i>Glischrochilus (Librodor) insoides</i>	●			
493			ヨツボシゲシキスイ	<i>Glischrochilus (Librodor) japonicus</i>				●
494			クロモンムクゲシキスイ	<i>Aethina (Aethina) flavicollis</i>	●		●	●
495			チビムクゲシキスイ	<i>Aethina (Circopes) suturalis</i>			●	
496			ヨクロヒラダゲシキスイ	<i>Lpidia (Hemipidia) sibirica</i>			●	
497			アカマダラゲシキスイ	<i>Phenolia (Lasiodites) picta</i>	●	●		●
498			ヒメアカマダラゲシキスイ	<i>Phenolia (Lasiodites) sadanarii</i>			●	
499			マルキマダラゲシキスイ	<i>Stelidota multiguttata</i>	●	●	●	●
500			ギベリチビゲシキスイ	<i>Meligethes violaceus</i>			●	
501		ネスイムシ	オバケテオキスイ	<i>Mimodes monstrosus</i>		●		
502			トビイロテオキスイ	<i>Monotoma picipes</i>	●			
503		ヒメハナムシ	エムモンチビヒメハナムシ	<i>Acyломus polygramma</i>	●	●	●	
504			Acyломus属の一種	<i>Acyломus sp.</i>			●	
505			キイロアシナガヒメハナムシ	<i>Augasmus nipponicus</i>	●	●	●	●
506			トビイロヒメハナムシ	<i>Olibrus consanguineus</i>		●	●	
507			チビスマルヒメハナムシ	<i>Phalacrus luteicornis</i>		●		●
508		チビヒラタムシ	Leptophloeus属の一種	<i>Leptophloeus sp.</i>	●			
509			オオキバチビヒラタムシ	<i>Nipponophloeus dorcoides</i>			●	●
510			カドムネチビヒラタムシ	<i>Placonotus testaceus</i>			●	
511		ホソヒラタムシ	ミツモンセマルヒラタムシ	<i>Psammoecus trimaculatus</i>		●	●	●
512			マルムネホソヒラタムシ	<i>Silvanolomus inermis</i>		●		
513			アダマホソヒラタムシ	<i>Silvanoprus cephalotes</i>		●		
514			ミツカドコナヒラタムシ	<i>Silvanoprus scuticollis</i>	●			●
515		キスイムシ	クロモンキスイ	<i>Cryptophagus decoratus</i>		●	●	
516			Cryptophagus属の数種	<i>Cryptophagus spp.</i>			●	
517			ケナガセマルキスイ	<i>Atomaria horridula</i>	●	●		
518			キイロセマルキスイ	<i>Atomaria lewisi</i>	●	●	●	
519			マルカダキスイ	<i>Curelius japonicus</i>	●	●		
520		ムクゲキスイムシ	アカグロムクゲキスイ	<i>Biphyllus lewisi</i>				●
521			ハスモンムクゲキスイ	<i>Biphyllus rufopictus</i>			●	●
522		オオキノコムシ	ヒメムクダオオキノコ	<i>Cryptophilus propinquus</i>	●			
523			ケナガマルキスイ	<i>Toramus glisonothoides</i>	●	●		
524			ゲシコメツキモドキ	<i>Microlanguria jansoni</i>	●	●	●	●
525			スクロボツオオキノコ	<i>Dacne (Xenodacne) zonaria</i>			●	
526			カタモンオオキノコ	<i>Aulacochilus japonicus</i>	●			●
527			ヒメオビオオキノコ	<i>Episcapha (Episcapha) fortunei</i>			●	
528		ミジンムシ	チカグロミジンムシ	<i>Arthrolips lewisi</i>	●	●	●	
529			マエキミジンムシ	<i>Arthrolips oblongus</i>	●			
530			Arthrolips属の一種	<i>Arthrolips sp.</i>	●	●	●	
531			ベニモンツヤミジンムシ	<i>Palmlus politus</i>				●
532			ムクゲミジンムシ	<i>Sericoderus lateralis</i>	●	●		
533			Sericoderini族の一種	<i>Sericoderini Gen. et sp.</i>			●	
534		テントウムシタマシ	ヨツボシテントウタマシ	<i>Ancylopus pictus asiaticus</i>	●	●	●	●
535		テントウムシ	クロツヤテントウ	<i>Serangium japonicum japonicum</i>	●	●	●	
536			ムツボシテントウ	<i>Sticholotis punctata</i>	●	●	●	
537			ハダニクロヒメテントウ	<i>Stethorus (Stethorus) pusillus</i>	●	●	●	
538			セスジヒメテントウ	<i>Nephus patagiatus</i>	●	●	●	
539			アトホシヒメテントウ	<i>Nephus phosphorus</i>	●	●	●	
540			シヨクフダホシヒメテントウ	<i>Nephus shikokensis</i>	●	●	●	●
541			ハレヤヒメテントウ	<i>Sasajiscymnus hareja</i>	●	●	●	
542			ツマアカヒメテントウ	<i>Scymnus (Pululus) dorcatomoides</i>	●	●		
543			オニヒメテントウ	<i>Scymnus (Pululus) giganteus</i>		●	●	
544			カリムラヒメテントウ	<i>Scymnus (Pululus) kawamurai</i>			●	●
545			コクロヒメテントウ	<i>Scymnus (Pululus) posticalis</i>	●	●	●	●
546			ニセツマアカヒメテントウ	<i>Scymnus (Pululus) rectoides</i>		●	●	●
547			ナガヒメテントウ	<i>Scymnus (Pululus) ruficeps</i>	●			
548			フダホシテントウ	<i>Hyperaspis japonica</i>			●	
549			ナガサキクロテントウ	<i>Telsimia nagasakiensis</i>	●	●		
550			フダモンクロテントウ	<i>Cryptogonus orbiculus</i>			●	●
551			モンクザビレテントウ	<i>Platynaspidium maculosus</i>	●	●	●	●
552			ヨツボシテントウ	<i>Phymatosternus lewisi</i>			●	
553			ヒメアカホシテントウ	<i>Chilocorus kuwanae</i>	●	●	●	●
554			アカホシテントウ	<i>Chilocorus rubidus</i>		●		
555			ムーアシロホシテントウ	<i>Calvia (Eocaria) muii</i>	●			●
556			ナナホシテントウ	<i>Coccinella septempunctata</i>	●	●	●	●
557			マクガタテントウ	<i>Coccinula crotchii</i>	●	●	●	●
558			ナミテントウ	<i>Harmonia axyridis</i>	●	●	●	●
559			ジュウサンホシテントウ	<i>Hippodamia tredecimpunctata</i>			●	
560			ヒメカメノコテントウ	<i>Propylea japonica</i>	●	●	●	
561			キイロテントウ	<i>Kiirio koebelei koebelei</i>	●	●	●	●
562			シロホシテントウ	<i>Vibidia duodecimguttata</i>	●	●	●	
563			トホシテントウ	<i>Epilachna admirabilis</i>	●			
564			ルイヨウマダラテントウ	<i>Henosepilachna yasutomii</i>	●	●		●
565		ヒメマキムシ	ヒラムネヒメマキムシ	<i>Enicmus histrio</i>			●	
566			ムナボソヒメマキムシ	<i>Stephostethus angusticollis</i>			●	
567			ニセクロオビゲシマキムシ	<i>Corticaria geisha</i>	●	●	●	●
568			クロオビゲシマキムシ	<i>Corticaria ornata</i>		●		
569			ウスチャゲシマキムシ	<i>Corticaria gibbosa</i>	●	●	●	●
570			サカクチゲシマキムシ	<i>Melanophthalmus (Cortilem) sakagutii</i>	●	●		

表 9.10-13 (8) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
571			ヤマトゲシマキムシ	<i>Melanophthalma (Melanophthalma) japonica</i>	●			
572			トフシゲシマキムシ	<i>Migneauxia laderi</i>	●			
573		コブゴミムシダマシ	ヒサゴホソカタムシ	<i>Glyphocryptus brevicollis</i>		●		
574			ツヤケシヒメホソカタムシ	<i>Microprius opacus</i>		●		●
575		ツツキノコムシ	キダツツキノコムシ	<i>Cis seriatopilosus</i>		●	●	
576			<i>Ennearthron</i> 属の一種	<i>Ennearthron</i> sp.			●	
577			マダラホソツツキノコムシ	<i>Orthocis ornatus</i>		●	●	
578			<i>Orthocis</i> 属の一種	<i>Orthocis</i> sp.		●		
579		キノコムシダマシ	アヤモンヒメナガクチキ	<i>Holostrophus (Paraholostrophus) orientalis</i>				●
580		ナガクチキムシ	スカクシナガクチキ	<i>Anisoxya conicicollis</i>				●
581			ピロウドホソツツキノコムシ	<i>Phloeotrya obscura</i>				●
582			クロホソツツキノコムシ	<i>Phloeotrya rugicollis</i>				●
583			クロチビヒラタホソツツキノコムシ	<i>Phloeotrya</i> sp.			●	
584		ハナノミ	ナミアカヒメハナノミ	<i>Falsomordellina luteoloides</i>				●
585			フタモンヒメハナノミ	<i>Falsomordellistena altestrigata</i>				●
586			チャイロヒメハナノミ	<i>Glipostenoda rosseola</i>				●
587			フタオビヒメハナノミ	<i>Mordellina signatella</i>	●			
588			ヤマモトヒメハナノミ	<i>Mordellina yamamotoi</i>				●
589			クロヒメハナノミ	<i>Mordellistena comes</i>			●	
590			オオスミヒメハナノミ	<i>Mordellistenoda ohsumiana</i>				●
591			ナガトヒゲヒメハナノミ	<i>Tolidostenoda japonica</i>				●
592		クビナガムシ	クビカクシナガクチキムシ	<i>Scotodes niponicus</i>			●	
593		カミキリモドキ	アオカミキリモドキ	<i>Nacerrdes (Xanthochroa) waterhousei</i>				●
594			モモフトカミキリモドキ	<i>Oedemera (Oedemera) lucidicollis</i>			●	
595		アリモドキ	ケオビアリモドキ	<i>Anthelephila cribriceps</i>	●	●		●
596			タナカホソアリモドキ	<i>Anthicus tobias</i>	●			
597			ホソクビアリモドキ	<i>Formicomus braminus coiffaiti</i>	●	●	●	●
598			ヨツホソアリモドキ	<i>Pseudoleptaleus valgipes</i>	●	●	●	●
599		ニセクビボソムシ	チャイロニセクビボソムシ	<i>Aderus grouvelli</i>	●	●		
600			ヤマトニセクビボソムシ	<i>Pseudolotellus japonicus</i>				●
601			オビモンニセクビボソムシ	<i>Syzeton quadrimaculatus</i>			●	
602		ツチハンミョウ	ツマグロキゲンセイ	<i>Zonitidis cothurnata cothurnata</i>				●
603			キイロゲンセイ	<i>Zonitidis japonica</i>	●			
604		ハナノミダマシ	クロフナガタハナノミ	<i>Anaspis (Anaspis) marseuli</i>			●	
605		チビキカワムシ	ツギチビキカワムシ	<i>Lissodema (Chilopeltis) laevipenne</i>			●	
606			クリイロチビキカワムシ	<i>Lissodema (Lissodema) dentatum</i>				●
607			カドムネチビキカワムシ	<i>Lissodema (Lissodema) validicorne</i>			●	
608			ヒメクチムシダマシ	<i>Elacatis ocularis</i>			●	
609		ゴミムシダマシ	オオメキバネハムシダマシ	<i>Lagria (Lagria) rufipennis</i>		●	●	●
610			ヒゲフトゴミムシダマシ	<i>Luprops orientalis</i>	●	●	●	●
611			ニホンキマワリ	<i>Plesiophthalmus (Plesiophthalmus) nigrocyaneus</i>	●	●	●	●
612			スジコガシラゴミムシダマシ	<i>Heterotarsus carinula</i>	●	●	●	●
613			コスナゴミムシダマシ	<i>Gonoccephalum (Gonoccephalum) coriaceum</i>	●	●	●	●
614			ムネビロコガシラゴミムシダマシ	<i>Gonoccephalum (Gonoccephalum) japonum-japanum</i>	●	●	●	●
615			ヨモクムシダマシ	<i>Blindus strigosus</i>	●	●	●	●
616			ヒメナガニシゴミムシダマシ	<i>Ceropria induta</i>		●		●
617			モンキゴミムシダマシ	<i>Diaperis lewisi lewisi</i>	●	●	●	●
618			アオツヤキノゴミムシダマシ	<i>Platydemus maruseuli</i>	●	●	●	●
619			ツノボツキノゴミムシダマシ	<i>Platydemus recticornis</i>	●	●	●	●
620			ベニモンキノゴミムシダマシ	<i>Platydemus subfascia subfascia</i>	●	●	●	●
621			ダケイキノゴミムシダマシ	<i>Platydemus takeii</i>	●	●	●	●
622			ホンドホソアカクチキムシ	<i>Allecula (Allecula) tenuis</i>			●	
623			クリイロクチキムシ	<i>Borboresthes acicularis</i>				●
624			ホンドトビイロクチキムシ	<i>Borboresthes curialis</i>				●
625			アカツヤバネクチキムシ	<i>Hymenalia (Hymenalia) rufipennis</i>			●	●
626			ホンドクロオオクチキムシ	<i>Upinella fuliginosa</i>		●	●	
627			ナミクチキムシ	<i>Upinella melanaria</i>		●	●	
628			フナガタクチキムシ	<i>Isomira (Paraisomira) oculata</i>				●
629			セスジナガキマワリ	<i>Strongylium cultellatum cultellatum</i>	●	●	●	●
630		カミキリムシ	ヒナルリハナカミキリ	<i>Dinoptera minuta</i>			●	
631			ツマグロハナカミキリ	<i>Leptura modicenotata</i>			●	
632			テツイロヒメカミキリ	<i>Ceresium sinicum sinicum</i>				●
633			ベニカミキリ	<i>Purpuricenus (Stemophilus) temnickii</i>			●	
634			フタオビミドリトラカミキリ	<i>Chlorophorus mucosus</i>				●
635			ヨツスツトラカミキリ	<i>Chlorophorus quinquefasciatus</i>	●	●	●	●
636			キイロトラカミキリ	<i>Grammographus notabilis notabilis</i>				●
637			ヒメクロトラカミキリ	<i>Rhaphuma diminuta diminuta</i>			●	
638			ナガコマフカミキリ	<i>Mesosa (Aplocnemis) longipennis</i>				●
639			カタシロゴマフカミキリ	<i>Mesosa (Perimesosa) hirsuta hirsuta</i>	●	●	●	●
640			カノコサビカミキリ	<i>Apomecyna naevia naevia</i>	●	●	●	●
641			シナノクロフカミキリ	<i>Asaperda agapanthina</i>			●	
642			コブスシサビカミキリ	<i>Atimura japonica</i>		●		
643			ニイジマチビカミキリ	<i>Egesina (Nijimaia) bifasciata bifasciata</i>	●	●	●	●
644			ハイイロヤハスガミキリ	<i>Niphona (Niphona) furcata</i>			●	
645			ワモンサビカミキリ	<i>Pterolophia (Hylobrotus) annulata</i>		●		
646			アトモンサビカミキリ	<i>Pterolophia (Pterolophia) granulata</i>				●
647			ピロウドカミキリ	<i>Acalolepta fraudatrix fraudatrix</i>				●
648			ニセピロウドカミキリ	<i>Acalolepta sejuncta sejuncta</i>				●
649			キボシカミキリ	<i>Psacodthea hilaris hilaris</i>				●
650			ヤハズカミキリ	<i>Uraecha bimaculata bimaculata</i>				●
651			クワカミキリ	<i>Apriona japonica</i>	●	●	●	●
652			ヘリクワチビコフカミキリ	<i>Miccolamia (Isomicolamia) takakuwai</i>			●	
653			ヒトオビアラケカミキリ	<i>Rhopaloscelis unifasciatus</i>				●
654			クモガタケシカミキリ	<i>Exocentrus fasciolatus</i>	●	●	●	●
655			ガロアケンカミキリ	<i>Exocentrus galloisi</i>				●

表 9.10-13 (9) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
656			シラオビヨマフゲンシカミキリ	<i>Exocentrus guttulatus</i>				●
657			アトモンマルケシカミキリ	<i>Exocentrus lineatus</i>				●
658			ゲシカミキリ	<i>Sciades (Miaenia) tonsus</i>				●
659			シラホシカミキリ	<i>Glenea (Glenea) relictata relictata</i>			●	
660			フミーカミキリ	<i>Paraglenea fortunei</i>				●
661			シラハタリンゴカミキリ	<i>Oberea (Oberea) shirahatai</i>				●
662			エンジュマメゾウムシ	<i>Megabruchidius sophorae</i>	●			
663			キバラルリクビボソハムシ	<i>Lema (Lema) concinnipennis</i>				●
664			アカクビボソハムシ	<i>Lema (Lema) diversa</i>				●
665			トボシクビボソハムシ	<i>Lema (Microlema) decempunctata</i>		●		
666			ヤマイモハムシ	<i>Lema (Petauristes) honorata</i>	●			●
667			キイロクビナガハムシ	<i>Lilioceris (Lilioceris) rugata</i>				●
668			ムナキルリハムシ	<i>Smaradina semiaurantiaca</i>			●	
669			ハラルリツツハムシ	<i>Cryptocephalus approximatus</i>			●	
670			チペルリツツハムシ	<i>Cryptocephalus confusus</i>			●	●
671			ヤツボシツツハムシ	<i>Cryptocephalus japonus</i>			●	
672			ヨツモンクロツツハムシ	<i>Cryptocephalus nobilis</i>			●	
673			キボシツツハムシ	<i>Cryptocephalus perelegans perelegans</i>				●
674			カシワツツハムシ	<i>Cryptocephalus scitulus</i>				●
675			クロボシツツハムシ	<i>Cryptocephalus signaticeps</i>			●	
676			ミスギムシクツツハムシ	<i>Chlamisus interjectus</i>		●		●
677			ツツシムシクツツハムシ	<i>Chlamisus laticollis</i>		●		
678			ムシクツツハムシ	<i>Chlamisus spilotus</i>	●	●	●	
679			アカガネサルハムシ	<i>Acrothidium gaschkevitchii gaschkevitchii</i>			●	
680			アオバネサルハムシ	<i>Basilepta fulvipes</i>	●			●
681			クロムナゲサルハムシ	<i>Basilepta hirticollis</i>				●
682			ウスイロサルハムシ	<i>Basilepta pallidula</i>				●
683			イモサルハムシ	<i>Colaspoma dauricum</i>				●
684			マダラカサハラハムシ	<i>Demotina fasciculata</i>		●	●	
685			カサハラハムシ	<i>Demotina modesta</i>	●	●		●
686			クロオビカサハラハムシ	<i>Hyperaxis fasciata</i>	●			
687			コフキケブカサルハムシ	<i>Lypesthes ater</i>			●	
688			ニホンケブカサルハムシ	<i>Lypesthes japonicus</i>			●	
689			ムネアカキハネサルハムシ	<i>Pagria consimile</i>		●	●	●
690			ツギキハネサルハムシ	<i>Pagria flavopustulata</i>		●	●	
691			マルキハネサルハムシ	<i>Pagria ussuriensis</i>	●	●	●	●
692			トウガネサルハムシ	<i>Scelodonta lewisii</i>	●	●	●	●
693			キカサハラハムシ	<i>Xanthonia placida</i>	●			●
694			ヨモギハムシ	<i>Chrysolina aurichalcea</i>		●	●	
695			ハッカハムシ	<i>Chrysolina exanthematica</i>	●	●	●	
696			ヨカダリハムシ	<i>Gastrophysa atrocyanea</i>			●	
697			ヤツボシハムシ	<i>Gonioctena (Sinomela) nigroplagiata</i>			●	●
698			ヤナギルリハムシ	<i>Plagiodes versicolora</i>			●	
699			ウリハムシモドキ	<i>Atrachya menetriesi</i>	●			
700			ウリハムシ	<i>Aulacophora indica</i>	●	●	●	●
701			クロウリハムシ	<i>Aulacophora nigripennis nigripennis</i>	●		●	●
702			ニセキバラヒメハムシ	<i>Exosoma chu joi</i>				●
703			クワハムシ	<i>Flautiauxia armata</i>			●	
704			イタドリハムシ	<i>Gallerucida bifasciata</i>				●
705			クロウスバハムシ	<i>Luperus moorii</i>			●	
706			フダスジヒメハムシ	<i>Medythia nigrobilineata</i>	●			
707			ホタルハムシ	<i>Monolepta dichroa</i>	●	●		●
708			フダクサハムシ	<i>Ophraella communis</i>	●	●		●
709			アトボシハムシ	<i>Paridea angulicollis</i>	●		●	
710			サンゴジュハムシ	<i>Pyrrhalta humeralis</i>		●		
711			ニレハムシ	<i>Pyrrhalta maculicollis</i>			●	
712			エノキハムシ	<i>Pyrrhalta tibialis</i>	●			●
713			カミナリハムシ	<i>Altica aenea</i>		●		
714			アカバナカミナリハムシ	<i>Altica oleracea</i>	●		●	●
715			キイロツブノミハムシ	<i>Aphthona abdominalis</i>		●	●	
716			アヤメツブノミハムシ	<i>Aphthona interstitialis</i>			●	
717			ツブノミハムシ	<i>Aphthona perminuta</i>	●	●	●	●
718			ハリグロテントウノミハムシ	<i>Argopistes coccinelliformis</i>			●	
719			ヒメドウガネトビハムシ	<i>Chaetocnema concinnicollis</i>	●	●	●	
720			テンサイトビハムシ	<i>Chaetocnema picipes</i>				●
721			タバコノミハムシ	<i>Epitrix hirtipennis</i>	●			
722			チガトビハムシ	<i>Liprus punctatostriatus</i>			●	
723			クロボシトビハムシ	<i>Longitarsus bimaculatus</i>	●	●	●	
724			コクローシナガトビハムシ	<i>Longitarsus morrisonus</i>	●	●		●
725			オオアシナガトビハムシ	<i>Longitarsus nitidus</i>	●			●
726			チュウジョウアシナガトビハムシ	<i>Longitarsus ohnoi</i>				●
727			オオバコトビハムシ	<i>Longitarsus scutellaris</i>			●	
728			クビアカトビハムシ	<i>Luperomorpha pryeri</i>				●
729			ヒメトビハムシ	<i>Orthocrepis adamsii</i>		●	●	
730			アサトビハムシ	<i>Psylliodes attenuata</i>	●	●	●	
731			ナトビハムシ	<i>Psylliodes punctifrons</i>	●	●		
732			タイコンナガサネトビハムシ	<i>Psylliodes subrugosa</i>	●	●	●	
733			ナスナガサネトビハムシ	<i>Psylliodes viridana</i>	●			
734			ツマキタマノミハムシ	<i>Sphaeroderma apicale</i>			●	
735			カタビロトゲハムシ	<i>Dactylispa subquadrata</i>	●			
736			クロトゲハムシ	<i>Hispellinus moerens</i>	●			
737			セモンジンガサハムシ	<i>Cassida crucifera</i>			●	
738			カメノコハムシ	<i>Cassida nebulosa</i>				●
739			ヒメカメノコハムシ	<i>Cassida piperata</i>				●
740			ヨツモンカメノコハムシ	<i>Lacoptera nepalensis</i>		●	●	●

表 9. 10-13(10) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
741		ヒゲナガゾウムシ	カオシロヒゲナガゾウムシ	<i>Sphinctrotropis laxa</i>		●		●
742			キマダラヒゲナガゾウムシ	<i>Tropideres naevulus</i>			●	●
743			スネアカヒゲナガゾウムシ	<i>Autotropis distinguenda</i>			●	●
744			エゴヒゲナガゾウムシ	<i>Exechesops leucopis</i>	●			●
745			コモンヒメヒゲナガゾウムシ	<i>Rhaphitropis guttifer guttifer</i>		●	●	
746			アカアシヒゲナガゾウムシ	<i>Araecerus tarsalis</i>			●	●
747		オトシブミ	ヒメクロオトシブミ	<i>Apoderus (Compsapoderus) erythrogaster</i>	●			●
748			ウスモンオトシブミ	<i>Apoderus (Leptapoderus) balteatus</i>				●
749			エゴツルクピオトシブミ	<i>Cycnotrachelus (Cycnotrachelodes) rølofsi</i>			●	●
750			アシナガオトシブミ	<i>Phialodes rufipennis</i>			●	●
751		チョッキリゾウムシ	ハイイロチョッキリ	<i>Cyllorhynchites (Cyllorhynchites) ursulus</i>	●			●
752			ツツムネチョッキリ	<i>Involvulus (Involvulus) cylindricollis</i>			●	●
753			グミチョッキリ	<i>Involvulus (Involvulus) placidus</i>			●	●
754			クチフトチョッキリ	<i>Lasiorhynchites (Lasiorhynchites) brevisstris</i>			●	●
755			クロゲシツブチョッキリ	<i>Auletobius (Pseudomesaletes) unifornis</i>			●	●
756		ホソクチゾウムシ	ケバカホソクチゾウムシ	<i>Sergiola (Sergiola) griseopubescens</i>	●	●	●	●
757			アカクチホソクチゾウムシ	<i>Microconapion pallidirostre</i>	●			●
758			アサミホソクチゾウムシ	<i>Piezotrachelus (Piezotrachelus) japonicus</i>			●	●
759		チビゾウムシ	ハナコブチビゾウムシ	<i>Aloniellus pubescens</i>				●
760			Nanophyes 属の一種	<i>Nanophyes</i> sp.			●	●
761		オサゾウムシ	ササコクゾウムシ	<i>Dioclandra sasa</i>			●	●
762		イネゾウムシ	イネミズゾウムシ	<i>Lissorhoptus (Lissorhoptus) oryzophilus</i>				●
763			オオミズゾウムシ	<i>Tanyssphyrus major</i>	●			●
764		ゾウムシ	オンシロアサチゾウムシ	<i>Ornatelcides (Mesalcidodes) trifidus</i>	●	●		●
765			カツオゾウムシ	<i>Lixus impressiventris</i>			●	●
766			マダラクチカクシゾウムシ	<i>Cryptorhynchus (Cryptorhynchus) electus</i>	●		●	●
767			ヒサコクチカクシゾウムシ	<i>Simulatacalles simulator</i>		●	●	●
768			アシナガオニゾウムシ	<i>Gasterocercus longipes</i>			●	●
769			ダカオマルクチカクシゾウムシ	<i>Orochlesis takaosana</i>	●	●	●	●
770			ヒメクチカクシゾウムシ	<i>Syrotelus umbrosus</i>	●			●
771			チャバネキクイゾウムシ	<i>Kojimazo lewisi</i>			●	●
772			ワシバナヒメキクイゾウムシ	<i>Phloeophagosome (Amphorhynchus) curvirostre</i>				●
773			ハマベキクイゾウムシ	<i>Dryotribus mimeticus</i>			●	●
774			アカネシキチフトキクイゾウムシ	<i>Stenoscelodes hayashii</i>				●
775			ヤブシギゾウムシ	<i>Curculio (Curculio) yanoi</i>			●	●
776			イチゴハナゾウムシ	<i>Anthonomus (Anthonomus) bisignifer</i>			●	●
777			ユアサハナゾウムシ	<i>Anthonomus (Anthonomus) yuasai</i>	●			●
778			オビモンハナゾウムシ	<i>Anthonomus (Furcicus) rectirostris</i>		●		●
779			ガロアノミゾウムシ	<i>Orchestes (Alyctus) galloisi</i>				●
780			ムネズジノミゾウムシ	<i>Orchestes (Orchestes) amurensis</i>	●		●	●
781			ヤドリノミゾウムシ	<i>Orchestes (Orchestes) hustachei</i>	●	●	●	●
782			カシワノミゾウムシ	<i>Orchestes (Orchestes) koltzei</i>	●			●
783			アカアシノミゾウムシ	<i>Orchestes (Orchestes) sanguinipes</i>	●	●	●	●
784			タバケササゾウムシ	<i>Demimaea fascicularis</i>				●
785			ツメクサタネコバシゾウムシ	<i>Tvchius (Tvchius) picirostris</i>			●	●
786			オオハッカヒメゾウムシ	<i>Baris pilosa</i>			●	●
787			マダラヒメゾウムシ	<i>Baris scolopacea</i>				●
788			カナムグラヒメゾウムシ	<i>Psilarthroides czerskyi</i>		●		●
789			クワヒメゾウムシ	<i>Moreobaris deplanata</i>			●	●
790			タテスジアカヒメゾウムシ	<i>Moreobaris rubricata</i>		●	●	●
791			サンゴジュヒメゾウムシ	<i>Nespiobaris viburni</i>			●	●
792			カナムグラサルゾウムシ	<i>Cardipennis shaowuensis</i>	●			●
793			ムネミゾサルゾウムシ	<i>Cardipennis sulci thorax</i>			●	●
794			ダイコンサルゾウムシ	<i>Ceutorhynchus albosuturalis</i>			●	●
795			ミドリサルゾウムシ	<i>Ceutorhynchus filiae</i>			●	●
796			アオバナサルゾウムシ	<i>Ceutorhynchus ibukianus</i>			●	●
797			ケマンサルゾウムシ	<i>Sirocalodes umbrinus</i>			●	●
798			ニッポントケムネサルゾウムシ	<i>Mecysmoderes nipponicus</i>	●	●	●	●
799			Mecysmoderes 属の一種	<i>Mecysmoderes</i> sp.			●	●
800			アカアシクチフトサルゾウムシ	<i>Rhinoncus cribricollis</i>			●	●
801			タデトゲサルゾウムシ	<i>Homorosoma asperum</i>	●	●	●	●
802			トゲハラヒラセクモゾウムシ	<i>Metialma cordata</i>			●	●
803			ヤサイゾウムシ	<i>Listroderes costirostris</i>		●		●
804			オオダコゾウムシ	<i>Donus (Antidonus) punctatus</i>			●	●
805			ツメクサタコゾウムシ	<i>Hypera (Hypera) nigrirostris</i>			●	●
806			アルファルファタコゾウムシ	<i>Hypera (Hypera) postica</i>	●	●	●	●
807			ツノヒゲボソゾウムシ	<i>Phyllobius (Diallobius) incomptus</i>			●	●
808			カントウヒゲボソゾウムシ	<i>Phyllobius (Otophyllobius) kantoensis</i>			●	●
809			メナカクチフトゾウムシ	<i>Calomycterus setarius</i>				●
810			サビクチフトゾウムシ	<i>Canopus japonicus</i>			●	●
811			エグリクチフトゾウムシ	<i>Corymacronus naso</i>	●			●
812			クリイロクチフトゾウムシ	<i>Cyrtopistomus castaneus</i>				●
813			ケバカクチフトゾウムシ	<i>Lepidopistomodes fumosus</i>			●	●
814			チビヒョウタンゾウムシ	<i>Myosides seri ehispidus</i>	●			●
815			カシワクチフトゾウムシ	<i>Nothomylocerus griseus</i>	●	●	●	●
816			オオクチフトゾウムシ	<i>Phyllolytus variabilis</i>	●			●
817			ヒレルクチフトゾウムシ	<i>Pseudoeodophrys hilleri</i>	●	●	●	●
818			シロコブゾウムシ	<i>Episomis turritus turritus</i>			●	●
819			スグリゾウムシ	<i>Pseudoneorhinus bifasciatus</i>	●	●	●	●
820			カキスクリゾウムシ	<i>Pseudoneorhinus obesus</i>				●
821			ホソゲチビツチゾウムシ	<i>Trachyploeosoma advena</i>			●	●
822			ヒメシロコブゾウムシ	<i>Dermatoxenus caesicollis</i>	●			●
823			サビヒョウタンゾウムシ	<i>Scepticus insularis</i>	●	●	●	●
824			コブキノゾウムシ	<i>Eugna thus distinctus</i>	●	●	●	●
825			ケチビコブキノゾウムシ	<i>Sitona hispidulus</i>		●		●
826			チビコブキノゾウムシ	<i>Sitona japonicus</i>			●	●

表 9. 10-13(11) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
827		キクイムシ	<i>Cryphalus</i> 属の一種	<i>Cryphalus</i> sp.		●	●	
828			<i>Hypothenemus</i> 属の一種	<i>Hypothenemus</i> sp.			●	
829			Cryphalini族の一種	Cryphalini Gen. et sp.	●			
830			<i>Dryocoetops</i> 属の一種	<i>Dryocoetops</i> sp.			●	
831			Xyleborini族の一種	Xyleborini Gen. et sp.				●
832	ハチ	ミフシハバチ	アカスジチュウレンジ	<i>Arge nigronodosa</i>			●	
833			ニホンチュウレンジ	<i>Arge nipponensis</i>		●	●	
834		ハバチ	オスグロハバチ	<i>Dolerus japonicus</i>			●	
835			<i>Dolerus</i> 属の一種	<i>Dolerus</i> sp.			●	
836			イハバチ	<i>Eutomostethus apicalis</i>			●	
837			<i>Eutomostethus</i> 属の一種	<i>Eutomostethus</i> sp.			●	
838			マルハバチ亜科の一種	Blennocampinae Gen. et sp.		●		
839			ハグロハバチ	<i>Allantus luctifer luctifer</i>	●	●	●	●
840			セグロカブラハバチ	<i>Athalia infumata</i>			●	
841			カブラハバチ	<i>Athalia rosae ruficornis</i>	●		●	
842			クロムネハバチ	<i>Lagidina irritans</i>			●	
843			クロムネアオハバチ	<i>Tenthredo nigropicta</i>			●	
844			オオツマグロハバチ	<i>Tenthredo providens</i>			●	
845			<i>Tenthredo</i> 属の一種	<i>Tenthredo</i> spp.			●	
846		コマユバチ	コウラコマユバチ亜科の一種	Cheloninae Gen. et sp.	●	●		●
847			コマユバチ科の一種	Braconidae Gen. et spp.	●	●	●	●
848		ヒメバチ	Ephialtini族の一種	Ephialtini Gen. et sp.			●	●
849			ヒメバチ科の一種	Ichneumonidae Gen. et spp.			●	●
850		ゴンボウヤセバチ	<i>Gasteruption</i> 属の一種	<i>Gasteruption</i> sp.		●		
851		ハエヤドリクロバチ	ハエヤドリクロバチ科の一種	Diapriidae Gen. et sp.	●			●
852		タマゴクロバチ	タマゴクロバチ科の一種	Scelionidae Gen. et sp.		●	●	●
853		アシプトコバチ	アシアカツヤアシプトコバチ	<i>Antrocephalus apicalis apicalis</i>		●		
854			<i>Antrocephalus</i> 属の一種	<i>Antrocephalus</i> sp.		●	●	
855			オニアシプトコバチ	<i>Dirhinus (Dirhinus) hesperidum</i>			●	
856		カタビロコバチ	カタビロコバチ科の一種	Eurytomidae Gen. et sp.		●		
857		コガネコバチ	コガネコバチ科の一種	Pteromalidae Gen. et sp.				●
858		ヒメコバチ	ヒメコバチ科の一種	Eulophidae Gen. et spp.			●	
859		タマバチ	タマバチ科の一種	Cynipidae Gen. et sp.			●	
860		アリガタバチ	<i>Epyris</i> 属の一種	<i>Epyris</i> sp.	●			
861			ムカシアリガタバチ	<i>Acrepbris japonicus</i>			●	
862		セイボウ	クロバチセイボウ	<i>Chrysis angolensis murasaki</i>	●			
863		アリバチ	ミカドアリバチ	<i>Mutilla mikado</i>		●		
864			トゲムネアリバチ	<i>Bischoffitilla ardescens</i>				●
865			ムネアカアリバチ	<i>Bischoffitilla pungens</i>			●	
866		クモバチ	<i>Auplopus</i> 属の一種	<i>Auplopus</i> sp.		●		
867			ベッコウクモバチ	<i>Cyphononyx fulvognathus</i>	●			●
868			<i>Priocnemis</i> 属の一種	<i>Priocnemis</i> sp.				●
869			オオモンクモバチ	<i>Aponilus (Lophononyx) samariensis</i>	●			●
870			オオシロフクモバチ	<i>Episyrion arrogans</i>	●			●
871		ツチバチ	ヒメハラナガツチバチ	<i>Campsomeriella annulata annulata</i>	●	●	●	●
872			キンケハラナガツチバチ	<i>Megacampsomeris prismatica</i>	●	●		
873			シロオビハラナガツチバチ	<i>Megacampsomeris schultzei</i>	●	●		
874			ギオビツチバチ	<i>Scolia (Discolia) oculata</i>	●			●
875		コツチバチ	<i>Tiphia</i> 属の一種	<i>Tiphia</i> sp.	●			●
876		アリ	オオハリアリ	<i>Brachyponera chinensis</i>	●	●	●	●
877			アスマオオズアリ	<i>Pheidole fervida</i>	●	●	●	●
878			オオズアリ	<i>Pheidole noda</i>				●
879			ヒラタウロコアリ	<i>Strumigenys canina</i>	●			
880			ウロコアリ	<i>Strumigenys lewisi</i>	●		●	
881			コツアリ	<i>Carebara yamatonis</i>		●		
882			ハリフトシリアゲアリ	<i>Crematogaster (Crematogaster) matsumuri</i>	●	●	●	●
883			テラニシシリアゲアリ	<i>Crematogaster (Crematogaster) teranishi</i>	●			
884			キイロシリアゲアリ	<i>Crematogaster (Orthocrema) osakensis</i>	●	●	●	●
885			アミメアリ	<i>Pristomyrmex punctatus</i>	●	●	●	●
886			ムネボソアリ	<i>Temnothorax congruus</i>	●	●	●	●
887			ハリナガムネボソアリ	<i>Temnothorax spinosior</i>	●	●	●	●
888			トビイロシワアリ	<i>Tetramorium tsushimae</i>	●	●	●	●
889			ウメマツアリ	<i>Vollenhovia emervi</i>	●	●		
890			ヒメアリ	<i>Monomorium intrudens</i>	●	●	●	●
891			トフシアリ	<i>Solenopsis japonica</i>	●	●	●	●
892			クロナガアリ	<i>Messor aciculatus</i>	●	●	●	●
893			シベリアカタアリ	<i>Dolichoderus sibiricus</i>	●	●	●	●
894			ヒラフシアリ	<i>Tecnomymex gibbosus</i>	●	●	●	●
895			クロヤマアリ	<i>Formica japonica</i>	●	●	●	●
896			アメイロケアリ	<i>Lasius (Chthonolasius) umbratus</i>			●	
897			クロクサアリ	<i>Lasius (Dendrolasius) fuji</i>			●	●
898			ヒラアシクサアリ	<i>Lasius (Dendrolasius) spathepus</i>		●		
899			トビイロケアリ	<i>Lasius (Lasius) japonicus</i>	●	●	●	●
900			カワラケアリ	<i>Lasius (Lasius) sakagami</i>			●	
901			アメイロアリ	<i>Nylanderia flavipes</i>	●	●	●	●
902			サクラアリ	<i>Paraparatrechina sakurae</i>	●	●	●	●
903			クロオオアリ	<i>Camponotus (Camponotus) japonicus</i>	●	●	●	●
904			ヒラスオオアリ	<i>Camponotus (Colobopsis) nipponicus</i>	●	●		
905			イトウオオアリ	<i>Camponotus (Myrmamblys) itoi</i>			●	
906			ウメマツオオアリ	<i>Camponotus (Myrmamblys) vitiosus</i>	●	●	●	●
907			クサオオアリ	<i>Camponotus (Myrmecotoma) keihitai</i>	●	●	●	●
908			ヨツボシオオアリ	<i>Camponotus (Myrmecotoma) quadrinotatus</i>				●
909			ミカドオオアリ	<i>Camponotus (Paramyrmamblys) kiusiuensis</i>	●			

表 9. 10-13(12) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度			
					夏季	秋季	春季	夏季		
910	スズメバチ		オオフタオビドロバチ	<i>Anterhynchium flavomarginatum micado</i>				●		
911			ミカドトックリバチ	<i>Eumenes micado</i>	●	●				
912			キアシトックリバチ	<i>Eumenes rubrofemoratus</i>		●	●			
913			ムモントックリバチ	<i>Eumenes rubronotatus</i>	●					
914			ミカドドロバチ	<i>Eudynes (Pareudynes) niponicus niponicus</i>			●			
915			スズバチ	<i>Oreumenes decoratus</i>				●		
916			カダクロナビドロバチ	<i>Stenodynerus chinensis kalinowskii</i>	●		●			
917			ギオビチビドロバチ	<i>Stenodynerus frauenfeldi</i>	●					
918			<i>Symmorphus</i> 属の一種	<i>Symmorphus</i> sp.	●					
919			セクロアシナガバチ	<i>Polistes jokahamae jokahamae</i>	●	●	●	●		
920			キボシアシナガバチ	<i>Polistes nipponensis</i>	●					
921			ギアシナガバチ	<i>Polistes rothneyi iwatai</i>	●		●	●		
922			コアシナガバチ	<i>Polistes snelleni</i>	●	●	●	●		
923			ムモンホツアシナガバチ	<i>Parapolybia crocea</i>	●					
924			コガタスズメバチ	<i>Vespa analis</i>	●	●	●	●		
925			ヒメスズメバチ	<i>Vespa ducalis</i>	●					
926			キイロスズメバチ	<i>Vespa simillima</i>	●	●	●	●		
927			クロスズメバチ	<i>Vespa flaviceps</i>		●				
928			アナバチ		ヤマシガバチ	<i>Ammophila infesta</i>		●	●	
929					サトジガバチ	<i>Ammophila vagabunda</i>	●	●		●
930					ヤマトルリシガバチ	<i>Chalybion (Chalybion) japonicum</i>				●
931					コクロアナバチ	<i>Isodontia nigella</i>	●			●
932					クロアナバチ	<i>Sphex argentatus fumosus</i>	●			
933					ギンモウアナバチ	<i>Sphex diabolicus</i>	●			
934					キングチバチ		オオハヤバチ	<i>Tachytes sinensis sinensis</i>		
935			キスジツチスガリ	<i>Cerceris arenaria vanoii</i>			●			
936			ミツバチ		アシブトムカシハナバチ	<i>Colletes (Colletes) patellatus</i>		●		
937					キバナヒメハナバチ	<i>Andrena (Chlorandrena) knuthi</i>			●	
938					ウタセヒメハナバチ	<i>Andrena (Melandrena) watasei</i>			●	
939	<i>Andrena</i> 属の数種	<i>Andrena</i> spp.			●			●		
940	アカガネコハナバチ	<i>Halictus (Seladonia) aerarius</i>			●	●	●	●		
941	<i>Lasioglossum (Erylaeus)</i> 亜属の数種	<i>Lasioglossum (Erylaeus)</i> spp.			●		●			
942	ニッポンカダコハナバチ	<i>Lasioglossum (Lasioglossum) nipponicola</i>				●				
943	シロスジカダコハナバチ	<i>Lasioglossum (Lasioglossum) occidens</i>						●		
944	<i>Lasioglossum (Lasioglossum)</i> 亜属の一種	<i>Lasioglossum (Lasioglossum)</i> sp.						●		
945	<i>Sphecodes</i> 属の一種	<i>Sphecodes</i> sp.				●	●			
946	ツルガハギリバチ	<i>Megachile tsurugensis</i>			●					
947	キオビツヤハナバチ	<i>Ceratina (Ceratinidia) flavipes</i>					●			
948	キムネクマバチ	<i>Xylocopa (Alloxycopa) appendiculata ciriumvolans</i>			●	●	●	●		
949	ウシツノキマダラハナバチ	<i>Nomada comparata</i>					●			
950	ギンランキマダラハナバチ	<i>Nomada giran</i>					●			
951	ダイミョウキマダラハナバチ	<i>Nomada japonica</i>					●			
952	<i>Nomada</i> 属の一種	<i>Nomada</i> sp.					●			
953	スシホツフトハナバチ	<i>Amegilla (Glossamegilla) florea</i>			●					
954	ニホンミツバチ	<i>Apis cerana japonica</i>				●				
955	セイヨウミツバチ	<i>Apis mellifera</i>			●	●	●	●		
956	トラマルハナバチ	<i>Bombus (Megabombus) diversus diversus</i>					●			
957	ヨマルハナバチ	<i>Bombus (Pyrobombus) ardens ardens</i>					●			
958	シロスジヒゲナガハナバチ	<i>Eucera (Eucera) spurcatipes</i>					●			
959	ニッポンヒゲナガハナバチ	<i>Eucera (Synhalonia) nipponensis</i>			●					
960	シリアゲムシ	シリアゲムシ	ヤマトシリアゲ	<i>Panorpa japonica</i>		●	●			
961	ガガンボモドキ	<i>Bitacus</i> 属の一種	<i>Bitacus</i> sp.			●				
962	ハエ		ヒメガガンボ	<i>Limonia</i> 属の一種	<i>Limonia</i> sp.			●		
963			ヒメガガンボ科の一種	Limoniidae Gen. et sp.		●	●			
964	ガガンボ		<i>Nephrotoma</i> 属の一種	<i>Nephrotoma</i> sp.			●			
965			カスリガガンボ	<i>Tipula (Acutipula) bubo</i>			●			
966			<i>Tipula</i> 属の一種	<i>Tipula</i> sp.			●			
967	ナミキノコハエ	ナミキノコハエ科の一種	Mycetophilidae Gen. et sp.			●				
968	クロバネキノコハエ	クロバネキノコハエ科の一種	Sciaridae Gen. et spp.	●	●	●	●			
969	ダマバエ科の一種	Cecidomyiidae Gen. et sp.			●					
970	チョウバエ	チョウバエ科の一種	Psychodidae Gen. et sp.			●				
971	カ		<i>Aedes</i> 属の一種	<i>Aedes</i> sp.		●				
972			ヒトスジシマカ	<i>Stegomyia (Quasistegomyia) albopicta</i>	●	●		●		
973	ヌカカ	ヌカカ科の一種	Ceratopogonidae Gen. et sp.	●						
974	ユスリカ		<i>Chironomus</i> 属の一種	<i>Chironomus</i> sp.		●	●	●		
975			ユスリカ科の一種	Chironomidae Gen. et spp.	●	●	●	●		
976	ミスアブ		<i>Actina</i> 属の一種	<i>Actina</i> sp.			●			
977			<i>Allognosta</i> 属の一種	<i>Allognosta</i> sp.			●			
978			<i>Beris</i> 属の一種	<i>Beris</i> sp.			●			
979			アメリカミスアブ	<i>Hermetia illucens</i>				●		
980			<i>Kolomania</i> 属の一種	<i>Kolomania</i> sp.			●			
981			ハラキンミスアブ	<i>Microchrysa flaviventris</i>				●		
982			コウカアブ	<i>Pteticus tenebrifer</i>	●			●		
983	ツリアブ	クロバネツリアブ	<i>Ligyra tantalus</i>	●			●			
984	ツルギアブ	ツルギアブ科の一種	Therevidae Gen. et sp.			●				
985	ムシヒキアブ		オオイシアブ	<i>Laphria mitsukurii</i>			●			
986			アシナガムシヒキ	<i>Molobratria japonica</i>			●			
987			アオメアブ	<i>Cophinopoda chinensis</i>	●	●		●		
988			シオヤアブ	<i>Pronachus yesonicus</i>	●			●		
989			ウスクロムシヒキ	<i>Eutolmus rufibarbis</i>			●	●		
990			ナミマカリケムシヒキ	<i>Neoitamus angusticornis</i>			●			
991			ムシヒキアブ科の一種	Asilidae Gen. et sp.	●					
992	オドリバエ	オドリバエ科の一種	Empididae Gen. et sp.			●				
993	セダカバエ	ハシリバエ科の一種	Tachydromiinae Gen. et sp.			●				
994	アシナガバエ	アシナガバエ科の一種	Dolichopodidae Gen. et sp.	●	●					
995	ノミバエ	ノミバエ科の一種	Phoridae Gen. et sp.			●	●			

表 9.10-13(13) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
996		ハナアブ	クロヒラタアブ	<i>Betasyrphus serarius</i>			●	
997			ホソヒラタアブ	<i>Episyrphus (Episyrphus) balteatus</i>		●	●	●
998			ナミホシヒラタアブ	<i>Eupeodes (Eupeodes) bucculatus</i>			●	
999			フタホシヒラタアブ	<i>Eupeodes (Metasyrphus) corollae</i>			●	
1000			ミナミヒメヒラタアブ	<i>Sphaerophoria indiana</i>				●
1001			ホソヒメヒラタアブ	<i>Sphaerophoria macrogaster</i>		●	●	
1002			マガイヒラタアブ	<i>Syrphus dubius</i>			●	
1003			Syrphus 属の一種	<i>Syrphus</i> sp.		●		
1004			ホシツヤヒラタアブ	<i>Melanostoma scalare</i>		●	●	
1005			ムチンシママメヒラタアブ	<i>Paragus (Paragus) clauseni</i>		●	●	
1006			シママメヒラタアブ	<i>Paragus (Paragus) fasciatus</i>		●		
1007			キアシママヒラタアブ	<i>Paragus (Pandasyrophthalmus) haemorrhus</i>		●		
1008			Eumerus 属の一種	<i>Eumerus</i> sp.	●			●
1009			スイセンハナアブ	<i>Merodon equestris</i>			●	
1010			ハチモドキハナアブ	<i>Monoceromyia pleuralis</i>			●	
1011			キゴシハナアブ	<i>Eristalis (Lathyrrophthalmus) quinquetriatus</i>		●		
1012			シマハナアブ	<i>Eristalis (Eoseristalis) cerealis</i>		●		
1013			ナミハナアブ	<i>Eristalis (Eristalis) tenax</i>			●	
1014			Eristalis 属の一種	<i>Eristalis</i> sp.		●		
1015			オオハナアブ	<i>Phytomyia zonata</i>		●	●	
1016			アシフトハナアブ	<i>Helophilus (Helophilus) eristaloides</i>		●	●	
1017			タカサコハラフトハナアブ	<i>Malloia takasagensis</i>	●			
1018			ナミルイロハラナガハナアブ	<i>Xylota amamiensis</i>				●
1019			キンアリスアブ	<i>Microdon (Microdon) auricomus</i>			●	
1020		アタマアブ	アタマアブ科の一種	Pipunculidae Gen. et sp.	●	●		
1021		メバエ	メバエ科の一種	Conopidae Gen. et sp.	●			
1022		クロツヤバエ	ヤマトクロツヤバエ	<i>Lonchaea sylvatica</i>		●		
1023		ハネフリバエ	ルリバエ	<i>Physiphora clausa</i>	●			
1024		シマバエ	ヤブクロシマバエ	<i>Minettia (Frendelia) longipennis</i>			●	
1025			Minettia 属の一種	<i>Minettia</i> sp.	●	●		
1026			<i>Protrigonometopus maculifrons</i>	<i>Protrigonometopus maculifrons</i>			●	
1027			<i>Sciasminettia dichae tophora</i>	<i>Sciasminettia dichae tophora</i>			●	
1028			シマバエ科の一種	Lauxaniidae Gen. et sp.		●	●	
1029		ヤチバエ	ヒケナガヤチバエ	<i>Sepedon aenescens</i>		●		
1030		ツヤホソバエ	ナミヒトテンツヤホソバエ	<i>Sepsis latiforceps</i>			●	
1031			ツヤホソバエ科の一種	Sepsidae Gen. et sp.		●		
1032		ハモグリバエ	ハモグリバエ科の一種	Agromyzidae Gen. et sp.			●	
1033		キモグリバエ	ナガミヤクキモグリバエ亜科の一種	Oscinellinae Gen. et sp.	●	●	●	
1034			Chlorops 属の一種	<i>Chlorops</i> sp.	●		●	
1035			Meromyza 属の一種	<i>Meromyza</i> sp.			●	
1036			キモグリバエ亜科の一種	Chloropinae Gen. et sp.	●			
1037		フンコバエ	フンコバエ科の一種	Sphaeroceridae Gen. et sp.			●	●
1038		ショウジョウバエ	ダンダラショウジョウバエ	<i>Drosophila annulipes</i>		●		
1039			Drosophila 属の一種	<i>Drosophila</i> sp.	●	●	●	●
1040		ミギワバエ	トキワクロツヤミギワバエ	<i>Psilopa polita</i>		●	●	
1041			ミナミカバエ	<i>Ochthera (Ochthera) circularis</i>		●	●	
1042			ニフミヤトビクチミギワバエ	<i>Brachydeutera ibari</i>	●	●		
1043			Setacera 属の一種	<i>Setacera</i> sp.	●	●		
1044		フンバエ	ヒメフンバエ	<i>Scathophaga stercoraria</i>			●	
1045		ハナバエ	ハナバエ科の一種	Anthomyiidae Gen. et sp.	●	●	●	
1046		ヒメイエバエ	ヒメイエバエ科の一種	Fanniidae Gen. et sp.			●	
1047		イエバエ	ヒメクロバエ	<i>Hydrotaea ignava</i>			●	
1048			Musca 属の一種	<i>Musca</i> sp.			●	
1049			ギョウキンバクキイエバエ	<i>Atherigona reversura</i>	●	●		
1050			セマダライエバエ	<i>Graphomya maculata</i>		●	●	
1051			シナホソカトリバエ	<i>Lispe leucospila sinica</i>		●	●	
1052			アシマダラハナレメイエバエ	<i>Coenosia variegata</i>			●	●
1053			Coenosia 属の一種	<i>Coenosia</i> sp.		●	●	
1054			ヘリクロハナレメイエバエ	<i>Orchisia costata</i>		●	●	
1055			シリモサハナレメイエバエ	<i>Pygophora confusa</i>		●		
1056			Pygophora 属の一種	<i>Pygophora</i> sp.	●			
1057			イエバエ科の一種	Muscidae Gen. et sp.			●	●
1058		クロバエ	キンバエ	<i>Lucilia (Lucilia) caesar</i>			●	●
1059			Lucilia 属の一種	<i>Lucilia</i> sp.		●	●	
1060			ホホグロオビキンバエ	<i>Chrysomya pinguis</i>			●	
1061			シリプトミドリバエ	<i>Strongyloneura prasina</i>		●	●	
1062			ツマクロキンバエ	<i>Stomorphina obsoleta</i>		●	●	●
1063		ニクバエ	シリクロニクバエ	<i>Helicophagella melanura</i>			●	
1064			ホリニクバエ	<i>Myorhina (Bellieriomina) horii</i>		●	●	
1065			キーガンニクバエ	<i>Myorhina (Phallantha) keegani</i>			●	
1066			ツシマニクバエ	<i>Parasarcophaga (Liosarcophaga) tsushima</i>	●		●	●
1067			ナミニクバエ	<i>Parasarcophaga (Pandelleisca) similis</i>		●	●	●
1068			ゲンロクニクバエ	<i>Parasarcophaga (Parasarcophaga) albiceps</i>		●	●	
1069			オオニクバエ	<i>Sarcophaga mimobasalis</i>			●	
1070			ニクバエ族の数種	Sarcophagini Gen. et spp.	●	●	●	
1071		ヤドリバエ	アシナガヤドリバエ亜科の一種	Dexilinae Gen. et sp.		●	●	●
1072			Exorista 属の一種	<i>Exorista</i> sp.		●	●	●
1073			Blepharipa 属の一種	<i>Blepharipa</i> sp.		●	●	●
1074			マルホシヒラタヤドリバエ	<i>Gymnosoma rotundatum</i>	●			
1075			Tachina micado	<i>Tachina micado</i>		●	●	●
1076			ヤドリバエ科の数種	Tachinidae Gen. et spp.	●	●	●	●
1077	トビケラ	ヒメトビケラ	ヒメトビケラ科の一種	Hydroptilidae Gen. et sp.			●	
1078		クダトビケラ	クダトビケラ科の一種	Psychomyiidae Gen. et sp.	●			
1079		シマトビケラ	Cheumatopsyche 属の一種	<i>Cheumatopsyche</i> sp.	●			
1080			Hydropsyche 属の一種	<i>Hydropsyche</i> sp.	●		●	

表 9.10-13(14) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
1081		カクツツトビケラ	<i>Lepidos toma</i> 属の一種	<i>Lepidos toma</i> sp.	●	●		
1082		エグリトビケラ	エグリトビケラ科の一種	Limnephilidae Gen. et sp.			●	
1083		ミンキョウトビケラ	<i>Goera</i> 属の一種	<i>Goera</i> sp.			●	
1084	チョウ	ヒロズコガ	マダラマルハヒロズコガ	<i>Ippa conspersa</i>	●			
1085			ヒロズコガ科の一種	Lineidae Gen. et sp.				●
1086		コナガ	コナガ	<i>Plutella xylostella</i>			●	
1087		スカシバガ	ヒメアトスカシバ	<i>Nokona pernix</i>	●			
1088		ハマキガ	ハマキガ科の一種	Tortricidae Gen. et sp.	●			
1089		メイガ	ウスベニトガリメイガ	<i>Endotricha olivacealis</i>	●			
1090			クロモンフトメイガ	<i>Orthaga euadrusalis</i>	●			
1091		ツトガ	ツトガ	<i>Ancylolomia japonica</i>	●			
1092			シバツトガ	<i>Parapediasia teterella</i>	●			
1093			ユウグモノメイガ	<i>Ostrinia palustralis memnialis</i>				●
1094			ナカミツテンノメイガ	<i>Proteurhynpara ocellalis ocellalis</i>	●			
1095			クビシロノメイガ	<i>Pileocera aegimusalis</i>	●			
1096			シロオビノメイガ	<i>Spoladea recurvalis</i>	●	●		
1097		セセリチョウ	タイミョウセセリ	<i>Dainio tethys tethys</i>	●	●	●	
1098			イチモンジセセリ	<i>Parnara guttata guttata</i>	●	●		●
1099			チャバネセセリ	<i>Pelopidas mathias oberthueri</i>	●	●		●
1100			ギマダラセセリ	<i>Potanthus flavus flavus</i>	●			●
1101			コチャバネセセリ	<i>Thoressa varia</i>			●	●
1102		アゲハチョウ	カラスアゲハ	<i>Papilio dehaanii dehaanii</i>	●		●	
1103			モンキアゲハ	<i>Papilio helenus nicconicolens</i>	●			●
1104			キアゲハ	<i>Papilio machaon hippocrates</i>	●		●	
1105			ナガサキアゲハ	<i>Papilio memnon thunbergii</i>		●	●	●
1106			クロアゲハ	<i>Papilio protenor demetrius</i>	●		●	
1107			アゲハ	<i>Papilio xuthus</i>	●	●	●	●
1108			アオスジアゲハ	<i>Graphium sarpedon nipponum</i>	●	●	●	●
1109		シロチョウ	キダキチョウ	<i>Eurema mandarina mandarina</i>	●	●	●	●
1110			モンキチョウ	<i>Colias erate poliographa</i>	●	●	●	●
1111			ツマキチョウ	<i>Anthocharis scolymus scolymus</i>			●	
1112			スジクロシロチョウ	<i>Pieris melete</i>	●	●	●	●
1113			モンシロチョウ	<i>Pieris rapae crucivora</i>	●	●	●	●
1114		シジミチョウ	ウラギンシジミ	<i>Curetis acuta paracuta</i>	●	●		
1115			ムラサキシジミ	<i>Arhopala japonica</i>			●	
1116			ベニシジミ	<i>Lycaena phlaeas chinensis</i>	●	●	●	●
1117			ルリシジミ	<i>Celastrina argiolus ladonides</i>	●			●
1118			ツバメシジミ	<i>Everes argiades argiades</i>	●	●		●
1119			ウラナミシジミ	<i>Lampides boeticus</i>		●		●
1120			ヤマトシジミ	<i>Zizeeria maha argia</i>	●	●	●	●
1121		タテハチョウ	テングチョウ	<i>Libythea lepita celtoides</i>				●
1122			アサギマダラ	<i>Parantica sita nipponica</i>			●	
1123			ツマクロヒョウモン	<i>Argyreus hyperbius hyperbius</i>			●	
1124			イチモンジチョウ	<i>Limenitis camilla japonica</i>	●			●
1125			コミスジ	<i>Neptis sappho intermedia</i>	●	●	●	●
1126			キタテハ	<i>Polygonia c-aureum c-aureum</i>	●	●	●	●
1127			ヒメアカタテハ	<i>Vanessa cardui</i>	●	●	●	●
1128			アカタテハ	<i>Vanessa indica indica</i>	●	●	●	●
1129			アカボシコマダラ	<i>Hestina assimilis assimilis</i>	●	●	●	●
1130			クロヒカゲ	<i>Lethe diana diana</i>			●	
1131			ヒカゲチョウ	<i>Lethe sicelis</i>		●		
1132			ジャノメチョウ	<i>Minois drvas bipunctata</i>	●			●
1133			コジャノメ	<i>Mycalasis francisca perdiccas</i>			●	●
1134			ヒメジャノメ	<i>Mycalasis gotama fulginia</i>		●		
1135			サトキマダラヒカゲ	<i>Neope goschkevitschii</i>	●		●	●
1136			ヒメウラナミジャノメ	<i>Ipthima argus argus</i>	●	●	●	●
1137			クロコマチョウ	<i>Melanitis phedima oitensis</i>		●		
1138		スズメガ	トビイロスズメ	<i>Clanis bilineata tsingtauica</i>				●
1139			オオスカシバ	<i>Cephonodes hylas hylas</i>	●			
1140			コスズメ	<i>Therea japonica</i>	●			
1141		ジャクガ	クロクモエダジャク	<i>Apocleora rimosa</i>			●	
1142			ギンスジエダジャク	<i>Chariaspilates formosaria</i>	●			
1143			ウスバミスジエダジャク	<i>Hypomecis punctinalis conferenda</i>			●	
1144			ミスジツマキリエダジャク	<i>Xerodes rufescentaria</i>			●	
1145			ベニヒメジャク	<i>Idaea muricata minor</i>	●			
1146			<i>Idaea</i> 属の一種	<i>Idaea</i> sp.		●		
1147			<i>Eupithecia</i> 属の一種	<i>Eupithecia</i> sp.	●		●	
1148			ホソスジナミジャク	<i>Lobogonodes complicata complicata</i>			●	
1149		シャチホコガ	モンクロシャチホコ	<i>Phalera flavescens</i>	●			
1150		ドクガ	ギアシドクガ	<i>Ivela auripes</i>			●	
1151			マイマイガ	<i>Lymantria dispar japonica</i>				●
1152		ヤガ	シラナミアツバ	<i>Herminia innocens</i>	●			
1153			ソトウスクロアツバ	<i>Hydrilodes lentalis</i>			●	
1154			オオアカマエアツバ	<i>Simplicia nippona</i>			●	
1155			クルマアツバ亜科の一種	Herminiinae Gen. et sp.	●			●
1156			アケビコノハ	<i>Eudocima tyrannus</i>		●		
1157			ヒメエグリバ	<i>Oraesia emarginata</i>		●		
1158			コシロシタバ	<i>Catocala actaea</i>				●
1159			アミメキシタバ	<i>Catocala hyperconnexa</i>	●			
1160			ナカグロクチバ	<i>Grammodes geometrica</i>		●		

表 9.10-13(15) 確認種目録 (昆虫類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	夏季
1161			オオウンモンクチバ	<i>Mocis undata</i>			●	
1162			ルリモンクチバ	<i>Lacera procellosa</i>	●			
1163			ミツモンキンウワバ	<i>Acanthoplusia agnata</i>				●
1164			ヒメネジロコヤガ	<i>Maliattha signifera</i>	●			
1165			フタオビコヤガ	<i>Naranga aenescens</i>	●			
1166			ギマダラコヤガ	<i>Acontia trabealis</i>	●			
1167			フクラスズメ	<i>Arcte coerula</i>	●			●
1168			カラスヨトウ	<i>Amphipyra livida corvina</i>				●
1169			オオタバコガ	<i>Helicoverpa armigera armigera</i>				●
1170			タバコガ	<i>Helicoverpa assulta assulta</i>	●	●		
1171			ツメクサガ	<i>Heliothis maritima adauca</i>				●
1172			チャオビヨトウ	<i>Niphonyx segregata</i>	●			●
1173			スジキリヨトウ	<i>Spodoptera depravata</i>	●			
1174			テンウスイロヨトウ	<i>Athetis dissimilis</i>	●			
1175			ヨトウガ	<i>Mamestra brassicae</i>			●	
1176			フダスジヨトウ	<i>Protomiselia bilinea</i>			●	
1177			クサシロキヨトウ	<i>Mythimna loreyi</i>			●	
1178			カブラヤガ	<i>Agrotis segetum</i>			●	
合計	17目	222科		1178種	513種	489種	525種	478種

注：分類及び配列は、原則として「日本産昆虫総目録」（九州大学農学部昆虫学研究室 平成元年9月）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

i. クモ類

現地調査の結果、1目23科117種のクモ類が確認されました。

確認種目録は、表 9.10-14に示すとおりです。

表 9.10-14(1) 確認種目録(クモ類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度	
					夏季	秋季	春季	
1	クモ	ユウレイグモ	ユウレイグモ	<i>Pholcus zichyi</i>	●			
2		ヤマトガケジグモ	ヤマトガケジグモ	<i>Nirscia albofasciata</i>	●		●	
3		ウズグモ	オウギグモ	<i>Hyptiotes affinis</i>		●		
4			マネキグモ	<i>Miagramopes orientalis</i>		●		
5		ヤチグモ	Coelotes属の一種	<i>Coelotes</i> sp.		●		
6		タナグモ	Agelena属の一種	<i>Agelena</i> sp.		●		
7			コクサグモ	<i>Allagelena opulenta</i>		●		
8			タナグモ科の一種	Agelenidae Gen. et sp.	●		●	
9		キシダグモ	DoLomedes属の一種	<i>DoLomedes</i> sp.			●	
10			アズマキシダグモ	<i>Pisaura lama</i>	●			
11		コモリグモ	ナミコモリグモ	<i>Pirata vaginumi</i>	●			
12			ハタチコモリグモ	<i>Alopecosa moriutii</i>			●	
13			エビチャコモリグモ	<i>Arctosa ebicha</i>			●	
14			クロココモリグモ	<i>Arctosa subamylacea</i>	●			
15			ハラクロコモリグモ	<i>Lycosa coelestis</i>	●	●	●	
16			ヒノマルコモリグモ	<i>Tricca japonica</i>	●	●	●	
17			アライトコモリグモ	<i>Trochosa ruricola</i>		●	●	
18			イナダハリゲコモリグモ	<i>Pardosa agraria</i>	●		●	
19			ウツキコモリグモ	<i>Pardosa astrigera</i>	●	●	●	
20			キクツキコモリグモ	<i>Pardosa pseudoamulata</i>		●		
21				Pardosa属の一種	<i>Pardosa</i> sp.	●	●	
22				コモリグモ科の一種	Lycosidae Gen. et sp.	●	●	●
23			ササグモ	Oxyopes属の一種	<i>Oxyopes</i> sp.	●	●	●
24	サラグモ	Gnathonarium属の一種	<i>Gnathonarium</i> sp.			●		
25		チビアカサラグモ	<i>Nematognus sanguinolentus</i>			●		
26		オオサアカムネグモ	<i>Ummeliata osakaensis</i>			●		
27		サラグモ科の一種	Linyphiidae Gen. et sp.			●		
28	ヒメグモ	ヒシガタグモ	<i>Episinus affinis</i>	●				
29		ムラクモヒシガタグモ	<i>Episinus nubilus</i>			●		
30		ムナボシヒメグモ	<i>Keijia sterninotata</i>			●		
31		カグヤヒメグモ	<i>Parasteatoda culicivola</i>	●				
32		ニホンヒメグモ	<i>Parasteatoda japonica</i>	●	●			
33			Parasteatoda属の一種	<i>Parasteatoda</i> sp.		●		
34		ツクネグモ	<i>Phoroncidia pilula</i>			●		
35		スネグロオチバヒメグモ	<i>Stemmops nipponicus</i>	●				
36		シロカネイソウロウグモ	<i>Argyrodes bonadea</i>	●				
37		オナガグモ	<i>Ariamnes cylindrogaster</i>		●			
38		ヒゲナガヤリグモ	<i>Rhomphaea labiata</i>		●			
39		シモフリミジグモ	<i>Dipoena punctisparsa</i>			●		
40	アシナガグモ	ボカシミジグモ	<i>Yaginuma castrata</i>	●				
41		チュウガタシロカネグモ	<i>Leucauge blanda</i>	●	●	●		
42		コシロカネグモ	<i>Leucauge subblanda</i>	●		●		
43			Leucauge属の一種	<i>Leucauge</i> sp.	●			
44		トガリアシナガグモ	<i>Tetragnatha caudicula</i>		●	●		
45		ヤサガタアシナガグモ	<i>Tetragnatha maxillosa</i>		●			
46		アシナガグモ	<i>Tetragnatha praedonia</i>	●		●		
47		Tetragnatha属の一種	<i>Tetragnatha</i> sp.	●		●		
48	ジョロウグモ	ジョロウグモ	<i>Nephila clavata clavata</i>	●	●			
49	コガネグモ	ビジョオニグモ	<i>Araneus mitificus</i>	●				
50		アオオニグモ	<i>Araneus pentagrammicus</i>			●		
51		カラオニグモ	<i>Araneus tsurusakii</i>			●		
52		オニグモ	<i>Araneus ventricosus</i>			●		
53			Araneus属の一種	<i>Araneus</i> sp.		●		
54		ナガコガネグモ	<i>Argiope bruennichi</i>	●				
55		コガタコガネグモ	<i>Argiope minuta</i>		●			
56		ギンメッキゴミグモ	<i>Cyclosa argentealba</i>	●				
57		ゴミグモ	<i>Cyclosa octotuberculata</i>	●				
58		ヨツデゴミグモ	<i>Cyclosa sedeculata</i>		●			
59		キザハシオニグモ	<i>Gibbaranea abscissa</i>	●	●	●		
60		シロスジシヨウジョウグモ	<i>Hypsosinga sanguinea</i>	●	●	●		
61			Larinia属の一種	<i>Larinia</i> sp.		●		
62		ドヨウオニグモ	<i>Neoscona adianta</i>	●	●	●		
63		ワキグロサツマノミダマシ	<i>Neoscona mellottei</i>	●				
64		コゲチャオニグモ	<i>Neoscona punctigera</i>		●	●		
65		ヤマシロオニグモ	<i>Neoscona scylla</i>	●		●		
66		コマチグモ	ヤマトコマチグモ	<i>Chiracanthium lascivum</i>			●	
67		Chiracanthium属の一種	<i>Chiracanthium</i> sp.	●	●	●		

表 9.10-14(2) 確認種目録 (クモ類)

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度		平成31年度
					夏季	秋季	春季
68		シボグモ	シボグモ	<i>Anahita fauna</i>	●		●
69		エビグモ	キンイロエビグモ	<i>Philodromus auricomis</i>			●
70			アサヒエビグモ	<i>Philodromus subaureolus</i>	●		●
71			<i>Philodromus</i> 属の一種	<i>Philodromus</i> sp.			●
72			ヤドカリグモ	<i>Thanatus miniaceus</i>	●		
73			ヤマトヤドカリグモ	<i>Thanatus nipponicus</i>		●	
74			シヤコグモ	<i>Tibellus japonicus</i>	●	●	
75		ワシグモ	トラフワシグモ	<i>Drassodes serratidens</i>			●
76			メキリグモ	<i>Gnaphosa kompirensis</i>	●		
77			ヤマトフトバワシグモ	<i>Odontodrassus hondcensis</i>	●		●
78			クロケムリグモ	<i>Zelotes tortuosus</i>		●	
79			ワシグモ科の一種	<i>Gnaphosidae</i> Gen. et sp.		●	●
80		カニグモ	ワカバグモ	<i>Oxytate striatipes</i>	●	●	●
81			キハダカニグモ	<i>Bassaniana decorata</i>	●		●
82			コカニグモ	<i>Coriarachne fulvipes</i>		●	
83			クマダハナグモ	<i>Ebelingia kumadai</i>	●	●	
84			ハナグモ	<i>Ebrechtella tricuspidata</i>	●	●	●
85			ガザミグモ	<i>Pistius undulatus</i>	●	●	●
86			アズチグモ	<i>Thomisus labefactus</i>	●	●	
87			ヤギヌマノセマルトラフカニグモ	<i>Tmarus yaginumai</i>	●		
88			<i>Tmarus</i> 属の一種	<i>Tmarus</i> sp.		●	●
89			ヤミイロカニグモ	<i>Xysticus croceus</i>			●
90			チュウカカニグモ	<i>Xysticus ephippiatus</i>	●		
91			ゾウシキカニグモ	<i>Xysticus saganus</i>	●		
92			ヨコフカニグモ	<i>Xysticus transversmaculatus</i>	●	●	●
93			<i>Xysticus</i> 属の一種	<i>Xysticus</i> sp.	●	●	●
94		フクログモ	<i>Clubiona</i> 属の一種	<i>Clubiona</i> sp.		●	●
95		イツツグモ	イツツグモ	<i>Anvphaena pugil</i>		●	●
96		ウエムラグモ	イタチグモ	<i>Itatsina praticola</i>	●		
97		ネコグモ	ネコグモ	<i>Trachelas japonicus</i>		●	●
98		ハエトリグモ	ヤガタアリグモ	<i>Myrmarachne elongata</i>		●	
99			アリグモ	<i>Myrmarachne japonica</i>	●	●	●
100			<i>Myrmarachne</i> 属の一種	<i>Myrmarachne</i> sp.		●	
101			ヤマジハエトリ	<i>Asianellus festivus</i>	●	●	
102			ネコハエトリ	<i>Carrhotus xanthogramma</i>	●	●	●
103			カタオカハエトリ	<i>Euophrys kataokai</i>			●
104			マミシロハエトリ	<i>Evarcha albaria</i>	●	●	●
105			ヨダンハエトリ	<i>Marpissa pulla</i>		●	●
106			オスクロハエトリ	<i>Mendoza canestrinii</i>		●	●
107			ヤハズハエトリ	<i>Mendoza elongata</i>	●	●	●
108			<i>Mendoza</i> 属の一種	<i>Mendoza</i> sp.		●	●
109			シラヒゲハエトリ	<i>Menemerus brachygnathus</i>			●
110			メガネアサヒハエトリ	<i>Phintella linea</i>		●	●
111			<i>Phintella</i> 属の一種	<i>Phintella</i> sp.			●
112			デーニツハエトリ	<i>Plexippoides doenitzii</i>	●	●	
113			ミスジハエトリ	<i>Plexippus setipes</i>		●	
114			イナヅマハエトリ	<i>Pseudicius vulpes</i>		●	●
115			カラスハエトリ	<i>Rhene atrata</i>	●	●	●
116			アオオビハエトリ	<i>Siler vittatus</i>			●
117			ハエトリグモ科の一種	<i>Salticidae</i> Gen. et sp.		●	●
合計	1目	23科		117種	60種	62種	68種

注：分類及び配列は、原則として「野生生物目録 無脊椎動物 II」（環境庁 平成7年4月）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

j. 魚類

現地調査の結果、3目5科6種の魚類が確認されました。

確認種目録は、表 9.10-15 に示すとおりです。

表 9.10-15 確認種目録（魚類）

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度
					夏季	秋季	冬季	春季
1	コイ	コイ	アブラハヤ	<i>Phoxinus lagowskii steindachneri</i>	●			
2		ドジョウ	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i>	●	●	●	●
3			ヒガシシマドジョウ	<i>Cobitis</i> sp. BIWAE type C	●	●		
4		フクドジョウ	ホトケドジョウ	<i>Lefua echigonia</i>	●	●	●	●
5	ダツ	メダカ	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i>	●	●	●	
6	スズキ	ハゼ	クロダハゼ	<i>Rhinogobius kurodai</i>		●		
合計	3目	5科	6種		5種	5種	3種	2種

注・ 分類及び配列は、「平成30年度河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成30年度版）に準拠しました。

k. 底生動物

現地調査の結果、8門13綱25目68科143種の底生動物が確認されました。

確認種目録は、表 9.10-16に示すとおりです。

表 9.10-16(1) 確認種目録 (底生動物)

No.	門	綱	目名	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度
							夏季	秋季	冬季	春季
1	刺胞動物	ヒドロ虫	ハナクラゲ	ヒドラ	ヒドラ属	<i>Hydra</i> sp.	●	●	●	●
2	扁形動物	有棒状体	三岐腸	サンカクアタマウズムシ	ナミウスムシ	<i>Dugesia japonica</i>	●	●	●	●
3					アメリカツノウズムシ	<i>Girardia domtocephala</i>	●	●	●	●
4	苔虫動物	裸喉	櫛口	(三岐腸目)	三岐腸目	TRICLADIDA sp.	●	●	●	●
5	紐形動物	有針	ハリヒモムシ	マミズヒモムシ	マミズヒモムシ属	<i>Prostoma</i> sp.	●	●	●	●
6	軟体動物	腹足	新生腹足	タニシ	マルタニシ	<i>Cinoglyphidina chinensis laeta</i>	●	●	●	●
7					カワニナ	<i>Semisulcospira libertini</i>	●	●	●	●
8					チリメンカワニナ	<i>Semisulcospira reiniana</i>	●	●	●	●
9					カワニナ属	<i>Semisulcospira</i> sp.	●	●	●	●
10					カワサンショウウガイ	<i>Valudinassiminea debilis</i>	●	●	●	●
11					サカマキガイ	<i>Physa acuta</i>	●	●	●	●
12					カワコサラガイ	<i>Laevapex nipponica</i>	●	●	●	●
13					シシミ	<i>Corbicula fluminea</i>	●	●	●	●
14		二枚貝	マルスダレガイ	マメシシミ	マメシシミ属	<i>Pisidium</i> sp.	●	●	●	●
15	環形動物	ミミズ	イトミミズ	ヒメミミズ	ヒメミミズ科	ENCHYTRAEIDAE sp.	●	●	●	●
16					ミズミミズ	ヤドリミズミミズ属	●	●	●	●
17						<i>Chaetogaster</i> sp.	●	●	●	●
18						ウチワミミズ	●	●	●	●
19						ミツゲミズミミズ	●	●	●	●
20						ミズミミズ属	●	●	●	●
21						ヨコレミズミミズ	●	●	●	●
22						ミズミミズ亜科	●	●	●	●
23						トガリミズミミズ属	●	●	●	●
24						ヒメイトミミズ属	●	●	●	●
25						ピロヨゴレイトミミズ	●	●	●	●
26						ユリミミズ	●	●	●	●
27						イトミミズ亜科	●	●	●	●
28						エラミミズ	●	●	●	●
29						ナガレイトミミズ亜科	●	●	●	●
30						ミズミミズ科	●	●	●	●
31		ツリミミズ	ツリミミズ	ツリミミズ	ツリミミズ科	LUMBRICIDAE sp.	●	●	●	●
32					フトミミズ	フトミミズ科	●	●	●	●
33					(ツリミミズ目)	ツリミミズ目	●	●	●	●
34		ヒル	吻無蛭	イシビル	シマイシビル	<i>Dina lineata</i>	●	●	●	●
35	節足動物	クモ(蛛形)	クモ	オヨギタニ	オヨギタニ科	<i>Barbronis arberi</i>	●	●	●	●
36					アオイダニ	アオイダニ科	●	●	●	●
37					ナガレダニ	ナガレダニ科	●	●	●	●
38					ケイリュウダニ	ケイリュウダニ科	●	●	●	●
39	顎脚		カイミンシコ	(カイミンシコ目)	カイミンシコ目	PODOCOPIDA sp.	●	●	●	●
40	軟甲		ヨコエビ	マミズヨコエビ	フロリダマミズヨコエビ	<i>Crangonyx floridanus</i>	●	●	●	●
41			ワラジムシ	ミズムシ(甲)	ミズムシ(甲)	<i>Asellus hilgendorffi</i>	●	●	●	●
42			エビ	スマエビ	<i>Neocaridina heteropoda heteropoda</i>	<i>Neocaridina heteropoda heteropoda</i>	●	●	●	●
43					テナガエビ	スジエビ	<i>Palaemon pavidus</i>	●	●	●
44					アメリカザリガニ	アメリカザリガニ	<i>Procambarus clarkii</i>	●	●	●
45					ザリガニ	ザリガニ	<i>Geothelphusa dehaani</i>	●	●	●
46	昆虫	カゲロウ(蜉蝣)	カゲロウ	コカゲロウ	フタバカゲロウ	<i>Cloeon dipterum</i>	●	●	●	●
47					フタバカゲロウ属	<i>Cloeon</i> sp.	●	●	●	●
48					サホコカゲロウ	<i>Baetis sahoensis</i>	●	●	●	●
49					フタモンコカゲロウ	<i>Baetis taiwanensis</i>	●	●	●	●
50					シロハラコカゲロウ	<i>Baetis thermicus</i>	●	●	●	●
51					ウスイロフトヒゲコカゲロウ	<i>Labibaetis atrebatinus orientalis</i>	●	●	●	●
52					ウデマカリコカゲロウ	<i>Tenuibaetis flexifemora</i>	●	●	●	●
53		トンボ(蜻蛉)	アオイトトンボ	アオイトトンボ	アオイトトンボ属	<i>Lestes</i> sp.	●	●	●	●
54			カワトンボ	ハクワトンボ	ハクワトンボ	<i>Atracalopteryx atrata</i>	●	●	●	●
55					ヤンマ	クロスジゲンヤンマ	<i>Anax nigrofasciatus nigrofasciatus</i>	●	●	●
56						ゲンヤンマ	<i>Anax parthenope julius</i>	●	●	●
57						ゲンヤンマ属	<i>Anax</i> sp.	●	●	●
58					サナエトンボ	ヤマサナエ	<i>Astilgomyia melanops</i>	●	●	●
59					オニヤンマ	オニヤンマ	<i>Anotogaster sieboldii</i>	●	●	●
60					トンボ	シオカラトンボ	<i>Orthetrum albistylum speciosum</i>	●	●	●
61						トンボ科	LIBELLULIDAE sp.	●	●	●
62		カワゲラ(セキ翅)	クロカワゲラ	ミンカ	オクロカワゲラ属	<i>Eucappopsis</i> sp.	●	●	●	●
63			オナシカワゲラ	オナシカワゲラ	オナシカワゲラ	<i>Nemoura fulva</i>	●	●	●	●
64						オナシカワゲラ属	<i>Nemoura</i> sp.	●	●	●
65		カメムシ(半翅)	アメンボ	アメンボ	アメンボ	<i>Aquarius paludum paludum</i>	●	●	●	●
66					コセアカアメンボ	<i>Gerris gracilicornis</i>	●	●	●	●
67					ヤスマツアメンボ	<i>Gerris insularis</i>	●	●	●	●
68					ヒメアメンボ	<i>Gerris latidominis</i>	●	●	●	●
69					シマアメンボ	<i>Metrocoris hystrio</i>	●	●	●	●
70					ミズカメムシ	マダラミズカメムシ	<i>Mesovelia japonica</i>	●	●	●
71					カタビロアメンボ	ケシカタビロアメンボ属	<i>Microvelia</i> sp.	●	●	●
72						ナガレカタビロアメンボ	<i>Pseudovelvia tibialis</i>	●	●	●
73						ナガレカタビロアメンボ属	<i>Pseudovelvia</i> sp.	●	●	●
74					ミズムシ(昆)	エサキコムズムシ	<i>Sigara septemlineata</i>	●	●	●
75					マツコムシ	マツコムシ	<i>Notonecta triguttata</i>	●	●	●
76		ヘビトンボ	ヘビトンボ	ヤマトクロスジヘビトンボ	ヤマトクロスジヘビトンボ	<i>Parachauliodes japonicus</i>	●	●	●	●
77		トビケラ(毛翅)	シマトビケラ	シマトビケラ	コガタシマトビケラ	<i>Cheumatonsyche brevilixata</i>	●	●	●	●
78					ウルマーシマトビケラ	<i>Hydropsyche orientalis</i>	●	●	●	●
79					ヒメトビケラ	ヒメトビケラ属	<i>Hydroptila</i> sp.	●	●	●
80					コエクリトビケラ	コエクリトビケラ属	<i>Apatania</i> sp.	●	●	●
81					ニンギョウトビケラ	ニンギョウトビケラ	<i>Goera japonica</i>	●	●	●
82					カクツツトビケラ	カクツツトビケラ属	<i>Lepidostoma</i> sp.	●	●	●
83					エクリトビケラ	キリバナトビケラ属	<i>Limnephilus</i> sp.	●	●	●
84					ホソハトビケラ	クロソハトビケラ	<i>Molanna nervosa</i>	●	●	●
85		チョウ(鱗翅)	ツツガ	ツツガ	ミズメイガ亜科	ACENTROPINAE sp.	●	●	●	●

表 9.10-16(2) 確認種目録 (底生動物)

No.	門	綱	目名	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度	
							夏季	秋季	冬季	春季	
86			ハエ (双翅)	オビヒメカガシボ	ダイミョウカガシボ属	<i>Pedicia</i> sp.			●		
87				ヒメカガシボ	ウスバカガシボ属	<i>Antocha</i> sp.	●				
88					ナミヒメカガシボ属	<i>Dicranomyia</i> sp.					●
89					カスリヒメカガシボ属	<i>Limnophila</i> sp.			●		
90					スクレロプロクダ属	<i>Scleroprocta</i> sp.		●			
91					カガシボ	Nippotipula亜属	<i>Tipula</i> (Nippotipula) sp.	●		●	●
92						Namatotipula亜属	<i>Tipula</i> (Namatotipula) sp.	●		●	●
93						カガシボ属	<i>Tipula</i> sp.	●	●		●
94						カガシボ亜科	TIPULINAE sp.	●			
95					チョウバエ	ハマダラチョウバエ属	<i>Pericoma</i> sp.	●	●		●
96					ヌカカ	ヌカカ科	CERATOPOGONIDAE sp.			●	●
97					ユスリカ	タマリユスリカ属	<i>Alotanytus</i> sp.			●	●
98						ボカシヌマユスリカ属	<i>Macropelopia</i> sp.	●		●	●
99						モンヌマユスリカ属	<i>Natansia</i> sp.		●	●	●
100					トラフユスリカ属	<i>Conchelyptis</i> sp.				●	
101					ウスギヌヒメユスリカ属	<i>Rheopelopia</i> sp.	●	●	●	●	
102					カユスリカ属	<i>Procladius</i> sp.	●				
103					カモヤマユスリカ種群	<i>Pothastia</i> (longimanus group) sp.			●	●	
104					ヤマユスリカ亜科	DIAMENINAE sp.			●	●	
105					ケブカユスリカ属	<i>Brillia</i> sp.			●	●	
106					コナユスリカ属	<i>Corymbeura</i> sp.			●	●	
107					ツヤユスリカ属	<i>Cricotopus</i> sp.	●			●	
108					ギリカキケバネユスリカ属	<i>Heterotriassocladus</i> sp.			●	●	
109					ニセトゲアシユスリカ属	<i>Parachaeocladius</i> sp.		●			
110					ニセケバネユスリカ属	<i>Parametriochnemus</i> sp.	●		●	●	
111					ケナケケバネユスリカ属	<i>Paraphaenocladus</i> sp.		●	●	●	
112					ニセヒロウドユスリカ属	<i>Pseudamittia</i> sp.			●	●	
113					ナガレツヤユスリカ属	<i>Rheocricotopus</i> sp.	●		●	●	
114					ヌカユスリカ属	<i>Thieremamiella</i> sp.			●	●	
115					ニセテンマクユスリカ属	<i>Ivetaenia</i> sp.	●		●	●	
116					ユスリカ亜科	ORTHOLADINAE sp.			●	●	
117					ユスリカ属	<i>Chironomus</i> sp.	●	●	●	●	
118					カマガタユスリカ属	<i>Ceratomyxozonus</i> sp.	●	●	●	●	
119					コブナシユスリカ属	<i>Harnischia</i> sp.	●		●	●	
120					ハゲユスリカ属	<i>Thaempsactra</i> sp.	●	●	●	●	
121					ハモンユスリカ属	<i>Polyptelimum</i> sp.	●	●	●	●	
122					アヤマダケユスリカ属	<i>Stictochironomus</i> sp.			●	●	
123					カガスネユスリカ属	<i>Microsepectra</i> sp.			●	●	
124					ニセヒゲユスリカ属	<i>Paratanytarsus</i> sp.			●	●	
125					ナガレユスリカ属	<i>Rheotanytarsus</i> sp.	●	●	●	●	
126					カンムリケミンユスリカ属	<i>Stempellinella</i> sp.	●				
127					ヒゲユスリカ属	<i>Tanytarsus</i> sp.	●	●	●	●	
128					ヒゲユスリカ族	<i>Tanytarsiini</i> sp.		●		●	
129					ユスリカ亜科	CHIRONOMINAE sp.	●				
130				カ	ナミカ属	<i>Culex</i> sp.			●	●	
131				ホソカ	ホソカ属	<i>Dixa</i> sp.	●		●	●	
132				ブユ	ツノマユブユ属	<i>Eusimulium</i> sp.			●	●	
133				ミスアブ	ホソルリミスアブ属	<i>Actim</i> sp.	●	●			
134				オドリバエ	オドリバエ科	EMPHIDIDAE sp.				●	
135				ハナアブ	ハナアブ科	SYRPHIDAE sp.				●	
136				ミギワバエ	ミギワバエ科	EPHYRIDAE sp.			●		
137			コウチュウ (鞘翅)	ゲンゴロウ	チビゲンゴロウ	<i>Hydrophilus japonicus</i>	●	●			
138						マメゲンゴロウ	<i>Agabus japonicus</i>				●
139						ヒメゲンゴロウ	<i>Rhantus sitalis</i>				●
140					ガムシ	キベリヒラタガムシ	<i>Enochrus japonicus</i>	●			●
141					ヒメガムシ	<i>Sternolophus rufipes</i>	●			●	
142					ガムシ科	HYDROPHILIDAE sp.				●	
143	害虫動物	裸喉	楯口	(楯口目)	楯口目	CTENGSTOMATA sp.				●	
合計	8門	13綱	25目	68科		143種	88種	63種	72種	87種	

注：分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成30年度生物リスト 河川環境データベース」(国土交通省 平成30年)に準拠したほか、部分的には「図説日本のユスリカ」(日本ユスリカ研究会編 平成22年 8月)など、各種文献類に従いました。

1. 陸産貝類

現地調査の結果、1目11科24種の陸産貝類が確認されました。
 確認種目録は、表 9.10-17に示すとおりです。

表 9.10-17 確認種目録（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	学名	平成30年度	平成31年度
					冬季	初夏
1	マイマイ	キバサナギガイ	スナガイ	<i>Gastrocopta armigerella armigerella</i>	●	●
2		ミジンマイマイ	ミジンマイマイ	<i>Valonia costata</i>	●	●
3		キセルガイ	ナミコギセル	<i>Euphaedusa tau tau</i>	●	●
4			ヒカリギセル	<i>Zaptychopsis buschi</i>	●	●
5		オカチ ヨウジガイ	オカチ ヨウジガイ	<i>Allpeas clavulinum kyotoense</i>	●	●
6			トクサオカチ ヨウジガイ	<i>Parpeas javanicum</i>	●	●
7			ホソオカチ ヨウジガイ	<i>Allpeas pyrgula</i>	●	●
8			サツマオカチ ヨウジガイ	<i>Allpeas satsumense</i>	●	●
9		パツラマイマイ	パツラマイマイ	<i>Discus pauper</i>	●	●
10		コハクガイ	ヒメコハクガイ	<i>Hawailia minuscula</i>	●	●
11			コハクガイ	<i>Zonitoides arboreus</i>	●	●
12		ナメクジ	ヤマナメクジ	<i>Meghimatium fruhstorferi</i>	●	
13		コウラナメクジ	ノハラナメクジ	<i>Derocerus reticulatum</i>	●	●
14			チャコウラナメクジ	<i>Limax marginatus</i>	●	●
15		ベッコウマイマイ	ヒメベッコウ	<i>Discoconulus sinapidium</i>	●	
16			マルシタラガイ	<i>Parasitala reinhardti</i>	●	●
17			ウラジロベッコウ	<i>Urazirochlamys doenitzii</i>	●	
18		ナンバンマイマイ	ニッポンマイマイ	<i>Satsuma japonica japonica</i>	●	●
19		オナジマイマイ	ウスカワマイマイ	<i>Acusta despecta sieboldina</i>	●	●
20			コハクオナジマイマイ	<i>Bra dybaena pel lucida</i>	●	●
21			オナジマイマイ	<i>Bra dybaena similis</i>		●
22			ミスジマイマイ	<i>Euhadra peliomphala peliomphala</i>	●	●
23			ヒダリマキマイマイ	<i>Euhadra quaesita quaesita</i>	●	●
24			エンスイマイマイ	<i>Tri shoplita conospira</i>	●	●
合計	1目	11科	24種		23種	21種

注：分類及び配列は、原則として「野生生物目録 無脊椎動物Ⅲ」（環境庁 平成10年4月）に準拠しましたが、一部の文献も参考としました。

イ. 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況

a. 哺乳類

現地調査の結果、重要な種は確認されませんでした。

b. 鳥類（一般鳥類）

現地調査の結果、4目14科24種の重要な種が確認されました。

重要な種の確認種目録は表 9.10-18 に、確認位置は図 9.10-4 に示すとおりです。

表 9.10-18 鳥類の重要な種の確認種目録（一般鳥類調査）

No.	目名	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準						
				内	外	①	②	③	④			
									繁殖期	非繁殖期		
1	ハト	ハト	アオバト		●					注目	注目	
2	チドリ	チドリ	ムナグロ	●							減少	
3			コチドリ	●							注目	
4	タカ	ミサゴ	ミサゴ	●					NT	VU	NT	
5		タカ	ツミ	●						VU	希少	
6			ハイタカ	●					NT	情不	希少	
7			オオタカ	重要な種の保護の観点から、非表示とさせていただきます。					NT	VU	希少	
8			ノスリ	●					VU	希少		
9	スズメ	モズ	モズ	●	●					減少		
10		ヒバリ	ヒバリ	●						減少		
11		ツバメ	ツバメ	●	●					減少		
12		ムシクイ	センダイムシクイ	●	●					NT		
13		ヨシキリ	オオヨシキリ	●	●					VU		
14		セッカ	セッカ	●						減少	減少	
15		ヒタキ	トラツグミ	●							減少	
16			アカハラ	●	●						減少	
17			キビタキ	●	●						減少	
18		セキレイ	キセキレイ	●							減少	
19			セグロセキレイ	●							減少	
20			ビンズイ		●						VU	
21		アトリ	カワラヒワ	●	●						減少	
22		ホオジロ	ホオアカ	●							CR+EN	
23			アオジ	●	●						VU	
24			クロジ	●	●						CR+EN	減少
合計	4目	14科	24種	22種	12種	—	—	3種	23種	8種		

注：1. 分類及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

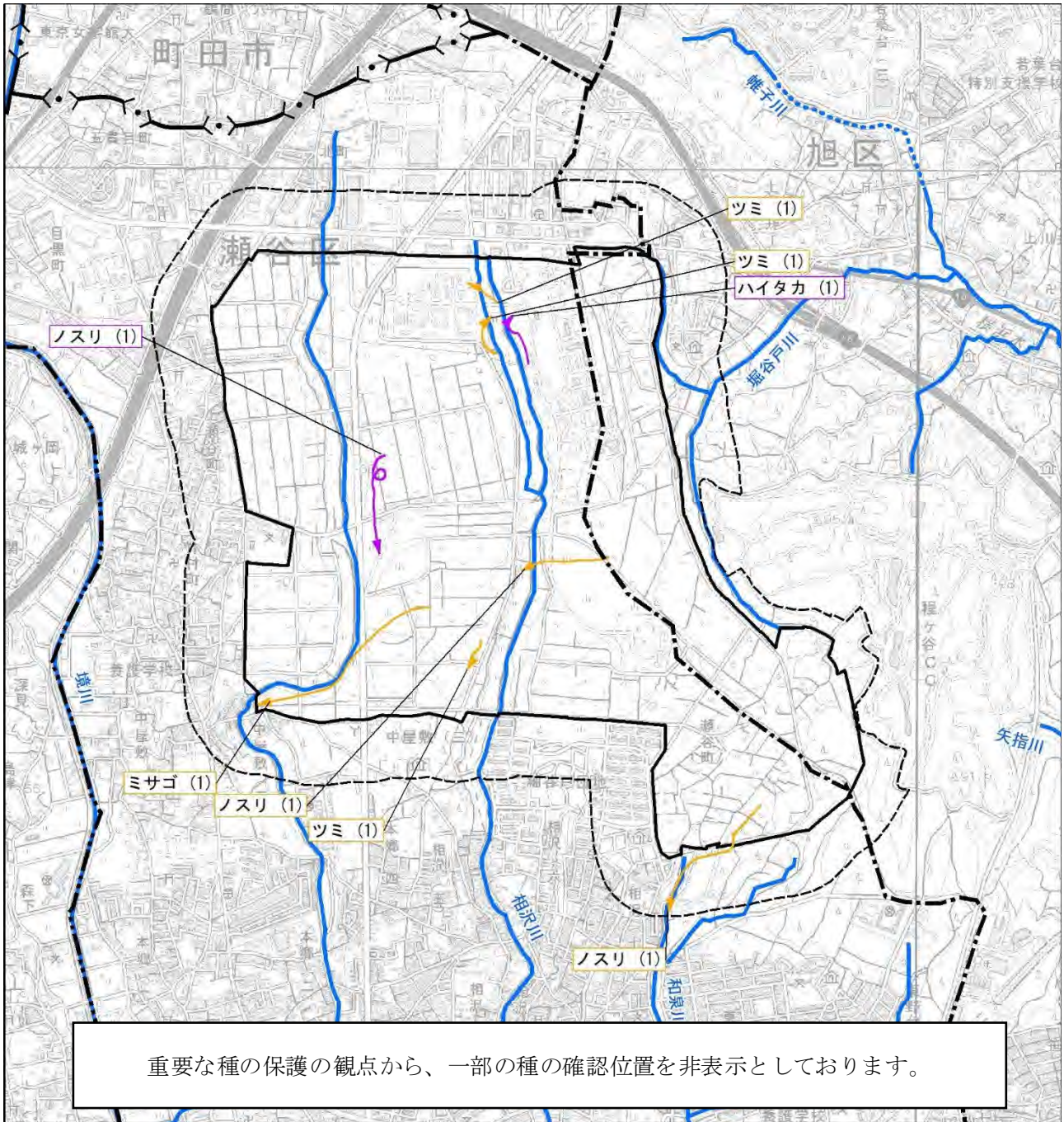
④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」

（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

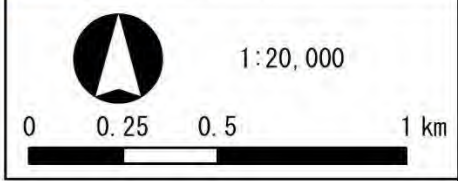
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群



凡 例			
	対象事業実施区域	● 確認位置	→ 飛行軌跡
	調査範囲	● 夏季	→ 夏季
	都県界	● 秋季	→ 秋季
	市界	● 冬季	→ 冬季
	区界	● 早春季	→ 早春季
	河川	● 春季	→ 春季
		● 初夏季	→ 初夏季
			→ 鳴き声
			▨ 夏季
			▨ 秋季
			▨ 冬季
			▨ 早春季
			▨ 春季
			▨ 初夏季



注：図中の数字は確認個体数を示す。

図 9.10-4(2) 鳥類の重要な種の確認位置図（一般鳥類：猛禽類（タカ目5種））

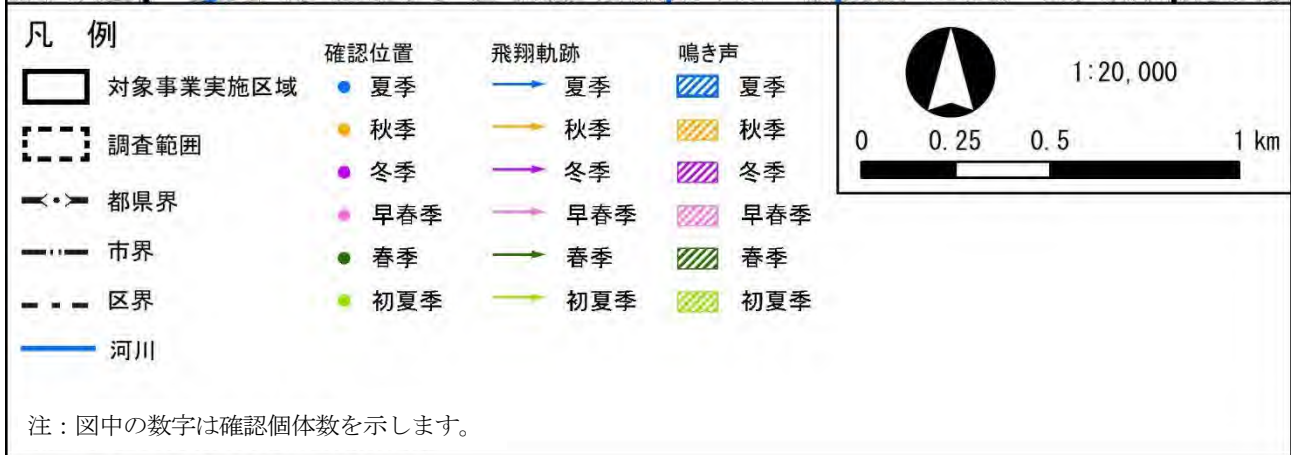
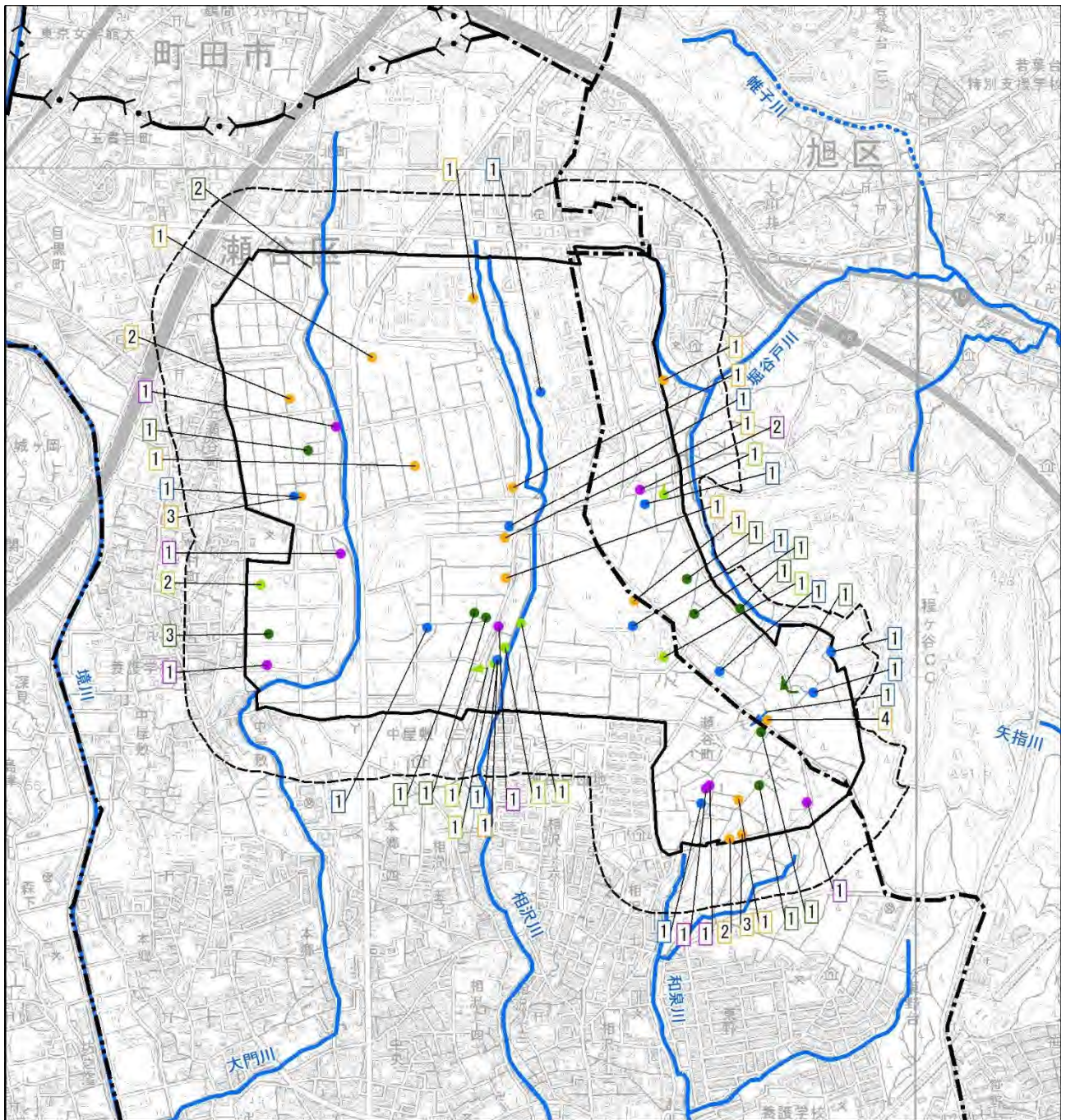


図 9.10-4 (3) 鳥類の重要な種の確認位置図 (一般鳥類：モズ)

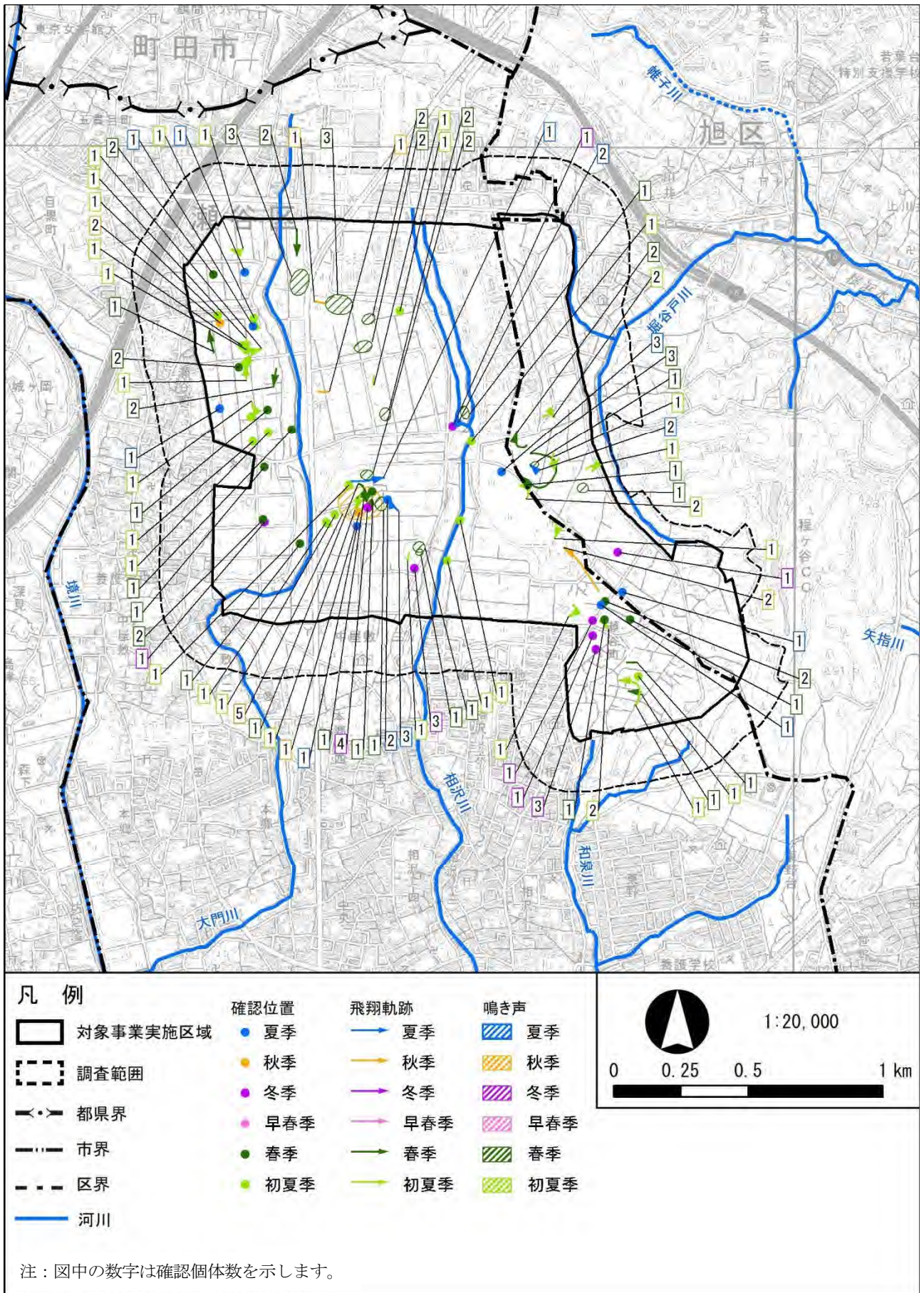
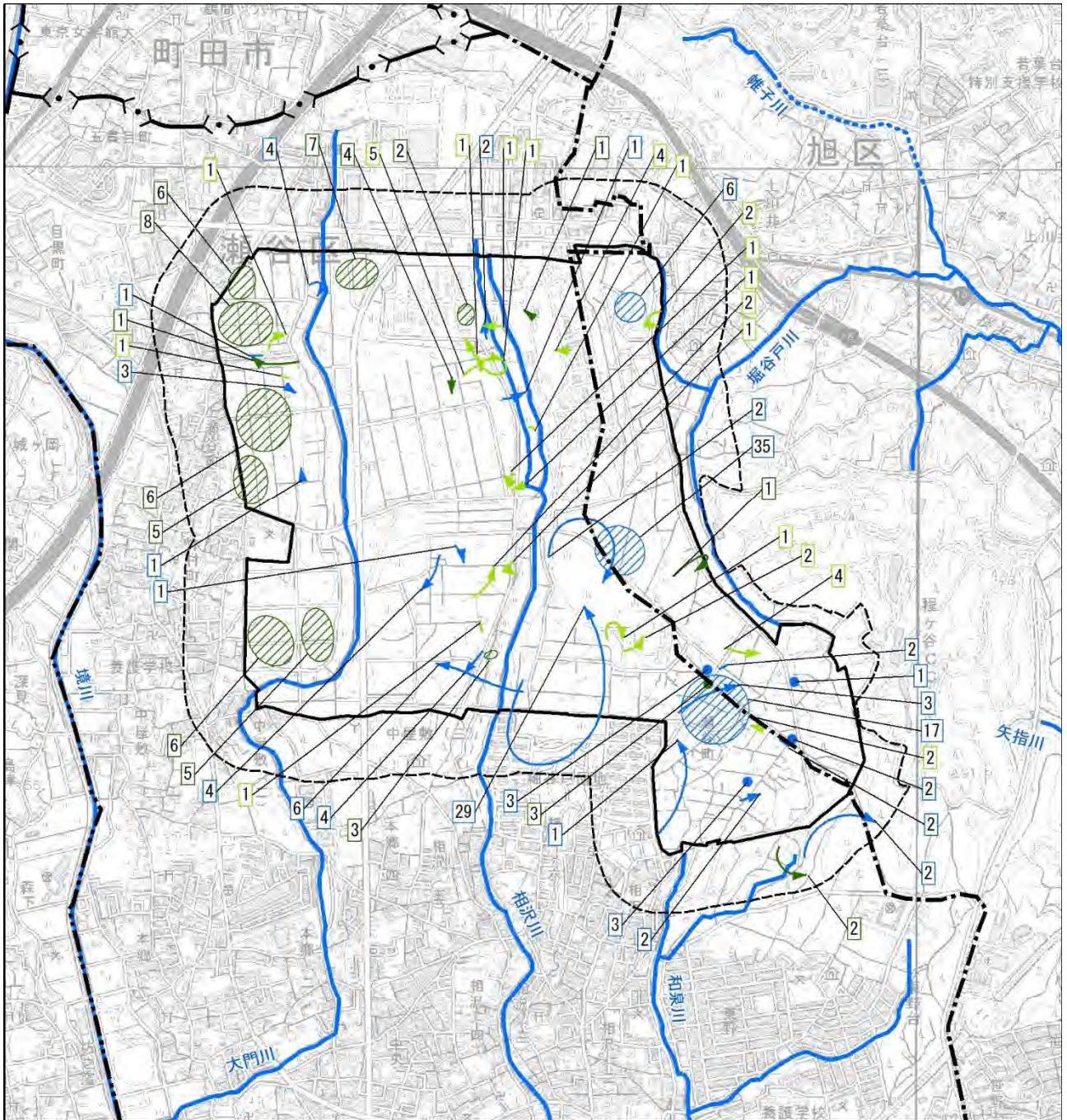


図 9.10-4(4) 鳥類の重要な種の確認位置図（一般鳥類：ヒバリ）



凡 例			
	対象事業実施区域	確認位置	● 夏季
	調査範囲	● 秋季	● 初夏季
	都県界	● 冬季	→ 夏季
	市界	● 早春季	→ 秋季
	区界	● 春季	→ 冬季
	河川	● 初夏季	→ 早春季
		→ 夏季	→ 春季
		→ 秋季	→ 初夏季
		→ 冬季	→ 夏季
		→ 早春季	→ 秋季
		→ 春季	→ 冬季
		→ 初夏季	→ 早春季
			→ 春季
			→ 初夏季

1:20,000
0 0.25 0.5 1 km

注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 9.10-4(5) 鳥類の重要な種の確認位置図（一般鳥類：ツバメ）

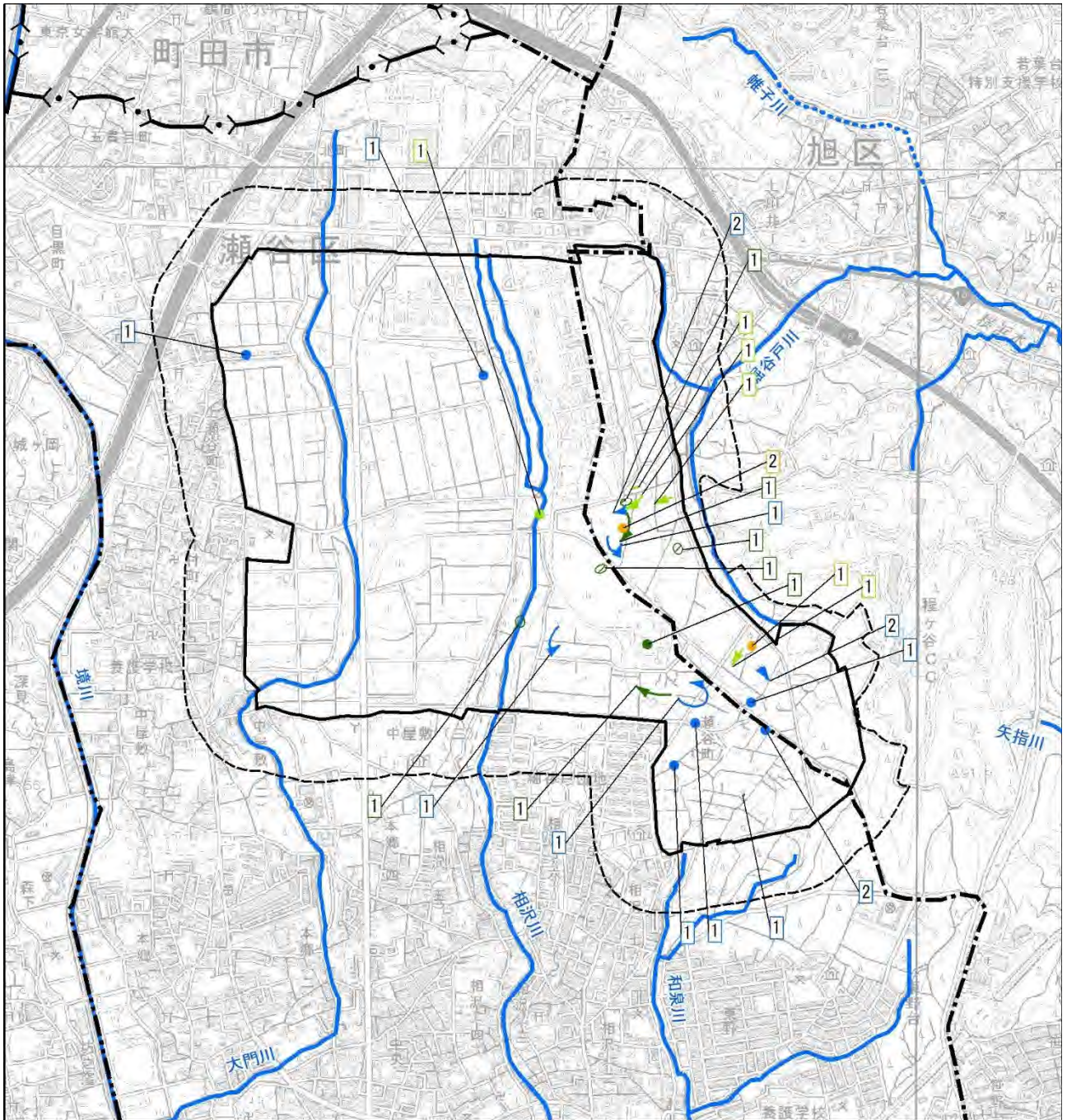


図 9.10-4(6) 鳥類の重要な種の確認位置図（一般鳥類：セッカ）

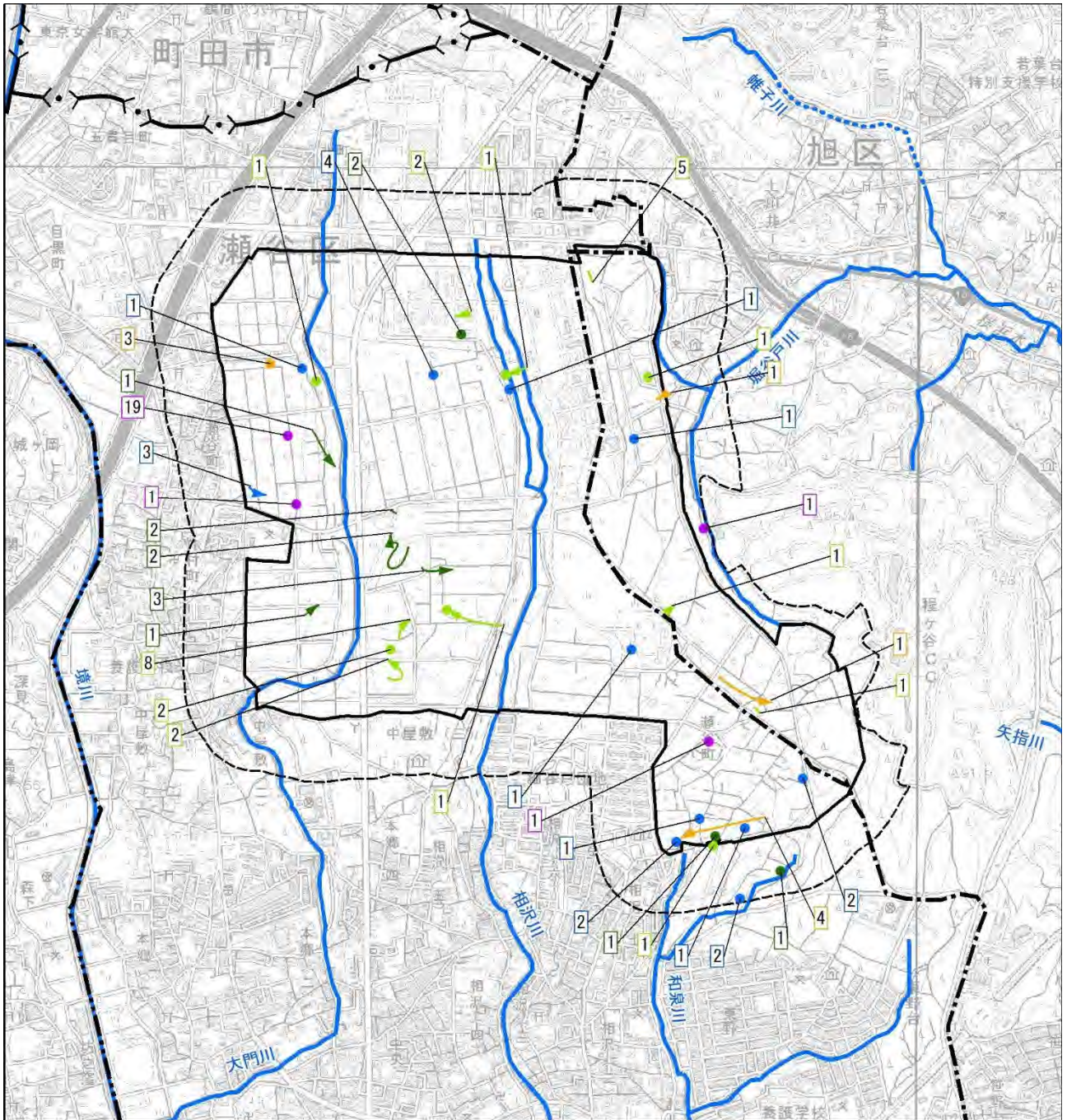


図 9.10-4(7) 鳥類の重要な種の確認位置図（一般鳥類：カワラヒワ）

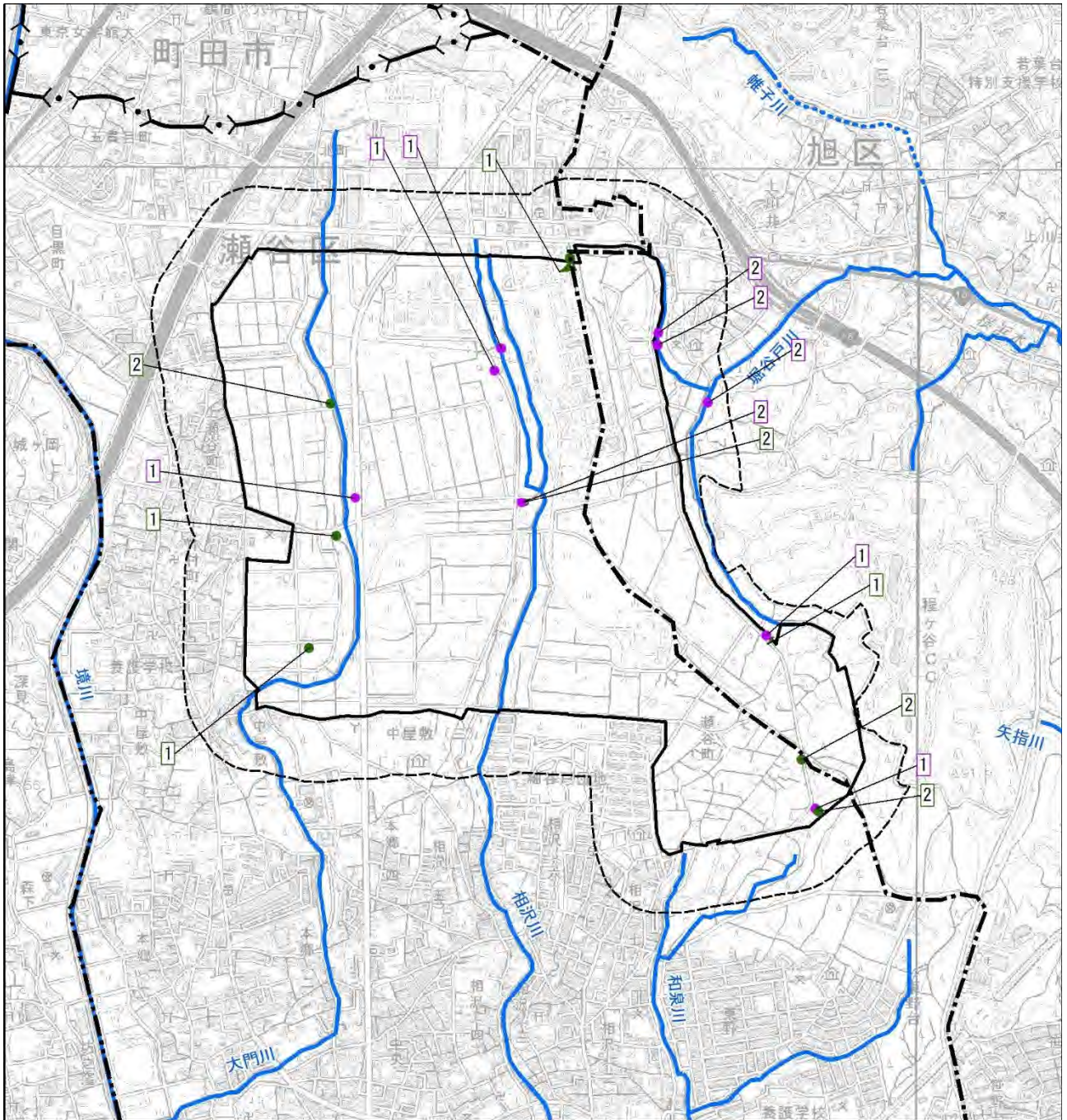


図 9.10-4(8) 鳥類の重要な種の確認位置図（一般鳥類：アオジ）

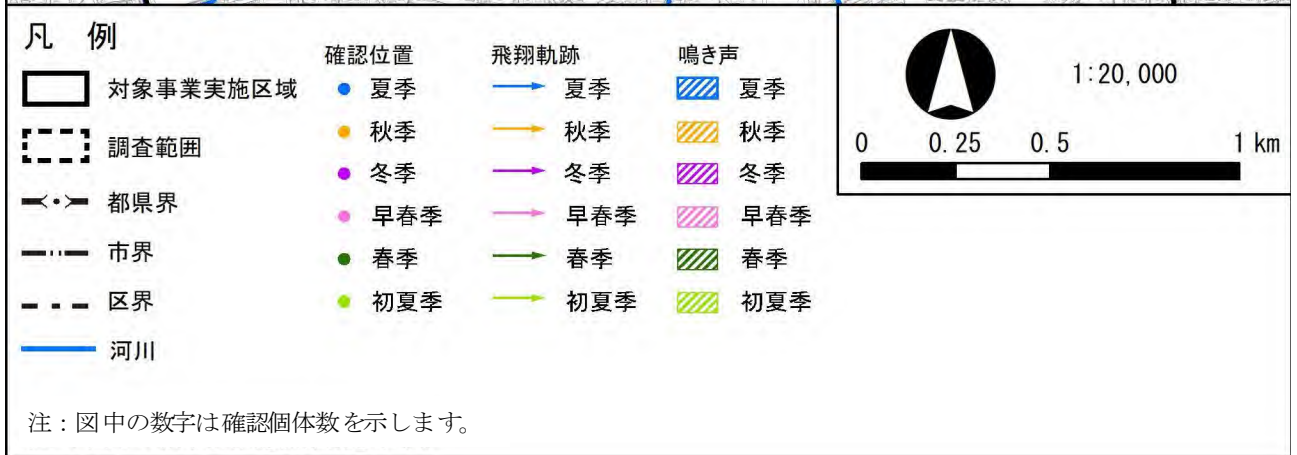
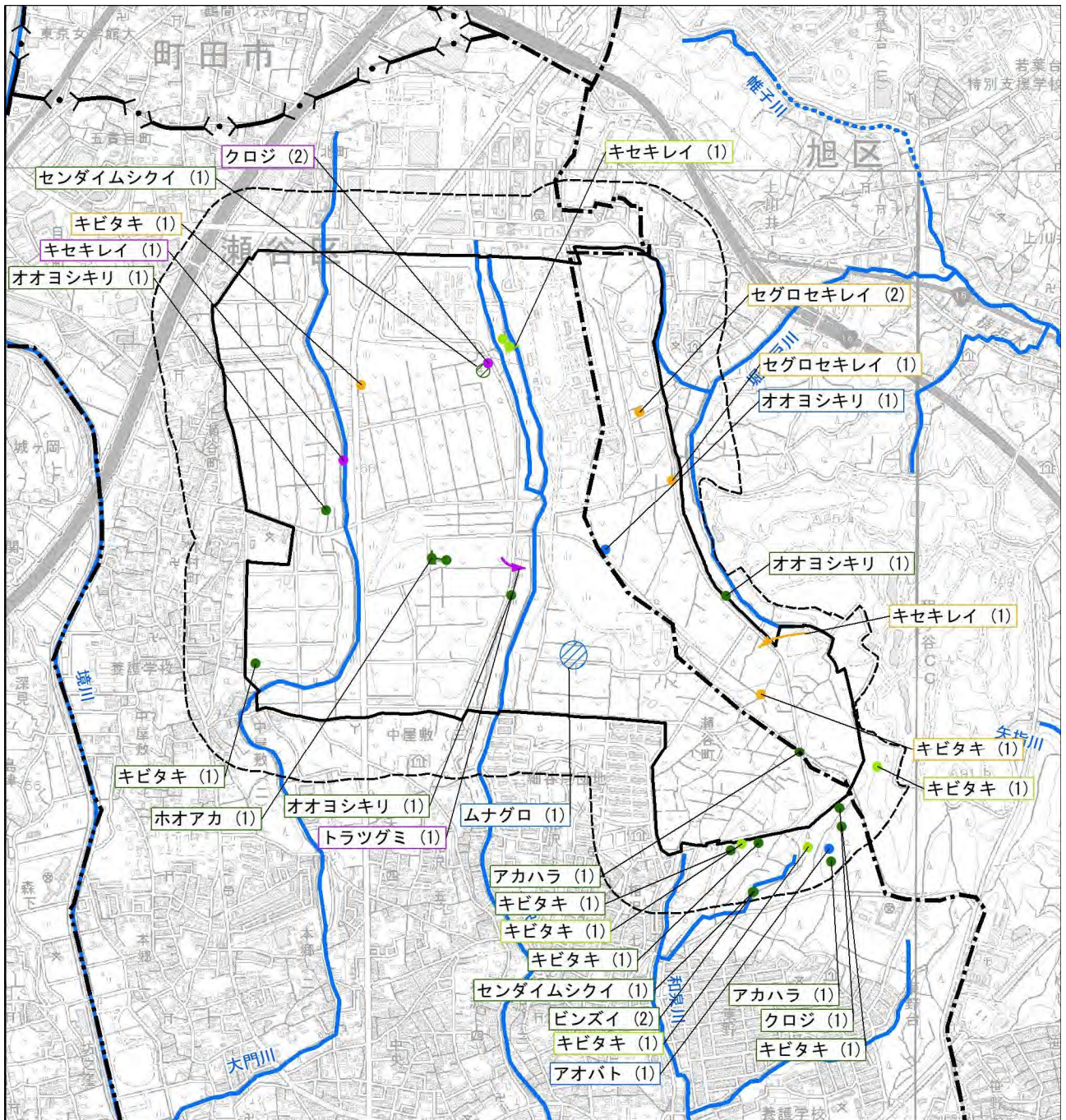


図 9.10-4(9) 鳥類の重要な種の確認位置図（一般鳥類：その他）

c. 鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）

現地調査の結果、1目1科1種の重要な種が確認されました。

重要な種の確認種目録は表 9.10-19 に、確認位置は図 9.10-5 に示すとおりです。

現地調査の結果、合計4例（平成31年繁殖期：1例、令和2年繁殖期：3例）のフクロウを確認しましたが、対象事業実施区域及びその周辺で繁殖は確認されませんでした。

表 9.10-19 フクロウ類・夜行性鳥類の重要な種の確認種目録

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④	
							繁殖期	非繁殖期
1	フクロウ	フクロウ	フクロウ				NT	
合計	1目	1科	1種	—	—	—	1種	—

注：1. 分類及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。

2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

d. 鳥類（猛禽類）

現地調査の結果、2目3科7種の重要な種が確認されました。

重要な種の確認種目録は表 9.10-20 に、確認位置は図 9.10-6 及び図 9.10-7 に示すとおりです。

表 9.10-20 猛禽類の重要な種の確認種目録

No.	目名	科名	種名	選定基準				
				①	②	③	④ 繁殖期	④ 非繁殖期
1	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	VU	NT
2		タカ	ツミ				VU	希少
3			ハイタカ			NT	DD	希少
4			オオタカ			NT	VU	希少
5			サシバ			VU	CR+EN	
6			ノスリ				VU	希少
7	ハヤブサ	ハヤブサ	ハヤブサ		国内	VU	CR+EN	希少
合計	2目	3科	7種	—	1種	5種	7種	6種

- 注：1. 分類及び配列は、「日本鳥類目録 改訂第7版」（日本鳥学会 平成24年9月）に準拠しました。
2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。
- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
 - ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
 - ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 - ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

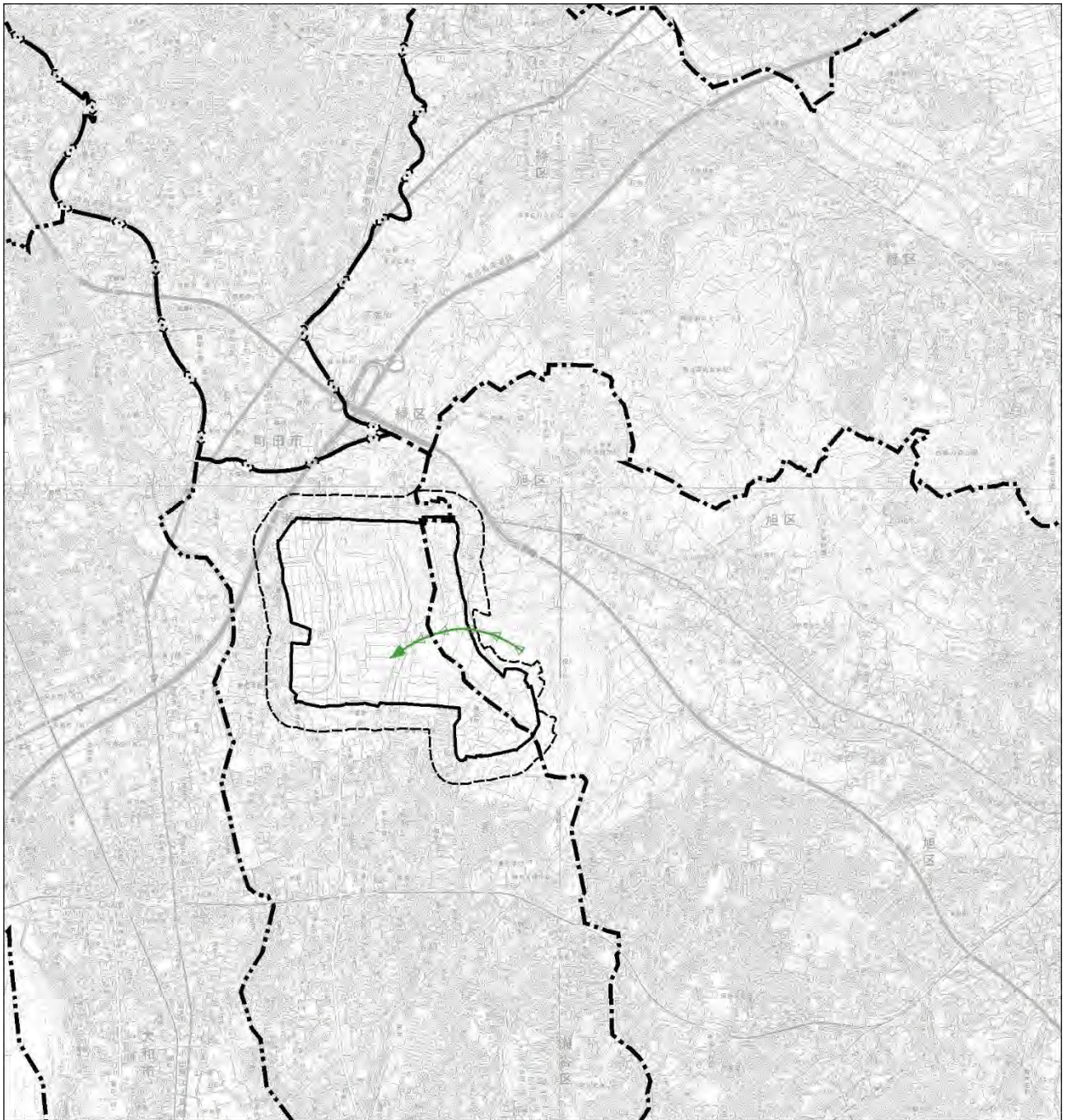


図 9.10-6(1) 猛禽類の確認位置図 (ミサゴ：令和2年繁殖期)

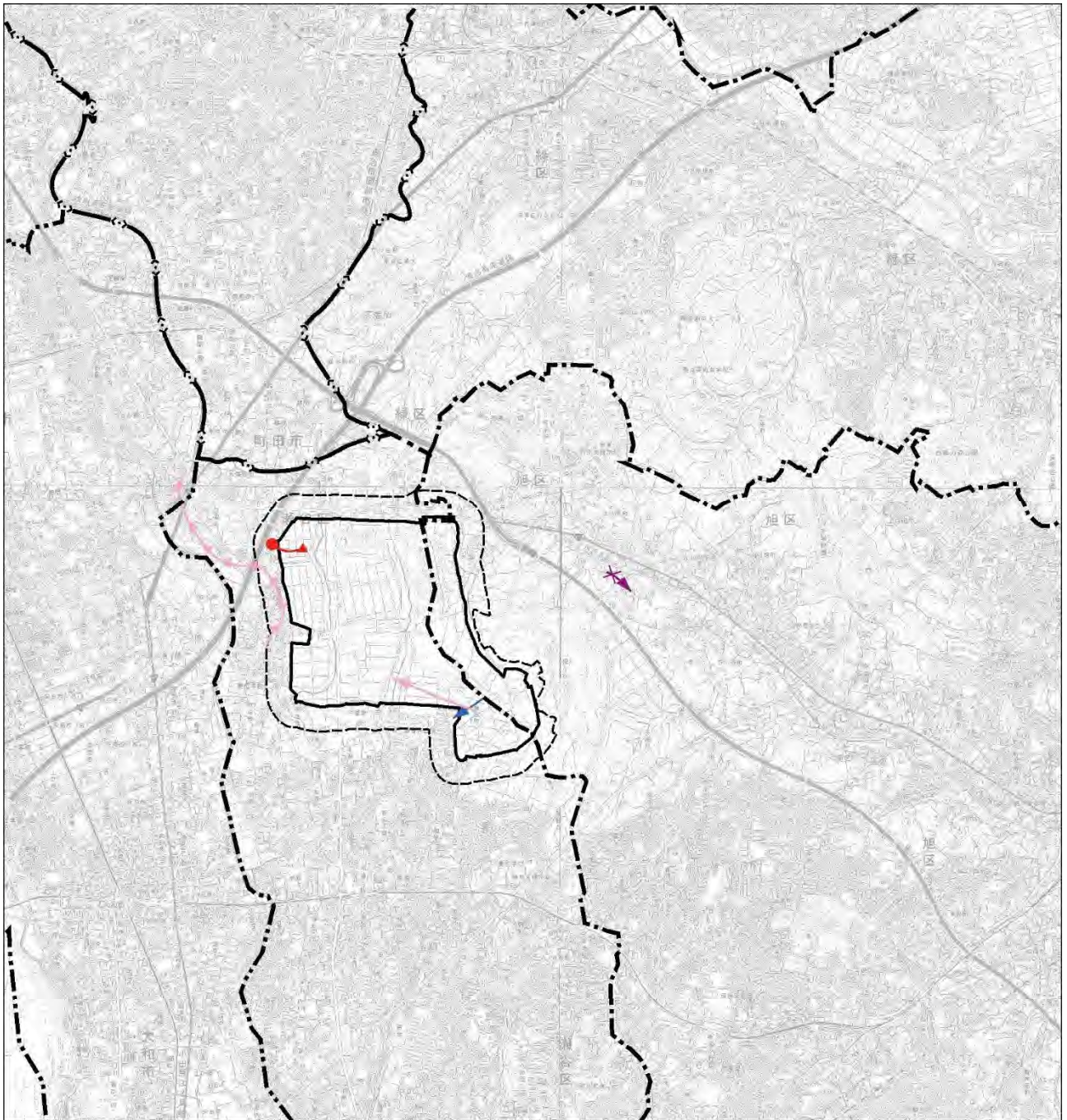


図 9.10-6 (2) 猛禽類の確認位置図 (ツミ : 平成 31 年繁殖期)

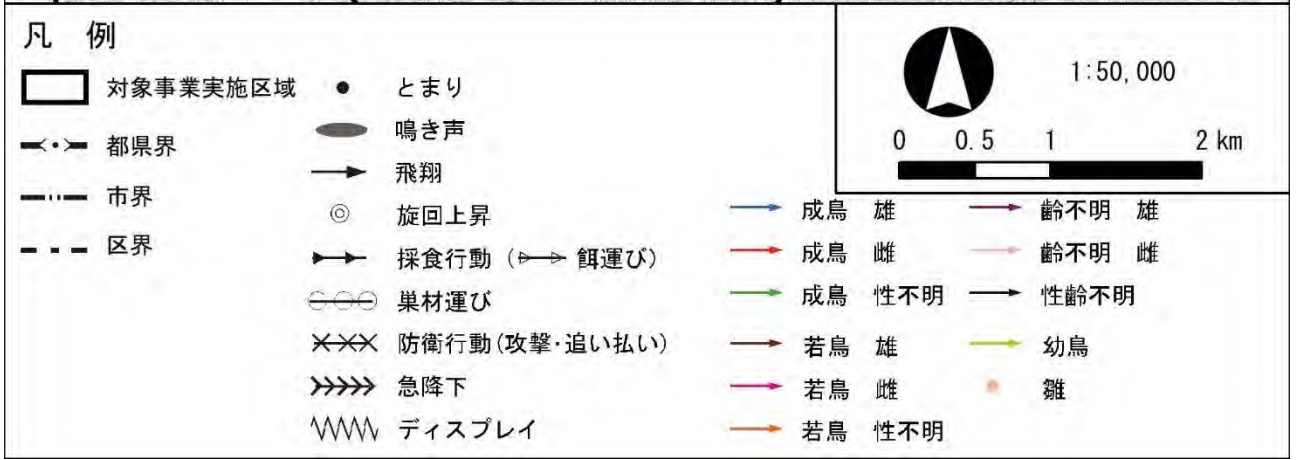
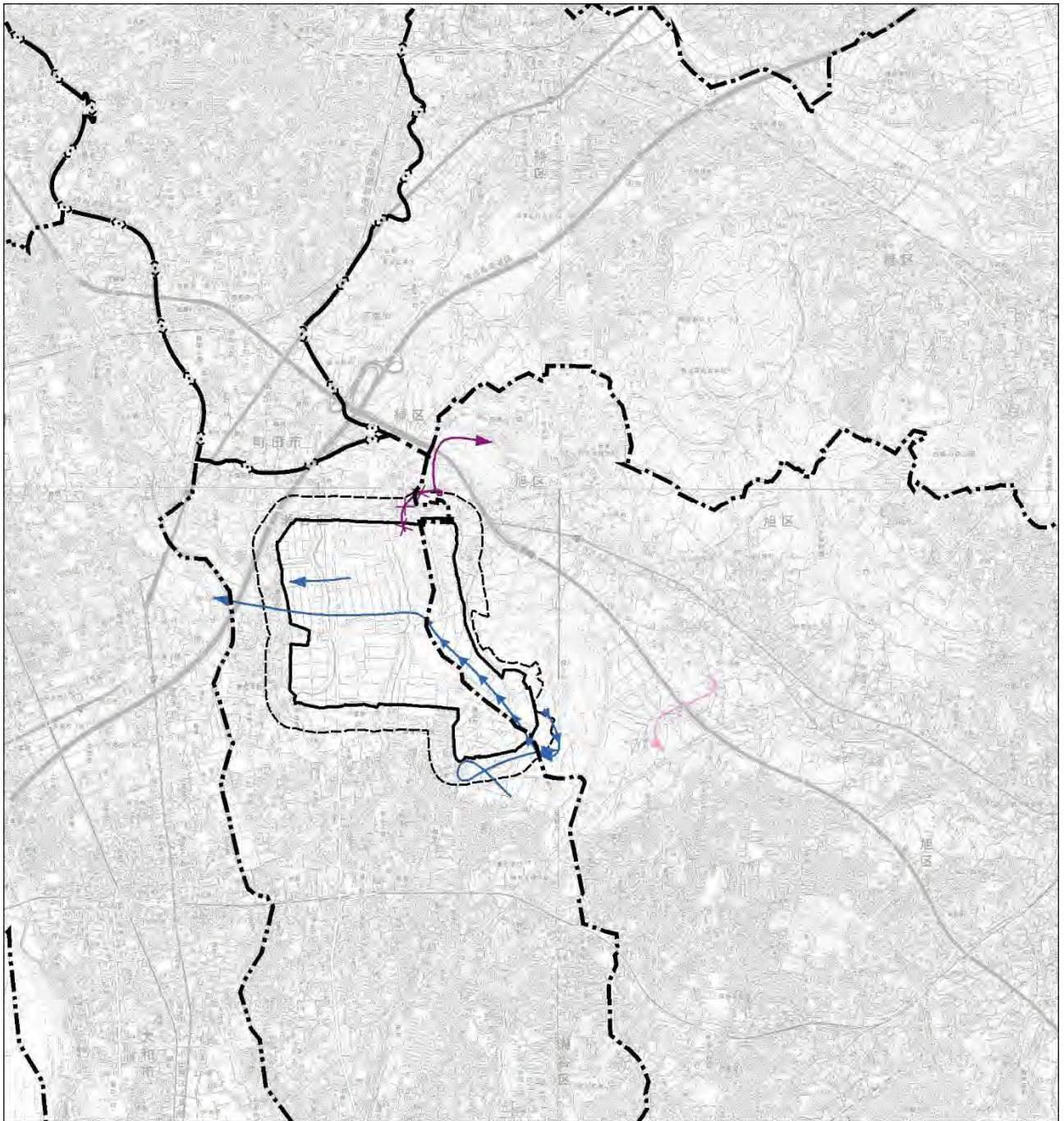


図 9.10-6(3) 猛禽類の確認位置図 (ツミ：令和2年繁殖期)

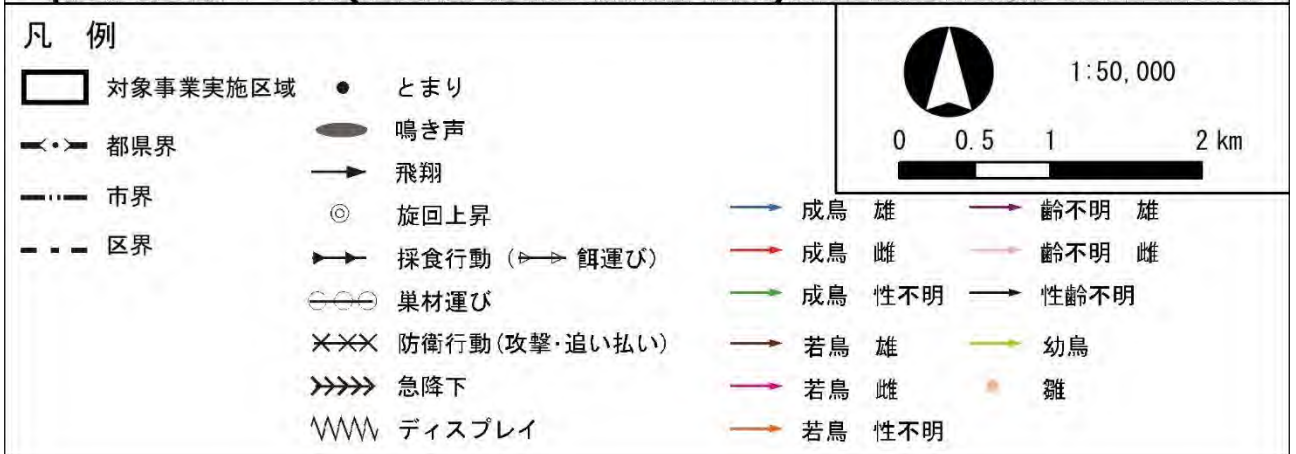
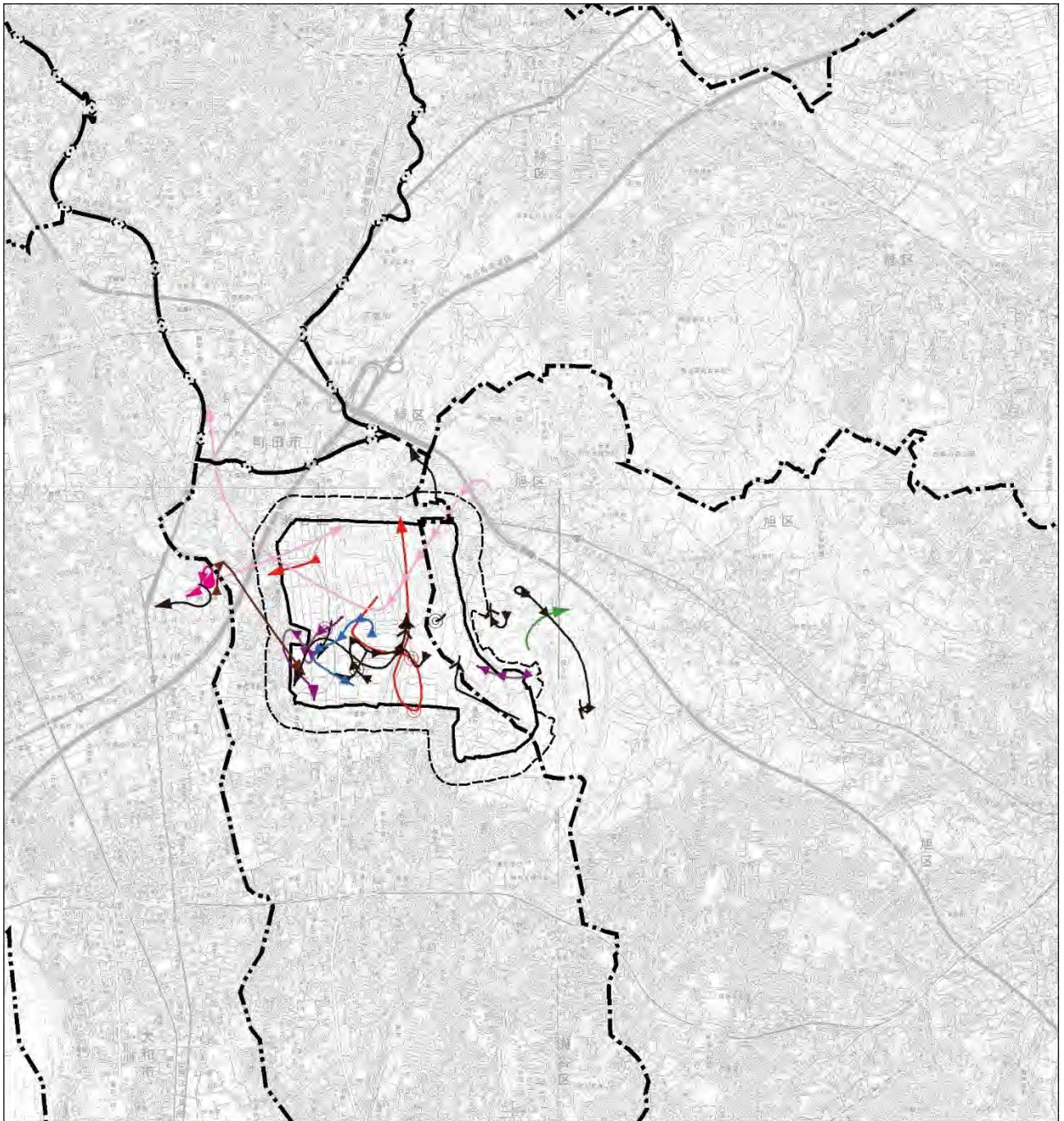


図 9.10-6(4) 猛禽類の確認位置図 (ハイタカ：平成 31 年繁殖期)

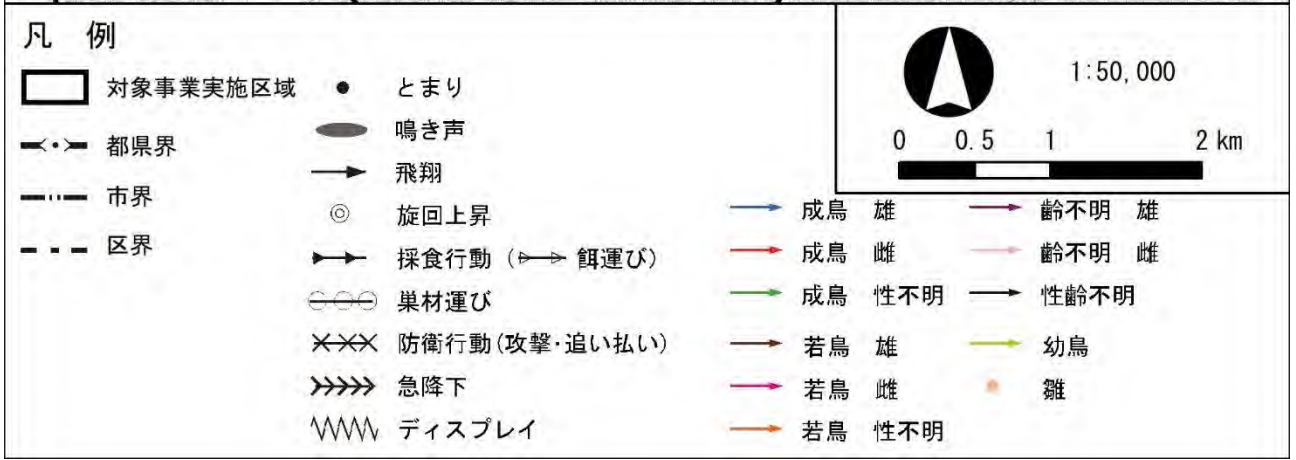
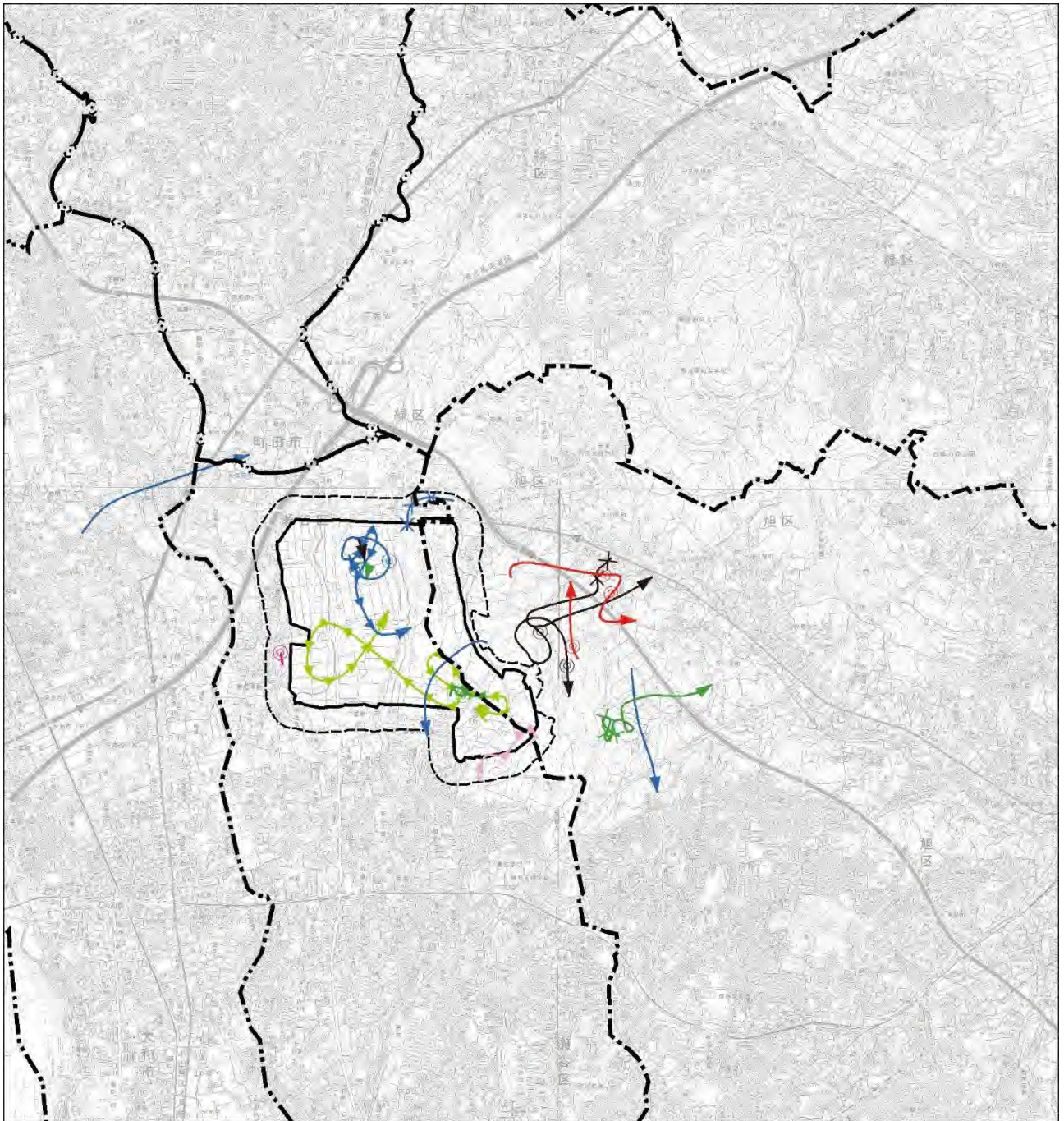


図 9.10-6(5) 猛禽類の確認位置図 (ハイタカ：令和2年繁殖期)

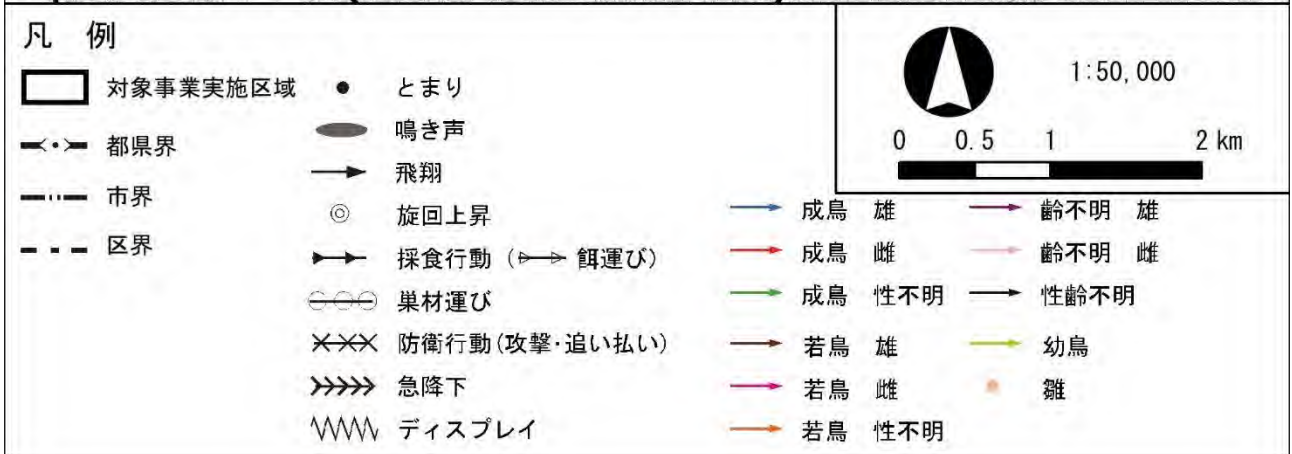


図 9.10-6(6) 猛禽類の確認位置図 (サシバ: 平成 31 年繁殖期)

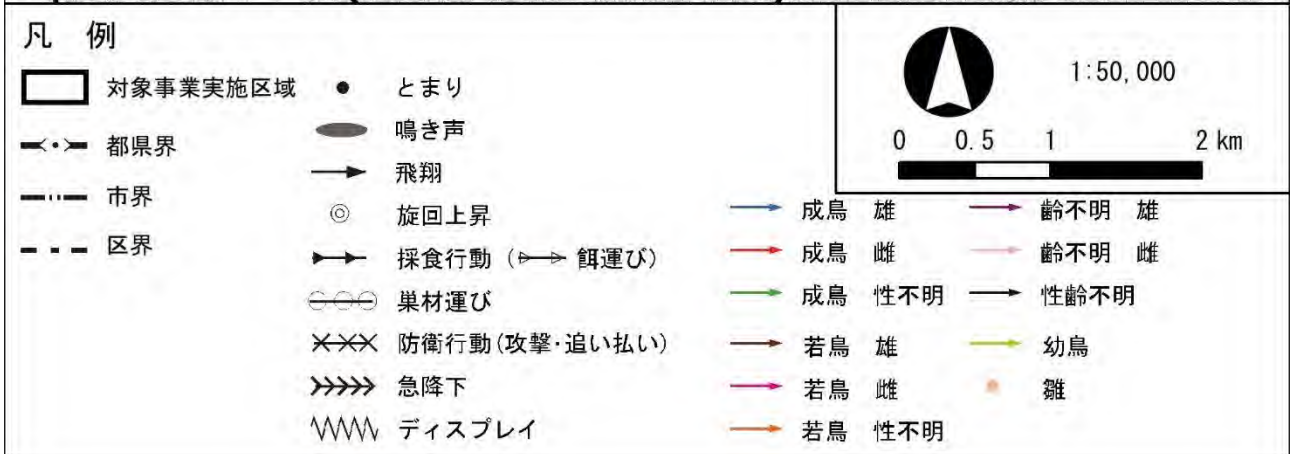
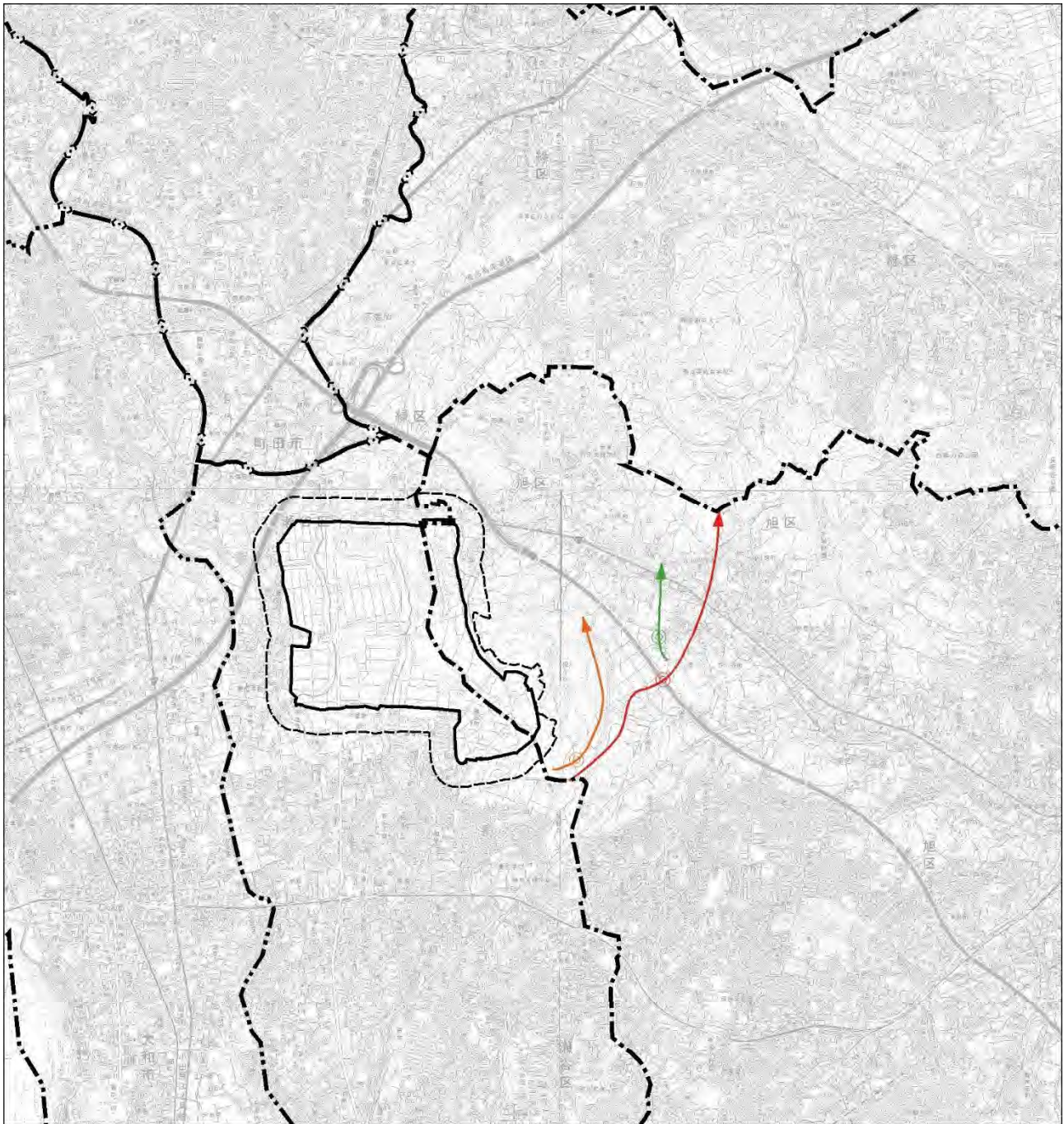


図 9.10-6 (7) 猛禽類の確認位置図 (サシバ: 令和 2 年繁殖期)

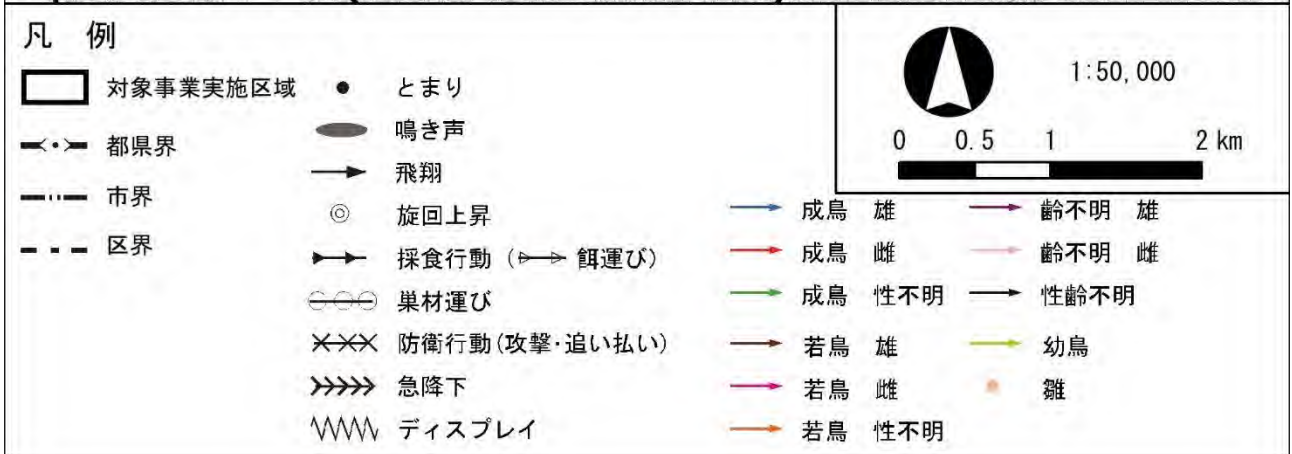
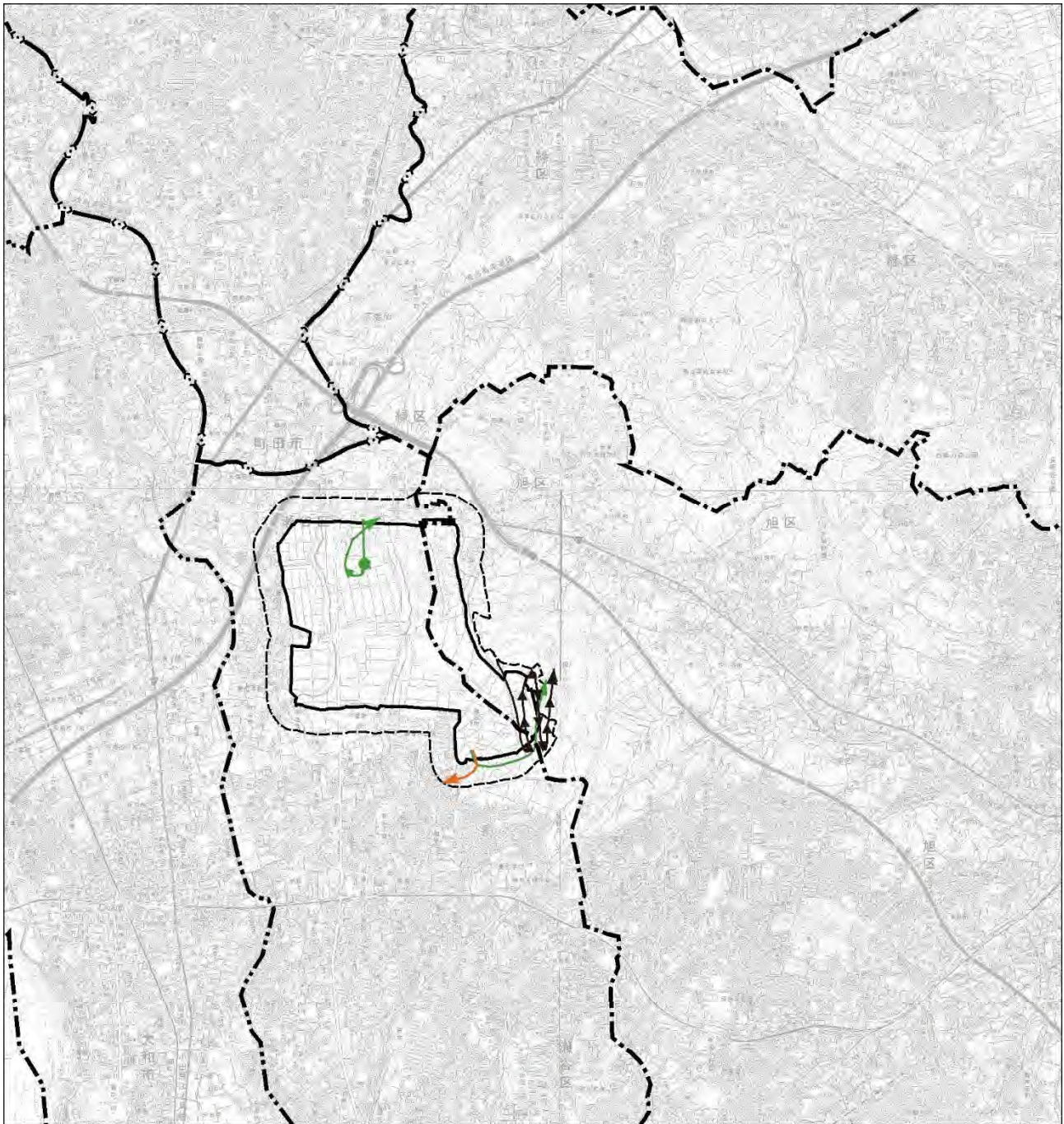


図 9.10-6 (8) 猛禽類の確認位置図 (ノスリ：平成 31 年繁殖期)

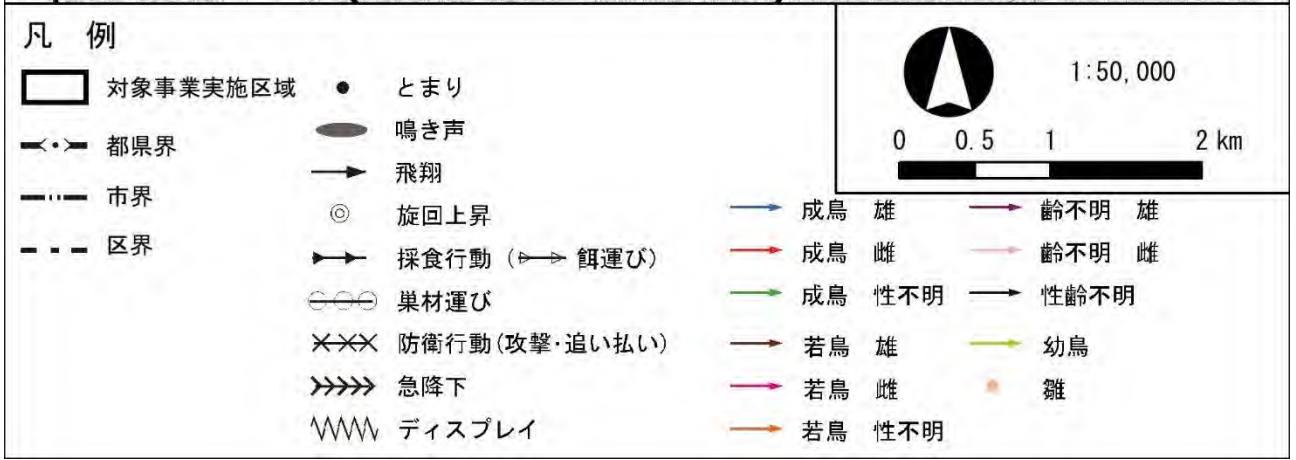
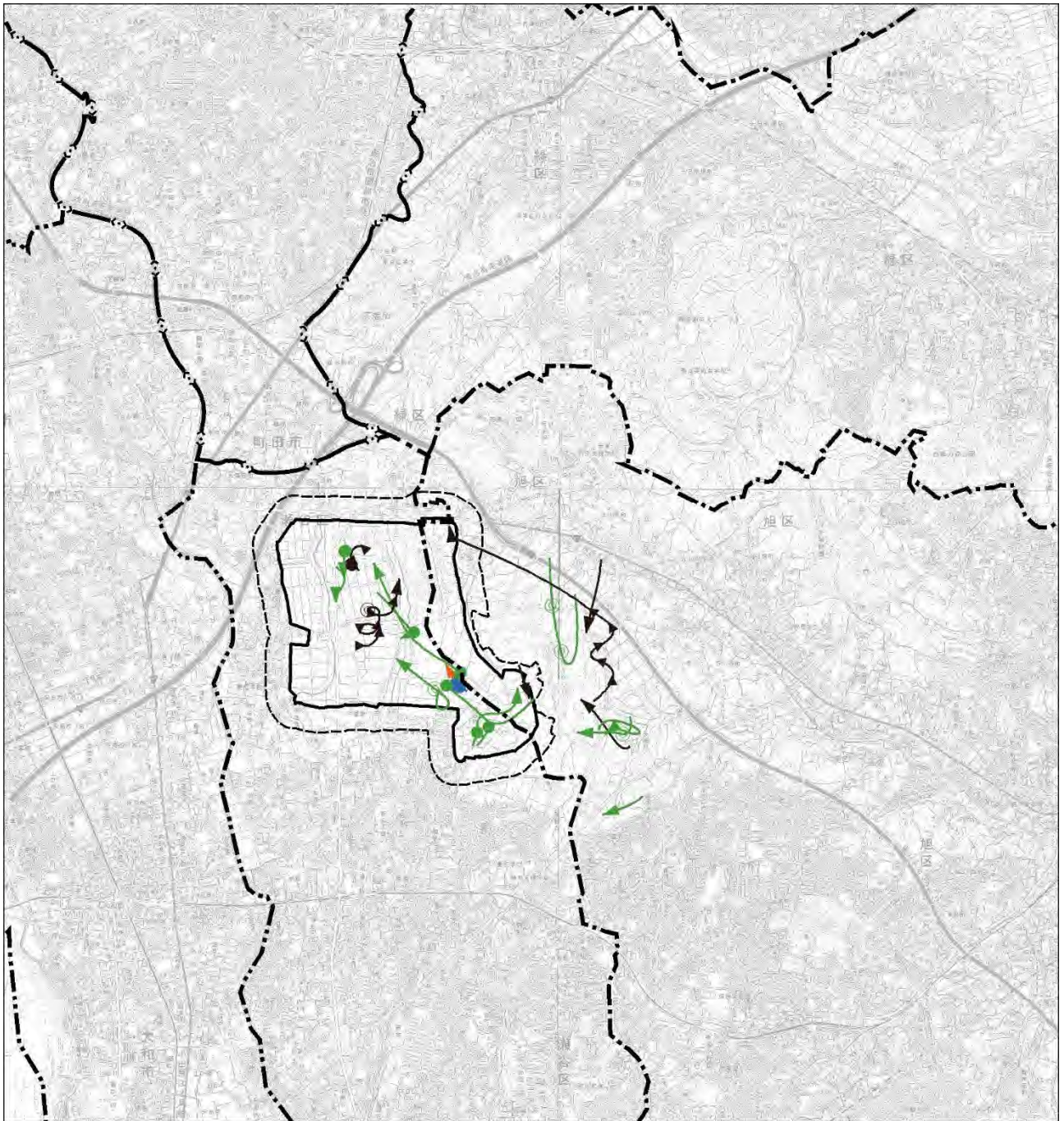


図 9.10-6 (9) 猛禽類の確認位置図 (ノスリ：令和2年繁殖期)

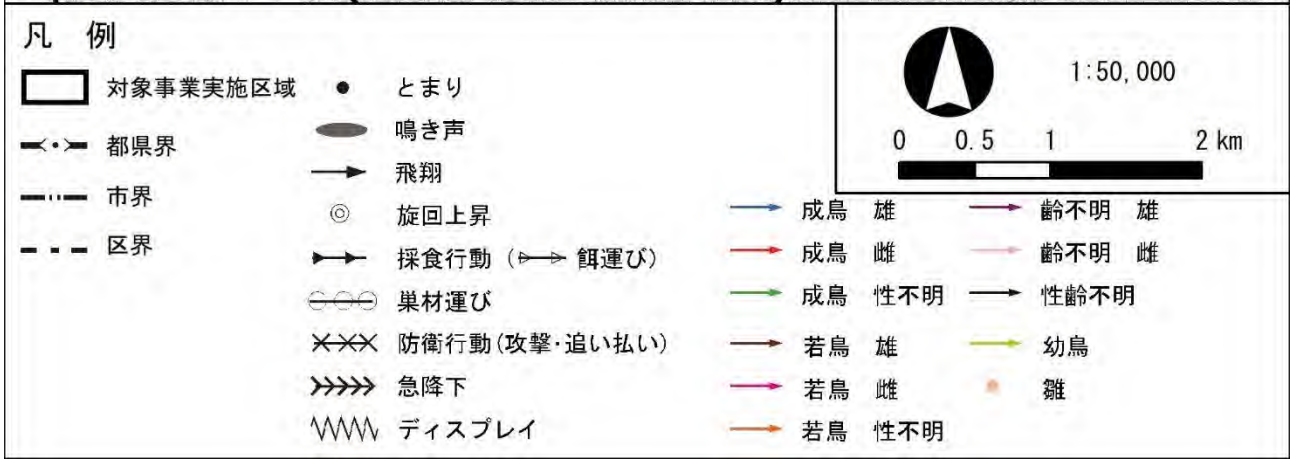
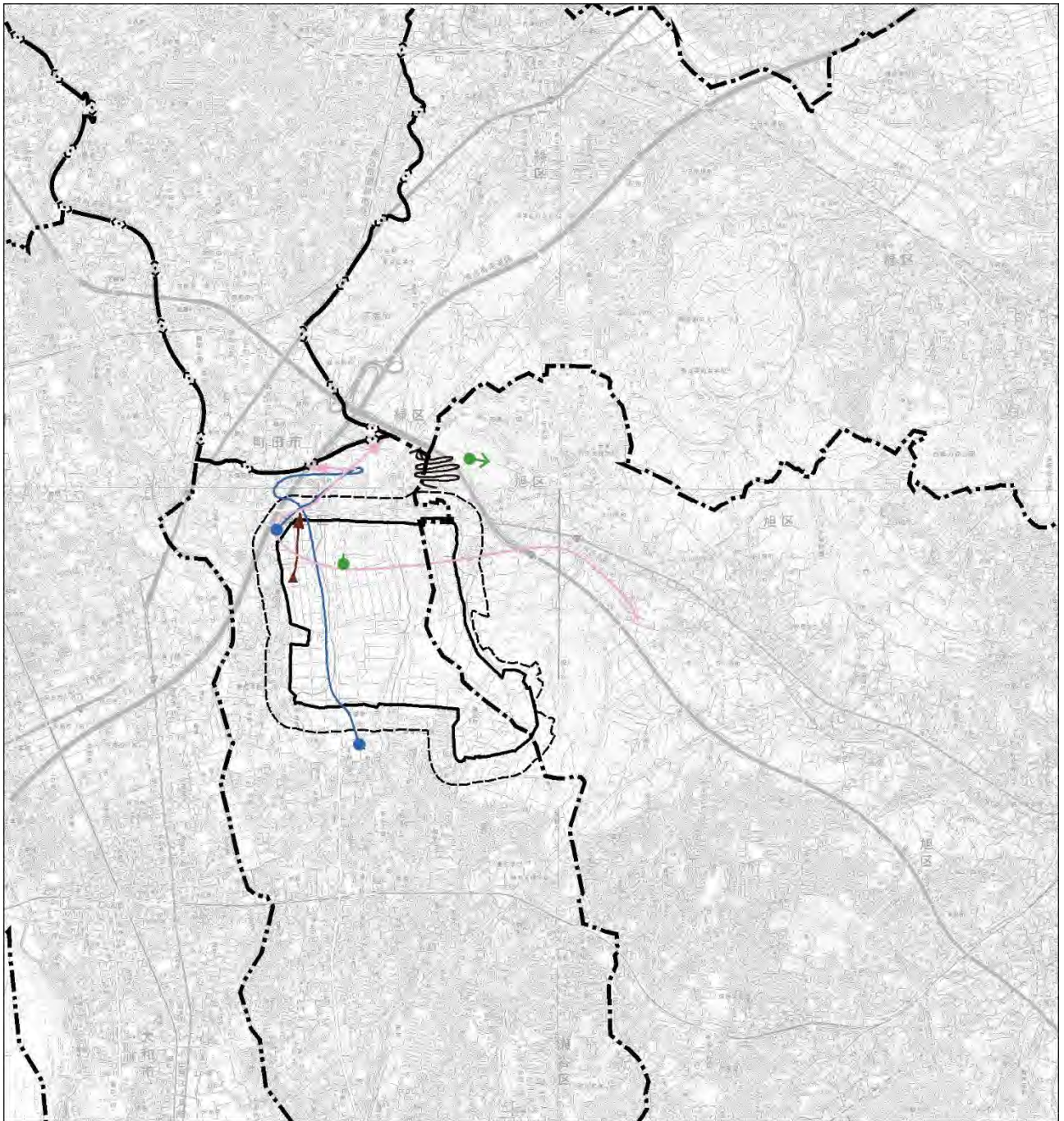


図 9.10-6 (10) 猛禽類の確認位置図 (ハヤブサ：平成 31 年繁殖期)

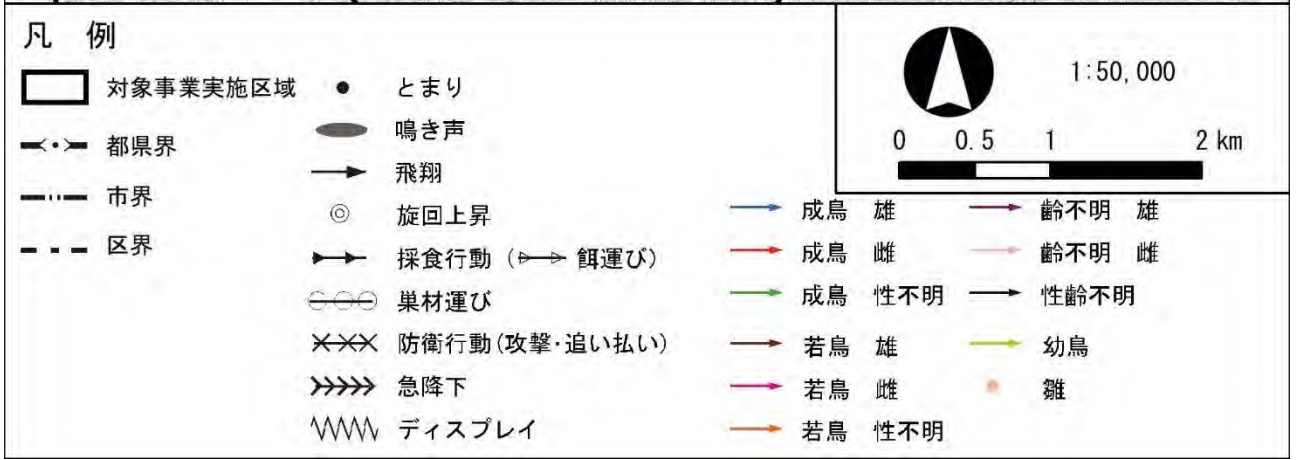
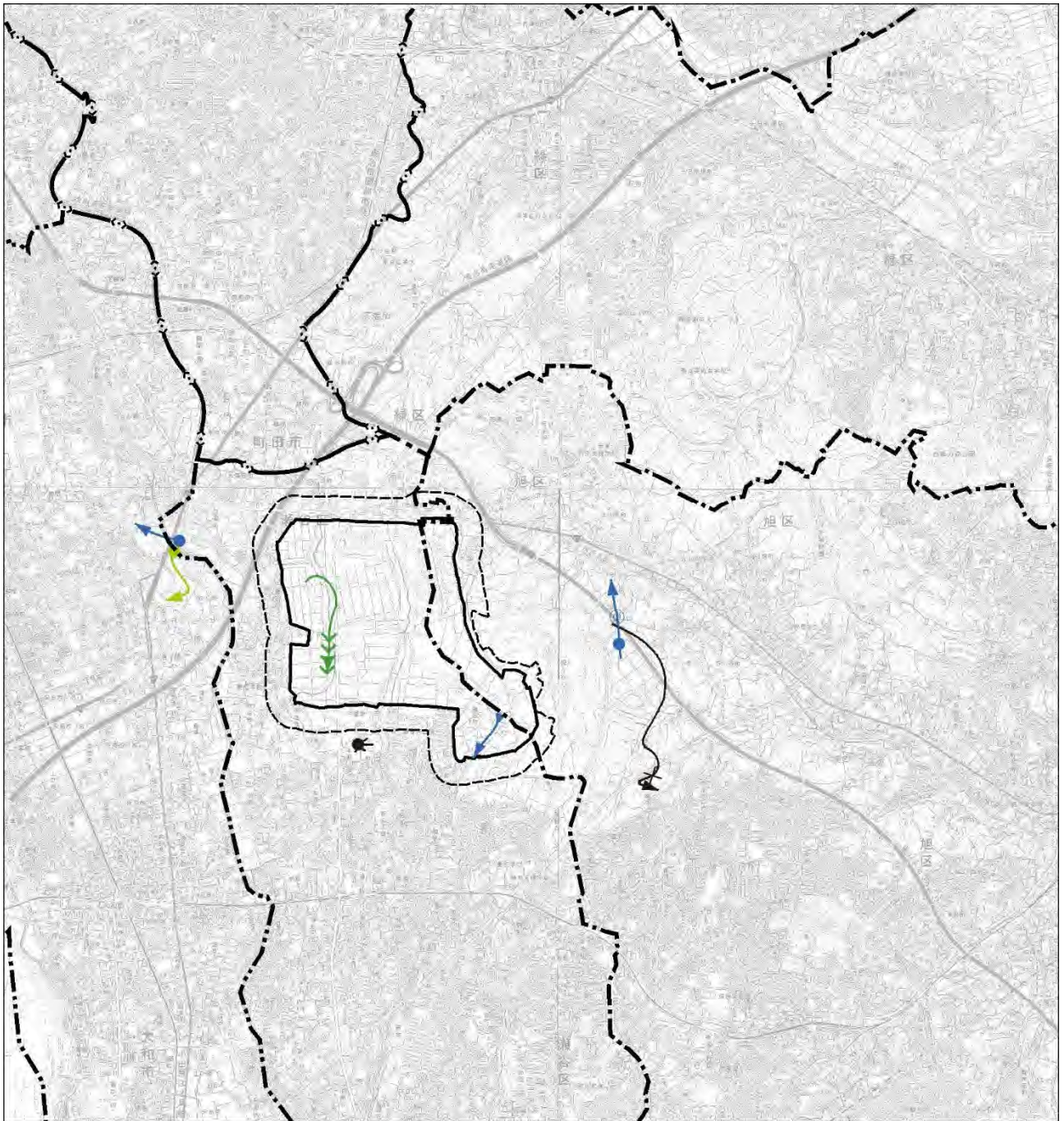


図 9.10-6(11) 猛禽類の確認位置図 (ハヤブサ：令和2年繁殖期)

また、確認された重要な種のうち、繁殖が確認されたオオタカについて確認状況を示します。

オオタカの確認状況は前掲表 9.10-8 (P.9.10 (動物) -24) に、繁殖期別の飛翔状況は図 9.10-7 に示すとおりです。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

【平成 31 年繁殖期】

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

【令和 2 年繁殖期】

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

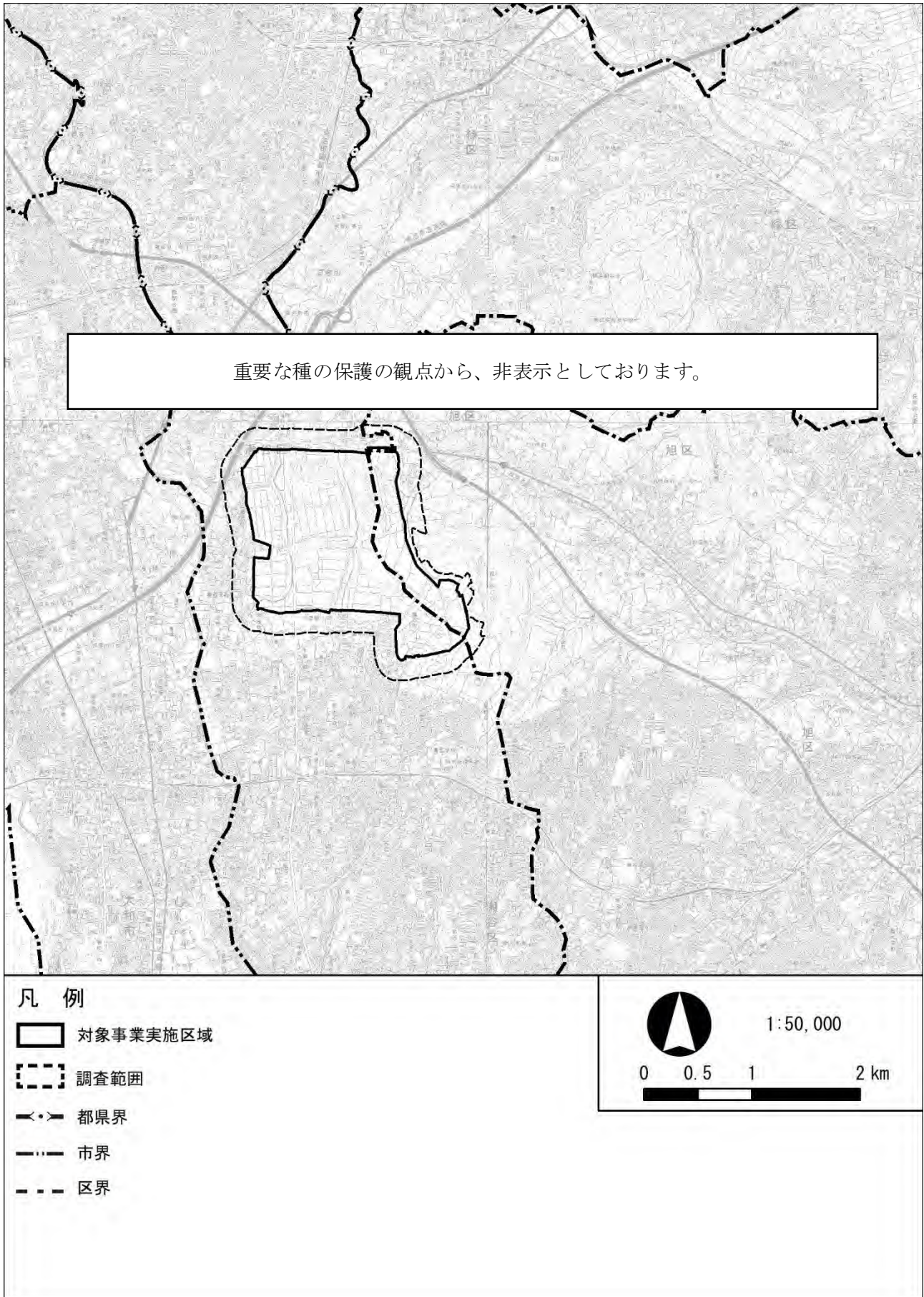


図 9.10-7(1) オオタカの飛翔図（平成31年繁殖期）

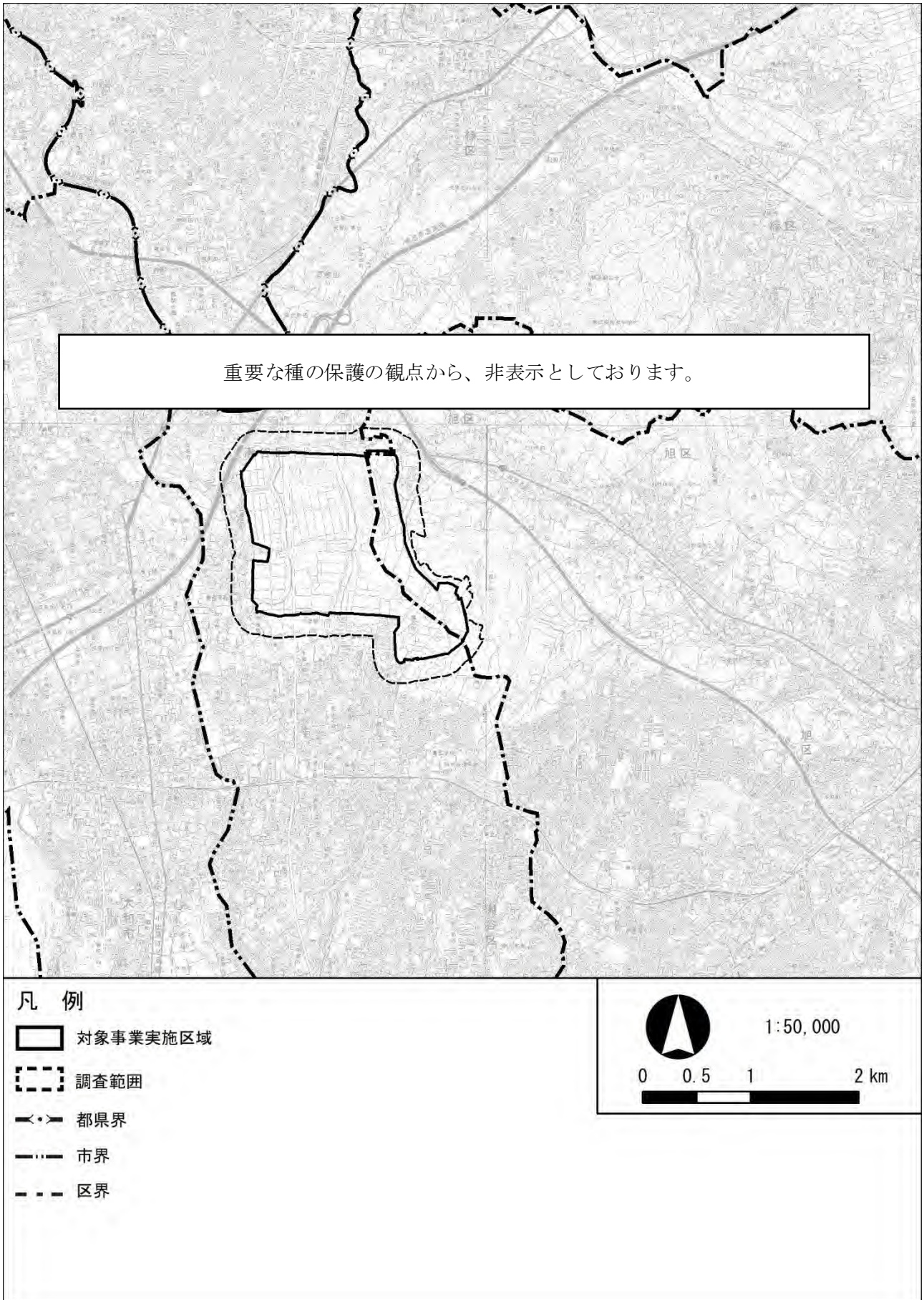


図 9.10-7(2) オオタカの飛翔図（令和2年繁殖期）

e. 両生類

現地調査の結果、1目2科2種の重要な種が確認されました。

重要な種の確認種目録は表 9.10-21 に、確認位置は図 9.10-8 に示すとおりです。

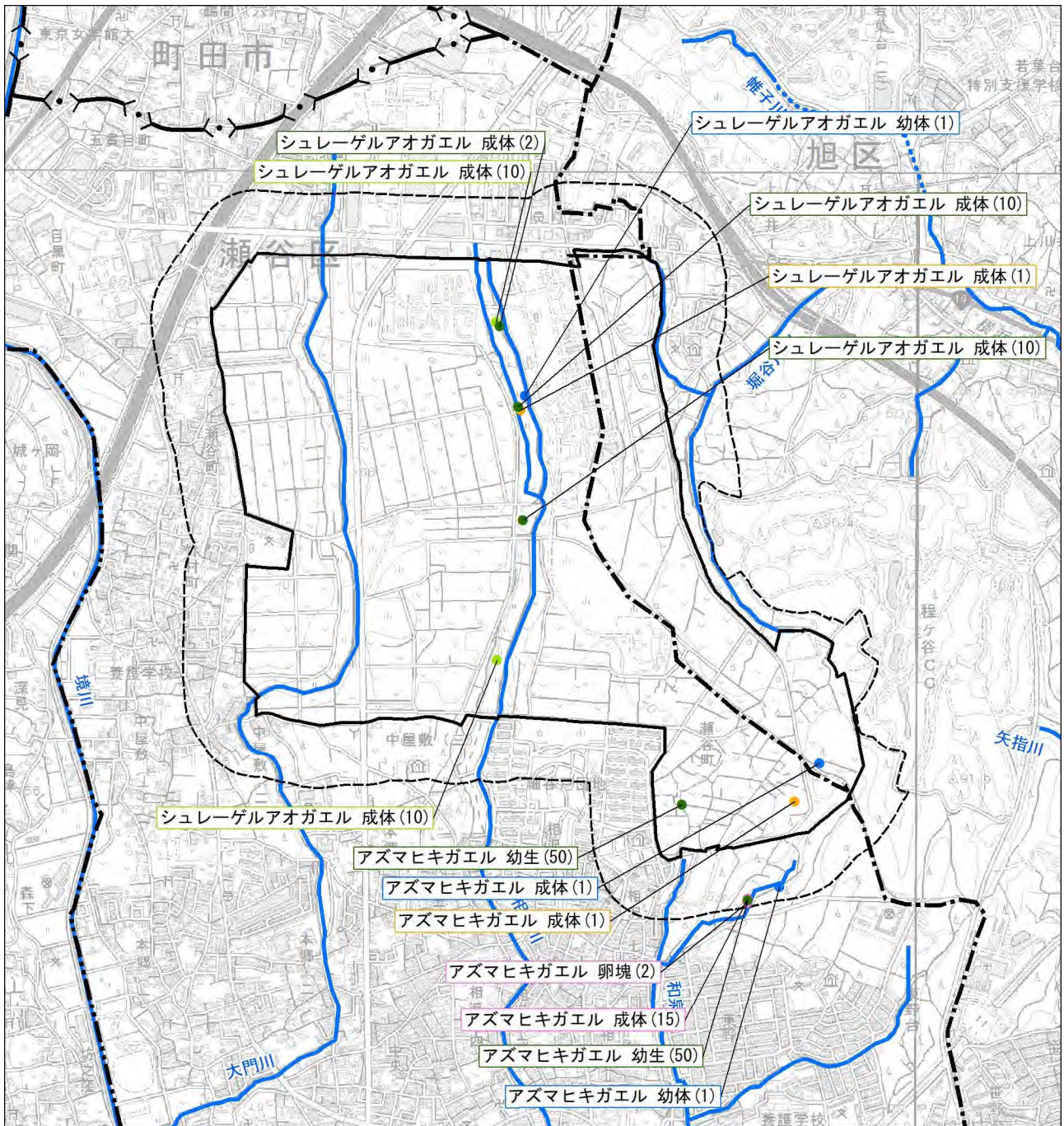
表 9.10-21 両生類の重要な種の確認種目録

No.	目名	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準			
				内	外	①	②	③	④
1	無尾	ヒキガエル	アズマヒキガエル	●	●				要注
2		アオガエル	シュレーゲルアオガエル	●					要注
合計	1目	2科	2種	2種	1種	—	—	—	2種

注：1. 分類及び配列は、原則として「平成31年河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成31年版）に準拠しました。

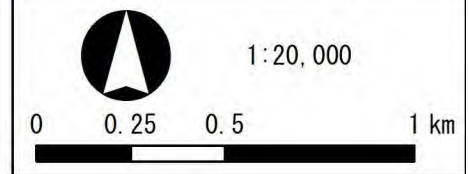
2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群



凡例

- 対象事業実施区域
 - 調査範囲
 - 都県界
 - 市界
 - 区界
 - 河川
- 夏季
 - 秋季
 - 早春季
 - 春季
 - 初夏季



注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 9.10-8 両生類の重要な種の確認位置図

f. 爬虫類

現地調査の結果、1目2科5種の重要な種が確認されました。

重要な種の確認種目録は表 9.10-22 に、確認位置は図 9.10-9 に示すとおりです。

表 9.10-22 爬虫類の重要な種の確認種目録

No.	目名	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準			
				内	外	①	②	③	④
1	有鱗	トカゲ	ヒガシニホントカゲ	●	●				要注
2		ナミヘビ	シマヘビ	●	●				要注
3			アオダイショウ	●					要注
4			ヒバカリ	●					NT
5			ヤマカガシ	●					要注
合計	1目	2科	5種	5種	2種	—	—	—	5種

注：1. 分類及び配列は、原則として「平成31年河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成31年版）に準拠しました。

2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧I類、CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、
VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

g. 昆虫類

現地調査の結果、5目15科17種の重要な種が確認されました。

重要な種の確認種目録は表 9.10-23 に、確認位置は図 9.10-10 に示すとおりです。

表 9.10-23 昆虫類の重要な種の確認種目録

No.	目名	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準			
				内	外	①	②	③	④
1	トンボ	カワトンボ	ニホンカワトンボ		●				NT
2		イトトンボ	ホソミイトトンボ		●				DD
3		トンボ	ナツアカネ		●				要注
4	バッタ	ケラ	ケラ	●					要注
5		クツワムシ	クツワムシ	●					要注
6		バッタ	ショウリョウバッタモドキ	●					要注
7	カメムシ	ミズムシ	エサキコミズムシ	●					DD
8		グンバイムシ	ヤブガラシグンバイ	●	●				DD
9		ヘリカメムシ	ミナミトゲヘリカメムシ	●					DD
10	コウチュウ	オサムシ	クロヒメヒョウタンゴミムシ	●					NT
11			アトモンコミズギワゴミムシ	●					NT
12			クロケブカゴミムシ	●					NT
13		ゲンゴロウ	コマルケシゲンゴロウ	●				NT	
14		ガムシ	コガムシ	●				DD	NT
15		カミキリムシ	キイロトラカミキリ		●				要注
16		ゾウムシ	ハマベキクイゾウムシ	●					NT
17	チョウ	ヤガ	コシロシタバ	●				NT	
合計	5目	15科	17種	14種	4種	—	—	3種	15種

注：1. 分類及びその配列は、原則的に「日本産昆虫総目録」（九州大学農学部昆虫学研究室 平成元年9月）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

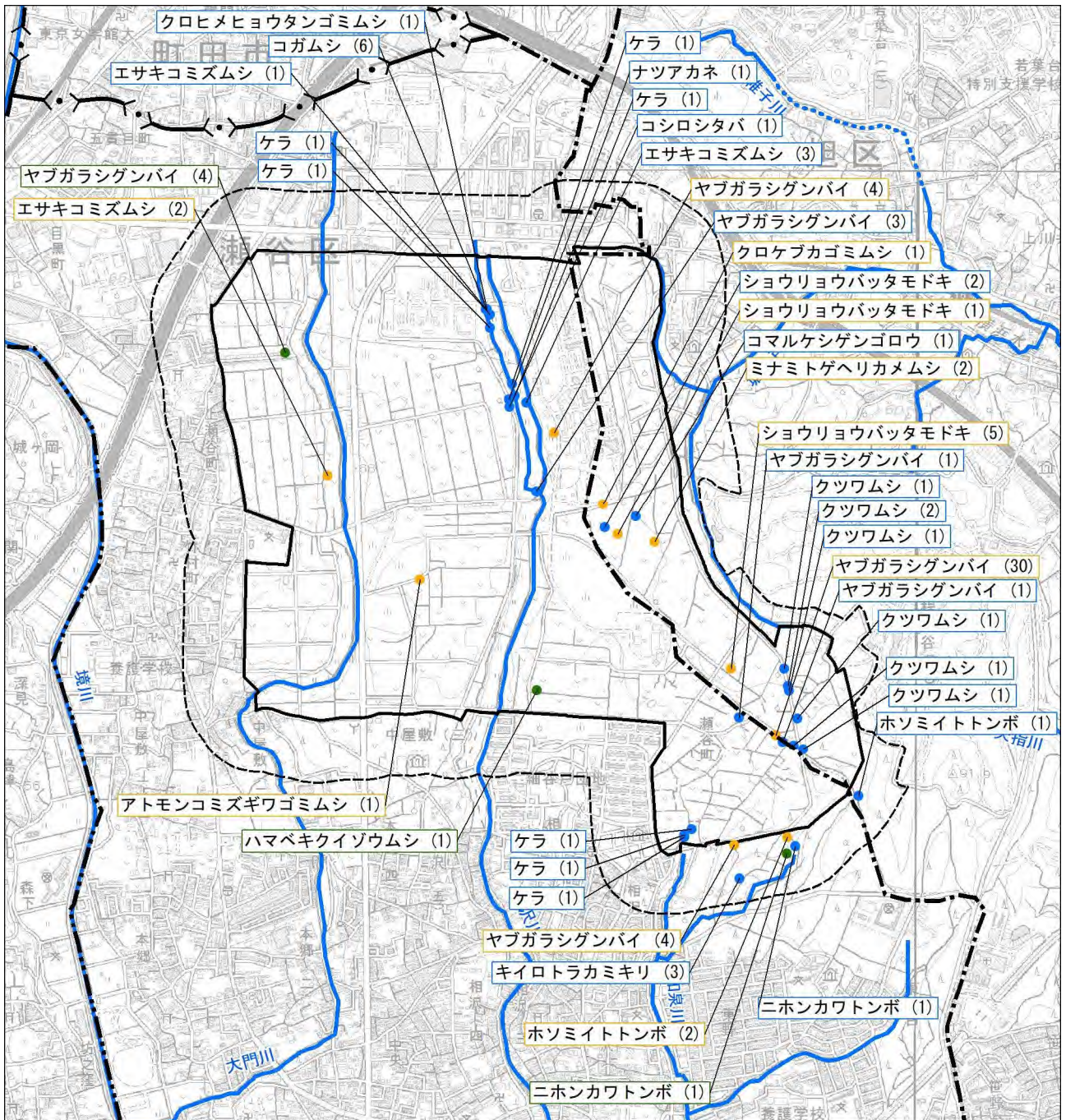
③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」

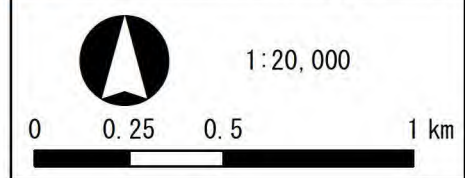
（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査範囲
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川
- 夏季
- 秋季
- 春季
- 初夏季



注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 9.10-10 昆虫類の重要な種の確認位置図

h. クモ類

現地調査の結果、重要な種は確認されませんでした。

i. 魚類

現地調査の結果、1目3科3種の重要な種が確認されました。

重要な種の確認種目録は表 9.10-24 に、確認位置は図 9.10-11 に示すとおりです。

なお、ドジョウについては、DNA 系統分析の結果、中国からの外来系統であると判断されたことから、重要な種として扱いません。

また、ミナミメダカについては、専門家へのヒアリングの結果、放流個体の可能性が高いということから、重要な種として扱いません。

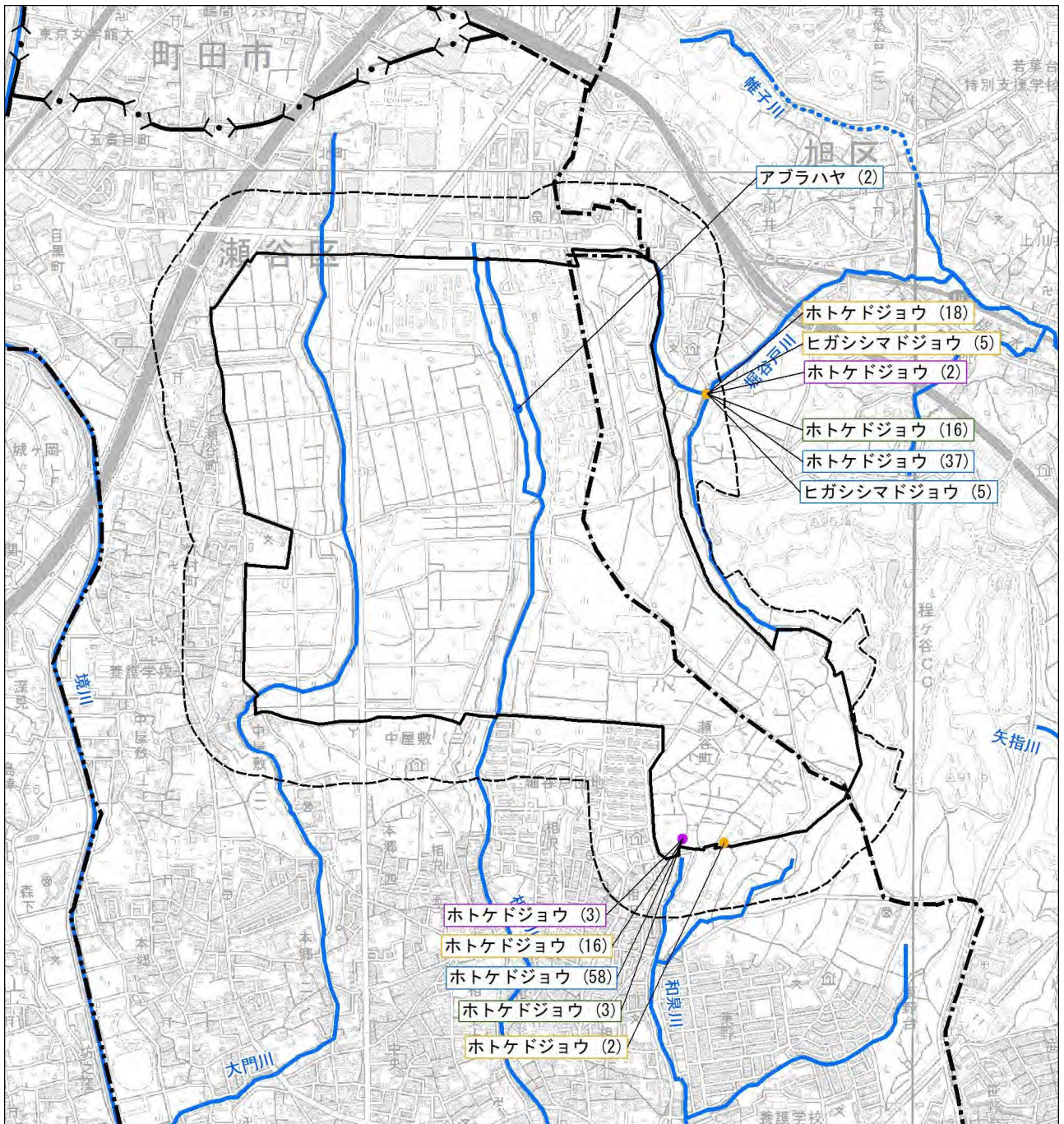
表 9.10-24 魚類の重要な種の確認種目録

No.	目名	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準			
				内	外	①	②	③	④
1	コイ	コイ	アブラハヤ	●					NT
2		ドジョウ	ヒガシマドジョウ		●				NT
3		フクドジョウ	ホトケドジョウ	●	●			EN	EN
合計	1 目	3 科	3 種	2 種	2 種	—	—	1 種	4 種

注：1. 分類及びその配列は、「平成 30 年河川水辺の国勢調査のための生物リスト」（平成 30 年版）に準拠しました。

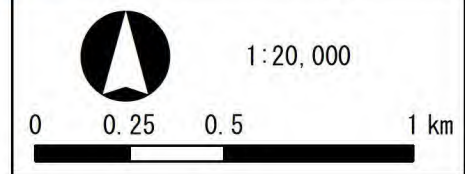
2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト 2020」（環境省 令和 2 年 3 月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査範囲
- 都県界
- 市界
- 区界
- 河川
- 夏季
- 秋季
- 冬季
- 春季



注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 9.10-11 魚類の重要な種の確認位置図

j. 底生動物

現地調査の結果、3目4科4種の重要な種が確認されました。

重要な種の確認種目録は表 9.10-25 に、確認位置は図 9.10-12 に示すとおりです。

なお、マルタニシについては、DNA 系統分析の結果、在来系統であると判断されました。

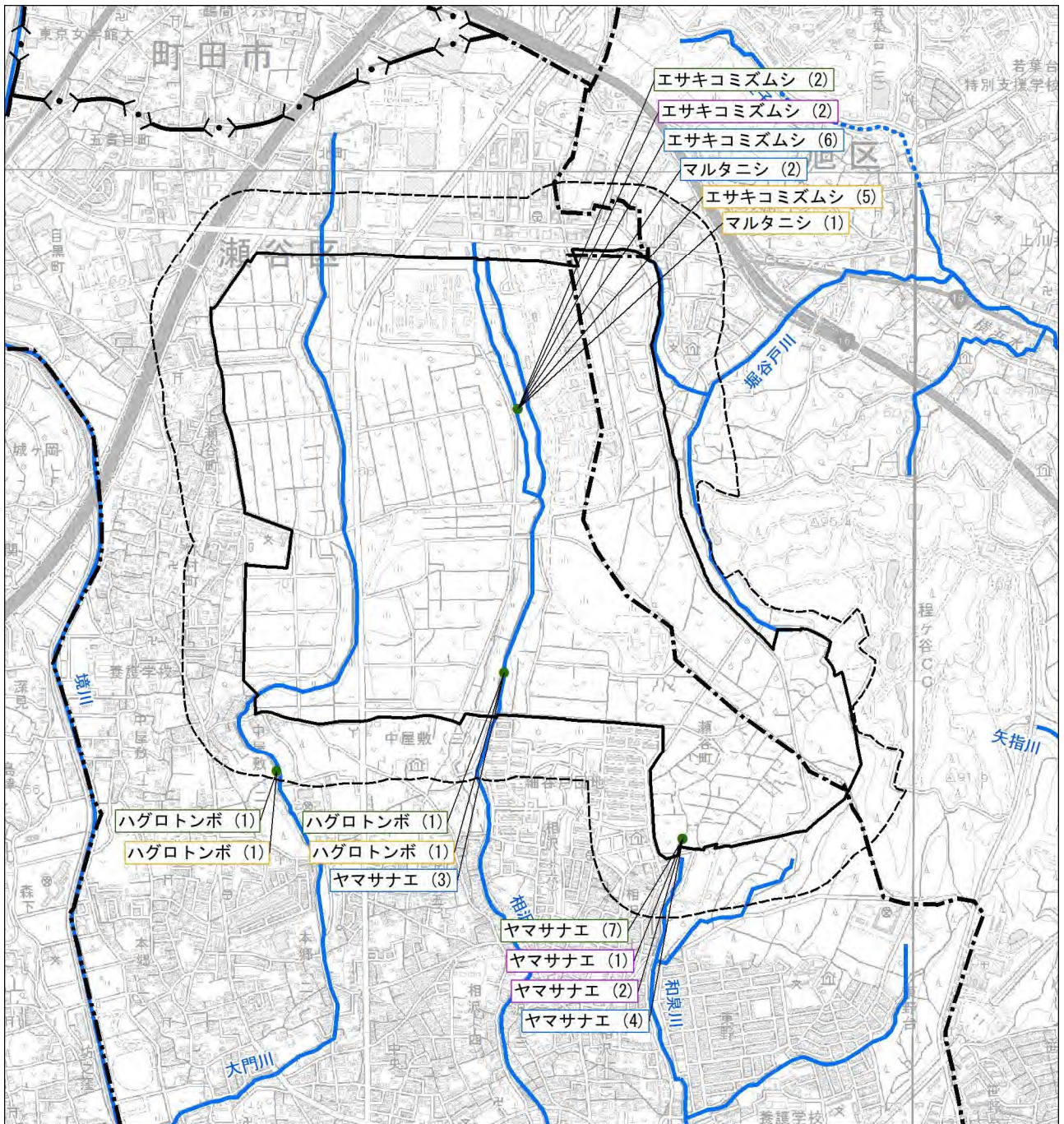
表 9.10-25 底生動物の重要な種の確認種目録

No.	目名	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準			
				内	外	①	②	③	④
1	新生腹足	タニシ	マルタニシ	●				VU	
2	トンボ (蜻蛉)	カワトンボ	ハグロトンボ	●	●				要注
3		サナエトンボ	ヤマサナエ	●					要注
4	カメムシ (半翅)	ミズムシ (昆)	エサキコミズムシ	●					DD
合計	3 目	4 科	4 種	4 種	1 種	—	—	1 種	3 種

注：1. 分類及び配列は、原則として「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成 29 年生物リスト 河川環境データベース」(国土交通省 平成 29 年)に準拠したほか、部分的には「図説日本のユスリカ」(日本ユスリカ研究会編 平成 22 年 8 月)など、各種文献類に従いました。

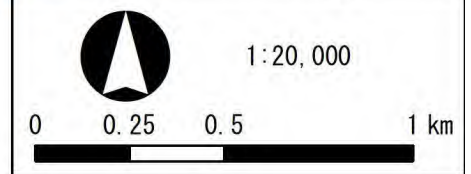
2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号)
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号)
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト 2020」(環境省 令和 2 年 3 月)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」
(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧 I 類、CR：絶滅危惧 I A 類、EN：絶滅危惧 I B 類、
VU：絶滅危惧 II 類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群



凡例

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ▭ 対象事業実施区域 ⋯⋯ 調査範囲 ◀▶ 都県界 — 市界 - - - 区界 — 河川 | <ul style="list-style-type: none"> ● 夏季 ● 秋季 ● 冬季 ● 春季 |
|---|--|



注：図中の数字は確認個体数を示します。

図 9.10-12 底生動物の重要な種の確認位置図

k. 陸産貝類

現地調査の結果、1目1科1種の重要な種が確認されました。

重要な種の確認種目録は表 9.10-26 に、確認位置は図 9.10-13 に示すとおりです。

表 9.10-26 陸産貝類の重要な種の確認種目録

No.	目名	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準			
				内	外	①	②	③	④
1	マイマイ	キバサナギガイ	スナガイ	●				NT	
合計	1目	1科	1種	1種	—	—	—	1種	—

注：1. 分類及び配列は、原則的に「野生生物目録 無脊椎動物Ⅲ」（環境庁 平成10年4月）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書2006」（神奈川県立生命の星・地球博物館 平成18年7月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、不明：不明種、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

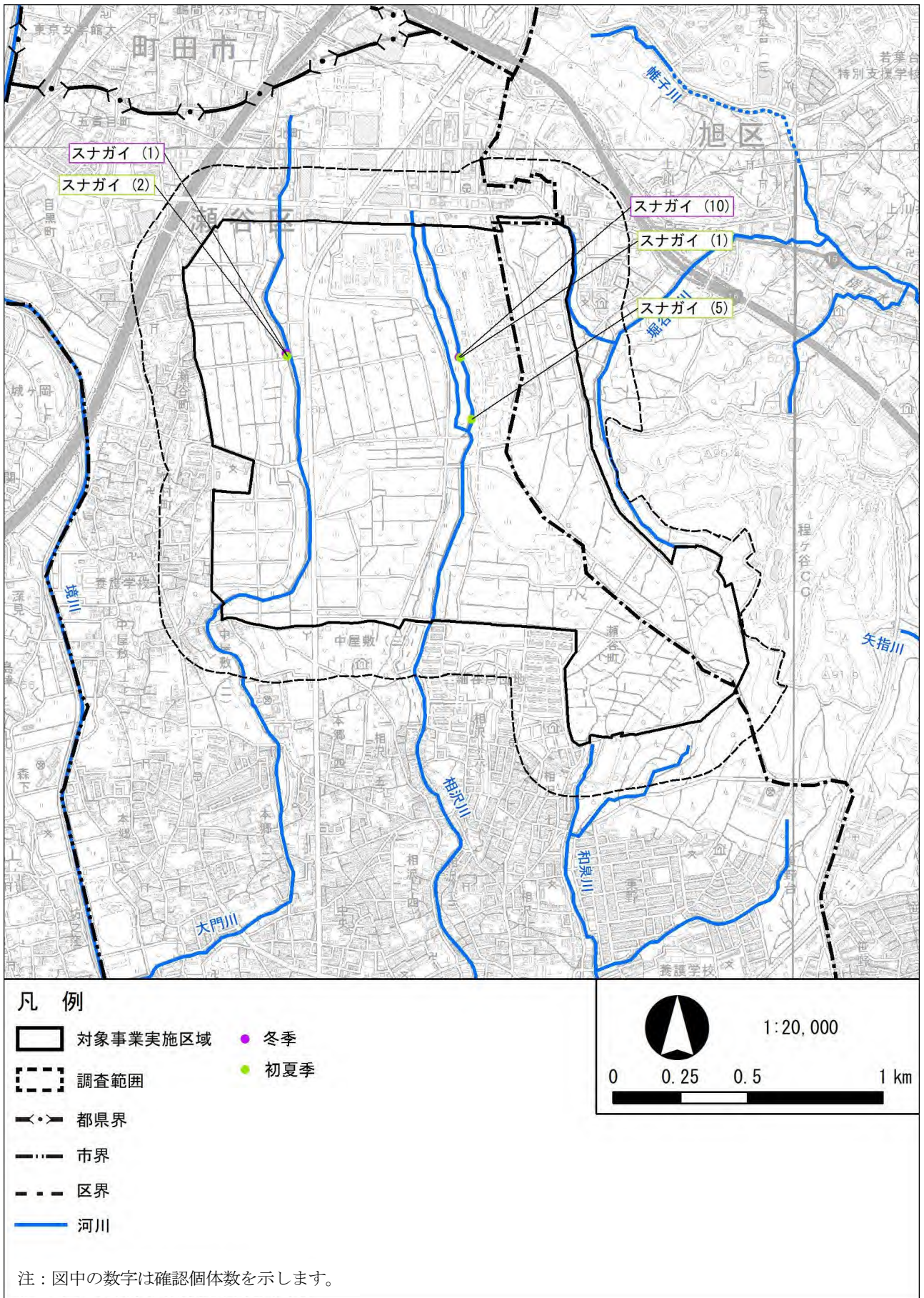


図 9.10-13 陸産貝類の重要な種確認位置図

ウ. 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況

a. 哺乳類

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である哺乳類は確認されませんでした。

b. 鳥類（一般鳥類）

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である鳥類（一般鳥類）は確認されませんでした。

c. 鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である鳥類（フクロウ類・夜行性鳥類）は確認されませんでした。

d. 鳥類（猛禽類）

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

なお、行動圏解析は「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－」（環境省自然環境局野生生物課 平成 24 年 12 月）に準拠した手法により行いました。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

表 9.10-27 行動圏解析に用いた隣接ペアの設定根拠

設定根拠	ペア名	営巣場所
重要な種の保護の観点から、非表示としております。		

表 9.10-28 行動圏解析結果

区分	面積	
	平成 31 年繁殖期	令和 2 年繁殖期
重要な種の保護の観点から、非表示としております。		

【営巣中心域】

営巣中心域は、繁殖期に設定され、他個体から強く防衛される範囲であり、営巣木や幼鳥の巣立ち前後から分散までの行動範囲が含まれます。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

【高利用域】

高利用域は、繁殖期において利用頻度の高い区域であり、主にオオタカの行動圏内の主要な採食環境が含まれます。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

【行動圏】

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

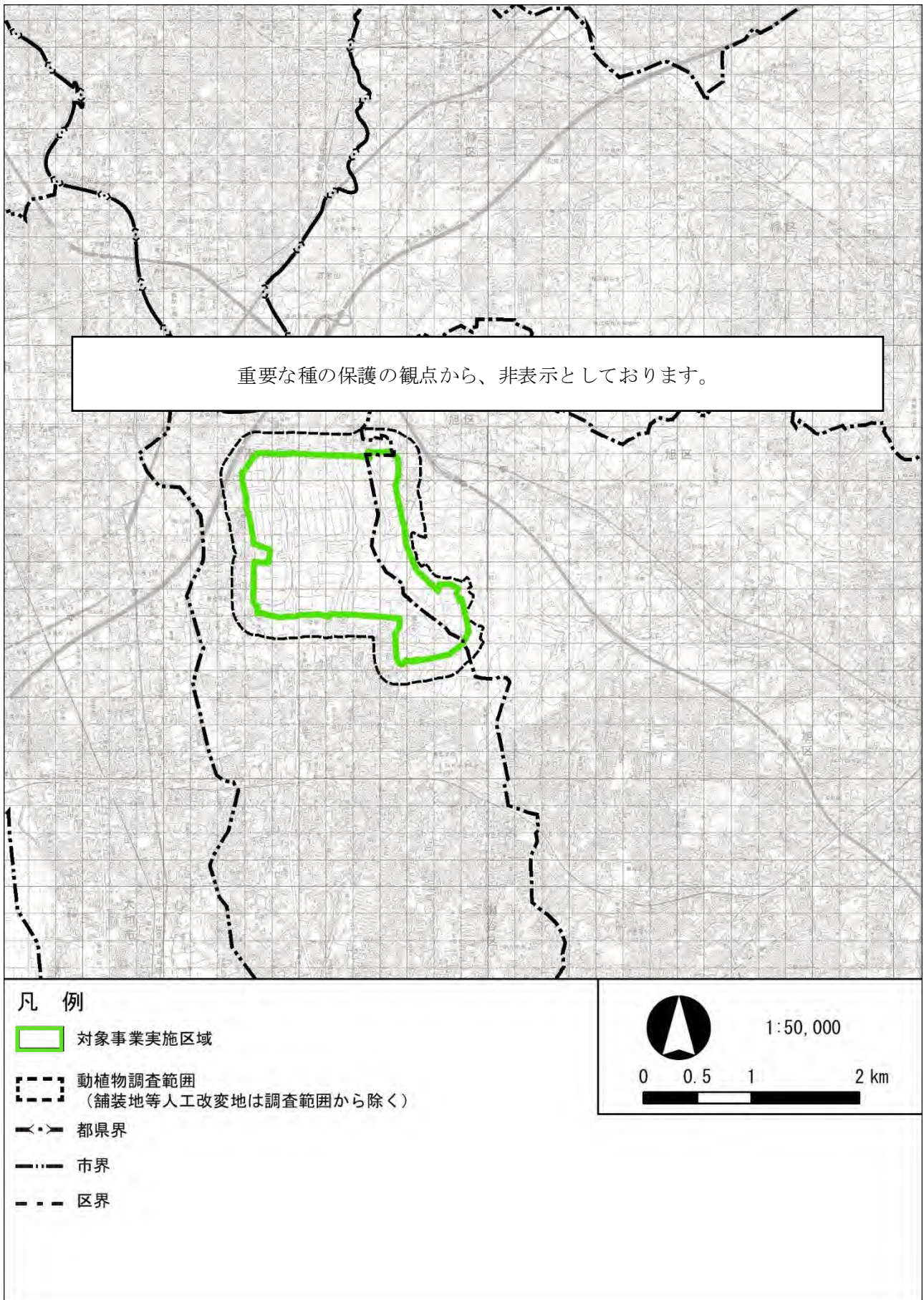


図 9.10-14(1) オオタカの行動圏解析結果 (平成 31 年繁殖期)

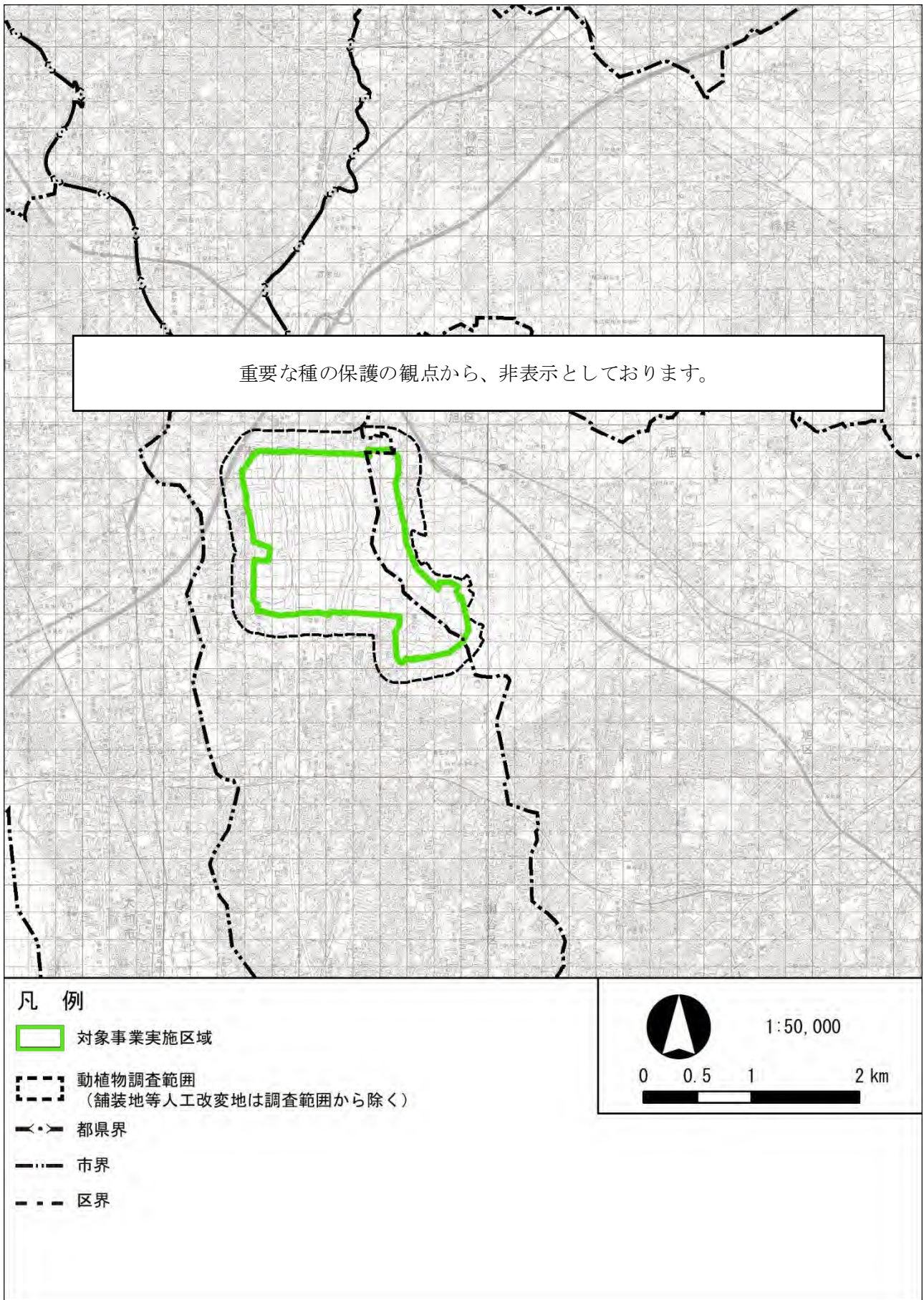


図 9.10-14(2) オオタカの行動圏解析結果 (令和2年繁殖期)

e. 両生類

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である両生類は確認されませんでした。

f. 爬虫類

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である爬虫類は確認されませんでした。

g. 昆虫類

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である昆虫類として、ゲンジボタルを確認した。

調査結果の概要は表 9.10-29 に、確認位置は図 9.10-15 に示すとおりです。

表 9.10-29 確認概要

No.	目名	科名	種名	対象事業 実施区域		調査回			
				内	外	第1回	第2回	第3回	第4回
1	コウチュウ	ホタル	ゲンジボタル		●	●	●		
合計	1 目	1 科	1 種	—	1 種	1 種	1 種	—	—

注：分類及び配列は、原則的に「日本産昆虫総目録」（九州大学農学部昆虫学研究室 平成元年9月）に準拠しましたが、一部他の文献も参考としました。

h. クモ類

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由であるクモ類は確認されませんでした。

i. 魚類

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である魚類は確認されませんでした。

j. 底生動物

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である底生動物は確認されませんでした。

k. 陸産貝類

現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である陸産貝類は確認されませんでした。

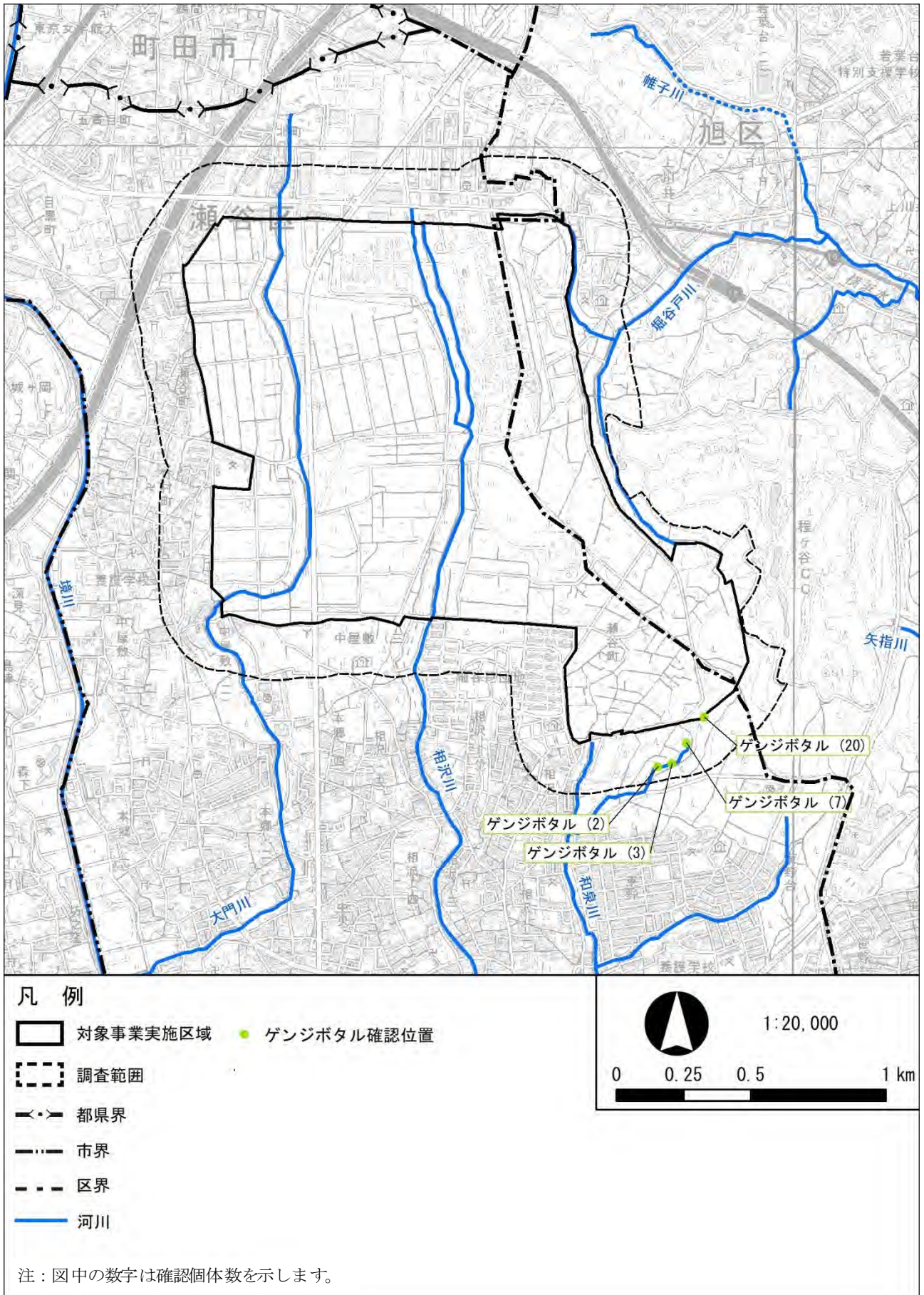


図 9.10-15 注目すべき昆虫類の確認位置図

(7) 専門家等ヒアリング結果

専門家等ヒアリング結果は、表 9.10-30 に示すとおりです。

表 9.10-30(1) 専門家等ヒアリング結果（専門家 A 氏（哺乳類））

【哺乳類について】

- ・イタチ、キツネともに、森林よりは草原や畑地などを好む動物であり、今回の地域に生息する可能性はあると考える。
- ・特にイタチは、レッドデータ生物調査でも NT という評価になっているが、繰り返し調査をするうちに生息状況が分かってくるような種なので、引き続き注目すべきと考える。
- ・計画が実施されると草原や畑地などのその大半は無くなってしまいが、対象事業実施区域の外周の畑地は残され、湧水周辺の整備もあるので、今後も細々とではあるが生息していくものと期待する。
- ・キツネについては、全県的に個体数が少なくなっている種なので、今後の生息も厳しいと考える。

表 9.10-30(2) 専門家等ヒアリング結果（専門家B氏（鳥類））

【事業計画等について】

- ・ 改変する面積が大きいという印象を持っている。これだけの面積を改変するとなると、影響が少ないとは言いづらい。保全措置として、草地環境、水辺環境の両方を残すように検討をして欲しい。相沢川の状況を見ると、相沢川を残すというより、相沢川の水田、湿地を残すことが大事である。

【鳥類全般について】

- ・ ホットスポットといわれる相沢川で気になる種は、オオヨシキリである。セッカ、コチドリ、モズ、ヒバリ、カワラヒワは、繁殖していると考えられる。
- ・ ビオトープなどを検討する場合は、鳥類的にはあまり人手が入っていない、管理されていないような状況が好ましい。舞岡公園の環境を参考にするとよい。

【オオタカ、フクロウ、ハイタカについて】

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

- ・ 環境的にはハイタカは繁殖できる可能性はある。ハヤブサは、周辺に繁殖できる環境がないと考える。
- ・ フクロウへの影響は、オオタカと同じく餌環境によるものである。フクロウはネズミ類を食べることが多く、対象地域では調査によりネズミ類が生息していると思われる果樹園を、主な採食場所として利用していると考えられる。
- ・ 農業振興地区がどのような土地利用になるか分からないのが、フクロウの餌環境を確保するために、ネズミ類が多く生息する果樹園を多く残すことも検討してほしい。
- ・ 今回の土地利用計画で直接的な生息に対して特に影響が深刻なのが、フクロウとオオタカと感じている。

表 9.10-30 (3) 専門家等ヒアリング結果 (専門家 C 氏 (昆虫類))

【事業計画等について】

- ・これだけ多くの重要な種が生息する場所であり、その場所を改変するのであれば、重要な種は全滅することを認識して欲しい。計画を変えることはできないと思うので、できることを最大限に模索してほしい。
- ・工事工程計画においては、重要な種の生育、生息地の改変工事は、できるだけ最後にもってくるようなきめ細かい対応を行えば、多少なりとも救える種が出てくる。
- ・横浜市事業なので、瀬谷市民の森も使って一体化して何かできないかを検討してほしい。
- ・今後、保全計画を立てる際には、具体的な目標を文章化することで関係者が分かりやすくなる。

【昆虫類全般について】

- ・マルタニシは、人工池に放流しても問題ないと考える。ビオトープを計画する際には、多様な方法で種を残すということを模索してほしい。
- ・アメリカザリガニは既にいるので、ビオトープができた段階から捕獲を継続的に行い、保全対象種への被害を減らすことが大切である。ビオトープに外来種 (アメリカザリガニ) が入らないような道具が幾つかあり、一見人為的な方法に見えるかもしれないが、外来種の侵入に抑止効果がある。総合的な方法で保全管理していくことが有効だと考える。
- ・環境保全対策が一番難しいのが、湧水に生息する種類で、特にニホンカワトンボは横浜で数地点しか確認をされていない。湧水環境を人工的に作るのは難しいので、現状を傷つけずに残すことについて最大限の努力をしてもらいたい。
- ・保全技術が分かっている種、分かっている種があるので、事前に先行事例の有無を良く調べて、しっかりとした管理計画を作っておく必要がある。

【ビオトープについて】

- ・ビオトープをどこの工区よりも先に、最優先で造成することが大事である。ビオトープができた後にいろいろと試行錯誤を繰り返して、環境を整備しなければならないので、割と時間がかかる。その期間を見込んで工事計画を行って欲しい。
- ・ビオトープの造成初期は攪乱環境となるので、外来種が侵入しやすく、外来種の宝庫となる。誰がやるのか。お金はどこが出るのか。というところが課題になっている。そこを含めた管理計画が必要となる。
- ・水田環境があったからこそ生息できた種もあるので、ビオトープの中にも水田環境や湿地環境等、湿地という視点からも模索をして欲しい。
- ・狭い面積のビオトープの中で、いかに多様な環境を創出するかが大切。ビオトープ内に起伏をつけるなど、地形的な工夫も必要。

表 9.10-30(4) 専門家等ヒアリング結果（専門家D氏（昆虫類））

【昆虫類について】

- ・昆虫の重要な種の中では、クツワムシの存在は極めて重要である。かつては普通種であったが、相模川以東の産地がほとんどないことから、生息環境はなるべく現状に手を加えない方向で維持して欲しい。
- ・今後緑地として維持する場合、環境の手入れの程度については、留意が必要である。特にクツワムシは適度な藪が好みで、過度な刈り取りをしたために、絶滅した産地が少なくない。また、クツワムシは移動能力が極めて低いため、生息地が開発される見込みの場合は、クズやササが繁茂する他の茂み（夜はちゃんと暗い場所が良い）への移植も検討して欲しい。（成虫を移植すれば良い。）
- ・移植を行う場合、うまくいかない可能性や、少数個体では遺伝的に均一な集団になってしまい、最終的には絶えてしまうため、なるべく数年かけて念入りに行う方が良い。

【ビオトープについて】

- ・ビオトープ造成に際しては、過去の都市近郊のビオトープの事例を踏まえると、外来種の放逐を防ぐために、一般の方への常時公開はせずに、周辺を含め柵などで立ち入りできないようにした方が良い。
- ・夜間の照明についても、生物によっては悪影響が生じる（例えば、天敵から見え易くなり捕食圧が高まる、交尾などがうまくできない、など）ので、保護エリアの周囲は配慮が必要である。

【その他土地利用について】

- ・「自然とのふれあい」や「市民による環境づくり」のような場を設ける場合は、保全エリアとは別に設置すべきである。

表 9.10-30(5) 専門家等ヒアリング結果（専門家E氏（魚類））

【事業計画等について】

- ・相沢川を中心に両側に魚類をはじめいろいろな生物が確認されている。ホットスポットになっている相沢川流域を暗渠化することで、一番肝心な所を全部改変してしまうことになる。現在の計画において公益的施設用地に水辺環境を創出しているが、これは代償措置とはいえない。
- ・このままの土地利用計画では、環境に何も配慮していないように感じる。
- ・開発事業なので、完全な形で現状を残すことは難しいと思うので仕方はないが、新しい環境を創造するのではなく既に適切な環境があるので、それを残すように開発を進めて行くことを考えてほしい。
- ・相沢川を残す場合もその両岸にどれだけ荒れ地、湿地等の環境が残せるかが重要である。川だけを3面張り、2面張りにして残すというのであれば、それはあまり意味がない。

【魚類について】

- ・ホトケドジョウは、そんなに移動を繰り返さない。湧き水の位置は変わらないので、そこを中心にホトケドジョウが生息できる環境を残しておけば（湧水の源流部の下流に、浅くてホトケドジョウが好みそうな環境が維持するなど）、土地利用計画全体でみてそれほど深刻な問題ではないと感じる。
- ・ホトケドジョウは、他の生物と違って要求される生息環境の幅は広くない。例えば、浅くて広い開放水面を作り、シャジクモのような種が繁茂し、稚魚が生息できる環境を創出できれば、今よりも増える可能性もある。谷筋の暗くて細い水路だけを残しても、ホトケドジョウとしてはギリギリの環境下で、生き残っている状況となる。
- ・ホトケドジョウが確認された水源、流水部は、生息環境としてはギリギリの環境下だと思われるので、その環境が少しでも変わってしまうと絶滅する可能性も大きい。工事は、ホトケドジョウが繁殖する時に影響がない時期に行わなければならない。
- ・ミナミメダカは、昔から生息していたのではなく、放流された個体が確認されたのではないかと考えられる。外来種の可能性が高い。

表 9.10-30(6) 専門家等ヒアリング結果（現地市民団体）

- ・上瀬谷球場から北へ約 200m の地点の小さな水路（相沢川より取水する農業用水路）にも約 30 種（サワガニ、カワニナ、シジミ、カワリヌマエビ、プラナリア、カワモズク等）の生物がいる。以前はアメリカザリガニが多かったが、最近ではカワリヌマエビに変わってきた。
- ・相沢川は三面張りになっており、川底には落ち葉や砂利が溜まっているが、魚類等水生生物には厳しい環境になっている。本当は和泉川のような多自然川づくりが理想である。
- ・上瀬谷球場から北へ約 1000m の地点の近くに冬水田んぼに併設したビオトープをつくった。そこには、多くのクロメダカ、ドジョウ等の魚類、ダイサギ、カルガモカ、カワセミ等の水鳥類、ハラビロトンボやクロスジギンヤンマ、アジアイトトンボなどのトンボ類やハイイロゲンゴロウ等の昆虫も生息する。また、オオタカやノスリ等の猛禽類の猟場にもなっている。この地域に不足する水場を人工的でも造ったことで生物多様性が増したのではと考えている。
- ・ビオトープ周辺の耕作放棄水田で、絶滅危惧類のタコノアシやオオアカバナを発見した。イチリンソウの群落も観られる。大谷戸の植物は在来種の割合が高い。
- ・相沢川流域は、毎月第 3 土曜日に実施する定例観察会の観察でもノスリ、チョウゲンボウ、ジョウビタキが観察されたように、とても自然豊かなところである。テーマパークのような人工的な開発は西側の原っぱのところに配置して、相沢川流域はなるべく今の環境のまま残して、人工的な開発エリアと自然がそのまま残ったエリアとが対比ができるようなことを考えて欲しい。
- ・相沢川は谷戸の底を流れており、相沢川を囲む湿潤な谷戸地形が、多様な生物の生息・成育場となっている。例えば 2018 年の計 12 回の定例観察会では 100 種を超える昆虫を発見し、これら昆虫や水田・水路の水生生物を食する鳥が集まる貴重な生態系が形成され、豊かな自然環境となっている。開発に際しては、この谷戸が有する機能をきちんと評価して検討して欲しい。
- ・原っぱを含めたこの辺りは、自然は豊かではあるが、水場が足りない。再開発の際には、横浜市水と緑の基本計画、水・緑の環境を守り・作り・育てるに沿う、生物多様性のシンボル（目玉）となるサンクチュアリー、水が十分供給できるような大きな川や池を有する自然保護区の創生を強く要望する。
- ・この地域は軍施設ができる前は、現在の瀬谷市民の森のような樹林になっていたと考えられる。ここを源流域とする和泉川・相沢川の水を安定して供給するためには、「緑のダム」と言われる森の再生が必須であると考えている。
- ・植樹に際しては、食物連鎖を考慮して樹種を選定し、一部は児童・生徒による「どんぐり苗」を植えるなどの市民参加型の森づくりを展開して欲しい。

9.10.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

工事の実施（造成工事）、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））としました。

② 予測地域

事業の実施に伴い重要な種の生息地が直接改変される地域又は移動経路が分断される地域とし、調査範囲（対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く。））としました。

③ 予測対象時期

工事の実施は、造成工事が最大となった時期とし、土地又は工作物の存在及び供用時については、事業の実施が終了し、供用後の環境が安定することが想定される時期としました。

④ 予測の基本的な手法

土地利用計画を踏まえ、動物の重要な種の生息環境の改変の程度を推定し、事例の引用又は解析により予測しました。

⑤ 予測対象種

予測対象種は、現地調査によって確認された重要な種及び注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である種（以下、注目すべき種といいます。）としました。

【重要な種】

- ・一般鳥類：20 種（フクロウを含みます。）
- ・猛禽類：7 種
- ・両生類：2 種
- ・爬虫類：5 種
- ・昆虫類：19 種

（底生動物調査で確認された、ハグロトンボ、ヤマサナエ、エサキコミズムシを含みます。）

- ・魚類：3 種
- ・底生動物：1 種
- ・陸産貝類：1 種

【注目すべき種】

- ・昆虫類：1 種（ゲンジボタル）

現地調査での確認種及び文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった種は表 9.10-31 に示すとおりです。

表 9.10-31(1) 予測対象種及び予測対象としなかった種（現地調査で確認されなかった種等）

分類群	区分	種名
哺乳類	現地調査で確認された重要な種（0種）	—
	文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった重要な種	キツネ、イタチ
鳥類	一般鳥類 現地調査で確認された重要な種（20種）	アオバト、ムナグロ、コチドリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、センダイムシクイ、オオヨシキリ、セッカ、トラツグミ、アカハラ、キビタキ、キセキレイ、セグロセキレイ、ビンズイ、カワラヒロ、ホオアカ、アオジ、クロジ、フクロウ
	猛禽類 現地調査で確認された重要な種（7種）	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、ハヤブサ
	文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった重要な種	ウズラ、ヤマドリ、アカツクシガモ、オシドリ、トモエガモ、ヨシゴイ、ミゾゴイ、ササゴイ、チュウサギ、ヒクイナ、カッコウ、ヨタカ、ヒメアマツバメ、タゲリ、ダイゼン、イカルチドリ、ヤマシギ、タシギ、クサシギ、キアシシギ、イソシギ、ハマシギ、タマシギ、コアジサシ、アオバズク、アカショウビン、ブッポウソウ、サンショウクイ、サンコウチョウ、チゴモズ、ククイタダキ、コガラ、コシアカツバメ、ヤブサメ、メボソムシクイ、エゾムシクイ、オオセッカ、カワガラス、クロツグミ、ルリビタキ、コサメビタキ、オオルリ、オオジュリン、アオバズク
両生類	現地調査で確認された重要な種（2種）	アズマヒキガエル、シュレーゲルアオガエル
	文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった重要な種	アカハライモリ、ナガレタゴガエル、ニホンアカガエル、トウキョウダルマガエル、ツチガエル、モリアオガエル
爬虫類	現地調査で確認された重要な種（5種）	ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ
	文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった重要な種	—
昆虫類	現地調査で確認された重要な種（19種）	ハグロトンボ、ニホンカワトンボ、ホソミイトトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、ケラ、クツワムシ、ショウリョウバッタモドキ、エサキコミズムシ、ヤブガラシゲンバイ、ミナミトゲヘリカメムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、キイロトラカミキリ、ハマベキクイゾウムシ、コシロシタバ (ハグロトンボ、ヤマサナエは底生動物調査で確認。エサキコミズムシは、昆虫類調査、底生動物調査の両方で確認。)
	現地調査で確認された注目すべき種（1種）	ゲンジボタル

表 9.10-31(2) 予測対象種及び予測対象としなかった種（現地調査で確認されなかった種等）

分類群	区分	種名
昆虫類	文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった重要な種	クロイトトンボ、セスジイトトンボ、キイトトンボ、ベニイトトンボ、モートンイトトンボ、モノサシトンボ、オツネントンボ、キイロサナエ、コサナエ、カトリヤンマ、サラサヤンマ、コヤマトンボ、タカネトンボ、コフキトンボ、シオヤトンボ、チョウトンボ、マユタテアカネ、マイコアカネ、ヒメアカネ、ミヤマアカネ、リスアカネ、ヒガシキリギリス、ハルゼミ、オオアメンボ、コオイムシ、タガメ、ホソハンミョウ、ゲンゴロウ、ガムシ、ミヤマクワガタ、ウバタマムシ、ウバタマコメツキ、ヘイケボタル、ムネアカクロハナカミキリ、マルクビケマダラカミキリ、トラフカミキリ、シロスジカミキリ、ネジロカミキリ、オオミノガ、ホソバセセリ、ギンイチモンジセセリ、ミヤマチャバネセセリ、オオチャバネセセリ、ヒメシロチョウ、ミドリシジミ、クロシジミ、シルビアシジミ、スミナガシ本土亜種、オオムラサキ
	現地調査で確認された重要な種（0種）	—
クモ類	文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった重要な種	—
	現地調査で確認された重要な種（3種）	アブラハヤ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ
魚類	文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった重要な種	スナヤツメ類、コイ、ゲンゴロウブナ、キンブナ、ハス、ウグイ、ゼゼラ、カマツカ、ニゴイ、スゴモロコ、シマドジョウ、ナマズ、サクラマス（ヤマメ）、カジカ、ボウズハゼ、オオヨシノボリ
	現地調査で確認された重要な種（1種）	マルタニシ (昆虫類として予測対象とした種：ハグロトンボ、ヤマサナエ、エサキコミズムシ)
底生動物	文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった重要な種	—
	現地調査で確認された重要な種（1種）	スナガイ
陸産貝類	文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった重要な種	サドヤマトガイ、イナバマメタニシ、ヒラマキミズマイマイ、ヒラマキガイモドキ、コウフオカモノアラガイ
	現地調査で確認された重要な種（1種）	—

⑥ 予測条件

本事業では、計画立案の段階において表 9.10-32 に示す環境保全措置の検討を行っています。予測条件として、これらの環境保全措置を実施することを前提に予測を行いました。

また、対象事業実施区域内はすべて改変の可能性がある範囲とし、調査範囲を予測地域として予測を行いました。事業を実施した場合に想定される予測地域における植生等の改変率は、表 9.10-33 に示すとおりです。予測地域全体で見ると約 64%の植生が改変され、樹林域については約 36%、乾性草地については約 96%、湿性草地については約 59%が改変されます。

表 9.10-32 予測の前提条件とした環境保全措置

想定される影響の内容	環境保全措置
建設機械の稼働による騒音・振動	低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音・振動を低減します。
造成工事に伴い発生する濁水	仮設排水路や仮設調整池の設置等により、濁水中の浮遊物質量(SS)を低減します。
樹林面積の減少	造成後は、できる限り樹林地を回復させ、樹林地の連続性確保に努めます。

表 9.10-33 対象事業実施区域における植生等の改変率

区分	群落名等	予測地域 ^{※1} の面積 (ha)	改変区域 ^{※2} (ha)	非改変区域 (ha)	改変率	
樹林域	コナラ群落	7.76	0.63	7.13	8.1%	35.9%
	ムクノキーエノキ群落	8.23	7.20	1.03	87.5%	
	スギ・ヒノキ植林	15.07	3.18	11.89	21.1%	
	竹林	0.70	0.29	0.41	41.4%	
	ヤナギ低木群落	0.18	0.18	0.00	100.0%	
乾性草地	アズマネザサ群落	1.42	1.42	0.00	100.0%	96.0%
	ススキ群落	0.43	0.43	0.00	100.0%	
	セイタカアワダチソウ群落	3.06	2.67	0.39	87.3%	
	ヒメムカシヨモギ群落	1.18	0.62	0.56	52.5%	
	イネ科草本群落	7.87	7.87	0.00	100.0%	
	チガヤ群落	10.17	8.27	1.90	81.3%	
	メヒシバエノコログサ群落	69.24	68.38	0.86	98.8%	
湿性草地	オギ群落	3.86	2.27	1.59	58.8%	58.8%
その他 土地利用	シバ草地	0.55	0.55	0.00	100.0%	55.5%
	植栽樹群	19.20	17.30	1.90	90.1%	
	果樹園	8.78	5.48	3.30	62.4%	
	畑地	102.74	85.61	17.13	83.3%	
	水田	1.83	1.83	0.00	100.0%	
	休耕田	1.71	1.71	0.00	100.0%	
	グラウンド	8.13	6.39	1.74	78.6%	
	人工構造物	116.73	25.39	91.34	21.8%	
造成地	1.87	0.82	1.05	43.9%		
合計		390.71	248.49	142.22	63.6%	

※1：予測地域は動物及び植物の調査範囲（対象事業実施区域及びその周辺200mの範囲）としています。

※2：改変区域は対象事業実施区域の範囲となります。

⑦ 影響予測の手順

影響予測は、図 9.10-16 に示す手順に基づき行いました。

対象事業実施区域内は、すべて改変の可能性ある範囲として影響予測を実施しました。

⑧ 予測結果

ア. 動物の重要な種への予測結果の概況

事業の実施による動物の重要な種及び注目すべき種（鳥類、両生類、爬虫類、昆虫類、魚類、底生動物、陸産貝類）の予測結果の概要は、表 9.10-34 に示すとおりです。

なお、表中の「○」は生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測したもの及び生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測したもの、「△」は影響があると予測したもの、「×」は影響が大きいと予測したものです。

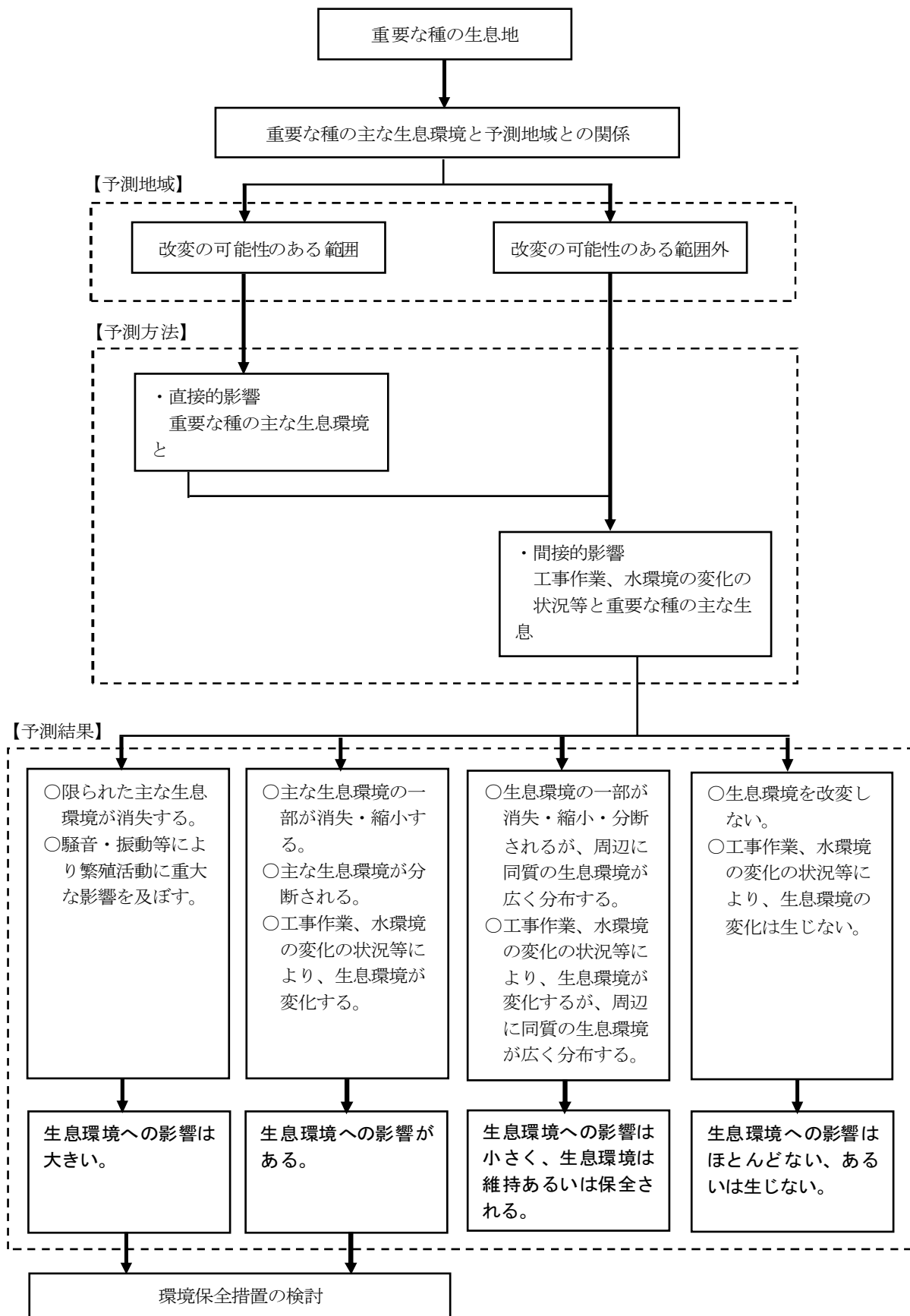


図 9.10-16 影響予測の手順（動物）

表 9.10-34(1) 動物の重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	主な生息環境	影響予測	
				工事の実施	存在及び供用
				造成工事	敷地の存在 (土地の改変)
一般鳥類	1	アオバト	樹林	○	○
	2	ムナグロ	水田、畑地、乾性草地	○	○
	3	コチドリ	砂地、荒れ地	×	○
	4	モズ	樹林、農耕地	×	○
	5	ヒバリ	乾性草地、農耕地	×	○
	6	ツバメ	農耕地	×	○
	7	センダイムシクイ	樹林	○	○
	8	オオヨシキリ	湿性草地	○	○
	9	セッカ	水田、草地	×	×
	10	トラツグミ	樹林	○	○
	11	アカハラ	樹林	○	○
	12	キビタキ	樹林	○	○
	13	キセキレイ	水田、農耕地	×	×
	14	セグロセキレイ	水田、農耕地	×	○
	15	ビンズイ	樹林	○	○
	16	カワラヒワ	樹林、市街地	△	△
	17	ホオアカ	乾性草地	○	○
	18	アオジ	樹林、農耕地	△	△
	19	クロジ	樹林	○	○
	20	フクロウ	樹林、農耕地	△	○
猛禽類	1	ミサゴ	大河川、湖沼	○	○
	2	ツミ	樹林	△	○
	3	ハイタカ	樹林	△	○
	4	オオタカ	樹林	重要な種の保護の観点から、非表示としております。	
	5	サシバ	樹林、農耕地	○	○
	6	ノスリ	樹林、畑地	△	○
	7	ハヤブサ	海岸	△	○
両生類	1	アズマヒキガエル	樹林	○	○
	2	シュレーゲルアオガエル	水田	×	×
爬虫類	1	ヒガシニホントカゲ	乾性草地	×	○
	2	シマヘビ	樹林、水田	×	○
	3	アオダイショウ	樹林、水田	×	○
	4	ヒバカリ	樹林、湿性草地	×	×
	5	ヤマカガシ	水田、湿性草地	×	×

表 9.10-34(2) 動物の重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	主な生息環境	影響予測	
				工事の実施	存在及び供用
				造成工事	敷地の存在 (土地の改変)
昆虫類	1	ハグロトンボ	小川	×	×
	2	ニホンカワトンボ	河川	○	○
	3	ホソミイトトンボ	池、湿地	○	○
	4	ヤマサナエ	溪流	×	×
	5	ナツアカネ	池沼、水田	×	×
	6	ケラ	水田、農耕地	×	×
	7	クツワムシ	樹林、乾性草地	△	△
	8	ショウリョウバッタモドキ	乾性草地、湿性湿地	×	×
	9	エサキコムズムシ	池沼、水田、休耕田	×	×
	10	ヤブガラシグンバイ	ヤブガラシ群落	×	×
	11	ミナミトゲヘリカメムシ	樹林	△	△
	12	クロヒメヒョウタンゴミムシ	湿性草地	×	×
	13	アトモンコムズギワゴミムシ	湿性草地	×	×
	14	クロケブカゴミムシ	湿性草地	×	×
	15	コマルケシゲンゴロウ	池沼、湿性草地	×	×
	16	コガムシ	池沼、水田	×	×
	17	キイロトラカミキリ	樹林	○	○
	18	ハマベキクイゾウムシ	樹林	×	×
	19	コシロシタバ	樹林	△	△
	20	ゲンジボタル	河川	○	○
魚類	1	アブラハヤ	河川	×	×
	2	ヒガシシマドジョウ	河川	○	○
	3	ホトケドジョウ	池沼、湿地、水路	×	×
底生動物	1	マルタニシ	池沼、水田	×	×
陸産貝類	1	スナガイ	海浜植生	×	×

○…生息環境への影響は小さく、生息環境は維持もしくは保全される。影響はほとんどない、あるいは生じない。
 △…生息環境への影響がある。
 ×…生息環境への影響は大きい。

イ. 鳥類（一般鳥類）

事業の実施による鳥類の重要な種の予測結果は、表 9.10-35 に示すとおりです。

表 9.10-35(1) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		アオバト
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道、本州、四国、九州で繁殖し、北海道では夏鳥、他は留鳥、薩南諸島、南西諸島には冬に現れます。本州中部以南に多く分布します。 山地帯の常緑広葉樹林、落葉広葉樹林に生息します。樹上、特に小枝や葉が茂る樹冠部や、林内や林縁の地上で採餌します。樹木や草の実・果実・種子等のほか、どんぐりのような堅果も餌とします。巣は樹木の枝の上につくられます。
確認状況及び主な生息環境		対象課題区域内 確認されませんでした。
		対象課題区域外 夏季に樹林地で1地点1個体を確認しました。
		対象事業実施区域外の樹林環境が主な生息環境であると考えられます。
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種の確認は、対象事業実施区域外の樹林環境のみであり、それらの生息環境は多くが残存することから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、まとまった樹林環境に生息しますが、対象事業実施区域にはそれらの環境はほとんど存在しないことから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.10-35(2) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		ムナグロ
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 全国に旅鳥として渡来します。小笠原や南西諸島では越冬します。 干潟や砂浜、水田やハス田に渡来するほか、畑、草地、川原などでもよくみられ、昆虫などを捕食します。巣は地上に作られます。
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内 夏季に上空を通過する1個体を確認しました。
		対象事業実施区域外 確認されませんでした。
		本種は、渡りの時期に越冬地への移動個体が上空を通過したと考えられます。
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、上空通過個体が1個体確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、上空通過個体が1個体確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.10-35(3) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		コチドリ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 夏鳥として北海道、本州、四国、九州等で繁殖します。九州以南で少数が越冬します。 河川敷内の中州、水辺、河口の三角州や干潟、海岸の砂浜、植生が疎らで裸出土の多い荒れ地に生息します。主に昆虫類を捕食します。砂地に浅い窪みを掘って営巣します。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>春季に畑地で6地点計11個体、初夏に畑地、上空通過で7地点計10個体、夏季に畑地で8地点計17個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	春季に畑地で6地点計11個体、初夏に畑地、上空通過で7地点計10個体、夏季に畑地で8地点計17個体を確認しました。	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内	春季に畑地で6地点計11個体、初夏に畑地、上空通過で7地点計10個体、夏季に畑地で8地点計17個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。			
対象事業実施区域の畑地等の耕作地が主な生息環境であると考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約83%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内には農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 				

表 9.10-35(4) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		モズ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ほぼ全国で繁殖します。積雪地の個体は冬期に暖地へ移動します。 低地の林、河原、農耕地、公園などで単独で生活します。昆虫類を初めとした無脊椎動物や小型哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類などを捕食し、はやにえを作る習性があります。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>秋季に樹林地、果樹園、乾性草地で14地点計23個体、冬季に樹林地、果樹園、畑地、乾性草地、河川敷で8地点計9個体、春季に樹林地、畑地、乾性草地、人工構造物で10地点計13個体、初夏に樹林地、畑地、人工構造物、畑地で7地点計8個体、夏季に樹林地、畑地、乾性草地、人工構造物で12地点計12個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>秋季に樹林地で1地点1個体、春季に竹林で1地点1個体を確認しました。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	秋季に樹林地、果樹園、乾性草地で14地点計23個体、冬季に樹林地、果樹園、畑地、乾性草地、河川敷で8地点計9個体、春季に樹林地、畑地、乾性草地、人工構造物で10地点計13個体、初夏に樹林地、畑地、人工構造物、畑地で7地点計8個体、夏季に樹林地、畑地、乾性草地、人工構造物で12地点計12個体を確認しました。	対象事業実施区域外	秋季に樹林地で1地点1個体、春季に竹林で1地点1個体を確認しました。
		対象事業実施区域内	秋季に樹林地、果樹園、乾性草地で14地点計23個体、冬季に樹林地、果樹園、畑地、乾性草地、河川敷で8地点計9個体、春季に樹林地、畑地、乾性草地、人工構造物で10地点計13個体、初夏に樹林地、畑地、人工構造物、畑地で7地点計8個体、夏季に樹林地、畑地、乾性草地、人工構造物で12地点計12個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	秋季に樹林地で1地点1個体、春季に竹林で1地点1個体を確認しました。			
対象事業実施区域の畑地等の耕作地が主な生息環境であると考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約83%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 				

表 9.10-35(5) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		ヒバリ
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・留鳥又は漂鳥として北海道から九州に生息します。南西諸島では冬鳥として生息します。 ・広い草地のある河川敷や農耕地、牧場、造成地などに生息します。イネ科などの植物の株際の地上、あるいは株内の低い位置に巣をつくります。
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内 夏季（平成30年）に低茎草地や畑地で3地点計6個体、秋季に低茎草地、畑地、果樹園、上空通過で6地点計12個体、冬季に畑地、低茎草地で8地点計15個体、春季に畑地、低茎草地、芝地、砂礫地、人工構造物、上空通過で33地点計50個体、初夏に芝地、畑地、低茎草地で30地点計33個体、夏季（平成31年）に畑、低茎草地、人工構造物で9地点計13個体を確認しました。
		対象事業実施区域外 確認されませんでした。 対象事業実施区域の畑地等の耕作地が主な生息環境であると考えられます。
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約83%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。

表 9.10-35(6) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		ツバメ
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・九州以北に夏鳥として渡来します。西日本では越冬する個体も多いです。沖縄では旅鳥として渡来します。 ・繁殖は人間の居住空間と密接に結びつき、人間が出入りする建物の軒下に、泥や草を唾液で固めた椀型の巣を造ります。飛びながら飛翔昆虫を捕食します。
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内 夏季（平成30年）に畑地、乾性草地、上空通過で16地点計91個体、春季に樹林地、畑地、乾性草地、人工構造物、上空通過で14地点計58個体、初夏に畑地、上空通過、芝地、人工構造物、水田、樹林地で18地点計32個体、夏季（平成31年）に畑地、乾性草地、上空通過で8地点計44個体を確認しました。
		対象事業実施区域外 春季に樹林地で1地点計2個体、夏季（平成31年）に樹林地で1地点計2個体を確認しました。 対象事業実施区域の畑地等の耕作地が主な生息環境であると考えられます。
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約83%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。

表 9.10-35(7) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		センダイムシクイ
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 夏鳥として北海道から九州までの各地で繁殖します。 主に低山帯の落葉広葉樹林に生息し、傾斜があり、林床に低木や藪が多い林を好みます。渡りの時期には平野部でもみられます。樹上で採餌し、昆虫類の幼虫や成虫を捕食します。
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内 春季に樹林地で1地点1個体を確認しました。
		対象事業実施区域外 春季に樹林地で1地点1個体を確認しました。
		本種は、渡りの時期に繁殖地への移動個体が樹林地を一時的に利用していると考えられます。
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期に繁殖地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期に繁殖地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.10-35(8) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		オオヨシキリ
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 夏鳥として北海道の北部及び東部と沖縄を除く全国で繁殖します。 水辺のヨシ原に生息し、海岸や河口等の低地の湿原や、山地の湖岸や川岸の湿地で繁殖します。茎から茎へと移動しながら、チョウ、バッタといった昆虫類やクモ類等を捕食します。
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内 春季に樹林地、乾性草地で2地点計2個体、夏季（平成31年）に畑地で1地点1個体を確認しました。
		対象事業実施区域外 春季に畑地で1地点1個体を確認しました。
		繁殖時期の初夏に確認されていないことから、渡り時期の移動個体等が、乾性草地等を一時的に利用していると考えられます。
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期の移動個体等が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期の移動個体等が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.10-35(9) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		セッカ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 本州以南の平地から山地の草原、ヨシ原、農耕地で繁殖し、多雪地や本州北部のものは冬期には南下します。 河原や水田周辺の草原に生息します。電線にとまったり、草の間をくぐったり、地上を歩きながら昆虫などを捕食します。草の茎や葉の間に巣をつくります。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>夏季（平成 30 年）に乾性草地で 7 地点計 10 個体、秋季に乾性草地で 2 地点計 3 個体、春季に乾性草地、芝地、人工構造物で 7 地点計 7 個体、初夏に乾性草地、樹林地で 5 地点計 5 個体、夏季（平成 31 年）に乾性草地で 5 地点計 5 個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	夏季（平成 30 年）に乾性草地で 7 地点計 10 個体、秋季に乾性草地で 2 地点計 3 個体、春季に乾性草地、芝地、人工構造物で 7 地点計 7 個体、初夏に乾性草地、樹林地で 5 地点計 5 個体、夏季（平成 31 年）に乾性草地で 5 地点計 5 個体を確認しました。	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内	夏季（平成 30 年）に乾性草地で 7 地点計 10 個体、秋季に乾性草地で 2 地点計 3 個体、春季に乾性草地、芝地、人工構造物で 7 地点計 7 個体、初夏に乾性草地、樹林地で 5 地点計 5 個体、夏季（平成 31 年）に乾性草地で 5 地点計 5 個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。			
対象事業実施区域内の乾性草地環境が主な生息環境であると考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である乾性草地環境は、造成工事により、予測地域内の約 96%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である乾性草地環境は、土地の改変により、予測地域内の約 96%が消失します。対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境は整備されますが、まとまった乾性草地環境は消失するため、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 				

表 9.10-35(10) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		トラツグミ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 九州以北、奄美大島、西表島で繁殖し、北方や高地のものは冬に暖地へ移動します。 低地から山地の暗い森林内の林床に生息します。落葉広葉樹や雑木に営巣します。越冬期には、明るい林にも現れ、人家の庭などにも来ることがあります。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>冬季に上空を通過する個体を 1 地点 1 個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	冬季に上空を通過する個体を 1 地点 1 個体を確認しました。	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内	冬季に上空を通過する個体を 1 地点 1 個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。			
本種は、渡りの時期に越冬地への移動個体が上空を通過したと考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期に越冬地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期に越冬地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 				

表 9.10-35(11) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		アカハラ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州中部以北で繁殖し、冬は本州中部以西から中国南部などに渡ります。 ・山地の明るい林、木が疎らに生えた環境を好み、カラマツ林や草原と林が接するところで繁殖します。林縁の落葉広葉樹、亜高山針葉樹の枝先、または幹に近い枝上に巣をつくります。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	春季に樹林環境で1地点1個体を確認しました。
		対象事業実施区域外	春季に樹林環境で1地点1個体を確認しました。
		本種は、渡りの時期に繁殖地への移動個体が樹林地を一時的に利用していると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、渡り時期に繁殖地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、渡り時期に繁殖地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 	

表 9.10-35(12) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		キビタキ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・夏鳥として九州以北に渡来します。 ・山地から丘陵地によく茂った落葉広葉樹林に渡来します。枝から枝に渡り虫を捕食します。繁殖は、落葉広葉樹、針広混交林で行われます。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	秋季に樹林地で2地点計2個体、春季に樹林地で1地点1個体を確認しました。
		対象事業実施区域外	春季に樹林地で3地点計3個体、初夏に樹林地で3地点計3個体を確認しました。
		対象事業実施区域内は、渡り時期に一時的に利用していると考えられ、対象事業実施区域周辺の樹林地が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、対象事業実施区域の利用が渡り時期の一時的なものと考えられることから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、対象事業実施区域の利用が渡り時期の一時的なものと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 	

表 9.10-35(13) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		キセキレイ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道南部から九州までの平地から山地の河川に、留鳥または漂鳥として生息します。 平地から山地の川岸、湖沼、水田、農耕地に生息します。主に水辺を歩き、水生昆虫等を捕食します。人家の屋根や橋桁、樹木などにお椀型の巣をつくります。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>秋季に芝地で1地点1個体、冬季に河川で1地点1個体、初夏に水田で1地点1個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	秋季に芝地で1地点1個体、冬季に河川で1地点1個体、初夏に水田で1地点1個体を確認しました。	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内	秋季に芝地で1地点1個体、冬季に河川で1地点1個体、初夏に水田で1地点1個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。			
対象事業実施区域内の河川、水田・休耕田環境が主な生息環境であると考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の100%が消失します。また、本種の主な生息環境である河川は、土地の改変により暗渠化されることから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。				

表 9.10-35(14) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		セグロセキレイ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道南部から九州までの平地から山地の河川に、留鳥または漂鳥として生息します。 平地から山地の河川中流域の川岸や湖沼、水田、農耕地に生息します。巣は、川の土手のくぼみ、河原の石や流木の下、人家の石垣や屋根、瓦の隙間などにつくります。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>秋季に畑地で1地点計2個体、人工構造物で1地点1計個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	秋季に畑地で1地点計2個体、人工構造物で1地点1計個体を確認しました。	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内	秋季に畑地で1地点計2個体、人工構造物で1地点1計個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。			
対象事業実施区域の畑地等の耕作地が主な生息環境であると考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	・本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約83%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	・本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。				

表 9.10-35(15) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		ビンズイ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 本州中部の山地から北海道にかけて繁殖し、少数は四国の山地でも繁殖します。 北海道から東北地方北部では、海岸近くから山地までみられますが、その他の地方では山地に限って繁殖します。夏は主にチョウ、バッタ、ハチ、ハエ、ガガンボ、甲虫といった昆虫類を餌とし、冬は主に植物の種子を餌とします。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>春季に樹林地で1地点計2個体を確認しました。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	確認されませんでした。	対象事業実施区域外	春季に樹林地で1地点計2個体を確認しました。
		対象事業実施区域内	確認されませんでした。			
		対象事業実施区域外	春季に樹林地で1地点計2個体を確認しました。			
本種は、渡りの時期に繁殖地への移動個体が樹林地を一時的に利用していると考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期に繁殖地への移動個体が対象事業実施区域外の樹林地で確認されたのみであることから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期に繁殖地への移動個体が対象事業実施区域外の樹林地で確認されたのみであることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 				

表 9.10-35(16) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		カワラヒワ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 本州から九州にかけて留鳥、または冬鳥として生息します。 平地から低山地の林や、市街地などの木や街路樹に営巣します。草の実を食べます。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>夏季（平成30年）に樹林地で1地点1個体、秋季に乾性草地、樹林地のほか、上空通過として4地点計9個体、冬季に樹林地、畑地で3地点計21個体、春季に樹林地、乾性草地のほか、上空通過として7地点計12個体、初夏に樹林地、上空通過、乾性草地、畑地、人工構造物で11地点計25個体、夏季（平成31年）に樹林地、畑地、乾性草地で9地点計16個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>冬季に畑地で1地点1個体、春季に樹林地で1地点1個体、初夏に樹林地で1地点1個体、夏季（平成31年）に畑地で1地点計2個体を確認しました。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	夏季（平成30年）に樹林地で1地点1個体、秋季に乾性草地、樹林地のほか、上空通過として4地点計9個体、冬季に樹林地、畑地で3地点計21個体、春季に樹林地、乾性草地のほか、上空通過として7地点計12個体、初夏に樹林地、上空通過、乾性草地、畑地、人工構造物で11地点計25個体、夏季（平成31年）に樹林地、畑地、乾性草地で9地点計16個体を確認しました。	対象事業実施区域外	冬季に畑地で1地点1個体、春季に樹林地で1地点1個体、初夏に樹林地で1地点1個体、夏季（平成31年）に畑地で1地点計2個体を確認しました。
		対象事業実施区域内	夏季（平成30年）に樹林地で1地点1個体、秋季に乾性草地、樹林地のほか、上空通過として4地点計9個体、冬季に樹林地、畑地で3地点計21個体、春季に樹林地、乾性草地のほか、上空通過として7地点計12個体、初夏に樹林地、上空通過、乾性草地、畑地、人工構造物で11地点計25個体、夏季（平成31年）に樹林地、畑地、乾性草地で9地点計16個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	冬季に畑地で1地点1個体、春季に樹林地で1地点1個体、初夏に樹林地で1地点1個体、夏季（平成31年）に畑地で1地点計2個体を確認しました。			
対象事業実施区域及びその周辺の樹林地や畑地等の耕作地が主な生息環境であると考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である樹林環境は、造成工事により、予測地域内の約36%が消失することから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である樹林環境は、土地の改変により、予測地域内の約36%が消失します。造成後の法面や道路、公園等には樹木植栽による緑化を実施し、樹林環境の回復を図りますが、回復する樹林環境の範囲は限定的であるため、土地の改変による生息環境への影響があると予測します。 				

表 9.10-35(17) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名	ホオアカ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に旅鳥として渡来します。小笠原や南西諸島では越冬します。 ・低地、低山帯、亜高山帯の草原、草原状のところに生息します。イネ科、タデ科などの種子を採食します。草むらの間や草株の上に巣をつくります。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	春季に乾性草地で2地点計2個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	本種は、渡りの時期に繁殖地への移動個体が上空を通過したと考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、渡り時期に繁殖地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、渡り時期に繁殖地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.10-35(18) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名	アオジ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州中部以北の標高 1,000m 位の亜高山帯で繁殖し、冬期には南方や平地へ移動します。本州中部以西では冬鳥として観察されます。 ・非繁殖期には平地から低山の雑木林や農耕地、河川敷の草やぶ、人家の庭などでもみられます。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	冬季に樹林地、畑地、乾性草地、河川で5地点計6個体、春季に樹林地、乾性草地で8地点計12個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	冬季に河川、畑地で4地点計7個体を確認しました。
	対象事業実施区域及びその周辺の樹林地が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である樹林地環境は、造成工事により、予測地域内の約36%が消失することから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である樹林地環境は、土地の改変により、予測地域内の約36%が消失します。造成後の法面や道路、公園等には樹木植栽による緑化を実施し、樹林地環境の回復を図りますが、回復する樹林地環境の範囲は限定的であるため、土地の改変による生息環境への影響があると予測します。

表 9.10-35(19) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		クロジ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 本州中部以北の亜高山帯の落葉広葉樹林や針葉樹林のササが多い林で繁殖しますが局所的で、本州では日本海側の山地に偏っており、特に新潟県や長野県、群馬県の県境地方に多くなっています。冬期は南の地方や平地へ移動します。本州中部以南では冬鳥としてみられます。 非繁殖期には丘陵地や低山の林でみられるほか、都市公園や人家の庭でも記録があります。暗い林床の落ち葉をかき分けて、主に草や木の実を食べます。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>冬季に樹林地で1地点計2個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>春季に樹林地で1地点1個体を確認しました。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	冬季に樹林地で1地点計2個体を確認しました。	対象事業実施区域外	春季に樹林地で1地点1個体を確認しました。
		対象事業実施区域内	冬季に樹林地で1地点計2個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	春季に樹林地で1地点1個体を確認しました。			
本種は、渡りの時期に繁殖地、越冬地への移動個体が樹林地を一時的に利用していると考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期に繁殖地、越冬地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、渡り時期に繁殖地、越冬地への移動個体が確認されたのみであり、対象事業実施区域の利用は一時的なものと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 				

表 9.10-35(20) 鳥類（一般鳥類）の重要な種への影響予測

種名		フクロウ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 留鳥として九州以北の平地から低山の林に生息します。 平地から低山の大きな木のある林や社寺林などに生息します。夜行性で日中は薄暗い林などで休んでいます。夕方から活動をはじめ、樹林に接した農耕地など開けた場所でネズミ類や鳥類、爬虫類、両生類などを捕食します。主に大木の樹洞に営巣しますが、土の壁の横穴や人家の屋根裏、巣箱や人工構造物などもよく利用します。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>冬季（令和2年繁殖期）に、雌のとまり及び飛翔を果樹園で1地点1個体確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>初夏（平成31年繁殖期）に、とまり・飛翔・鳴き声を樹林地で1地点1個体確認しました。冬季（令和2年繁殖期）に、雄の鳴き声を樹林地で1地点1個体、雌の鳴き声を樹林地で1地点1個体確認しました。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	冬季（令和2年繁殖期）に、雌のとまり及び飛翔を果樹園で1地点1個体確認しました。	対象事業実施区域外	初夏（平成31年繁殖期）に、とまり・飛翔・鳴き声を樹林地で1地点1個体確認しました。冬季（令和2年繁殖期）に、雄の鳴き声を樹林地で1地点1個体、雌の鳴き声を樹林地で1地点1個体確認しました。
		対象事業実施区域内	冬季（令和2年繁殖期）に、雌のとまり及び飛翔を果樹園で1地点1個体確認しました。			
		対象事業実施区域外	初夏（平成31年繁殖期）に、とまり・飛翔・鳴き声を樹林地で1地点1個体確認しました。冬季（令和2年繁殖期）に、雄の鳴き声を樹林地で1地点1個体、雌の鳴き声を樹林地で1地点1個体確認しました。			
本種は、対象事業実施区域及びその周辺の樹林地や畑地等の耕作地を採餌環境として利用していると考えられます。 なお、対象事業実施区域及びその周辺の樹林地で、本種の繁殖は確認されませんでした。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 造成工事により、本種の主な利用環境である樹林環境の約36%、畑地環境の約83%が消失しますが、対象事業実施区域周辺には耕作地や樹林地が残存します。したがって、主な生息環境の一部が消失・縮小すると考えられることから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域外の樹林環境、畑地環境は、まとまった樹林環境、畑地環境として残存します。また、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 				

ウ. 鳥類（猛禽類）

事業の実施による鳥類（猛禽類）の重要な種の予測結果は、表 9.10-36 に示すとおりです。

表 9.10-36(1) 鳥類（猛禽類）の重要な種への影響予測

種名		ミサゴ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・全国の沿岸部で局地的に繁殖し、冬期には漂行する個体も多くあります。 ・大きな川や湖、入り江などに生息し、空中高くからダイビングして魚を捕らえます。繁殖期には断崖の岩棚や、大木の上に枯れ枝などを組み合わせて巣をつくります。 	
確認状況及び主な生息環境		平成31年繁殖期	確認されませんでした。
		令和2年繁殖期	対象事業実施区域内で2月に餌運びを1例確認しました。
		対象事業実施区域及びその周辺には、本種が利用できるような大きな河川や湖沼等は存在しません。 対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	・対象事業実施区域には本種が利用するような環境が存在しないことから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。	
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	・本種は、上空通過個体が1個体確認されたのみであり、対象事業実施区域には本種が利用するような環境が存在しないことから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。	

表 9.10-36(2) 鳥類（猛禽類）の重要な種への影響予測

種名		ツミ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・全国で繁殖し、西南日本では越冬する個体もあります。 ・山地の樹林にも生息する一方で、都市公園・人家の庭などの小規模の都市緑地でも繁殖し、小鳥類をとらえます。クロマツなどの高木に営巣します。 	
確認状況及び主な生息環境		平成31年繁殖期	対象事業実施区域及びその周辺で1月1例、4月に4例計5例の採餌行動等を確認しました。
		令和2年繁殖期	対象事業実施区域及びその周辺で1月に1例、4月に3例、7月に1例計5例の採餌行動等を確認しました。
		対象事業実施区域及びその周辺の耕作地等を採餌環境として利用していると考えられます。 対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	・対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。採餌行動等が確認されており、本種が採餌環境として利用している畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域周辺には耕作地や樹林地が残存します。したがって、主な生息環境の一部が消失・縮小することから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。	
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	・本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。	

表 9.10-36 (3) 鳥類（猛禽類）の重要な種への影響予測

種名		ハイタカ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・四国以北で繁殖し、冬鳥として国外から渡来する個体も多くあります。 ・山地から丘陵地の森林に生息します。林内を飛翔して主に小鳥類を捕食します。高木に営巣します。 	
確認状況及び主な生息環境		平成31年繁殖期	対象事業実施区域及びその周辺で1月に1例、2月に4例、3月に1例、4月14例計20例の採餌行動等を確認しました。
		令和2年繁殖期	対象事業実施区域及びその周辺で1月に8例、2月に7例、3月に2例計17例の採餌行動等を確認しました。
		対象事業実施区域及びその周辺の樹林環境や畑地環境を越冬地の餌場として利用していると考えられます。 対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。越冬地の餌場として利用していると考えられ、本種が採餌環境として利用している樹林環境の約36%、畑地環境の約83%が消失しますが、対象事業実施区域周辺には耕作地や樹林地が残存します。したがって、主な生息環境の一部が消失・縮小すると考えられることから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 	

表 9.10-36(4) 鳥類（猛禽類）の重要な種への影響予測

種名		オオタカ
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多くあります。 ・山麓から丘陵地の森林に生息し、主に中・小型の鳥類を捕食します。多くは、スギ・マツ類などの針葉樹の高木に営巣します。
確認状況及び主な生息環境		<p>重要な種の保護の観点から、非表示としております。</p>
影響予測	工事の実施 (造成工事)	
	土地又は工作物の 存在及び供用 (敷地の存在(土地 の改変))	

表 9.10-36 (5) 鳥類（猛禽類）の重要な種への影響予測

種 名		サンバ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 夏鳥として渡来し、東北地方から九州にかけて繁殖します。 4月頃夏鳥として渡来し、丘陵地や低山地に生息し、水辺でカエルやへビを捕食します。また昆虫類も捕食します。 スギ林などの高木の樹上に営巣します。 	
確認状況及び主な生息環境		平成31年 繁殖期	対象事業実施区域外で4月1例の飛翔を確認しました。
		令和2年 繁殖期	対象事業実施区域外で4月3例の飛翔を確認しました。
		本種は、渡りの時期に越冬地への移動個体が上空を通過したと考えられます。対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されておらず、渡りの時期に越冬地への移動個体が上空を通過したのみであることから、本種による対象事業実施区域の利用頻度は低いと考えられることから、造成工事による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 	
	土地又は工作物の 存在及び供用 (敷地の存在(土地 の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 	

表 9.10-36 (6) 鳥類（猛禽類）の重要な種への影響予測

種 名		ノスリ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道から四国で繁殖し、非繁殖期には全国で見られます。 繁殖期には、森林で営巣しますが、採餌には伐採地や牧場、畑のような開けた環境をよく利用します。巣は高木の樹上に作られます。上空を帆翔しながら獲物を探し、モグラ・ネズミなどの小型哺乳類を捕食します。 	
確認状況及び主な生息環境		平成31年 繁殖期	対象事業実施区域及びその周辺で1月に2例、2月に3例計5例の採餌行動等を確認しました。
		令和2年 繁殖期	対象事業実施区域及びその周辺で1月に12例、2月10例、3月に2例、4月に1例計25例の採餌行動等を確認しました。
		対象事業実施区域及びその周辺の樹林環境や畑地環境を越冬地の餌場として利用していると考えられます。対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。越冬地の餌場として利用していると考えられ、本種が採餌環境として利用している樹林環境の約36%、畑地環境の約83%が消失しますが、対象事業実施区域周辺には耕作地や樹林地が残存します。したがって、主な生息環境の一部が消失・縮小すると考えられることから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。 	
	土地又は工作物の 存在及び供用 (敷地の存在(土地 の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 	

表 9.10-36 (7) 鳥類（猛禽類）の重要な種への影響予測

種 名		ハヤブサ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・北海道から九州の海岸部の断崖で局地的に繁殖します。 ・留鳥または冬鳥として、断崖のある海岸に生息します。 ・高速で飛行し、ハト類などの鳥類を飛びながらとらえます。 	
確認状況及び主な生息環境		平成 31 年 繁殖期	対象事業実施区域及びその周辺で1月に1例、3月に2例、4月に3例、6月に1例、7月に1例計8例の採餌行動等を確認しました。
		令和 2 年 繁殖期	対象事業実施区域及びその周辺で1月に5例、2月に2例、3月に2例計9例の採餌行動等を確認しました。
		<p>対象事業実施区域及びその周辺の樹林環境や畑地環境を越冬地の餌場として利用していると考えられます。</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。</p>	
影 響 予 測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域及びその周辺で営巣は確認されませんでした。越冬地の餌場として利用していると考えられ、本種が採餌環境として利用している樹林環境の約 36%、畑地環境の約 83%が消失しますが、対象事業実施区域周辺には耕作地や樹林地が残存します。したがって、主な生息環境の一部が消失・縮小すると考えられることから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。 	
	土地又は工作物の 存在及び供用 (敷地の存在 (土地 の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約 83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 	

エ. 両生類

事業の実施による両生類の重要な種の予測結果は、表 9.10-37 に示すとおりです。

表 9.10-37(1) 両生類の重要な種への影響予測

種 名		アズマヒキガエル
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道南部～近畿、山陰地方に分布します。 森林周辺の草むら・竹やぶ・人家の庭等にすみ、繁殖期以外はほとんど水に入りません。昼間は石や倒木の下にひそみ、夕暮れから行動して、昆虫・ミミズなどの小動物を捕食します。多数の個体が産卵場所に集まって集団産卵をします。
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内 秋季に低木林内の廃棄物下で成体が1個体、春季に高茎草地内で雨水の溜まった廃バスタブに幼生が50個体以上、夏季(平成31年)に耕作地周辺で成体が1個体確認されました。
		対象事業実施区域外 早春季に樹林地の水路で成体が15個体、卵塊が2塊、春季に同じ水路で、幼生が50個体以上、夏季(平成31年)に同じ水路で幼体が1個体確認されました。
		対象事業実施区域及びその周辺の樹林、樹林の水辺、乾性草地環境が主な生息環境であると考えられます。
影響予測	工事の実施(造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の産卵環境2箇所のうち1箇所(廃バスタブ)が造成工事により消失するものの、対象事業実施区域外の自然環境内の産卵環境1箇所及びその周辺の樹林環境は残存することから、造成工事による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の産卵環境2箇所のうち1箇所(廃バスタブ)が土地の改変により消失するものの、対象事業実施区域外の産卵環境は、改変区域から離れており、周辺の樹林環境もまとまった樹林環境として残存するため、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.10-37(2) 両生類の重要な種への影響予測

種 名		シュレーゲルアオガエル
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 本州～九州に分布します。 平地から丘陵地の水田周辺や草地に多く、地上性です。水田の畔や小川の堤に穴を掘り、白い泡状の卵塊を産み、孵化した幼生は水中に泳ぎだして成長します。
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内 夏季に水田周辺で幼体が1個体、秋季に鳴き声が1例、春季に水田周辺で複数個体の鳴き声が3例、初夏に水田周辺で複数個体の鳴き声が2例確認されました。
		対象事業実施区域外 確認されませんでした。
		対象事業実施区域内の水田・休耕田環境が主な生息環境であると考えられます。
影響予測	工事の実施(造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の100%が改変されることから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の100%が改変されることから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

オ. 爬虫類

事業の実施による爬虫類の重要な種の予測結果は、表 9.10-38 に示すとおりです。

表 9.10-38(1) 爬虫類の重要な種の影響予測

種名		ヒガシニホントカゲ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 東日本に分布します。 日当たりの良い石の下や石垣の隙間、土手の斜面の穴などにすみ、ミミズやクモ、昆虫などを捕食します。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	夏季に耕作地周辺で幼体が2個体、秋季に林縁部で幼体が1個体、春季に耕作地周辺で成体が1個体、林縁部で成体が1個体、夏季(平成31年)に耕作地周辺で成体が1個体確認されました。
		対象事業実施区域外	夏季(平成31年)に樹林地1箇所では幼体1個体を確認しました。
		対象事業実施区域及びその周辺の畑地等の耕作地周辺が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施(造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約83%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 	

表 9.10-38(2) 爬虫類の重要な種への影響予測

種名		シマヘビ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道～九州に分布します。 開けた平地から山地の林縁部など、明るい環境を好みます。動きは俊敏で、カエルを多く食べますが、他にも、ネズミ、鳥類の卵やヒナ、ヘビ、トカゲなどさまざまな動物を捕食します。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	夏季に人工構造物1箇所では幼蛇1個体、秋季に人工構造物1箇所では成蛇が1個体確認されました。
		対象事業実施区域外	夏季に人工構造物1箇所では脱皮殻1例、夏季に畑地1箇所では成蛇1個体を確認しました。
		対象事業実施区域の畑地等の耕作地やその周辺の人工構造物が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施(造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約83%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 	

表 9.10-38 (3) 爬虫類の重要な種への影響予測

種名		アオダイショウ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・北海道～九州に分布します。 ・山地の林から平野部までさまざまな環境に生息します。成蛇は人家や倉庫などにもすみ着き、ネズミをよく捕食します。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	秋季に人工構造物1箇所ですべ脱皮殻1例、春季に畑地周辺1箇所ですべ成蛇1個体を確認しました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域の畑地等の耕作地やその周辺の人工構造物が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施(造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約83%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。 	

表 9.10-38 (4) 爬虫類の重要な種への影響予測

種名		ヒバカリ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州～九州に分布します。 ・低山地から山地の森林に住み、水辺や多湿な場所を好み、カエルやミミズ、水中に入ってオタマジャクシや小魚などを捕食します。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	秋季に水田周辺の路上ですべ成蛇(轢死体)が1例確認されました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		計画地及びその周辺の畑地や水田・休耕田等が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施(造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 	

表 9.10-38 (5) 爬虫類の重要な種への影響予測

種名		ヤマカガシ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州～九州に分布します。 ・平地から山地の水田や小川、湿地などに多く生息します。動きは活発で主としてカエルを食べますが、水にも入り、オタマジャクシや小魚なども捕食します。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	秋季に水田周辺で幼蛇を1個体確認しました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 	

カ. 昆虫類

事業の実施による昆虫類の重要な種及び注目すべき種の予測結果は、表 9.10-39 に示すとおりです。

表 9.10-39(1) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	ハグロトンボ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 北海道、本州、九州、種子島、屋久島などに分布します。 生息域は水辺に草本類の生える流水で、アオハダトンボに比べると水質汚染に耐性を持ち、生活排水などでやや汚染されている川にも生息しています。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	底生動物調査で、秋季に河川で1地点1個体、春季に河川で1地点1個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	底生動物調査で、秋季に河川で1地点1個体、春季に河川で1地点1個体を確認しました。
	対象事業実施区域内及びその周辺の河川が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種が生息する河川環境は、造成工事により、2地点のうち1地点が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 対象事業実施区域外の生息環境は、平水時は水量に大きな変化がなく、降雨時は調整池において濁水等の流出を防止しますが、対象事業実施区域内の本種の主な生息環境である河川環境は、土地の改変により暗渠化されることから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

表 9.10-39(2) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	ニホンカワトンボ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 北海道～九州に分布します。 主に丘陵地の流れにみられ、源流から中流まで幅広い環境に記録があります。成虫は一般には4～6月の春季が出現期です。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	確認されませんでした。
	対象事業実施区域外	春季に樹林内の沢沿い1地点1個体、夏季(平成31年)に樹林内の沢沿い1地点1個体を確認しました。
	対象事業実施区域外の樹林地の水辺環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、対象事業実施区域外の樹林地の沢周辺のみで確認されており、対象事業実施区域には生息していないと考えられます。また、本種は、水中で生活するため、濁水等の影響を受けますが、本事業では、本種の確認された樹林地の沢には工事排水を排水しない計画です。以上のことから、造成工事及び濁水等による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の生息環境である対象事業実施区域外の沢は、対象事業実施区域と集水域が異なるため、沢の流量等に変化は生じないと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.10-39(3) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	ホソミイトトンボ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・石川、栃木県～九州に分布します。 ・丘陵地の池や湿地にみられます。成虫越冬する種であり、越冬場所は水から近い山腹の南斜面や南に面する崖下です。分布北限となる関東地方での記録は散発的です。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	確認されませんでした。
	対象事業実施区域外	夏季（平成 30 年）に樹林内の遊歩道沿いで 1 地点 1 個体、秋季に、樹林内の遊歩道沿いで 1 地点計 2 個体を確認しました。
	対象事業実施区域外の樹林地の水辺環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、対象事業実施区域外の樹林地のみで確認されており、対象事業実施区域には生息していないと考えられます。また、本種は、水中で生活するため、濁水等の影響を受けますが、本事業では、本種の確認された樹林地には工事排水を排水しない計画です。以上のことから、造成工事及び濁水等による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の生息環境である対象事業実施区域外の樹林地は、対象事業実施区域と集水域が異なるため、樹林地の水辺環境の流量等に変化は生じないと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.10-39(4) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	ヤマサナエ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州に分布します。 ・河川上流域に生息し、同属のキイロサナエに比較すると上流寄り、渓流域でカワトンボと同所的に生息する例が多くなっています。汚染されていない砂泥底に、ほぼ完全に潜って生活します。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	底生動物調査で、夏季に湧水起源の小水路で 1 地点計 4 個体、河川で 1 地点計 3 個体、冬季に湧水起源の小水路で 1 地点計 3 個体、春季に湧水起源の小水路で 1 地点計 7 個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域内の河川及び湧水起源の小水路が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である湧水起源の小水路及び河川環境は、造成工事によりすべて消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である湧水起源の小水路は、土地の改変により、すべて消失し、河川環境は暗渠化されることから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

表 9.10-39(5) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名		ナツアカネ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道～九州に分布します。 平野部・低山地の水田や池沼に生息しますが、通常は丘陵や樹林に隣接する場所を好みます。7～8月頃に羽化し、未熟成虫は大規模な移動は行わず、羽化期直後から水域近辺の樹林で継続してみられます。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>夏季（平成 31 年）に、水田周辺の樹林地で 1 地点 1 個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	夏季（平成 31 年）に、水田周辺の樹林地で 1 地点 1 個体を確認しました。	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内	夏季（平成 31 年）に、水田周辺の樹林地で 1 地点 1 個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。			
対象事業実施区域内の水田・休耕田環境が主な生息環境と考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の 100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の 100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 				

表 9.10-39(6) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名		ケラ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道～九州に分布します。 水田付近に多く、円筒型の体型、細かい毛の密生、前足の発達など穴居に適した形態を備えています。飛ぶことができ、灯火に飛来します。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>夏季に水田周辺で 7 地点計 7 個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	夏季に水田周辺で 7 地点計 7 個体を確認しました。	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内	夏季に水田周辺で 7 地点計 7 個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。			
対象事業実施区域内の水田・休耕田環境が主な生息環境と考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の 100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の 100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 				

表 9.10-39(7) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	クツワムシ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州～九州に分布します。 ・クズ、カラスウリなどの蔓性植物がからみついた雑木林の林縁に生息します。秋に成虫が出現し、非常に大きな声で鳴きます。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	夏季に、耕作地周辺の樹林地の林縁部等で6地点計7個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域の樹林地の林縁部が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施(造成工事)	・本種の主な生息環境である樹林環境は、造成工事により、予測地域内の約36%が消失することから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))	・本種の主な生息環境である樹林環境は、土地の改変により、予測地域内の約36%が消失します。造成後の法面や道路、公園等には樹木植栽による緑化を実施し、樹林環境の回復を図りますが、回復する樹林環境の範囲は限定的であるため、土地の改変による生息環境への影響があると予測します。

表 9.10-39(8) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	ショウリョウバッタモドキ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州～九州に分布します。 ・成虫は8月からあらわれ、やや湿った草原やススキ・アシなどの草にとまっています。飛ぶことはほとんどありません。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	夏季(平成30年)に乾性草地で1地点計2個体、秋季に乾性草地で2箇所計6個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域内の乾性草地環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施(造成工事)	・本種の主な生息環境である乾性草地環境は、造成工事により、予測地域内の約96%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))	・本種の主な生息環境である乾性草地環境は、土地の改変により、予測地域内の約96%が消失します。対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境は整備されますが、まとまった乾性草地環境は消失するため、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

表 9.10-39(9) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名		エサキコミズムシ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州、トカラ、奄美、沖縄、八重山に分布します。 ・池沼、水田、休耕田、湿地、水たまりに生息します。体長に個体差があり、同じ場所でも大型のものから小型のものまでみられます。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>夏季（平成 30 年）に水田周辺で 2 地点計 4 個体、秋季に耕作地脇の水辺で 1 地点計 2 個体を確認しました。底生動物調査で、水田周辺の小水路で夏季に 1 地点計 6 個体、秋季に 1 地点計 5 個体、冬季に 1 地点計 2 個体、春季に 1 地点計 2 個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	夏季（平成 30 年）に水田周辺で 2 地点計 4 個体、秋季に耕作地脇の水辺で 1 地点計 2 個体を確認しました。底生動物調査で、水田周辺の小水路で夏季に 1 地点計 6 個体、秋季に 1 地点計 5 個体、冬季に 1 地点計 2 個体、春季に 1 地点計 2 個体を確認しました。	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内	夏季（平成 30 年）に水田周辺で 2 地点計 4 個体、秋季に耕作地脇の水辺で 1 地点計 2 個体を確認しました。底生動物調査で、水田周辺の小水路で夏季に 1 地点計 6 個体、秋季に 1 地点計 5 個体、冬季に 1 地点計 2 個体、春季に 1 地点計 2 個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。			
対象事業実施区域内の水田・休耕田環境が主な生息環境と考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の 100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の 100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 				

表 9.10-39(10) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名		ヤブガラシグンバイ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州、九州に分布します。 ・ヤブガラシの葉裏に時に群生し採集されますが、ヤブガラシ群生地であっても採集できる個体は少数です。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>夏季（平成 30 年）にヤブガラシ生育地で 3 地点計 5 個体、秋季にヤブガラシ生育地で 2 地点計 34 個体、春季にヤブガラシ生育地で 1 地点計 4 個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>秋季にヤブガラシ生育地で 1 地点計 4 個体を確認しました。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	夏季（平成 30 年）にヤブガラシ生育地で 3 地点計 5 個体、秋季にヤブガラシ生育地で 2 地点計 34 個体、春季にヤブガラシ生育地で 1 地点計 4 個体を確認しました。	対象事業実施区域外	秋季にヤブガラシ生育地で 1 地点計 4 個体を確認しました。
		対象事業実施区域内	夏季（平成 30 年）にヤブガラシ生育地で 3 地点計 5 個体、秋季にヤブガラシ生育地で 2 地点計 34 個体、春季にヤブガラシ生育地で 1 地点計 4 個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	秋季にヤブガラシ生育地で 1 地点計 4 個体を確認しました。			
対象事業実施区域及びその周辺のヤブガラシ群生地が主な生息環境と考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の生息するヤブガラシ群生地は、造成工事により、7 地点のうち 6 地点が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の生息するヤブガラシ群生地は、土地の改変により、7 地点のうち 6 地点が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 				

表 9.10-39(11) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	ミナミトゲヘリカメムシ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州、南西諸島に分布します。 ・寄主植物はクスノキ科ですが、柑橘類を加害することもあります。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	秋季に、耕作地周辺の常緑広葉樹で1地点計2個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域の樹林地が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	・本種の主な生息環境である樹林環境は、造成工事により、予測地域内の約36%が消失することから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	・本種の主な生息環境である樹林環境は、土地の改変により、予測地域内の約36%が消失します。造成後の法面や道路、公園等には樹木植栽による緑化を実施し、樹林環境の回復を図りますが、回復する樹林環境の範囲は限定的であるため、土地の改変による生息環境への影響があると予測します。

表 9.10-39(12) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	クロヒメヒョウタンゴミムシ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州に分布します。 ・河川敷の湿地的環境に見られるが、個体数は少数です。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	夏季(平成30年)に、水田周辺で1地点1個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域内の水田・休耕田環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

表 9.10-39(13) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	アトモンコミズギワゴミムシ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州、九州に分布します。 ・公園などのまばらな草地で、スギゴケが生えるような湿った環境に局地的に生息します。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	秋季に、除草管理された乾性草地で1地点1個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域内の湿性草地環境が主な生息環境であると考えられます。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である乾性草地環境は、造成工事により、予測地域内の約96%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である乾性草地環境は、造成工事により、予測地域内の約96%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である乾性草地環境は、土地の改変により、予測地域内の約96%が消失します。対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境は整備されますが、まとまった乾性草地環境は消失するため、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

表 9.10-39(14) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	クロケブカゴミムシ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州、琉球に分布します。 ・河川敷の草地に多く見られますが、湿地にも生息します。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	秋季に、湿潤な草地環境で1地点1個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域内の湿潤な草地環境が主な生息環境であると考えられます。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本種が確認された湿潤な草地環境は、造成工事により、すべて消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・本種が確認された湿潤な草地環境は、造成工事により、すべて消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・本種が確認された湿潤な草地環境は、土地の改変により、すべて消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

表 9.10-39(15) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名		コマルケシゲンゴロウ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州（福島県以南）、四国、九州、南西諸島に分布します。 ・池沼の浅瀬や湿地、放棄水田などの植物の豊富な水域に生息します。産地はやや局所的です。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	夏季（平成 30 年）に、ライトトラップ調査において、乾性草地で 1 地点 1 個体を確認しました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		ライトトラップ調査地点の乾性草地で確認されましたが、生態学的特徴から、対象事業実施区域内の水田・休耕田環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の 100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の 100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 	

表 9.10-39(16) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名		コガムシ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・北海道～九州に分布します。 ・平地の池沼や水田などに生息し、成虫は年中みられます。成虫は水草、藻などを食べますが、幼虫は強い肉食性を持ち、他の虫を食べます。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	夏季（平成 30 年）に、水田周辺で 1 地点計 6 個体を確認しました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内の水田・休耕田環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の 100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の 100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 	

表 9.10-39(17) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	キイロトラカミキリ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州～九州に分布します。 ・山地にも生息しますが、低地や山間地の夏緑林に多く生息します。各種広葉樹を寄主植物とします。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	確認されませんでした。
	対象事業実施区域外	夏季（平成 31 年）に、樹林内で 1 地点計 3 個体を確認しました。
	対象事業実施区域外の樹林地が主な生息環境であると考えられます。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、対象事業実施区域外の樹林地のみで確認されており、対象事業実施区域には生息していないことから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、対象事業実施区域外の樹林地のみで確認されており、対象事業実施区域には生息していないことから、造成工事による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は、対象事業実施区域外の樹林地のみで確認されており、対象事業実施区域には生息していないことから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.10-39(18) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	ハマベキクイゾウムシ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州～南西諸島に分布します。 ・沿岸性の種で、マツ類やヒノキなどのピーティングなどで採れますが、詳細な生態は不明です。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	春季に、乾性草地で 1 地点 1 個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域内の乾性草地環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である乾性草地環境は、造成工事により、予測地域内の約 96%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である乾性草地環境は、土地の改変により、予測地域内の約 96%が消失します。対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境は整備されますが、まとまった乾性草地環境は消失するため、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

表 9.10-39(19) 昆虫類の重要な種への影響予測

種名	コシロシタバ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道～九州に分布します。 ・クヌギなどのブナ科を食草とします。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	夏季（平成 31 年）に、樹林地で 1 地点 1 個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域の樹林地環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	・本種の主な生息環境である樹林地環境は、造成工事により、予測地域内の約 36% が消失することから、造成工事による生息環境への影響があると予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	・本種の主な生息環境である樹林地環境は、土地の改変により、予測地域内の約 36% が消失します。造成後の法面や道路、公園等には樹木植栽による緑化を実施し、樹林地環境の回復を図りますが、回復する樹林地環境の範囲は限定的であるため、土地の改変による生息環境への影響があると予測します。

表 9.10-39(20) 昆虫類の注目すべき種への影響予測

種名	ゲンジボタル	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州に分布します。 ・国内最大のホタルで、夜、沢や川の水辺で活動し、腹部末端を発光させ、光のシグナルで交信します。幼虫は、川にいるカワニナなどの巻き貝を食べて育ちます。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	確認されませんでした。
	対象事業実施区域外	初夏に、樹林地内の沢で 4 地点計 32 個体を確認しました。
	対象事業実施区域外の樹林地の水辺環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施（造成工事）	・本種は、対象事業実施区域外の樹林地の水辺のみで確認されており、対象事業実施区域には生息していないと考えられます。また、本種は、水中で生活するため、濁水等の影響を受けますが、本事業では、本種の確認された樹林地の沢には工事排水を排水しない計画です。以上のことから、造成工事及び濁水等による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	・本種の生息環境である対象事業実施区域外の沢は、対象事業実施区域と集水域が異なるため、沢の流量等に変化は生じないと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

キ. 魚類

事業の実施による魚類の重要な種の予測結果は、表 9.10-40 に示すとおりです。

表 9.10-40(1) 魚類の重要な種への影響予測

種名	アブラハヤ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 青森県から岡山県の太平洋側と青森県から福井県の日本海側に分布します。 河川の上流域から中流域にかけて生息します。雑食性で底生動物、付着藻類、落下昆虫などを食べます。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	夏季に水田周辺の小水路で1地点計2個体を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
	対象事業実施区域の水田・休耕田環境が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

表 9.10-40(2) 魚類の重要な種への影響予測

種名	ヒガシシマドジョウ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> 中部以東の本州に分布します。 河川の中流域から下流域上部にかけての砂底ないし砂礫底域に生息します。底生動物やデトリタスを砂と一緒に取り込み、餌だけを食べます。 	
確認状況及び主な生息環境	対象事業実施区域内	確認されませんでした。
	対象事業実施区域外	河川で、夏季に1地点計5個体、秋季に河川で1地点計5個体を確認しました。
	対象事業実施区域外の河川が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種は、対象事業実施区域外の河川のみで確認されており、対象事業実施区域には生息していないと考えられます。また、本種は、水中で生活するため、濁水等の影響を受けますが、本事業では、仮設調整池、土砂流出防止柵等を設置する計画であり、これにより排水中の浮遊物質量(SS)の低減が図られます。以上のことから、造成工事及び濁水等による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の生息環境である対象事業実施区域外の河川に対しては、調整池に雨水を集水して河川に放流するため、対象事業実施区域からの水の流入量は維持されることが考えられることから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。

表 9.10-40(3) 魚類の重要な種への影響予測

種名		ホトケドジョウ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方から近畿地方にかけての本州に分布します。 ・河川の上・中流域や河川敷の湿地、農業用水路、丘陵地細流、池沼などに生息します。水質が良好で植生が豊富な緩やかな流れのある場所を好みます。雑食性で水生小動物などを捕食します。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>湧水起源の小水路で、夏季に1地点計58個体、秋季に2地点計18個体、冬季に1地点計3個体、春季に1地点計3個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>河川で、夏季に1地点計37個体、秋季に1地点計18個体、冬季に1地点計2個体、春季に1地点計16個体を確認しました。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	湧水起源の小水路で、夏季に1地点計58個体、秋季に2地点計18個体、冬季に1地点計3個体、春季に1地点計3個体を確認しました。	対象事業実施区域外	河川で、夏季に1地点計37個体、秋季に1地点計18個体、冬季に1地点計2個体、春季に1地点計16個体を確認しました。
		対象事業実施区域内	湧水起源の小水路で、夏季に1地点計58個体、秋季に2地点計18個体、冬季に1地点計3個体、春季に1地点計3個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	河川で、夏季に1地点計37個体、秋季に1地点計18個体、冬季に1地点計2個体、春季に1地点計16個体を確認しました。			
対象事業実施区域の湧水起源の小水路が主な生息環境であると考えられます。対象事業実施区域外の河川（コンクリート三面張り）は、周辺のホトケドジョウが生息する湿地環境からの流下個体が一時的に生息しているものと考えられます。						
影響予測	工事の実施（造成工事）	・本種の主な生息環境である湧水起源の小水路は、造成工事によりすべて消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。				
	土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	・本種の主な生息環境である湧水起源の小水路は、土地の改変により、すべて消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。				

ク. 底生動物

事業の実施による底生動物の重要な種の予測結果は、表 9.10-41 に示すとおりです。

表 9.10-41 底生動物の重要な種への影響予測

種名		マルタニシ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道から琉球列島に分布します。 自然湖沼、湿原、ため池、水田などを主な生息環境としています。石などに生えた藻類や水底に沈殿した有機物を餌とします。 	
確認状況及び主な生息環境		対象事業実施区域内	夏季に水田周辺の小水路で1地点計2個体、秋季に水田周辺の小水路で1地点1個体を確認しました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域の水田・休耕田環境とその周辺の小水路が主な生息環境であると考えられます。	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の100%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の100%が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。 	

ケ. 陸産貝類

事業の実施による陸産貝類の重要な種の予測結果は、表 9.10-42 に示すとおりです。

表 9.10-42 陸産貝類の重要な種への影響予測

種名		スナガイ				
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州、奄美、沖縄に分布します。 ・マサキの群落の落葉の下などでみられます。 				
確認状況及び主な生息環境		<table border="1"> <tr> <td>対象事業実施区域内</td> <td>冬季に河川沿いの水路沿いや樹木根元の落ち葉下や草地環境の2地点計11個体、初夏に水路沿いの樹木根元の落ち葉下やササ藪の根元3地点計8個体を確認しました。</td> </tr> <tr> <td>対象事業実施区域外</td> <td>確認されませんでした。</td> </tr> </table>	対象事業実施区域内	冬季に河川沿いの水路沿いや樹木根元の落ち葉下や草地環境の2地点計11個体、初夏に水路沿いの樹木根元の落ち葉下やササ藪の根元3地点計8個体を確認しました。	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
		対象事業実施区域内	冬季に河川沿いの水路沿いや樹木根元の落ち葉下や草地環境の2地点計11個体、初夏に水路沿いの樹木根元の落ち葉下やササ藪の根元3地点計8個体を確認しました。			
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。			
対象事業実施区域の河川沿いの樹林環境が主な生息環境と考えられます。						
影響予測	工事の実施 (造成工事)	・本種の生息する河川環境は、造成工事により、すべて消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。				
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	・本種の生息する河川環境は、土地の改変により暗渠化されることから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。				

(2) 環境保全措置の検討

① 保全対象種の選定

動物の重要な種への影響予測の結果、環境保全措置の検討を行う保全対象種は、表 9.10-43 に示すとおりです。

表 9.10-43 保全対象種（動物）

保全対象種	選定理由
コチドリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、セッカ、キセキレイ、セグロセキレイ シュレーゲルアオガエル ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、ケラ、ショウリョウバッタモドキ、エサキコミズムシ、ヤブガラシグンバイ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ハマベキクイゾウムシ アブラハヤ、ホトケドジョウ マルタニシ スナガイ	工事の実施(造成工事)において、生息環境への影響が大きいと予測されたため。
フクロウ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、カワラヒワ、アオジ クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	工事の実施(造成工事)において、生息環境への影響があると予測されたため。
セッカ、キセキレイ シュレーゲルアオガエル ヒバカリ、ヤマカガシ ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、ケラ、ショウリョウバッタモドキ、エサキコミズムシ、ヤブガラシグンバイ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ハマベキクイゾウムシ、アブラハヤ、ホトケドジョウ マルタニシ スナガイ	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))において、生息環境への影響が大きいと予測されたため。
カワラヒワ、アオジ クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))において、生息環境への影響があると予測されたため。

② 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.10-44 及び図 9.10-17 に示します。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討しました。

表 9.10-44(1) 環境保全措置の検討の状況（動物）

保全対象種	環境保全措置	実施の適否	適否の理由
ホトケドジョウ	工事中の保全対象種の調査	適	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的に対策を検討できるため、適正な環境保全措置と考慮して採用します。
ホトケドジョウ	保全対象種の生息環境(湧水起源の小水路環境)の創出	適	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を対象事業実施区域南東部の和泉川源流部に創出することで、保全対象種の生息環境を代償できることから、適正な環境保全措置と考慮して採用します。なお、保全対象種の生息環境の創出に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、実施します。
モズ、ヒバリ、ツバメ、セッカ、キセキレイ、カワラヒワ、シュレーゲルアオガエル、ヒバカリ、ヤマカガシ、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、ケラ、ショウリウウバツタモドキ、エサキコミズムシ、ヤブガラシ、グンバイ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケンゲンゴロウ、コガムシ、ハマベキクイゾウムシ、マルタニシ、アブラハヤ、スナガイ	保全対象種の生息環境(湿地環境と草地環境)の創出	適	保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を対象事業実施区域南部の相沢川周辺に創出することで、保全対象種の生息環境を代償できることから、適正な環境保全措置と考慮して採用します。なお、保全対象種の生息環境の創出に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、実施します。
シュレーゲルアオガエル、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシ、エサキコミズムシ、コマルケンゲンゴロウ、コガムシ、アブラハヤ、ホトケドジョウ、マルタニシ、スナガイ	保全対象種の個体の移動	適	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体を保全できることから、適正な環境保全措置と考慮して採用します。なお、保全対象種の個体の移動に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、捕獲の方法や時期等を計画、実施します。

表 9.10-44 (2) 環境保全措置の検討の状況（動物）

保全対象種	環境保全措置	実施の 適否	適否の理由
コチドリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、セッカ、キセキレイ、セグロセキレイ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、シュレーゲルアオガエル、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ナツアカネ、ケラ、クツワムシ、ショウリウオバッタモドキ、ヤブガラシグンバイ、ミナミトゲヘリカメムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ハマベキツイゾウムシ、コシロシタバ	逃避経路の確保と工事の分散化	適	改変にあたっては、動物の逃避経路確保の視点に配慮します。また、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定し、人圧等による動物への影響を極力低減させることができることから、適正な環境保全措置と考えて採用します。
モズ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	適	周辺の緑との連続性に配慮して、緑地の創出に努めます。また、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することから、適正な環境保全措置と考えて採用します。
保全対象種全般	作業時間の順守	適	夜間作業は原則行わないことにより、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧を低減させることができることから、適正な環境保全措置と考えて採用します。
保全対象種全般	工事従事者への講習・指導	適	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響を回避できることから、適正な環境保全措置と考えて採用します。

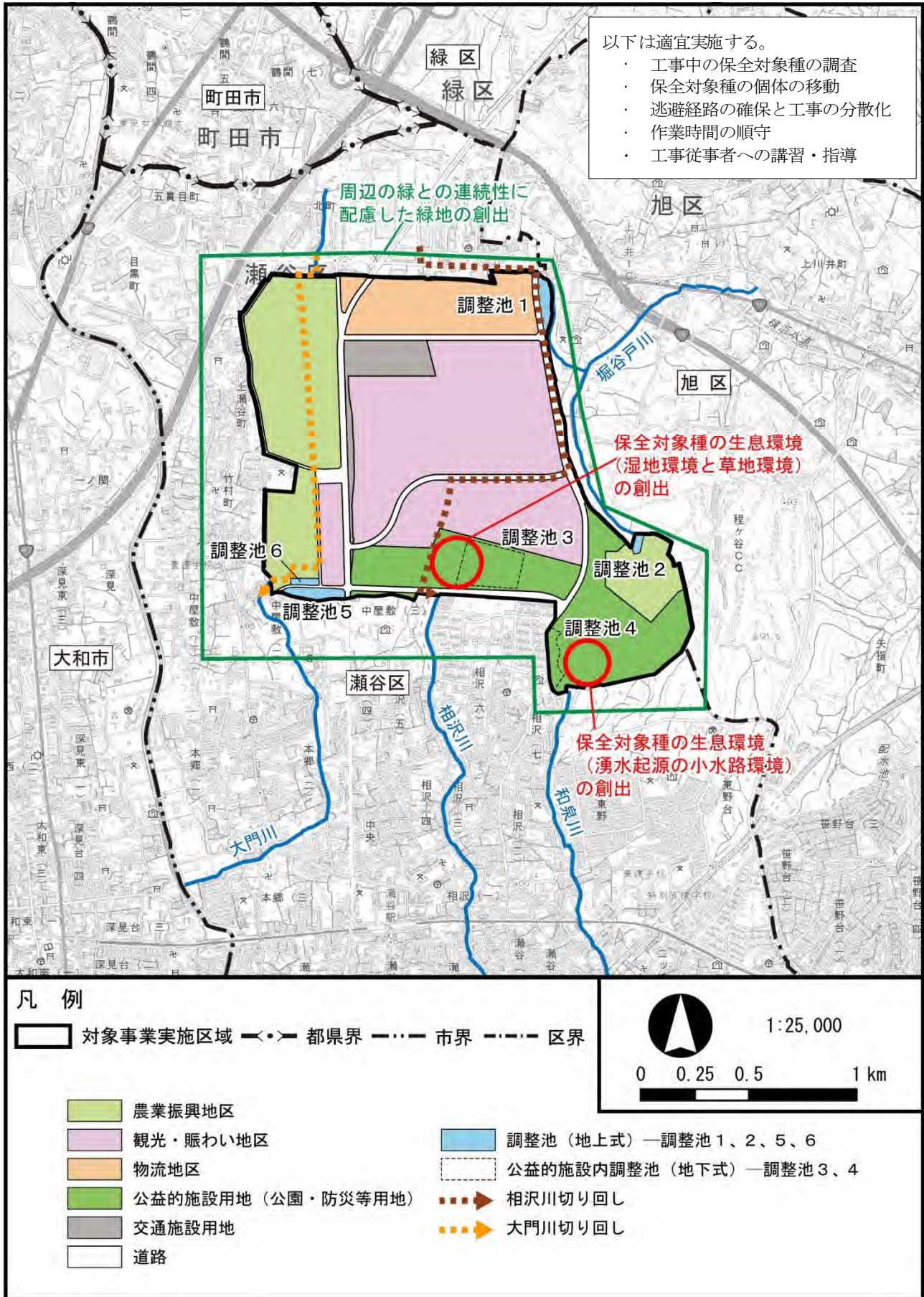


図 9.10-17 環境保全措置の実施想定場所

③ 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他の環境への影響

造成工事の実施に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響を低減させるため、表 9.10-45(1)～(3)に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.10-45(1) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	重要な種の生息環境への影響	重要な種の生息環境の保全	工事中の保全対象種の調査	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的な対策の検討が期待できます。	回避	事業者	なし	なし
	ホトケドジョウ			保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
	モズ、ヒバリ、ツバメ、セッカ、キセキレイ、カワラヒワ、シュレーゲルアオガエル、ヒバカリ、ヤマカガシ、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、ケラ、ショウリョウバッタモドキ、エサキコミズムシ、ヤブガラシグンバイ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ハマベキクイゾウムシ、アブラハヤ、マルタニシ、スナガイ			保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし

表 9.10-45(2) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	シュレーゲルアオガエル、ハグロトンボ、ヤマサナエ、ナツアカネ、クツワムシ、エサキコミズムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、アブラハヤ、ホトケドジョウ、マルタニシ、スナガイ	重要な種の生息環境への影響	保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体の保全が期待できます。	代償	事業者	あり	なし
				逃避経路の確保と工事の分散化	動物の逃避経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし
		コチドリ、モズ、ヒバリ、ツバメ、セッカ、キセキレイ、セグロセキレイ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、シュレーゲルアオガエル、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ、ナツアカネ、ケラ、クツワムシ、ショウリョウバッタモドキ、ヤブガラシグンバイ、ミナミトゲヘリカメムシ、クロヒメヒョウタンゴミムシ、アトモンコミズギワゴミムシ、クロケブカゴミムシ、コマルケシゲンゴロウ、コガムシ、ハマベキクイゾウムシ、コシロシタバ							

表 9.10-45(3) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	保全対象種全般	重要な種の生息環境への影響	重要な種の生息環境の保全	作業時間の順守 夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし
				工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響の回避が見込まれます。	回避	事業者	あり	なし

敷地の存在（土地の改変）に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響を低減させるため、表 9.10-45(4) に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.10-45(4) 環境保全措置の実施の内容
（敷地の存在（土地の改変）—重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
				内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	モズ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	重要な種の生息環境への影響	緑地及び地形の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

④ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.10-45 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、動物に係る環境影響が回避又は低減されます。

(3) 評 価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

動物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

動物の重要な種の生息環境の改変の程度については、「工事中の保全対象種の調査」、「逃避経路の確保と工事の分散化」、「作業時間の順守」、「工事従事者への講習・指導」によって回避、低減を図るほか、「保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出」、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」、「保全対象種の個体の移動」、「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本事業の実施による動物への影響は、環境保全措置を実施することにより影響を回避又は低減できると予測します。

しかし、保全対象種の生息環境の創出や個体の移動等、環境保全措置の効果に不確実性があるものが存在することから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。

事後調査の項目等は、表 9.10-46 に示すとおりです。

なお、事後調査の結果、事業の実施に伴い動物への著しい影響が認められる場合、専門家の意見等を踏まえ、更なる環境保全措置を検討します。

表 9.10-46 事後調査の項目等（動物）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行う こととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
動物	重要な種及び注目すべき生息地	造成工事、敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息状況を勘案して設定します。	保全対象種について、本事業による生息環境の変化があるため。また、環境保全措置については効果の不確実性があるため。	・工事中における保全対象種の生息状況 ・工事の完了後における保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。	現地調査（目視確認等）による確認

9.11 植物

9.11.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況、②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行いました。

イ. 現地調査

現地調査の方法は、表 9.11-1 及び表 9.11-2 に示すとおりです。

表 9.11-1 現地調査方法（植物相の状況）

調査項目		調査方法
維管束植物	任意観察及び採取	調査範囲内を網羅的に踏査し、目視により確認された維管束植物（シダ植物及び種子植物）をすべて記録しました。 なお、現地で種名の確認が困難な場合は必要に応じて標本を持ち帰り、室内において実体顕微鏡による同定を行いました。
付着藻類	任意観察及び採取	調査範囲の水域の代表点及びその周辺において、目視により、礫・河床・コンクリート護岸等に付着している付着藻類の採取及び確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、植物体の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。
	定量採集	方形枠にて礫・河床・コンクリート護岸等を囲い、方形枠内に付着している付着藻類をすべて採取し、種名、総細胞数を記録しました。 採取した付着藻類は、ホルマリン等によって固定し、持ち帰り後、種の同定等を行いました。
蘚苔類	任意観察及び採取	調査範囲のうち、蘚苔類の好適環境を中心に、目視により蘚苔類の確認を行いました。 目視による種の同定が困難な場合には、蘚苔類の群落の一部を採取し、持ち帰り後、実体顕微鏡によって種の同定を行いました。

表 9.11-2 現地調査方法（植生の状況）

調査項目		調査方法
植物群落	植生調査 (植物社会学的手法)	既存の現存植生図及び航空写真等から、相観的な植物群落を区分し、これらの植生区分毎に、一定の方形枠（コドラート）を1～数カ所設定して、枠内の植物種の出現状況（被度・群度）、階層構造、優占種等を記録しました。コドラートの面積については、各群落を構成する種がほぼ含まれているとみられる最小面積とし、任意に設定しました（通常、草地は1m四方程度、樹林は5～10m四方程度）。 調査結果については、航空写真を基に現存植生図を作成するとともに、植生断面図を作成しました。

② 植物の重要な種及び群落の分布、生育状況及び生育環境の状況

生育が確認された種のうち、表 9.11-3 に示す基準に該当するものを、重要な種として選定しました。

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行いました。

イ. 現地調査

現地調査の方法は、表 9.11-1 及び表 9.11-2 に示すとおりです。

表 9.11-3 重要な種の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」 (昭和25年5月30日法律第214号)	特天：国指定特別天然記念物
		国天：国指定天然記念物
		県天：神奈川県指定天然記念物
		市天：横浜市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号)	希少：国内希少野生動植物種
③	「環境省レッドリスト2020」 (環境省 令和2年3月)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
		CR：絶滅危惧ⅠA類
		EN：絶滅危惧ⅠB類
		VU：絶滅危惧Ⅱ類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
LP：絶滅のおそれのある地域個体群		
④	「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」 (神奈川県 令和2年)	EX：絶滅
		EW：野生絶滅
		CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類
		CR：絶滅危惧ⅠA類
		EN：絶滅危惧ⅠB類
		VU：絶滅危惧Ⅱ類
		NT：準絶滅危惧
		DD：情報不足
注：注目種		
LP：絶滅のおそれのある地域個体群		

(3) 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺としました。

(4) 調査地点

① 種子植物その他の主な植物に係る植物相及び植生の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

a. 維管束植物及び蘚苔類

図 9.11-1 に示す対象事業実施区域及びその端部から両側 200m の範囲のうち、人為的管理の行われているゴルフ場の敷地内を除外した調査範囲としました。

任意観察（踏査による調査）については、調査地域内を網羅的に踏査することにより行うことを基本としましたが、林縁部、草地の境目、林内の日当たりのよい場所や逆に湿潤な場所等に着目する等、分類群ごとに、該当する生育好適環境を踏まえ、効率的な踏査ルートを設定しました。

調査地点は図 9.11-1 に、踏査ルートは図 9.11-2 に示すとおりです。

b. 付着藻類

図 9.11-1 に示すとおり、対象事業実施区域及びその周辺を流れる大門川、相沢川、和泉川及び堀谷戸川にそれぞれ調査地点を設定しました。また、調査地点を中心に、上下流及び接続する小水路において任意観察及び採取を行いました。

② 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ地点としました。

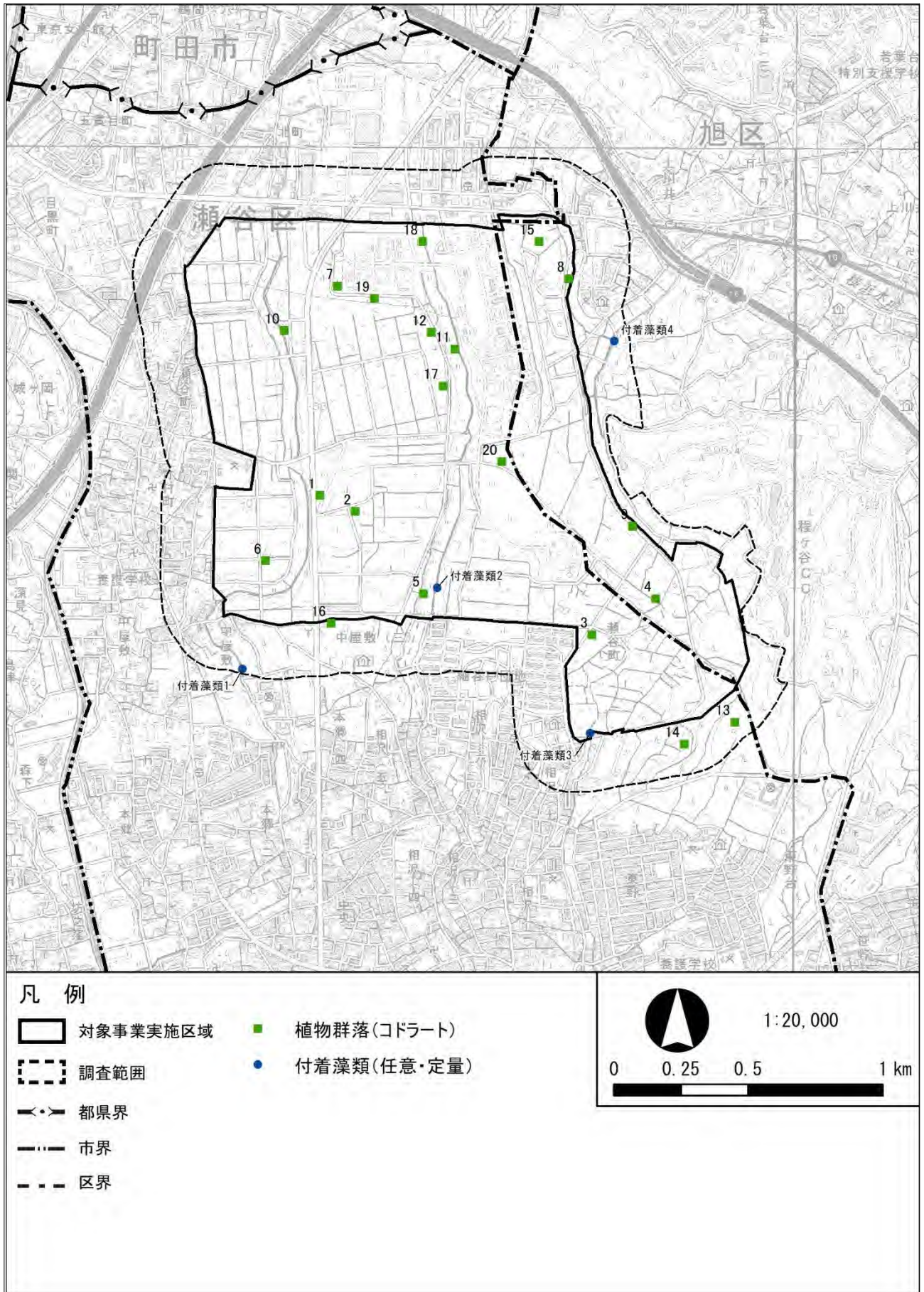


図 9.11-1 調査地点位置図 (植物群落・付着藻類)

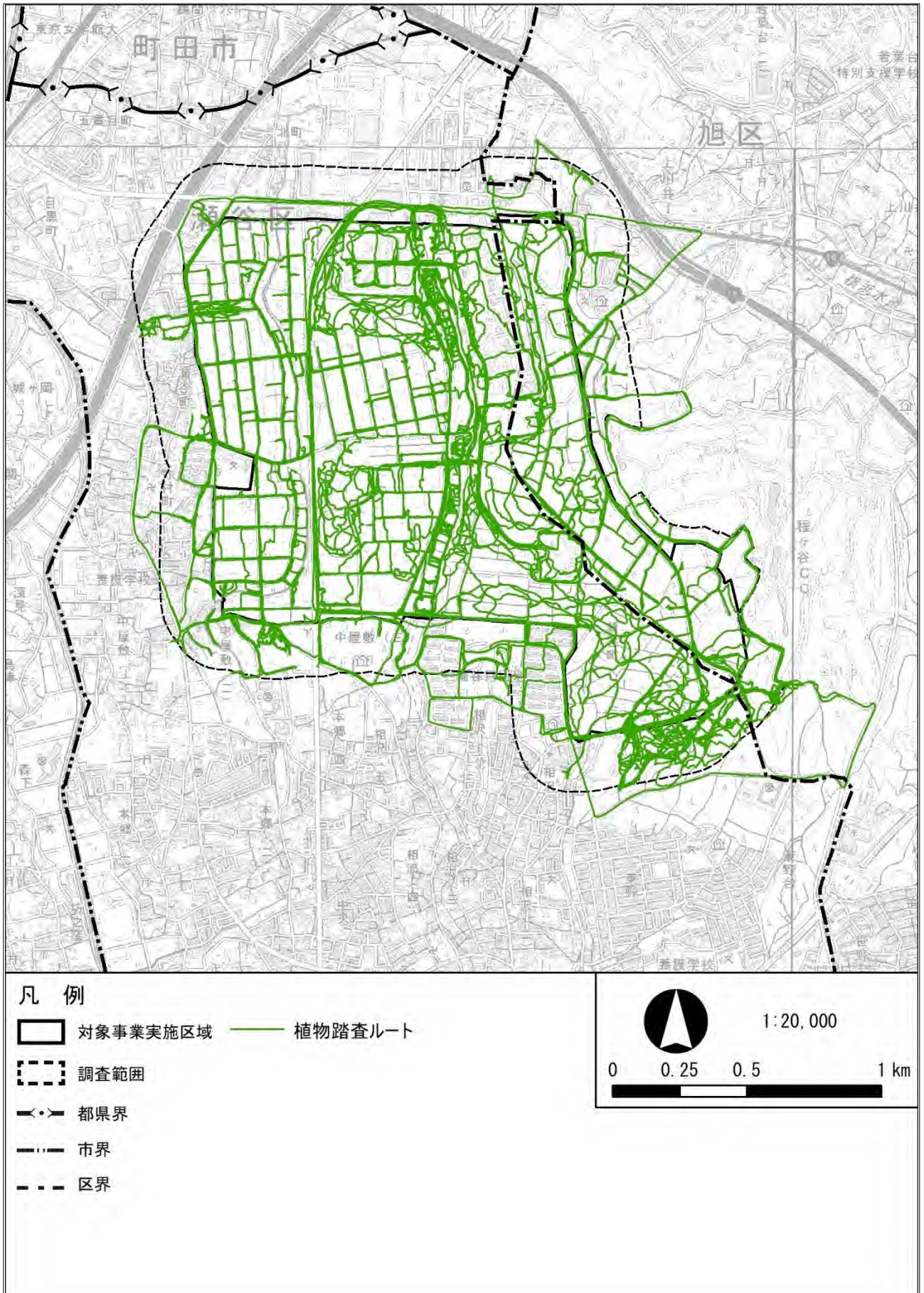


図 9.11-2 植物踏査ルート図

(5) 調査期間

① 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況

ア. 文献その他の資料調査

文献資料が入手可能な最新の資料としました。

イ. 現地調査

調査期間は、表 9.11-4 に示すとおりとしました。

表 9.11-4 調査時期等

調査項目	調査方法	季節	調査時期
維管束植物	任意観察及び採取	夏季	平成30年 7月24日～7月25日
		秋季	平成30年10月22日～10月24日
		早春季	平成31年 3月18日～3月19日
		春季	平成31年 4月17日～4月19日
付着藻類	任意観察及び採取	夏季	平成30年 7月31日～8月 1日
		秋季	平成30年10月 1日～10月 2日
		冬季	平成31年 1月21日～1月22日
		春季	令和元年 5月 7日～5月 8日
蘚苔類	任意観察及び採取	秋季	平成30年11月19日～11月21日
		初夏	令和元年 6月 4日～6月 5日
植物群落	植生調査 (植物社会学的手法)	夏季	平成30年 8月13日～8月15日 令和元年 7月22日
		春季	令和元年 5月13日～5月14日

② 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

文献資料が入手可能な最新の資料としました。

イ. 現地調査

「①種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」と同じ期間としました。

(6) 調査結果

① 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況

ア. 文献その他の資料調査

植物相及び植生状況は、調査区域及びその周辺を対象に、文献その他の資料により整理しました。文献その他の資料による調査範囲は、表 9.11-5 に示すとおりです。

表 9.11-5 文献その他の資料による調査範囲

文献その他の資料	調査範囲
「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」 (神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月)	横浜市瀬谷区、旭区、緑区、大和市で確認された種を対象としました。
「大和市史 8 (上) 別編自然」 (大和市 平成 8 年 9 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。
「横浜の川と海の生物 (第 14 報・河川編)」 (横浜市環境科学研究所 平成 28 年 3 月)	調査区域及びその周辺の調査地点で確認された種を対象としました。
「大和市の植物」 (大和市教育委員会 平成 3 年 3 月)	調査区域及びその周辺で確認された種を対象としました。

a. 植物相の状況

調査区域及びその周辺の植物相の概要を、表 9.11-6 のとおり整理しました。維管束植物(シダ植物及び種子植物) 953 種が確認されています。

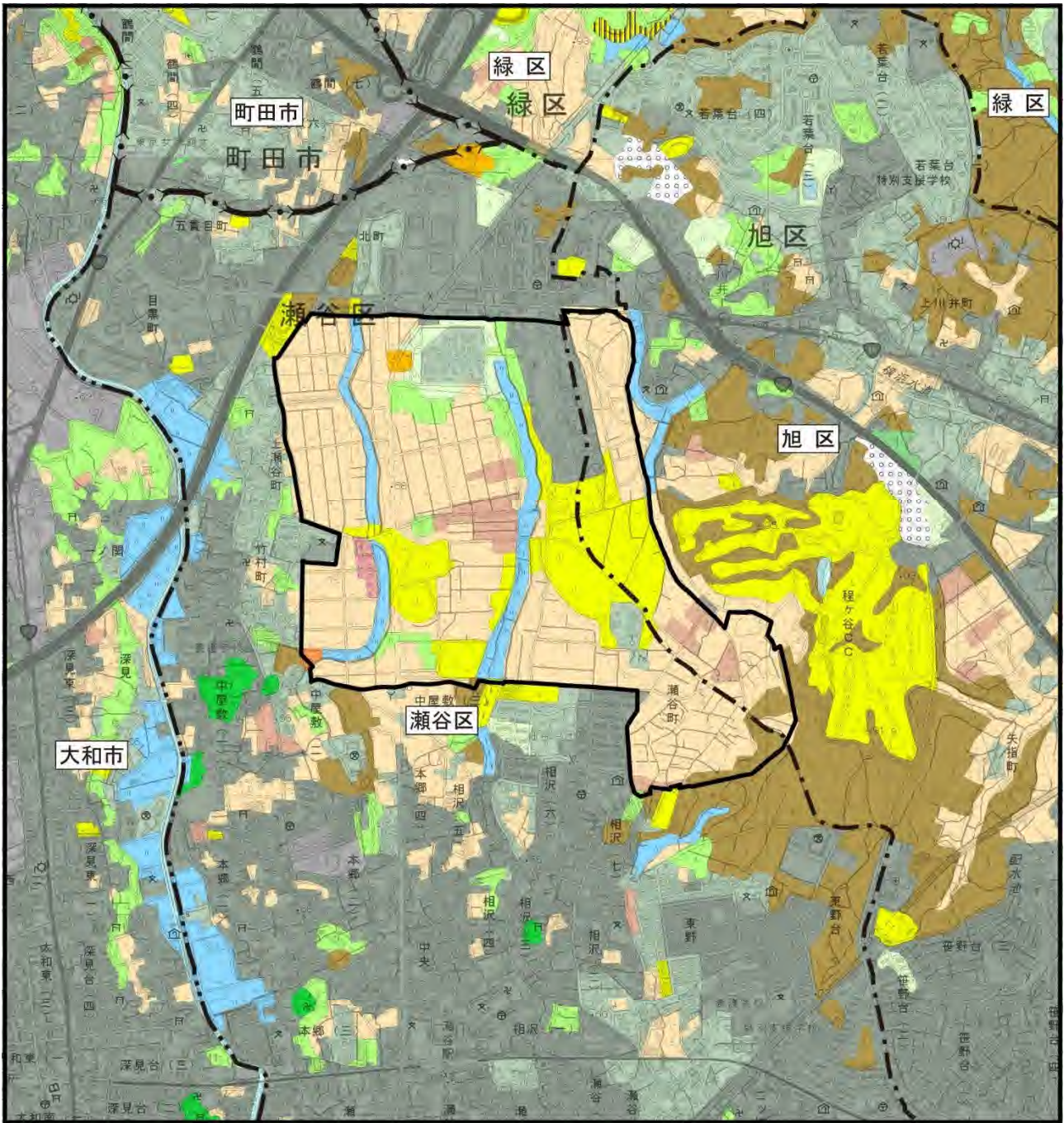
b. 植生の状況

調査区域における現存植生図は図 9.11-3 に、潜在自然植生図は図 9.11-4 に示すとおりです。「潜在自然植生」とは、現存植生に加えられている人間の影響を一切停止した場合に、理論的にその立地に成立すると判定される自然植生を図化したものです。

対象事業実施区域の現存植生は、主に畑雑草群落及びゴルフ場・芝地であり、他にクヌギ・コナラ群集、低木群落、水田、果樹園等が分布しています。潜在自然植生としては、シラカシ群集・ケヤキ亜群集、シラカシ群集・典型亜群集及びハンノキ群落が成立するとされています。

表 9.11-6 文献により確認された植物

分類			主な確認種
シダ植物			クラマゴケ、ミズニラ、スギナ、オオハナワラビ、ゼンマイ、キジノオシダ、ウラジロ、カニクサ、イヌシダ、ワラビ、ミズワラビ、イノモトソウ、トラノオシダ、コモチシダ、リョウメンシダ、ヤブソテツ、ベニシダ、イノデ、ハリガネワラビ、ヒメシダ、イヌワラビ、ノキシノブ、サンショウモ等 (80種)
種子植物	裸子植物		イチヨウ、モミ、アカマツ、クロマツ、スギ、コウヨウザン、ヒノキ、サワラ、イヌガヤ、カヤ (10種)
	被子植物	双子葉植物	オニグルミ、シダレヤナギ、ケヤマハンノキ、イヌシデ、スダジイ、クヌギ、シラカシ、コナラ、ケヤキ、カナムグラ、ウワバミソウ、カナビキソウ、ヤドリギ、ミズヒキ、ギシギシ、オシロイバナ、スベリヒユ、コハコベ、アカザ、ヒカゲイノコズチ、ホオノキ、サネカズラ、クスノキ、フサザクラ、カツラ、ニリンソウ、メギ、アケビ、ドクダミ、ヒトリシズカ、ウマノスズクサ、ヤブツバキ、オトギリソウ、ナズナ、ツルマンネングサ、ヤマアジサイ、ヤマザクラ、ネムノキ、ヤブマメ、ホドイモ、サイカチ、クズ、ハリエンジュ、シロツメクサ、カタバミ、ゲンノショウコ、エノキグサ、トウダイグサ、ユズリハ、ニガキ、センダン、ヒメハギ、ヌルデ、イタヤカエデ、ムクロジ、アワブキ、ホウセンカ、モチノキ、ツルウメモドキ、ミツバウツギ、ナツメ、ヤブガラシ、カラスノゴマ、ゼニバアオイ、アオギリ、アキグミ、イイギリ、タチツボスミレ、アレチウリ、ミソハギ、オオマツヨイグサ、アオキ、ヤマウコギ、セリモドキ等 (410種)
		合弁花類	ギンリョウソウ、ナツハゼ、ヤブコウジ、コナスビ、カキノキ、エゴノキ、トウネズミモチ、フデリンドウ、ガガイモ、ヤエムグラ、ヒルガオ、ホタルカズラ、クサギ、アキノタムラソウ、ホオズキ、ワルナスビ、シソクサ、オオイヌノフグリ、キリ、ハグロソウ、ナンバンギセル、ハエドクソウ、ヘラオオバコ、スイカズラ、レンプクソウ、オミナエシ、ツリガネニンジン、ヨモギ、アレチノギク、アキノキリンソウ、ヒメジョオン、セイヨウタンポポ、カントウタンポポ、オオオナモミ、オニタビラコ等 (225種)
	単子葉植物		ヘラオモダカ、オオカナダモ、リュウノヒゲモ、オオバギボウシ、ヒガンバナ、オニドコロ、コナギ、ヒオウギ、イ、ツユクサ、ヌカボ、スズメノテッポウ、メリケンカルカヤ、メヒシバ、チガヤ、ススキ、ツルヨシ、モウソウチク、シュロ、ウラシマソウ、アオウキクサ、ヒメガマ、カサスゲ、ビロードスゲ、ヒメクグ、タマガヤツリ、メリケンガヤツリ、ミヨウガ、エビネ、ギンラン等 (228種)
合計			953種



凡例

対象事業実施区域

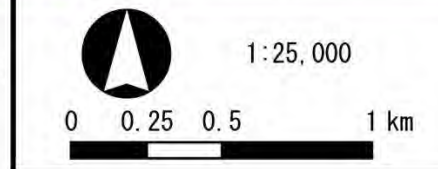
 都県界

 市界

 区界

- シラカシ群集
- シラカシ屋敷林
- コナラ群落 (VII)
- クヌギ-コナラ群集
- 低木群落
- チガヤーススキ群落
- スギ・ヒノキ・サワラ植林
- 竹林

- ゴルフ場・芝地
- 牧草地
- 路傍・空地雑草群落
- 果樹園
- 常緑果樹園
- 畑雑草群落
- 水田雑草群落
- 市街地

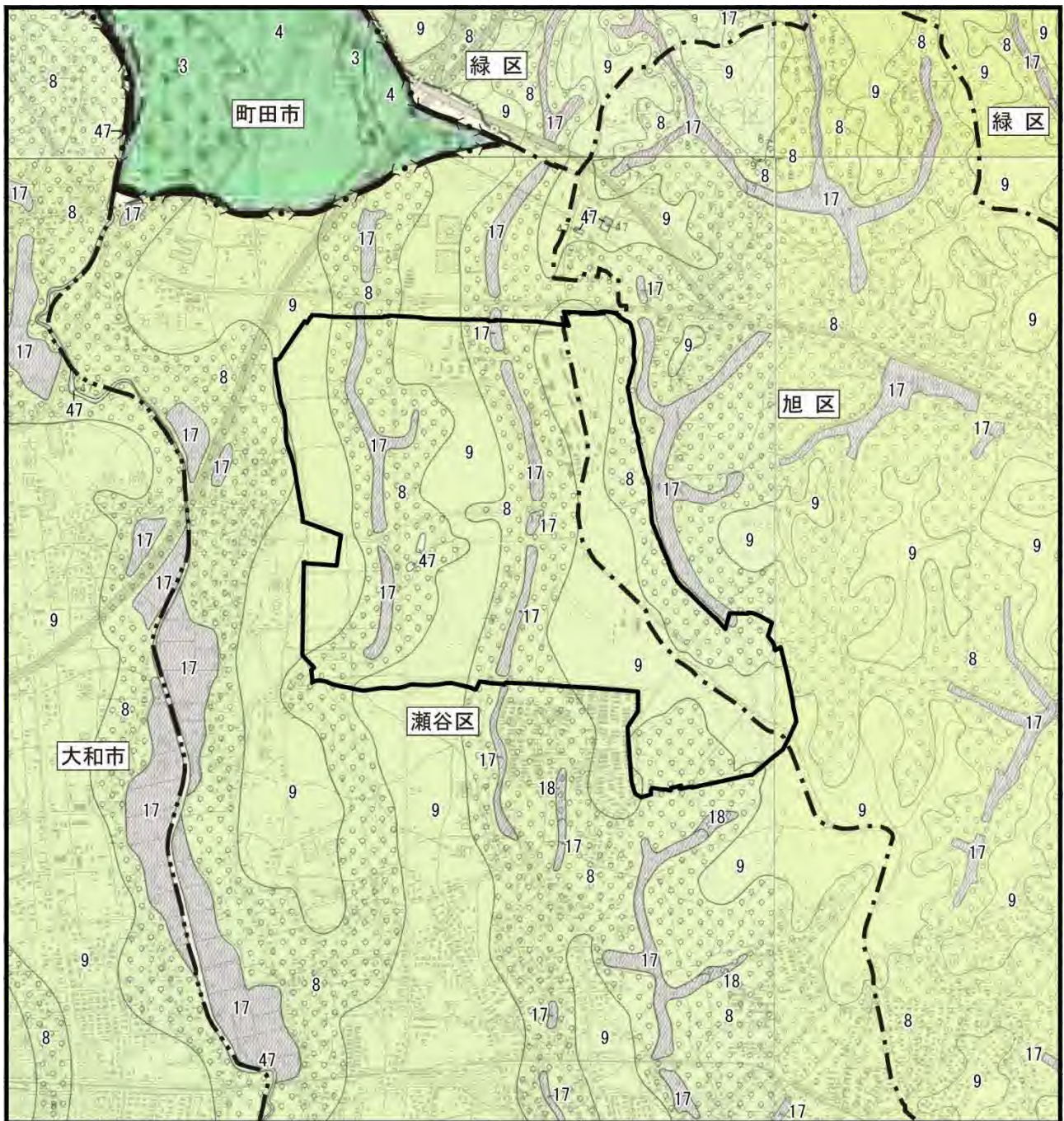


- 緑の多い住宅地
- 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
- 工場地帯
- 造成地
- 開放水域

資料：「第6回～第7回自然環境保全基礎調査」

(環境省 自然環境局 生物多様性センターホームページ 令和3年4月閲覧)

図 9.11-3 現存植生図



凡例

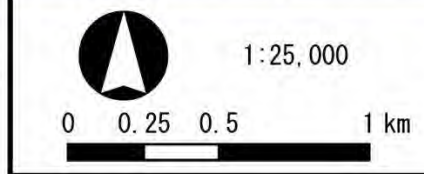
対象事業実施区域

 都県界

 市界

 区界

- | | | | |
|--|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 8 8 3 9 9 4 | <ul style="list-style-type: none"> シラカシ群集・ケヤキ亜群集 シラカシ群集・典型亜群集 | <ul style="list-style-type: none"> 17 18 47 | <ul style="list-style-type: none"> ハンノキ群落 クヌギ-ハンノキ群落 開放水域 |
|--|---|--|--|



資料：「神奈川県潜在自然植生図」（神奈川県教育委員会 昭和 50 年 3 月）
 「東京都潜在自然植生図」（東京都環境局ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

図 9.11-4 潜在自然植生図

イ. 現地調査

a. 維管束植物の確認種

現地調査の結果、128科677種の維管束植物が確認されました。

確認種目録は、表 9.11-7 に示すとおりです。

表 9.11-7(1) 確認種目録 (維管束植物)

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度	
					夏季	秋季	早春季	春季	
1	シダ植物	ヒカゲノカズラ	トウゲシバ	<i>Lycopodium serratum</i>			●		
2		イワヒバ	クラマゴケ	<i>Selaginella remotifolia</i>	●			●	
3		ミズニラ	ミズニラ	<i>Isoetes japonica</i>	●	●		●	
4		トクサ	スギナ	<i>Equisetum arvense</i>	●	●	●	●	
5			トクサ	<i>Equisetum hyemale</i>	●	●		●	
6			イヌスギナ	<i>Equisetum palustre</i>				●	
7		ハナヤスリ	オオハナワラビ	<i>Botrychium japonicum</i>		●	●	●	
8			フユノハナワラビ	<i>Botrychium ternatum</i>			●	●	
9			ハマハナヤスリ	<i>Ophioglossum thermale</i>		●			
10		ゼンマイ	ゼンマイ	<i>Osmunda japonica</i>	●	●		●	
11		フサシダ	カニクサ	<i>Lygodium japonicum</i>		●			
12		コバノイシカゲマ	フモトシダ	<i>Microlepia marginata</i>				●	
13			ワラビ	<i>Pteridium aquilinum var. latiusculum</i>	●	●		●	
14		ミズワラビ	ヒメミズワラビ	<i>Ceratopteris gaudichaudii var. vulgaris</i>	●	●			
15			イワガネゼンマイ	<i>Coniogramme intermedia</i>			●		
16			イワガネソウ	<i>Coniogramme japonica</i>			●	●	
17		イノモトソウ	オオバノイノモトソウ	<i>Pteris cretica</i>		●	●		
18			イノモトソウ	<i>Pteris multifida</i>	●			●	
19		オンシダ	リョウメンシダ	<i>Arachniodes standishii</i>	●	●	●	●	
20			ナガバヤブソテツ	<i>Cyrtomium devexiscapulae</i>				●	
21			オニヤブソテツ	<i>Cyrtomium falcatum</i>			●		
22			ヤブソテツ	<i>Cyrtomium fortunei</i>		●	●	●	
23			テリハヤブソテツ	<i>Cyrtomium laetevirens</i>	●				
24			ベニシダ	<i>Dryopteris erythrosora</i>	●	●	●	●	
25				オオベニシダ	<i>Dryopteris hondoensis</i>	●			
26				クマワラビ	<i>Dryopteris lacera</i>	●			
27				オクマワラビ	<i>Dryopteris uniformis</i>	●	●	●	●
28				オオイタチシダ	<i>Dryopteris varia var. hikonensis</i>	●			
29				アスカイノデ	<i>Polystichum fibrilloso-paleaceum</i>	●		●	
30				アイアスカイノデ	<i>Polystichum longifrons</i>		●		
31			イノデモドキ	<i>Polystichum tagawanum</i>		●		●	
32	ヒメシダ		ホシダ	<i>Cyclosorus acuminatus</i>	●	●	●	●	
33		ゲジゲジシダ	<i>Phegopteris decursive-pinnata</i>	●	●		●		
34		ミソシダ	<i>Stegnogramma pozoi ssp. mollissima</i>	●	●	●	●		
35		ハシゴシダ	<i>Thelypteris glanduligera</i>				●		
36		ハリガネワラビ	<i>Thelypteris japonica</i>	●	●				
37		ヤワラシダ	<i>Thelypteris laxa</i>		●				
38		ヒメシダ	<i>Thelypteris palustris</i>	●	●		●		
39		ヒメワラビ	<i>Thelypteris torresiana var. calvata</i>	●			●		
40			ミドリヒメワラビ	<i>Thelypteris viridifrons</i>	●	●		●	
41		メシダ	ホソバイヌワラビ	<i>Athyrium iseanum</i>		●			
42	イヌワラビ		<i>Athyrium niponicum</i>	●	●		●		
43	ヘビノネゴザ		<i>Athyrium yokoscense</i>				●		
44	ホソバシケシダ		<i>Deparia conilii</i>	●	●		●		
45	シケシダ		<i>Deparia japonica</i>	●	●		●		
46	フモトシケシダ		<i>Deparia pseudo-conilii</i>	●					
47	クサソテツ		<i>Matteuccia struthiopteris</i>	●			●		
48	コウヤワラビ		<i>Onoclea sensibilis var. interrupta</i>	●					
49	ウラボシ	ノキシノブ	<i>Lepisorus thunbergianus</i>	●		●	●		
50	裸子植物	イチョウ	<i>Ginkgo biloba</i>	●	●		●		
51		マツ	ドイツトウヒ	<i>Picea abies</i>	●				
52		アカマツ	<i>Pinus densiflora</i>				●		
53		クロマツ	<i>Pinus thunbergii</i>	●					
54	スギ	スギ	<i>Cryptomeria japonica</i>	●	●	●	●		
55	ヒノキ	ヒノキ	<i>Chamaecyparis obtusa</i>	●	●	●	●		
56		サワラ	<i>Chamaecyparis pisifera</i>		●	●	●		
57	マキ	イヌマキ	<i>Podocarpus macrophyllus</i>	●		●	●		
58	イヌガヤ	イヌガヤ	<i>Cephalotaxus harringtonia</i>	●	●	●			
59	イチイ	カヤ	<i>Torreya nucifera</i>				●		

表 9.11-7(2) 確認種目録 (維管束植物)

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度
					夏季	秋季	早春季	春季
60	離弁花類	クルミ	オニグルミ	<i>Juglans ailanthifolia</i>	●	●		●
61			シダレヤナギ	<i>Salix babylonica</i> var. <i>lavalle</i>			●	●
62			イヌコリヤナギ	<i>Salix integra</i>	●	●		●
63		ブナ	タチヤナギ	<i>Salix subfragilis</i>	●	●		●
64			クリ	<i>Castanea crenata</i>	●	●		●
65			スタシイ	<i>Castanopsis cuspidata</i> var. <i>sieboldii</i>	●	●	●	●
66			マテバシイ	<i>Lithocarpus edulis</i>	●	●		●
67			アカガシ	<i>Quercus acuta</i>	●	●		●
68			クヌギ	<i>Quercus acutissima</i>	●	●	●	●
69			アラカシ	<i>Quercus glauca</i>	●	●		●
70			シラカシ	<i>Quercus myrsinaefolia</i>	●	●	●	●
71			コナラ	<i>Quercus serrata</i>	●	●	●	●
72			ニレ	ムクノキ	<i>Aphananthe aspera</i>	●	●	●
73	エノキ	<i>Celtis sinensis</i> var. <i>japonica</i>		●	●		●	
74	アキノレ	<i>Ulmus parvifolia</i>		●	●		●	
75	クワ	ケヤキ	<i>Zelkova serrata</i>	●	●		●	
76		ヒメコウゾ	<i>Broussonetia kazinoki</i>	●	●		●	
77		クワクサ	<i>Fatoua villosa</i>	●	●		●	
78		イヌビワ	<i>Ficus erecta</i>	●	●	●	●	
79		カナムグラ	<i>Humulus japonicus</i>	●	●	●	●	
80		マクワ	<i>Morus alba</i>	●	●		●	
81		ヤマクワ	<i>Morus australis</i>	●	●		●	
82	イラクサ	ヤブマオ	<i>Boehmeria japonica</i> var. <i>longispica</i>	●	●		●	
83		ツクシヤブマオ	<i>Boehmeria kiusiana</i>	●	●		●	
84		クサマオ	<i>Boehmeria nivea</i> ssp. <i>nippononivea</i>	●	●		●	
85		メヤブマオ	<i>Boehmeria plataniifolia</i>	●	●		●	
86		アオミズ	<i>Pilea pumila</i>	●	●		●	
87	ビヤクダン	カナビキソウ	<i>Thesium chinense</i>	●	●		●	
88	ヤドリギ	ヤドリギ	<i>Viscum album</i> ssp. <i>coloratum</i>			●		
89	タデ	ミスヒキ	<i>Antenoron filiforme</i>	●	●		●	
90		シャクチリソバ	<i>Fagopyrum cymosum</i>	●	●		●	
91		ソバカズラ	<i>Fallopia convolvulus</i>	●	●		●	
92		ヤナギタデ	<i>Persicaria hydropiper</i>	●	●		●	
93		オオイヌタデ	<i>Persicaria lapathifolia</i>	●	●		●	
94		イヌタデ	<i>Persicaria longiseta</i>	●	●		●	
95		イシミカリ	<i>Persicaria perfoliata</i>	●	●		●	
96		ハナタデ	<i>Persicaria posumbu</i> var. <i>laxiflora</i>	●	●		●	
97		ボントクタデ	<i>Persicaria pubescens</i>	●	●		●	
98		サナエタデ	<i>Persicaria scabra</i>	●	●		●	
99		ママコノシリヌグイ	<i>Persicaria senticosa</i>	●	●		●	
100		アキノウナギツカミ	<i>Persicaria sieboldii</i>	●	●		●	
101		ミソソバ	<i>Persicaria thunbergii</i>	●	●		●	
102		ハイミチヤナギ	<i>Polygonum arenastrum</i>	●	●		●	
103		ミチヤナギ	<i>Polygonum aviculare</i>	●	●		●	
104		ヒメツルソバ	<i>Polygonum capitatum</i>	●	●		●	
105		イタドリ	<i>Reynoutria japonica</i>	●	●		●	
106		スイバ	<i>Rumex acetosa</i>	●	●	●	●	
107		ヒメスイバ	<i>Rumex acetosella</i>	●	●		●	
108		アレチキンギシ	<i>Rumex conglomeratus</i>	●	●		●	
109		ナガバギシギシ	<i>Rumex crispus</i>	●	●		●	
110		ギシギシ	<i>Rumex japonicus</i>	●	●		●	
111		エソノギシギシ	<i>Rumex obtusifolius</i>	●	●	●	●	
112		ヤマゴボウ	ヨウシュヤマゴボウ	<i>Phytolacca americana</i>	●	●		●
113		オシロイバナ	オシロイバナ	<i>Mirabilis jalapa</i>	●	●		●
114		ザクロソウ	ザクロソウ	<i>Mollugo pentaphylla</i>	●	●		●
115			クルマバザクロソウ	<i>Mollugo verticillata</i>	●	●		●
116	スベリヒユ	スベリヒユ	<i>Portulaca oleracea</i>	●	●		●	
117	ナデシコ	ノミノツツリ	<i>Arenaria serpyllifolia</i>	●	●	●	●	
118		オランダミミナグサ	<i>Cerastium glomeratum</i>		●	●	●	
119		ミミナグサ	<i>Cerastium holosteoides</i> var. <i>angustifolium</i>		●	●	●	
120		ツメクサ	<i>Sagina japonica</i>	●	●	●	●	
121		ムシトリナデシコ	<i>Silene armeria</i>	●	●		●	
122		ノミノフスマ	<i>Stellaria alsine</i> var. <i>undulata</i>	●	●		●	
123		ウシハコベ	<i>Stellaria aquatica</i>	●	●	●	●	
124		コハコベ	<i>Stellaria media</i>	●	●	●	●	
125		ミドリハコベ	<i>Stellaria neglecta</i>	●	●		●	
126		アカザ	シロザ	<i>Chenopodium album</i>	●	●		●
127	アリタソウ		<i>Chenopodium ambrosioides</i> var. <i>ambrosioides</i>	●	●		●	
128	ケアリタソウ		<i>Chenopodium ambrosioides</i> var. <i>pubescens</i>	●	●		●	
129	コアカザ		<i>Chenopodium ficifolium</i>	●	●		●	
130	ゴウシュウアリタソウ		<i>Chenopodium pumilio</i>	●	●		●	
131	ヒユ	ヒカゲイノコスチ	<i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>japonica</i>	●	●		●	
132		ヒナタイノコスチ	<i>Achyranthes bidentata</i> var. <i>tomentosa</i>	●	●		●	
133		イヌビユ	<i>Amaranthus lividus</i>	●	●		●	
134		ホソアオゲイトウ	<i>Amaranthus patulus</i>	●	●		●	
135		ホナガイヌビユ	<i>Amaranthus viridis</i>	●	●		●	
136	モクレン	コブシ	<i>Magnolia praecocissima</i>	●	●		●	
137	マツブサ	サネカズラ	<i>Kadsura japonica</i>	●	●		●	
138	クスノギ	クスノギ	<i>Cinnamcum camphora</i>	●	●		●	
139		ヤブニッケイ	<i>Cinnamcum japonicum</i>	●	●		●	

表 9.11-7(3) 確認種目録 (維管束植物)

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度	
					夏季	秋季	早春季	春季	
140			ニッケイ	<i>Cinnamun okinewense</i>				●	
141			クロモジ	<i>Lindera umbellata</i>	●			●	
142			タブノキ	<i>Machilus thunbergii</i>	●	●	●	●	
143			シロダモ	<i>Neolitsea sericea</i>	●	●	●	●	
144	キンボウゲ		イチリンソウ	<i>Anemone nikoensis</i>				●	
145			ヒメウス	<i>Aquilegia adoxoides</i>				●	
146			ボタンツル	<i>Clematis apiifolia</i>	●	●	●	●	
147			ハンショウツル	<i>Clematis japonica</i>	●	●	●	●	
148			センニンソウ	<i>Clematis terniflora</i>	●	●	●	●	
149			ケキツネノボタン	<i>Ranunculus cantoniensis</i>	●			●	
150			タガラシ	<i>Ranunculus sceleratus</i>				●	
151			アキカラマツ	<i>Thalictrum minus</i> var. <i>hypoleucum</i>	●	●			
152		メギ		ヒイラギナンテン	<i>Mahonia japonica</i>	●	●	●	●
153				ナンテン	<i>Nandina domestica</i>	●	●	●	●
154	アケビ		アケビ	<i>Akebia quinata</i>	●	●	●	●	
155			ミツバアケビ	<i>Akebia trifoliata</i>	●	●	●	●	
156			ムベ	<i>Stauntonia hexaphylla</i>		●		●	
157	ツツラフジ		アオツツラフジ	<i>Cocculus orbiculatus</i>	●	●	●	●	
158			ドクダミ	<i>Houttuynia cordata</i>	●	●	●	●	
159	センリョウ		ヒトリシズカ	<i>Chloranthus japonicus</i>	●			●	
160			フタリシズカ	<i>Chloranthus serratus</i>	●	●		●	
161			センリョウ	<i>Sarcandra glabra</i>	●				
162	ウマノスズクサ		ウマノスズクサ	<i>Aristolochia debilis</i>	●	●			
163	マタタビ		オニマタタビ	<i>Actinidia chinensis</i>	●	●		●	
164	ツバキ		ヤブツバキ	<i>Camellia japonica</i>	●	●	●	●	
165			サカキ	<i>Clevers japonica</i>	●	●	●	●	
166			ハマヒサカキ	<i>Eurya emarginata</i>	●	●	●	●	
167			ヒサカキ	<i>Eurya japonica</i>	●	●	●	●	
168			チャノキ	<i>Thea sinensis</i>	●	●	●	●	
169		オトギリソウ		コケオトギリ	<i>Hypericum laxum</i>	●			
170	ケシ		クサノオウ	<i>Chelidonium majus</i> var. <i>asiaticum</i>	●	●	●	●	
171			ムラサキケマン	<i>Corydalis incisa</i>			●	●	
172			タケニグサ	<i>Macleaya cordata</i>	●	●		●	
173			ナガミヒナゲシ	<i>Papaver dubium</i>			●	●	
174	アブラナ		セイヨウカラシナ	<i>Brassica juncea</i>	●			●	
175			セイヨウアブラナ	<i>Brassica napus</i>			●	●	
176			ナズナ	<i>Capsella bursa-pastoris</i>	●	●	●	●	
177			タネツケバナ	<i>Cardamine flexuosa</i>		●	●	●	
178			ミチタネツケバナ	<i>Cardamine hirsuta</i>			●	●	
179			ヤマタネツケバナ	<i>Cardamine scutata</i>			●	●	
180			マメゲンバイナズナ	<i>Lepidium virginicum</i>	●	●			
181			オランダガラシ	<i>Nasturtium officinale</i>			●	●	
182			ハナダイコン	<i>Orychophragmus violaceus</i>			●	●	
183			イヌガラシ	<i>Rorippa indica</i>	●	●		●	
184			スカシタゴボウ	<i>Rorippa islandica</i>	●	●			
185			カキネガラシ	<i>Sisymbrium officinale</i>				●	
186		バンケイソウ		コモチマンネングサ	<i>Sedum bulbiferum</i>			●	●
187			オカタイトゴメ	<i>Sedum japonicum</i> ssp. <i>orzifolium</i> var. <i>pumilum</i>	●			●	
188			ツルマンネングサ	<i>Sedum sarmentosum</i>	●			●	
189	ユキノシタ		チダケサシ	<i>Astilbe microphylla</i>	●			●	
190			ウツギ	<i>Deutzia crenata</i>	●	●		●	
191		ユキノシタ	<i>Saxifraga stolonifera</i>	●	●	●	●		
192	トベラ		トベラ	<i>Pittosporum tobira</i>	●		●		
193	バラ		キンミズヒキ	<i>Agrimonia japonica</i>	●	●		●	
194			ヒメキンミズヒキ	<i>Agrimonia nipponica</i>	●			●	
195			クサボケ	<i>Chaenomeles japonica</i>	●		●	●	
196			ヘビイチゴ	<i>Duchesnea chrysantha</i>	●	●	●	●	
197			ヤブヘビイチゴ	<i>Duchesnea indica</i>	●			●	
198			ビワ	<i>Eriobotrya japonica</i>	●	●	●	●	
199			ダイコンソウ	<i>Geum japonicum</i>	●	●	●	●	
200			ヤマブキ	<i>Kerria japonica</i>	●		●	●	
201			ミツバツチグリ	<i>Potentilla freyniana</i>	●			●	
202			ヒロハノカワラサイコ	<i>Potentilla nipponica</i>	●	●		●	
203			オヘビイチゴ	<i>Potentilla sundaica</i> var. <i>robusta</i>		●			
204			カマツカ	<i>Pourthiaea villosa</i> var. <i>laevis</i>	●				
205			イヌザクラ	<i>Prunus buergeriana</i>			●		
206			ウワミズザクラ	<i>Prunus grayana</i>	●	●		●	
207			ヤマザクラ	<i>Prunus jamasakura</i>	●	●		●	
208			オオシマザクラ	<i>Prunus lamesiana</i> var. <i>speciosa</i>				●	
209			シャリンバイ	<i>Raphiolepis umbellata</i>	●			●	
210			ノイバラ	<i>Rosa multiflora</i>	●	●	●	●	
211			テリハノイバラ	<i>Rosa wichuraiana</i>	●			●	
212			クサイチゴ	<i>Rubus hirsutus</i>	●	●	●	●	
213		ニガイチゴ	<i>Rubus microphyllus</i>	●	●		●		
214		モミジイチゴ	<i>Rubus palmatus</i> var. <i>coptophyllus</i>	●	●	●	●		
215		ナワシロイチゴ	<i>Rubus parvifolius</i>	●	●	●	●		
216		カジイチゴ	<i>Rubus trifidus</i>	●	●		●		
217		ワレモコウ	<i>Sanguisorba officinalis</i>	●			●		
218		ユキキナギ	<i>Spiraea thunbergii</i>	●			●		
219		コゴメウツギ	<i>Stephanandra incisa</i>	●	●	●	●		

表 9.11-7(4) 確認種目録 (維管束植物)

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度
					夏季	秋季	早春季	春季
220		マメ	ネムノキ	<i>Albizia julibrissin</i>	●	●		
221			ヤブマメ	<i>Amphicarpaea bracteata</i> ssp. <i>edgeworthii</i> var. <i>japonica</i>	●	●		●
222			ホドイモ	<i>Apios fortunei</i>		●		
223			ゲンゲ	<i>Astragalus sinicus</i>				●
224			エビスグサ	<i>Cassia obtusifolia</i>	●			
225			フシガンソウ	<i>Desmodium oldhami</i>	●	●		
226			アレチヌスビトハギ	<i>Desmodium paniculatum</i>	●			
227			ヌスビトハギ	<i>Desmodium podocarpum</i> ssp. <i>oxyphyllum</i>	●	●		
228			ツルマメ	<i>Glycine max</i> ssp. <i>soja</i>	●	●		
229			コマツナギ	<i>Indigofera pseudo-tinctoria</i>	●			
230			マルバヤハズソウ	<i>Kummerowia stipulacea</i>	●			
231			ヤハズソウ	<i>Kummerowia striata</i>	●	●		
232			ヤマハギ	<i>Lespedeza bicolor</i>	●			
233			メドハギ	<i>Lespedeza cuneata</i>	●			
234			ハイメドハギ	<i>Lespedeza cuneata</i> var. <i>serpens</i>	●			
235			ネコハギ	<i>Lespedeza pilosa</i>	●			
236			ミヤコグサ	<i>Lotus corniculatus</i> var. <i>japonicus</i>		●		
237			ムラサキウマゴヤシ	<i>Medicago sativa</i>	●			
238			クズ	<i>Pueraria lobata</i>	●	●		
239			ハリエンジュ	<i>Robinia pseudoacacia</i>	●	●		●
240			コマツラツメクサ	<i>Trifolium dubium</i>	●			●
241			ムラサキツメクサ	<i>Trifolium pratense</i>	●	●		●
242			シロツメクサ	<i>Trifolium repens</i>	●	●	●	●
243			ヤハズエンドウ	<i>Vicia angustifolia</i>	●		●	●
244			ナヨクサフジ	<i>Vicia dasycarpa</i> var. <i>glabrescens</i>				●
245			スズメノエンドウ	<i>Vicia hirsuta</i>				●
246			カスマグサ	<i>Vicia tetrasperma</i>				●
247			ナンテンハギ	<i>Vicia unijuga</i>		●		●
248			ヤブツルアスキ	<i>Vigna angularis</i> var. <i>nipponensis</i>		●		
249			フジ	<i>Wisteria floribunda</i>	●	●		●
250		カタバミ	イモカタバミ	<i>Oxalis articulata</i>	●			●
251			ハナカタバミ	<i>Oxalis bowiei</i>		●		
252			カタバミ	<i>Oxalis comiculata</i>	●		●	●
253			ムラサキカタバミ	<i>Oxalis corymbosa</i>		●		
254			オッタチカタバミ	<i>Oxalis dillenii</i>	●			●
255		フウロソウ	アメリカフウロ	<i>Geranium carolinianum</i>	●		●	●
256			ゲンノショウコ	<i>Geranium thunbergii</i>	●	●	●	●
257		アマ	キバナノマツバニンジン	<i>Linum virginianum</i>	●			
258		トウダイグサ	エノキグサ	<i>Acalypha australis</i>	●			●
259			トウダイグサ	<i>Euphorbia helioscopia</i>		●	●	●
260			オオニシキソウ	<i>Euphorbia maculata</i>	●	●		
261			ニシキソウ	<i>Euphorbia pseudochamaesyce</i>	●			
262			コニシキソウ	<i>Euphorbia supina</i>	●	●		
263			アカメガシワ	<i>Mallotus japonicus</i>	●	●		●
264			ヒメミカンソウ	<i>Phyllanthus matsumurae</i>		●		
265			ナガエコミカンソウ	<i>Phyllanthus tenellus</i>		●		
266			ナンキンハゼ	<i>Sapium sebiferum</i>	●			
267			ヒトツバハギ	<i>Securinaga suffruticosa</i> var. <i>japonica</i>	●			
268		ユズリハ	ユズリハ	<i>Daphniphyllum macropodum</i>	●	●	●	●
269			ヒメユズリハ	<i>Daphniphyllum tei ismannii</i>				●
270		ミカン	カラスザンショウ	<i>Zanthoxylum ailanthoides</i>	●	●	●	●
271			ザンショウ	<i>Zanthoxylum piperitum</i>	●	●	●	●
272			イヌザンショウ	<i>Zanthoxylum schinifolium</i>	●			
273		ニガキ	シンジュ	<i>Ailanthus altissima</i>	●	●		●
274			ニガキ	<i>Picrasma quassioides</i>	●	●		●
275		センダン	センダン	<i>Melia azedarach</i>	●	●	●	
276		ヒメハギ	ヒメハギ	<i>Polygala japonica</i>	●			
277		ウルシ	ツタウルシ	<i>Rhus ambigua</i>	●			●
278			ヌルデ	<i>Rhus javanica</i> var. <i>roxburgii</i>	●	●		●
279		カエデ	イロハモミジ	<i>Acer palmatum</i>	●	●	●	●
280		モチノキ	イヌツゲ	<i>Ilex crenata</i>	●	●	●	●
281			モチノキ	<i>Ilex integra</i>				●
282			アオハダ	<i>Ilex macropoda</i>				●
283			クロガネモチ	<i>Ilex rotunda</i>	●			
284		ニシキギ	ツルウメモドキ	<i>Celastrus orbiculatus</i> f. <i>orbiculatus</i>	●	●		●
285			コマユミ	<i>Euonymus alatus</i> f. <i>ciliato-dentatus</i>	●			●
286			マサキ	<i>Euonymus japonicus</i>	●	●	●	●
287			ツリバナ	<i>Euonymus oxyphyllus</i>				●
288			マユミ	<i>Euonymus sieboldianus</i>	●	●	●	
289		ミツバウツギ	ゴンズイ	<i>Euscaphis japonica</i>	●	●		●
290			ミツバウツギ	<i>Staphylea bumalda</i>				●
291		クロウメモドキ	クマヤナギ	<i>Berchemia racemosa</i>	●	●		●
292		ブドウ	ノブドウ	<i>Ampelopsis glandulosa</i> var. <i>heterophylla</i>	●	●		●
293			ヤブガラシ	<i>Cayratia japonica</i>	●	●		●
294			ツタ	<i>Parthenocissus tricuspidata</i>	●	●		●
295			エビヅル	<i>Vitis ficifolia</i> var. <i>lobata</i>	●	●		
296		シナノキ	カラスノゴマ	<i>Corchoropsis tomentosa</i>	●	●		
297		アオイ	イチビ	<i>Abutilon theophrasti</i>	●	●		
298			タチアオイ	<i>Althaea rosea</i>	●			
299			ゼニアオイ	<i>Malva sylvestris</i> var. <i>mauritiana</i>	●			
300			フユアオイ	<i>Malva verticillata</i>	●			
301			アメリカキンゴジカ	<i>Sida spinosa</i>	●	●		

表 9.11-7(5) 確認種目録 (維管束植物)

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度
					夏季	秋季	早春季	春季
302		グミ	ツルグミ	<i>Elaeagnus glabra</i>			●	
303		スマレ	ダチツボスマレ	<i>Viola gyroceras</i>	●	●	●	●
304			アオイスマレ	<i>Viola hondensis</i>	●			●
305			マルバスマレ	<i>Viola keiskei</i>				●
306			スマレ	<i>Viola mandshurica</i>				●
307			ツボスマレ	<i>Viola verecunda</i>				●
308		キブシ	キブシ	<i>Stachyurus praecox</i>	●		●	●
309		ミソハコベ	ミソハコベ	<i>Elatine triandra</i> var. <i>pedicellata</i>	●			
310		ウリ	アマチャヅル	<i>Gynostemma pentaphyllum</i>	●	●	●	●
311			スズメウリ	<i>Melothria japonica</i>	●			
312			アレチウリ	<i>Sicyos angulatus</i>	●	●		
313			カラスウリ	<i>Trichosanthes cucumeroides</i>	●	●		
314			キカラスウリ	<i>Trichosanthes kirilowii</i> var. <i>japonica</i>	●	●		
315		ミソハギ	ホソバヒメミソハギ	<i>Ammannia coccinea</i>	●			
316			ヒメミソハギ	<i>Ammannia multiflora</i>		●		
317			キカシグサ	<i>Rotala indica</i> var. <i>uliginosa</i>	●	●		
318		アカバナ	ミスタマソウ	<i>Circaea mollis</i>	●			
319			ヤマモモソウ	<i>Gaura lincheimeri</i>		●		
320			チョウシタデ	<i>Ludwigia epilobioides</i>	●			●
321			ウスゲチョウシタデ	<i>Ludwigia greatrexi</i>		●		
322			メマツヨイグサ	<i>Oenothera biennis</i>	●	●		●
323			コマツヨイグサ	<i>Oenothera laciniata</i>	●	●		●
324			ユウゲシヨウ	<i>Oenothera rosea</i>	●	●	●	●
325			ヒルザキツキミソウ	<i>Oenothera speciosa</i>	●			
326		ミスギ	アオキ	<i>Aucuba japonica</i>	●	●	●	●
327			ミスギ	<i>Cornus controversa</i>	●	●	●	●
328			クマノミスギ	<i>Cornus macrophylla</i>	●	●	●	●
329			ハナイカダ	<i>Helwingia japonica</i>	●	●	●	●
330		ウコギ	オカウコギ	<i>Acanthopanax nipponicus</i>	●	●		
331			ウド	<i>Aralia cordata</i>	●	●	●	●
332			タラノキ	<i>Aralia elata</i>	●	●	●	●
333			カクレミノ	<i>Dendropanax trifidum</i>	●	●	●	●
334			ヤツデ	<i>Fatsia japonica</i>	●	●	●	●
335			キツタ	<i>Hedera rhombea</i>	●	●	●	●
336			ハリギリ	<i>Kalopanax pictus</i>	●	●	●	●
337		セリ	ノダケ	<i>Angelica decursiva</i>				●
338			アンタバ	<i>Angelica keiskei</i>		●		
339			ツボクサ	<i>Centella asiatica</i>	●			
340			セントウソウ	<i>Chamaele decumbens</i>			●	●
341			ミツバ	<i>Cryptotaenia japonica</i>	●	●	●	●
342			フチドメ	<i>Hydrocotyle maritima</i>	●	●	●	●
343			オオチドメ	<i>Hydrocotyle ramiflora</i>	●	●		●
344			チドメクサ	<i>Hydrocotyle sibthorpioides</i>			●	
345			セリ	<i>Oenanthe javanica</i>	●	●	●	●
346			ヤブニンジン	<i>Osmorhiza aristata</i>	●			●
347			ウマノミツバ	<i>Sanicula chinensis</i>	●	●	●	●
348			ヤブジラミ	<i>Torilis japonica</i>	●			●
349	合弁花類	イチヤクソウ	イチヤクソウ	<i>Pyrola japonica</i>			●	●
350		ツツジ	アセビ	<i>Pieris japonica</i>			●	●
351		ヤブコウジ	マンリョウ	<i>Ardisia crenata</i>	●	●	●	●
352			カラタチバナ	<i>Ardisia crispa</i>			●	●
353			ヤブコウジ	<i>Ardisia japonica</i>	●		●	●
354		サクラソウ	ヌマトラノオ	<i>Lysimachia fortunei</i>	●			
355			コナスビ	<i>Lysimachia japonica</i> f. <i>subsessilis</i>	●	●	●	●
356		カキノキ	カキノキ	<i>Diospyros kaki</i>	●	●		●
357		エゴノキ	エゴノキ	<i>Styrax japonica</i>	●		●	●
358		ハイノキ	サワフタギ	<i>Symplocos chinensis</i> var. <i>leucocarpa</i> f. <i>pilosa</i>	●			●
359		モクセイ	ネズミモチ	<i>Ligustrum japonicum</i>	●	●	●	●
360			トウネズミモチ	<i>Ligustrum lucidum</i>	●	●	●	●
361			イボタノキ	<i>Ligustrum obtusifolium</i>	●	●	●	●
362			ヒイラギ	<i>Osmanthus heterophyllus</i>	●	●	●	●
363		リンドウ	フデリンドウ	<i>Gentiana zollingeri</i>				●
364		キョウチクトウ	テイカカズラ	<i>Trachelospermum asiaticum</i> var. <i>intermedium</i>	●	●	●	●
365			ツルニチチソウ	<i>Vinca major</i>			●	
366		ガガイモ	ガガイモ	<i>Metaplexis japonica</i>	●	●		
367			オオカモメツル	<i>Tylophora aristolochioides</i>	●			
368		アカネ	ヒメヨツバムグラ	<i>Galium gracilens</i>	●			
369			ヤブムグラ	<i>Galium niewerthii</i>				●
370			ヤエムグラ	<i>Galium spurium</i> var. <i>echinospermon</i>		●	●	●
371			ヨツバムグラ	<i>Galium trachyspermon</i>	●			
372			フタバムグラ	<i>Hedyotis diffusa</i>	●			
373			ハシカグサ	<i>Hedyotis lindlevana</i> var. <i>hirsuta</i>	●			
374			ヘクソカズラ	<i>Paederia scandens</i>	●	●		●
375			アカネ	<i>Rubia argyi</i>	●			●
376			ハナヤエムグラ	<i>Sherardia arvensis</i>				●
377		ヒルガオ	コヒルガオ	<i>Calystegia hederacea</i>	●	●		●
378			ヒルガオ	<i>Calystegia japonica</i>	●			●
379			マルバルコウ	<i>Ipomoea coccinea</i>	●	●		
380			マルバアメリカアサガオ	<i>Ipomoea hederacea</i> var. <i>integriscula</i>		●		

表 9.11-7(6) 確認種目録 (維管束植物)

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度
					夏季	秋季	早春季	春季
381		ムラサキ	ハナイバナ	<i>Bothriospermum tenellum</i>	●	●	●	●
382			ヒレハリソウ	<i>Symphytum officinale</i>	●	●		●
383			キュウリグサ	<i>Trigonotis peduncularis</i>	●	●	●	●
384		クマツヅラ	ムラサキシキブ	<i>Callicarpa japonica</i>	●	●	●	●
385			クサギ	<i>Clerodendrum trichotomum</i>	●	●		●
386			ヤナギハナガサ	<i>Verbena bonariensis</i>	●			
387		シソ	キランソウ	<i>Ajuga decumbens</i>		●	●	●
388			トウバナ	<i>Clinopodium gracile</i>	●			●
389			ナギナタクウジュ	<i>Elsholtzia ciliata</i>		●		
390			カキドオシ	<i>Glechoma hederacea</i> var. <i>grandis</i>	●	●	●	●
391			ホトケノザ	<i>Lamium amplexicaule</i>	●	●	●	●
392			ヒメオドリコソウ	<i>Lamium purpureum</i>		●	●	●
393			マルバハッカ	<i>Mentha rotundifolia</i>	●	●		●
394			ヒメジソ	<i>Mosla dianthera</i>		●		
395			イヌコウジュ	<i>Mosla punctulata</i>	●			
396			シソ	<i>Perilla frutescens</i> var. <i>crispa</i>	●	●		
397			アキノタムラソウ	<i>Salvia japonica</i>	●		●	●
398			イヌゴマ	<i>Stachys riederi</i> var. <i>intermedia</i>	●			
399			ニガクサ	<i>Teucrium japonicum</i>	●			●
400			ツルニガクサ	<i>Teucrium viscidum</i> var. <i>miquelianum</i>	●			
401		ナス	クコ	<i>Lycium chinense</i>	●	●	●	●
402			ホオズキ	<i>Physalis alkekengi</i> var. <i>franchetii</i>		●		●
403			アメリカイヌホオズキ	<i>Solanum americanum</i>	●	●		
404			ウルナスビ	<i>Solanum carolinense</i>	●			
405			ヒヨドリジョウゴ	<i>Solanum lyratum</i>	●		●	●
406			イヌホオズキ	<i>Solanum nigrum</i>		●		
407		ゴマノハグサ	ツタバウンラン	<i>Cymbalaria muralis</i>				●
408			アブノメ	<i>Dopatrium junceum</i>	●	●		
409			マツバウンラン	<i>Linaria canadensis</i>				●
410			ウリクサ	<i>Lindernia crustacea</i>		●		
411			ダケトアゼナ	<i>Lindernia dubia</i> var. <i>dubia</i>	●	●		
412			アメリカアゼナ	<i>Lindernia dubia</i> var. <i>major</i>	●	●		
413			アゼナ	<i>Lindernia procumbens</i>	●	●		
414			サギゴケ	<i>Mazus miquelii</i>				●
415			トキワハゼ	<i>Mazus pumilus</i>	●	●	●	
416			タチイヌノフグリ	<i>Veronica arvensis</i>				●
417			フラサバソウ	<i>Veronica hederifolia</i>			●	●
418			ムシクサ	<i>Veronica peregrina</i>	●			●
419			オオイヌノフグリ	<i>Veronica persica</i>	●	●	●	●
420		ノウゼンカズラ	キリ	<i>Paulownia tomentosa</i>	●			
421		キツネノマゴ	キツネノマゴ	<i>Justicia procumbens</i>	●	●		
422		ハマウツボ	ヤセウツボ	<i>Orobancha minor</i>	●			●
423		ハエドクソウ	ハエドクソウ	<i>Phyma leptostachya</i> ssp. <i>asiatica</i>	●	●		
424		オオバコ	オオバコ	<i>Plantago asiatica</i>	●	●	●	●
425			ヘラオオバコ	<i>Plantago lanceolata</i>	●	●	●	●
426			タチオオバコ	<i>Plantago virginica</i>	●	●	●	●
427		スイカズラ	ウグイスカグラ	<i>Lonicera gracilipes</i> var. <i>glabra</i>	●	●	●	●
428			スイカズラ	<i>Lonicera japonica</i>	●	●	●	●
429			ソクズ	<i>Sambucus chinensis</i>				●
430			ニワトコ	<i>Sambucus racemosa</i> ssp. <i>sieboldiana</i>	●	●	●	●
431			ガマズミ	<i>Viburnum dilatatum</i>	●	●	●	●
432			サンゴジュ	<i>Viburnum odoratissimum</i> var. <i>awabuki</i>	●	●		●
433			ヤブタマリ	<i>Viburnum plicatum</i> var. <i>tomentosum</i>				●
434		オミナエシ	ツルカノコソウ	<i>Valeriana flaccidissima</i>			●	●
435			ノヂシャ	<i>Valerianella locusta</i>				●
436		キキョウ	ツリガネニンジン	<i>Adenophora triphylla</i> var. <i>japonica</i>	●	●		●
437			ホタルブクロ	<i>Campanula punctata</i>	●			●
438			ミゾカクシ	<i>Lobelia chinensis</i>	●	●		
439			キキョウソウ	<i>Specularia perfoliata</i>				●
440		キク	セイヨウノコギリソウ	<i>Achillea millefolium</i>	●			●
441			キッコウハグマ	<i>Ainsliaea apiculata</i>				●
442			フタクサ	<i>Ambrosia artemisiifolia</i> var. <i>elatior</i>	●			
443			オオブタクサ	<i>Ambrosia trifida</i>	●	●		●
444			ヨモギ	<i>Artemisia princeps</i>	●	●	●	●
445			シロヨメナ	<i>Aster ageratoides</i> ssp. <i>leiophyllus</i>	●	●		●
446			ノコンギク	<i>Aster ageratoides</i> ssp. <i>ovatus</i>		●		
447			シラヤマギク	<i>Aster scaber</i>	●			●
448			アメリカセンダングサ	<i>Bidens frondosa</i>	●	●		
449			コセンダングサ	<i>Bidens pilosa</i>	●			
450			モミジガサ	<i>Cacalia delphiniifolia</i>				●
451			ヤブタバコ	<i>Carpesium abrotanoides</i>		●		
452			ガンクビソウ	<i>Carpesium divaricatum</i>	●			●
453			サジガンクビソウ	<i>Carpesium glossophyllum</i>	●	●		
454			トキンソウ	<i>Centipeda minima</i>		●		
455			ノアザミ	<i>Cirsium japonicum</i>		●		
456			ノハラアザミ	<i>Cirsium oligophyllum</i>		●		
457			アメリカオニアザミ	<i>Cirsium vulgare</i>	●	●	●	●
458			オオアレチノギク	<i>Conyza sumatrensis</i>	●	●	●	●
459			オオキンケイギク	<i>Coreopsis lanceolata</i>	●	●		●
460			リュウノウギク	<i>Dendranthema japonicum</i>		●		
461			アメリカカタカサブロウ	<i>Eclipta alba</i>		●		

表 9.11-7(7) 確認種目録 (維管束植物)

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度				平成31年度
					夏季	秋季	早春季	春季	
462			ダンドボロギク	<i>Erechtites hieracifolia</i>	●	●			
463			ヒメムカシヨモギ	<i>Erigeron canadensis</i>	●	●		●	
464			ハルジオン	<i>Erigeron philadelphicus</i>	●	●	●	●	
465			ヒヨドリバナ	<i>Eupatorium chinense</i> var. <i>oppositifolium</i>				●	
466			ツワブキ	<i>Farfugium japonicum</i>	●				
467			ハキダメギク	<i>Galinsoga ciliata</i>	●	●			
468			ハハコグサ	<i>Graphalium affine</i>	●	●	●	●	
469			タチチチコグサ	<i>Graphalium calviceps</i>	●				
470			チチコグサ	<i>Graphalium japonicum</i>	●	●	●	●	
471			セイタカハハコグサ	<i>Graphalium luteo-album</i>	●			●	
472			チチコグサモドキ	<i>Graphalium pensylvanicum</i>	●	●	●	●	
473			ウラジロチチコグサ	<i>Graphalium spicatum</i>	●	●	●	●	
474			キクイモ	<i>Helianthus tuberosus</i>	●				
475			キツネアザミ	<i>Hemistepta lyrata</i>		●	●	●	
476			ブタナ	<i>Hypochoeris radicata</i>	●	●	●	●	
477			オオチシバリ	<i>Ixeris debilis</i>	●	●	●	●	
478			カントウヨメナ	<i>Kalimeris pseudoyomena</i>	●	●			
479			アキノノゲシ	<i>Lactuca indica</i>	●	●	●	●	
480			コオニタバコ	<i>Lapsana apogonoides</i>			●	●	
481			ヤブタバコ	<i>Lapsana humilis</i>			●	●	
482			コウヤボウキ	<i>Pertya scandens</i>	●		●		
483			フキ	<i>Petasites japonicus</i>	●	●	●	●	
484			コウソリナ	<i>Picris hieracioides</i> var. <i>glabrescens</i>	●		●	●	
485			シュウブンソウ	<i>Rhynchospermum verticillatum</i>	●				
486			ノボロギク	<i>Senecio vulgaris</i>	●	●	●	●	
487			セイタカアワダチソウ	<i>Solidago altissima</i>	●	●	●	●	
488			アレチノゲシ	<i>Sonchus arvensis</i> ssp. <i>uliginosus</i>	●				
489			オニノゲシ	<i>Sonchus asper</i>	●	●	●	●	
490			ノゲシ	<i>Sonchus oleraceus</i>	●	●	●	●	
491			ヒメジョオン	<i>Stenactis annuus</i>	●			●	
492			セイヨウタンポポ	<i>Taraxacum officinale</i>	●	●	●	●	
493			カントウタンポポ	<i>Taraxacum platycarpum</i>	●		●	●	
494			ヤクシソウ	<i>Youngia denticulata</i>		●			
495			オニタバコ	<i>Youngia japonica</i>	●	●		●	
496	単子葉類	オモダカ	オモダカ	<i>Sagittaria trifolia</i>	●	●			
497		ユリ	ノビル	<i>Allium grayi</i>		●	●	●	
498			アサツキ	<i>Allium schoenoprasum</i> var. <i>foliosum</i>			●	●	
499			ニラ	<i>Allium tuberosum</i>		●	●		
500			オランダキジカクシ	<i>Asparagus officinalis</i>	●				
501			ハラン	<i>Aspidistra elatior</i>	●				
502			ハナニラ	<i>Brodiaea uniflora</i>			●	●	
503			ホウチャクソウ	<i>Disporum sessile</i>	●	●		●	
504			パイモ	<i>Fritillaria verticillata</i> var. <i>thunbergii</i>			●	●	
505			ヤブカンゾウ	<i>Hemerocallis fulva</i> var. <i>kwanso</i>	●				
506			ノカンゾウ	<i>Hemerocallis fulva</i> var. <i>longituba</i>	●				
507			コバギボウシ	<i>Hosta sieboldii</i> f. <i>lancifolia</i>		●			
508			ヤマユリ	<i>Lilium auratum</i>	●	●			
509			ウバユリ	<i>Lilium cordatum</i>	●	●	●	●	
510			オニユリ	<i>Lilium lancifolium</i>	●				
511			シンテッポウユリ	<i>Lilium x formolongo</i>	●				
512			ヤブラン	<i>Liriope muscari</i>	●	●	●	●	
513			ジャノヒゲ	<i>Ophiopogon japonicus</i>	●	●	●	●	
514			ナガバジャノヒゲ	<i>Ophiopogon olwii</i>	●	●	●	●	
515			ホソバオオアマナ	<i>Ornithogalum tenuifolium</i>			●	●	
516			ナルコユリ	<i>Polygonatum falcatum</i>				●	
517			ミヤマナルコユリ	<i>Polygonatum lasianthum</i>				●	
518			アマドコロ	<i>Polygonatum odoratum</i> var. <i>pluriflorum</i>				●	
519			キチジョウソウ	<i>Reineckea carnea</i>	●	●	●	●	
520			オモト	<i>Rohdea japonica</i>	●	●	●	●	
521			ツルボ	<i>Scilla scilloides</i>	●	●	●	●	
522			サルトリイバラ	<i>Smilax china</i>	●	●		●	
523			タチシオデ	<i>Smilax nipponica</i>	●				
524			シオデ	<i>Smilax riparia</i> var. <i>ussuriensis</i>	●			●	
525			ホトトギス	<i>Tricyrtis hirta</i>		●			
526			アマナ	<i>Tulipa edulis</i>			●	●	
527		ヒガンバナ	スズランスイセン	<i>Leucjum aestivum</i>				●	
528			ヒガンバナ	<i>Lycoris radiata</i>		●	●	●	
529			キツネノカミソリ	<i>Lycoris sanguinea</i>	●		●	●	
530		ヤマノイモ	ナガイモ	<i>Dioscorea batatas</i>	●				
531			ヤマノイモ	<i>Dioscorea japonica</i>	●	●		●	
532			オニドコロ	<i>Dioscorea tokoro</i>	●	●		●	
533		ミスアオイ	コナギ	<i>Monchoria vaginalis</i> var. <i>plantaginea</i>	●	●			
534		アヤメ	シャガ	<i>Iris japonica</i>	●	●	●		
535			キショウブ	<i>Iris pseudacorus</i>				●	
536			ニワゼキショウ	<i>Sisyrinchium atlanticum</i>	●			●	
537			ヒメヒオウギスイセン	<i>Tritonia crocosmeflora</i>	●			●	
538		イグサ	イ	<i>Juncus effusus</i> var. <i>decipiens</i>	●	●	●	●	
539			コウガイゼキショウ	<i>Juncus leschenaultii</i>	●	●			
540			クサイ	<i>Juncus tenuis</i>	●			●	
541			スズメノヤリ	<i>Luzula capitata</i>			●	●	

表 9.11-7(8) 確認種目録 (維管束植物)

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度
					夏季	秋季	早春季	春季
542		ツユクサ	マルバツユクサ	<i>Commelina benghalensis</i>	●	●		
543		ツユクサ	ツユクサ	<i>Commelina communis</i>	●	●		●
544		イボクサ	イボクサ	<i>Murdannia keisak</i>	●	●		●
545		ヤブミョウガ	ヤブミョウガ	<i>Pollia japonica</i>	●	●		●
546		トキワツユクサ	トキワツユクサ	<i>Tradescantia fluminensis</i>	●	●		
547		ムラサキツユクサ	ムラサキツユクサ	<i>Tradescantia reflexa</i>		●		
548		ミスタカモジ	ミスタカモジ	<i>Agropyron humidum</i>				●
549		アオカモジグサ	アオカモジグサ	<i>Agropyron racemiferum</i>				●
550		カモジグサ	カモジグサ	<i>Agropyron tsukushiense</i> var. <i>transiens</i>	●			●
551		コヌカグサ	コヌカグサ	<i>Agrostis alba</i>	●			
552		ハイコスカグサ	ハイコスカグサ	<i>Agrostis stolonifera</i>	●			
553		スズメノテッポウ	スズメノテッポウ	<i>Alopecurus aequalis</i>			●	●
554		メリケンカルカヤ	メリケンカルカヤ	<i>Andropogon virginicus</i>	●	●		●
555		コブナグサ	コブナグサ	<i>Arthraxon hispidus</i>	●	●		●
556		トダシバ	トダシバ	<i>Arundinella hirta</i>		●		
557		カラスムギ	カラスムギ	<i>Avena fatua</i>				●
558		カズノコグサ	カズノコグサ	<i>Beckmannia svzigachne</i>				●
559		コバンソウ	コバンソウ	<i>Briza maxima</i>	●			●
560		イヌムギ	イヌムギ	<i>Bromus catharticus</i>	●			●
561		スズメノチャヒキ	スズメノチャヒキ	<i>Bromus japonicus</i>				●
562		キツネガヤ	キツネガヤ	<i>Bromus pauciflorus</i>	●			
563		ジュズダマ	ジュズダマ	<i>Coix lacryma-jobi</i>	●	●		
564		キョウキンハ	キョウキンハ	<i>Cynodon dactylon</i>	●	●		
565		カモガヤ	カモガヤ	<i>Dactylis glomerata</i>				●
566		メヒシバ	メヒシバ	<i>Digitaria ciliaris</i>	●	●		
567		コメヒシバ	コメヒシバ	<i>Digitaria radicata</i>	●			
568		アキメヒシバ	アキメヒシバ	<i>Digitaria violascens</i>		●		
569		イヌビエ	イヌビエ	<i>Echinochloa crus-galli</i>	●	●		
570		ケイヌビエ	ケイヌビエ	<i>Echinochloa crus-galli</i> var. <i>echinata</i>	●	●		
571		タイヌビエ	タイヌビエ	<i>Echinochloa crus-galli</i> var. <i>orvzicola</i>	●	●		
572		オヒシバ	オヒシバ	<i>Eleusine indica</i>	●	●		
573		シナダレスズメガヤ	シナダレスズメガヤ	<i>Eragrostis curvula</i>	●	●		●
574		カセクサ	カセクサ	<i>Eragrostis ferruginea</i>	●	●		
575		ニワホコリ	ニワホコリ	<i>Eragrostis multicaulis</i>	●	●		
576		コスズメガヤ	コスズメガヤ	<i>Eragrostis poaeoides</i>	●	●		
577		オニウシノケグサ	オニウシノケグサ	<i>Festuca arundinacea</i>	●			
578		トボシガラ	トボシガラ	<i>Festuca parvigluma</i>	●			●
579		ヒロハノウシノケグサ	ヒロハノウシノケグサ	<i>Festuca pratensis</i>	●			●
580		ムツオレグサ	ムツオレグサ	<i>Glyceria acutiflora</i>				●
581		ドジョウツナギ	ドジョウツナギ	<i>Glyceria ischryoneura</i>				●
582		ウシノシッペイ	ウシノシッペイ	<i>Hemarthria sibirica</i>	●			
583		チガヤ	チガヤ	<i>Imperata cylindrica</i> var. <i>koenigii</i>	●	●	●	●
584		チゴザサ	チゴザサ	<i>Isachne globosa</i>	●	●		
585		ネズミムギ	ネズミムギ	<i>Lolium multiflorum</i>	●			●
586		ホソムギ	ホソムギ	<i>Lolium perenne</i>	●			●
587		ササクサ	ササクサ	<i>Lophatherum gracile</i>	●			
588		ササガヤ	ササガヤ	<i>Microstegium japonicum</i>		●		
589		ヒメアシボソ	ヒメアシボソ	<i>Microstegium vimineum</i>		●		
590		アシボソ	アシボソ	<i>Microstegium vimineum</i> var. <i>polystachyum</i>	●	●		
591		オギ	オギ	<i>Miscanthus sacchariflorus</i>	●	●		●
592		ススキ	ススキ	<i>Miscanthus sinensis</i>	●	●		●
593		ケチヂミザサ	ケチヂミザサ	<i>Oplismenus undulatifolius</i>	●	●		●
594		コチヂミザサ	コチヂミザサ	<i>Oplismenus undulatifolius</i> var. <i>japonicus</i>	●			
595		ヌカキビ	ヌカキビ	<i>Panicum bisulcatum</i>		●		
596		シマズメノヒエ	シマズメノヒエ	<i>Paspalum dilatatum</i>	●	●		
597		アメリカズメノヒエ	アメリカズメノヒエ	<i>Paspalum notatum</i>	●			
598		スズメノヒエ	スズメノヒエ	<i>Paspalum thunbergii</i>	●	●		
599		チカラシバ	チカラシバ	<i>Pennisetum alopecuroides</i> f. <i>purpurascens</i>		●		
600		クサヨシ	クサヨシ	<i>Phalaris arundinacea</i>	●			●
601		ヨシ	ヨシ	<i>Phragmites australis</i>	●	●		●
602		マダケ	マダケ	<i>Phyllostachys bambusoides</i>	●		●	
603		ハチク	ハチク	<i>Phyllostachys nigra</i> var. <i>henonis</i>	●	●	●	●
604		モウソウチク	モウソウチク	<i>Phyllostachys pubescens</i>	●	●	●	●
605		アズマネザサ	アズマネザサ	<i>Pleioblastus chino</i>	●	●	●	●
606		メダケ	メダケ	<i>Pleioblastus simonii</i>		●		●
607		ミゾイチゴツナギ	ミゾイチゴツナギ	<i>Poa acroleuca</i>	●			●
608		タマミゾイチゴツナギ	タマミゾイチゴツナギ	<i>Poa acroleuca</i> var. <i>submoniliformis</i>				●
609		スズメノカタビラ	スズメノカタビラ	<i>Poa annua</i>	●	●	●	●
610		コイチゴツナギ	コイチゴツナギ	<i>Poa compressa</i>				●
611		ヤマミゾイチゴツナギ	ヤマミゾイチゴツナギ	<i>Poa hisauchii</i>				●
612		イチゴツナギ	イチゴツナギ	<i>Poa sphondylodes</i>				●
613		オオスズメノカタビラ	オオスズメノカタビラ	<i>Poa trivialis</i>				●
614		ヒエガエリ	ヒエガエリ	<i>Polypogon fugax</i>	●			●
615		クマザサ	クマザサ	<i>Sasa veitchii</i>	●			
616		イヌアヲ	イヌアヲ	<i>Setaria chondrachne</i>		●		
617		アキノエノコログサ	アキノエノコログサ	<i>Setaria faberi</i>	●	●		
618		キンエノコロ	キンエノコロ	<i>Setaria glauca</i>	●	●		
619		コツブキンエノコロ	コツブキンエノコロ	<i>Setaria pallide-fusca</i>		●		
620		エノコログサ	エノコログサ	<i>Setaria viridis</i>	●			
621		オカメザサ	オカメザサ	<i>Shibataea kumsasa</i>		●	●	
622		セイバンモロコシ	セイバンモロコシ	<i>Sorghum halepense</i>	●	●		

表 9.11-7(9) 確認種目録（維管束植物）

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度			平成31年度
					夏季	秋季	早春季	春季
623			ネズミノオ	<i>Sporobolus fertilis</i>		●		
624			ムラサキネズミノオ	<i>Sporobolus fertilis</i> var. <i>purpureo-suffusus</i>		●		
625			カニツリグサ	<i>Trisetum bifidum</i>	●			●
626			コムギ	<i>Triticum aestivum</i>	●			
627			シバ	<i>Zoysia japonica</i>	●			●
628		ヤシ	シュロ	<i>Trachycarpus fortunei</i>	●	●	●	●
629		サトイモ	マムシグサ	<i>Arisaema serratum</i>	●			●
630			ウラシマソウ	<i>Arisaema thunbergii</i> ssp. <i>urashima</i>				●
631			カラスビシャク	<i>Pinellia ternata</i>	●	●		●
632		ウキクサ	アオウキクサ	<i>Lemna aoukikusa</i>	●			
633			コウキクサ	<i>Lemna minor</i>	●			
634			ウキクサ	<i>Spirodela polyrrhiza</i>	●			
635		ガマ	ヒメガマ	<i>Typha angustifolia</i>	●			
636			ガマ	<i>Typha latifolia</i>	●			
637		カヤツリグサ	アオスゲ	<i>Carex breviculmis</i>	●			●
638			メアオスゲ	<i>Carex candolleana</i>				●
639			カサスゲ	<i>Carex diaspalata</i>				●
640			ケスゲ	<i>Carex duvaliana</i>	●			●
641			マスクサ	<i>Carex gibba</i>	●			●
642			ヒゴクサ	<i>Carex japonica</i>	●			●
643			ヒカゲスゲ	<i>Carex lanceolata</i>				●
644			ナギリスゲ	<i>Carex lenta</i>		●	●	
645			ゴウソ	<i>Carex maximowiczii</i>				●
646			ヌカスゲ	<i>Carex mitrata</i>				●
647			ノゲヌカスゲ	<i>Carex mitrata</i> var. <i>aristata</i>				●
648			ミコンガヤ	<i>Carex neurocarpa</i>	●			
649			ホンモンジスゲ	<i>Carex pisiiformis</i>				●
650			コチャガヤツリ	<i>Cyperus amuricus</i> var. <i>japonicus</i>	●	●		
651			ヒメクグ	<i>Cyperus brevifolius</i> var. <i>leioplepis</i>	●	●		
652			タマガヤツリ	<i>Cyperus difformis</i>	●	●		
653			メリケンガヤツリ	<i>Cyperus eragrostis</i>	●			
654			ヒナガヤツリ	<i>Cyperus flaccidus</i>		●		
655			アゼガヤツリ	<i>Cyperus globosus</i>	●			
656			ヨアゼガヤツリ	<i>Cyperus haspan</i>		●		●
657			コゴメガヤツリ	<i>Cyperus iria</i>	●	●		
658			カヤツリグサ	<i>Cyperus microiria</i>	●	●		
659			アオガヤツリ	<i>Cyperus nipponicus</i>	●			
660			ハマスゲ	<i>Cyperus rotundus</i>	●	●		
661			カワラスガナ	<i>Cyperus sanguinolentus</i>		●		
662			マツバイ	<i>Eleocharis acicularis</i> var. <i>longiseta</i>	●	●		
663			セイタカハリイ	<i>Eleocharis attenuata</i>	●			
664			ハリイ	<i>Eleocharis congesta</i>	●	●		
665			ヒメヒラテンツキ	<i>Fimbristylis autumnalis</i>	●			
666			デンツキ	<i>Fimbristylis dichotoma</i>	●	●		
667			ヒテリコ	<i>Fimbristylis millacea</i>	●	●		
668			ヤマイ	<i>Fimbristylis subbispicata</i>	●			
669			ヒンジガヤツリ	<i>Lipocarpha microcephala</i>	●			
670			イヌホタルイ	<i>Scirpus juncoides</i> var. <i>ohwianus</i>	●	●		
671		ショウガ	ミョウガ	<i>Zingiber mioga</i>	●	●		
672		ラン		重要な種の保護の観点から、非表示としております。				
673			ギンラン	<i>Cephalanthera erecta</i>				●
674				重要な種の保護の観点から、非表示としております。				
675			サイハイラン	<i>Cremastra appendiculata</i>				●
676			シュンラン	<i>Cymbidium goeringii</i>			●	●
677			ネジバナ	<i>Spiranthes sinensis</i> var. <i>amoena</i>		●		
合計	—	128科		677種	496種	394種	196種	407種

注: 分類及び配列は、原則として『植物目録1987』（環境庁、昭和63年1月）に準拠しました。

b. 付着藻類の確認種

現地調査の結果、5網12目18科85種の付着藻類が確認されました。
確認種目録は、表 9.11-8 に示すとおりです。

c. 蘚苔類の確認種

現地調査の結果、39科85種類の蘚苔類が確認されました。
確認種目録は、表 9.11-9 に示すとおりです。

表 9.11-8 確認種目録 (付着藻類)

No.	綱	目	科	種名	学名	平成30年度			平成31年度		
						夏季	秋季	冬季	春季		
1	藍藻	クロオコックス	クロオコックス	マイクロキステイス属 (和名なし)	<i>Microcystis viridis</i>						
2				クセノコックス属	<i>Xenococcus</i> sp.						
3				ヒエラ科	<i>Hvellaceae</i> gen. sp.						
4		ネンジュモ	ヒゲモ	ヒロウドラソウ	<i>Homoethrix janthina</i>						
5				ユレモ	<i>Lyngbya</i> sp.						
6				フォルミディウム属	<i>Phormidium</i> sp.						
7	紅藻	カワモズク	カワモズク	チャイロカワモズク	<i>Batrachospermum arcuatum</i>						
8				アオカワモズク	<i>Batrachospermum helminthosum</i>						
9				カワモズク属	<i>Batrachospermum</i> sp.						
10				カワモズク属 (シャントランシア期)	<i>chantransia-phase of Batrachospermum</i> sp.						
11				メロシラ	<i>Melosira</i> variants						
12	珪藻	中心	メロシラ	タルケイソウ属 (和名なし)	<i>Melosira</i> variants						
13				羽状	ディアトマ	ミバエハリケイソウ属 (和名なし)	<i>Ctenophora pulchella</i>				
14						オニジュウジケイソウ属 (和名なし)	<i>Staurosirella pinnata</i>				
15						ハリケイソウ属 (和名なし)	<i>Ulnaria acus</i>				
16						ハリケイソウ属 (和名なし)	<i>Ulnaria ulna</i>				
17		ハリケイソウ属 (和名なし)	<i>Ulnaria pseudogailonii</i>								
18		ユーノチア	ユーノチア	イチモンジケイソウ属 (和名なし)	<i>Eunotia formica</i>						
19				イチモンジケイソウ属 (和名なし)	<i>Eunotia minor</i>						
20				イチモンジケイソウ属 (和名なし)	<i>Eunotia tenella</i>						
21				ナビクラ	ナビクラ	ニセクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Ampora pediculus</i>				
22	ニセクチビルケイソウ属 (和名なし)					<i>Ampora montana</i>					
23	ニセフネケイソウ属 (和名なし)	<i>Caloneis bacillum</i>									
24	クチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Cymbella naviculiformis</i>									
25	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema leei</i>									
26	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema prostratum</i>									
27	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema silesiacum</i>									
28	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
29	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
30	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
31	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
32	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
33	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
34	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
35	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
36	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
37	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
38	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
39	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
40	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
41	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
42	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
43	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
44	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
45	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
46	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
47	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
48	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
49	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
50	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
51	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
52	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
53	ハラミクチビルケイソウ属 (和名なし)	<i>Encyonema siliacum</i>									
54	アクナンテス	アクナンテス	ツメケイソウ属 (和名なし)	<i>Achnanthes coarctata</i>							
55			ツメケイソウ属 (和名なし)	<i>Achnanthes nupetoides</i>							
56			ツメワカレケイソウ属 (和名なし)	<i>Achnanthes clevei</i>							
57			ツメワカレケイソウ属 (和名なし)	<i>Achnanthes convergens</i>							
58			ツメワカレケイソウ属 (和名なし)	<i>Achnanthes exiguum</i>							
59			ツメワカレケイソウ属 (和名なし)	<i>Achnanthes minutissimum</i>							
60			ツメワカレケイソウ属 (和名なし)	<i>Achnanthes pyrenaeum</i>							
61			ツメワカレケイソウ属 (和名なし)	<i>Achnanthes saphophilum</i>							
62			ツメワカレケイソウ属 (和名なし)	<i>Achnanthes subudonis</i>							
63			コメツブケイソウ属 (和名なし)	<i>Cocconeis pediculus</i>							
64			コメツブケイソウ属 (和名なし)	<i>Cocconeis placentula</i>							
65			フトスジツメワカレケイソウ属 (和名なし)	<i>Planohidium frequentissimum</i>							
66			フトスジツメワカレケイソウ属 (和名なし)	<i>Planohidium lanceolatum</i>							
67			ニッチア	ニッチア	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia amphibia</i>					
68	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia brevisima</i>									
69	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia dissipata</i>									
70	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia fonticola</i>									
71	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia linearis</i>									
72	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia palae</i>									
73	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia palaeacea</i>									
74	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia recta</i>									
75	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia sinuata</i> var. <i>delognei</i>									
76	ササノハケイソウ属 (和名なし)	<i>Nitzschia</i> sp.									
77	スリレラ	スリレラ	コバンケイソウ属 (和名なし)	<i>Surirella angusta</i>							
78			コバンケイソウ属 (和名なし)	<i>Surirella brevisonii</i>							
79	緑藻	クロロコクム	クロロコクム	カラキウム属 (和名なし)	<i>Characium ensiforme</i>						
80				ヒビミドロ	<i>Ulothrix</i> sp.						
81				カエトフオウ	ステイグオクロニウム属	<i>Stigeoclonium</i> sp.					
82				カエトフオウ	カエトフオウ科	<i>Chaetophoraceae</i> gen. sp.					
83				サヤミドロ	サヤミドロ	<i>Oedogonium</i> sp.					
84				ミドリガ	シオクサ	<i>Cladophora</i> sp.					
85	車軸藻	シャジクモ	シャジクモ	<i>Chara braunii</i>							
合計	5綱	12目	18科	85種		47種	50種	61種	46種		

注：分類及び配列は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年度生物リスト 河川環境データベース」(国土交通省 平成26年)を参考にしたほか、部分的には「小林弘珪藻図鑑、第1巻」(小林弘ほか 平成18年11月)などに従いました。

表 9.11-9 確認種目録 (蕨苔類)

No.	分類	科名	種名	学名	平成30年度	平成31年度	
					秋季	初夏季	
1	蕨類	スギゴケ	ヒメタチゴケ	<i>Atrichum rhytostophyllum</i>	●	●	
2			ヒメスギゴケ	<i>Pogonatum neesii</i>	●	●	
3			ホウオウゴケ	ツクシホウオウゴケ	<i>Fissidens bryooides</i> var. <i>lateralis</i>	●	
4				サツマホウオウゴケ	<i>Fissidens hyalinus</i>		●
5				キアラボクゴケ	<i>Fissidens taxifolius</i>	●	
6				コホウオウゴケ	<i>Fissidens teysmannianus</i>		●
7				チャボホウオウゴケ	<i>Fissidens tosaensis</i>	●	
8		キンシゴケ	ヤノウエノアカゴケ	<i>Ceratodon purpureus</i>		●	
9		シッポゴケ	ユミダイゴケ	<i>Trematodon longicollis</i>		●	
10		シラガゴケ	ホソバオキナゴケ	<i>Leucobryum juniperoidesum</i>	●	●	
11		センボンゴケ	ネシクチゴケ	<i>Barbula unguiculata</i>	●		
12			チュウゴクネジクチゴケ	<i>Didymodon vinearis</i>	●		
13			ハマキゴケ	<i>Hypophila proratulifera</i>		●	
14			ナガバヒョウタンゴケ	<i>Leptophascum leptophyllum</i>	●		
15			ホンモンジゴケ	<i>Scopelophila cataractae</i>	●	●	
16			ツチノウエノタマゴケ	<i>Weissia crispa</i>	●		
17		ギボウシゴケ	エソスナゴケ	<i>Racomitrium japonicum</i>		●	
18		ヒナノハイゴケ	ヒナノハイゴケ	<i>Epidium sinense</i>	●	●	
19			サヤゴケ	<i>Glyphomitrium humillimum</i>	●	●	
20		カゲロウゴケ	カゲロウゴケ	<i>Ephenerum spinulosum</i>	●		
21		ヒョウタンゴケ	ヒョウタンゴケ	<i>Funaria hygrometrica</i>	●		
22			ヒロクチゴケ	<i>Physcomitrium eurystomum</i>	●		
23			アゼゴケ	<i>Physcomitrium sphaericum</i>	●	●	
24		ハリガネゴケ	ホソウリゴケ	<i>Braehmenium exile</i>	●	●	
25			ギンゴケ	<i>Bryum argenteum</i>	●	●	
26			ナガハハリガネゴケ	<i>Bryum coronatum</i>	●		
27			ケハチマゴケ	<i>Pohlia flexuosa</i>	●		
28			ヘチマゴケ属の一種	<i>Pohlia</i> sp.	●		
29		チョウチンゴケ	コツボゴケ	<i>Plagiomnium acutum</i>	●	●	
30			ツルチョウチンゴケ	<i>Plagiomnium maximoviczii</i>	●		
31		タチヒダゴケ	タチヒダゴケ	<i>Orthotrichum consobrinum</i>	●	●	
32		アブラゴケ	アブラゴケ	<i>Hookeria acutifolia</i>	●	●	
33		コゴメゴケ	コゴメゴケ	<i>Fabronia matsumurae</i>	●	●	
34		ウスグロゴケ	ヒメウスグロゴケ	<i>Leskeella pusilla</i>	●	●	
35		シノブゴケ	ノミハニワゴケ	<i>Haplocladum angustifolium</i>	●	●	
36			コメバキヌゴケ	<i>Haplocladum microphyllum</i>	●	●	
37			イワイトゴケ	<i>Haplomenium triste</i>	●	●	
38		アオキヌゴケ	アオキヌゴケ属の一種	<i>Brachythecium</i> sp.	●	●	
39			ツクシナギゴケモドキ	<i>Oxyrrhynchium hiens</i>	●	●	
40			ツクシナギゴケ	<i>Oxyrrhynchium savatieri</i>	●	●	
41			コカヤゴケ	<i>Rhynchostegium pallidifolium</i>	●	●	
42		ツヤゴケ	ヒロハツヤゴケ	<i>Entodon challengerii</i>	●	●	
43			ツヤゴケ属の一種	<i>Entodon</i> sp.	●	●	
44		ナガハシゴケ	カガミゴケ	<i>Brotherella henonii</i>	●	●	
45			カガミゴケ属の一種	<i>Brotherella</i> sp.	●	●	
46		ハイゴケ	コモチイトゴケ	<i>Pylaisiadelpha tenuirostris</i>	●	●	
47			ハイゴケ	<i>Hypnum plumaeforme</i>	●	●	
48			イヌサナダゴケ	<i>Platyvrium repens</i>	●	●	
49			コウライイチャイゴケ	<i>Taxiphyllum alternans</i>	●	●	
50			キアラハゴケ	<i>Taxiphyllum taxirameum</i>	●	●	
51	キアラハゴケ属の一種		<i>Taxiphyllum</i> sp.	●	●		
52	フクロハイゴケ		<i>Vesicularia ferriei</i>	●	●		
53	苔類		ツキヌキゴケ	チャボハラゴケモドキ	<i>Calypogeia arguta</i>	●	●
54		ソロイゴケ	ツクシツボミゴケ	<i>Solenostoma truncatum</i>	●	●	
55			ソロイゴケ属の一種	<i>Solenostoma</i> sp.	●	●	
56		ウロコゴケ	ヒメトサカゴケ	<i>Chiloscyphus minor</i>	●	●	
57			ツクシウロコゴケ	<i>Heteroscyphus planus</i>	●	●	
58		クラマゴケモドキ	チチミカヤゴケ	<i>Macvicaria ulophylla</i>	●	●	
59		ヤスデゴケ	カラヤスデゴケ	<i>Frullania muscicola</i>	●	●	
60		クサリゴケ	フルノヨゴケ	<i>Trocholejeunea sandvicensis</i>	●	●	
61			ヤマトヨウジョウゴケ	<i>Cololejeunea japonica</i>	●	●	
62			クサリゴケ	<i>Lejeunea ulicina</i>	●	●	
63		ウロコゼニゴケ	ウロコゼニゴケ	<i>Fossombronina japonica</i>	●	●	
64		ミスゼニゴケ	ホソバミスゼニゴケ	<i>Pellia endivii folia</i>	●	●	
65		フタマダゴケ	ヤマトフタマダゴケ	<i>Metzgeria lindbergii</i>	●	●	
66		スジゴケ	クシノハスジゴケ	<i>Riccardia multifida</i> subsp. <i>decrescens</i>	●	●	
67		ミカヅキゼニゴケ	ミカヅキゼニゴケ	<i>Lunularia cruciata</i>	●	●	
68		ジャゴケ	ジャゴケ	<i>Conocephalum conicum</i>	●	●	
69			ヒメジャゴケ	<i>Conocephalum japonicum</i>	●	●	
70		アズマゼニゴケ	ケゼニゴケ	<i>Dumortiera hirsuta</i>	●	●	
71		ジンガサゴケ	ミヤコゼニゴケ	<i>Mannia fragrans</i>	●	●	
72			ジンガサゴケ	<i>Rehoulia hemisphaerica</i> ssp. <i>orientalis</i>	●	●	
73		ゼニゴケ	トサノゼニゴケ	<i>Marchantia emarginata</i> ssp. <i>tosana</i>	●	●	
74			ゼニゴケ	<i>Marchantia polymorpha</i> ssp. <i>ruderalis</i>	●	●	
75		ウキゴケ	ハタケゴケ	<i>Riccia bifurca</i>	●	●	
76			コハタケゴケ	<i>Riccia huebeneriana</i>	●	●	
77			ウロコハタケゴケ	<i>Riccia lamellosa</i>	●	●	
78			ミヤケハタケゴケ	<i>Riccia miyakeana</i>	●	●	
79			サビイロハタケゴケ	<i>Riccia nigrella</i>	●	●	
80			ホソバウキゴケ	<i>Riccia stenophylla</i>	●	●	
81			ウキゴケ属の一種	<i>Riccia</i> sp.	●	●	
82				イチョウウキゴケ	<i>Ricciocarpos natans</i>	●	●
83	ツノゴケ類	ツノゴケ	<i>Anthoceros subtilis</i>	●	●		
84		チチレバツノゴケ	<i>Phaeoceros parvulus</i>	●	●		
85		ツノゴケモドキ	ヤマトツノゴケモドキ	<i>Notothylas temperata</i>	●	●	
合計	—	39科	85種	71種	54種		

注：分類及び配列は、平凡社の「日本の野生植物 コケ」(岩月編 平成13年2月)に従い、科名、和名、学名は、蕨類では(Iwatsuki 平成16年)に、苔類では(片桐・古木 平成24年)に従いました。ただし、ウキゴケ属は、(富永・古木 平成26年)に従いました。

d. 植生の状況

現地調査の結果、23の植物群落等が確認されました。植物群落等の概要は表 9.11-10 に、現存植生図は図 9.11-5 に示すとおりです。また、植生調査票及び植生断面図は資料編（植生調査票：P.資料 植物-1～42、植生断面図：P.資料 植物-43～62）に示すとおりです。

対象事業実施区域内では、メヒシバーエノコログサ群落等の草地、畑地、植栽樹群が広くみられました。小河川の周辺にはムクノキエノキ群落やアズマネザサ群落がみられたほか、相沢川周辺には水田や休耕田が一部に存在しています。

対象事業実施区域外では、南東部にコナラ群落、及びスギ・ヒノキ植林がまとまって分布しており、東部はゴルフ場に隣接しています。これら以外の北部から西部、南部は市街地等が広がっており、局所的にコナラ群落やスギ・ヒノキ植林、果樹園、畑地、オギ群落等がみられました。

確認された植物群落はいずれも代償植生あるいは植林であり、人為的な影響を受けた植生でした。

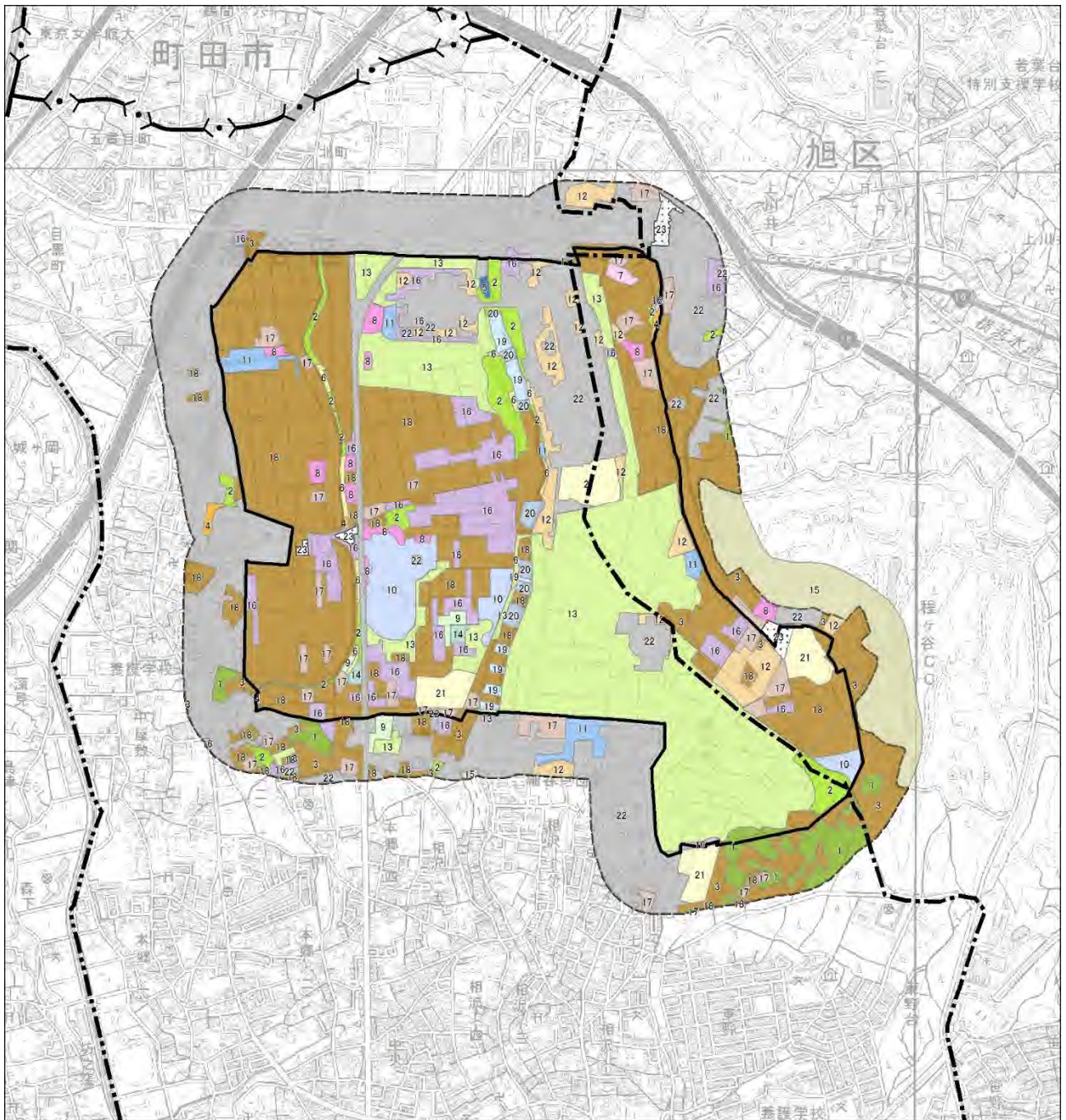
表 9.11-10 (1) 確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地点 No.	概要
1	コナラ群落	13	落葉広葉樹の二次林で、主に対象事業実施区域外の一部にみられました。 高木層にコナラが優占し、亜高木層や低木層にヒノキやウワミズザクラ等が生育していました。草本層にはスゲ属の一種が多く生育し、アズマネザサやアケビ等が混生していました。
2	ムクノキ・エノキ群落	12	落葉広葉樹の二次林で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 高木層にエノキやムクノキが優占し、亜高木層、低木層にはシロダモ、トウネズミモチ等が生育していました。草本層にはアズマネザサがやや多く生育していました。
3	スギ・ヒノキ植林	14	常緑針葉樹の植林で、主に対象事業実施区域外の一部にみられました。 高木層にスギやヒノキが優占し、亜高木層や低木層にはミズキやヒサカキ等が生育していました。草本層にはホシダやミドリヒメワラビ、ケチヂミザサ等が生育していました。
4	竹林	8	マダケやモウソウチク、ハチクの植林で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 高木層にマダケやモウソウチク、ハチクが優占し、亜高木層・低木層にはわずかにスダジイやヤブツバキ等が生育していました。草本層にはケチヂミザサやドクダミ等が生育していました。
5	ヤナギ低木群落	18	湿性地に成立したヤナギ類の低木群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 低木層にタチヤナギが優占し、草本層にはヘクソカズラやヨシ、ドクダミが生育していました。
6	アズマネザサ群落	10	アズマネザサの優占するタケ群落で、対象事業実施区域内の河川沿いの一部にみられました。 低木層にアズマネザサが密に生育し、草本層にはトウネズミモチやエノキ、ヒカゲイノコズチ等がわずかに生育していました。
7	ススキ群落	15	ススキの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。 草本層にススキが優占し、チガヤやクズ、セイタカアワダチソウ等が混生していました。
8	セイタカアワダチソウ群落	1	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域内に局所的にみられました。 草本層にセイタカアワダチソウが優占し、クズやムラサキツメクサ等がやや混生していました。
9	ヒメムカシヨモギ群落	16	外来の高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層にヒメムカシヨモギが優占し、オオアレチノギクやメヒシバ等が混生していました。
10	イネ科草本群落	2	イネ科草本の優占する低茎草本群落で、主に対象事業実施区域内の一部にやや広くみられました。 草本層第一層にイネ科の一種が優占し、第二層にはノチドメやシロツメクサ等が生育していました。
11	オギ群落	7	オギの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外に局所的にみられました。 草本層第一層にオギが優占し、第二層にはエノコログサやツユクサ等がわずかに生育していました。

表 9.11-10 (2) 確認された植物群落等

No.	群落名等	植生地点No.	概要
12	チガヤ群落	4	チガヤの優占する高茎草本群落で、対象事業実施区域の内外の主に人為的に管理された箇所にも局的にみられました。草本層にチガヤが優占し、オニウシノケグサやスギナ等がやや混生していました。
13	メヒシバ-エノコログサ群落	20, 19, 3	メヒシバやエノコログサの優占する低茎草本群落で、対象事業実施区域内に広くみられました。草本層にメヒシバやエノコログサが優占し、ユウゲショウやカタバミ、コセンダングサ等がやや混生していました。
14	シバ草地	-	シバの植栽された草本群落で、対象事業実施区域内にわずかにみられました。よく管理されており、ほぼシバだけが生育していました。
15	ゴルフ場	-	ゴルフ場。主にシバ等が植栽された草本群落で、対象事業実施区域外に広くみられました。立ち入りできないため、群落組成調査は実施していません。
16	植栽樹群	17	各種の樹木が植栽された樹木群で、対象事業実施区域の内外にやや広くみられました。高木層から低木層にはケヤキやイロハモミジ等の様々な樹木が植栽されていました。草本層にはクズやツユクサ等が生育していました。
17	果樹園	6	ウメやクリ等の果樹園となっています。対象事業実施区域の内外に点在していました。低木層にウメ等が植栽され、草本層にはカラスウリやセイタカアワダチソウ、ヒカゲイノコズチ等が生育していました。
18	畑地	9	畑地。対象事業実施区域の内外に広くみられました。草本層にスベリヒユやイヌビエ、ゴウシュウアリタソウ等が生育していました。
19	水田	5	水田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。草本層にイボクサやオモダカ、コナギ等が生育していました。
20	休耕田	11	休耕田。対象事業実施区域内にわずかにみられました。草本層にタイヌビエやアゼガヤツリ、テンツキ等が生育していました。
21	グラウンド	-	野球場等のグラウンド。対象事業実施区域外の一部にみられました。
22	人工構造物	-	旧米軍施設や市街地、道路等。対象事業実施区域の内外に広くみられました。
23	造成地	-	造成地。対象事業実施区域の内外にも局的にみられました。

注：植生調査地点No.は、前掲図 9.11-1 (P.9.11-4) に対応します。



凡例

- | | | |
|----------|-----------------|------------------|
| 対象事業実施区域 | 1. コナラ群落 | 13. メヒシパーエノログサ群落 |
| 調査範囲 | 2. ムクノキ・エノキ群落 | 14. シバ草地 |
| 都県界 | 3. スギ・ヒノキ植林 | 15. ゴルフ場 |
| 市界 | 4. 竹林 | 16. 植栽樹群 |
| 区界 | 5. ヤナギ低木群落 | 17. 果樹園 |
| | 6. アズマネザサ群落 | 18. 畑地 |
| | 7. ススキ群落 | 19. 水田 |
| | 8. セイタカアワダチソウ群落 | 20. 休耕田 |
| | 9. ヒメムカシヨモギ群落 | 21. クラウンド |
| | 10. イネ科草本群落 | 22. 人工構造物 |
| | 11. オギ群落 | 23. 造成地 |
| | 12. チガヤ群落 | |

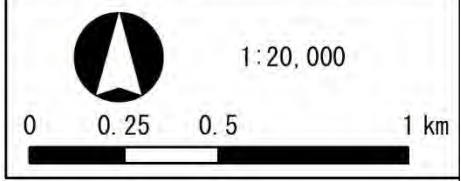


図 9.11-5 現存植生図

② 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

植物の重要な種は、「① 種子植物その他主な植物に係る植物相及び植生の状況」で確認された種について、前掲表 3.2-24 (P.3-79～81) に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定しました。

その結果、重要な種は前掲表 3.2-25 (P.3-82～84) のとおり、56 科 131 種が、重要な群落等は前掲表 3.2-26 及び表 3.2-27 のとおり、天然記念物が 1 件、重要な植物群落が 1 件確認されています。

なお、前掲表 3.2-24 (P.3-79～81) に示す「⑤ 「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」(神奈川県立生命の星・地球博物館 平成 18 年 7 月) に記載された植物群落(群落複合)」、「⑦ 「第 2 回自然環境保全基礎調査動植物分布図」(環境庁 昭和 56 年度)、「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁 昭和 63 年度)、「第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁 平成 12 年 3 月) に掲載された特定植物群落」及び「⑧ 「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan 平成 8 年 4 月) に掲載の植物群落」については、調査区域内では確認されませんでした。

また、対象事業実施区域内で、植物の重要な群落等は確認されませんでした。

イ. 現地調査

a. 維管束植物の重要な種の確認状況

現地調査の結果、10科 12種の重要な種が確認されました。確認種の概要は表 9.11-11に、確認位置は図 9.11-6に示すとおりです。

表 9.11-11 維管束植物の重要な種の確認種目録

No.	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準			
			内	外	①	②	③	④
1	ミズニラ	ミズニラ	●				NT	VU
2	ミズワラビ	ヒメミズワラビ	●					NT
3	バラ	ヒロハノカワラサイコ	●				VU	VU
4	アカバナ	ウスゲチョウジタデ	●				NT	
5	サクラソウ	ヌマトラノオ*	—	—				VU
6	アカネ	ヤブムグラ		●			VU	VU
7	ユリ	アマナ	●	●				NT
8	イネ	ミズタカモジ	●				VU	
9	カヤツリグサ	セイタカハリイ*	—	—				VU
10		ハリイ*	—	—				VU
11	重要な種の保護の観点から、非表示としております。							
12								
合計	10科	12種	6種	4種	—	—	7種	10種

注：1. 分類、配列等は原則として「植物目録1987」（環境庁 昭和63年1月）に準拠しました。

2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群

④ 「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県 令和2年10月）

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、

VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、

DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

※：ヌマトラノオ、セイタカハリイ及びハリイは、「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県 令和2年10月）で新たに重要な種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。

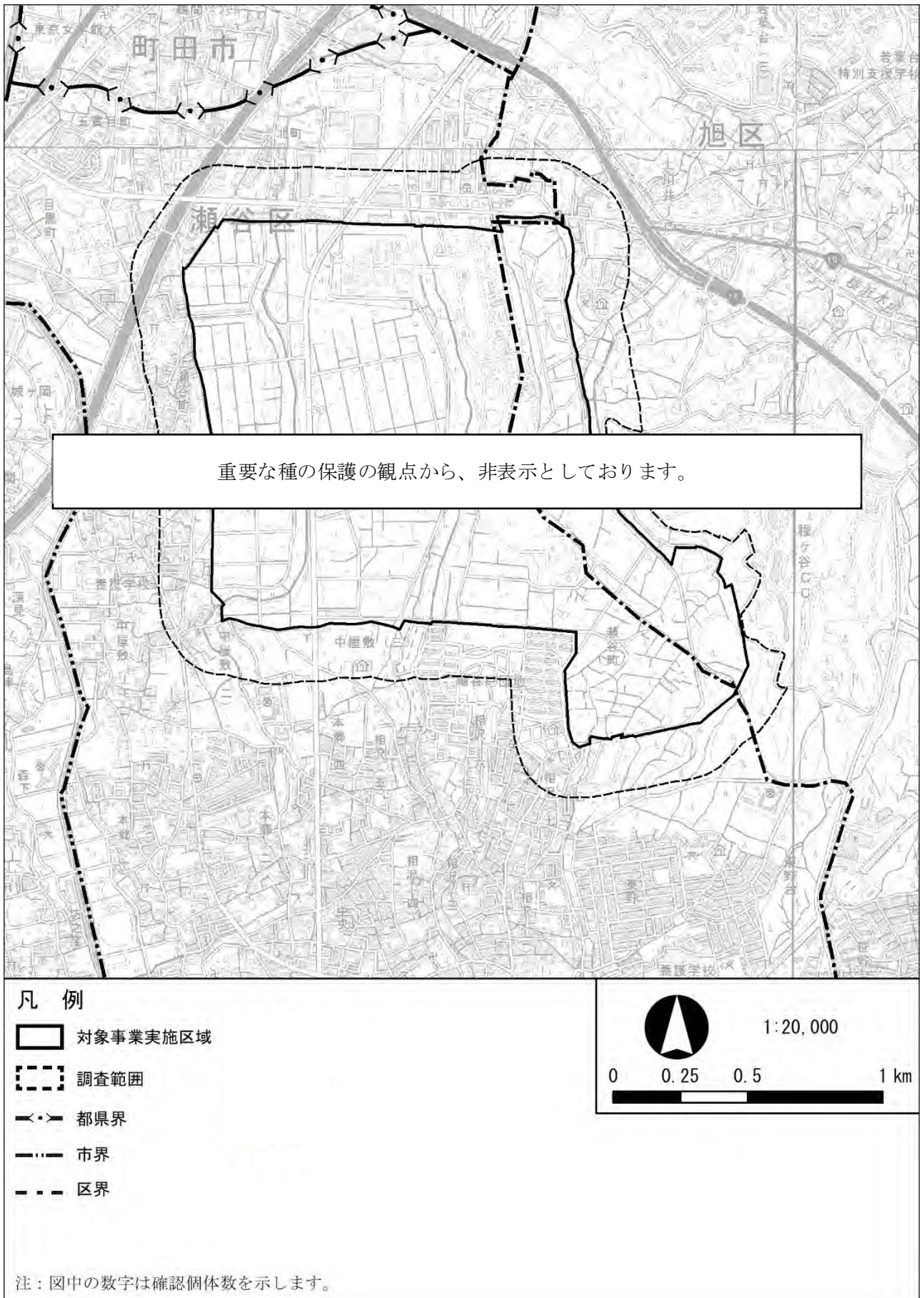


図 9.11-6 維管束植物の重要な種の確認位置図

b. 付着藻類の重要な種の確認状況

現地調査の結果、2目2科3種の重要な種が確認されました。重要な種の確認種目録は表 9.11-12 に、確認位置は図 9.11-7 に示すとおりです。

表 9.11-12 付着藻類の重要な種の確認種目録

No.	目名	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準			
				内	外	①	②	③	④
1	カワモズク	カワモズク	チャイロカワモズク	●				NT	NT
2			アオカワモズク	●				NT	VU
3	シャジクモ	シャジクモ	シャジクモ	●				VU	注
合計	2目	2科	3種	3種	—	—	—	3種	3種

注：1. 分類、種の配列等は、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 平成26年生物リスト 河川環境データベース」（国土交通省 平成26年）を参考にしたほか、部分的には「小林弘珪藻類鑑 第1巻」（小林弘ほか 平成18年11月）などに従った。

2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県 令和2年10月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

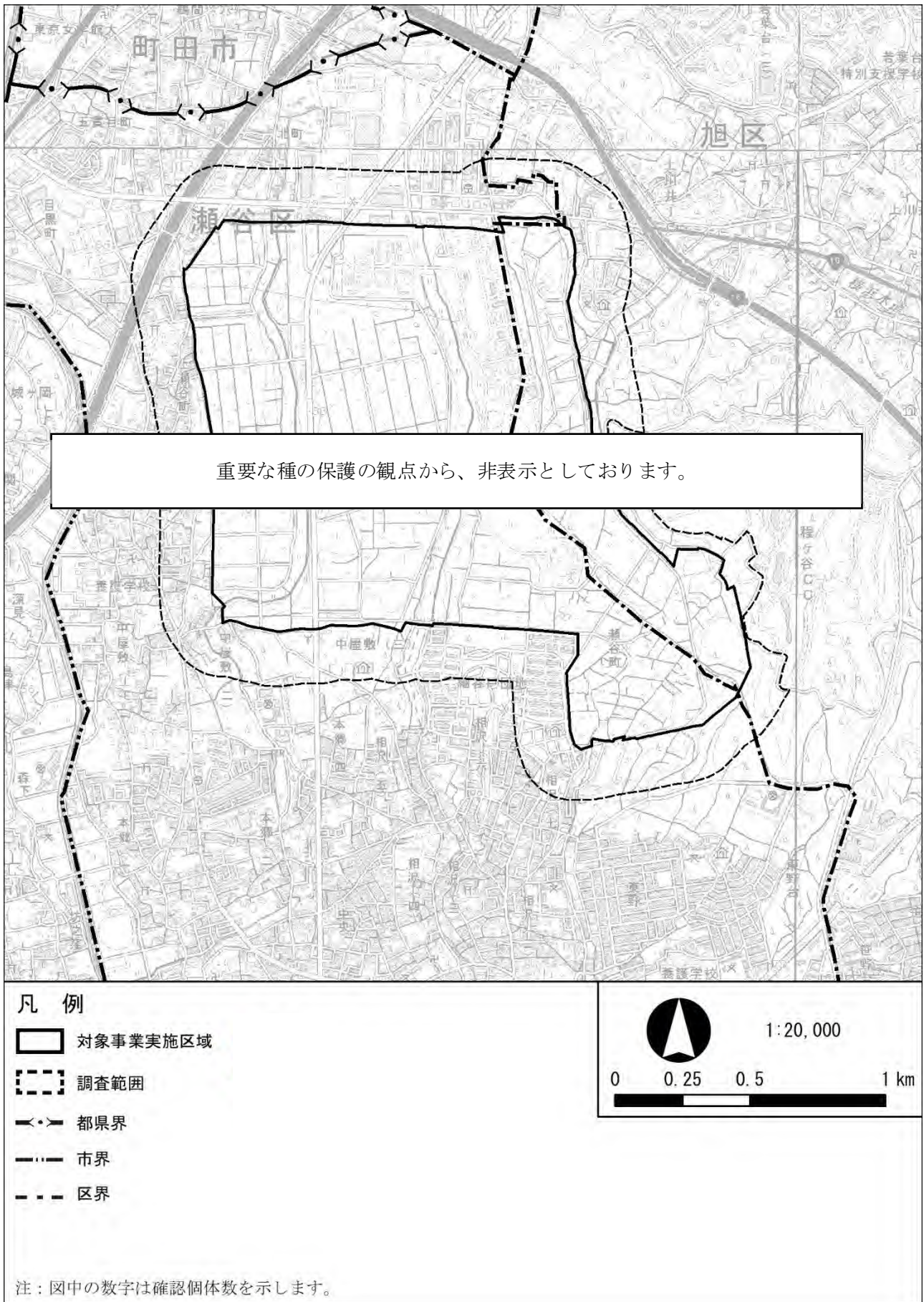


図 9.11-7 付着藻類の重要な種の確認位置図

c. 蘚苔類の重要な種の確認状況

現地調査の結果、1科1種の重要な種が確認されました。重要な種の確認種目録は表 9.11-13 に、確認位置は図 9.11-8 に示すとおりです。

表 9.11-13 蘚苔類の重要な種の確認種目録

No.	分類群	科名	種名	対象事業 実施区域		選定基準			
				内	外	①	②	③	④
1	苔類	ウキゴケ	イチョウウキゴケ	●				NT	NT
合計	—	1科	1種	1種	0種	—	—	1種	1種

注：1. 科の配列は平凡社の「日本の野生植物 コケ」（岩月編 平成13年）に従い、科名、和名、学名は、蘚類では（Iwatsuki 平成16年）に、苔類では（片桐・古木 平成24年）に従いました。ただし、ウキゴケ属は、（富永・古木 平成26年）に従いました。

2. 重要な種の選定基準は以下のとおりです。

- ① 「文化財保護法」（昭和25年5月30日法律第214号）
特天：特別天然記念物、天：天然記念物
- ② 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年6月5日法律第75号）
国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、緊急：緊急指定種
- ③ 「環境省レッドリスト2020」（環境省 令和2年3月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
- ④ 「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県 令和2年10月）
EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、
VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、減少：減少種、希少：希少種、要注：要注意種、
DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群、注：注目種

d. 重要な群落の確認状況

現地調査の結果、重要な群落は確認されませんでした。

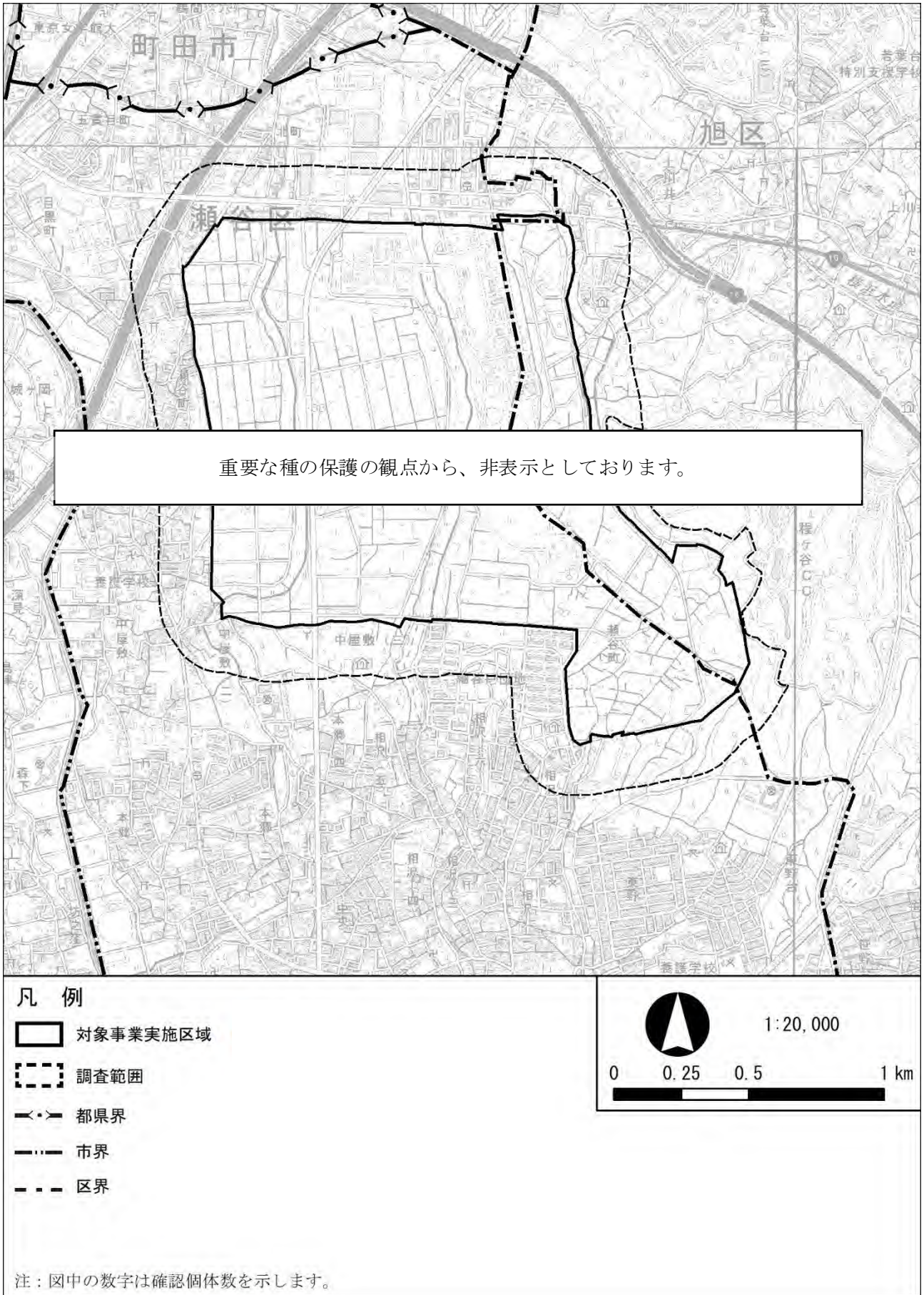


図 9.11-8 蘚苔類の重要な種の確認位置図

(7) 専門家等のヒアリング結果

専門家等ヒアリング結果は、表 9.11-14 に示すとおりです。

表 9.11-14(1) 専門家等ヒアリング結果（専門家A氏（植物））

【事業計画について】

- ・重要な種が確認されている相沢川周辺を全部改変してつぶしてしまう計画では、ヒアリングで助言、提案をしている意義がない。
- ・ビオトープを作る場合は良いが、その後のモニタリングが重要である。ビオトープを造成したあとの管理のことも考えておくことが重要である。

【植物について】

- ・植物の重要な種は、種子植物だけではなくシダ植物もある。シダ植物の移植については、シダ植物に詳しい専門家に確認の上、移植を進めてほしい。
- ・ヒロハノカワラサイコは、神奈川県下では特に貴重で数が少ないという種ではない。

表 9.11-14(2) 専門家等ヒアリング結果（専門家B氏（シャジクモ））

【シャジクモについて】

- ・相沢川での調査は行っていないが、市内の別地点で過去に行った調査においても、シャジクモの確認場所は水田がメインである。
- ・付着藻類4は定期的に調査を実施しており、平成17年の調査でカワモズクが確認されているが、近年の調査ではシャジクモやカワモズクは確認されていない。
- ・付着藻類3の近くの瀬谷市民の森付近でカワモズクが確認されている。
- ・対象事業実施区域には、水田は限られていること、および市のこれまでの調査における大型藻類の確認状況から判断して、調査の結果は、この区域における大型藻類の生育状況を表す資料として概ね妥当と考えられる。
- ・保全措置を検討するにあたっての優先事項や考え方を整理し、移植による場合は、生育環境も考慮した内容とすること。
- ・シャジクモはきれいで、水の流れが弱いところでないと生えない。ただ、飼育自体は水槽でもできる。生かすだけなら人工的な環境でも問題ない。

9.11.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

工事の実施（造成工事）、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））としました。

② 予測地域

事業の実施に伴い重要な種の生育及び重要な群落の分布域が直接改変される地域とし、調査範囲（対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内（舗装地等人工改変地を除く。））としました。

③ 予測対象時期

工事の実施は、造成工事が最大となった時期とし、土地又は工作物の存在及び供用時については、事業の実施が終了し、供用後の環境が安定することが想定される時期としました。

④ 予測の基本的な手法

土地利用計画を踏まえ、植物の重要な種の生育環境の改変の程度を推定し、事例の引用又は解析により予測しました。

⑤ 予測対象種

予測対象種は、現地調査によって確認された重要な種としました。

【重要な種】

- ・維管束植物（種子植物及びシダ植物）：12 種
- ・付着藻類：3 種
- ・蘚苔類：1 種

現地調査での確認種及び文献その他の資料調査で確認され、現地調査で確認されなかった種は、表 9.11-15 に示すとおりです。

表 9.11-15 予測対象種及び予測対象としなかった種（現地調査で確認されなかった種）

分類群	区分	種名
維管束植物 (種子植物 及びシダ植 物)	現地調査で確認された 重要な種 (12種)	ミズニラ、ヒメミズワラビ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウ ジタデ、ヌマトラノオ、ヤブムグラ、アマナ、ミズタカモジ、セイ タカハリイ、ハリイ、 <small>重要な種の保護の観点から、非表示としております。</small>
	文献その他の資料調査 で確認され、現地調査で 確認されなかった重要 な種	ナツノハナワラビ、コヒロハハナヤスリ、オオキジノオ、キジノオ シダ、ミズワラビ、メヤブソテツ、ナチクジャク、サクライカグマ、 エンシュウベニシダ、イヌイワイタチシダ、ムクゲシケシダ、マメ ヅタ、サンショウモ、モミ、ヤマナラシ、ナガバヤブマオ、ムカゴ、 イラクサ、カテンソウ、イラクサ、マツグミ、サクラタデ、ワダソ ウ、ヤナギイノコズチ、フサザクラ、イチリンソウ、アズマイチゲ、 オキナグサ、ウマノアシガタ、イカリソウ、ツツラフジ、ハンゲシ ョウ、ヤマエンゴサク、ヤマブキソウ、マルバコンロンソウ、ノリ ウツギ、タコノアシ、マメザクラ、ヤブザクラ、ホドイモ、レンリ ソウ、イヌハギ、マキエハギ、タチフウロ、アワブキ、キツリフネ、 クロツバラ、サンカクヅル、ヒカゲスミレ、ミズマツバ、アリノト ウグサ、アシタバ、ホタルサイコ、セントウソウ、セリモドキ、シ ヤクジョウソウ、ギンリョウソウ、イチヤクソウ、ヤマツツジ、ナ ツハゼ、ノジトラノオ、リンドウ、スズサイコ、キヌタソウ、ホソ バノヨツバムグラ、ヤマルリソウ、ルリソウ、カイジンドウ、ジュ ウニヒトエ、ツルカコソウ、キセワタ、ミゾコウジュ、ヒメナミキ、 イガホオズキ、シソクサ、ヒメトラノオ、ゴマノハグサ、レンプク ソウ、オミナエシ、ソバナ、キキョウ、ノブキ、ヒメシオン、サワ シロギク、タウコギ、モミジガサ、コヤブタバコ、タカアザミ、サ ワヒヨドリ、アキノハハコグサ、カセンソウ、ノニガナ、センボン ヤリ、トウゴクヘラオモダカ、ササバモ、アイノコイトモ、ヤナギ モ、リュウノヒゲモ、カワツルモ、コバギボウシ、ユキザサ、ノハ ナショウブ、アヤメ、ハネガヤ、ミズタカモジグサ、ヤマアワ、ミ ノボロ、キダチノネズミガヤ、ヤマミゾイチゴツナギ、イヌアワ、 エナシヒゴクサ、マツバスゲ、ビロードスゲ、ヌカスゲ、センダイ スゲ、タガネソウ、クログワイ、クロテンツキ、コマツカサススキ、 サガミラン、クマガイソウ
附着藻類	現地調査で確認された 重要な種 (3種)	チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ
	文献その他の資料調査 で確認され、現地調査で 確認されなかった重要 な種	—
蘚苔類	現地調査で確認された 重要な種 (1種)	イチョウウキゴケ
	文献その他の資料調査 で確認され、現地調査で 確認されなかった重要 な種	—

⑥ 予測条件

本事業では、計画立案の段階において表 9.11-16 に示す環境保全措置の検討を行っています。予測条件として、これらの環境保全措置を実施することを前提に予測を行いました。

また、対象事業実施区域内はすべて改変の可能性がある範囲とし、調査範囲を予測地域として予測を行いました。

表 9.11-16 予測の前提条件とした環境保全措置

想定される影響の内容	環境保全措置
造成工事に伴い発生する濁水	仮設排水路や仮設調整池の設置等により、濁水中の浮遊物質量 (SS) を低減します。
樹林面積の減少	造成後は、できる限り樹林面積を回復させ、樹林地の連続性確保に努めます。

⑦ 影響予測の手順

影響予測は、図 9.11-9 に示す手順に基づき行いました。

対象事業実施区域内は、すべて改変の可能性のある範囲として影響予測を実施しました。

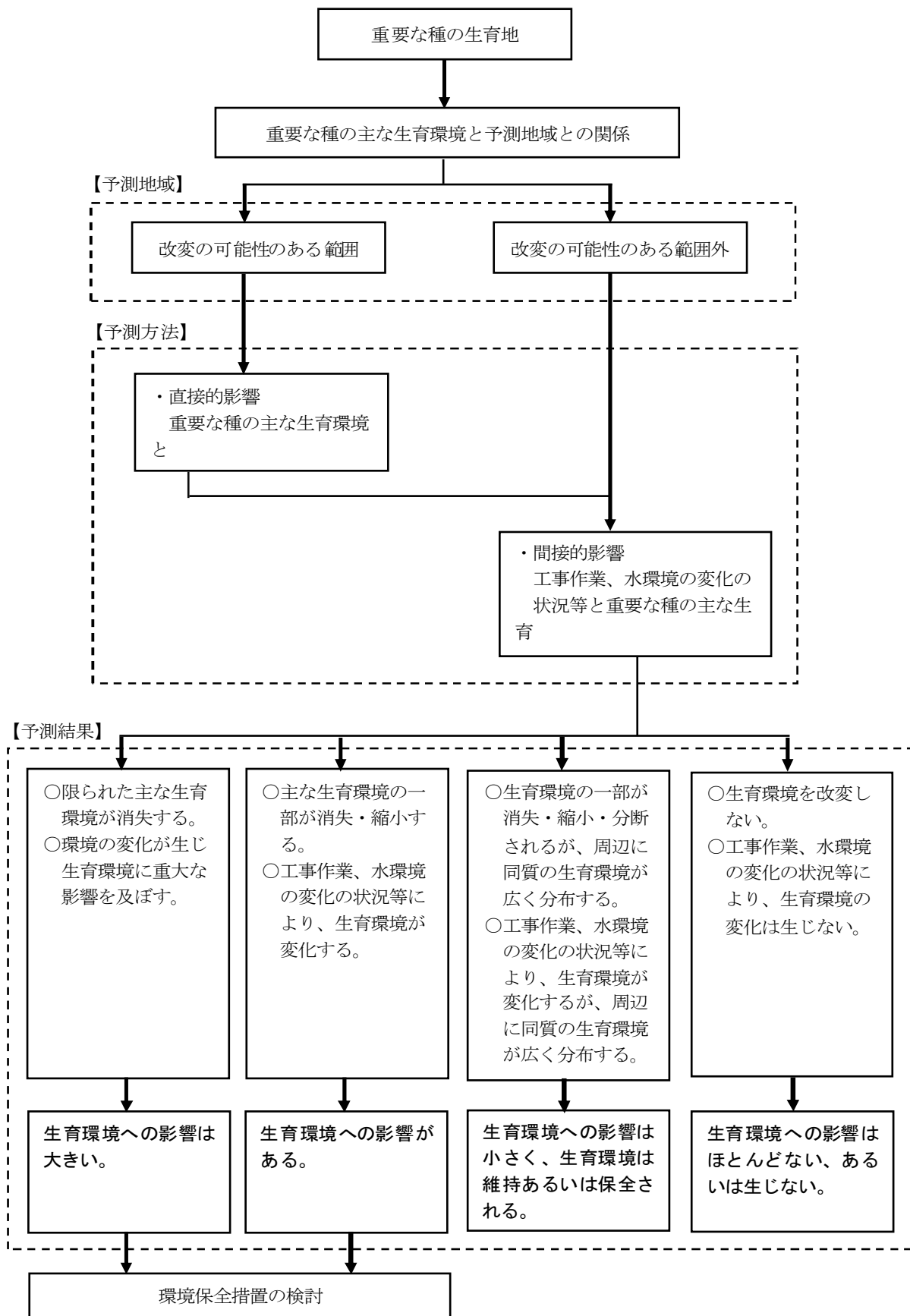


図 9.11-9 影響予測の手順（植物）

⑧ 予測結果

ア. 植物の重要な種への予測結果の概況

事業の実施による植物の重要な種（維管束植物、付着藻類、蘚苔類）の予測結果の概要は、表 9.11-17 に示すとおりです。

なお、表中の「○」は生育環境への影響は小さく、生育環境は維持あるいは保全されると予測したもの及び生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測したもの、「△」は影響があると予測したもの、「×」は影響が大きいと予測したものです。

表 9.11-17 植物の重要な種の予測結果の概要

分類	番号	種名	生育環境	影響予測	
				工事の実施	存在及び供用
				造成工事	敷地の存在 (土地の改変)
維管束植物	1	ミズニラ	水田、湿地	×	—
	2	ヒメミズワラビ	水田、休耕田	×	—
	3	ヒロハノカワラサイコ	乾性草地	×	—
	4	ウスゲチョウジタデ	水田、湿地	×	—
	5	ヌマトラノオ	池沼、湿地	×※	×※
	6	ヤブムグラ	樹林	○	○
	7	アマナ	湿性草地	×	○
	8	ミズタカモジ	水田	×	—
	9	セイタカハリイ	湿地、休耕田	×※	×※
	10	ハリイ	水田、湿地	×※	×※
	11 12	重要な種の保護の観点から、非表示としております。			
付着藻類	1	チャイロカワモズク	湧水、水路	×	—
	2	アオカワモズク	湧水、河川	×	—
	3	シャジクモ	池沼、水田	×	—
蘚苔類	1	イチョウウキゴケ	水田	×	—

注：「—」は、対象事業実施区域外に生育地が確認されなかったことを示します。

※：ヌマトラノオ、セイタカハリイ及びハリイは、「神奈川県レッドリスト（植物編）2020」（神奈川県 令和2年10月）で新たに重要な種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。

イ. 維管束植物

事業の実施による維管束植物の重要な種の予測結果は、表 9.11-18 に示すとおりです。

表 9.11-18(1) 維管束植物の重要な種への影響予測

種名		ミズニラ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州に分布します。 ・池、水田、湿地の水底や泥中に生える多年草です。ニラのような細長い葉を持ちます。 	
確認状況及び主な生育環境		対象事業実施区域内	夏季に休耕田で1地点多数株、春季に休耕田で2地点約130株を確認しました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により、全ての生育地が改変されることから、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。 	

表 9.11-18(2) 維管束植物の重要な種への影響予測

種名		ヒメミズワラビ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州(山形県以南)、四国、九州、琉球列島(沖縄島以北)に分布します。 ・植物体が小型のミズワラビの仲間です。北方系統の「ミズワラビ」で、栄養葉の葉身長に対して葉柄長が短くなっています。 	
確認状況及び主な生育環境		対象事業実施区域内	夏季に休耕田及び水田で1地点約80株、秋季に休耕田及び水田で1地点多数株を確認しました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により、全ての生育地が改変されることから、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。 	

表 9.11-18(3) 維管束植物の重要な種への影響予測

種 名		ヒロハノカワラサイコ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・北海道、本州（北部、中部）に分布します。 ・河川敷、明るい草原、芝地、海岸の風衝草地などに生育する多年草です。7～8月に黄色い花が咲きます。 	
確認状況及び主な生育環境		対象事業実施区域内	草地で、夏季に3地点約48株、秋季に1地点計5株、春季に1地点約30株を確認しました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により、全ての生育地が改変されることから、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在（土地の改変）)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。 	

表 9.11-18(4) 維管束植物の重要な種への影響予測

種 名		ウスゲチョウジタデ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・本州（関東以西）、九州、琉球に分布します。 ・水田や湿地に生える一年草です。8～10月に小さい花が咲きます。 	
確認状況及び主な生育環境		対象事業実施区域内	秋季に水田周辺等で10地点計約278株を確認しました。
		対象事業実施区域外	確認されませんでした。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により、全ての生育地が改変されることから、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在（土地の改変）)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。 	

表 9.11-18(5) 維管束植物の重要な種への影響予測

種名	ヌマトラノオ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州に分布します。 ・沼沢地やため池の湖岸などに生育する多年草です。初夏に白い花が咲きます。 	
確認状況及び主な生育環境	対象事業実施区域内	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。
	対象事業実施区域外	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	・本種の生育環境となりうる水田や休耕田は対象事業実施区域内にのみ存在するため、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	・本種の生育環境となりうる水田や休耕田は対象事業実施区域内にのみ存在するため、土地の改変による生育環境への影響は大きいと予測します。

表 9.11-18(6) 維管束植物の重要な種への影響予測

種名	ヤブムグラ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都、千葉県、神奈川県などの関東地方南部に分布します。 ・丘陵地に生える多年草です。細長い花序を出し、数個の白色の花をつけます。 	
確認状況及び主な生育環境	対象事業実施区域内	確認されませんでした。
	対象事業実施区域外	春季に樹林で2地点多数株を確認しました。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域内での生育地の確認はないため、造成工事による生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 ・本種は陸上で生育する種のため、降雨時に発生する濁水による生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	・確認された生育地は全て対象事業実施区域外で、改変区域から離れているため、土地の改変による生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.11-18(7) 維管束植物の重要な種への影響予測

種名	アマナ		
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州（福島県以西）、四国、九州に分布します。 ・原野に生える多年草です。光を受けて開花します。 		
確認状況及び主な生育環境	対象事業実施区域内	早春季に草地で3地点約530株を確認しました。	
	対象事業実施区域外	春季に樹林で3地点約120株を確認しました。	
影響予測	<p>工事の実施（造成工事）</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外3地点（120株）の生育地が保全されるものの、造成工事により、3地点（530株）の生育地が改変され、確認個体数の82%が消失することから、造成工事による生育環境への影響が大きいと予測します。 ・本種は陸上で生育する種のため、降雨時に発生する濁水による生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 ・対象事業実施区域外3地点（120株）は、改変区域から離れているため、土地の改変による生育環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。 	

表 9.11-18(8) 維管束植物の重要な種への影響予測

種名	ミズタカモジ		
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州～九州に分布します。 ・田植え前の水田などに生える多年草です。茎はのちに倒れて地をはい、各節から新苗が出て、翌年の茎となります。 		
確認状況及び主な生育環境	対象事業実施区域内	春季に水田周辺等で6地点多数株を確認しました。	
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。	
影響予測	<p>工事の実施（造成工事）</p> <p>土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により、全ての生育地が改変されることから、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。 ・対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。 	

表 9.11-18(9) 維管束植物の重要な種への影響予測

種名		セイタカハリイ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布します。 日当たりよい湿地、休耕田、溜池畔などに生育する多年草です。果実期は8～10月です。 	
確認状況及び主な生育環境		対象事業実施区域内	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。
		対象事業実施区域外	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の生育環境となりうる水田や休耕田は対象事業実施区域内にのみ存在するため、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の生育環境となりうる水田や休耕田は対象事業実施区域内にのみ存在するため、土地の改変による生育環境への影響は大きいと予測します。 	

表 9.11-18(10) 維管束植物の重要な種への影響予測

種名		ハリイ	
分布・生態学的特徴		<ul style="list-style-type: none"> 北海道、本州、四国、九州、沖縄に分布します。 水田、湿地に生育する多年草です。花期は6～11月で、針のように細い茎に小穂が一つ付きます。 	
確認状況及び主な生育環境		対象事業実施区域内	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。
		対象事業実施区域外	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の生育環境となりうる水田や休耕田は対象事業実施区域内にのみ存在するため、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。 	
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の生育環境となりうる水田や休耕田は対象事業実施区域内にのみ存在するため、土地の改変による生育環境への影響は大きいと予測します。 	

表 9.11-18 (11) 維管束植物の重要な種への影響予測

種 名		重要な種の保護の観点から、非表示としております。
分布・生態学的特徴		
確認状況及び主な生育環境		
影 響 予 測	工事の実施 (造成工事)	
	土地又は工作物の 存在及び供用 (敷地の存在 (土地 の改変))	

表 9.11-18 (12) 維管束植物の重要な種への影響予測

種 名		重要な種の保護の観点から、非表示としております。
分布・生態学的特徴		
確認状況及び主な生育環境		
影 響 予 測	工事の実施 (造成工事)	
	土地又は工作物の 存在及び供用 (敷地の存在 (土地 の改変))	

ウ. 付着藻類

事業の実施による付着藻類の重要な種予測結果は、表 9.11-19 に示すとおりです。

表 9.11-19(1) 付着藻類の重要な種への影響予測

種名	チャイロカワモズク	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道、本州、四国、九州に分布します。 ・平野の湧泉、灌漑水路などの流水中に生育します。 	
確認状況及び主な生育環境	対象事業実施区域内	確認されませんでした。
	対象事業実施区域外	春季に河川で1地点計3株を確認しました。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により、全ての生育地が改変されることから、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。

表 9.11-19(2) 付着藻類の重要な種への影響予測

種名	アオカワモズク	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・本州、四国、九州に分布に分布します。 ・谷津の水源域と河川上流部の流水中、平野の湧泉の流水中に生育します。 	
確認状況及び主な生育環境	対象事業実施区域内	確認されませんでした。
	対象事業実施区域外	春季に河川で2地点計32株を確認しました。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により、全ての生育地が改変されることから、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。

表 9.11-19(3) 付着藻類の重要な種への影響予測

種名	シヤジクモ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・国内全域に分布します。 ・湖沼、ため池などの水深の深い環境に生育する一方で、水田などの浅い水環境にも生育します。 	
確認状況及び主な生育環境	対象事業実施区域内	確認されませんでした。
	対象事業実施区域外	夏季に河川で1地点計10株以上を確認しました。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により、全ての生育地が改変されることから、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。

エ. 蘚苔類

事業の実施による蘚苔類の重要な種の予測結果は、表 9.11-20 に示すとおりです。

表 9.11-20 蘚苔類の重要な種への影響予測

種名	イチョウウキゴケ	
分布・生態学的特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道～琉球に分布します。 ・日本で唯一、水田や池の水面に浮遊して生育する苔類です。水を抜いた水田や裸地にも生育します。毎年春先から晩秋にかけて水田や遊水池など決まったところに広がることが多いです。畦や河川敷などの土上に小さなロゼットを作り着生することもあります。 	
確認状況及び主な生育環境	対象事業実施区域内	秋季に水田で1地点約50株を確認しました。
	対象事業実施区域外	確認されませんでした。
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事により、全ての生育地が改変されることから、造成工事による生育環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。

(2) 環境保全措置の検討

① 保全対象種の選定

植物の重要な種への影響予測の結果、環境保全措置の検討を行う保全対象種は、表 9.11-21 に示すとおりです。

表 9.11-21 保全対象種（植物）

保全対象種	選定理由
ミズニラ、ヒメミズワラビ、ヒロハノカワラサイコ、 ウスゲチョウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズ タカモジ、セイタカハリイ、ハリイ チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ イチョウウキゴケ	工事の実施(造成工事)において、影響が 大きいと予測されたため。

② 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.11-22 及び図 9.11-10 に示します。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討しました。

表 9.11-22 環境保全措置の検討の状況（植物）

保全対象種	環境保全措置	実施の 適否	適否の理由
ミズニラ、ヒメミズワラビ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチョウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカワモズク、アオカワモズク、シヤジクモ、イチョウウキゴケ	保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)の創出	適	保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)を創出することで、保全対象種の生育環境を代償できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。なお、保全対象種の生育環境の創出に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、実施します。
	保全対象種の移植・播種	適	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を移植・播種することで、種の消失による影響を低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。 なお、保全対象種の移植・播種に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、実施します。
	工事従事者への講習・指導	適	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響を回避できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	適	周辺の緑との連続性に配慮して、改変部分にはできる限り緑地の創出を行います。また、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
	外来種の拡大抑制	適	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めます。また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響を回避又は低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

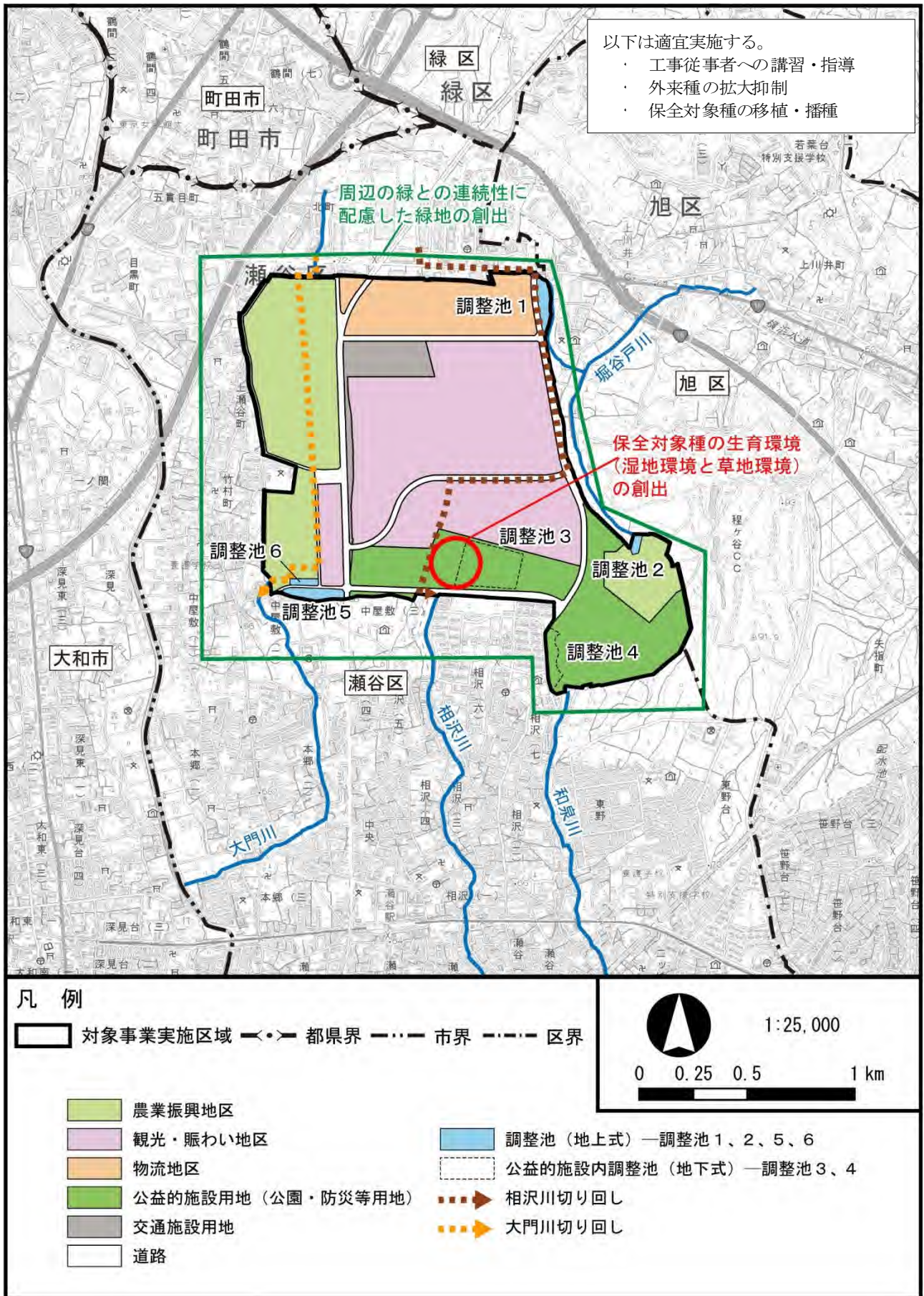


図 9.11-10 環境保全措置の実施想定場所

③ 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他の環境への影響

造成工事の実施に伴う重要な種及び群落への影響を低減させるため、表 9.11-23(1)に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.11-23(1) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－重要な種及び群落）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施 ミズニラ、ヒメミズワラビ、ヒロハノカワラサイコ、ウスゲチヨウジタデ、ヌマトラノオ、アマナ、ミズタカモジ、セイタカハリイ、ハリイ、チャイロカワモズク、アオカワモズク、シャジクモ、イチョウウキゴケ	重要な種の生育環境への影響	重要な種の生育環境の保全	保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)の創出	保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)を創出することで、保全対象種の生育環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。	回避	事業者	なし	なし
				外来種の拡大抑制	工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制し、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。	回避低減	事業者	なし	なし
					回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を移植・播種することで、種の消失による影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし

敷地の存在（土地の改変）に伴う重要な種及び群落への影響を低減させるため、表 9.11-23(2)に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.11-23(2) 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－重要な種及び群落）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
				内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	ヒロハノカワラサイコ、アマナ	重要な種の生育環境への影響	緑地の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

④ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.11-23 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、植物に係る環境影響が回避又は低減されます。

(3) 評 価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

植物に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

植物の重要な種の生育環境の改変の程度については、「工事従事者への講習・指導」、「外来種の拡大抑制」によって回避、低減を図るほか、「保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出」、「保全対象種の移植・播種」、「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本事業の実施による植物への影響は、環境保全措置を実施することにより影響を回避又は低減できると予測します。

しかし、保全対象種の生育環境の創出や移植・播種は、環境保全措置の効果に不確実性があることから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。事後調査の項目等は、表 9.11-24 に示すとおりです。

なお、事後調査の結果、事業の実施に伴い植物への著しい影響が認められる場合、専門家の意見等を踏まえ、更なる環境保全措置を検討します。

表 9.11-24 事後調査の項目等（植物）

環境影響評価項目			事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行う こととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素	影響要因					
植 物	重 要 な 種 及 び 群 落	造成工事、敷 地の存在（土 地の改変）	工事中、工事の完 了後における適 切な時期・頻度と し、保全対象種の 生活サイクル・生 育状況を勘案し て設定します。	保全対象種につ いて、本事業によ る生育環境の変 化があるため。ま た、環境保全措置 については効果 の不確実性があ るため。	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における保全対象種の生育状況 ・工事の完了後における保全対象種の生育状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。 	現地調査（目視確認等）による確認

9.12 生態系

9.12.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、①動植物その他の自然環境に係る概況、②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係及び生息環境もしくは生育環境の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 動植物その他の自然環境に係る概況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行いました。

イ. 現地調査

動物、植物の現地調査と同じとしました。

② 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行いました。

イ. 現地調査

動物、植物の現地調査結果を用い、注目種（上位性種、典型性種及び特殊性種）を抽出しました。

(3) 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺としました。

(4) 調査地点

① 動植物その他の自然環境に係る概況

ア. 文献その他の資料調査

調査区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

「9.10 動物」(P.9.10-5～15) 及び「9.11 植物」(P.9.11-3～5) に示しました。

② 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査区域及びその周辺としました。

イ. 現地調査

「①動植物その他の自然環境に係る概況」と同じ地点としました。

(5) 調査期間

① 動植物その他の自然環境に係る概況

ア. 文献その他の資料調査

文献資料が入手可能な最新の資料としました。

イ. 現地調査

「9.10 動物」(P. 9.10-16~18) 及び「9.11 植物」(P. 9.11-6) に示しました。

② 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

文献資料が入手可能な最新の資料としました。

イ. 現地調査

「①動植物その他の自然環境に係る概況」と同じ期間としました。

(6) 調査結果

① 動植物その他の自然環境に係る概況

ア. 文献その他の資料調査

前掲表 9.10-4 (P. 9.10-19、20) 並びに前掲表 9.11-6 (P. 9.11-8) に示しました。

イ. 現地調査

a. 動物相の状況

現地調査で確認された動植物種は、表 9.12-1 に示すとおりです。

表 9.12-1 現地調査で確認された動物種

分類	主な確認種
哺乳類 (9種)	アズマモグラ、ヒナコウモリ科の一種、アカネズミ、ハツカネズミ、ドブネズミ、ネズミ科の一種※、アライグマ、タヌキ、イタチ科の一種、ハクビシン
鳥類 (一般鳥類) (66種)	キジ、カルガモ、キジバト、カワウ、アオサギ、ホトトギス、アマツバメ、オオタカ、カワセミ、コゲラ、モズ、ハシボソガラス、ヤマガラ、ヒバリ、ツバメ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ、オオヨシキリ、セッカ、ムクドリ、ツグミ、スズメ、ハクセキレイ、カワラヒワ、ホオジロ、コジュケイ、ワカケホンセイインコ等
鳥類 (フクロウ類・ 夜行性鳥類) (1種)	フクロウ
鳥類 (猛禽類) (8種)	ミサゴ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、ノスリ、チョウゲンボウ、ハヤブサ
両生類 (3種)	アズマヒキガエル、ニホンアマガエル、シュレーゲルアオガエル
爬虫類 (7種)	ニホンヤモリ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ヒバカリ、ヤマカガシ
昆虫類 (1,178種)	シオカラトンボ、エンマコオロギ、トノサマバッタ、ヒゲジロハサミムシ、オオヨコバエ、ヒメトビウンカ、アメンボ、アワダチソウグンバイ、ヨツボシクサカゲロウ、アオオサムシ、コウゾチビタマムシ、クロツヤテントウ、ヒメクロトラカミキリ、ヒメアリ、コアシナガバチ、セイヨウミツバチ、アオスジアゲハ、モンシロチョウ、ベニシジミ等
クモ類 (117種)	ハラクロコモリグモ、チュウガタシロカネグモ、キザハシオニグモ、シロスジショウジョウグモ、ドヨウオニグモ、ワカバグモ、ハナグモ、ガザミグモ、ヨコフカニグモ、ネコハエトリ、マミジロハエトリ、ヤハズハエトリ、カラスハエトリ等
魚類 (6種)	アブラハヤ、ドジョウ、ヒガシシマドジョウ、ホトケドジョウ、ミナメダカ、クロダハゼ
底生動物 (143種)	アメリカツノウズムシ、カワニナ、ヨゴレミズミミズ、シマイシビル、ヌマイシビル、フロリダマミズヨコエビ、アメリカザリガニ、フタモンコカゲロウ、シオカラトンボ、シマアメンボ、エサキコムズムシ、ナガレユスリカ属等
陸産貝類 (24種)	スナガイ、ミジンマイマイ、ナミコギセル、オカチョウジガイ、パツラマイマイ、ヒメコハクガイ、ノハラナメクジ、ヒメベッコウ、ニッポンマイマイ、ウスカワマイマイ等

※：ネズミ科の一種は、他のネズミ科（アカネズミ、ハツカネズミ及びドブネズミ）が確認されているため、種数に数えません。

b. 植物相の状況

現地調査で確認された植物種は、表 9.12-2 に示すとおりです。

表 9.12-2 現地調査で確認された植物種

分類	主な確認種
維管束植物 (677種)	スギナ、ゼンマイ、リョウメンシダ、オクマワラビ、ホシダ、スギ、ヒノキ、イヌガヤ、スタジイ、コナラ、イヌビワ、コハコベ、アケビ、ドクダミ、ヤブツバキ、ナズナ、ユキノシタ、ヘビイチゴ、シロツメクサ、カタバミ、タチツボスミレ、ミツバ、ネズミモチ、ホトケノザ、オオバコ、ハルジオン、ヤブラン、チガヤ、シュロ等
付着藻類 (85種)	<i>Melosira varians</i> , <i>Eunotia formica</i> , <i>Amphora pediculus</i> , <i>Gomphonema parvulum</i> , <i>Navicula cryptocephala</i> , <i>Navicula cryptotenella</i> , <i>Navicula minima</i> , <i>Rhicosphenia abbreviata</i> , <i>Achnanthes coarctata</i> , <i>Cladophora</i> (緑藻綱) 等
蘚苔類 (85種)	ヒメスギゴケ、ホソバオキナゴケ、ハマキゴケ、ホンモンジゴケ、ヒナノハイゴケ、アゼゴケ、ホソウリゴケ、ギンゴケ、コツボゴケ、コゴメゴケ、ノミハニワゴケ、ツクシナギゴケ、ハイゴケ、ヒメトサカゴケ、ジャゴケ、サビイロハタケゴケ等

c. 地形・地質、水系、土地利用、植生の状況

対象事業実地区域及びその周辺における動植物の生息・生育基盤となる地形・地質、水系、土地利用、植生の状況は、表 9.12-3 に示すとおりです。

表 9.12-3 地形・地質、水系、土地利用、植生の状況

項目	状況
地形・地質	対象事業実施区域の地形は、主に武蔵野段丘面群となっています。標高は、おおむね60m以上80m未満であり、東側に標高80m以上～100m未満の丘陵地があります。対象事業実施区域には武蔵野ローム層、相模層群・下末吉ローム層、立川ローム層等が分布しており、川沿いには沖積層が分布しています。周辺は主に第三紀鮮新世～第四紀更新世の上総層群の泥岩・砂岩・礫岩を基盤とし、相模層群の粘土・砂・礫層、武蔵野砂礫層、立川・武蔵野・下末吉・多摩ローム層から構成されています。なお、境川沿いの谷底平野部には、主に沖積層の粘土・砂・砂礫が分布しています。
水系	対象事業実施区域内には、大門川及び相沢川が流れています。周辺では、東側には堀谷戸川、帷子川、南側には和泉川、西側には境川が流れています。
土地利用	対象事業実施区域内は旧米軍施設跡地や農用地、道路などとなっています。周辺は、南側から西側にかけて主に低層建物、北側は工場となっており、物流施設が集積しています。南東側は森林及びゴルフ場となっています。
植生	対象事業実施区域内の特徴的な植生としては、メシバエノコログサ群落等の草地、畑地、植栽樹群が広くみられました。小河川の周辺にはムクノキエノキ群落やアズマネザサ群落がみられたほか、相沢川周辺には水田や休耕地が一部に存在しています。

d. 地域を特徴づける生態系の概況

動植物その他の自然環境に係る概況から、地域を特徴づける生態系について環境類型区分を行いました。

地域を特徴づける生態系の区分と概要については、表 9.12-4 に示すとおりです。

表 9.12-4 地域を特徴づける生態系の概況

生態系	植生、土地利用	分布状況
低地の樹林・畑地・草地の生態系	メヒシパーエノコログサ群落、畑地が優占するほか、コナラ群落、スギ・ヒノキ植林及びムクノキエノキ群落が分布します。人により利用されている場所が多いです。	畑地及び草地は、対象事業実施区域に広く分布しています。樹林は対象事業実施区域南東部に分布するほか、南西部、相沢川及び大門川沿いに分布します。
湿性低地・河川の生態系	水田、休耕田が優占するほか、オギ群落分布します。人により利用されている場所が多いです。	対象事業実施区域の北端から南端に流れる相沢川、大門川沿いに分布します。

② 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

生態系の概要並びに重要な自然環境のまとまりの場についての調査結果を、「第3章 3.2.5(3)②及び③」(P.3-91~94)に示しました。

イ. 現地調査

a. 複数の注目種等の選定

地域を特徴づける生態系の注目種等について、表 9.12-5 に示す「上位性」、「典型性」及び「特殊性」の観点から、現地調査結果を踏まえて選定しました。

表 9.12-5 注目種等の選定の考え方

区分	考え方
上位性	生態系を形成する動植物種等において栄養段階の上位に位置する種を対象とします。該当する種は栄養段階の上位の種で、生態系の攪乱や環境変化等の総合的な影響を指標しやすい種が対象となります。また、小規模な湿地やため池等、対象範囲における様々な空間スケールの生態系における食物網にも留意し、対象種を選定します。そのため、哺乳類、鳥類等の行動圏が広い大型の脊椎動物以外に、爬虫類、魚類等の小型の脊椎動物や、昆虫類等の無脊椎動物も対象となる場合があります。
典型性	対象範囲の生態系の中で、各環境類型区分内における動植物種等と基盤的な環境あるいは動植物種等との相互連関を代表する動植物種等、生態系の機能に重要な役割を担うような動植物種等（例えば、生態系の物質循環に大きな役割を果たしている、現存量や占有面積の大きい植物種、個体数が多い動物種、代表的なギルド（同一の栄養段階に属し、ある共通の資源に依存して生活している種のグループ）に属する種等）、動植物種等の多様性を特徴づける種、生態遷移を特徴づける種、回遊魚のように異なる生態系間を移動する種等が対象となります。また、環境類型区分ごとの空間的な階層構造にも着目し、選定します。
特殊性	湧水地、洞窟、噴気口の周辺、石灰岩地域や、砂泥底海域に孤立した岩礁や貝殻礁等、成立条件が特殊な環境で、対象事業に比べて比較的小規模である場に注目し、そこに生息する動植物種等を選定します。該当する動植物種等としては特殊な環境要素や特異な場の存在に生息が強く規定される動植物種等が挙げられます。

表 9.12-4 で示した地域を特徴づける生態系の環境類型区分を踏まえ、表 9.12-5 に示した選定の考え方に従い、表 9.12-6 に示す注目種等を選定しました。

表 9.12-6 地域を特徴づける生態系の注目種等

地域を特徴づける生態系	区分	注目種等	選定の理由
低地の樹林・畑地・草地の生態系	上位性	オオタカ	里山環境の食物連鎖の上位種であり、生息情報を確認しています。
	典型性	タヌキ	里山環境に一般に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		ヒバリ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		トノサマバツタ	畑地・草地環境に一般的に生息する種であり、調査範囲にも生息しています。
		落葉広葉樹林	里山環境に一般的にみられる植物群集であり、調査範囲にも分布しています。
湿性低地・河川の生態系	上位性	シマヘビ	水田等によく見られる種であり、調査範囲にも生息しており、生態系では食物連鎖の上位種になります。
	典型性	シオカラトンボ	水田等によくみられる種であり、調査範囲にも生息しています。
	特殊性	ホトケドジョウ	湧水に限定して生息する種であり、調査範囲にも生息しています。

b. 注目種等の生態

動植物調査において確認された、地域を特徴づける生態系の注目種等の生態は、表 9.12-7 に示すとおりです。

表 9.12-7(1) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
上位性	オオタカ	<p>留鳥として山麓から丘陵地の森林に生息し、主に中・小型の鳥類を捕食します。</p> <p>スギ、マツ類等の針葉樹の高木に営巣することが多く、普通3～4個卵を産みます。北海道と本州で繁殖し、冬期は漂行する個体も多くいます。</p>	<p>重要な種の保護の観点から、非表示としております。</p>
	シマヘビ	<p>北海道から九州まで広く分布しています。開けた平地から山地の林縁部等、明るい環境を好みます。動きは俊敏で、カエルを多く食べますが、他にも、ネズミ、鳥類の卵やヒナ、ヘビ、トカゲ等、様々な動物を捕食します。</p>	<p>夏季に旧米軍施設の人工構造物(廃屋)でニホンヤモリを捕食する幼体を1個体、堀谷戸川周辺の墓地の擁壁で脱皮殻が1例、秋季に旧米軍施設と耕作地の境界にある低茎草地で成体が1個体、夏季(平成31年)に瀬谷市民の森周辺の湿性草地で成体が1個体確認されました。確認例数が少なく確認地点もまばらですが、調査範囲の北東部で確認される傾向がみられたことから、河川や耕作地などの水辺の他に、餌となる小動物が生息していれば、やや乾燥した環境も利用していると考えられます。</p>

表 9.12-7(2) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	タヌキ	<p>沖縄県を除く全都道府県に分布しています。平地から標高2,000mを超える亜高山帯までの林や林縁、里山に住み、水辺近くの下生えの密生する広葉樹林を好みます。雑食性で夜行性です。</p> <p>交尾期は2～4月、出産期は5～6月で、一夫一妻制です。ふつう4～5子を出産します。</p>	<p>平成30年夏季から平成31年夏季までの任意踏査によって目撃の他、足跡やため糞などのフィールドサインが、合計41例確認されました。確認地点は調査範囲内の市街地を除くほぼ全域で確認されています。また、自動撮影カメラによっても広い範囲で、延べ17例が確認されています。以上の事から、タヌキは年間を通じて調査範囲内の樹林や畑地、草地を広く利用していると考えられます。</p>
	ヒバリ	<p>留鳥あるいは漂鳥として北海道から九州に分布し、南西諸島では冬鳥として生息しています。広い草地のある河川敷や農耕地、牧場、造成地等に生息しており、背の低い草本が優占し、ところどころ地面が露出する程度のまばらな乾いた草原を特に好みます。</p> <p>繁殖期間は4～7月です。イネ科などの植物の株際の地上や株内の低い位置に巣をつくります。</p>	<p>合計116地点160個体（一般鳥類調査：89地点129個体、猛禽類調査：17地点31個体）が確認されました。主に草地、耕作地といった環境で広範囲に確認されています。本種が繁殖や採食に利用する環境が調査範囲には広がっており、調査範囲周辺では、夏季から冬季にも確認されていることから、一年を通して利用しているものと考えられます。</p>
	トノサマバッタ	<p>沖縄から北海道まで広く分布します。繁殖のためにえさ場としてのイネ科の草本と産卵場としての裸地の両方が必要なため、川原、草のまばらな草原、開発中の住宅分譲地、運動場、サトウキビやトウモロコシの畑などに生息します。</p>	<p>夏季から秋季までの調査で、特に秋季に成虫が多数確認されました。確認地点は、広範囲にみられる草地環境や耕作地周辺、未舗装の道路脇など開放的な環境であり、中でも、草刈りがされている草地環境や耕作地周辺で多く確認されました。</p>
	落葉広葉樹林	<p>コナラ科の落葉広葉樹高木であるコナラと、ニレ科の落葉広葉樹であるムクノキやエノキが優占する二次林です。樹林に生息する動物の餌資源や生息場所として重要な役割を担っています。</p>	<p>落葉広葉樹林は、コナラ群落及びムクノキ-エノキ群落の2つが主に確認されました。コナラ群落は主に対象事業実施区域外にみられ、南東部にやや広く分布していました。ムクノキ-エノキ群落は相沢川上流部にやや広く分布しているほか、小河川の周辺に小さな群落がみられました。</p>

表 9.12-7(3) 注目種等の一般生態と確認状況

区分	注目種等	一般生態	現地調査での確認状況
典型性	シオカラトンボ	<p>北海道から九州まで広く分布し、平地から低山地に至る挺水植物が繁茂する池沼や湿地の滞水、休耕田、ほとんど流れのない溝川等、広範な止水域に生息します。</p> <p>幼虫は挺水植物の根際や植物性沈積物の陰に隠れたり、柔らかい泥の中に潜って生息しています。</p>	<p>幼虫が夏季に相沢川及び相沢川上流付近の水田脇で計4個体、秋季に相沢川上流付近の水田脇で計6個体、冬季に和泉川源流の小水路と相沢川上流付近の水田脇で計3個体、春季に和泉川源流の小水路と相沢川上流付近の水田脇で計6個体が確認されました。また、成虫が春季から秋季にかけて相沢川周辺の水田付近で少数確認されています。池沼や水田、流れの緩い小河川に生息する種で、調査範囲の水田や河川周辺が主な生息・繁殖環境となっているものと考えられます。</p>
特殊性	ホトケドジョウ	<p>流れの緩やかな谷戸の源流域や湧水のある水路等に生息しています。雑食性で水生小動物等を捕食しています。水温が低下すると湧水域に集まり集団で越冬します。</p> <p>繁殖期は春から夏で、多回産卵で水草や植物の根等にはらばらと産み付けます。</p>	<p>夏季に和泉川源流の小水路で58個体、堀谷戸川で37個体、秋季に和泉川源流の小水路で18個体、堀谷戸川で18個体、冬季に和泉川源流の小水路で3個体、堀谷戸川で2個体が確認されました。本種は湧水環境を好む種であり、湧水の流れる和泉川源流の小水路は主要な生息環境となっているものと考えられます。ただし、湧水量は少なく流路も短いため生息環境としては脆弱といえます。堀谷戸川はコンクリート三面張りの河川であり、ここで確認されたホトケドジョウは、周辺水域からの流下個体であると考えられます。</p>

c. 他の動植物との関係及び生息・生育環境の状況

(a) 低地の樹林・畑地・草地の生態系

対象事業実地区域及びその周辺は、畑地・草地が大部分を占めており、こうした中に樹林地が小規模ながら点在し、南東部には比較的規模の大きな樹林地がみられます。このように対象事業実地区域及びその周辺には、いくつかの環境構成要素が混在しており、これらの環境を利用する生物にとって選択できる多様な条件を含んでいます。

重要な種の保護の観点から、非表示としております。

低地の樹林・畑地・草地の生態系における断面模式図は図 9.12-1 に、食物連鎖の模式図は図 9.12-2 に示すとおりです。

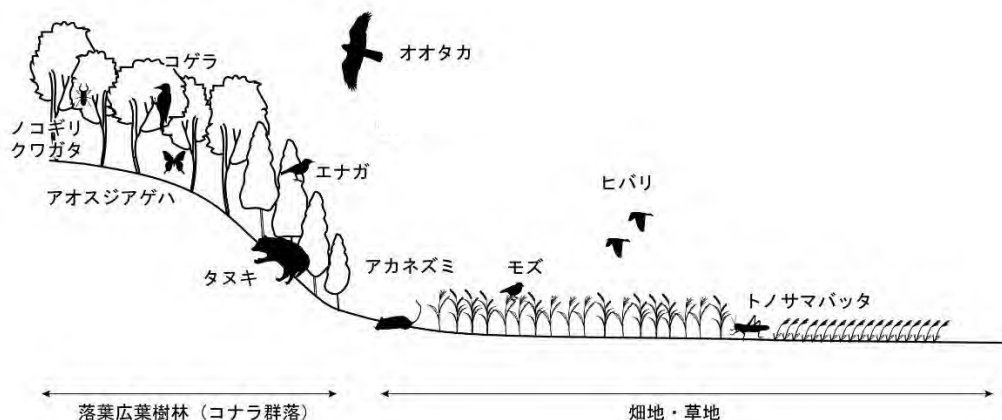


図 9.12-1 低地の樹林・畑地・草地の生態系における断面模式図

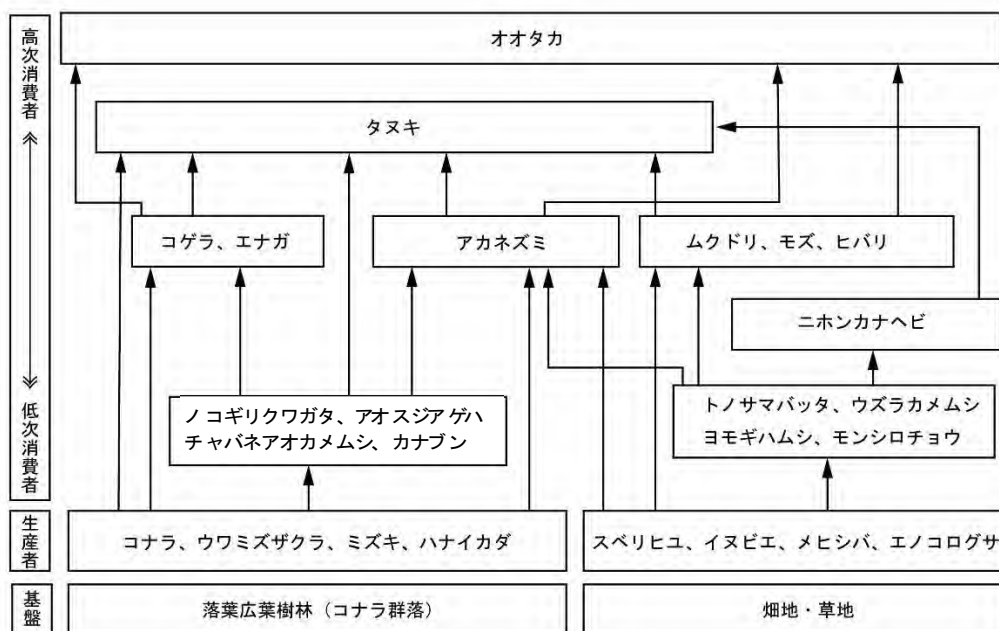


図 9.12-2 低地の樹林・畑地・草地の生態系における食物連鎖の模式図

(b) 湿性低地・河川の生態系

対象事業実地区域及びその周辺における河川の多くはコンクリート三面張りであることから、単調な環境になっています。このため、典型性種（シオカラトンボ）をはじめとする水生生物の生息環境は脆弱であり、湿性低地・河川の生態系は貧弱であると考えられます。

上位性種であるシマヘビは確認数が少なく、確認地点がまばらであった要因としては、主な餌となる両生類の生息環境（水辺）が良好でないことが考えられます。また、河川はコンクリート三面張りが多いため、カエル類等の樹林と水田とを移動する生物にとっては、移動の障害となっている可能性があります。

一方で、湧水に由来する水辺環境が局所的に存在し、比較的きれいな水を好む生物の数少ない生息環境になっています。特に、護岸の施されていない和泉川源流の小水路は、湧水量が少なく流路も短いものの、特殊性種であるホトケドジョウの主要な生息環境となっています。

湿性低地・河川の生態系における断面模式図は図 9.12-3 に、食物連鎖の模式図は図 9.12-4 に示すとおりです。

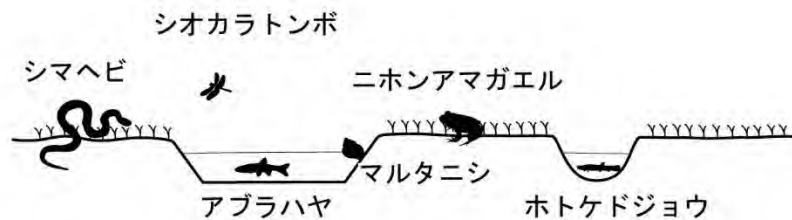


図 9.12-3 湿性低地・河川の生態系における断面模式図

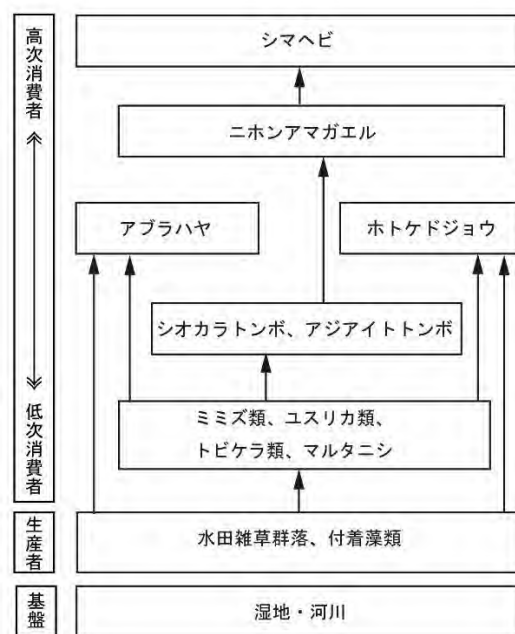


図 9.12-4 湿性低地・河川の生態系における食物連鎖の模式図

9.12.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

工事の実施（雨水の排水、造成工事、建設機械の稼働）、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））としました。

② 予測地域

動物、植物の現地調査と同じとしました。

③ 予測対象時期

工事の実施は、造成工事が最大となった時期とし、土地又は工作物の存在及び供用時については、事業の実施が終了し、供用後の環境が安定することが想定される時期としました。

④ 予測の基本的な手法

土地利用計画を踏まえ、地域を特徴づける生態系として抽出した注目種等の生息・生育環境の改変の程度を推定し、事例の引用又は解析により予測しました。

⑤ 予測対象

予測対象は、予測地域にみられる注目種等及び地域を特徴づける生態系としました。

⑥ 予測条件

本事業では、計画立案の段階において表 9.12-8 に示す環境保全措置の検討を行っています。予測条件として、これらの環境保全措置を実施することを前提に予測を行いました。

また、対象事業実施区域内はすべて改変の可能性がある範囲とし、調査範囲を予測地域として予測を行いました。事業を実施した場合に想定される予測地域における植生等の改変率は、表 9.12-9 に示すとおりです。予測地域全体でみると約 64%の植生が改変され、樹林地については約 36%、乾性草地については約 96%、湿性草地については約 59%が改変されます。

表 9.12-8 予測の前提条件とした環境保全措置

想定される影響の内容	環境保全措置
建設機械の稼働による騒音・振動	低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音・振動を低減します。
造成工事に伴い発生する濁水	仮設排水路や仮設調整池の設置等により、濁水中の浮遊物質量（SS）を低減します。
樹林面積の減少	造成後は、できる限り樹林地を回復させ、樹林地の連続性確保に努めます。

表 9.12-9 対象事業実施区域における植生等の改変率

区分	群落名等	予測地域※ ¹ の面積 (ha)	改変区域※ ² (ha)	非改変区域 (ha)	改変率	
樹林域	コナラ群落	7.76	0.63	7.13	8.1%	35.9%
	ムクノキーエノキ群落	8.23	7.20	1.03	87.5%	
	スギ・ヒノキ植林	15.07	3.18	11.89	21.1%	
	竹林	0.70	0.29	0.41	41.4%	
	ヤナギ低木群落	0.18	0.18	0.00	100.0%	
乾性草地	アズマネザサ群落	1.42	1.42	0.00	100.0%	96.0%
	ススキ群落	0.43	0.43	0.00	100.0%	
	セイタカアワダチソウ群落	3.06	2.67	0.39	87.3%	
	ヒメムカシヨモギ群落	1.18	0.62	0.56	52.5%	
	イネ科草本群落	7.87	7.87	0.00	100.0%	
	チガヤ群落	10.17	8.27	1.90	81.3%	
	メヒシバエノコログサ群落	69.24	68.38	0.86	98.8%	
湿性草地	オギ群落	3.86	2.27	1.59	58.8%	58.8%
その他	シバ草地	0.55	0.55	0.00	100.0%	55.5%
土地利用	植栽樹群	19.20	17.30	1.90	90.1%	
	果樹園	8.78	5.48	3.30	62.4%	
	畑地	102.74	85.61	17.13	83.3%	
	水田	1.83	1.83	0.00	100.0%	
	休耕地	1.71	1.71	0.00	100.0%	
	グラウンド	8.13	6.39	1.74	78.6%	
	人工構造物	116.73	25.39	91.34	21.8%	
	造成地	1.87	0.82	1.05	43.9%	
合計		390.71	248.49	142.22	63.6%	

※ 1 : 予測地域は動物及び植物の調査範囲（対象事業実施区域及びその周辺 200m の範囲）としています。

※ 2 : 改変区域は対象事業実施区域の範囲となります。

⑦ 予測の手順

予測は、図 9.12-5 に示す手順に基づき行いました。

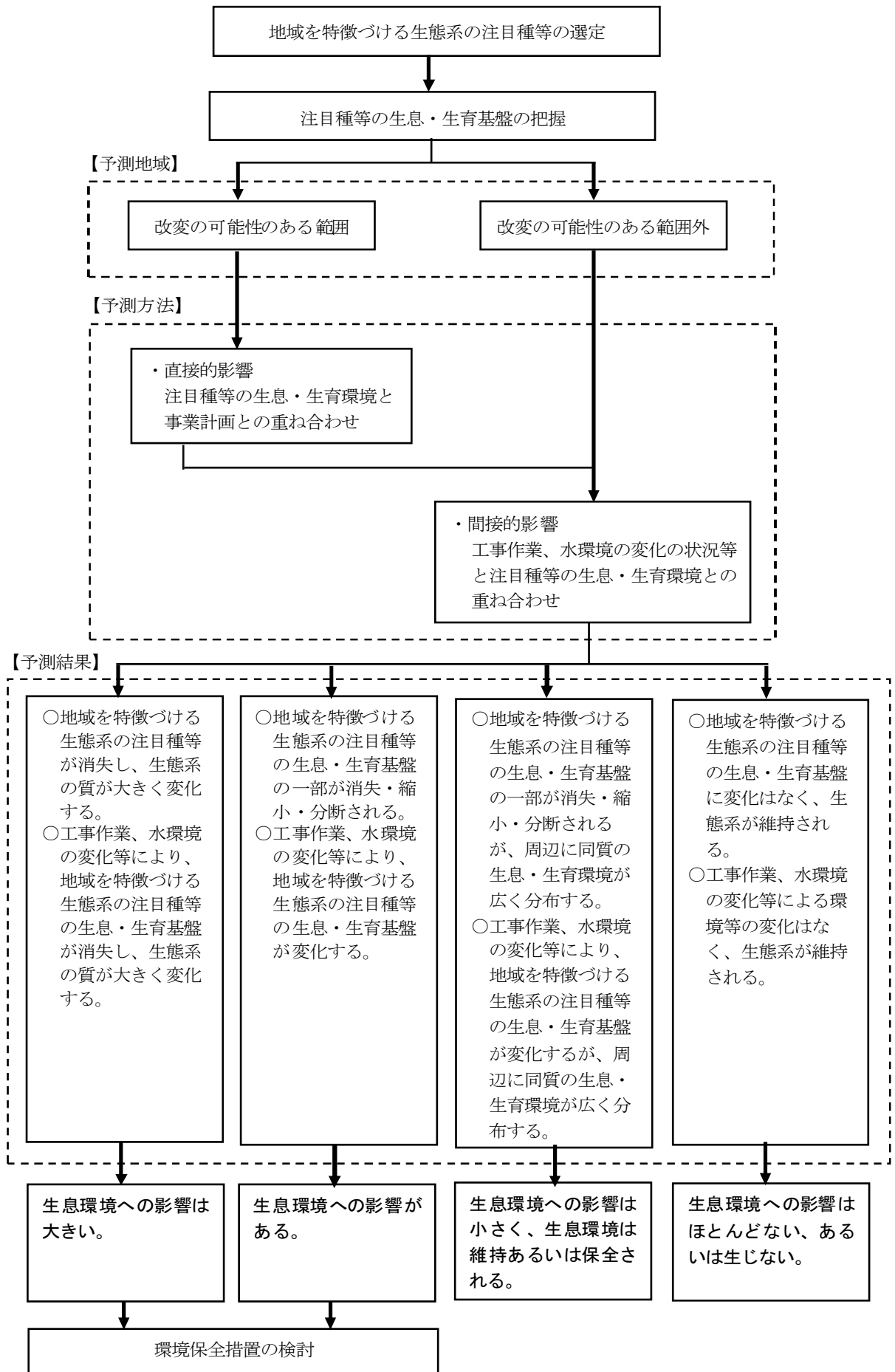


図 9.12-5 予測の手順（生態系）

⑧ 予測結果

対象事業実施区域及びその周辺に生息・生育する注目種等及び地域を特徴づける生態系について、事業の実施による影響の程度を予測しました。

ア. 低地の樹林・畑地・草地の生態系

a. 注目種等への影響

低地の樹林・畑地・草地の生態系における注目種等に対する予測は、表 9.12-10 に示すとおりです。

表 9.12-10(1) 低地の樹林・畑地・草地の生態系における注目種等への影響予測

区 分		上位性：オオタカ
確認状況及び主な生息環境		重要な種の保護の観点から、非表示としております。
影 響 予 測	工事の実施 (造成工事)	
	土地又は工作物の 存在及び供用 (敷地の存在(土地の 改変))	

表 9.12-10(2) 低地の樹林・畑地・草地の生態系における注目種等への影響予測

区 分		典型性：タヌキ
確認状況及び主な生息環境		<ul style="list-style-type: none"> ・目撃の他、足跡やため糞などのフィールドサイン、自動撮影カメラによっても広い範囲で確認されています。 ・本種は、年間を通じて調査範囲内の樹林や畑地、草地を広く利用していると考えられます。
影 響 予 測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は予測地域のほぼ全域で確認されており、樹林や畑地、草地を生息環境として利用していると考えられます。本種の生息環境の一部である対象事業実施区域は造成工事により消失するものの、対象事業実施区域周辺の樹林環境は残存することから、造成工事による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。
	土地又は工作物の 存在及び供用 (敷地の存在(土地の 改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の生息環境の一部である対象事業実施区域は土地の改変により消失するものの、対象事業実施区域周辺の樹林環境もまとまった樹林環境として残存するため、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。

表 9.12-10(3) 低地の樹林・畑地・草地の生態系における注目種等への影響予測

種名	典型性：ヒバリ	
確認状況及び主な生息環境	<ul style="list-style-type: none"> ・主に草地、耕作地において、広範囲に確認されています。 ・調査範囲には、本種が繁殖や採食に利用する環境が広がっており、調査範囲周辺では、夏季から冬季にも確認されていることから、年間を通じて利用していると考えられます。 	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域の約83%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約83%が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。

表 9.12-10(4) 低地の樹林・畑地・草地の生態系における注目種等への影響予測

区分	典型性：トノサマバッタ	
確認状況及び主な生息環境	<ul style="list-style-type: none"> ・草地、耕作地周辺、未舗装の道路脇等の開放的な環境で多数確認されています。 	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・本種は予測地域の主に草地、畑地で確認されており、繁殖及び生息環境として利用していると考えられます。本種の生息環境である乾性草地及び畑地は造成工事により、予測地域内の約89%が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・本種の生息環境である乾性草地及び畑地は土地の改変により予測地域内の約89%にあたる約175haが消失するものの、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。

表 9.12-10(5) 低地の樹林・畑地・草地の生態系における注目種等への影響予測

区分	典型性：落葉広葉樹林	
確認状況及び主な生育環境	<ul style="list-style-type: none"> ・コナラ群落及びムクノキ-エノキ群落の2つが主に確認されました。 ・コナラ群落は主に対象事業実施区域外にみられ、南東部にやや広く分布していました。ムクノキ-エノキ群落は相沢川上流部にやや広く分布しているほか、小河川の周辺に小さな群落がみられました。 	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> ・コナラ群落の予測地域内の改変率は約8%と小さいことから、造成工事による影響は小さく、生育環境は維持あるいは保全されると予測します。 ・ムクノキ-エノキ群落の改変率は予測地域内の約88%と大きいことから、造成工事による影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の改変))	<ul style="list-style-type: none"> ・落葉広葉樹林のうち、コナラ群落は7.13ha(改変率約8%)、ムクノキ-エノキ群落は1.03ha(改変率約88%)が保全されますが、両群落で8.16haが消失することから、影響は大きいと予測します。

b. 低地の樹林・畑地・草地の生態系への影響

低地の樹林・畑地・草地の生態系に対する予測は、表 9.12-11 に示すとおりです。

表 9.12-11 地域を特徴づける生態系の影響予測（低地の樹林・畑地・草地の生態系）

項目	内容
該当する環境類型区分	低地の樹林・畑地・草地
該当する生息・生育環境	樹林（落葉高木樹林：コナラ群落、ムクノキーエノキ群落） 畑地（畑地） 草地（乾性草地：メヒシパーエノコログサ群落、チガヤ群落）
抽出した注目種等	上位性：オオタカ（鳥類） 典型性：タヌキ（哺乳類）、ヒバリ（鳥類）、トノサマバッタ（昆虫類）、落葉広葉樹林（植生） 特殊性：該当なし
事業による影響 ・工事の実施（造成工事の実施） ・土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<p>低地の樹林・畑地・草地の生態系では、樹林（落葉高木樹林：コナラ群落、ムクノキーエノキ群落）、畑地（畑地）、草地（乾性草地：メヒシパーエノコログサ群落、チガヤ群落）が主な生息・生育基盤となり、ノコギリクワガタ、アオスジアゲハ、トノサマバッタ、モンシロチョウ等の昆虫類、ニホンカナヘビ等の爬虫類、アカネズミ、タヌキ等の哺乳類、コゲラ、エナガ、ムクドリ、モズ、ヒバリ等の鳥類等、多様な種が生息します。そして、オオタカ（鳥類）が生態系の上位に位置します。</p> <p>◆工事の実施による影響 工事の実施に伴い、対象事業実施区域内に分布する樹林、畑地、草地の大部分が造成されることから、造成工事による低地の樹林・畑地・草地の生態系への影響は大きいと予測します。</p> <p>◆土地又は工作物の存在及び供用による影響 土地の改変に伴い、主に対象事業実施区域内の樹林・畑地・草地が消失し、生息・生育環境の変化が生じます。しかし、対象事業実施区域内に農業振興地区を整備することから、土地の改変による低地の樹林・畑地・草地の生態系への影響は小さいと予測します。</p>

イ. 湿性低地・河川の生態系

a. 注目種等への影響

湿性低地・河川の生態系における注目種等に対する予測は、表 9.12-12 に示すとおりです。

表 9.12-12(1) 湿性低地・河川の生態系における注目種等への影響予測

区分	上位性：シマヘビ	
確認状況及び主な生息環境	<ul style="list-style-type: none"> 確認例数が少なく確認地点もまばらですが、調査範囲で主に北東部で確認されたことから、河川や耕作地などの水辺の他に、やや乾燥した環境も利用していると考えられます。 	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、造成工事により、予測地域内の約 83% が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の 改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である畑地環境は、土地の改変により、予測地域内の約 83% が消失しますが、対象事業実施区域内に農業振興地区として耕作地環境を整備することから、土地の改変による生息環境への影響は小さく、生息環境は維持あるいは保全されると予測します。

表 9.12-12(2) 湿性低地・河川の生態系における注目種等への影響予測

区分	典型性：シオカラトンボ	
確認状況及び主な生息環境	<ul style="list-style-type: none"> 幼虫が相沢川及び相沢川上流付近の水田脇で確認されています。 本種は、池沼や水田、流れの緩い小河川に生息する種で、調査範囲内の水田や河川周辺が主な生息・繁殖環境となっているものと考えられます。 	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、造成工事により、予測地域内の 100% が消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の 改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である水田・休耕田環境は、土地の改変により、予測地域内の 100% が消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

表 9.12-12(3) 湿性低地・河川の生態系における注目種等への影響予測

区分	特殊性：ホトケドジョウ	
確認状況及び主な生息環境	<ul style="list-style-type: none"> 水路及び河川で確認されています。 本種は湧水環境を好む種であり、湧水の流れる和泉川源流の小水路が、主要な生息環境となっているものと考えられます。 	
影響予測	工事の実施 (造成工事)	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である湧水起源の小水路は、造成工事により予測地域内のすべてが消失することから、造成工事による生息環境への影響は大きいと予測します。
	土地又は工作物の存在及び供用 (敷地の存在(土地の 改変))	<ul style="list-style-type: none"> 本種の主な生息環境である湧水起源の小水路は、土地の改変により、予測地域内のすべてが消失することから、土地の改変による生息環境への影響は大きいと予測します。

b. 湿性低地・河川の生態系への影響

湿性低地・河川の生態系に対する予測は、表 9.12-13 に示すとおりです。

表 9.12-13 地域を特徴づける生態系の影響予測（湿性低地・河川の生態系）

項目	内容
該当する環境類型区分	湿性低地・河川
該当する生息・生育環境	水田、河川
抽出した注目種等	上位性：シマヘビ（爬虫類） 典型性：シオカラトンボ（昆虫類） 特殊性：ホトケドジョウ（魚類）
事業による影響 ・工事の実施（造成工事の実施） ・土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））	<p>湿性低地・河川の生態系では、水田、河川が主な生息・生育基盤となり、ミミズ類、ユスリカ類、トビケラ類、マルタニシ等の底生動物、シオカラトンボ、アジイトトンボ等の昆虫類、アブラハヤ、ホトケドジョウ等の魚類、ニホンアマガエル等の両生類、シマヘビ等の爬虫類が生態系の上位に位置します。</p> <p>◆工事の実施による影響 工事の実施に伴い、河川の暗渠化及び対象事業実施区域内に分布する水田・休耕田は 100%が造成されることから、造成工事による湿性低地・河川の生態系への影響は大きいと予測します。 なお、対象事業実施区域外に対しては、仮設調整池、土砂流出防止柵等を設置する計画であり、これにより排水中の浮遊物質量（SS）の低減が図られることから、対象事業実施区域外における湿性低地・河川への影響は小さいと予測します。</p> <p>◆土地又は工作物の存在及び供用による影響 土地の改変に伴い、河川の暗渠化及び対象事業実施区域内に分布する水田・休耕田環境は 100%が改変されることから、土地の改変による湿性低地・河川の生態系への影響は大きいと予測します。 なお、対象事業実施区域外に対しては、調整池に雨水を集水して河川に放流するため、対象事業実施区域からの水の流入量は維持されることが考えられることから、対象事業実施区域外における水収支の変化による影響は小さく、湿性低地・河川への影響も小さいと予測します。</p>

(2) 環境保全措置の検討

① 保全対象種の選定

生態系における注目種等及び地域を特徴づける生態系の影響予測の結果、環境保全措置の検討対象とする保全対象種は、表 9.12-14 に示すとおりです。

表 9.12-14 保全対象種（生態系）

地域を特徴づける生態系	区分	注目種等	選定理由
低地の樹林・畑地・草地	上位性	オオタカ（鳥類）	工事の実施（造成工事）において、影響があると予測されたため。
	典型性	ヒバリ（鳥類）	工事の実施（造成工事）において、影響が大きいと予測されたため。
		トノサマバッタ（昆虫類）	工事の実施（造成工事）において、影響が大きいと予測されたため。
		落葉広葉樹林	工事の実施（造成工事）、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））において、影響が大きいと予測されたため。
湿性低地・河川	上位性	シマヘビ（爬虫類）	工事の実施（造成工事）、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））において、影響が大きいと予測されたため。
	典型性	シオカラトンボ（昆虫類）	工事の実施（造成工事）においては影響が大きい、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））において、影響が大きいと予測されたため。
	特殊性	ホトケドジョウ（魚類）	工事の実施（造成工事）においては影響が大きい、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））において、影響が大きいと予測されたため。

② 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.12-15 及び図 9.12-6 に示します。また、その結果を踏まえ、必要な場合には、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置を検討しました。

表 9.12-15 環境保全措置の検討の状況（生態系）

保全対象種	環境保全措置	実施の適否	適否の理由
ホトケドジョウ	工事中の保全対象種の調査	適	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的に対策を検討できるため、適正な環境保全措置と考えて採用します。
ホトケドジョウ	保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	適	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を対象事業実施区域南東部の和泉川源流部に創出することで、保全対象種の生息環境を代償できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。なお、保全対象種の生息環境の創出に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、実施します。
ヒバリ、トノサマバタ、シマヘビ、シオカラトンボ	保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	適	保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を対象事業実施区域南部の相沢川周辺に創出することで、保全対象種の生息環境を代償できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。なお、保全対象種の生息環境の創出に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、実施します。
シオカラトンボ（幼虫）	保全対象種の個体の移動	適	移動能力の低い保全対象種の個体等を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体を保全できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。なお、保全対象種の個体の移動に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、実施します。
オオタカ、ヒバリ、トノサマバタ、シマヘビ	逃避経路の確保と工事の分散化	適	動物の逃避経路の確保に配慮し、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響を極力低減させることができることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
オオタカ、ヒバリ、トノサマバタ、落葉広葉樹林、シマヘビ	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	適	周辺の緑との連続性に配慮し、できる限り緑地の創出を行います。また、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することにより、影響を低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
保全対象種全般	作業時間の順守	適	夜間作業は原則行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧を低減させることができることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
保全対象種全般	工事従事者への講習・指導	適	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響を回避できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
落葉広葉樹林	外来種の拡大抑制	適	資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めます。また作業員に対し、外来種拡大防止対策の重要性について教育を行うことで、外来種の拡大を抑制し、生態系への影響を回避又は低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

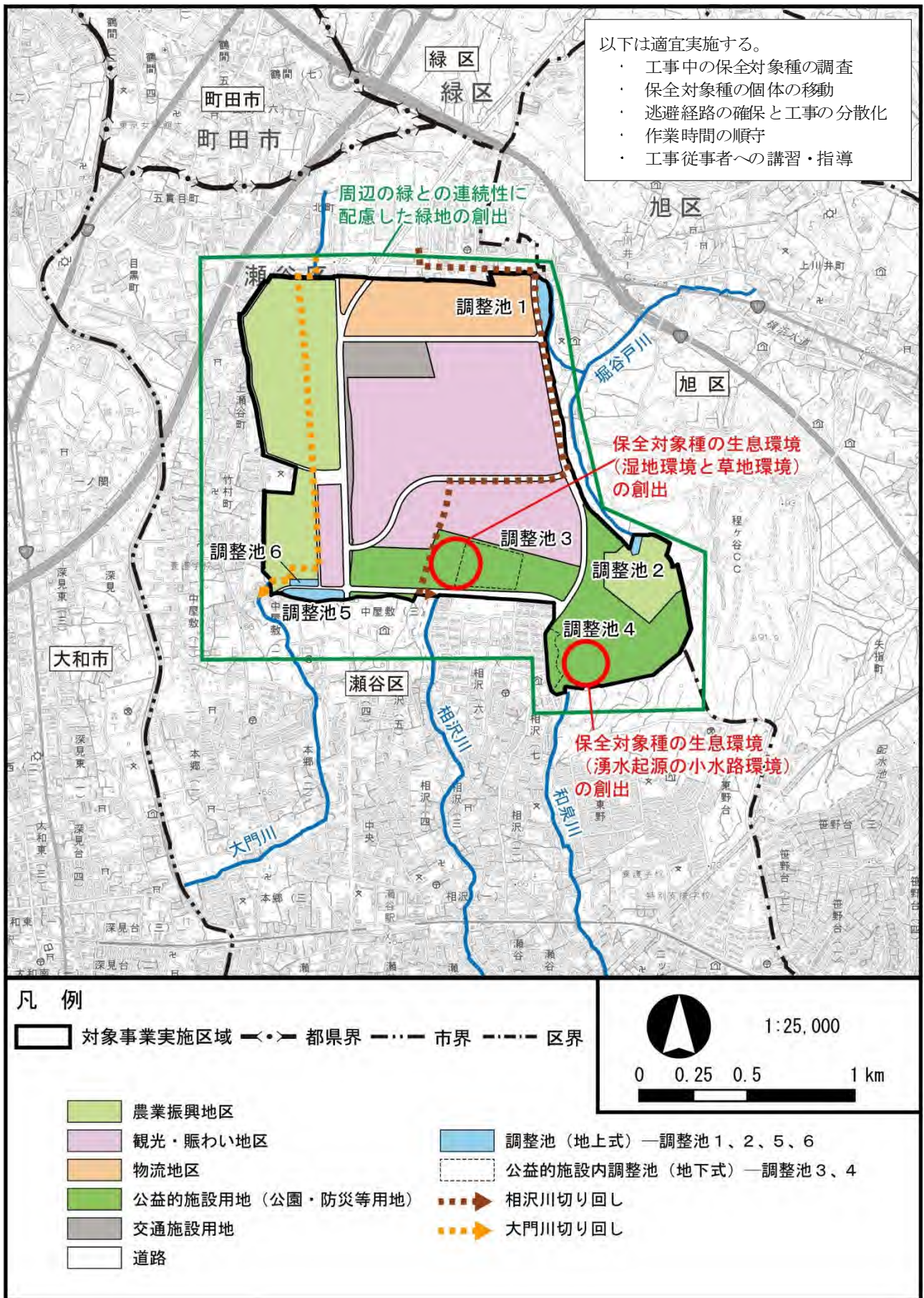


図 9.12-6 環境保全措置の実施想定場所

③ 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他の環境への影響

造成工事の実施に伴う地域を特徴づける生態系への影響を低減させるため、表 9.12-16 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.12-16(1) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—地域を特徴づける生態系）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
				内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	ホトケドジョウ	生態系への影響	注目種の生息・生育環境の保全・創出	工事中の保全対象種の調査	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的な対策の検討が期待できます。	回避	事業者	なし	なし
		ホトケドジョウ			保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を創出することで、保全対象の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
		ヒバリ、トノサマバツタ、シマヘビ、シオカラトンボ			保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし

表 9.12-16(2) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—地域を特徴づける生態系）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	シオカラトンボ(幼虫) オオタカ、ヒバリ、トノサマバツタ、シマヘビ	生態系への影響	注目種の生息・生育環境の保全・創出	保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体の保全が期待できません。	代償	事業者	あり	なし
				逃避経路の確保と工事の分散化	動物の逃避経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし
	作業時間の順守			夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし	
	保全対象種全般			工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響の回避が見込まれます。	回避	事業者	あり	なし

表 9.12-16(3) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—地域を特徴づける生態系）

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施 造成工事の実施	落葉広葉樹林	生態系への影響	注目種の生息・生育環境の保全・創出	外来種の拡大抑制	工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制することで、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。	回避低減	事業者	なし	なし

敷地の存在(土地の改変)に伴う地域を特徴づける生態系への影響を低減させるため、表 9.12-16(4)に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.12-16(4) 環境保全措置の実施の内容
(敷地の存在（土地の改変）—地域を特徴づける生態系)

影響要因	保全対象種	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
土地又は工作物の存在及び供用 敷地の存在（土地の改変）	オオタカ、ヒバリ、トノサマバツタ、落葉広葉樹林、シマヘビ	生態系への影響	緑地及び地形の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

④ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.12-16 に示した、環境保全措置を実施することで、生態系に係る環境影響が回避又は低減されます。

(3) 評価

① 評価の手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

生態系に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価の結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

地域を特徴づける生態系の改変の程度については、「工事中の保全対象種の調査」、「逃避経路の確保と工事の分散化」、「作業時間の順守」、「工事従事者への講習・指導」、「外来種の拡大抑制」によって回避、低減を図るほか、「保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出」、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」、「保全対象種の個体の移動」、「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」等によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本事業の実施による生態系への影響は、環境保全措置を実施することにより影響を回避又は低減できるものと予測します。

しかし、保全対象種の生息環境の創出や個体の移動等、環境保全措置の効果に不確実性があるものが存在することから、環境影響評価法に基づく事後調査を実施します。

事後調査の項目等は、表 9.12-17 に示すとおりです。

なお、事後調査の結果、事業の実施に伴い生態系への著しい影響が認められる場合、専門家の意見等を踏まえ、更なる環境保全措置を検討します。

表 9.12-17 事後調査の項目等（生態系）

環境影響評価項目		事後調査の 時期及び頻度	事後調査を行う こととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法	
環境要素	影響要因					
生態系	地域を特徴づける生態系	造成工事、敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とし、保全対象種の生活サイクル・生息・生育状況を勘案して設定します。	保全対象種について、本事業による生息・生育環境の変化があること、また、環境保全措置については効果の不確実性があるため。	・工事中における保全対象種の生息状況 ・工事の完了後における保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。	現地調査（目視確認等）による確認

9.13 景観

9.13.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、主要な眺望点の状況、景観資源の状況、主要な眺望景観、圍繞景観（いこようけいかん）の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 主要な眺望点の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

② 景観資源の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

イ. 現地調査

対象事業実施区域及びその周辺を現地踏査することにより行いました。

③ 主要な眺望景観、圍繞景観の状況

ア. 文献その他の資料調査

「①主要な眺望点の状況」及び「②景観資源の状況」の調査結果から主要な眺望景観、圍繞景観を抽出し、当該情報の整理及び解析を行いました。

イ. 現地調査

主要な眺望景観、圍繞景観の状況については、写真撮影及び目視確認による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行いました。写真撮影の諸元は表 9.13-1 に、圍繞景観の整理、解析方法は表 9.13-2 に示すとおりです。

表 9.13-1 写真撮影の諸元

使用カメラ	Nikon D5500
使用レンズ	35mm フィルムカメラ換算：33mm
撮影高さ	G. L.+1.5m

表 9.13-2 圍繞景觀の整理、解析方法

区 分	整理、解析方法
景觀区の区分	調査地域 ^{※1} 内の植生、地形及び利用等の状況について、現地踏査及び文献その他の資料調査に基づき、調査範囲を景觀区に区分しました。
景觀区の場の状況	現地踏査及び文献その他の資料調査により、区分した景觀区ごとの地形要素（標高、傾斜等）、生物要素（植生等）、人文要素（道路、建造物、耕作地等）を把握しました。
利用の状態	現地踏査により、区分した景觀区ごとの利用者の属性や利用目的等を把握しました。
眺めの状態	写真撮影により、区分した景觀区ごとの眺めの状態を把握しました。
価値の状況	<p>現地踏査や写真撮影により、当該地域の圍繞景觀の価値認識にとって重要な観点が何かを把握し、価値認識を捉えるための指標を選定しました。価値認識の対象と代表的な指標例は表 9.13-3 に示すとおりです。</p> <p>指標の選定にあたっては、景觀が有する普遍価値^{※2}（自然性、視認性、利用性等）と固有価値^{※3}（固有性、親近性等）という価値の分類を考慮し、それぞれの中から当該地域において重要と思われる価値認識がなされている対象及び関わりが深い代表的指標を選定しました。なお、価値の評価として、“高い”、“中程度”、“低い”の3段階に分けました。</p>

※1：対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲内としました。

※2：普遍価値は、誰もが普遍的に共有しているような価値のこととしました。

※3：固有価値は、特定の地域での価値のこととしました。

表 9.13-3 価値認識の対象と代表的な指標例

価値の分類	認識の対象	代表的な指標（例）
普遍価値	自然性	植生自然度、緑被率、大径木の存在、水際線の形態、河川の流路の形状、水の清浄さ 等
	視認性	見られやすさ（被視頻度） 等
	利用性	利用者数、利用のしやすさ、利用者の属性の幅 等
固有価値	固有性	地名と関わりが深い要素の存在 他にはない独特の要素の存在 等
	親近性	地域の人々に親しまれている要素の存在 等

(3) 調査地域・調査地点

① 調査地域

対象事業実施区域及びその周辺の約 3km を調査範囲とし、さらに約 500m の範囲を近景域としました。圍繞景観は、対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲内としました。

② 調査地点

ア. 主要な眺望点の状況

a. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

イ. 景観資源の状況

a. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

ウ. 主要な眺望景観、圍繞景観の状況

a. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺としました。

b. 現地調査

都市計画対象事業の環境影響評価方法書において、現地調査地点として記載された表 9.13-4 の 14 地点は、現地踏査により No. 1 「瀬谷市民の森」以外は対象事業実施区域を視認できませんでした。よって、対象事業実施区域が視認でき、かつ不特定多数の人が集まると想定される表 9.13-5 に示す 6 地点を現地調査地点として追加しました。現地調査地点の位置は、図 9.13-1(1)に示すとおりです。

圍繞景観については、表 9.13-6 に示す考え方に基づき 4 地点を現地調査地点として選定し、C地点、D地点については、2方向の写真撮影を行いました。現地調査地点の位置は、図 9.13-1(2)に示すとおりです。

表 9.13-4 環境影響評価方法書に記載した現地調査地点

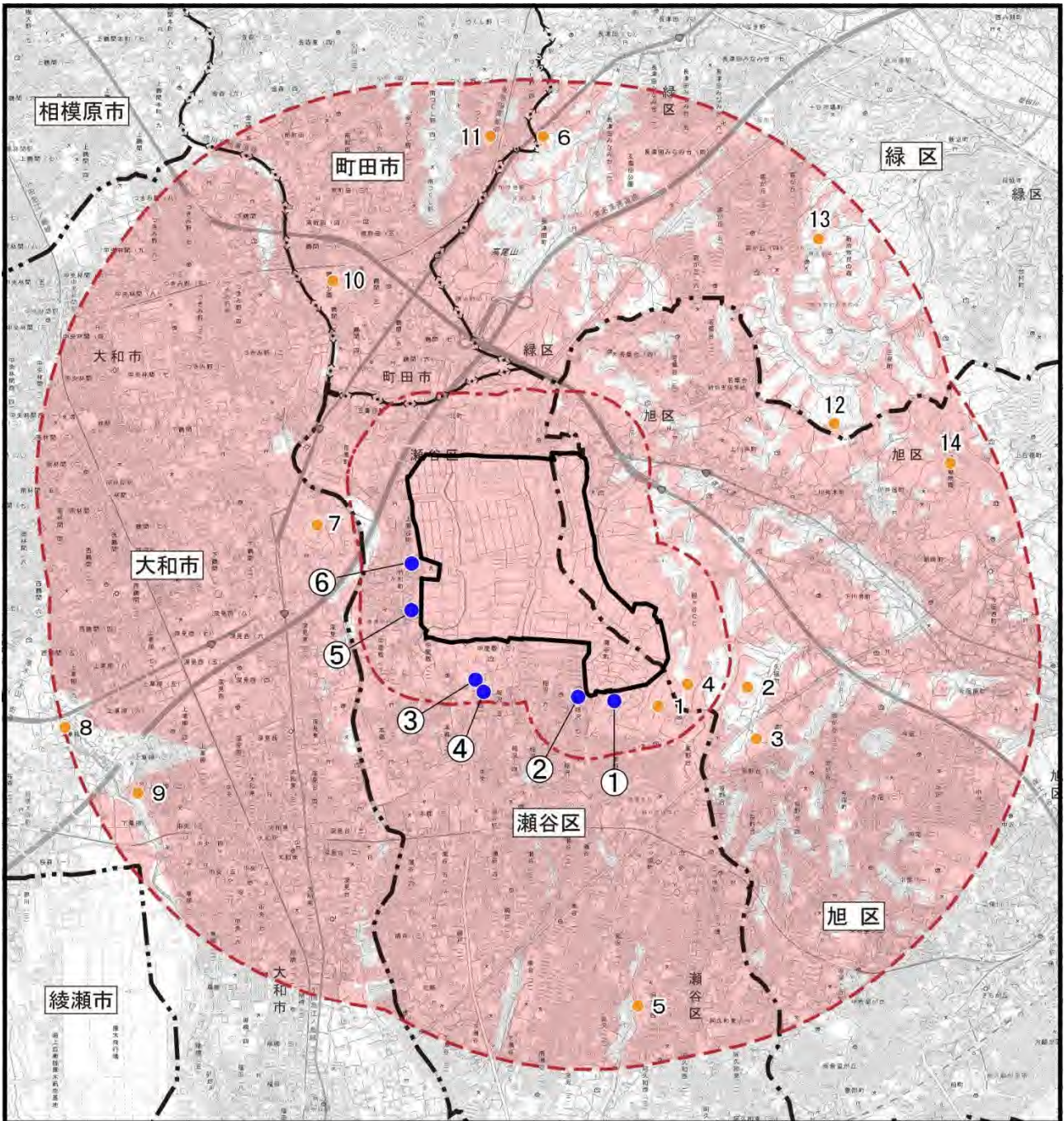
No.	名称	No.	名称
1	瀬谷市民の森	8	泉の森
2	追分市民の森	9	ふれあいの森
3	矢指市民の森	10	鶴間公園
4	上川井市民の森	11	つくし野セントラルパーク
5	東山ふれあい樹林	12	三保市民の森
6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	13	新治市民の森
7	深見歴史の森	14	よこはま動物園ズーラシア

表 9.13-5 現地調査地点（追加分）

No.	名称	No.	名称
①	瀬谷市民の森	④	本郷四丁目第二公園
②	瀬谷みはらし公園	⑤	竹村町公園
③	中屋敷三丁目公園	⑥	上瀬谷町東公園

表 9.13-6 困繞景観・調査地点の選定の考え方

地点	調査地点選定の考え方
A地点	対象事業実施区域内の草地や農地等を介して、低層の住居系建物が視認できる地点を選定しました。
B地点	川井・矢指風致地区内の丘陵地や崖線が視認できる地点を選定しました。
C地点	東側は、対象事業実施区域内の草地や農地、樹林地を対象に、西側は、対象事業実施区域内の農地とその奥の低層の住居系建物、さらに遠方に眺望できる富士山や丹沢の山並みを対象に、環状4号線の沿道で、かつ、春季と秋季に期間限定で一般開放される旧上瀬谷通信施設の「はらっぱ（海軍広場）」付近を選定しました。
D地点	南東側は、川井・矢指風致地区内の瀬谷市民の森、上川井市民の森等、北西側は、対象事業実施区域内の草地や農地等を対象に、それらが視認できる地点を選定しました。



凡例

- 対象事業実施区域
◀・▶
都県界
- · - ·
市界
- - - -
区界
- 調査範囲（対象事業実施区域から概ね3km圏）
- 近景域（対象事業実施区域から概ね500m圏）
- 富士山を眺望できる範囲
- 環境影響評価方法書に記載した現地調査地点
- 現地調査地点（追加分）

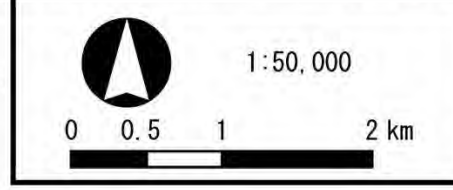


図 9.13-1(1) 現地調査地点（主要な眺望景観）

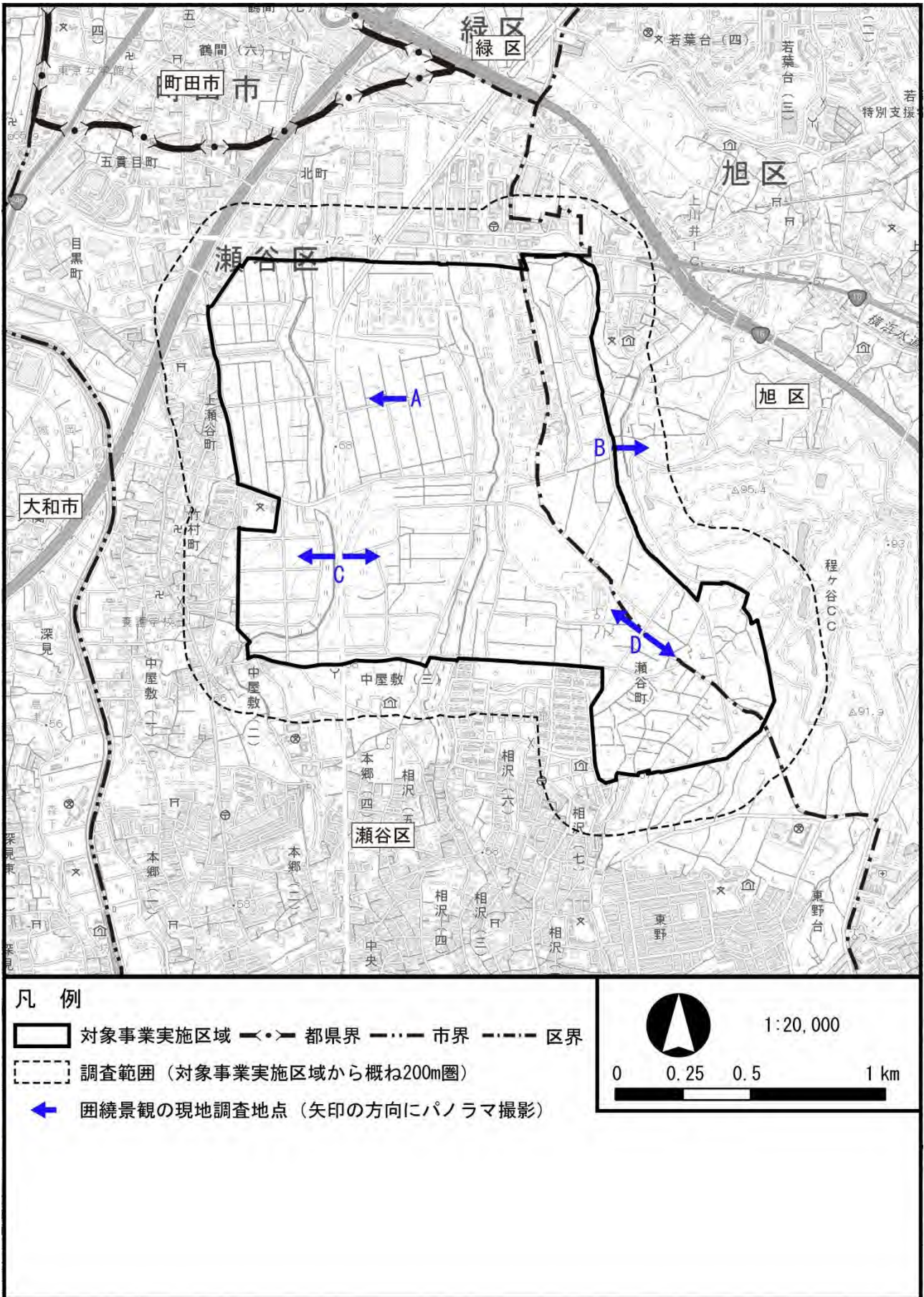


図 9.13-1(2) 現地調査地点 (囲繞景観)

(4) 調査期間

① 主要な眺望点の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

② 景観資源の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

③ 主要な眺望景観、圍繞景観の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

イ. 現地調査

現地踏査及び現地調査の時期と調査内容は、表 9.13-7 に示すとおりです。

表 9.13-7 調査時期にちと調査内容

調査時期	調査内容
令和2年1月21日	環境影響評価方法書に記載した調査地点の冬期撮影
令和2年9月5日	現地調査地点（追加分）の夏期撮影
令和2年9月9日	環境影響評価方法書に記載した調査地点の夏期撮影
令和2年10月5日、16日	圍繞景観調査地点の現地踏査
令和2年12月17日	現地調査地点（追加分）、圍繞景観調査地点の冬期撮影

(5) 調査結果

① 主要な眺望点の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域から3kmの範囲には展望台や峠の景観などの特筆すべき眺望点はありませんが、表9.13-8及び図9.13-2に示すような不特定多数の人が集まる要素をもった眺望点があります。

表 9.13-8 主要な眺望点

地点	名称	距離	資料
1	瀬谷市民の森	対象事業実施区域に隣接	①②
2	追分市民の森	約500m	②
3	矢指市民の森	約750m	②
4	上川井市民の森	対象事業実施区域に隣接	②
5	東山ふれあい樹林	約2.5km	①
6	フィールドアスレチック横浜つくし野コース	約2.5km	③
7	深見歴史の森	約800m	④
8	泉の森	約3.0km	⑤
9	ふれあいの森	約2.7km	⑤
10	鶴間公園	約1.5km	⑥
11	つくし野セントラルパーク	約2.5km	⑥
12	三保市民の森	約1.7km	⑦
13	新治市民の森	約2.7km	⑦
14	よこはま動物園ズーラシア	約3.0km	⑧
15	瀬谷みはらし公園	対象事業実施区域に近接	⑨
16	中屋敷三丁目公園	約300m	⑨
17	本郷四丁目第二公園	約420m	⑨
18	竹村町公園	対象事業実施区域に近接	⑨
19	上瀬谷町東公園	対象事業実施区域に近接	⑨

注：1. 表中の地点番号は図9.13-2に対応しています。

2. 距離は、主要な眺望点から直近の対象事業実施区域の敷地境界までの距離を示しています。

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

②「市民の森」指定一覧」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

③「フィールドアスレチック横浜つくし野コース」(フィールドアスレチック横浜つくし野コースホームページ 令和3年4月閲覧)

④「大和市内の保全緑地」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑤「大和市 観光・まつり」(大和市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑥「町田市 観光」(町田市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑦「緑区 観光」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑧「旭区 区の紹介」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

⑨「瀬谷区内公園一覧」(横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧)

② 景観資源の状況

ア. 文献その他の資料調査

対象事業実施区域及びその周辺における景観資源の概要は、「3. 2. 6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況」(P. 3-95～99) に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺における景観資源の分布状況は、表 9. 13-9 及び図 9. 13-2 に示すとおりです。対象事業実施区域内及びその南側を南北に通る海軍道路沿いの桜並木や、東側に隣接する川井・矢指風致地区の緑地などがあります。また、富士山や丹沢の山並みが遠景の景観資源となっています。

表 9. 13-9 景観資源

地点	名称	距離	資料
20	旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域	対象事業実施区域内	①
21	川井矢指風致地区の緑地	対象事業実施区域に隣接	②
22	海軍道路沿いの桜並木	対象事業実施区域内	③
23	鎌倉古道沿いの桜並木	約 350m	③
24	瀬谷本郷公園	約 1. 0km	③
25	瀬谷中央公園	約 500m	③
26	東野第一公園	約 500m	③
27	野境道路	約 600m	③
28	相沢川ウォーク	約 2. 0km	③
29	東山・関ヶ原の水辺	約 2. 0km	③
30	瀬谷第一公園	約 2. 5km	③
31	瀬谷第二公園	約 2. 0km	③
32	瀬谷第三公園	約 1. 5km	③
33	南台公園	約 2. 0km	③
—	丹沢の山並み (遠景)	約 30km	—
—	富士山 (遠景)	約 70km	—

注：1. 表中の地点番号は図 9. 13-2 に対応しています。

2. 距離は、景観資源から対象事業実施区域の最寄りの敷地境界までの距離を示しています。

資料：①「横浜市水と緑の基本計画（平成 28 年 6 月改正）」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

②「横浜市風致地区一覧」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

③「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和 3 年 4 月閲覧）

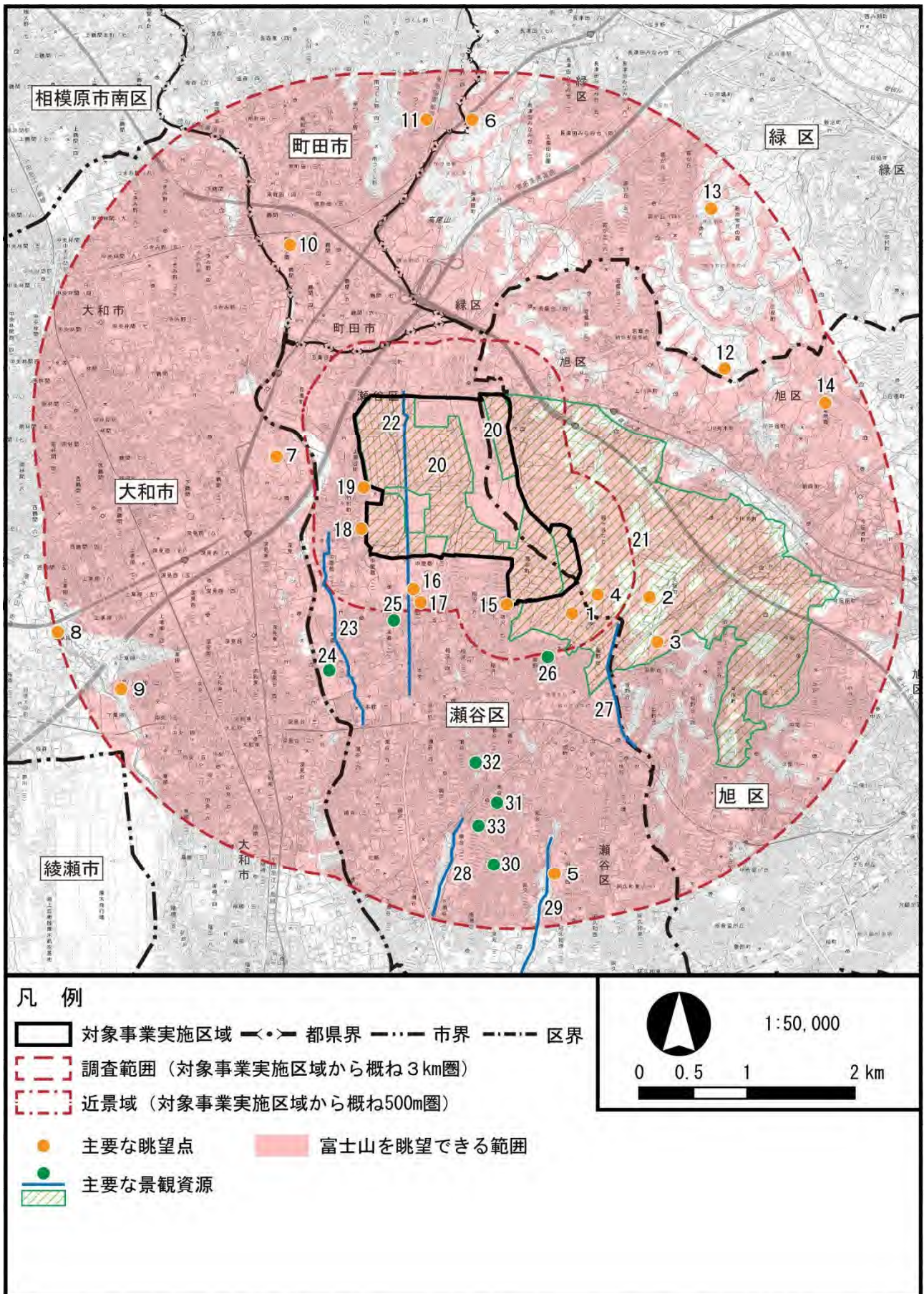


図 9.13-2 主要な眺望点及び景観資源

③ 主要な眺望景観、圍繞景観の状況

ア. 文献その他の資料調査

表 9.13-5 及び図 9.13-1(1) に示す現地調査地点（追加分）の調査結果は、表 9.13-10 に示すとおりです。

表 9.13-10 現地調査地点の調査結果

No.	名称	主要な眺望点の概要	資料
1	瀬谷市民の森	和泉川の源流にある、起伏の少ない明るい森です。スギやヒノキなどの針葉樹と、クヌギ・コナラなどの雑木林、オオシマザクラなどの大木もあり、自然観察に適しています。	①②
2	瀬谷みはらし公園	多目的広場、遊具広場、健康器具広場、公園を周回できるジョギングコース、築山「みはらしの丘」などを備えている近隣公園です。「みはらしの丘」からは晴天時に富士山を望むことができます。	③
3	中屋敷三丁目公園	広場、遊具、健康器具などを備えており、周辺住民等が気軽に利用できる街区公園です。	—
4	本郷四丁目第二公園	広場、遊具、健康器具などを備えており、周辺住民等が気軽に利用できる街区公園です。	—
5	竹村町公園	広場、遊具などを備えており、周辺住民等が気軽に利用できる街区公園です。	—
6	上瀬谷町東公園	広場、遊具などを備えており、周辺住民等が気軽に利用できる街区公園です。	—

注：表中のNo. は図 9.13-1 に対応しています。

資料：①「瀬谷の魅力情報発信サイト」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

②「市民の森 指定一覧」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

③「記者発表資料 「瀬谷みはらし公園」が開園します！」（横浜市ホームページ 令和3年4月閲覧）

イ. 現地調査等（主要な眺望景観の状況）

表 9.13-14 及び図 9.13-1(1) に示した環境影響評価方法書に記載した現地調査地点は、No. 1 瀬谷市民の森以外は、対処事業実施区域から距離があり、しかも途中で集合住宅、工場等の建築物が存在するため、視認することはできませんでした。

表 9.13-5、表 9.13-10 及び図 9.13-1(1) に示す現地調査地点（追加分）の眺望景観の状況は、写真 9.13-1～6 に示すとおりです。

なお、夏期と冬期に行った現地調査において、夏期は植物が繁茂して対象事業実施区域への視認性が悪かったので、以降のページの写真は、冬期調査において撮影した物を示します。

a. No. 1 瀬谷市民の森

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。本地点からは、瀬谷市民の森の落葉樹の隙間から左側奥に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域(対象事業実施区域内)であり、なだらかな丘陵地に樹木や草地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しはよくありません。



写真 9.13-1 No. 1 瀬谷市民の森

b. No. 2 瀬谷みはらし公園

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。本地点からは、北東方向の道路越しに対象事業実施区域が眺望できます。なだらかな丘陵地に、樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。



写真 9.13-2 No. 2 瀬谷みはらし公園

c. No. 3 中屋敷三丁目公園

本地点は対象事業実施区域の南側約 300m に位置する「中屋敷三丁目公園」内に位置します。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。右側の樹木の間からは、対象事業実施区域の手前のまとまった樹木や農地等が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。



写真 9.13-3 No. 3 中屋敷三丁目公園

d. No. 4 本郷四丁目第二公園

本地点は対象事業実施区域の南側約 420m に位置する「本郷四丁目第二公園」内に位置します。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。正面の公園内の樹木の隙間からは対象事業実施区域の南側の地域が見えます。左側から中央にかけて事業所の建物、中央よりやや右側に対象事業実施区域の手前の樹木、右側に老人福祉施設が見え、市街地景観を呈しています。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。



写真 9.13-4 No. 4 本郷四丁目第二公園

e. No. 5 竹村町公園

本地点は対象事業実施区域の西側に近接する「竹村町公園」内に位置します。公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域内の農地や樹木等のまとまった緑が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。



写真 9.13-5 No. 5 竹村町公園

f. No. 6 上瀬谷町東公園

本地点は対象事業実施区域の西側に近接する「上瀬谷町東公園」の東端に位置します。本地点からは左側に公園内の樹木、中央に対象事業実施区域の農地や樹木等が見え、右側に上瀬谷小学校の樹木が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。



写真 9.13-6 No. 6 上瀬谷町東公園

ウ. 現地調査等（圍繞景觀の状況）

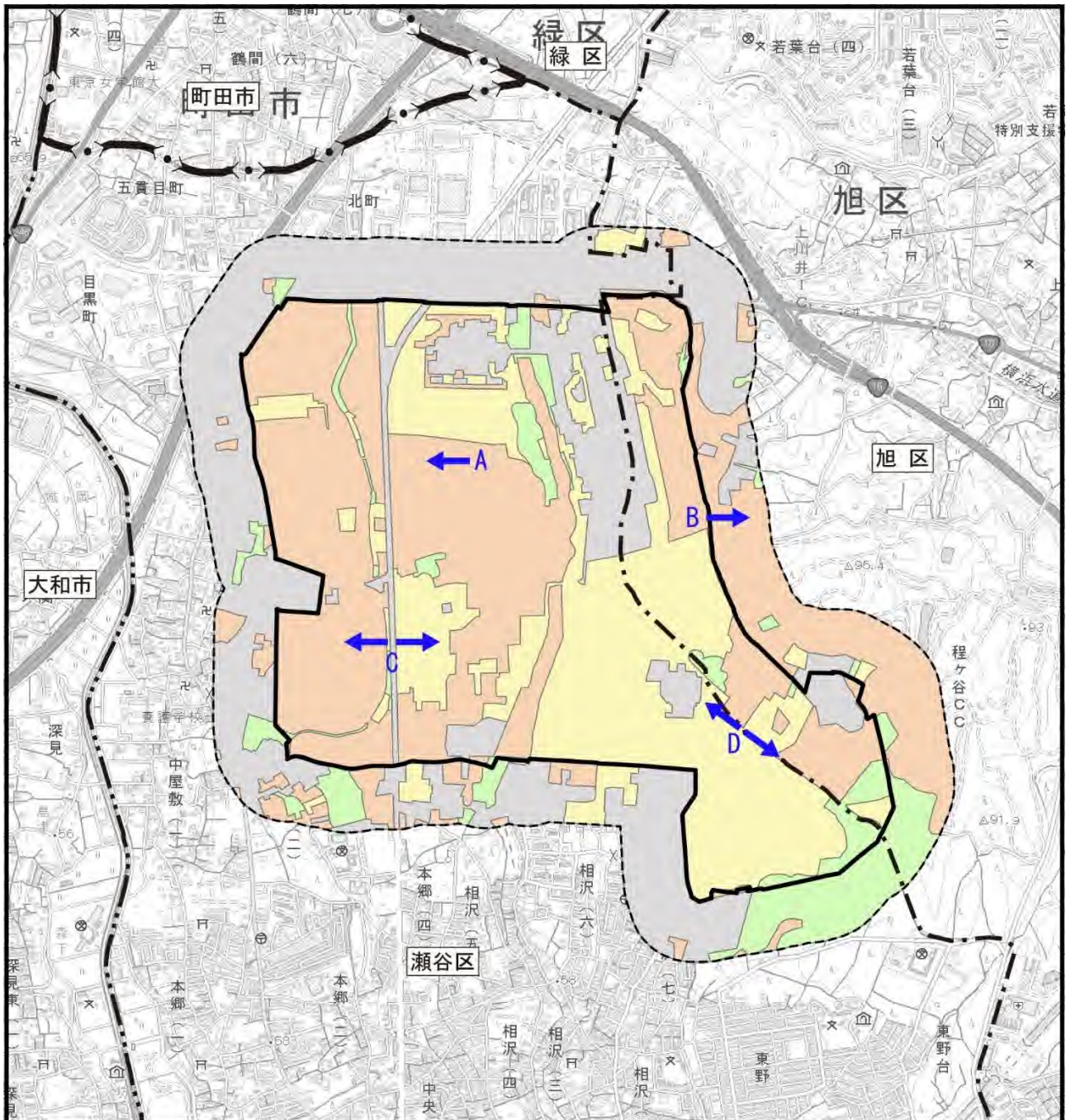
a. 景觀区の区分及び場の状況

調査地域内の植生、地形及び利用等の状況から、樹林域、乾性草地域、田畑植栽樹域、人工構造物・グラウンド域の4つの景觀区に区分しました。

区分した景觀区の状況及び場の状況は、表 9.13-11、図 9.13-3 に示すとおりです。

表 9.13-11 景觀区の区分及び場の状況

景觀区の区分	現況面積 (ha)	場の状況
樹林域	約 31.9	[地形] 標高（平均）：約 80m [現存植生等] コナラ群落、ムクノキ・エノキ群落、スギ・ヒノキ植林、竹林、ヤナギ低木群落
乾性草地域	約 97.2	[地形] 標高（平均）：約 75m [現存植生等] アズマネザサ群落、ススキ群落、セイタカアワダチソウ群落、ヒメムカシヨモギ群落、イネ科草本群落、チガヤ群落、メヒシバ・エノコログサ群落、オギ群落
田畑植栽樹域	約 134.8	[地形] 標高（平均）：約 70m [現存植生等] シバ草地、植栽樹群、果樹園、畑地、水田、休耕田、ゴルフ場
人工構造物・グラウンド域	約 126.7	[地形] 標高（平均）：約 70m [現存植生等] グラウンド、人工構造物、造成地



凡例

- 対象事業実施区域

 都県界

 市界

 区界
- 調査範囲（対象事業実施区域から概ね200m圏）
- 樹林域
- 乾性草地
- 田畑植栽樹域
- 人工構造物・グラウンド域
- ← 圍繞景觀の現地調査地点（矢印の方向にパノラマ撮影）

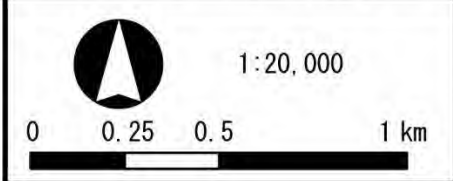


図 9.13-3 景觀区の区分

b. 利用の状態

景観区ごとの利用の状態は、表 9.13-12 に示すとおりです。

表 9.13-12 景観区ごとの利用の状態

景観区の区分	利用の状態
樹林域	主に対象事業実施区域南東側に位置する瀬谷市民の森、上川井市民の森が該当します。2つの市民の森は、散策又は自然との触れ合いの場として、市民に広く利用されています。
乾性草地域	主に対象事業実施区域内の南東側と環状4号線の東側の北寄りに広がる地域が該当します。対象事業実施区域内に位置するため、関係者以外は立ち入ることができません。
田畑植栽樹域	主に対象事業実施区域内の環状4号線の東側と西側、調査範囲の東側の地域が該当します。対象事業実施区域内の田畑植栽樹域は、関係者以外は立ち入ることができませんが、主に畑地、果樹園として農家の方が作業をされています。調査範囲の南東側はゴルフ場のコースの一部となっています。
人工構造物・グラウンド域	主に対象事業実施区域の外側（北側、西側、南側）の範囲が該当し、住居、工場等の建築物が建っています。対象事業実施区域内は、図9.13-4に示すとおり、過去に米軍施設として使われていて、今はフェンスで囲まれた困障区域内やグラウンド（野球場）となっています。

c. 眺めの状態

景観区ごとの眺めの状態は、表 9.13-13 に示すとおりです。

表 9.13-13 景観区ごとの眺めの状態

景観区の区分	眺めの状態
樹林域	対象事業実施区域内の乾性草地域の奥に、瀬谷市民の森や上川井市民の森の樹林域が見えます。 (写真9.13-10(1))
乾性草地域	概ね平坦な地形で遮るものがないため視認性はよく、対象事業実施区域内の海軍広場等の乾性草地域が見えます。 (写真9.13-9(1)、写真9.13-10(2))
田畑植栽樹域	対象事業実施区域の西側は主に畑地が広がっています。遠方には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。対象事業実施区域の東側は、丘陵地や崖線の連なりが見え、丘陵地には畑地等が見えます。 (写真9.13-7、写真9.13-8、写真9.13-9(2))
人工構造物・グラウンド域	対象事業実施区域の北側は、八王子街道、環状4号線の沿道に主に物流関連の建物が、西側、南側は、主に中高層、低層の住居系建築物が見えます。 対象事業実施区域内は、図9.13-4に示すとおり、困障区域内は低層の米軍施設が見えます。対象事業実施区域南側のグラウンドは野球場となっており、草野球を行われているのがよく見られます。

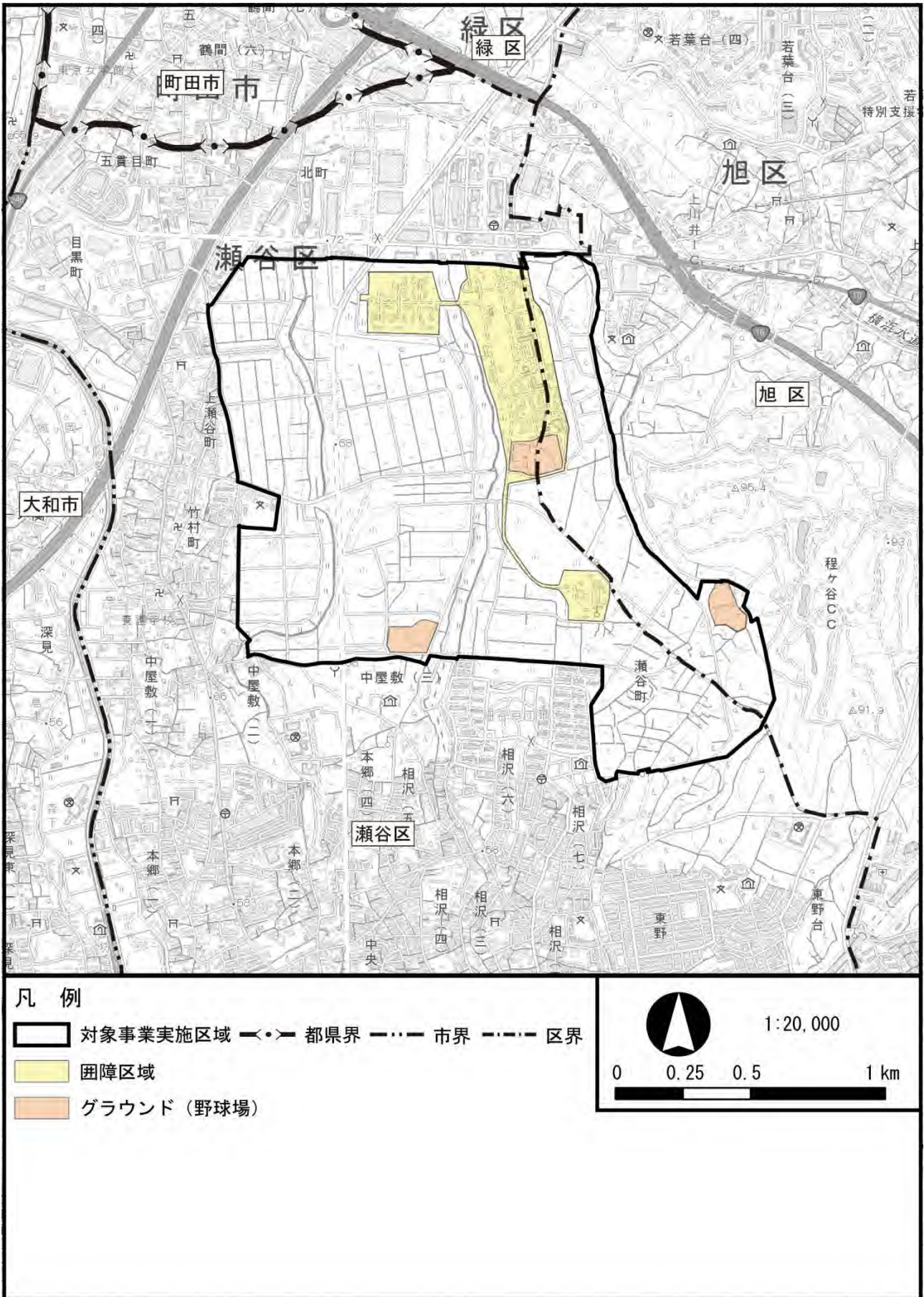


図 9.13-4 囲障区域とグラウンド（野球場）の位置



写真 9.13-7 A地点（田畑植栽樹域）



写真 9.13-8 B地点（田畑植栽樹域）

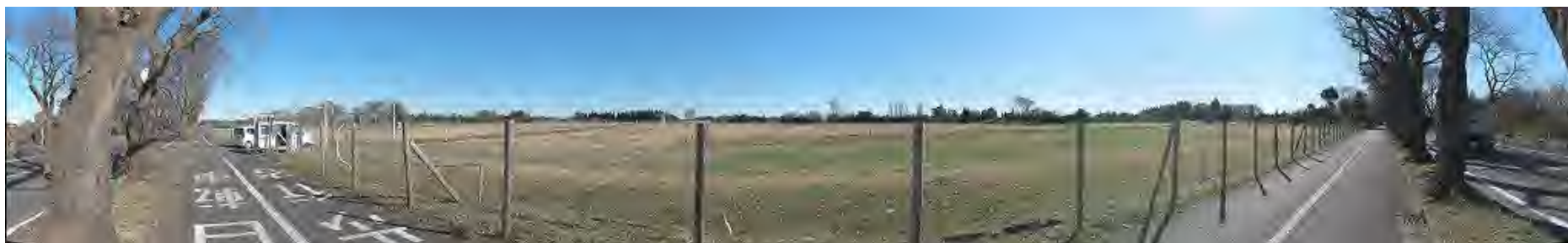


写真 9.13-9(1) C地点[東方向]（乾性草地域）



写真 9.13-9 (2) C地点[西方向] (田畑植栽樹域)



写真 9.13-10 (1) D地点[南東方向] (樹林域)



写真 9.13-10 (2) D地点[北西方向] (乾性草地域)

d. 価値の状況

景観区の場合の状況、利用の状態、眺めの状態を踏まえ、圍繞景観についての普遍価値及び固有価値に区分し、その価値の状況を整理しました。

圍繞景観の価値の状況は、表 9.13-14 に示すとおりです。

表 9.13-14 景観区ごとの価値の状況

景観区の区分	価値軸	認識項目	価値の状況	
樹林域	普遍価値	自然性	◎	整備された植林等がまとまって分布しているので、自然性は高いと考えられます。
		視認性	◎	視認性は高いと考えられます。
		利用性	◎	利用性は高いと考えられます。
	固有価値	固有性	○	周辺には似たような環境が分布しているので、固有性は中程度と考えられます。
		親近性	◎	周辺住民等多くの人に利用されています。
		自然性	◎	整備された草地環境が分布しているので、自然性は高いと考えられます。
乾性草地域	普遍価値	視認性	◎	視認性は高いと考えられます。
		利用性	△	関係者以外は立ち入りが禁止とされていますので、利用性は低いと考えられます。
	固有価値	固有性	◎	周辺に似たような環境は無いので、固有性は高いと考えられます。
田畑植栽樹域	普遍価値	自然性	○	田畑等の耕作地で人為的な影響を受けているので、自然性は中程度と考えられます。
		視認性	◎	視認性は高いと考えられます。
		利用性	◎	農作業を行っているので、利用性は高いと考えられます。
	固有価値	固有性	◎	周辺に似たような環境は無いので、固有性は高いと考えられます。
		親近性	○	農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入り禁止なので、親近性は中程度と考えられます。
人工構造物・グラウンド域	普遍価値	自然性	△	自然性は低いと考えられます。
		視認性	○	視認性は中程度と考えられます。
		利用性	○	対象事業実施区域外の利用性は高いが、対象事業実施区域内は、主に立ち入りが制限された圍障区域内の旧米軍施設であるため、中程度としました。
	固有価値	固有性	○	周辺に似たような環境があるので、固有性は中程度と考えられます。
		親近性	○	対象事業実施区域外の親近性は高いが、対象事業実施区域内は、主に立ち入りが制限された圍障区域内の旧米軍施設であるため、中程度としました。

注：価値の状況に付けたマークの意味は、以下のとおりです。

◎：高い、○：中程度、△：低い

9.13.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、敷地の存在及び構造物の存在が、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観、圍繞景観に及ぼす影響としました。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観、圍繞景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

予測地点は、主要な眺望点及び圍繞景観の調査地点と同様としました。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、敷地の存在時及び対象事業実施区域内の区画整理事業としての構造物（道路、調整池）がすべて存在している時期の2ケースとしました。

④ 予測手法

ア. 主要な眺望点の状況

主要な眺望点と事業計画を重ね合わせ、主要な眺望点への影響の程度を予測しました。

イ. 景観資源の状況

景観資源と事業計画を重ね合わせ、景観資源への影響の程度を予測しました。

ウ. 主要な眺望景観、圍繞景観の状況

主要な眺望地点から撮影した現況写真に、事業計画を基に都市計画対象事業の供用の状況を合成したフォトモンタージュを作成し、眺望の変化の程度を定性的に予測しました。

圍繞景観は、現況と事業計画を重ね合わせ、普遍価値、固有価値の観点で圍繞景観に及ぼす影響の変化の程度を定性的に予測しました。

⑤ 予測結果

ア. 主要な眺望点の状況

主要な眺望点と事業計画を重ね合わせたものは、図 9. 13-5 に示すとおりです。

主要な眺望点については、直接的改変は実施しないことから、改変による影響はないと予測します。

イ. 景観資源の状況

景観資源と事業計画を重ね合わせたものは、図 9. 13-5 に示すとおりです。

景観資源については、対象事業実施区域以外に存在する物については、直接的改変は実施しないことから、改変による影響はないと予測します。対象事業実施区域内に存在する旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域及び海軍道路沿いの桜並木については、直接的改変を行い消失する計画なので、改変による影響はありと予測します。

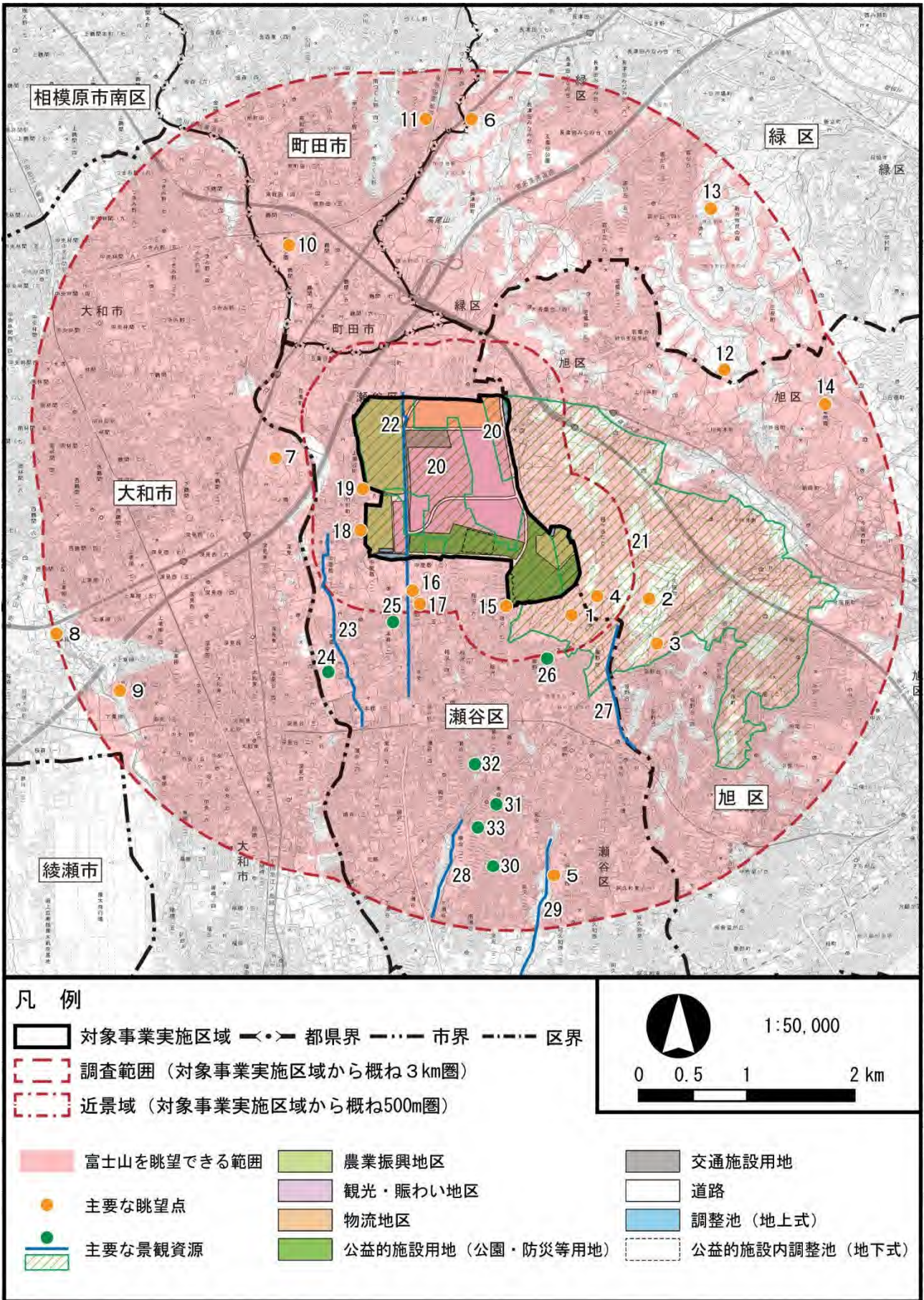


図 9.13-5 主要な眺望点及び景観資源と事業計画

ウ. 主要な眺望景観の状況

a. No. 1 瀬谷市民の森

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷市民の森」の散策路上の地点です。

本地点からは、写真 9.13-11(1) に示すように、瀬谷市民の森の落葉樹の隙間から左側奥に集合住宅が見えます。また、左側手前と中央に見えているのは旧上瀬谷通信施設地区の緑農地域（対象事業実施区域内）であり、なだらかな丘陵地に樹木や草地の緑がわずかに見えますが、樹木により見通しはよくありません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-11(2) に示すように、本地点から視認できる範囲は、公益的施設用地として改変します。しかし、本地点からは周辺の樹木や草地の多くが残置するため、公益的施設用地は僅かに視認ができる程度であるため、眺望景観への影響は小さいと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-11(3) に示すように、本地点からは構造物が視認できないため、敷地の存在時と同じく、眺望景観への影響は小さいと予測します。



写真 9.13-11(1) No. 1 瀬谷市民の森（現況）



写真 9.13-11(2) No. 1 瀬谷市民の森（敷地の存在）



写真 9.13-11(3) No. 1 瀬谷市民の森（構造物の存在）

b. No. 2 瀬谷みはらし公園

本地点は対象事業実施区域の南側に隣接する「瀬谷みはらし公園」内の小高い丘の上の地点です。

本地点からは、写真 9.13-12(1)に示すように、北東方向の道路越しに対象事業実施区域が眺望できます。なだらかな丘陵地に、樹木や草地等の緑豊かな景観が広がっています。

敷地の存在時においては、写真 9.13-12(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は、公益的施設用地として改変します。本地点からは、前面に公益的施設用地として改変されることが視認できるため、眺望景観への影響は大きいと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-12(3)に示すように、手前側に調整池が計画されていますが地下式のため、眺望としては敷地の存在時と同じであり、眺望景観への影響は大きいと予測します。



写真 9.13-12(1) No. 2 瀬谷みはらし公園 (現況)



写真 9.13-12 (2) No. 2 瀬谷みはらし公園 (敷地の存在時)



写真 9.13-12 (3) No. 2 瀬谷みはらし公園 (構造物の存在)

c. No. 3 中屋敷三丁目公園

本地点は対象事業実施区域の南側約 300m に位置する「中屋敷三丁目公園」内に位置します。

本地点からは、写真 9.13-13(1) に示すように、公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。右側の樹木の間からは、対象事業実施区域の手前のまとまった樹木や農地等が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-13(2) に示すように、対象事業実施区域は樹木に遮られて視認できないこともあり眺望景観への影響はないと予測します。

構造物の存在時においても、写真 9.13-13(3) に示すように、本地点からは構造物が視認できないため、敷地の存在時と同じく、眺望景観への影響はないと予測します。



写真 9.13-13(1) No. 3 中屋敷三丁目公園 (現況)



写真 9.13-13(2) No. 3 中屋敷三丁目公園（敷地の存在）



写真 9.13-13(3) No. 3 中屋敷三丁目公園（構造物の存在）

d. No. 4 本郷四丁目第二公園

本地点は対象事業実施区域の南側約 420m に位置する「本郷四丁目第二公園」内に位置します。

本地点からは、写真 9.13-14(1) に示すように、公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。正面の公園内の樹木の隙間からは対象事業実施区域の南側の地域が見えます。左側から中央にかけて事業所の建物、中央よりやや右側に対象事業実施区域の手前の樹木、右側に老人福祉施設が見え、市街地景観を呈しています。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-14(2) に示すように、本地点から視認できる範囲は、公益的施設用地として改変します。しかし、本地点からは対象事業実施区域の手前の建物や樹木に遮られるため、中央付近の公益的施設用地として計画されている部分の樹木が僅かに消失する程度で、眺望景観への影響は小さいと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-14(3) に示すように、本地点からは構造物が視認できないため、敷地の存在時と同じく、眺望景観への影響は小さいと予測します。



写真 9.13-14(1) No. 4 本郷四丁目第二公園（現況）



写真 9.13-14(2) No. 4 本郷四丁目第二公園（敷地の存在）



写真 9.13-14(3) No. 4 本郷四丁目第二公園（構造物の存在）

e. No. 5 竹村町公園

本地点は対象事業実施区域の西側に近接する「竹村町公園」内に位置します。

本地点からは、写真 9.13-15(1)に示すように、公園内の広場や樹木が視野の大部分を占めます。その奥に対象事業実施区域内の農地や樹木等のまとまった緑が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-15(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は、農業振興地区として改変します。本地点からは、公園内の樹木により視界が一部遮られますが、それ以外は、農業振興地区として計画されている部分の樹木等が消失することが視認できるため、眺望景観が変化するものと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-15(3)に示すように、本地点からは構造物は視認できませんが、敷地の存在時と同じく眺望景観が変化するものと予測します。



写真 9.13-15(1) No. 5 竹村町公園（現況）



写真 9.13-15(2) No. 5 竹村町公園（敷地の存在）



写真 9.13-15(3) No. 5 竹村町公園（構造物の存在）

f. No. 6 上瀬谷町東公園

本地点は対象事業実施区域の西側に近接する「上瀬谷町東公園」の東端に位置します。

本地点からは、写真 9.13-16(1)に示すように、左側に公園内の樹木、中央に対象事業実施区域の農地や樹木等が見え、右側に上瀬谷小学校の樹木が見えます。本地点及びその周辺は概ね平坦な地形であることから遠方は視認できません。

敷地の存在時においては、写真 9.13-16(2)に示すように、本地点から視認できる範囲は、農業振興地区として改変します。本地点からは、中央に農業振興地区の擁壁が視認でき、それ以外は農業振興地区として計画されている部分の樹木等が消失することが視認できるため、眺望景観が変化するものと予測します。

構造物の存在時においては、写真 9.13-16(3)に示すように、本地点からは構造物は視認できませんが、敷地の存在時と同じく眺望景観が変化するものと予測します。



写真 9.13-16(1) No. 6 上瀬谷町東公園（現況）



写真 9.13-16(2) No. 6 上瀬谷町東公園（敷地の存在）



写真 9.13-16(3) No. 6 上瀬谷町東公園（構造物の存在）

エ. 困繞景観の状況

a. 場の状況や眺めの状態の変化の状況

景観区の区分と事業計画を重ね合わせたものは、図 9.13-6 に示します。また、景観区ごとに改変率、敷地の存在、構造物の存在における利用の状態、眺めの状態の変化は、表 9.13-15 に示すとおりです。

表 9.13-15 景観区ごとの改変率及び敷地の存在、構造物の存在における利用の状態、眺めの状態の変化

景観区の区分	現況面積 ^{※1} (ha)	改変面積 ^{※2} (ha)	改変率 ^{※3} (%)	利用の状態の変化	眺めの状態の変化
樹林域	約 32	約 11	約 36	主に対象事業実施区域外のため、改変は無く変化はありません。	対象事業実施区域内はほとんど消失しますが、樹林域の大部分は対象事業実施区域外に存在するため、大きな変化は無いと予測します。
乾性草地域	約 97	約 92	約 95	現況では、関係者以外は立ち入り禁止となっているため、変化はありません。	現況の面積の 90%以上が改変され、対象事業実施区域内の乾性草地域の大部分が消失すると予測します。
田畑植栽樹域	約 135	約 112	約 83	現況では、関係者以外は立ち入り禁止となっているため、変化はありません。	現況の面積の 80%以上が改変されますが、敷地の存在、構造物の存在では、この区域は農業振興地区に計画されるため、大きな変化は無いと予測します。
人工構造物・グラウンド域	約 127	約 33	約 26	対象事業実施区域外は、改変が無く変化はありません。対象事業実施区域内は、関係者以外は立ち入り禁止となっているため、変化はありません。	対象事業実施区域内はほとんどが消失しますが、対象事業実施区域外は、大きな変化は無いと予測します。

※1：現況面積は、対象事業実施区域及びその周辺約 200m の範囲です。

※2：改変面積は、対象事業実施区域の範囲となります。

※3：四捨五入の関係で改変率が合わない場合があります。

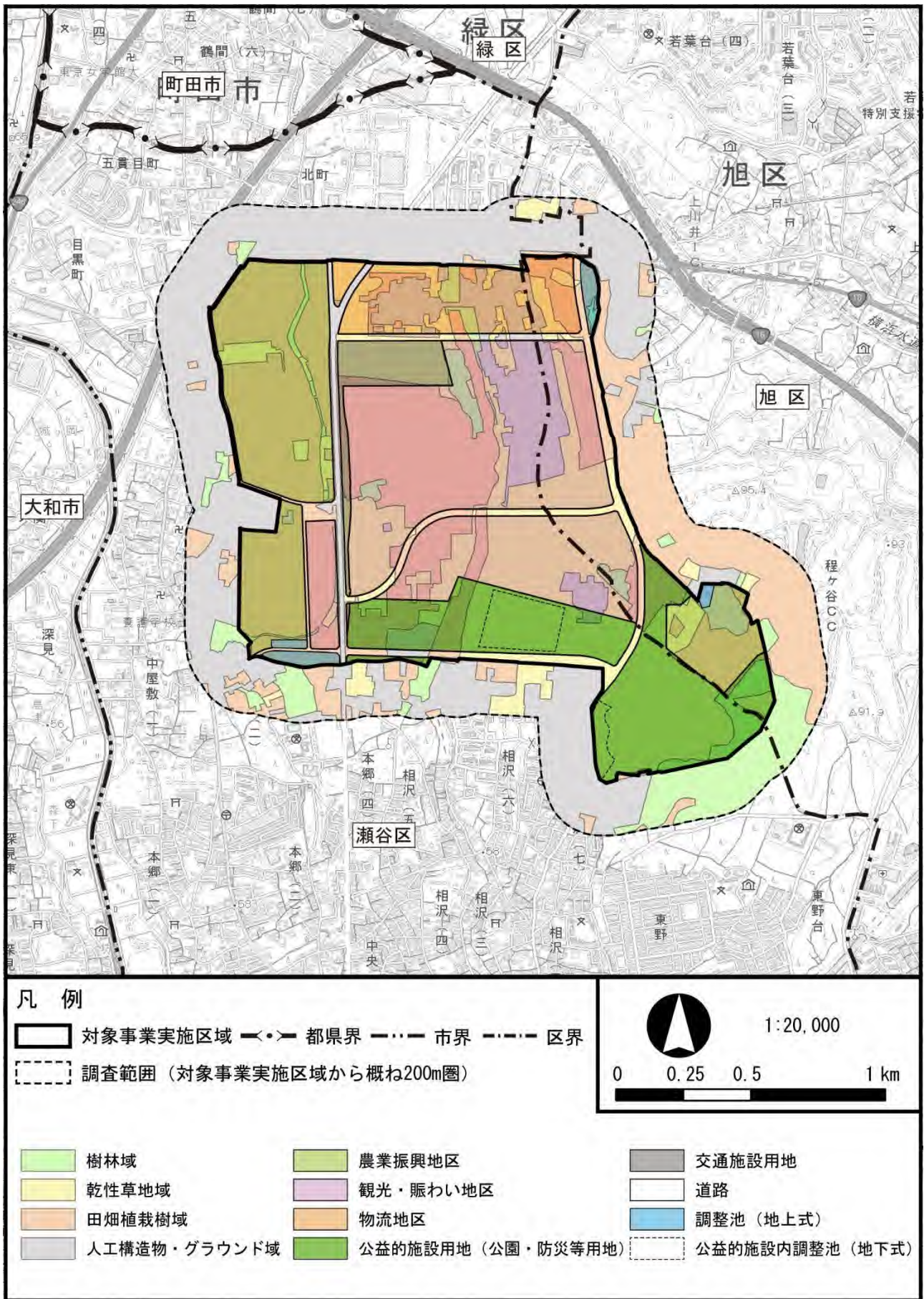


図 9.13-6 景観区と事業計画

b. 圍繞景観の現地調査地点からの眺めの変化の程度

圍繞景観の現地調査地点（A～D）においてフォトモンタージュを作成し、調査地点からの眺めの変化の程度を定性的に予測しました。

予測結果は表 9.13-16 に、フォトモンタージュは写真 9.13-17～20 に示すとおりです。

表 9.13-16 圍繞景観現地調査地点からの眺めの変化

調査地点	景観区	現況	敷地の存在	構造物の存在
A地点	田畑植栽樹域	対象事業実施区域内の農地が広がり、樹木、草地などの緑を介して、低層の住居系建物や中高層の集合住宅等の建物が見えます。視認性はよく、遠方に丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	対象事業実施区域内の農地や草地が改変されますが、遠方の丹沢の山並みや富士山山頂の眺望には変化は無いと予測します。	構造物が視認できないため、敷地の存在と同じ結果になると予測します。
B地点	田畑植栽樹域	川井・矢指風致地区内の丘陵地や崖線の連なりが見え、丘陵地には農地と樹林などの緑と中央左側には墓地が見えます。	対象事業実施区域内の未舗装の道路が、改変した土地に変わりますが、丘陵地や崖線の眺望には変化は無いと予測します。	対象事業実施区域内の道路がわずかに視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。
C地点 東方向	乾性草地域	概ね平坦な地形で遮るものがないため、視認性はよく、対象事業実施区域内の海軍広場の草地や樹林が見えます。また、海軍道路沿いの桜並木が視認できます。（桜の開花時期の写真はP.9.14（人触れ）-5）	対象事業実施区域内の乾性草地域が改変により、観光・賑わい地区に改変され、眺望は大きく変化すると予測します。	海軍道路が視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。
C地点 西方向	乾性草地域	対象事業実施区域内の農地や樹木が視野の大部分を占めます。その奥には住居系の建築物が見えます。また、海軍道路沿いの桜並木、視認性が良いため、遠方には丹沢の山並みや富士山の山頂の一部が見えます。	対象事業実施区域内の農地や樹木が改変されますが、その奥の住居系建築物や遠方の丹沢の山並みや富士山の山頂の眺望には変化は無いと予測します。	海軍道路が視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。
D地点 南東方向	樹林域	対象事業実施区域内の草地が視野の大部分を占めます。奥には川井・矢指風致地区内の緑豊かな丘陵地と崖線の連なりが見えます。	対象事業実施区域内の乾性草地域が改変されますが、奥に見える丘陵地と崖線の連りの眺望には、変化は無いと予測します。	区域内道路が視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。
D地点 北西方向	乾性草地域	対象事業実施区域内の草地や樹木が視野の大部分を占めます。左奥には中低層の集合住宅、中央付近には樹木越しに丹沢の山並みが見えます。	対象事業実施区域内の乾性草地域が改変されますが、中低層の集合住宅、丹沢の山並みの眺望には変化は無いと予測します。	区域内道路が視認できる程度で、それ以外は敷地の存在と同じ結果になると予測します。



[現況]



[敷地の存在]



[構造物の存在]

写真 9.13-17 A地点（田畑植栽樹域）



[現況]



[敷地の存在]



[構造物の存在]

写真 9.13-18 B地点（田畑植栽樹域）



[現況]



[敷地の存在]



[構造物の存在]

写真 9.13-19(1) C地点[東方向] (乾性草地域)



[現況]



[敷地の存在]



[構造物の存在]

写真 9.13-19(2) C地点[西方向] (乾性草地域)



[現況]



[敷地の存在]

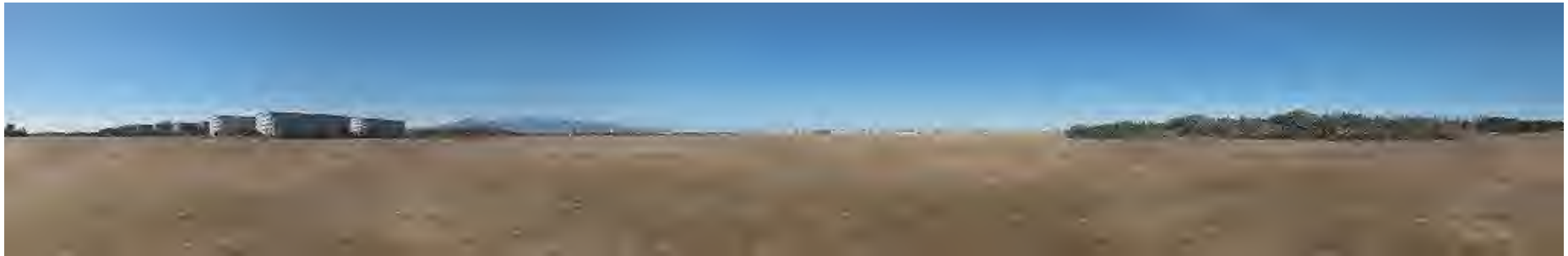


[構造物の存在]

写真 9.13-20(1) D地点[南東方向] (樹林域)



[現況]



[敷地の存在]



[建造物の存在]

写真 9.13-20(2) D地点[北西方向] (乾性草地域)

c. 困繞景観の価値の変化の程度

景観区の場合の改変の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目した価値の変化の程度は、表 9.13-17 に示すとおりです。

予測の結果、乾性草地域における普遍価値の自然性、固有価値の固有性が、現況では価値が高かったのが、敷地の存在、構造物の存在では、低く変化すると予測されます。

表 9.13-17(1) 景観区ごとの価値の変化の程度（樹林域）

価値軸	認識項目	価値の変化※	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎ → ◎ → ◎	樹林域の改変率は約36%ですが、樹林域がまとまって広く分布しているのは、対象事業実施区域外であるため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	視認性	◎ → ◎ → ◎	樹林域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	利用性	◎ → ◎ → ◎	樹林域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
固有価値	固有性	○ → ○ → ○	樹林域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況から大きな変化は無いと予測します。
	親近性	◎ → ◎ → ◎	樹林域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況から大きな変化は無いと予測します。

※：価値の変化は、(現況) → (敷地の存在) → (構造物の存在) の順に示しています。

また、マークの意味は以下のとおりです。

◎：高い、○：中程度、△：低い

表 9.13-17(2) 景観区ごとの価値の変化の程度（乾性草地域）

価値軸	認識項目	価値の変化※	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	◎ → △ → △	乾性草地域の改変率は90%以上となり、対象事業実施区域内の乾性草地域の大部分が消失します。よって、現況から大きな変化があると予測します。
	視認性	◎ → ◎ → ◎	敷地の存在、構造物の存在において、視認性を遮るものは計画されていません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
	利用性	△ → △ → △	敷地の存在、構造物の存在において、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
固有価値	固有性	◎ → △ → △	敷地の存在、構造物の存在において、乾性草地域は大部分が消失し、固有性は失われます。よって、現況から大きな変化があると考えます。
	親近性	△ → △ → △	敷地の存在、構造物の存在において、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。

※：価値の変化は、(現況) → (敷地の存在) → (構造物の存在) の順に示しています。

また、マークの意味は以下のとおりです。

◎：高い、○：中程度、△：低い

表 9.13-17(3) 景観区ごとの価値の変化の程度（田畑植栽樹域）

価値軸	認識項目	価値の変化※	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	○ → ○ → ○	敷地の存在、構造物の存在において、農業振興地区として計画されています。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
	視認性	◎ → ◎ → ◎	敷地の存在、構造物の存在において、視認性を遮るものは計画されていません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
	利用性	◎ → ◎ → ◎	敷地の存在、構造物の存在において、農業振興地区として計画されています。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
固有価値	固有性	◎ → ◎ → ◎	敷地の存在、構造物の存在において、農業振興地区として計画されています。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
	親近性	○ → ○ → ○	敷地の存在、構造物の存在において、農作業で利用しますが、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。

※：価値の変化は、（現況）→（敷地の存在）→（構造物の存在）の順に示しています。
また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

表 9.13-17(4) 景観区ごとの価値の変化の程度（人工構造物・グラウンド域）

価値軸	認識項目	価値の変化※	価値の変化の状況
普遍価値	自然性	△ → △ → △	人工構造物・グラウンド域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	視認性	○ → ○ → ○	人工構造物・グラウンド域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	利用性	○ → ○ → ○	人工構造物・グラウンド域は、対象事業実施区域外は現況からの大きな変化は無く、対象事業実施区域内は敷地の存在、構造物の存在においては、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。
固有価値	固有性	○ → ○ → ○	人工構造物・グラウンド域は主に対象事業実施区域外に分布しているため、現況からの大きな変化は無いと予測します。
	親近性	○ → ○ → ○	人工構造物・グラウンド域は、対象事業実施区域外は現況からの大きな変化は無く、対象事業実施区域内は敷地の存在、構造物の存在においては、関係者以外は立ち入ることができません。よって、現況から大きな変化は無いと予測します。

※：価値の変化は、（現況）→（敷地の存在）→（構造物の存在）の順に示しています。
また、マークの意味は次のとおりです。 ◎：高い、○：中程度、△：低い

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避、低減又は代償することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.13-18 に示します。

表 9.13-18 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
緑地等の保全に配慮した土地利用計画	適	農業振興地区、公益的施設用地等を適切に配置して緑地、農地の景観を保全することにより、景観への影響を低減できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
緑地の創出	適	改変部分にできる限り緑地を創出し、緑化に当たっては周辺構成種を植栽することにより、景観への影響を軽減できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
桜並木等の創出	適	消失する桜並木等の代償として、新たな桜並木等を創出することにより、景観への影響を低減できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
遠景の眺望に配慮した土地利用計画	適	丹沢山地や富士山が眺望できるように配慮した将来の土地利用計画を促し、景観への影響を軽減できるため、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

敷地の存在及び構造物の存在に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観及び圍繞景観への影響を低減させるため、表 9.13-19 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.13-19 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在・構造物の存在	景観への影響	緑地及び地形の保全	緑地等の保全に配慮した土地利用計画	眺望景観、圍繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし
				緑地の創出	眺望景観、圍繞景観への影響を代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				桜並木等の創出※	眺望景観、圍繞景観への影響が代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				遠景の眺望に配慮した土地利用計画	眺望景観、圍繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況 (P.2-59) 参照。

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.13-19 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、景観に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

景観に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

眺望景観、囲繞景観への影響の低減の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性はないと考えられます。また、本予測項目で採用した環境保全措置は、効果に係る知見が蓄積されており、不確実性はないと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.14 人と自然との触れ合いの活動の場

9.14.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとしました。

- ・人と自然との触れ合いの活動の場の概況
- ・主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

(2) 調査の基本的な手法

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理によりました。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果から、主要な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出し、当該資料の収集及び整理を行いました。

イ. 現地調査

現地踏査及び聞き取り調査を行い、主要な人と自然との触れ合いの活動の場における利用状況及び利用環境を把握し、結果の整理及び解析を行いました。

(3) 調査地域・調査地点

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域としました。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

「①人と自然との触れ合いの活動の場の概況」の調査結果を踏まえて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況の調査地点は、表 9.14-1 及び図 9.14-1 に示す 12 地点としました。

表 9.14-1 調査地点と距離及び地点の概況

No.	調査地点	距離※	地点の概況
1	海軍道路の桜並木	対象事業 実施区域内	瀬谷中学校交差点付近から八王子街道に至る約3kmの直線道路の沿道に、約300本の桜が植えられ、桜の花が咲くころには多くの人が訪れます。
2	東野第一公園	約0.5km	閑静な住宅街の中にある公園で、遊具が置かれている場所と広場に分かれています。公園の中には約10本の大きな桜が植えられています。
3	瀬谷中央公園	約0.5km	閑静な住宅街の中にある公園で、広い広場、「こどもログハウス（まるたのしろ）」等があります。また、数本の大きな桜が植えられています。
4	境川沿い	約0.5km	境川の北側の地点には、有志により早咲きの品種「河津桜」が約15本植えられています。南側の地点では、境川へ降りられるような親水拠点があります。
5	鎌倉古道 北コース	対象事業 実施区域内	相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道沿道にある神社仏閣等を巡る約7.5kmのハイキングコースです。コースの途中には、対象事業実施区域が含まれています。（海軍道路）
6	鎌倉古道 南コース	約1.5km	相鉄本線の南側の鎌倉古道・上道沿道にある史跡等を巡る約5.5kmのハイキングコースです。対象事業実施区域からは離れていますので、コースには含まれていません。
7	野境道路	約0.6km	瀬谷区と旭区の区境を通り、相鉄本線・三ツ境駅北口から瀬谷高校入口までの区間は緩やかなアップダウンとカーブが続き、道路の両側には桜並木が整備されています。
8	武相国境・緑の森コース	約0.1km	相鉄本線・瀬谷駅と三ツ境駅間の神社仏閣等を巡る約4.5kmのハイキングコースです。対象事業実施区域からは離れていますので、コースには含まれていません。
9	瀬谷市民の森	0km	対象事業実施区域の南東側に隣接し、和泉川の源流域となっています。室町時代におきた「世野原の戦い」の主戦場になったと伝えられています。
10	追分市民の森	約0.7km	矢指川の源流域にあり、谷戸の田園風景とヒノキやスギの樹木が一体となっています。谷戸の地形に沿って広大なお花畑があり、季節ごとに様々な花が楽しめます。
11	矢指市民の森	約0.9km	中原街道に面し、追分市民の森の隣に位置します。針葉樹が多いこの森の中心には、「太陽の広場」があり、森と小川のせせらぎが楽しめます。
12	上川井市民の森	0km	瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、針葉樹が主体の森となっています。林内にはせせらぎや湿地が見られ、周辺の市民の森と一体的に利用されています。

※：対象事業実施区域への最短の距離を示しています。

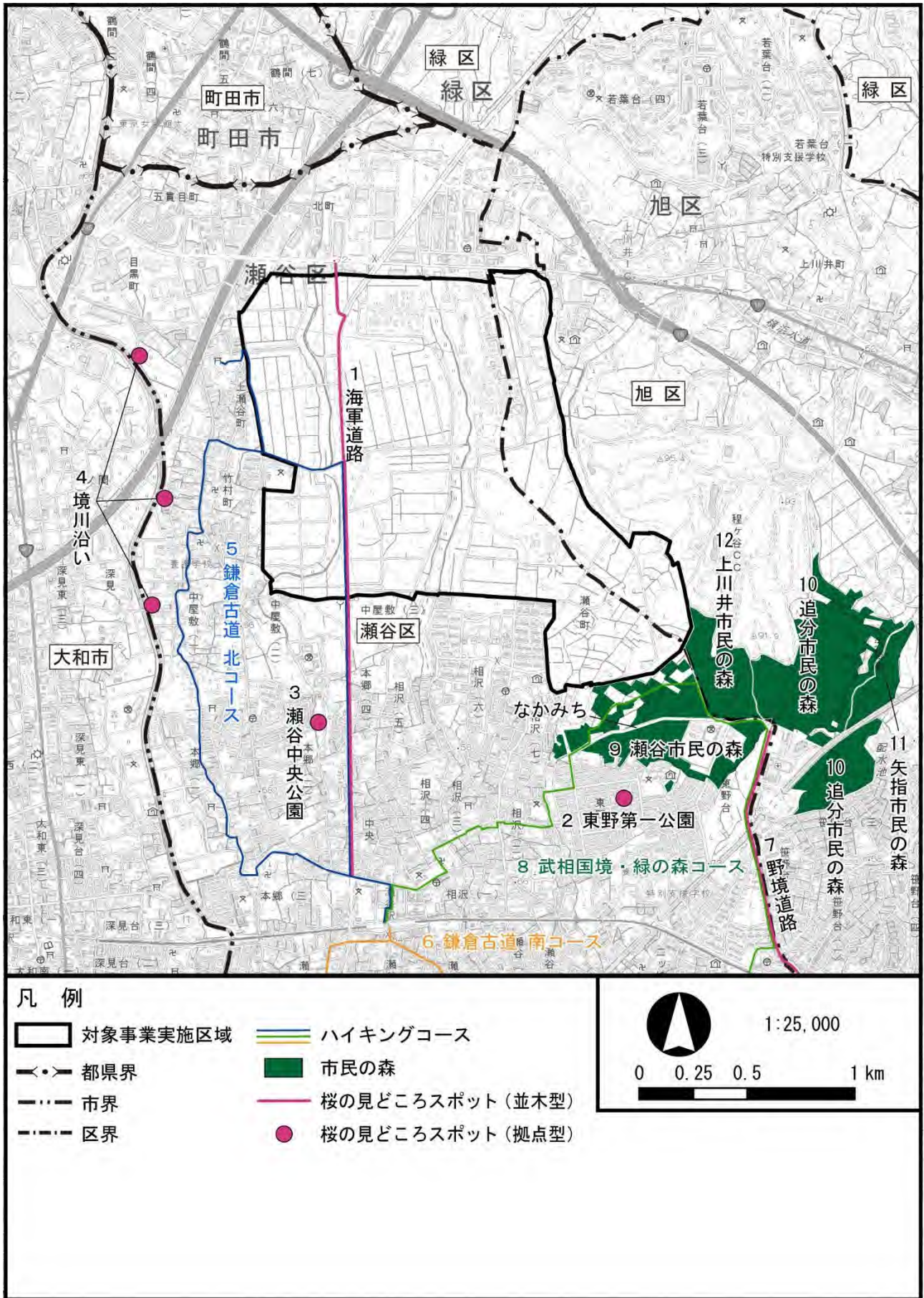


図 9.14-1 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点

(4) 調査期間

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料によりました。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料によりました。

イ. 現地調査

現地踏査は、各調査地点の利用状況が多いと思われる時期としました。聞き取り調査は、東野第一公園、瀬谷中央公園、野境道路、瀬谷市民の森、追分市民の森、及び矢指市民の森に対して行いました。聞き取り調査の日時等は、表 9.14-2 に示すとおりです。

表 9.14-2 聞き取り調査の日時等

聞き取り対象の 公園、道路、市民の森	日にち	聞き取り相手
東野第一公園	令和2年10月15日	横浜市瀬谷区自治会
瀬谷中央公園	令和2年10月9日	横浜市瀬谷区自治会
野境道路	令和2年10月20日	横浜市瀬谷区自治会
瀬谷市民の森	令和2年10月22日	市民の森愛護会
追分市民の森	令和2年10月16日	市民の森愛護会
矢指市民の森		

(5) 調査結果

① 人と自然との触れ合いの活動の場の概況

対象事業実施区域及びその周辺における人と自然との触れ合いの活動の場の概要は、「第3章 3.2.6 (2) 人と自然との触れ合いの活動の状況」(P. 3-100~102) に示すとおりです。

② 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

ア. 海軍道路の桜並木

海軍道路の桜並木の現況は、写真 9.14-1 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木は、瀬谷中学校交差点付近から八王子街道に至る約 3 km の直線道路に、第二次世界大戦後約 400 本の桜が植えられ、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷桜の見どころスポット」として紹介されています。毎年 3 月下旬から 4 月頭にかけて道路を覆う桜のアーチを見ようと多くの人を訪れます。また、「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道」の鎌倉古道・北コースの中にも盛り込まれています。

桜の開花時期には、隣接する旧上瀬谷通信施設の“はらっぱ”が一般開放され、仮設トイレも設置されます。平成 31 年 3 月 30 日（土）には、瀬谷区制 50 周年記念イベント「上瀬谷お花見 DAY」が開催されたこと等により、3 月 23 日（土）から 4 月 7 日（日）の期間に横浜市が調査した結果によると約 4,200 人が訪れました。

また、毎年新春には、瀬谷区陸上競技会が主催となり、瀬谷区内在住、在勤、在クラブ、在学（小学生 5 年以上）が参加資格となる「瀬谷区マラソン大会」が開催され、海軍道路はコースの一部として利用されています。平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間の参加者は、平均約 930 名となっています。



写真 9.14-1 海軍道路の桜並木（令和 3 年 3 月 27 日撮影）

イ. 東野第一公園

東野第一公園の現況は、写真 9.14-2 に示すとおりです。

東野第一公園は閑静な住宅街の中にあり、昭和 53 年 10 月に公開された広さ約 3,500m²の公園で瀬谷土木事務所が管理をしています。公園の中は、ブランコや滑り台、鉄棒等の遊具が置かれている場所と子供が走り回れる広場に分かれており、主に西側には大きな桜の木が約 10 本植わっています。瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として紹介をされています。

また、公園の隅には、瀬谷に伝わる昔話のひとつ「東野の乳出神さま」の石碑があります。横浜市瀬谷区自治会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-3 に示すとおりです。



写真 9.14-2 東野第一公園（令和3年3月27日撮影）

表 9.14-3 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていません。公園周辺の約200世帯の住民が主に利用しています。利用者はお年寄りが多く、親子連れ、子供のみ利用もあります。利用時間は昼間が多いです。
- 利用団体はなく自治会としての行事では、年末には餅つき大会や防災訓練が行われます。毎週水曜日にはラジオ体操も行っています。
- 地域密着型の公園であるため利用目的は、お年寄りの散歩が多く、親子連れや小学生の遊び場としても利用されています。以前はゲートボール等を行っていたようですが、今はやっていません。
- 桜の時期でも、花見を目的に利用する人は多くなく、他地区からの来園者もいません。
- 駐車場はないので、車でのアクセスはできません。利用者はほぼ近隣住民なので、徒歩での利用となります。子供等は自転車での利用もあります。
- 桜の樹齢が高くなり、虫にやられているような箇所もあるため、地元からの苦情もあり一部伐採を行いました。今後、どうするかが課題です。

ウ. 瀬谷中央公園

瀬谷中央公園の現況は、写真 9.14-3 に示すとおりです。

瀬谷中央公園は閑静な住宅街の中にあり、昭和 60 年 6 月に公開された南北に長い広さ約 12,000m²の公園で瀬谷土木事務所が管理をしています。公園の北側には広い広場が、西側には大門川が流れており、その川沿いに「大門川せせらぎ緑道」があります。瀬谷中央公園の周囲には桜をはじめとした樹木が植わっており、瀬谷区のホームページには「桜舞う春の瀬谷 桜の見どころスポット」として紹介をされています。

また公園の南側には、特定非営利活動法人 区民施設協会・せや が指定管理者となる「こどもログハウス (まるたのしろ)」があります。これは、小学生、中学生、大人につきそいがあれば幼児も無料で利用できる屋内施設で、丸太で作られた 2 階建ての建物の中には、走りまわれるスペース、アスレチック遊具、図書コーナー等が揃っています。

横浜市瀬谷区自治会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-4 に示すとおりです。



写真 9.14-3 瀬谷中央公園 (令和3年3月27日撮影)

表 9.14-4 聞き取り調査の概要

- ・ 正確な利用者数は分かりませんが、お花見の時期だけではなく、春から秋にかけて利用者数が多いです。
- ・ お花見の時期では、ブルーシートを広げてお花見をする人は少なく、公園内を一周しながら、花見をするぐらいの人がほとんどです。
- ・ この公園はグラウンドが大きいので、ゲートボールやグラウンドゴルフ、ラジオ体操、テニス、サッカーの練習などスポーツでの利用者が多いです。以前は、JA瀬谷が主催のグラウンドゴルフの開催もあったそうです。
- ・ そのほかにも犬の散歩コースとしての利用や、ログハウスの利用を目的とした幼稚園、小学校の利用など利用者は多岐にわたっています。
- ・ 利用者が何をを使ってここに来ているのかは正確には分かりませんが、花見の時期も、それ以外の時期もほとんどが徒歩で来ていると思います。
- ・ 利用者がどこから来ているのかは正確には分かりませんが、花見の時期も、それ以外の時期も、ほとんどが地域住民の利用だと思います。ただグラウンドゴルフでの利用の際などは、瀬谷区外から来ている方もいるかもしれません。

エ. 境川沿い

境川沿いの現況は、写真 9.14-4 に示すとおりです。

境川沿いの北側の地点（瀬谷区目黒町）は、平成 21 年に区民の有志が住民や来訪者の心休まる環境をつくることを目指して、早咲きの品種「河津桜」を約 15 本植え、現在に至っています。中央の地点、南側の地点は、境川沿いの道路の脇に花壇が設置され、花が咲く季節は通行人を楽しませてくれます。

また、南側の地点の境川中島橋をはじめとする何地点かは、境川へ降りられるような階段が設けられ、境川の流れる水に触れることができる親水拠点が設置されています。



写真 9.14-4 境川沿い（左上は令和 3 年 2 月 23 日、それ以外は令和 3 年 3 月 27 日撮影）

オ. 鎌倉古道 北コース

鎌倉古道 北コースの現況は、写真 9.14-5 に示すとおりです。

鎌倉古道 北コースとは、瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」の中の一つで、全5コースが用意されています。

鎌倉古道 北コースは、相鉄本線の北側の鎌倉古道・上道（かみのみち）沿道にある神社仏閣や、瀬谷最大の農業地である上瀬谷農業専用地区、環状4号線を巡る約7.5kmのハイキングコースです。

北コースに沿って歩いていくと、途中には神社仏閣以外にも、かつての川口製絲株式会社の正門跡、市名木・古木指定のケヤキ、瀬谷銀行跡等を見ることができます。

なお、瀬谷区では瀬谷の魅力をってもらう取り組みとして、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成29年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は681人となっています。



写真 9.14-5 鎌倉古道 北コース（令和2年11月28日撮影）

カ. 鎌倉古道 南コース

鎌倉古道 南コースの現況は、写真 9.14-6 に示すとおりです。

鎌倉古道 南コースは、前述と同じく瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている 5 コースの中の一つです。

鎌倉古道 南コースは、相鉄本線の南側の鎌倉古道・上道（かみのみち）沿道にある神社仏閣や石仏などの史跡のほか、相沢川沿いに散策ができ、初春には河津桜やオオシマサクラを見ることができる歩行者専用道の相沢川ウォークなどを巡る約 5.5km のハイキングコースです。

なお、調査区域においては、鎌倉古道 南コースのルートは少ししか含まれておらず、ガイドマップに掲載されている立ち寄り地点としては、江戸時代の史跡で「世野（せや）の原の鷹見塚」という相模国の鷹狩指揮所の一つとして築かれた小さな塚だけです。（次に近いのが、南西側約 500m にある寶蔵寺です。）

なお、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取り組みとして、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成 29 年度から令和元年度の参加者数（利用者数）の延べ人数は 328 人となっています。



写真 9.14-6 鎌倉古道 南コース（令和 2 年 11 月 28 日撮影）

キ. 野境道路

野境道路の現況は、写真 9.14-7 に示すとおりです。

野境道路は、相模国と武蔵国の国境を通ることから“野境道”と呼ばれ、江戸時代には江戸と鎌倉を結ぶ間道として利用された道です。現在は瀬谷区と旭区の区境を通り、相鉄本線・三ツ境駅北口から瀬谷高校入口までの区間は緩やかにアップダウンとカーブが続き、道路の両側には桜並木が整備され、満開になると美しい桜のトンネルとなります。

また、旭区では、豊かな自然が残る区の特徴を活かした「旭区グリーンロード構想」を推進しており、野境道路は三ツ境駅から二俣川駅を結ぶ約 5.2km の追分・矢指市民の森コースの一部に組み込まれています。

横浜市瀬谷区自治会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-5 に示すとおりです。



写真 9.14-7 野境道路（令和3年3月27日撮影）

表 9.14-5 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていません。桜の開花時期は利用者が多いです。しかし、利用者の多い桜の時期でも、車が渋滞したり歩行者の流れが滞ったりすることはありません。
- ウォーキングコースとして利用はありますが、野境道路としての利用団体はありません。
- 利用目的は、追分市民の森（お花畑等を含む）や聖マリアンナ病院、瀬谷高校等に向かう経路として利用されている他、桜の開花時期には、鑑賞目的で利用する人もいます。市民の森等へ向かう経路として、ハイキングやウォーキングとしても利用されています。
- 野境道路沿道にある楽老北公園等において、ブルーシートを敷いて花見をしていることもありました。桜は昭和30年代に植樹されたので、60年以上経過しています。桜が倒木したこともあった他、交通障害、電線への影響などにより今夏（令和2年）に何本か伐採されました。
- 楽老地区の公園では、かつてはゲートボールなどの利用が多かったのですが、最近はグランドゴルフがやられています。
- 利用者は、歩行者が中心で、相模鉄道・三ツ境駅からバスの利用者もいます。瀬谷高校の自転車通学者もいますが、ほとんどは団地内の道路を利用している生徒が多いです。
- 利用者は、瀬谷区、旭区の住民が多いですが、桜のスポットとしてネットで紹介しているので、ある程度遠くから来訪する人もいます。

ク. 武相国境・緑の森コース

武相国道・緑の森コースの現況は、写真9.14-8に示すとおりです。

武相国道・緑の森コースは、前述と同じく瀬谷区が配布を行っている「瀬谷ふるさと歴史さんぽ道ガイドマップ」で示されている5コースの一つです。

武相国道・緑の森コースは、相鉄本線・瀬谷駅と三ツ境駅の間において、源頼朝や徳川家康ゆかりの史跡や神社仏閣、瀬谷市民の森、野境道路を巡る約4.5kmのハイキングコースです。

なお、瀬谷区では瀬谷の魅力を知ってもらう取り組みとして、ふるさと歴史さんぽ道ウォーキング事業を行っており、参加者にはガイドマップの配布や「ウォーキングせやまるグッズ」の記念品をプレゼントしています。平成29年度から令和元年度の参加者数(利用者数)の延べ人数は144人となっています。



写真 9.14-8 武相国境・緑の森コース（令和2年11月28日撮影）

ケ. 瀬谷市民の森

瀬谷市民の森の現況は、写真 9.14-9 に示すとおりです。

瀬谷市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、昭和 51 年 4 月に開園された広さ 19.1ha の市民の森です。森の中は起伏が少ない明るい森で、道路沿いに簡易トイレが 1 箇所設置されています。スギ、ヒノキ等の針葉樹やクヌギ、コナラ等の雑木林、オオシマザクラなどの大木があり、自然観察に適しています。また、和泉川の源流域となっており、源流となる水がしみ出して一筋の流れとなつてゆく様子を見ることができます。

瀬谷市民の森の周辺は、古文書に「相模国世野原」あるいは「武州瀬谷原」と記されるなど相模国と武蔵国の国境に位置していました。鎌倉時代（1333 年）には新田義貞がこの辺りで鎌倉攻めの陣揃えを行い、また室町時代（1417 年）に起きた上杉禅秀の乱における主戦場となつた世野原の戦いは、このあたりで展開されたと伝えられています。（現地において瀬谷区が設置した看板には「瀬谷の原」と記載されていました。）

市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は、表 9.14-6 に示すとおりです。



写真 9.14-9 瀬谷市民の森（令和 3 年 3 月 27 日撮影）

表 9.14-6 聞き取り調査の概要

- ・利用者数のデータは取っていません。追分市民の森のようなお花畑等がないので、利用者は追分市民の森と比較して少ないと思います。
- ・愛護団体は特にないが、野草の会やホタルの会等個別に活動をしている団体はあります。
- ・利用目的は、散策やハイキング、ジョギングの他、虫取り、秋にはキノコ狩り等様々な利用がなされています。
- ・利用者が多いのは春の時期で、秋のキノコ狩りの時期も多いです。利用時間は昼前後が多く、弁当を食べている人もいます。
- ・駐車場はないので、車でのアクセスはできません。
- ・利用者は、相模鉄道・三ツ境駅からバスを使うか、周辺（近隣）から徒歩で来る人がほとんどです。
- ・アクセス道路となっている「なかみち」沿いには、桜並木があります。
- ・瀬谷高校の生徒のうちバスの利用者は、野境道路のバス停（西部病院前）から“なかみち”を通過して登校し、自転車の利用者は瀬谷地内線を使って登校しています。

コ. 追分市民の森

追分市民の森の現況は 写真9.14-10 に示すとおりです。

追分市民の森は矢指川の源流域にあり、平成6年3月に開園された広さ33.2haの市民の森です。谷戸の田園風景と真っすぐに立つ背の高いヒノキやスギの樹林が一体となり、四季折々の自然を感じることができます。

また、3月下旬から4月上旬頃には、谷戸の地形に沿った広大なお花畑に菜の花が咲き、追分市民の森の春の風物詩となっています。春の菜の花以外にも、夏のひまわり、秋のコスモス等季節ごとに様々な花を楽しむことができます。

市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は、表9.14-7に示すとおりです。なお、追分市民の森と矢指市民の森の愛護会からの聞き取り調査は、一緒に行いました。



写真9.14-10 追分市民の森（右上は令和3年3月27日、それ以外は令和2年12月13日撮影）

表 9.14-7 聞き取り調査の概要

- 利用者数のデータは取っていませんが、両方の市民の森を合わせて、平日は1日に100～150人、休日は1日に150～200人程度が訪れます。(追分市民の森の森事務所の前が散策コースになっており、自由に使えるトイレが併設されているので、利用者数がだいたい分かります。)
- 利用者は、平日は個人や少人数のグループ、休日は個人や家族、少人数のグループが利用しています。
- 利用団体としては、ウォーキングの2団体が利用していますが正確には把握していません。以前は、ボーイスカウトが環境学習として利用していました。
- 追分市民の森にあるお花畑には、春は菜の花、夏はひまわり、秋はコスモスの花が咲くので、それを見に来る人がいます。特に菜の花の時期は、4,000坪の敷地に花が咲くので、1日に千人単位の見学者がいることがあります。
- 駐車場はないので、車でのアクセスはできません。
- 利用者は、相模鉄道・三ツ境駅等からバスを使う人か、近隣の方々が多いです。
- 散策やランニングのコースとしても利用されていますが、最近はマウンテンバイクの利用者が増えてきており、事故等の危険があり困っています。
- 愛護会員は23名おり、主に土日に当番制でトイレ等の管理作業を行っています。トイレは2箇所、ベンチは6箇所設置しており、古くなれば更新をしています。最近では散策路脇の看板を更新しました。

サ. 矢指市民の森

矢指市民の森の現況は 写真9.14-11 に示すとおりです。

矢指市民の森は、対象事業実施区域の南東側約0.9kmにあり、平成3年4月に開園された広さ5.1haの市民の森です。中原街道に面し、追分市民の森の隣にあるこの森は、ヒノキやスギなどの針葉樹が多い森です。「太陽の広場」を中心に広がる森と小川のせせらぎが楽しみ、春には雑木林の下でドングリの芽吹きにも出会えます。また、「せせらぎの小道」をたどって行けば瀬谷市民の森も近くであり、これらは一体的に利用されます。

市民の森愛護会からの聞き取り調査の概要は、前掲表 9.14-7 (P.9.14-19) に示すとおりです。

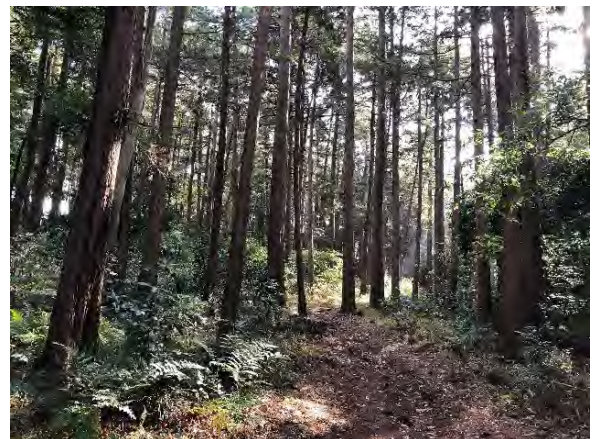
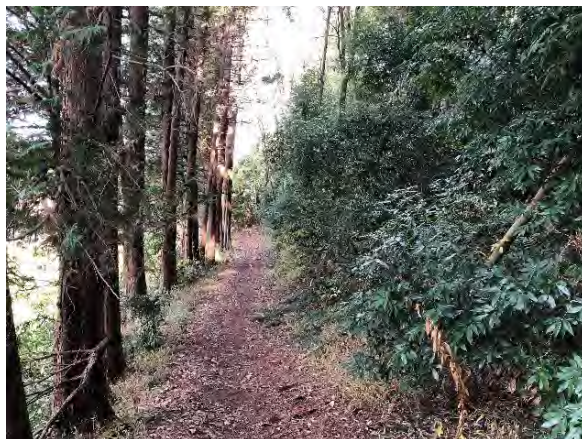


写真 9.14-11 矢指市民の森 (令和2年12月13日撮影)

シ. 上川井市民の森

上川井市民の森の現況は、写真9.14-12に示すとおりです。

上川井市民の森は、対象事業実施区域の南東側に隣接しており、瀬谷市民の森と追分市民の森の間にあり、平成30年4月に開園された広さ10.1haの市民の森です。

上川井市民の森は、ヒノキ、スギ等の針葉樹林主体の森です。林内にはせせらぎや湿地がみられ、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森などと一体的に利用されています。



写真9.14-12 上川井市民の森（令和2年12月13日撮影）

9.14.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

① 予測項目

予測項目は、以下のとおりとしました。

- ・土地の改変及び構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響
- ・工事用車両の運行及び関係車両の走行に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて、主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域としました。

イ. 予測地点

予測地点は、前掲図 9.14-1 (P.9.14-3) に示す調査地点と同様に、対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場としました。

③ 予測対象時期

敷地の存在（土地の改変）及び構造物の存在における予測対象時期は、対象事業実施区域内の構造物がすべて存在している時期とします。

工事用車両の運行における予測対象時期は、運行する車両台数が最大となる時期とします。

関係車両の走行における予測対象時期は、関係車両の走行が定常状態になる時期（2046年）とします。

④ 予測手法

ア. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度

都市計画対象事業の事業計画と主要な人と自然との触れ合いの活動の場の位置を重ね合わせて、改変の程度や内容を把握することで、影響の程度を定性的に予測します。

イ. 利用性の変化の程度

工事用車両の運行における計画、及び関係車両の走行における計画から、利用性（人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセス路）について考えられる影響要因を抽出し、変化の程度や内容を把握することで、影響の程度を定性的に予測します。

ウ. 快適性の変化の程度

都市計画対象事業の事業計画から、快適性（景観の変化等）について考えられる影響要因を抽出し、変化の程度や内容を把握することで、影響の程度を定性的に予測します。

⑤ 予測結果

ア. 予測の前提条件

都市計画対象事業における対象事業実施区域内の事業計画（土地利用計画）及び構造物の設置位置は、図 9.14-2 に示すとおりとします。

工事用車両の主な運行ルートは、図 9.14-3 に、関係車両の主な走行ルートは、図 9.14-4 に示すとおりとします。

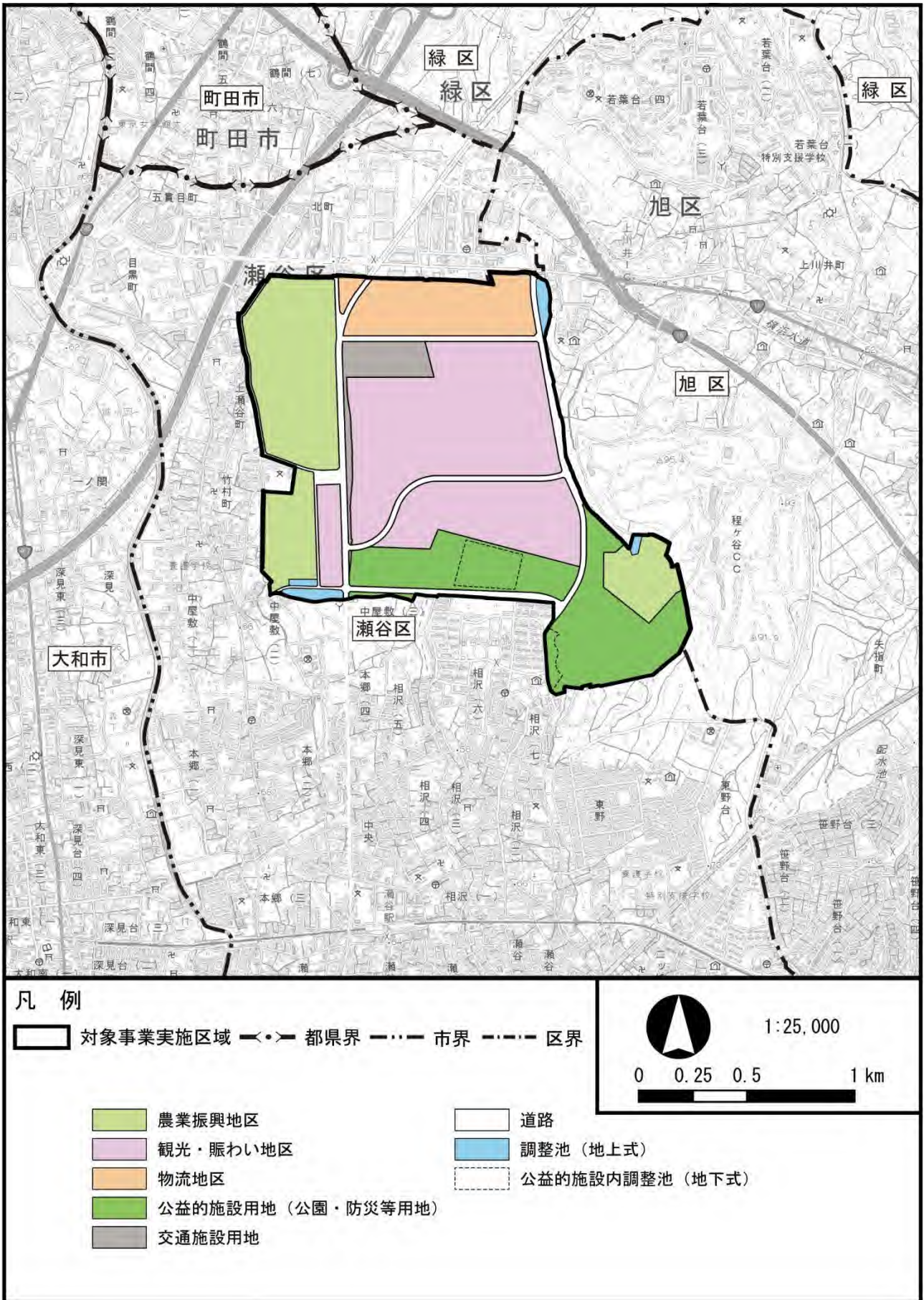


図 9.14-2 対象事業実施区域内の敷地の存在（土地の改変）及び構造物の設置の状況

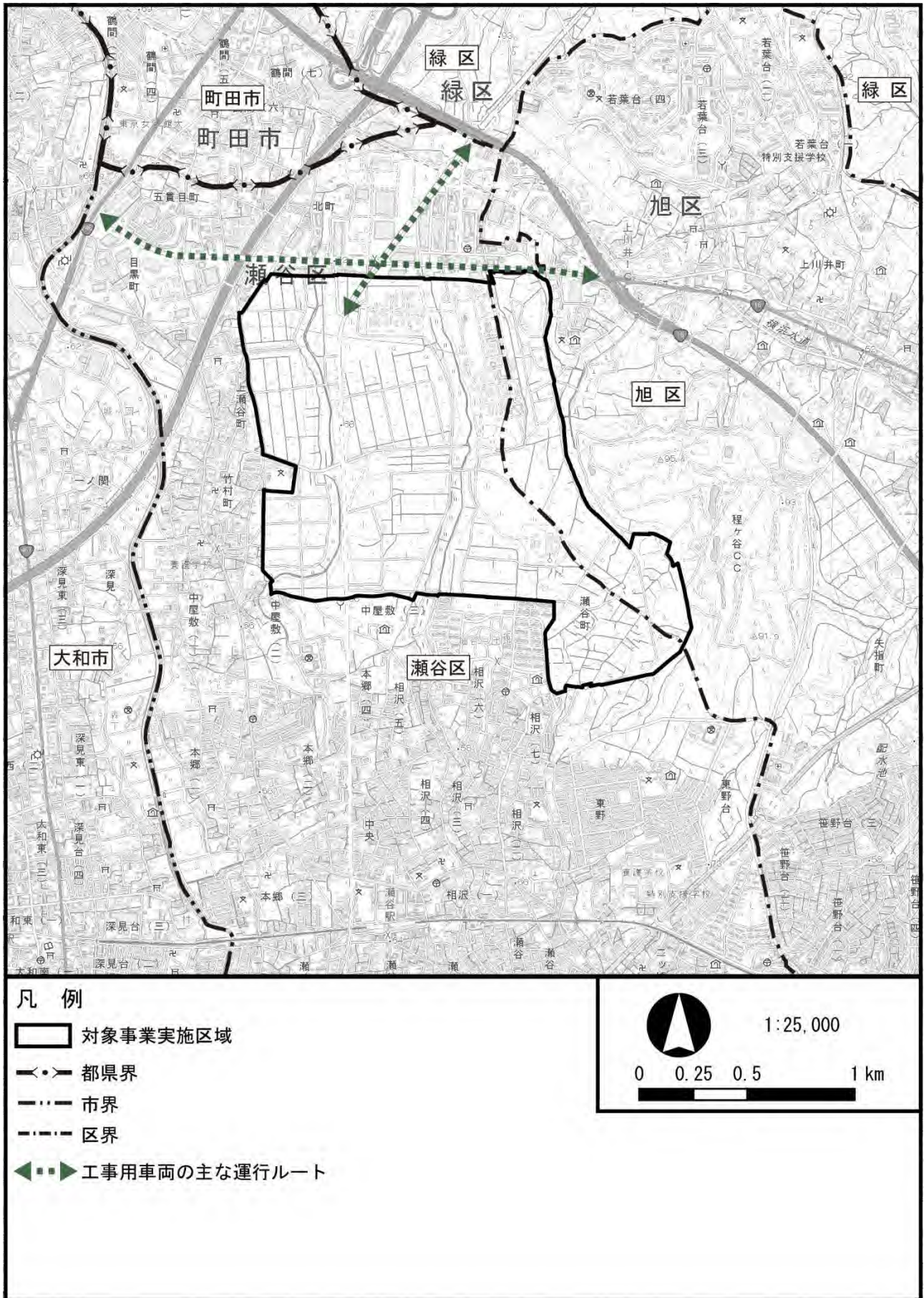
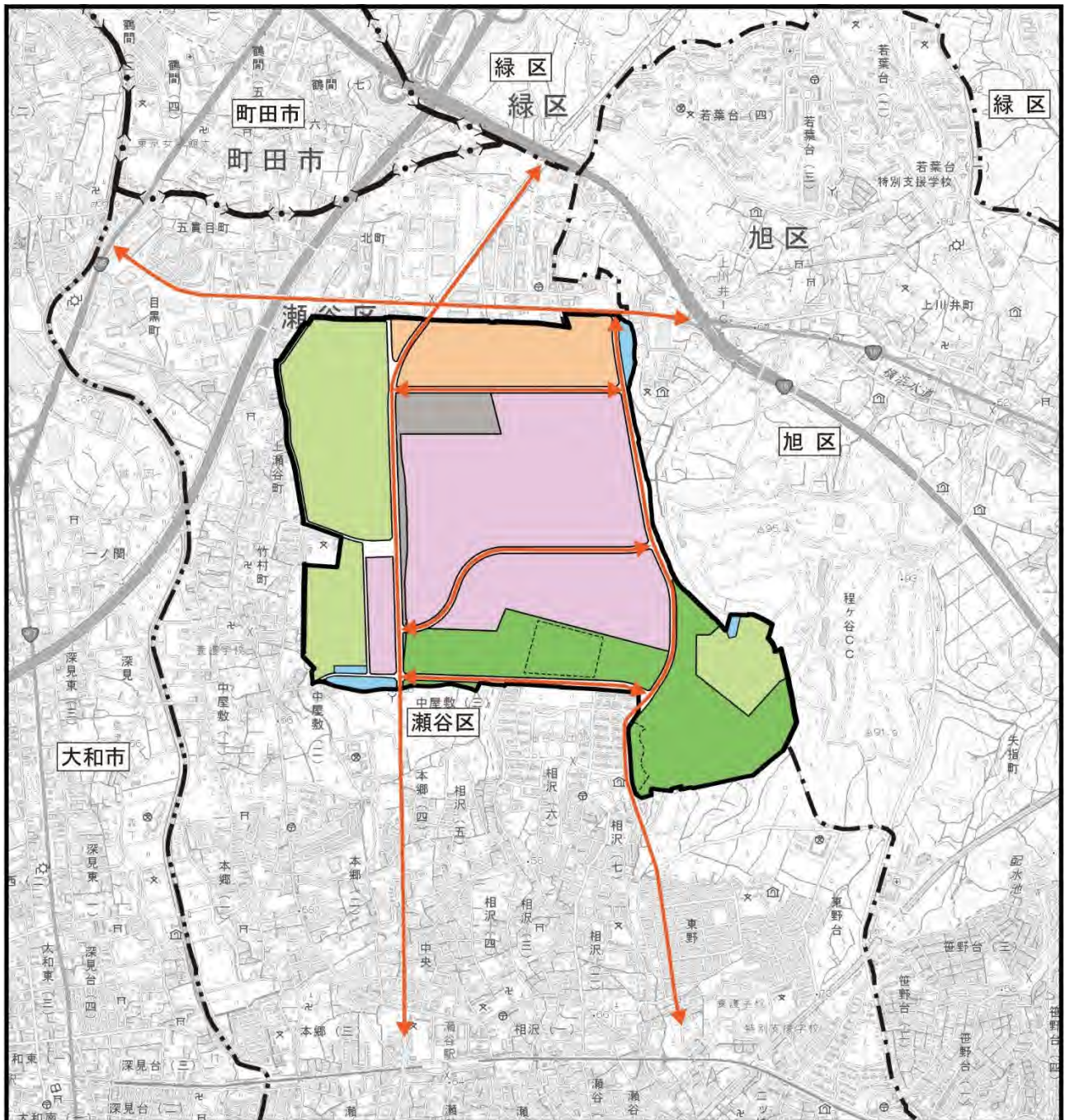
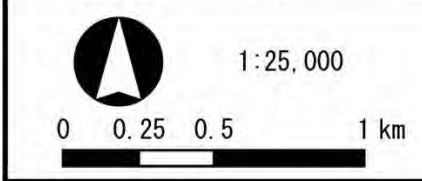


図 9.14-3 工事用車両の主な運行ルート



凡例

対象事業実施区域
 都県界
 市界
 区界



- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 農業振興地区 観光・賑わい地区 物流地区 公益的施設用地（公園・防災等用地） 交通施設用地 | <ul style="list-style-type: none"> 道路 調整池（地上式） 公益的施設内調整池（地下式） 関係車両の主な走行ルート |
|--|--|

図 9.14-4 関係車両の主な走行ルート

イ. 予測結果

a. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度

敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への改変の程度の予測結果は、表 9.14-8 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木と鎌倉古道 北コースに改変があると予測します。

表 9.14-8 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度の予測結果

予測地点	改変の程度
海軍道路の桜並木	海軍道路は、道路幅を拡幅して現状の2車線から4車線に車線数を増やし、それに伴って沿道の桜は伐採します。したがって、海軍道路の桜並木は消滅すると予測します。
東野第一公園	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
瀬谷中央公園	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
境川沿い	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
鎌倉古道 北コース	鎌倉古道 北コースの一部は、農業振興地区と海軍道路に含まれるため、コースの一部にルートの変更が生じたり、コース上の桜並木の消滅が考えられます。したがって、鎌倉古道 北コースは何らかの影響が生じると予測します。
鎌倉古道 南コース	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
野境道路	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
武相国境・緑の森コース	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
瀬谷市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
追分市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
矢指市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。
上川井市民の森	都市計画対象事業による直接的な改変はありません。

b. 利用性の変化の程度

工事用車両の運行及び関係車両の走行による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への利用性の変化の程度の予測結果は、表 9.14-9 に示すとおりです。

瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、武相国境・緑の森コースに利用性の変化があると予測します。

表 9.14-9 利用性の変化の程度の予測結果

予測地点	改変の程度
海軍道路の桜並木	工事用車両及び関係車両は、海軍道路を通行します。しかし、海軍道路の両側には、現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも歩道を整備する予定ですので、歩行者への影響は小さいとされます。したがって、利用性の変化は小さいと予測します。
東野第一公園	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
瀬谷中央公園	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
境川沿い	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
鎌倉古道 北コース	鎌倉古道 北コースの一部には、工事用車両及び関係車両が通行する海軍道路が含まれています。しかし、海軍道路の両側には、現況では歩道が整備されており、整備後の海軍道路にも歩道を整備する予定ですので、歩行者への影響は小さく、利用性の変化は小さいと予測します。
鎌倉古道 南コース	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
野境道路	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
武相国境・緑の森コース	武相国境・緑の森コースには、工事用車両は通行しません。また、関係車両は、武相国境・緑の森コースの一部を走行しますが、走行ルートには歩道が整備されているため、利用者への影響は小さいとされます。したがって、利用性の変化は小さいと予測します。
瀬谷市民の森	工事用車両は通行しないため、影響はないと考えられます。関係車両は、瀬谷市民の森の西端を走行しますが、走行ルートには歩道を整備する予定ですので、利用者への影響は小さいとされます。したがって、利用性の変化は小さいと予測します。
追分市民の森	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
矢指市民の森	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。
上川井市民の森	工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。

c. 快適性の変化の程度

主要な人と自然との触れ合いの活動の場への快適性の変化の程度の予測結果は、表 9.14-10 に示すとおりです。

海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、瀬谷市民の森、及び上川井市民の森に快適性の変化があると予測します。

表 9.14-10 快適性の変化の程度の予測結果

予測地点	改変の程度
海軍道路の桜並木	海軍道路の桜並木は消滅するため、快適性の変化は大きいと予測します。
東野第一公園	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
瀬谷中央公園	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
境川沿い	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
鎌倉古道 北コース	鎌倉街道 北コースの一部に含まれる海軍道路の桜並木は消滅するため、快適性の変化は大きいと予測します。
鎌倉古道 南コース	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
野境道路	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
武相国境・緑の森コース	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
瀬谷市民の森	瀬谷市民の森からの景観の変化は、「9.13 景観」の「瀬谷市民の森」(P.9.13-25) に示したとおり、景観の変化は小さいと思われます。また、隣接する対象事業実施区域は、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化は小さいと予測します。
追分市民の森	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
矢指市民の森	予測地点からは対象事業実施区域を望むことはできません。したがって、快適性の変化はないものと予測します。
上川井市民の森	予測地点からは対象事業実施区域はあまり望むことはできません。したがって、快適性の変化は小さいと予測します。なお、隣接する対象事業実施区域は、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化は小さいと予測します。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響を回避、低減又は代償することを目的として行った環境保全措置の検討を、表 9.14-11 に示します。

表 9.14-11 環境保全措置の検討の状況(人と自然との触れ合いの活動の場)

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
桜並木等の創出	適	拡幅する海軍道路又は対象事業実施区域内の道路の沿道に新しい桜並木等の創出を行うことで、現在の海軍道路の桜並木の代償になることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
緑地の創出	適	対象事業実施区域の主に南東側に存在する市民の森との連続性や周辺からの眺望に配慮して、対象事業実施区域内には、できる限り緑地の創出をすることから適正な環境保全措置であると考えて採用します。
公共交通機関の利用促進	適	将来の土地利用者に、来場の際、公共交通機関の利用を促進する活動を促すことにより、関係車両の台数が減少し、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
車両の効率的な利用促進	適	将来の土地利用者に、車での来場の際の相乗りや、物流など関係車両の効率的な運行管理等による車両の効率的な利用を促進する活動を促すことにより、走行台数の削減や、走行時間帯の集中抑制を図ることができ、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
安全運転の啓蒙	適	工事車両や将来の土地利用者に関係車両へ安全な利用を促進する活動を行うことにより、人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響の低減が図れることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

工事用車両の運行、敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在及び関係車両の走行に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減させるため、表 9.14-12 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.14-12 環境保全措置の実施の内容(人と自然との触れ合いの活動の場)

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	運行工事用車両の影響	利用性快適性へ	交通安全	安全運転の啓蒙	交通に伴う安全への配慮を促すことにより、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在(土地の改変)	利用性快適性への影響	桜の再生	桜並木の創出※	新しい桜並木等を創出することで、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が代償されます。	代償	事業者	なし	なし
			緑の連続性の確保	緑地の創出	市民の森との連続性や周辺からの眺望に配慮できます。	代償	事業者	なし	なし
	関係車両の走行	利用性快適性への影響	交通安全	公共交通機関の利用促進	人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全運転の啓蒙	人と自然との触れ合いの活動の場の利用性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況 (P.2-59) 参照。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避、低減又は代償されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変の程度については、瀬谷市民の森をはじめとする予測地点に対しては、都市計画対象事業による直接的な改変はありません。一方、都市計画対象事業により海軍道路の桜並木が消滅しますが、拡幅された海軍道路又は対象事業実施区域内の道路の沿道に新しい桜並木等を創出する計画としています。

利用性の変化の程度については、追分市民の森をはじめとする予測地点に対しては、工事用車両及び関係車両は通行しないため、影響はないと予測します。一方、工事用車両が運行するルートは歩道等が整備されていますので、利用性の変化は小さいと考えられます。関係車両が走行するルートは、歩道等を整備する予定ですので、利用性の変化は小さいと考えられます。

快適性への変化の程度については、追分市民の森をはじめとする予測地点に対しては、予測地点からは対象事業実施区域を望むことができず、瀬谷市民の森、上川井市民の森は対象事業実施区域に隣接しますが、公益的施設用地として計画されているため、快適性の変化はない又は小さいと予測します。一方、海軍道路の桜並木が消滅しますが、代償措置として新しい桜並木等が創出される計画となっています。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性が小さいと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.15 廃棄物等

9.15.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況、土地利用の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

② 土地利用の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

(3) 調査地域・調査地点

① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 土地利用の状況

ア. 文献その他の資料調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

(4) 調査期間

① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

② 土地利用の状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

(5) 調査結果

① 廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況

ア. 文献その他の資料調査

廃棄物及び建設発生土の処理処分の状況の調査結果は、「第3章 3.3.9 その他の事項 (2) 廃棄物処理施設の状況」(P. 3-157～163)に示しました。

② 土地利用の状況

ア. 文献その他の資料調査

土地利用の状況の調査結果は、「第3章 3.3.2 (1) 土地利用の状況」(P. 3-106～116)に示しました。

9.15.2 予測及び評価の結果

9.15.2-1 工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び建設発生土

(1) 予測

① 予測項目

工事の実施に伴い発生する産業廃棄物及び建設発生土としました。

② 予測地域・予測地点

予測地域は、対象事業実施区域としました。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、工事期間中としました。

④ 予測手法

ア. 産業廃棄物

都市計画対象事業では建物の新築等の計画はありませんが、米軍施設等の既設建物等の解体・撤去を行うため、解体・撤去する建物等の構造、規模等から、既設建物等の解体に伴う産業廃棄物発生量を予測しました。既設建物等の産業廃棄物の原単位は、「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人建築業協会 平成16年3月）、「建設建築物の発生抑制に関する研究（その2）－解体廃棄物の原単位の設定に関する検討－」（東京都環境科学研究所年報 2002）に基づき設定しました。

産業廃棄物の最終処分量は、「平成30年度建設副産物実態調査」（国土交通省 令和2年1月）等の資料を基にして設定した最終処分率を発生量に乗ずることで算出しました。

既設建物に使用されているアスベスト及び通信施設に使用されているトランス・コンデンサは、防衛省における調査結果より使用量を把握しました。なお、トランス・コンデンサに含まれているPCBは、防衛省によって既に処理が終わっています。

イ. 建設発生土

造成工事に伴い発生する建設発生土量は、切土工事に伴い発生する切土量とし、再利用量は建設発生土による盛土量としました。また、切土量と盛土量の差を残土量とし、施工計画に基づき場外搬出量を推定しました。

⑤ 予測条件

ア. 産業廃棄物

・既設建物等の概要

都市計画対象事業の実施に伴い解体する既設建物等の概要は、表 9.15-1 に示すとおりです。

表 9.15-1 既設建物等の概要

用途等		構造等	規模等 (延床面積・体積・重量)
既設建物		木造	約 20,800 m ²
		S造	約 6,100 m ²
		RC造	約 11,800 m ²
		プレハブ	約 200 m ²
工作物等	既設工作物	鉄筋コンクリート (金属・コンクリート)	約 3,500 m ³
		鉄骨 (金属)	約 40 m ³
		鋼板、鋼管 (金属)	約 61,000 kg
		木くず	約 30 m ³
		金属	約 9,000 kg
		アスファルト	約 5,200 m ³
	排水構造物	人孔・配管 (コンクリート)	約 400 m ³
	電気・電話 施設	ハンドホール・電柱 (コンクリート)	約 200 m ³
		木柱	約 5 m ³
	給水施設	給水桝 (コンクリート)	約 5 m ³
		給水管 (金属)	約 36,500 kg
	通信施設	アンテナ基礎 (コンクリート)	約 90 m ³
		トランス・コンデンサ (廃油)	約 20 m ³
		トランス・コンデンサ (金属)	約 67,900 kg

・発生原単位等

既設建築物の発生原単位は表 9.15-2 に示します。構造に応じた発生原単位を選択することとして、発生原単位の設定がないプレハブの既設建物についてはS造の発生原単位を用いました。また、工作物等の体積から重量への換算は表 9.15-3 に示す換算係数を用いました。

表 9.15-2 発生原単位（建築物）

構造	用途	発生原単位 (kg/m ²)			
		コンクリート	金属くず	木くず	混合廃棄物
S造（地下なし）※ ¹	事務所	663	86	4	20
RC造（地下なし）※ ¹	事務所	939	45	10	21
木造※ ²		156	9	77	164

※¹：プレハブはS造の発生原単位を用いました。

※²：混合廃棄物は、コンクリートがら、廃プラスチック類、金属くず、木くず、紙くず等が混在しているものをいいます。

資料：※¹「建築物の解体に伴う廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人建築業協会 平成16年3月）

※²「建設建築物の発生抑制に関する研究（その2）－解体廃棄物の原単位の設定に関する検討－」（東京都環境科学研究所年報 2002）

表 9.15-3 体積から重量への換算係数（工作物等）

用途等	体積から重量への換算係数				
	コンクリート塊※ ¹	アスファルト・コンクリート塊※ ¹	金属くず※ ²	木くず※ ²	廃油※ ³
工作物等	2.35 kg/m ³	2.35 kg/m ³	0.28 t/m ³	0.15 t/m ³	0.90 t/m ³

資料：※¹「平成30年度建設副産物実態調査」（国土交通省 令和2年1月）より、実体積による換算係数を用いました。

※²「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」（社団法人日本建設業連合会 平成24年11月）

※³「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」（環境省通知 平成18年12月）

・再資源化率

既設建物等の解体に伴う産業廃棄物の再資源化率は、表 9.15-4 に示すとおりです。

表 9.15-4 既設建物等の解体に伴う産業廃棄物の再資源化率

	コンガラ※ ¹	アスコン※ ¹	金属くず※ ¹	木くず※ ²	混合廃棄物※ ¹	廃油※ ²
再資源化率 (%)	100.0	100.0	98.0	98.8	49.0	100.0

資料：※¹「平成30年度建設副産物実態調査（建設廃棄物等の再資源化率等）」（国土交通省 令和2年1月）より、「解体（非木造）」の神奈川県の値を用いました。

※²「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画計画（平成28年度-32年度）」（横浜市資源循環局 平成28年3月）

・アスベストの使用量

防衛省における調査結果により、アスベストが使用されていると想定される外壁等の面積は表 9.15-5 に示すとおりです。

表 9.15-5 アスベストが使用されていると想定される外壁等の面積

用途等		外壁等の面積
既設建築物	アスベスト	約 6,100 m ²

イ. 建設発生土

土工事に伴う土工量は、表 9.15-6 に示すとおりです。

切土量は約 2,816,000m³、盛土量は約 2,104,000m³、残土量は約 712,000m³です。

切土工事により発生した建設発生土は、盛土工事に使用します。汚染土壌の処理、処分は、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版）」（環境省 水・大気環境局 土壌環境課 平成31年3月）に準じ、汚染土壌処理施設（浄化等処理施設又は管理型埋立処分場）にて行い、それ以外は、埋立てに用いる計画です。

なお、都市計画対象事業では杭打ち等を行わないため、建設汚泥は発生しません。

表 9.15-6 土工量

項目	切土量	盛土量	残土量
土工量	約 2,816,000 m ³	約 2,104,000 m ³	約 712,000 m ³

⑥ 予測結果

ア. 産業廃棄物

既設建物等の解体に伴う廃棄物発生量及び最終処分量の予測結果は表 9.15-7 に示すとおりです。既設建物等の解体に伴う廃棄物発生量は、約 26,500t と予測しました。発生した産業廃棄物は、分別を徹底した上で、再資源化施設や中間処理施設などに処理を委託し、「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ」(国土交通省 令和 2 年 9 月)の達成基準値の達成に向け、可能な限り再資源化に努める計画とします。再資源化できないものについては、最終処分場に処理を委託し、適切に処理を実施する計画です。

表 9.15-7 既設建物等の解体に伴う産業廃棄物発生量の予測結果

用途等	構造等	産業廃棄物 (単位: t)						
		コンガラ	アスコン	金属くず	木くず	混合廃棄物	廃油	
工作物等	既設建築物	木造	3,244.80	—	187.20	1,601.60	3,411.20	—
		S造	4,044.30	—	524.60	24.40	122.00	—
		RC造	11,080.20	—	531.00	118.00	247.80	—
		プレハブ	132.60	—	17.20	0.80	4.00	—
	既設工作物	鉄筋コンクリート	8.23	—	980.00	—	—	—
		鉄骨	—	—	11.20	—	—	—
		銅板、銅管	—	—	61.00	—	—	—
		木くず	—	—	—	4.50	—	—
		金属	—	—	9.00	—	—	—
		アスファルト	—	12.22	—	—	—	—
	排水構造物	人孔・配管	0.94	—	—	—	—	—
		電気・電話施設	0.47	—	—	—	—	—
	給水施設	木柱	—	—	—	0.75	—	—
		給水樹	0.01	—	—	—	—	—
	通信機器施設	給水管	—	—	36.50	—	—	—
		アンテナ基礎	0.21	—	—	—	—	—
		トランス・コンデンサ等 (廃油)	—	—	—	—	—	18.00
		トランス・コンデンサ等 (金属)	—	—	67.90	—	—	—
	発生量 ①		18,511.76	12.22	2,425.60	1,750.05	3,785.00	18.00
			26,502.63					
再資源化率 (%) ②		100.0	100.0	98.0	98.8	49.0	100.0	
最終処分量 ③=①-(①×②)/100		0.00	0.00	48.51	21.00	1,930.35	0.00	
		1,999.86						

イ. 建設発生土

造成工事に伴い発生する建設発生土の切土量、盛土量及び残土量は、表 9.15-8 に示すとおりです。残土は場外搬出して、埋立てに用いる計画です。

表 9.15-8 造成工事に伴い発生する切土量、盛土量及び残土量

項目	切土量	盛土量	残土量
土工量	約 2,816,000 m ³	約 2,104,000 m ³	約 712,000 m ³

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.15-9 に示します。

表 9.15-9 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
産業廃棄物の分別・適正処理	適	産業廃棄物は、分別を徹底し可能な限り再資源化に努め、再資源化できないものは最終処分場にて適切に処理することにより、廃棄物等への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
建設発生土の場内利用	適	切土・盛土工事において、造成地盤高を調整することで、建設発生土をできる限り対象事業実施区域内で利用するとともに、関連事業の事業者と調整を図ることで、可能な限り場外搬出量の低減に努めることにより、廃棄物等への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

造成工事の実施に伴う廃棄物等の発生への影響を低減させるため、表 9.15-10 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.15-10 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	廃棄物等による環境への負荷	廃棄物等の発生量削減	産業廃棄物の分別・適正処理	分別を徹底し、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない場合は適正処理を行うことにより、廃棄物等による環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設発生土の場内利用	切土・盛土工事において、造成地盤高の調整、関連事業の事業者と調整を図ることにより、建設発生土の場外搬出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.15-10 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、廃棄物に係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価の手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

廃棄物等に係る環境への負荷が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

産業廃棄物の分別・適正処理及び建設発生土の場内利用の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

都市計画対象事業では造成工事に伴う副産物について可能な限り発生抑制・再資源化に努めるとともに、関係法令等に基づき適正に処理・処分することとしており、また、本予測項目で採用した環境保全措置についても、効果に係る知見が蓄積されているものと考えられます。

したがって、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.16 温室効果ガス

9.16.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、温室効果ガスに係る原単位の把握、排出抑制対策の実施状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 温室効果ガスに係る原単位の把握

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

② 排出抑制対策の実施状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

(3) 調査地域・調査地点

① 温室効果ガスに係る原単位の把握

ア. 文献その他の資料調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

② 排出抑制対策の実施状況

ア. 文献その他の資料調査

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

(4) 調査期間

① 温室効果ガスに係る原単位の把握

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

② 排出抑制対策の実施状況

ア. 文献その他の資料調査

入手可能な最新の資料としました。

(5) 調査結果

① 温室効果ガスに係る原単位の把握

ア. 文献その他の資料調査

燃料ごとの単位発熱量及び排出係数の調査結果は、表 9.16-1 に示すとおりです。

表 9.16-1 単位発熱量及び排出係数

燃料の種類	単位発熱量	排出係数
ガソリン	34.6 GJ/k1	0.0183 tC/GJ
軽油	37.7 GJ/k1	0.0187 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省 令和3年1月）

② 排出抑制対策の実施状況

ア. 文献その他の資料調査

横浜市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年 法律第117号）に基づく「横浜市地球温暖化対策実行計画」（横浜市 平成30年10月）において、2050年までの温室効果ガス実質排出ゼロ（脱炭素化）の実現が温暖化対策の目指す姿（ゴール）とされ、短中期目標として温室効果ガスの総排出量を2020年度までに22%、2030年度までに30%削減（いずれも2013年度比）削減するとともに、気候変動による影響に対応し、被害を最小化・回避する「適応策」が推進されています。また、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」（平成14年12月横浜市条例第58号）に基づく「横浜市地球温暖化対策計画書制度」では、一定規模以上の温室効果ガスを排出する事業者（地球温暖化対策事業者）が自主的に、温室効果ガスの排出を抑制する取組が進められています。

横浜市の温室効果ガス排出量は、表 9.16-2 に示すとおりです。2018年度における温室効果ガスの総排出量（速報値）は、1,820.8万 t-CO₂であり、基準年の2013年度と比べて15.7%減少しています。

表 9.16-2 横浜市の温室効果ガス排出量

単位：万 t-CO₂

項目	年度	2005	2013 (基準年)	2016	2017	2018(速報値)	
						排出量	2013 年度比
二酸化炭素	家庭部門	439.5	500.9	444.9	439.4	442.5	-11.7%
	業務部門	351.8	486.7	393.7	371.4	361.3	-25.8%
	産業部門	273.7	245.1	212.3	199.9	190.8	-22.2%
	エネルギー転換部門	452.2	450.7	390.9	405.4	380.2	-15.6%
	運輸部門	413.8	389.5	363.9	370.8	361.3	-7.2%
	廃棄物部門	42.4	52.5	47.7	46.6	49.6	-5.5%
	合計	1,973.4	2,125.4	1,853.4	1,833.5	1,785.6	-16.0%
		97.7%	98.5%	98.1%	98.0%	98.1%	—
その他ガス	メタン	2.9	2.5	2.5	2.6	2.4	-4.0%
	一酸化二窒素	19.2	20.4	23.1	23.2	22.0	7.8%
	ハイドロフルオロカーボン	20.4	9.5	9.7	10.2	10.3	8.4%
	パーフルオロカーボン	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	—
	六フッ化硫黄	4.3	0.8	0.5	0.5	0.5	-37.5%
	三フッ化窒素	—	—	—	0.0	0.0	—
	合計	46.9	33.2	35.8	36.5	35.2	6.0%
	2.3	1.5	1.9	2.0	1.9	—	
温室効果ガス（7ガス）合計		2,020.3	2,158.7	1,889.2	1,870.0	1,820.8	-15.7%
1人あたり二酸化炭素排出量		5.51	5.74	4.97	4.91	4.77	—
1人あたり温室効果ガス排出量		5.64	5.83	5.06	5.01	4.87	—

注：表内数値が2段になっている箇所は、上段が排出量、下段が7ガスの合計に占める割合を示します。

資料：「横浜市の温室効果ガス排出量（2017年度確報値、2018年度速報値）」（横浜市温暖化対策統括本部企画調整部調整課 令和2年6月）

9.16.2 予測及び評価の結果

9.16.2-1 建設機械の稼働、工事用車両の運行

(1) 予測

① 予測項目

建設機械の稼働、工事用車両の運行に伴い発生する温室効果ガスの排出量、それらの削減の程度等としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域としました。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、工事期間中としました。

④ 予測手法

建設機械、工事用車両の種類、台数等を整理の上、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和3年1月)等に基づき、温室効果ガスの排出量を算定しました。

予測に用いた式は、次に示すとおりです。

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (tCO}_2\text{)} = (\text{燃料の種類ごとに}) \text{ 燃料使用量 (kL)} \times \\ \text{単位発熱量 (GJ/kL)} \times \text{排出係数 (t-C/GJ)} \times 44/12$$

⑤ 予測条件

ア. 単位発熱量及び排出係数

燃料ごとの単位発熱量及び排出係数を表 9.16-3 に示しました。

表 9.16-3 単位発熱量及び排出係数

燃料の種類	単位発熱量	排出係数
軽油	37.7 GJ/kL	0.0187 tC/GJ
ガソリン	34.6 GJ/kL	0.0183 tC/GJ

資料：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和3年1月)

イ. 建設機械の燃料使用量

建設機械の燃料は軽油とし、その燃料使用量は、全工事期間における建設機械の想定稼働延べ台数、稼働時間及び単位燃料使用量から、表 9.16-4 に示すとおりとしました (P. 資料 大気-28)。

表 9.16-4 建設機械の燃料使用量

建設機械		定格出力 (kW)	燃料使用率※ (L/kW・h)	延べ稼働台数 (台/期間)	日あたり稼働時間 (h)	稼働率 (%)	1時間あたりの燃料使用量 (L/h)	燃料使用量 (KL/期間)
		①	②	③	④	⑤	⑥=①×②	⑦=③×④×(⑤/100)×⑥/1,000
バックホウ	平積 1.0m ³	164	0.153	20,375	8	70	25.092	2,862.997
ダンプ	10t	246	0.043	48,375	8	70	10.578	2,865.580
ブルドーザ	32t	208	0.153	8,650	8	70	31.824	1,541.555
合計		—	—	77,400	—	—	—	7,270.132

※：「令和2年度版 建設機械等損料表」(一般社団法人日本建設機械施工協会 令和2年4月)

ウ. 工事用車両の燃料使用量

工事用車両の走行に伴う燃料使用量は、全工事期間における車両の走行延べ台数、平均走行距離及び燃費から、表 9.16-5 に示すとおりとしました。

なお、平均走行距離は、建設発生土等の場外搬出先、施工業者の所在地がまだ決定していませんが、片道 30km 程度の範囲内を想定し往復 60km と仮定しました (P. 資料 大気-31)。

表 9.16-5 工事用車両の燃料使用量

区分	延べ車両台数 (台/期間)	平均走行距離(往復) (km/台)	車両総走行距離 (km)	燃料	燃費※ (km/L)	燃料使用量 (KL/期間)
	①	②	③=①×②	—	④	⑤=③/④/1,000
大型車類	235,350	60	14,121,000	軽油	3.38	4,177.8
小型車類	171,475	60	10,288,500	ガソリン	6.57	1,566.0

※：「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省・経済産業省 令和3年1月)

⑥ 予測結果

工事の実施（建設機械の稼働、工事用車両の運行）による温室効果ガスの排出量は表 9.16-6 及び表 9.16-7 に示すとおりです。建設機械からは 18,792.9 tCO₂/期間、車両からは 14,435.2 tCO₂/期間、合計 33,228.1 tCO₂/期間 と予測します。

表 9.16-6 建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tc/GJ)	温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
建設機械	軽油	7,270.1	37.7	0.0187	18,792.9

表 9.16-7 工事用車両の運行に伴う温室効果ガス排出量の予測結果

区分	燃料	燃料使用量 (kL/期間)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tc/GJ)	温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /期間)
		①	②	③	④=①×②×③×44/12
大型車類	軽油	4,177.8	37.7	0.0187	10,799.5
小型車類	ガソリン	1,566.0	34.6	0.0183	3,635.7
合計		—	—	—	14,435.2

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.16-8 に示します。

表 9.16-8 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
建設機械や工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用	適	低炭素、低燃費の機種（車種）を使用することで、温室効果ガスの排出量の低減が見込まれることから、適正な環境保全措置であると考え、採用します。
建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底した、省エネ運転	適	建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、適正な環境保全措置であると考え、採用します。
建設機械や工事用車両の点検、整備を徹底	適	建設機械や工事用車両の点検、整備を徹底して性能を維持することにより、温室効果ガスの排出量を低減できるため、適正な環境保全措置であると考え、採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

建設機械の稼働、工事用車両の運行に伴う温室効果ガスへの影響を低減させるため、表 9.16-9 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.16-9 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働・工事用車両の運行	温室効果ガスによる環境への負荷	温室効果ガス発生量の削減	建設機械や工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（機種）を使用	低炭素、低燃費の機種（機種）を使用することで、温室効果ガスの排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することで、温室効果ガス排出量が低減されます。	建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することで、温室効果ガス排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械や工事用車両の点検、整備の徹底	建設機械や工事用車両の点検、整備を徹底して性能を維持することで、温室効果ガス排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.16-9 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、温室効果ガスに係る環境影響は低減されます。

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業の実施による影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されているかどうかについて見解を明らかにし、評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

発生量の低減の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性はないと考えられます。また、本予測項目で採用した環境保全措置は、効果に係る知見が蓄積されており、不確実性はないと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.16.2-2 関係車両の走行

(5) 予測

① 予測項目

関係車両の走行に伴い発生する温室効果ガスの排出量、それらの削減の程度等としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域としました。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、関係車両の走行が定常となる時期（2046年）としました。

④ 予測手法

予測手法は、「9.16.2-1 建設機械の稼働、工事用車両の運行」（P.9.16-4）と同様としました。

⑤ 予測条件

ア. 単位発熱量及び排出係数

単位発熱量及び排出係数は、「9.16.2-1 建設機械の稼働、工事用車両の運行」（P.9.16-4）と同様としました。

イ. 関係車両の燃料使用量

1日1車当たりの燃料使用量（燃料別・車種別）は、表9.16-10に示すとおりとしました。

表 9.16-10 1日1車当たりの燃料使用量（燃料別・車種別）

業態	車種	燃料	燃料消費量 (kL、千m ³)	走行キロ (千km)	走行1km当 り燃料使用量 (L/km)	1日1車当 り走行キロ (km/日・台)	1日1車当 り燃料使用量 (L/日・台)
			①	②	③=①/②	④	⑤=③×④
営業用 貨物	普通車 (大型車類)	軽油	11,468,118	43,214,798	0.265	130.54	34.59
自家用 旅客	小型自動車	ガソリン	10,570,928	128,237,735	0.082	22.50	1.85

注：1. 普通自動車(2,000CC超)：バス、大型トラック、大型乗用車、普通特殊車

2. 小型自動車(660超～2,000CC以下)：小型トラック、小型乗用車、小型特殊車

資料：「自動車燃料消費量統計年報（令和元年度分）」（国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧）

関係車両の走行に伴う燃料使用量は、予測対象年度の1年間における車両の延べ発生台数、1日1車当たり燃料使用量から、表 9.16-11 に示すとおりとしました。

年間の延べ発生台数は大型車 485,000 台、小型車 6,606,000 台としました。

表 9.16-11 関係車両の年間燃料使用量

業態	車種	燃料	年間延べ発生台数 (台/年)	1日1車当たり 燃料使用量 (L/日・台)	年間燃料使用量 (kL/年)
			①	②	③=①×②/1,000
営業用 貨物	普通車 (大型車類)	軽油	485,000	34.59	16,776
自家用 旅客	小型自動車	ガソリン	6,606,000	1.85	12,221

資料：「自動車燃料消費量統計年報（令和元年度分）」（国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧）

⑥ 予測結果

関係車両の走行による温室効果ガスの排出量は表 9.16-12 に示すとおりです。関係車両からは、71,739 tCO₂/年と予測します。

表 9.16-12 関係車両の運行に伴う温室効果ガス排出量の予測結果

業態	車種	燃料	年間燃料使用量 (kL/年)	単位発熱量 (GJ/kL)	排出係数 (tc/GJ)	温室効果ガス排出量 (tCO ₂ /年)
			①	②	③	④=①×②×③×44/12
営業用 貨物	普通車 (大型車)	軽油	16,776	37.7	0.0187	43,366
自家用 旅客	小型自動車	ガソリン	12,221	34.6	0.0183	28,373
合計	—	—	—	—	—	71,739

(6) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.16-13 に示します。

表 9.16-13 環境保全措置の検討の状況

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
公共交通機関の利用促進	適	将来の土地利用者に、来場の際、公共交通機関の利用を促進する活動を促すことにより、関係車両の台数が減少し、温室効果ガスへの影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
車両の効率的な利用促進	適	車での来場者への相乗りや、物流など関係車両の効率的な運行管理を促すことにより、走行台数の削減や、走行時間帯の集中抑制を図ることができ、温室効果ガスの発生が低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

関係車両の走行に伴う温室効果ガスへの影響を低減させるため、表 9.16-14 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.16-14 環境保全措置の実施の内容

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	温室効果ガスによる環境への負荷	温室効果ガス発生量の削減	公共交通機関の利用促進	公共交通機関の利用を促し、温室効果ガス排出量を抑制することにより、温室効果ガスによる環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、温室効果ガスによる環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

表 9.16-14 に示したとおり、環境保全措置を実施することで、温室効果ガスに係る環境影響は低減されます。

(7) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

温室効果ガスに係る環境への負荷が、事業者の実行可能な範囲でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより、評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、発生量の低減の適切な環境保全措置を講じることから、事業者の
実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(8) 事後調査

本予測項目で採用した予測手法は、予測精度に係る知見が蓄積されており予測の不確実性は
ないと考えられます。また、本予測項目で採用した環境保全措置は、効果に係る知見が蓄積さ
れており、不確実性はないと考えられます。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.17 地域社会

9.17.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

調査項目は、日常生活圏等の状況、地域交通の状況、歩行者の状況としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 日常生活圏等の状況

公共施設の位置、学区、通学路及び避難場所等の資料、文献を収集・整理しました。

② 地域交通の状況

ア. 文献その他の資料調査

a. 主要な道路における交通量の状況

道路交通センサス等の資料を収集・整理しました。

b. 交通事故の発生状況

交通事故関連の文献、資料を収集・整理しました。

イ. 現地調査

a. 自動車交通量調査

現地調査の方法は、表 9.17-1 に示すとおりです。

表 9.17-1 現地調査方法(交通量の状況)

調査項目		調査方法
交通量の状況	交通量	ハンドカウンターを使用して、方向別、時間別、車種別 (大型車、小型車、自動二輪車)に計測

注：車頭番号8、自衛隊車両及び外交官車両等は、形状により各車種に分類しました。

b. 歩行者・自転車交通量調査

調査対象とした交差点の横断歩道を通行する歩行者及び自転車について、方向別、歩行者・自転車別、時間帯別に観測し、15分ごとに集計しました。

c. 信号現示調査

調査対象とした交差点において、信号のスプリット及びサイクル長を観測しました。観測は表 9.17-2 に示す時間帯とし、各観測時間帯に3サイクル程度としました。

表 9.17-2 観測時間帯

観測時間帯			
朝	昼	夕	夜
7時～8時	12時～13時	17時～18時	22時～23時

d. 渋滞長調査

調査対象とした交差点の流入部ごとに、滞留長^{※1}、渋滞長^{※2}を観測した距離は地図から読み取り、5m単位で計測し、15分ごとに集計しました。

なお、流入部が複数車線の場合には、渋滞長の最も長い車線を記録することとしました。

※1：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離

※2：滞留時最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離
(1回の青信号で通過できた場合は0mとなります。)

e. 道路現況調査

調査対象とした交差点等において、現地踏査により、交差点形状、車線構成、道路幅員、交通規制、道路標識について把握しました。

f. 飽和交通流率調査

自動車交通量調査結果を踏まえ、継続した渋滞が発生する交差点を対象に飽和交通流率調査^{※3}を実施しました。なお、「継続した渋滞」とは、前調査1時間の渋滞長が次の調査1時間に繰り越した場合とし、繰越があった場合においても特定の時間帯のみで渋滞が認められ、渋滞発生から1時間以内に渋滞が解消している場合には、調査対象外としました。

調査は調査対象交差点の各流入部について、渋滞が見られる3時間帯について、車線毎に10台程度(滞留車両)の信号変化後(赤⇒青)の停止線通過時間(1/100秒単位)を調査しました。その結果から各車線の平均車頭時間を算出し、車線毎の飽和交通流率(3,600/平均車頭時間)を算出しました。

※3：信号が青を表示している時間の間中、車両の待ち行列が連続して存在しているほど需要が十分ある場合に、交差点流入部を通過しえる最大流率。単位：台/有効青時間1時間。

g. 交通安全対策の状況

工事用車両・関係車両の主な走行ルート及び施設関係者の主な歩行ルートを主として、現地踏査により対象事業実施区域周辺の歩道、ガードレール等の交通安全施設の整備状況等を把握しました。

③ 歩行者の状況

調査対象とした交差点の横断歩道を通行する歩行者並びに自転車について、方向別、歩行者・自転車別、時間帯別に観測し、15分ごとに集計しました。また、歩行空間の幅員等を現地確認しました。

(3) 調査地域・調査地点

① 調査地域

調査地域は、「横浜市環境影響評価技術指針」(横浜市 平成 23 年 6 月策定)を参考に、対象事業実施区域及びその周辺並びに工事用車両及び関係車両の主要な運行ルート、走行ルートとして想定される道路及び工事施工ヤード周辺としました。

② 調査地点

ア. 文献その他の資料調査

文献その他の資料調査(日常生活圏等の状況、地域交通の状況)の調査地点は、対象事業実施区域周辺としました。

イ. 現地調査

地域交通の状況(交通量)及び歩行者の状況の現地調査地点は、表 9.17-3 及び図 9.17-1 に示すとおり、工事用車両の運行ルートとして想定される主要交差点の 4 地点(地域社会 1～地域社会 4)及び関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点(地域社会 1～地域社会 6)及び 1 断面(地域社会 7)としました。

交通安全対策等の状況については、対象事業実施区域周辺を調査しました。

表 9.17-3 現地調査地点

調査項目	調査地点		道路名	用途地域
交通量	地域社会 1	目黒交差点	八王子街道と国道 246 号の交差点	工業地域
	地域社会 2	目黒交番前交差点	八王子街道と環状 4 号線の交差点	工業地域/準工業地域
	地域社会 3	上川井インター交差点	八王子街道と保土ヶ谷バイパスの交差点	準工業地域/市街化調整区域
	地域社会 4	滝沢交差点 瀬谷土橋公園入口 瀬谷土橋公園前	環状 4 号線 環状 4 号線 市道若葉台第 152 号線	市街化調整区域 工業地域/近隣商業地域
	地域社会 5	中瀬谷消防署出張所北側	環状 4 号線	市街化調整区域
	地域社会 6	瀬谷中学校前	環状 4 号線	準住居地域/第 1 種住居地域
	地域社会 7	—	上瀬谷第 172 号線	第一種低層住居専用地域

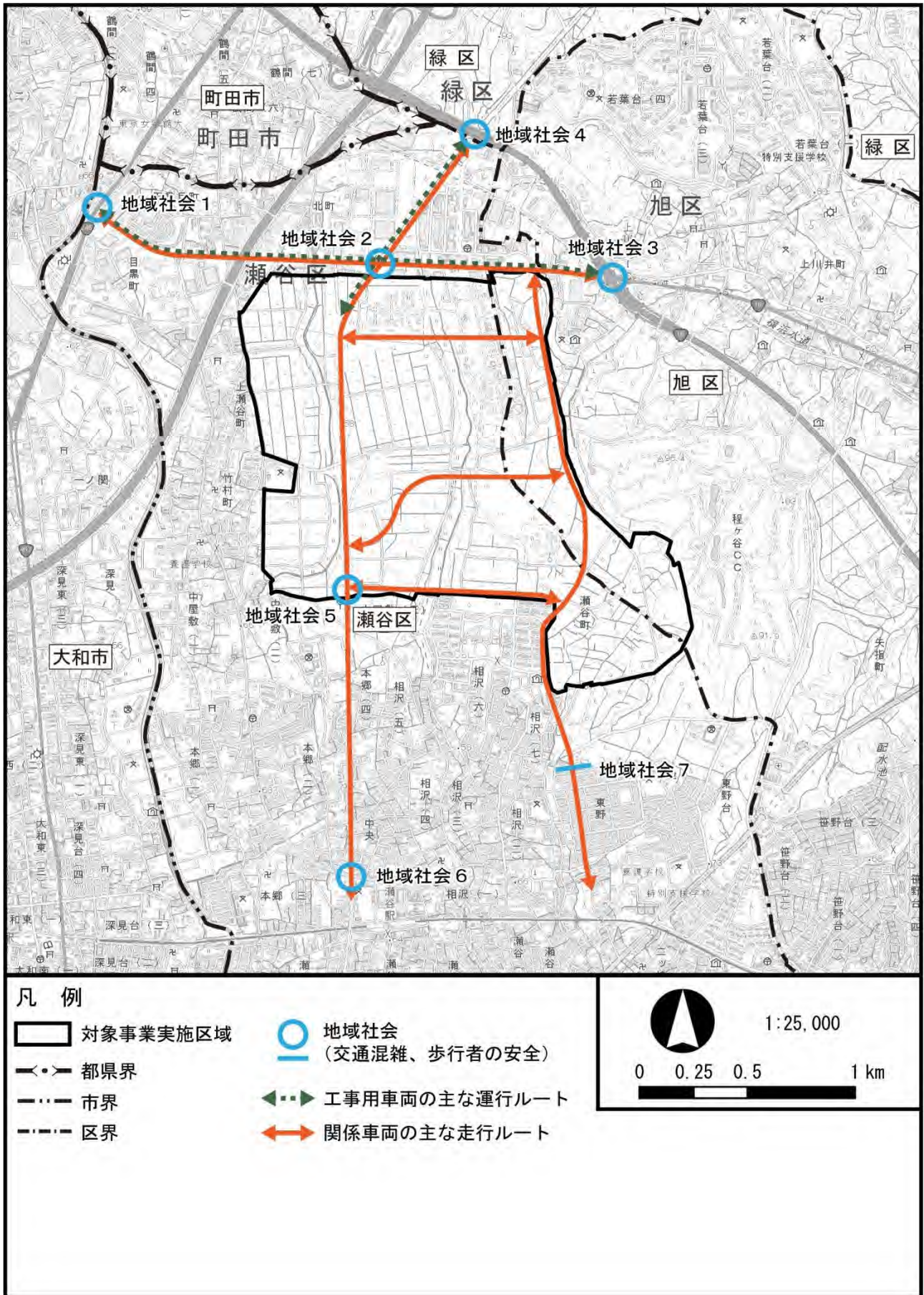


図 9.17-1 現地調査地点図

(4) 調査期間

① 文献その他の資料調査

文献資料が入手可能な最新の資料としました。

② 現地調査

地域交通及び歩行者の状況の調査期間は、表 9.17-4 に示すとおり平日 1 回（24 時間）、休日 1 回（24 時間）、混雑時 1 回（24 時間）としました。

表 9.17-4 地域交通調査日時

調査項目	調査日時
自動車交通量調査（交差点） 渋滞長・滞留長調査 信号現示調査 歩行者・自転車交通量	地域社会 1～ 休 日：令和元年 5 月 11 日（土）22 時～12 日（日）22 時 地域社会 3、 平 日：令和元年 5 月 14 日（火）7 時～15 日（水）7 時 地域社会 5～ 混雑時：令和元年 5 月 3 日（金）7 時～4 日（土）7 時 ^{※1} 地域社会 6 令和元年 10 月 13 日（日）22 時～14 日（月）22 時
	地域社会 4 休 日：令和2 年 9 月 26 日（土）22 時～27 日（日）22 時 平 日：令和2 年 9 月 29 日（火）7 時～30 日（水）7 時 混雑時：令和2 年 9 月 21 日（月・祝）7 時～22 日（火・祝）7 時
自動車交通量（断面）	地域社会 7 休 日：令和2 年 10 月 24 日（土）20 時～25 日（日）20 時 平 日：令和2 年 10 月 27 日（火）10 時～28 日（水）10 時
飽和交通流率調査 ^{※2}	地域社会 1～ 休 日：令和元年 10 月 6 日（日）15 時～18 時 地域社会 3 平 日：令和元年 10 月 8 日（火）16 時～19 時
	地域社会 4 休 日：令和2 年 11 月 29 日（日）15 時～18 時 平 日：令和2 年 11 月 25 日（水）16 時～19 時
	地域社会 5 休 日：令和元年 10 月 6 日（日）15 時～18 時 平 日：令和元年 10 月 8 日（火）7 時～10 時
	地域社会 6 休 日：令和元年 10 月 6 日（日）14 時～17 時 平 日：令和元年 10 月 8 日（火）7 時～10 時

※1：調査日の 8 時 40 分頃、地域社会 2～地域社会 3 間の八王子街道沿いで交通事故が発生し、14 時 20 分頃まで当該区間は通行止めとなり、迂回路による交通整理が行われたことから、10 月に混雑期の再調査を実施しました。

※2：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む 3 時間を抽出して実施しました（P.資料 地域社会-911～961）。

(5) 調査結果

① 日常生活圏等の状況

ア. 公共施設等の位置

対象事業実施区域周辺における公共施設等は、「第3章 3.3 社会的状況 3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況」(P.3-128) に示しました。

イ. 学区、通学路の状況

対象事業実施区域周辺の学区は図 9.17-2 に示すとおりです。瀬谷区上瀬谷小学校、大門小学校、瀬谷小学校、相沢小学校、二つ橋小学校、瀬谷中学校、東野中学校、旭区上川井小学校、都岡中学校の学区が設定されており、通学路があります。

また、横浜市の各小学校では、小学校から半径約 500m の範囲をスクールゾーンの対象としており、横浜市のホームページでは「通学路交通安全プログラム」が公表されています。スクールゾーン対策における考え方は、表 9.17-5 に示すとおりです。

表 9.17-5 横浜市におけるスクールゾーン対策における考え方

項目	対策の考え方	具体的内容
ゾーンの明示 意識高揚	スクールゾーンであることをゾーン内住民及び通行車両に明示する。 ゾーン内での事故絶滅のため、諸対策への住民の参加、協力を得て、通行車両の安全運転励行、意識高揚に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙や各種印刷物により住民に周知する。 ● 標識、路面標示その他の方法で通行車両の注意を喚起する。 ● 広報紙等の印刷物、掲出物を活用し、交通安全のため、なすべきことの周知徹底を図る。 ● 速度違反等の無謀運転や路上駐車、物件放置等の道路不正使用を無くすため、ゾーン内住民の自主活動を助長し意識高揚に努める。
通学路の安全	交通規制、交通安全施設を設け、児童の通学時間帯における通行及び横断時の危険を低減する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 通学路においては、車両の進入禁止等を導入し、児童と自動車の分離を促進する。 ● 一方通行、車種別の通行制限の拡大と安全施設の充実を図り、また速度制限を強化することにより危険度の低減を期する。 ● 駐車禁止を拡大するとともに違法駐車車両、放置物件の早期排除を推進する。 ● 横断箇所を限定し、集中的に対策を行う。 ● 通学路における無謀運転排除のため規制、指導、取締りの実施に努める。
歩行者の安全	通学路以外の道路で、児童、自転車を含めた歩行者の安全な通行を確保し、また横断時の危険を低減する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物等の歩行者用道路を設定拡充する。 ● 違法駐車車両、放置物件の早期排除に努める。 ● ポイントブロックの設置等有効と思われる対策を進める。 ● 指導、取締りの強化を図る。 ● 広幅員道路での歩車道分離を促進する。 ● 交通安全広報及び教育を徹底する。

資料：「スクールゾーン活動のしおり」(横浜市道路局ホームページ 令和3年4月閲覧)

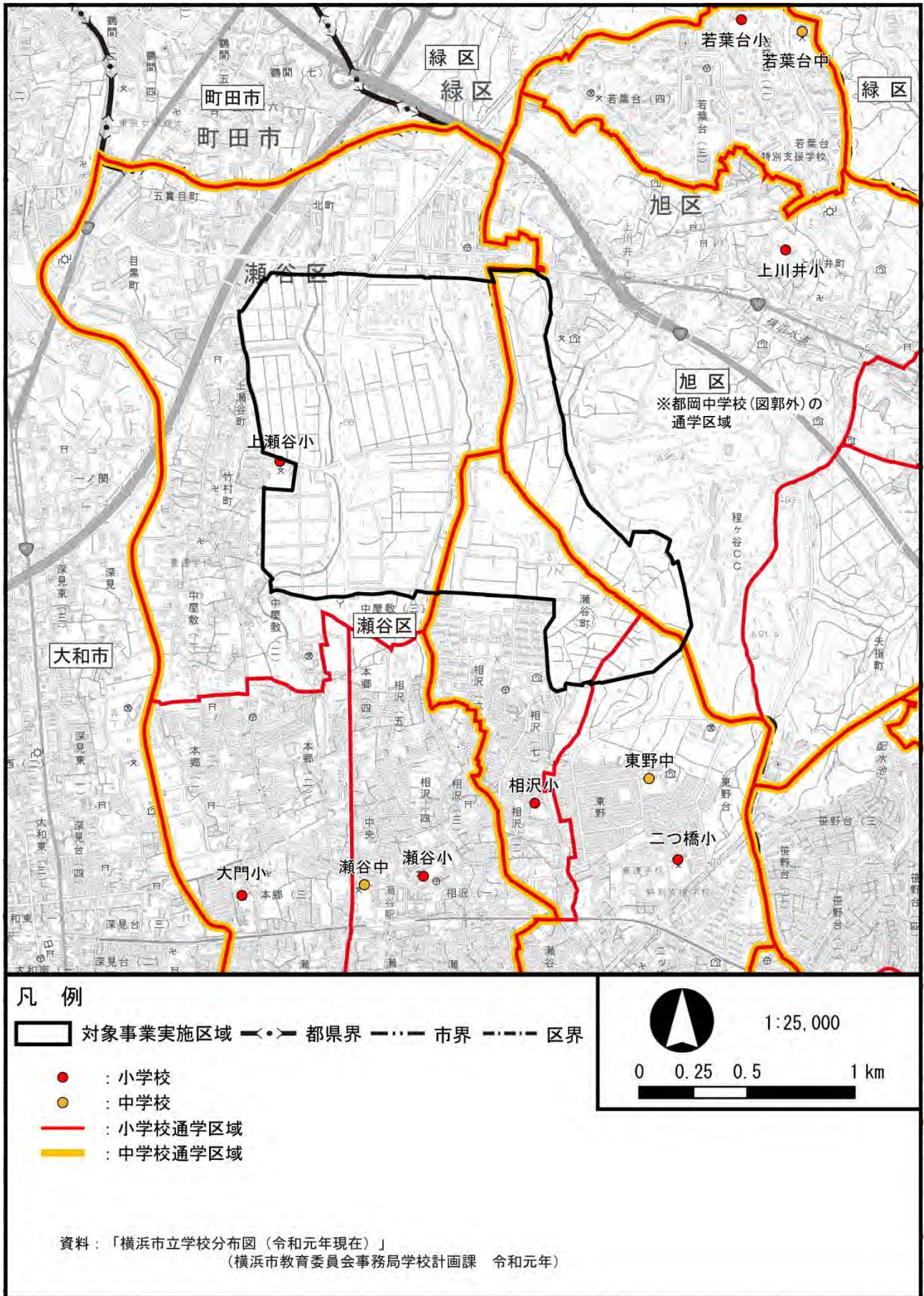


図 9.17-2 学校及び通学区域

ウ. 避難場所等の状況

広域避難場所は、災害対策基本法の規定に基づき作成した「横浜市防災計画」によって定めています。

広域避難場所は大規模火災時に避難する場所であり、一時（いつとき）避難場所は、一時的に避難して様子を見たり、広域避難場所へ避難するために地域住民が集結したりする場所です。一時避難場所は、自治会・町内会が選定することになっています。

対象事業実施区域周辺における広域避難場所は、表 9.17-6に示すとおり、「旧上瀬谷通信施設一帯」及び「程ヶ谷カントリークラブ」、「若葉台団地」が指定されています。

横浜市では、身近な市立の小・中学校等を震災時避難場所に指定し、地域防災拠点として防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料等の備蓄を進め、また、被害情報等の情報受伝達手段として、各拠点に専用の携帯電話を配備しています。

対象事業実施区域及びその周辺における地域防災拠点として「上瀬谷小学校」、「大門小学校」、「瀬谷小学校」、「相沢小学校」、「二ツ橋小学校」、「瀬谷中学校」及び「上川井小学校」が指定されています。各学校の位置は、前掲図 3.3-13(1) (P.3-131) に示したとおりです。

表 9.17-6 避難場所等の状況

名称	割り当て地区（町名）
旧上瀬谷通信施設一帯	(瀬谷区) 相沢一～七丁目、東野、東野台、卸本町の一部、上瀬谷町、北町の一部、五貫目町、瀬谷町、瀬谷一～六丁目、竹村町、中央、中屋敷一～三丁目、二ツ橋町の一部、本郷一～四丁目、目黒町 (旭区) 上川井町の一部
程ヶ谷カントリークラブ	(旭区) 今宿町、金が谷、金が谷一、二丁目、上川井町の一部、川井本町、笹野台一～四丁目、下川井町、矢指町
若葉台団地	(旭区) 上川井町の一部、若葉台一～四丁目

資料：「横浜市防災計画 2020 資料編」（横浜市総務局防災企画課ホームページ 令和3年4月閲覧）

② 地域交通の状況

ア. 文献その他の資料調査

a. 主要な道路における交通量の状況

「3.3 社会的状況 3.3.4 交通の状況」(P. 3-122～125) に示したとおり、対象事業実施区域周辺の主要な道路における交通量の状況は表 9.17-7 に示すとおりです。対象事業実施区域周辺には、環状4号線が南北に通っており、北側に八王子街道(五貫目33号線)、南側には瀬谷柏尾線が通っています。

「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省 平成29年6月)において、環状4号線の昼間で10,160台から14,121台、五貫目33号線で16,875台、瀬谷柏尾線で7,061台となっています。

表 9.17-7 交通量の状況(平日昼間12時間)

路線名	No.	観測地点名	交通量(台)	大型車混入率(%)
東名高速道路	1	横浜町田～海老名JCT	87,610	28.8
一般国道16号	2	旭区今宿西町161-1	10,502	10.3
	3	旭区上川井町2454	36,421	24.3
	4	旭区上川井町1039(上川井IC)	38,431	25.7
一般国道16号 (保土ヶ谷バイパス)	5	旭区今宿1-67(下川井IC)	74,693	26.9
一般国道246号	6	瀬谷区目黒町11	39,401	29.1
一般国道467号	7	大和市大和東1-10-18	14,903	12.5
環状4号線	8	瀬谷区本郷3-16	10,160	9.7
	9	瀬谷中学校	14,121	8.3
丸子中山茅ヶ崎線	10	二ツ上橋	23,555	11.7
瀬谷柏尾線	11	二ツ上橋	7,061	6.6
五貫目33号線	12	旭区上川井町1966	16,875	39.0

資料：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)」(国土交通省 平成29年6月)

b. 交通事故の発生状況

横浜市全域及び対象事業実施区域が位置する瀬谷区、旭区の令和元年における交通事故発生状況は、表 9.17-8 及び表 9.17-9 に示すとおりです。

表 9.17-8 対象事業実施区域周辺の累計別交通事故発生状況(令和元年)

単位：件

区分	車両相互							人対車両				単独	合計
	正面衝突	出会い頭	追突	右折	左折	その他	小計	横断歩道	歩道外横断	その他	小計		
横浜市	116	962	1,887	1,208	570	1,678	6,421	703	394	640	1,737	238	8,396
瀬谷区	9	49	92	73	35	77	335	17	21	26	64	13	412
旭区	12	65	141	101	46	100	465	50	28	57	135	23	623

資料：「横浜市内の交通事故統計 令和元年(2019年)」(横浜市道路局 令和2年5月)

表 9.17-9 区別交通事故発生状況（令和元年）

区分	交通事故件数（件）	死者（人）	負傷者（人）
横浜市	8,398※	50	9,699
瀬谷区	412	1	486
旭 区	623	1	721

※：交通事故件数に列車事故を含むため、前掲表 9.17-8 の横浜市の件数と合いません。
資料：「横浜市内の交通事故統計 令和元年（2019年）」（横浜市道路局 令和2年5月）

イ. 現地調査

a. 自動車交通量調査

調査地点の交差点形状及び断面位置は図 9.17-3、自動車交通量調査結果は表 9.17-10 に示すとおりです。なお、地域社会 7 は断面における調査のため、道路構造図を図 9.17-3(3) に示します。

調査結果の詳細は、地域社会 1～6 は、資料編（P.資料 地域社会-1～598）に、地域社会 7 は資料編（P.資料 大気-22、23）に示すとおりです。

地域社会 1～6 の 12 時間断面交通量において、最も多かったのは、平日では地域社会 2（目黒交番前交差点）の B 断面で 18,309 台/12h、次いで地域社会 1（目黒交差点）の C 断面で 16,829 台/12h でした。休日では地域社会 2（目黒交番前交差点）の B 断面で 16,664 台/12h、次いで地域社会 1（目黒交差点）の C 断面で 16,283 台/12h でした。また、混雑時では地域社会 1（目黒交差点）の C 断面で 17,234 台/12h、次いで地域社会 2（目黒交番前交差点）の B 断面で 17,166 台/12h でした。

ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地域社会 2 が最も多くなりました。

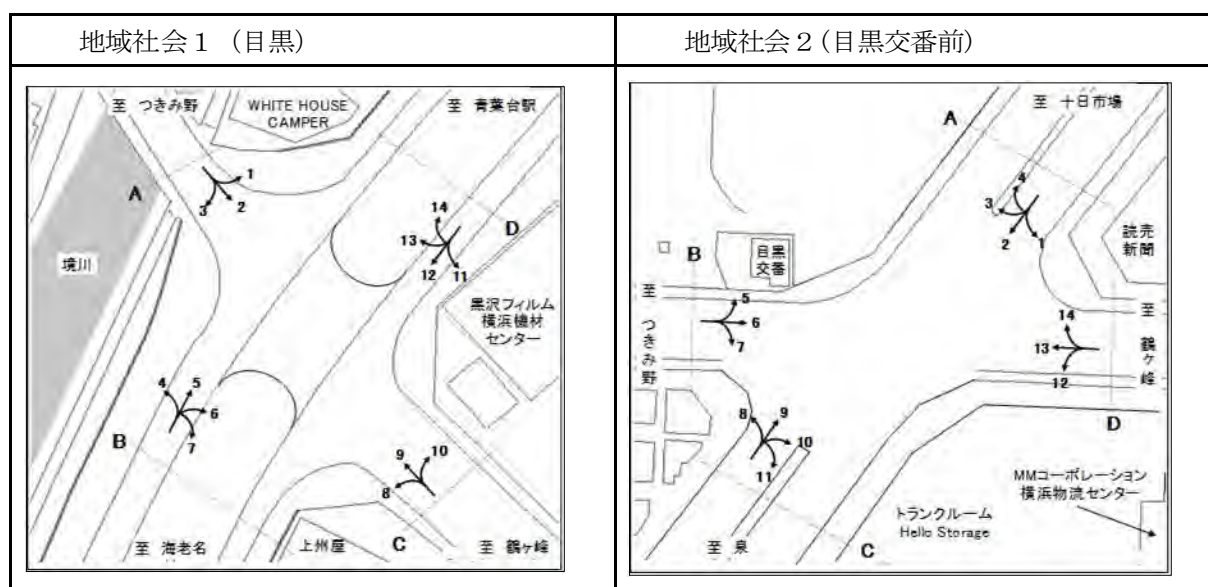


図 9.17-3(1) 交差点の断面位置

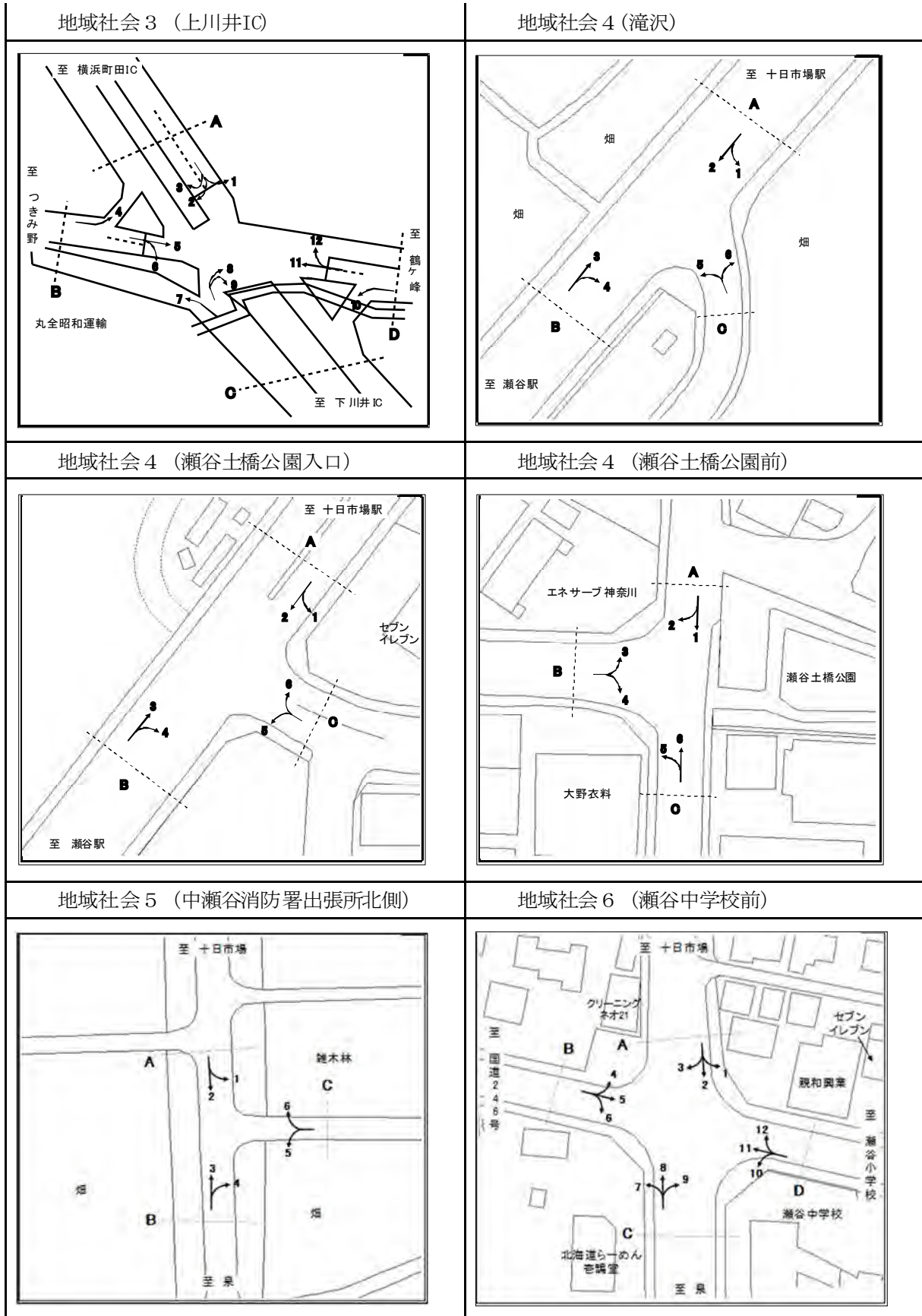


図 9.17-3(2) 交差点の断面位置

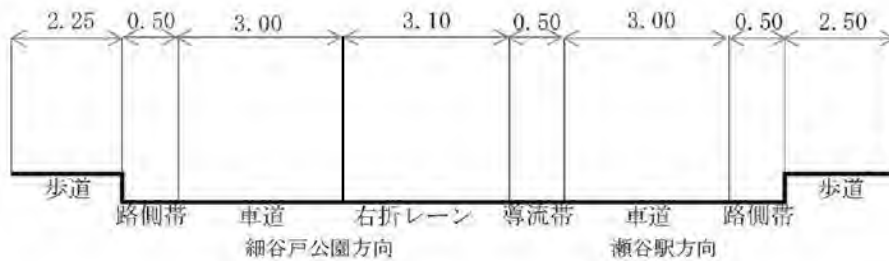


図 9.17-3(3) 道路構造図 (地域社会7)

表 9.17-10(1) 現地調査結果 (自動車交通量：平日)

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量 (台)	大型車混入 率 (%)	断面交通 量 (台)	大型車混入率 (%)	時間帯	交差点流入台数 (台) *	
地域社会1 (目黒)	A	20,945	22.0	13,887	21.7	17:45~ 18:45	493	2,289
	B	14,330	36.4	8,986	37.6		424	
	C	26,139	31.3	16,829	31.3		970	
	D	10,734	23.4	7,478	23.6		402	
地域社会2 (目黒交番前)	A	13,356	14.3	9,740	15.4	17:00~ 18:00	471	2,549
	B	28,052	30.3	18,309	30.4		929	
	C	13,179	14.3	9,247	14.9		348	
	D	24,363	31.3	15,470	31.4		801	
地域社会3 (上川井IC)	A	5,448	26.2	4,038	25.7	17:00~ 18:00	151	1,946
	B	22,423	34.2	14,580	34.0		788	
	C	17,779	36.9	11,482	36.5		503	
	D	15,118	19.1	10,970	19.3		504	
地域社会4 (滝沢)	A	21,900	13.3	16,354	14.1	18:00~ 19:00	637	2,045
	B	20,305	17.3	15,141	17.7		723	
	C	8,703	22.4	6,423	22.1		685	
地域社会4 (瀬谷土橋公園 入口)	A	19,439	17.1	14,460	17.6	17:30~ 18:30	754	1,694
	B	15,984	16.4	11,793	17.6		483	
	C	7,971	22.7	5,921	22.5		457	
地域社会4 (瀬谷土橋公園 前)	A	9,408	25.6	7,006	25.0	7:30~ 8:30	490	825
	B	7,990	22.4	6,035	22.2		217	
	C	4,196	35.6	3,105	34.1		118	
地域社会5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	17,220	12.0	12,099	12.3	7:00~ 8:00	598	1,459
	B	15,186	12.9	10,657	13.1		620	
	C	5,426	4.6	4,232	4.7		241	
地域社会6 (瀬谷中学校 前)	A	15,025	12.6	10,715	12.9	7:45~ 8:45	458	2,206
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		598	
	C	20,475	11.1	14,771	11.4		723	
	D	13,679	6.8	9,896	7.6		427	
地域社会7	—	3,545	4.1	2,910	4.6	18:00~ 19:00	302	—

※：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数 (=渋滞補正台数) を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 9.17-10(2) 現地調査結果（自動車交通量：休日）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	断面交通 量(台)	大型車混入率 (%)	時間帯	交差点流入台数 (台)※	
地域社会 1 (目黒)	A	19,635	8.1	13,878	5.9	16:45~ 17:45	588	2,175
	B	13,589	36.4	9,179	9.8		320	
	C	23,908	13.5	16,283	9.5		875	
	D	8,946	11.9	6,132	7.8		392	
地域社会 2 (目黒交番前)	A	11,403	5.2	8,597	4.5	16:45~ 17:45	388	2,218
	B	23,880	12.5	16,664	9.4		823	
	C	11,287	5.6	8,209	4.3		344	
	D	20,310	31.3	13,960	9.7		663	
地域社会 3 (上川井 IC)	A	3,810	10.2	2,799	9.0	16:45~ 17:45	100	1,714
	B	19,251	13.9	13,260	10.4		632	
	C	15,320	14.8	10,629	11.0		533	
	D	12,743	6.2	9,556	5.2		449	
地域社会 4 (滝沢)	A	17,635	4.7	13,759	4.2	15:45~ 16:45	511	1,480
	B	14,961	7.0	11,567	5.8		631	
	C	6,236	9.6	4,678	7.6		338	
地域社会 4 (瀬谷土橋公園 入口)	A	14,300	6.5	11,095	5.4	15:45~ 16:45	480	1,175
	B	11,444	5.7	8,771	4.7		447	
	C	5,142	9.3	4,010	7.7		248	
地域社会 4 (瀬谷土橋公園 前)	A	5,742	12.6	4,364	9.7	14:00~ 15:00	213	462
	B	5,248	9.6	4,092	8.0		187	
	C	1,802	33.9	1,238	28.3		62	
地域社会 5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	15,654	4.9	11,463	3.5	16:30~ 17:30	509	1,217
	B	13,484	5.2	9,736	3.7		443	
	C	5,546	1.8	4,495	1.5		265	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	A	12,098	2.4	9,128	2.2	14:30~ 15:30	449	2,158
	B	13,417	6.6	9,726	7.3		429	
	C	19,580	3.8	14,664	2.9		892	
	D	12,958	3.4	9,836	3.0		388	
地域社会 7	—	2,524	1.3	2,082	1.3	15:00~ 16:00	229	—

※：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（＝渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

表 9.17-10(3) 現地調査結果（自動車交通量：混雑時）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯	
		断面交通 量(台)	大型車混入 率(%)	断面交通 量(台)	大型車混入率 (%)	時間帯	交差点流入台数 (台)※
地域社会1 (目黒)	A	21,056	12.0	14,576	9.9	11:15~ 12:15	558
	B	13,614	19.8	8,991	17.8		351
	C	25,227	18.2	17,234	16.0		895
	D	9,937	14.2	6,945	12.8		388
地域社会2 (目黒交番前)	A	12,777	8.8	9,425	8.0	16:45~ 17:45	445
	B	25,161	18.7	17,166	17.3		831
	C	12,046	9.0	8,705	8.2		433
	D	20,894	20.0	13,838	18.2		640
地域社会3 (上川井IC)	A	4,662	15.9	3,340	15.7	17:45~ 18:45	106
	B	20,191	20.7	13,557	18.5		663
	C	15,950	21.9	10,839	19.3		529
	D	13,865	10.7	10,130	10.1		450
地域社会4 (滝沢)	A	22,733	8.1	17,126	8.5	17:30~ 18:30	635
	B	19,021	10.3	14,317	10.2		702
	C	7,332	11.6	5,105	10.4		432
地域社会4 (瀬谷土橋公園 入口)	A	18,287	10.2	13,779	10.1	15:45~ 16:45	631
	B	15,144	9.6	11,455	9.8		410
	C	6,383	11.7	4,724	10.6		421
地域社会4 (瀬谷土橋公園 前)	A	7,353	13.9	5,456	11.3	15:45~ 16:45	430
	B	6,383	11.3	4,791	9.7		144
	C	2,528	30.4	1,831	23.8		64
地域社会5 (中瀬谷消防署 出張所北側)	A	15,055	9.8	10,875	9.4	10:45~ 11:45	426
	B	13,176	11.1	9,414	10.8		448
	C	5,131	5.2	4,127	5.5		253
地域社会6 (瀬谷中学校 前)	A	14,517	7.5	10,635	6.7	11:15~ 12:15	487
	B	13,152	3.9	9,786	4.0		443
	C	19,982	6.3	14,575	5.7		620
	D	13,739	4.2	10,440	4.2		527

※：渋滞長調査結果に基づき、渋滞長増分内に存在する車両台数（=渋滞補正台数）を停止線通過台数に加えた「需要交通量」を示しました。

b. 信号現示調査

調査を行った信号交差点における信号現示調査結果は、資料編（P. 資料 地域社会-889～910）に示すとおりです。

なお、地域社会4（瀬谷土橋公園前）は、信号機のない交差点です。

c. 渋滞長調査

調査を行った信号交差点において、最も渋滞長が長くなった時間帯の渋滞長調査結果は、表 9.17-11 に示すとおりです（P. 資料 地域社会-846～888）。渋滞の発生状況は、以下のとおりでした。

・ 平日渋滞の状況

地域社会1（目黒交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はA断面の450mでした。地域社会2（目黒交番前交差点）は、B断面以外で渋滞が発生しており、最大はD断面の350mでした。地域社会3（上川井IC交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はB断面の190mでした。地域社会4（滝沢交差点）は、C断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は400mでした。地域社会4（瀬谷土橋公園入口交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はA断面の250mでした。地域社会5交差点（中瀬谷消防署出張所北側交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はA断面の480mでした。地域社会6（瀬谷中学校前交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はA及びC断面の90mでした。

・ 休日渋滞の状況

地域社会1（目黒交差点）は、C断面以外で渋滞が発生しており、最大はD断面の110mでした。地域社会2（目黒交番前交差点）は、A断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は60mでした。地域社会3（上川井IC交差点）は、D断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は20mでした。地域社会4（滝沢交差点）は、渋滞の発生はみられませんでした。地域社会4（瀬谷土橋公園入口交差点）は、B断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は50mでした。地域社会5（中瀬谷消防署出張所北側交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はB断面の100mでした。地域社会6（瀬谷中学校前交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はD断面の50mでした。

・ 混雑時渋滞の状況

地域社会1（目黒交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はD断面の210mでした。地域社会2（目黒交番前交差点）は、B断面以外で渋滞が発生しており、最大渋滞長はD断面の220mでした。地域社会3（上川井IC交差点）は、CとD断面のみ渋滞が発生しており、最大渋滞長はD断面の30mでした。地域社会4（滝沢交差点）は、A断面のみ渋滞が発生しており、渋滞長は300mでした。地域社会4（瀬谷土橋公園入口交差点）は、C断面以外で渋滞が発生しており、最大はA断面の260mでした。地域社会5（中瀬谷消防署出張所北側交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はB断面の240mでした。地域社会6（瀬谷中学校前交差点）は、すべての断面で渋滞が発生しており、最大はD断面の600mでした。

表 9.17-11(1) 現地調査結果（最大渋滞長：平日・休日）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	平日渋滞長最大時			休日渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)	観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)
地域社会 1 (目黒)	A	2	7:45~8:00	680	450	16:45~17:00	160	30
	B	2	12:30~12:45	200	100	10:15~10:30	130	70
	C	3	12:00~12:15	260	170	渋滞なし	—	—
	D	2	10:15~10:30	150	130	17:45~18:00	150	110
地域社会 2 (目黒交番 前)	A	3	16:15~16:30	130	90	12:45~13:00	110	60
	B	3	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	C	3	8:00~8:15	270	110	渋滞なし	—	—
	D	2	12:00~12:15	450	350	渋滞なし	—	—
地域社会 3 (上川井 IC)	A	2	6:30~6:45	130	30	渋滞なし	—	—
	B	2	6:00~6:15	380	190	渋滞なし	—	—
	C	2	10:00~10:15	70	30	渋滞なし	—	—
	D	2	8:00~8:15	150	20	10:00~10:15	80	20
地域社会 4 (滝沢)	A	2	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	B	3	渋滞なし	—	—	渋滞なし	—	—
	C	2	19:00~19:15	600	400	渋滞なし	—	—
地域社会 4 (瀬谷土橋公 園入口)	A	2	18:15~18:30 18:45~19:00	350	250	渋滞なし	—	—
	B	3	6:45~7:00	60	20	9:00~9:15	80	50
	C	2	18:30~18:45	150	20	渋滞なし	—	—
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北 側)	A	1	8:00~8:15	530	480	10:45~11:00	180	60
	B	1	8:45~9:00	400	300	12:15~12:30	170	100
	C	1	15:00~15:15	70	20	16:45~17:00	150	70
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	A	3	12:00~12:15	200	90	14:45~15:00	150	20
	B	2	8:00~8:15	140	50	16:30~16:45	80	30
	C	3	6:45~7:00 7:15~7:30 8:15~8:30 8:30~8:45	150	90	15:15~15:30	130	40
	D	2	19:00~19:15	130	70	16:15~16:30	120	50

注：1. 滞留長：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の滞留長を示しています。

2. 渋滞長：滞留時最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1回の青信号で通過できた場合の渋滞長は0mとなります。本表では、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。

表 9.17-11(2) 現地調査結果（最大渋滞長：混雑時）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	混雑時渋滞長最大時		
			観測時間	滞留長 (m)	渋滞長 (m)
地域社会 1 (目黒)	A	2	17:00~17:15	500	160
	B	2	5:30~5:45	100	20
			7:00~7:15		
			17:15~17:30		
C	3	12:00~12:15	120	20	
D	2	13:15~13:30	260	210	
地域社会 2 (目黒交番 前)	A	3	11:45~12:00	160	120
	B	3	渋滞なし	—	—
	C	3	8:30~8:45	110	20
	D	2	13:30~13:45	430	220
地域社会 3 (上川井 IC)	A	2	渋滞なし	—	—
	B	2	渋滞なし	—	—
	C	2	10:30~10:45	100	10
	D	2	17:30~17:45	140	30
地域社会 4 (滝沢)	A	2	11:15~11:30	430	300
	B	3	渋滞なし	—	—
	C	2	渋滞なし	—	—
地域社会 4 (瀬谷土橋公 園入口)	A	2	11:15~11:30	350	260
	B	3	10:00~10:15	50	50
	C	2	渋滞なし	—	—
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北 側)	A	1	16:45~17:00	160	40
	B	1	14:30~14:45	350	240
	C	1	11:15~11:30	80	10
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	A	3	11:30~11:45	210	60
	B	2	18:30~18:45	90	30
	C	3	14:15~14:30	170	40
	D	2	10:45~11:00	680	600

注：1. 滞留長：信号が赤から青に変わる瞬間に滞留している最後尾車両までの停止線からの距離を指します。本表では、最大渋滞長を記録した時間帯の滞留長を示しています。

2. 渋滞長：滞留時最後尾車両が1回の青信号で交差点を通過できなかった場合の停止線からの距離を指します。1回の青信号で通過できた場合の渋滞長は0mとなります。本表では、調査を行った日の最大渋滞長を記録した時間帯を抽出しています。

d. 道路現況調査

地域社会1～6の道路現況調査結果（交差点形状、車線構成及び道路幅員）は、図9.17-4に、地域社会7の道路構造については図9.17-5に、交通規制及び道路標識は、図9.17-6に示すとおりです。

単位：m

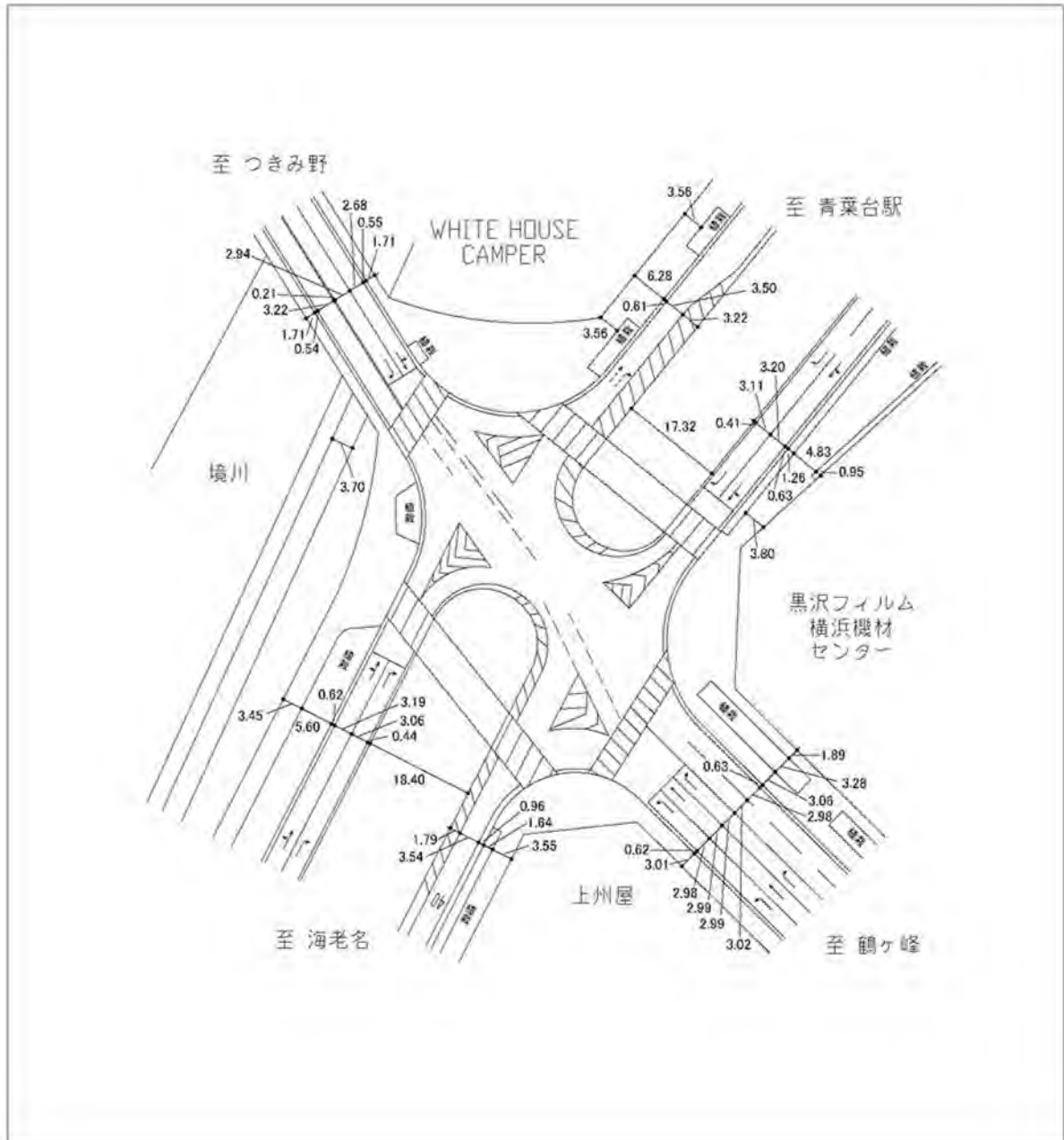


図 9.17-4(1) 交差点構造図（地域社会1：目黒交差点）

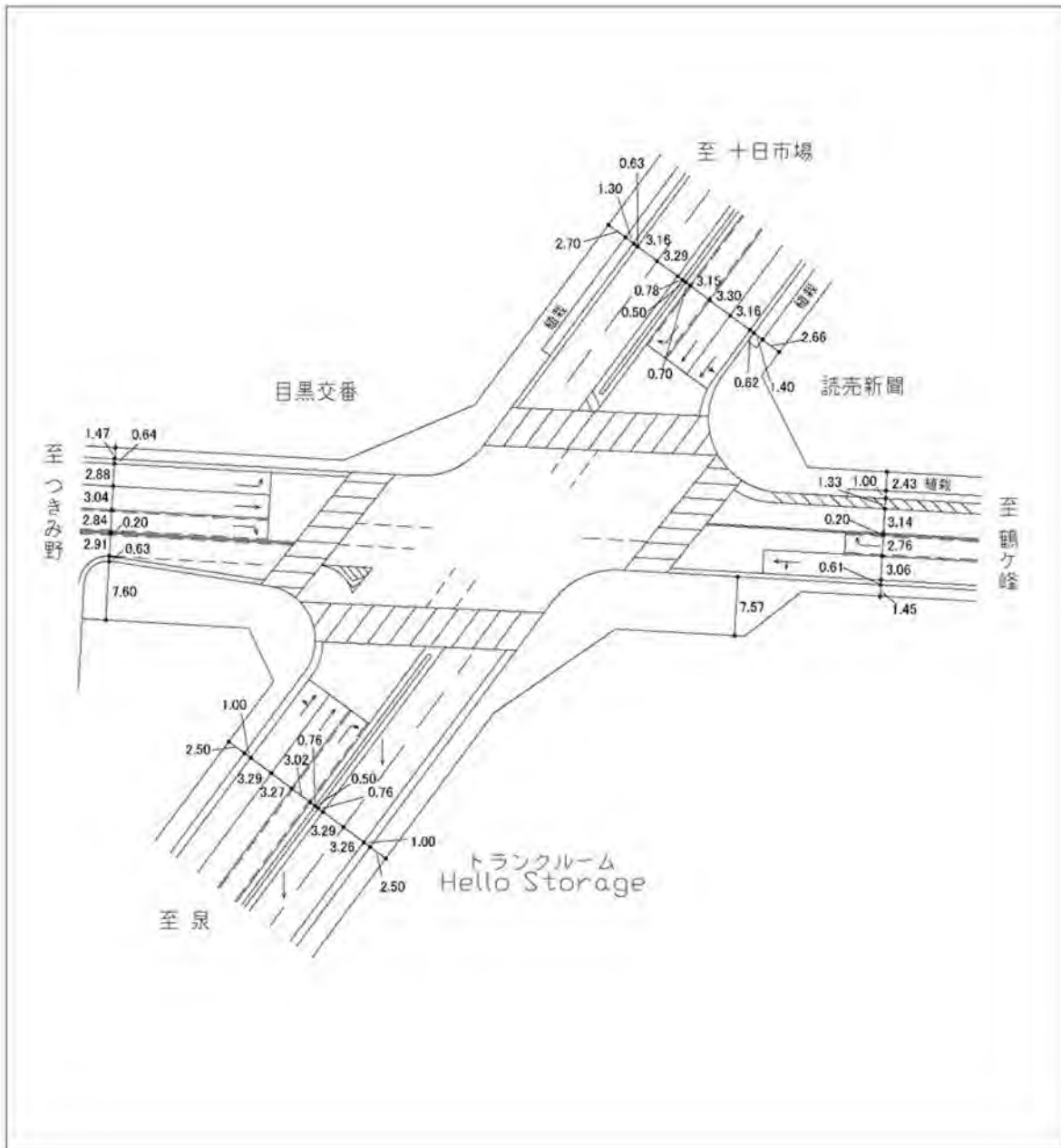


図 9.17-4(2) 交差点構造図 (地域社会2：目黒交番前交差点)

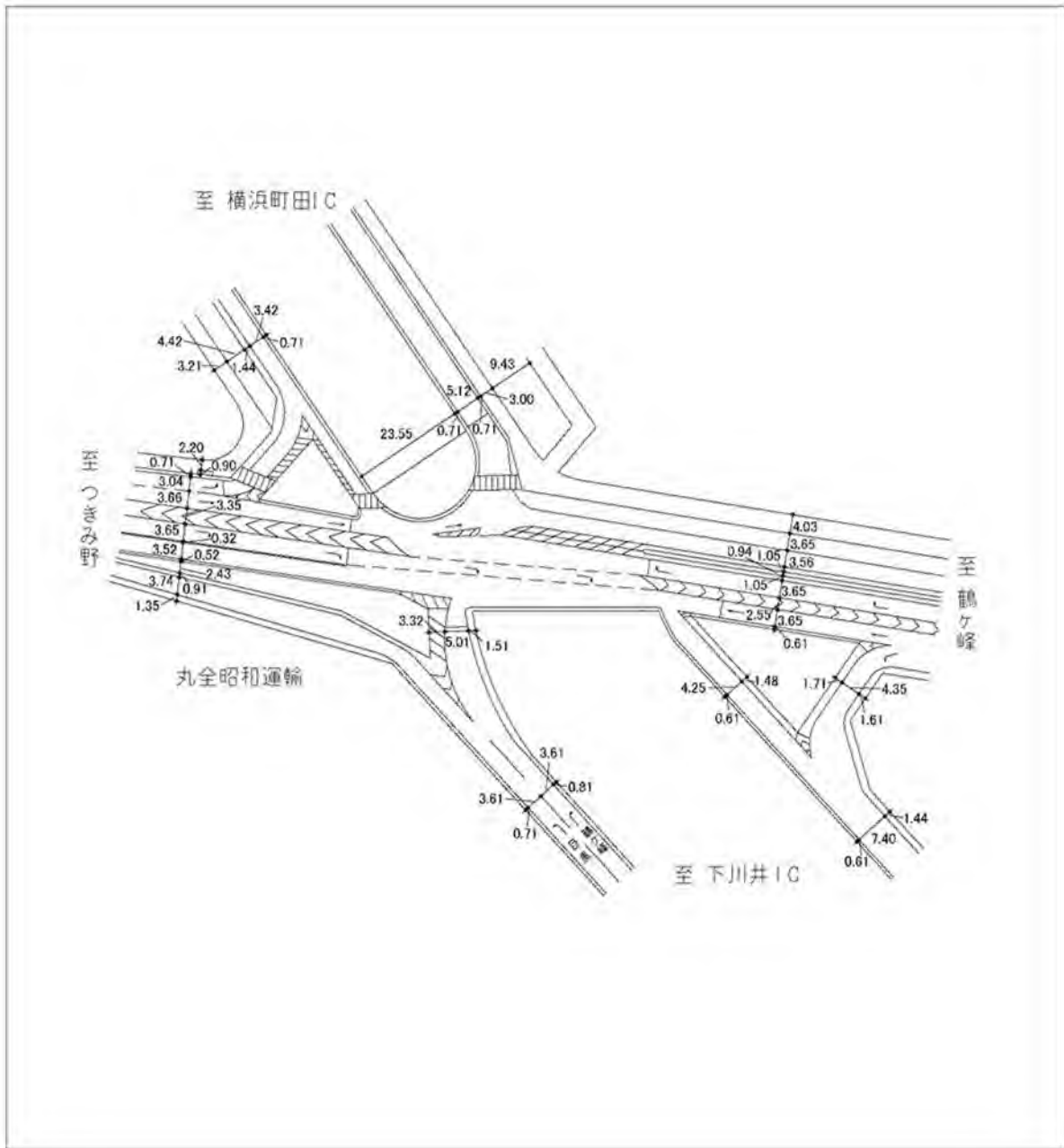


図 9.17-4(3) 交差点構造図 (地域社会 3 : 上川井 IC 交差点)

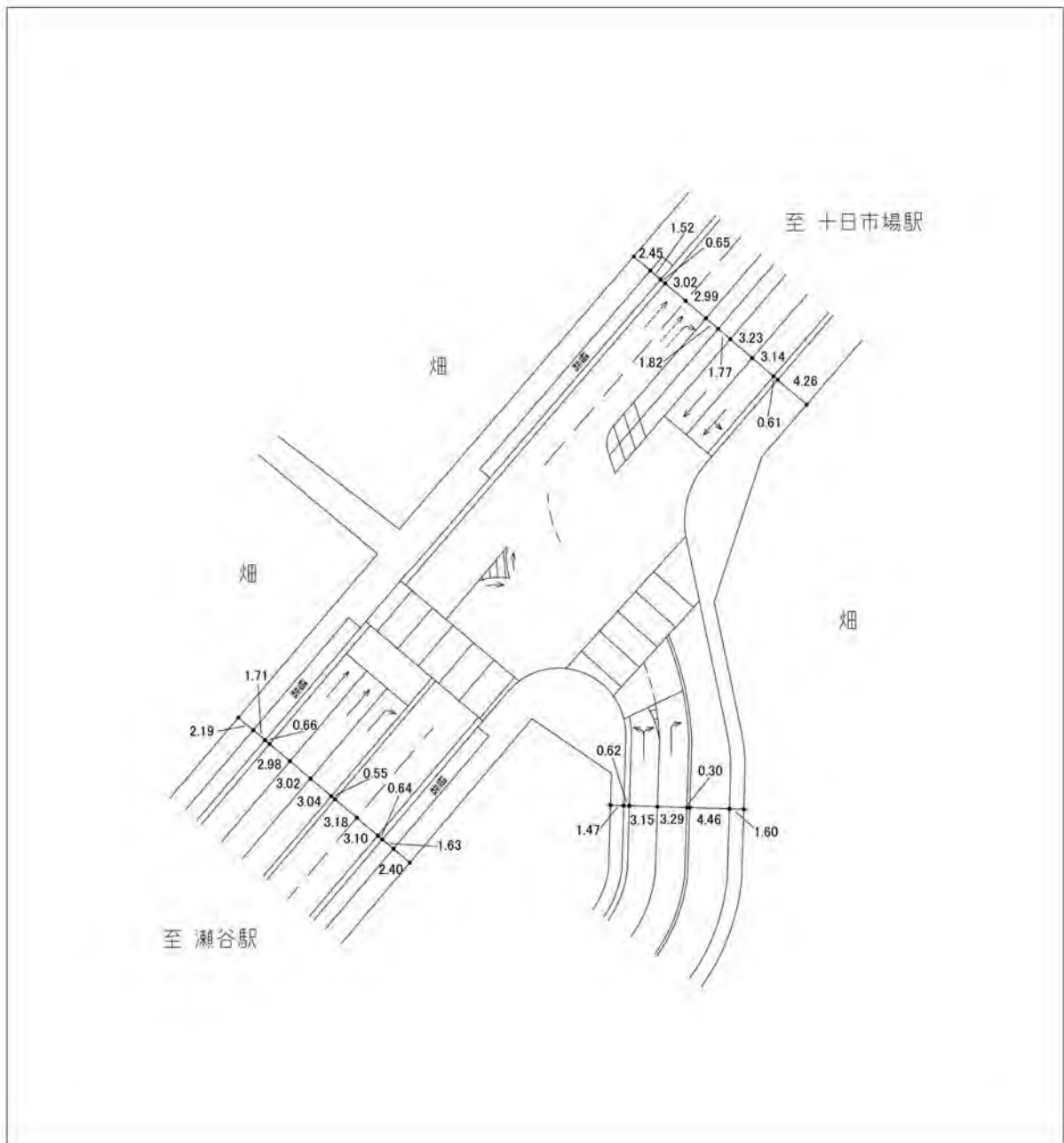


図 9.17-4(4) 交差点構造図 (地域社会4 : 滝沢交差点)

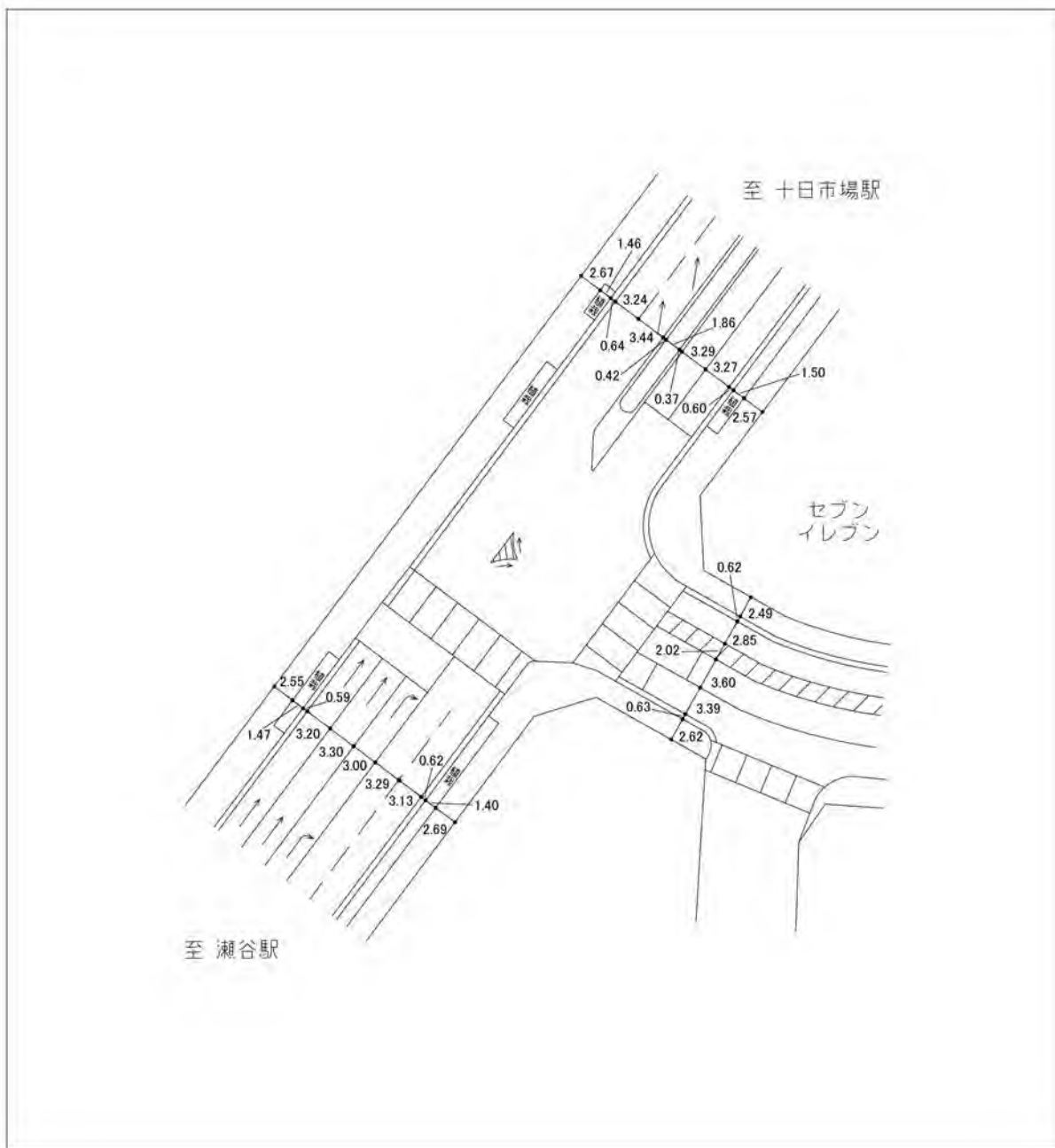


図 9.17-4(5) 交差点構造図 (地域社会 4 : 瀨谷土橋公園入口交差点)

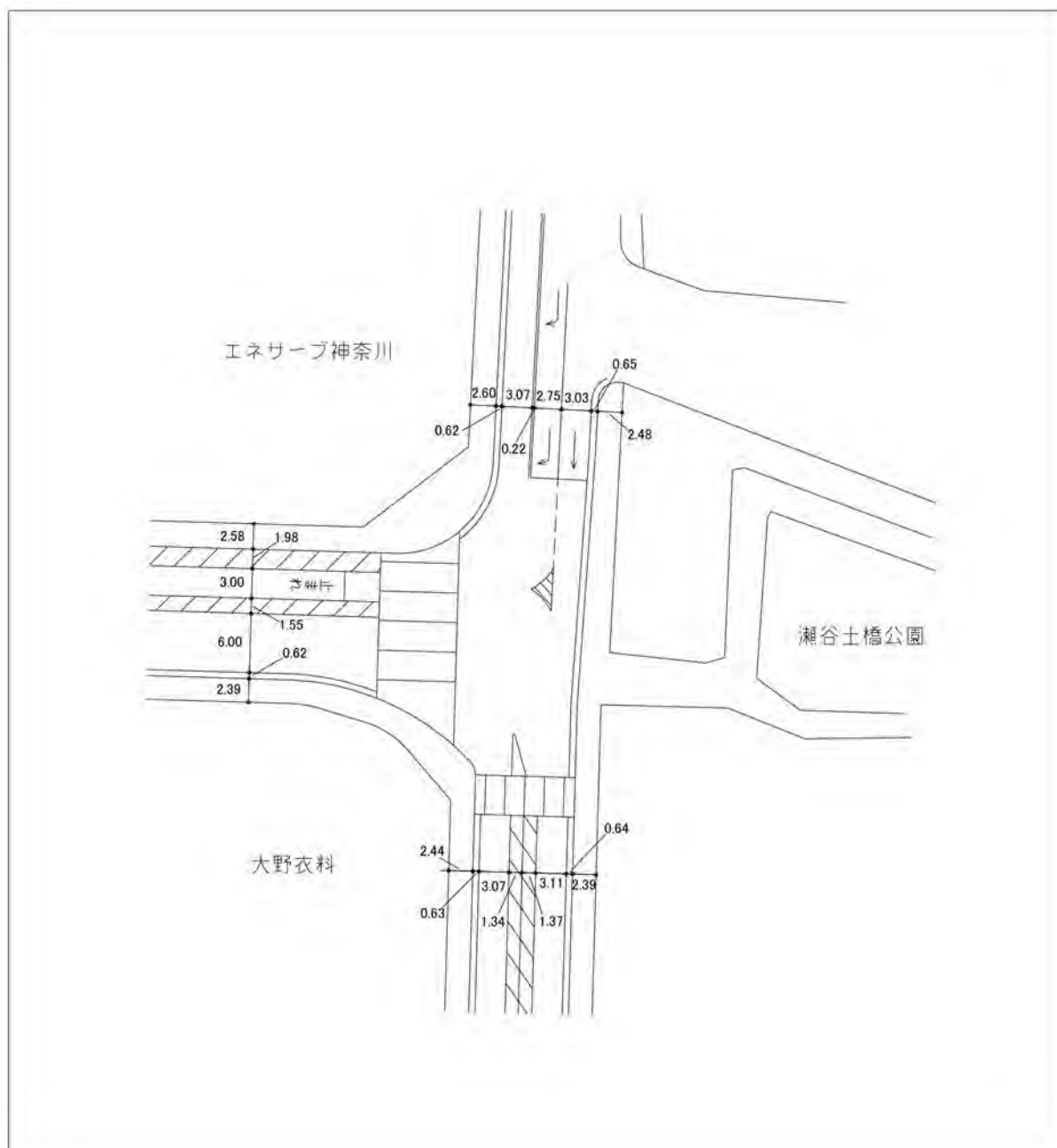


図 9.17-4(6) 交差点構造図 (地域社会 4 : 瀬谷土橋公園前交差点)

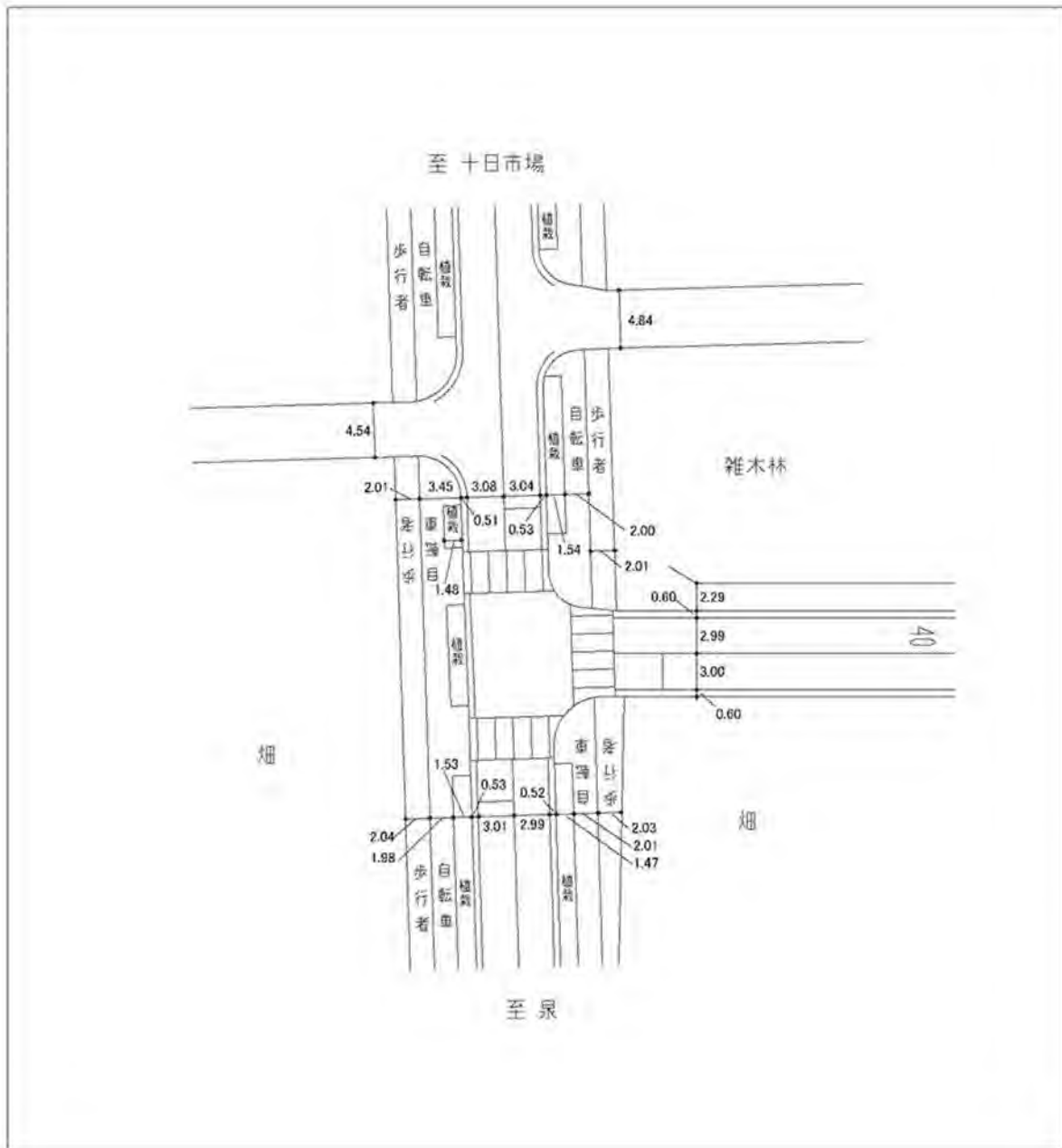


图 9.17-4(7) 交差点構造図 (地域社会 5 : 中瀬谷消防署出張所北側)

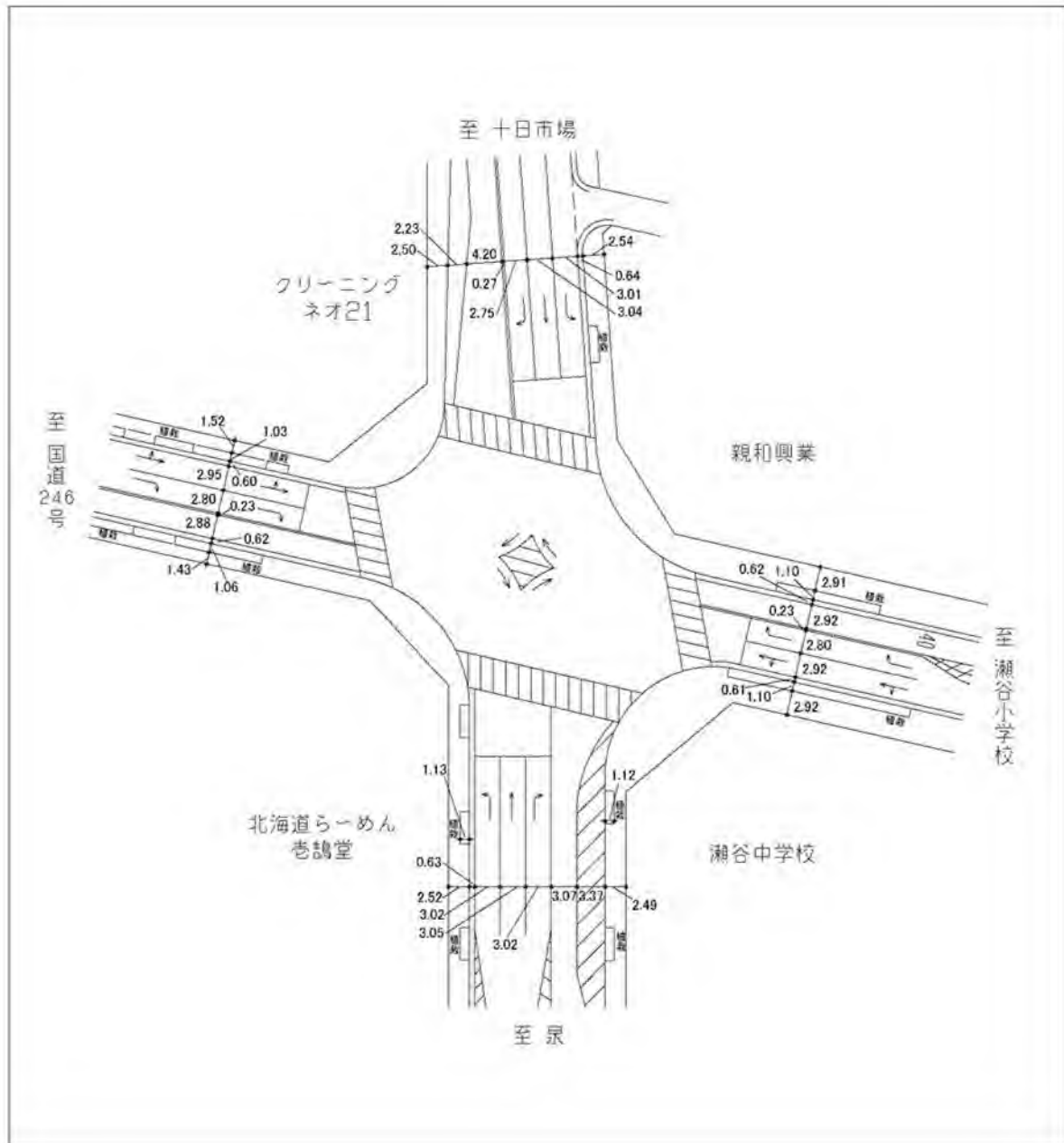


図 9.17-4(8) 交差点構造図 (地域社会6 : 瀬谷中学校前交差点)

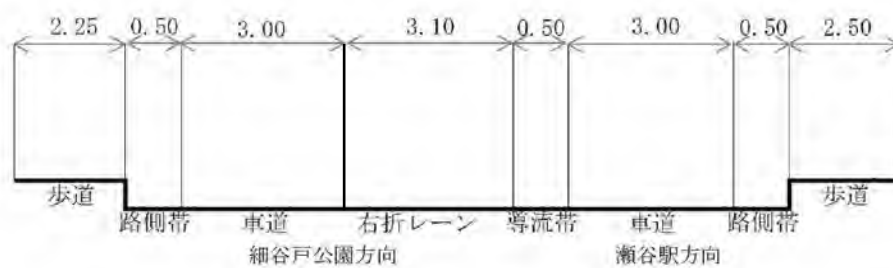


図 9.17-5 道路構造図 (地域社会7)

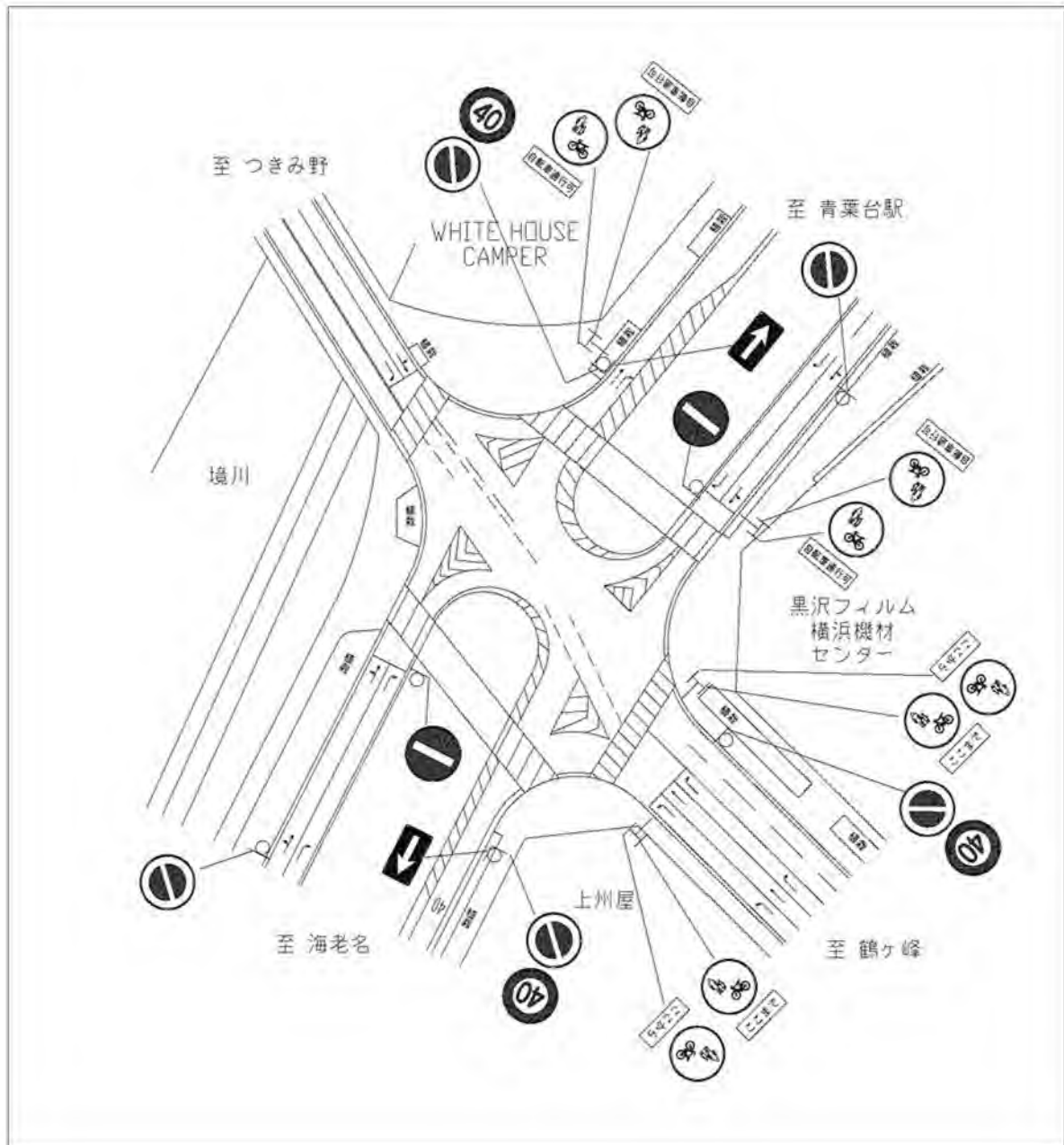


図 9.17-6(1) 道路規制・標識図 (地域社会 1 : 目黒交差点)

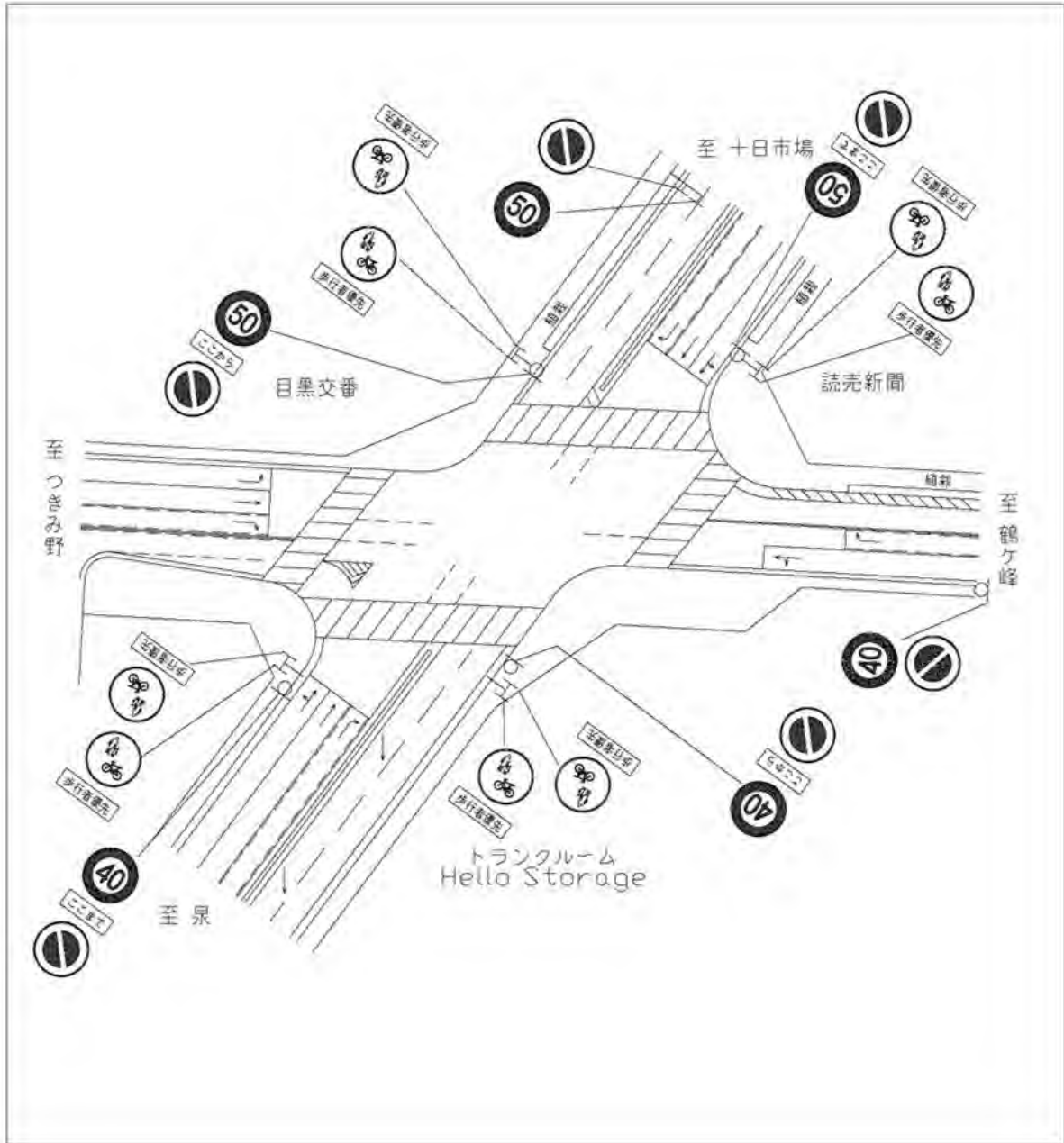


図 9.17-6(2) 道路規制・標識図 (地域社会 2 : 目黒交番前交差点)

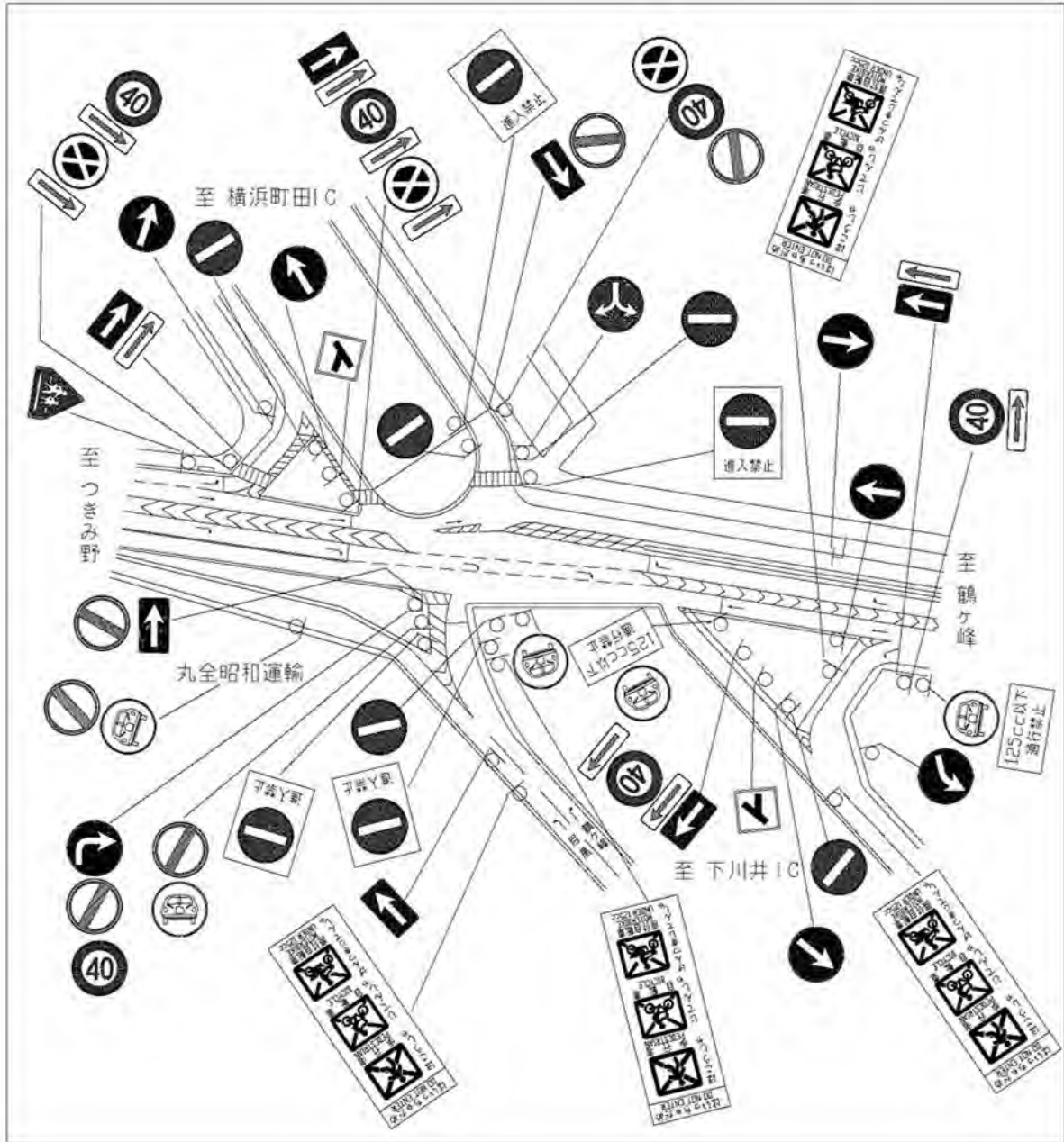


図 9.17-6(3) 道路規制・標識図 (地域社会 3 : 上川井 IC 交差点)

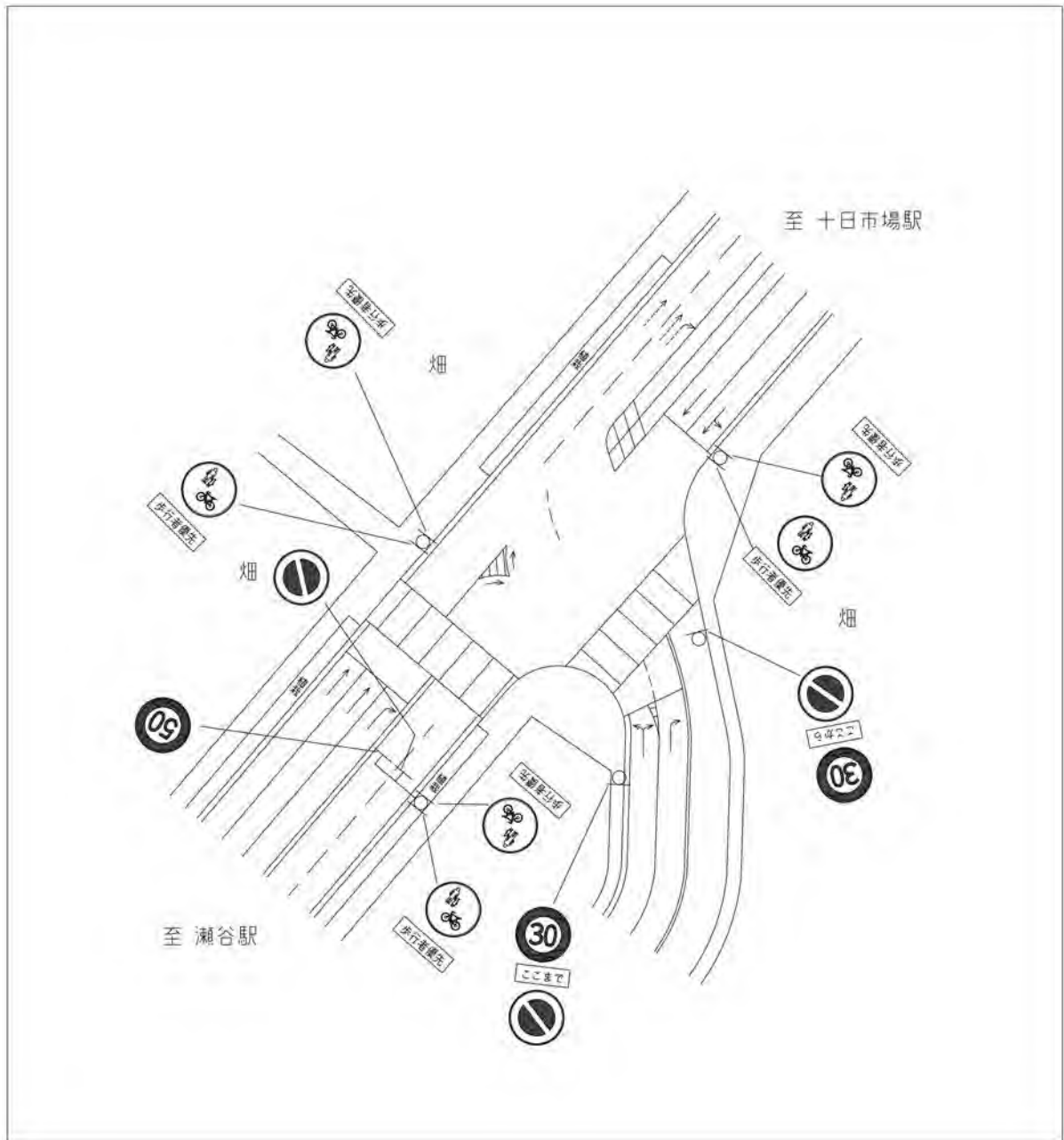


図 9.17-6(4) 道路規制・標識図 (地域社会 4 : 滝沢交差点)

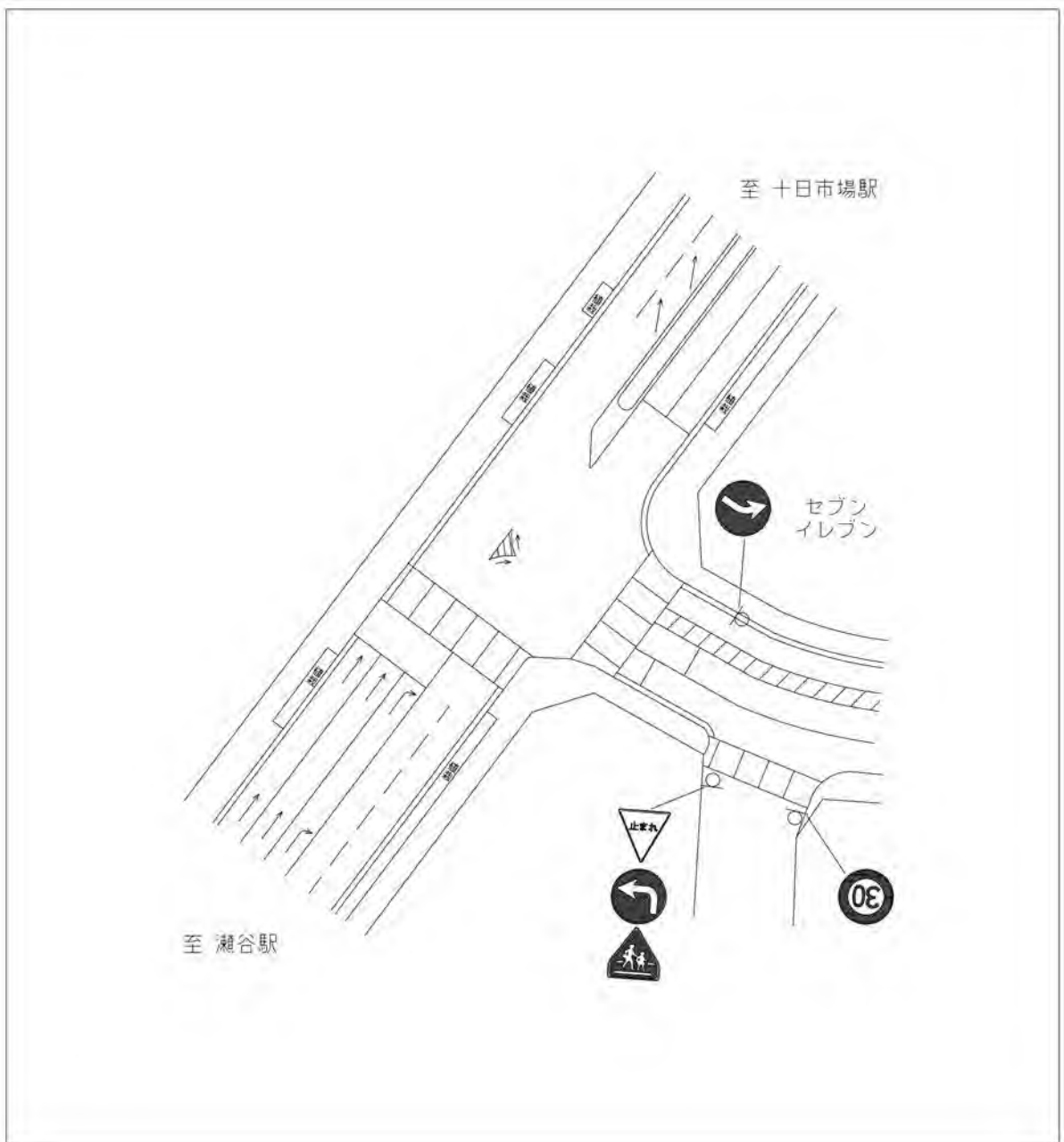


図 9.17-6(5) 道路規制・標識図（地域社会4：瀬谷土橋公園入口交差点）

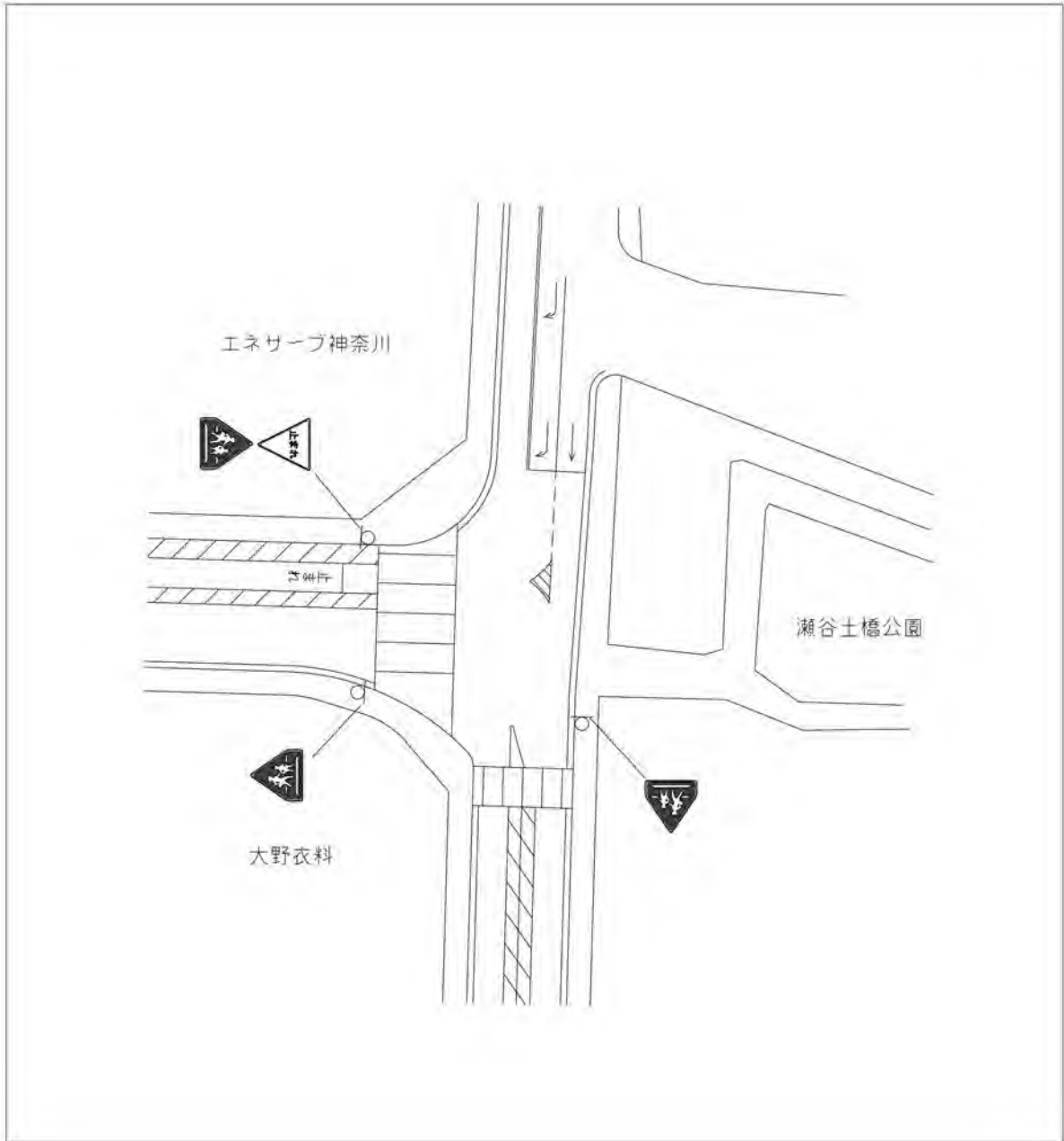


図 9.17-6 (6) 道路規制・標識図 (地域社会4 : 瀬谷土橋公園前交差点)

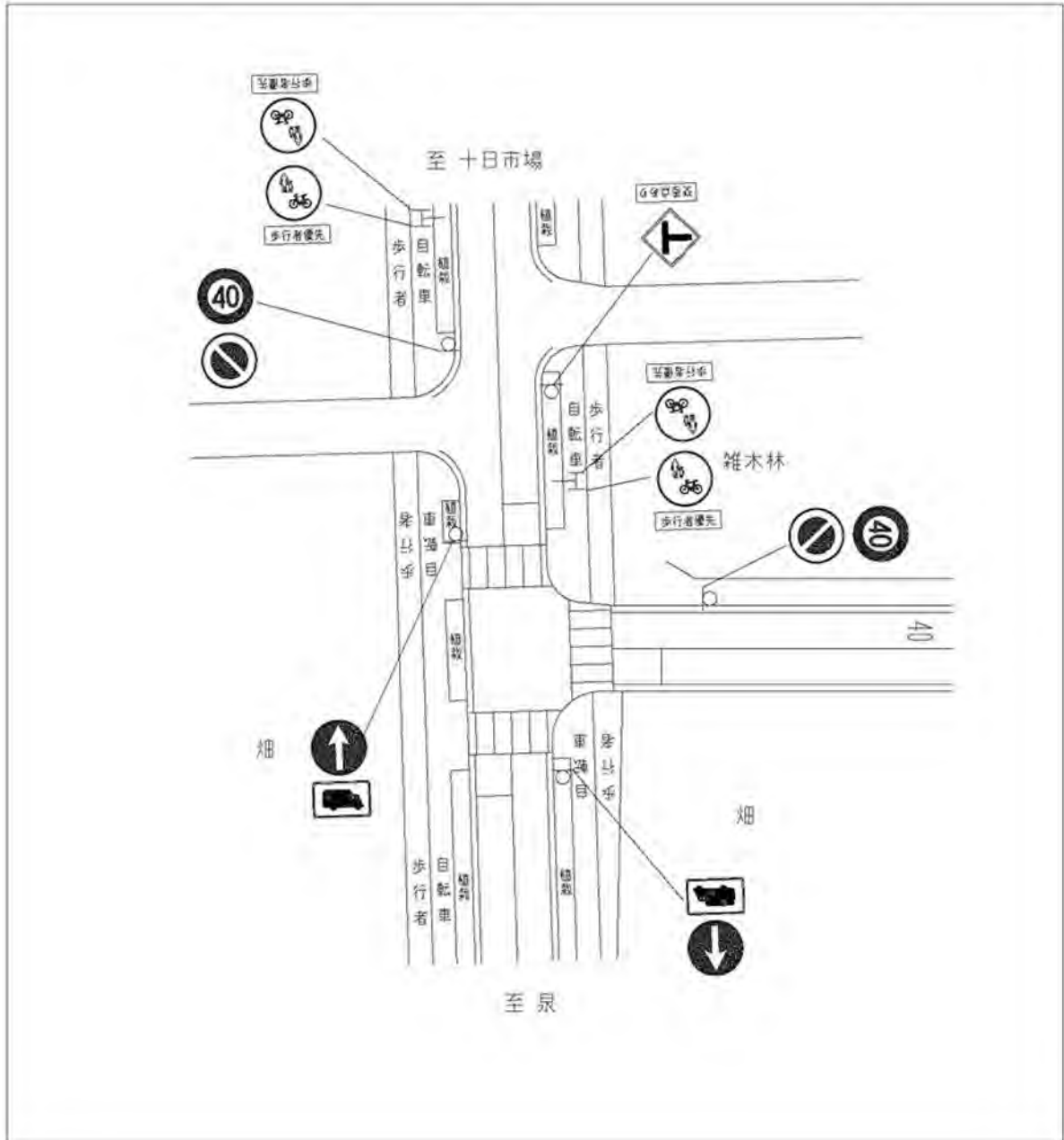


図 9.17-6 (7) 道路規制・標識図 (地域社会5 : 中瀬谷消防署出張所北側交差点)

e. 飽和交通流率

飽和交通流率調査は、現況交通量調査結果を踏まえ、交差点地域社会1～地域社会6を対象に調査を行いました。

飽和交通流率調査結果は、表 9.17-12 に示すとおりです（P.資料 地域社会-911～961）。

現地調査で得た各車線の飽和交通流率の実測値は、横断歩行者交通量調査結果を考慮した飽和交通流率の算定値に対し、平日は65.7～115.5%、休日は64.6～116.1%でした。

なお、交差点需要率の算定に用いる各車線の飽和交通流率の適用値は、算定値と実測値のうち値の小さい方を適用しました。

表 9.17-12(1) 現地調査結果（飽和交通流率：平日）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	飽和交通流率			
			算定値 (台) ①	実測値 (台) ②	比率 (%) ②/①	適用値 (台) (①と②の小さい値)
地域社会1 (目黒)	A	左直	1,656	1,305	78.8	1,305
		右	1,656	-	-	1,656
	B	左直	1,672	1,391	83.2	1,391
		右	1,546	1,324	85.6	1,324
	C	左	1,253	1,075	85.8	1,075
		直	1,784	1,340	75.1	1,340
		右	1,654	1,643	99.3	1,643
	D	左直	1,563	1,444	92.4	1,444
右		1,717	1,739	101.3	1,717	
地域社会2 (目黒交番前)	A	左直	1,916	1,651	86.2	1,651
		直	1,926	1,515	78.7	1,515
		右	1,665	1,738	104.4	1,665
	B	左	1,377	1,076	78.1	1,076
		直	1,792	1,361	75.9	1,361
	右	直	1,661	1,248	75.1	1,248
		右	1,760	1,359	77.2	1,359
	C	直	1,932	1,536	79.5	1,536
		右	1,566	1,508	96.3	1,508
	D	左直	1,726	1,330	77.1	1,330
右		1,487	-	-	1,487	
地域社会3 (上川井 IC)	A	左	1,515	1,330	87.8	1,330
		右	1,267	1,049	82.8	1,049
	B	直	1,830	1,337	73.1	1,337
		右	1,616	1,425	88.2	1,425
	C	右	1,629	1,221	75.0	1,221
	D	直	1,866	1,410	75.6	1,410
右		1,690	1,362	80.6	1,362	
地域社会4 (滝沢)	A	左直	1,663	1,540	92.6	1,540
		直	1,656	1,490	90.0	1,490
	B	直	1,948	1,577	81.0	1,577
		右	1,406	-	-	1,406
	C	左右	1,476	1,548	104.9	1,476
右		1,735	1,581	91.1	1,581	
地域社会4 (瀬谷土橋公園入口)	A	左直	1,744	1,232	70.6	1,232
		直	1,900	1,641	86.4	1,641
	B	直	1,920	1,263	65.7	1,263
		右	1,465	1,114	76.0	1,114
	C	左	1,568	-	-	1,568
		右	1,730	1,616	93.4	1,616
地域社会5 (中瀬谷消防署出張所 北側)	A	直左	1,674	1,283	76.6	1,283
	B	直右	1,646	1,282	77.9	1,282
	C	右左	1,505	1,426	94.8	1,426
地域社会6 (瀬谷中学校前)	A	左	960	-	-	960
		直	1,828	1,712	93.7	1,712
		右	1,620	-	-	1,620
	B	左直	1,758	1,613	91.8	1,613
		右	1,733	2,002	115.5	1,733
	C	左	1,461	1,100	75.3	1,100
		直	1,872	1,432	76.5	1,432
		右	1,658	1,471	88.7	1,471
	D	左直	1,656	1,273	76.9	1,273
右		1,712	1,333	77.9	1,333	

注：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む3時間を抽出して実施しました。

表 9.17-12(2) 現地調査結果（飽和交通流率：休日）

調査地点 (交差点名)	流入 断面	流入 車線 構成	飽和交通流率			
			算定値 (台) ①	実測値 (台) ②	比率 (%) ②/①	適用値 (台) (①と②の小さい値)
地域社会1 (目黒交差点)	A	左直	1,713	1,326	77.4	1,326
		右	1,737	1,395	80.3	1,395
	B	左直	1,753	1,354	77.2	1,354
		右	1,667	1,420	85.2	1,420
	C	左	1,423	1,275	89.6	1,275
		直	1,851	1,528	82.5	1,528
	D	右	1,762	1,447	82.1	1,447
		左直	1,683	1,364	81.0	1,364
地域社会2 (目黒交番前)	A	右	1,730	1,443	83.4	1,443
		左直	1,909	1,561	81.8	1,561
		直	1,960	1,480	75.5	1,480
	B	右	1,712	1,722	100.6	1,712
		左	1,444	1,316	91.1	1,316
		直	1,886	1,419	75.2	1,419
	C	右	1,739	-	-	1,739
		左直	1,849	1,242	67.2	1,242
		直	1,972	1,546	78.4	1,546
	D	右	1,661	1,564	94.2	1,564
		左直	1,845	1,479	80.2	1,479
		右	1,744	-	-	1,744
地域社会3 (上川井 IC)	A	左	1,626	1,600	98.4	1,600
		右	1,479	-	-	1,479
	B	直	1,924	1,523	79.2	1,523
		右	1,672	1,584	94.7	1,584
	D	右	1,791	1,392	77.7	1,392
		直	1,924	1,467	76.2	1,467
地域社会4 (滝沢)	A	右	1,764	1,513	85.8	1,513
		左直	1,757	1,509	85.9	1,509
	B	直	1,940	1,348	69.5	1,348
		右	1,968	1,490	75.7	1,489
	C	右	1,543	-	-	1,543
		左右	1,445	1,146	79.3	1,146
地域社会4 (瀬谷土橋公園入口)	A	右	1,789	1,419	79.3	1,419
		左直	1,799	1,405	78.1	1,405
	B	直	1,938	1,666	86.0	1,666
		右	1,952	1,478	75.7	1,478
	C	右	1,750	1,464	83.7	1,464
		左	1,613	-	-	1,613
地域社会5 (中瀬谷消防署出張所 北側)	A	右	1,778	1,585	89.1	1,585
		直左	1,789	1,230	68.8	1,230
	B	直右	1,823	1,177	64.6	1,177
地域社会6 (瀬谷中学校前)	A	右左	1,528	1,310	85.7	1,310
		左	1,552	1,802	116.1	1,552
		直	1,962	1,674	85.3	1,674
	B	右	1,800	-	-	1,800
		左直	1,836	1,690	92.0	1,690
	C	右	1,787	1,920	107.4	1,787
		左	1,519	1,371	90.3	1,371
		直	1,978	1,516	76.6	1,516
	D	右	1,769	1,452	82.1	1,452
左直		1,680	1,357	80.8	1,357	
		右	1,768	-	-	1,768

注：飽和交通流率調査は、渋滞長調査結果を踏まえ「次の時間帯へ繰り越した最大値」の時間帯を含む3時間を抽出して実施しました。

f. 交差点需要率（信号交差点）

現況の交差点需要率は、表 9.17-13 に示すとおりです。交差点需要率は、平日では地域社会 2（目黒交番前）で 0.793、地域社会 5（中瀬谷消防署出張所北側）で 0.700 の順で高い値を示しました。休日では地域社会 1（目黒）で 0.680、地域社会 5（中瀬谷消防署出張所北側）で 0.666 の順で高い値を示しました。混雑時では地域社会 2（目黒交番前）で 0.666、地域社会 1（目黒）で 0.642 の順で高い値を示しました。現況の交差点需要率は、交差点処理が困難とされる限界需要率を超える交差点はありませんでした。

また、車線の交通容量比については表 9.17-14 に示すとおりです。平日及び混雑時の地域社会 2（目黒交番前）A 断面の右折専用車線で、1.0 を超過しており、通行可能な最大量を超えた交通量が発生している状態となっています。

表 9.17-13 現況の交差点需要率

時期	交差点名		時間帯 ^{※1}	交差点需要率 ^{※2}	限界 需要率 ^{※3}
				現況	
平日	地域社会 1	目黒	17：45～18：45	0.696	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	17：00～18：00	0.793	0.900
	地域社会 3	上川井 IC	17：00～18：00	0.680	0.847
	地域社会 4	滝沢	18：00～19：00	0.474	0.878
		瀬谷土橋公園入口	17：30～18：30	0.502	0.913
	地域社会 5	中瀬谷消防署出張所北側	7：00～8：00	0.700	0.889
地域社会 6	瀬谷中学校前	7：45～8：45	0.537	0.840	
休日	地域社会 1	目黒	16：45～17：45	0.680	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	16：45～17：45	0.612	0.894
	地域社会 3	上川井 IC	16：45～17：45	0.492	0.829
	地域社会 4	滝沢	15：45～16：45	0.357	0.900
		瀬谷土橋公園入口	15：45～16：45	0.332	0.900
	地域社会 5	中瀬谷消防署出張所北側	16：30～17：30	0.666	0.882
地域社会 6	瀬谷中学校前	14：30～15：30	0.520	0.840	
混雑時	地域社会 1	目黒	11：15～12：15	0.642	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	16：45～17：45	0.666	0.897
	地域社会 3	上川井 IC	17：45～18：45	0.505	0.836
	地域社会 4	滝沢	17：30～18：30	0.449	0.878
		瀬谷土橋公園入口	15：45～16：45	0.442	0.908
	地域社会 5	中瀬谷消防署出張所北側	10：45～11：45	0.590	0.878
地域社会 6	瀬谷中学校前	11：15～12：15	0.508	0.840	

※1：「時間帯」は交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

※2：「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効青時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率（※3）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

※3：「限界需要率」とは、「(サイクル長－損失時間(黄色＋赤色)) / サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 9.17-14 現況の交通容量比

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比*				
				平日	休日	混雑時		
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.969	0.790		
			右折	0.278	0.184	0.389		
		B	左折・直進	0.628	0.410	0.527		
			右折	0.872	0.711	0.687		
		C	左折	0.719	0.736	0.584		
			直進	0.943	0.670	0.744		
		D	右折	0.316	0.194	0.192		
			左折・直進	0.492	0.559	0.433		
地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603	0.426	0.500		
			直進	0.603	0.426	0.500		
			右折	1.116	0.913	1.054		
		B	左折	0.279	0.245	0.294		
			直進	0.815	0.729	0.639		
			右折	0.287	0.140	0.191		
		C	左折・直進	0.524	0.513	0.769		
			直進	0.524	0.513	0.769		
			右折	0.737	0.489	0.368		
		D	左折・直進	0.984	0.770	0.745		
			右折	0.031	0.054	0.010		
		地域社会 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.341	0.379
B	直進			0.865	0.592	0.582		
	右折			0.786	0.653	0.679		
C	右折			0.609	0.475	0.411		
D	直進			0.626	0.517	0.624		
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.512	0.386	0.540		
			直進	0.512	0.386	0.540		
		B	直進	0.418	0.363	0.436		
			右折	0.044	0.037	0.023		
		C	左折・右折	0.642	0.317	0.420		
			右折	0.659	0.453	0.547		
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.364	0.415		
			直進	0.636	0.364	0.415		
		B	直進	0.300	0.228	0.191		
			右折	0.389	0.304	0.324		
		C	左折	0.274	0.042	0.239		
			右折	0.568	0.462	0.761		
		地域社会 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	直左	0.919	0.801	0.645
				B	直右	0.782	0.592	0.578
C	右左			0.634	0.818	0.885		
地域社会 6	瀬谷中学校前	A	左	0.324	0.192	0.188		
			直	0.556	0.543	0.599		
			右	0.057	0.084	0.069		
		B	左直	0.705	0.423	0.433		
			右	0.507	0.358	0.439		
		C	左	0.616	0.546	0.354		
			直	0.788	0.815	0.595		
		D	右	0.246	0.501	0.354		
			左直	0.816	0.730	0.933		
		右	0.282	0.133	0.225			

注：網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

※：車線の交通容量比は「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.000 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

g. 交通安全対策の状況

対象事業実施区域及びその周辺の道路における歩車道分離状況及び信号機、横断歩道等の交通安全施設の整備状況は図 9.17-7 に示すとおりです。

対象事業実施区域及びその周辺の道路のうち、環状4号線、上瀬谷第172号線及び瀬谷柏尾線（瀬谷駅付近）には、植栽帯が設けられマウントアップされた歩道が整備されています。八王子街道はガードレールが設置されマウントアップされた歩道が整備されています。

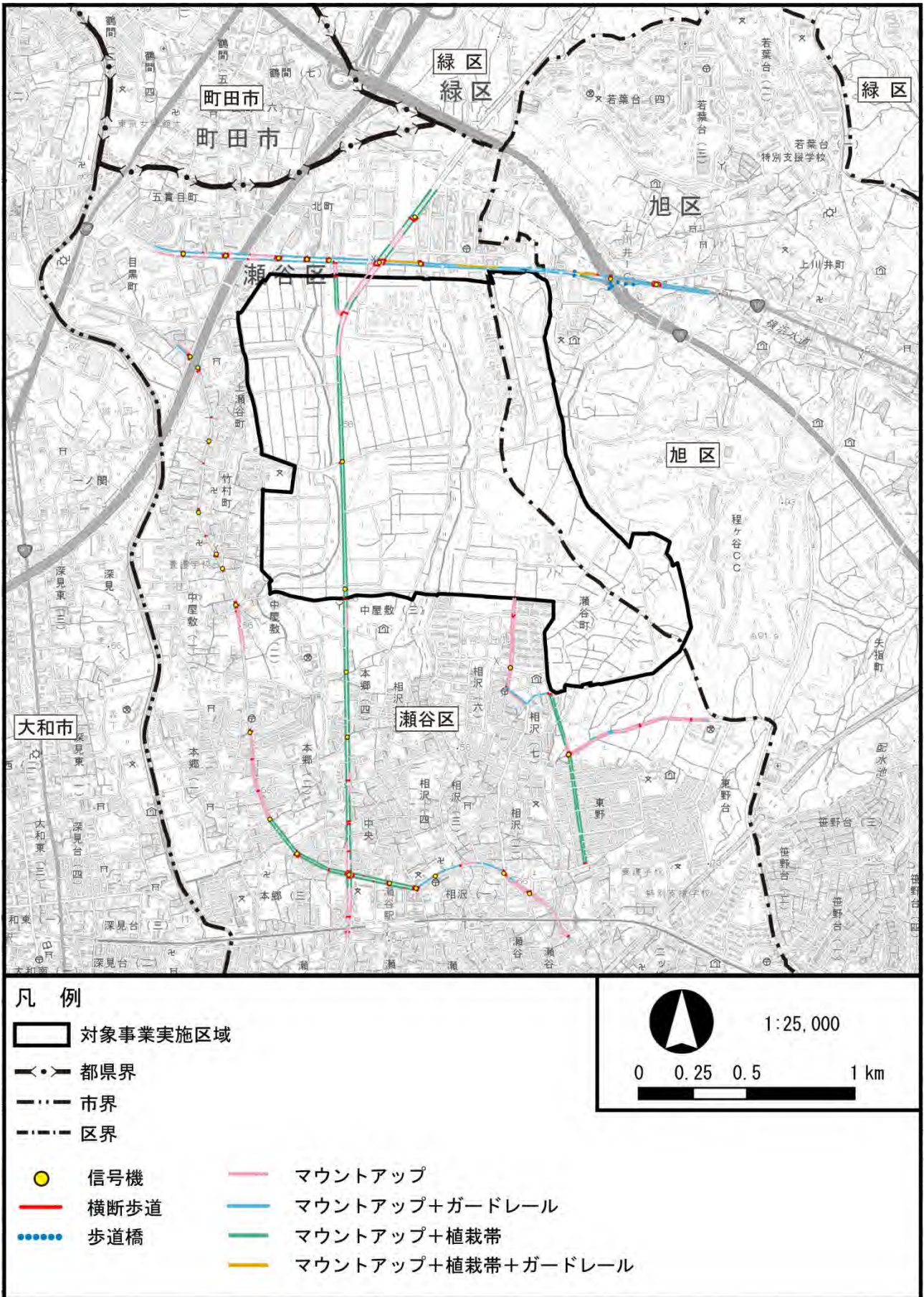


図 9.17-7 交通安全施設の整備状況

③ 歩行者の状況

ア. 歩行者等交通量調査の状況

横断歩道部における歩行者・自転車交通量については、地域社会1～地域社会6の交差点で調査を行いました。

横断歩道部歩行者交通量の調査地点は図 9.17-8 に示すとおりです。調査結果は、表 9.17-15 に示すとおりです。

なお、各地点の詳細な歩行者・自転車交通量調査結果は、資料編(P.資料 地域社会-599～845)に示すとおりです。

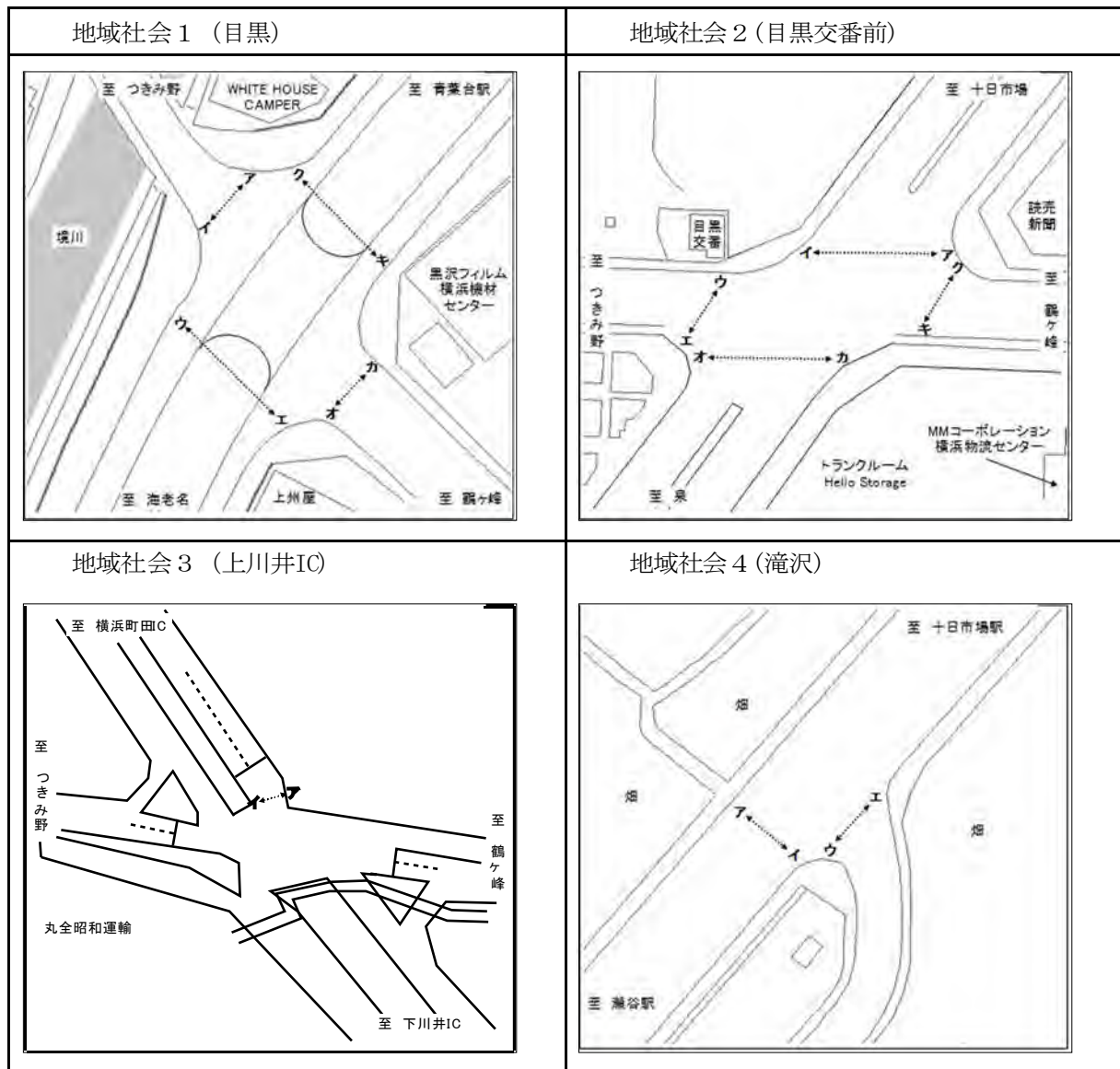


図 9.17-8(1) 歩行者・自転車交通量調査地点

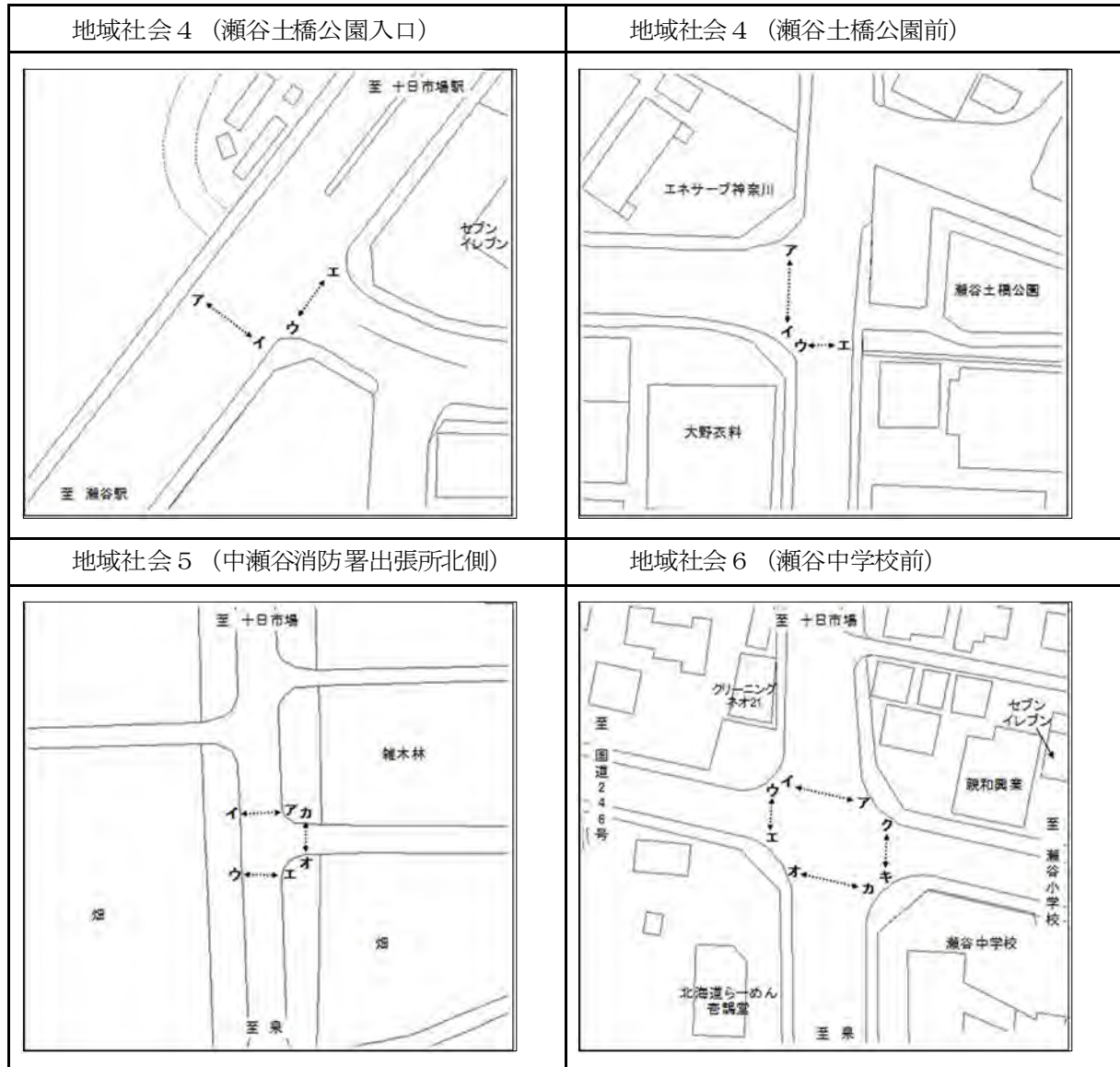


図 9.17-8(2) 歩行者・自転車交通量調査地点

表 9.17-15(1) 現地調査結果（歩行者・自転車交通量：平日）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)	時間帯	歩行者・自転車 (人・台/時間)	
地域社会 1 (目黒)	ア-イ	128	165	101	115	7:30~ 8:30	48	
	ウ-エ	228	264	178	169		108	
	オ-カ	93	107	68	70		24	
	キ-ク	218	310	139	207		74	
地域社会 2 (目黒交番前)	ア-イ	91	176	81	123	7:45~ 8:45	59	
	ウ-エ	36	85	29	61		21	
	オ-カ	28	62	20	45		15	
	キ-ク	33	70	27	61		19	
地域社会 3 (上川井 IC)	ア-イ	220	153	156	113	7:45~ 8:45	79	
地域社会 4	滝沢	ア-イ	17	7	17	6	8:00~ 9:00	2
		ウ-エ	142	313	119	251		91
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	37	25	24	23	8:00~ 9:00	6
		ウ-エ	126	275	84	232		89
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	94	33	80	23	12:00~ 13:00	36
		ウ-エ	45	32	37	22		8
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北側)	ア-イ	11	33	5	27	17:00~ 18:00	4	
	ウ-エ	27	78	17	63		18	
	オ-カ	101	196	51	110		40	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	ア-イ	1,639	158	1,234	89	7:30~ 8:30	395	
	ウ-エ	1,156	203	947	162		198	
	オ-カ	2,063	208	1,539	158		341	
	キ-ク	2,451	362	1,967	233		734	

表 9.17-15(2) 現地調査結果（歩行者・自転車交通量：休日）

調査地点 (交差点名)	断面	24時間 (7-翌7時)		12時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)	時間帯	歩行者・自転車 (人・台/時間)	
地域社会 1 (目黒)	ア-イ	213	464	190	434	16:45~ 17:45	75	
	ウ-エ	242	390	175	294		68	
	オ-カ	159	385	127	334		50	
	キ-ク	301	543	249	461		96	
地域社会 2 (目黒交番前)	ア-イ	49	208	36	158	9:15~ 10:15	14	
	ウ-エ	30	152	28	135		9	
	オ-カ	51	118	42	88		26	
	キ-ク	51	149	45	114		32	
地域社会 3 (上川井IC)	ア-イ	157	192	114	157	14:45~ 15:45	40	
地域社会 4	滝沢	ア-イ	10	9	8	9	10:15~	3
		ウ-エ	120	196	86	166	11:15	39
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	30	10	20	9	10:15~	4
		ウ-エ	81	172	55	147	11:15	30
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	14	13	10	10	15:15~ 16:15,	5
		ウ-エ	9	11	8	6	15:30~ 16:30	2
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北側)	ア-イ	36	48	34	40	9:45~ 10:45	15	
	ウ-エ	56	96	48	81		25	
	オ-カ	260	282	197	200		40	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	ア-イ	1,080	397	823	340	16:15~ 17:15	135	
	ウ-エ	703	492	578	414		112	
	オ-カ	1,483	569	1,232	485		206	
	キ-ク	1,164	753	964	630		165	

表 9.17-15 (3) 現地調査結果 (歩行者・自転車交通量：混雑時)

調査地点 (交差点名)	断面	24 時間 (7-翌7時)		12 時間 (7-19時)		ピーク時間帯		
		歩行者 (人)	自転車 (台)	歩行者 (人)	自転車 (台)	時間帯	歩行者・自転車 (人・台/時間)	
地域社会 1 (目黒)	ア-イ	132	139	95	101	8:15~ 9:15	35	
	ウ-エ	110	126	64	80		25	
	オ-カ	86	147	66	111		43	
	キ-ク	217	215	167	149		61	
地域社会 2 (目黒交番前)	ア-イ	37	86	25	49	8:00~ 9:00	18	
	ウ-エ	24	25	20	17		13	
	オ-カ	39	51	25	35		9	
	キ-ク	23	58	15	32		7	
地域社会 3 (上川井 IC)	ア-イ	155	78	119	53	7:15~ 8:15	38	
地域社会 4	滝沢	ア-イ	22	12	21	11	7:30~ 8:30	3
		ウ-エ	132	296	113	248		54
	瀬谷土橋 公園入口	ア-イ	46	22	33	17	10:45~ 11:45	3
		ウ-エ	137	239	1,114	199		54
	瀬谷土橋 公園前	ア-イ	30	25	25	21	11:30~ 12:30	15
		ウ-エ	23	27	19	20		10
地域社会 5 (中瀬谷消防 署出張所北側)	ア-イ	10	11	10	10	7:00~ 8:00	3	
	ウ-エ	16	42	5	25		4	
	オ-カ	105	165	45	101		49	
地域社会 6 (瀬谷中学校 前)	ア-イ	1,078	135	788	89	16:30~ 17:30	122	
	ウ-エ	525	203	413	157		80	
	オ-カ	1,075	138	902	118		95	
	キ-ク	729	240	606	181		90	

9.17.2 予測及び評価の結果

9.17.2-1 交通混雑（工事用車両の運行）

(1) 予測

① 予測項目

工事の実施時については、工事用車両の運行に伴う交通混雑（自動車）としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

工事の実施時については、工事用車両の運行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに工事用車両と歩行者との交錯頻度が高い工事施工ヤード周辺としました。

イ. 予測地点

予測地点は、表 9.17-3 及び図 9.17-1 に示すとおり、工事用車両の運行ルートとして想定される主要交差点（地域社会 1～4）並びにこれらのルート沿道としました。

③ 予測対象時期

予測対象時期は、工事の実施時については、工事用車両の運行台数が最大となる工事着工後 12 ヶ月目の平日及び休日としました（P. 資料 大気-28～30）。

なお、工事時間は、月曜日から土曜日までの午前 8 時から午後 5 時までとし、日曜日の作業は原則として行いません。

④ 予測手法

交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測しました。

ア. 予測手順

工事用車両の運行に伴う交通混雑の予測手順は、図 9.17-9 に示すとおりです。

各信号交差点への流入交通量の合計がピークとなる時間帯における信号交差点の交差点需要率を「改定 平面交差の計画と設計 ー基礎編ー 第 3 版」（社団法人交通工学研究会 平成 19 年 7 月）に示される方法に準拠して算出しました。

なお、交差点需要率の算定に用いる飽和交通流率は、表 9.17-12 に示すとおりです。

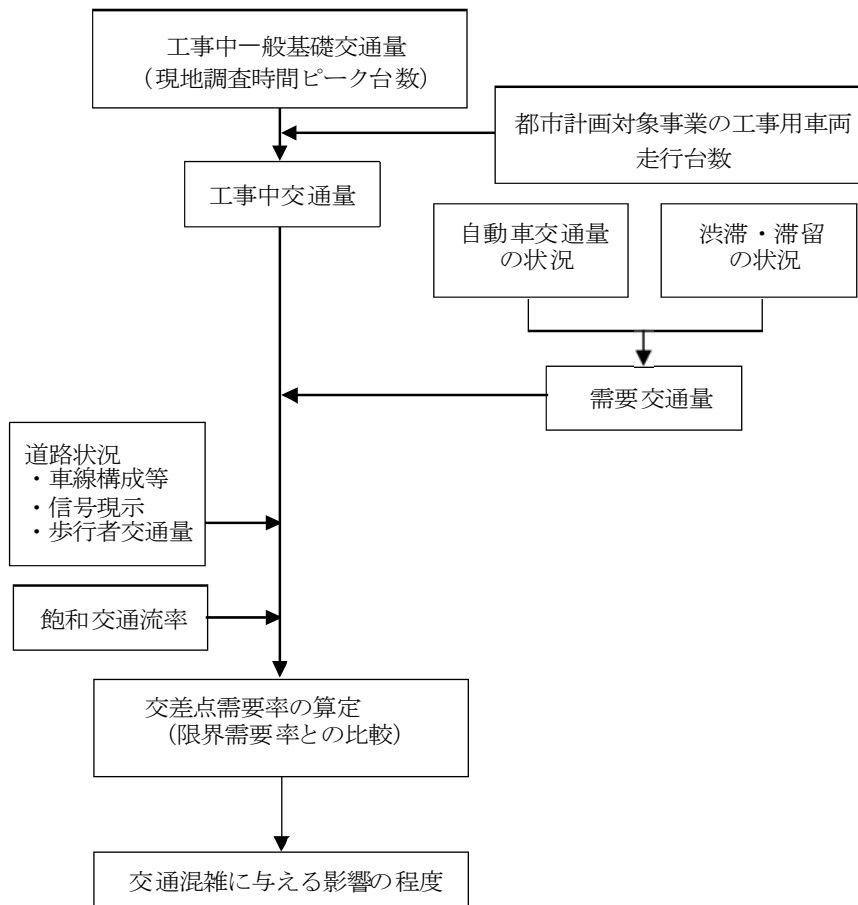


図 9.17-9 工事用車両の運行に伴う交通混雑の予測手順

⑤ 予測条件

ア. 交通量

予測に用いた交通量は、現地調査結果から得られた現況交通量に、工事用車両の運行台数を加えることで算出しました。

予測対象時期における工事中交通量は、表 9.17-16 に示すとおりです (P. 資料 地域-1～139、地域-201～338)。

工事用車両の運行形態については、対象事業実施区域より環状4号線、八王子街道、保土ヶ谷バイパスを通り、大黒ふ頭に向かうルートを往復するものとしました。また、朝(7時台)及び夕方(17時台)に、工事用車両と一般車両が地域社会1～4を経由して通勤するものとしました。なお、工事用車両は全て大型車、通勤車両の一般車両は小型車としました。

表 9.17-16 予測に用いた交通量

予測地点	工事中ピーク時間帯		工事用車両			現況交通量※		運行ルート
	平日	休日	方向	1時間あたり		平日	休日	
				大型車	小型車			
地域社会1 (目黒)	17:00～ 18:00	16:45～ 17:45	C→A	31台	43台	2,203台	2,159台	八王子街道
			C→B	31台	43台			
			C→D	31台	43台			
地域社会2 (目黒交番前)	17:00～ 18:00	16:45～ 17:45	C→A	93台	129台	2,547台	2,218台	八王子街道及び 環状4号線
			C→B	93台	129台			
			C→D	94台	129台			
地域社会3 (上川井IC)	17:00～ 18:00	16:45～ 17:45	B→A	31台	43台	1,948台	1,714台	八王子街道
			B→C	32台	43台			
			B→D	31台	43台			
地域社会4 (滝沢)	17:30～ 18:30	17:00～ 18:00	B→A	93台	129台	2,044台	1,420台	環状4号線
地域社会4 (瀬谷土橋公園入口)	17:30～ 18:30	17:00～ 18:00	B→A	93台	129台	1,664台	1,118台	環状4号線

※：現況交通量は、工事中ピーク時間帯における「流入交通量」になります。

イ. 交通規制等

工事用車両の走行ルートにおける交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。

⑥ 予測結果

工事用車両の運行に伴う対象事業実施区域周辺の主要信号交差点におけるピーク時間帯の交差点需要率は表 9.17-17、車線の交通容量比は表 9.17-18に示すとおりです。

工事中交通量による交差点需要率が高い交差点は、地域社会2（目黒交番前）の平日 1.114、休日 0.959 であり、限界需要率を上回っています。次いで、交差点需要率の高い交差点は、地域社会3（上川井IC）となっていますが、地域社会2以外の交差点においては限界需要率を下回っています。また、現況交通量に対する工事中交通量の交差点需要率の増加量は最大で平日 0.321、休日 0.347（地域社会2（目黒交番前））となっています。

工事中交通量による車線の交通容量比が高い交差点は、地域社会1（目黒）の平日C断面の直進方向、地域社会2（目黒交番前）の平日、休日C断面の各方向、地域社会3（上川井IC）の平日B断面の直進方向となっており、交通容量比 1.0 を上回っています。なお、地域社会2（目黒交番前）の平日のA断面右折方向については、現況の時点で交通容量比 1.0 を上回っています。また、現況交通量に対する工事中交通量の車線の交通容量比の増加量は最大で平日 1.894、休日 1.948（地域社会2（目黒交番前）、C断面、右折方向）となっています。

以上より、交差点需要率は地域社会2（目黒交番前）が限界需要率を上回り、車線の交通容量比が地域社会1（目黒）～地域社会3（上川井IC）の3地点で 1.0 を上回る断面があると予測します。

表 9.17-17 交差点需要率（工事用車両の運行に伴う交通混雑）

時期	交差点名		時間帯※ ¹	交差点需要率※ ³			限界 需要率※ ⁴
				現況 ①	工事中※ ² ②	増分 ②-①	
平日	地域社会 1	目黒	17:00~18:00	0.633	0.686	0.053	0.889
	地域社会 2	目黒交番前	17:00~18:00	0.793	1.114	0.321	0.900
	地域社会 3	上川井 IC	17:00~18:00	0.680	0.807	0.127	0.847
	地域社会 4	滝沢	17:30~18:30	0.457	0.532	0.075	0.904
		瀬谷土橋公園入口	17:30~18:30	0.502	0.513	0.011	0.913
休日	地域社会 1	目黒	16:45~17:45	0.680	0.680	0.000	0.894
	地域社会 2	目黒交番前	16:45~17:45	0.612	0.959	0.347	0.894
	地域社会 3	上川井 IC	16:45~17:45	0.492	0.610	0.118	0.829
	地域社会 4	滝沢	17:00~18:00	0.362	0.457	0.095	0.900
		瀬谷土橋公園入口	17:00~18:00	0.313	0.374	0.061	0.900

注：網掛けは、限界需要率を上回ったことを示します。

※1：「時間帯」は工事用車両運行時間帯での交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

※2：「工事中」は工事中一般基礎交通量（現況交通量）に都市計画対象事業において想定している工事中の工事用車両の台数を加えた交通量にて検討した結果です。

※3：「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効青時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率（※4）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

※4：「限界需要率」とは、「(サイクル長-損失時間(黄色+赤色)) / サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 9.17-18(1) 車線の交通容量比（工用車両の運行に伴う交通混雑：平日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比 [※]		
				現況 ①	工事中 ②	増分 ②-①
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.889	0.889	0.000
			右折	0.245	0.343	0.098
		B	左折・直進	0.533	0.533	0.000
			右折	0.766	0.766	0.000
		C	左折	0.773	0.952	0.179
			直進	0.855	1.017	0.162
			右折	0.257	0.460	0.203
		D	左折・直進	0.495	0.495	0.000
			右折	0.701	0.701	0.000
		地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603
直進	0.603				0.603	0.000
右折	1.116				1.116	0.000
B	左折			0.279	0.279	0.000
	直進			0.815	0.815	0.000
	右折			0.287	0.287	0.000
C	左折・直進			0.524	1.735	1.211
	直進			0.524	1.735	1.211
	右折			0.737	2.631	1.894
D	左折・直進			0.984	0.984	0.000
	右折	0.031	0.031	0.000		
地域社会 3	上川井IC	A	左折・右折	0.748	0.748	0.000
		B	直進	0.865	1.122	0.257
			右折	0.786	0.932	0.146
		C	右折	0.609	0.609	0.000
		D	直進	0.626	0.626	0.000
			右折	0.319	0.319	0.000
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.453	0.453	0.000
			直進	0.453	0.453	0.000
		B	直進	0.403	0.559	0.156
			右折	0.056	0.056	0.000
		C	左折・右折	0.639	0.639	0.000
			右折	0.631	0.631	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.636	0.636	0.000
			直進	0.636	0.636	0.000
		B	直進	0.300	0.490	0.190
			右折	0.389	0.389	0.000
C	左折	0.274	0.274	0.000		
	右折	0.568	0.568	0.000		

注：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 9.17-18(2) 車線の交通容量比（工事用車両の運行に伴う交通混雑：休日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比 [※]		
				現況 ①	工事中 ②	増分 ②-①
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.969	0.000
			右折	0.184	0.225	0.041
		B	左折・直進	0.410	0.410	0.000
			右折	0.711	0.711	0.000
		C	左折	0.736	0.906	0.170
			直進	0.670	0.817	0.147
			右折	0.194	0.461	0.267
		D	左折・直進	0.559	0.559	0.000
			右折	0.806	0.806	0.000
		地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426
直進	0.426				0.426	0.000
右折	0.913				0.913	0.000
B	左折			0.245	0.245	0.000
	直進			0.729	0.729	0.000
	右折			0.140	0.140	0.000
C	左折・直進			0.513	1.617	1.104
	直進			0.513	1.617	1.104
	右折			0.489	2.437	1.948
D	左折・直進			0.770	0.770	0.000
	右折	0.054	0.054	0.000		
地域社会 3	上川井IC	A	左折・右折	0.341	0.341	0.000
		B	直進	0.592	0.827	0.235
			右折	0.653	0.803	0.150
		D	右折	0.475	0.475	0.000
			直進	0.517	0.517	0.000
		右折	0.293	0.293	0.000	
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.358	0.358	0.000
			直進	0.358	0.358	0.000
		B	直進	0.363	0.531	0.168
			右折	0.025	0.025	0.000
		C	左折・右折	0.262	0.262	0.000
			右折	0.471	0.471	0.000
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.316	0.316	0.000
			直進	0.316	0.316	0.000
		B	直進	0.231	0.392	0.161
			右折	0.312	0.312	0.000
C	左折	0.052	0.052	0.000		
	右折	0.463	0.463	0.000		

注：網掛けは、交通容量比が1.0を上回ったことを示します。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.17-19に示します。

表 9.17-19 環境保全措置の検討の状況（交通混雑（工事用車両の運行））

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
工事用車両運行ルート分散	適	詳細な工事計画策定時に工事用車両の運行ルートの再検討を行い、更なる分散化を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な負荷を軽減することができるため、適正な環境保全措置と考え採用します。
運行時間帯の管理	適	工事工程の調整や運転者に対する指導により、可能な限り混雑時間帯を避けた時間帯に車両が運行するよう配慮することで、混雑の悪化を軽減することができるため、適正な環境保全措置と考え採用します。
工事用車両の計画的な運行	適	詳細な工事計画策定時に、適切な荷載を行う運行計画を配慮することで、工事用車両の台数を削減できるため、適正な環境保全措置と考え採用します。
一般道での待機、路上駐車抑制	適	場内に十分な車両待機場所を設けることで、周辺道路の混雑時に、交通流を妨げることを抑制できるため、適正な環境保全措置と考え採用します。
通勤車両の抑制	適	工事関係者の公共交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施することで、混雑時間帯での通勤車両の集中を抑制することができるため、適正な環境保全措置と考え採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

工事用車両の運行に伴う交通混雑への影響を低減させるため、表 9.17-20に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.17-20 環境保全措置の内容（交通混雑（工事用車両の運行））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	交通混雑への影響	交通集中の未然防止	工事用車両運行ルート分散	工事用車両運行ルートの変更による分散化を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な負荷が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				運行時間帯の管理	工事工程の調整や運転者に対する指導により、車両の運行時間帯を管理することで、混雑時間帯における混雑悪化が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事用車両の計画的な運行	詳細な工事計画策定時に、適切な荷載を行う運行計画を配慮することで、工事用車両の台数が削減されます。	低減	事業者	なし	なし
				一般道での待機、路上駐車等の抑止	場内に十分な車両待機場所を設け、工事用車両の路上待機等をなくすことにより、周辺道路の混雑や安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				通勤車両の抑制	工事関係者の公共交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施することで、混雑時間帯での通勤車両の集中が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

環境保全措置の効果については表 9.17-20 に示すとおりです。環境保全措置を実施することで、予測より交通流への負荷は低減されると考えます。

(3) 評価

① 評価の手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

交通混雑に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価の結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、工事用車両の運行に伴う交通混雑は、交差点需要率で平日 0.514～1.114、休日 0.370～0.959 と予測され、平日、休日ともに地域社会 2（目黒交番前）が限界需要率を上回ります。また、車線の交通容量比についても、地域社会 1（目黒）～地域社会 3（上川井 IC）の 3 地点で 1.0 を上回る断面があると予測されます。これらの結果より、可能な限り現況交通への負荷を軽減し、更なる交通混雑を発生させないよう十分配慮する必要があると考えます。

そのため、運行ルート検討による分散化を図るとともに、可能な限り混雑時間帯を避けた時間帯に工事用車両を運行するよう運行時間帯を管理し、交通流への影響を極力抑制するよう配慮します。

以上のことから、都市計画対象事業による影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の回避又は低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

工事用車両の走行に伴う交通混雑の評価は、環境保全措置の実施を前提としていることから、その具体的な効果を把握するため、本予測項目について、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.17-20 に示すように実施します。

表 9.17-20 事後調査の項目等（交通混雑（工事用車両の運行））

環境影響評価項目		事後調査の影響要因	事後調査の時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素						
その他の項目	地域社会—交通混雑	工事用車両の運行	工事中における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果把握のため。	交差点交通量	現地調査による確認。

9.17.2-2 交通混雑（関係車両の走行）

（1）予測

① 予測項目

土地または工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行に伴う交通混雑（自動車）としました。

② 予測地域・予測地点

ア. 予測地域

土地または工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路としました。

イ. 予測地点

予測地点は、表 9.17-3 及び図 9.17-1 に示すとおり、関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点（地域社会 1～地域社会 6）及び、1 断面（地域社会 7）としました。なお、地域社会 2（目黒交番前）、地域社会 3（上川井 IC）及び地域社会 5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、将来、交差点構造の変更が予定されているため、将来の交差点構造で予測しました。将来の交差点の構造図は図 9.17-10 に示すとおりです。

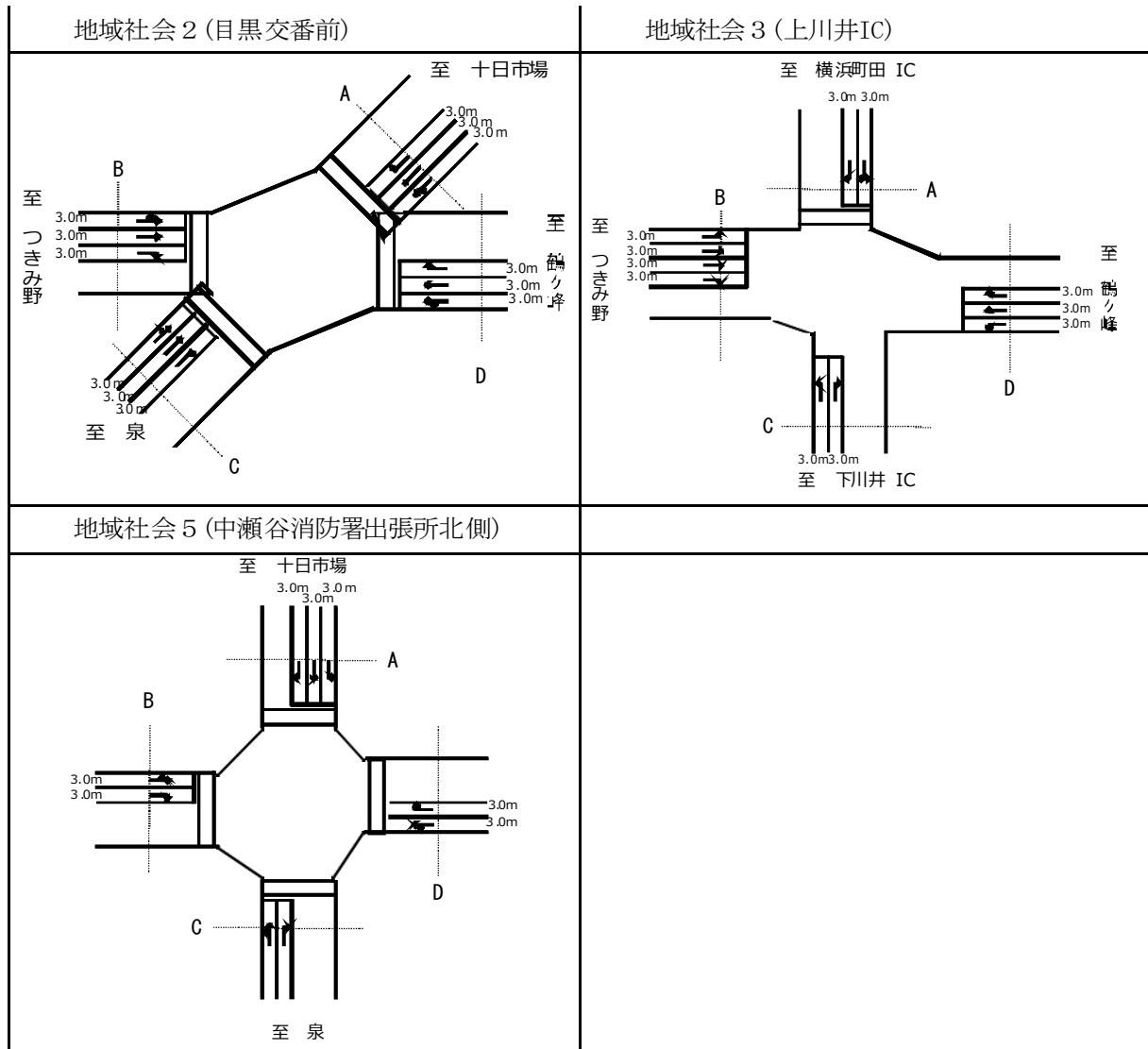


図 9.17-10 将来交差点構造

③ 予測対象時期

予測対象時期は、土地または工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常となる時期（2046年）としました。

④ 予測手法

交差点需要率の算出等により、交通混雑の程度を予測しました。

ア. 予測手順

関係車両の走行に伴う交通混雑の予測手順は、図 9.17-11 に示すとおりです。

予測方法は、「9.17.2-1 交通混雑（工事用車両の運行）」（P.9.17-46、47）と同様としました。

なお、交差点需要率の算定にあたって、飽和交通流率の基本値の設定は、「改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版」（交通工学研究会 2007年6月）に基づき、直進を含む車線 2,000、右折・左折車線 1,800 としました。

また、単路である地域社会7については流入交通量がピークとなる時間帯における単路部の交通容量比を「道路の交通容量」（（社）日本道路協会 昭和59年9月）に示される方法に準拠して算出しました。

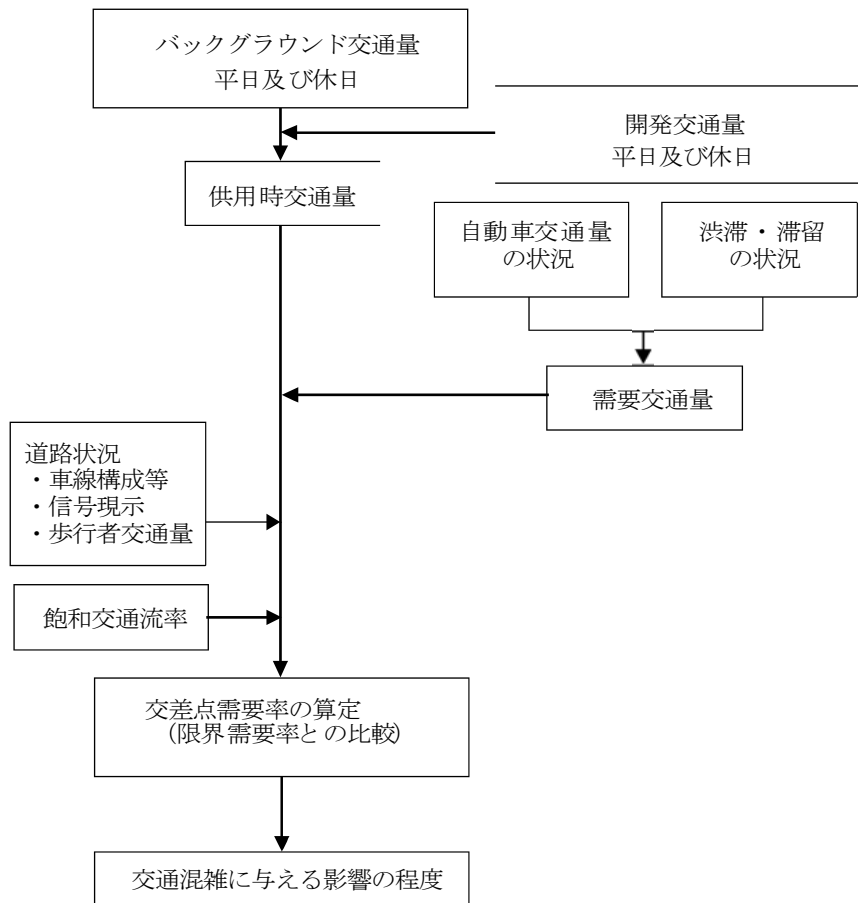


図 9.17-11 関係車両の走行に伴う交通混雑の予測手順

⑤ 予測条件

ア. 交通量

供用時の交通量は、関係車両の走行が定常となる時期（2046年）の台数としました。（P.資料 地域社会-962～989）。

イ. 交通規制等

関係車両の主な走行ルートにおける交通規制等の状況は、現地調査において把握している現在の交通規制に従いました。なお、地域社会2（目黒交番前）、地域社会3（上川井 IC）及び地域社会5（中瀬谷消防署出張所北側）交差点については、将来、交差点構造の変更が予定されているため、将来の交差点構造で予測しました。

⑥ 予測結果

予測時点における交差点需要率は表 9.17-21、車線の交通容量比は表 9.17-22、単路部の交通容量比は表 9.17-23 に示すとおりです。

将来交通量による交差点需要率が高い交差点は、平日は地域社会1（目黒）の0.774、休日は地域社会1（目黒）の0.731であり、限界需要率を下回ります。また、現況交通量に対する供用時交通量の交差点需要率の増加は、最大で平日の地域社会6（瀬谷中学校前）の0.211と予測されます。

将来交通量による車線の交通容量比が高い交差点は、平日では地域社会1（目黒）のC断面左折車線で0.987、休日では地域社会6（瀬谷中学校前）のD断面の左折・直進車線の0.975となっており、交通容量比1.0を上回る交差点はありません。また、現況交通量に対する供用時交通量の車線の交通容量比の増加量は、最大で休日の地域社会1（目黒）のA断面右折車線で0.504と予測されます。

将来交通量による単路部の交通容量比は地域社会7で平日0.569、休日0.462となり1.0を下回ります。

表 9.17-21 交差点需要率(関係車両の走行に伴う交通混雑)

時期	交差点名		交差点需要率 ^{※1}			供用時 限界 需要率 ^{※2}
			現況① (ピーク時間帯)	供用時② (ピーク時間帯)	増分 ②-①	
平日	地域社会 1	目黒	0.696 (17:45~18:45)	0.774 (17:00~18:00)	0.078	0.931
	地域社会 2	目黒交番前	0.793 (17:00~18:00)	0.627 (17:00~18:00)	-0.166	0.918
	地域社会 3	上川井 IC	0.680 (17:00~18:00)	0.591 (8:00~9:00)	-0.089	0.864
	地域社会 4	滝沢	0.485 (18:00~19:00)	0.453 (7:00~8:00)	-0.032	0.920
		瀬谷土橋公園 入口	0.508 (17:30~18:30)	0.505 (18:00~19:00)	-0.003	0.909
	地域社会 5	中瀬谷消防署 出張所北側	0.700 (7:00~8:00)	0.302 (7:00~8:00)	-0.398	0.911
	地域社会 6	瀬谷中学校前	0.537 (7:45~8:45)	0.748 (7:00~8:00)	0.211	0.880
休日	地域社会 1	目黒	0.680 (16:45~17:45)	0.731 (19:00~20:00)	0.051	0.931
	地域社会 2	目黒交番前	0.612 (16:45~17:45)	0.552 (17:00~18:00)	-0.060	0.918
	地域社会 3	上川井 IC	0.492 (16:45~17:45)	0.662 (8:00~9:00)	0.170	0.864
	地域社会 4	滝沢	0.370 (15:45~16:45)	0.260 (16:00~17:00)	-0.110	0.920
		瀬谷土橋公園 入口	0.338 (15:45~16:45)	0.368 (17:00~18:00)	0.030	0.909
	地域社会 5	中瀬谷消防署 出張所北側	0.666 (16:30~17:30)	0.266 (15:00~16:00)	-0.400	0.900
	地域社会 6	瀬谷中学校前	0.520 (14:30~15:30)	0.660 (15:00~16:00)	0.140	0.880

注：「時間帯」は交差点の流入交通量のピーク時間を示します。

※1：「交差点需要率」とは、交通流が単一な車線毎または交差点流入部毎に流入交通量を飽和交通流率で除した値で示されるその方向の交通流に対する必要な有効青時間の比率（交差点流入部の需要率）のうち、交差点の信号制御において同一の信号現示の中で同時に流れる交通流の需要率の最大値（現示の需要率）の合計で示される値です。信号制御の損失時間のために限界需要率（※2）が上限となり、限界需要率を超えると交通流を捌くことができなくなります。

※2：「限界需要率」とは、「(サイクル長-損失時間(黄色+赤色)) / サイクル長」で算出される値であり、交差点の処理能力の上限を示します。

表 9.17-22(1) 車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：平日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 [※]		
				現況	供用時	増分
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.809	0.732	-0.077
			右折	0.278	0.727	0.449
		B	左折・直進	0.628	0.757	0.129
			右折	0.872	0.725	-0.147
		C	左折	0.719	0.987	0.268
			直進	0.943	0.239	-0.704
			右折	0.316	0.166	-0.150
		D	左折・直進	0.492	0.283	-0.209
			右折	0.709	0.167	-0.542
		地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.603
直進	0.603				0.452	-0.151
右折	1.116				0.688	-0.428
B	左折(左直)			0.279	0.697	0.418
	直進			0.815	0.697	-0.118
	右折			0.287	0.689	0.402
C	左折・直進			0.524	0.693	0.169
	直進			0.524	0.693	0.169
	右折			0.737	0.064	-0.673
D	左折・直進			0.984	0.570	-0.414
	(直進)			なし	0.570	-
	右折			0.031	0.320	0.289
地域社会 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.748	0.680	-0.068
			(右折)	なし	0.683	-
		B	直進	0.865	0.176	-0.689
			右折	0.786	0.677	-0.109
		C	右折	0.609	0.160	-0.449
		D	直進	0.626	0.712	0.086
			右折	0.319	0.242	-0.077

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

2. 地域社会 2 及び 3 の括弧内は将来の流入構成断面。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 9.17-22(2) 車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：平日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 [※]		
				現況	供用時	増分
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.517	0.542	0.025
			直進	0.517	0.542	0.025
		B	直進	0.421	0.311	-0.110
			右折	0.045	0.000	-0.045
		C	左折・右折	0.672	0.535	-0.137
			右折	0.684	0.458	-0.226
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.650	0.540	-0.110
			直進	0.650	0.540	-0.110
		B	直進	0.301	0.382	0.081
			右折	0.398	0.803	0.405
		C	左折	0.291	0.000	-0.291
			右折	0.564	0.184	-0.380
地域社会 5	中瀬谷消防署 出張所北側	A	左折	なし	0.449	-
			左直(直進)	0.919	0.365	-0.554
			右折	なし	0.142	-
		(B)	左折・直進	なし	0.073	-
			右折	なし	0.000	-
		B(C)	直右(左直)	0.782	0.513	-0.269
	右折		なし	0.204	-	
	C(D)	左折・直進	なし	0.135	-	
		左右(右折)	0.634	0.502	-0.132	
	地域社会 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.324	0.034
直進				0.556	0.448	-0.108
右折				0.057	0.084	0.027
B			左折・直進	0.705	0.562	-0.143
			右折	0.507	0.731	0.224
C			左折	0.616	0.959	0.343
			直進	0.788	0.830	0.042
			右折	0.246	0.620	0.374
D			左折・直進	0.816	0.960	0.144
			右折	0.282	0.081	-0.201

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

2. 地域社会 5 の括弧内は将来の断面及び流入構成断面。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 9.17-22(3) 車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：休日）

交差点名		断面	流入車線 構成	車線の交通容量比 [※]		
				現況	供用時	増分
地域社会 1	目黒	A	左折・直進	0.969	0.694	-0.289
			右折	0.184	0.688	0.500
		B	左折・直進	0.410	0.692	0.282
			右折	0.711	0.689	-0.022
		C	左折	0.736	0.968	0.232
			直進	0.670	0.234	-0.436
			右折	0.194	0.179	-0.015
		D	左折・直進	0.559	0.258	-0.301
			右折	0.806	0.159	-0.647
		地域社会 2	目黒交番前	A	左折・直進	0.426
直進	0.426				0.339	-0.087
右折	0.913				0.619	-0.294
B	左折(左直)			0.245	0.610	0.365
	直進			0.729	0.610	-0.119
	右折			0.140	0.608	0.468
C	左折・直進			0.513	0.615	0.102
	直進			0.513	0.615	0.102
	右折			0.489	0.066	-0.423
D	左折・直進			0.770	0.482	-0.288
	(直進)	なし	0.482	-		
	右折	0.054	0.332	0.278		
地域社会 3	上川井 IC	A	左折・右折	0.341	0.749	0.408
			(右折)	なし	0.745	-
		B	直進	0.592	0.176	-0.416
			右折	0.653	0.783	0.130
		C	右折	0.475	0.121	-0.354
		D	直進	0.517	0.793	0.276
右折	0.293		0.279	-0.014		

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

2. 地域社会 2 及び 3 の括弧内は将来の流入構成断面。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 9.17-22(4) 車線の交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：休日）

交差点名		断面	流入車線構成	車線の交通容量比 [※]		
				現況	供用時	増分
地域社会 4	滝沢	A	左折・直進	0.404	0.334	-0.070
			直進	0.404	0.334	-0.070
		B	直進	0.373	0.218	-0.155
			右折	0.037	0.000	-0.037
		C	左折・右折	0.314	0.276	-0.038
			右折	0.465	0.301	-0.164
	瀬谷土橋公園入口	A	左折・直進	0.370	0.400	0.030
			直進	0.370	0.400	0.030
		B	直進	0.242	0.258	0.016
			右折	0.304	0.545	0.241
C	左折	0.045	0.000	-0.045		
	右折	0.472	0.130	-0.342		
地域社会 5	中瀬谷消防署出張所北側	A	左折	なし	0.500	-
			左直(直進)	0.801	0.408	-0.393
			右折	なし	0.138	-
		(B)	左折・直進	なし	0.059	-
			右折	なし	0.000	-
		B(C)	直右(左直)	0.592	0.369	-0.223
	右折		なし	0.195	-	
	C(D)	左折・直進	なし	0.108	-	
		左右(右折)	0.818	0.308	-0.510	
	地域社会 6	瀬谷中学校前	A	左折	0.192	0.061
直進				0.543	0.475	-0.068
右折				0.084	0.062	-0.022
B			左折・直進	0.423	0.552	0.129
			右折	0.358	0.495	0.137
C			左折	0.546	0.942	0.396
			直進	0.815	0.686	-0.129
D			右折	0.501	0.472	-0.029
			左折・直進	0.730	0.975	0.245
右折			0.133	0.037	-0.096	

注：1. 網掛けは、交通容量比が 1.0 を上回ったことを示します。

2. 地域社会 5 の括弧内は将来の断面及び流入構成断面。

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

表 9.17-23 単路部における交通容量比（関係車両の走行に伴う交通混雑：地域社会 7）

時期	ピーク時間帯	車線数	基本容量(台/h)	補正係数				可能交通容量(台/h)	ピーク時流入交通量(台/h)	交通容量比 [※]	
				車線幅員	側方余裕	沿道条件	大型混入				
							3.0m				0.50m 両側
現況	平日 18時～19時	2	2,500	0.94	0.95	0.75	0.993	(0.7%)	1,663	302	0.182
	休日 15時～16時						0.983	(1.7%)	1,646	229	0.139
供用時	平日 8時～9時						0.850	(17.7%)	1,423	809	0.569
	休日 10時～11時						0.891	(12.2%)	1,492	689	0.462

※：「可能交通容量」に対する「流入交通量」の比。1.0 を超えると通行可能な最大量を超えた交通量が発生していることを表します。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.17-24に示します。

表 9.17-24 環境保全措置の検討の状況（交通混雑（関係車両の走行））

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
公共交通機関の利用促進	適	将来の土地利用者に、来場の際、公共交通機関の利用を促進する活動を促すことにより、関係車両の台数が減少し、交通混雑が軽減されることから、適正な環境保全措置であると考慮して採用します。
車両の効率的な利用促進	適	将来の土地利用者に、車での来場の際の相乗りや、物流など関係車両の効率的な運行管理等による車両の効率的な利用を促進する活動を促すことにより、走行台数の削減や、走行時間帯の集中抑制を図ることができ、交通混雑が軽減されることから、適正な環境保全措置であると考慮して採用します。
関係車両の入出庫経路の分散	適	関係車両入出庫経路の複数設定を促すことで、車両の集中による局地的な交通流の負荷を軽減することができるため、適正な環境保全措置と考慮して採用します。
一般道での待機、路上駐車 の防止	適	施設内に十分な車両待機場所、駐車場設置を促すことで、周辺道路の交通流を妨げることが抑制でき、交通混雑が軽減されることから、適正な環境保全措置と考慮して採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

関係車両の走行に伴う交通混雑への影響を低減させるため表 9.17-25に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.17-25 環境保全措置の内容（交通混雑（関係車両の走行））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	交通混雑への影響	交通集中の未然防止	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				関係車両の入出庫経路の分散	関係車両の入出庫経路の複数設定を促すことで、車両の集中による局地的な交通流の負荷が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				一般道での待機、路上駐車等の抑止	施設内に十分な車両待機場所、駐車場設置を促すことで、周辺道路の交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

環境保全措置の効果については表 9.17-25 に示すとおりです。環境保全措置を実施することで、予測より交通流への負荷は低減されます。

(3) 評価

① 評価の手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

交通混雑に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価の結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、関係車両の走行に伴う交通混雑は、交差点需要率で平日 0.302～0.774、休日 0.260～0.731 と予測され、全ての交差点で限界需要率を下回っています。また、車線の交通容量比についても 1.0 を上回る交差点はありませんでした。

なお、現況と比較すると交差点需要率、交通容量比が増える交差点、車線があるため、公共交通機関の利用促進等の環境保全措置を講ずることにより、交通流への影響を低減するよう努めます。

以上のことから、都市計画対象事業による影響を事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の回避又は低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられること、また、適切な措置を講じるとともに関係機関と協議を行い、可能な限り周辺に配慮した対応が図られると判断しました。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.17.2-3 歩行者・自転車の安全（工事用車両の運行）

(1) 予測

工事の実施時については、工事中の歩行者・自転車の安全としました。

① 予測地域・地点

ア. 予測地域

工事の実施時については、工事用車両の運行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路並びに工事用車両と歩行者・自転車との交錯頻度が高い工事施工ヤード周辺としました。

イ. 予測地点

予測地点は、表 9.17-3 及び図 9.17-1 に示すとおり、工事用車両の運行ルートとして想定される主要交差点（地域社会 1～4）並びにこれらのルート沿道としました。

② 予測対象時期

予測対象時期は、工事の実施時については、工事用車両の運行台数が最大となる時期としました。

③ 予測手法

歩行者の状況等と施工計画及び事業計画を重ね合わせ、現状の交通安全施設の整理と、都市計画対象事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測しました。

④ 予測結果

工事用車両の主な走行ルートである八王子街道、環状4号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車とが分離されています（前掲図 9.17-7（P.9.17-40））。

都市計画対象事業の工事にあたっては、工事用車両の出入口付近に誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理、通行の円滑化に努めます。また、周辺に小学校があることに留意して、工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。

これらのことから歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.17-26 に示します。

表 9.17-26 環境保全措置の検討の状況（歩行者・自転車の安全（工用車両の運行））

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
運行ルート、搬入時間及び法定制限速度の厳守	適	工用車両について、決められた運行ルートを厳守するとともに、搬入時間及び法定制限速度を厳守することで、安全管理の徹底を図ることができるため、適正な環境保全措置と考え採用します。
安全教育の徹底	適	車両の運転手に対し交通マナー、施工ヤード予定地への出入時における一旦停止や歩行者優先などの安全運転教育を徹底するとともに、周辺の通学路や通学時間帯など、安全確保に係る情報の伝達を徹底し、注意喚起することで、事故の発生を未然に防止できるため、適正な環境保全措置と考え採用します。
工事計画の周知徹底	適	工事を行う期間など、工事計画の内容について周辺住民に周知徹底を図ることで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促すことができるため、適正な環境保全措置と考え採用します。
迂回ルートの設定時に対する配慮	適	工事期間中に歩行者・自転車の迂回ルートを設定する場合は、周辺の道路状況を考慮し、歩行者・自転車が安全に通行できるよう配慮することで、交通の安全性を確保することができるため、適正な環境保全措置と考え採用します。
交通誘導員による誘導	適	工用車両の通行時には、施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、歩行者・自転車や工用車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な通行を確保することができるため、適正な環境保全措置と考え採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

工事用車両の運行に伴う歩行者・自転車の安全への影響を低減させるため、表 9.17-27 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.17-27 環境保全措置の内容（歩行者・自転車の安全（工事用車両の運行））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	工事用車両の運行	歩行者・自転車の安全への影響	交通安全の確保	運行ルート、搬入時間及び法定制限速度の厳守	決められた運行ルートを厳守するとともに、搬入時間及び法定制限速度を厳守することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全教育の徹底	車両の運転手に対し交通マナー、施工ヤード予定地への出入時における一旦停止や歩行者優先などの安全運転教育を徹底するとともに、周辺の通学路や通学時間帯など、安全確保に係る情報の伝達を徹底し注意喚起することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事計画の周知徹底	工事を行う期間など、工事計画の内容について周辺住民に周知徹底を図ることで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促すことができ、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				迂回ルートの設定時に対する配慮	工事期間中に歩行者・自転車の迂回ルートを設定する場合は、周辺の道路状況を考慮し、歩行者・自転車が安全に通行できるよう配慮することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				交通誘導員による誘導	施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、歩行者・自転車や工事用車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な通行を確保することができ、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

環境保全措置の効果については表 9.17-27 に示すとおりです。環境保全措置を実施することで、交通の安全は確保されます。

(3) 評価

① 評価の手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

歩行者・自転車の安全に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価の結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

都市計画対象事業では、工事用車両の運行ルートや搬入時間、法定制限速度の遵守、運転手に対する安全運転教育や、通学路、通学時間帯など安全確保に係る情報伝達及び注意喚起の徹底、周辺住民に対する工事期間などの工事計画内容の周知徹底、迂回ルートの設定時に対する配慮、交通誘導員による誘導などにより、交通の安全確保を徹底します。

また、具体的な工事計画の策定にあたっては、工事区域の中には歩行者・自転車交通量が多い地域もあることなどを考慮した上で交通管理者や道路管理者と協議を行い、安全かつ円滑な交通の確保に配慮した計画を策定します。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られているものと評価します。

(4) 事後調査

工事中の歩行者・自転車の安全については、適切な措置を講じるとともに、関係機関と協議の上で工事計画を検討するため、可能な限り周辺に配慮した対応が図られると判断しました。したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.17.2-4 歩行者・自転車の安全（関係車両の走行）

(1) 予測

① 予測項目

土地または工作物の存在及び供用時については、関係車両等の走行に伴う歩行者・自転車の安全としました。

② 予測地域・地点

ア. 予測地域

土地または工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行ルートとして想定される対象事業実施区域及びその周辺の道路としました。

イ. 予測地点

予測地点は、表 9.17-3 及び図 9.17-1 に示すとおり、関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点（地域社会 1～地域社会 6）及び 1 断面（地域社会 7）並びにこれらのルート沿道としました。

③ 予測対象時期

土地または工作物の存在及び供用時については、関係車両の走行が定常となる時期としました。

④ 予測手法

歩行者の状況等と事業計画を重ね合わせ、現状の交通安全施設の整理と、都市計画対象事業で実施する安全対策等を整理することで定性的に予測しました。

⑤ 予測結果

関係車両の主な走行ルートである八王子街道、環状 4 号線及び上瀬谷第 172 号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています（前掲図 9.17-7（P.9.17（地域）-40））。

対象事業実施区域内については、環状 4 号線（北区間）では幅 2.5m の歩道が道の両側に、環状 4 号線（南区間）と区域内道路 1 号～3 号は、幅 5.5m の歩道が道の両側に設けられる計画となっています（第 2 章 2.3.2(2)①道路計画（P.2-10～12））。

都市計画対象事業においては、車両出入口付近の見通しを確保することにより歩行者等の安全性に配慮していくほか、主要な出入口付近には警備員を配置し、車両出入りの際の安全管理を促していきます。

これらのことから歩行者等の安全は確保されるものと考えます。

(2) 環境保全措置の検討

① 環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9.17-28に示します。

表 9.17-28 環境保全措置の検討の状況（歩行者・自転車の安全（関係車両の走行））

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
公共交通機関の利用促進	適	将来の土地利用者に、来場の際、公共交通機関の利用を促進する活動を促すことにより、関係車両の台数が減少し、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
車両の効率的な利用促進	適	将来の土地利用者に、車での来場の際の相乗りや、物流など関係車両の効率的な運行管理等による車両の効率的な利用を促進する活動を促すことにより、走行台数の削減や、走行時間帯の集中抑制を図ることができ、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
安全運転の啓蒙	適	将来の土地利用者に、車での来場にあたっての、交通マナー、出入口等における一旦停止や歩行者優先などの安全運転に関する啓蒙活動を促すとともに、周辺の通学路や通学時間帯など、安全確保に係る情報の伝達を徹底し、注意喚起を促すことで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されることから、適正な環境保全措置とと考えて採用します。
交通誘導員による誘導	適	歩行者・自転車や関係車両の出入の誘導を図るため、出入口に交通誘導員を配置するよう促すことで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されることから、適正な環境保全措置とと考えて採用します。

② 環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全への影響を低減させるため、表 9.17-29に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9.17-29 環境保全措置の内容（歩行者・自転車の安全（関係車両の走行））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	歩行者・自転車の安全への影響	交通安全の確保	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全運転の啓蒙	安全運転の啓蒙活動により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				交通誘導員による誘導	交通誘導員の配置により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

③ 環境保全措置の効果、及び当該環境保全措置を講じた後の環境変化

環境保全措置の効果については表 9.17-29 に示すとおりです。環境保全措置を実施することで、交通の安全は確保されます。

(3) 評価

① 評価の手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

歩行者・自転車の安全に係る環境影響が、事業者の実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価を行いました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

関係車両に対して、決められた走行ルートを厳守させるように促し、搬入時間、法定制限速度の遵守、運転手に対する安全運転教育や、通学路、通学時間帯など安全確保に係る情報伝達及び注意喚起の徹底、交通誘導員による誘導などを促すことにより、交通の安全確保を徹底します。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられること、また、適切な措置を講じるとともに関係機関と協議を行い、可能な限り周辺に配慮した対応が図られると判断しました。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しません。

9.18 文化財等

9.18.1 調査結果の概要

(1) 調査項目

埋蔵文化財包蔵地の状況、関係法令、計画等としました。

(2) 調査の基本的な手法

① 埋蔵文化財包蔵地の状況

入手可能な最新の資料による情報の収集並びに当該情報の整理を行いました。

② 関係法令、計画等

以下に示す関係法令等の内容を整理しました。

- ・文化財保護法
- ・横浜市文化財保護条例
- ・神奈川県文化財保護条例

(3) 調査地域・調査地点

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺としました。

(4) 調査時期

入手可能な最新の資料としました。

(5) 調査結果

① 埋蔵文化財包蔵地の状況

埋蔵文化財包蔵地の調査結果は、「第3章 3.3 社会的状況 3.3.8 文化財等の状況」(P. 3-148～3-156)に示しました。また、対象事業実施区域及びその周辺の埋蔵文化財包蔵地の分布の状況は、図9.18-1に、対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の概要を表9.18-1に示します。

対象事業実施区域内には瀬谷区に6箇所、旭区に3箇所の埋蔵文化財包蔵地がありますが、瀬谷区の2箇所においては米軍基地敷地内により破壊、宅地化により破壊という状況でした。

表 9. 18-1 対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の概要

行政区分	地点	所在地	種類	地目	立地	時代・時期	備考
瀬谷区	S03	瀬谷町 54 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S04	瀬谷町 7659 付近	古墳	畑地	台地上	古墳	別太羅塚古墳（円墳）、米軍瀬谷通信隊基地敷地内、破壊
	S05	竹村町 8・中屋敷二丁目 31・瀬谷町 698 付近	散布地	畑地・公園・宅地・雑木林	台地上	縄文（前・後期）・弥生（後期）・古墳	宅地化により破壊
	S06	瀬谷町 7431 付近	散布地	畑地・荒地	台地縁辺部	歴史	—
	S07	瀬谷町 976 付近	散布地	畑地	台地上	縄文	—
	S08	瀬谷町 768 付近	散布地	畑地	低位段丘上	歴史	—
旭区	A12	上川井町 1895 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—
	A17	上川井町 136 付近	散布地	畑地	台地上	（不明）	—
	A18	上川井町 1614 付近	散布地	畑地	台地上・斜面	縄文（中期）	—

注：1. 表中の地点は、図 9. 18-1 に示す番号と対応しています。

2. 備考欄の「—」は、「横浜市行政地図情報提供システム（文化財ハマ Site）」の備考欄等に記載が無かったことを示します。

② 関係法令、計画等

ア. 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 法律第 214 号）

文化財保護法は、文化財の保存、活用と、国民の文化的向上を目的とした法律で、有形、無形の文化財に分類されます。

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合は、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等が必要であり、また新たに貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した場合にも届出等を行うよう求めています。

イ. 横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月 条例第 53 号）

文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づき、横浜市内に存在する市にとって重要な文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的としています。同条例では、市指定の文化財や史跡名勝、天然記念物、埋蔵文化財に対する市民・所有者等の責務、所有者の管理義務、現状変更等の制限などの規定が定められています。

ウ. 神奈川県文化財保護条例（昭和 30 年 4 月 条例第 13 号）

文化財保護法第 182 条第 2 項の規定に基づき、神奈川県内に存在するもののうち、県にとって重要なものの保存及び活用のため必要な措置を講ずるとともに、県が行うこととされた文化財の保存及び活用に関し必要な事項を定め、もって県民の文化的向上と我が国文化の進歩に貢献することを目的としています。同条例では、指定された文化財を所有・保持する県民は、適切に管理する義務があることや、所有者が変更になった時の届出、現状を変更する場合には許可が必要であること等が定められています。

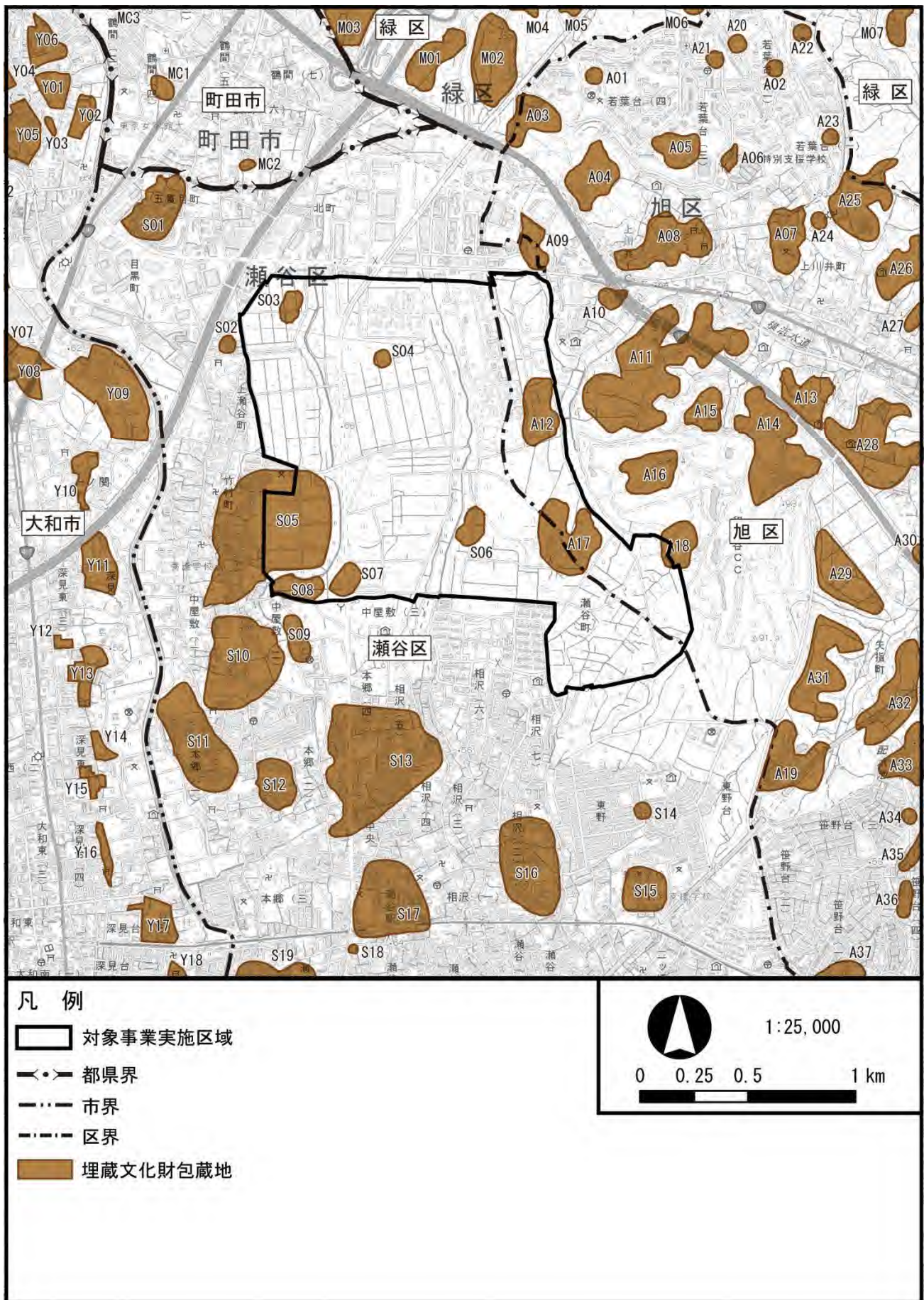


図 9. 18-1 埋蔵文化財包蔵地の分布状況

9.18.2 予測及び評価の結果

(1) 予測

①予測項目

工事に伴う埋蔵文化財包蔵地の改変の程度としました。

②予測地域

対象事業実施区域としました。

③予測対象時期

工事期間中としました。

④予測方法

埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画を重ね合わせ、改変の程度について定性的に予測しました。

⑤予測結果

ア. 予測の前提条件

対象事業実施区域内において確認されている埋蔵文化財包蔵地については、瀬谷区の2箇所は米軍基地敷地内により破壊、宅地化により破壊という状況です。

造成工事の実施により文化財等（埋蔵文化財等）が発見された場合は、関係機関と協議のうえ、必要な措置を行ったうえで、造成工事を行います。

イ. 予測結果

対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の位置と、施工計画（盛土と切土の範囲）を重ね合わせて、図9.18-2に示します。これによると掘削工事に伴う切土工事の範囲には埋蔵文化財包蔵地はほとんど存在しておらず、埋蔵文化財包蔵地が存在する範囲では盛土工事を主に行うため、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいものと考えられます。

また、工事中において新たに貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を行うことから、造成工事の実施による文化財等への影響は小さいものと考えられます。

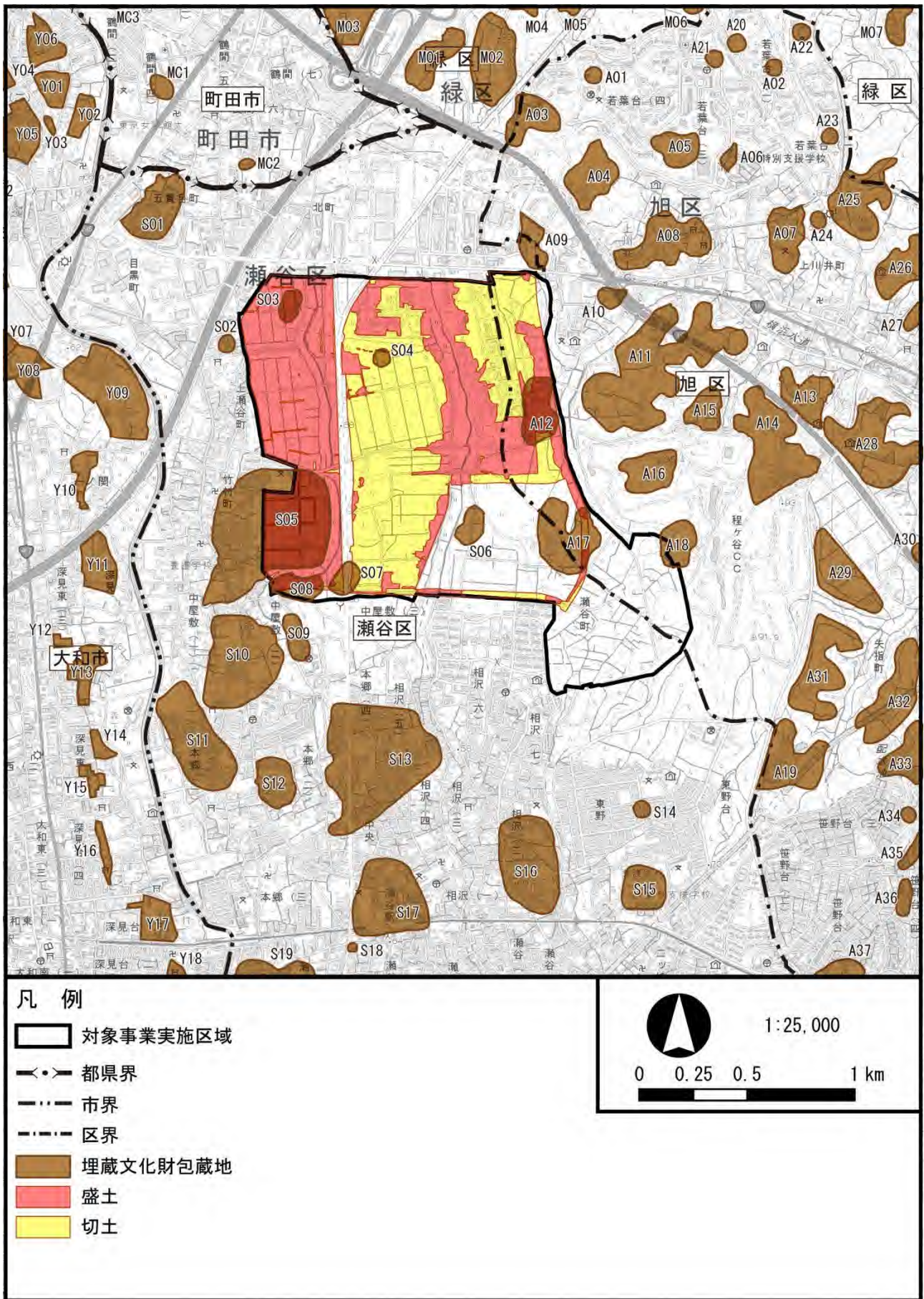


図 9.18-2 対象事業実施区域内の埋蔵文化財包蔵地の位置と施工計画の重ね合わせ

(2) 環境保全措置の検討

①環境保全措置の検討の状況

事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響を回避又は低減することを目的として行った環境保全措置の検討の状況を、表 9. 18-2 に示します。

表 9. 18-2 環境保全措置の検討の状況（文化財等）

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
適切な施工計画	適	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、掘削工事をできる限り行わない計画により、文化財等への影響が低減できることから、適正な環境保全措置であると考え、採用します。
「文化財保護法」への適切な対応	適	新たな埋蔵文化財を発見した場合は、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき必要な措置を行うことにより、文化財等への影響が低減できることから、適正な環境保全措置であると考え、採用します。

②環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響

造成工事の実施に伴う文化財等への影響を低減させるため、表 9. 18-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 9. 18-3 環境保全措置の実施の内容（文化財等）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	埋蔵文化財への影響	埋蔵文化財包蔵地への影響の低減	適切な施工計画	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、掘削工事をできる限り行わない計画にすることにより、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				「文化財保護法」への適切な対応	新たな埋蔵文化財を発見した場合は、「文化財保護法」に基づき必要な措置を行うことで、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(3) 評価

① 評価手法

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

文化財等への影響が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより評価しました。

② 評価結果

ア. 環境影響の回避、低減に係る評価

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では掘削工事をできる限り行わない計画とすることから、埋蔵文化財包蔵地への影響は少ないと予測します。

なお、造成工事の実施にあたっては、事前に関係機関と協議を行います。その上で文化財等（埋蔵文化財等）が確認された場合は、関係機関に直ちに届出を行い、協議により必要な措置を行ったうえで造成工事を行います。

以上のことから、事業者の実行可能な範囲で、できる限り環境影響の低減が図られると評価します。

(4) 事後調査

本予測方法で用いた施工計画は、現時点で計画されたものであり実際に工事を行う時には掘削工事の位置が変更する可能性があります。また、埋蔵文化財包蔵地についても、工事中に予期せぬ場所で発見される可能性もあります。

したがって、本予測項目に対して、環境影響評価法に基づく事後調査を表 9.18-4 に示すように実施します。

表 9.18-4 事後調査の項目等（文化財等）

環境影響評価項目		事後調査の影響要因	事後調査の時期及び頻度	事後調査を行うこととした理由	事後調査の項目	事後調査の手法
環境要素						
その他の項目	文化財等	造成工事の実施	掘削工事中の適宜とします。	掘削工事の位置が現在の施工計画から変更する可能性があり、また、工事中に予期せぬ埋蔵文化財包蔵地が発見される可能性があるため。	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況。	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況について、工事関係者へヒアリングを行います。

第10章 環境保全措置の検討

10.1 環境保全措置の検討方法

環境保全措置の検討にあたっては、以下に示す考え方を基本としました。

- (1) 環境保全措置の検討にあたっては、事業者により実行可能な範囲内でできる限り環境影響を回避又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じて代償措置を検討します。
- (2) 環境保全措置の実施時期、実施方法については、事業計画の内容に応じて適切に設定します。また、必要に応じて関係機関と協議を行い、協議内容を踏まえて適切に設定します。
- (3) 環境保全措置の実施にあたっては、詳細設計や新しい技術の有無を踏まえて妥当性を検証し、適切に実施します。

10.2 環境保全措置の内容

環境保全措置に係る以下の内容については、表 10. 2. 1-1～表 10. 2. 18-1 に示すとおりとしました。

- ・環境保全措置の実効性の内容（実施主体、方法その他）
- ・環境保全措置の効果、効果の不確実性の程度
- ・環境保全措置の実施に伴い生ずる恐れがある他の環境への影響

10.2.1 大気質

(1) 建設機械の稼働（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質への影響を低減させるため、表10.2.1-1に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.1-1 環境保全措置の実施の内容（建設機械の稼働－二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
			内容	効果	区分			
工事の実施 建設機械の稼働	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	新しい排出ガス対策型の建設機械の使用	建設機械は、極力新しい排出ガス対策型の建設機械を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
			建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(2) 建設機械の稼働（粉じん等）

建設機械の稼働に伴う粉じん等への影響を低減させるため、表10.2.1-2に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.1-2 環境保全措置の実施の内容（建設機械の稼働－粉じん等）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	土木工事における転圧、散水等	切土や盛土等の土工事により裸地となる部分の速やかな転圧、必要に応じて散水等を行うことにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし
				工사용道路における転圧、鉄板敷設等	造成後速やかに転圧し、必要に応じて鉄板敷等とすることにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、車両の集中を回避することにより、粉じんの発生が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし

(3) 工사용車両の運行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

工사용車両の運行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質への影響を低減させるため、表 10.2.1-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.1-3 環境保全措置の実施の内容（工사용車両の運行－二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工사용車両の運行	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	新しい排出ガス規制適合型の車両を使用	工사용車両は、極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工사용車両の走行時間帯の集中を回避し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工사용車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工사용車両の点検、整備を徹底	工사용車両の点検、整備を徹底して性能を維持し、汚染物質排出量を抑制することにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(4) 工事用車両の運行（粉じん等）

工事用車両の運行に伴う粉じん等への影響を低減させるため、表 10.2.1-4 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.1-4 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行－粉じん等）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	大気汚染物質の発生への影響	発生量の低減	車両のタイヤ洗浄	工事用車両は、必要に応じてタイヤ洗浄を行い、粉じんの発生を抑制します。	低減	事業者	なし	なし
				出入口付近における散水、清掃等	工事ヤード出入口付近において、必要に応じて散水、清掃等を行い、粉じんの発生を抑制します。	低減	事業者	なし	なし

(5) 関係車両の走行（二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

関係車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質への影響を低減させるため、表 10.2.1-5 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.1-5 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行－二酸化窒素、浮遊粒子状物質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	大気汚染物質発生への影響	発生量の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、大気質への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.2 騒音

(1) 建設機械の稼働

建設機械の稼働に伴う騒音への影響を低減させるため、表 10.2.2-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.2-1 環境保全措置の実施の内容（建設機械の稼働－騒音）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響		
			内容	効果	区分					
工事の実施	建設機械の稼働	騒音の発生への影響	騒音発生源措置	発生源の低減	低騒音型建設機械の採用	低騒音型建設機械の採用により、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、騒音を抑制することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持することで、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(2) 工事用車両の運行

工事用車両の運行に伴う騒音への影響を低減させるため、表 10.2.2-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.2-2 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行－騒音）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	騒音の発生への影響	道路騒音の低減	工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(3) 関係車両の走行

関係車両の走行に伴う騒音への影響を低減させるため、表 10.2.2-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.2-3 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行－騒音）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	騒音の発生への影響	道路騒音の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、騒音が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.3 振動

(1) 建設機械の稼働（振動）

建設機械の稼働に伴う振動への影響を低減させるため、表 10.2.3-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.3-1 環境保全措置の実施の内容（建設機械の稼働－振動）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響		
			内容	効果	区分					
工事の実施	建設機械の稼働	振動の発生への影響	振動発生源措置	発生源の低減	低振動型建設機械の採用	低振動型建設機械の採用により、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、建設機械の稼働時期の集中を回避し、振動を抑制することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					アイドルストップや過負荷運転の防止を徹底	建設機械のアイドルストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
					建設機械の点検、整備を徹底	建設機械の点検、整備を徹底し、性能を維持することで、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(2) 工事用車両の運行（振動）

工事用車両の運行に伴う振動への影響を低減させるため、表 10.2.3-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.3-2 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行－振動）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	工事用車両の運行	振動の発生への影響	道路振動の低減	工事工程の平準化	工事工程の平準化を図り、工事用車両の走行時間帯の集中を回避し、振動の発生を抑制することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底	工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(3) 関係車両の走行（振動）

関係車両の走行に伴う振動への影響を低減させるため、表 10.2.3-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.3-3 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行－振動）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	振動の発生への影響	道路振動の低減	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、振動が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.4 水質

(1) 雨水の排水（水の濁り、水の汚れ）

雨水の排水に伴う水の濁り、水の汚れへの影響を低減させるため、表 10.2.4-1 及び表 10.2.4-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.4-1 環境保全措置の実施の内容（雨水の排水－水の濁り）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	雨水の排水	濁水の発生への影響	濁水発生量の低減	土砂流出防止柵の設置	土砂流出防止柵を設置して土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				造成箇所の速やかな転圧	造成箇所を速やかに転圧し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				造成法面の速やかな植栽または養生シートの設置	造成法面は速やかに植栽または養生シートを設置し、土砂流出を防止することで、濁水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				凝集剤の使用	必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで、放流水中の浮遊物質量（SS）が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる水質監視	水の濁りの状況を把握することにより、必要に応じて速やかな対策を実施できる効果があります。	低減	事業者	なし	なし

表 10.2.4-2 環境保全措置の実施の内容（雨水の排水－水の汚れ）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	雨水の排水	汚水の発生への影響	汚染拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	水の汚れの原因物質による汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる水質の監視	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.5 底質

(1) 造成工事の実施（公共用水域の底質）

造成工事の実施に伴う公共用水域の底質への影響を低減させるため、表 10.2.5-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.5-1 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－公共用水域の底質）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	汚染土砂及び汚染水の流出による影響	汚染拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	工事中における底質汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.6 地下水

(1) 敷地の存在（土地の改変）（地下水の水質）

敷地の存在（土地の改変）に伴う地下水の水質への影響を低減させるため、表 10.2.6-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.6-1 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－地下水の水質）

影響要因※	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	地下水汚染への影響	汚染水の拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた汚染土壌の適切な措置	地下水の水質汚染の原因物質による汚染リスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用	六価クロム等、有害物質による汚染拡散防止が図れます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる地下水の水質の監視	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし

※：地下水の水質の影響要因は土地の改変の程度が最大となる時期として、「敷地の存在（土地の改変）」としていますが、工事中からの累積的な影響も含めて検討しているため、影響の内容や環境保全措置については工事中の事項も含みます。

10.2.7 その他の水環境に係る環境要素

(1) 造成工事の実施及び敷地の存在（土地の改変）（湧水の流量）

造成工事の実施並びに敷地の存在（土地の改変）に伴う湧水の流量への影響を低減させるため、表 10.2.7-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.7-1 環境保全措置の実施の内容
（造成工事の実施、敷地の存在（土地の改変）－湧水の流量）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	湧水流量への影響	湧水の涵養	造成後裸地の早期緑化による地中浸透量の確保	工事中において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	湧水環境の創出	湧水の涵養	透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	土地又は工作物の存在及び供用時において、雨水の地中浸透量を確保でき、湧水の涵養に効果があります。	低減	事業者	なし	なし
			湧水環境の創出	湧水環境の創出	変化が想定される湧水環境を創出することにより、失われる湧水環境の代償が図られます。	代償	事業者	なし	なし
			湧水の流量減少の未然防止	モニタリングによる湧水の流量の監視*	必要に応じて速やかな対策を実施できます。	低減	事業者	なし	なし

※：モニタリングによる湧水の流量の監視は、工事中も実施します。

(2) 敷地の存在（土地の改変）（河川の形態、流量）

敷地の存在（土地の改変）に伴う河川の形態、流量への影響を低減させるため、表 10.2.7-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.7-2 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－河川の形態、流量）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	河川の形態、流量への影響	影響低減	透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保	雨水の地中浸透量を確保できます。	低減	事業者	なし	なし
			河川流量の監視	モニタリングによる河川流量の監視	環境保全措置の効果を定量的に把握でき、水害の防止に備えることができます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.8 地盤

(1) 敷地の存在（土地の改変）（地盤の安定性（土地の安定性））

敷地の存在（土地の改変）に伴う地盤の安定性（土地の安定性）への影響を低減させるため、表 10.2.8-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.8-1 環境保全措置の実施の内容
（敷地の存在（土地の改変）－地盤の安定性（土地の安定性））

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置の効果			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	地盤の安定性への影響	地盤の安定性への影響の低減	適切な斜面・擁壁の角度の維持	「宅地造成等規制法」（昭和36年11月法律第191号）、「宅地防災マニュアル」（国土交通省ホームページ 令和3年4月閲覧）及び「土砂災害防止法」に基づき、適切な斜面・擁壁の角度を維持することにより、法面崩壊の防止が見込まれます。	低減	事業者	小さい	なし
				土砂災害特別警戒区域への適切な対応	より安全な施工計画を採用することにより、法面の危険性が低減されます。	低減	事業者	小さい	なし

10.2.9 土壌

(1) 造成工事の実施（土壌汚染）

造成工事の実施に伴う土壌汚染への影響を低減させるため、表 10.2.9-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.9-1 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－土壌汚染）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	汚染土壌による影響	汚染土壌拡散の未然防止	造成工事の内容を踏まえた適切な措置	工事中や土地の存在又は供用時における土壌汚染のリスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				予期せぬ廃棄物等が確認された場合における「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」による適切な対応	工事中や土地の存在又は供用時における土壌汚染のリスクが軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				モニタリングによる、河川水及び地下水の水質の監視	必要に応じて速やかな土壌汚染の対策が実施できます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.10 動物（水生生物を含む）

(1) 造成工事の実施（重要な種及び注目すべき生息地）

造成工事の実施に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響を低減させるため、表 10.2.10-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.10-1 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	重要な種の生息環境への影響	重要な種の生息環境の保全	工事中の保全対象種の調査	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的な対策の検討が期待できます。	回避	事業者	なし	なし
			保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし	
			保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし	
			保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体の保全が期待できます。	代償	事業者	あり	なし	
			逃避経路の確保と工事の分散化	動物の逃避経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし	
			作業時間の順守	夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし	
			工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響の回避が見込まれます。	回避	事業者	あり	なし	

(2) 敷地の存在（土地の改変）（重要な種及び注目すべき生息地）

敷地の存在（土地の改変）に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響を低減させるため、表 10. 2. 10-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10. 2. 10-2 環境保全措置の実施の内容
（敷地の存在（土地の改変）－重要な種及び注目すべき生息地）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	重要な種の生息環境への影響	緑地及び地形の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

10.2.11 植物

(1) 造成工事の実施（重要な種及び群落）

造成工事の実施に伴う重要な種及び群落への影響を低減させるため、表 10. 2. 11-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10. 2. 11-1 (1) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－重要な種及び群落）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	重要な種の生育環境への影響	重要な種の生育環境の保全	保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出	保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）を創出することで、保全対象種の生育環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響回避が見込まれます。	回避	事業者	なし	なし
				外来種の拡大抑制	工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制することで、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。	回避 低減	事業者	なし	なし

表 10.2.11-1 (2) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－重要な種及び群落）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	重要な種の生育環境への影響	重要な種の生育環境の保全	保全対象種の移植・播種	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を移植・播種することで、種の消失による影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし

(2) 敷地の存在（土地の改変）（重要な種及び群落）

敷地の存在（土地の改変）に伴う重要な種及び群落への影響を低減させるため、表 10.2.11-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.11-2 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）－重要な種及び群落）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	重要な種の生育環境への影響	緑地の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

10.2.12 生態系

(1) 造成工事の実施（地域を特徴づける生態系）

造成工事の実施に伴う地域を特徴づける生態系への影響を低減させるため、表 10.2.12-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.12-1(1) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施—地域を特徴づける生態系）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	生態系への影響	注目種の生息・生育環境の保全・創出	工事中の保全対象種の調査	ホトケドジョウの生息状況が変化した場合に順応的な対策の検討が期待できます。	回避	事業者	なし	なし
				保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湧水起源の小水路環境」を創出することで、保全対象の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出	保全対象種の生息環境である「湿地環境と草地環境」を創出することで、保全対象種の生息環境の代償効果が見込まれます。	代償	事業者	あり	なし
				保全対象種の個体の移動	移動能力の低い保全対象種の個体や卵囊・卵塊を工事区域以外の生息適地に移動させることで、個体の保全が期待できます。	代償	事業者	あり	なし
				逃避経路の確保と工事の分散化	動物の逃避経路の確保に配慮した施工に努め、建設機械の稼働が集中しないような工事計画を策定することにより、人圧等による動物への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし
				作業時間の順守	夜間作業は原則として行わず、照明等による夜行性動物への影響をできる限り回避します。また、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定することで、周辺に生息する動物への人圧低減効果が見込まれます。	低減	事業者	あり	なし

表 10.2.12-1(2) 環境保全措置の実施の内容（造成工事の実施－地域を特徴づける生態系）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	生態系への影響	注目種の生息・生育環境の保全・創出	工事従事者への講習・指導	工事区域外への不必要な立ち入り等を制限することで、踏みつけ等による保全対象種への影響の回避が見込まれます。	回避	事業者	あり	なし
				外来種の拡大抑制	工事車両のタイヤ洗浄や工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努め、外来種の拡大を抑制することで、生育環境への影響の回避又は低減が見込まれます。	回避低減	事業者	なし	なし

(2) 敷地の存在（土地の改変）（地域を特徴づける生態系）

敷地の存在（土地の改変）に伴う地域を特徴づける生態系への影響を低減させるため、表 10.2.12-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.12-2 環境保全措置の実施の内容
（敷地の存在（土地の改変）－地域を特徴づける生態系）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在（土地の改変）	生態系への影響	緑地及び地形の保全	周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	代償	事業者	なし	なし

10.2.13 景観

(1) 敷地の存在（土地の改変）（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観及び圍繞景観）

敷地の存在（土地の改変）に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観及び圍繞景観への影響を低減させるため、表 10.2.13-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

(2) 建造物の存在（主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観及び圍繞景観）

建造物の存在に伴う主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観及び圍繞景観への影響を低減させるため、表 10.2.13-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.13-1 環境保全措置の実施の内容（敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在—景観）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	敷地の存在・構造物の存在	景観への影響	緑地及び地形の保全	緑地等の保全に配慮した土地利用計画	眺望景観、囲繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし
				緑地の創出	眺望景観、囲繞景観への影響を代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				桜並木等の創出※	眺望景観、囲繞景観への影響が代償できます。	代償	事業者	なし	なし
				遠景の眺望に配慮した土地利用計画	眺望景観、囲繞景観への影響の低減が見込まれます。	低減	事業者	なし	なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ. 海軍道路の桜並木の検討状況（P.2-59）参照。

10.2.14 人と自然との触れ合いの活動の場

(1) 工所用車両の運行（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）

工所用車両の運行に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減させるため、表 10.2.14-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

(2) 敷地の存在（土地の改変）（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）

敷地の存在（土地の改変）に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減させるため、表 10.2.14-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

(3) 構造物の存在（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）

構造物の存在に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減させるため、表 10.2.14-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

(4) 関係車両の走行（主要な人と自然との触れ合いの活動の場）

関係車両の走行に伴う主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響を低減させるため、表 10.2.14-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.14-1 環境保全措置の実施の内容（工用車両の運行、敷地の存在（土地の改変）、
構造物の存在、関係車両の走行一人と自然との触れ合いの活動の場）。

影響要因	影響	検討の 視点	環境保全措置			実施 主体	効果の 不確実性	他の環境へ の影響
			内容	効果	区分			
工事の実施 運行	工用車両の の 影響 の 影響 の 影響	交通安全 の 影響 の 影響	交通安全 の 影響 の 影響	安全運 転の啓 蒙	交通に伴う安全への配 慮を促すことにより、人 と自然との触れ合いの 活動の場への影響が低 減されます。	低減	事業者	なし なし
土地又は工作物の存在及び供用 敷地の存在（土地の改変） 構造物の存在	利用性快適性への影響	桜の再生 の 影響 の 影響	桜並木の創出※	新しい桜並木等を創出 することで、人と自然と の触れ合いの活動の場 への影響が代償されま す。	代償	事業者	なし なし	
				緑地の創出	市民の森との連続性や 周辺からの眺望に配慮 できます。	代償	事業者	なし なし
	関係車両の走行	利用性快適性への影響	交通安全	公共交通機関の利 用の促進 車両の効率的な利 用の促進	人と自然との触れ合い の活動の場の利用性へ の影響が低減されます。	低減	事業者	なし なし
人と自然との触れ合い の活動の場の利用性へ の影響が低減されます。					低減	事業者	なし なし	
安全運 転の啓 蒙					人と自然との触れ合い の活動の場の利用性へ の影響が低減されます。	低減	事業者	なし なし

※：海軍道路の桜並木については、第2章 2.3.7 (4) ③イ.海軍道路の桜並木の検討状況 (P.2-59) 参照。

10.2.15 廃棄物等

(1) 造成工事の実施（建設工事に伴う副産物）

造成工事の実施に伴う廃棄物等の発生への影響を低減させるため、表 10.2.15-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.15-1 環境保全措置の実施の内容（造成工事－建設工事に伴う副産物）

影響要因		影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	造成工事の実施	廃棄物等による環境への負荷	廃棄物等の発生量削減	産業廃棄物の分別・適正処理	分別を徹底し、可能な限り再資源化を行い、再資源化できない場合は適正処理を行うことにより、廃棄物等による環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設発生土の場内利用	切土・盛土工事において、造成地盤高の調整、関連事業の事業者と調整を図ることにより、建設発生土の場外搬出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.16 温室効果ガス

(1) 建設機械の稼働、工事用車両の運行（温室効果ガス）

建設機械の稼働、工事用車両の運行に伴う温室効果ガスへの影響を低減させるため、表 10.2.16-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.16-1 環境保全措置の実施の内容
(建設機械の稼働、工事用車両の運行－温室効果ガス)

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	建設機械の稼働・工事用車両の運行	温室効果ガスによる環境への負荷	温室効果ガス発生量の削減	建設機械や工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種(機種)を使用	低炭素、低燃費の機種(機種)を使用することで、温室効果ガスの排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底した、省エネ運転	建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底することで、温室効果ガス排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				建設機械や工事用車両の点検、整備の徹底	建設機械や工事用車両の点検、整備を徹底して性能を維持することで、温室効果ガス排出量が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(2) 関係車両の走行（温室効果ガス）

関係車両の走行に伴う温室効果ガスへの影響を低減させるため、表 10.2.16-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.16-3 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行－温室効果ガス）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	温室効果ガスによる環境への負荷	温室効果ガス発生量の削減	公共交通機関の利用促進	公共交通機関の利用を促し、温室効果ガス排出量を抑制することにより、温室効果ガスによる環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、温室効果ガスによる環境への負荷が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.17 地域社会

(1) 交通混雑（工事用車両の運行）

工事用車両の運行に伴う交通混雑への影響を低減させるため、表 10.2.17-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.17-1 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行－交通混雑）

影響要因		影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響
				内容	効果	区分			
工事の実施	工事用車両の運行	交通混雑への影響	交通集中の未然防止	工事用車両運行ルート分散	工事用車両運行ルートの変更分散化を行うことにより、車両の集中による交通流への局地的な負荷が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				運行時間帯の管理	工事工程の調整や運転者に対する指導により、車両の運行時間帯を管理することで、混雑時間帯における混雑悪化が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事用車両の計画的な運行	詳細な工事計画策定時に、適切な荷載を行う運行計画を配慮することで、工事用車両の台数が削減されます。	低減	事業者	なし	なし
				一般道での待機、路上駐車抑制	場内に十分な車両待機場所を設け、工事用車両の路上待機等をなくすことにより、周辺道路の混雑や安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				通勤車両の抑制	工事関係者の公共交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施することで、混雑時間帯での通勤車両の集中が抑制されます。	低減	事業者	なし	なし

(2) 交通混雑（関係車両の走行）

関係車両の走行に伴う交通混雑への影響を低減させるため、表 10.2.17-2 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.17-2 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行－交通混雑）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	交通混雑への影響	交通集中の未然防止	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				関係車両の入出庫経路の分散	関係車両の入出庫経路の複数設定を促すことで、車両の集中による局地的な交通流の負荷が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし
				一般道での待機、路上駐車等の抑止	施設内に十分な車両待機場所、駐車場設置を促すことで、周辺道路の交通混雑が軽減されます。	低減	事業者	なし	なし

(3) 歩行者・自転車の安全（工事用車両の運行）

工事用車両の運行に伴う歩行者・自転車の安全への影響を低減させるため、表 10.2.17-3 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10.2.17-3 環境保全措置の実施の内容（工事用車両の運行—歩行者・自転車の安全）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	工事用車両の運行	歩行者・自転車の安全への影響	交通安全の確保	運行ルート、搬入時間及び法定制限速度の厳守	決められた運行ルートを厳守するとともに、搬入時間及び法定制限速度を厳守することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全教育の徹底	車両の運転手に対し交通マナー、施工ヤード予定地への出入時における一旦停止や歩行者優先などの安全運転教育を徹底するとともに、周辺の通学路や通学時間帯など、安全確保に係る情報の伝達を徹底し注意喚起することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				工事計画の周知徹底	工事を行う期間など、工事計画の内容について周辺住民に周知徹底を図ることで、交通の安全性を確保するための注意喚起を促すことができ、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				迂回ルートの設定時に対する配慮	工事期間中に歩行者・自転車の迂回ルートを設定する場合は、周辺の道路状況を考慮し、歩行者・自転車が安全に通行できるよう配慮することで、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				交通誘導員による誘導	施工ヤード出入口に交通誘導員を配置し、歩行者・自転車や工事用車両の出入を誘導することで、安全かつ円滑な通行を確保することができ、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

(4) 歩行者・自転車の安全（関係車両の走行）

関係車両の走行に伴う歩行者・自転車の安全への影響を低減させるため、表 10. 2. 17-4 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10. 2. 17-4 環境保全措置の実施の内容（関係車両の走行—歩行者・自転車の安全）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
土地又は工作物の存在及び供用	関係車両の走行	歩行者・自転車の安全への影響	交通安全の確保	公共交通機関の利用促進	自動車集中交通量を減らすことにより、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				車両の効率的な利用促進	自動車集中交通量を減らすこと、走行時間帯の集中回避により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				安全運転の啓蒙	安全運転の啓蒙活動により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				交通誘導員による誘導	交通誘導員の配置により、歩行者・自転車の安全性への影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

10.2.18 文化財等

(1) 造成工事の実施（文化財等）

造成工事の実施に伴う文化財等への影響を低減させるため、表 10. 2. 18-1 に示すとおり、環境保全措置を実施します。

表 10. 2. 18-1 環境保全措置の実施の内容（造成工事—文化財等）

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置			実施主体	効果の不確実性	他の環境への影響	
			内容	効果	区分				
工事の実施	造成工事の実施	埋蔵文化財への影響	埋蔵文化財包蔵地への影響の低減	適切な施工計画	周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲では、掘削工事をできる限り行わない計画にすることにより、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし
				「文化財保護法」への適切な対応	新たな埋蔵文化財を発見した場合は、「文化財保護法」に基づき必要な措置を行うことで、影響が低減されます。	低減	事業者	なし	なし

第11章 事後調査

事後調査にあたっては、以下に示す考え方を基本としました。

- (1) 事後調査の必要性の検討にあたっては、「環境影響評価法」に基づく「改正主務省令」第32条に基づき以下に該当する場合実施することとします。
 - ① 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
 - ② 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合
 - ③ 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合
 - ④ 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合
- (2) 事後調査項目、手法の選定にあたっては、事後調査の結果が環境影響評価の結果と比較できるような内容とします。
- (3) 事後調査の実施そのものに伴う環境影響を低減するため、可能な限り環境への影響が少ない調査手法を選定します。
- (4) 事後調査の結果、環境への著しい影響が確認または予測された場合には、関係機関と協議の上、適切な措置を講じます。

事後調査に係る以下の内容については、表 11-1 に示すとおりとしました。

- ・事後調査の時期及び頻度
- ・事後調査を行うこととした理由
- ・事後調査の項目
- ・事後調査の手法

また、事後調査の実施及び事後調査の結果の公表については、原則として事業者が行うものとしますが、公表時期、公表方法については、関係者と協議の上で決定します。

表 11-1(1) 事後調査の項目等(1)

環境影響評価項目		事後調査の時期 及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の 項目	事後調査の 手法	
環境要素	影響要因					
水環境	水質（水の濁り）	雨水の排水	工事中における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果を定量的に把握するため。 ※P. 11-1 (1)の③に該当	浮遊物質（SS）	現地調査による確認。
	水質（水の汚れ）	雨水の排水	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。 ※P. 11-1 (1)の①に該当	「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	現地調査による確認。
	地下水（地下水の水質）	敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。 ※P. 11-1 (1)の①に該当	地下水の水質の状況（「地下水の水質に係る環境基準について」に定める28項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	現地調査（観測井を設置し、定期的に地下水を採取し、関係告示に準じて測定分析する手法）による確認。
	その他の水環境（湧水）	造成工事敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	予測結果に不確実性を伴うため。 ※P. 11-1 (1)の①に該当	湧水の流量（水温、気温、電気伝導率等も併せて調査）	現地調査による確認。
	その他の水環境（河川の形態、流量）	敷地の存在（土地の改変）	工事中、工事の完了後における適切な時期・頻度とします。	環境保全措置の効果の程度を定量的に把握するため。 ※P. 11-1 (1)の③に該当	河川の流量	水質の事後調査に合わせて現地調査により確認。

表 11-1 (2) 事後調査の項目等 (2)

環境影響評価項目		事後調査の時期 及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の 項目	事後調査の 手法	
環境要素	影響要因					
動物	重要な種 及び注目 すべき生 息域	造成工事、 敷地の存在 (土地の改変)	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とし、保全対象種 の生活サイクル・生息 状況を勘案して設定し ます。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	保全対象種について、本事業に よる生息環境の変化があるた め。また、環境保全措置につ いては効果の不確実性がある ため。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	・工事中における保全対象 種の生息状況 ・工事の完了後における保 全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境 保全措置を講じます。	現地調査 (目視確認等) によ る確認。
植物	重要な種 及び群落	造成工事、 敷地の存在 (土 地の改変)	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とし、保全対象種 の生活サイクル・生育 状況を勘案して設定し ます。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	保全対象種について、本事業に よる生育環境の変化があるた め。また、環境保全措置につ いては効果の不確実性がある ため。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	・工事中における保全対象 種の生育状況 ・工事の完了後における保 全対象種の生育状況 ・必要に応じて更なる環境 保全措置を講じます。	現地調査 (目視確認等) によ る確認。
生態系	地域を特 徴づける 生態系	造成工事、 敷地の存在 (土地の改変)	工事中、工事の完了後 における適切な時期・ 頻度とし、保全対象種 の生活サイクル・生息・ 生育状況を勘案して設 定します。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	保全対象種について、本事業に よる生息・生育環境の変化があ ること、また、環境保全措置につ いては効果の不確実性があるた め。 ※P. 11-1 (1) の④に該当	・工事中における保全対象 種の生息状況 ・工事の完了後における保 全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境 保全措置を講じます。	現地調査 (目視確認等) によ る確認。
その他の 項目	地域社会 - 交通混 雑	工事用車両の運 行	工事中における適切な 時期・頻度とします。 ※P. 11-1 (1) の③に該当	環境保全措置の効果を把握する ため。 ※P. 11-1 (1) の③に該当	交差点交通量	現地調査による確認。

表 11-1 (3) 事後調査の項目等 (3)

環境影響評価項目		事後調査の時期 及び頻度	事後調査を行うこと とした理由	事後調査の 項目	事後調査の 手法
環境要素	影響要因				
その他の 文化財等 項目	造成工事の実施	掘削工事中の適宜と します。	掘削工事の位置が現在の施工計 画から変更する可能性があり、 また、工事中に予期せぬ埋蔵文 化財包蔵地が発見される可能性 があるため。 ※P. 11-1 (1) の①に該当	周知の埋蔵文化財包蔵地の 範囲での工事の状況と、新た な埋蔵文化財を発見した場 合の対応状況	周知の埋蔵文化財包蔵地の 範囲での工事の状況と、新た な埋蔵文化財を発見した場 合の対応状況について、工事 関係者へヒアリングを行いま す。

第12章 総合評価

都市計画対象事業の環境要素ごとにおける、調査、予測及び評価の結果の概要は、表 12-1 (1) ～ (17) に示すとおりです。

これらの結果を踏まえて、環境保全措置を適切に実施することで、環境への影響については実行可能な範囲内で回避又は低減が図られ、回避又は低減が困難な場合においては、代償措置が実施されることで、環境の保全について適切な配慮がなされていると評価します。

以上を総合的に評価すると、都市計画対象事業の実施による環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で、できる限りの低減が図られるものと評価します。

表 12-1(1) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分			環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
大気環境	大気質	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	建設機械の稼働	<p>【文献その他の資料調査】</p> <p>平成 27 年度から令和元年度において、全測定局で光化学オキシダントを除く全ての項目が環境基準を達成しました。</p> <p>【現地調査】</p> <p>公定法による調査結果では、四季を通しての平均値は、二酸化窒素が沿道大気 3 で 0.024ppm、一般大気 1 で 0.010ppm、浮遊粒子状物質は、沿道大気 3 で 0.019mg/m³、一般大気 1 で 0.020 mg/m³ となりました。</p> <p>簡易法による 6 地点の沿道における二酸化窒素の調査結果では、春季の平均値が 0.009～0.029ppm、夏季が 0.005～0.020ppm、秋季が 0.015～0.036ppm、冬季が 0.012～0.036ppm となりました。</p>	<p>二酸化窒素の最大寄与濃度は 0.010ppm、将来予測濃度 (0.023ppm) に対する寄与率は、43.5%です。</p> <p>浮遊粒子状物質の最大寄与濃度は 0.002mg/m³、将来予測濃度 (0.023mg/m³) に対する寄与率は、8.7%です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい排出ガス対策型の建設機械の使用 工事工程の平準化 アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 建設機械の点検、整備を徹底 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】</p> <p>環境基準との整合が図られると評価しますが、横浜市環境目標値については整合が図られていません。</p>	なし
			工事用車両の運行	<p>二酸化窒素の寄与濃度は 0.000027～0.000381ppm であり、将来予測濃度 (0.013881～0.015968ppm) に対する寄与率は 0.2～2.7%です。</p> <p>浮遊粒子状物質の寄与濃度は 0.000002～0.000041mg/m³ であり、将来予測濃度 (0.021054～0.021279mg/m³) に対する寄与率は 0.01～0.19%です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新しい排出ガス規制適合型の車両を使用 工事工程の平準化 アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 工事用車両の点検、整備を徹底 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】</p> <p>国又は地方公共団体による基準又は目標との整合は図られると評価します。</p>	なし	
			関係車両の走行	<p>供用後 (2046 年) の将来予測濃度は、二酸化窒素は 0.013434～0.014444ppm、浮遊粒子状物質は 0.021022～0.021113mg/m³ です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用促進 車両の効率的な利用促進 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】</p> <p>国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p>	なし	

表 12-1(2) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分			環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
大気環境	大気質	粉じん等*	建設機械の稼働	【現地調査】 一般大気1における粉じんは、春季は6.1t/km ² /30日、夏季は1.2t/km ² /30日、秋季は2.1t/km ² /30日、冬季は6.5t/km ² /30日でした。	対象事業実施区域近傍における降下ばいじん量の最大着地濃度は、5.7～9.6t/km ² /月です。	<ul style="list-style-type: none"> 土木工事における転圧、散水等 工事用道路における転圧、鉄板敷設等 工事工程の平準化 	【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。	なし
			工事用車両の運行	降下ばいじんの季節別予測結果は、0.1～3.4t/km ² /月です。 地点別に見るとNo.4（前掲図9.1-12（P.9.1-50）参照）の地点が比較的高く、冬季は3.4t/km ² /月と予測されます。	<ul style="list-style-type: none"> 車両のタイヤ洗浄 出入口付近における散水、清掃等 	【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。	なし	

※：対象事業実施区域の外には出ず、現場内だけを移動する工事用車両から発生する粉じん等は、建設機械の稼働から発生する粉じん等と合わせて予測をしています。

表 12-1(3) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分		環境要因の区分	調査結果※	予測結果	環境保全措置	評価結果※	事後調査計画
大気環境	騒音	建設機械の稼働	<p>【現地調査】 環境騒音レベル (L_{Aeq}) については、平日の昼間は 44～48dB、夜間は 42～48dB、休日の昼間は 45～48dB、夜間は 42～46dB で、環境基準と比較すると、環境騒振 1 と環境騒振 2 の夜間において環境基準を上回りましたが、それ以外の地点では昼間、夜間ともに環境基準を下回りました。</p>	<p>最大値出現地点における騒音レベル (L_{A5}) は 69dB です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音型建設機械の採用 工事工程の平準化 アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 建設機械の点検、整備を徹底 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p>	なし
		工事用車両の運行	<p>【現地調査】 道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) については、平日の昼間は 60～73dB、夜間は 50～72dB、休日の昼間は 58～72dB、夜間は 52～70dB でした。環境基準と比較すると、道路騒振 1、道路騒振 4、道路騒振 7 の平日、休日では昼間、夜間ともに環境基準を下回り、道路騒振 2、道路騒振 3、道路騒振 5、道路騒振 6 の平日、休日では、昼間、夜間ともに環境基準を上回りました。</p>	<p>工事用車両台数 (大型車) が最大となる月における道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) は、65.9～73.5dB であり、工事用車両による増加レベルは、0.1～1.9dB です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事工程の平準化 アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】 工事用車両の運行に伴う騒音は、No. 1 については環境基準との整合が図られます。No. 2、3、4 については、工事用車両による増加分は 0.1～1.9dB であり環境基準を上回ることから、工事の実施にあたっては、安全走行、規制速度の厳守、運行ルート及び運行時間の限定、不必要な空ぶかしの禁止等を工事業者へ指導・徹底し、可能な限り騒音の低減に努めます。</p>	なし

注：現地調査地点の位置は、前掲図 9.2-1 (P.9.2-3) 参照。予測地点位置は、前掲図 9.2-5 (P.9.2-19) 参照。

表 12-1(4) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分		環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
大気環境	騒音	関係車両の走行	<p>【現地調査】</p> <p>道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) については、平日の昼間は60～73dB、夜間は50～72dB、休日の昼間は58～72dB、夜間は52～70dBでした。環境基準と比較すると、道路騒振1、道路騒振4、道路騒振7の平日、休日では昼間、夜間ともに環境基準を下回り、道路騒振2、道路騒振3、道路騒振5、道路騒振6の平日、休日では、昼間、夜間ともに環境基準を上回りました。</p>	<p>道路交通騒音レベル (L_{Aeq}) は、昼間 64.6～72.9dB、夜間 57.9～72.9dB です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用促進 車両の効率的な利用促進 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】</p> <p>道路端における騒音レベル (L_{Aeq}) の予測結果は、昼間 64.6～72.9dB、夜間 57.9～72.9dB であり、No. 2、3、5、6、7は、昼間と夜間、No. 1は夜間、No. 4は昼間において評価の指標である環境基準を上回ります。</p> <p>予測結果が環境基準を上回った地点の中で、No. 2、3、5、6は、現地調査の段階で既に環境基準を上回っており、都市計画対象事業による影響はそれほど大きくないと考えます。一方、No. 1、4、7は、現地調査の段階では環境基準を下回っていましたが、予測結果では環境基準を上回りました。特に No. 7は、現地調査結果から、昼間は約7dB、夜間は約8dB大きくなると予測されます。</p> <p>評価の指標を上回った全地点において、関係車両について公共交通機関の利用を促す等により騒音の発生を抑制するほか、関係行政と協議して交通の集中に伴う負荷の低減に努めます。</p>	なし

注：現地調査地点の位置は、前掲図9.2-1 (P.9.2-3) 参照。予測地点位置は、前掲図9.2-7 (P.9.2-30) 参照。

表 12-1(5) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分		環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
大気環境	振動	建設機械の稼働	一般環境振動レベル (L ₁₀) については、全地点、全時間帯で 35dB 未満であり、環境基準はありませんが、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」における事業所において発生する許容限度を下回りました。	最大値出現地点における振動レベル (L ₁₀) は 61dB です。	<ul style="list-style-type: none"> 低振動型建設機械の採用 工事工程の平準化 アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 建設機械の点検、整備を徹底 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> 事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。	なし
		工事用車両の運行	道路交通振動レベル (L ₁₀) については、平日の昼間最大値は 37～58dB、夜間最大値は 37～59dB、休日の昼間最大値は 36～51dB、夜間最大値は 32～52dB でした。振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度と比較すると、昼間、夜間ともに全地点において要請限度を下回りました。	工事中交通量による道路交通振動レベル (L ₁₀) は、昼間 47.6～58.9dB、夜間 46.2～56.4dB であり、工事用車両による増加レベルは、昼間 0.1 未満～2.3dB、夜間 0.6～3.2dB です。	<ul style="list-style-type: none"> 工事工程の平準化 アイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> 事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。	なし
		関係車両の走行	将来交通量による道路交通振動レベル (L ₁₀) の最大値は、昼間 46.0～53.3dB、夜間 44.8～52.7dB です。	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用促進 車両の効率的な利用促進 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> 事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。	なし	
						<p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】</p> 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。	
						<p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】</p> 道路端における振動レベル (L ₁₀) の予測結果 (最大値) は、昼間 46.0～53.3dB、夜間 44.8～52.7dB であり、いずれも要請限度を超過しないことから、交通の集中に伴う振動は、基準又は目標との整合が図られると評価します。現況と比較すると、振動レベルが高くなる地点がありますが、公共交通機関の利用を促すこと等で、振動の発生を抑制することにより、振動への影響が低減されます。	

注：関係車両の走行における予測地点位置は、前掲図 9.3-7 (P.9.3-28) 参照。

表 12-1(6) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分		環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画	
水環境	水質 (地下水の水質を除く)	水の濁り	雨水の排水	<p>【文献その他の資料調査】 中川橋（大門川）の pH は、平成 27 年度～平成 29 年度にかけて環境基準に不適合でした。</p> <p>【現地調査】 生活環境項目等について、豊水期は、全地点で水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）及び溶存酸素量（DO）の環境基準値を満足していました。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）及び全亜鉛は水質 1（大門川上流）で、大腸菌群数（MPN）は水質 5（堀谷戸川）でそれぞれ環境基準値を超過していました。渇水期は、全地点で水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）及び大腸菌群数（MPN）の環境基準値を満足していました。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）及び全亜鉛は水質 1（大門川上流）で、それぞれ環境基準値を超過していました。</p> <p>健康項目については、全ての項目で環境基準値を下回っていました。</p>	<p>豪雨時における仮設調整池出口での SS 濃度は、27～96mg/L と予測されます。</p> <p>日常的な降雨時における仮設調整池出口での SS 濃度は、6～28mg/L と予測されます。また、放流先河川の SS 濃度については、現況の SS 濃度が高い堀谷戸川以外は、環境基準値を満足する値となっており、和泉川を除き現況の濃度を下回る結果となりました。</p> <p>雨水の排水に伴う水の汚れへの影響は小さいものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性などから、予測結果には不確実性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 土砂流出防止柵の設置 造成箇所の速やかな転圧 造成法面の速やかな植栽または養生シート設置 凝集剤の使用 モニタリングによる水質監視 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p> <p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p> <p>【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p>	<p>SS について、現地調査により確認します。</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準について（別表 1）」に掲げる 27 項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類について現地調査により確認します。</p>
		水の汚れ	雨水の排水			<ul style="list-style-type: none"> 造成工事の内容を踏まえた適切な汚染土壌に係る措置 有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用 モニタリングによる水質の監視 		

注：現地調査地点の位置は、前掲図 9.4-1（P. 9.4-5）参照。

表 12-1(7) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分			環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
水環境	底質	公共用水域の底質	造成工事の実施	<p>【現地調査】 大門川下流、相沢川上流及び下流の3地点について、いずれの地点においても、底質の汚染は見られませんでした。</p>	<p>造成工事の実施による底質への影響は小さいものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた適切な汚染土壌に係る措置 ・有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p>	<p>なし (予測の不確実性については、水質の事後調査で監視します。)</p>
	地下水	地下水の水質	敷地の存在(土地の改変)	<p>【文献その他の資料調査】 防衛省における土壌汚染調査結果によれば、国有地については、対象事業実施区域の表層土壌について、「土壌汚染対策法」に基づく指定基準を超過した箇所について、地下水の水質調査が行われています。その結果、全ての調査地点において、鉛等の有害物質は検出されていません。</p>	<p>汚染土壌については土壌汚染対策法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき汚染拡散防止措置を講じることから、地下水の水質への影響はないものと考えられます。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全には否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事の内容を踏まえた適切な汚染土壌に係る措置 ・有害物質の拡散防止に配慮した材料や工法の採用 ・モニタリングによる地下水の水質の監視 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内で、できる限り環境影響の低減が図られていると評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。</p>	<p>地下水の水質の状況について、現地調査により確認します。</p>

注：現地調査地点の位置は、前掲図9.5-1(P.9.5-2)参照。

表 12-1(8) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分			環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
水環境	その他の水環境に係る環境要素	湧水の流量	造成工事の実施	<p>【現地調査】 湧水の流量は、豊水期では 0.0000～0.0013m³/s、渇水期では 0.0002～0.0018m³/s でした。</p>	<p>対象事業実施区域内南東部の区域においては、帯水層を遮断するような連続的な切土等による土地の改変は行わないことから、湧水の起源となっている帯水層への影響は小さいものと考えられます。一方、湧水 5 の地点付近には調整池 2 が設置されること等を踏まえ、造成により、湧水の環境には影響があると予測されます。湧水 1 地点は、対象事業実施区域に接する小水路の脇にあり、区域内道路 1 の盛土部に近接しているため、湧水源の直接改変の回避を図るなど、施工に十分配慮することにより影響の低減を図ることができると考えられます。ただし、掘削工事等により予期せぬ廃棄物等に遭遇し、その除去に係る対策を講じる場合など、帯水層に及ぶ工事の実施を完全に否定することはできないなどの不確実性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・造成後裸地の早期緑化による地中浸透量の確保 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<p>湧水の流量について、現地調査により確認します。</p>
		敷地の存在 (土地の改変)	<p>観光・賑わい地区や物流地区を中心に土地の性状の変化がありますが、湧水 3 及び湧水 5 が位置する対象事業実施区域南東部においては、土地利用計画の基本方針によれば、現況の環境に配慮した土地利用がなされ、かつ、都市計画対象事業による地下水の汲み上げは行わないことから、湧水の流量への影響は小さいものと考えられます。一方、湧水 1 については区域内道路や観光・賑わい地区に隣接しているため、涵養源への影響が考えられます。</p>					

注：予測地点の位置は、前掲図 9.7-1 (P.9.7-1) 参照。

表 12-1(9) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分			環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
水環境	その他の水環境に係る環境要素	河川の形態、流量	敷地の存在 (土地の改変)	<p>【現地調査】 調査対象とした4河川(6地点)においては、豊水期、渇水期については相沢川下流が、降雨時1については大門川下流が、降雨時2については大門川上流が、それぞれ最も大きな流量となっており、和泉川の流量はいずれの時期も少なくなっています。</p>	<p>【河川の形態】 対象事業実施区域内においては、河川の形態が大幅に変更されますが、対象事業実施区域の外側については河川の形態は保全されます。また、それぞれの流域には適正な規模の調整池を設置し、大雨時における河川流量の著しい増大防止が図られることから、周辺河川の形態への影響は小さいと予測されます。</p> <p>【河川の流量】 調整池からの放流により、河川流量への影響はありますが、計画諸元によれば、調整池の放流量は各放流先河川の許容放流量以下となっています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 透水性舗装の採用等による地中浸透量の確保 モニタリングによる河川流量の監視 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	河川の流量について、水質の事後調査に合わせて現地調査により確認します。

表 12-1(10) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分		環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
土壌に係る環境、その他の環境	地盤	地盤の安定性(土地の安定性)	敷地の存在(土地の改変) 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域北東側において、区域内に1箇所、その直近に1箇所、土砂災害警戒区域が指定されています。2箇所はともに急傾斜地の崩壊として指定された区域で、対象事業実施区域界にある水路沿い等において土砂災害特別警戒区域が指定されています。 【現地調査】 現地調査の結果、対象事業実施区域内の地点については、斜面は概ね北東向きの傾斜度 30~40° 程度の直線斜面であり、急傾斜地の下端付近は、水路や空き地、畑でした。	「宅地造成等規制法」、「宅地防災マニュアル」及び「土砂災害防止法」に適合した計画とし、「土砂災害特別警戒区域」の指定解除のため、法面の傾斜度 30 度未満、傾斜地の高さ 5 m 未満とする計画であることから、斜面の安定性は確保されると予測します。 造成区域に係る土砂災害特別警戒区域については、土地の安定性が確保される適切な施工計画を採用し工事を実施するため、工事実施前に区域を管理する関係官庁と十分協議し、許可を取得したうえで、実施します。 したがって、対象事業実施区域における土砂災害特別警戒区域は、適切な方法で対策工事等を実施することにより、この指定が全て解除されるような対策を講じるため、現状と比べて地盤の安定性に係る環境影響は低減されると予測します。	・適切な斜面・擁壁の角度の維持 ・土砂災害特別警戒区域への適切な対応	【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。	なし
	土壌	土壌汚染	造成工事の実施 【文献その他の資料調査】 返還国有地約 110ha のうち、土壌汚染対策法に基づく鉛及びその化合物等の指定基準値超過が確認されたのは、56 調査区画でした。 民有地における調査では、3,532 地点の土壌採取を行い、ふっ素及びその化合物(土壌溶出量) 20 区画、鉛及びその化合物(土壌含有量) 2 区画で指定基準値超過がみられました。なお、鉛及びその化合物(土壌含有量)の指定基準値超過が確認された 2 区画については、令和 2 年度末で除却が実施されています。	土壌汚染対策法や横浜市生活環境の保全等に関する条例に則り、事業者により、適切な対応を実施すること、また、汚染土壌の運搬、処理・処分に当たっては、関係ガイドラインに準じ、運搬経路や処分先における土壌汚染の拡散防止対策を適切に行うことから、土壌汚染の影響は小さいものと予測します。ただし、造成工事において予期せぬ廃棄物等に遭遇する可能性を完全に否定できないことなどから、予測結果には不確実性があります。	・造成工事の内容を踏まえた適切な措置 ・予期せぬ廃棄物等が確認された場合における「建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル」による適切な対応 ・モニタリングによる、河川水及び地下水の水質の監視	【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。 【国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価】 国又は地方公共団体による基準又は目標との整合が図られると評価します。	なし (予測の不確実性については、水質(水の汚れ)、地下水(地下水の水質)の事後調査で監視します。)

表 12-1(11) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分		環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物 (水生生物を含む)	重要な種及び注目すべき生息地	造成工事の実施	【現地調査】 現地調査により、以下の動物が確認されました。 4目7科9種の哺乳類 14目34科66種の一般鳥類 1目1科1種のフクロウ類・夜行性鳥類 2目3科8種の猛禽類 1目3科3種の両生類 1目4科7種の爬虫類 17目222科1,178種の昆虫類 1目23科117種のクモ類 3目5科6種の魚類 8門13綱25目68科143種の底生動物 1目11科24種の陸産貝類	現地調査によって確認された重要な種及び注目すべき種(一般鳥類20種(フクロウを含む)、猛禽類7種、両生類2種、爬虫類5種、昆虫類20種、魚類3種、底生動物1種、陸産貝類1種)に対して、「生息環境への影響がある」または「生息環境への影響が大きい」と予測した種は41種でした。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中の保全対象種の調査 ・ 保全対象種の生息環境(湧水起源の小水路環境)の創出 ・ 保全対象種の生息環境(湿地環境と草地環境)の創出 ・ 保全対象種の個体の移動 ・ 逃避経路の確保と工事の分散化 ・ 作業時間の順守 ・ 工事従事者への講習・指導 ・ 周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出 	【環境影響の回避、低減に係る評価】 動物の重要な種の生息環境の改変の程度については、「工事中の保全対象種の調査」、「逃避経路の確保と工事の分散化」等によって回避、低減を図るほか、「保全対象の生息環境(湧水起源の小水路環境)の創出」、「保全対象種の生息環境(湿地環境と草地環境)の創出」等によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中における保全対象種の生息状況 ・ 工事の完了後における保全対象種の生息状況 ・ 必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。
	植物	重要な種及び群落	造成工事の実施	【現地調査】 現地調査により、以下の動物が確認されました。 128科677種の維管束植物 5綱12目18科85種の付着藻類 39科85種類の蘚苔類 23の植物群落等	現地調査によって確認された重要な種(維管束植物(種子植物及びシダ植物)12種、付着藻類3種、蘚苔類1種)に対して、「生息環境への影響がある」または「生息環境への影響が大きい」と予測した種は13種でした。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)の創出 ・ 工事従事者への講習・指導 ・ 外来種の拡大抑制 ・ 保全対象種の移植・播種 ・ 周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出 	【環境影響の回避、低減に係る評価】 植物の重要な種の生育環境の改変の程度については、「工事従事者への講習・指導」等によって回避、低減を図るほか、「保全対象種の生育環境(湿地環境と草地環境)の創出」等によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中における保全対象種の生育状況 ・ 工事の完了後における保全対象種の生育状況 ・ 必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。

表 12-1(12) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分		環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	生態系	地域を特徴づける生態系	<p>【現地調査】 動植物その他の自然環境に係る概況から、地域を特徴づける生態系として、以下の環境類型区分を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低地の樹林・畑地・草地の生態系 ・湿性低地・河川の生態系 	<p>地域を特徴づける生態系である「低地の樹林・畑地・草地の生態系」に対して、工事の実施による影響が大きいと予測しました。</p> <p>「湿性低地・河川の生態系」に対しては、工事の実施または土地又は工作物の存在及び供用による影響が大きいと予測しました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の保全対象種の調査 ・保全対象種の生息環境（湧水起源の小水路環境）の創出 ・保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出 ・保全対象種の個体の移動 ・逃避経路の確保と工事の分散化 ・周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出 ・作業時間の順守 ・工事従事者への講習・指導 ・外来種の拡大抑制 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>地域を特徴づける生態系の改変の程度については、「工事中の保全対象種の調査」、「逃避経路の確保と工事の分散化」、「作業時間の順守」、「工事従事者への講習・指導」、「外来種の拡大抑制」によって回避、低減を図るほか、「保全対象種の生息環境（湿地環境と草地環境）の創出」、「保全対象種の個体の移動」、「周辺の緑との連続性に配慮した緑地の創出」等によって損なわれる環境の有する価値を代償することから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中における保全対象種の生息状況 ・工事の完了後における保全対象種の生息状況 ・必要に応じて更なる環境保全措置を講じます。
		敷地の存在（土地の改変）					

表 12-1(13) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分		環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観及び 圍繞景観	<p>【現地調査】</p> <p>対象事業実施区域を眺望できる主要な眺望景観として、6地点（瀬谷市民の森、瀬谷みはらし公園、中屋敷三丁目公園、本郷四丁目第二公園、竹村町公園、上瀬谷町東公園）があり、写真撮影を行いました。</p> <p>圍繞景観として、対象事業実施区域内の4地点から周囲の景観の状況を調査した結果、対象事業実施区域内の草地や樹木、周りを取り囲む風致地区や山並み（富士山や丹沢山地を含む。）などが視認できます。</p>	<p>主要な眺望点については、直接的改変は実施しないことから、改変による影響はないと予測します。</p> <p>景観資源については、対象事業実施区域内の緑農地域や海軍道路沿いの桜並木が消失します。</p> <p>主要な眺望景観については、現地調査を行った6地点において、No. 2、No. 5、No. 6の3地点は、眺望景観への影響が大きい、又は変化すると予測します。</p> <p>圍繞景観については、敷地の存在時、構造物の存在時のいずれも、対象事業実施区域内の乾性草地域が改変により、観光・賑わい地区に改変され、眺望は大きく変化すると予測します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地等の保全に配慮した土地利用計画 ・緑地の創出 ・桜並木等の創出 ・遠景の眺望に配慮した土地利用計画 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	なし
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	<p>【現地調査】</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、海軍道路の桜並木、東野第一公園、瀬谷中央公園、境川沿い、鎌倉古道北コース、鎌倉古道南コース、野境道路、武相国境・緑の森コース、瀬谷市民の森、追分市民の森、矢指市民の森、上川井市民の森があり、市民や地元で活動する団体などに利用されています。</p>	<p>海軍道路の桜並木と鎌倉古道 北コースに改変があると予測します。</p> <p>海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、瀬谷市民の森、上川井市民の森に快適性の変化があると予測します。瀬谷市民の森と上川井市民の森については、隣接する対象事業実施区域は、公的施設用地として計画されているため、快適性の変化は小さいと予測します。</p> <p>瀬谷市民の森、海軍道路の桜並木、鎌倉古道 北コース、武相国境・緑の森コースに利用性の変化があると予測します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい桜並木等の創出 ・緑地の創出 ・安全運転の啓蒙 ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進 ・安全運転の啓蒙 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の低減が図られていると評価します。</p>	なし
		敷地の存在（土地の改変）					なし
		構造物の存在					なし
		工事用車両の運行					なし
		関係車両の走行					なし

注：現地調査地点、予測地点の位置は、前掲図 9.13-1(1)、(2)（P.9.13-1,2）参照。

表 12-1(14) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分		環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画	
環境への負荷の量の程度	廃棄物等	建設工事に伴う副産物	造成工事の実施		既設建物等の解体に伴う廃棄物発生量は、約 26,500t、最終処分量は約 2,000t と予測します。 建設発生土の量は、約 712,000m ³ と予測します。	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の分別・適正処理 建設発生土の場内利用 	【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。	なし
	温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働	【文献その他の資料調査】 横浜市の2018年度における温室効果ガス排出量（速報値）は、1,820.8万 t-CO ₂ であり、基準年の2013年度と比べて15.7%減少しています。	工事期間中の建設機械からの発生量は18,792.9 tCO ₂ /期間、工事用車両からは14,435.2 tCO ₂ /期間 と予測します。	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械や工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用 建設機械や工事用車両のアイドリングストップや過負荷運転の防止を徹底した省エネ運転 建設機械や工事用車両の点検、整備の徹底 	【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。	なし
			工事用車両の運行					なし
		関係車両の走行	関係車両の走行による排出量は、71,739 tCO ₂ /年と予測します。		<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用促進 車両の効率的な利用促進 	【環境影響の回避、低減に係る評価】 事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。	なし	

表 12-1(15) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分			環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
その他の項目	地域社会	交通混雑	工事用車両の運行	<p>【現地調査】</p> <p>調査を実施した6交差点の12時間断面交通量において、最も多かったのは、平日では地域社会2（目黒交番前交差点）のB断面で18,309台/12h、次いで地域社会1（目黒交差点）のC断面で16,829台/12hでした。休日では地域社会2（目黒交番前交差点）のB断面で16,664台/12h、次いで地域社会1（目黒交差点）のC断面で16,283台/12hでした。また、混雑時では地域社会1（目黒交差点）のC断面で17,234台/12h、次いで地域社会2（目黒交番前交差点）のB断面で17,166台/12hでした。</p> <p>ピーク時交差点総流入台数は、平日、休日及び混雑時ともに地域社会2が最も多くなりました。</p>	<p>交差点需要率は地域社会2（目黒交番前）が限界需要率を上回り、車線の交通容量比が地域社会1（目黒）～地域社会3（上川井IC）の3地点で1.0を上回る断面があると予測します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両運行ルート分散 ・運行時間帯の管理 ・工事用車両の計画的な運行 ・一般道での待機、路上駐車抑制 ・通勤車両の抑制 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>運行ルートの検討による分散化を図るとともに、可能な限り混雑時間帯を避けた時間帯に車両を運行するよう運行時間帯を管理し、交通流への影響を極力抑制するよう配慮すること等により、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の回避又は低減が図られると評価します。</p>	<p>交差点交通量について現地調査により確認します。</p>
		関係車両の走行	<p>交差点需要率は、6箇所の交差点のいずれも、限界需要率を下回ると予測します。（交差点需要率が最も高い目黒交差点（地域社会1）においては平日0.774、休日0.731でした。）</p> <p>車線の交通容量比についても、1.0を上回る交差点はありません。</p> <p>また、地域社会7の単路部の交通容量比は平日0.569、休日0.462となり、1.0を下回ると予測します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進 ・関係車両の入出庫経路分散 ・一般道での待機、路上駐車防止 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>関係車両の走行に伴う交通混雑は、全ての交差点で限界需要率を下回っており、車線の交通容量比についても1.0を上回る交差点はありませんでした。</p> <p>なお、現況と比較すると交差点需要率、交通容量比が増える交差点、車線があるため、公共交通機関の利用促進等の環境保全措置を講じることにより、交通流への影響を低減するよう努めます。</p> <p>以上のことから、事業者の実行可能な範囲内でできる限り、環境影響の回避又は低減が図られると評価します。</p>	なし		

表 12-1(16) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分			環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
その他の項目	地域社会	歩行者の安全	工事用車両の運行	<p>【現地調査】</p> <p>平日の歩行者交通量は、最も多かった地域社会 6（瀬谷中学校前）の交差点の断面で 2,451 人／24 時間などとなっています。</p> <p>自転車交通量についても、同断面が最も多く、362 台／24 時間となっています。</p> <p>休日の歩行者交通量は、最も多かった地域社会 6（瀬谷中学校前）の交差点の断面で 1,483 人／24 時間などとなっています。</p> <p>自転車交通量についても、同交差点の別の断面が最も多く、753 台／24 時間となっています。</p>	<p>工事用車両の主な走行ルートである八王子街道、環状 4 号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されていること等により、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ルート、搬入時間及び法定制限速度の厳守 ・安全教育の徹底 ・工事計画の周知徹底 ・迂回ルートの設定時に対する配慮 ・交通誘導員による誘導 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	なし
		関係車両の走行	<p>関係車両の主な走行ルートである八王子街道、環状 4 号線及び上瀬谷第 172 号線の沿道は、一部を除きマウントアップ構造の歩道が整備されており、ほとんどの箇所では歩行者と自動車が分離されています。</p> <p>対象事業実施区域内については、環状 4 号線（北区間）では幅 2.5m の歩道が道の両側に、環状 4 号線（南区間）と区域内道路 1 号～3 号は、幅 5.5m の歩道が道の両側に設けられる計画となっています。</p> <p>これらのことから、歩行者等の安全は、確保されるものと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進 ・車両の効率的な利用促進 ・安全運転の啓蒙 ・交通誘導員による誘導 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>事業者の実行可能な範囲内で行える限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	なし		

表 12-1(17) 都市計画対象事業に係る環境影響の総合評価

環境要素の区分			環境要因の区分	調査結果	予測結果	環境保全措置	評価結果	事後調査計画
その他の項目	文化財等	文化財等	造成工事の実施	<p>【文献その他の資料調査】</p> <p>対象事業実施区域内には、瀬谷区に6箇所、旭区に3箇所の埋蔵文化財包蔵地がありますが、瀬谷区の2箇所においては米軍基地敷地内により破壊、宅地化により破壊という状況でした。</p>	<p>切土工事の範囲には埋蔵文化財包蔵地はほとんど存在しておらず、埋蔵文化財包蔵地が存在する範囲では盛土工事を主に行うため、埋蔵文化財包蔵地への影響は小さいものと考えられます。</p> <p>また、工事中において新たに貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見した場合には、関係機関に直ちに届出を行い、「文化財保護法」に基づき調査等の必要な措置を行うことから、造成工事の実施による文化財等への影響は小さいものと考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切な施工計画 「文化財保護法」への適切な対応 	<p>【環境影響の回避、低減に係る評価】</p> <p>事業者の実行可能な範囲内のできる限り、環境影響の低減が図られると評価します。</p>	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲での工事の状況と、新たな埋蔵文化財を発見した場合の対応状況について、工事関係者へヒアリングを行います。</p>

第13章 環境影響を受ける範囲と認められる地域

13.1 環境影響を受ける範囲と認められる地域

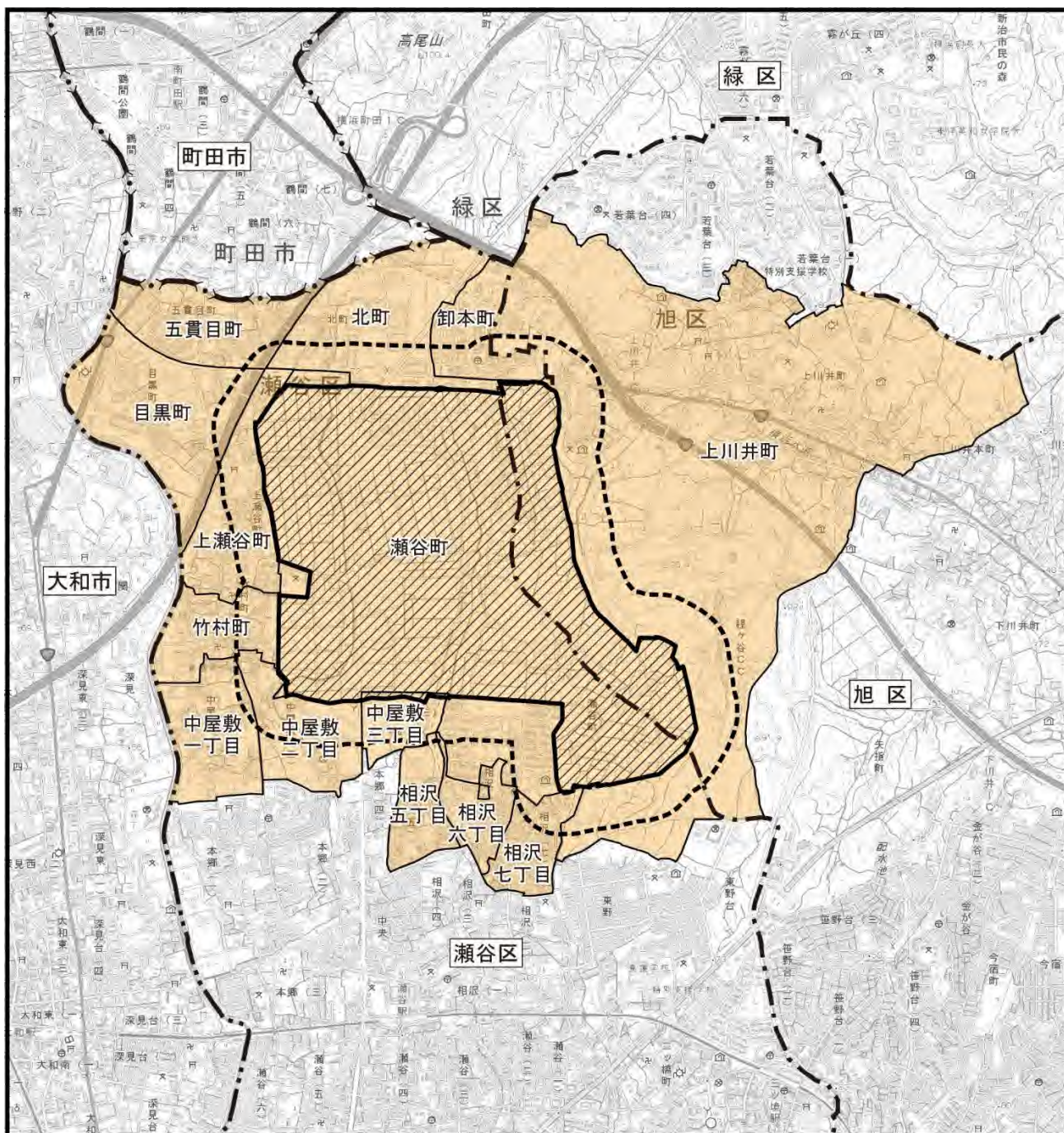
「都市計画主務省令第7条の規定により読み替えて適用される改正主務省令第18条」による環境影響を受ける範囲と認められる地域（関係地域）については、「面整備事業環境影響評価技術マニュアル（Ⅱ）」（面整備事業環境影響評価研究会 平成11年11月）や「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所 平成25年3月）を参考に、大気質、騒音、振動、動物、植物、生態系の項目について検討した結果、対象事業実施区域の区域境界から約200mとし、図13-1に示します。

13.2 対象地域

市条例による対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、大気質、騒音、振動、動物、植物、生態系の影響等を考慮し、表13-1及び図13-1に示します。

表 13-1 対象地域

自治体名	町名
横浜市 瀬谷区	瀬谷町、北町、五貫目町、目黒町、上瀬谷町、竹村町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、中屋敷三丁目、卸本町、相沢五丁目、相沢六丁目、相沢七丁目
横浜市 旭区	上川井町



凡 例

-  対象事業実施区域
-  都県界
-  市界
-  区界
-  区域境界から200m圏
-  対象地域

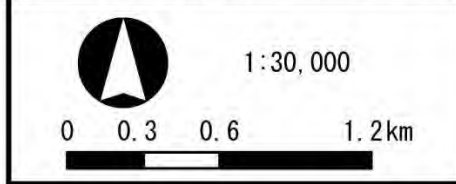


図 13-1 環境影響を受ける範囲と認められる地域及び対象地域

第14章 環境影響評価の受託者の名称

名 称 : 玉野総合コンサルタント株式会社

代表者の氏名 : 代表取締役社長 牧村 直樹

住 所 : 愛知県名古屋市東区東桜二丁目 17 番 14 号